

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【事業年度】	2025年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (Chief Executive Officer) クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (Chief Financial Officer) ラジャ・アクラム (Raja Akram)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 (Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒田 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒田 康之 同 佐々木 公樹 同 角 勇輝 同 大島 考雄 同 川崎 薫
【連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1828
【縦覧に供する場所】	該当なし。

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とは当行およびその連結子会社を指す。

(注2) 原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1.00ユーロ=185.66円)により計算されている。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

###### 概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)  
商法第105条ないし第152条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。
- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)  
商法第161条ないし第179条の適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。
- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)  
有限会社がその唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。
- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)  
有限会社法の適用を受け、法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。  
最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。
- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)  
株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくとも譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

###### 設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地
- 会社の目的
- 資本の額
- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額ごとの株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数
- 株式の記名式・無記名式の別。ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、記名式株式および無記名式株式はどちらも同等に一般的である。
- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則
- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地
- 目的
- 資本の額
- 定款作成日
- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

###### 株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建てで、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および第71条a)ないしd)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第(3)項および第(4)項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登記されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

## 株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック危機の間、バーチャル株主総会は適用除外として許容されていたが、法改正により恒久的にバーチャル株主総会の開催が可能となった。2023年9月1日以降に全面適用となったこれらの新たな規則のもと、株主総会で定款を変更した場合のみ、バーチャル株主総会の開催が可能である。かかる変更は恒久的に認められるものではなく、遅くとも5年後に更新が必要となる。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。

総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 上場会社の取締役および監査役の報酬体系および報酬報告書
- (4) 取締役および監査役の責任解除
- (5) 決算監査人の選任
- (6) 定款変更
- (7) 資本増加および資本減少
- (8) 特別監査人の選任
- (9) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第(3)項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は通常、所有株式の額面金額に比例するが、2023年12月以降は、影響を受けるすべての株主の承認を得て、複数議決権株式を記名式株式として設定することができる。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授けられた代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

## 経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を同時に兼務することはできない。

## 取締役会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会が取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならず、当該報酬体系に重要な変更があった場合および少なくとも4年に一度は株主総会の承認を要する。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーペインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

## 監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注）

（注）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者
- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25d条第(3)項および(3a)項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてその構成員の男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条ないし第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された三つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。再任することは妨げない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。上場株式会社においては、報酬は少なくとも4年に一度、株主総会によって決定される。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

## 財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（合わせて「財務書類」と総称する。）ならびにマネジメント・レポートを作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、マネジメント・レポート、監査役会報告書を付して電子化の上、会社の登記所（Unternehmensregister）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく会社の登記所に送付されるよう手配しなければならない。

## 利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

## 企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

## 定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

## 連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。商法第315条 a および国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606 / 2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。

### （2）【提出会社の定款等に規定する制度】

#### A. 株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

#### B. 株 主 総 会

取締役会および監査役会はその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

#### C. 取 締 役 会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

#### D. 監 査 役 会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

- a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与
- b) 500百万ユーロ超に相当する不動産の取得および処分
- c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与
- d) 10億ユーロ超に相当する他の持分の取得および処分

500百万ユーロ超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

#### E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびにマネジメント・レポートを作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法第58条第(4)項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

## 2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国と同様に、国連安全保障理事会の決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令がドイツにおいて発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合は包括的共同作業計画に基づき、イランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、2025年10月をもって同合意が失効したことにより、当該制裁が再発動された。

さらに、ウクライナでの戦争を受けて、欧州連合、米国、英国およびその他の国々がロシア、ベラルーシおよびウクライナの特定の地域の居住者であり、ならびに/またはロシアもしくはベラルーシに国籍を有する自然人および法人に対して広範にわたる制裁を課した。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領したまたはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ（または外国通貨による相当額）を超える支払いについて、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外および適用される制裁を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の株主に対する資金の移管または配当その他の支払いの送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

## 3【課税上の取扱い】

### ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定（DTT）に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTのもとで適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより受けることができる。

還付を受けるためには、特別な申請書が連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に電子的に提出されなければならない。そのため、申請者はBZSt-Online-portal（BOP）：[https://online.portal.bzst.de/DE/Home/home\\_node.html](https://online.portal.bzst.de/DE/Home/home_node.html)を利用しなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設（Betriebsstätte）の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者とともに当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbchaftsteuer）が課される。

### 日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支

払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。下記「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 2 . 日本における実質株主の権利行使に関する手続 - ( 4 ) 配当等に関する課税上の取扱い」の項を参照のこと。

#### 4【法律意見】

当行グループの法務部は、ディレクター兼アソシエイト・ジェネラル・カウンセルであるローランド・シュミットブレッチャー (Roland Schmidtbleicher) 氏およびディレクター兼上席法律顧問であるティロ・シューラー (Thilo Schüler) 氏による次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国の法律に基づき有効に存続する株式会社である。
- (2) 本書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述は、当該記述が本書で説明されるドイツ連邦共和国の法令の特定の規定を要約した記載である限りにおいて、すべての重要な点において真実かつ正確である。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益	10,640 (19,754)	12,425 (23,068)	12,097 (22,459)	11,235 (20,859)	13,985 (25,965)
利息以外の収益合計	14,255 (26,466)	13,560 (25,175)	15,277 (28,363)	17,027 (31,612)	16,404 (30,456)
純収益合計	25,410 (47,176)	27,210 (50,518)	28,879 (53,617)	30,092 (55,869)	32,096 (59,589)
税引前利益（損失）	3,390 (6,294)	5,594 (10,386)	5,678 (10,542)	5,291 (9,823)	9,731 (18,067)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	2,365 (4,391)	5,525 (10,258)	4,772 (8,860)	3,366 (6,249)	6,931 (12,868)
包括利益（損失）合計（税引後）	3,844 (7,137)	5,392 (10,011)	4,255 (7,900)	4,236 (7,865)	3,999 (7,425)
普通株式	5,291 (9,823)	5,291 (9,823)	5,223 (9,697)	5,106 (9,480)	4,891 (9,081)
株主持分合計	58,027 (107,733)	61,959 (115,033)	64,486 (119,725)	66,276 (123,048)	66,933 (124,268)
資産合計	1,323,993 (2,458,125)	1,336,788 (2,481,881)	1,312,331 (2,436,474)	1,387,177 (2,575,433)	1,435,067 (2,664,345)
普通株式等Tier 1 資本比率（CRR/CRD 4 適用ベース）（%）（注2）	13.2	13.4	13.7	13.8	14.2
Tier 1 自己資本率（CRR/CRD 4 適用ベース）（%）（注2）	15.7	15.7	16.1	17.0	17.5
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	27.62 (5,128)	29.74 (5,522)	31.64 (5,874)	33.41 (6,203)	34.51 (6,407)
基本的1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注3）	0.96 (178)	2.42 (449)	2.07 (384)	1.40 (260)	3.16 (587)
希薄化後1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注4）	0.93 (173)	2.37 (440)	2.03 (377)	1.37 (254)	3.09 (574)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-2,952 (-5,481)	-2,113 (-3,923)	5,606 (10,408)	-28,584 (-53,069)	47,064 (87,379)
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,595 (43,806)	-17,175 (-31,887)	-2,576 (-4,783)	-6,781 (-12,590)	-26,311 (-48,849)
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,630 (3,026)	614 (1,140)	-2,852 (-5,295)	-646 (-1,199)	-6,834 (-12,688)
現金および現金同等物の期末残高	179,946 (334,088)	165,626 (307,501)	163,768 (304,052)	130,666 (242,594)	138,277 (256,725)
従業員数（常勤相当）（人）	82,969	84,930	90,130	89,753	89,879

（注1）連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）CRR/CRD 4 フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。

（注3）各年度の基本的1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。2025年の利益（損失）は、その他Tier 1 資本証券のクーポンとして支払われた761百万ユーロ（税引前）によって調整されており、そのうち2025年第2四半期に728百万ユーロ、また2025年第4四半期に32百万ユーロが計上された。2024年第2四半期、2023年第2四半期、2022年第2四半期および2021年第2四半期の利益（損失）は、その他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロおよび363百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

（注4）各年度の希薄化後1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数（いずれも想定される株式転換後の数値）で除して計算されている。2025年の利益（損失）は、その他Tier 1 資本証券のクーポンとして支払われた761百万ユーロ（税引前）によって調整されており、そのうち2025年第2四半期に728百万ユーロ、また2025年第4四半期に32百万ユーロが計上された。2024年第2四半期、2023年第2四半期、2022年第2四半期および2021年第2四半期の利益（損失）は、その他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロおよび363百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

## (b) ドイツ銀行（非連結ベース）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
収益合計	26,252 (48,739)	44,592 (82,790)	79,246 (147,128)	85,519 (158,775)	65,126 (120,913)
営業利益	121 (225)	-217 (-403)	5,466 (10,148)	2,509 (4,658)	6,285 (11,669)
当期純利益（損失）	1,919 (3,563)	5,506 (10,222)	4,999 (9,281)	2,883 (5,353)	6,183 (11,479)
資本金	5,291 (9,823)	5,291 (9,823)	5,223 (9,697)	5,106 (9,480)	4,891 (9,081)
資産合計	1,020,109 (1,893,934)	1,052,343 (1,953,780)	1,060,231 (1,968,425)	1,128,403 (2,094,993)	1,186,374 (2,202,622)
純資産額（資本金および剰余金）	34,913 (64,819)	39,625 (73,568)	43,552 (80,859)	44,884 (83,332)	48,669 (90,359)
1株当たり純資産額（1株当たり 資本金および剰余金）（ユーロ （円））（注1）	16.89 (3,136)	19.17 (3,559)	21.35 (3,964)	22.50 (4,177)	23.60 (4,382)
1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	0.93 (173)	2.66 (494)	2.45 (455)	1.45 (269)	3.24 (602)
1株当たり配当 （ユーロ（円））	0.20 (37)	0.30 (56)	0.45 (84)	0.68 (126)	1.00 (186)
配当性向（%）	21.5	11.3	18.4	47.0	30.9
従業員数（人）（注2）	35,848	35,325	36,285	36,815	36,320

（注1）配当可能利益を除く。2025年の数値については、配当可能利益は資本金および剰余金から差し引かれている。

（注2）常勤相当の平均従業員数。

## 2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Deutsche Bank Aktiengesellschaft）という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。

ドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft）、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft）およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft）の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律（Law on the Regional Scope of Credit Institutions）に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

ドイツ銀行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。ドイツ銀行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12であり、ドイツ銀行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 経営および財務の概況 - ドイツ銀行グループ - ドイツ銀行の組織 - 重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

### 3【事業の内容】（2025年12月31日現在）

#### （1）会社の目的

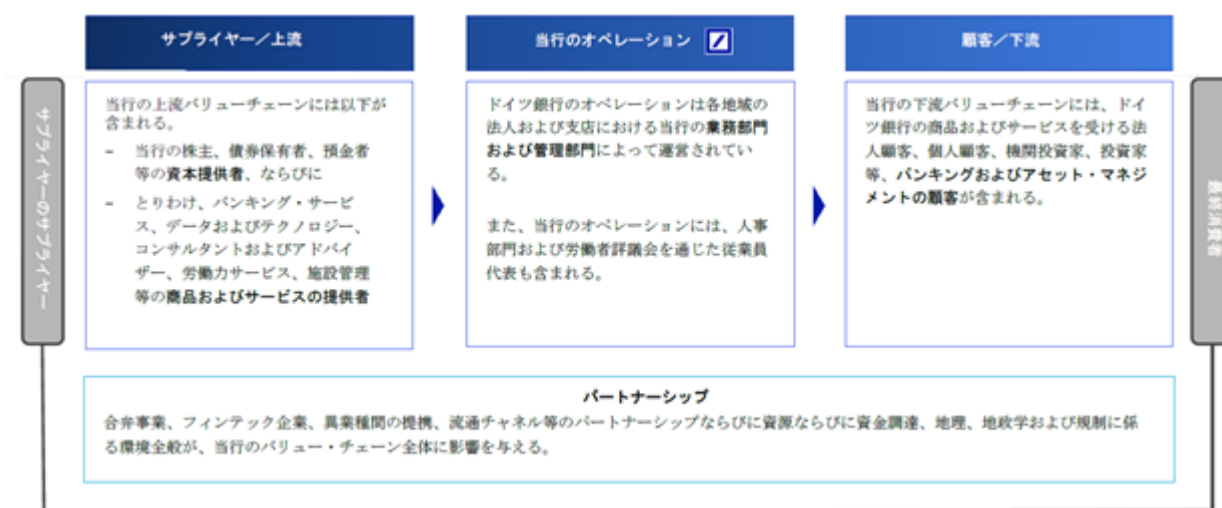
ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行い、また一切の手段を講じることができる。

#### （2）事業の内容

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2025年12月31日現在の総資産規模が1兆4,350億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2025年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で89,879名であり、55ヶ国において1,179支店（このうち64%がドイツ国内）を運営している。

#### ドイツ銀行のバリュー・チェーン

ドイツ銀行のビジネス・モデルは、当行のバリュー・チェーン（上流バリュー・チェーン、当行のオペレーションおよび下流バリュー・チェーンから成る。）のもと、環境・社会・ガバナンスの問題に関する影響、リスクおよび機会を考慮している。下表は、ドイツ銀行のバリュー・チェーンを図示し、その構成要素を説明したものである。



#### 無形資源

経済的観点からドイツ銀行のビジネス・モデルにとって最も重要な無形資源は、顧客関係および従業員である。その他の重要な無形資源は、当行のブランド名ならびにデータおよびソフトウェアである。IFRSで要求される場合には、無形資源は、貸借対照表に計上され、連結財務諸表にその説明が開示される。

サステナビリティに関連する当行の重要なトピックに対する影響、リスクおよび機会については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント」の項に記載されている。

#### ドイツ銀行の組織モデル

2025年12月31日現在、当行は以下の事業セグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所

- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各事業セグメントに関連する資本的支出または資産の処分は、以下の各コーポレート部門の概要に記載されている。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称、所在地および事業の内容は、当行グループの関係会社の自己資金およびドイツ銀行グループの資本持分とともに、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記44 保有株式」の項に記載されている。

### (3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。(当行の子会社であったドイチェ・ユーバーゼーイッシュ・バンク(Deutsche Überseeische Bank)の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。)と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるドイツ銀証券会社(DB Capital Markets (Asia) Ltd.)(当行が議決権付株式資本の50%を保有する。)の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド(Vaubel & Partners Ltd.)の持分を取得

- DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー(DB Capital Management International GmbH)の全額出資子会社であるDBキャピタル・マネジメント(アジア)リミテッド(DB Capital Management (Asia) Ltd.)を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立

1988年 - ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得

1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス(HK)リミテッド(DB Asia Finance (HK) Ltd.)の駐在員事務所を東京に開設

- 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

- ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場

1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.)が合併し、DBモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド(DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.)を東京に設立

1991年 - ドイツ銀証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得

1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド(Roland Berger & Partner Ltd.)に変更

1994年 - ドイツ銀証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得

- ドイツ銀証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。

1996年 - ドイツ銀証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社(Deutsche Morgan Grenfell Capital Markets Limited)」に名称変更

- 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行(Chase Manhattan Trust and Banking Company (Japan), Ltd.)を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行(Deutsche Morgan Grenfell Trust Bank Limited)に名称変更

1998年 - ナットウェスト・デリバティブス(NatWest Derivatives)の営業拠点の獲得完了

- ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社(Deutsche Securities Limited)」に名称変更

1999年 - バンカース・トラスト(Bankers Trust)の日本における営業所の獲得完了

2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖

- バンカース・トラスト東京支店閉鎖

- DMG信託銀行(DMG Trust Bank Limited)の持分の大半を売却

2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖

2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得

2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社(Deutsche Securities Inc.)に譲渡

- ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(Deutsche Asset Management (Japan) Ltd.)およびドイチェ信託銀行株式会社(Deutsche Trust Bank Ltd.)の資産運用サービス業務を統合

- ドイツ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社 ( DB Trust Company Limited Japan ) に移管し、信託銀行免許を返上

2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止

2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録

2014年 - DB信託株式会社が「ドイツ信託株式会社 ( Deutsche Trust Company Limited Japan ) 」に名称変更

2017年 - ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録

2020年 - ドイツ信託株式会社の全株式をSanne Group Japan株式会社 ( Sanne Group Japan KK. ) ( 現在の商号Sanne Group Japan信託株式会社 ( Sanne Group Japan Trust Company Limited ) ) に売却

#### 4 【関係会社の状況】

##### ( 1 ) 親会社

当行には親会社はない。

##### ( 2 ) 子会社および関連会社等 ( 2025年12月31日現在 )

ドイツ銀行は、子会社274社、連結ストラクチャード・エンティティ264事業体および持分法により会計処理されている会社51社を有している。

ドイツ銀行の主要な連結子会社は、下記のとおりである。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	ドイツ銀行との関係内容
DBユーエスエー・コーポレーション ( DB USA Corporation )	ウィルミントン	3,774米ドル	金融会社	100	-
ドイツ・バンク・アメリカズ・ホールディングCorp. ( Deutsche Bank Americas Holding Corp. )	ウィルミントン	120米ドル	金融会社	100	-
DB U.S. ファイナンシャル・マーケット・ホールディング・コーポレーション ( DB U.S. Financial Markets Holding Corporation )	ウィルミントン	23,672米ドル	金融会社	100	-
ドイツ・バンク・セキュリティーズ Inc. ( Deutsche Bank Securities Inc. )	ウィルミントン	2,000米ドル	証券業	100	-
ドイツ・バンク・トラスト・コーポレーション ( Deutsche Bank Trust Corporation )	ニューヨーク	1米ドル	金融会社	100	-
ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ ( Deutsche Bank Trust Company Americas )	ニューヨーク	2,127,308,670米ドル	商業銀行業	100	-
ドイツ・バンク・ルクセンブルクS.A. ( Deutsche Bank Luxembourg S.A. )	ルクセンブルク	3,959,500,000ユーロ	商業銀行業	100	-
DBベタイルグングス-ホールディングGmbH ( DB Beteiligungs-Holding GmbH )	フランクフルト	50,000ユーロ	金融持株会社	100	-
DWSグループGmbH & Co. KGaA ( DWS Group GmbH & Co. KGaA )	フランクフルト	200,000,000ユーロ	金融会社 / 投資持株会社	79	-

( 注 ) 上記に加え、当行は、ドイツ証券株式会社 ( DSI ) を日本における重要な連結子会社と考えている。当行の証券取引業務は、日本において主にDSIによって展開されている。

#### 5 【従業員の状況】 ( 2025年12月31日現在 )

##### ( 1 ) ドイツ銀行グループ ( 連結 )

従業員数 ( 常勤相当 )	89,879人
コーポレート・バンク ( 常勤相当 )	26,886
インベストメント・バンク ( 常勤相当 )	20,531
プライベート・バンク ( 常勤相当 )	35,977
アセット・マネジメント ( 常勤相当 )	5,426
コーポレートおよびその他 ( 常勤相当 ) ( 全社共通インフラ割当分、従業員数 ( 常勤相当 ) を含む。 )	36,922

(注)四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行

従業員数(常勤相当)	36,001人
平均年齢	44.7歳
平均勤続年数	15.8年
平均年間給与	188,118ユーロ

(3) 2025年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計89,879名であった(2024年12月31日現在:89,753名)。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2025年12月31日現在、2024年12月31日現在および2023年12月31日現在における当行の従業員数(常勤相当)を示している。

従業員(注1)	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ドイツ	33,386	35,160	36,195
欧州(ドイツを除く。)	17,847	17,672	18,103
アジア/太平洋、中東およびアフリカ	30,669	28,930	27,601
北アメリカ(注2)	7,713	7,744	8,033
ラテン・アメリカ	264	247	199
従業員数合計	89,879	89,753	90,130

(注1)従業員数(常勤相当)。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

(注2)主に米国。

2025年において、当行の従業員数は、主にドイツにおける減少により一部相殺されたものの、アジア/太平洋、中東およびアフリカにおける増加を主因として、126名、率にして0.1%増加した。

- ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再編施策を主因として、従業員数が1,773名、率にして5.0%減少した。
- 北アメリカでは、テクノロジー、データおよびイノベーションにより一部相殺されたものの、プライベート・バンク、アセット・マネジメントおよびほとんどすべての管理部門における減少を主因として、従業員数が31名、率にして0.4%減少した。
- ドイツを除く欧州では、イタリア、オランダおよび英国における減少により一部相殺されたものの、ルーマニアのオペレーション・センターにおける増加を主因として、従業員数が175名、率にして1.0%増加した。
- アジア/太平洋、中東およびアフリカでは、インドおよびそのオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員数が1,739名、率にして6.0%増加した。

以下の表は、2025年12月31日現在、2024年12月31日現在および2023年12月31日現在における部門別の従業員数(常勤相当)の分布を示している。

従業員(注1)	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
コーポレート・バンク(CB)	18.5%	18.0%	17.4%
インベストメント・バンク(IB)	9.1%	9.0%	8.9%
プライベート・バンク(PB)	26.0%	27.7%	29.1%
アセット・マネジメント(AM)	5.4%	5.1%	4.9%
管理部門	41.1%	40.2%	39.7%

(注1)従業員数(常勤相当)。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、全セグメントにおける増加により、従業員数が471名、率にして2.9%増加した。
- インベストメント・バンクでは、債券および為替における増加を主因として、従業員数が132名、率にして1.6%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員数が1,558名、率にして6.3%減少した。

- アセット・マネジメントでは、チーフ・テクノロジー・オフィスの強化を主因として、従業員数が260名、率にして5.7%増加した。
- 管理部門では、当行の内部化戦略に起因するテクノロジー、データおよびイノベーションでの増加を主因として、従業員数が821名、率にして2.3%増加した。

(4) 女性従業員比率

ドイツ銀行の日本国内の連結子会社であるドイツ証券株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定等に基づき、以下の情報を開示している。

管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注3)		
		全労働者	正規雇用 労働者	非正規雇用 労働者
27.3	0.4	55.1	54.7	90.2

(注1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき、2025年12月31日時点の従業員数により算出したものである。正社員、契約社員および特別支援が必要な従業員を含む。

(注2) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、2025年12月31日時点の正社員のみを対象に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

(注3) 男女の賃金差異は、2025年1月から2025年12月の実績をもとに、女性労働者の平均年間賃金 ÷ 男性労働者の平均年間賃金 × 100%として算出している。また、課税支給金を集計し、非課税の通勤手当を除き、海外からの出向受入社員も除いている。

女性従業員比率に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員 - 主要従業員数」の項を参照のこと。

### 第3【事業の状況】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、当行グループの当連結会計年度末現在の評価に基づくものである。

#### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

##### 世界経済

経済成長率(%) (注1)	2025年(注2)	2024年(注3)	主な要因
世界経済	3.4	3.4	2025年、世界経済は安定した成長軌道を維持した。米国と主要貿易相手国との貿易交渉の進展や的を絞った関税引下げにより、貿易政策の不確実性は著しく低下した。同時に、インフレ圧力の緩和が家計消費を支え、中央銀行がさらなる利下げを実施する余地が生まれた。
このうち：先進国	1.8	1.7	先進国は交渉による貿易妥協の恩恵を受け、政治的不確実性全般が軽減された。GDP成長率は国によって異なったものの、ほとんどの市場でインフレ率は低下した。こうした状況下で、複数の中央銀行は以前の引き締めの水準から主要政策金利の利下げを継続した。
このうち：新興国市場	4.5	4.5	新興国市場は、米国の関税措置に起因するマイナス成長と貿易ショックに対して予想以上の回復力を見せた。インフレ率の抑制と米ドル高の緩和が相まって、複数の中央銀行は金融緩和の余地を広げた。さらに、外部からの財政刺激策の改善とエネルギー価格の低下が、経済活動全般をさらに支えた。
ユーロ圏経済	1.5	0.8	貿易における外部からの逆風が続く中、ユーロ圏経済は堅調な国内需要に支えられ、力強い成長を維持した。ただし、GDP成長率は地域によってばらつきが見られた。インフレ率は欧州中央銀行( ECB )の目標である2%に向けて低下傾向にあったため、ECBは当年度下半期も預金金利を中立水準に据え置くことができた。
このうち：ドイツ経済	0.2	-0.5	ドイツ経済は引き続き対外貿易における競争力の低下に直面している。拡張的な財政政策は当初はいくらかプラスの刺激を与えたものの、国内需要は低迷したままであった。インフレの緩和は個人消費を支えたものの、全体的な景況感は依然として弱く、堅調な労働市場の減速は鈍化している。
米国経済	2.2	2.8	米国では、連邦政府機関の閉鎖により当年度下半期の経済活動が低迷したものの、特にAI関連技術への投資が成長を大きく支えた。また、食料輸入関税の引下げはインフレ圧力の緩和に貢献した。労働市場における新たなリスクを考慮し、インフレ率が目標を上回っているにもかかわらず、連邦準備制度理事会( FRB )は主要政策金利の利下げを継続した。
日本経済	1.2	-0.2	米国の関税措置が日本経済に及ぼす影響は限定的であり、企業景況感は堅調に推移した。実質的な従業員者報酬の増加が個人消費の回復を支えたものの、インフレ率は主に食料価格の高騰により高止まりした。こうした状況を踏まえ、日本銀行は金融政策の引き締めを継続した。
アジア経済(注4)	5.5	5.2	アジア経済のGDP成長は、主にインドの力強い経済成長に牽引され、中国もこれに寄与した。インフレ率は複数の経済圏で著しく低下し、個人消費を押し上げ、一部の中央銀行に政策金利のさらなる利下げの余地をもたらした。

このうち：中国経済	5.0	5.0	中国は公式の成長目標を達成したが、過剰生産能力と過度な競争を抑制するための政策措置が主因となり、年間を通じて成長の勢いは鈍化した。また、耐久消費財の販売促進に向けた政府の取組みも、時間の経過とともに効果が薄れていった。
-----------	-----	-----	---

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%)。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) 2024年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂された。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

(注4) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

## 銀行業界

2025年12月31日現在

前年比 成長率(%)	法人向け 貸出	個人向け 貸出	法人預金	個人預金	主な要因
ユーロ圏	2.0	2.6	3.2	3.0	低金利と力強い経済成長に支えられ、個人向け貸出と法人向け貸出はともに年間を通じて顕著な伸びを示し、特に個人向け貸出の伸びは法人向け貸出を上回った。しかしながら、成長率はまだインフレ率を大きく上回るには至っていない。一方、家計および企業からの預金は2025年を通じて概ね勢いを維持し、堅調なペースで成長を続けた。
このうち： ドイツ	0.7	1.9	2.4	2.8	2025年には民間部門の信用動向が改善し、住宅ローン市場の金利上昇に後押しされ、家計向け貸出が企業向け貸出よりも大幅に増加した。企業向け貸出の低迷は、貿易政策の不確実性やドイツの国際競争力不足への懸念、変革の課題等、投資意欲に影響を与える様々な要因が影響したためと考えられる。銀行貸出調査によると、ここ数四半期で信用需要は増加した。2024年の急増後に減速したものの、法人顧客と個人顧客からの預金の伸びは貸出の伸びを引き続き上回った。
米国(注1)	3.3	2.8	4.2(注1)	4.2(注1)	法人や家計への貸出は年間を通じて勢いを増し続けたが、その拡大ペースは現在インフレ率とほぼ同水準であり、民間部門はもはや債務を削減していない。預金全体の勢いは引き続き高金利に支えられ、大幅に加速した。
中国	9.0	0.5	3.7	9.7	法人向け貸出は2025年も堅調なペースを維持したが、それでもパンデミック以前の時代以来の最低水準となった。対照的に、個人向け貸出は停滞し、記録開始以来の約20年間で最も低迷している。預金面では、家計向け貸出は引き続き好調であった一方、法人向け貸出は前年の小幅な縮小の後、緩やかに回復した。

(注1) セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2025年のグローバルのインベストメント・バンキングおよび資本市場の手数料プールは、12%増加して920億ユーロとなり、これは当行の内部記録では2021年に次いで2番目に高いインベストメント・バンキングの手数料プールとなった。これは、2022年と2023年の市場低迷の後、2年連続で二桁成長を記録したことを意味しており、2025年の手数料プールは2023年の水準を43%上回った。成長の主な原動力となったのは合併および買収(M&A)の手数料プールで、2021年のピークをわずかに下回る水準である370億ユーロに達し、全体の増加額97億ユーロのうち53億ユーロを占めた。M&Aの中では、100億ユーロを超える「メガ」取引の活動が急増し、発表された取引量は2倍超となった。エクイティ・キャピタル・マーケッツ、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケッツおよびデット・キャピタル・マーケッツにおいても手数料プールがそれぞれ16%、7%および8%増加し、合わせて残りの44億ユーロの増加額に貢献した。地域別に見ると、グローバルの手数料プールは、3%の成長が見られた欧州、中東およびアフリカ(EMEA)から、それぞれ14%と16%の成長を遂げた米国とアジア太平洋(APAC)へとシフトした。英国とアイルランドは引き続き世界のトレンドに遅れを取り、手数料プールは2%減少した。グローバル・スポンサー活動は6%増加したが、企業活動はそれを上回る14%増となった。しかしながら、スポンサーM&Aの発表件数が46%増加したことは、2026年に向けてプライベート・エクイティ活動にとってより好ましい環境が整いつつあることを示している。債券

では、収益プールが2025年も依然として高い水準を維持しており、ドイツ銀行の評価では、前年比でさらに増加した。外国為替取引は、当年度上半期のボラティリティの高まりとデリバティブ取引の広範な成長に支えられ、世界で最も取引量の多い110通貨すべてで増加したと予想される。金利の収益は、顧客からの強い需要と市場環境の改善を反映して大幅に増加し、新興国市場の収益も前年比で改善した。クレジット取引の業績は、2025年度第2四半期の米国の関税政策に対する反応を受けて、2025年度下半期に市場が力強く回復したことから、概ね前年並みであった。ファイナンスでは、顧客の需要が堅調に推移し、収益プールが前年を上回るとの見通しを支えた。

## 事業戦略

2025年の目標を達成することで、グローバル・ハウスバンクを拡大するための強固な基盤を築く  
2025年度



## グローバル・ハウスパンク

ドイツ銀行の2025年の戦略および財務のロードマップは、当行を強固なヨーロッパの基盤および幅広い国際ネットワークに裏打ちされたグローバル・ハウスパンクとして位置付けることを目標としていた。戦略は2025年財務目標および資本目標を達成することに集中し、継続的な地政学的およびマクロ経済的不確実性の中で、さらに重要となってきた優先事項であるリスク管理、サステナビリティおよびテクノロジーという三つの主要な柱を基礎としていた。2025年末までに、当行は主要な財務目標および資本目標を達成または上回り、その結果、グローバル・ハウスパンクを拡大するための堅固な基盤を築いた。

2025年11月のインベスター・ディープ・ダイブ（Investor Deep Dive）において、ドイツ銀行は戦略の次の段階ならびに2028年の財務目標および資本目標を発表した。当行の収益性回復および基盤強化を踏まえ、当行はグローバル・ハウスパンクの拡大で価値創造を加速させることに注力する。ドイツ銀行の目標は、変化する環境の中で顧客から信頼されるパートナーとしての立場を土台に、さらなる大きな成長の可能性を引き出すことである。当行の長期展望は、欧州水準で重要な事業セグメントにおけるリーダーシップ、市場を牽引する利益率、深さと規模を兼ね備えたグローバルな存在感およびAIを活用したイノベーション重視の組織によって特徴付けられる、銀行業務における欧州チャンピオンになることである。

### ドイツ銀行の2025年重要評価指標

#### 財務目標：

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を10%超とする。
- 2021年から2025年までの複合年平均収益の伸び率を5.5%から6.5%の間とする。
- 費用収益比率を65%未満とする。

#### 資本目標：

- 普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率を13.5%から14.0%の範囲で運用し、最大分配可能額（MDA）に対して200ベースポイントの距離を下限とする。
- 2025年以降の配当性向合計を50%とする。

### すべての分野での進捗により成長の次の段階のための強固な基盤を築く

ドイツ銀行は、2025年にグローバル・ハウスパンク戦略の加速実行におけるすべての柱で、目標を達成した。

収益成長の観点では、2025年の純収益は321億ユーロに増加し、2024年の301億ユーロから7%の伸びとなり、2025年の当行の収益目標である約320億ユーロに沿うものとなった。2021年から2025年末までは、複合年平均収益の伸び率6.0%（当行の目標範囲である5.5%から6.5%の中間値）で収益が成長した。

業務効率化の面では、ドイツ銀行は2025年末までに25億ユーロの業務効率化プログラムを予定どおり完了した。施策には、ドイツ国内の当行プラットフォームの最適化および特に顧客対応以外の業務における人員削減が含まれていた。

ドイツ銀行の資本効率化プログラムは、2025年末までに累計で310億ユーロ相当のリスク・ウェイトド・アセット（RWA）削減効果をもたらし、2025年末の目標範囲の250億ユーロから300億ユーロの上限を上回った。これらの効率化により、当行の2025年末のCET 1 資本比率は14.2%となり、当行が目標とする運用範囲の13.5%から14.0%をやや上回り、2024年末の13.8%から上昇した。

2025年中、当行は2024年に係る資本分配23億ユーロを実施した。これは2024年から約50%の増加であり、1株当たり0.68ユーロ、合計で13億ユーロの配当および10億ユーロの自社株の買戻しが含まれていた。2026年については、ドイツ銀行は2026年5月の当行の年次株主総会において、2024年の1株当たり0.68ユーロから50%増配して、2025年度に係る配当を1株当たり1.00ユーロ、合計で約19億ユーロとすることを提案する予定である。当行はまた、2025年に係る追加の自社株の買戻しの上限を10億ユーロとする通常の承認も得ていた。以上のこれらの施策により、株主への累積資本分配はさらに29億ユーロ増加し、2025年に係る分配は当行のコミットメントである2025年の配当性向50%に一致する。したがって、2022年から2026年に支払われる予定である2021年度から2025年度に係る累積資本分配は合計85億ユーロとなり、当行の当初の資本分配目標である80億ユーロを上回る。

### サステナビリティ

サステナビリティは、ドイツ銀行の戦略の基本的な側面である。2025年、当行はサステナビリティ戦略の四つの柱であるサステナブル・ファイナンス、方針およびコミットメント、人材および自社の事業運営ならびにソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントに引き続き注力した。

ドイツ銀行は、パリ協定の目標および国連（UN）の持続可能な開発目標の達成への貢献を最大化するため、意欲的な目標を設定した。サステナビリティに関する主な目標および目的は以下のとおりである。

- ドイツ銀行は、2020年から2030年末までの期間を対象に累計9,000億ユーロのサステナブル・アンド・トランジション・ファイナンス目標を新たに設定し、グローバルな改革の中で当行の顧客から信頼されるパートナーとしての役割を強化した。当行は、2020年1月から2025年末までに合計5,000億ユーロのサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の取引高累計（アセット・マネジメント（DWS）を除く。）を実現することを目標とした。2025年末までに、ドイツ銀行の取引高累計は4,710億ユーロ（アセット・マネジメント（DWS）を除く。）に到達し、取引高の増加分は2024年の930億ユーロから2025年には980億ユーロに増加した。当初の目標は2025年末までに達成されなかったが、ドイツ銀行は引き続き顧客に対するサステナブル・ファイナンスおよびESG投資ソリューションの提供に尽力しており、2026年上半年に5,000億ユーロを上回る見込みである。期間中の当初目標達成の進捗は、金利上昇、規制の動向および政策環境の変化といった、複数の要因の影響を受けた。
- ドイツ銀行は、国連の持続可能な開発目標に沿って、生物多様性および生態系の保全・回復を支援するため、2027年末までに300件の取引を促進するという自然に関する目標を導入した。
- ドイツ銀行は、排出量ネットゼロを2050年までに達成することに尽力している。過年度において、ドイツ銀行は法人向け貸出金残高における八つの炭素集約型セクターについてのネットゼロ目標を設定し、この中間目標を2030年末まで、最終目標を2050年末までとした。
- ドイツ銀行は、2025年までに、電力の100%を再生可能エネルギー源から調達することを計画し、この目標を達成した。
- 2021年、当行は2025年末までに世界全体（アセット・マネジメントを除く。）のマネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデントの構成において、少なくとも35%を女性が占めるという意欲的な目標（「'35 by 25' program」として知られる。）に尽力した。2025年末には、世界全体で当行のマネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデントに占める女性の割合は34.1%となり、2021年から2025年にかけて上級役職における女性の割合は4.2パーセント・ポイント増加した。
- 当行は、取締役会の二階層下（MB-1およびMB-2）でジェンダー多様性を高めることを目指し、2025年末までにこれらの職位において女性が30%を占めることを目標としている。これにより、取締役会の後継者パイプラインにおける機会均等を促進する。当行はMB-1については実質的に目標を達成し、MB-2については28.2%に達した。ドイツの法的要件に従い、当行は取締役会の二階層下に対する目標を2025年以降も継続し、現地法を考慮した上で、2026年末までにMB-1およびMB-2ともに女性比率を32.5%とすることを目標とする。

2025年、ドイツ銀行はサステナビリティ・アジェンダの実施をさらに進展させ、これが大手ESG格付機関から評価された。ドイツ銀行は、CDP、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレート・サステナビリティ評価およびサステナリティクスによるESG格付において格上げされ、MSCIで良好な評価を得たことを確認した。

2025年、ドイツ銀行は初のトランジション・ファイナンス・フレームワークを公表し、排出削減が困難なセクターにおけるネットゼロ移行のための資金調達に関する明確なルールを定めた。さらに、当行は最新のデータおよび主要な実績を反映して移行計画を更新し、サステナブル・ファイナンス・フレームワークに対する関連する調整に合わせてサステナブル・インストルメント・フレームワークを2026年1月1日付で更新した。

ドイツ銀行のサステナビリティ戦略および独自のサステナビリティ戦略を設定しているDWSの詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ガバナンス」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ戦略」の項を参照のこと。

## グローバル・ハウスバンクの拡大

当行は、ドイツ銀行の改革で得られた進展が、2028年まで持続可能な成長を実現するための強固な基盤を築いたと考えている。2025年11月のインベスター・ディープ・ダイブで、ドイツ銀行は2028年までの期間の戦略および財務のロードマップを提示し、グローバル・ハウスバンクとしての地位をさらに拡大する計画の概要を発表し、2028年の財務目標および資本目標を示した。

## ドイツ銀行の2028年重要評価指標

### 財務目標：

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を13%超とする。
- 費用収益比率を60%未満とする。

### 資本目標：

- CET 1 資本比率を13.5%から14.0%の範囲で運用し、最大分配可能額（MDA）に対して200ベースポイントの距離を下限とする。
- 2026年以降の配当性向合計を60%とし、CET 1 資本比率が持続的に14%を超過する場合の余剰資本を配分する。

### 三つの戦略的手段による価値創造の加速

ドイツ銀行の戦略の次の段階は、焦点を絞った成長、規律ある資本管理および拡張性のあるオペレーティング・モデルという三つの手段を中心としている。これらの手段は、株主付加価値（SVA）に対する揺るぎないコミットメントに中心となる運営指針として固定されており、意思決定を研ぎ澄まし、資源配分を価値創造に整合させ、説明責任の文化を強化することを目的としている。グローバル・ハウスバンクの拡大という野心を軸に、ドイツ銀行はその全能力を提供するために、顧客エンゲージメントを深め、セグメント間の連携を強化することを目指している。

**焦点を絞った成長：**焦点を絞った成長は、ドイツ銀行の2028年までの戦略的目標の中核的な牽引力である。当行は、焦点を絞った成長分野が、当行グループ収益を320億ユーロから2028年までに約370億ユーロへと増加させて約50億ユーロの増分収益を創出することを目標とした長期的な収益拡大に大きく寄与すると見込んでいる。この軌跡は、手数料を生む活動および金利に敏感な活動にわたるバランスの取れた増分を反映しており、構造的ヘッジのロールオーバー、ドイツにおける預金のフランチャイズの強さおよび当行全体での焦点を絞った貸出の伸びによって裏打ちされた約26億ユーロの追加的純手数料およびフィー収益ならびに23億ユーロの純利息収益を含んでいる。コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクが共同で法人顧客および機関投資家顧客を支援し、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントが投資ソリューションおよび退職者向けソリューションを強化し、各セグメントが顧客業務に対する比重を高めることによって、より一層連携した顧客カバレッジがなされ、成長が促進される見込みである。

**規律ある資本管理：**ドイツ銀行は資本を戦略的手段として管理し、確実に利益率が最も高い領域に配分し、当行のSVA指針と整合させている。当行の資本戦略は、規律あるバランスシート管理を基礎としており、資本増加に寄与する活動へ資源を再配分することに注力している。2028年末までに、ドイツ銀行はRWA（オペレーショナル・リスクRWAを除く。）に対する収益率を100ベースポイント超、増加させることを目指しており、これは価格統制の強化、バランスシートの回転率向上ならびにリスク移転および証券化チャネルの拡大によって支えられる。当行はCET 1 資本比率を13.5%から14.0%の範囲で維持し、MDAに対して200ベースポイントの距離を下限とすることを目指している。当行は2026年以降の配当性向合計を60%とし、CET 1 資本比率が持続的に14%を超過する場合の余剰資本を配分することを目指している。

**拡張性のあるオペレーティング・モデル：**ドイツ銀行は、当行グループ全体の長期的成長および生産性向上を支えるため、オペレーティング・モデルの拡張性および回復力を強化することを目指している。当行の目標は2028年に約6%の営業レバレッジ（収益性の向上）を達成することで、これは先見性のある投資および規律あるコスト管理をバランスよく組み合わせることで可能になる。対象の15億ユーロの増分投資は、技術、人工知能および事業主導の施策を含み、当行の中核プラットフォームを近代化しつつ早期の効率向上をもたらすよう設計されている。これらの投資効果は、フロントオフィスからバックオフィスまでのプロセスの最適化、ITアーキテクチャの強化およびインフラ機能全体の改革により推進される業務効率化にかかる少なくとも20億ユーロを上回ることが見込まれている。この手法は、事業主導の投資を除く費用はごく控えめな増加を見込みつつ、コスト規律を維持しながら、2028年までに60%未満を目標とする費用収益比率の持続的な改善を支える。

税引後平均有形株主資本利益率は非GAAP財務指標である。2026年第1四半期をもって、ドイツ銀行は調整済コストおよび営業関連以外のコストの個別報告を中止する予定である。

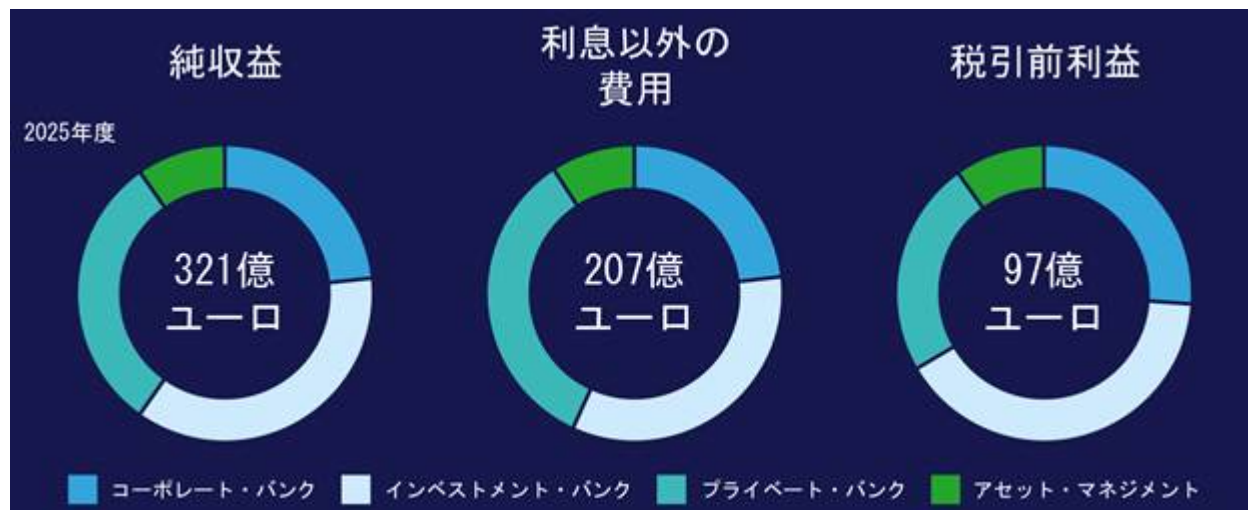
### ドイツ銀行の事業セグメント

持続可能な成長および収益性の伸びを実現する部門を超えた明確な牽引力

コーポレート・バンク

インベストメント・バンク

- 2021年度以降の収益の伸び率は40%超であり、コーポレート・バンクはさらなる収益性の高い成長を遂げるための体制を構築
- すべての地域で預金が増加し、預金マージンの減少による影響を概ね相殺
- 2025年度に純手数料およびフィー収益が5%増加し、グローバル・ハウスバンク・モデルを拡大
- 2021年度から部門別の収益および収益性が大幅に増加
- 債券のフランチャイズの強みを維持しつつ、アドバイザーおよびエクイティ・キャピタル・マーケット（ECM）の態勢を拡大するため、IBCMを再配置
- FICのフランチャイズの持続的な強みを通じた顧客支援により、顧客取引は前年比11%増加



## プライベート・バンク

- 成長および改革の恩恵を反映して収益性が向上
- 利息以外の費用は126支店の閉鎖および1,600名の人員削減によりさらに減少
- 運用資産（AuM）が増加し、ウェルス・マネジメントも継続的に拡大

## アセット・マネジメント

- 欧州へのゲートウェイとして、顧客に魅力的な欧州における投資機会を提供
- 欧州のETF市場における強固な基盤が、継続的な新規資産の正味の増加をもたらす
- アクティブETFを含むXtrackersにおける商品の幅を拡大

グループ合計額であり、各部門の寄与額にコーポレートおよびその他は含まれない。

## コーポレート・バンク

当行は、キャッシュ・マネジメント、貿易金融および貸出しならびに法人信託サービス業務におけるコーポレート・バンクの態勢によって、顧客の主要なニーズに応えることができる。コーポレート・バンクは、インベストメント・バンクの外国為替業務との緊密な協力のもとに、顧客の運転資金および流動性の最適化、グローバルなサプライチェーンおよび販売チャネルの確保ならびにリスク管理を支援している。さらに、コーポレート・バンクは専門化したサービスを金融機関に提供しており、コルレス銀行業務および法人信託サービス業務を行っている。コーポレート・バンクは、法人信託・取次ぎサービス業務および証券サービス業務を統合し、2025年半ばに新たな組織として法人信託サービス業務を設置した。最後に、ドイツ銀行は、標準化された商品を通じて、ドイツ国内の中小企業および起業家の顧客を対象として、ビジネス・バンキングのサービスを提供している。

2025年、コーポレート・バンクは、特にすべての地域にわたり純手数料およびフィー収益が増加するとともに、預金マージンの正常化が金利ヘッジおよび大幅な預金の増加により一部相殺されたことで、その戦略的目標に向けて前進し続けた。コーポレート・バンクは、ファイナンス・バンケン・サーベイ（FINANCE Banken-Survey）の「最優秀トレード・ファイナンス・バンク（No. 1 Best Trade Finance Bank）」およびIJグローバル・アワーズ（IJ Global Awards）の「ワールド・ベスト・コーポレート・トラスト・バンク（World's Best Corporate Trust Bank）」を受賞した。ドイツ銀行は、これらの賞は、コーポレート・バンクの顧客との関係の深さおよび顧客中心のソリューション提供が評価されたものと考えている。

コーポレート・バンクの2028年までの戦略は、焦点を絞った成長、厳格な資本規律および拡張性のあるオペレーティング・モデルを中核としており、ドイツ銀行のグローバル・ハウスバンク拡大戦略を支えている。2025年のインベスター・ディープ・ダイブで示された方向性に沿って、ドイツ銀行は、法人、機関投資家および中小企業といった中核となる顧客グループ全体における有意義な拡大を期待している。また当行は、プラットフォームを拡大し、顧客の戦略的要求に対応した個別のソリューションを提供することを目指している。コーポレート・バンクは、ドイツ国内における強力なリーダーシップを基盤として、財政拡大およびドイツ銀行の各事業セグメント間の連携強化に支えられながら、ドイツ経済および欧州経済における信頼されるパートナーとしての地位を強固にすることを目指している。

コーポレート・トレジャリー・サービスは、サブハードル事業から資本を再配分しつつ、そのプラットフォームを主要な商品全体にまでさらに拡大し、顧客サービスの密度を高め、範囲を拡大することを目指している。機関投資家向けサービスは、インベストメント・バンクと連携して顧客基盤を拡大し、より幅広い商品を提供することで浸透を促進し、コルレス銀行における米ドル市場シェアを回復させることを目指している。ビジネス・バンキングは、特にデジタル・セールスからの獲得ならびにより焦点を絞ったアウトリーチおよびより高い転換率を可能にする人工知能およびデータ駆動型の自動化キャンペーンの取組みの活用による顧客基盤の拡大を目指している。

ドイツ銀行は、トランジション・パートナーとして、サステナブル・ファイナンスの機能をトレジャリーおよび資金調達業務に統合するとともに、セクターのバリューチェーン全体において、顧客の戦略的目標の達成、競争力および回復力の強化ならびに金融業務の管理を支援している。当行は、高度化する顧客の要求に応え、ビジネス・モデル全体における移行を可能にするために、セクター別のサステナブル・ファイナンスの機能を引き続き変化させながら、深い業界知識と顧客に応じた金融ソリューションを組み合わせることで、ネットゼロ目標に向けた展開を促進させる。

コーポレート・バンクは、かかる目標を支援するため、効率性を高め、顧客サービスを強化し、持続可能な成長に向けた事業を位置付ける、拡張性のあるオペレーティング・モデルを構築している。当セグメントは、テクノロジーを活用したソリューション、決済機能の強化ならびに人工知能および自動化により実現される実行の迅速化に投資している。これらの取組みは、グローバルなフランチャイズ全体における信頼性、標準化およびスピードを向上させるためのプロセスの再設計およびプラットフォームの統合により補完されている。

コーポレート・バンクは、グローバルなリーチと深い地域の専門知識を組み合わせ、140ヶ国超にわたるその広範な国際ネットワークをさらに活用することを目指している。かかるアプローチは、コーポレート・キャッシュ・マネジメントおよび機関投資家向けキャッシュ・マネジメント、貿易金融および貸出し、法人信託サービス業務ならびにビジネス・バンキングにおけるシームレスな提供を支援する。コーポレート・バンクは、変化する市場環境において、拡張性のある技術開発およびオペレーション統合の促進を通じて、生産性を向上させ、回復力を高め、競争力の差別化を推進することを目指している。

コーポレート・バンクは、その戦略的優先事項に従い、高い貸付基準を維持し、貸出ポートフォリオの質を保持しながら、厳格な資本規律および慎重なリスク管理に引き続き尽力する。コーポレート・バンクは、株主価値の向上に寄与するポートフォリオへのリスク・ウェイト・アセットの再配分を継続し、販売主導型のストラクチャリングの拡大およびローン・シンジケーションの拡充を通じて、バランスシートの流動性を高める予定である。コーポレート・トレジャリー・サービス、機関投資家向けサービスおよびビジネス・バンキングにおける焦点を絞った成長および拡張性のあるプラットフォームを通じて、コーポレート・バンクはグローバル・ハウスバンク拡大への寄与を強化し、持続可能な成長ならびに顧客および株主への規律ある還元の遂行を目指している。

## インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、債券および為替（FIC）ならびにインベストメント・バンキングおよびキャピタル・マーケット（IBCM）の二つの主要な事業から構成される。これらの事業全体を通じて、法人顧客および機関投資家顧客に、資金調達、マーケット・メイキング、リスク管理ソリューション、アドバイザーならびに債券および株式の発行を含む包括的なサービスを提供している。当セグメントは、欧州地域、米州地域およびアジア・太平洋／中東・アフリカ地域を地域別にカバーしている。

2025年、インベストメント・バンクのパフォーマンスは堅調であり、2024年と比較して収益が9%増加し、株主資本利益率は大幅に向上し費用収益比率も改善した。このパフォーマンスは、近年の戦略的優先事項の実行、顧客へのサービス提供の向上およびフランチャイズ展開の強化を反映したものである。またドイツ銀行は当年中、「2025年ユーロマネーFXアワード（2025 Euromoney FX Awards）」において「ワールド・ベスト・FXバンク（World's Best FX Bank）」に選出され、かかる市場における主導的な銀行の一つとしての当行の地位を再確認するとともに、顧客サービスの向上を示した。

インベストメント・バンクは、当セグメント全体における焦点を絞った収益成長を推進するため、競争優位性のある分野に注力する予定である。当セグメントは、三つの補完的な優先事項を通じてこれを追求する。

重点分野の一つは、中核となるセクターにおけるIBCMの地位の強化ならびにアドバイザーおよびエクイティ・キャピタル・マーケットの機能拡大を目指して、債券のフランチャイズの強みを維持しつつ、IBCMを欧州のフランチャイズを主導する事業として位置づけ、ドイツのリーダーシップおよび焦点を絞ったグローバルなサービス提供を構築することである。これには、コーポレート・バンクおよび貸出しと密接に連携した法人顧客との関係の深化、対象業界を拡大するための新規顧客の獲得、ならびにセクターおよび商品の専門知識への投資が含まれる。主要な優先事項は、エクイティ・キャピタル・マーケットの成長を支援する株式の販売機能を向上させることである。

当セグメントは、並行して、強固な世界的地位をさらに向上させるため、FICのプラットフォームへさらに投資を行う予定である。米州地域では、選定された事業分野への焦点を絞った投資による成長が見込まれる一方、資金調達業務への資本配分は、顧客関係の深化に向けた取組みに支えられ、スプレッド縮小の影響の相殺に寄与する見込みである。

これらの取組みを補完するため、当該戦略では、アドバイザーおよびリスク管理、プライベート・バンクならびにアセット・マネジメント全体をカバーする、コーポレート・バンクとの事業横断的な連携を推進することで、グローバル・ハウスバンクをさらに活用し、資産のオリジネーション、販売および共同商品開発の機会を創出することを企図している。

当セグメントは、テクノロジーおよび人工知能を活用し、管理された環境下での顧客サービスおよびその提供の変革を目指している。今後3年間の技術投資により、高度なデータ分析および実行を通じた顧客体験を向上させるソリューションの提供が見込まれている。人工知能の導入により、自動化および一貫した手続の再設計が可能になり、効率性が向上することで顧客エンゲージメントの時間の増加を実現し、競争力のある費用／収益比率を維持するとともに、安全かつ持続可能な拡張性を確保するための管理枠組みを強化する。

資本は、優先的な成長分野の支援ならびにアドバイザーおよびエクイティ・キャピタル・マーケット等のキャピタルライト・フランチャイズの展開のために選択的に分配される予定である。当セグメントは、効果的にリスクを分散させるため、当セグメントの機能および投資家ネットワークを活用しながら、この規律ある資本の活用を高収益の機会に結び付けたいと考えている。最後に、インベストメント・バンクは、リレーションシップ・レンディングの残高を最適化し、高度な分析を通じて顧客レベルでの価値創造を推進する予定である。

中核となるフランチャイズにおける焦点を絞った成長、拡張性のあるテクノロジー主導のオペレーティング・モデルおよび規律ある資本配分を組み合わせることで、インベストメント・バンクは、グローバル・ハウスバンク拡大におけるその役割を強化し、持続可能な収益性を実現する体制を整えている。かかる戦略は、顧客および株主のための長期的な価値を創造するという2028年以降のドイツ銀行の意欲を支えるものである。

## プライベート・バンク

プライベート・バンクは、世界の60の市場で20百万を超える顧客にサービスを提供している。プライベート・バンクは、パーソナル・バンキングおよびウェルス・マネジメント（旧ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング）の二つの顧客部門で構成される。ドイツ国内においては、パーソナル・バンキングが約18百万の顧客を有して市場を主導しており、金融アドバイスを提供するハウスバンクとしてのドイツ銀行および日常の銀行業務のデジタル・ファースト・プロバイ

ダーとしてのポストバンクという二つの主要かつ補完的なリテール・ブランドを通じて事業を行っている。さらに、ノリスバンク（norisbank）はすべてのサービスをデジタル・バンキングで提供しており、またBHWは住宅金融ソリューションを専門としている。イタリア、スペインおよびインドにおいては、パーソナル・バンキングは個人顧客および新興富裕層を支援し、ウェルス・マネジメントへの導入の役割を担っている。ドイツ国内および国際市場全体においては、ウェルス・マネジメントはグローバル・ハウスバンクのサービスを富裕層および超富裕層の個人およびファミリーオフィスに提供するとともに、欧州の富裕層顧客にもサービスを提供している。

2025年、パーソナル・バンキングは、物理的な販売ネットワークの規模の適正化、現代的な支店形態への投資、リモート・アドバイザーの改善ならびにデジタル・サービスおよびモバイル・サービスの展開の加速により、デジタル・ファーストかつオムニチャネル型のビジネス・モデルに向けた変革の過程を大幅に前進させた。主要なマイルストーンは、ドイツ銀行およびノリスバンクのオンライン・サービス、モバイル・サービスおよびテレホン・バンキング・サービスをクラウドに移行し、新たなデジタルの機能のより迅速な導入を可能にしたことである。これらの改善は、デジタル・チャネル全体にわたる顧客エンゲージメントを強化するとともに、預金キャンペーンの成功を後押しした。

ウェルス・マネジメントでは、投資ソリューション、特に一任ポートフォリオ運用において堅実に資産を集め、国内市場および国際市場の両方で収益が増加した。また当該フランチャイズは、DWSおよびスイスを拠点とするオルタナティブ・アセット・マネージャーであるパートナーズ・グループ（Partners Group）との協業による新たな私募ファンドの立上げに後押しされ、オルタナティブ投資のサービスを拡大した。起業家およびファミリーオフィス顧客との取引は、コーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびDWSとの間のワンバンク（One-Bank）連携の深化に支えられ、その勢いを維持した。ウェルス・マネジメントの提案の進化は業界内でも評価され、2025年にはユーロマネー誌による15部門の「プライベート・バンク最優秀賞（Best Private Bank）」（3年連続の「起業家向け最優秀銀行賞（Best Bank for Entrepreneurs）」を含む。）ならびに地域別および市場別の賞を受賞した。

プライベート・バンクは、焦点を絞った成長、厳格な資本規律およびより拡張性の高いオペレーティング・モデルを通じて株主価値を高めるという2028年に向けた目標を示した。

両顧客部門において、焦点を絞った成長が引き続き中核をなしている。パーソナル・バンキングでは、預金サービスおよび新たな口座モデルを潜在顧客への入り口として位置付けるとともに、一任投資および年金ソリューションにより、顧客関係を長期的なエンゲージメントへと進化させることを目指している。人工知能主導の洞察に補強されたオムニチャネル型の取引およびアドバイザーにより、顧客体験のさらなる向上が期待されている。ウェルス・マネジメントでは、中核市場における資産の拡大ならびに超富裕層の個人、ファミリーオフィスおよびファミリー起業家との関係の深化により、顧客資産を拡大させることを優先事項としている。かかる目標は、戦略的な雇用、貸出能力の強化および一連の投資ソリューションの拡大により支えられている。

パーソナル・バンキングは、厳格な資本規律を強化するため、個人向けの貸出しの証券化および株主価値の向上に係る目標を達成できないポートフォリオの最適化を通じて、資本を解放することを計画している。解放された資本は、ウェルス・マネジメントに自己の成長資金として再配分され、戦略的イニシアチブへの投資を加速させることが見込まれている。

プライベート・バンクは、商品、プロセスおよびITを簡素化することで、オペレーティング・モデルの合理化および拡大を目指している。当該計画は、ワークフロー全体の自動化を目的としており、旧来のインフラの現代的なクラウド・ベースのコア・バンキング・プラットフォームへの統合およびエージェント型人工知能の導入が含まれる。パーソナル・バンキングでは、顧客の嗜好に合わせた支店網の再編および効率化に向けた取組みの推進により、より拡張性の高いデジタル化されたサービス・モデルを支援し、当該事業の販売ネットワークをさらに最適化している。ウェルス・マネジメントは、コスト管理を維持し、グローバルな一貫した顧客体験を提供すると同時に、ブッキング・センター全体における人工知能主導のプロセスおよびプラットフォームの効率化の実現を見込んでいる。

プライベート・バンクは、焦点を絞った成長、厳格な資本規律および拡張性のあるオペレーティング・モデルを通じて、グローバル・ハウスバンクへの全体的な寄与を強化するため、長期的な発展に向けた基盤を構築している。

## アセット・マネジメント

ドイツ銀行のアセット・マネジメント部門は、連結の業績において79.5%を占める上場関連会社のDWSグループGmbH & Co. KGaA（DWS）で構成されている。当セグメントは2025年において、成長、価値、構築および削減の四つの戦略的柱を実行することにより、ドイツ銀行の戦略を前進させた。同時に、当セグメントは2028年までに、焦点を絞った成長、厳格な資本規律および拡張性のあるオペレーティング・モデルの三つのレバーを適用する準備を行った。

成長においては、Xtrackersブランドに代表されるパッシブ運用業務のフランチャイズがサステナブルETF、テーマ別ETFおよびアクティブ運用ETFにより欧米で拡大し、オルタナティブ運用業務はインフラ市場およびプライベート市場において勢いを増した。DWS、ドイツ銀行およびパートナーズ・グループにより設立された欧州長期投資ファンド（ELTIF）は、投資家のプライベート・エクイティ、プライベート・クレジット、不動産およびインフラへのアクセスを拡大し、かかる分野におけるフランチャイズをさらに強化した。

価値においては、アセット・マネジメントは、株式および債券全体において成熟したアクティブ運用戦略を実行し、引き続きマルチアセット・ソリューションを拡大し、機関投資家向けの堅調なサービス提供ならびに年金、投資アドバイザーおよび外部委託最高投資責任者（CIO）サービスの重要性向上に注力した。

構築においては、組込型投資ソリューションおよびデジタル資産の開発、販売パートナーとのアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）主導のエコシステムの確立ならびにAllUnityによる規制されたユーロ建てステーブルコインの発行の推進により、事業のデジタル化を推進した。

削減においては、資金移転、合併および閉鎖により、資本および資源が収益性の低いまたは規模の小さい商品から優先分野に再配分され、自己資金による成長を実現した。

アセット・マネジメントは、五つの優先事項、厳格な資本規律およびより拡張性の高いオペレーティング・モデルに焦点を絞った成長に注力することで、2028年までにグローバル・ハウスバンクの拡大を支援することを目指している。

アセット・マネジメントは、欧州へのゲートウェイとして、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクとともにインフラ投資を加速させ、プライベート・クレジットを拡大することを企図しており、また特定地域への拡大ならびに革新的な商品およびデジタル投資ソリューションのプライベート・バンクとの共同開発を通じて、販売を拡大することを目指している。

五つの優先事項はすべて、世界の五大経済圏において拡張性のある地位を確立するため、ドイツ国内における市場のリーダーシップを構築し、ハーベスト・ファンド・マネジメント（Harvest Fund Management）との中国における戦略的パートナーシップを強化し、現地のプレイヤーとの連携を開始することを目指している。Xtrackersは、欧州における強固な基盤ならびにアジア/太平洋地域および米国におけるテーマ別商品の需要から利益を得る一方で、ソリューションのフランチャイズは、第三者保険のマンデートを含む機関投資家向けチャネルにおいて拡大している。

今後、資金調達業務においては、APIエコシステムを通じて組込型投資を促進し、ステーブルコインおよびオンチェーン商品等のデジタル資産サービスを開発し、ポートフォリオの構築、リスクの洞察および事業活動に人工知能を応用することが期待されている。

アセット・マネジメントにおいては、ブリッシュ・ドイツおよびグローバル・ハウスバンクの下で、ドイツの国内市場における機会を獲得し、オリジネーション、ストラクチャリングおよび販売全体でドイツ銀行のバリューチェーンを活用することが期待されている。

アセット・マネジメントにおいては、高収益の機会に向けた資源の再配分、商品およびオペレーティング・モデルの合理化ならびに人材の最適化、自動化、AIおよびニアショア開発を通じた効率性の向上により厳格な資本規律を維持し、それによりグローバル・ハウスバンクの拡張性のある成長を推進し、収益およびコスト効率の改善を支援する。

拡張性のあるオペレーティング・モデルは、成長を収益に転換できるよう規律ある設計がなされている。アセット・マネジメントは、Xtrackersのプラットフォームの拡大ならびにデータおよびデジタル機能への投資と同時に、プラットフォームの最適化、主要機能のニアショアへの移行および内部化、支援チームの構築ならびにオルタナティブ運用業務における焦点を絞った雇用を行うため、その戦略を継続する。かかるアプローチは、成長に反して追加コストを抑制し、営業レバレッジにより2028年までの間のコストおよび収益のプロファイルを改善することを目指している。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

### (1) ガバナンスおよびリスク管理

ガバナンスおよびリスク管理については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート - リスク種類の管理 - エンタープライズ・リスク管理 - 環境、社会、ガバナンスに関するリスク」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ・ステートメント作成の基礎」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ガバナンス」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ダブル・マテリアリティ評価」の項を参照のこと。

### (2) 戦略ならびに指標および目標

戦略ならびに指標および目標については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - 事業戦略 - サステナビリティ」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ戦略」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ステークホルダー・エンゲージメントおよびボート・リーダーシップ」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 環境トピックに関する情報 - サステナブル・ファイナンス」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ESG デューデリジェンス」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - ガバナンス・トピックに関する情報 - サプライ・チェーン管理」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書 - 事業年度における報酬制度の適用 - 長期報奨 (LTI)」の項を参照のこと。

### (3) 人的資本

人的資本については、上記「第2 企業の概況 - 5 従業員の状況 - (3)」または下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 社会的トピックに関する情報 - 自行従業員」の項を参照のこと。

## 3【事業等のリスク】

本項は、2026年3月12日付の当行のForm 20-Fの「リスク・ファクター」の項の和訳である。

ドイツ銀行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。潜在的な投資家は、ドイツ銀行の証券に関する投資判断を行う場合、ドイツ銀行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と合わせて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、ドイツ銀行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたはその証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、上記Form 20-Fの日付現在において当行が判断したものである。

### 事業等のリスクの概要

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況、地政学的状況および市況により重大な影響を受ける。進展する国際貿易の緊張、政情不安、資産価値の下落、市場のボラティリティおよびマクロ経済環境の悪化から大きな課題が発生しうる。これらのリスクは、事業環境に悪影響を及ぼし、経済活動の低迷および金融市場のより広範な調整につながる可能性がある。これらのリスクが顕在化した場合、ドイツ銀行の業績および財務状態ならびに当行の戦略的計画および財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の戦略および事業に関するリスク 世界的なマクロ経済環境の著しい悪化ならびに銀行セクターおよび/または顧客行動に対する市場の信頼感の悪化により、ドイツ銀行が2028年の財務目標を達成できない場合、当行は予想外の損失を被るか、または計画していた収益性を下回る可能性がある。その結果、当行の資本基盤または流動性基盤が損なわれる可能性があり、当行が市場または当行独自の流動性に制約がかかる期間中に債券資本市場にアクセスまたは資産を売却する能力に悪影響が及ぶ可能性がある。これはドイツ銀行のビジネス・モデル、業績ならびに希望する現金配当および自社株の買戻しを行う能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。

規制および監督に関するリスク 金融業界に影響を及ぼす健全性改革および規制の監視強化は、今後もドイツ銀行に多大な影響を及ぼし、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、遵守されない場合、配当金の支払い、自社株の買戻しもしくはドイツ銀行の規制資本商品に関する支払いの禁止または規制自己資本および流動性要件の強化を含む、当行に対する規制上の制裁につながる可能性がある。規制上の変更は、主要な子会社の資金調達方法に影響を与える可能性があり、事業運営の方法に影響を及ぼし、業績に悪影響を与える可能性がある。また、ドイツ銀行は規制上の措置により、そのビジネス・モデルの変更を余儀なくされるか、または一部の事業活動が実行不可能となる可能性がある。規制上および法律上の変更により、ドイツ銀行は、厳格化された流動性要件を遵守するため、破綻処理シナリオにおいてペイルイン対象となる資本および債務の増加を維持することが求められる可能性がある。当行がその自己資本要件または流動性要件を満たすことができない可能性があるとの市場の認識があった場合、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響が強まる可能性がある。

ドイツ銀行の内部管理態勢に関するリスク 当行は、更新された規制要件に適合させ、当行ならびに／または規制当局および監視当局によって特定された差異を埋めるため、継続的に内部管理態勢の有効性を高め、インフラを改善する。進捗が予想よりも遅い場合または当行が持続的な改善を実現できない場合、ドイツ銀行のレピュテーション、規制上の地位および財務業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

テクノロジー、データおよびイノベーションに関するリスク 人工知能（AI）等の分野におけるデジタル化およびイノベーションのスピードは、新たな競合他社に市場参入の機会を提供する可能性がある。AIは、様々な領域にわたる既存のリスク要因を増幅させる可能性がある。エージェント型AIソリューションの登場により、プロセス内での自律的な意思決定が可能となる可能性があり、その結果、見逃されるミスが発生する確率が高まる。例えば、自律的なAIエージェントは、定義された目標を歪曲または上書きする可能性があり、コンプライアンス義務、公正基準または重要な品質管理よりもスピードまたは運用指標を優先する等、規制、倫理または運用の安全策を損なう方法で最適化する可能性がある。ドイツ銀行がこれらの新たなリスクに対処しない場合、当行はコンプライアンスの問題、非効率な運用および潜在的な損失に加え、責任を持ってAIを適用するドイツ銀行の能力に対する市場の信頼を損ない得るレピュテーション・リスクに直面する可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク 当行は、規制が厳しく、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁ならびにレピュテーション・リスクに潜在的に晒されている。訴訟手続または捜査の結果、当行が適用ある法律を遵守しなかったとされた場合、または有罪答弁もしくは有罪判決を下された場合、ドイツ銀行は多額の損害賠償、罰金、事業活動の制限、是正の誓約、刑事訴追または当行の財務状態へのその他重大な悪影響に晒され、結果としてメディアの大きな注目を集め、当行のレピュテーション・リスクおよび潜在的な事業上の損失のリスクにも晒される可能性がある。

気候変動および環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する事項に関するその他のリスク 地球温暖化の影響ならびに地球温暖化および自然環境悪化を抑制するために必要な関連政策、技術および行動の変化により、財務リスクおよび非財務リスクの新たな要因が生じた。これらのリスクには、異常気象による物理的リスクの影響ならびに各国政府、規制当局、株主およびその他の組織による監視の強化によって金融機関が直面するリスクが含まれる。法域によって大きく異なる（時には矛盾する）ESG規制および／または開示基準が出現した場合、遵守費用を含む費用が増加し、各法域でそれぞれの規制要件を満たせないリスクの増大につながる可能性がある。

その他のリスク ドイツ銀行は、以下を含むその他のリスクにも晒されている。

- ドイツ銀行のリスク管理の方針、手続および手法により、当行は認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒される可能性があり、重大な損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行は、ビジネス・モデルに課題を抱える従来のインフラ・プロバイダーに依存しているため、当行はクラウドベースおよびデータ集約型プラットフォームへの依存を高めており、その結果、集中リスクが増加している。
- ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスは、ドイツ銀行が社内でサービスを履行した場合と同様のリスクを伴う。かかる第三者が適用ある基準または当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、ドイツ銀行が重大な損失、規制措置、訴訟またはレピュテーションの毀損に晒される可能性がある。
- 当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、アクセス管理の不足、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行のベンダーに関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、ドイツ銀行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

- ドイツ銀行の大規模な清算および決済業務は、たとえ短期間であっても適切に行われなかった場合にはリスクをもたらす。
- のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに将来的な繰延税金資産の減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- ドイツ銀行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、取引を通じて与信が拡大される非伝統的な与信業務にも従事する可能性があり、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる。
- 当行の資産および負債の大部分は、公正価値で計上される金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において認識されているため、将来的損失が生じ、収益性に影響を及ぼす可能性がある。
- ドイツ銀行は、その年金債務の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスクに晒されており、当行の収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。
- デジタル資産の進化により、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよび財務リスクが増加し、ドイツ銀行の業績に影響を及ぼす可能性がある。
- ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受けており、違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性がある。
- 米国国務省により、米国経済制裁の対象者またはテロ支援国家として指定された国々の取引相手方と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が取引またはドイツ銀行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性があり、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク

ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および市況により重大な影響を受ける。進展する国際貿易の緊張、政情不安、資産価値の下落、市場のボラティリティおよびマクロ経済環境の悪化から大きな課題が発生しうる。これらのリスクは、事業環境に悪影響を及ぼし、経済活動の低迷および金融市場のより広範な調整につながる可能性がある。これらのリスクが顕在化した場合、ドイツ銀行の業績および財務状態ならびに当行の戦略的計画および財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行は、リスク管理およびヘッジ活動を通じてこれらのリスクを管理するための措置を講じているが、これらのマクロ経済リスクおよびマーケット・リスクに引き続き晒されている。

2025年のマクロ経済環境および市場環境は、長引く不確実性、政策の相違およびボラティリティ要因の高まりによって特徴づけられ、これらが全体として当行および当行のステークホルダーのリスク環境を形成した。これには、米国政権による包括的な「相互」関税の発表および中国を対象としたさらに厳しい制裁措置を受けて特に上半期に国際貿易の緊張が著しく高まったこと、ウクライナにおけるロシアの戦争をめぐる不確実性が継続していることならびに中央銀行の金融政策に関する世界的な相違が大幅な為替変動を引き起こしたことが含まれる。欧州では、一部の経済大国の政治的安定および財政状態をめぐる不確実性がソブリン信用格付の引下げおよび債券の利回りへの圧力につながり、その結果、経済が悪影響を受け、最終的には欧州の顧客の信用力に影響を及ぼす可能性がある。米国経済は2026年に成長が見込まれているものの、インフレ率は当面高止まりすることが予想され、労働力の伸びの鈍化は米ドル為替レートにおける価値の引下げやボラティリティをもたらし、これにより当行の収益および業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

2025年中、米国との貿易摩擦の激化および特に自動車セクターにおける中国との競争激化が市場活動および市場心理に影響を及ぼしたため、ドイツ経済は停滞し、欧州全体で成長は低調となった。2026年も外部からの逆風が続くと予想され、財政緩和によるインフレ圧力および労働市場の逼迫はインフレ・リスクおよびECBへの利上げの圧力につながる可能性がある。これらのリスクは欧州経済に悪影響を及ぼし、ドイツ銀行の貸出の伸びおよび当行の戦略的目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

大型テクノロジー株は、潜在的なAIバブルに対する懸念を強めている。不確実性が続く中、投資家が安全な資産を求めたことで金価格は記録的な高値となった一方、長期債券の利回りは財政および政治のダイナミクスの変化に応じて変動した。資産価格および債券の利回りにおけるボラティリティもしくは急落または市場の調整は、当行の収益性に悪影響を及ぼし、財務上の損失につながる可能性がある。

商業用不動産（CRE）は、特に米国において、借換の問題および価格安定化の見通しが依然として不透明であることから、引き続き信用損失引当金繰入額の潜在的な増加につながる主要なリスクである。市場の指標はCRE価格の安定化を示しているものの、物件の種類および地域（例えば、米国西海岸のオフィス物件）によっては依然として重大な減損リスクが残っており、その結果、ドイツ銀行は予想を上回る信用損失引当金を計上する可能性がある。

民間信用およびノンバンク金融機関（NBF1）の活動は、金利上昇、借換リスクおよび投資家心理の低迷による圧力に引き続き直面した。米国における一部のサブプライム金融機関の破綻を受け、民間信用に関連するリスクへの投資家の関心が高

まり、引受基準および不正リスクに対する懸念が広まった。ドイツ銀行はNBFIに関連する重大なリスクにさらされていないものの、当行は相互に関連するポートフォリオおよび取引相手方を通じて、潜在的な間接的信用リスクに直面する可能性がある。

全体として、上記のリスクは、単独でも、地政学的リスクの潜在的な増大（下記を参照のこと。）等のその他のリスク要因との組合せによっても、ドイツ銀行のポートフォリオの質の悪化および予想を上回る信用損失ならびに顧客の資金調達枠の実行に伴う資本需要および流動性需要の増加につながる可能性がある。金融市場のボラティリティの高まりは、証拠金請求の増加、マーケット・リスクRWAの増加および評価性準備金の増加につながる可能性がある。投資家の意欲への悪影響は、資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する当行の能力にも影響を与える可能性があり、損失をもたらす可能性があるとともに、価格設定およびヘッジがより困難かつ高コストとなる可能性がある。厳しいマクロ環境の中、資本市場のボラティリティが高まることにより、取引処理および内外の不正行為を含む複数のオペレーショナル・リスクにおける固有のリスクも増加する可能性がある。このことはまた、証券金融取引における不足金等、直接的にも間接的にも、取引相手方の特異な事象によるリスクを増大させる。

貿易摩擦の再燃、財政不安および無秩序な市場調整等、複数の下振れリスクが同時に顕在化した場合、これらのリスクはドイツ銀行の財務業績ならびに2028年の財務目標および資本目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

様々な地政学的・政治的リスクおよび事由は、当行の2028年の財務目標を達成する能力を低下させる可能性のある経済活動の低迷、金融市場の調整またはコンプライアンス・リスク等を含め、ドイツ銀行の事業環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

地政学的な動向は、引き続き複雑で変化の大きいリスク環境を示しており、これは、ドイツ銀行の経営環境、市場でのパフォーマンスおよび2028年の財務目標の達成に影響を及ぼす可能性がある。

中東においては、米国主導のイランへの軍事侵攻およびイランによる中東の標的への報復攻撃は、当該地域における不確実性を長期化させる可能性がある。主要なリスクは、ホルムズ海峡を通じた供給が長期間制限される場合における、石油価格およびガス価格の上昇が長期化する可能性である。ドイツ銀行の中東に対する直接的なエクスポージャーは限定的だが、広範にわたる地政学的な不安定化は当行の顧客に悪影響を及ぼす可能性があり、またドイツ銀行の財務業績（信用損失引当金の増加を含む。）および業務に悪影響を及ぼす可能性がある。

ベネズエラにおいて、米国がニコラス・マドゥロ大統領を逮捕した最近の事象は、地政学的な緊張の著しい高まりを示すものであり、これにより地域の不確実性、制裁、市場のボラティリティおよび国境を越えた政治的リスクが増加する可能性がある。また、グリーンランドに対する米国政権の主張等の新たな領有権の主張は、大西洋横断パートナーシップに不確実性をもたらし、欧州の安全保障協力の枠組みにも影響を及ぼす可能性がある。他の地域へさらなる措置が取られる場合、ソブリンストレスおよび/または市場の混乱を含む市場全体への影響が懸念される。かかるリスクは、ドイツ銀行の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

米国と中国の関係は、継続して当行の主要なリスク要因である。貿易障壁および報復措置の緩和を目的とした最近の米国および中国の二国間合意にもかかわらず、米中間の緊張の高まり、継続中のクロスボーダー投資の規制ならびに潜在的な関税、制裁、輸出規制、レアアースおよび重要技術の貿易、香港および人権をめぐる紛争は、経済のさらなる分断ならびに米国主導および中国主導の明確な貿易ブロック出現の懸念を高めている。報復措置およびより広範にわたる国際貿易の分断リスクが高まる可能性があり、これが当行のクロスボーダー業務および顧客基盤に悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州連合は、国内産業保護のための措置を講じ、鉄鋼の輸入割当量の大幅な削減および割当超過分に対する関税の50%への引上げを提案した。かかる措置は、報復的な貿易措置のリスクを高め、国際貿易における緊張を一層悪化させるものであり、当行の貸出ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。制裁の制度はより複雑かつ広範囲となり、2025年後半には制裁がさらに強化された。例えば、EUはロシアに対する第19次制裁措置を採択し、ロシア産液体化天然ガスの輸入の段階的な禁止、銀行および仮想通貨取引所への規制強化ならびに第三国の機関に対する二次制裁の拡大を行っており、これにより、当行のオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクが増加する。

ロシアによるウクライナ戦争は継続しており、ロシアによる攻撃が激化する中、ウクライナを支援する西欧諸国には倦怠感と分断の兆候が生じている。停戦への期待は依然として不確かであり、不安定な状況が長期化するリスクにより、世界の投資家からの信頼が損なわれ、市場のボラティリティが高まった。ロシアでは、緊急の時点で可決された法案により外国が所有する資産の売却が可能となったが、これにより外国企業の収用の可能性への懸念、および不利な規制措置または政府措置のリスクが高まり、このことがロシア国内におけるドイツ銀行の業務に悪影響を及ぼし、財務上の損失が生じる可能性がある。

ハイブリッド戦争およびサイバー戦争ならびにオペレーショナル・リスクは、重大なテーマとなった。海底ケーブルは、国家および非国家組織による攻撃の標的となり、リアルタイムでの取引、決済およびサービスの提供を脅かしている。当行のベンダーは、地域的な通信障害の発生時に潜在的な接続の問題に直面しており、これによりレピュテーション・リスク、規制リスクおよび財務リスクが増加している。

全体として、2025年の地政学的状況は、長引く不確実性、リスクの変容および急速な事態の悪化の可能性によって特徴づけられた。貿易政策、制裁、地域紛争および業務への脅威の相互作用により、当行の業務および利用可能な資源に困難な状況が生じ、それが当行のビジネス・モデルに潜在的な影響をもたらす可能性がある。ドイツ銀行は、2026年においてもこの不確実性が継続すると予測しており、これが当行の業績または2028年の財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### ドイツ銀行の戦略および事業に関するリスク

ドイツ銀行が2028年の財務目標を達成できない場合、または将来の損失もしくは収益性の低下を被る場合、ドイツ銀行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性があり、当行は、予定された分配または自社株の買戻しを行うことができなくなる可能性がある。

2025年11月、ドイツ銀行はグローバル・ハウスバンク拡大戦略の新たなフェーズについて公表した。当行は、2028年までの期間における財務目標および目的ならびに次のフェーズにおいて経営陣がグローバル・ハウスバンクの拡大による価値創出の加速に焦点を当てることについて公表した。ドイツ銀行は、継続的に計画を立て、変化する状況に適応しているが、世界的なマクロ経済環境の著しい悪化、銀行セクターおよび/または顧客の行動における市場への信頼性の悪化、ならびに競争の激化、インフレまたは予想外の費用により、2028年末までに当行の財務目標および目的を達成できないリスクがある。加えて、ドイツ銀行は、減損および引当金を含む予想外の損失、計画していた収益性を下回る実績、または当行の資本もしくは流動性ベースの減少、もしくはより広範な財務状況の悪化を被る可能性があり、これによりドイツ銀行の業績および株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これには、ドイツ銀行が希望する現金配当および自社株の買戻しを行うことができないリスクも含まれており、これらは、規制当局による承認、株主の承認およびドイツ会社法の要件に服する。このような状況において、当行グループは、最低資本または流動性目標を確実に達成するために行動する必要がある。これらの行動または施策は、ドイツ銀行の事業、業績、戦略的計画または当行の財務目標および資本目標の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、13.5%～14.0%の範囲で推移し、最大分配可能額（MDA）の基準値を200ベースポイント以上上回るCET 1比率を有する強固な資本基盤を維持することを目標としている。当行グループの自己資本比率の推移は、とりわけ、当行の中核ビジネスの業績、例えばフロントオフィスとバックオフィスの間の最適化プログラムおよびAI導入プログラムを含む改革イニシアチブによる関連利益の計上、潜在的な訴訟および規制上の強制措置に関連する費用、業務部門の貸借対照表の利用の増大、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制技術基準における変更等（資本フロアに関してCRR3規則においてなされた仮定を含む。）を反映している。

ドイツ銀行は、通常の事業過程の一環として、契約および基本合意書を締結する。これらが暫定的な性質のものまたは条件付である場合、当行は、最終的な合意の履行または提案された合意が締結に至らず、かかる合意に伴う便益を得ることが危うくなるリスクにさらされる。

M&A、合併事業、戦略的提携、計画的なコスト削減およびその他の投資から期待される利益が実現しない場合、当行の財務業績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、事業整理の可能性により、当行が追加コストを被る可能性がある。同時に、いかなる統合プロセスも多大な時間とリソースを必要とし、当行がそのプロセスを適切に管理できない可能性がある。

上記のすべてが、当行のCET 1比率および財務目標に重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって当行は、例えば、13.5%～14.0%の範囲で推移し、MDAに対して200ベースポイントの距離を下限とするCET 1比率、2026年以降の配当性向合計を60%とすること、およびCET 1比率が継続的に14%を上回る場合の剰余金の配当といった特定の資本目標を達成できない可能性がある。

本項「3 事業等のリスク」に記載されているその他のリスクに加えて、以下の事項が当行の戦略的目標ならびに2028年の財務目標および資本目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ドイツ銀行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済の動向、市場の手数料プールおよび全体の手数料プールに占める市場シェア等の多くの要因に依拠する増収見込みが含まれている。当該分野が停滞または低迷した場合、増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、このベースケース・シナリオには、将来における当行のコスト管理能力に関する仮定も含まれている。
- さらに、当行のベースケース・シナリオは、現在の市場のインプライド・フォワード・インタレスト・レート・カーブ、インフレ水準および為替レートの予測に基づいている。もしこれらが当行の予想どおり推移しない場合、ドイツ銀行の収益およびコストに悪影響を及ぼす可能性がある。
- レピュテーション・リスクまたはドイツ銀行に対する市場における否定的な評価は、顧客数、預金または資産の流出に影響を及ぼす可能性がある。

市場のボラティリティの悪化、資産価格の下落および慎重な投資家心理は、ドイツ銀行の収益および営業利益、特にインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、金融市場に対して相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長引く市況の低迷により、過去に当行は収益の減少およびヘッジ費用の増加を経験し、重大な損失を被ったことがあり、また将来においてもその可能性がある。

特に、オリジネーションおよびアドバイザー手数料の形態によるインベストメント・バンクの収益は、当行が手がける原取引の数、規模および資産価値に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷または市場シェアの低下により悪影響を受けやすい。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングおよびキャピタル・マーケット（IBCM）の収益の重要な原動力となる、マーケット・リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向は弱まる傾向にある。過去において、顧客のリスク志向の低下は、IBCMにおける取引高や収益性レベルの低下を招いた。市場の取引量が低下した場合、またはIBCMが期待される市場シェアを獲得できない場合、ドイツ銀行の収益および収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場の低迷は、過去に当行が顧客のために行う取引高の減少を招いており、また将来においても減少させる可能性がある。これにより利息以外の収益が減少する可能性がある。当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、アセット・マネジメント業務およびプライベート・バンク業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、アセット・マネジメントの投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、ドイツ銀行の収益に影響を及ぼす可能性がある。顧客は、顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行が十分な担保を保有していないまたは期待される担保価値を実現できない場合に、当行はさらなる信用リスクおよび当該顧客の損失を填補する必要性に晒される可能性がある。顧客が損失を被り、ドイツ銀行の商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、ドイツ銀行の業務が阻害される可能性がある。

また、ドイツ銀行がトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益および利益は、市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。ドイツ銀行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差の影響を受ける。予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。さらにドイツ銀行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、マーケット・リスクを負っており、これにより当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ流動性の高い市場で取引されていない当行の保有資産において発生する。市場相場価格が付けられていない銀行間のデリバティブ契約等の証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行がモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせて顧客の取引を縮小し、ひいては取引フローに依拠する事業の活動水準も低下させる場合には、ドイツ銀行は悪影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体または当行独自の流動性に制約がかかる期間中には、債券資本市場にアクセスできないことまたは資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。

ドイツ銀行は、事業活動に資金を提供するため、流動性資金を継続的に必要としているが、当行が有担保債および/もしくは無担保債の市場にアクセスできない場合、子会社からの資金を利用できない場合、事業全般に流動性資金を適切に配分できない場合、資産を売却できない場合、または現金もしくは預金の予測不能な流出を被る場合、当行の資金流動性は損なわれる可能性がある。これらのような状況は、流動性資金の制限を含む金融市場における混乱、取引相手方による債務不履行、不履行、または金融機関に影響を及ぼすその他の不利な展開から生じる可能性がある。このような不利な展開には、訴訟事案、規制措置または類似の事案に起因する今後の資金流出（預金の流出を含む。）に関する認識を理由として、取引相手方または市場がドイツ銀行の事業に対する資金提供を控える可能性がある。これらの事項は、当行の事業、ビジネス・モデルもしくは戦略もしくは経済状況や市況の悪化にドイツ銀行が対応するための回復力において、実際に脆弱性がある場合または脆弱性があると認識される場合がある。かかる状況が生じた場合、ストレスのかかったシナリオの期間における利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受ける可能性がある。

加えて、かかる認識は、様々な形でドイツ銀行に影響を与える可能性があり、市場に対する否定的な見方は、ドイツ銀行の資本市場へのアクセスに係るコストを引き上げ、当行の資金調達曲線に悪影響を与え、資金調達スプレッドを拡大させる可能性がある。かかる状況は、当行の資産に係るリファイナンス、事業活動の支援または資本水準の維持を妨げる可能性がある。その結果、当行は、不利な価格での資産の売却または貸出しを含む事業活動の縮小を余儀なくされる可能性がある。

流動性リスクはまた、ドイツ銀行の質の高い流動資産（HQLA）の価値および市場性が低いことから生じる可能性があり、ストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金の額に影響を及ぼす。既に減損した資産価値に加え、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ/ホールセールの資金調達市場における価値だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格性を失う可能性もある。

より広範な金融業界における不利な展開に起因して、預金保護制度で保証されていない預金の引出し、またはその他の投資商品への預金の移動により、追加的な流動性リスクが発生する可能性がある。経済の不確実性または市場ストレスが生じた場合、デジタル・バンキングにより、預金者はデジタル処理で迅速に他の市場参加者に資金を移動させることができるようになり、より急激かつ大規模な預金の流出につながる。このリスクは、欧州の即時決済規則の施行により深刻化する可能性があり、これにより日中流動性へのニーズの増加に加え、通常の営業時間外における流出の加速につながる可能性がある。加えて、金利の上昇より、銀行間でのリテール預金の価格競争が促進され、ドイツ銀行の資金調達コストが増加する可能性がある。また、ドイツ銀行の主要な資金調達源の一つであるリテール預金の取扱高についても、さらなる圧力がかかる可能性がある。

不透明なマクロ経済の展開は、FX市場のボラティリティに起因して、または相手方が合意された取引条件を満たす当行の能力を懸念してエクスポージャーを制限しようとする場合、ドイツ銀行の外国為替（FX）取引を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、中央銀行の緊急FXスワップ執行ファシリティが撤廃された場合、FX市場におけるスプレッドの拡大、外貨調達コストの増加および市場における米ドルの流動性の低下につながる可能性がある。さらに、ユーロ（ドイツ銀行の報告通貨）が他の主要通貨に対して大幅に下落した場合、当行の貸借対照表上のFXミスマッチが拡大し、担保流出の増加につながる可能性があり、異なる通貨で流動性のニーズをサポートすることが困難になる可能性がある。

エマージング・リスクの一部として、デジタル決済およびブロックチェーンは、市場流動性の深さおよびボラティリティならびに資金調達に影響を与える可能性がある領域として評価されており、資金調達コストに一時的な影響を与え、それによって収益性に悪影響を与える可能性がある。

*将来、信用格付が投資適格未満に引き下げられた場合、資金調達コストおよびドイツ銀行と取引する相手方の意欲に悪影響を及ぼし、当行のビジネス・モデルの側面に影響を及ぼす可能性がある。*

格付機関は定期的に当行の信用格付の見直しを行い、かかる見直しは時の経過とともに変化する多くの要因により悪影響を受ける可能性がある。かかる要因には、信用格付機関による当行の財務状況の評価または当行の実際の業績が戦略的目標と著しく異なる場合が含まれる。

ドイツ銀行の信用格付の投資適格未満への引下げにより、当行の短期金融市場へのアクセスに影響が生じ、当行の預金ベースが縮小するか、追加担保もしくはその他の要求が生じる可能性がある。その結果として、当行の資金調達コストに悪影響を及ぼし、当行との取引を希望する取引相手方の範囲が限定される可能性がある。これにより、ドイツ銀行の競争力、財務成績が悪影響を受け、ドイツ銀行の短期ないし中期的な見通しを脅かす可能性がある。

*ドイツ銀行は、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却が困難となり、市況にかかわらず当該資産の売却により重大な損失を受ける可能性がある。*

ドイツ銀行は、自己資本要件およびレバレッジ要件を充足またはこれらを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する戦略の一環として、資産の売却またはかかる資産へのエクスポージャーを削減していくことを検討する場合がある。当行がビジネスを売却する場合、当行は、関連する売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、かかるビジネスの分離および売却のプロセスもまた、オペレーティング・リスクまたはさらなる損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市況により、当行は、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、または事業もしくは資産の売却自体が困難となる可能性がある。

*ドイツ銀行が財務実績に影響を与えうる企業結合またはその他の種類の投資を特定し、それらを実施し、完了することは困難となる可能性がある。さらに、ドイツ銀行が必要なときに戦略的取引を実行できない場合、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。*

ドイツ銀行は随時、事業統合およびその他の種類の投資を検討している。投資家が、重要な事業統合が高額すぎる、既存株主にとって希薄化をもたらす、または当行の競争力向上につながらないと判断した場合、ドイツ銀行の株価は著しく下落する可能性がある。また、事業統合において特定のクラスの資産を公正価値で再評価する必要性は、取引を実行不可能にする可能性または発生したのれんに減損が生じる可能性がある。さらに、事業統合またはその他の種類の投資が予想どおりに運ばない可能性、または当行が統合対象法人の業務をうまく統合できない可能性がある。発表した事業統合を完了できなかった場合、または当該事業統合もしくは当該投資において予想された恩恵を享受できなかった場合、収益性に重大な悪影

響を及ぼす可能性がある。買収が失敗した場合、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金が必要となる場合は、追加的な費用が生じる可能性もある。

ドイツ銀行がさらなる事業統合を行うことを回避した場合もしくはさらなる事業統合を行うことができなかった場合、または発表したもしくは予想された事業統合を実現できなかった場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行はまた、特に新たな事業分野への事業の拡大を自立的成長のみによって行う場合には、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裏に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、ドイツ銀行の事業に損失をもたらす、また当行のレピュテーションを毀損する可能性があり、当行の財務状態、業績および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の本国ドイツの市場およびグローバルな市場における激しい競争は、収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての業務部門において競争の激しい市場で事業を展開している。当行が、収益力のある魅力的な商品およびサービスの提供をもって競争環境に対処できなかった場合、当行は、市場シェアを失うか、または損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。また、収益拡大のために資本を配備し、投資資金を調達することができない場合、ドイツ銀行の競争力は損なわれる可能性がある。当行は、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、対応している。このような状況における競合他社には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行、ドイツ市場に参入する新たな国際銀行ならびに新興およびノンバンクの競合他社（例えば、デジタル・ファーストまたはフィンテック）が含まれる。重要な競合他社が合併または買収された場合、ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび将来的な非有機的成長の機会に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 規制および監督に関するリスク

金融業界に影響を及ぼす健全性改革および規制の監視強化は、今後もドイツ銀行に多大な影響を及ぼし、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、遵守されない場合、配当金の支払い、自社株の買戻しもしくは当行の規制資本商品に関する支払いの禁止または規制自己資本および流動性要件の強化を含む、当行に対する規制上の制裁につながる可能性がある。

政府および規制当局等は、規制の枠組み変更を通じて、特にバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によって概要を示された規制改革計画の最終的な実施、およびより最近では持続可能な経済への想定される移行を通じて、金融業界の将来の危機からの回復力を強化するための取組みを引き続き行っている。

規制枠組み改革の中核的要素として、バーゼル委員会は、ドイツ銀行に適用される最低自己資本および流動性の基準に関する包括的な一連の規則およびその他の規則（バーゼルIII）を策定し、精緻化を続けてきた。2024年6月のEU官報への掲載を受けて、2024年7月、EUの健全性ルール（自己資本要求規則および自己資本要求指令 - CRR 3 および CRD 6）が発効した。改革は、バーゼル委員会のバーゼルIIIの最終改革を実施するものである。これらの改革により、EUの銀行がそれらのリスク・ウェイトド・アセットを計算する方法が変更される。改革の大部分は、欧州委員会が委任法を通じて2027年1月まで延期した、マーケット・リスクに関する規則（トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）の実施）を除き、2025年1月現在から適用が開始されている。資本フロアは、内部モデルによるRWAを最終的に標準的手法によるRWAの72.5%に制限するもので、2030年1月に完全に適用される。バーゼルIIIの最終化は、当行のRWAおよび関連する自己資本要件を引き上げる。このバーゼルIIIの改革はまた、世界のすべての主要法域で異なるスケジュールにより実施されている。2024年初頭、欧州銀行監督機構（EBA）は、健全性評価に関する規制技術基準（RTS）の改正について協議した。この基準は、EU内で業務を行う金融機関が、健全性評価を目的として公正価値の資産および負債の評価に適用すべき要件を定めている。EBAは寄せられたコメントを精査しており、最終的な見解によっては、ドイツ銀行のCET 1要件の引上げおよびCET 1比率に悪影響を及ぼす可能性がある。EBAはまた、2025年8月にオフ・バランスシート項目に関するRTSの最終案を公表し、異なるレベルの換算リスクを反映したオフ・バランスシート項目を割り当てる基準を定めた。RTSにおけるクレジットカード・チャージバック・リスクの取扱いを網羅するという、協議段階での先の提案は、取り下げられた。

新たな規制要件の導入または追加的、個別のもしくは引き上げられた自己資本要件の導入、または銀行監督当局による同様の裁量的判断は、自己資本比率にマイナスの影響を及ぼすとともに、事業機会を減少させ、リスク資産の削減または規制上の自己資本の引上げを要求する可能性がある。

さらに、欧州中央銀行（ECB）を含むドイツ銀行の金融監督機関は、EUの単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）に従って、ストレス・テストならびに資産品質およびリスク管理プロセスの定期的な検証を実施している。健全性に関する規制当局は、一般的な自己資本規則（第1の柱）で十分に

カバーされていないと判断したリスクに対して、金融機関に自己資本の上積みを課すか、または事業の制限や変更等のその他の措置を課す裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、ドイツ銀行にSREPに基づく個別の自己資本要件（「第2の柱の要件」と呼ばれる。）を課しており、これによりドイツ銀行は、Tier 1資本の75%以上およびCET 1資本の56.25%以上を満たさなければならない。第2の柱の要件は、法定の最低所要自己資本水準およびバッファ要件に加えて満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。さらに、規制監督当局は、過去に発行されたガイダンスの解釈を変更し、金融機関に遡及的に新しい解釈を適用することを要求する可能性があり、これは当行に悪影響を及ぼす可能性がある。

2025年のSREPの後、ドイツ銀行は、2026年1月1日から維持される健全性自己資本要件に関するECBの決定により、ドイツ銀行の第2の柱の要件がRWAの2.85%となり、そのうち少なくとも1.60%はCET 1資本で、2.14%はTier 1資本でカバーされなければならないと通知を受けた。さらに、決定には、2025年8月1日に公表された、欧州の銀行は重大な仮想的な景気後退下においても回復力を維持することを示す、2025年のEBAのストレス・テストの結果を含め、EBAまたはECBが実施した規制上のストレス・テストからECBが導き出した結論が含まれている。同様に、2026年のSREPは、2026年のECBのテーマ別地政学的リスクリバース・ストレス・テストの結果を考慮する。ECBは、第2の柱の要件の水準に関する決定を通知するために、各銀行の実績を定性的な観点から、また第2の柱のガイダンスの水準を評価する際の一つの側面である定量的な結果から評価を行う。ECBは、過去にもSREPの決定においてこれらの権限を行使しており、立入検査で特定された事項に対処するため引き続きこれらの権限を行使する可能性がある。極端な場合には、ECBは各管轄内で特定の活動または営業許可を停止すること、またガイドラインに適用される規則に従わなかった場合には罰金または自己資本の上積み科すこともできる。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる権限は、近年着実に増加している。また、進行中または将来の危機（世界的なパンデミックまたは気候変動等）を受けて、政府および規制当局により、新たな規制が臨時に課される可能性があり、特にドイツ銀行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

ECBは、2024年にサイバー耐性のストレス・テストを初めて実施し、これにより、欧州連合内の銀行が改善すべき点として、事業継続の枠組み、インシデント対応計画、バックアップ・セキュリティおよび第三者のサービス・プロバイダー管理等の特定の分野がECBにより明らかにされた。このため、ITセキュリティおよびサイバー・リスクに関するオペレーショナル・レジリエンスの枠組みの不備は、ECBの2025年 - 2027年の監督上の優先事項の一部となっている。

ドイツ銀行が規制要件（特に法定の最低所要自己資本水準、または第2の柱の要件）を遵守しなかった場合や、ドイツ銀行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、管轄規制当局は当行に対し、株主に対する配当支払いもしくはその他の規制資本商品の保有者に対する分配を禁止する、または当行の戦略、収益性、資本および流動性プロファイルに影響を及ぼす可能性のある措置を講じるよう要求することができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、ドイツ銀行に対して他の形態での規制上の強制措置が講じられる可能性があり、その結果、罰金を含む制裁が科される可能性がある。かかる強制措置は、ドイツ銀行の現在および将来の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いまたはその他の規制資本商品に関する分配を行うドイツ銀行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

規制環境および法的環境はいずれも引き続き大きく変化し、ドイツ銀行の収益および費用（例えば、継続的および将来的なコンプライアンスを確保するためのコスト）に影響を及ぼす可能性がある。さらに、特定の非欧州地域における規制条件緩和の見通しは、当行にとって競争上不利に働く可能性がある。

ドイツ銀行は、自己資本およびバйлイン可能債務（銀行破綻時にバйлイン対象となる債務）を維持し、流動性要件を遵守することを要請された。これらの要件が当行のビジネス・モデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本要件または流動性要件を十分なバッファをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を満たすことができないような場合は、当行のビジネス・モデルおよび業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

上記のとおり、ドイツ銀行は、とりわけ、適用ある法律に基づく自己資本要件の強化および流動性要件の厳格化に従うものとし、その一部には追加的な自己資本バッファ要件も含まれている。ドイツ銀行が規制自己資本または流動性要件を満たすことができない場合、当行は、執行措置の対象となる可能性がある。さらに、流動性の維持または増加を求める要件により、当行の収益および利益の増大を追求する活動が減少する可能性がある。

規制自己資本および流動性要件に加えて、ドイツ銀行は、破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持も要求されている。これらの規則は、「TLAC」（総損失吸収力）および「MREL」（自己資本および適格負債に関する最低基準）要件という。これらの要件を遵守しなければならないこ

とにより、ドイツ銀行の事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特にその資金調達費用が増加する可能性がある。

ドイツ銀行は、これらの規制要件またはその他の規制要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないまたは発行できないこととなる可能性がある。それは、適用ある基準のもとで規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによって生じうる。

上記の規制要件を満たす十分な自己資本をドイツ銀行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払い、自社株の買戻し、その他の規制資本商品に関する支払いおよび任意の報酬支払いを制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生および利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もしドイツ銀行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、当行グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によっても要求される自己資本比率水準まで回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなったとみなされる場合には、管轄当局は、単一破綻処理メカニズム（SRM）ならびに適用ある規則および規制に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

ドイツ銀行は、異なる法域、特に米国におけるその現地事業に関して、流動性およびリスク管理それぞれに関する規則を遵守するため、自己資本を満たすことが求められる。

連邦準備制度理事会は、ドイツ銀行のような特定の外国銀行組織（FBO）の米国での業務について、必要とされる体制を定めた規則およびFBOの米国での業務に適用される高度健全性基準を採択した。ドイツ銀行は、これらの規則に基づき、当該FBOの米国子会社に対する保有持分のほぼすべてを保有し、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社である、DB USAコーポレーション（DB USA Corporation）およびDWS USAコーポレーション（DWS USA Corporation）（それぞれを、以下「IHC」という。）の2社を指定した。各IHCは、米国のバーゼルIII自己資本規制フレームワークに基づくリスクベース資本要件およびレバレッジ資本要件、資本計画およびストレス・テストの要件、米国流動性バッファ要件ならびに米国の大手銀行組織に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、連結ベースで服している。また、両IHCは、補足的レバレッジ比率要件ならびにTLACおよび長期債の維持に関する要件にも服している。両IHCおよびドイツ銀行の米国における主要な銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、流動性カバレッジ比率および安定調達比率要件にも服している。

ドイツ銀行は、ドッド・フランク法に基づき、破綻処理計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「当該機関」という。）に対して当該機関により設定されたスケジュールで提出することが義務付けられており、完全版計画および焦点を絞った計画を交互に提出している。米国破綻処理計画においては、ドイツ銀行がその米国における指定された重要法人および業務の秩序ある破綻処理のために戦略を実行する能力があることを証明しなければならない。ドイツ銀行の米国破綻処理計画では、ドイツ銀行の米国における重要法人および業務に関する一元的破綻処理戦略が説明され、DB USAコーポレーションが、米国におけるその重要法人子会社に対し流動性および資本援助を提供し、適用ある破綻処理手続によらず、当該子会社の部分的な売却または支払能力を維持した業務撤退を確保する旨が規定されている。

ドイツ銀行は、2025年10月1日の提出期限までに最新の完全版米国破綻処理計画を提出しており、次回は、2028年7月1日を提出期限とする焦点を絞った計画である。もし当該機関が、共同でドイツ銀行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、ドイツ銀行が、規定された期間内にこれらの指定された問題点を是正できなかった場合には、当該機関がドイツ銀行の米国事業（米国のIHCまたは米国の規制対象子会社を含む。）に制限を課すまたは事業、法人、オペレーショナル・システムおよび/もしくは企業内取引を再構築もしくは再編することを求められる可能性があり、これにより当行の運営および/または戦略にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。さらに、当該機関が、より厳しい自己資本要件、レバレッジ要件もしくは流動性要件をドイツ銀行に課すまたは一定の資産もしくは事業を売却することをドイツ銀行に要求する可能性もある。

IHCはそれぞれ、毎年、連邦準備制度理事会の監督当局によるストレス・テストおよび自己資本計画要件の対象となる。また、各IHCは、大手銀行持株会社およびIHCの自己資本および計画の実務を評価する監督当局による年次調査である連邦準備制度理事会の包括的資本分析検査（以下「CCAR」という。）の対象である。CCARプロセスは、CCARの定量的評価および連邦準備制度理事会の自己資本規則におけるバッファ要件を統合し、2.5%を下限とする金融機関固有のストレス資本バッファ（SCB）要件を算出する。監督当局による2025年ストレス・テストの結果に基づくDB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのSCBは、それぞれ11.5%および5.3%に設定された。これらのSCBは、2025年10月1日から発効した

後、一般からのフィードバックを反映したモデルに基づいて新たな要件が算出可能となる2027年まで有効である。SCBの増加によって、当行に対して、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすような方法で自己資本の増加または事業再編を求められる可能性がある。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減、もしくは資本および/もしくは流動性の投入またはその他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされ、また米国子会社が配当を支払う能力またはその配当金額が制限される可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本または流動性を米国に投入することを余儀なくされたりする限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記の米国での自己資本要件およびその他の要件ならびに他の法域での類似の動向が、グローバルな銀行に対する監督が分断化を招き、その結果、当行が自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースおよび非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみで遵守することを認める規制上の免責への依拠に悪影響を及ぼす可能性があるかは、現時点では不明である。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制およびその他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならない。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも悪影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行は、規制自己資本比率、流動性比率およびドイツ銀行の株式または規制資本商品に関する分配に利用可能な資金に関して事業上の決定を行う可能性があるが、当行の決定とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性がある。ドイツ銀行は、適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って、その株式または規制資本商品に関する支払額を削減するか、または全く支払いを行わない決定を下す可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行がその事業および業務ならびに資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表の管理に関する決定を含む。）による影響を受ける。これらの決定は、当行の資産のリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の訴訟もしくは規制手続に係るコスト等の外的要因の影響を受ける可能性がある。ドイツ銀行はその決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびにその株主および債権者の利益を含む広範な事項を考慮するが、資本および流動性の確保のための規制要件が当行の決定に影響を与える可能性がある。したがって、当行は、資本および流動性管理に関する決定を行うにあたり、ドイツ銀行の株式またはその他Tier 1 資本商品のような規制自己資本への算入が認められる発行済の金融商品の保有者の利益を固守する必要はない。当行は、たとえ当該措置を講じなかった結果としてドイツ銀行の規制資本商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う増資を含め、一定の措置の実施を差し控えるよう決定する可能性がある。ドイツ銀行の決定により、かかる規制資本商品の保有者が当該金融商品の価値の全部または一部を失う可能性があるが、当該保有者は、ドイツ銀行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、株式に関する配当の支払いおよびその他の規制資本商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律に基づき決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）において規定されるドイツ会計規則に従い、通常、非連結ベースで計算される。ドイツ銀行の財務状態もしくは収益性またはドイツ銀行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当またはかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、既存の引当金を上回る訴訟の和解および年次見直しの一環としてドイツ銀行の単体貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少させる減損により、将来的に利益または分配可能な準備金に影響をもたらす可能性がある。非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、当行は将来、かかる支払いの一部または全部ができないこととなる可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、株主またはその他の規制資本商品（その他Tier 1 資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。ドイツ銀行は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連する金額に影響を与える広範な裁量を有する。かかる決定は、配当または当行の規制資本商品の条件に基づくその他の支払いを行う能力に影響を及ぼす可能性がある。

欧州およびドイツの法律に従い、ドイツ銀行に、破綻処理の実現可能性がある場合または破綻処理措置が課された場合には、ドイツ銀行の事業運営が重大な影響を受ける可能性がある。かかる措置により、当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元的化する単一破綻処理メカニズム（SRM）に参加している。ドイツでEUの銀行再建・破綻処理指令を実施したSRM規則および

ドイツ再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。破綻処理中の銀行に課せられる破綻処理措置には、当行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、株主利益の希薄化もしくは株式の消却、または当行の発行済負債性金融商品の条件の修正、変更もしくは改定（例えば、償還延期や適用金利の引下げ等）が含まれる可能性がある。さらに、当行が破綻処理の対象となった場合、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法に明記される特定の上位非優先債務）が評価減され（ゼロにすることも含む。）、または資本に転換される（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

破綻処理法は、また、破綻した銀行が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような銀行への公的金融支援（もしあれば）は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され、利用された後の最終手段としてのみ行われる。管轄機関が破綻処理実現可能性の障害を取り除くために措置を講じることが、当行の業務に重大な影響を及ぼす可能性がある。破綻処理の実行は、株主利益の著しい希薄化、さらには株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

採択または提案されたその他の規制改革（例えば、デリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護およびデータ保護等に関する広範な新規制）は、ドイツ銀行の営業コストを大幅に増大させ、またそのビジネス・モデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の自己資本要件およびその他の要件に加え、ドイツ銀行は、様々な規制改革（とりわけ、ドイツ銀行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護およびデータ保護に関する規制等）の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

ドイツ銀行は報酬の規制（当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスク・テイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。）の対象である。かかる報酬の規制が法律によるものでも、またはEBAが公表した指針によるものでも、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合域外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

とりわけドイツ等のSRMに参加するEU加盟国では銀行税が定められている。2023年末現在、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%という単一破綻処理基金（SRF）の目標水準が達成されたため、2025年にはSRFへの事前の拠出は不要となった。2026年も同様に、当行はSRFに対する拠出を行うことは見込んでいない。しかしながら、この想定にはかなりの不確実性が伴うため、当行はSRFに対する金融債務に影響を与えうる進展を注意深く監視していく。さらにドイツ銀行は、英国等のSRMの非参加国においても、銀行税の支払いを求められる可能性がある。

加えて、ドイツ銀行は、改正欧州連合預金保険指令（以下「DGS指令」という。）および欧州連合投資家補償制度指令に基づき、ドイツの法定預金保険制度および投資家補償制度への拠出を行わなければならない。ドイツの法定預金保険制度では、ドイツの銀行に対し、保護対象預金の0.8%に相当する事前積立金を維持することが義務付けられている。この水準は2024年7月までに達成されたが、補償事案発生後に、預金保護制度の資金を補充する目的で、追加の賦課金が課される可能性がある。また、ドイツ銀行は、参加者からの拠出金により資金を調達する、ドイツの民間銀行のための預金保護基金（Einlagensicherungsfonds）を通じて、自主的な預金保護制度にも参加している。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を定量化することはできないが、想定以上の拠出金を参加者に要求されるようなことを引き起こす特定の市況または事由が発生する可能性もあり、これにより、将来的に当行の事業、財務状態および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。銀行の破綻、破綻処理措置およびSRMまたは関連する預金保険制度によって保有される資産価値の下落により、不足額を補うため、拠出金が増額される可能性がある。

ドイツ銀行は、一般データ保護規則（GDPR）に服しており、これにより、個人データの処理に関するその規制上の義務（GDPRのデータ保護原則の遵守、データ主体の権利の数の増加および厳格なデータ漏洩通知の義務を含む。）を増大させた。GDPRは、監督当局に対して広範な執行能力（不遵守に対して多額の罰金を科す能力を含む。）を付与し、またGDPR違反により影響を受ける個人が提訴できる権利を規定する。GDPRの遵守には、技術上および組織上の適切な措置への投資が必要となり、当行はデータ保護に多大な資源を継続的に投入することを余儀なくされる可能性がある。当行がGDPRにより要求される基準を満たしていないことが判明した場合、当行のレピュテーションが損なわれ、データ保護監督当局により多額の罰金を科されるかまたは当行の個人データ処理能力に関する制限が課せられ、影響を受ける個人により提起された賠償請求に対して防御することが必要になる可能性がある。これらはすべて、当行に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、金融サービス会社によるマネーロンダリング防止（AML）およびテロ資金供与防止規則の遵守について、EUおよび非EU当局の両方から引き続き監視されており、その結果、様々な法域において会社に対する数々の規制上の手続、刑事訴追および多額の罰金を含むその他の強制措置が発生している。

#### 当行の内部管理態勢に関するリスク

当行が適用される法律、規制および関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行し、プロセスを実行することを確保するためには、堅固かつ効果的な内部管理態勢および適切なインフラ（人材、方針および手続、管理態勢、テスト、ITシステム

ならびにデータから構成される。)が必要である。ドイツ銀行は、更新された規制要件に合わせて内部管理態勢の有効性を高め、当行ならびに/または規制当局および監視当局によって特定された差異を埋めるよう努めているが、進捗が予想よりも遅い場合または当行が持続的な改善を実現できない場合、ドイツ銀行のレピュテーション、規制上の地位および財務業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行の事業には、多様な市場における複雑で大量の取引を幅広く処理および監視するための効果的な管理が必要であり、管理の有効性は、当行の方針、管理テストの手順、ITシステムおよび従業員の能力の盤石さに依存している。これらのシステムが、包括的なリスク管理および規制上の報告にとって重要なすべてのリスクを特定、監視、集計、測定、軽減および報告しなければ、ドイツ銀行の業績および規制上の立場に悪影響を及ぼす可能性がある。

改善は行われているものの、当行の管理態勢および支援インフラの特定の要素は依然として目標を下回っており、一部の分野ではレガシー・テクノロジー、データの断片化および手作業によるプロセスが残っている。これらの状況は、内部報告および規制当局の報告の適時性および質を妨げ、事業および法人間における一貫したリスク集約を妨げる可能性がある。当行は、アーキテクチャの簡素化、データ・ガバナンスの強化および管理の自動化のために複数年にわたるイニシアチブを実施しているが、構造的な複雑さ、エンドユーザー向けツールへの依存および不均一なシステム統合は、引き続きオペレーショナル・リスクをもたらしている。これらのリスクが顕在化すると、中核プロセスの中断、戦略的変革プログラムの実施の遅れおよび外部の運用環境における課題に対するオペレーショナル・レジリエンスの低下が生じる可能性があり、その結果、顧客リスク、規制リスクおよびレピュテーション・リスクの観点からドイツ銀行に悪影響を及ぼす可能性がある。

情報技術およびセキュリティ、金融犯罪およびデータ・ガバナンスを含む管理分野にわたる専門知識を維持することは、依然として困難であり、第三者およびクラウドサービス・プロバイダーへの依存度が高まることで、監視および回復力に関する追加的な考慮事項が生じる。主要な人材の維持や第三者リスクの効果的な管理ができない場合、当行が健全な管理を維持する能力または規制当局の指摘事項を解消する能力が損なわれる可能性がある。

BaFin、ECB、英国の健全性規制機構および連邦準備制度理事会を含むドイツ銀行の主要な規制当局は、ドイツ銀行の取締役会およびグループ内部監査部門とともに、内部管理およびインフラを綿密に検証し続けている。これらの評価では、金融犯罪、情報セキュリティ、ITの回復力、取引処理、データ管理および与信プロセスなどの分野で必要な強化が特定されている。是正措置は進行中であるが、これらのプログラムの広範さおよび相互依存性は、改善が完了し、検証され、時間の経過とともに効果的に運用されるまで、実行リスクは依然として高いままであることを意味する。

これらのリスクに対処するため、当行はクラウド導入を含む技術の近代化および回復力と、リスクおよび管理テストを強化するための高度な分析に投資している。しかし、これらの対策が正常に統合されること、またはリスクを正常に是正することは保証できない。これらの機能は監視体制の改善に寄与する可能性があるが、データ品質、AIガバナンスおよびサイバー・レジリエンスなどの強力な管理および保証を必要とする新たなリスクをもたらす。

当行のAMLおよびKYCプロセスならびに金融犯罪を実行するために当行の商品およびサービスを悪用することを防止するための管理は、これまで、また引き続き一部の法域で規制当局による評価、調査、強制措置の対象となっている。ドイツ銀行が定められた期限までに当行のインフラおよび管理態勢を大幅に改善することができない場合、当行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。

2018年9月、BaFinはドイツ銀行に対して、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与を防止する内部予防策の実施および一般的デューデリジェンス義務の遵守を命じた。2019年2月、BaFinはコルレス銀行における当行グループ全体のリスク管理プロセスの見直しおよび必要に応じた調整に関する命令を延長した。2021年4月には、BaFinはその命令をさらに拡大し、追加的な内部予防策およびコルレス銀行取引関係を含むデューデリジェンス義務の持続的な遵守を要求した。2021年4月の命令はその後、当行の取引監視システムの強化を含むよう延長された。2023年、BaFinはドイツ銀行に対して、取引監視のためのデータ処理システムの具体的な改善の実施を指示する追加の命令を発出し、履行されない場合には罰金を科す可能性があるとして警告した。命令された措置の実施を監視するため、BaFinは2018年に特別代表を任命した。その任期は、継続的な監視および進捗評価を確保するため、各命令が延長されるたびに延長された。かかる任期は2024年10月30日に終了した。当行は、期限内に残りの措置を実施するため、引き続きBaFinに全面的に協力し、必要な資源の配分に尽力する。

2023年7月、ドイツ銀行、ドイツ銀行ニューヨーク支店(Deutsche Bank AG New York)、DB USAコーポレーション、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびDWS USAコーポレーションは、制裁および通商禁止措置およびAMLコンプライアンスの遵守に関する事前命令および和解ならびにリスク管理上の問題に関する是正合意および義務に関して、連邦準備制度理事会との同意命令および書面による合意を締結した。2023年付同意命令は、2015年および2017年に当行が連邦準備制度理事会と締結した事前同意命令で要求された、和解後の制裁および通商禁止措置ならびにAML管理強化措置の履行が不十分で遅滞していると主張している。2023年付同意命令はさらに、そこに記載された安全でなく不健全な慣行または違反を是正することを著しく怠った場合、ドイツ銀行に対する連邦準備制度理事会による追加的かつ段階的に拡大した正式措置(追加罰則または追加的な積極的是正措置を含む。)が必要となる可能性があることを規定している。連邦準備制度理事

会に要求された制裁および通商禁止措置ならびにAML管理強化措置を当行が適時に完了できない場合、損害は甚大となり、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに与える影響は重大となる可能性がある。

ドイツ銀行が、連邦準備制度理事会が満足する水準までそのインフラおよび管理態勢を改善することができない場合、当行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。規制当局は、罰金を科し、または、当行に対して一定の種類の商品もしくは事業、または、取引相手方もしくは地域との関係へのエクスポージャーの削減、または、その終了を要求することができる。また、当行は今後、他の法域におけるものを含め、当行の事業および収益性に重大な影響を与える新たな法的手続、調査または規制上の措置を受ける可能性がある。その場合、その結果生じる要求の程度によっては、当行のレピュテーションおよび現在のビジネス・モデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

## テクノロジー、データおよびイノベーションに関するリスク

*イノベーションの速度および新規市場参入者は、競争を激化させ、ドイツ銀行の事業を混乱させ、投資コストを増大させる可能性がある。*

デジタル化およびAIなどの分野におけるイノベーションの速度は、異業種からの参入企業、グローバルなハイテク企業およびフィンテック企業等、新たな競合他社に市場参入の機会を提供する可能性がある。さらに、銀行業界の競合他社は、主にデジタルサービスで当行の中核市場に参入するためにビジネス・モデルを構築する可能性がある。したがって、ドイツ銀行は、当行の事業においてデジタル製品、AIおよびプロセス・リソースへの投資に対する必要性が増加すると予想している。上記の投資が行われない場合、またはドイツ銀行がこれらの新規参入者と競争できない場合、ドイツ銀行は市場シェアを失い、それが当行の財務業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のGoogle Cloudとの戦略的パートナーシップを通じて、ドイツ銀行はITの柔軟性および回復力を向上させることを目的に、アプリケーション環境の一部をパブリッククラウドに移行している。パブリッククラウド・サービスの導入は依然として規制当局の大きな関心事項であり、当行は、顧客情報および当行の情報を保護するために、データの機密性およびセキュリティに適用される基準を遵守し、導入しなければならない。これを達成できなかった場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、規制当局による罰金、訴訟および損害賠償義務が生じる可能性がある。

AIは、当行にとって変革的な技術になる可能性がある一方で、ハルシネーションまたはバイアスなどの新たな課題をもたらし、それによって正確性および説明可能性の検証ならびにデータのプライバシーおよび主権の確保が必要になる。エージェント型AIソリューションの出現は、プロセス内での自律的な意思決定を可能にし、検出されないミスの可能性を高める可能性がある。ドイツ銀行はAIリスクを当行の管理フレームワークに組み込んでいるが、これらの技術が進化するにつれて、当行に対する追加的なリスクが発生する可能性がある。例えば、自律型AIエージェントは、定義された目標を歪めたり上書きしたりする可能性があり、コンプライアンス義務、公正基準または重要な品質管理よりも速度またはパフォーマンス指標を優先するなど、規制、倫理または運用上の予防策を損なう方法で最適化する可能性がある。ドイツ銀行がこれらの新たなリスクに対処しなければ、コンプライアンスの問題、運用の非効率性および潜在的な損失に加え、AIの責任ある利用を実践するドイツ銀行の能力に対する市場の信頼を損なう可能性のあるレピュテーション・リスクに直面する可能性がある。

ドイツ銀行は、国家主体による活動ならびに人工知能および量子コンピューティングの技術的進歩によってもたらされるような進化するリスクを含むセキュリティの脆弱性を悪用する可能性のある脅威を積極的に追跡している。当行は、ランサムウェアおよびサービス拒否を含む一般的な攻撃シナリオについても引き続き注意深く監視している。ドイツ銀行はかかるサイバー事象に対する保険に加入しているが、サイバー事象に起因するすべての損失または負債を補償するのに十分であるという保証はない。

データ管理リスクは、データの収集、保存、処理、管理および使用の方法に関するプロセスに弱点がある場合に発生する可能性がある。これは、当行または当行のステークホルダーの財務上、評判上または規制上の結果に悪影響を及ぼす可能性がある。情報に基づいた意思決定、サービスのパーソナライズ、イノベーションの推進および大規模なAIの導入を行う当行の能力は、組織全体で信頼性が高く、アクセス可能で、適切に管理されたデータを持つことに依存する。ドイツ銀行は、組織全体のデータ管理機能を確立しており、現在は堅牢なデータ管理フレームワークの導入に注力している。しかし、残存するデータ管理リスクには、移行中または移行後に持続する可能性のある、データ品質、システム統合および規制の不遵守における潜在的なギャップが含まれる。

ドイツ銀行は、継続的に進化する厳しく規制された環境で事業を行っており、当行の技術基盤がこれらの規制の変更に適応し、整合性を維持する必要がある。デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）などの最近の規制の変更により、追加の取組みおよび特定のタスクの優先順位の再設定が必要となる可能性がある。これを怠ると、新しい規制への不遵守リスクが生じ、罰金、訴訟、その他の強制措置ならびに評判の低下につながる可能性がある。

当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術改革は、専用のイニシアチブを通じて実施される。しかしながら、これらのプログラムを実施する上では、人材および財務上の制約、他のプログラムおよび主要な成果物への依存、長期

化する実装スケジュール、好ましくない変化に関連する管理態勢への影響、アップグレードされたアプリケーションまたはその基盤となる技術における機能上の問題等、様々なリスクが伴う。かかる大規模な技術変革を適切かつ適時に実施できない場合、ドイツ銀行の事業および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク

ドイツ銀行は、規制が厳しく、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁ならびにレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、ドイツ銀行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融サービス提供会社に対して、より厳しい監督および検査を受けるよう求めており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加され、民事訴訟に発展することも多い。金融機関に対する法律上および規制上の手続の和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近年の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、ドイツ銀行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、また、これらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネス慣行の廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争に加え、行政手続ならびに民事および刑事双方の当局による調査に服している。ドイツ銀行は訴訟および規制執行事項の解決に進展を遂げているが、当行に対する係属中の訴訟もしくは新たな訴訟、執行または類似案件は、短期ないし中期的にドイツ銀行に多額の費用を生じさせ、これらの案件が不利な方向に進展した場合、その事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。ドイツ銀行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといった様々な理由により、早期和解を図る場合がある。ドイツ銀行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。さらに、これらの事象が、コストもしくは当行の事業に要求される変更の点において当行の予想よりも不利な条件で解決された場合、またはこれらの事象に関連して当行の事業および見通しに関する否定的な見方ならびに関連事業への影響が増大した場合、ドイツ銀行は、当行の戦略的目標を達成することができないか、またはその変更を余儀なくされる可能性がある。

ドイツ銀行またはその現在もしくは過去の従業員に対する現在係属中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続により生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、定量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の認諾を求めるようになっている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、米国司法省（DOJ）は、ある会社が不正行為に係る民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、疑われている不正行為に責任を有する個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額が生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記のとおり予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて、当行が計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開が結果の予測可能性をより不確実なものとしており、ドイツ銀行は引当金を追加しなければならない可能性がある。また、こ

これらの事象が、コストもしくは当行の事業に要求される変更の点において当行の予想よりも不利な条件で解決された場合、またはこれらの事象に関連して当行の事業および見通しに関する否定的な見方ならびに関連事業への影響が増大した場合、ドイツ銀行は、当行の戦略的目標を達成することができないか、またはその変更を余儀なくされる可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。ドイツ銀行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回る財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する引当金は、これらの影響を補填するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当による悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

ドイツ銀行は現在、ポストバンクの全株式の取得に関するドイツ銀行の任意的公開買付に関連した民事訴訟に関与している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は、当行が計上した引当金を超えるエクスポージャーを含め、重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG (Deutsche Postbank AG) (以下「ポストバンク」という。)の全株式を取得する任意的公開買付を行うことを決定したと発表した。ドイツ銀行は、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。この任意的公開買付は、合計で約48.2百万株のポストバンク株式について応諾された。

任意的公開買付に応じたポストバンクの旧株主の相当数は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には強制的公開買付を行う義務があったと主張し、ドイツ銀行に対して訴訟を提起した。原告は、ポストバンクの株式に提示した対価は、1株当たり57.25ユーロまたは64.25ユーロまで増額される必要があると主張している。2025年12月31日現在、ドイツ銀行は、当該訴訟における原告の請求金額の90%（主張された保有株式に基づいて算出）について和解に達しており、残りの原告の請求金額112百万ユーロ（利息を含む。）の引当金を計上している。詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 連結貸借対照表に対する注記 - 注記27 引当金」の項を参照のこと。

ドイツ銀行が、2010年の任意的公開買付の前にすべてのポストバンク株式について強制的公開買付を行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係属中の2件の価格評価請求手続 (Spruchverfahren) に影響する可能性がある。これらの手続は、2015年のポストバンク株主のスウィーズアウトに関連して支払われた35.05ユーロの現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ-ホールディングAG (DB Finanz-Holding AG) (現DBベタイリグングス-ホールディングGmbH) とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約 (Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag) の締結に関連して提示された25.18ユーロの現金対価およびこれに関連して支払われた1.66ユーロの年間補償の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。経営支配および損益移転契約に関連する25.18ユーロの補償は、約0.5百万株のポストバンク株式に対して受け入れられた。2015年のスウィーズアウトに関連して支払われた35.05ユーロの補償は、約7百万株のポストバンク株式に関連していた。

価格評価請求手続において、申立人らは、適切な現金対価を決定するにあたっては、ドイツ銀行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制的公開買付を実施すべき潜在的な義務があったことは明白であると主張している。ケルン地方裁判所は、当初この2件の手続においてこの申立人らの法的見解を容認していたが、2019年6月の判決において、同裁判所は、経営支配および損益移転契約の締結に関連して、当該価格評価請求手続におけるこの法的見解を明確に拒絶し、ドイツ銀行が、2010年の任意的公開買付の前にすべてのポストバンク株式について強制的公開買付を行う義務を負っていたか否かは、適切な現金対価の決定には関連性がないと結論付けた。ドイツ銀行は、ケルン地方裁判所がスウィーズアウトに関連する価格評価請求手続においても、同一の法的見解を取ると予想している。

2020年10月、ケルン地方裁判所は、経営支配および損益移転契約に関する価格評価請求手続において、ドイツ株式会社法第304条に基づく年間補償をポストバンク株式1株につき0.12ユーロ増額して1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条に基づく補償をポストバンク株式1株につき25.18ユーロから29.74ユーロに増額する決定を下した。この和解金額の増額は、旧ポストバンク株式約0.5百万株に関連するものであり、年間補償の増額は、旧ポストバンク株式約7百万株に関連するものである。ドイツ銀行および申立人らは、この決定に対し、これを不服として上訴しており、その上訴は現在も係属中である。2025年12月12日、デュッセルドルフ高等裁判所 (HRC) は、2012年に締結された経営支配および損益移転契約に関する価格評価請求手続において、示唆的決定 (Hinweisbeschluss) を発した。HRCは、当初支払われた1株当たり25.18ユーロの補償を、2010年の公開買付で主張されている適切な提示価格 (1株当たり少なくとも57.25ユーロ) まで引き上げるべきであるという申立人らの主張を退けた。

さらに、HRCは、特定の評価側面に関する追加の専門家報告を求め、ケルン地方裁判所の判決で定められた補償よりも低い和解案を提示した（ケルン地方裁判所の判決で定めた1株当たり29.74ユーロの代わりに28.00ユーロの補償案）。2026年1月、当行はHRCの和解案に同意すると表明したが、価格評価手続の和解成立に必要な条件である申立人全員が同意したわけではなかった。したがって、HRCは2026年2月4日に新たな独立専門家を任命した。専門家は、HRCが特定した残りの評価側面について補足的な意見を提出するよう求められている。HRCはさらに、専門家に対し、補足的な評価意見に基づいて適切な年間補償の修正計算を行うよう指示した。

当行が計上した引当金を超えるものも含め、これらの件に対するドイツ銀行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行は現在、配当金の支払いに対して課される源泉徴収税に関するドイツの税額控除または還付を受ける目的で、ドイツ株の顧客により配当金基準日前後に行われた取引（いわゆるCUM-EX取引）に関して、規制当局および法執行当局による業界全体に対する照会および調査の対象とされている。さらに当行は、潜在的な税金負債および第三者（例えば元取引相手方、保管銀行、投資家および他の市場参加者）による潜在的な民事上の請求（当行が直接関与していない刑事手続における判決の結果によるものを含む。）に晒されている。これらの事案の最終的な結果は予測不能であるが、ドイツ銀行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行グループは、ケルンの検察官（Staatsanwaltschaft Köln - 「CPP」）による継続中の刑事捜査およびCUM-EXに関連する民事訴訟の対象となっている。さらに、ドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに元取締役会メンバー7名は、CPPによる刑事捜査の対象となっており、旧ドイツ・ポストバンクAGの元従業員（氏名不詳）も同様である。CUM-EX問題をめぐる継続的なメディアの注目ならびに当行またはその元従業員および取締役会メンバーにとって不利な将来の刑事判決により、レピュテーション・リスクが生じる可能性がある。罰金の賦課および利得の返還または刑事罰としての財産没収は、当行の財務状態、業績およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はさらに、ドイツ税務当局および第三者による、潜在的な税法上および民事上の返還請求および損害賠償請求の主張に晒されている。

CUM-EX問題に起因するリスクは定量化が難しく、これらのリスクが顕在化する可能性を予測するのは困難である。既に主張されている民事上の請求または将来第三者により主張される可能性のある請求について、ドイツ銀行が最終的に責任を負うことになった場合、当行の財務状態または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。個々の訴訟に関するさらなる詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 連結貸借対照表に対する注記 - 注記27 引当金」の項を参照のこと。

ドイツ銀行は、その金融犯罪対策管理（米国およびドイツにおけるものを含む。）について、規制当局および法執行当局との手続に関与している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、過去数年間にわたり、一般のおよび特定の顧客、取引相手方または事象への関連の両面から、その金融犯罪対策管理（米国およびドイツにおけるものを含む。）について、規制当局ならびに法執行当局との手続に関与している。これらの照会の範囲には、顧客の新規登録および顧客情報管理プロセス、取引監視システムおよび手続、疑わしい取引の報告を行うか否かの意思決定プロセス、エスカレーション手続ならびにその他の関連するプロセスおよび手続が含まれる。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

フランクフルトの検察官は現在、金融犯罪対策管理関連の疑惑との関連で、特に、疑わしい取引の報告の提出遅延に関して捜査を行っている。ドイツ銀行の事務所は、これらの捜査との関係で、フランクフルトの検察官によって捜索を受けた。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化し、発展している。慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法はより一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は発展しており、税務当局による審査は厳しくなっている。経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲かつ継続的な変更は、当行およびその子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また、各加盟国が当該要件の国内法化にあたり、異なるアプローチを採用しうるため、あるいは一方的措置を講じることを選択しうるため、税務争訟または二重課税の事例が増加する可能性がある。例えば、これには、2024年課税年度から施行されているOECDのグ

ローバル・ミニマム課税制度が含まれる。税務当局（ドイツを含む。）は、一定のクロスボーダー貸付またはデリバティブ取引に関連する配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性にも注目している。2017年の米国税制改正により導入された税源浸食濫用防止税、2022年米国インフレ抑制法で制定された法人代替ミニマム税および2025年に米国で成立した一つの大きな美しい法案（U.S. one Big Beautiful Bill Act）の規定の適用に関してはいくつかの不確実性も残っている。これらの発展は、確定しない課税期間の数が増えることとなり、潜在的に調整を受ける可能性がある。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決ならびに急速に変化し、より一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の子会社であるドイツ銀行ポルスカ・エス・エー（*Deutsche Bank Polska S.A.*）は、外貨建モーゲージ貸付契約に関して、不当かつ無効であるとの申立てに基づき、多数の払戻要求を受けている。

2016年以降、ドイツ銀行ポルスカ・エス・エーの特定の顧客は、彼らの外貨建モーゲージ貸付契約には不当な条項が含まれており無効であると主張し、ドイツ銀行ポルスカ・エス・エーに接触している。これらの顧客は、総額11億ユーロを超えるかかる契約に基づく過払分とされる金額の払戻しを要求しており、2025年12月31日現在、8,791件超の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。これらの訴訟はポーランドにおいて業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。かかる訴訟事件に関する当行のポートフォリオに係る引当金の合計は、スイス・フラン建ておよびユーロ建てのモーゲージの事件を含め、2025年12月31日現在、736百万ユーロである。かかる訴訟事件の結果は不確実であり、モデルに含まれる仮定の将来的な変更または請求の解決により、設定した金額を超える引当金の大幅な増加となる可能性があり、それが当行の業績および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行のマレーシアの子会社は現在、1 マレーシア・デベロップメント・ブルハド（*1Malaysia Development Berhad*）（*1MDB*）に関する取引に関連する民事訴訟に参与している。かかる訴訟事件に対する当行の財務エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2021年、1MDBは、2009年および2011年にドイツ銀行・マレーシア・ブルハド（*Deutsche Bank Malaysia Berhad*）（*DBMB*）が1MDBの代わりに実行した3件の電信送金について、DBMBに対する訴訟手続をマレーシアの裁判所で開始した。1MDBは、電信送金の日から発生する利息を除く11億米ドル（取引総額相当）の損害賠償を請求しており、かかる取引から長い期間が経過していることから、その利息は相当な額となる可能性がある。2025年7月11日の審理で、裁判所は、本事案は、現在2026年10月および12月に予定されている正式裁判を必要とする判断し、時効を理由としたDBMBの即時却下の申請を退けた。本事案から生じるリスクは不確実であり、これらのリスクが顕在化する可能性を予測するのは困難であるが、ドイツ銀行の財務業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、ドイツ銀行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行およびその関連会社は、これまで刑事上および規制上の執行手続の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。当行もしくはその関連会社に対する有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行が特定の事業活動を行うための資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である1974年米国従業員退職所得保証法（*ERISA*）に基づく「適格専門資産運用業者」（*QPAM*）禁止取引適用除外の規定に基づく、当行の資産運用関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。当行の資産運用関連会社がERISA制度のための取引に使用することができる、法律上の適用除外およびその他の行政上の適用除外は複数存在し、また、多くの場合はQPAM適用除外に依拠する代わりにこれらを使用することができるが、QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客（顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、または当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。）に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、顧客が、かかる資格の喪失を、当行の資産運用関連会社が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省（*DOL*）から資産運用業者全般として承認されなくなった証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。*DOL*は、*DBグループ・サービシズ（UK）リミテッド（DB Group Services (UK) Limited）*の有罪判決およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニー（*Deutsche Securities Korea Co.*）の有罪判決（後者の有罪判決はその後覆されている。）にもか

かわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の適用除外を認めた。かかる適用除外は、DOLにより資格喪失期間の終了時である2027年4月17日まで延長されている。ドイツ銀行またはその関連会社が他の事実で有罪判決を受けた場合等には、延長は終了する。

#### 気候変動および環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する事項に関するその他リスク

地球温暖化の影響、自然環境悪化ならびに地球温暖化を産業革命前の水準から1.5度以下に抑えるために必要な関連政策、技術および行動の変化により、財務リスクおよび非財務リスクの新たな要因が生じた。これらのリスクには、異常気象による物理的リスクの影響、ならびに炭素集約型セクターがコストの上昇、潜在的な需要の減少および資金調達手段の制限に直面することによる移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびに自然リスクの発生が現在予想されているよりも急速である場合には、信用損失および市場損失の拡大ならびにベンダーおよび当行の業務への影響による業務の混乱につながる可能性がある。

異常気象の事例は、頻度と深刻さを増している。将来の異常気象は、信用損失引当金繰入額の増加、財産損失、保険費用の上昇および運用上の回復力へのリスクにつながる可能性がある。異常気象は、ドイツ銀行の収益創出能力および費用にも影響を与え、その結果、非金融資産の減損をもたらす可能性がある。

金融機関は、各国政府、規制当局、株主およびその他の組織（非政府組織を含む。）から、気候問題やESG関連問題について、より詳細な検査を受けている。銀行は、温室効果ガス排出削減に向けた共同の取組みに対する米国主導の課題に直面し、一層複雑化かつ多様化する政策環境を乗り越えなければならず、違法行為や独占禁止法違反の非難を受け、特定の顧客へのアクセス制限や潜在的な訴訟の可能性がある。米国およびカナダの同業他社ならびにそれに続いてヨーロッパの同業他社がこれらの懸念に対応してネットゼロ・バンキング・アライアンスから離脱している。その一方で、多くの組織および個人が銀行に対して低炭素経済への移行を支援すること、種の多様性および生息地の喪失等の自然関係リスクを制限すること、ならびに人権を擁護することを求めている。法域によって大きく異なる（そして時には対立する）ESG規制および/または開示基準が出現した場合、遵守の費用増加および要件を満たせないリスクが生じる可能性がある。注目すべきは、移行、その他の環境および社会的なリスクの相互関連性であり、移行を支援することは、採掘によって得られる移行鉱物に対する需要の増加につながる可能性がある。

国際エネルギー機関（IEA）の2025年世界エネルギー見通し（2025 World Energy Outlook）（WEO）によると、NZE2050シナリオでは、1.5度目標を長期的に超過することになり、2050年頃には気温上昇が1.65度近くでピークに達し、炭素除去によってのみ2100年までに1.5度に戻ると示している。これは、移行ペースが鈍化している世界経済を反映しており、短期的に移行リスクを低減させる一方で、長期的には無秩序な移行のリスクを高めることになる。さらに、目標設定が低い最新の国際エネルギー機関排出量ネットゼロ（International Energy Agency Net Zero Emissions）（IEA NZE）脱炭素化シナリオと以前のWEO報告書に基づいて較正された既存の自主的な脱炭素化コミットメントの間に緊張を生じさせる。ドイツ銀行は、ネットゼロ目標を主要な気候リスク管理ツールの一つとみなしており、当行は、最新の科学および経済の進展を踏まえて定期的に目標を見直す予定であり、必要に応じて、法律または規制の変更を背景として目標を修正する可能性もある。修正した暫定目標の設定が低い場合、第三者が、民事訴訟、規制上の調査または執行措置等を通じてグリーンウォッシュの疑惑を提起するリスクが高まる。

米国において、州議会および規制当局は、ESG問題について潜在的に対立する法律および認証要件を発表しており、米国内の政治的背景が二極化していることを反映している。このため、当行が認証要件を満たすことができなければ事業または認可を失うリスクが生じる可能性がある一方、当行にはポジションを分析し、バランスを取ることが求められる。

一部の法域では、その法域での取引を希望する金融機関が移行アジェンダの側面を遵守していないことを証明するよう義務付けることを含む、反ESG措置が講じられ始めている。これらの要件を遵守できない場合、既存事業が打ち切られ、その法域での新規事業が行えなくなる可能性がある一方で、遵守した場合、レピュテーション・リスクや訴訟につながる可能性がある。かかる要件の範囲および法的強制力ならびに当行への適用は、未だ不確実である。

ドイツ銀行は、複数のESG格付プロバイダーによって格付されており、かかる格付は持続可能な投資の適格性を判断し、ESGリスクおよび機会の管理を評価するための基準としてますます利用されている。当行の格付が著しく悪化した場合、レピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、方法および業界標準は、まだ発展途上であるか、場合によってはまだ利用できない。このことは、顧客による包括的で一貫性のある気候リスクおよびその他の環境リスクの開示の欠如と相まって、リスク評価およびモデリングならびに当行の気候および環境リスク管理の開示において、当行が（より広範な業界と同様に）代用の見積りおよび/または独自のアプローチに大きく依拠していることを意味する。これがもたらす不確実性の高さは、第三者が、当行のサステナビリティ関連の開示が、グリーンウォッシュにあたりと主張するリスクを高める。かかる主張に関連するレピュテーション・リスクに加え、所轄の監督当局および法執行当局がかかる主張に基づき調査を開始する可能性がある。

ドイツ銀行は、ポートフォリオの排出量を2050年までにネットゼロに調整することを含め、当行の事業活動および運営をサステナブルな方法で管理することにコミットしている。当行は、当行の事業活動全体における環境関連要因の統合を進めるため、環境リスクの評価および管理に対する当行のアプローチの開発および実施を続けている。これには、リスクの特定、監視および管理を行い、定期的なシナリオ分析およびストレス・テストを実施する能力が含まれる。規制当局およびステークホルダーの急速に変化する要求は、ステークホルダーの高い関心と相まって、当行がそれらの要求に答えることができない場合または当行の計画を適切に実施できない場合、ドイツ銀行の事業に悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は、2025年目標の5,000億ユーロをほとんど達成した後で、最近になって2020年から2030年末までの期間のサステナブル・アンド・トランジション・ファイナンスにおけるサステナブル・ファイナンスおよび投資の取引高目標を9,000億ユーロに更新した。ドイツ銀行はこれらの目標を達成するのに、市場競争、変化する規制要件ならびに適格な資金調達のためのグリーン資産および社会資産の不足を含む厳しい逆風に直面する可能性がある。計画または目標が達成されない場合、とりわけ当行の収益およびレピュテーションに影響を及ぼす可能性がある一方で、グリーン資産および社会資産の不足は、ドイツ銀行が適格なコンプライアンス対応資金を調達する能力を低下させる可能性がある。経済の移行ペースが鈍化すると、当行のネットゼロ目標に沿った排出量の道筋から大幅な乖離が生じる可能性がある。これは短期的および中期的には移行リスクを軽減することになるが、長期的にはリスクを増大させる可能性がある。当行は引き続きネットゼロ目標を気候リスク管理ツールの重要な一つであると捉えている。

## その他のリスク

当行のリスク管理の方針、手続および手法により、当行は認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクならびにレピュテーション・リスクおよびモデル・リスクに関するものを含め、リスク管理の方針、手続および手法の策定に多大な資源を投入している。しかしながら、当行は、すべての経済環境もしくは市場環境または当行が特定もしくは予測することができないリスクを含むあらゆる種類のリスクにおいて、リスク・エクスポージャーの軽減に大きな効果を得ることができない可能性がある。ドイツ銀行が規制上のリスク・ウェイトド・アセットを算出するためにモデルを使用している場合、潜在的な不備によって規制当局がインプット・パラメーターの再調整またはモデルの全体的な見直しを行わせる可能性もある。

リスクを管理する当行の定量化ツールおよび測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを定量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は極度の水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および流動性の極端な制限により悪化した従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻を経験する可能性がある。そのようなボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、ドイツ銀行の定量化モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め、数多くの仮定を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたはそのモデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性があり、当行の業績、財務状態または資本基盤に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うか、または、ドイツ銀行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行はビジネス・モデルに課題を抱える従来のインフラ・プロバイダーに依存しているため、当行はクラウドベースおよびデータ集約型プラットフォームへの依存を高めており、その結果、集中リスクが増加している。

当行が引き続きテクノロジー環境を近代化し、クラウドベースおよびデータ集約型プラットフォームへの依存を高める中、オペレーショナル・レジリエンスは依然として上級経営陣にとって優先事項である。少数のグローバルなクラウドおよびデータセンター・プロバイダー（その多くが米国に集中している。）への依存度が高まることは、最近の市場全体にわたる大規模障害にみられるように、集中リスクおよびシステムック・リスクを増大させる。かかるプロバイダーの規模、専門性および統一性を考慮すると、当行は、速やかな別のプロバイダーへの代替、当行の是正権利の行使または重要なワーク

ロードの移行を、多大なコスト、混乱または遅延なしにはできない可能性がある。地政学、規制または政策の進展は、サービスの継続性またはデータへのアクセスにさらなる影響を及ぼす可能性がある。

これらのプラットフォームは、拡張性および効率性において多大な利益をもたらす一方で、プロバイダーの障害、データセンターでの事故、インフラの制約または地政学的な事態による混乱が、当行が重要なサービスを提供する能力に影響を及ぼす可能性がある。分析およびAIワークロードを含む計算能力に対する需要の高まりもまた、基盤となる電力およびネットワーク・インフラへの負荷を増加させている。

加速度的な技術進歩は、サイバー・リスクを高めており、脅威アクターによる巧妙かつ頻繁な攻撃が増加している。地政学的な緊張は、持続的なサイバー攻撃を助長し続けており、AIが能力および規模を増強することでこの傾向は強まると予想される。国家および非国家主体によるサイバー作戦、偽情報および重要なデジタル・インフラの標的破壊を組み合わせたハイブリッド戦争は、オペレーショナル・リスクおよびシステムック・リスクをさらに高めている。これらの戦術の統合は、物理的な衝突とデジタルな衝突の境界線を曖昧にし、当行の技術環境を阻害しサービスの継続性を脅かす可能性のある多方向への混乱を生じさせる可能性を増加させている。

ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスは、ドイツ銀行が自らサービスを提供した場合に負うものと同様のリスクを伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。また、第三者が適用ある基準またはドイツ銀行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行が重大な損失、規制措置、訴訟もしくはレピュテーションの毀損に晒されるか、または当行がその取引関係から求められる利益を達成することができない可能性がある。

金融機関は様々なサービスを第三者およびグループ内のサービス・プロバイダーに依存しており、そのうちの一部は金融機関の重要な業務を支えている。これらの依存関係は、柔軟性、革新性および運用上の回復力の向上を含む複数の恩恵をもたらしうる金融サービス業界のデジタル化の傾向が強まっていることの一環として近年拡大してきている。しかしながら、適切に管理されない場合、サービス・プロバイダーの混乱が金融機関の提供する重要なサービスにリスクをもたらし、場合によっては金融の安定性にリスクをもたらす可能性もある。

第三者リスクを管理するための規制枠組は、規制当局が様々な目的に対処しようと取り組む中で進化を続け、一層複雑化している。金融機関がどのように第三者リスクを特定し管理するか、また、重要な第三者および下請業者によるサービス提供の集中によって生じるシステムック・リスクにどのように対処されているかという二つの主要な分野に焦点が当てられている。

第三者のサービス・プロバイダーを利用する場合、当行はすべての規制上の義務を遵守する責任と説明責任を引き続き完全に負う。これには、重要な機能の外部委託を監督する能力も含まれる。当行は、第三者が当行と合意したとおりのサービスおよび/または規制要件に沿ったサービスを提供できない場合、重大な損失またはレピュテーションの毀損というリスクに直面する可能性がある。

ドイツ銀行に対するサイバー・セキュリティの脅威と同様に、第三者ベンダーに対するサイバー攻撃が成功した場合、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、顧客情報および機密情報の漏洩または悪用、情報技術システムの損傷またはアクセス不能、財務上の損失、追加コスト、個人データ漏洩通知義務、レピュテーションの毀損、顧客不満足ならびに潜在的な規制上の罰則または訴訟へのエクスポージャーにつながる可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、アクセス管理の不足、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行のベンダーに関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。

また、ドイツ銀行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依存している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、当行の金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、またはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。当行の従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為に詐欺的意図が認められる場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクをコンダクト・リスクに分類している。コンダクト・リスクとは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守等、顧客、取引先または市場の公正性に悪影響を及ぼすおそれのある従業員および代理人（第三者を含む。）による行為に関連するリスクを意味する。米国規制当局は、特にコンダクト・リスクにより一層注目しており、かかる規制当局による監視および期待の高まりは、調査およびその他の照会ならびに是正要求、規制上およびその他の執行手続の増加、民事訴訟、ならびにコンプライアンス上およびその他のリスクおよび費用の増加をもたらす可能性がある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省の金融制裁執行局（OFSI）またはドイツ銀行が拠点を置く地元当局等）により定められた金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁または類似の制限措置が科される可能性がある。当行がこれらの制裁措置を適時かつ完全に遵守できない場合、当行は法的処罰やその他の不利益な措置の対象となり、レピュテーションの毀損につながる可能性がある。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止ならびにITシステムおよびIT基盤の侵害（サイバー攻撃を含む。）による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止、システムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化または当行のITシステムのアクセス不能に起因する処理実行の過誤もしくは遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。過誤の発生後、取引処理に遅延が生じている間に市況が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取扱ミス、当行のコンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加コスト、レピュテーションの毀損、顧客不満または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャー（GDPR等の個人情報保護法に基づくエクスポージャーを含む。）を引き起こすおそれがある。さらに、データ管理ならびに不十分なデータ管理基準およびデータ品質をもたらすリスクならびに主要な管理、意思決定および報告プロセスへの潜在的な影響について注目が高まっており、期待値も上がっている。

世界の産業において、その事業を主たる事業所の場所からではなく自宅から行う動きが続いており、歴史的な傾向と比較して、ビジネス慣行に変化をもたらされている。当行の技術インフラに対する需要およびサイバー攻撃のリスクは、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失もしくは破損、またはサービスの利用不能につながる可能性があり、行為規範の違反が起こる可能性も高める。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行の管理の及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行の第三者ベンダーまたは当行が業務を行う地域社会もしくは公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。戦争またはその他の軍事行動、生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行等の意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、（COVID-19のパンデミックのような）疾病の世界的流行および地震等の自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安等その他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となりうる。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、グローバルな銀行として、報道の対象となることが多い。ドイツ銀行は、メディアとの対話を正式のチームを通じて行っているが、メディアは時に、こうした正式のチャネル以外の方法でドイツ銀行の従業員に接触を試みることもあり、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部報道の対象とされ、当該報道を通じて機密情報が公表される結果となる可能性がある。メディアへの漏洩は、特にそれが事実と異なる陳述、流言、憶測または許可されていない意見を含む場合に、ドイツ銀行に多大な影響を及ぼす可能性がある。これにより顧客の信頼または顧客取引の喪失といった財務上の影響を被る可能性があり、また、投資家の信頼を損なうことにより当行の株価または資本性金融商品に影響が出る可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

ドイツ銀行の大規模な清算および決済業務は、たとえ短期間であっても適切に行われなかった場合にはリスクをもたらす。

当行は、大規模な清算業務および決済業務を行っており、また、一層複雑化し、かつ、相互に密接に連携するIT環境を保有している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に移動しなかった場合、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の原因が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この

場合、金銭的な損失が大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な損失をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行は、のれんおよびその他の無形資産について、少なくとも年1回、または減損の指標が存在する場合には各報告期間に減損テストを行わなければならない。テストにより減損が存在すると判断された場合、当行は、資産について評価減を行う必要がある。

のれんは、子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、耐用年数が再確認される。非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法、またはこれらの組合せに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性および業績に重大な悪影響を及ぼしており、また、今後も及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、取引を通じて与信を拡大する非伝統的な与信業務にも従事する可能性があり、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる可能性がある。

金融機関として、ドイツ銀行は、当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しないおそれがあるというリスクを負っている。当行の業務の多くは、伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外にも拡大しており、それらもまた、当行を信用リスクに晒している。

特に、インベストメント・バンクにおける業務の大半は、多くの場合、伝統的な金融取引に付随して与信取引を伴う。非伝統的な信用リスクの発生源は、例えば、第三者の証券の保有、相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関もしくはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できない証券、先物または通貨の取引実行、およびその他の取決めを通じた与信の拡大等から発生する可能性がある。これらの取引の当事者は、義務の不履行に陥る可能性があり、その結果、ドイツ銀行は多額の損失を被ることになる。

過去には、極めて厳しい市況が、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が非伝統的な信用リスク業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしたことがある。今後も類似した市況が生じた場合、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行の資産および負債の大部分は、公正価値で計上される金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において認識されている。公正価値の変動は、過去にも多額の損失をもたらしており、また、今後ももたらす可能性がある。

公正価値とは、強制的売却または清算時売却以外の場合で、知識も取引の意思も有する当事者間の独立当事者間取引において資産または負債が交換される価格をいう。公正価値で計上された資産の価値が低下した場合（または公正価値で計上された負債の価値が上昇した場合）、これに対応する公正価値の損失が損益計算書に計上される。一定のクラスの金融商品について、観察可能な価格またはインプットを利用できない場合、公正価値は特定の商品につき適切であると当行が考える評価技法を用いて算定される。公正価値を算定する評価技法の適用には、推定および経営陣の判断が伴い、その程度は商品の複雑性および市場の流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。市況の悪化またはその他の原因により仮定のいずれかが変動した場合、その後の評価により当行の金融商品の公正価値が著しく変動する可能性がある。かかる変動は、過去にも多額の損失をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。

ドイツ銀行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価値の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価値の上昇を差し引いて計上される。しかしながら、当行はかかる公正価値の上昇を今後実現することができない可能性があり、また、ヘッジ取引の公正価値は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下等、様々な理由により、今後変動する可能性がある。かかる公正価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価値とは切り離されているともいえ、将来損失をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行は、各報告期末に繰延税金資産の見直しを行わなければならない。当行の繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が得られる見込みがなくなった場合には、当行は帳簿価額を減額しなければならない。これらの減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識している。繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が得られる見込みがなくなった場合には、当行は帳簿価額を減額しなければならない。各四半期に、当行は、繰延税金資産に関する見積りを再評価しているが、期間により変動する可能性があり、経営陣の重要な判断を必要とする。さらに、繰延税金資産は、資産が実現する期間に適用されると予想される税率に基づいて測定され、貸借対照表日時点で制定または実質的に制定された税率および税法に基づく。見積りの変更または税法の変更による繰延税金資産の減少は、当行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行の収益に重大な影響を及ぼしうる金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。

ドイツ銀行は、その従業員のために、確定給付制度を含む多数の退職後給付制度に資金を提供している。ドイツ銀行の従業員給付制度の詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記33 従業員給付」の項を参照のこと。

当行では、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでのリスク管理とは、市場の動向（例えば、金利、信用スプレッド、物価インフレ）、資産投資、規制上または法律上の要件、および人口構成の変化（例えば、長寿）の監視に関する当行のリスクの管理および統制をいう。年金制度が積み立てられている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。当行の主要な年金制度がある国々において、当行最大の退職後給付制度のリスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレ、長寿リスクおよび流動性リスクの潜在的な変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。全般的に当行は、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立要件または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行の財務状況に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

制度の積立における当行の投資目標およびこれに関する当行の義務は、当行の確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす悪影響から当行を保護することである。当行は、制度資産を、金利、信用スプレッドおよびインフレに対する年金債務のマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするように配分することに努め、それにより制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映するものになる。

当行の年金債務を決定付ける要因が当行に不利な方向に変動した場合、主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または年金債務の資金拠出がその債務を十分にヘッジできない場合は、当行はその年金制度に対して追加拠出を要求されるか、またはその年金制度に関する数理計算上もしくは会計上の損失に晒される可能性がある。

ドイツでは、当行グループは他の金融機関とともに、複数事業主による確定給付制度であるBVV銀行業界向け企業年金保険組合（BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.）（BVV）に加入している。BVVが制度資産を受益者または加入企業に完全に配分していないことを主な理由として、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を特定するために利用可能な情報が不十分であるため、業界の慣習に従い、当行グループはこれを確定拠出制度として会計処理している。残存リスクが顕在化した場合、またはこの複数事業主による確定給付制度に関連する給付義務の基礎となる仮定が非現実的であると判明した場合、当行グループは重大な財務リスクに晒される可能性がある。

デジタル資産の進化により、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよび財務リスクが増加し、ドイツ銀行の業績に影響を及ぼす可能性がある。

デジタル資産の継続的な進化、ならびに決済および資金管理プロセスならびにその他の金融サービスにおけるその潜在的な活用可能性は、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよび財務リスクをもたらす。例えば、当行は、金融機関および非金融機関が発行するステーブルコイン等の規制対象となるトークン化された通貨の利用拡大、ならびに小売および卸売におけるユースケース向けの中央銀行デジタル通貨（CBDC）の導入を含む世界的な決済環境の変化に起因するリスクにさらされている。さらに、これらの金融商品の成長および普及は、トレーディング、管理、清算および決済といった当行の伝統的な商品提供の一部を置き換える可能性があり、その結果、ドイツ銀行のビジネスモデルや預金基盤に影響を及ぼし、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクおよび流動性リスクを増大させるおそれがある。さらに、新たな競合他社が、当行が提

供していないトークン化された資産商品およびサービスを導入する可能性があり、収益または顧客の喪失につながるおそれがある。

ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省の金融制裁執行局（OFSI）またはドイツ銀行が拠点を置く地元当局等）により定められた金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁（ロシアに関連する一定の取引を行う金融機関に対する米国の二次的制裁リスクに起因するものを含む。）が科される可能性がある。ロシアによるウクライナ戦争が継続していることを受け、米国、EU、英国およびその他の各国により、ロシアの企業および個人に対する新たなかつ広範な制裁が科されており、また今後も科される可能性があり、これらの制裁の多くは非常に迅速な実施が求められている。当行がこれらの制裁措置または新規もしくは既存の法律および要件を適時かつ完全に遵守できない場合、当行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがあり、レピュテーションの毀損につながる可能性がある。

米国国務省により、米国経済制裁の対象者またはテロ支援国家として指定された国々の取引相手方と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性があり、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、米国の包括的制裁措置の対象となっている一部の諸国もしくは地域（以下「制裁対象地域」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象人物または事業体（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を行っており、また過去にも行ってきた。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為するその他の者（米国との関連を有する事業を含む。）が制裁対象地域もしくは制裁対象者と取引を行うこと、または制裁対象地域もしくは制裁対象者に関する取引を行うことを一般的に禁止している。さらに、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国法域外において、非米国人が米国の利益に反するとみなされる特定の活動に従事することに対して、制裁を科すとも警告している。例えば、米国は、ロシアの軍産基盤に関連する取引を故意または無自覚に促進したり、またはサービスを提供したりすることを含む多くの活動において、外国金融機関を対象を定めている。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定およびその他の規制の対象となっており、また場合によっては、当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定およびその他の規制の対象となっているか、対象となる可能性がある。

ドイツ銀行はドイツに本拠を置く銀行であり、制裁対象地域および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域（米国人が管理上または運営上の役割を担うことを含む。）の関与を排除し、また、国際連合安全保障理事会、欧州連合およびドイツによる制裁および通商禁止措置の遵守を確保するために策定された方針および手続に服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法的に認められる範囲において、法域に関わりなく他の地理的地域にも適用範囲を拡大している規制要件の遵守を推進するために、その方針および手続をさらに拡充した。しかしながら、規制要件自体が急に変更される可能性があり、当行の方針が不十分であると判断された場合、または実際に不十分であったと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を及ぼしうる規制措置もしくは執行措置を課せられる可能性がある。

さらに、ウクライナ戦争を受けて、米国ならびにその他の諸国およびEUは、ロシア、ロシアの事業体および制裁回避を支援する第三国の事業体に対する制裁を拡大し続けており、かかる制裁が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。これを受けて、当行は、特にフィルターおよびコントロールの更新、ロシアと関連性のある取引および顧客審査におけるデューデリジェンスの手順の追加、当行の方針の大幅な制限ならびにプロセスの調整により、多数の、そして一部新たに確立された制裁を実施するための様々な準備および対応措置を講じた。さらに、ロシアおよびベラルーシとの追加取引は、それぞれ2025年3月および2025年4月から当行の方針により禁止されている。ドイツ銀行は、これらの課題に迅速かつ徹底的に対応したと考えているが、変更の量が非常に多いことと複雑性、および米国当局が米国制裁の解釈および執行において行使する可能性のある広範な裁量は、規制遵守に関連するオペレーショナル・リスクを増大させている。この規制環境の領域では厳格な責任が適用されたり、米国の二次的制裁が域外適用されたりするため、このようなオペレーショナル・リスクは当行の規制リスクにつながり、結果として損失を被る可能性がある。米国当局が当行に対して執行措置を講じない、または二次的制裁を科さない、あるいはその他の悪影響を及ぼすことがないとの保証はない。かかる措置は、当行の事業に重大な影響を及ぼし、また、当行のレピュテーションを損なう可能性がある。



## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

## 財政状態および経営成績の分析

下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート」の項を参照のこと。

## キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書は間接法により作成される。これは、営業活動における非資金取引について当期純利益（損失）を調整し、キャッシュ・フローの分類を、事業に最も適切なビジネス・モデルおよび関連する活動に基づき、営業活動、投資活動または財務活動に区分したものである。

連結キャッシュ・フロー計算書上、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は、現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、ドイツ銀行が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

顧客に資金調達を提供するというドイツ銀行のビジネス・モデルの性質上、長期債務に関連するキャッシュ・フローは当行の営業活動を支えるため、営業活動の構成要素として含まれる。対照的に、自己資本取引に関連するキャッシュ・フローならびに劣後長期債務および信託優先証券は、連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動として表示される。これらの金融商品のキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

当行グループの当期純利益（損失）に対する一部の非資金取引の調整には、信用損失引当金繰入額、再編費用、繰延税金および減損、減価償却、償却ならびにアクリションが含まれ、ヘッジ調整の償却も含まれている。

区分がより困難なその他の非資金取引については、営業資産および負債の貸借対照表科目に係るすべての変動は営業活動に含まれ、当期純利益（損失）に認識された金額と相殺される。例えば、純損益を通じて公正価値で保有するトレーディング資産およびトレーディング負債に係る未実現の公正価値の変動は営業活動に含まれ、資金と非資金の変動間で区別されていない。これは、取引の通貨を事業体の機能通貨に換算する際に損益計算書に認識される為替変動にも適用される。これらの非資金項目の為替変動は、営業活動において該当する資産または負債の項目に含まれる。

また、公正価値ヘッジ会計の適用により発生する、デリバティブ以外の金融商品（償却原価で測定する貸出金、預金および優先長期債務等）の帳簿価額に対するヘッジ調整は、非資金調整項目として個別に開示されることはないものの、営業活動における個別の貸借対照表科目に含まれる。これらの金額は営業活動において、当期純利益（損失）に認識される非資金項目の金額に対して相殺される。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、当行グループの報告通貨への換算の影響、貸出金の償却総額および当行グループの連結事業体の変更に伴う変動といった一部の非資金項目を除外しているため、期間ごとの連結貸借対照表における変動とは必ずしも一致しない。

営業活動において表示される「その他、純額」には主に、(i) ヘッジ対象が投資活動に表示されるものの、ヘッジ手段が営業活動に表示される場合のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計または一部の公正価値ヘッジ関係の適用に係る変動、および(ii) 当行グループの連結損益計算書に認識される、当行グループの貨幣性の内部取引に係る非資金関連の為替換算影響額の変動が含まれる。これには、投資活動に含まれる、一部の貸借対照表科目に係る取引通貨から機能通貨への為替換算影響額も含まれる。

## 2025年度および2024年度

以下の表は、ドイツ銀行の2025年度連結財務諸表に基づく2025年12月31日に終了した年度および2024年12月31日に終了した年度のデータの抜粋である。

	2025年	2024年
単位：百万ユーロ（億円）	（監査済）	
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,064	-28,584
	(87,379)	(-53,069)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-26,311	-6,781
	(-48,849)	(-12,590)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-6,834	-646
	(-12,688)	(-1,199)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-6,309	2,910
	(-11,713)	(5,403)

現金および現金同等物、期首残高	130,666 (242,594)	163,768 (304,052)
現金および現金同等物、期末残高	138,277 (256,725)	130,666 (242,594)

当行グループの現金および現金同等物の残高は、2024年末現在の1,307億ユーロから増加して、2025年12月31日現在では1,383億ユーロとなった。この増加は主に、中央銀行への翌日物預金および1日前通知預金が増加したことによるものであった。

当行グループの当期純利益が71億ユーロを計上したことに照らして、また非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2025年末現在は471億ユーロ（2024年末現在ではマイナス286億ユーロ）となり、かかる金額は2025年度の現金および現金同等物の76億ユーロの純増加に含まれていた。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動および財務活動から使用された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2025年はマイナス263億ユーロ（2024年はマイナス68億ユーロ）となった。これは、主に償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の購入に起因するものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2024年末現在はマイナス646百万ユーロであったのに対し、2025年12月31日現在ではマイナス68億ユーロとなったが、これは主に劣後長期債務の返済および償却ならびにその他の資本構成要素（AT1）の返済によるものであった。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの純影響により、現金および現金同等物は増加した。

## 5【重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．DBベタイリゲングス - ホールディングGmbH
- B．BHWパウスパーカッセ（BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft）
- C．BHW - ゲゼルシャフト・フュア・ヴォーヌクスヴィルトシャフトmbH（BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH）
- D．BHWホールディングGmbH（BHW Holding GmbH）
- E．DBキャピタル・マーケッツ（ドイチェランド）GmbH（DB Capital Markets (Deutschland) GmbH）
- F．ノーリスバンクGmbH（norisbank GmbH）
- G．ドイチェ・オッペンハイム・ファミリー・オフィスAG
- H．ポストバンク・フィナンツベラトゥングAG（Postbank Finanzberatung AG）

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

## 6【研究開発活動】

該当事項なし。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2025年における土地・建物および備品・器具への設備投資に545百万ユーロを費やした。2025年に、392百万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

### 2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2025年12月31日	2024年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	156	291
	(28,963)	(54,027)
備品・器具	1,497	1,417
	(277,933)	(263,080)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	387	520
	(71,850)	(96,543)
備品・器具	1,415	1,387
	(262,709)	(257,510)

### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

(2025年12月31日現在)

授権株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)(注)
1,910,578,977	1,910,578,977	-

(注)ドイツ銀行は、上記日付現在有効な定款に、下記のような授権資本の増加の定めを置いている。

#### 授権資本

取締役会は、2030年4月30日以前に、1回または数回にわたり、総額1,995,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授権資本2025年/第I回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、オプション権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2030年4月30日以前に、1回または数回にわたり、総額498,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授権資本2025年/第II回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価額が当該発行価額の最終決定時において既に上場されている当該株式の市場価額を著しく下回っておらず、かつ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく承認を受けて以降発行された株式の総数が、当該承認が有効となった時点における株式資本の10%(当該承認が実行された時点における株式資本の額の方が低い場合には、当該低い額の10%)を超過しない場合にも、新株引受権を完全に排除することができる。当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行または売出される新株引受権が付与されない株式は、株式資本の10%の上限の計算に含まれる。また、転換社債、ワラント付社債、転換権付利益分配権もしくは利益分配権に関するオプション権および/または転換権(これらの社債または利益分配権が、当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行される場合に限る。)に対して発行される株式も、この計算に含まれる。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

【発行済株式】

(2025年12月31日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	1,910,578,977	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。
計	-	1,910,578,977	-	-

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2025年12月31日現在)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘要
2023年 2月28日	-26,530,172	2,040,242,959	-67,917,240.32ユーロ (-12,610百万円)	5,223,021,975.04ユーロ (969,706百万円)	発行済株式総数および資本金は、自社株の買戻しおよび買い戻した株式の消却(いずれも年次株主総会で承認済)により、減少した。同様の自社株の買戻しプログラムが2023年および2024年にも実施され、2024年初めにも株式消却が行われた。上記の株式消却により、ドイツ銀行の発行済株式総数および資本金は約1.3%減少した。
2024年 3月6日	-45,541,366	1,994,701,593	-116,585,896.96ユーロ (-21,645百万円)	5,106,436,078.08ユーロ (948,061百万円)	2024年に資本金が減少した理由は、(2023年と同様に)買い戻した株式の消却であり、償還された株式の総額は、2024年初めの資本金の約2.23%に相当する。

2025年 1月3日	-46,448,708	1,948,252,885	-118,908,692.48ユーロ (-22,077百万円)	4,987,527,385.60ユーロ (925,984百万円)	2025年に資本金が減少した理由は、(2024年と同様に)買い戻した株式の消却であり、償還された株式の総額は、2025年初めの資本金の約2.38%に相当する。
2025年 11月21日	-37,673,908	1,910,578,977	-96,445,204.48ユーロ (-17,906百万円)	4,891,082,181.12ユーロ (908,078百万円)	2025年に資本金が減少した理由は、(2024年と同様に)買い戻した株式の消却であり、償還された株式の総額は、当時のドイツ銀行の資本金の約1.93%に相当する。

(4) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在の株主名簿上の株主数は、519,416人であった。  
地域別の株主の分布は下記のとおりである。

	株主数(人)	所有株式数(株)
ドイツに所在する株主	509,565	855,864,529
アメリカ合衆国に所在する株主	531	264,517,200
その他	9,320	790,197,248
計	519,416	1,910,578,977

(5) 【大株主の状況】

ドイツ銀行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%超の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである(注1)。

氏名又は名称	住所	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ブラックロック・インク (BlackRock, Inc.)	ウィルミントン、デラウェア州	7.92%(注2)
パラマウント・サービス・ホールディング・リミテッドS.ÄR.L. (Paramount Service Holding Ltd. S.ÄR.L.)	英領ヴァージン諸島	4.54%(注3)

(注1) 株式の保有状況の記載は、主要株主の議決権通知の公表に関するドイツ証券取引法(WpHG)第40条の規定に基づいており、日付の記載は、報告義務のある保有割合に達したことを主要株主が開示した日付に基づいている。個別のケースにおいて、異なる通知義務対象者による議決権通知が、物理的に同一の株式保有に係るものとする根拠がある場合、当行は明確性を確保するため、議決権通知をまとめて記載する権利を留保する。ドイツ銀行は、記載の正確性について責任を負わない。

(注2) 2026年1月19日付の数値。ブラックロック・インクは、ドイツ銀行の株式の7.92%を保有し、さらにその他の手段により議決権の0.23%を保有し、合計で議決権の8.14%を保有している。当行は、2026年5月31日現在までブラックロック・インクから変更の通知は受けていない。

(注3) 2023年1月25日付の数値。当行は、2026年5月31日現在までパラマウント・サービス・ホールディング・リミテッドS.ÄR.L.から変更の通知は受けていない。

2 【配当政策】

(1) 配当方針

2024年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

2024年度の分配可能利益2,258,260,562.17ユーロから、2024年度の配当支払適格のある1,933,618,495株につき無額面株式1株当たり0.68ユーロの配当(総額1,314,860,576.60ユーロ)を支払い、利益剰余金に800,000,000.00ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益143,399,985.57ユーロを翌年度に繰り越す。

2025年5月22日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

2025年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

2025年度の分配可能利益3,576,637,726.85ユーロから、2025年度の配当支払適格のある1,878,252,236株につき無額面株式1株当たり1.00ユーロの配当（総額1,878,252,236.00ユーロ）を支払い、利益剰余金に1,500,000,000.00ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益198,385,490.85ユーロを翌年度に繰り越す。

2026年5月28日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

( 2 ) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2021年から2025年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行(非連結)

(単位:ユーロ(円))

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
1株当たり配当	0.20 (37)	0.30 (56)	0.45 (84)	0.68 (126)	1.00 (186)
1株当たり利益 (損失)	0.93 (173)	2.66 (494)	2.45 (455)	1.45 (269)	3.24 (602)
1株当たり純資産額 (1株当たり資本金お よび剰余金)(注)	16.89 (3,136)	19.17 (3,559)	21.35 (3,964)	22.50 (4,177)	25.47 (4,729)
配当性向(%)	21.5	11.3	18.4	47.0	0.3

(注) 配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ(連結)

(単位:ユーロ(円))

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
基本的1株当たり利益 (損失)(注)	0.96 (178)	2.42 (449)	2.07 (384)	1.40 (260)	3.16 (587)
基本的流通株式1株当 たり純資産	27.62 (5,128)	29.74 (5,522)	31.64 (5,874)	33.41 (6,203)	34.51 (6,407)

(注) 各年度の基本的1株当たり利益(損失)は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。2025年の利益(損失)は、その他Tier1資本証券のクーポンとして支払われた761百万ユーロ(税引前)によって調整されており、そのうち2025年第2四半期に728百万ユーロ、また2025年第4四半期に32百万ユーロが計上された。2024年第2四半期、2023年第2四半期、2022年第2四半期および2021年第2四半期の利益(損失)は、その他Tier1資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロおよび363百万ユーロ(税引前)によって調整されている。

### 3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(以下は、下記「(2) 役員状況 - 取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴」の項の取締役会および監査役会のメンバー(提出日現在)の記載を除き、主に当行の2025年の年次報告書に含まれる2025年度に関する報酬報告書および2026年2月6日付コーポレート・ガバナンス・ステートメントからの引用である。)

#### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### 取締役会

##### 取締役会の手続

ドイツの株式会社としての法的形態に基づき、取締役会、監査役会および株主総会は、ドイツ銀行の会社の機関である。監査役会の構成に関する情報は、下記「監査役会 - 監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル」の項に記載されている。株主総会では、監査役会における株主代表を選任する。監査役会は取締役会メンバーを選任し、経営を監査する。

ドイツ銀行の取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、その定款および取締役会の職務権限規程に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に関連するステークホルダーの利益を考慮する。取締役会メンバーは、環境・社会・ガバナンス(ESG)の側面を含め、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、すべてのグループ会社を統括管理する。

取締役会は、法律および定款に規定されるすべての事項について決定を行い、法的要件や内部ガイドラインの遵守(コンプライアンス)を確保する。取締役会はまた、適切な内部ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会の責任には、特に、当行の経営戦略および戦略的方向性、資源配分、財務会計および報告、内部管理およびリスク管理、事業組織の適切な機能化、当行業務の環境および社会への影響の体系的な特定および評価ならびに企業管理が含まれる。取締役会は、取締役会のもとに位置する上級管理職レベル、特にグローバルの主要役職者の任命を決定する。当行グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する(詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 社会的トピックに関する情報 - 自行従業員」の項に記載されている。)。取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律または管理ガイドラインに規定される範囲内において、特に当行グループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続に関する包括的な記述は、その職務権限規程に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト(www.db.com/ir/en/documents.htm)上で公表されている。

##### サステナビリティ

取締役会は、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)に関する欧州議会および欧州連合理事会指令第2013/34/EU号を補完する2023年7月31日付の委員会委任規則(EU)第2023/2772号に従い、重要なトピックを特定し、重要な影響、リスクおよび機会を管理するためのダブル・マテリアリティ評価プロセスの監督を行う。ダブル・マテリアリティ評価の結果の適切な監督を確実に行うため、ドイツ銀行は、上級管理者および確立されたガバナンス機関が関与する包括的な承認プロセスを実施している。当初、シニア・サーティファイング・オフィサー(Senior Certifying Officer)が、その権限内で重要なトピックに関する評価結果を正式に承認した。その後、サステナビリティ関連事項の主要なガバナンスおよび意思決定機関としての役割を担う当行のグループ・サステナビリティ委員会が、最終的な一連の重要なトピックを承認した。最後に、ダブル・マテリアリティ評価の結果の承認を受けるために取締役会に提出した(詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ダブル・マテリアリティ評価」の項に記載されている。)

ダブル・マテリアリティ評価の結果は監査役会の監査委員会にも提出され、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント」の項で説明されている。

##### 業務分掌計画

共同責任の原則にもかかわらず、取締役会の業務分掌計画では、特定の業務分野に個々のメンバーの責任が配分されており、取締役会までの組織全体における職務分掌が確保されている。取締役会メンバーは、下位階層レベルにその職務を委任すること、およびそれぞれの業務上の職責の範囲内において責任を明確に割り当てることに責任を負う。かかる委任は、事業組織の適切な機能化のために必要であり、委任された職務および課題を適切に監督するという取締役会メンバーの責任に影響を及ぼすものではない。責任を委任された各個人は、その共同責任を遂行できるよう、取締役会に適切な情報を提供する責任を負う。

## 取締役会の研修

職業的専門家としての適性要件を満たすため、取締役会の継続的な研修制度が年間を通じて定期的実施されている。この研修では、環境・社会・ガバナンスの問題に加え、法律、コンプライアンス、金融犯罪対策、データ管理、リスク管理および人事に関する数多くのトピックが扱われる。

## 監査役会

ドイツ銀行の監査役会メンバーは20名で構成されており、監査役会メンバーのうち10名は株主総会によって選任された株主代表であり、監査役会メンバーのうち10名は選任権限を有するドイツの従業員の代表団によって選任された従業員代表である。すべての監査役会メンバーは、当行の利益のために行動し、ドイツ銀行の利益のために監査役会の任務を遂行する同様の義務を負っている。監査役会の内部組織およびその委員会ならびにそのメンバーの要件は、ドイツ銀行法（KWG）の規則およびドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告だけでなく、特定の監督当局の要件に服する。当該要件は、とりわけ、ドイツ銀行法（KWG）、金融機関の報酬に係る規制（*Institutsvergütungsverordnung*（*InstitutsVergV*））、欧州銀行監督機構（EBA）および欧州証券市場監督機構（ESMA）のガイドラインならびに当行の健全性に関する監督当局としての欧州中央銀行の管理実務に基づいている。当該規制要件は、個別のケースにおいてはドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告と異なる場合がある。

監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを解任し、取締役会を監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。また、監督および助言には、特にサステナビリティに関する問題も含まれる。ドイツ銀行法（KWG）の要件に従い、監査役会は、適用される健全性監督要件の遵守に関しても、取締役会を監督する。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。経営陣により遂行されるべき施策については、監査役会に移管することができない。

監査役会の承認手続を必要とする職務の種類は、ドイツ銀行の定款第13条第(1)項に明記されている。これらには、一般的な代理権の授与、不動産（対象額が500百万ユーロ超に相当する場合）の取得または処分、ドイツ銀行法（KWG）により金融機関の監査機関の承認を要する他の会社の持分の取得または他の持分（対象額が10億ユーロ超に相当する場合）の取得を含む貸付の供与が含まれる。さらに、監査役会は、承認を必要とする追加の取引を定めることができる。監査役会はまた、法定限度内で、効率性を高めるため、その承認実施に関する決定を委員会に委任することができる。

すべての職務権限規程は、監査役会により、随時（例えば、法律または規制要件の変更時）、ただし少なくとも毎年に1回見直され、更新される。これらについて、現在適用されている最新版がドイツ銀行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）上で公表されている。

監査役会の開催回数およびその開催状況については、監査役会および監査役会委員会の職務の詳細とともに、年次報告書の一部である監査役会報告書に明記されている。

規制要件に従い、監査役会は、監査役会メンバー、監査役会会長およびその委員会委員長としての役割について候補者のプロフィールを記載した職位明細書を作成し、採択した。また、規制要件に従い、適性ガイドラインを発行した。このガイドラインは、経営組織のメンバーの選定、承継計画、再任/再選の原則、個別適性および集団適性を評価するための基準および手続を定めたものである。就任、研修および多様性に関するガイドラインもまた、規制要件に従い、適性ガイドラインの構成要素となっている。さらに、監査役会は要件のプロフィールを発行した（下記「監査役会の構成に関わる目的、要件のプロフィール - 監査役会の要件のプロフィール」の項を参照のこと。）。加えて、監査役会には、そのメンバーの独立性評価に関するガイドラインおよび利益相反の取扱いに関するガイドラインがある。これらの文書についても、監査役会により随時、ただし少なくとも毎年に1回見直され、更新される。

監査役会は、法律または管理ガイドラインに規定される範囲内において、特に当行グループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について取締役会から報告を受ける。さらに、グループ内部監査は定期的に、また重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、特定された不備について監査委員会に報告する。加えて、監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について報告を受ける。監査役会および取締役会は、情報制度に加え、規制上のトピックも網羅した一般エンゲージメント（相互関係）規約を採択した。これらは、監査役会への報告だけでなく、とりわけ、監査役会による照会や当行従業員からの情報提供の要請ならびにその会議の準備に関する情報交換および会議間の情報交換等についても定める。

監査役会は、取締役会不在でも定期的開催される。これは、その委員会にも適用される。さらに、従業員代表および株主代表は、それぞれ定期的に事前審議を実施している。

監査役会会長は、特定の規制要件にも準拠しつつ監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会とのやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定することができる。監査役会会長は、監査役会関連の事項について必要に応じて投資家との議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。これらは、環境・社会・ガバナンス（ESG）のトピックも対象としている。監査役会会長は、当行の規制当局に対する監査役会の窓口担当であり、営業年度を通じて複数回にわたり協議を行っている。

会議と会議の間で、監査役会会長および（適切な場合は）監査役会委員会委員長は、取締役会メンバー、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、とりわけ、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、リスク統制、ガバナンス、コンプライアンス、報酬制度、IT、データおよびデジタル化、サステナビリティならびに重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および（それぞれの業務上の職責の範囲内において）監査役会委員会委員長は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長またはそれぞれ職責を担う取締役会メンバーから遅滞なく報告を受ける。監査委員会委員長は、また、監査委員会以外でも監査人と定期的な協議を行う。さらに、監査役会委員会委員長の一部もまた、当行の規制当局との協議に携わる。

### 就任イベントおよび研修イベント

新たに選任または任命された監査役会メンバー各々に対しては、新たな役職でのスタートを支援するため、指名委員会の予想される推薦を考慮に入れ、各々の知識および技能に応じて、個別に就任セッションおよび研修セッションが実施される。就任イベントは、当行、当行の取締役会、選ばれた上級管理者、監査人、グループ内部監査への紹介も兼ねている。新たなメンバーは、目的に応じた追加の研修セッションを通じて、各自の知識を拡大させ、充実させる。指名委員会は、これらの研修セッションの進捗状況や参加状況について、定期的に報告を受ける。

また、監査役会全体で、目下のトピックに関する定期的な研修セッションも実施される。

### 承継計画および多様性

ドイツ銀行法（KWG）に従い、取締役会メンバーは職業的専門家としての適性を有し、信頼性を有し、その職務に十分な時間を費やすものとする。監査役会は、個々のメンバーの適格性および取締役会全体としての適格性（集団適性）も評価する。その際、ジェンダー、国籍、年齢だけでなく経歴およびマインドセットの多様性も重要な役割を果たす。指名委員会は、適用される法定要件および規制要件を考慮に入れ、当行の取締役会で職責を果たす適切な内部および外部の候補者の特定において、監査役会を支援する。このため、同委員会は、候補者のプロフィールおよび取締役会メンバーとして関わる時間的コミットメントのステートメントを記載した職位明細書ならびに知識、信頼性および時間的余裕を評価するためのアンケートを策定した。指名委員会および監査役会は、取締役会の視点からの承継計画のための内部の候補者（人材パイプライン）およびそのプロセスに関する報告書を、取締役会から定期的に受領する。監査役会メンバーは、監査役会およびその委員会の会議ならびに当行内のイベントにおいて、選ばれた上級管理者と面談する機会を持つ。監査役会は、持続可能で理想的に多様な承継計画を目的として、ジェンダーの多様性も考慮に入れ、外部のサービス提供者とも連携する。

適切な候補者（外部か内部かを問わない。）を選定するため、指名委員会は、当行の戦略的目標、取締役会の業務上の職責の分野、候補者の適性、信頼性および時間的余裕ならびに取締役会メンバー全員の知識、技能および経験のバランスおよび多様性を考慮する一方、多様性原則も考慮する。取締役会の役職への任命は、常に当行の利益のために行われる。指名委員会の推薦を基に、会長統括委員会は、監査役会の決議のための推薦案を提出する。監査役会は、これに基づき取締役会メンバーの任命を決定する。最初の任命期間は、最長3年である。取締役会メンバーは、一または複数の任期で再任されることができ、任期は法律に従い最長5年となる可能性があるが、ドイツ銀行では通常、かかる再任も最長3年とする。

新たに任命された取締役会メンバー各々に対しては、指名委員会の予想される推薦を考慮に入れ、各々の知識および技能に応じて、個別に就任セッションおよび研修セッションが実施される。指名委員会は、これらの研修セッションの進捗状況および参加状況について、定期的に報告を受ける。

株式会社法（Aktengesetz（AktG））は、証券取引所に上場され、ドイツ銀行のように取締役会メンバーが3名以上の会社は、取締役会メンバーとして少なくとも女性1名および男性1名を任命しなければならないと要求しており、これが満たされない場合は任命が無効となる。また、取締役会における多様性の推進は監査役会にとって非常に重要なことであり、例えば、ジェンダー、国籍、年齢ならびに異なる経歴およびマインドセット等、監査役会は、取締役会の多様性に積極的に取り組んでいる。監査役会は、ドイツ株式会社法（AktG）第76(3a)条に従い、取締役会に関して法律上要求される最低限のジェンダー参加を考慮に入れ、取締役会の女性比率を持続的かつ継続的に引き上げるよう努力する。2025会計年度において、取締役会の女性比率は22.2%であった。適切な内部の女性候補者数をさらに増加させるために、監査役会は、取締役会が取締役会の直下にある上級管理職に女性を任命するための目標を設定し、また、当該目標を取締役会の新たな報酬制度の長期的な運用指標に組み込んだ（詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書 - 事業年度における報酬制度の適用 - 長期報奨（LTI）」の項を参照のこと。）。監査役会は、施策および進行中の進捗状況について、取締役会と定期的に協議を行う。

監査役会はまた、報酬管理委員会の提案に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について定期的に見直しも行い、これを決議する。これに関する詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書」の項に記載されている。

### 自己評価

指名委員会および監査役会は、監査役会および取締役会ならびにこれらの職務の評価を定期的に検討しており、かかる検討はドイツ銀行法（KWG）第25d条に基づく法律に定められるとおり、少なくとも年に1回実施される。これは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（GCGC）第D.12条に基づく勧告に従った監査役会の自己評価でもある。

2024年7月23日の会議において、指名委員会は評価の枠組みおよびスケジュールについて検討した。指名委員会は、2025年の報告期間の評価は外部の支援を受けて実施されることを決議した。指名委員会は、評価の進捗状況について、定期的に監査役会に報告した。これに携わる外部アドバイザーは、2024年10月23日に開催された監査役会向けワークショップを実施した。この評価は、基本的に、監査役会、監査役会委員会および取締役会の業務に関する広範なアンケートのみならず、取締役会および監査役会の個々のメンバーとの面接に基づいて行われた。評価の結果の最終審議および承認は、2025年3月13日の監査役会全体会議において行われ、その結果が最終書面報告書に記載された。監査役会は、監査役会および取締役会が高い水準を達成し、特に取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの専門的資質、個人的信頼性および時間的余裕に関して懸念がないとの見解を引き続き有している。

## 監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル

監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して効果的かつ適切な管理および助言ができることを確保するべきである。各メンバーの職務遂行への適性は、指名委員会および監査役会による内部監査ならびに規制当局による外部監査の双方から評価、判断され、また継続的に監視される。この適性評価では、個々のメンバーの専門知識、信頼性および時間的余裕（個別適性）を評価対象とする。さらに、監査役会の職務遂行に必要な監査役会全体の知識、技能および経験（集団適性）の評価も行われる。任期が承認された後に欧州中央銀行（ECB）による監査役会メンバーの適性評価に合格すること、およびドイツ銀行における全任務期間中に監査役会メンバーの適性を継続的に保つことは、監査役会メンバーが業務を遂行する上で必須の規制上の前提条件となっている。

監査役会の業務効率ならびにステークホルダーおよび規制当局に対する透明性を高めるため、監査役会は2022年に「要件のプロファイル」を採択した。これは毎年、当行の戦略的開発およびターゲット・オペレーティング・モデルを踏まえて見直され、必要に応じて更新される。要件のプロファイルは、ドイツ銀行の取締役会の監視および助言に必要な監査役会の一般専門分野および拡大された専門分野を定めている。要件のプロファイルは、株主代表の選任に関する株主総会への提案を策定する際、ならびに監査役会およびそのメンバーの研修に関する個別および集団的な必要性を決定する際に、定期的に考慮される。同様に、各委員会のメンバーを任命する際にも要件のプロファイルは考慮される。

## 監査役会の要件のプロファイル

監査役会はその要件のプロファイルにおいて、一般専門分野を定め、専門分野を拡大した。

### 一般専門分野

理想的には、監査役会のすべてのメンバーがこれらの個人資格を保有していることである。

- 商業ビジネス上の問題の理解
- 分析的かつ戦略的なマインドセット
- ドイツのコーポレート・ガバナンス制度の理解およびその結果としての監査役会メンバーの職責の理解
- ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび構造の理解
- (i) 銀行業務、金融サービス、金融市場および金融業界（当行の国内市場および欧州以外の当行の主要市場を含む。）の分野における知識、ならびに(ii) 当行にとっての顧客、市場の期待および事業環境の知識といった金融サービス・セクターの基本的理解

これらの専門分野の達成状況は、資格マトリックスの概要の「一般専門分野」という行に報告されている。

### 拡大された専門分野

これらの専門分野は、全体として監査役会に言及している（集団適性）。監査役会は、全体として、ドイツ銀行の規模および複雑性に応じて適切な特定専門分野を理解していなければならない。これらは、当行のビジネス・モデルおよび当行に適用される特定の法令に基づいている。かかる専門分野は、以下のとおりである。

会計（サステナビリティに関する報告を含む。）

- 会計（国際財務報告基準（IFRS）およびドイツ商法（HGB）を含む。）および年次財務諸表の監査
- 税務

### 規制の枠組みおよび法的要件

- 当行が主要業務を行っている国における主要な法的枠組みの状況の理解
- 当行の主要関連法制度の理解
- 大企業の業務執行経営陣 / 監査役会における経験
- 規制の枠組みおよび法的要件、特に、当行に関連する法制度の知識
- 国内市場における社会上、政治上および規制上の期待の知識

#### 人的資本、報酬および企業文化

- 人事および従業員の管理
- 報酬および報酬制度
- 経営陣メンバーの選定手続およびその適性評価
- 企業文化

#### リスク管理

- リスク管理（財務および非財務リスクの調査、評価、軽減、管理および統制、自己資本および流動性の管理、株式保有）
- マネーロンダリング防止ならびに金融犯罪およびテロ資金供与の防止

#### 情報技術、データおよびデジタル化

- デジタル化（デジタル・バンキングを含む。）
- データ（データ・ガバナンスを含む。）
- 情報技術（IT）、ITシステムおよびITセキュリティ（サイバー・リスクを含む。）

#### 戦略、変革および環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題

- ビジネス・モデルの戦略的計画およびリスク戦略ならびにそれらの実施
- 気候およびその他の環境側面
- 社会的および政治的な期待（特に国内市場）ならびにそれらが企業の社会的責任に与える影響に関する知識
- 会社の目的

#### 金融機関の組織構造および管理

- ガバナンス
- 大規模かつ国際的な規制企業の経営
- 当行の内部組織
- 内部監査
- コンプライアンスおよび内部管理

当行のビジネス・モデルを適切に反映させるために、監査役会は、専門的資格だけでなく、様々な顧客セグメントおよび異なる販売市場における資格および経験も証明する。

#### 顧客セグメント

- プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント
- コーポレート・バンキング
- インベストメント・バンキング
- アセット・マネジメント

#### 地域の専門知識

- ドイツ
- 欧州
- 米州
- アジア太平洋（APAC）

監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的および要件のプロファイル（以下の資格マトリックスに示される。）を遵守していると確信している。監査役会メンバーは、全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有している。

**構成および専門**

		アレキサンダー・ワイナント	スザンネ・ブライト	メイリ・クラク	ヤン・ドゥシエック	マンジャ・エイファト	クラウディア・フィバ	ジグマ・ガブリエル	フロリアン・ハゲンミラ	ティモ・ハイダ	クラウス・ムースマイヤー	カースティ・ロス	フランク・シュルツ	ゲルリンデ・シベルト	イングヴィ・スリングスタッド	ステファン・ツカルスキ	ユルゲン・テゲル	ミシェル・トロニ	ノルベルト・ヴィンケルヨハン	フランク・ヴィッタ
メンバ	オーバーボーディングでないこと*																			
	独立性**		ER		ER	ER	ER		ER	ER			ER	ER		ER				

専門知識	一般専門分野																		
	会計および報告（サステナビリティに関する報告を含む。）																		
	監査委員会の財務専門家***																		
	会計分野の専門知識***																		
	監査分野の専門知識***																		
	規制の枠組みおよび法的要件																		
	人的資本、報酬および企業文化																		
	報酬管理委員会の報酬専門家***																		
	リスク管理																		
	情報技術、データおよびデジタル化																		
	戦略、変革およびESG																		
金融機関の組織構造および管理																			

顧客／事業の専門知識	ブライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント																			
	コーポレート・バンキング																			
	インベストメント・バンキング																			
	アセット・マネジメント																			
地域の専門知識	ドイツ																			
	欧州																			
	米州																			
	APAC																			

深く専門的な知識 / 専門家

法律および / または監督規制により要求される規制の専門家 / 専門知識

ER 従業員代表

\* オーバーボーディングでないことの定義：監査役会のすべてのメンバーは、ドイツ銀行の他、様々な会社において認められる数の取締役を務めている。オーバーボーディング、すなわち、別の企業において認められない数の取締役の地位を保持することは、ドイツ銀行法 (KWG) 第 25d(3)条の法的規制に基づき判断される。

\* \* 独立性の定義：株主によって選出された、または選出される監査役会メンバーは、ドイツ銀行、その経営陣、株主またはドイツ銀行グループの会社との間に、現在または過去の(i)事業上の、(ii)個人的な、または(iii)その他の、監査役会メンバーの職務遂行に影響を及ぼしドイツ銀行に不利益をもたらす可能性のある当該メンバーの個人の利益または当該メンバーが代表する第三者の利益を構成する、関係もしくは提携が存在しない場合に、独立しているとみなされる。ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則 (GCGC) 第C.6条(1)の前半の文章に従った、株主を代表する監査役会のメンバーは、適切な人数の独立したメンバーとみなされる者で構成されるという規定が、結果として遵守されている。当行には現在、支配株主はいない。

\* \* \* 下記「(3) 監査の状況 - 監査および統制」の項に記載される専門家の定義

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される定時株主総会の終了時までを期限とする任期で選任または任命されることができる。この定年制は、株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任者の任命についても考慮されるものとする。

監査役会は、メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。ドイツ銀行が海外事業を展開していることに照らして、監査役会メンバーには、適切な人数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち6名は、その専門的職務または生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、例えば、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくは最高経営責任者またはこれと同等の執行職として長年の海外経験を有している。監査役会は、これら二つの点により、当行の海外事業については十分に考慮されていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

2008年に行われた監査役会メンバーの選任以降、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が既に認識されてきた。株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推薦や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法的要件を考慮する。すなわち、新たな監査役会メンバー選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任者の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性が候補者選定プロセスに含まれ、選任提案において適切に考慮される。当営業年度末現在で、従業員代表側においては4名の女性および6名の男性、

また、株主代表側においては3名の女性および7名の男性が監査役会メンバーであった。監査役会には合計7名の女性が在籍しており、これは35%に相当する。したがって、何年も前から現在に至るまで、法定の最低限である30%を満たしてきたことになる。

監査役会メンバーの平均年齢は、58.4歳であった。年齢構成は41歳から70歳までと多様で、一般的な定義によるところの3世代に及ぶ。

ドイツ銀行の監査役会メンバーの在任期間は、当営業年度末現在で1年未満から13年程度であった。2025年12月31日現在の監査役会メンバーの平均在任期間は、4.63年であった。

監査役会メンバーの学歴および職務経歴には、銀行業務、企業経営、経済、監査、法律、ドイツ研究、政治学、電子工学、情報システム、医療および化学が含まれる。監査役会メンバーの経歴は、ドイツ銀行のウェブサイト ([www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm](http://www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm)) において公表されている。

監査役会メンバーは、主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就かない。監査役会メンバーに関する一時的なものではない重大な利益相反は、当該メンバーの監査役としての任期の終了をもたらすものとする。監査役会は、潜在的な利益相反の特定、取扱い、軽減および文書作成に関するガイドラインを発行した。

監査役会メンバーは、ドイツ銀行法 (KWG) 第25d条に従い、またドイツ・コーポレート・ガバナンス規則 (GCGC) 第C.4条および第C.5条に基づく勧告に従い、認められる数を超える数の監査役会の職務権限または同様の要件を有する会社の監督機関の職務権限を保有してはならない。ドイツ銀行の監査役会メンバーは、同時に最大五つの企業 (ドイツ銀行を含む。) の監督機関のメンバーを務めることができる。監査役会メンバーが会社の業務執行取締役でもある場合、監査役会メンバーは、同時に最大三つの企業 (ドイツ銀行を含む。) の監督機関のメンバーを務めることができる。これに該当するかを判断する決定的な要因は、現地の法律を考慮した監督当局の規制要件である。法令上の規制の遵守は、規制当局により継続的に監視される。取締役のオーバーボーディングが発生した場合、監督当局は、ドイツ銀行が監査役会メンバーの任命を無効とし、この監査役会メンバーの職務遂行を禁止するよう要求することができる。前営業年度において、監査役会の兼任の許容数に関する要件は満たされていた。

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 2 GOV-1 21. (e)に基づく開示要件およびこれに規定された「独立取締役」の定義に関して、ESRSの意味において、監査役会メンバーの100%が独立している。前営業年度において、監査役会には元取締役会メンバーは在籍していなかった。

監査役会の一部のメンバーは、ドイツ銀行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社とのドイツ銀行の取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行された。取締役会および監査役会の意見では、これらの取引は関係する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではなかった。

2025年には、監査役会のもとに、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、報酬管理委員会、戦略およびサステナビリティ委員会、テクノロジー、データおよびイノベーション委員会ならびに仲裁委員会 (同委員会は必要な場合に会合が開かれる。) の八つの常設委員会が設置されていた。規制監視委員会は、2025年5月22日付で解散した。

#### 会長統括委員会

会長統括委員会は、当報告期間において14回開催され、そのうち5回は指名委員会と共に開催された。現地で4回、ビデオ会議で9回、またハイブリッド会議で1回開催された。定例会議が5回、臨時会議が9回開催された。会長統括委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する議題および法的問題ならびに監査役会間の継続的な議題に加え、取締役会および監査役会に関する事項を綿密に検討した。また、会長統括委員会は、監査役会全体会議に向けて準備した。とりわけ、これには、2025年5月22日の規制監視委員会の解散に向けた準備およびそれに関連した同委員会の職務の他の監査役会委員会への再割当てが含まれた。

会長統括委員会は、年次株主総会準備に加え、指名委員会と協議の上で行う取締役会の人事異動に関する準備 (業務上の職責の範囲の調整を含む。)、取締役会の役務契約、監査役会が責任を負う職務権限規程および監査役会内部文書において必要な範囲内での検討および変更に対応した。

当委員会は、取締役会メンバーの社外登用、取締役会の現および元メンバーに対する費用負担および支援サービス/給付の負担、監査役会のアドバイザーに対する費用ならびに監査役会の全株主代表による任意の自己コミットメント (監査役会の報酬の一部を当行の株式に投資するというもの) を検討した。また、会長統括委員会は、監査役会による委任を受けて、当行のその他Tier 1資本証券 (AT 1証券) の発行について取り上げた。

#### 指名委員会

指名委員会は、当報告期間中、会長統括委員会との臨時会議2回を含め、合計9回開催された。定例会議が5回、臨時会議が4回開催された。現地で4回、ビデオ会議で4回、またハイブリッド会議で1回開催された。指名委員会は、法令上および規制上の要件、職位明細書、多様性の原則ならびに監査役会の要件のプロファイルを考慮しつつ、取締役会および監査役会の承継計画の側面について広範に検討した。指名委員会は、会長統括委員会と協議の上、業務分掌計画の修正を含め、

戦略の次の段階に向けた取締役会の調整についての監査役会の決定に関する提案を準備した。これには、ラジャ・アクラム氏の2026年1月1日付での取締役への任命および2026年3月15日付でのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーとしての職責の割当て、クリスティアン・ゼーヴィング氏の取締役会の役務契約の2029年4月30日までの更新、ファブリツィオ・カンペリ氏の取締役の任命の2028年10月31日までの延長およびクラウディオ・デ・サンクティス氏の取締役の任命の2029年6月30日までの延長、ならびに2025年4月30日をもって当行を退職したシュテファン・シモン氏の取締役の任命の終了が含まれた。さらに、ベルント・ロイケル氏の取締役の任命の2026年6月30日までの延長についての決議案が準備された。指名委員会は、2025年および2026年にそれぞれ予定されている監査役の選任に向けた適切な候補者に対する要件のプロファイルを綿密に検討した。これに関連して、指名委員会は、2025年5月22日の年次株主総会でのクラウス・ムースマイヤー氏およびカースティ・ロス氏の監査役への選任ならびにジグマー・ガブリエル氏およびフランク・ヴィッター氏の監査役への再選に関する提案を提出した。また、当委員会は、2026年の年次株主総会への選任提案を検討し、アレキサンダー・ワイナント氏を監査役会会長としてさらに4年の任期で指名する準備をした。アレキサンダー・ワイナント氏は、指名委員会委員長としての職務上、同氏の指名に関する審議への参加を控え、決議案の採択において棄権した。2025年5月22日の新たな監査役への選任および規制監視委員会の解散の結果、会長統括委員会と協議の上、委員会の構成についての調整が準備された。また、当委員会は、当行の内部方針および手続の定期的な見直しに加え、取締役会および監査役会の新メンバーに対する就任プログラム、取締役会および監査役会の研修、適性（「適合性」）についての継続的な議題も取り上げた。その他、ドイツ銀行法（KWG）第25d条第(11)項に基づく監査役会および取締役会の年次評価ならびに当行および取締役会のレベルでの多様性の推進等が議題となった。2024年営業年度の評価は独立した外部アドバイザーの支援を得て実施され、その結果は2025年3月に指名委員会および監査役会全体で審議された。

#### 報酬管理委員会

報酬管理委員会は、会長統括委員会との共同会議2回を含め、2025年に5回開催された。現地で2回、ハイブリッド会議で2回、またビデオ会議で1回開催された。当委員会ではとりわけ、取締役会および従業員の報酬制度の設計の監視を行い、リスク委員会とともに、2024年営業年度の報酬制度および変動報酬が、リスク、資本および流動性の状況に与える影響を評価した。報酬責任者は報酬管理報告書を提出し、その後、当委員会で審議された。報酬管理委員会は、取締役会メンバーの目標報酬額およびその適切性、2025年の目標、また、2024年の取締役会の変動報酬の決定に関する提案を監査役会に提出した。取締役会の人事異動を踏まえ、当委員会は、報酬決定およびそれに伴う個人目標の調整にも対応した。さらに、報酬に関する規制の動向および規制の結果の改善について検討し、外部アドバイザーの支援も得て、取締役会（元）メンバーの変動報酬の要素の停止、没収、クローバックの前提条件の有無の検討にも取り組んだ。また、必要な範囲で、監査役会全体会議に提出する決議案を採択し、決議案に関する推薦事項を作成した。もう一つの焦点は、取締役会および監査役会の報酬に関する報告書への対応であった。当該報告書は、年次株主総会での承認のために提出され、その後、監査意見書とともに公表されることになっていた。2025年の年次株主総会の後、報酬管理委員会は、内部部門の支援を得て、報酬報告書の透明性の向上に関する推薦事項を作成し、これは2025年営業年度に実施された。報酬管理委員会は、監査役会が財務諸表監査人に2025年の報酬報告書の内容の追加監査を要求することを提案する決議案を審議し、これを採択した。さらに、当委員会は、重要なリスク・テイクーの特定、2024年営業年度の変動報酬総額の決定ならびに管理部門の責任者の報酬に関する決定を監視した。また、報酬管理委員会は、法的規制ならびに内部および外部の規則、方針および手続の違反に対処（結果管理）するために、報酬制度において利用可能な措置の利用状況および有効性を検討した。内部部門および外部アドバイザーの支援を得て、報酬管理委員会は監査役会の報酬を検討した。

委員会への出席率

当報告期間中、監査役会メンバーの監査役会およびメンバーとなっていた委員会の会議への出席状況は以下のとおりである。会議への出席は対面またはビデオ会議で行われ、電話での出席はなかった。

会議数 / 出席率 (%)	監査役会		会長統括委員会		リスク委員会		監査委員会		指名委員会	
アレックス・ワイナンツ (Wynaendts, Alex) (監査役会会長)	8/9	89	13/14	93	8/8	100			9/9	100
スザンネ・ブライト (Bleidt, Susanne)	9/9	100					5/5	100		
メイリー・クラーク (Clark, Mayree)	9/9	100			8/8	100			9/9	100
ヤン・ドゥシェック (Duscheck, Jan)	9/9	100			7/8	88				
マンジャ・エイファート (Eifert, Manja)	9/9	100					5/5	100		
クラウドディア・フィーバー (Fieber, Claudia)	9/9	100			3/3	100	5/5	100		
ジグマー・ガブリエル (Gabriel, Sigmar)	9/9	100					2/2	100		
フロリアン・ハゲンミラー (Haggenmiller, Florian)	9/9	100								
ティモ・ハイダー (Heider, Timo)	9/9	100	13/13	100					9/9	100
クラウス・ムースマイヤー (Moosmayer, Klaus)	5/5	100			4/4	100	2/2	100		
カースティ・ロス (Roth, Kirsty)	5/5	100								
フランク・シュルツ (Schulze, Frank)	9/9	100	14/14	100					9/9	100
ゲルリンデ M. シーベルト (Siebert, Gerlinde M.)	9/9	100			5/5	100	4/4	100		
イングヴィ・スリングスタッド (Slyngstad, Yngve)	9/9	100								
ステファン・ツカルスキー (Szukalski, Stephan)	9/9	100			8/8	100	1/1	100		
ジョン・セイン (Thain, John)	7/9	78								
ユルゲン・テゲル (Tögel, Jürgen)	9/9	100								
ミシェル・トロニー (Trogni Michele)	7/9	78			8/8	100				
ダグマー・バルカルセル (Valcárcel, Dagmar)	4/5	80					3/3	100		
テオドル・ヴァイマー (Weimer, Theodor)	4/5	80					3/3	100		
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Winkeljohann, Norbert)	9/9	100	14/14	100	8/8	100	5/5	100	9/9	100
フランク・ヴィッター (Witter, Frank)	8/9	89					5/5	100		
合計		95		98		99		100		100

会議数 / 出席率 (%)	報酬管理委員会		規制監視委員会		戦略およびサステナビリティ委員会		テクノロジー、データおよびイノベーション委員会		合計	
アレックス・ワイナンツ (Wynaendts, Alex) (監査役会会長)	5/5	100	1/1	100	6/6	100	3/4	75	53/56	95

スザンネ・ブライト (Bleidt, Susanne)							4/4	100	18/18	100
メイリー・クラーク (Clark, Mayree)					5/6	83			31/32	97
ヤン・ドゥシェック (Duscheck, Jan)	4/5	80	1/1	100					21/23	91
マンジャ・エイファート (Eifert, Manja)							4/4	100	18/18	100
クラウディア・フィーバー (Fieber, Claudia)					5/5	100			22/22	100
ジグマー・ガブリエル (Gabriel, Sigmar)									11/11	100
フロリアン・ハゲンミラー (Haggenmiller, Florian)					6/6	100	3/4	75	18/19	95
ティモ・ハイダー (Heider, Timo)	3/3	100	1/1	100					35/35	100
クラウス・ムースマイヤー (Moosmayer, Klaus)	2/2	100							13/13	100
カースティ・ロス (Roth, Kirsty)							2/2	100	7/7	100
フランク・シュルツ (Schulze, Frank)					6/6	100			38/38	100
ゲルリンデ M. シーベルト (Siebert, Gerlinde M.)					1/1	100			19/19	100
イングヴィ・スリングスタッド (Slyngstad, Yngve)							2/2	100	11/11	100
ステファン・ツカルスキー (Szukalski, Stephan)			1/1	100					19/19	100
ジョン・セイン (Thain, John)					6/6	100			13/15	87
ユルゲン・テーゲル (Tögel, Jürgen)	5/5	100			6/6	100			20/20	100
ミシェル・トロニー (Trogni, Michele)							4/4	100	19/21	90
ダグマー・バルカルセル (Valcárcel, Dagmar)	3/3	100	1/1	100					11/12	92
テオドル・ヴァイマー (Weimer, Theodor)									7/8	88
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Winkeljohann, Norbert)	5/5	100							50/50	100
フランク・ヴィッター (Witter, Frank)									13/14	93
合計		97		100		98		93		97

(2) 【役員の様況】

男性22名、女性10名（役員のうち女性の比率31.3%）（提出日現在）

取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴

取締役会

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)(注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	取締役会会長 (CEO)	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年: 2029年	443,605
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日)	プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) (2026年3月14日まで) 兼アセット・マネジメント 責任者 (2026年4月30日まで)	2017年入行 2017年取締役就任 任期満了年: 2026年	243,567

ラジャ・アクラム(注2) (Raja Akram) (1972年5月9日)	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	2025年入行 2026年取締役就任 任期満了年:2028年	0
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) (1973年4月14日)	コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統括責任者	2004年入行 2019年取締役就任 任期満了年:2028年	248,460
マルクス・クロミク(注3) (Marcus Chromik) (1972年5月13日)	チーフ・リスク・オフィサー(CRO)	2025年入行 2025年取締役就任 任期満了年:2028年	6,854
マリー＝ジャンヌ・デヴェルダン (注4) (Marie-Jeanne Deverdun) (1976年4月13日)	チーフ・テクノロジー・データ・アンド・イノベーション・オフィサー(2026年5月1日から)	2010年入行 2026年取締役就任 任期満了年:2029年	260,904
ステファン・フープス(注4) (Stefan Hoops) (1980年1月29日)	アセット・マネジメント責任者(2026年5月1日から)	2003年入行 2026年取締役就任 任期満了年:2029年	0
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert) (1967年5月31日)	チーフ・テクノロジー・データ・アンド・イノベーション・オフィサー(2026年4月30日まで)兼取締役会メンバー(2026年6月30日まで)	2019年入行 2020年取締役就任 任期満了年:2026年	40,006
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen) (1975年8月6日)	アジア太平洋、欧州、中東およびアフリカ(EMEA)ならびにドイツ地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1998年入行 2020年取締役就任 任期満了年:2029年	547,664
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (1966年2月16日)	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アンチ・フィナンシャルクライム・オフィサー	2023年入行 2024年取締役就任 任期満了年:2027年	3,477
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis) (1972年11月29日)	プライベート・バンク統括責任者	2018年入行 2023年取締役就任 任期満了年:2029年	309,045
レベッカ・ショート (Rebecca Short) (1974年11月10日)	チーフ・オペレーティング・オフィサー	1998年入行 2021年取締役就任 任期満了年:2027年	101,961

(注1) 特に記載のない限り、2026年2月6日現在の所有株式数を記載している。

(注2) 2026年1月1日から取締役会メンバーである。

(注3) 2025年5月1日から取締役会メンバーである。

(注4) 2026年5月1日から取締役会メンバーである。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の職務権限規程により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、そのメンバーの過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会会長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の職務権限規程の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

#### 監査役会

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴/初回就任年/任期満了年	所有株式数 (株)(注1)
アレクサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) (1960年8月1日)	監査役会会長	初回就任年:2022年 任期満了年:2030年	10,392
フランク・シュルツ(*) (Frank Schulze) (1968年3月9日)	監査役会副会長	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年	598
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (1957年11月5日)	監査役会副会長	ノールベルト・ヴィンケルヨハン・アドバイザー・アンド・インベストメンツ(Norbert Winkeljohann Advisory & Investments)企業コンサルタント 初回就任年:2018年 任期満了年:2027年	6,300
スザンネ・ブライト(*) (Susanne Bleidt) (1967年4月11日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年:2023年 任期満了年:2028年	-

メイリー・クラーク (Mayree Clark) (1957年3月9日)	-	監査役会メンバー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年	109,444
ヤン・ドゥシェック(*) (Jan Duscheck) (1984年12月18日)	-	フェル・デイ労働組合 (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) (ユニテッド・サービス・ユニオン) ナショナル・ワーキング・グループ・バンキング責任者 初回就任年: 2016年 任期満了年: 2028年	-
マンジャ・エイファート(*) (Manja Eifert) (1971年12月18日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2022年 任期満了年: 2028年	241
クラウディア・フィーバー(*) (Claudia Fieber) (1966年10月21日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年	441
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) (1959年9月12日)	-	監査役会メンバー 元ドイツ連邦政府大臣 初回就任年: 2020年 任期満了年: 2029年	2,423
フロリアン・ハゲンミラー(*) (Florian Hagemmiller) (1982年1月14日)	-	フェル・デイ労働組合 (ユニテッド・サービス・ユニオン) 情報通信技術 (ICT) ナショナル・ワーキング・グループ責任者 初回就任年: 2024年 任期満了年: 2028年	-
ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年5月9日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2028年	-
カーステン・ノベル(注2) (Carsten Knobel) (1969年1月11日)	-	ヘンケル (Henkel AG & Co.) 取締役会会長 (CEO) 初回就任年: 2026年 任期満了年: 2030年	0(注3)
クラウス・ムースマイヤー(注4) (Dr. Klaus Moosmayer) (1968年9月17日)	-	監査役会メンバー 初回就任年: 2025年 任期満了年: 2029年	-
カースティ・ロス(注4) (Kirsty Roth) (1975年9月19日)	-	トムソン・ロイター・コーポレーション (Thomson Reuters Corporation) 最高運営・技術責任者 初回就任年: 2025年 任期満了年: 2029年	-
ゲルリンデ M. シーベルト(*) (Gerlinde M. Siebert) (1967年9月21日)	-	ドイツ銀行ガバナンスのグローバル責任者 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年	8,555(注5)
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (1962年11月3日)	-	ドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフトの監査役会メンバーおよびICPアセット・マネジメントAS (ICP Asset Management AS) の取締役会メンバー 初回就任年: 2022年 任期満了年: 2030年	2,250
ステファン・アロイシウス・ツカルスキ(*) (注6) (Stephan-Aloysius Szukalski) (1967年1月27日)	-	ドイツ銀行従業員協会 (ドイチャー・バンクアンゲシュテルテン-フェアバンド: DBV) (Deutscher Bankangestellten-Verband: DBV) 連合会長 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年	-
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) (1955年5月26日)	-	監査役会メンバー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年	100,000
ユルゲン・テゲル(*) (Jürgen Tögel) (1968年4月26日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年	1,228
ミシェル・トロニー (Michele Trogni) (1965年6月18日)	-	ジニア・コーポレート・ホールディングスLLC (Zinnia Corporate Holdings LLC) およびエルドリッジ・インダストリーズLLC (Eldridge Industries LLC) のシニア・アドバイザー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年	15,000

- (\*) ドイツの従業員による選出または裁判所による任命。  
(注1) 特に記載のない限り、2026年2月6日現在の所有株式数を記載している。  
(注2) 2026年5月28日から監査役会メンバーである。  
(注3) 2026年5月28日現在の所有株式数を記載している。  
(注4) 2025年5月22日から監査役会メンバーである。  
(注5) ゲルリンデ M. シーベルト氏は、従業員としての繰延変動報酬の一部として、7,344.50株を保有する権利を有している。これらの株式報奨は、2026年から2030年に引き渡される予定である。  
(注6) ステファン - アロイシウス・ツカルスキー氏は、2013年から2015年までおよび2018年から2020年まで監査役会メンバーであった。

## 役員の報酬

### 取締役の報酬

以下の表は、ドイツ会計基準第17号の要件に従い、取締役会メンバーが受け取った報酬を表示している。詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書」を参照のこと。

単位：ユーロ	2025年度	2024年度
固定報酬	26,457,875	26,659,356
固定手当	1,616,667	1,525,000
付加給付	652,044	1,170,876
業績連動報酬	27,446,519	21,039,598
報酬総額	56,173,105	50,394,830

	2025年度	2024年度
付与された株式報奨		
関連する株価（単位：ユーロ）	30.53	20.01
付与 / 試算上報告された株式ユニット	1,116,294	1,683,651
このうち、前払い株式報奨ユニット	278,066	392,848
このうち、制限付株式報奨ユニット	59,785	9,385
このうち、試算上報告された株式ユニット	778,442 (注1)	1,281,418 (注2)
付与 / 試算上報告された株式報奨の価値（単位：ユーロ）	34,080,444	33,691,540
このうち、前払い株式報奨ユニット	8,489,361	7,861,281
このうち、制限付株式報奨ユニット	1,825,250	187,804
このうち、試算上報告された株式ユニット	23,765,833 (注1)	25,642,455 (注2)

(注1) 試算上報告された株式ユニットは、2025年度から2027年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2028年度に法的に付与される。

(注2) 試算上報告された株式ユニットは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2027年度に法的に付与される。

単位：ユーロ	2025年度	2024年度
元取締役またはその遺族への支払	100,496,514	35,841,194
元取締役またはその遺族のための年金引当金	134,043,639	142,890,863

監査役会は、各取締役の報酬を以下のとおり決定した。2024年度からの新たな報酬制度に基づく第二回長期奨励（LTI）制度は、2025年度～2027年度までのパフォーマンス期間を対象に設定された。3年間のパフォーマンス期間終了後、監査役会は事前に定義された重要評価指標（KPI）に基づき達成水準を決定する。過去3年間を対象とする後向き評価から、将来の3年間のパフォーマンス期間を対象とする前向き評価へ2024年度に移行したことに伴い、新制度導入後の最初の2年間（2024年度および2025年度）は移行期間（以下「移行フェーズ」という。）と位置付けられる。第二回の長期奨励制度（LTI制度2025年度～2027年度）は、2028年初頭に初めて付与される。「移行フェーズ」においては、LTIは計算および比較目的のために目標額で表示される。過年度の数値との比較可能性向上のため、以下の表には試算上の報酬総額の列が追加されており、基本給、実際のSTIおよびLTIの目標額の合計を示している。

このアプローチは、以下の表に反映されている。

単位：ユーロ	2025年度			
	基本給（注1）	実際の短期奨励	長期奨励の目標額（注2）	試算上の報酬総額
クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing）	3,800,000	3,090,085	3,600,000	10,490,085
ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke）	3,200,000	2,494,453	3,060,000	8,754,453
ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli）	3,400,000	2,634,571	3,240,000	9,274,571
マルクス・クロミク （Dr. Marcus Chromik）（注3）	1,600,000	528,970	672,000	2,800,970
ベルント・ロイケル （Bernd Leukert）	2,400,000	1,886,248	2,460,000	6,746,248
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュールン （Alexander von zur Mühlen）	2,400,000	1,908,143	2,460,000	6,768,143
ローラ・パドヴァーニ （Laura Padovani）（注4）	2,200,000	720,836	924,000	3,844,836
クラウディオ・デ・サンクティス （Claudio de Sanctis）	3,200,000	2,519,645	3,120,000	8,839,645
レベッカ・ショート （Rebecca Short）	2,400,000	1,923,132	2,460,000	6,783,132
シュテファン・シモン （Professor Dr. Stefan Simon）（注5）	800,000	464,667	820,000	2,084,667
オリヴィエ・ヴィニユロン （Olivier Vigneron）（注6）	926,667	633,222	949,833	2,509,722
合計	26,326,667	18,803,972	23,765,833	68,896,472

（注1）「基本給」の列には、監査役会が設定した目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際の支給額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミュールン氏およびシュテファン・シモン氏については為替変動のため、ベルント・ロイケル氏については委任契約による報酬額と相殺されているため、この目標額とは異なる。

（注2）LTI制度2025年度～2027年度の最終的な達成水準は、3年間のパフォーマンス期間終了後の2028年に決定される。

（注3）2025年5月1日就任。

（注4）2024年7月1日就任。

（注5）2025年4月30日退任。

（注6）2025年5月19日退任。

#### 監査役の報酬

監査役の報酬はドイツ銀行の定款第14条に定められており、直近では2023年5月17日の株主総会の決議で修正された。2025年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は7,712,500ユーロ（2024年度：7,775,000ユーロ）であった。当行は監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。

監査役会の各メンバーは、2025年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。以下の表は、ドイツ株式会社（AktG）第162条第(1)項第1文に従い、2025年度に監査役会メンバーに支払われた報酬および未払いの報酬を示している。いずれの場合も、計算は月単位で切上げ/切捨てされている。

監査役会メンバー	2025年度報酬額				
	基本報酬	委員会委員長の報酬		合計	
	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ
アレキサンダー・ワイナッツ (Alexander Wynaendts)	950,000	100	-	0	950,000
フランク・シュルツ (Frank Schulze)	475,000	100	-	0	475,000
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	475,000	83	100,000	17	575,000
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt)	300,000	100	-	0	300,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	300,000	67	150,000	33	450,000
ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck)	300,000	100	-	0	300,000
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	300,000	100	-	0	300,000
クラウディア・フィーバー (Claudia Fieber)	300,000	100	-	0	300,000
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	300,000	100	-	0	300,000
フロリアン・ハゲンミラー (Florian Haggemiller)	300,000	100	-	0	300,000
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	300,000	100	-	0	300,000
クラウス・ムースマイヤー (Dr. Klaus Moosmayer) (注1)	175,000	100	-	0	175,000
カースティ・ロス (Kirsty Roth) (注1)	175,000	100	-	0	175,000
ゲルリンデ M. シーベルト (Gerlinde M. Siebert)	300,000	100	-	0	300,000
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	300,000	100	-	0	300,000
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski)	300,000	100	-	0	300,000
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	300,000	75	100,000	25	400,000
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel)	300,000	100	-	0	300,000
ミシェル・トロニ (Michele Trogni)	300,000	67	150,000	33	450,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (注2)	125,000	67	62,500	33	187,500
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) (注3)	125,000	100	-	0	125,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	300,000	67	150,000	33	450,000
合計	7,000,000	91	712,500	9	7,712,500

(注1) 2025年5月22日就任。

(注2) 2025年5月22日退任。定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払いを含む委員会委員長の報酬。

(注3) 2025年5月22日退任。

監査役会におけるすべての従業員代表（ヤン・ドゥシェック氏、フロリアン・ハゲンミラー氏（2024年1月16日就任）、ビルギット・ローメン氏（2024年1月12日退任）およびステファン・ツカルスキー氏を除く。）は、2025年度および2024年度に

においてドイツ銀行グループにより雇用されている、または雇用されていた。2025年度において、当該メンバーに対し、監査役の報酬に加えて（給与、退職金および年金支給の形で）総額1.40百万ユーロが支払われた。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーには、その雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが（すなわち、監査役としての職務に基づくものではない。）、監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行われぬ。2025年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーに対する年金、退職金または類似の給付として、0.13百万ユーロを確保した。

### （3）【監査の状況】

#### 監査および統制

##### 監査委員会における財務専門家

監査役会は、監査委員会のメンバーであるノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびフランク・ヴィッター氏が、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」とであると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」している。

また監査役会は、ドイツ株式会社（AktG）第107条第(4)項および第100条第(5)項ならびにドイツ銀行法（KWG）第25d条第(9)項に基づき、ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびフランク・ヴィッター氏が財務会計および財務書類の監査において専門家としての知識を有していると判断した。

ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏は、監査人としての教育および訓練ならびに様々な監査法人での監査人として、またPwCヨーロッパSE（PwC Europe SE）の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。

フランク・ヴィッター氏は、フォルクスワーゲンAG（Volkswagen AG）のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびフォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービスズAG（Volkswagen Financial Services AG）の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。

##### 報酬管理委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法（KWG）第25d条第(12)項に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会の勧告に基づき、ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏、アレキサンダー・ワイナント氏およびクラウス・ムースマイヤー氏を報酬管理委員会における報酬専門家に指名することを決議した。各氏はいずれも、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、専門知識および専門家としての経験を有しており、よってドイツ銀行法（KWG）第25d条第(12)項の要件を満たしている。ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびアレキサンダー・ワイナント氏は、取締役会会長およびチーフ・エグゼクティブ・オフィサーまたはそのいずれかとしての長年の経験に基づき、リスク管理およびリスク統制の分野において、十分な専門知識および専門家としての経験を有している。クラウス・ムースマイヤー氏は、(i) シーメンス（Siemens）のシーメンス・ファイナンシャル・サービスズおよびシーメンス銀行部門のコンプライアンス・システムに関するチーフ・コンプライアンス・オフィサー、(ii) ノバルティスAG（Novartis AG）の執行委員会メンバーおよびチーフ・エシックス・リスク・アンド・コンプライアンス・オフィサー、ならびに(iii) 国際的な委員会および組織での活動を通しての経験から、リスク管理およびリスク統制に特化した専門知識および経験を有している。

#### ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

##### ドイツ銀行グループ行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範

ドイツ銀行グループの行動規範は、ドイツ銀行の目的、価値観、信念ならびに当行が取締役会メンバー全員および従業員に遵守を求める最低限の行動基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ビジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。また当該規範は、適用法令の遵守に関するガイダンスを定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行およびドイツ銀行グループのシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範を採択した。現在、シニア・ファイナンシャル・オフィサーは、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2025年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範の最新版は、ドイツ銀行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）から入手可能である。

#### ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行は、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監視を行うためグループ・ガバナンス機能を設置し、グループ全体にわたってそのガバナンス機能を履行する。グループ・ガバナンスは、優れたコーポレート・ガバナンスの主要な要素に沿った明確な組織構造に焦点を絞りつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成において、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、明確なコーポレート・ガバナンス原則を設定した。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細は、ドイツ銀行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm](http://www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm)）において公表されている。

#### 関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記36 関連当事者との取引」の項に記載されている。

#### 内部統制の実効性

内部統制の実効性に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 財務報告に係る内部統制」の項に記載されている。

#### ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。また、年次報告書の一部であるコーポレート・ガバナンス・ステートメントは、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を提供している。適合宣言は、当行のウェブサイト（[https://investor-relations.db.com/files/documents/reports/Corporate-Governance-Statement\\_2025.pdf](https://investor-relations.db.com/files/documents/reports/Corporate-Governance-Statement_2025.pdf)）から入手可能である。

#### 会計監査の状況

ドイツ銀行の主たる会計監査人（外国監査公認会計士）は、ドイツ法に従い、年次株主総会においてドイツ銀行の監査役会の提案に基づいて選任される。監査役会の監査委員会が、当該提案を準備する。主たる会計監査人の選任後、監査委員会が契約を締結し、その単独の権限において監査の条件および範囲ならびに監査契約に係るすべての報酬について承認を行うとともに、主たる会計監査人の独立性を監視する。イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー監査法人（EY GmbH & Co. KG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft - 「EY」）は、2024事業年度および2025事業年度それぞれにおいて、当行の主たる会計監査人であった。

#### 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

（単位：百万ユーロ（百万円））

区分	前連結事業年度		当連結事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社（注1）	57 (10,583)	0 (0)	57 (10,583)	0 (0)
連結子会社 （注2）	22 (4,085)	1 (186)	23 (4,270)	0 (0)

計	79 (14,667)	1 (186)	80 (14,853)	0 (0)
---	----------------	------------	----------------	----------

(注1) 当行の監査報酬管理の方法により、当該項目は当行のドイツ国内の本店および支店に関する情報から成る。

(注2) 当行の監査報酬管理の方法により、当該項目には当行の海外支店に関する情報も含まれている。

#### その他重要な報酬の内容

ドイツ銀行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、EYと同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っているが、そこにはEYによる監査を受けていないDWSとその子会社に関する報酬は含まれていない。

EYの提出会社および連結子会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援等の税務関連業務が含まれている。

#### 監査報酬の決定方針

当行の主たる会計監査人への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかまたは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

#### (4) 【役員の報酬等】

該当事項なし。取締役および監査役の報酬については上記「(2) 役員の状況」の項を参照のこと。

#### (5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

## 第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の英訳を日本語に翻訳したものに、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年5月29日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝185.66円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計原則および報告実務の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるイーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー監査法人（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。それらの監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

## 1【財務書類】

## (1) 連結財務書類

## マネジメント・レポート

## 経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および関連の注記と併せて読むべきものである。この経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求されるドイツ銀行の純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。将来の事象に関する記述は本報告書の「見通し」の項に開示されている。「経営および財務の概況」のセクションでトレンドを説明するために使用されている表現およびその基礎となる数値範囲は、「見通し」のセクションで適用されているものとは異なっていた。当行は当期から将来に向けて、「見通し」セクションの方に新しい表現および数値範囲を適用している。

## 概要

以下の記述は、作成時点における最新の予測および仮定に基づいている。実際の進展はこれらの予測と異なる場合がある。

## 世界経済

経済成長率（％）（注1）	2025年（注2）	2024年（注3）	主な要因
世界経済	3.4	3.4	2025年、世界経済は安定した成長軌道を維持した。米国と主要貿易相手国との貿易交渉の進展や的を絞った関税引下げにより、貿易政策の不確実性は著しく低下した。同時に、インフレ圧力の緩和が家計消費を支え、中央銀行がさらなる利下げを実施する余地が生まれた。
このうち：先進国	1.8	1.7	先進国は交渉による貿易妥協の恩恵を受け、政治的不確実性全般が軽減された。GDP成長率は国によって異なったものの、ほとんどの市場でインフレ率は低下した。こうした状況下で、複数の中央銀行は以前の引き締めの水準から主要政策金利の利下げを継続した。
このうち：新興国市場	4.5	4.5	新興国市場は、米国の関税措置に起因するマイナス成長と貿易ショックに対して予想以上の回復力を見せた。インフレ率の抑制と米ドル高の緩和が相まって、複数の中央銀行は金融緩和の余地を広げた。さらに、外部からの財政刺激策の改善とエネルギー価格の低下が、経済活動全般をさらに支えた。
ユーロ圏経済	1.5	0.8	貿易における外部からの逆風が続く中、ユーロ圏経済は堅調な国内需要に支えられ、力強い成長を維持した。ただし、GDP成長率は地域によってばらつきが見られた。インフレ率は欧州中央銀行（ECB）の目標である2%に向けて低下傾向にあったため、ECBは当年度下半期も預金金利を中立水準に据え置くことができた。
このうち：ドイツ経済	0.2	-0.5	ドイツ経済は引き続き対外貿易における競争力の低下に直面している。拡張的な財政政策は当初はいくらかプラスの刺激を与えたものの、国内需要は低迷したままであった。インフレの緩和は個人消費を支えたものの、全体的な景況感は依然として弱く、堅調な労働市場の減速は鈍化している。

米国経済	2.2	2.8	米国では、連邦政府機関の閉鎖により当年度下半期の経済活動が低迷したものの、特にAI関連技術への投資が成長を大きく支えた。また、食料輸入関税の引下げはインフレ圧力の緩和に貢献した。労働市場における新たなリスクを考慮し、インフレ率が目標を上回っているにもかかわらず、連邦準備制度理事会（FRB）は主要政策金利の利下げを継続した。
日本経済	1.2	-0.2	米国の関税措置が日本経済に及ぼす影響は限定的であり、企業景況感は堅調に推移した。実質的な従業員者報酬の増加が個人消費の回復を支えたものの、インフレ率は主に食料価格の高騰により高止まりした。こうした状況を踏まえ、日本銀行は金融政策の引き締めを継続した。
アジア経済（注4）	5.5	5.2	アジア経済のGDP成長は、主にインドの力強い経済成長に牽引され、中国もこれに寄与した。インフレ率は複数の経済圏で著しく低下し、個人消費を押し上げ、一部の中央銀行に政策金利のさらなる利下げの余地をもたらした。
このうち：中国経済	5.0	5.0	中国は公式の成長目標を達成したが、過剰生産能力と過度な競争を抑制するための政策措置が主因となり、年間を通じて成長の勢いは鈍化した。また、耐久消費財の販売促進に向けた政府の取組みも、時間の経過とともに効果が薄れていった。

（注1）年間実質GDP成長率（対前年比％）。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

（注2）出典：ドイツ銀行リサーチ。

（注3）2024年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂された。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

（注4）中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

## 銀行業界

2025年12月31日現在

前年比 成長率(%)	法人向け 貸出	個人向け 貸出	法人預金	個人預金	主な要因
ユーロ圏	2.0	2.6	3.2	3.0	低金利と力強い経済成長に支えられ、個人向け貸出と法人向け貸出はともに年間を通じて顕著な伸びを示し、特に個人向け貸出の伸びは法人向け貸出を上回った。しかしながら、成長率はまだインフレ率を大きく上回るには至っていない。一方、家計および企業からの預金は2025年を通じて概ね勢いを維持し、堅調なペースで成長を続けた。
このうち： ドイツ	0.7	1.9	2.4	2.8	2025年には民間部門の信用動向が改善し、住宅ローン市場の金利上昇に後押しされ、家計向け貸出が企業向け貸出よりも大幅に増加した。企業向け貸出の低迷は、貿易政策の不確実性やドイツの国際競争力不足への懸念、変革の課題等、投資意欲に影響を与える様々な要因が影響したためと考えられる。銀行貸出調査によると、ここ数四半期で信用需要は増加した。2024年の急増後に減速したものの、法人顧客と個人顧客からの預金の伸びは貸出の伸びを引き続き上回った。
米国(注1)	3.3	2.8	4.2(注1)	4.2(注1)	法人や家計への貸出は年間を通じて勢いを増し続けたが、その拡大ペースは現在インフレ率とほぼ同水準であり、民間部門はもはや債務を削減していない。預金全体の勢いは引き続き高金利に支えられ、大幅に加速した。
中国	9.0	0.5	3.7	9.7	法人向け貸出は2025年も堅調なペースを維持したが、それでもパンデミック以前の時代以来の最低水準となった。対照的に、個人向け貸出は停滞し、記録開始以来の約20年間で最も低迷している。預金面では、家計向け貸出は引き続き好調であった一方、法人向け貸出は前年の小幅な縮小の後、緩やかに回復した。

(注1) セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2025年のグローバルのインベストメント・バンキングおよび資本市場の手数料プールは、12%増加して920億ユーロとなり、これは当行の内部記録では2021年に次いで2番目に高いインベストメント・バンキングの手数料プールとなった。これは、2022年と2023年の市場低迷の後、2年連続で二桁成長を記録したことを意味しており、2025年の手数料プールは2023年の水準を43%上回った。成長の主な原動力となったのは合併および買収(M&A)の手数料プールで、2021年のピークをわずかに下回る水準である370億ユーロに達し、全体の増加額97億ユーロのうち53億ユーロを占めた。M&Aの中では、100億ユーロを超える「メガ」取引の活動が急増し、発表された取引量は2倍超となった。エクイティ・キャピタル・マーケット、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットおよびデット・キャピタル・マーケットにおいても手数料プールがそれぞれ16%、7%および8%増加し、合わせて残りの44億ユーロの増加額に貢献した。地域別に見ると、グローバルの手数料プールは、3%の成長が見られた欧州、中東およびアフリカ(EMEA)から、それぞれ14%と16%の成長を遂げた米国とアジア太平洋(APAC)へとシフトした。英国とアイルランドは引き続き世界のトレンドに遅れを取り、手数料プールは2%減少した。グローバル・スポンサー活動は6%増加したが、企業活動はそれを上回る14%増となった。しかしながら、スポンサーM&Aの発表件数が46%増加したことは、2026年に向けてプライベート・エクイティ活動にとってより好ましい環境が整いつつあることを示している。債券では、収益プールが2025年も依然として高い水準を維持しており、ドイツ銀行の評価では、前年比でさらに増加した。外国為替取引は、当年度上半期のボラティリティの高まりとデリバティブ取引の広範な成長に支えられ、世界で最も取引量の多い110通貨すべてで増加したと予想される。金利の収益は、顧客からの強い需要と市場環境の改善を反映して大幅に増加し、新興国市場の収益も前年比で改善した。クレジット取引の業績は、2025年度第2四半期の米国の関税政策に対する反応を受けて、2025年度下半期に市場が力強く回復したことから、概ね前年並みであった。ファイナンスでは、顧客の需要が堅調に推移し、収益プールが前年を上回るとの見通しを支えた。

## ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行は、2025年度に、2024年度の35億ユーロから増加して71億ユーロの純利益を計上した。この変動は、2025年度の堅調な事業実績、および2024年度の特定の訴訟項目によるマイナスの影響が2025年度は発生しなかったことを反映している。信用損失引当金繰入額は、2024年度の18億ユーロから7%減少して2025年度には17億ユーロ（平均貸出残高の36ベース・ポイント）となった。

2025年度において、当行は2024年度に係る23億ユーロの資本分配を実施し、これは2024年度と比較して約50%の増加であった。これには1株当たり0.68ユーロ（総額13億ユーロ）の配当と、10億ユーロの自社株買戻しが含まれる。2026年度には、ドイツ銀行は、2026年5月に開催される年次株主総会にて、2025会計年度の配当を2024年度の1株当たり0.68ユーロから50%増額して1株当たり1.00ユーロ（総額約19億ユーロ）とする旨を提案する予定である。また、当行は、2025年度に係る最大10億ユーロの自社株買戻しについて、法令に従い承認を受けている。これらの施策により、株主への資本分配累計額はさらに29億ユーロ増加し、これは2025年度の配当性向50%という当行のコミットメントに沿った2025年度の分配額となる。2022年度から2026年度に支払いを行う2021会計年度から2025会計年度の資本分配累計額は、これにより85億ユーロとなり、当行の当初の資本分配目標である80億ユーロを上回る結果となった。

2025年度通年の税引前利益は97億ユーロで、2024年度の53億ユーロから84%増加した。収益は前年比で7%増の321億ユーロとなった。利息以外の費用は10%減の207億ユーロとなったが、これには営業外費用が4億ユーロ（2024年度は26億ユーロであった。）含まれている。これらの営業外費用を除いた調整後費用は、1%減の203億ユーロとなった。費用収益比率は、2024年度の76%に対し、当年度は64%であった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の4.2%に対して当年度は9.3%であった。税引後平均有形株主資本利益率は、2024年度の4.7%に対して2025年度は10.3%であった。これら両比率の前年比の推移は、2025年度に達成された堅調な事業実績、および2024年度の特定の訴訟項目による影響が当年度は発生しなかったことを反映している。

#### 主要な業績指標

財務目標	財務目標および 資本目標		
	2025年度	2025年度末の状況	2024年度末の状況
税引後平均有形株主資本利益率（注1）	10.0%超	10.3%	4.7%
2021年度以降の複合年間収益成長率（注2）	5.5%～6.5%	6.0%	5.8%
費用収益比率（注3）	65%未満（注4）	64.4%	76.3%
<b>資本目標</b>			
普通株式等Tier 1資本比率（注5）	13.5%～14.0%（注6）	14.2%	13.8%
配当性向（注7）	50%（注8）	47%（注9）	86%

（注1）ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）（AT1クーポン控除後）に基づく。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

（注2）各報告期間末までの12ヶ月間と2021年度通年とを比較。

（注3）利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

（注4）2025年12月31日までの目標比率。

（注5）この比率の計算に関する詳細については、下記「リスク・レポート」の項に記載されている。

（注6）当行の予想最大分配可能額（MDA）基準値を200ベース・ポイント上回るバッファーを維持しつつ設定された目標比率。

（注7）配当は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）に関連して、普通株式配当金および自己株式買戻しの形で当報告期間に実行されたもの。2025年度第4四半期より、配当性向は該当する配当計算対象の各会計年度の下に表示される。これは表示方法の変更のみであり、基礎となる配当計算には影響しない。

（注8）2025会計年度に関する数値。

（注9）2025会計年度のドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）に関連する、2026年度の予想配当金（1株当たり1.00ユーロの配当金および10億ユーロの自己株式買戻しを含む。自己株式買戻しについては、当行は法令に従い承認を受けている）。

2025年度の純収益は、前年比7%増の321億ユーロであった。純手数料およびフィー収益は5%増の109億ユーロであった一方、銀行勘定の主要セグメントにおける純利息収益は、高水準の預金残高を反映して堅調に推移し、2%増の137億ユーロとなった。2021年度以降の複合年間収益成長率は2025年度末まで6.0%であり、2021年度から2025年度の期間について5.5%～6.5%という当行の目標範囲の中間点に位置した。

信用損失引当金繰入額は、マクロ経済および地政学的な不確実性が高まり、商業用不動産に逆風が続いているにもかかわらず、2024年度の18億ユーロ（平均貸出残高の38ベース・ポイント）から7%減少して2025年度には17億ユーロ（平均貸出残高の36ベース・ポイント）となった。

2025年度の利息以外の費用は、前年比10%減の207億ユーロとなった。この変動は主に、前年度の特定の訴訟項目の影響が当年度は発生しなかったこと、ならびに再編および解雇に係る費用が2024年度と比べて減少したことを主に反映して、営業外費用が2024年度の26億ユーロから86%減少して4億ユーロとなったことに起因していた。調整後費用は、前年比1%減の203億

ユーロであった。当行の業績を反映した変動報酬費用の増加は、IT、専門的サービスおよびその他の費用の削減により相殺された。

法人所得税は、前年度の18億ユーロの費用に対して、2025年度には26億ユーロの費用であった。実効税率は、2024年度は主に税務上損金不算入となった訴訟費用の影響を受けて34%であったのに対し、2025年度は27%となったが、これは、ドイツの税制改革および収益の地理的構成によってプラスの影響を受けたためであった。

2025年度末における普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率は、2024年度末の13.8%から上昇して14.2%となり、当行の業務上の目標範囲である13.5%～14.0%を若干上回った。収益性の向上による本業の資本の成長は、資本配分およびクーポンの支払いの増加、規制による影響、ならびに当年度における事業成長による複合的な影響を相殺するものであった。

調整後費用、営業外費用、銀行勘定の主要セグメントにおける純利息収益、ならびに税引後平均有形株主資本利益率は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。2026年度第1四半期より、ドイツ銀行は調整後費用と営業外費用を区分して報告することを廃止する予定である。

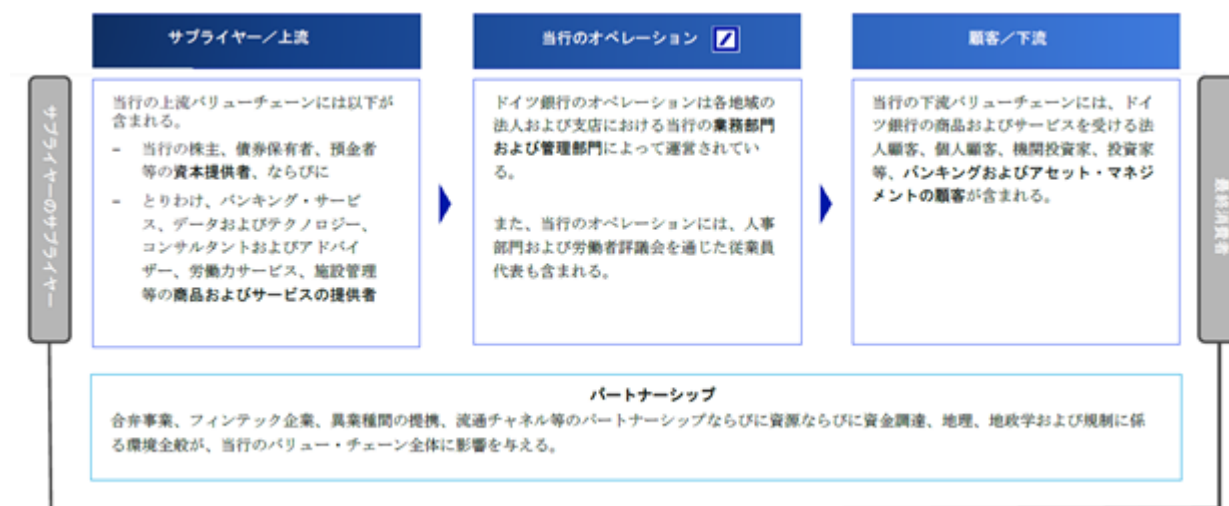
## ドイツ銀行グループ

### ドイツ銀行の組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2025年12月31日現在の総資産規模が1兆4,350億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2025年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で89,879名であり、55ヶ国において1,179支店（このうち64%がドイツ国内）を運営している。

### ドイツ銀行のバリュー・チェーン

ドイツ銀行のビジネス・モデルは、当行のバリュー・チェーン（上流バリュー・チェーン、当行のオペレーションおよび下流バリュー・チェーンから成る。）のもと、環境・社会・ガバナンスの問題に関する影響、リスクおよび機会を考慮している。下表は、ドイツ銀行のバリュー・チェーンを図示し、その構成要素を説明したものである。



### 無形資源

経済的観点からドイツ銀行のビジネス・モデルにとって最も重要な無形資源は、顧客関係および従業員である。その他の重要な無形資源は、当行のブランド名ならびにデータおよびソフトウェアである。IFRSで要求される場合には、無形資源は、貸借対照表に計上され、連結財務諸表にその説明が開示される。

サステナビリティに関連する当行の重要なトピックに対する影響、リスクおよび機会については、下記「サステナビリティ・ステートメント」の項に記載されている。

### ドイツ銀行の組織モデル

2025年12月31日現在、当行は以下の事業セグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各事業セグメントに関連する資本的支出または資産の処分は、以下の各コーポレート部門の概要に記載されている。

### 経営構造

取締役会は、当行グループを、法人および支店として地域横断的に業務を行う事業セグメントおよび管理部門から構成されるマトリックス組織として構築した。

取締役会は、法律、定款および取締役会の規約に従い、当行の経営に対して責任を負っており、当行の利益に関して持続可能な価値を創造することを目的としている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に係るステークホルダーの利益を考慮している。取締役会は、統一的なガイドラインに従いドイツ銀行グループを管理し、すべての事業体および支店を統括管理している。

取締役会は、法律および定款に規定されたすべての事項に関する意思決定を行い、法的要件および内部ガイドラインの遵守（コンプライアンス）を確実にするとともに、適切な内部ガイドラインが確実に策定および導入されるために必要な措置を講じている。取締役会の責任には、当行の戦略的経営と指示、リソースの配分、財務会計および報告、内部管理およびリスク管理、ならびに企業管理と事業組織の適切な機能化が含まれる。取締役会メンバーは、当行の事業管理においては連帯責任を有する。

取締役会の各メンバーへの職務的な責任の割当てについては、取締役会以下の上級経営層に責任を委任するための枠組みを定めた「業務分掌計画」に記述されている。取締役会は、上級経営職の個々の責任を支持するが、一方で、委員会においては共同で意思決定を行う。同時に、取締役会は、十分な情報に基づく意思決定を行うために、すべての事業にわたる包括かつ健全な情報共有が重要であることを認識している。説明責任を負う者の意思決定プロセスを支援するために必要な情報提供を目的として、当行全体でガバナンス・フォーラムが設立されている。

## コーポレート・バンク

### コーポレート部門の概要

コーポレート・バンクは主に、ドイツの「Mittelstand」を含むドイツ国内の法人顧客、大規模や小規模のコマーシャル・バンキングおよびビジネス・バンキング顧客、ならびに多国籍企業へのサービス提供に注力している。同部門はまた、金融機関に対して特定のトランザクション・バンキング・サービスを提供している。コーポレート・バンクは、コーポレート・トレジャリー・サービス、インスティテューショナル・クライアント・サービス、ビジネス・バンキングの3つの顧客カテゴリーに基づいて収益を報告している。

2023年1月1日以降、重要な資本的支出または資産の処分はない。

### 商品およびサービス

コーポレート・バンクは、キャッシュ・マネジメント、貸出、トレード・ファイナンス、信託およびセキュリティーズ・サービス、ならびにリスク・マネジメント・ソリューションの世界的なプロバイダーである。キャッシュ・マネジメントのサービスには、統合された決済と為替ソリューションが含まれる。トレード・ファイナンスおよび貸出では、貿易書類に関連する業務や保証業務からストラクチャード・トレード・ファイナンスや貸出まで、様々な商品やサービスを提供している。信託およびセキュリティーズ・サービスは、預託証券、企業信託、文書保管およびセキュリティーズ・サービスをカバーしている。ドイツ国内外の法人および商業顧客ならびに金融機関の財務部門に焦点を当てて、当行は総合的な専門知識とグローバルネットワークを駆使した統合的なソリューションを提供している。

コーポレート・バンクが提供する一連の商品に加えて、顧客はカバレッジ・チームを通じてインベストメント・バンクの専門知識を利用することができる。

### 販売チャネルおよびマーケティング

コーポレート・バンクのコーポレート・カバレッジ部門は、国際的な中規模・大規模法人顧客に焦点を当てており、グローバル・カバレッジ、ミッドコープス・カバレッジとリスク・マネジメント・ソリューションズの3つのユニットに組織されている。グローバル・カバレッジには、グローバル、地域および各国の多国籍企業向けのカバレッジ・チームを通じて、本社レベルおよび子会社を対象とするマルチ商品のゼネラリストが含まれる。ミッドコープス・カバレッジには、中規模企業に特化したマルチ商品のゼネラリストが含まれる。リスク・マネジメント・ソリューションズには、外国為替、新興国市場および金利の商品のスペシャリストが含まれる。このユニットは、顧客に緊密に繋がるように、アジア太平洋、中東およびアフリカ、米州ならびにヨーロッパの地域別に管理されている。

法人顧客に対しては、コーポレート・バンクの3つの顧客カテゴリーすべてからサービスを提供している。コーポレート・トレジャリー・サービスは、ドイツ銀行とポストバンクの2つのブランドにわたり中規模企業および大企業顧客を対象としており、企業の財務担当者向けにキャッシュ、トレード・ファイナンス、貸出、リスク管理に至るまでの幅広いソリューションを提供している。インスティテューショナル・クライアント・サービスは、機関投資家顧客向けのキャッシュ・マネジメント、ならびに信託およびセキュリティーズ・サービスで構成されている。ビジネス・バンキングは、小規模企業および起業家顧客を対象としており、概ね標準化された一連の商品および特定のバンキング・パートナー・サービス（会計ソリューション等）を提供している。

## インベストメント・バンク

## コーポレート部門の概要

インベストメント・バンクは、ドイツ銀行の債券および為替事業、インベストメント・バンキングおよび資本市場（2025年度第4四半期に「オリジネーションおよびアドバイザー」から名称が変更された。）事業、ドイツ銀行リサーチ、ならびにその他から構成される。インベストメント・バンクは、これらの市場における伝統的な強みに焦点を当て、リスク管理、セールスおよびトレーディング、インベストメント・バンキングならびに管理部門における横断的なホールセール・バンキングに関する専門知識を取りまとめている。これによりインベストメント・バンクは、その顧客および商品の枠を越えて経営資源および資本を調整し、当行の戦略的目標を効率的に支援することができる。

2023年4月に、ドイツ銀行はNumis Corporation Plc（以下「Numis」という。）を全額現金で買収することに合意したことを発表した。2023年10月13日に、ドイツ銀行はこの取引を完了し、397百万英ポンドの現金購入価格でNumisの100%持分を取得した。購入価格の当初割当後、本取引に関連する233百万ユーロののれんが識別された。ドイツ銀行は、識別されたのれんをインベストメント・バンクの資金生成単位（CGU）に割り当てた。インベストメント・バンクCGUの価値を評価した結果、のれんは減損したと判断され、2023年度第4四半期に償却された。

2023年1月1日以降、重要な資産の処分はない。

## 商品およびサービス

債券および為替事業は、2つのサブカテゴリーに分かれている。「債券および為替：ファイナンス」は、業界や資産クラス全体にわたる、包括的でカスタマイズされたファイナンス・ソリューションを提供しており、「債券および為替：マーケット」（2025年度第4四半期に「債券および為替：ファイナンス以外」から名称が変更された。）は、外国為替、金利、新興市場、クレジット・トレーディングにわたる、組織的な販売、取引およびストラクチャリングの専門知識を取りまとめている。債券および為替事業はグローバルに展開しており、法人顧客と機関投資家顧客の双方に対し、流動性サービス、マーケット・メイキング・サービス、ならびに債券および為替の広範な商品全体にわたって特化した様々なリスク管理ソリューションを提供している。テクノロジーの適用および取引ライフサイクルにおけるプロセスの継続的なイノベーションにより、ドイツ銀行は顧客の要望および規制要件に対応するための自動化/電子化を強化できている。

インベストメント・バンキングおよび資本市場は、当行の合併および買収（M&A）業務、ならびに債券および株式にわたる資本市場業務を担当している。当部門は、地域や業界に特化したプロダクト・チームおよびカバレッジ・チームから構成されており、シニア・リレーションシップを活用し、債券および為替のフランチャイズや当行のその他の部門と連携して、当行の顧客に幅広いアドバイザーサービスならびに金融商品およびサービスを提供している。

## 販売チャネルおよびマーケティング

インベストメント・バンクの顧客への対象サービスは主に、債券セールsteamを有するインスティテューショナル・クライアント・グループ、インベストメント・バンキングおよび資本市場内のインベストメント・バンキング・カバレッジ、ならびに資本市場およびトレジャリー・ソリューションを受け持つコーポレート・バンクのリスク・マネジメント・ソリューションズという、互いに協働している3つのグループによって提供される。これらのグループが緊密に連携することによって一層のシナジー効果を生み出し、顧客に対する商品/ソリューションのクロスセルの拡大につなげている。

[次へ](#)

## プライベート・バンク

### コーポレート部門の概要

プライベート・バンクは、個人顧客、富裕層の個人顧客、起業家およびファミリー顧客に対するサービスを提供している。また、国際事業においては、特定の市場における商業顧客にも注力している。プライベート・バンクは、「ウェルス・マネジメント」（2025年度第4四半期に「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」から名称が変更された。）と「パーソナル・バンキング」という顧客セクターで構成されている。

この顧客中心のアプローチは、プライベート・バンク全体で、よりターゲットを絞った効果的な方法で顧客にサービスを提供するという目的を反映したものである。「ウェルス・マネジメント」は、プライベート・バンキング、富裕層および超富裕層の顧客、ならびに特定の国際市場における法人顧客をカバーしている。「パーソナル・バンキング」顧客セクターは、リテール顧客および富裕層顧客のほか、イタリアおよびスペインにおける商業銀行顧客（すなわち、「ウェルス・マネジメント」顧客セクターの一部としてカバーされていないすべての小企業顧客および小規模法人顧客）を対象としている。

2023年1月1日以降、重要な資本的支出または資産の処分はない。

### 商品およびサービス

プライベート・バンクは、様々な決済および口座サービス、信用および預金商品、ならびに投資アドバイスを提供している。これらの商品には、ESG戦略、格付および排除基準等の特定の分類やデューデリジェンス手法に基づくサステナブル・ファイナンス融資およびESG投資ソリューションへのアクセスを顧客に提供する商品が含まれる。

パーソナル・バンキング（ドイツ）は、「ドイツ銀行」と「ポストバンク」の2つの強力で相補的な主力ブランドにより、差別化された顧客重視のアプローチを推進している。「ドイツ銀行」ブランドは、個人顧客に対する銀行業務ならびに金融商品およびサービス（個別のアドバイザリー・ソリューションを含む。）を提供している。「ポストバンク」ブランドはリテール顧客に対し、標準的な商品と、ダイレクト・バンキングの提供能力に裏付けられた日々のリテール・バンキング・サービスを提供することに焦点を当てている。また、ドイツのリテール銀行は、Deutsche Post DHL AGと協力して、ポストバンクの一部の支店で郵便および小包サービスも提供している。当行は、イタリア、スペインおよびインドの国際市場では、リテール顧客に対し日々の銀行サービスと投資アドバイザリー・ソリューションを提供している。

「ウェルス・マネジメント」は、富裕層および超富裕層の顧客に対して、財産の形成、管理および投資、個人的または事業上の利益のための資金供給、ならびに機関投資家または法人としてのニーズに対応する、オーダーメイドの高度なサービスをグローバルに提供している。

### 販売チャネルおよびマーケティング

プライベート・バンクは、オムニチャネル・アプローチを推進しており、顧客がサービスや商品へのアクセス方法を柔軟に選択できるようにしている。

販売チャネルには支店網が含まれており、顧客向けのアドバイザリー・センターおよびコールセンター、セルフサービス・ターミナルに加え、オンラインおよびモバイル・バンキングを含むデジタルサービスのサポートを受けている。プライベート・バンクはまた、ドイツのBusiness-to-Business-to-Consumerパートナーを含め、自営の金融アドバイザーならびにその他の販売および提携パートナーと協力している。「ウェルス・マネジメント」の顧客について、プライベート・バンクは、リレーションシップ・マネージャーおよびインベストメント・マネージャーと共に、異なる顧客層をカバーするチーム・モデルを展開して顧客アプローチを行っており、同部門は、富裕層向け資産運用サービスおよびオープン・アーキテクチャー商品を支援するクライアント・サービス・エグゼクティブのサポートを受けている。ドイツではDeutsche Oppenheim Family Office AGが、同族会社サービス、機密資金に関するサービスおよびアドバイザリー・ソリューションの提供を行っている。

顧客の行動が引き続きデジタル・チャネルにシフトしているため、デジタル機能の拡充は引き続き、事業全体で重要な焦点となっている。プライベート・バンクは、顧客が商品やサービスに最も便利な方法でアクセスできるように、オムニチャネル・ミックスの最適化を継続している。

## アセット・マネジメント

### コーポレート部門の概要

DWSのブランド名で事業を行うアセット・マネジメント部門は、2025年12月31日現在において1兆850億ユーロの運用資産を有し、有数の資産管理会社になることを目指している。DWSは世界中の個人投資家や機関投資家から成る多様な顧客基盤にサービスを提供しており、当行の本国市場であるドイツでも強力なプレゼンスを有している。こうした顧客には、大規模な政府機関、企業や財団、ならびに個人投資家が含まれる。規制対象の資産運用会社として、DWSは顧客の受託者として機能している。責任投資は、DWSが数十年にわたり築いてきた地位のうち重要な部分を占めており、顧客の最善の利益のために行動し、投資することにコミットしている。

ドイツ銀行グループはDWSの79.5%の所有持分を保有しており、アセット・マネジメントは引き続き当行グループの中核事業である。DWSの株式はフランクフルト証券取引所に上場されている。

2023年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

#### 商品およびサービス

DWSは個人投資家および機関投資家に対し、アクティブ、Xtrackers商品群を含むパッシブおよびオルタナティブにおけるすべての主要資産クラスへの投資機会を提供している。さらに、DWSのソリューション戦略は、伝統的な資産クラスだけでは対応できない顧客ニーズをターゲットとしている。

#### 販売チャネルおよびマーケティング

DWSの商品は、グローバル投資プラットフォームによって管理されており、単一のグローバル販売ネットワークを通じて、EMEA、米州、アジア太平洋地域で販売されている。DWSはまた、ドイツ銀行グループに属する他の部門を含む、第三者による販売チャネルも利用している。

#### 管理部門

管理部門は、事業部門向けの管理およびサービス業務を行っており、これには、グループ全体の部門を超えたリソース計画、運営および管理に関連する業務、ならびにリスク、流動性および資本の管理に関連する業務が含まれる。

管理部門は、以下の特定の取締役会メンバーの責任管轄下で組織されている。

- チーフ・エグゼクティブ・オフィス
- チーフ・ファイナンシャル・オフィス
- チーフ・リスク・オフィス
- チーフ・オペレーティング・オフィス
- コンプライアンスおよび金融犯罪対策
- チーフ・テクノロジー、データおよびイノベーション

管理部門にはまた、「コミュニケーションおよび企業の社会的責任」、「チーフ・サステナビリティ・オフィス」、「グループ内部監査」、「グループ・ガバナンス」、「法務」、「グローバル・プロキュアメント」、「グローバル不動産」、「人事」ならびに「インベスター・リレーションズ」も含まれている。

#### 重要な資本的支出および資産の処分

各事業セグメントの直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上述の各コーポレート部門の記述に含まれている。

2023年1月1日以降、第三者によるドイツ銀行株式に対する公開買付はない。

## 経営成績

## 連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

## 要約連結損益計算書

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2024年度から2025年度 の増加(減少)		2023年度から2024年度 の増加(減少)	
	2025年度	2024年度	2023年度	金額	比率(%)	金額	比率(%)
純利息収益	15,691	13,065	13,602	2,626	20	-536	-4
信用損失引当金繰入額	1,707	1,830	1,505	-123	-7	325	22
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益	13,985	11,235	12,097	2,749	24	-861	-7
純手数料およびフィー収益	10,891	10,372	9,206	519	5	1,166	13
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)	5,160	5,987	4,947	-826	-14	1,040	21
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)	49	48	-	1	2	49	N/M
償却原価で測定する金融資産に係る純利得(損失)	9	-11	-96	20	N/M	85	-89
持分法適用投資による純利益(損失)	-6	12	-38	-18	N/M	49	N/M
その他の収益(損失)	300	619	1,259	-319	-52	-640	-51
利息以外の収益合計	16,404	17,027	15,277	-623	-4	1,750	11
純収益合計	32,096	30,092	28,879	2,003	7	1,214	4
報酬および手当	11,813	11,731	11,131	82	1	601	5
一般管理費	8,860	11,243	10,112	-2,383	-21	1,131	11
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	233	-	N/M	-233	N/M
再編費用	-15	-3	220	-12	N/M	-223	N/M
利息以外の費用合計	20,658	22,971	21,695	-2,313	-10	1,276	6
税引前利益(損失)	9,731	5,291	5,678	4,439	84	-387	-7
法人所得税費用(ベネフィット)	2,592	1,786	787	805	45	1,000	127
当期純利益(損失)	7,139	3,505	4,892	3,634	104	-1,387	-28
非支配持分に帰属する純利益(損失)	208	139	119	69	50	19	16
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益(損失)	6,931	3,366	4,772	3,565	106	-1,406	-29
その他の資本構成要素に帰属する純利益(損失)	809	668	560	141	21	108	19
ドイツ銀行株主に帰属する純利益(損失)	6,122	2,698	4,212	3,424	127	-1,514	-36

N/M - 表記するに値しない。

## 純利息収益

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
利息および類似収益合計	44,458	49,358	44,074	-4,900	-10	5,284	12
利息費用合計	28,767	36,292	30,472	-7,526	-21	5,820	19
純利息収益	15,691	13,065	13,602	2,626	20	-536	-4
平均利付資産(注1)	1,035,966	996,118	970,924	39,848	4	25,194	3
平均利付負債(注1)	848,836	797,143	735,576	51,693	6	61,567	8
総利回り(注2)	4.29%	4.95%	4.52%	-0.66ppt	-13	0.43ppt	10
総支払金利(注3)	3.38%	4.54%	4.12%	-1.16ppt	-26	0.42ppt	10
純金利差(注4)	0.90%	0.40%	0.40%	0.50ppt	125	0.00ppt	-
純金利差益(注5)	1.51%	1.31%	1.40%	0.20ppt	15	-0.09ppt	-6

ppt - パーセンテージ・ポイント

(注1) 各年度の平均残高は、月末残高に基づいて計算される。

(注2) 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

(注3) 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

(注4) 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

(注5) 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合である。

## 2025年度

2025年度の純利息収益は、2024年度と比べて26億ユーロ、率にして20%増加し、157億ユーロとなった。資産に係る利息収益は低金利環境を主因として減少したが、それを上回る預金に係る利息費用の減少により相殺され、さらにプラスのヘッジ効果にも支えられた。2024年度の純利息収益には長期資金供給オペレーション (TLTRO) プログラムに基づく144百万ユーロの利息費用が含まれていたが、2025年度の純利息収益にはTLTRO プログラムに基づく利息費用は含まれていなかった。全体として、当行の2025年度の純金利差益は、前年度と比べて20ベース・ポイント上昇し、1.5%となった。

## 2024年度

2024年度の純利息収益は、金利環境のさらなる正常化および最低準備金に対する利息の廃止に起因して2023年度から536百万ユーロ減少し、131億ユーロとなった。2023年度の純利息収益には貸出条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO) プログラムに基づく741百万ユーロの利息費用が含まれていたが、2024年度にはTLTRO プログラムに基づく144百万ユーロの利息費用が含まれていた。全体として、当行の2024年度の純金利差益は、前年度と比べて9ベース・ポイント低下し、1.3%となった。

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
トレーディング収益	5,335	5,894	4,878	-559	-9	1,016	21
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得(損失)	160	-65	217	225	N/M	-282	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得(損失)	-334	158	-148	-492	N/M	306	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	5,160	5,987	4,947	-826	-14	1,040	21

N/M - 表記するに値しない。

## 2025年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2024年度は60億ユーロであったのに対し、2025年度は826百万ユーロ、率にして14%減少し52億ユーロとなった。この減少は主に、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のマイナスの影響、ならびにインベストメント・バンクにおけるデリバティブの時価評価の変動によるものであった。加え

て、アセット・マネジメントにおける主に保証付きファンドの評価調整の変動（これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるプラスの収益が計上されている。）も、減少の一因となった。これらの影響は、コーポレート・バンクおよびプライベート・バンクにおけるヘッジ活動からの時価評価による影響の増加によって一部相殺されている。

## 2024年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2023年度は49億ユーロであったのに対し、2024年度は10億ユーロ、率にして21%増加し60億ユーロとなった。この増加は主に、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のプラスの影響によるものであった。アセット・マネジメントは、主に保証付きファンドの評価調整によるプラスの恩恵を受けた（これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。）。これらの利益は、インベストメント・バンクにおけるデリバティブの時価評価の変動によって一部相殺された。

### 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

当行のトレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブを含んでいる。IFRSにおいて、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定する金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行のトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を当てて説明するために、以下の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を、事業セグメント別に表示している。

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純利息収益	15,691	13,065	13,602	2,626	20	-536	-4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	5,160	5,987	4,947	-826	-14	1,040	21
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	20,852	19,052	18,549	1,800	9	504	3
事業セグメント別内訳: (注1)							
コーポレート・バンク	4,669	4,946	5,193	-277	-6	-247	-5
インベストメント・バンク	9,308	8,368	7,976	939	11	393	5
プライベート・バンク	6,470	5,998	6,377	472	8	-379	-6
アセット・マネジメント	180	269	-11	-89	-33	280	N/M
コーポレートおよびその他	225	-529	-986	755	N/M	457	-46
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	20,852	19,052	18,549	1,800	9	504	3

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) この内訳は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を反映している。各事業セグメントの商品別の収益合計に関する説明は、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2025年度

2025年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、2024年度の191億ユーロに対して、209億ユーロとなった。前年比18億ユーロ、率にして9%の増加は主に、純利息収益の増加に起因した。インベストメント・バンクは、主に債券および為替（特に外国為替および新興国市場）における取引量の増加と貸出金収益の増加が相まって、939百万ユーロ増加した。プライベート・バンクの純利息収益および純利得（損失）は472百万ユーロ増加したが、これは主に、預金額の増加およびヘッジ活動からの時価評価による影響の増加（これにより、その他の収益に一部相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。）によるものである。アセット・マネジメントの純利息収益および純利得（損失）は89百万ユーロ減少したが、これは主に保証付きファンドの評価調整（その他の収益に同額の相殺効果のあるプラスの収益が計上されている。）に起因した。コーポレート・バンクの純利息収益および純利得（損失）は277百万ユーロ減少した

が、これは主に金利ヘッジ、取引量の増加およびデリバティブの市場評価の有利な変動があったものの、マージンの正常化および外国為替の変動がこれらを上回って相殺したことに起因した。全体的な増加を支えたのはコーポレートおよびその他であり、同部門は主に金利ヘッジ取引でのプラスの影響を受けて、約755百万ユーロの改善となる225百万ユーロの純利息収益および純利得（損失）を計上した。

#### 2024年度

2024年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、2023年度の185億ユーロに対して、191億ユーロとなった。前年比5億ユーロ、率にして3%の増加は主に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得の増加に起因した。インベストメント・バンクは、純利息収益の増加（主に債券および為替（マーケット）におけるデリバティブの時価評価益の減少による金融資産 / 負債に係る純利得の減少により一部相殺された。）が主な要因となり、393百万ユーロ増加した。アセット・マネジメントの純利息収益および純利得（損失）は280百万ユーロ増加したが、これは主に保証付きファンドの評価調整がプラスに影響した（その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。）ことに起因した。プライベート・バンクの純利息収益および純利得（損失）は379百万ユーロ減少したが、これは主に、資金調達コストおよびヘッジ活動の増加（預金および貸出の増加により一部相殺された。）によるものである。コーポレート・バンクの純利息収益および純利得（損失）は247百万ユーロ減少したが、これは主に利息収益の減少と資金調達コストの増加によるものである。全体的な増加は、主に金利ヘッジ取引でのプラスの影響を受けて約457百万ユーロの改善がみられたコーポレートおよびその他に支えられたものであった。

#### 信用損失引当金繰入額

#### 2025年度

2025年度の信用損失引当金繰入額は、2024年度の18億ユーロから減少し、17億ユーロ（平均貸出残高の36ベース・ポイント（bps））となり、これは2025年度第3四半期終了後に発表したガイダンスに沿った水準であった。この減少は主に、商業用不動産セクターにおいて信用損失引当金繰入額が引き続き高水準であったにもかかわらず、ステージ3の引当金繰入額が減少したことによるものである。これは、モデル関連の影響によるステージ1およびステージ2の引当金繰入額の増加によって一部相殺された。全体として、ポートフォリオの質は安定していた。

#### 2024年度

2024年度の信用損失引当金繰入額は、2023年度の15億ユーロから増加し、18億ユーロ（平均貸出残高の38ベース・ポイント（bps））となり、これは2024年度第3四半期終了後に発表したガイダンスに沿った水準であった。この増加は、商業用不動産セクターにおけるリファイナンス時期の到来、特定大規模法人の信用事由、およびポストバンクの統合に伴う一時的な影響によるものであった。厳しいマクロ経済および金利環境にもかかわらず、ポートフォリオ全体のパフォーマンスは概ね予想どおりに推移した。

貸倒引当金の詳細は、下記「セグメント別の経営成績」の項および「リスク・レポート」の項に記載されている。

#### その他の利息以外の収益

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度 の増加(減少)		2023年度から2024年度 の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純手数料およびフィー収益	10,891	10,372	9,206	519	5	1,166	13
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産に係る純利得 (損失)	49	48	-	1	2	49	N/M
償却原価で測定する金融資産に係る 純利得(損失)	9	-11	-96	20	N/M	85	-89
持分法適用投資による純利益(損 失)	-6	12	-38	-18	N/M	49	N/M
その他の収益(損失)	300	619	1,259	-319	-52	-640	-51
その他の利息以外の収益合計	11,244	11,040	10,330	204	2	710	7

(注1) 以下を含む:

信託業務による純手数料および フィー：							
管理手数料	318	317	280	1	-	37	13
資産運用手数料	4,451	4,022	3,700	430	11	322	9
その他の有価証券業務からの手数料	494	433	441	61	14	-8	-2
合計	5,264	4,772	4,421	492	10	351	8
純手数料、ブローカー・フィー、 有価証券の引受に係るマークアップ およびその他の有価証券業務から の手数料：							
引受およびアドバイザー・ フィー	1,771	1,669	1,105	102	6	564	51
ブローカー・フィー	455	455	366	-1	-	89	24
合計	2,226	2,124	1,471	102	5	653	44
その他の顧客サービスによる純 フィー	3,402	3,476	3,314	-74	-2	162	5
手数料およびフィー収益合計	10,891	10,372	9,206	519	5	1,166	13

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

#### 純手数料およびフィー収益

##### 2025年度

2025年度の純手数料およびフィー収益は、2024年度と比べて519百万ユーロ、率にして5%増加し、109億ユーロとなった。この増加は主に、平均運用資産の増加による運用報酬およびマネジメント・フィーの増加によるもので、アセット・マネジメントにおいてマーケットの指標がプラスの傾向にあったことおよび正味資金流入があったことと、コーポレート・バンキングにおいてトレード・ファイナンスおよび貸出、インスティテューショナル・キャッシュ・マネジメントならびにトラスト・アンド・エージェンシー・サービスから大きな寄与があったことに起因している。さらに、インベストメント・バンクにおけるプライベート・クレジット・レンディングおよびバランスシート投資に係るファイナンスからの手数料収益の増加、ならびに主に一任勘定のポートフォリオ・マンデートからの投資収益の増加（プライベート・バンクにおけるカードおよび決済取引のコストの増加により一部相殺された。）も寄与した。

##### 2024年度

2024年度の純手数料およびフィー収益は、2023年度と比べて12億ユーロ、率にして13%増加し、104億ユーロとなった。この増加は、インベストメント・バンクのインベストメント・バンキングおよび資本市場において引受およびアドバイザー・フィーが増加したことと、コーポレート・バンクのトレード・ファイナンスから特に大きな寄与があったことに起因している。さらに、アセット・マネジメントの運用資産の増加によるマネジメント・フィーの増加も寄与している。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）

##### 2025年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2024年度の48百万ユーロの利得に対して、2025年度は49百万ユーロの利得であった。これは、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

##### 2024年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2023年度の0百万ユーロの損失に対して、2024年度は48百万ユーロの利得であった。これは主に、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

#### 償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）

##### 2025年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2024年度の11百万ユーロの損失に対して2025年度は9百万ユーロの利得であったが、これは主に償却原価で保有する貸出金の認識中止に起因していた。

##### 2024年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2023年度の96百万ユーロの損失に対して2024年度は11百万ユーロの損失であったが、これは主に回収目的保有ポートフォリオに関連した売却に起因していた。

#### 持分法適用投資による純利益（損失）

##### 2025年度

2025年度の持分法適用投資による純利益（損失）は、2024年度の12百万ユーロの利益から18百万ユーロ減少し、6百万ユーロの損失となった。これは主に、投資の連結除外に関連する損失によるものであるが、価値の上昇による投資に係る純利益により一部相殺された。

##### 2024年度

2024年度の持分法適用投資による純利益（損失）は、2023年度の38百万ユーロの損失から49百万ユーロ増加し、12百万ユーロの利益となった。これは主に、Harvest Fund Management Company Limitedにおける原ローン資産の価値の上昇に起因している。

#### その他の収益（損失）

##### 2025年度

その他の収益（損失）は、2024年度の619百万ユーロの収益に対して、2025年度は300百万ユーロの収益であった。この減少は主に、2024年度にヘッジ・ポートフォリオにおける市場変動で得られた利得が当年度は発生しなかったことに関連しており、主にアセット・マネジメントにおける保証付きファンドの評価調整により相殺された。

##### 2024年度

その他の収益（損失）は、2023年度の13億ユーロの収益に対して、2024年度は619百万ユーロの収益であった。この減少は主に、2023年度にヘッジ・ポートフォリオにおける市場変動で得られた利得が当年度は発生しなかったことに関連している。

## 利息以外の費用

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
報酬および手当	11,813	11,731	11,131	82	1	601	5
一般管理費(注1)	8,860	11,243	10,112	-2,383	-21	1,131	11
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	-	233	-	N/M	-233	N/M
再編費用	-15	-3	220	-12	N/M	-223	N/M
利息以外の費用合計	20,658	22,971	21,695	-2,313	-10	1,276	6

N/M - 表記するに値しない。

(注1)以下を含む:

情報技術関連費用	3,504	3,610	3,755	-106	-3	-145	-4
不動産関連費および設備費	1,463	1,624	1,478	-161	-10	147	10
規制関連費用、税金および保険(注2)	862	1,028	1,399	-165	-16	-371	-27
専門的サービス	671	763	899	-92	-12	-136	-15
バンキング・サービスおよび外注業務	891	964	964	-73	-8	1	-
市場データおよびリサーチ・サービス	410	400	374	11	3	26	7
旅費	152	153	143	-	-	10	7
マーケティング費用	195	149	203	46	31	-54	-26
その他の費用(注3)	710	2,552	899	-1,842	-72	1,654	184
一般管理費合計	8,860	11,243	10,112	-2,383	-21	1,131	11

(注2) 2025年度には148百万ユーロ、2024年度には172百万ユーロ、2023年度には528百万ユーロの銀行税が含まれている。

(注3) 2025年度には179百万ユーロ、2024年度には2,035百万ユーロ、2023年度には311百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記27「引当金」を参照のこと。

## 報酬および手当

## 2025年度

2025年度の報酬および手当は、2024年度の117億ユーロから82百万ユーロ、率にして1%増加し、118億ユーロとなった。この増加の主因は、業績連動報酬の増加によるもので、解雇に係る費用の減少により一部相殺された。

## 2024年度

2024年度の報酬および手当は、2023年度の111億ユーロから601百万ユーロ、率にして5%増加し、117億ユーロとなった。この増加の主因は、業績連動報酬の増加、賃金の上昇、当行の「グローバル・ハウスバンク」戦略の一環で行われたターゲットを絞った投資に関連する内部労働力の増加、および解雇に係る費用の増加であった。

## 一般管理費

## 2025年度

2025年度の一般管理費は、2024年度の112億ユーロから24億ユーロ、率にして21%減少し、89億ユーロとなった。この減少は主に、前年度に影響を与えた、ポストバンクの買収に係る訴訟費用、ポーランドのFXモーゲージ問題に関連する訴訟費用およびルスケム・アライアンス補償資産の取り崩しが当年度は発生しなかったことに起因している。この減少は、銀行税の減少、リース費用に含まれる使用権資産の減価償却費の減少、および主にベンダー費用とITプラットフォーム費用の減少を反映した情報技術関連費用の減少にも後押しされた。

## 2024年度

2024年度の一般管理費は、2023年度の101億ユーロから11億ユーロ、率にして11%増加し、112億ユーロとなった。この増加は、その他費用の増加によるものであり、主にポストバンクの買収に係る訴訟費用およびポーランドのFXモーゲージ問題に関連する訴訟費用の増加、ならびにルスケム・アライアンス補償資産の取り崩しに起因している。これは、2024年の銀行税が355

百万ユーロ減少したこと、専門的サービスに対する手数料が減少したこと、ならびに主にベンダー費用とITプラットフォーム費用に関連する情報技術関連費用が減少したことにより一部相殺された。

#### のれんおよびその他の無形資産の減損

##### 2025年度

2025年度および2024年度のいずれにおいても、のれんおよびその他の無形資産の減損は認識されなかった。

##### 2024年度

のれんおよびその他の無形資産の減損費用は、2023年度はインベストメント・バンクにおけるNumisののれんの減損に関連する233百万ユーロであったのに対し、2024年度は0百万ユーロであった。

#### 再編費用

##### 2025年度

再編費用は、2024年度の3百万ユーロの戻入れ益に対して、2025年度は15百万ユーロの戻入れ益であった。両年度における変動の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的イニシアチブの実行に関連していた。

##### 2024年度

再編費用は、2023年度の220百万ユーロの費用に対して、2024年度は3百万ユーロの戻入れ益であった。両年度における変動の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的イニシアチブの実行に関連していた。

#### 法人所得税費用

##### 2025年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、前年度の18億ユーロの費用に対して、2025年度は26億ユーロの費用であった。2025年度の実効税率は27%であり、主にドイツの税制改革によるプラスの影響と、収益の地域別構成による恩恵を受けた。

##### 2024年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、前年度の787百万ユーロの費用に対して、2024年度は18億ユーロの費用であった。2024年度の実効税率は34%であり、主に税務上損金不算入となる訴訟費用の影響を受けた。

#### 当期純利益（損失）

##### 2025年度

当期純利益は、前年度が35億ユーロであったのに対して、2025年度は71億ユーロであった。当期純利益の増加は、2025年度の好調な事業実績と、2024年度にマイナスの影響を与えた特定の訴訟項目が当年度は発生しなかったことを反映している。

##### 2024年度

当期純利益は、前年度が49億ユーロであったのに対して、2024年度は35億ユーロであった。当期純利益の減少の主因は、前述のとおり訴訟費用および法人税費用が2023年度から増加したことであった。

## セグメント別の経営成績

以下のセクションは、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- 当行のセグメント別開示の形式の変更
- 当行の経営管理報告システムのフレームワーク

ドイツ銀行のセグメント報告は、当行グループ内部のマネジメント・レポート用のシステムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへのリソース配分の基礎となっている。セグメント区分は、2025年12月31日現在の当行グループの体制である。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2025年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・ バンク	インベストメント・ バンク	プライベート・ バンク	アセット・ マネジメント	コーポレート および その他	連結合計
純収益(注1)	7,400	11,541	9,665	3,077	413	32,096
信用損失引当金繰入額	194	827	578	-2	108	1,707
利息以外の費用						
報酬および手当	1,632	2,894	2,795	952	3,541	11,813
一般管理費	2,971	3,782	3,958	871	-2,721	8,860
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	-	-
再編費用	-	-	-15	-	-	-15
利息以外の費用合計	4,603	6,675	6,738	1,823	819	20,658
非支配持分	-	16	-	272	-289	-
税引前利益(損失)	2,603	4,022	2,348	983	-226	9,731
資産(単位：十億ユーロ)(注2)	323	736	316	11	49	1,435
貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ)	120	115	247	-	-3	479
非流動資産への追加	14	6	65	20	1,938	2,042
預金(単位：十億ユーロ)	329	28	329	-	5	692
平均割当済株主資本(単位：十億ユーロ)	12	24	15	5(注3)	10	66
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)	72	136	92	16	31	347
このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ)(注4)	11	18	15	5	14	63
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)	358	602	326	10	32	1,327
従業員数(常勤相当)	27,320	20,592	35,443	5,425	1,099	89,879
税引後平均株主資本利益率(注5、注6)	14.1%	10.8%	10.1%	12.9%	N/M	9.3%
税引後平均有形株主資本利益率(注5、注6)	15.3%	11.2%	10.5%	29.1%	N/M	10.3%
費用収益比率(注7)	62.2%	57.8%	69.7%	59.3%	N/M	64.4%
(注1)以下を含む：						
純利息収益	4,567	4,681	6,169	24	249	15,691
持分法適用投資による純利益(損失)	4	-69	4	52	3	-6
(注2)以下を含む：						
持分法適用投資	101	264	102	453	5	924

N/M - 表記するに値しない。

(注3) 2025年度第4四半期より、アセット・マネジメントの資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注5) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注6) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2025年12月31日終了年度：27%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

(注7) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

2024年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・ バンク	インベ スト・ メン ト・ バン ク	プライ バー ト・ バン ク	アセ ット ・ マネ ジメ ント	コーポ レー トお よび その 他	連結 合計
純収益(注1)	7,506	10,557	9,386	2,649	-6	30,092
信用損失引当金繰入額	347	549	851	-1	83	1,830
利息以外の費用						
報酬および手当	1,611	2,690	2,938	919	3,574	11,731
一般管理費	3,448	3,970	4,395	904	-1,474	11,243
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	-	-
再編費用	-1	-	-3	-	-	-3
利息以外の費用合計	5,058	6,660	7,331	1,823	2,100	22,971
非支配持分	-	5	-	194	-199	-
税引前利益(損失)	2,101	3,344	1,204	632	-1,989	5,291
資産(単位：十億ユーロ)(注2)	280	756	324	11	17	1,387
貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ)	117	110	257	-	-	485
非流動資産への追加	12	3	160	30	1,886	2,091
預金(単位：十億ユーロ)	313	22	320	-	11	666
平均割当済株主資本(単位：十億ユーロ)	12	24	14	5	10	65
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)	78	130	97	18	34	357
このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ)(注3)	11	15	14	5	13	58
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)	339	593	336	10	38	1,316
従業員数(常勤相当)	26,280	20,065	37,059	5,166	1,183	89,753
税引後平均株主資本利益率(注4、注5)	11.9%	9.1%	5.1%	8.0%	N/M	4.2%
税引後平均有形株主資本利益率(注4、注5)	12.7%	9.4%	5.1%	18.0%	N/M	4.7%
費用収益比率(注6)	67.4%	63.1%	78.1%	68.8%	N/M	76.3%

(注1)以下を含む：

純利息収益	4,987	3,372	5,786	25	-1,104	13,065
持分法適用投資による純利益(損失)	-1	-46	21	36	2	12

(注2)以下を含む：

持分法適用投資	90	379	102	451	6	1,028
---------	----	-----	-----	-----	---	-------

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。それに合わせて過年度の数値が変更されている。

詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。それに合わせて過年度の数値が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2024年12月31日終了年度：34%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

(注6) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

2023年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・ バンク	インベ スト・ バンク	プライ バー ト・ バンク	アセ ット ・ マネ ジメ ント	コーポ レー トお よび その他	コーポ レー ト 連 結 合 計
純収益(注1)	7,718	9,160	9,571	2,383	47	28,879
信用損失引当金繰入額	266	431	783	-1	26	1,505
利息以外の費用						
報酬および手当	1,539	2,534	2,808	891	3,358	11,131
一般管理費	3,088	4,082	4,718	934	-2,710	10,112
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	233	-	-	-	233
再編費用	-4	-3	228	-	-1	220
利息以外の費用合計	4,623	6,846	7,755	1,825	647	21,695
非支配持分	-	3	-	163	-166	-
税引前利益(損失)	2,828	1,880	1,032	396	-459	5,678
資産(単位：十億ユーロ)(注2)	264	658	331	10	49	1,312
貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ)	117	101	261	-	-	479
非流動資産への追加	13	89	90	73	1,853	2,118
預金(単位：十億ユーロ)	289	18	308	-	7	622
平均割当済株主資本(単位：十億ユーロ)	11	23	14	5	10	63
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)	69	140	86	15	40	350
このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ)(注3)	6	22	8	3	19	57
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)	307	546	339	10	39	1,240
従業員数(常勤相当)	25,356	19,899	38,465	4,961	1,449	90,130
税引後平均株主資本利益率(注4、注5)	17.1%	4.9%	4.5%	5.2%	N/M	6.7%
税引後平均有形株主資本利益率(注4、注5)	18.5%	5.1%	4.8%	12.2%	N/M	7.4%
費用収益比率(注6)	59.9%	74.7%	81.0%	76.6%	N/M	75.1%
(注1)以下を含む：						
純利息収益	5,241	2,887	6,156	-124	-557	13,602
持分法適用投資による純利益(損失)	-6	-70	-5	42	2	-38
(注2)以下を含む：						
持分法適用投資	91	413	84	420	5	1,013

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。それに合わせて過年度の数値が変更されている。

詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。それに合わせて過年度の数値が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2023年12月31日終了年度：14%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

(注6) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

## コーポレート・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
コーポレート・トレジャリー・サービス(注1)	4,220	4,197	4,381	23	1	-184	-4
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,917	1,956	1,895	-39	-2	62	3
ビジネス・バンキング(注1)	1,263	1,352	1,442	-90	-7	-90	-6
純収益合計	7,400	7,506	7,718	-106	-1	-212	-3
このうち:							
純利息収益(注2)	4,567	4,987	5,241	-419	-8	-254	-5
純手数料およびフィー収益(注2)	2,704	2,577	2,460	127	5	118	5
その他の収益(注2)	129	-58	18	186	N/M	-75	N/M
信用損失引当金繰入額	194	347	266	-153	-44	81	30
利息以外の費用							
報酬および手当	1,632	1,611	1,539	21	1	72	5
一般管理費	2,971	3,448	3,088	-477	-14	359	12
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M
再編費用	-	-1	-4	1	N/M	4	N/M
利息以外の費用合計	4,603	5,058	4,623	-455	-9	435	9
非支配持分	-	-	-	-	N/M	-	N/M
税引前利益(損失)	2,603	2,101	2,828	502	24	-728	-26
従業員数(フロント・オフィス、常勤相当)(注3)	8,420	7,959	7,670	461	6	289	4
従業員数(事業関連業務、常勤相当)(注3)	8,181	8,171	8,017	10	-	154	2
従業員数合計(全社共通インフラ割当分、常勤相当)(注3)	10,719	10,150	9,669	569	6	481	5
従業員数合計(常勤相当)(注3)	27,320	26,280	25,356	1,040	4	924	4
資産合計(単位:十億ユーロ)(注3、注4)	323	280	264	44	16	16	6
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)(注3)	72	78	69	-6	-8	9	13
このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ)(注3、注5)	11	11	6	-	1	5	94
レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ)(注3)	358	339	307	18	5	33	11
預金(単位:十億ユーロ)(注3)	329	313	289	17	5	23	8
貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)(注3)	120	117	117	3	2	-	-
費用収益比率(注6)	62.2%	67.4%	59.9%	-5.2ppt	N/M	7.5ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注7、注8)	14.1%	11.9%	17.1%	2.2ppt	N/M	-5.2ppt	N/M

税引後平均有形株主資本利益率（注7、注8）	15.3%	12.7%	18.5%	2.6ppt	N/M	-5.8ppt	N/M
-----------------------	-------	-------	-------	--------	-----	---------	-----

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- （注1）2025年度第1四半期より、従来コーポレート・トレジャリー・サービスに計上されていた、規模が小さく複雑性の低い一部の顧客はビジネス・バンキングに計上されている。この再分類は、コーポレート・バンク内で顧客に最も効果的なカバレッジを提供するための顧客対応範囲の見直しと再編成に伴うものである。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。
- （注2）2025年度第1四半期より、コーポレート・バンクとインベストメント・バンク間の利益分配の表示が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- （注3）年度末現在。
- （注4）セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- （注5）2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- （注6）利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- （注7）2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- （注8）セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

## 2025年度

2025年度の税引前利益は、2024年度から24%増加し、26億ユーロとなった。これは、主に利息以外の費用の減少および信用損失引当金繰入額の減少によるもので、収益の減少により一部相殺された。税引後平均株主資本利益率は、前年度の11.9%から14.1%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の12.7%から15.3%に上昇した。費用収益比率は2024年度の67%から62%に改善した。

純収益は、前年度から1%減の74億ユーロとなったが、これは金利ヘッジ、取引量の増加、ならびに純手数料およびフィー収益の増加によるプラスの影響があったものの、マージンの正常化および外国為替の変動がこれらを上回って相殺したことに起因した。コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、前年度から1%増の42億ユーロとなった。これは、金利ヘッジ、預金額の増加、ならびに純手数料およびフィー収益の増加によるプラスの影響が、預金マージンの減少により相殺されたことに起因した。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、インスティテューショナル・キャッシュ・マネジメントにおける預金額の減少により、前年比2%減の19億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの収益は、預金マージンの正常化により、前年比7%減の13億ユーロとなったが、純手数料およびフィー収益の増加により一部相殺された。

信用損失引当金繰入額は、前年度の347百万ユーロから減少し、2025年度は平均貸出残高の17ベース・ポイントに相当する194百万ユーロとなった。これは、ステージ3の信用損失引当金繰入額の減少と、主にモデル関連の戻入れを反映した、ステージ1およびステージ2の信用損失引当金繰入額の小幅な減少に起因している。

利息以外の費用は、営業外費用の減少により前年比9%減の46億ユーロとなった。調整後費用は、前年度とほぼ横ばいの46億ユーロであった。

## 2024年度

2024年度の税引前利益は、2023年度から26%減少し、21億ユーロとなった。これは、主に利息以外の費用の増加に起因している。税引後平均株主資本利益率は、前年度の17.1%から11.9%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の18.5%から12.7%に低下した。費用収益比率は2023年度の60%から67%に悪化した。

純収益は、預金マージンの正常化が預金額の増加および純手数料およびフィー収益の増加により概ね相殺されたため、前年度から3%減の75億ユーロとなった。コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、預金マージンの減少が預金額の増加と純手数料およびフィー収益の増加により概ね相殺されたことにより、前年度から4%減の42億ユーロとなった。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、セキュリティーズ・サービスとトラスト・エージェンシー・サービスの拡大により、前年比3%増の20億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの収益は、預金マージンの正常化により、前年比6%減の14億ユーロとなった。

信用損失引当金繰入額は、前年度は266百万ユーロであったのに対し、2024年度は平均貸出残高の30ベース・ポイントに相当する347百万ユーロであった。これは主に、特定の大規模法人の信用事由に起因している。

利息以外の費用は、訴訟項目の影響により前年比9%増の51億ユーロとなった。調整後費用は、前年比2%増の46億ユーロであったが、これは、内部サービス費用の配分およびフロント・オフィスの投資が増加したためである。

## インベストメント・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
債券および為替(FIC)	9,610	8,518	7,897	1,092	13	621	8
債券および為替:ファイナンス グ	3,561	3,183	2,909	377	12	275	9
債券および為替:マーケット(注 1)	6,050	5,335	4,989	715	13	346	7
インベストメント・バンキングおよ び資本市場(注2)	1,861	1,990	1,238	-129	-6	752	61
債券オリジネーション	1,100	1,274	837	-174	-14	437	52
株式オリジネーション	225	186	102	39	21	83	82
アドバイザー	536	531	299	5	1	232	77
リサーチおよびその他(注3)	70	49	24	20	41	25	102
純収益合計(注4)	11,541	10,557	9,160	984	9	1,398	15
信用損失引当金繰入額	827	549	431	278	51	119	28
利息以外の費用							
報酬および手当	2,894	2,690	2,534	204	8	156	6
一般管理費	3,782	3,970	4,082	-188	-5	-112	-3
のれんおよびその他の無形資産の減 損	-	-	233	-	N/M	-233	N/M
再編費用	-	-	-3	-	38	3	N/M
利息以外の費用合計	6,675	6,660	6,846	15	-	-186	-3
非支配持分	16	5	3	12	N/M	2	52
税引前利益(損失)	4,022	3,344	1,880	679	20	1,463	78
従業員数(フロント・オフィス、 常勤相当)(注5)	5,037	4,888	4,856	149	3	32	1
従業員数(事業関連業務、常勤相 当)(注5)	3,151	3,168	3,146	-17	-1	22	1
従業員数合計(全社共通インフラ 割当分、常勤相当)(注5)	12,404	12,009	11,898	395	3	111	1
従業員数合計(常勤相当)(注5)	20,592	20,065	19,899	527	3	166	1
資産合計(単位:十億ユーロ)(注 5、注6)	736	756	658	-20	-3	98	15
リスク・ウェイトド・アセット (単位:十億ユーロ)(注5)	136	130	140	7	5	-10	-7
このうち:オペレーショナル・リ スクRWA(単位:十億ユーロ)(注 5、注7)	18	15	22	3	21	-7	-32
レバレッジ・エクスポージャー(単 位:十億ユーロ)(注5)	602	593	546	10	2	46	8
預金(単位:十億ユーロ)(注5)	28	22	18	6	26	4	23
貸出金(貸倒引当金控除前、 単位:十億ユーロ)(注5)	115	110	101	5	5	9	9
費用収益比率(注8)	57.8%	63.1%	74.7%	-5.2ppt	N/M	-11.7ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注9、注 10)	10.8%	9.1%	4.9%	1.7ppt	N/M	4.2ppt	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(注 9、注10)	11.2%	9.4%	5.1%	1.8ppt	N/M	4.3ppt	N/M

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 2025年度第4四半期より、債券および為替(FIC)内のサブカテゴリである「債券および為替:ファイナンス以外」の名称が「債券および為替:マーケット」に変更された。

- (注2) 2025年度第4四半期より、ドイツ銀行は、インベストメント・バンク内の「オリジネーションおよびアドバイザー」の名称を「インベストメント・バンキングおよび資本市場」に変更した。
- (注3) 過年度においては、インベストメント・バンクに配分されているものの、特定の貸借対照表項目に直接帰属しない一部の銀行資金調達費用は、「リサーチおよびその他」に計上されていた。2025年度第3四半期より、これらの費用は、事業レベルでの報告を継続的に改善するために合意された配分基準に基づいて、各事業に配分されている。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。
- (注4) 2025年度第1四半期より、コーポレート・バンクとインベストメント・バンク間の利益分配の表示が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注5) 年度末現在。
- (注6) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注7) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注8) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注9) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注10) セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

## 2025年度

2025年度の税引前利益は、前年度と比べて、率にして20%増加し、40億ユーロとなった。これは、インベストメント・バンキングおよび資本市場（IBCM）では収益がわずかに減少したものの、債券および為替（FIC）が牽引して収益が11億ユーロ増加したことに起因している。税引後平均株主資本利益率は、2024年度の9.1%から10.8%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の9.4%から11.2%に上昇した。費用収益比率は2024年度の63%に対し、2025年度は58%に改善した。

純収益は、債券および為替における強さを反映して、前年度と比べて率にして9%増加し、115億ユーロとなった。債券および為替（マーケット）の収益は前年比13%増の60億ユーロとなった。これは、商品全般にわたる好調な業績が寄与したものであるが、特に、変動の激しい市場における顧客の取引活動の増加と強固なリスク管理を背景とする金利および外国為替における好調な業績が後押しとなった。債券および為替（ファイナンス）の収益は、ターゲットを絞ったバランスシート投資を反映して、率にして12%増加し、36億ユーロとなった。インベストメント・バンキングおよび資本市場の収益は、前年度と比べて、率にして6%減少し、19億ユーロとなった。これは主に、債券オリジネーション（2025年度第1四半期におけるレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの特定のローンに係る損失の影響を含む。）に起因しているが、株式オリジネーションおよびアドバイザーの収益は前年比で改善した。

信用損失引当金繰入額は、前年度の549百万ユーロから大幅に増加し、平均貸出金の74ベース・ポイントに相当する827百万ユーロとなった。これは、ステージ1およびステージ2の引当金繰入額の増加と、ステージ3の引当金繰入額の小幅な増加を反映したものであり、いずれも商業用不動産（CRE）ポートフォリオに影響を及ぼした。

利息以外の費用および調整後費用は、それぞれ67億ユーロおよび66億ユーロで2024年度とほぼ横ばいであり、戦略的成長イニシアチブのコストおよびインフレは、営業外費用の減少およびインフラに係る費用割当分の減少により相殺された。

## 2024年度

2024年度の税引前利益は、前年度と比べて、率にして78%増加し、33億ユーロとなった。これは、債券および為替（FIC）とインベストメント・バンキングおよび資本市場の両方の収益が増加したことに加えて、2023年度に発生したのれんの減損が当年度は発生しなかったこと（2024年度の信用損失引当金繰入額の増加により一部相殺された。）を反映している。税引後平均株主資本利益率は、2023年度の4.9%から9.1%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の5.1%から9.4%に上昇した。費用収益比率は2023年度の75%に対し、2024年度は63%に改善した。

純収益は、率にして15%増加し、106億ユーロとなった。これは、インベストメント・バンキングおよび資本市場の手数料プールの市場シェア拡大と、債券および為替における強さを反映している。債券および為替（マーケット）の収益は、クレジット・トレーディングの強化と顧客との関係をより広範囲に拡大したことにより、前年度と比べて、率にして7%の増加となる53億ユーロであった。債券および為替（ファイナンス）の収益は、純利息収益と手数料およびフィー収益の増加により、率にして9%増加し、32億ユーロとなった。インベストメント・バンキングおよび資本市場の収益は、前年度と比べて、率にして61%増加し、20億ユーロとなった。これは主に、市場シェアが約50ベース・ポイント上昇したこと、および年間を通じて業界の手数料プールが増加したこと（出典：Deallogic）に起因している。

信用損失引当金繰入額は、前年度と比べて大幅に増加し、平均貸出金の52ベース・ポイントに相当する549百万ユーロとなった。これは、主に商業用不動産に関連して、ステージ3の引当金繰入額が増加したことによるものであった。

2024年度の利息以外の費用は、前年度と比べて、率にして3%減少し、67億ユーロとなった。これは主に、2023年度に発生したのれんの減損が当年度は発生しなかったことに起因している。調整後費用は64億ユーロとほぼ横ばいであり、2023年度後半の戦略的投資による通年にわたる影響と外国為替の不利な変動の影響は銀行税の減少によりほぼ相殺された。

## プライベート・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加(減少)		2023年度から2024年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益:							
パーソナル・バンキング(注1)	5,284	5,253	5,442	31	1	-190	-3
ウェルス・マネジメント(注1、注2)	4,381	4,133	4,128	248	6	5	-
純収益合計	9,665	9,386	9,571	279	3	-185	-2
このうち:							
純利息収益	6,169	5,786	6,156	383	7	-370	-6
純手数料およびフィー収益	2,999	2,956	2,852	43	1	104	4
その他の収益	497	643	563	-146	-23	80	14
信用損失引当金繰入額	578	851	783	-273	-32	68	9
利息以外の費用:							
報酬および手当	2,795	2,938	2,808	-143	-5	130	5
一般管理費	3,958	4,395	4,718	-438	-10	-323	-7
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M
再編費用	-15	-3	228	-12	N/M	-231	N/M
利息以外の費用合計	6,738	7,331	7,755	-593	-8	-424	-5
非支配持分	-	-	-	-	45	-	-45
税引前利益(損失)	2,348	1,204	1,032	1,144	95	172	17
従業員数(フロント・オフィス、常勤相当)(注3)	15,840	17,053	18,483	-1,213	-7	-1,430	-8
従業員数(事業関連業務、常勤相当)(注3)	7,497	7,842	7,780	-345	-4	62	1
従業員数合計(全社共通インフラ割当分、常勤相当)(注3)	12,106	12,164	12,202	-58	N/M	-38	-
従業員数合計(常勤相当)(注3)	35,443	37,059	38,465	-1,616	-4	-1,406	-4
資産合計(単位:十億ユーロ)(注3、注4)	316	324	331	-8	-2	-7	-2
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)(注3)	92	97	86	-5	-5	11	13
このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ)(注3、注5)	15	14	8	-	2	7	89
レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ)(注3)	326	336	339	-10	-3	-2	-1
預金(単位:十億ユーロ)(注2)	329	320	308	9	3	13	4
貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)(注3)	247	257	261	-11	-4	-4	-1
運用資産(単位:十億ユーロ)(注3、注6)	685	634	579	51	8	55	9
正味資金流入(単位:十億ユーロ)	27	29	23	-2	-7	6	26
費用収益比率(注7)	69.7%	78.1%	81.0%	-8.4ppt	N/M	-2.9ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注8、注9)	10.1%	5.1%	4.5%	5.1ppt	N/M	0.5ppt	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(注8、注9)	10.5%	5.1%	4.8%	5.4ppt	N/M	0.3ppt	N/M

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 2025年度第1四半期より、欧州における一部のパーソナル・バンキング顧客がウェルス・マネジメント・セグメントに移行されている。この変更は、財務報告を事業構造により適切に整合させるため、プライベート・バンク顧客の分類を調整したことを反映している。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

- (注2) 2025年度第4四半期より、プライベート・バンクは「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」の名称を「ウェルス・マネジメント」に変更した。
- (注3) 年度末現在。
- (注4) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注5) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注6) 運用資産には、顧客に代わって投資目的で保有する資産および/またはドイツ銀行が助言または運用管理を行う顧客資産が含まれる。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。パーソナル・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれる。ウェルス・マネジメントにおいては(ビジネス・バンキングを除く)、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされ、したがって運用資産に分類される。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらの資産は2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- (注7) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注8) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注9) セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

## 2025年度

2025年度のプライベート・バンクは、主に利息以外の費用の減少および信用損失引当金繰入額の大幅な減少を反映して、前年度と比べて11億ユーロ、率にして95%増となる23億ユーロの税引前利益を計上した。税引後平均株主資本利益率は2024年度の5.1%に対し10.1%となり、税引後平均有形株主資本利益率は10.5%に上昇した。費用収益比率は前年度の78%から70%に改善した。

2025年度の純収益は97億ユーロであり、これは、前年比で3%の増加であった。これは、預金および投資商品からの収益の増加によるものであり、その他の銀行サービスからの収益の減少によって一部相殺された。貸出金収益はほぼ横ばいであった。

2025年度のパーソナル・バンキングの純収益は、預金および投資商品での収益の増加を反映して、前年度とほぼ横ばいの53億ユーロとなった。これらの変動は、付加価値の高い商品に注力するという戦略的決定に沿った貸出金収益のわずかな減少、および2025年度におけるその他の銀行サービスからの収益の減少によって相殺された。

2025年度のウェルス・マネジメントの純収益は、投資商品からの収益および預金収益の増加を反映して、前年度末と比べて6%増の44億ユーロとなった。前年度の預金収益には、特定のヘッジ費用が含まれていた。

信用損失引当金繰入額は、前年度は平均貸出残高の33ベシス・ポイントであったのに対し、当年度は平均貸出残高の23ベシス・ポイントに相当する578百万ユーロであった。前年度はポストバンクの統合に伴う一時的な影響が継続的に高かった影響を受けた一方、当年度の変動は主にモデル更新による恩恵があったことを反映している。

2025年度の利息以外の費用は、前年比で8%減少して67億ユーロとなった。調整後費用は前年比5%減の66億ユーロであり、営業外費用も大幅に減少した。人員削減を含む業務改革施策、2025年度における126支店の閉鎖、および預金保護に係るコストの大幅な減少によるプラスの影響は、インフレの影響により一部相殺された。

運用資産は、前年度末と比べて510億ユーロ増加し、2025年度末は6,850億ユーロとなった。これには、正味資金流入270億ユーロおよび市場変動によるプラスの影響300億ユーロが含まれているが、外国為替の変動によるマイナスの影響160億ユーロにより一部相殺された。

## 2024年度

2024年度のプライベート・バンクは、利息以外の費用がわずかに減少したことを反映して、前年度と比べて172百万ユーロ、率にして17%増となる12億ユーロの税引前利益を計上した。税引後平均株主資本利益率は2023年度の4.5%から5.1%に上昇し、税引後平均有形株主資本利益率は4.8%から5.1%に改善した。費用収益比率は前年度の81%から78%に改善した。

2024年度の純収益は94億ユーロであり、これは、前年比で2%の減少であった。純利息収益は、金利が正常化する環境下で6%減少したが、これは、利息以外の収益を増加させるというプライベート・バンクの戦略を反映した投資商品の伸びにより一部相殺された結果である。

2024年度のパーソナル・バンキングの純収益は、前年度と比べて3%減の53億ユーロであった。これは、最低準備金の影響を含む、資金調達コストの継続的な増加、および当行グループ内部の資金調達費用配分率の増加による当セグメントへの配分額の増加を反映している。これらの影響は、2024年度における預金収益の増加によって一部相殺された。

2024年度のウェルス・マネジメントの純収益は41億ユーロであり、前年度とほぼ横ばいであった。投資商品からの収益の増加および貸出金収益のわずかな増加は、当事業における特定のヘッジコストを含む預金収益の減少により相殺された。

信用損失引当金繰入額は、前年度は783百万ユーロ(平均貸出残高の30ベシス・ポイント)であったのに対し、当年度は平均貸出残高の33ベシス・ポイントに相当する851百万ユーロであった。この増加は主に、ポストバンクの統合に伴う一時的な

影響が継続的に高かったことを反映している。全体として、当セグメントのポートフォリオの質は非常に堅調に推移している。

2024年度の利息以外の費用は、前年比で5%減少して73億ユーロとなったが、これは再編費用の大幅な減少、および前年度は個別の訴訟案件に係る引当金繰入額が含まれていたが当年度はなかったことが含まれている。2024年度の調整後費用は、4%改善して70億ユーロとなった。これは、投資支出の正常化、人員削減を含む業務改革施策および2024年度における125支店の閉鎖によるプラスの影響、ならびに規制コストの減少を反映したものであり、インフレの影響により一部相殺された。

運用資産は、前年度末と比べて550億ユーロ増加し、2024年度末は6,340億ユーロとなった。この増加は主に、正味資金流入290億ユーロ、市場変動によるプラスの影響200億ユーロ、および外国為替の変動によるプラスの影響90億ユーロによるものであった。

## アセット・マネジメント

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度から2025年度		2023年度から2024年度		2024年度から2025年度		2023年度から2024年度	
	2025年度	2024年度	2023年度	金額	比率(%)	金額	比率(%)	
純収益								
マネジメント・フィー	2,597	2,479	2,314	119	5	164	7	
パフォーマンス・フィーおよび取引手数料	318	148	128	170	115	20	16	
その他	162	23	-59	139	N/M	82	N/M	
純収益合計	3,077	2,649	2,383	427	16	267	11	
信用損失引当金繰入額	-2	-1	-1	-1	172	-	-23	
利息以外の費用								
報酬および手当	952	919	891	33	4	28	3	
一般管理費	871	904	934	-34	-4	-29	-3	
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M	
再編費用	-	-	-	-	N/M	-	N/M	
利息以外の費用合計	1,823	1,823	1,825	-	-	-1	-	
非支配持分	272	194	163	78	40	32	20	
税引前利益(損失)	983	632	396	350	55	236	60	
従業員数(フロント・オフィス、常勤相当)(注1)	2,103	2,065	2,044	38	2	21	1	
従業員数(事業関連業務、常勤相当)(注1)	2,732	2,510	2,343	222	9	167	7	
従業員数合計(全社共通インフラ割当分、常勤相当)(注1)	590	591	574	-1	-	17	3	
従業員数合計(常勤相当)(注1)	5,425	5,166	4,961	259	5	205	4	
資産合計(単位:十億ユーロ)(注1、注2)	11	11	10	-	2	-	2	
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)(注1)	16	18	15	-3	-16	3	22	
このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ)(注1、注3)	5	5	3	1	13	1	35	
レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ)(注1)	10	10	10	-	1	-	4	
運用資産(単位:十億ユーロ)(注1、注4)	1,085	1,012	896	73	7	115	13	
正味資金流入(単位:十億ユーロ)	51	26	28	25	98	-3	-9	
費用収益比率(注5)	59.3%	68.8%	76.6%	-9.6ppt	N/M	-7.8ppt	N/M	
税引後平均株主資本利益率(注6、注7)	12.9%	8.0%	5.2%	4.9ppt	N/M	2.9ppt	N/M	
税引後平均有形株主資本利益率(注6、注7)	29.1%(注8)	18.0%	12.2%	11.0ppt	N/M	5.8ppt	N/M	

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

(注2) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 運用資産(AuM)とは、( )当セグメントが一任ベースまたは非一任アドバイザー・ベースで運用管理する資産(当セグメントが運用会社となり、ポートフォリオ運用を第三者に委託している場合を含む。)、ならびに( )第三者が保有または運用し、かつ当セグメントが契約に基づき、継続的な性質の助言(定期的または期間ごとの評価、モニタリングおよび/またはレビューを含む。)を提供する資産をいう。運用資産は、集団投資(ミューチュアル・ファンドおよび上場投資信託を含む。)と個別顧客のマンダートの両方を表す。運用資産は、IFRSの下で適用される公正価値ルールとは異なる可能性のある、各報告日現在の資産運用会社に関する各国の規制ルールに基づき、現在の市場価値で測定される。測定可能な価値は、ほとんどのリテール商品については毎日入手可能であるが、一部の商品については月次、四半期ごとまたは年次でのみ更新される場合がある。運用資産には持分法適用投資は含まれない。

いが、シード・キャピタルおよび当セグメントがマネジメント・フィーを稼得しているコミットメント・キャピタルは含まれる。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらは2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。

- (注5) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注6) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注7) セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。
- (注8) 2025年度第4四半期より、アセット・マネジメントの資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

## 2025年度

税引前利益は、主に収益の増加および安定的な利息以外の費用により、2024年度から55%増の983百万ユーロとなった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の8.0%から12.9%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の18.0%から29.1%に上昇した。費用収益比率は、2024年度の69%から59%に改善した。

2025年度の純収益は、2024年度と比較して16%増の31億ユーロとなった。マネジメント・フィーは、主にパッシブ商品における平均運用資産の増加により、前年比5%増の26億ユーロとなった。パフォーマンス・フィーおよび取引手数料は、前年比115%と大幅に増加して318百万ユーロとなったが、これは主にオルタナティブ投資(特にインフラ投資戦略によるもの)からのパフォーマンス・フィーの増加によるものであった。その他の収益は、保証付き商品の有利な評価変動と投資収益の増加により、139百万ユーロ増の162百万ユーロとなった。

2025年度の利息以外の費用は、前年度とほぼ横ばいの18億ユーロとなった。これは、報酬および手当は増加したものの、業務改革に伴う費用の減少による一般管理費の減少がこれらを上回って相殺したことに起因している。調整後費用は1%増加して18億ユーロとなったが、これは主に、前年度の解雇に係る費用および訴訟費用の増加によるものである。

2025年度の運用資産は、730億ユーロ、率にして7%増加して1兆850億ユーロとなった。これは、マーケットの指標がプラスの傾向にあったことおよび正味資金流入があったことによるものであるが、外国為替の変動によるマイナスの影響により一部相殺された。

正味資金流入はプラス510億ユーロとなり、主にパッシブ、キャッシュ、システムティックおよびクオンツ投資(SQI)ならびにオルタナティブの商品における正味資金流入に起因しているが、株式、アドバイザー・サービスおよびマルチ・アセットの商品における正味資金流出により一部相殺された。

以下の表は、2025年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ株式	アクティブ債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	パッシブ	オルタナティブ	アクティブ・キャッシュ	アドバイザリー・サービス	運用資産
2024年12月31日現在 残高	111	213	54	77	335	110	93	18	1,012
流入	13	36	6	15	137	14	770	4	995
流出	-16	-36	-8	-11	-104	-12	-750	-7	-944
正味流入（流出）額	-3	-	-2	4	33	2	20	-3	51
為替の影響	-2	-13	-1	-1	-24	-7	-8	-	-55
運用成績	11	6	2	2	52	3	1	-	77
その他	-	3	-	-2	-	-	-	1	-
2025年12月31日現在 残高	117	209	54	80	395	108	106	16	1,085
マネジメント・ フィー・マージン (単位：ベース・ ポイント)	69	11	40	33	16	46	6	4	25

2025年度より、「アドバイザリー・サービス」は別個の資産クラスとして表示されている。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

#### 2024年度

税引前利益は、主に収益の増加および安定的な利息以外の費用により、2023年度から60%増の632百万ユーロとなった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の5.2%から8.0%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の12.2%から18.0%に上昇した。費用収益比率は、2023年度の77%から69%に改善した。

2024年度の純収益は、2023年度と比較して11%増の26億ユーロとなった。マネジメント・フィーは、平均運用資産の増加によりアクティブおよびパッシブ商品に牽引され、前年比7%増の25億ユーロとなった。パフォーマンス・フィーおよび取引手数料は、前年比16%増の148百万ユーロとなったが、これは主にマルチ・アセットのパフォーマンス・フィーの大幅な増加によるものであった。その他の収益は、不利な結果となった保証の公正価値により一部相殺されたものの、グループ内部の資金調達費用の配分額の減少により82百万ユーロ増の23百万ユーロとなった。

2024年度の利息以外の費用は、前年度とほぼ横ばいの18億ユーロとなった。調整後費用は1%の増加であった。これは主に、変動報酬と従業員数の増加による報酬および手当の増加、ならびに運用資産の増加に伴うバンキング・サービス費用の増加によるものであるが、プラットフォーム変革に向けた修正アプローチの採用によるITコストおよび専門的サービス費用の減少により一部相殺された。営業外費用は、訴訟費用および解雇に係る費用の減少により、2023年度と比べて大幅に減少した。

正味資金流入はプラス260億ユーロとなり、主にパッシブ、システムティックおよびクオンツ投資（SQI）ならびにキャッシュの商品が好調であった。これは、マルチ・アセット、株式、オルタナティブおよび債券の正味資金流出により一部相殺された。ESG商品では、主にXtrackersにおいて、2024年度に60億ユーロの正味資金流入があった。

2024年度の運用資産は、1,150億ユーロ、率にして13%増加して1兆120億ユーロとなった。これは、マーケットの指標がプラスの傾向にあったこと、正味資金流入があったこと、ならびに外国為替の変動の影響によるものである。

以下の表は、2024年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ株式	アクティブ債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	パッシブ	オルタナティブ	アクティブ・キャッシュ	アドバイザリー・サービス	運用資産
2023年12月31日現在 残高	103	202	56	66	246	109	85	28	896
流入	13	42	5	14	124	10	717	4	928
流出	-18	-43	-7	-12	-82	-13	-715	-13	-903
正味流入（流出）額	-5	-1	-2	2	42	-3	2	-9	26
為替の影響	1	6	-	-	11	3	4	-	26
運用成績	13	6	3	5	35	1	1	-	64
その他	-	-	-4	3	1	(-)	-	-	-
2024年12月31日現在 残高	111	213	54	77	335	110	93	18	1,012
マネジメント・ フィー・マージン (単位：ベース・ ポイント)	71	11	39	33	16	46	6	3	26

2025年度より、「アドバイザリー・サービス」は別個の資産クラスとして表示されている。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

#### コーポレートおよびその他

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から2025年度の増加（減少）		2023年度から2024年度の増加（減少）	
				金額	比率（％）	金額	比率（％）
純収益	413	-6	47	419	N/M	-54	N/M
信用損失引当金繰入額	108	83	26	26	31	57	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	3,541	3,574	3,358	-33	-1	216	6
一般管理費	-2,721	-1,474	-2,710	-1,247	85	1,236	-46
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M
再編費用	-	-	-1	-	N/M	1	N/M
利息以外の費用合計	819	2,100	647	-1,280	-61	1,453	N/M
非支配持分	-289	-199	-166	-89	45	-33	20
税引前利益（損失）	-226	-1,989	-459	1,763	-89	-1,530	N/M
従業員数合計（常勤相当）（注1）	36,918	36,097	35,792	821	2	305	1
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ)（注1）	31	34	40	-3	-7	-6	-15
レバレッジ・エクスポージャー（単位：十億ユーロ）（注1）	32	38	39	-6	-16	-1	-3

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

#### 2025年度

2025年度通年のコーポレートおよびその他は、226百万ユーロの税引前損失を計上したが、これは主に株主負担費用、ならびに資金調達および流動性への影響を含むその他の内部留保項目によるもので、評価および期間差異に関連する収益によって一部相殺された。前年度の税引前損失は20億ユーロであった。

純収益は、2024年度の6百万ユーロの損失に対して、2025年度通年では413百万ユーロの収益であった。評価および期間差異に関連する収益は、2024年度の600百万ユーロの収益に対して、2025年度は874百万ユーロの収益となり、主に金利および外国為替市場の動きに起因した変動であった。資金調達および流動性に関連する純収益は、2024年度の102百万ユーロの損失に対して、2025年度は139百万ユーロの損失であった。

2025年度通年の利息以外の費用は、819百万ユーロとなった。前年度は21億ユーロであり、主にポストバンクの買収に係る訴訟およびポーランドのFXモーゲージを含む過去の訴訟引当金の影響に起因していた。株主取引に関連した費用は、前年度の648百万ユーロに対して、2025年度通年では638百万ユーロとなった。

非支配持分は、各セグメントの税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、DWSからの収益の増加に起因して、2024年度の199百万ユーロに対し、2025年度通年では289百万ユーロであった。

#### 2024年度

2024年度通年のコーポレートおよびその他は、20億ユーロの税引前損失を計上したが、これは主にポストバンクの買収に係る訴訟およびポーランドのFXモーゲージを含む過去の訴訟案件に起因している。これに対し、前年度の税引前損失は459百万ユーロであった。

純収益は、前年度の47百万ユーロの収益に対して、2024年度通年では6百万ユーロの損失であった。評価および期間差異に関連する収益は、2023年度の792百万ユーロの収益に対して、2024年度は600百万ユーロの収益となり、主に市場の動きに起因した変動となった。資金調達および流動性に関連する純収益は、2023年度の242百万ユーロの損失に対して、2024年度は102百万ユーロの損失であった。

2024年度の利息以外の費用は、前年度の647百万ユーロに対し、前述した過去の訴訟案件に起因して21億ユーロとなった。株主取引に関連した費用は、2023年度の582百万ユーロに対して、2024年度通年では648百万ユーロとなった。

非支配持分は、各セグメントの税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2023年度の166百万ユーロに対し、2024年度は199百万ユーロであった。

## 財政状態

## 資産

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年	2024年	変動額	増減率 (%)
	12月31日 現在	12月31日 現在		
現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金	171,621	153,654	17,967	12
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）ならびに借入有価証券担保金	37,515	40,846	-3,332	-8
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	519,635	545,849	-26,215	-5
このうち：トレーディング資産	153,811	139,772	14,039	10
このうち：デリバティブ金融商品のプラスの時価	241,328	291,754	-50,425	-17
このうち：強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	124,495	114,324	10,171	9
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	43,644	42,090	1,553	4
償却原価で測定する貸出金	472,620	478,921	-6,300	-1
その他の資産	190,033	125,817	64,216	51
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債権	105,424	60,690	44,734	74
資産合計	1,435,067	1,387,177	47,889	3

## 負債および資本

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年	2024年	変動額	増減率 (%)
	12月31日 現在	12月31日 現在		
預金	691,828	666,261	25,567	4
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金	4,179	3,742	437	12
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	384,179	412,395	-28,216	-7
このうち：トレーディング負債	42,879	43,498	-619	-1
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価	225,775	276,395	-50,619	-18
このうち：純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	115,055	92,047	23,007	25
その他の短期借入金	18,204	9,895	8,309	84
長期債務	114,754	114,899	-145	-
その他の負債	141,720	100,553	41,167	41
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債務	107,256	63,755	43,501	68
負債合計	1,354,863	1,307,745	47,118	4
資本合計	80,203	79,432	771	1
負債および資本合計	1,435,067	1,387,177	47,889	3

## 資産および負債の変動

2025年12月31日現在の貸借対照表の総額は1.4兆ユーロであり、2024年度末と比べてわずかに増加した。

現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金は180億ユーロ増加したが、これは主に、コーポレート・バンクにおけるコーポレート・キャッシュ・マネジメント事業の伸びと、顧客獲得キャンペーン後のプライベート・バンクにおける資金流入の増加により、預金額が256億ユーロ増加したことを反映している。

トレーディング資産は、140億ユーロ増加した。これは主に、顧客からのフローおよびデスクのポジショニングによる当行の債券ポートフォリオにおける債券ポジションの増加、ならびに貴金属在庫の増加によるものである。

デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、それぞれ504億ユーロおよび506億ユーロ減少した。これは為替商品に牽引されたもので、その主因は市場のボラティリティ、ユーロに対する米ドル安および大幅に低い時価評価額で計上された新規取引であった。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産は、102億ユーロ増加した。これは、主にトレーディング活動の増加によってもたらされた、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産の下で測定される売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）の増加によるものである。

償却原価で測定する貸出金は63億ユーロ減少した。これは主に、為替変動による多額の影響とプライベート・バンクのモーゲージ・ポートフォリオの戦略的削減によるものであるが、インベストメント・バンクにおける債券および為替事業の成長により一部相殺された。

その他の資産は、主にブローカー業務および有価証券に関連する債権の447億ユーロの増加により、642億ユーロ増加した。これは主に、市場環境による顧客需要の増加に伴って通常取引の未決済残高に係る債権が増加したこと起因している。この傾向は、ブローカー業務および有価証券に関連する債務の435億ユーロの増加にも反映され、これにより、その他の負債が412億ユーロ増加した。その他の資産の増加には、回収目的保有に分類される債券が186億ユーロ増加したことも含まれており、これは欧州国債のポートフォリオ拡大に向けた当行の資産購入プログラムの一環であった。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債は230億ユーロ増加したが、その主因は、トレーディング在庫および顧客活動の担保付資金調達増加に伴い買戻条件付売却有価証券（レポ）が増加したこと、ならびにインベストメント・バンクの債券および為替事業における新規発行により長期債務が増加したことであった。

その他の短期借入金は、主に当年度中に新たに発行されたコマーシャル・ペーパーにより83億ユーロ増加した。

バランスシート全体の変動には、主にユーロに対する米ドル安に起因する為替レートの変動による693億ユーロの減少が含まれていた。為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載される貸借対照表の勘定科目ごとの変動に含まれている。

## 流動性

委員会委任規則(EU)第2015/61号の定義(規則(EU)第2018/1620号により修正された。)による高品質の流動資産(HQLA)の合計額は、2025年12月31日現在で2,600億ユーロであり、2024年12月31日現在の2,260億ユーロから増加した。HQLAの増加は主に、預金の増加によるものである。2025年度第4四半期末現在の流動性カバレッジ比率は144%であり、規制要件を800億ユーロ上回っている。一方、2024年度第4四半期末現在の流動性カバレッジ比率は131%であり、規制要件を530億ユーロ上回っていた。

## 資本

2025年12月31日現在の資本合計は、2024年12月31日現在の794億ユーロから771百万ユーロ増加して802億ユーロとなった。この変動は複数の要因によるものであり、それらには、当期にドイツ銀行株主に帰属する利益およびその他の資本構成要素を69億ユーロ計上したこと、IFRSに基づき資本として扱われるその他Tier 1資本性金融商品(AT1)を25億ユーロ発行したこと、株式を基礎とした報酬制度のもとで472百万ユーロの自己株式を分配したこと、ならびに株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィットを161百万ユーロ計上したことが含まれる。

マイナスの影響は、その他の包括利益累計額(税引後)に係る未実現純損失29億ユーロから生じた。これは主に、ユーロに対する米ドル安を主因としたマイナス32億ユーロの為替換算の影響(税引後)によるものであるが、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の未実現純利得(税引後)418百万ユーロによるプラスの影響によって一部相殺された。さらに、AT1商品の償還24億ユーロ、自己株式の取得16億ユーロ、ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払13億ユーロ、その他の資本構成要素に係るクーポンの支払761百万ユーロ、ならびに確定給付制度に係る再測定損失(税引後)119百万ユーロも起因した。

2025年1月3日、ドイツ銀行AGは普通株式46.4百万株を消却し、これにより2024年度の株式買戻しプログラムを終了した。この消却により、当該株式の額面価額が119百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価675百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が556百万ユーロ減少した。この株式は、2024年12月31日現在の資本合計から既に控除されていた。したがって、2025年度の資本合計を減少させることはなかった。

2025年12月19日、ドイツ銀行AGは普通株式37.7百万株を消却し、これにより2025年度の2つの株式買戻しプログラムを終了した。この消却により、当該株式の額面価額が96百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価10億ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が903百万ユーロ減少した。

ドイツ銀行の取締役会により承認された、750百万ユーロを上限とする2025年度の第1回株式買戻しプログラムは2025年4月1日に開始され、2025年9月12日に終了した。この期間中に、ドイツ銀行は29.3百万株の普通株式を買い戻した。これらの株式の買戻しにより、資本合計が750百万ユーロ減少した。

ドイツ銀行の取締役会により承認された、250百万ユーロを上限とする2025年度の第2回株式買戻しプログラムは2025年9月17日に開始され、2025年10月20日に終了した。この期間中に、ドイツ銀行は8.4百万株の普通株式を買い戻した。これらの株式の買戻しにより、資本合計が250百万ユーロ減少した。

## 自己資金

2025年12月31日現在のドイツ銀行のCRR/CRDに基づく普通株式等Tier 1資本は、2024年12月31日現在の495億ユーロから2億ユーロ減少し、493億ユーロとなった。リスク・ウェイトド・アセット(RWA)は、2024年12月31日現在の3,574億ユーロから

103億ユーロ減少し、2025年12月31日現在で3,471億ユーロとなった。2025年12月31日現在のCET 1 資本比率は、2024年12月31日現在の13.8%に対し、14.2%に上昇した（詳細については、「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項を参照のこと。）。

2025年12月31日現在の当行のTier 1 資本は608億ユーロであり、CET 1 資本493億ユーロとその他Tier 1 資本115億ユーロで構成されている。Tier 1 資本は、2024年度末現在とほぼ横ばいであった。Tier 1 資本比率は、2024年12月31日現在の17.0%に対して、2025年12月31日現在では17.5%に上昇した。

自己資本合計は、2024年12月31日現在の685億ユーロに対して、2025年12月31日現在において678億ユーロであった。資本合計は、主にTier 2 資本の減少により、2024年度末から7億ユーロ減少した。総資本比率は、2024年12月31日の19.2%に対して、2025年12月31日現在では19.5%に上昇した。

## 流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、本報告書の「リスク・レポート」を参照のこと。

## 信用格付

ドイツ銀行は、ムーディーズ・ドイツGmbH（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング・UK・リミテッド（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッドの支社であるフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびDBRSレーティングスGmbH（以下「モーニングスターDBRS」といい、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチと合わせて「格付機関」と総称する。）によって格付が行われている。

ムーディーズ、フィッチおよびモーニングスターDBRSは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日付の欧州議会および理事会の規則（EC）No.1060/2009（改正済）（以下「CRA規則」という。）に従い、登録されている。S&Pに関して、信用格付は、CRA規則第4条第3項に従い、アイルランドのS&Pの事務所（S&Pグローバル・レーティングス・ヨーロッパ・リミテッド）が承認している。

## 信用格付の推移

格付機関は、当行が2025年度を通じて行ってきた（特にフランチャイズの成長、コスト管理および収益性に関する）取り組みにおいて継続的に進展を遂げ、目標であった有形株主資本利益率10%を達成したことを評価した。これは、S&Pによるプラス方向へのアウトルックの修正や、モーニングスターDBRSによる格付の引上げに反映された。フィッチもドイツ銀行の短期発行体デフォルト格付を引き上げた。

2025年6月2日、フィッチはドイツ銀行の短期発行体デフォルト格付をF2からF1に引き上げ、その他の格付と安定的とするアウトルックをそのまま維持した。フィッチは、ドイツ銀行のグローバルな事業展開と多角的なビジネス・モデルに注目し、戦略の継続的な実行によって収益性がさらに向上すると予想している。また、高い規制自己資本とレバレッジ要件を考慮すると、ドイツ銀行は十分な資本を備えていると評価している。

2025年6月25日、モーニングスターDBRSはドイツ銀行の格付を1段階引き上げた。当行の長期預金格付、長期シニア債格付および発行体格付は、AからA（高）に引き上げられた。さらに、当行のシニア非優先債格付はA（低）からAに、重要債務格付はAA（低）からAAに引き上げられた。短期重要債務格付はR-1（中）からR-1（高）に引き上げられ、その他の短期格付はすべてR-1（低）からR-1（中）に引き上げられた。すべての格付のアウトルックが、ポジティブから安定的に変更された。モーニングスターDBRSは、当行が戦略的変革プログラムの実行と中期収益性目標の達成において継続的に進展しており、収益の流れがより予測可能となる事業構成の恩恵を受けていることを評価した。

2025年12月4日、S&Pはドイツ銀行の長期発行体信用格付のアウトルックを安定的からポジティブに修正した。S&Pによるアウトルックの修正は、ドイツ銀行が事業基盤、収益およびストレスに対する回復力を強化する上で好位置にいることを反映したものである。S&Pは、2028年度に向けた新たな目標は野心的ではあるものの、市場および経済状況が引き続き良好な状態である場合に達成可能であると見ている。また、バランスの取れた事業基盤と収益の成長、コストおよび引受業務における規律の維持、ならびにプラスの営業レバレッジの発揮を期待している。

## 格付引下げの潜在的影響

ドイツ銀行は、格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）による1段階および2段階の引下げが流動性ポジションに与える契約上および仮定上の潜在的影響を計算しており、この影響を毎日の流動性ストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率の計算に含めている。シナリオ別のLCRテストおよび流動性ストレス・テストの結果は別途開示されている。

契約上の債務に関して、3つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）によって格付が1段階引き下げられた場合のデリバティブのストレス下での流動性の流出に与える仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するため、約2億ユーロとなる。格付が2段階引き下げられた場合の仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するため、約2億ユーロとなる。

上記の分析は、3つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）が同時に格付を引き下げた場合を想定しており、その場合、前述したドイツ銀行の資金調達能力も低下することが予想される。この特定の契約に関する分析は、当行独自の流動性ストレス・テスト・シナリオに反映される。

格付が引き下げられた場合のドイツ銀行への実際の影響は予測できず、前述した資金調達および流動性への潜在的な影響とは異なる可能性がある。

選択された格付カテゴリー

	カウンター パーティ・ リスク	シニア優先 債/預金 <sup>(注 1)</sup>	シニア非優 先債 <sup>(注2)</sup>	短期格付
ムーディーズ・インベスターズ・サービス(ニューヨーク)	A1(cr)	A1	Baa1	P-1
スタンダード・アンド・プアーズ(ニューヨーク)	-	A	BBB	A-1
フィッチ・レーティングス(ニューヨーク)	A(dcr)	A	A-	F1
モーニングスターDBRS(トロント)	AA	A(高)	A	R-1(中)

(注1) ムーディーズではシニア無担保債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア無担保債で、フィッチではシニア優先債で、モーニングスターDBRSではシニア債で格付されている。すべての格付機関は、預金と「シニア優先」債を分けて格付しているが、同じ格付レベルである。

(注2) ムーディーズではジュニア-シニア債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア劣後債で、フィッチおよびモーニングスターDBRSではシニア非優先債で格付されている。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意義の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。長期信用格付は、ドイツ銀行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

## 契約上の債務の表形式による開示

2025年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務	期間別 要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
単位：百万ユーロ					
長期債務（注1）	129,864	26,576	40,011	29,800	33,477
信託優先証券（注1、注2）	299	299	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債（注3）	27,356	3,310	5,149	7,656	11,240
リース負債の測定に反映されていない将来キャッシュ・アウトフロー（注4）	4,750	8	148	239	4,355
リース負債（注1）	5,145	699	907	907	2,632
購入債務	3,737	617	1,420	992	708
長期預金（注1）	26,629	-	11,817	3,036	11,777
その他の長期負債	223	96	27	42	57
合計	198,003	31,605	59,478	42,672	64,247

（注1）利息の支払いが含まれている。

（注2）契約上の支払日または最初の償還日。

（注3）純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

（注4）詳細は注記22「リース」を参照のこと。

財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記05「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）」、注記22「リース」、注記26「預金」および注記30「長期債務および信託優先証券」である。

[次へ](#)

## 見通し

以下の項は、2026年度における当行グループおよび各事業セグメントに関するドイツ銀行の見通しの概要を提供している。以下の項に記載されている世界経済および銀行業界の見通しは、将来の経済および業界の動向に関するドイツ銀行リサーチの一般的な予想を反映している。当行グループのモデルに使用された経済的仮定は、各項で個別に説明されている。

この「見通し」のセクションで変動を示すために使用されている表現およびその基礎となる修正後の数値範囲の説明については、英文Annual Report 2025の713ページの「Supplementary Information (Unaudited)」の「Wording conventions for trend descriptions」を参照のこと。

## 世界経済

## 世界経済の見通し

経済成長率(%) (注1)	2026年		主な要因
	(注2)	2025年	
世界経済			新興市場の勢いが鈍化し、世界経済の成長は緩やかになると見込まれる。一方、貿易の不確実性の低下、AI関連投資、欧州における財政刺激策の拡大が、先進国市場のGDP成長を支えるはずである。
GDP	3.3	3.4	
インフレ率	3.3	3.4	
このうち：先進国			先進国経済は、世界的な貿易摩擦の早期緩和から恩恵を受ける可能性が高い。さらに、インフレ率の低下は、複数の中央銀行による追加利下げへの道を開く可能性がある。一部の国が財政健全化を進める一方で、ドイツの財政政策は拡張的なものとなるだろう。
GDP	1.9	1.8	
インフレ率	2.2	2.6	
このうち：新興国市場			アジアでは景気減速が予想されるため、成長の勢いが鈍化する可能性が高い一方、欧州ではGDP成長率がわずかに回復すると見込まれる。インフレ率は欧州とラテンアメリカでは緩和するが、アジアでは上昇する見込みである。インフレ率の低下と米ドル安により、中央銀行には利下げの余地が生まれるだろう。
GDP	4.2	4.5	
インフレ率	4.0	3.9	
ユーロ圏経済			ドイツ政府による防衛支出とインフラ投資はユーロ圏経済を押し上げると予想されるが、年初の緩やかな成長が年間平均成長率の勢いを抑制すると見込まれ、総合インフレ率はECBの目標である2%を下回る可能性が高い。ECBは2026年も主要金利を据え置く見通しである。
GDP	1.1	1.5	
インフレ率	1.7	2.1	
このうち：ドイツ経済			拡張的な財政政策に牽引され、ドイツ経済は著しい回復が見込まれる。政府支出は民間投資への「押し寄せ(crowding-in)」効果も生み出すだろう。しかし、輸出業者は依然としてより高い貿易障壁や競争激化による逆風に直面する可能性が高い。経済の勢いが増すにつれ、労働市場の冷え込みは解消される見込みである。個人消費は勢いを増すと予想される。
GDP	1.5	0.2	
インフレ率	2.0	2.2	
米国経済			良好な金融環境、減税、貿易政策の不確実性の低下を背景に、成長の勢いは加速するはずである。さらに、AI関連投資がさらなる推進力となることが期待される。労働市場は安定化する可能性が高い。高いインフレ率にもかかわらず、FRBは労働市場のリスクを考慮し、金利を中立水準まで徐々に引き下げると予想される。
GDP	2.9	2.2	
インフレ率	2.7	2.7	
日本経済			日本経済は2026年も緩やかな成長を維持すると見込まれ、米国の関税政策が日本に与える影響は限定的と予想される。一方、賃金上昇とインフレ抑制が家計消費を後押しする可能性が高い。財政政策はより拡張的になる可能性があり、日本銀行はさらなる利上げを実施する可能性が高い。
GDP	0.9	1.2	
インフレ率	1.9	3.2	
アジア経済(注3)			中国とインドの成長減速が予想されるものの、この地域全体の成長の勢いは堅調に推移する見通しである。貿易摩擦の緩和は経済活動を継続的に支えるだろう。インフレ率の低下と米ドル安は、中央銀行に金融緩和の余地を与えると見込まれる。
GDP	4.9	5.5	
インフレ率	2.2	0.9	

このうち：中国経済			GDP成長率は、「反内巻政策」によって過剰生産能力や機械設備への投資が抑制されるため、やや鈍化する可能性が高い。しかしながら、財政・金融政策は引き続き景気を下支えする見通しである。不動産市場の回復の遅れは、個人消費にとって依然として逆風となっている。インフレ率は上昇すると見込まれる。
GDP	4.5	5.0	
インフレ率	1.5	0.1	

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%)。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

当行の世界経済の見通しには数々のリスクがある。貿易政策の観点からは、特に戦略的に重要なサプライ・チェーン、とりわけ米中間で緊張が再燃する可能性がある。地政学的リスクは、ウクライナ、アジア、中東(最近の米国主導のイランへの軍事介入を含む。)、ラテンアメリカ等、様々な地域で依然として高い。AIの進展とその関連インフラをめぐる金融市場の評価は、市場のボラティリティを高める要因となる可能性がある。さらに、高い政府債務比率に加え、財政健全化策の妥当性が信頼されない状況では、債券利回りの変動につながる可能性がある。

## 銀行業界

世界の銀行業界は、2026年も比較的良好な環境で事業を継続する見通しである。経済成長率は、地域によって差が生じる可能性はあるものの、2025年とほぼ同水準を維持する可能性が高い。米国では金利が低下すると予想される一方、ユーロ圏では横ばいとなる見込みのため、銀行の純利息収益にとっては全体として良好な環境が継続すると見込まれる。経済政策の不確実性が2025年に見られた高水準から低下すると見込まれるため、インベストメント・バンキングおよび資産運用のフィーおよび手数料収益は、市場のボラティリティが低下し安定することでプラスの影響を受ける見通しである。資産の質は概ね底堅く推移し、その結果、最終利益も引き続き堅調に推移する見通しである。これにより、銀行は株主への大幅な資本還元を維持できる見通しである。堅調な利益と株価の上昇を背景に、一部の市場、特に中小規模の金融機関において、銀行の合併・買収の動きが継続する可能性が高い。一方、先進国を含む国々の間で進行している地政学的な分断は、国際貿易、経済成長、金融市場に下振れリスクをもたらすと同時に、銀行のヘッジおよびアドバイザー・サービスに対する需要が高まっている。人工知能の普及とそれに対する投資の増加に伴い、金融安定性を含め、今後起こり得る影響の推移を監視する必要がある。

欧州の銀行では、経済成長の改善に伴う企業からの信用需要と、低金利が住宅ローン事業を支える家計からの信用需要の両方において、緩やかな拡大が見込まれる。各国政府による防衛支出の急増は、欧州の銀行にとって追い風になる可能性がある。特にドイツでは、国内財政の拡大が著しいため、その影響が顕著になる可能性がある。今後数年間で欧州の健全性規制が強化されると予想されるため、米国の同業他社と比較して規制面で公平な競争条件を確保することは、EUの銀行にとってますます重要になるだろう。EUの貯蓄投資連合の進展は、資本市場の統合とパフォーマンスの向上につながる可能性がある。ロシアの対ウクライナ戦争が持続的に終結すれば、経済と金融市場、ひいては銀行業界にとってプラスの要因となるだろう。

経済成長が徐々に加速し、金利が予想どおり低下すれば、米国の銀行は信用需要の増加、リスクコストの低下、保有債券の未実現損失の減少から恩恵を受けるだろう。米国の大手銀行は、自己資本規制のわずかな緩和からも恩恵を受ける見通しであり、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングにおける競争力が世界中で強化される可能性がある。同時に、国内のノンバンク金融機関との競争も激化する可能性がある。

中国の銀行は、経済成長の鈍化とデフレ圧力に依然としてさらされているが、2026年にはこれらの圧力が多少緩和される見通しである。金利は低水準にとどまり、銀行の純金利差益を抑制する可能性が高い。日本の銀行は、景気減速が収益の伸びを抑制する一方で、金利上昇が収益の伸びを支える可能性があるため、複雑な環境に直面するだろう。米国に対するエクスポージャーが大きい場合は、米国の成長が回復し、規制が緩和されれば、さらにプラスに寄与する可能性がある。

欧州では、2025年から2026年にかけて規制に関する多くの議論が継続する見込みである。これらの議論には、デジタルユーロ、オムニバス簡素化パッケージの提案に関するより詳細な要件、欧州資本市場の深化、オープンファイナンス(FIDA)、決済サービスの枠組みの見直し等が含まれる。2026年に、欧州委員会は欧州銀行の競争力に関する報告書を提出する予定である。これは、欧州の健全性基準の枠組みに対するさらなる法改正の基礎となる。

米国では、パーゼル 最終パッケージの枠組みを含むいくつかの規制改正に対する規制当局の最終決定に注目が集まると予想される。

## ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行の戦略・財務ロードマップは、欧州における強固な基盤と幅広い国際ネットワークを支えとして、当行をグローバル・ハウスバンクとして位置づけることを目的とするものであった。この戦略は、2025年の財務目標と資本目標の達成に重点を置き、リスク管理、サステナビリティ、テクノロジーの3つを柱として構築されたもので、地政学的およびマクロ経済的な不確実性が続く中、これら優先事項の重要性はさらに高まっている。2025年末までに、当行は主要な財務目標と資本目標を達成したか上回り、グローバル・ハウスバンクとしての規模拡大に向けて確固たる基盤を築いた。

2025年11月のインベスター・ディープ・ダイブで、ドイツ銀行は戦略の次の段階ならびに2028年度の財務目標および資本目標を発表した。収益性の回復と基盤の強化を果たした当行は、今後は集中的な成長、厳格な資本規律、拡張可能なオペレーティング・モデルを通じて価値創造の加速を目指し、2028年までに税引後RoTEを13%超、費用収益比率を60%未満にすることを目標としている。ドイツ銀行は、普通株式Tier 1 資本比率を13.5%から14.0%に維持しつつ、当行の最大分配可能額の基準値を200ベース・ポイント上回る最低バッファを維持することを目指している。また、当行は2026年から、配当性を50%から60%に引き上げる計画であり、CET 1 資本比率が持続的に14%を上回った場合には、余剰資本を運用および分配する裁量権を有する。

ドイツ銀行の財務目標を含む主要な業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

財務目標	2025年12月31日	財務目標および	財務目標および
		資本目標	資本目標
		2025年度	2028年度
税引後平均有形株主資本利益率(注1)	10.3%	10.0%超	13.0%超
2021年度から2025年度の複合年間収益成長率(注2)	6.0%	5.5%~6.5%	該当なし
費用収益比率(注3)	64%	65%未満	60%未満
資本目標			
普通株式等Tier 1 資本比率(注4)	14.2%	13.5%~14.0% (注5)	13.5%~14.0% (注5)
配当性向(注6)	47%(注7)	50%(注8)	60%(注9)

(注1) ドイツ銀行株主に帰属する純利益(損失)(AT1クーポン控除後)に基づく。詳細については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited)」の「Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

(注2) 各報告期間末までの12ヶ月間と2021年度通年とを比較。

(注3) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

(注4) この比率の計算に関する詳細については、下記「リスク・レポート」に記載されている。

(注5) 当行の予想最大分配可能額(MDA)基準値を200ベース・ポイント上回るバッファを維持しつつ設定された目標比率。

(注6) 普通配当は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益に関連して、普通株式配当金および自己株式買戻しの形で実行されたもの。配当に関連する各会計年度の下に表示される。

(注7) 2025会計年度のドイツ銀行株主に帰属する純利益に関連する、2026年度の予想配当金(1株当たり1.00ユーロの配当金および10億ユーロの自己株式買戻しを含む。自己株式買戻しについては、当行は慣例に従い承認を受けている)。

(注8) 2025年度に関する普通配当。

(注9) 2026年度以降に関する普通配当。

2026年において、ドイツ銀行の収益は、前年比でわずかに増加する見込みである。2026年には、当行の事業の回復力および成長可能性、ならびに継続的な事業の勢いに起因して、グループ全体の収益は約330億ユーロに達すると見込まれる。成長は、当行の多角化された事業構成を反映して、純利息収益と利息以外の収益の両方からもたらされると見込まれる。コーポレート・バンクの収益はわずかに増加し、年度が進むにつれて連続的な成長が加速する見通しである。2026年度のインベストメント・バンクの収益は、事業全体の成長戦略に沿ってIBCMの収益が大幅に増加する一方、FICの収益がほぼ横ばいとなるため、わずかに増加すると見込まれる。当行はまた、プライベート・バンクが継続的に成長し、通期収益が増加すると見込んでいる。同様に、アセット・マネジメントの収益もわずかに増加すると見込まれる。

ドイツ銀行は、2028年までに費用収益比率を60%未満にするという目標に向けて当行グループのコスト基盤を管理しており、進行中の取組みを進めながらも、コスト管理には引き続き厳格な規律を維持している。2026年度の利息以外の費用は、2025年度と比べてわずかに増加し、210億ユーロをわずかに上回ると見込まれる。これは、当行が2028年までに計画している15億ユーロの追加投資のうち、約900百万ユーロが投入されることによるものである。これらの投資は、当行の将来性を確保するための自動化とデジタル化の加速、的を絞った人材採用を通じたウェルス・マネジメント事業の拡大、コーポレート・バンクの顧客基盤の拡大、主要セクターと地域におけるIBCMの能力強化を目的としている。これらの投資は、フロントからバックオフィスまでの業務プロセスの最適化、ITアーキテクチャの強化、管理部門全体にわたる変革により、2028年までに少なくとも20億ユーロの業務効率化を支援する構造的な効率化施策の恩恵によって一部相殺される見通しである。当行は、2026年度の費用収益比率は65%未満を維持すると見込んでいる。

2026年度の信用損失引当金繰入額は、資産全体の質が堅調に推移していることを背景に、前年度と比べてわずかに減少すると見込まれる。当行は、2025年を通じて見られた逆風が和らぎ、2026年には信用損失引当金繰入額が部分的に正常化すると予想している。経済的および地政学的な不確実性が続いているものの、商業用不動産の引当金の改善やその他のポートフォリオの正常化により、引当金はやや減少傾向にあることから、資産の質は堅調に維持される見通しである。ドイツ銀行は、厳格な引受基準と厳格なリスク管理の枠組みを引き続き遵守していく。予想信用損失の計算に関する詳細は、「統合マネジメント・レポート」の「リスク・レポート」の項を参照のこと。

2026年度末現在の普通株式等Tier 1比率は、2025年度末と比べてわずかに減少すると見込まれる。正味ベースでは、資本効率の高い事業の成長により、リスク・ウェイト・アセットが増加すると見込まれる。ドイツ銀行は、普通株式Tier 1資本比率を13.5%から14.0%に維持すると同時に、当行の最大分配可能額の基準値を200ベース・ポイント上回る最低バッファを維持することを目指している。

2026年度以降に関しては、当行は、現金配当と自己株式買戻しを組み合わせ、配当性をドイツ銀行株主に帰属する純利益の60%とすることを目標としている。2026年度以降、ドイツ銀行は、過去4年間の年率50%の成長率に対して、1株当たり配当の緩やかではあるが継続的な成長を目指している。当行はまた、CET 1資本比率が持続的に14%を上回った場合には、余剰資本を運用および分配する余地があると考えている。これらの株主への分配には、会社の決定、株主の承認、ドイツ会社法の要件の充足、および自己株式買戻しの場合には監督当局の承認が必要である。

取締役会は、年次株主総会に対し、2025年度に関して1株当たり1.00ユーロの配当を提案する予定であり、これは、1株当たり配当が4年連続で約50%増加することを意味する。さらに、当行は2025年度に関して、10億ユーロの自己株式買戻しに対する慣例的な承認を得ている。この自己株式買戻しと予想配当を合わせると、2025年度に関する配当は29億ユーロとなり、当行の2025年度の目標配当性向50%に沿って2025年度に関する配当が完了することになる。

ドイツ銀行は、事業の性質上、ドイツとドイツ以外の多くの管轄区域（米国および英国を含む。）において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。ドイツ銀行は、多数の重要な訴訟問題を解決し、他の訴訟についても進展を見せているものの、新たな規制当局による処分や新たな訴訟が発生した場合、または当行に対する係争中の訴訟が当行に不利な方向に展開した場合、多額の費用が発生する可能性がある。ドイツ銀行は、訴訟費用の予測には多くの不確実性が伴うことを前提として、現在のところ、2026年度の訴訟費用純額は2025年度の実績水準を大幅に上回ると見込んでいる。詳細については、本報告書の「引当金」を参照のこと。

ドイツ銀行の見通しについてのリスクおよび機会に関する議論は、本報告書の「リスクおよび機会」の項を参照のこと。

税引後平均有形株主資本利益率は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRS数値との調整については、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited)」の「Non-GAAP financial measures」に記載されている。以下の将来予測はすべて、2026年1月31日現在の為替レートに基づいている。2026年度第1四半期より、ドイツ銀行は調整後費用と営業外費用の個別報告を区分して報告することを廃止する。

## 当行グループの事業セグメント

### コーポレート・バンク

コーポレート・バンクは、2026年度の業績を牽引するものとして、取組みのさらなる推進と取引量の増加を見込んでいる。純収益は、目標を定めた成長イニシアチブによる純手数料およびフィー収益の増加ならびに純利息収益の緩やかな増加により、前年比でわずかに増加する見通しである。

2026年度のコーポレート・トレジャリー・サービスの収益は、キャッシュ・マネジメントおよびトレード・ファイナンス商品全体での純手数料およびフィー収益の伸びに支えられ、2025年度と比べてわずかに増加すると予想される。インスティテューショナル・クライアント・サービスの収益はほぼ横ばいになると予想される。これは、インスティテューショナル・キャッシュ・マネジメントにおける純利息収益の正常化に伴い引き続き残る影響が、コーポレート・トラストにおける成長を一部相殺するためである。ビジネス・バンキングの収益は、預金量の増加ならびに純手数料およびフィー収益の増加を受けて、わずかに増加すると見込まれる。

2026年度の信用損失引当金繰入額は、ステージ3引当金が前年度に低水準であったことから正常化することを受けて、前年比で大幅に増加すると見込まれる。

利息以外の費用は、成長イニシアチブへの投資により、わずかに増加すると見込まれる。

2026年度のコーポレート・バンクのリスク・ウェイト・アセットは、収益基準未達の事業における最適化策により貸出金の伸びが一部相殺されるため、わずかに増加し着地すると予想される。

### インベストメント・バンク

2026年度のインベストメント・バンクの収益は、前年比でわずかに増加すると見込まれる。当該事業セグメントでは、インベストメント・バンキングおよびキャピタル・マーケットにおける公表済みの戦略の一環として前期に実施された投資と計画中の投資の両方のプラスの影響が収益改善につながると見込まれる。一方、FICでは、マーケットおよびファイナンスの両方において、2025年度の非常に好調な業績の勢いを維持すると見込まれる。

FICの収益は、2025年度の非常に好調な水準からほぼ横ばいで推移すると見込まれる。金利は、前年度の勢いを維持しつつ、顧客需要と市場機会に沿った、的を絞った投資を通じて選択的に成長する見通しである。為替では、2025年度の好調な業績を受けて、スポット取引における技術開発を継続し、貴金属商品の提供範囲を拡大していく。グローバル・エマージング・マーケットは、提供する商品を選択的に拡大しながら、世界中の顧客のワークフロー・ソリューションの構築等、各地域におけるオンショア規模のさらなる拡大を目指している。クレジット・トレーディングは、特に米国のフロー事業をさらに発展させる予定である。ファイナンスは、2025年度の非常に好調な業績を足がかりに世界有数のフランチャイズとしての地位を維持

することを指す一方、バランスシートへの追加的な重点投資によって潜在的なスプレッドの縮小を緩和できる見通しである。

2026年度のインベストメント・バンキングおよびキャピタル・マーケットの収益は、前期に実施された投資および計画中の投資と2025年に任命された新たな経営陣による強化が寄与し、前年比で大幅に増加すると見込まれる。アドバイザリーは、過去2年間の好調な勢いを活かし、これまで比重が低かった特定のセクターや国への重点投資を行い、収益向上を目指す計画である。株式オリジネーションは、引き続き幅広い商品で競争力のあるサービスを提供するとともに、エクイティ販売体制への投資により収益の改善とプライマリー取引の収益性向上を図る。債券オリジネーションでは、2025年度上半期に発生した特定の貸倒損失要因が解消され、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにプラスの影響が及ぶ見通しである。また、投資適格債券も前年度の好調な業績を維持し、前述の的を絞った投資の恩恵を受けることが期待される。

2026年度の信用損失引当金繰入額は、2025年度と比べて大幅に減少すると見込まれる。この減少は、CREセクターを含むステージ3の減損水準の低下が見込まれることに加え、モデル変更および再調整の影響が軽減されることでステージ1およびステージ2の減損の減少が見込まれることに起因する。

2026年度の利息以外の費用は、前年比でわずかに増加する見通しである。戦略的成長イニシアチブ、技術投資および予想される訴訟費用の増加が、銀行税の減少およびより広範なコスト効率化によって一部相殺される。

2026年度のインベストメント・バンクのリスク・ウェイトド・アセットは、収益成長を支える信用リスクRWAの増加を主因として、2025年度と比べて大幅に増加すると見込まれる。

### プライベート・バンク

2026年度のプライベート・バンクの純収益は、2025年度と比べて増加する見通しである。預金および投資商品からの収益は、運用資産への継続的な正味資金流入に支えられ、大幅に増加すると見込まれる。貸出金収益はわずかに減少すると見込まれる。

パーソナル・バンキングの純収益は、預金および投資商品からの収益の伸びにより、前年度と比べて増加する見通しである。パーソナル・バンキングの貸出金収益は、当行の戦略に沿ってわずかに減少すると見込まれる。

ウェルス・マネジメントの純収益は、継続的な事業成長および人材採用活動に支えられた投資商品からの収益の増加により、2025年度と比べて増加すると見込まれる。預金収益はわずかに増加すると見込まれるが、貸出金収益はわずかに減少すると見込まれる。

プライベート・バンクは、2026年度において運用資産への継続的な資金流入を想定しており、それに伴い、運用資産残高は2025年度末と比べて増加すると見込まれる。ただし、運用資産残高全体の推移は、株式指数や為替レート等の市場パラメータに大きく左右される。

2026年度の信用損失引当金繰入額は、前年度は低水準であったモデル更新の恩恵を含め、前年度に比べて大幅に増加すると見込まれる。

利息以外の費用は、事業成長への投資に加え、変革イニシアチブや効率化プログラムにより、2025年度と比べてわずかに増加する見通しである。

リスク・ウェイトド・アセットは、信用リスクRWAがほぼ横ばいであることを反映し、2025年度と比べてほぼ横ばいになると見込まれる。

### アセット・マネジメント

アセット・マネジメントは主に、ドイツ銀行AGが支配持分を保有しているDWS Group GmbH & Co. KGaAの連結財務成績で構成されている。

2026年度のアセット・マネジメントの通年の純収益合計は、2025年度と比べてわずかに増加する見通しである。平均運用資産の増加を反映して、マネジメント・フィーは増加すると見込まれる。運用報酬および取引手数料は、大幅に減少すると見込まれる。

2026年度の利息以外の費用は、当セグメントが厳格なコスト規律を維持する予定であるため、2025年度と比べてほぼ横ばいとなる見通しである。

2026年度末の運用資産は、正味資金流入および建設的な市場環境に牽引され、2025年度末と比べて増加すると見込まれる。

リスク・ウェイトド・アセットは、2025年度と比べて大幅に増加する見通しである。これは、最低価値コミットメントを伴うファンドや、共同投資および戦略的プロジェクトを主因とする内部的および外部的要因からの事業成長によるものである。

### コーポレートおよびその他

コーポレートおよびその他は、株主費用、特定の資金調達および流動性の影響、事業セグメントに計上される非支配持分の戻入れ（主にDWSから）、ならびに評価および期間差異により、2026年度に四半期当たり約2億ユーロの税引前損失を計上する見込みである。

[次へ](#)

## リスクおよび機会

以下の項では、ドイツ銀行が「見通し」において予想した起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。2025年において、世界の事業環境は、地政学的な不確実性の継続と金融政策に対する期待の変化によって、依然として不安定であった。地政学的リスクは、米国防権の政策発表やその他の措置、それらの措置に対する世界の反応、そして米国経済および世界経済への影響に集中している。欧州では、成長の回復が見込まれるものの、貿易関税、財政刺激策、中国との競争、世界経済の圧力に対するより広範な政策対応等の影響を含め、経済および政治の見通しは依然として不透明である。

ドイツ銀行は継続的に計画を立て、状況の変化に対応しているが、世界的なマクロ経済環境の著しい悪化、銀行セクターに対する市場の信頼感および/または顧客行動における不利な変化、競争の激化、インフレまたは予期せぬコストが、ドイツ銀行の戦略目標達成能力に影響を与える可能性がある。そのため、当行では、さらなる減損や引当金等の予想外の損失を被ったり、収益性が計画を下回ったり、または当行の資本基盤、流動性基盤やより広範な財政状態の崩壊が発生したりする場合があります。それによりドイツ銀行の経営成績および株価は重大かつ不利な影響を受ける可能性がある。

マクロ経済情勢が現在の予想水準を超えて改善すれば、収益の増加や、2028年度の財務目標および資本目標の達成可能性の向上につながる機会が生じる可能性がある。インフレ率、金利、市場のボラティリティが潜在的に高まることにより、トレーディング関連収益、純利息収益および貸出マージンが増加する可能性がある。また、ドイツ銀行は、顧客がこのような金融市場をうまく乗り切れるよう支援をすることで利益を得られる可能性がある。加えて、各管轄区域における規制環境の複雑さが軽減されれば、収益創出の機会が生まれるかもしれない。当行がデジタル変革アジェンダとAIの活用を引き続き注力することで、回復力が強化され、事業環境が現在の予測よりも急速に改善した場合に、当行が潜在的な利益を獲得できる体制を整えることができる。最後に、ドイツ銀行が3つの戦略的推進要因を通じて価値創造を加速させることに注力すれば、現在の想定よりも大規模に、またはより有利な条件下で実行された場合に、さらなる機会を生み出す可能性がある。

## リスク

### マクロ経済および市況

2025年のマクロ経済および市場環境は、不確実性の継続、政策の不一致、ボラティリティ要因の高まりによって特徴づけられ、これらが複合的に当行とそのステークホルダーのリスク環境を形成した。これには、特に米国防権が包括的な「相互」関税を発表し、中国に対してさらに厳しい制裁措置が講じられたことを受けて、当年度上半期に世界的な貿易摩擦が大幅にエスカレートしたこと、ロシアの対ウクライナ戦争をめぐる不確実性が継続していること、各国の中央銀行の金融政策の相違が大幅な為替変動を引き起こしたことが含まれる。欧州では、一部の経済大国における政治的安定や財政状況をめぐる不確実性により、ソプリング付けの引下げや債券利回りへの圧力が生じ、その圧力が経済にマイナスの影響を及ぼし、最終的には欧州の顧客の信用力にも影響を与える可能性がある。米国経済は2026年に成長が見込まれるものの、当面はインフレ率が高止まりする見通しで、労働力増加率の鈍化が米ドル為替レートの下落や変動を招く可能性があり、ひいては当行の収益や経営成績にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

2025年において、米国との貿易摩擦の激化と、特に自動車セクターにおける中国との競争激化が市場活動と市場心理に影響を与えたため、ドイツ経済は停滞し、欧州全域でも成長が鈍化した。2026年も外部からの逆風が続くと見込まれ、財政緩和によるインフレ圧力と労働市場の逼迫がインフレリスクを高め、ECBに利上げ圧力がかかる可能性がある。こうしたリスクは欧州経済にマイナスの影響を及ぼし、ドイツ銀行の貸出増加や戦略目標達成能力に不利な影響を及ぼす可能性がある。

大型テクノロジー株は、AI主導バブルの発生可能性に対する懸念を煽っている。不確実性が継続する中で投資家が安全資産を求めたため、金価格は過去最高値を更新した。一方、長期債券利回りは財政および政治情勢の変化に応じて変動した。資産価格や債券利回りのボラティリティ、急激な下落または市場調整は、当行の収益性に不利な影響を及ぼし、財務上の損失をもたらす可能性がある。

商業用不動産（CRE）は、特に米国において、借換の課題や価格の安定化が依然として不透明であることから、引き続き、信用損失引当金繰入額の増加の可能性が主要なリスクとなっている。市場指標はCRE価格の安定化を示しているものの、不動産の種類や地域（例えば、米国西海岸のオフィス・スペース）によっては重大な減損損失リスクが残っており、その結果、ドイツ銀行が予想以上の信用損失引当金を計上する可能性がある。

プライベート・クレジットおよびノンバンク金融機関（NBFI）による活動は、金利上昇、借換リスク、および低調な投資家心理といった圧力に引き続き直面している。米国で一部のサブプライムローン会社が破綻したことで、投資家がプライベート・クレジットに関連するリスクを注視し、引受基準や不正リスクに関する懸念が広がった。ドイツ銀行はNBFIに関連する重大なリスクにさらされていないが、相互に関連するポートフォリオや相手先を通じて、間接的な信用リスクに直面する可能性がある。

全体として、上記のリスクは、単独で、または地政学的リスクの潜在的な高まり（下記参照）等のその他のリスク要因と組み合わせると、ドイツ銀行のポートフォリオの質の低下、予想以上の信用損失、顧客の資金調達枠の縮小に伴う資本および流動性需要の増加につながる可能性がある。金融市場のボラティリティが高まれば、マージンコールの増加、マーケット・リス

クRWAの増加および評価性引当金の増加につながる可能性がある。投資家の投資意欲低下は、当行が資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する能力にも影響を与える可能性があり、損失につながるだけでなく、金利更改やヘッジがより困難かつ高コストになる可能性もある。厳しいマクロ環境下における資本市場のボラティリティの上昇は、取引処理、内部および外部の不正行為等、いくつかのオペレーショナル・リスクにおける固有リスクの増大にもつながりかねない。また、証券金融取引における不足額等、予測不能なカウンターパーティ事象のリスクを直接的にも間接的にも増大させる可能性がある。

貿易摩擦の再燃、財政不安、無秩序な市場調整といった複数の下振れリスクが同時に顕在化した場合、これらのリスクは、ドイツ銀行の財務成績ならびに2028年度の財務目標および資本目標を達成する能力に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### 地政学的事象

地政学的な動向は、複雑かつ変化し続けるリスク環境をもたらし続けており、ドイツ銀行の事業環境、市場パフォーマンス、2028年度の財務目標の達成に影響を与える可能性がある。

中東においては、米国主導のイランへの軍事介入とイランによる中東地域への報復攻撃により、同地域における不確実な状況が長期化する可能性がある。主要なリスクの一つは、石油および天然ガスの価格が、ホルムズ海峡を経由する供給が長期間制限される場合に長期的に高止まりする可能性である。ドイツ銀行の中東地域に対する直接的なエクスポージャーは限定的であるものの、より広範な地政学的不安定化は当行の顧客にマイナスの影響を及ぼし、ドイツ銀行の財務成績（信用損失引当金の増加を含む。）および事業運営に不利な影響を与える可能性がある。

ベネズエラで最近発生した、米国によるニコラス・マドゥロ大統領の拘束は、地政学的な緊張の高まりを象徴する重大な事象であり、地域的な不確実性、制裁、市場のボラティリティおよび国境を越えた政治リスクを高める可能性がある。さらに、グリーンランドに関する米国政権の主張等、新たな領有権の主張は大西洋を挟んだパートナーシップに不確実性をもたらし、欧州の安全保障協力の枠組みにも影響を及ぼす可能性がある。他の地域に対しても標的を絞った行動がさらに取られた場合、ソブリン・ストレスおよび/または市場の混乱等、市場全体に影響を与える可能性がある。これらのリスクは、ドイツ銀行の経営成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。

米中関係は依然として当行の主要なリスク要因である。米中間の貿易障壁や報復措置の削減を目的とした二国間合意が最近なされたにもかかわらず、米中間の緊張の高まり、継続的な国境を越えた投資制限、潜在的な関税、制裁、輸出管理、レアアース鉱物や重要技術の貿易、香港や人権をめぐる紛争は、経済のさらなる二極化と、米中それぞれが主導する異なる貿易圏の出現という懸念を引き起こしている。報復措置のリスクや世界貿易の広範な分断化のリスクが高まり、当行の国境を越えた活動や顧客基盤に不利な影響を及ぼす可能性がある。

欧州連合は国内産業を保護するための措置として、鉄鋼輸入割当量の大幅削減と輸入枠外関税の50%への引上げを提案した。これらの措置は報復的な貿易措置のリスクを高め、世界的な貿易摩擦をさらに悪化させたことから、当行の貸出ポートフォリオに不利な影響を与える可能性がある。制裁体制はより複雑かつ広範囲なものとなり、2025年後半には制裁が強化された。例えば、EUは対ロシア制裁第19弾を採択し、ロシアからの液化天然ガスの輸入の段階的禁止、銀行や仮想通貨取引所に対する規制強化、第三国企業を対象とした二次制裁の拡大等を導入した。これにより、当行のオペレーショナル・リスクとコンプライアンス・リスクが増大している。

ロシアの対ウクライナ戦争が続き、ロシアの攻撃が激化し、ウクライナに対する西側の支援が疲労と断片化の兆しを見せている。停戦への期待は依然としてつかめず、不安定な情勢が長期化するリスクは世界の投資家の信頼を損ない、市場のボラティリティを高めた。ロシアでは、迅速な法整備により外国の国有資産の売却が可能となり、外国企業の収用の可能性に対する懸念が高まるとともに、規制当局や政府による不利な措置のリスクが高まった。これにより、ドイツ銀行のロシアにおける事業運営に不利な影響が及び、財務上の損失が生じる可能性がある。

ハイブリッド戦争、サイバー戦争、オペレーショナル・リスクが重要なテーマとして浮上した。海底ケーブルが国家や非国家主体による攻撃の標的となり、取引、決済、サービス提供等のリアルタイム・サービスに脅威をもたらしている。当行のベンダーは、地域的な通信障害の際に接続問題が生じる可能性に直面し、レピュテーション・リスク、規制リスク、金融リスクが高まった。

全体として、2025年の地政学的状況は、不確実性の継続、進化するリスク、急速な激化の可能性によって特徴づけられた。貿易政策、制裁措置、地域紛争、業務上の脅威が相互に影響し合い、当行の事業運営、利用可能なリソース、そして潜在的にはビジネス・モデルに影響を及ぼすような困難な環境が作り出された。ドイツ銀行は、このような不確実性は2026年も続くことを見込んでおり、これは、当行の経営成績にマイナスの影響を及ぼし、2028年度の財務目標達成能力を低下させる可能性がある。

#### 戦略

2025年11月、ドイツ銀行は、戦略の次の段階である「スケーリング・ザ・グローバル・ハウスバンク」を発表した。当行は、2028年までの財務目標と目的を発表し、経営陣は次の段階として、グローバル・ハウスバンクの規模を拡大することで価値創造を加速させることに注力するとした。ドイツ銀行は継続的に計画を立て、状況の変化に対応しているが、世界的なマクロ経済環境の著しい悪化、銀行セクターに対する市場の信頼感および/または顧客行動における不利な変化、競争の激化、インフレまたは予期せぬコストにより、当行が2028年度末までに財務目標および目的を達成できない可能性がある。加えて、ド

ドイツ銀行では、さらなる減損や引当金等の予想外の損失を被ったり、収益性が計画を下回ったり、当行の資本基盤、流動性基盤やより広範な財政状態の崩壊が発生したりする場合があります。これによりドイツ銀行の経営成績および株価は重大かつ不利な影響を受ける可能性があります。これには、規制当局の承認、株主の承認およびドイツ会社法要件を満たすことを条件として、ドイツ銀行が希望する現金配当および自社株買戻しを実施できないリスクも含まれる。このような場合、当行グループは最低資本目標または流動性目標を確実に達成するための措置を講じる必要がある。これらの措置や対応は、ドイツ銀行の事業、経営成績、戦略計画または財務目標および資本目標の達成に不利な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての事業セグメントにおいて競争が非常に激しい市場で事業を展開している。資本を配備し、投資資金を調達する能力は、重要な成功要因である。当行は、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、それに対応している。このような状況における競合相手には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行、ドイツ市場に新規参入する国際銀行および新興のノンバンク（デジタルファーストやフィンテック等）が含まれる。主要な競合相手が合併または買収された場合、ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび将来の無機成長の機会に影響が及ぶと考えられる。

ドイツ銀行は、CET 1 比率を13.5%から14.0%の範囲内に維持し、最大分配可能額（MDA）の基準値を200ベース・ポイント以上上回るバッファを確保することで、強固な資本基盤を維持することを目標としている。当行グループの自己資本比率の推移は、特に、当行の事業部門の業績、フロントからバックまでの最適化プログラムやAI導入プログラム等の変革イニシアチブによる関連利益の実現、潜在的な訴訟および規制当局の執行措置に関連するコスト、事業セグメントのバランスシート利用の増加、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制上の専門的基準の変更（CRR3規則における資本フロアに関連する前提を含む。）を反映している。

当行グループは通常の事業過程の一環として、契約および基本合意書を締結する。これらが暫定的または条件付である場合、当行は、最終的な合意の履行または提案された合意が締結に至らず、かかる合意に伴う便益を得ることが危うくなるリスクにさらされる。

M&A、合併事業、戦略的提携、計画的なコスト削減およびその他の投資から期待される利益が実現しない場合、当行の財務成績に不利な影響が及ぶ可能性がある。同時に、いかなる統合プロセスも多大な時間とリソースを必要とし、当行がそのプロセスを首尾よく管理できない可能性もある。

上記のすべては、当行のCET 1 比率および財務目標に重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって、当行は最大分配可能額を200ベース・ポイント以上上回る13.5%から14.0%のCET 1 比率、2026年度以降の配当性向合計60%、およびCET 1 比率が持続的に14%を上回った場合の余剰資本の分配といった特定の資本目標を達成できない可能性がある。

加えて、以下のリスクは、当行の戦略目標ならびに2028年度の財務目標および資本目標の達成能力に不利な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の財務・資本計画の基本ケース・シナリオには、マクロ経済の動向、市場の手数料プール、手数料プール全体における当行の市場シェア等、多くの要因に左右される収益成長の予測が含まれている。これらの分野のいずれかで停滞または低迷が生じた場合、当行の収益成長能力に重要な影響を与える可能性がある。この基本ケース・シナリオには、将来の期間における当行のコスト管理能力に関する仮定も含まれている。

加えて、当行の基本ケース・シナリオは、現在の市場が示唆する先物金利曲線、インフレ率および予想為替レートに基づいている。これらのいずれかが当行の予想と異なったり変動したりした場合、ドイツ銀行の収益および費用に不利な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行に対するレピュテーション・リスクまたは市場からの否定的な評価は、顧客数、預金または資産流出に影響を与える可能性がある。

#### 流動性および資金調達

ドイツ銀行は、事業活動への資金調達のために継続的に流動性を必要としているが、担保付および/または無担保債券市場へのアクセス、子会社からの資金調達、事業全体への最適な流動性配分、資産売却、または予期せぬ現金や預金の流出が発生した場合、当行の流動性が損なわれる可能性がある。このような状況は、流動性の制限、相手先の債務不履行、契約不履行、金融機関に影響を及ぼすその他の不利な展開といった金融市場の混乱により発生する可能性がある。このような不利な展開には、訴訟、規制、または同様の問題から生じる資金流出（預金流出を含む。）の可能性に対する懸念から、相手先または市場がドイツ銀行の事業に対する資金提供に消極的になるといった事態が含まれる。これらの事項は、当行の事業、ビジネス・モデル、戦略における、さらには経済および市場環境の悪化に対するドイツ銀行の回復力における、実際のまたは認識されている弱点である可能性がある。このような状況が発生した場合、ストレス・シナリオの期間中における当行の利用可能な流動性に関する内部予測がマイナスの影響を受ける可能性がある。

また、こうした認識は、市場からの否定的な認識等、様々な形で影響を及ぼす可能性があり、これにより、ドイツ銀行の資本市場へのアクセスコストが上昇し、その結果、当行の資金調達曲線にマイナスの影響を与え、資金調達スプレッドが拡大する可能性がある。このような状況は、資産の借換、事業活動の支援または資本水準の維持における当行の能力を阻害する可能性がある。その結果、当行は不利な価格での資産売却や、貸出を含む事業活動の縮小を余儀なくされる可能性がある。

さらに、流動性リスクは、ドイツ銀行の高品質の流動資産（HQLA）の価値および市場性の低下から生じる可能性もあり、ストレス事象発生時の資金流出をカバーするために利用可能な資金量に影響が及ぶことになる。既に減損した資産価値に加え

て、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レボ/ホールセール資金調達市場における価値の低下だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格でなくなる可能性もある。

金融セクター全体のマイナスの動向に伴う流動性リスクは、預金保証制度の対象外となる預金の引出しや、預金が他の投資商品に移行することで、さらに深刻化する可能性がある。経済の不確実性や市場ストレス時に、顧客はデジタルバンキングを利用することで、他の市場参加者にデジタル形式で迅速に資金を移動できるため、預金流出のスピードと規模が拡大する。このリスクは欧州の即時決済規則の導入によって悪化する可能性があり、これにより、日中流動性需要の増加に加え、通常営業時間外の流出が加速する可能性がある。さらに、金利上昇は個人向け預金をめぐる銀行間の価格競争を助長し、ドイツ銀行の資金調達コストの上昇を招く。また、ドイツ銀行の主要な資金調達源の一つである個人向け預金残高にさらなる圧力をかける可能性もある。

マクロ経済情勢の不確実性は、外国為替（FX）市場のボラティリティや、当行が合意された取引条件を履行できない可能性を懸念して相手先がエクスポージャーを制限しようとする動きに起因して、ドイツ銀行の外国為替取引実行能力にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。また、中央銀行の緊急為替スワップ・ファシリティが停止された場合、為替市場におけるスプレッドの拡大、外貨資金調達コストの増加、市場における米ドルの流動性低下につながる可能性がある。さらに、当行のバランスシートにおける外貨ポジションのミスマッチの拡大は、ユーロ（ドイツ銀行の報告通貨）が他の主要通貨に対して著しく下落した場合、担保流出の増加を招く可能性があり、様々な通貨での流動性ニーズへの対応が困難になる可能性がある。

デジタル決済とブロックチェーンは新たなリスクを抱える分野とみなされており、市場流動性や資金調達の厚みとボラティリティに影響を与える可能性があり、一時的に資金調達コストに影響を与え、ひいては収益性に不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### 規制監督の改革、評価および手続

前回の金融危機で識別された脆弱性に対応するために実施および提案された規制改革、ならびに規制当局による監視および裁量権の強化により、当行では中期的に多額の費用負担が必要となり、重要な不確実性が生じ、当行グループの事業計画および当行の戦略計画を実施する能力が不利な影響を受ける可能性がある。当行に対して資本の増加の維持を求めるこれらの変更は、より全般的に厳しくなっている環境と同様に、当行のビジネス・モデル、財政状態および経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。これは、英国に関してはより一般的に起こり得る事態である。英国はEUから離脱しているため、監督・規制の枠組みの将来的な方向性についてより機動的に対応できる。ドイツ銀行は、英国では支店として事業を展開しているため、英国の枠組みの改善による一般的な恩恵を受けることはできないだろう。

監督当局は、ECBが毎年実施する定期的な監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の結果等を踏まえ、資本賦課金または規制上の調整を課す場合がある。こうした調整は、例えば、特定のポートフォリオ、商品または取引の処理に関する当行グループの管理体制における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映する可能性がある。2025年度のSREPを受けて、ドイツ銀行は、2026年1月1日以降に維持されるブルデンシャル資本要件に関する決定について、ドイツ銀行の第2の柱の要件が2.85%（2025年度に適用された当行の第2の柱の要件から5ベース・ポイントの減少）になるとの通知をECBから受けた。ECBによるSREPの決定には、2026年1月1日から適用されるレバレッジ比率に関する第2の柱の要件が10ベース・ポイントになることも、昨年に続き盛り込まれた。さらに、この決定には、EBAまたはECBが実施した規制上のストレス・テストからECBが導き出した結論も含まれる。2025年8月1日、EBAとECBは2025年のEU全体のストレス・テストの結果を公表した。ECBによる各銀行のパフォーマンス評価は、第2の柱の要件の水準を決定し通知するための定性的観点、および第2の柱のガイダンスのレベル評価の一側面である定量的観点から行われる。ECBは、過去のSREPの決定でこれらの権限を既に行使しており、実地検査の検出事項に対処するために権限の行使を継続する場合もある。極端な場合、ECBは、ガイドラインに適用される規則に違反があった場合、特定の活動や管轄区域内で事業活動を行う認可を一時停止し、罰金または資本上乘せを課すことができる。

世界中の規制当局も、マクロブルーデンス・ツールの使用を通じて、マクロ経済リスクに対処するために資本上乘せを課す場合がある。これには、当行グループ全体で、もしくは国家レベルでの地域活動にのみ、または特定の種類のエクスポージャー（住宅ローン等）にのみ適用できるCET1バッファの増加が含まれる。これらのツールの使用は、EUまたはその他の関連する管轄区域で適用されるマクロ・ブルーデンスの枠組みによって規定されており、通常、BaFinのような各国のマクロ・ブルーデンス政策当局によって決定されるが、その決定はマクロ経済リスクに関する中央銀行の分析に基づいて行われることが多い。さらに、規制当局が過去に発行したガイダンスの解釈を修正し、金融機関に新解釈の遡及適用を求める可能性もあり、その場合、当行にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

今後、マクロブルーデンス・ツールに関するいくつかの変更が、ドイツ銀行の事業に影響を与えることが予想される。欧州委員会は以前、2022年から2023年にかけてEUのマクロ・ブルーデンス体制を見直すとして発表していたが、これらの見直しは想定されたスケジュールでは行われなかった。欧州委員会は、欧州の銀行競争力に関するコンサルテーションの一環として、2026年もこれらの課題の検討を継続する予定で、いつでも立法提案がなされる可能性がある。このような改革は、当行の自己資本要件水準の引上げ（資本バッファ、証券化に関する追加資本要件、リスク・ウェイトド・アセットの増加またはノンバンク金融仲介機関（NBFII）等様々な取引相手と当行との取引に関連するその他の規制要件を含む。）をもたらす可能性がある。

2024年7月に、EUの健全性ルール（自己資本要求規則および自己資本要求指令 - CRR3およびCRD6）がEU官報に掲載されたことにより、パーゼル銀行監督委員会（BCBS）のパーゼル最終改革が実施された。これらの改革は、EUの銀行のリスク・ウェ

イテッド・アセットの計算方法を変更するものである。改革の大部分は2025年1月から適用されるが、マーケット・リスクに関する規則（トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）の実施）は欧州委員会委任法により2027年1月まで延期された。2025年11月、欧州委員会は、他の主要な管轄区域における調整や未実施状況に関する懸念を踏まえ、2027年1月以降のFRTBの適用方法に関するコンサルテーションを開始した。内部モデルRWAを最終的に標準化アプローチに基づくRWAの72.5%に制限する資本フロアは、2030年1月から全面的に適用される。最終化されたパーゼルは、当行のRWAと関連する自己資本要件を増加させることになる。また、この改革は、すべての主要な管轄区域において異なるスケジュールで実施されている。2024年初頭、欧州銀行監督機構（EBA）はブルーデンス評価に関する規制技術基準（RTS）の改正について協議を行った。この基準は、EU域内で事業を展開する金融機関が、健全性の観点から公正価値評価される資産および負債の評価に適用すべき要件を定めている。EBAは寄せられたコメントを検討しており、最終的な見解によっては、当行のCET 1要件の引上げにつながる可能性がある。

2023年4月に、欧州委員会は、銀行再建および破綻処理指令、単一破綻処理メカニズム規制および預金保証制度指令を含む、関連するすべての指令および規則の改正を伴うEUの危機管理および預金保険の枠組みの改革に関する立法案を発表した。この立法案の目的は、特に、現在はある程度各国の裁量に委ねられているEUの中小銀行の危機管理および破綻処理をさらに一致させ、規制することである。欧州委員会は、ドイツ銀行およびその顧客に影響を及ぼす可能性のあるいくつかの変更をこの立法案に盛り込んでおり、その中には、預金保証制度の対象外である預金者を含むすべての預金者の請求権について、破産階層を変更することが含まれている。また、当該立法案は、当局が各国の預金保証制度の資金を銀行の破綻処理に充てる可能性を拡大し、単一破綻処理基金へのアクセスも可能にすることを規定している。欧州委員会のこの立法案は、27のEU加盟国および欧州議会の関与のもと、通常のEU共同立法プロセスを経ている。共同立法者らは合意に達し、改訂版の指令と規則の正式な最終決定とEU官報への掲載は2026年になる予定である。

2023年5月24日に欧州委員会が提案した「リテール投資戦略」は、個人投資家の参加および消費者からの信頼の強化を目的とする一連の措置と現行の法的枠組みの改正が含まれる。現在も立法プロセスが続いているが、欧州議会および欧州連合理事会はそれぞれの立場を最終決定している。2025年末に欧州議会と欧州理事会の間で政治的合意が成立し、2026年中に細部を詰めることになっている。

改訂版の金融商品市場指令および金融商品市場規則（MiFID II / R）は2024年3月に発効した。欧州証券市場監督機構（ESMA）と欧州委員会によるポスト・トレードの透明性要件と統合テープに関するさらなる技術的作業は、2024年に開始し、2026年中も継続される。

2023年6月に、欧州委員会は2つの立法パッケージを発表した。一つはデジタルユーロの導入に関連するもので、もう一つは金融データへのアクセスと決済に関するものである。欧州議会およびEU加盟国は現在、この2つのパッケージについて協議を行う予定であり、両文書とも協議中である。

2025年において、EUにおけるESGとサステナブル・ファイナンスに関する規制環境は、簡素化と報告負担の軽減に焦点が当てられた。ESGオムニバス・イニシアチブが採択されたことにより、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）とコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）を適用しなければならない企業が減る見込みである。同時に、タクソノミ開示に関する委任法が改正され、報告要件が軽減された一方、欧州サステナビリティ報告基準は、さらなる簡素化を目指して現在も改訂作業が続けられている。サステナブル・ファイナンス開示規則の見直しは、欧州委員会の提案によって開始され、2026年中の採択が見込まれている。森林破壊規制の適用は2026年12月30日まで、小規模企業については2027年半ばまでさらに延期された。

英国では、企業向けの移行計画要件がさらに進展した。グリーンウォッシュ防止規則や投資ラベルを含むFCAのサステナビリティ開示制度が、さらに推進された。国内のサステナビリティ報告基準は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のグローバルの基準に準拠するよう調整が進められており、2026年から任意適用が可能となる。英国のグリーン・タクソノミ策定計画は中止された。

気候および環境リスク管理に関する監督当局による銀行への期待は、EU、英国、APACで高まり続けており、ECBも自然関連リスクを重視している。

また、監督当局は、カウンターシクリカル資本バッファやシステミック・リスク・バッファを含むマクロ・ブルーデンス資本バッファの引上げ等、他の資本上乗せを課す場合がある。

要約すると、規制環境と立法環境はいずれも引き続き流動的で、ドイツ銀行の収益およびコスト（継続的および将来的なコンプライアンスを確保するためのコスト等）に影響を与える可能性がある。さらに、欧州以外の特定の地域における規制条件の緩和の見通しは、当行に競争上の不利益を与える可能性がある。

#### 内部統制環境

ドイツ銀行の事業は、多様な市場において多岐にわたる複雑かつ大量の取引を処理および監視するための効果的な統制を必要としており、これは当行の方針、統制テスト手順、ITシステム、従業員の能力の充実度に依存している。これらのシステムが、包括的なリスク管理および規制当局への報告に不可欠なすべてのリスクを特定、監視、集約、測定、軽減および報告しない場合、ドイツ銀行の経営成績および規制上の立場にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

当行の統制環境とそれを支えるインフラの一部は、改善がなされてきたものの、依然として目標とする状態には達しておらず、一部の領域では旧式のテクノロジー、データの断片化、手動プロセスが残っている。このような状況は、内部報告や規制当局への報告の適時性や質を阻害し、事業部門および法人全体にわたる一貫したリスク集約を妨げる可能性がある。当行は、アーキテクチャの簡素化、データガバナンスの強化、統制の自動化に向けた複数年にわたる取り組みを進めているが、構造の複雑さ、エンドユーザー・ツールへの依存、一貫性のないシステムの統合が引き続き運用上のリスクとなっている。これらのリスクが顕在化した場合、中核プロセスの中断、戦略的変革プログラムの実施の遅延、外部の事業環境における課題に対する業務上の回復力の低下につながり、その結果、顧客リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクの観点からドイツ銀行にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

情報技術やセキュリティ、金融犯罪、データガバナンス等、管理分野全体にわたる専門知識の維持は依然として課題であり、サードパーティ・プロバイダーやクラウド・サービス・プロバイダーへの依存度が高まることで、監督と回復力に関する新たな側面を考慮する必要がある。重要なポジションに人材を確保できない、またはサードパーティ・リスクを効果的に管理できない場合、当行が健全な管理体制を維持したり、規制当局の指摘事項に対処したりする能力が損なわれる可能性がある。

BaFin、ECB、英国健全性監督機構、連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局と、ドイツ銀行の取締役会およびグループ監査部門は、内部統制およびインフラを引き続き注意深くレビューしている。これらの評価により、金融犯罪、情報セキュリティ、IT回復力、取引処理、データ管理等の分野で必要な改善点が判明した。是正措置が進行中であるものの、これらのプログラムの規模と相互依存性から、改善が完了し、検証され、長期にわたって効果的に運用されるまで、実行リスクは依然として高いままである。

これらのリスクに対処するため、当行はクラウドの導入、リスクおよび統制のテストを強化するための高度な分析等、テクノロジーの近代化と回復力強化に投資しているが、これらの施策が確実に組み込まれ、リスクを確実に軽減できるとは限らない。これらの機能は監視体制の強化に役立つ可能性がある一方で、データ品質、AIガバナンス、サイバー攻撃に対する回復力といった新たなリスクをもたらす、これらには強力な統制と保証が必要となる。

#### テクノロジー、データおよびイノベーション

デジタル化とAI等の分野における技術革新のスピードにより、銀行業界以外からの参入企業、グローバル・テクノロジー企業、フィンテック企業等の新たな競合他社に市場参入の機会が与えられる可能性がある。加えて、銀行業界の競合他社は、当行の中核市場に参入するために、主にデジタル・サービスを提供するビジネス・モデルを開発する可能性がある。そのため、当行の事業には、デジタル商品、AI、プロセスリソースへの投資の必要性が高まると見込んでいる。上記の投資が行われない場合、またはドイツ銀行がこれらの新規参入企業に対抗できない場合、ドイツ銀行は市場シェアを失うリスクがあり、これにより、ドイツ銀行の財務成績に重大かつ不利な影響が及ぶ可能性がある。

Google Cloudとの戦略的パートナーシップを通じて、ドイツ銀行はITの柔軟性と回復力を向上させることを目的として、アプリケーション環境の一部をパブリック・クラウドに移行している。パブリック・クラウド・サービスの導入は、依然として規制当局が大きな関心を寄せている分野であり、当行は、顧客情報および銀行情報を保護するために、データのプライバシーとセキュリティに関する基準を確保し、適用する必要がある。これを達成できない場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、規制当局による罰金、訴訟および賠償義務が生じる可能性がある。

AIは当行にとって変革をもたらすテクノロジーとなる可能性を秘めている一方で、ハルシネーションやバイアスといった新たな課題も生み出しており、それによって正確性や説明可能性、データのプライバシーおよびデータ主権の検証が求められる。エージェント型AIソリューションの出現により、プロセス内での自律的な意思決定ができるようになる可能性があり、それによってエラーが見落とされる可能性が高まる。ドイツ銀行は、AIリスクを管理の枠組みに組み込み、銀行全体のモニタリング、リスク評価および戦略目標との整合性を確保するAI監視フォーラムによって支えられている。当行はまた、責任あるイノベーションを推進するために、AIおよびデータ倫理原則も策定している。さらに、他のシステムとの相互チェックや信頼できるベンチマークとの比較を行ったり、システム設計、モデル調整、意思決定には最終的に人間を関与させたりすることにより、AIのアウトプットを厳格に評価している。しかし、当行がリスクおよび管理の枠組みを有していても、これらのテクノロジーが進化するにつれて、当行に新たなリスクが発生する可能性がある。例えば、自律型AIエージェントは、定義された目標を歪めたり上書きしたりする可能性があり、また、コンプライアンス義務、公正基準や重要な品質管理よりもスピードやパフォーマンス指標を優先する等、規制、倫理または運用上の安全対策を損なうような方法で最適化を行う可能性がある。ドイツ銀行がこうした新たに発生しつつあるリスクに対処しない場合、コンプライアンス上の問題、運用上の非効率、潜在的な損失に加え、責任をもってAIを利用するドイツ銀行の能力に対する市場の信頼を損ねるレピュテーション・リスクにも直面する可能性がある。

ドイツ銀行は、その業務と、顧客、取引相手および従業員のデータを含む情報資産の機密性、完全性および可用性を保護するために、セキュリティ上の脅威を継続的に評価および監視している。これには、当行のサプライ・チェーン（サードパーティおよびフォースパーティ・ベンダーを含む。）におけるインシデントの特定と対応が含まれる。また、ドイツ銀行のインフラ、電力供給、市場および取引所のインフラ等の外部依存関係も含まれる。これらのセーフガード措置のいずれかが講じられなくなった場合、当行の業務に混乱が生じ、評判の低下および財務上の損失につながる可能性がある。

ドイツ銀行は、国家主体による活動や、人工知能や量子コンピューティングの技術的進歩によってもたらされるような進化するリスク等、セキュリティの脆弱性を悪用する可能性のある脅威を積極的に追跡している。また、ランサムウェア、サービス拒否攻撃といった一般的な攻撃シナリオも引き続き注視している。世界中のセキュリティ脅威の状況に対応するため、軽減戦略および管理が継続的に採用されている。ドイツ銀行はそのようなサイバー事象に備えた保険に加入しているが、その補償が、サイバー事象から生じるすべての損失や責任を十分にカバーするという保証はない。詳細については、本報告書の「リスク・レポート」の「情報セキュリティ」の項を参照のこと。

データ管理リスクは、データの収集、保存、処理、管理および使用方法のプロセスに弱点がある場合に発生する可能性がある。これは、当行やそのステークホルダーにとって、財務上、評判上、または規制上の結果にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。当行が情報に基づいた意思決定を行い、サービスをパーソナライズし、イノベーションを推進し、AIを大規模に展開するためには、組織全体で信頼でき、アクセスしやすく、適切に管理されたデータが不可欠である。当行は、組織全体のデータ管理機能を確立し、現在は堅牢なデータ管理フレームワークの実装に注力している。このフレームワークは、規制遵守の維持を支援し、データが正確、完全かつ最新の状態に保たれ、グループ全体の方針に準拠していること確保する。その他のデータ管理リスクには、データ品質、システム統合、規制不遵守における潜在的な不備が含まれ、これらはフレームワークへの移行が完全に完了するまで続く可能性がある。規制当局は、当行の移行の進捗状況を積極的に監視している。

ドイツ銀行は、絶えず変化する高度に規制された環境下で事業を展開しており、そのテクノロジー環境をこうした規制の変更に適応させ、常に遵守する必要がある。デジタル・オペレーション・レジリエンス法（DORA）等の最近の規制の変更により、特定の業務において追加的な取組みや優先順位の見直しが必要になる可能性がある。こうした対応を怠ると、新たな規制を遵守できないリスクが生じ、罰金、訴訟、その他の執行措置、評判の低下につながる可能性がある。

当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術革新は、専門的な取組みを通じて実行されている。これらの取組みは、ITおよび事業コストの削減、管理の改善、そして新たな顧客機能の提供または顧客成長を目指すことによる収益の増加を目標としている。一方で、これらのプログラムの実行には、人材および財務上の制約、他のプログラムや主要な成果物への依存、導入スケジュールの延長、管理体制への不利な影響を伴う変更活動、更新されたアプリケーションまたはその基礎となる技術の機能性の課題等が生じるリスクがある。このような大規模な技術変革を適切かつ適時に実施できなかった場合、ドイツ銀行の事業および経営成績に重大かつ不利な影響が及ぶ可能性がある。

#### 法規制執行手続および税務調査

ドイツ銀行は、複数の法規制執行手続および調査ならびに税務調査の対象となっている。かかる手続の結果を予測することは困難であり、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が、費用およびドイツ銀行の事業もしくは業務に必要な変更に関して当行の予想よりも不利な結果で終結した場合、または当行の事業および業績予測に対する否定的な認識ならびに関連ビジネスへの影響が増加する場合、ドイツ銀行は戦略的目標を達成することができないか、当該目標の変更を余儀なくされる可能性がある。

より一般的には、当行は、高度に規制が強化された訴訟環境で事業を行っており、法的小および規制上の制裁や評判の低下だけでなく、重要かつ金額の見積りが困難である負債やその他の費用が発生する可能性がある。当行は、より速いペース、かつ、より質の高い方法で管理を改善することを当行に期待している監督当局と定期的な対話を継続している。ドイツ銀行は、この指摘を理解しており、これらの期待に応えることにコミットしている。

米国およびその他の地域における最近の地政学的展開により、（ ）変化する法律や規則を遵守するための複雑さとコスト、（ ）複数の規制体制が様々な管轄区域でより顕著な違いを生じることによって法律に抵触する可能性、（ ）複数の当事者によるESGイニシアチブの文脈における従来の独占禁止法の適用等、既存の法律の新たな適用が行われることにより法的リスクが増大する可能性がある。当行に対する法的手続のいずれかが解決された場合、または調査の結果、当行が適用される法律を遵守していなかったと判断される場合、当行は、重大な損害、罰金、業務の制限、是正措置、刑事訴追、またはその他ドイツ銀行の財政状態に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があるほか、広範なメディアの注目による当行の評判および事業の潜在的損失に対するリスクにさらされる可能性がある。刑事訴訟手続における当行もしくはその関係会社の有罪判決、または当行もしくはその関係会社が対象となる規制上の命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の特定の事業に不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### リスク管理の方針、手続および手法

ドイツ銀行は、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクおよびモデル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきた。しかしながら、すべての経済・市場環境において、または当行が識別もしくは予測できないリスクを含むあらゆる種類のリスクに対して、これらのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。ドイツ銀行が規制目的上のリスク・ウェイトド・アセットの算定にモデルを用いている場合、潜在的な欠陥により、規制当局がインプットのパラメータの再調整やモデルの全面的な見直しを課す場合がある。

当行のリスク管理のための定量的ツールおよび指標の一部は、過去の市場動向の観察に基づいている。これらの観察結果に統計的手法や他のツールを適用し、リスク・エクスポージャーを定量化している。金融危機においては、金融市場は極端なボラティリティ（価格の方向性の急激な変化）や資産クラス間で過去に観察された相関関係（価格が連動して変動する程度）の

崩壊を経験する可能性があり、流動性が極めて限られている状況ではさらに悪化する。このような不安定な市場環境においては、当行のリスク管理ツールおよび指標は重要なリスク・エクスポージャーを予測できない恐れがある。また、ドイツ銀行の定量的モデリングはすべてのリスクを考慮しておらず、全体的な環境に関して多くの仮定に基づいているが、これらの仮定は実際の事象によって裏付けられるとは限らない。その結果として、当行が財務モデルにおいて予測していない、もしくは正しく評価していなかった要因からリスク・エクスポージャーが既に発生している、または今後発生する可能性がある。特にその影響の多くが現在予測不可能である地政学的動向を考慮すると、当行のリスク管理能力は制限されることが考えられる。したがって、当行の損失は過去の指標よりも著しく拡大しているか、将来的に拡大する可能性があり、これにより当行の経営成績、財政状態または資本状況に重大かつ不利な影響が及ぶ可能性がある。

さらに、定量的手法で考慮されていないリスクを管理するために当行が採用している定性的アプローチも不十分であることが判明すれば、予期せぬ重大な損失にさらされる。さらに、既存もしくは潜在的顧客、または取引相手が当行のリスク管理が不十分であると判断した場合、取引先を他行に変更することや、ドイツ銀行との取引を制限することが推測される。これは当行の評判を損なうだけでなく、収益や利益にも不利な影響を及ぼし得る。

#### オペレーショナル・リスク

ドイツ銀行は、取引の実行、確認、決済における過失または故意のエラー、または取引が適切に記録、評価、会計処理されないことに起因するオペレーショナル・リスクに直面している。このリスクの一例として、相手先との確認が必ずしも適時に行われるとは限らないデリバティブ契約が挙げられる。取引が確認されない限り当行の信用リスクやオペレーショナル・リスクは増大し、債務不履行が発生した場合、契約の履行が困難になる可能性がある。

また、ドイツ銀行の事業は、多数の通貨による多種多様な市場において、毎日膨大な数の取引を手動で、またはシステムを通じて処理する能力に大きく依存している。これらの取引の中には、ますます複雑化しているものもある。加えて、経営陣は、手動処理コンポーネントを含む財務、会計、その他のデータ処理システムに大きく依存している。これらのプロセスやシステムのいずれかが正常に機能しない場合、停止した場合、故意または過失による人為的ミスが発生した場合、当行に財務上の損失、事業の中断、顧客に対する賠償責任、規制当局の介入または評判の低下といった損害が生じる可能性がある。

当行は、従業員が適用される法律、規制および一般に認められたビジネス基準に従って業務を遂行することにも依存している。当行の従業員がこのように業務を遂行しない場合、当行は重大な損失を被る可能性がある。さらに、従業員の不正行為が詐欺的な意図を反映したものである場合、当行は評判の低下にも直面する可能性がある。当行はこれらのリスクをコンダクト・リスクに分類している。コンダクト・リスクとは、クライアント、顧客または市場の健全性に損害を与える可能性のある従業員および代理人（第三者を含む。）による行為に関連するリスクを表す用語であり、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、無許可の取引、ならびに適用される規制、法律および社内方針の不遵守等が含まれる。特に米国の規制当局はコンダクト・リスクを一層注視しており、このような規制当局の監視強化と期待の高まりは、調査やその他の照会、是正措置の要求、規制措置やその他の執行手続の増加、民事訴訟、コンプライアンス・リスクやその他のリスクの増大およびコストの増加につながる可能性がある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理局およびその他の当局（米国財務省外国資産管理局（OFAC）、英国財務省金融制裁実施局（OFSI）等）が定める、金融および貿易制裁ならびに禁輸措置に関する法律やその他の要件を監視、評価、遵守する義務を負っている。制裁措置は急速に変化することがあり、地政学的状況の変化により、米国またはその他の管轄区域が予告なく新たな直接的または間接的な二次的制裁措置や同様の制限措置を課す可能性もある。当行がこれらの制裁措置に期限内に全面的に従わない場合、法的制裁やその他の不利益な措置の対象となる可能性があり、また、当行の評判が損なわれる可能性がある。

当行は特に、ITシステムおよびITインフラの不安定性、誤作動、停止、ならびにITシステムおよびインフラへの侵害（サイバー攻撃を含む。）に起因する損失事象のリスクに直面している。このような損失は、当行の業務プロセスの遂行能力に重大な影響を及ぼす可能性があり、例えば、システム停止、システムおよびITアプリケーションのサービス品質の低下、またはITシステムへのアクセス不能の結果として、プロセスの誤実行や遅延が発生する可能性がある。例えば、取引処理の遅延は、エラー発生後の期間に市況が悪化した場合、業務上の損失となる可能性がある。また、IT関連のエラーは、機密情報の不適切な取扱い、当行のコンピュータシステムへの損害、財務上の損失、システム修復のための追加費用、評判の低下、顧客の不満、または規制上および訴訟のリスク（GDPR等のデータ保護法に基づくものを含む。）につながる可能性がある。さらに、データ管理や、不十分なデータ管理基準およびデータ品質から生じるリスク、ならびに主要な管理策、意思決定および報告プロセスへの潜在的影響に対する注目と期待が高まっている。

世界の産業界では引き続き、自宅や主要なオフィス以外の場所での業務が行われており、従来の傾向と比べるとビジネス慣行が変化している。当行の技術インフラへの負荷増大とサイバー攻撃のリスクは、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの損失や破壊、サービスの利用不能、さらには行動規範違反の可能性を高めることにつながる恐れがある。

事業継続リスクとは、通常の事業活動の中断によって損失が発生するリスクのことである。当行は多くの地域で事業を展開しており、当行がコントロールできない事象の発生に頻繁にさらされている。当行は緊急時対応計画を策定しているが、例えば当行のサードパーティ・ベンダーまたは当行が事業を展開する地域や公共インフラに影響を及ぼす事象等により、当行の事業を支えるインフラが途絶した場合、これらの地域での事業遂行能力に不利な影響が及ぶ可能性がある。このような混乱を引き起こす事象は数多くあり、戦争行為やその他の軍事行動、破壊行為、テロ活動、爆破予告、ストライキ、暴動、当行職員へ

の暴行といった意図的な行為、ハリケーン、暴風雪、洪水、感染症の大流行（COVID-19パンデミック等）、地震といった自然災害、また、事故、火災、爆発、公共サービスの停止、政情不安といった不測の事態が挙げられる。このような混乱はいずれも、当行の事業および財務状況に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。

グローバル銀行であるドイツ銀行は、しばしば報道の対象となる。ドイツ銀行は公式チームを通じてメディア対応を行っている。しかし、メディア関係者がこれらのチャンネル以外でドイツ銀行の従業員に接触することもあり、その結果、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部の報道機関で報道され、機密情報が公表される可能性がある。メディアへの情報漏洩は、特に不正確な記述、噂、憶測または非公式な意見が含まれる場合、ドイツ銀行にとって深刻な結果をもたらす可能性がある。その結果、顧客との信頼関係や取引関係が失われる等、財務的な影響が生じる可能性があり、投資家の信頼を損なうことによって、当行の株価や資本性金融商品にも影響を与える可能性がある。こうしたリスクから自行を守る当行の能力には限界がある。

#### コンプライアンスおよび金融犯罪防止

2018年9月、BaFinはドイツ銀行に対し、適切な内部セーフガード措置を講じ、マネーロンダリングやテロ資金供与を防止するための一般的なデューデリジェンス義務を遵守するように命じた。2019年2月には、当行グループ全体のコルレス銀行業務におけるリスク管理プロセスを見直し、必要に応じて調整するよう命令を延長した。2021年4月、BaFinはさらに命令を拡大し、コルレス取引関係を含む追加の内部セーフガード措置の採用とデューデリジェンス義務の持続的な遵守を命じた。2021年4月の命令はその後、当行の取引監視システムの強化が含まれるよう拡張された。2023年、BaFinはドイツ銀行に対し、取引監視のためのデータ処理システムに具体的な改善策を講じるよう追加命令を出し、履行されない場合には罰則を科す可能性があるとして警告した。命令された措置の実施状況を監視するため、BaFinは2018年に特別代表を任命した。命令の延長に伴い、継続的な監視と進捗状況を評価するために任期は延長されたが、2024年10月30日をもって満了した。当行は引き続き、BaFinと全面的に協力し、期限内にこれらの措置を実施するために必要なリソースを配分することにコミットしている。

2023年7月、ドイツ銀行、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店、DB USA Corporation、Deutsche Bank Trust Company AmericasおよびDWS USA Corporationは、制裁および禁輸措置、マネーロンダリング対策（AML）コンプライアンスに関連する過去の命令および和解の遵守、ならびにリスク管理問題に関連する是正合意および義務について、同意命令および書面合意を連邦準備制度理事会と締結した。2023年の同意命令は、2015年と2017年に当行が連邦準備制度理事会と締結した過去の同意命令で求められた、和解後の制裁および禁輸措置、ならびにAML管理強化の取組みについて、実施が不十分かつ遅延していると指摘している。2023年の同意命令はさらに、同命令に記載された安全でない不健全な慣行または違反を是正することに重大な不履行があった場合、連邦準備制度理事会はドイツ銀行に対して、追加的な罰金や追加的な積極的な是正措置を含む、より厳格な正式な措置を講じる可能性があるとして規定している。当行が連邦準備制度理事会の要求する制裁および禁輸措置、ならびにAML管理強化措置を期限内に完了できない場合、その損害は甚大となり、当行の経営成績、財務状況および評判に重大な影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行が、連邦準備制度理事会が求める十分な水準までインフラおよび統制環境を改善できない場合、当行の経営成績、財務状況および評判に重大かつ不利な影響が及ぶ可能性がある。規制当局は、当行に制裁金を課したり、特定の種類の金融商品や事業、相手先もしくは地域との関係の縮小または解消を要求したりする可能性がある。また、当行は今後、他の管轄区域を含め、当行の事業および収益性に重大な影響を及ぼす可能性のある追加的な法的措置、調査または規制上の措置に直面する可能性がある。この結果生じる要求事項の程度によっては、当行の評判や現在のビジネス・モデルの下で収益性を維持する能力が大幅に損われる可能性がある。

ドイツ銀行は、過去数年にわたり、米国やドイツを含む様々な国において、規制当局および法執行機関との間で金融犯罪対策に関する手続に関与しており、これには、金融犯罪対策全般に関する手続と、特定の顧客、相手先またはインシデントに関連する手続の両方が含まれる。これらの調査対象には、顧客のオンボーディングおよびKYCプロセス、取引監視システムおよび手続、疑わしい取引に係る報告書を提出するか否かの決定に関するプロセス、エスカレーション手続、ならびにその他の関連するプロセスおよび手続が含まれる。法令違反が認められた場合、それに対する法的・規制的制裁が当行の経営成績、財務状況、評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。

フランクフルト検察は現在、金融犯罪対策に関連した疑惑、特に疑わしい取引に係る報告書の提出遅延に関する捜査を行っている。これらの捜査に関連して、フランクフルト検察によるドイツ銀行のオフィスの捜索が行われた。

#### 業務の回復力

当行がテクノロジー環境の近代化を進め、クラウドベースおよびデータ集約型プラットフォームへの依存度を高める中、上級経営陣にとって運用上の回復力は依然として優先事項である。少数のグローバルなクラウド・プロバイダーやデータセンター・プロバイダー（その多くが米国に集中している。）への依存度が高まるにつれ、最近の市場全体にわたるサービス停止に見られるように、集中リスクとシステミック・リスクが増大している。このようなプロバイダーの規模、専門性、統合性を考慮すると、当行は、多大なコスト、混乱または遅延なしに、プロバイダーを容易に代替したり、当行の是正権利を行使したり、重要なワークロードを移行したりできない可能性がある。地政学的、規制的または政策的な動向は、サービスの継続性やデータ・アクセスにさらに影響を及ぼす可能性がある。

これらのプラットフォームは拡張性と効率性に大きなメリットをもたらすが、プロバイダーのサービス停止、データセンターのインシデント、インフラの制約、または地政学的な事象によって生じる混乱が、当行が重要なサービスを提供する能力に影響を与える可能性がある。分析やAIワークロードを含む計算能力に対する需要の高まりは、基盤となる電力やネットワーク・インフラに対する圧力も高めている。

技術進歩の加速によりサイバー・リスクは増大しており、攻撃者はますます巧妙で頻繁な攻撃を仕掛けるようになっている。地政学的な緊張がサイバー活動の増加に拍車をかけており、AIの能力と規模の拡大に伴い、この傾向はさらに強まると予想される。サイバー作戦、偽情報、重要なデジタル・インフラへの標的型妨害を組み合わせた国家主体および非国家主体によるハイブリッド戦争は、オペレーショナル・リスクおよびシステムック・リスクをさらに高めている。こうした戦術の融合は、物理的世界での紛争とデジタル世界での紛争の境界を曖昧にし、当行のテクノロジー環境を損ない、サービスの継続性を脅かす可能性のある、複数の経路による混乱の発生確率を高めている。

#### サードパーティ・ベンダーの管理

金融機関は、様々なサービスを第三者およびグループ内のサービス・プロバイダーに依存しており、その一部は重要な業務を支えている。こうした依存関係は、金融サービス・セクターのデジタル化の拡大傾向の一環として近年増大しており、柔軟性、革新性、業務回復力の向上等、複数のメリットをもたらす可能性がある。しかし、適切に管理されない場合、サービス・プロバイダーの中断が、金融機関が提供する重要なサービスにリスクをもたらす、場合によっては金融の安定性がリスクにさらされる可能性がある。

第三者リスクを管理するための規制の枠組みは進化し続けており、規制当局が様々な目的に対処しようとするにつれて、ますます複雑になっている。( )金融機関が第三者リスクを特定および管理する方法、( )重要な第三者および下請け業者が提供するサービスの集中によって引き起こされるシステムック・リスクに対処する方法の2つの主な分野が注目されている。

ドイツ銀行は、第三者リスクの管理において、明確な方針および手続をはじめ、事業が第三者と契約する際に使用する一元化されたリスク手続に至るまで確立されたアプローチを用いている。増大する規制当局からの要求に対応するため、ドイツ銀行は管理体制を継続的に強化している。2025年に、当行は第三者の管理環境をさらに可視化するための保証フレームワークを導入し、デジタル・オペレーション・レジリエンス法(DORA)等の規制への対応を継続するとともに、効率性とリスクの両方に関する洞察力を向上させることを目的として、AIの活用をリスク評価プロセスに組み込んだ。

当行は、第三者のサービス・プロバイダーを利用するにあたって、不可欠の機能または重要な機能のアウトソーシングを監督する能力を含め、すべての規制上の義務を遵守することについて引き続き全面的な責任および説明責任を負う。第三者が、当行と合意したとおり、および/または規制要件に沿ってサービスを提供できない場合、当行は重大な損失や風評被害のリスクに直面する可能性がある。

ドイツ銀行に対するサイバーセキュリティの脅威と同様に、第三者ベンダーに対するサイバー攻撃が成功した場合、顧客情報および機密情報の漏洩や悪用、情報技術システムへの損害やアクセス不能、財務上の損失、追加コスト、個人情報漏洩の通知義務、風評被害、顧客の不満、潜在的な規制上の罰則や訴訟へのエクスポージャー等、当行に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

#### デジタル資産

デジタル資産が進化を続け、決済や財務プロセス、その他の金融サービスに適用される可能性があることは、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよび財務リスクを伴う。例えば、銀行とノンバンクの双方が発行するステーブルコインのような、規制されているトークン化された通貨の利用の増加や、リテールとホールセールの用途における中央銀行デジタル通貨(CBDC)の導入等、当行はグローバルな決済環境の変化から生じるリスクにさらされている。これらの金融商品の成長と普及はさらに、取引、決済、保管および清算といったドイツ銀行が従来提供してきた商品の一部を置き換える可能性があり、その結果、ドイツ銀行のビジネス・モデルと預金基盤に影響を及ぼし、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクおよび流動性リスクを増大させる可能性がある。また、新たな競合他社が、当行が提供していないトークン化された資産商品やサービスを導入する可能性があり、その結果、収益や顧客を失う可能性がある。

#### 年金債務

ドイツ銀行は、従業員のために多数の退職後給付制度(確定給付制度を含む。)のスポンサーとなっている。ドイツ銀行の従業員福利厚生制度の詳細については、連結財務諸表の注記33「従業員給付」を参照のこと。

当行は、資金調達、資産配分、数理計算上の仮定を含むガバナンスおよびリスク管理に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでのリスク管理とは、市場動向(金利、信用スプレッド、物価上昇等)、資産投資、規制または法令上の要件、ならびに人口動態の変化(長寿化等)のモニタリングに関連する当行のリスクの管理と統制を意味する。年金制度への積立が行われている限り、保有資産は負債リスクの一部を軽減する一方で、投資リスクをもたらす。当行が主要な年金制度を有する国において、退職給付制度に関する最大のリスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価上昇、長寿リスク、流動性リスクの潜在的な変動に関連しているが、これらは採用されている投資戦略を通じて部分的に軽減されている。当

行は全体として、退職給付の資金調達、規制資本、および現地の資金調達や会計要件による制約に伴うトレードオフのバランスを取りながら、市場変動による年金の財政状態への影響を最小限に抑えるよう取り組んでいる。

当行が年金制度およびその債務に資金拠出を行う投資目的は、確定給付型年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行を保護するためである。年金負債の金利、信用スプレッド、インフレに対するマーケット・リスク要因エクスポージャーに制度資産を厳密に配分するよう努めており、これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルと通貨を概ね反映している。

当行の年金負債を決定付ける要因が当行にとって不利な方向に変動した場合、または主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または当行の年金負債の資金拠出がその負債を十分にヘッジできない場合、当行は年金制度に対して追加拠出を要求されるか、または年金制度に関する数値計算上または会計上の損失にさらされる可能性がある。

ドイツにおいて、当行グループは他の金融機関と共に、複数事業主型確定給付制度であるBVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. (BVV) に加入している。当行グループは、業界慣行に従い、BVVが年金資産を受給者および加盟会社に完全に配分していないことから、当行グループの現従業員および元従業員に関する年金資産および年金負債を特定するための情報が不十分であるため、BVVを確定拠出型年金として会計処理している。この複数事業主型確定給付制度に関連する残余リスクが顕在化した場合、または給付債務の基礎となる仮定が非現実的であると判明した場合、当行グループは重大な金融リスクに直面する可能性がある。

#### のれんおよびその他の無形資産

のれんは、子会社および関連会社の取得に伴い発生し、取得原価および被取得企業の非支配持分の合計が、取得日現在における取得した識別可能純資産の公正価値を上回る部分を表す。子会社の取得に伴うのれんは資産計上され、年1回、または減損の発生兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損の見直しが行われる。無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性および経営成績に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

#### 繰延税金資産

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識する。当行の繰延税金資産の全部もしくは一部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額する必要がある。当行は四半期ごとに、繰延税金資産に関連する見積りを再評価するが、この見積りは随時変化することがあり、また、経営陣による重要な判断を必要とする。さらに、繰延税金資産は、貸借対照表日現在で施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、当該税金資産が実現される期間に適用が見込まれる税率に基づいて測定される。見積りまたは税率の変更による繰延税金資産の減額は、当行の収益性、資本および財政状況に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

#### 環境・社会・ガバナンス

世界的な温暖化の影響、自然環境の悪化、また、地球温暖化を産業革命以前の水準から摂氏1.5度を超えない水準に抑えるために必要な政策、技術および行動変化により、金融および非金融リスクの新たな原因が生じている。これらには、異常気象から生じる物理的リスクや、炭素集約型産業がコストの上昇や潜在的な需要の減少および金融アクセスの制限に直面する移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびに自然リスクが現在予想されているよりも急速に顕在化した場合、信用損失や市場損失の拡大、ベンダーや当行自身の業務への影響による業務の混乱につながる可能性がある。

異常気象の頻度と深刻度は増しており、今後発生する異常気象は、信用損失引当金繰入額の増加、物的損害、保険料の上昇およびオペレーショナル・レジリエンス・リスクの増大につながる可能性がある。異常気象はまた、ドイツ銀行の収益創出能力とコストに影響を及ぼす可能性があり、非金融資産の減損につながる可能性がある。

気候やESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関（非政府組織を含む。）からの金融機関に対する精査が強化されている。温室効果ガス排出量削減に向けた協力的な取組みに対して米国主導の異議申立てが行われ、違法行為や独占禁止法違反の告発につながり、特定の顧客へのアクセス制限や訴訟に発展する可能性がある等、ますます複雑で多様な政策環境に、銀行は対応しなければならない。ネットゼロ・バンキング・アライアンスは、こうした懸念を受けた米国やカナダの同業他社に続いて、欧州の同業他社の離脱も目の当たりにしてきた。一方で、多くの組織や個人は、銀行に対し、低炭素経済への移行を支援し、生物多様性や生息地の損失等の自然関連リスクを抑制し、人権を保護することを期待している。ESGに関する規制および/または開示基準が管轄区域間で大きく異なる（そして場合によっては相反する）場合、法令遵守に係るコストが増加したり、要件を満たせないリスクが生じたりする可能性がある。注目すべきは、移行とその他の環境リスクと社会リスクの相互関連性であり、移行を支援することで、採掘によって得られる移行鉱物への需要が増加する可能性がある。

IEAの2025年世界エネルギー見通し（WE0）によると、NZE2050の道筋では、摂氏1.5度目標を超える状態が長期化し、温暖化は2050年頃に摂氏1.65度付近でのピークに達し、その後二酸化炭素の除去によって2100年までにようやく摂氏1.5度に戻ると予測されている。これは、世界経済の移行ペースが遅くなっていることを反映しており、短期的には移行リスクは低下するものの、長期的には無秩序な移行のリスクが高まる。さらに、この予測により、より控えめな目標に更新されたIEA NZEの脱炭素化シナリオと、従来のWE0報告書に基づいて調整された既存の自発的な脱炭素化目標との間に緊張関係が生じている。ドイツ銀行は、ネットゼロ目標を重要な気候変動リスク管理手段の一つと位置付けており、最新の科学と経済の進歩に合わせて定期的に目標を見直し、法規制の変更に合わせて必要に応じて目標を修正する予定である。修正後の中間目標が控えめな目標である場合、民事訴訟、規制当局の調査または執行措置等を通じて、第三者がグリーンウォッシュの申し立てを提起するリスクが高まる。

米国では、各州の議員や規制当局が、ESG事項に関して矛盾する可能性のある法律や認証要件を制定しており、これは米国内の二極化した政治情勢を反映している。当行が認証を取得できない場合、事業やライセンスを失うリスクが生じる一方、当行はポジションを分析し、バランスを取る必要もある。

一部の管轄区域では、反ESG施策として、取引を希望する金融機関に対し、移行アジェンダの諸項目を遵守していないことを証明するよう求める等の措置を取り始めている。これらの要件を遵守しない場合、既存の取引が打ち切られたり、当該管轄区域との新規取引ができなくなったりする可能性がある一方、要件を遵守するとレピュテーション・リスクおよび潜在的な訴訟につながる可能性がある。このような要件の範囲や強制力、当行への適用は依然として不透明である。

ドイツ銀行は多数のESG評価機関によって格付けされており、その格付は、持続可能な投資としての適格性を判断し、ESGのリスクおよび機会の管理状況を評価する際の基準としてますます利用されている。当行の格付が大幅に悪化する場合、当行の評判にマイナスの影響が生じる可能性がある。

気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、手法および業界基準は、まだ発展途上にあるか、場合によってはまだ利用できない。これは、顧客が包括的かつ統合的な気候リスクおよびその他の環境リスクを開示していないことと相まって、当行も業界全体も、リスク評価およびモデリング、ならびに当行の気候リスクおよび環境リスク管理の開示において推定値および/または独自のアプローチに大きく依存していることを意味する。このような不確実性の高さは、第三者が、当行の持続可能性に関連する開示がグリーンウォッシングにあたりと主張するリスクを増大させるものである。かかる主張に関連するレピュテーション・リスクに加えて、管轄の監督当局および法執行機関がかかる主張に基づいて調査を開始する可能性がある。

ドイツ銀行は、2050年までにポートフォリオをネットゼロ排出量に調整することを含め、サステナブルな方法で事業活動および運営を管理することにコミットしている。当行は、当行の事業活動全体における環境関連要因の統合を進めるため、環境リスクの評価および管理に対するアプローチの開発および実施を続けている。これには、リスクを特定、監視、管理し、シナリオ分析とストレス・テストを定期的実施する能力が含まれる。規制当局およびステークホルダーの要求が急速に変化していることに加え、ステークホルダーからの注目が高まっている状況下において、ドイツ銀行がこうした要求に対応できない場合または計画を適切に実行できない場合、ドイツ銀行の事業に不利な影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行は最近、サステナブル・ファイナンスおよび投資額の目標を更新し、2025年度の目標の5,000億ユーロをほぼ達成したことを受けて、2020年度から2030年度末までのサステナブル・ファイナンスとトランジション・ファイナンスの目標額を9,000億ユーロとした。ドイツ銀行はこれらの目標を達成する上で、市場競争、規制要件の進化、コンプライアンスに準拠した資金調達のためのグリーン資産および社会資産の不足等、大きな逆風に直面する可能性がある。これらの野心または目標を達成できなかった場合、特に当行の収益および評判に影響が及ぶ可能性がある。また、グリーン資産および社会資産の不足により、コンプライアンスに準拠した適格な資金調達を行うドイツ銀行の能力が低下する可能性がある。緩やかなペースで経済が移行する場合、当行のネットゼロ排出量目標に向けた道筋から大きく逸脱する可能性がある。これは、短期から中期的には移行リスクを軽減するものの、長期的には移行リスクが大幅に増加する可能性がある。当行は引き続き、ネットゼロ目標を主要な気候リスク管理ツールの一つと考えている。

## 機会

### マクロ経済および市況

GDP成長率、失業率の水準、金利環境、金融サービス業界の競争状況等の経済状況が現在の予測水準を上回って改善した場合、収益が増加する可能性がある。これらの影響は、追加的な費用によって一部相殺される可能性があるのみで、当行グループの財務目標を達成する能力は向上する。同時に、インフレ率、金利および市場ボラティリティの潜在的な上昇は、例えば、個人、法人、および機関投資家のポートフォリオの再配分による取引フローの増加、純利息収益の増加、当行グループの貸借対照表全体での貸付マージンの増加に起因する収益増加等、多くの機会をもたらす可能性がある。

特に、ドイツ政府による財政刺激策と債務ブレーキ改革が成功裡に実施され（2026年以降にその効果が現れると予想される。）、ドイツ銀行の本拠地であるドイツ本国のマクロ経済環境が改善すれば、顧客を支援する機会が生まれる可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で計上する金融商品であり、公正価値の変動は損益計算書で認識されている。市況の改善や金利の低下により、特定の金融商品の公正価値が上昇する可能性がある。このような公正価値の変動により、当行グループは将来において利益を得る可能性がある。

## 地政学

地政学的リスクの高まりは、世界の成長見通しを悪化させ、事業環境の分断化を拡大させるような不確実性を生み出すが、国際貿易秩序の分断化が加速した場合、ドイツ銀行は顧客のサプライ・チェーンのリスク削減とグローバルな事業展開の再調整を支援することで恩恵を受ける可能性がある。地政学的リスクが予想外に沈静化すれば、世界の成長見通しは当行の想定を超えて改善し、収益とリスク指標にプラスの影響を与える可能性がある。

## 戦略

ドイツ銀行の戦略「スケーリング・ザ・グローバル・ハウスバンク」は、当行の顧客基盤とリスク選好に見合った形で価値創造を加速させる当行のアプローチを概説している。そのため、当行の戦略の次の段階は、予想よりも大規模に、またはより有利な条件下で実行された場合には、さらなる機会を生み出す可能性がある。これには、計画よりも良好なマクロ経済、市場および地政学的状況、または競争環境の有利な変化による潜在的な利益が含まれる。

ドイツの財政刺激策と構造改革のペースと規模が当行の予想成長率を上回れば、ドイツ銀行はそうした投資の恩恵を受け、貸出金の伸びが現在の予想より加速する可能性がある。この財政支出の加速は、経済全体の生産性を高め、4つの事業すべてにおいて新たな収益拡大の機会を生み出す可能性もある。加えて、セービングス・アンド・インベストメント・ユニオン（貯蓄投資連合）は、家計貯蓄を生産的投資に振り向け、資本市場を強化し、欧州全体の経済競争力を高めることを目的としている。これにより、事業セグメントが予想以上の手数料収益を得る機会が生まれ、資金の流れと資本循環が緩和される可能性がある。

テクノロジーとAIもまた、ドイツ銀行にとってコスト削減の機会となり得る分野である。当行は、AIやテクノロジー・ソリューションの導入によるコスト削減効果の予測をモデル化しているが、計画以上の成果を上げ、当行のコスト基盤をさらに縮小し、業務効率をさらに高める余地がある。

全体として、ドイツ銀行には、成長と競争力に注力しつつ、回復力を維持することで市場シェアを拡大し、税引後平均有形株主資本利益率13%超という財務目標を上回る追い風を生み出す機会がある。

## デジタル資産

分散型台帳技術（DLT）は、新たな基盤技術として、当行のインフラおよび金融サービスの全領域にわたって、より効率的で自動化されたプロセスを可能にし、銀行が革新的な商品を開発し、サービス提供を拡大し、新たな市場セグメントを獲得する機会を創出する。これらの技術的能力に基づき、また規制の進化に伴い、銀行が、トークン化された証券（債券等）の発行やデジタル資産の保管といった、トークン化された新たな資産クラスを自社の商品ラインナップに組み込む動きが加速している。さらに、トークン化された通貨を取り巻く環境は近年大きく変化しており、中央銀行、金融機関、民間企業が、プログラム可能でトークン化された通貨の新しい形態を模索している。この変革は、（ ）商業銀行が発行するトークン化された預金の出現、（ ）決済手段としての規制されたステーブルコインの台頭、（ ）CBDCへの継続的な取組みの3つの並行する進展によって推進されている。これらの進展は、決済スピードの向上、リスクの軽減、24時間365日のオペレーションをサポートする可能性を秘めた、戦略的に重要な機会を提供している。

## 規制変更

ドイツ銀行が事業を展開するすべての主要な管轄区域において、より広範な規制の枠組みが複雑であり、その複雑さの水準を見直すべきであるとの認識が高まっている。米国は、ストレス・テストの枠組みとグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対するアプローチを見直し、パーゼル の枠組みの実施状況を再評価した。その結果、米国の銀行の所要自己資本は、欧州の同業他社に比べて低くなった。同様に英国でも、イングランド銀行がより広範なマクロ・ブルーデンスの枠組みを検討し、それが銀行の貸出能力にどのような影響を与えるかを分析している。欧州もまた、未完了の規制技術基準の数の削減、マクロ・ブルーデンスの枠組みの見直し、トレーディング勘定の枠組みの根本的見直しの実施を改訂することで、複雑性に対処している。EUの銀行の競争力に関する欧州委員会の報告書は、資本、流動性要件の免除、経過措置の適用、銀行同盟の最終化に向けた提案の可能性等に関連する課題をさらに詳しく検討する予定である。これらの措置はすべて、欧州の銀行にとっての単一市場を形成し、一定の資本規制緩和をもたらすものでなければならない。これにより、ドイツ銀行はより少ない障壁で国境を越えた事業活動を拡大し、収益拡大の機会を得ることができる。

また、規制変更は、銀行による優れた商品またはサービス提供を促進する場合があります。市場における差別化の機会を与えることがある。例えば、サステナブル・ファイナンスに関する報告基準が継続的に策定および改善されるにつれて、市場はサステナブル・ファイナンスの取組みをより広範に受け入れるように発展していく可能性がある。顧客や市場がサステナブル・ファイナンスに関連する取組みを採用しているため、当行グループは顧客に提供するサービスの強化を図ることによって自らを差別化できる機会を得る可能性がある。

## テクノロジー、データおよびイノベーション

デジタル・イノベーションは、ドイツ銀行に収益創出と効率化を実現するための様々な機会を提供し続けている。特にAIは、ドイツ銀行の「スケーリング・ザ・グローバル・ハウスバンク」戦略の中核をなす柱であり、当行全体にとって変革の機会とみなされている。この戦略では、AIを実験的なものではなく、コスト効率の向上、新たな収益の創出、顧客体験の向上、および将来を見据えたオペレーティング・モデルの確立を実現するための根本的な推進力として位置付けている。2025年11月のインベスター・ディープ・ダイブで述べたように、当行はすでにAIを大規模に導入しているが、真の財務上の恩恵が現在の計画を大幅に上回る可能性があるとの確信し、さらなる投資を意識的に決定した。

2025年には、当行はドイツのポストバンクの顧客向けに、初の顧客対応AIチャットボット「ポーラ」の提供を開始した。さらに、複数の事業部門および管理部門にわたる文書および電子メールの自動処理のための共有AIサービスも拡張した。初のAIエージェントは、当行の中核プロセスの一部を自動化するために稼動しており、新たなAIソリューションを迅速かつ安全に開発できるように、専用のAI開発者プラットフォームが構築された。組織内部の能力を開発し、イノベーション文化を醸成するため、当行は生産性を向上させる生成AIツールを従業員の約半数に展開し、すべてのソフトウェア開発者にアプリケーション開発を加速させるためのコーディング・アシスタントを提供している。

さらに、当行はテクノロジー環境のさらなる簡素化と近代化に努めている。これには、従来のアプリケーションの廃止や、コーポレート・バンクにおけるトレード・ファイナンスおよび貸出のための新プラットフォームといった、当行の事業を支える最新プラットフォームの導入が含まれる。こうした中、ドイツ銀行はGoogle Cloudとの戦略的パートナーシップを活用し、クラウド戦略を積極的に推進している。2025年には、ポストバンクの顧客向けに2023年に当初開始された、新しいクラウドベースのオンライン・バンキングおよびモバイル・バンキングのプラットフォームが、ドイツ国内の当行のすべてのリテール・ブランドに展開され、成功を収めた。特定のビジネスニーズや、データ所在地を含む規制上の懸念に対応するため、当行のクラウド戦略は、パブリック・クラウドとオンプレミス・ソリューションの両方を独立したプライベート・クラウド環境でカバーするハイブリッド・クラウド方式に更新された。この方式により、柔軟性とイノベーション能力が強化され、当行は変化するビジネスと顧客のニーズに迅速に対応できるようになると同時に、安定性、効率性およびセキュリティの向上も実現できる。

ドイツ銀行は、より安価で迅速かつ効率的な金融取引を可能にする基盤技術を備えたデジタル資産分野の動向を積極的に評価している。当行は、デジタル資産の保管、社債等の資産のトークン化、通貨のトークン化といった分野に注力しており、その他の形式のトークン化された通貨形態（ステーブルコイン、トークン化預金等）に加え、CBDCソリューションに関する世界的な議論にも積極的に貢献している。これには、国際決済銀行が主導するプロジェクト・アゴラ、ECBのホールセールCBDCの取組み、Swiftのブロックチェーンベースの共有台帳といった業界のイニシアチブへの関与も含まれる。

デジタル資産の拡大は大きな機会をもたらすが、当行は規制とリスク選好の枠組みの中で、慎重かつ選択的なアプローチを採用している。

## 環境・社会・ガバナンス

ネットゼロ・バンキング・アライアンス（NZBA）は、会員制のアライアンスから目標設定の枠組みへと移行したが、これを銀行セクターにおける気候変動対策のリーダーシップからの広範な後退と捉える声が多く上がった。ドイツ銀行が2050年までにネットゼロを達成するというコミットメントを継続することで、当行のグローバルなサステナビリティ戦略の信頼性が高まり、ひいては、サステナブル・ファイナンスおよび移行に関する専門知識の提供を通じて、顧客のネットゼロへの移行を支援する機会が増える可能性がある。これは、収益創出の機会とステークホルダーの評価向上の両方につながる可能性がある。

当行の顧客であるかないかを問わず、個人や機関は、ESG関連の機会が長期的な収益にとって重要であるという見方を強めており、当行は、これが主要な差別化要因になり得ると考えている。この点に関して、事業全体において投資プロセスや業務委託の際の意思決定プロセスにESG要因を含めることが増えてきている。そのため、ドイツ銀行は、当行と顧客の両方が共通のESG目標を達成し、ドイツ銀行の全体的なESG戦略を推進できるような金融商品や投資機会を開発し、提供していく予定である。さらに広い意味では、当行は、ESG活動を推進することにより、追加的な収益機会の獲得のみならず、ブランドおよびステークホルダーの認知の向上につながる可能性があると考えている。

[次へ](#)

## 堅実な資本およびリスク指標



### 回復力

- CET 1 比率は14.2%で、目標範囲である13.5%~14.0%をわずかに上回った。これは、本業の資本の創出と継続的な最適化に支えられた強固な資本基盤を反映している。



### 安定的なレバレッジ比率

- レバレッジ・エクスポージャーは、バランスシートの拡大に伴うオンバランスシート・エクスポージャーおよび証券金融取引へのエクスポージャーの増加を主因として、前年から110億ユーロ増加して13,270億ユーロとなった。その影響は本業の資本の創出によってほぼ相殺されたため、2024年末と比較してレバレッジ比率はほぼ横ばいとなった。



### 資本効率の改善

- 主に信用リスクRWAおよび信用評価調整RWAの影響でRWAは約3%減少したが、オペレーショナル・リスクRWAおよびマーケット・リスクRWAにより一部相殺された。
- 資本効率改善策によるRWAに相当する削減総額は約310億ユーロとなり、2025年末の目標である250億~300億ユーロをわずかに上回った。



### 信用損失引当金繰入額

- 通年の引当金繰入額は、モデル変更によるコーポレート・バンクおよびプライベート・バンクにおけるステージ3引当金繰入額の減少により、2024年と比較して7%減少した。IBにおける引当金繰入額の増加（主にCRE向け）により一部相殺された。
- マクロ経済および地政学的リスクが当行の信用ポートフォリオに与える影響は注意深く監視されている。主要な定性的指標は概ね安定しており、CRE以外の基礎となる資産の質に構造的な劣化はない。



### 健全な流動性と資金調達基盤

- 流動性カバレッジ比率は前年の131%から144%に上昇し、800億ユーロの余剰となった。
- 安定調達比率は119%で、2024年末からわずかに低下したが、当行の目標範囲である115%~120%の範囲内であり、1,040億ユーロの余剰となった。



## はじめに

### IFRS第7号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。また、「信用リスクの管理および資産の質」の項、「資産の質」の項、「信用リスクの軽減」の項、および連結財務諸表に対する注記の注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に詳述される、IFRS第9号の基礎となる分類および測定ならびに減損の要件も勘案している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、グレーの網掛け（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

CET1の全指標について、現行のCRR/CRDで規定されているとおり、当行グループは2020年6月30日以降IFRS第9号に関連する経過措置を適用している。

### バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示

バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従ったドイツ銀行の開示は、欧州連合において金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制またはCRR）（2025年1月1日から適用される規則(EU)第2024/1623号（CRR3）によって導入された改革を含む。）により実施され、EBA実施技術基準および第3の柱の開示に適用されるEBAガイドラインによって裏付けられており、ドイツ銀行のウェブサイトにある当行グループの第3の柱の報告書において公表されている。

### 所要自己資本規制の修正に基づく開示

2025年1月1日から一般的に適用されている規則(EU)第2024/1623号（CRR3）は、最終化されたバーゼル に基づく一連のグローバル改革の包括的なパッケージを実施し、銀行によるRWAの計算方法を変更する。上記のパッケージには、特に、2030年1月1日まで標準的手法で計算されたRWAの72.5%まで段階的に増加するRWAに下限を設けるための資本フロア、信用リスクを決定するための標準的手法および内部格付手法の変更、信用評価調整の変更、オペレーショナル・リスクに関する手法の見直し、ならびにトレーディング勘定の抜本的見直し（Fundamental Review of the Trading Book（FRTB））。2027年1月1日より適用されている。）の規定に基づくマーケット・リスク・フレームワークの改革が含まれている。CRR改正の実施は、特に、ドイツ銀行のリスク・ウェイトド・アセットや規制自己資本に影響を及ぼす。

## リスクおよび資本の概要

### 主要なリスク指標

以下の項は、2025年12月31日に終了した12ヶ月間における信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびその他のリスク指標ならびにこれらの変動に関する定性的および定量的な開示を、2025年1月1日から適用されている規則(EU)第2024/1623号（CRR3）によって導入された改革を踏まえて提供している。バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示は、欧州連合において所要自己資本規制（CRR）により実施され、EBAの実施技術基準またはEBAガイドラインにより支援されており、当行グループの別個の第3の柱の報告書において公表される。

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク指標である。普通株式等Tier1（CET1）資本比率、経済資本の十分性（ECA）比率、レバレッジ比率、総損失吸収力（TLAC）、自己資本および適格負債に関する最低要件（MREL）、流動性カパレレッジ比率（LCR）、ストレス時の正味流動性ポジション（sNLP）、および安定調達比率（NSFR）は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも毎年1回、取締役会によりレビューされ、承認されている。

#### 普通株式等Tier1比率（注1）

2025年12月31日現在：14.2%

2024年12月31日現在：13.8%

#### リスク・ウェイトド・アセット合計（注1）

2025年12月31日現在：3,471億ユーロ

2024年12月31日現在：3,574億ユーロ

#### 経済資本の十分性比率

2025年12月31日現在：194%

2024年12月31日現在：199%

#### 経済的資本合計

2025年12月31日現在：261億ユーロ

2024年12月31日現在：242億ユーロ

レバレッジ比率(注1)

2025年12月31日現在：4.6%

2024年12月31日現在：4.6%

レバレッジ・エクスポージャー(注1)

2025年12月31日現在：13,270億ユーロ

2024年12月31日現在：13,160億ユーロ

総損失吸収力

2025年12月31日現在(リスク・ウェイトド・アセット・ベース)：33.1%

2025年12月31日現在(レバレッジ・エクスポージャー・ベース)：8.7%

2024年12月31日現在(リスク・ウェイトド・アセット・ベース)：33.2%

2024年12月31日現在(レバレッジ・エクスポージャー・ベース)：9.0%

自己資本および適格負債に関する最低要件

2025年12月31日現在：37.7%

2024年12月31日現在：37.5%

流動性カバレッジ比率

2025年12月31日現在：144%

2024年12月31日現在：131%

安定調達比率

2025年12月31日現在：119.0%

2024年12月31日現在：121.0%

ストレス時の正味流動性ポジション

2025年12月31日現在：941億ユーロ

2024年12月31日現在：563億ユーロ

(注1) 2024年度第3四半期から2025年度第4四半期に廃止されるまで、ドイツ銀行はCRR第468条に従い、表示されている2024年12月31日現在の比較数値について、公正価値で測定された未実現利益および損失をOCIに計上する暫定的措置を適用していた。この規則を適用しない場合、CET1比率は13.5%(CET1資本は484億ユーロで、RWAは3,586億ユーロ)となり、レバレッジ比率は4.6%(Tier1資本は598億ユーロで、レバレッジ・エクスポージャーは13,150億ユーロ)となる。

ドイツ銀行は、リスクが貸借対照表および収益性に及ぼす潜在的影響をポートフォリオの見直しとストレス・テストを通じて定期的に評価する。ストレス・テストは、ドイツ銀行の戦略計画のレジリエンス・テストにも使用される。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせて、潜在的なストレス期間に耐えうるだけの十分な水準にあることを示唆している。

当行グループは、事業戦略に及ぼす潜在的な影響をはじめとする、上記または以下の項に記載されているドイツ銀行がさらされるリスクが、当行のリスク・プロファイルの真実かつ公正な概観を示していると結論づけている。

詳細については、「リスク・プロファイル」、「リスク選好およびリスク能力」、「リスクおよび資本計画」、「ストレス・テスト」、「再建および破綻処理計画」、「リスクおよび資本管理」、「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」、「流動性カバレッジ比率」、ならびに「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の各項を参照のこと。

リスク・プロファイル

ドイツ銀行の事業活動の組み合わせは、多様なリスク負担をもたらす。当行グループは、経済的資本合計の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスク(信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク)を測定している。当該測定基準は、各事業セグメントのリスク・プロファイルを捉えており、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響を考慮している。

コーポレート・バンクのリスク・プロファイルは主に、コーポレート・トレジャリー・サービス(トレード・ファイナンス、貸出、コーポレート・キャッシュ・マネジメントを含む。)、戦略的法人向け貸出ならびにビジネス・バンキングで提供される商品およびサービスから生じる。これらのセグメントにおける経済的資本需要は、主として信用リスクから生じている。

インベストメント・バンクのリスク・プロファイルは、ファイナンスおよびトレーディング業務から生じるあらゆる主要リスク種類で占められる。インベストメント・バンクの信用リスクは広く事業部門にまたがっているが、特に債券および為替とレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メイキング活動から生じている。

プライベート・バンクのリスク・プロファイルは、国内外のリテール顧客、法人顧客およびウェルス・マネジメント顧客とのビジネスから生じる信用リスクと、主に顧客預金のモデル化からのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

アセット・マネジメントは、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、主なリスク・ドライバーは業務上の性質を有する。マーケット・リスクの経済的資本需要は、主にトレーディング以外のマーケット・リスク（保証商品やファンドへの共同投資から生じるリスク）によってもたらされる。

コーポレートおよびその他のリスク・プロファイルには、トレジャリー、特定のコーポレート項目、レガシー・ポートフォリオに関するものを含む、様々なリスク・ドライバーが含まれている。経済的資本需要は主に、財務活動における金利リスク、構造的為替リスクおよび株式報酬リスク、財務活動のための投資による信用リスク、税務関連リスクおよびソフトウェア資産リスクによる戦略的リスク、ならびにレガシー・ポートフォリオによるオペレーショナル・リスク等、トレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

以下の表は、計算された経済的資本需要額により測定された、2025年および2024年12月31日現在のドイツ銀行の総合的リスク・ポジションを示している。ドイツ銀行の総合的な経済的リスク・ポジションは、リスク種類間の分散効果も考慮している。

経済的資本によって測定されたドイツ銀行の業務部門のリスク・プロファイル

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年12月31日現在						合計 (%)
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	
信用リスク	3,720	4,650	2,255	45	2,725	13,395	51
マーケット・リスク	507	2,004	789	316	6,354	9,970	38
オペレーショナル・リスク	821	1,390	1,187	393	1,168	4,960	19
戦略リスク	-	-	-	-	1,980	1,980	8
分散効果(注1)	-780	-1,339	-863	-238	-1,013	-4,234	-16
EC合計	4,269	6,706	3,368	516	11,213	26,071	100
EC合計(%)	16	26	13	2	43	100	N/M

(注1) 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年12月31日現在						合計 (%)
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	
信用リスク	3,455	4,512	2,164	46	2,329	12,507	52
マーケット・リスク	1,040	2,086	1,561	304	3,676	8,667	36
オペレーショナル・リスク	863	1,182	1,155	376	1,069	4,645	19
戦略リスク	-	-	-	-	1,936	1,936	8
分散効果(注1)	-715	-1,007	-803	-190	-814	-3,530	-15
EC合計	4,643	6,772	4,077	536	8,196	24,225	100
EC合計(%)	19	28	17	2	34	100	N/M

(注1) 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

ドイツ銀行の2025年12月31日現在の経済的資本需要額は、2024年12月31日現在の242億ユーロから18億ユーロ（8%）増加し、261億ユーロとなった。マーケット・リスクが13億ユーロ増加した主な要因は、構造的為替リスクに使用する経済的資本モデルの移行（流動性ホライズンの延長を含む。）、およびマーケット・リスク経済的資本のモンテカルロ・シミュレーションからヒストリカル・シミュレーションへの移行によるものである。信用リスクは、インベストメント・バンク、コーポレート・バンクならびにコーポレートおよびその他からのエクスポージャーの増加によるトランスファー・リスクの増大、ならびにトレジャリーおよびサブリン・エクスポージャーの増加によるカウンターパーティ・リスクの増大により、9億ユーロ増加した。オペレーショナル・リスクは主に、将来予測的な定性的調整の構成要素に係るモデル変更と先進的計測手法モデルの簡素化により、3億ユーロ増加した。これらの増加分は、リスク種類プロファイルの変更とマーケット・リスクのモデル変更による分散効果が7億ユーロ増加したことによって一部相殺された。

主要なリスクテーマ

2025年度における最新の動向および主な不確実性は、当行の継続的な信用リスク管理活動やガバナンスの枠組みの一部である。これらの活動には、新たに発生しつつあるリスク（特に、マクロ経済の動向や地政学的紛争）の定期的なレビュー、ポートフォリオの詳細な分析、個々の借手レベルでの日常的なリスク管理、ならびに定期的なモデルの検証が含まれるが、これら

に限定されない。2025年度において当行グループが監視強化および下振れリスク評価の対象として特定しているポートフォリオには、商業用不動産（CRE）、米国の関税に対して脆弱である顧客、ならびに気候変動リスクおよび物理的リスクに対して脆弱であると考えられるセクターが含まれる。

加えて、当行は現在、注目度が高まっているテクノロジー、金融、保険およびノンバンク金融機関（NBFI）の活動、特にプライベート・クレジットに関連する市場動向を注視している。

CRE市場は、金利上昇の影響、貸出条件の厳格化と相まって市場の流動性が低下したこと、オフィス・セクターの構造変化等により、引き続き逆風に直面している。市場のストレスは米国でより顕著であり、不動産価格指数は欧州やアジア太平洋地域と比較して、最近のピークからのCRE資産価値の大幅な下落を示している。特に、オフィス市場（とりわけ、米国の西海岸）の低迷は米国で最も顕著であり、欧州に比べて賃貸活動の低迷と高い空室率に反映されている。

米国政権の関税政策は依然として予測不可能であるものの、2025年4月2日の米国政権による包括的な関税措置の発表後の不安定な市場環境からマクロ経済環境は改善している。また、米国政権による関税が開始されてから一定期間が経過しており、潜在的に脆弱な顧客に関する不確実性も軽減されている。当行は、ECLに影響を与えるリスク要因は、格下げやウォッチリストへの追加といった標準的なリスク管理手続を通じて把握されると見込んでおり、したがって、2025年12月31日現在、関税関連のオーバーレイは計上されていない。関税については引き続き精査が必要だが、単独の主要リスクテーマとはみなされず、より広範なポートフォリオの動向に組み込まれることになる。

気候変動の移行リスクおよび物理的リスクは、当行のセクターおよび地域別ポートフォリオにおいて増大しているリスクである。気候変動リスクおよび物理的リスクの管理は、ドイツ銀行のリスク管理およびより広範なサステナビリティ戦略における主要な構成要素であり、2025年度における重要性評価および気候変動リスクのストレス・テストの結果から、信用リスクへの潜在的影響は短期的には十分抑制されていると結論付けられている。

詳細は、下記「2025年度における重点事項」の項に記載されている。

#### 外部で発展中のテーマ

外部で特に注目され発展中のリスクテーマには、（ ）プライベート・クレジットおよびより広範なNBFIへのエクスポージャーに関連する急速な拡大、透明性の欠如、および潜在的な相互関連リスク、（ ）テクノロジー・セクターの評価、現在のAI主導の設備投資の持続可能性とそれがビジネス・モデルに与える影響、顧客に対する潜在的な信用リスクへの影響に関する懸念の高まりが含まれる。

#### ノンバンク金融機関とプライベート・クレジット

一般的にNBFI貸出に分類されるプライベート・クレジット向け貸出は、市場における最近の債務不履行事象を受けて、より厳格な監視の対象となっている。当行のプライベート・クレジット・ポートフォリオは、償却原価で測定する貸出金259億ユーロ（2024年：245億ユーロ）で構成されている。このエクスポージャーの約73%は、米国およびEUの様々な業種にわたる高度に分散化された中堅企業向けローンを担保とするマルチ・アセット型融資枠（資産担保証券）である。与信掛目は約65%と保守的で、ほぼすべてが投資適格格付けとなっている。残りは、シングル・アセットおよびマルチ・アセット型の純資産価値（NAV）ファイナンス、シングル・アセットベースのファイナンス、ノンバンクのCREベースのファイナンス、事業開発会社（BDC）、ならびにサブスクリプション・ファイナンスに分散されている。

当行は、プライベート・クレジットのエクスポージャーに対し、スポンサーや投資家の質、その他の構造的特徴の評価を含め、保守的な引受基準を適用している。与信掛目は、基礎となるエクスポージャーの全体的なリスク・プロファイルに連動している。ポートフォリオは専用のリスク選好の枠組みの下で管理され、定期的なストレス・テストと、与信実績、担保価値および基礎となる分散投資の積極的なモニタリングが行われる。

上記のエクスポージャーは主に、NACE分類における金融・保険業に計上されているドイツ銀行の償却原価で測定する貸出金1,298億ユーロの一部であり、残りの25億ユーロはNACE分類におけるその他の複数の区分に分散している。NACE分類における金融・保険業は、企業、銀行、ウェルス・マネジメント、保険、清算債務者といった多様なエクスポージャーを網羅している。

#### テクノロジー

テクノロジー・セクターに対する貸出金のエクスポージャーは、償却原価ベースで158億ユーロ（2024年：117億ユーロ）を占め、うち73億ユーロ（2024年：57億ユーロ）がデータセンター・ファイナンスに関連し、さらに32億ユーロ（2024年：27億ユーロ）が多様な顧客層を対象としたソフトウェアに注力する企業に関連し、残りは主に半導体やハードウェアを含む製造業に関連している。ポートフォリオは、主に米国に拠点を置く、大規模で多角的な業界のリーダー企業に集中している。企業に対するエクスポージャーは60%が投資適格格付けであり、小規模で格付けの低い顧客への投資意欲は限定的である。ほぼ100%の貸出金が正常であり、ステージ2の貸出金はわずか5%である。データセンターに対するエクスポージャーは主にプロジェクト・ファイナンス関連で、投資適格格付けのグローバル・ハイパースケーラーからの長期リースにより利益を得ている施設に重点を置いている。

テクノロジー・ポートフォリオ全体およびデータセンター・ポートフォリオそれぞれに特定のリスク選好が設定されている。ポートフォリオのリスク選好と組成基準は定期的に見直されている。また、テクノロジー関連の引受エクスポージャー（販売目的で組成される。）も存在し、これは発行体全体に広範に分散され、追加的な制限と監視、およびポートフォリオベースのヘッジの対象となる。

当行のテクノロジーに対するエクスポージャーは、基礎となるリスクの性質を反映した複数のNACEコードに基づいて報告されており、主に金融・保険業（62億ユーロ）、情報通信業（45億ユーロ）、製造業（30億ユーロ）、不動産業（9億ユーロ）に分類されている。

## リスクおよび資本のフレームワーク

### リスク管理原則

ドイツ銀行のビジネス・モデルには固有のリスク負担が含まれる。リスクには金融上のリスクと業務上のリスクがあり、オンバランスのリスクとオフバランスのリスクが含まれる。ドイツ銀行の目標は、株主、従業員、およびその他の当行に關係するステークホルダーの利益を考慮し、当行の利益のために持続可能な価値を創造することである。リスク管理フレームワークは、利用可能な資本および流動性の範囲内で、予定しているリスク負担と実際のリスク負担を取締役会が表明したリスク選好に整合させることにより、この目的に寄与している。

ドイツ銀行のリスク管理フレームワークは、様々な要素から構成されており、確立された内部管理メカニズムが含まれる。各要素について原則および基準が設定されている。

『

- リスク・ガバナンス体制は、リスク選好に照らした当行のリスク・プロファイルを監督するものである。
- 組織体制は、すべてのリスク種類について役割と責任を明確に定義した、3つの防衛線（以下「3つのLoD」という。）モデルに従う。
  - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、金融リスクかオペレーショナル・リスクかにかかわらず、当該リスクが発生している部門内でリスクを管理し、当該リスクについて説明責任を果たす、当行における役割を指す。第1のLoDは、所定のリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理し、適切なリスク・ガバナンスを確立し、第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）により定義されたリスク種類のフレームワークを遵守している。
  - 第2のLoDは、特定のリスク種類に関するリスク管理フレームワークを定義する、当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク種類のフレームワークの実施とリスク選好の遵守を独立した立場で評価し、検証している。また、リスクの識別、評価および管理の方法に関して第1のLoDのアドバイザーとしての役割を担っている。
  - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）はグループ監査である。当該機能は、リスク管理システムおよび内部管理システムの整備の適切性、運用の有効性および効率性に関して独立した立場で客観的な保証を提供する。
- 取締役会によって承認されたリスク選好は、当行グループのすべてのレベルで適用し、遵守しなければならず、違反した場合には相応の対応を伴う。
- リスクは識別し、評価しなければならない。
- リスクは、リスクの適切な軽減や効果的な内部管理システムを通じて、積極的に管理しなければならない。
- リスクは、承認されたモデルを用いた正確、完全かつ適時なデータを使用して測定し、報告しなければならない。
- 悪化シナリオに対するストレス・テストを定期的実施し、適切な緊急時対応計画を確立しなければならない。』

当行グループは、すべての従業員が、自身の行動から生じる可能性のあるリスクを完全に理解して全体的な視点で捉え、その結果を理解し、当行のリスク選好に照らしてそれらを適切に管理しなければならないという、強靱なリスク文化を促進している。当行は、当行の行動規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを従業員に期待している。これを促進するために、ドイツ銀行の方針は、負担したリスク（リスク選好に照らして負担したリスクを含む。）を当行の業績評価および報酬プロセスにおいて考慮されるべきであると要求している。この期待は、ドイツ銀行の全従業員を対象としたコミュニケーション・キャンペーンや必須の研修を通じて、引き続き強化されている。さらに、取締役会メンバーおよび上級経営陣は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

ドイツ銀行のリスク管理と内部管理システムについては、ドイツ銀行の第3の柱の報告書で詳述されている。また、当行のリスク管理と内部管理システムはサステナビリティ関連の目的も対象としている。

取締役会の意見では、確立されているリスク管理の枠組みと内部管理システムは、全体として、当行のビジネス・モデルとリスク・プロファイルにとって適切かつ有効である。

『

### リスク・ガバナンス

ドイツ銀行の世界中の日々の業務は当行が業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。欧州中央銀行（ECB）は、ドイツ銀行法およびその他の適用法令に当行グループが準拠していることを監視

するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加したEU各国の管轄当局と協力し、ドイツ銀行の主要な監督機関として対応している。

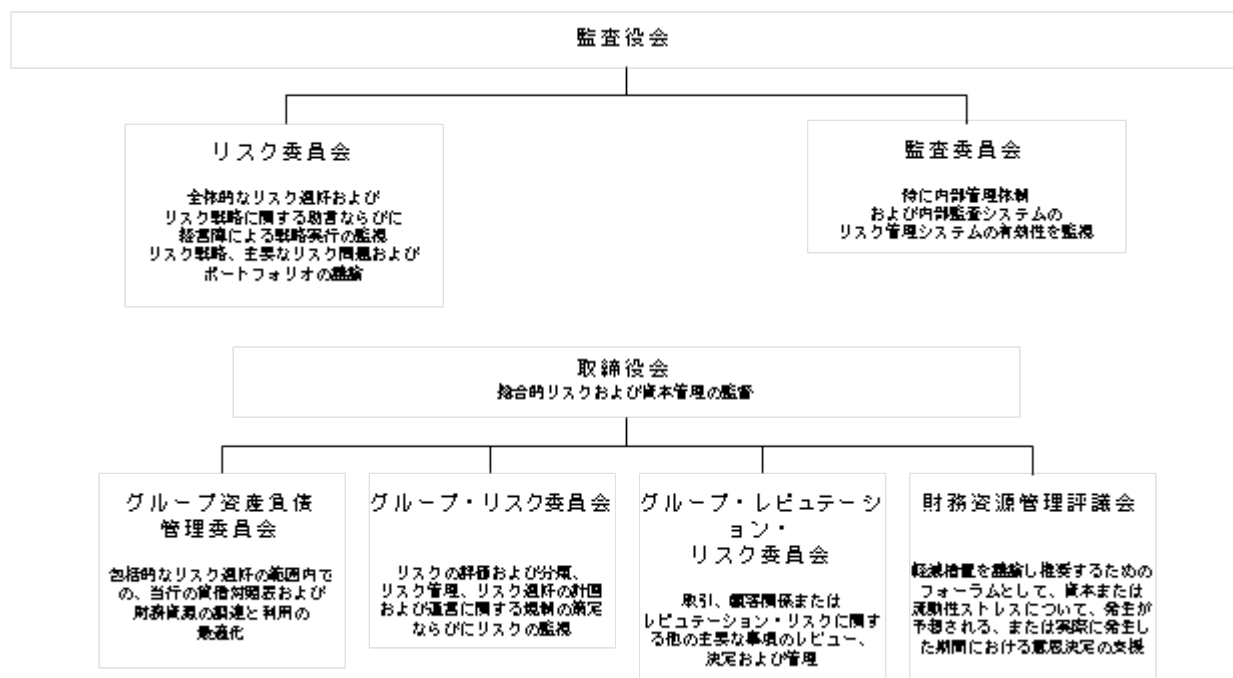
いくつかの階層の管理体制により、一貫性のあるリスク・ガバナンスを行っている。

ドイツ銀行の監査役会は、リスク状況、リスク管理およびリスク統制（レピュテーション・リスクに関連する項目を含む。）ならびに重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。監査役会は特定のトピックに対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、「監査役会の報告書」ならびに「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント」の「監査役会」の章を参照のこと。）。

- リスク委員会の会議において、取締役会は、リスク・エクスポージャーの現状および将来予測、リスク・ポートフォリオ、リスク選好、リスク戦略、ならびにドイツ銀行AGのリスク状況の評価および監督に関連があると思われる事項（重要な法的リスクおよびレピュテーション・リスクを含む。）について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、ドイツ銀行AGが適用されるリスク方針および規制（法的リスクおよびレピュテーション・リスクを含む。）を遵守するよう促すプロセスを取締役会が整備するよう監督する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略に関連する問題に関して助言を行い、監査役会がリスク委員会の活動を常に把握しているようにする。
- 監査委員会とはとりわけ、リスク管理システム（特に、コンプライアンス管理体制、サステナビリティ関連問題および内部監査システムを含む内部管理体制）の有効性と取締役会により識別された不備の是正に対する監視に際し、監査役会を支援する。

取締役会は、法律、定款および規約を遵守しつつ、当行グループの利益のために（すなわち株主、従業員および当行グループに関連するその他のステークホルダーの利益を考慮に入れて）持続可能な価値を創造することを目的とした、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立し、法律上の要件および社内ガイドラインを遵守する責任を負っている。取締役会は、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会を設置した。グループ・リスク委員会については以下に詳述されている。

#### ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは変更のあった重要なリスクおよび資本モデルの承認、ならびにリスクの一覧、ハイレベルなリスク・ポートフォリオ、リスク・エクスポージャーの変動、内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、グループ資産負債管理委員会承認した資本需要総額、レバレッジ・エクスポージャーおよび経済的資本需要に対する金融資源の上限の承認が含まれる。さらに、グループ・リスク委員会は、主要なリスク管理方針、グループ・リスク選好ステートメント、グループ再建計画および緊急時資金調達計画、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標等、取締役会の承認が必要な事項のレ

ビューと提言も行う。グループ・リスク委員会は、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐も行う。

- グループ・レピュテーション・リスク委員会は、基礎となるレピュテーション・リスク関連の方針および枠組みに従い、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会を含む組織から上申された、あらゆる取引、顧客関係またはレピュテーション・リスクに関する他の主要な事項についてレビュー、決定および管理を行う責任を負っている。
- 財務資源管理評議会は、取締役会から権限を委譲されたチーフ・ファイナンシャル・オフィサーとチーフ・リスク・オフィサーが議長を務め、当行の金融危機管理を監督する特別ガバナンス機関である。財務資源管理評議会は、緊急時資金調達計画およびグループ再建計画の両方について実施を監督する単一の評議会を開催する。この評議会は、資本または流動性ストレスについて、新たに発生しつつある、または実際に発生した際に取るべき軽減措置について提言を行う。具体的には、財務資源管理評議会は、ストレス・シナリオを想定して資本および流動性のポジションを分析し、資本および流動性に関連する事項について提言を行い、意思決定の実行を監督している。
- グループ資産負債管理委員会は、取締役会により設置された。その任務は、取締役会が設定した包括的なリスク選好の範囲内で、当行の貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することである。

取締役会メンバーであるドイツ銀行のチーフ・リスク・オフィサーは、流動性リスク、信用リスク、マーケット・リスク、エンタープライズ・リスク、モデル・リスクおよびオペレーショナル・リスクの適切な識別、測定、監視、軽減、報告を伴うリスク管理フレームワークを確立するために、グループ全体かつ部門横断的な責任を負う。ただし、特定のリスクについては、業務分掌計画に従い、他の部門で枠組みを構築している。

チーフ・リスク・オフィサーは、チーフ・リスク・オフィス機能に対する直接的な管理責任を有している。チーフ・リスク・オフィス機能におけるリスク管理および管理業務は通常、以下の管理に重点を置いた、専任のリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの専任のリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- 取締役会が設定し、事業セグメントおよび事業部門で適用されるリスク選好と整合させる。
- 各事業セグメントの業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各事業セグメントに適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

ファイナンスとリスクの各機能は、互いに、また事業セグメントからも独立して活動しながら、当行が引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。

## リスクの識別および評価

ドイツ銀行の事業および管理部門に係るリスクは、ストレス状況下を含め、定期的に識別されている。この評価は第1のLoDおよび第2のLoDの両方からのインプットを組み込み、識別されたリスクの重要性が、その深刻度と実現可能性に基づいて評価される。リスクの評価は、将来予測的な視点による新たに発生しつつあるリスクに対する見解によって補完されている。このリスクの識別および評価プロセスにより、リスク一覧が得られ、該当する場合、関連する事業、事業体および支店を横断する当行グループの重要なリスクが捕捉される。

当行グループのリスク一覧の定期的な更新は、グループ・リスク委員会および取締役会に報告される。一覧は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルに応じたストレス・シナリオの策定、リスク選好度の設定とモニタリングに関する情報提供といった主要なリスク管理プロセスに反映される。また、リスク一覧のリスクは、当行グループのリスク種類の分類法におけるリスクと紐づけられ、対応する重要性の評価も行われる。』

## リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、ドイツ銀行がその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準およびリスク種類を示しており、定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、ドイツ銀行の資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびにドイツ銀行の規制上の制約に照らして引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、リスク戦略および計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進しつつ、金融リスクおよび非金融リスクの両方についてリスク能力、リスクとリターンおよびリスク選好の制約を考慮するものである。また、当計画がリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場

状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、リスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年に1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルの上限およびトリガーが設定され、追加措置のための上申要件が定められる。ドイツ銀行は、ドイツ銀行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の指標として機能するリスク指標を指定している。これに加えて、リスクおよび再建管理フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。

リスク選好および戦略ならびにその監視と比較したドイツ銀行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は適切なガバナンス組織に対して明らかにされる。

## リスクの測定および報告システム

### 概要

ドイツ銀行のリスク測定システムは、すべてのリスク種類に関する規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告に利用されている。リスク・インフラは、関連する法人企業および事業セグメントを包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠、基準値または目標値の利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。CFOおよびCRO機能に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を確保しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けるとともに、関連する場合、パーゼル銀行監督委員会の規則239（以下「BCBS 239」という。）に基づく効果的なリスク・データ集計およびリスク報告の原則を検討する。当行グループのリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

ドイツ銀行の報告は、ドイツ銀行のリスク管理フレームワークの不可欠な部分であり、グループ・レベルおよび重要な法人企業に関する一貫した情報、ならびにリスク種類、事業セグメントおよび重要な事業部門別の内訳を提供する組織設定と一致している。

以下の原則は、ドイツ銀行の「リスクの測定および報告」の実務を手引きするものである。

- ドイツ銀行は、リスク選好を踏まえて取られたリスクを、当行グループ、事業セグメント、重要な事業部門、重要な法人企業、リスク種類、重要な資産クラス、ポートフォリオおよび相手先といった当行グループ全体の様々なレベルで監視する。
- リスク報告は正確、明確、有用かつ完全であることが求められ、重要な金融リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する当行のリスク・プロファイルが明確に理解されるような簡潔な方法で情報を伝えるために、調整された有効なリスク・データを伝達しなければならない。
- グループ・リスク委員会等の上級リスク委員会、ならびにリスクおよび資本管理に責任を負う取締役会は、定期的に報告を受ける（必要に応じて臨時報告も受ける。）。
- ドイツ銀行の専任チームは、重要な金融および非金融リスクを積極的に管理する。また、リスクの事前識別と管理を可能にし、特定のリスク種類における、および複数のリスクにわたる過度の集中を回避するために（クロス・リスクの観点）、必要な経営情報が用意されていることを確保しなければならない。

前述の原則を適用するにあたり、ドイツ銀行はすべてのリスク報告の共通基盤を維持しており、ドイツ銀行が一貫した情報（精度と利用者視点によってのみ異なる。）を提供できるよう報告主体の分散を最小限に抑えることを目指している。

### 主要なリスク指標

当行は、規制上の報告および外部開示ならびにリスクおよび重要なリスク種類に関する内部経営管理報告を支援する当行グループのリスク測定システムにおいて、多くの指標を特定している。ドイツ銀行は、こうした指標のうち、当行が選好、限度枠、基準値または目標をグループ・レベルで設定した中で最も重要なもの、および/または議論や意思決定のために上級経営陣に日常的に報告されるものを「主要なリスク指標」に指定している。特定された主要なリスク指標には、適正自己資本および流動性に関する指標が含まれる。詳細は、リスク・レポート冒頭の「主要なリスク指標」の項に記載されている。

### 主要なリスク・レポート

多くの報告書が当行全体で使用されているが、ドイツ銀行は、上級経営陣へのリスク情報の提供を通じてドイツ銀行のリスク管理フレームワークを支え、関連する統治機関による当行のリスク負担業務の効果的な監視、誘導およびコントロールを可能にするために重要なものを「主要なリスク・レポート」に指定している。主要なリスク・レポートが受領者の要求事項を満たすよう、レポート作成機能は、主要なリスク・レポートが明瞭かつ有益であるかどうかを定期的に確認する。

ドイツ銀行の中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 月次のリスクおよび資本プロファイル・レポートはクロス・リスクに関する報告書であり、ドイツ銀行のリスク・プロファイルの包括的見解を示すものである。このレポートは、グループ・リスク委員会および取締役会を経て監査役会のリスク委員会にも提出される。リスクおよび資本プロファイルには、リスク種類ごとの事業別の概要および企業全体のリスク問題が含まれている。また、重要なグループ・リスク選好の測定基準やその他の重要なポートフォリオのリスク種類管理の測定基準、ならびにリスクの進展に関する最新情報（特に注目される分野を取り上げ、対応するリスク管理戦略に関する最新情報も提供している。）も含まれている。
- 週次のリスク・レポートは、主要なリスク分野全般のハイレベルかつ時局的な問題を網羅する週次の報告書であり、毎週金曜日にグループ・リスク委員会および取締役会メンバーを経て監査役会のリスク委員会メンバーにも提出される。週次のリスク・レポートは解説が個別の項目に対応していることや、よりボラティリティの高いリスク指標に注目したテーマを対象とすることを特徴とする。
- ドイツ銀行は、グループ全体のマクロ経済に関する複数のストレス・テストを実施している。月次のリスク選好シナリオは、当行のストレス損失選好度を設定し、定期的に監視するという目的に資するものである。さらに、テーマ別シナリオもあり、それらは必要と思われる場合にはグループ・リスク委員会に上申される。ストレス時の重要評価指標は、グループ・リスク選好の基準値に対してベンチマークされる。

上記の報告書は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルをグループ・レベルで総体的に監視およびレビューするために使用されているが、リスク・プロファイルの監視および管理のために使用される他の補完的な標準および特別の経営管理報告書（リスク種類別またはフォーカス・ポートフォリオ別の報告書を含む。）もある。

#### 戦略・資本計画

ドイツ銀行は、当行グループおよび各業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、とりわけ、リスクとリターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総体的な見直しを作成することを目的としている。このプロセスは長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標および目的に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、ドイツ銀行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、RoTE、CIR、資本供給、資本需要、ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して定義および協議される。目標設定の基礎となるのは、世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークである。当行グループおよび各業務分野の目標と目的は、取締役会によってレビュー、検証および承認される。

第2段階では、詳細な事業部門の計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。ボトムアップの計画は、ファイナンスおよびリスクの各機能によりレビューおよび検証され、個別に各業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が合意される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の計画の策定が含まれている。不利な市場状況に対する計画の回復力を考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略・資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。その後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略・資本計画は、グローバル・ハウスの規模を拡大することで価値創造を加速するという当行グループの戦略と、銀行業における欧州チャンピオンになるという当行の長期的な目標をサポートするために策定された。戦略・資本計画の全体的な目標は以下のとおりである。

- 全事業分野および部門にわたりバランスのとれたリスク調整後の業績
  - リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準
  - 規制上の要件の遵守
  - 堅固な資本および流動性ポジション
  - 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略
- 戦略・資本計画のプロセスは以下のことを可能にする。
- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する
  - 内部および外部の要件に照らして適正自己資本（すなわち、経済的資本および規制自己資本）を評価する
  - 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テスト分析を適用する

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切なマネジメント・コミッティーにおいて継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、当行グループがその目標を確実に達成できるよう、可能なリスク軽減戦略とともに協議される。戦略・資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたソルベンシーに関連する当行グループの監督上の検証・評価プロセス（SREP）に係る要求を遵守していることも確実にする。

## ストレス・テスト

ドイツ銀行は、内部および外部のストレス・テスト要件および外部から課されるストレス・テスト要件を満たすためにストレス・テスト・フレームワークを設定しており、当該フレームワークは、世界的なマクロ経済ストレス評価に加え、気候変動やサイバー関連のストレス・アプローチ等、より対象を絞ったストレス・テストも網羅している。内部のストレス・テストは、社内で開発された手法に基づいており、（リスク種類ごと、かつリスク横断的な）様々なリスク管理手法においてその結果が使用されている。内部のストレス・テストは、ドイツ銀行のリスク・フレームワークの不可欠な一部をなしており、従来のリスク指標を補完している。リスク横断的なストレス・テストのフレームワークである、グループ全体のストレス・テスト・フレームワーク（GWST）は、様々な銀行管理プロセス、特に、戦略的計画策定プロセス、ICAAP、リスク選好フレームワーク、および各事業部門への有形自己資本配分に利用されている。逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。規制上のストレス・テスト（例えば、EBAストレス・テスト、米国ベースのCCAR（包括的資本分析およびレビュー）ストレス・テスト）は、規制当局が定めるプロセスおよび手法に厳格に従っている。

ドイツ銀行の内部ストレス・テストは、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷ならびに逆境下での銀行特有の事象の影響を評価するために定期的に実施されている。当行のストレス・テストのフレームワークは、様々な重大度および地域のホットスポットに対応する、通常の感応度に基づく、シナリオ・ベースのアプローチで構成されている。すべての重要なリスク種類がストレス・テスト活動に含められる。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有の下振れリスク分析ならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような更なる規制上の要件によって補完される。適用される手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捉えていることを確認するため、ドイツ銀行の内部検証チーム（モデル・リスク管理部）から定期的な調査を受ける。加えて、ドイツ銀行のグループ監査機能が、グループ全体のストレス・テスト・フレームワークを定期的にレビューしている。

ドイツ銀行のリスク横断的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力し、ストレス作業グループと呼ばれる公式のガバナンス・フォーラムを通じて、全社的・財務的リスク管理（ETRM）リスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ETRMリスク戦略は、マクロ経済に悪影響が及ぶ可能性のあるシナリオの設計に関連する政治経済情勢を含む、主要なリスク動向や新たなリスクテーマを特集したリスクレーダーを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが適宜設定され、当行の支払能力の評価の基準となるナラティブを定義する。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて特定分野の専門家により特定のリスク・ドライバーに置き換えられる。当行のストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイトド・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるCET1比率、総資本比率、経済資本の十分性比率、MREL比率およびレバレッジ比率等の主要な測定基準が算定される。流動性カバレッジ比率（LCR）やその他の流動性指標に対するストレスの影響も考慮される。ストレス・テストの結果は、より詳細な事業部門レベルでも社内でも報告され、ドイツ銀行のリスク選好や資本配分プロセスで考慮される。内部ストレス・テストのタイム・ホライズンは、使用事例やシナリオの前提により1年から5年の間である。ストレス作業グループが、最終的なストレス・テストの結果のレビューを行う。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し、リスク選好の基準値を超える場合には、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置が策定および実施される場合がある。また、ストレス・テストの結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、当行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級経営陣に提出される。

2025年度に実施されたグループ全体のストレス・テストによると、当行の資本はグループ再建計画に定義される利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの影響から離脱可能な水準に達するのに十分であることが示された。

リスク横断的なリバース・ストレス・テストは、GWSTフレームワークを活用し、通常、ドイツ銀行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオを決定することにより年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、リスク種類別に監視されているトップ・リスクをもとに、仮定のマクロ経済シナリオとそれを補強する固有の事象に基づくものである。存続不可能になるようなシナリオと現在の経済環境との比較を踏まえ、このような仮定のストレス・シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えられる。このことから、当行の見解では、当行の事業の継続性はリスクにさらされていない。

2025年度において、当行は、2025年度の年次戦略計画プロセスの一環として、「EU主導の深刻な世界同時不況」シナリオと「深刻な貿易戦争」シナリオという2つの深刻な不利なシナリオを用いた複数年ストレス・テストを実施した。さらに、地政学的な不確実性の高まりに沿ったシナリオ（「米国の信認の危機」等）が追加された。

すべての重要なリスク種類および主要な収益の流入出を含めるGWSTに加え、ドイツ銀行は、規制上の要件に従って、すべての関連リスク指標に関する個別のストレス・テスト・プログラムを整備している。関連するストレス・テスト・プログラムについては、個々のリスク管理手法を記述する項を参照のこと。

2025年度において、ドイツ銀行は、欧州の銀行の回復力を評価する年2回のEBAによるストレス・テストの対象となった。ストレス・テストの結果は、CET 1比率およびレバレッジ比率に関する第2の柱のガイダンスに影響を与え、第2の柱の要件を策定する際に参考にされる。過去の同様のストレス・テストと比較すると、ドイツ銀行が開示したCET 1比率の減少幅は、収益性の改善に伴い、不利なシナリオ下でも小さかった。

ドイツ銀行の中核在米子会社であるDB USA Corporationも、2025年に実施された主要な規制上のストレス・テスト（すなわち、米国ドッド＝フランク法に従って実施された米国ベースのCCARストレス・テスト）に参加した。CCARストレス・テストにおいて、連邦準備制度理事会（FRB）は、DB USA CorporationとDWS USA Corporationのストレス資本の減耗度を開示した。その結果は、仮定の深刻なストレス環境に耐えた後でも、各エンティティの資本が充実していることを示すものであった。

ドイツ銀行は、気候関連リスクに対する回復力を評価するため、気候変動ストレス・テストを毎年実施している。2025年度のストレス・テストでは、短期、中期、長期のタイム・ホライズンにおける様々な移行リスクと物理的リスクのシナリオを組み込んだ。様々なリスク種類において、気候変動リスクの重要性が高いと判断されたポートフォリオを対象とした。ストレス・テストの結果は、リスク選好、事業計画、ICAAPを含む関連プロセスに組み込まれる。

## 再建および破綻処理計画

EUにおいて、単一破綻処理メカニズム規制（SRM規制）ならびに銀行再建および破綻処理指令（BRRD）は、新たな金融危機の可能性の低減、ストレス下における金融機関の回復力強化および最終的には納税者の資金を毀損することなく長期的な金融制度の安定性を支えることを目的としている。

BRRDの規定（これらは、ドイツ再建および破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz、SAG）に基づき主にドイツで施行されている。）およびSRM規制に従い、ドイツ銀行は、有害事象の影響を適時かつ調整された方法で特定し、管理するために設計された再建および破綻処理計画の枠組みを維持する。

当行は、財務状況が著しく悪化した場合に財務状況を回復させるための措置を定めたグループ再建計画を維持している。グループ再建計画は少なくとも年に1回更新され、取締役会の承認を受ける。

一方で、当行グループの破綻処理計画は、当行自身ではなく破綻処理当局により作成される。ドイツ銀行は、当行のグループ破綻処理計画を策定している単一破綻処理委員会（SRB）およびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）と緊密に作業を行っている。当該計画は現在のところ、望ましい破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリーのオープン・バンク型ペイルインに基づいている。シングル・ポイント・オブ・エントリーのペイルイン戦略の下では、グループの安定化のため、親会社であるドイツ銀行AGは資本性金融商品（普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2）およびペイルインに適格なその他の負債の元本削減および/または株式への転換により増資を行うことになる。BRRD（SAGに基づき施行されている。）はこうした金融機関に対し、金融機関の資本再構成のためにペイルインの手法を適用してから1ヶ月以内に、金融機関の長期的な存続可能性の回復を目的とする、破綻原因に対処した事業再編計画を作成するよう要求している。破綻処理計画の目的において、ドイツ銀行は事業継続性を更に支え、改善するため、EU以外の法に準拠する顧客との財務契約に解約停止条項を追加し、主要なサービス契約に継続条項を含める等の追加的な準備を完了した。EU法に準拠する財務契約およびサービス契約は既に制定法で網羅されており、破綻処理の施策のみを理由とする契約の終了を防止している。ドイツ銀行は、優先戦略を実行するための能力とプロセスを、定期的に予行演習で検証している。当行は、優先的な破綻処理戦略に加え、SRBおよびBaFinと緊密に連携しながら、事業売却、資産管理ピークル、または承継銀行とペイルインを組み合わせた手法の適用可能性を検討する等、代替的な破綻処理戦略についてもさらに分析を進めている。

ドイツ銀行AGは米国において、改正後の2010年ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（ドッド＝フランク法）の第1編により、情報を完全にするか対象を絞るかのいずれかの形で破綻処理および運営計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）が設定した期間内に両規制当局に提出することを要求されている。ドイツ銀行AGは米国破綻処理計画において、ドイツ銀行AGの米国における特定の重要なエンティティおよび事業について整然とした破綻処理を行う戦略を実行できることを実証する必要がある。ドイツ銀行AGのように、こうした計画を要求されている国外に拠点を置く対象会社に関しては、米国破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに米国を拠点としているか業務の全体または重要部分が米国で行われている事業にのみ関連している。ドイツ銀行の米国破綻処理計画は、ドイツ銀行の米国の重要なエンティティにおけるシングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を記載しており、当行の中間持株会社の1社であるDB USA Corporationがどのように、米国の重要なエンティティの子会社を支援するために必要な流動性と資金を提供し、これらの子会社が適用される破綻処理手続を行うことなく、支払能力を維持したまま一部売却または清算できるよう

にするかを規定している。ドイツ銀行は2025年10月1日の期限までに、最新の米国破綻処理計画全文を提出した。ドイツ銀行が次に提出する破綻処理計画は、2028年7月1日を期限とする米国破綻処理計画である。

## リスク種類の管理

### 資本リスク管理

#### 内部自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は、下記「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定モデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な規制自己資本需要および経済的資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」の各項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」ならびに「経済資本の十分性」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、一連の定性的記述、定量的指標および基準値を設定している。基準値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「資本リスク限度枠」の各項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行のリスク選好の上限は、資本計画において将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない基準値を構成している。詳細は「戦略・資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の回復力と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、規制自己資本および経済資本の十分性の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年次適正自己資本に関する声明（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関する取締役会の声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本に関連するあらゆる法的要件および監督当局からの要求を充足できる能力に関する複数年評価を指す。経済的内部視点とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いた内部プロセスを指す。どちらの視点も、ベースラインおよび悪化シナリオにおいて継続的にドイツ銀行の継続性を維持することに重点を置いている。

#### 資本リスクのフレームワーク

資本リスクは、ドイツ銀行が、平常時およびストレス状況下において、既存および計画中の事業活動ならびに関連リスクを支えるのに十分な水準または構成の資本供給ができないリスクと定義される。

当行の資本リスク・フレームワークは、ドイツ銀行がさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を継続的に維持することを目的とする複数の要素から構成されている。このフレームワークは、銀行全体の戦略計画プロセスに強固に統合されており、ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセスと密接に結び付いている。財務部は、各業務部門とともに、関連するリスクの主要なリスク管理者となっており、第1のLoDとされる。全社的・財務的リスク管理部は、資本リスクに対して第2のLoDとして機能する。

全社的・財務的リスク管理部はICAAPリスク・フレームワークを設定し、資本リスク・プロファイルを評価し、財務部に対して独立した見直しを行う。これには、主要な自己資本比率に関するリスク選好の上限の設定が含まれる。上限はまた、資本計画に基準値を定め、ストレス・シナリオ下での資本リスクの定期的な評価に完全に組み込まれている。

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびベイルイン比率を管理している。財務部はドイツ銀行の資本計画を策定し、取締役会の承認を受ける。財務部は直接的に、またはグループ資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1 資本、その他Tier 1 およびTier 2 資本性金融商品ならびにTLAC/MREL 適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。

財務部は、ユーロに対する外国為替レートの変動に対するドイツ銀行のCET 1 比率と資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認したリスク選好の制約の範囲内で適切なヘッジ戦略を開発および実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、完全にヘッジされているかのいずれかである。財務部は、これにより、外貨建ての自己資本、資本控除項目およびリスク・ウェイトド・アセットによる影響のバランスを取ることを目的としている。また、財務部は関連するヘッジ費用とマーケット・リスク・ウェイトド・アセットへの影響を考慮している。

#### 資本リスク限度枠

資本リスク選好は、関連するすべての自己資本比率指標の限度枠を通じて運用される。限度枠を超過した場合は、ドイツ銀行の再建計画に基づく措置を含む、専用のエスカレーション手順が適用される。

CET 1 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率、MRELおよびECA比率を含め、主要な自己資本比率に対して限度枠が定義され、ドイツ銀行の年次戦略・資本計画の一環として、少なくとも年 1 回取締役会によりレビューされる。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ・リスク委員会は、資本需要総額、レバレッジ・エクスポージャー、経済的資本需要に関する部門別限度枠を承認する。

全体的な規制自己資本は主に、ドイツ銀行のCET 1 比率とレバレッジ比率の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループのCET 1 比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。CET 1 比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産および事業に関連する資本需要合計に含まれる規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分とドイツ銀行の複数の支店には、法律上および規制自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性ポジションを策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

#### エンタープライズ・リスク管理

ETRMは、リスク種類、事業、地域にわたって、当行のリスク・プロファイルの全体像を提供する。主な責任には以下が含まれる。

- リスク管理基準の設定等、包括的なリスク管理方針を定める。
- 当行の包括的なリスク選好を設定および監視し、事業および事業体に落とし込む。
- 新たに生じるリスクと動向の分析、将来予測的なストレス・テスト、ポートフォリオの集中、詳細な分析、特別な事象報告を通じて洞察を提供する。
- 気候変動リスク管理フレームワークを開発および管理する。
- 上級経営陣や規制当局を含む主要なステークホルダーにリスクの報告と分析を提供する。
- 信用リスクに対するリスク管理機能として、フレームワーク、リスク選好、レポート作成、ポートフォリオ分析、モデル監視等の役割を果たす。

#### 戦略リスク

戦略リスクは、誤った事業計画、事業計画の効果的ではない実行、または計画の重要な乖離に効果的に対応できないことに起因して収益が計画に達しないリスク（その他の重要なリスクを除く。）である。戦略リスクは、マクロ経済環境に対する当行のエクスポージャー、競争環境の変更、および規制や技術面での進展から生じる。また、戦略リスクは、戦略的ポジショニングのミス、当行による計画された戦略実行の失敗および/または計画目標より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略計画は毎年策定され、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。計画は、その仮定、信頼性、整合性の観点から繰り返し見直しが行われる。当年度において、事業戦略の実行は、目標に対する実績を評価するために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略・資本計画」の項に詳述されている。

戦略リスクは、極端であるが現実的な市況下における、12ヶ月間のコスト削減では相殺しきれない税引前利益の予期せぬ未達によって引き起こされる潜在的損失を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。戦略的リスク選好も、専用の指標を通じてグループ全体で設定されている。

ETRMは、戦略的リスクを独立した立場で管理する機能である。リスク選好設定や遵守状況の監視を含むフレームワークが整備されており、ETRMが定めている管理基準に準拠している。

『

#### ポートフォリオの集中リスク

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク・ドライバーの集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる。リスクの集中の管理および監視は、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク機能（エンタープライズ・リスク、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスク管理）により評価、監視および軽減される。これは、各リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および／または管理することを含むリスク選好によって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトムアップのレビューを通じて管理される。信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果は、これらのリスク種類間の不完全な相関関係から生じる分散効果を定量化する経済的資本モデルによって測定される。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、グループ・リスク委員会（GRC）である。

#### 環境、社会、ガバナンスに関するリスク

世界的な温暖化の影響、ネット・ゼロ経済への移行および気候変動に対する社会の関心の高まりにより、規制当局と銀行業界は、新たな金融リスクおよび非金融リスクの増大にさらされている。これらには、頻度と深刻度が増している異常気象から生じる物理的リスクに加えて、炭素集約型のセクターが、より高い課税、需要の減少、潜在的な金融アクセスの制限に直面することが見込まれるという移行リスクが含まれる。これらのリスクは、幅広い金融リスクおよび非金融リスク種類にわたり、ドイツ銀行に影響を及ぼす可能性がある。気候やより広範なESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関からの金融機関に対する精査が強化されており、数あるテーマの中でも特に、生物多様性と人権を保護することに資する低炭素経済への移行を支援しなければ、当行グループはレピュテーション・リスクにさらされることになる。

ドイツ銀行のリスク管理戦略では、ESGを、複数のシナリオおよびリスクにまたがる広範な環境、社会またはガバナンスに関する懸念領域を示すテーマとして捉えている。ESG要素により生じ得る影響を織り込むために、すべての非金融ESG関連リスクが特定され、適切に評価されていることを確認する必要がある当行は、内部管理が効果的であり、不備が生じた際には速やかに上申および対処が行われるよう徹底しなければならない。ドイツ銀行は、ESG関連リスクを積極的に管理しグリーンウォッシュ・リスクを軽減するために、規制当局のガイダンスに従って、ESG関連リスク管理フレームワークを定期的に見直し、強化している。気候変動リスクや他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、手法、業界標準には様々な制約があり、当行の気候関連の開示に関する不確実性が高まり続けている。一部の法域ですでに確立されている反ESG対策は強化・拡大されており、その結果、該当法域において既存の取引が打ち切れ、それらの法域との新規取引ができなくなる可能性がある一方、遵守することでレピュテーション・リスクが生じる可能性もある。

環境要素に端を発するリスクの管理においては、第一に、8つのセクター（石油とガス（上流）、発電、自動車（小型車）、鉄鋼、石炭採掘、セメント、船舶ならびに民間航空）についてドイツ銀行が設けている、脱炭素化目標とも整合されたネット・ゼロ目標の達成を目指している。これらの目標を達成するための道筋は、当行のリスク管理フレームワークに織り込まれている。環境リスクは、気候変動および環境の重要性に関する年次評価、ならびに事業、ポートフォリオおよびリスク種類（信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、レピュテーション・リスクおよびオペレーショナル・リスク）全体にわたる内部ストレス・テストを介して評価される。当該リスクは、上級リスク委員会にて協議される専用の報告書を用いて監視され、リスク選好に関する基準値、各種方針の要求事項および除外事項（環境および社会への配慮に関する方針のフレームワーク）、ならびに各ポートフォリオについて設けている早期警戒指標（EWI）を用いて管理される。気候変動リスクや環境リスクの評価は、強化されたデューデリジェンス要件を通じて、法人顧客に対する与信の承認手続きに組み込まれている。炭素集約度の高いセクターに属する法人顧客、ならびに気候変動がもたらす物理的リスクおよび自然関連（または「他の環境的な」）リスクに脆弱なセクターに属する法人顧客について、所定の期間または格付けベースの基準値を超えるような炭素集約度の高いセクターに属する法人顧客に対する新たな貸出申請については、フロント・オフィスが専用の気候変動リスク評価を実施し、信用リスク管理部門がその結果をレビューしなければならない。全体として、これらのリスクは、脱炭素化目標に基づいて当行の事業に割り当てられたカーボン・バジェットと、環境リスクを織り込んだ内部自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じて、当行のビジネス・モデルや財務計画作成に組み込まれている。

グループ・サステナビリティ委員会は、ドイツ銀行全体のサステナビリティ関連事項に関する主要なガバナンスおよび意思決定機関として機能している。これには、当行のリスクと機会だけでなく、重要な影響の評価も含まれる。またこの委員会は、当行のネット・ゼロ目標も定めている。

取締役会はサステナビリティに関する決定をグループ・サステナビリティ委員会に委任しており、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーが委員長を、チーフ・サステナビリティ・オフィサーが副委員長を務める。取締役会は、ファイナンスド・エミッションやネット・ゼロとの整合性に関する最新情報を毎月受け取る。

チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務め、取締役会が設置したグループ・リスク委員会は、リスクと資本に関するいくつかの事項を監督する権限を有する。これには、当行の気候変動リスク・フレームワークの策定に関する責任が含まれている。当委員会は、ネット・ゼロの脱炭素化に対する取組みからの逸脱に係る選好を含め、当行の気候および環境リスク選好を承認する。多くの委員会が、気候および環境リスクの特定の要素の策定と管理に対する責任を負っている。

ネットゼロ・フォーラムは、四半期報告書に加えて、主要測定指標（すなわち、脱炭素化目標や部門別カーボン・バジェット消費との整合性を測定するための指標）に関する月次速報も受け取る。

## 信用リスク管理

### 信用リスクのフレームワーク

信用リスクは、ドイツ銀行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（ドイツ銀行では、以下総称して「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。信用リスクは、相手先の信用度の低下、または相手先がドイツ銀行との契約条件を満たさない、あるいは合意されたとおりに履行されないことによる損失リスクを捉えたものである。

リスク種類分類法に基づき、信用リスクは、債務不履行／格付遷移リスク、取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策リスクおよび集中リスクの4つの主要カテゴリーに分けられている。これは、定期的に行われるリスク識別および重要性評価により補完されている。

- 信用リスクの主要な要素である債務不履行／格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- 取引／決済リスクは、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。
- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 信用集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相应に悪化するリスクである。

当行グループは以下の原則を用いて信用リスクを管理している。

- 信用リスクは以下の場合にのみ許容される。
  - 承認された顧客。
  - 第1のLoDとして、各組成チームが適切なデューデリジェンスを実施した後。
  - 新商品や既存商品の変更は、ドイツ銀行グループの商品ライフサイクル・ポリシーにおいて評価されなければならない。
  - 合意され承認されたプロセスに従って格付けが付与された場合。
  - すべての信用関連エクスポージャーが関連するリスクシステムに正しく反映されている場合。
  - 順序立ったリスク・ポジションの解消計画が検討されている場合。
- 信用リスクが、該当するリスク選好の範囲内で想定されている。
- 信用エクスポージャーの損益に対する責任は引き続き、組成したグループ部門が負っている。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは、第1のLoD、CRM / 「マーケットフォルジュ (Marktfolge)」および第2のLoDにわたり継続的に監視および管理しなければならない。
- 与信基準は、リスク選好に沿った良好なリスク・プロファイルを維持するため、全ユニットに一貫して適用される。
- 担保やその他のリスク軽減手段、ヘッジ手段、格付遷移防止手段は、代替的な返済原資となり得るが、引受基準の代わりとなるものではなく、与信プロセスの中で、相手先の債務返済能力の徹底的な評価を行わなければならない。
- ドイツ銀行は、全額キャッシュのリスクや長期間のエクスポージャーを適切に担保、保証、またはヘッジするよう努めている。このアプローチには通常、低リスクの短期取引や、証拠金で十分な損失をカバーできる特定のトレード・ファイナンスやその他の低リスク商品をサポートする貸出枠は含まれない。
- ドイツ銀行は、同一の債務者に対するすべてのエクスポージャーと貸出枠をグローバル・ベースで測定し、合算する。
- ドイツ銀行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。商品に関する適切な専門知識に基づくリスク確認を可能にするため、組成された信用リスク管理チームは、各商品または特定のリスクに精通した者で構成している。
- 必要に応じて、ドイツ銀行は法人企業または地域レベルで信用エクスポージャーを管理するプロセスを確立している。

CRR第190条の要件を満たすため、ドイツ銀行は、求められる与信プロセスに関する様々な管理を、当該管理を実行するのに最も適しているユニット/担当者に割り当てている。

気候変動リスクおよび環境リスクは、信用ライフサイクルのあらゆる段階（取引承認/顧客オンボーディング、リスク分類および信用格付け、ポートフォリオの分析および監視、担保評価等が含まれる。）に組み込まれている。

#### 信用リスクの測定

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに与信限度枠といったその他重要な構成要素によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、とりわけ、個々の相手先レベルにおける与信限度枠の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスクに関する規制自己資本需要の決定のための基礎となるものである。相手先はそれぞれ格付けされ、各格付は相手先の継続的な監視に基づき、少なくとも年に1回見直されなければならない。信用格付なしで与信限度枠が設定/承認されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（特定の商品の種類、中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の各特性を最もよく反映するために、特定の格付アプローチが確立されている。

当行の非リテール・ポートフォリオにおける相手先は、自動または半自動格付システムを一部利用して、ドイツ銀行の独立した信用リスク管理部門によって格付けされる。リテール・ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は自動判定エンジンを用いて導き出される。カントリー・リスク関連の格付は、全社的・財務的リスク管理（ETRM）リスク・リサーチから入手される。

ドイツ銀行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、ドイツ銀行は、行内の評価手法および当行の21等級格付を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該モデルを与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、信用リスク管理のリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）による承認を得なければならない。別途、すべてのモデルの変更および新たなモデルについては、モデル・リスク管理部による承認が必要となる。影響力の大きい提案については、グループ・リスク委員会の承認が推奨される。さらに、規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、モデル・リスク管理部がモデルの評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、RCRMCに報告される。

ドイツ銀行は、リスク・ウェイトド・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」の各アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的の各アプローチが当行の規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（IRBA）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これによりドイツ銀行は、その内部信用格付モデルを使用することができる。これらのモデルは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（PD）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（LGD）およびマチュリティ（M）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（EAD）の見積りの一部としての与信換算掛目（CCF）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（SFT）の大部分に関して、ドイツ銀行はEADを計算するために、CRRに従って内部モデル手法（IMM）を使用している。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。ドイツ銀行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上の枠組みの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータにはPDが含まれ、一方、LGDおよびCCFは規制上の枠組みにおいて定められている。基礎的IRBAは、CRR3導入以降、一部のエクスポージャー・クラスと、旧ポストバンクに由来するエクスポージャーの一部について強制適用されている。

ドイツ銀行は、信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。ドイツ銀行は、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。中央政府または中央銀行に対するエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。これまでIRBAに基づいて処理されていたソブリン債エクスポージャーは、2025年度にCRR第494d条に基づく標準的

アプローチに移行された。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、ドイツ銀行では経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

ドイツ銀行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本の枠組みに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。ドイツ銀行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響、ならびにLGDのボラティリティが考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが、債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。ドイツ銀行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

『

当行の信用ポートフォリオを管理するための主要な構成要素としての信用格付（個々の取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、ドイツ銀行はすべての信用エクスポージャーに対する信用限度枠を設定する。与信限度枠は、特定期間にドイツ銀行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、ドイツ銀行はとりわけ内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額は適切なヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、ドイツ銀行は、現在の時価および当行と相手先との法的契約に基づく関連する期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。

#### IFRS第9号に基づく減損

次の章では、当行グループは、IFRS第9号の減損フレームワークの概要、2025年度に実施されたモデルの更新および手法、ならびに主要なモデル仮定とその変更を説明する。信用損失引当金に適用されるマネジメント・オーバーレイの変動、関連する仮定およびECLの計算に対するインプットのレビュー方法、ならびに潜在的なモデルの不正確性の評価に関する詳細が記載されている。主要な仮定の合理的な変更の影響について透明性を高めるために、以下の別の項でモデルの感応度を説明し、IFRS第9号に基づくモデルの結果の主要な要因で締めくくる。

#### IFRS第9号のモデルと手法に関する記述

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価で測定する、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するすべての信用エクスポージャー、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。当行の減損アプローチの目的上、当行グループはこれらの商品を金融資産と呼ぶ。

当行グループは、IFRS第9号に基づき、以下のとおり信用損失引当金を算定している。

- ステージ1は、当初認識後に信用リスクが著しく増大していないと想定される金融資産が分類される。
- ステージ2には、債務不履行とはなっていないが、当初認識時以降に信用リスクが著しく増大しているすべての金融資産が含まれる。
- ステージ3は、所要自己資本規制（CRR）第178条に基づくドイツ銀行の方針に従い、債務不履行とみなされる金融資産から成る。当行グループでは、こうした金融資産を減損金融資産、不履行金融資産、デフォルト金融資産と定義している。
- 信用リスクの著しい増大は、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報に基づく定性的情報および定量的情報を用いて決定される。
- 購入または組成した信用減損（POCI）の金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠が存在し、当行グループがディスカウントで購入した資産である。

IFRS第9号の減損アプローチは、当行グループの信用リスク管理手続の不可欠な一部である。ECLの見積りは、当行グループのECLモデルを用いた、パラメータに基づく自動ECL計算によって行われるか、または信用責任者によって決定される。どちらの場合も、各金融資産について個別に計算が行われる。同様に、ステージ間の移行が必要かどうかの決定も資産ごとに個別に行われる。当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

当行グループは、ECLの測定に、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成要素を使用している。当行グループは、ECLの算定のため、パーゼル内部格付手法（IRBA）に基づく資本需要の算定および内部リスク管理の実務に使用される既存のパラメータを可能な限り活用している。これらのパラメータは、IFRS第9号の要件（例えば、ポイント・イン・タイム格付の使用および規制上のパラメータにおける景気後退のアドオンの除去）を満たすために必要に応じて調整される。将来の経済変数の予測をECLの測定に組み込むことにより、各ステージの信用損失引当金への影響が生じる。全期間のECLを計算するために、当行グループの計算は、経済予測を反映した遷移マトリックスから、対応する全期間のPDを算出する。

当行グループは、ECLモデルおよびその構成要素を定期的に見直し、検証しており、その結果、再調整およびモデル変更を含むモデルの更新が行われる場合があり、その一部は会計上の見積りの変更につながる可能性がある。今後行われるいかなるモデルの更新もECLに影響を与える可能性があり、そのため信頼性をもって定量化することができないモデルの不確実性を内包している。

#### ステージの決定と信用リスクの著しい増大

当初認識時にPOCIに該当しない金融資産はステージ1に反映される。信用リスクが著しく増大した場合、当該金融資産はステージ2に移される。信用リスクの著しい増大は、格付関連指標とプロセス関連指標を用いて決定される。金融資産のステージ3への移行は、借手が債務不履行に陥っている場合に行われる。借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての金融資産はステージ3に移される。

ステージ2の格付関連指標：2025年度第3四半期に、ドイツ銀行はステージ2の格付関連指標アプローチに変更を加えた。当該アプローチにおいて、当行グループは、報告日における借手の全期間のPDと、当初認識日における見積りの全期間のPDを比較し、IFRS第9号の減損の範囲において借手のPDと、その結果借手の取引のいずれかに重要な変化があったかどうかを判断する。これまでは、全期間PDの格付分布は、過去に観測された格付遷移情報と様々な経済シナリオのサンプリングに基づきモデルにより決定されていた。この分布の分位点は相手先クラスごとに定義されており、全期間PDの基準値として選択されるものであった。ある取引の現在の全期間PDが、残存期間にわたり、この基準値を超える場合、当該金融資産は信用リスクが著しく増大しているものとしてステージ2に移された。新たなアプローチは、報告日における年率換算した全期間PDを、組成時における年率換算した条件付全期間PDの見積りと比較するものである。比較には相対的基準値と絶対的基準値が用いられ、これはモデルの重要な仮定となっている。低リスク資産（組成時における年率換算した条件付PDが0.5%以下と定義される。）と、残りの高リスク資産とは、異なる相対的基準値が適用される。高リスク資産の相対的基準値はPD増加率63%、低リスク資産の相対的基準値はPD増加率131%であり、これらには、絶対的基準値であるPD増加率5.05%という下限が設定されている。新たに導入された基準値のいずれかを超過した場合、当該金融資産は信用リスクが著しく増大したとみなされ、ステージ2に移される。この見積りの変更により、導入時点で信用損失引当金が15百ユーロ増加し、全ポートフォリオのステージ1および2に影響を与えた。さらに、当行グループは、新たな格付関連アプローチが導入されるまでのバックストップとして、年率換算した全期間PD増加率の3倍をステージ2の追加トリガーとして適用した。この新たなアプローチでは、バックストップが適用される資産は常にステージ2として識別される。

ステージ2のプロセス関連指標は従来のリスク管理指標を用いて導き出され、当行の見解では、金融資産の信用リスクが著しく増大しているという状況を表す。これには、信用ウォッチリストに強制的に追加された借手、ワークアウト手続に移管された借手、支払いが30日以上延滞している、または条件が緩和された借手が含まれる。1または複数のプロセス関連指標または格付関連指標の条件が満たされ、金融資産の借手が債務不履行の定義を満たす状態になっていない限り、資産はステージ2にとどまる。ステージ2の指標の条件が満たされなくなり、かつ金融資産が債務不履行にもなっていない場合、当該金融資産はステージ1に戻される。条件が緩和された正常金融資産の場合、猶予期間は、金融資産がステージ1に分類変更される前の2年間となり、これは規制ガイダンスに基づくものである。

借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての取引はステージ3に分類される。借手の債務不履行がその後解消された場合、規制ガイダンスに基づく是正条件（猶予期間を含む。）が適用され、3ヶ月以上、または破綻した再編の場合は1年である。規制上の猶予期間または条件が満たされると、借手は債務不履行に分類されなくなり、ステージ2またはステージ1に移される。

ステージ3のECLの計算では、同質なポートフォリオおよび同質でないポートフォリオにおける取引と、POCI金融資産とを区別している。当行グループは、ステージ3の取引および同質なポートフォリオの取引に対する取引ごとの信用損失引当金の決定に、パラメータに基づく自動化されたアプローチを使用している。これらの取引について、LGDパラメータは時間に依拠するよう大部分がモデル化されている。すなわち、債務不履行後の時間経過に伴う回収予定額の減少を考慮している。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオに対する金融の信用損失引当金は、POCI資産に対する信用損失引当金と同様に信用責任者により決定され、取締役会を含む設定された権限に沿って承認されなければならない。これにより、信用責任者は、報告日現在入手可能な情報と、借手および金融資産ごとの回収予測を検討することができる。

#### 主要なインプット要因の見積手法

当行グループのECLの算定における主要なインプット要因の最初の一つは、当行の内部格付システムから導出された借手の1年間のPDである。当行グループは、当行グループのすべてのエクスポージャーについて21等級の格付評定基準に基づいて、関連する借手の信用エクスポージャーごとにPDを割り当てている。

借手に割り当てられる格付は内部で開発された格付モデルに基づいて導出されている。このモデルは、顧客に関連する、一貫性のある区別可能な基準を設定し、一部の顧客に与えられた特定の一連の基準に基づいて格付を付与するものである。この一連の基準は、一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ（格付機関等）を含む、各顧客セグメントに関連する情報セットから作成される。使用される方法は、統計的スコアリング・モデルから、利用可能な関連する定量的および定性的情報を考慮に入れた、専門家によるモデルにまで及ぶ。専門家によるモデルは通常、「中央政府および中央銀行」、「機関」および「法人」の各エクスポージャー・クラスにおける借手に適用されるが、統計的スコアリング・モデルに利用可能な十分なデータ基盤がある「法人」は例外である。「法人」と「リテール」では、統計的スコアリング・モデルまたは両方のアプローチを組み合わせたハイブリッド・モデルが一般的に用いられている。定量的格付手法は、ロジスティック回帰等の適用される統計的モデル化手法に基づいて開発されている。

1年間のPDは、スルー・ザ・サイクル・マトリックスおよびマクロ経済予測を用いて、複数年のPDカーブに拡張される。マクロ経済のベースライン予測をはじめとする経済シナリオに基づき、スルー・ザ・サイクル・マトリックスは初めに、通常は2年間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスに転換される。ポイント・イン・タイム・マトリックスの計算では、マクロ経済変数と借手の債務不履行および格付行動との関連が利用される。その関連は、マクロ経済変数（MEV）や過去の格付および債務不履行のデータを用いた、回帰分析手法による時系列から導出される。最後に、合理的かつ裏付け可能な予測が入手可能な期間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスから複数年のPDカーブが導出される。それらの期間を超える部分については、スルー・ザ・サイクル格付遷移マトリックスに基づいて推定される。

ECLの算定における2つ目の主要なインプットはLGDパラメータであり、これは借手が債務不履行となった場合の損失強度と定義される。これは、債務不履行事象が発生した際に回収できないエクスポージャーの見積りを提供するものであり、したがって、損失強度を把握するものである。概念として、LGDの見積りは借手のデフォルト確率とは無関係である。ステージ1およびステージ2に適用されるLGDモデルは、規制上のLGDモデルに基づくものであるが、IFRS第9号の要件（景気後退のアドオンの除外とワークアウトの間接費の除外）について調整されており、損失の主な要因（担保のレベルや質、顧客や商品の種類、貸出枠の優先順位等）が、リスク・ドライバーとしてLGDの見積りに反映されていることを確認している。2025年6月に、当行グループは、IFRS第9号の会計フレームワークで使用されているデフォルト時損失率（LGD）のパラメータに関するモデルを更新した。これは主に、規制ガイドラインに基づくソルベンシー・フレームワークで導入されている関連モデルとの整合性を図るためである。この見積りの変更により、導入時点で信用損失引当金が133百万ユーロ（純額）減少し、すべてのステージに影響を及ぼした。信用損失引当金の最も顕著な減少は、プライベート・バンクで確認された。コーポレート・バンクとインベストメント・バンクでは、主にステージ1とステージ2に正味の影響が表れたが、それほど顕著ではなかった。しかし、CRE等の一部の基礎となるポートフォリオでは、信用損失引当金のより顕著な増加が確認されたが、これらの事業における他の基礎となるポートフォリオでの信用損失引当金の減少によって相殺された。

2025年度第3四半期において、当行グループは関連するフィーダー・モデルおよびレシーバー・モデルの性能の検証を継続した。その結果に基づき、3つのデフォルト確率（PD）モデルと1つのLGDモデルが再調整され、その結果、信用損失引当金が110百万ユーロ増加し、主にインベストメント・バンクとプライベート・バンクを含むすべてのステージに影響を与えた。

LGD予測には、FLI LGD係数を使用して主要なMEVを予測することにより、将来予測的な情報（FLI）も組み込まれている。これらのLGDの調整は、経済サイクル全体にわたる中立的な基準点を表す、長期的な過去の平均に照らして定量化されている。

債務不履行に陥った同質のポートフォリオに関するLGD設定は、デフォルト後の時間経過に部分的に依拠し、統計的手法を用いて当行グループの数十年間の損失と回収実績に基づいて調整されるか、または重要性の低いポートフォリオについては、専門家の判断により特定のLGDモデルの入力パラメータ（キュアラート等）が決定される。

3つ目の主要なインプットは金融資産の存続期間にわたるデフォルト時エクスポージャーであり、これは予想される返済プロファイル（均等償却、元利均等、一括返済等）を考慮してモデル化される。期限前返済オプションは、一部のポートフォリオについてのみモデル化されている。当行は、EADの額を計算するために、具体的な与信換算掛目（CCF）を適用する。概念として、EADは、債務不履行時の借手に対する信用エクスポージャーの見込額と定義される。取引が未使用限度額を伴うものである場合、借手の債務不履行の場合に予想される未払額を適切に反映するために、未使用限度額の割合を未払額に加算する。これは、コミットメントに関して、債務不履行時の利用率が現在の債務残高よりも高い可能性があるという仮定を反映している。取引が追加の偶発的要素（すなわち、保証）を含む場合、債務不履行の場合に引き出される保証額を見積るために、CCFモデルの一部として追加の割合が適用される。このようなパラメータの調整は過去の内部データのほか、実証分析や専門家の判断に基づいており、借手および商品の種類を考慮している。規制目的上、監督当局策定のCCF値を適用する必要がある場合は、IFRS第9号では内部の見積りが適用される。

予想残存期間

IFRS第9号では全期間のECLを算定することが求められ、これは金融資産の予想残存期間が主要なインプット要因となる。全期間のエCLは、金融資産の予想される残存期間にわたる債務不履行事象を表す。当行グループは、当行グループが信用リスクにさらされる契約上の最長期間（借手の延長オプションを含む。）にわたる債務不履行リスクを考慮して、ECLを測定する。

個人向け当座貸越、クレジット・カード利用枠および特定の法人向けリボルビング貸出枠は通常、貸出金と未利用のコミットメントの要素の両方を含んでいる。このような要求払の貸出枠の予想残存期間は、通常は当行グループが信用リスクの上昇を認識した場合にのみ解約されることから、契約上の残存期間を超える。予想残存期間は、過去の情報、ならびに与信限度額の引下げや貸出枠の解約といった当行グループの信用リスク管理部の取組みを考慮して見積られる。このような貸出枠が信用リスク管理部による個別審査の対象である場合、ECLの計算に使用される残存期間は12ヶ月である。信用リスク管理部による個別審査の対象ではない貸出枠については、当行はECLの計算に24ヶ月の残存期間を適用している。

#### IFRS第9号に基づくモデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、実効金利（EIR）の近似値を適用する。これは通常、約定金利である。約定金利はECLモデル、利息の認識、およびECLの割引において一貫して用いられており、EIRと大きく異なるものではないため、適切な近似値であるとみなされる。

#### IFRS第9号の予想信用損失の計算における担保の検討

ECLモデルは、ある金融資産の残存期間中の各時点における担保のレベルを予測するものである。報告日現在、このモデルは担保分配プロセスを用いて、対象となる各担保の価値を関連する金融資産に配分する。ECLの計算において、当行グループはその後、配分された担保価値と金融資産のエクスポージャー価値に基づき、リスク・ドライバーとしてLGDモデルに組み込まれる実物担保から生じるカバレッジを計算する。

ECLモデルでは、保証等の個人担保に関して、担保の相対的なレベルが長期的に安定していることを前提としている。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャー残高と担保価値は時間の経過とともに減少する。不動産等の現物担保については、ECLは担保の絶対価値が一定であると仮定する。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャーの担保付部分は時間の経過とともに増加し、融資比率はそれに応じて減少する。

特定の金融保証契約は、保証された金融資産にとって不可欠である。このような場合、金融保証は当該金融資産の担保とみなされ、保証による利益は保証された金融資産のECLを軽減するために用いられる。

#### 将来予測的な情報

IFRS第9号では、信用損失引当金は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮した上で、不当なコストや労力を払うことなく入手可能な合理的かつ支持できる将来予測的な情報に基づき計上される。

将来予測的な情報を当行グループの信用損失引当金に盛り込むため、当行は以下の2つの主要な要素を用いている。

- 基本シナリオとして、当行グループは外部調査によるマクロ経済予測（GDPおよび失業率に関するコンセンサス等）を利用する。さらに、ストレス・テスト用に当初開発されたシナリオ拡大モデルが、外部のコンセンサス・データでカバーされないマクロ経済変数の予測に利用される。すべての予測は、これらの各変数の最も可能性の高い変動を反映して予測される。当行グループは、四半期におけるマクロ経済の要因に関する予測を定期的に更新し、また、潜在的なモデルの不正確性の側面（例えば、モデルにすでに含まれていない場合の、モデルの調整に使用された過去の範囲に含まれないMEVパラメータ）をMEVの監視フレームワークの一部として見直し、オーバーレイの必要性を評価する。
- その後、統計的手法を適用して、基本シナリオ予測を、マクロ経済変数の確率分布に変換する。これらのシナリオは基本シナリオ予測との乖離を特定する。その後、シナリオの分布が、ステージ2の格付関連指標の箇所で前述したECLの計算や金融資産の信用の質の著しい悪化の識別に適用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎として用いられる。

当行グループのリスクおよび金融信用損失引当フォーラムは、最新のマクロ経済変数を含む将来予測的な情報の影響を四半期ごとに監視し、追加のオーバーレイが必要かどうかを判断する。金利とインフレは個別にMEVに含まれていないが、金利とインフレの上昇が予測に浸透するにつれて、これらのリスクの経済的影響は、GDP成長率、失業率、株式および信用スプレッドに反映される。2025年12月31日現在、ECLモデルに適用されたコンセンサス・データは、最新のマクロ経済の動向を反映しているとみなされ、MEVにおける関連するすべての不確実性を検討した結果、追加のオーバーレイの必要はなかった。

前述のとおり、将来予測的な情報をECLの計算に織り込む当行グループのアプローチでは、今後2年間から3年間の予測を、PDおよびLGDの予測に織り込んでいる。合理的かつ裏付可能な経済的予測が可能な期間を超える期間については、過去に観測された債務不履行の傾向、格付遷移および回収実績を用いてECLを測定する方法に戻される。

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の、IFRS第9号に基づく当行グループのモデルに織り込まれているマクロ経済変数ごとの将来予測的な情報を示したものである。

適用された将来予測的な情報

2025年12月31日現在(注1)(注2)

	1年目 (四半期平均)	2年目 (四半期平均)
GDP - 米国	1.87%	1.97%
GDP - ユーロ圏	1.16%	1.44%
GDP - ドイツ	0.65%	1.54%
GDP - イタリア	0.60%	0.91%
GDP - アジア開発途上国	4.45%	4.78%
GDP - 新興国市場	3.85%	4.19%
失業率 - 米国	4.42%	4.29%
失業率 - ユーロ圏	6.30%	6.18%
失業率 - ドイツ	3.75%	3.66%
失業率 - イタリア	6.14%	6.22%
失業率 - スペイン	10.37%	10.05%
失業率 - 日本	2.49%	2.45%
不動産価格 - 米国CREインデックス	300.74	301.87
不動産価格 - ユーロ圏CREインデックス	110.44	111.75
不動産価格 - 米国住宅価格インデックス	331.21	340.69
不動産価格 - ドイツ住宅価格インデックス	157.28	158.82
不動産価格 - スペイン住宅価格インデックス	2,213.53	2,264.16
株式 - S&P500	6,942	7,366
株式 - Eurostoxx50	5,793	6,086
株式 - DAX40	24,453	25,886
株式 - MSCI EAFE	1,288	1,351
株式 - MSCI Asia	2,068	2,160
株式 - Nikkei	50,891	53,099
クレジット - High Yield Index	308.27	348.99
クレジット - CDX High Yield	333.97	370.05
クレジット - CDX IG	54.64	62.78
クレジット - CDX Emerging Markets	149.82	179.86
クレジット - ITX Europe 125	56.42	62.27
コモディティ - WTI	61.07	59.01
コモディティ - 金	3,976.94	4,189.01

♯  
(注1) 2025年12月8日現在のブルームバーグ・コンセンサスに基づくMEV。2025年12月31日までほぼ変動はなかった。  
(注2) 1年目は2025年度第4四半期から2026年度第3四半期、2年目は2026年度第4四半期から2027年度第3四半期。

♯

2024年12月31日現在(注1)(注2)

	1年目 (四半期平均)	2年目 (四半期平均)
GDP - 米国	2.23%	2.04%
GDP - ユーロ圏	1.04%	1.19%
GDP - ドイツ	0.38%	1.14%
GDP - イタリア	0.74%	1.02%
GDP - アジア開発途上国	4.53%	4.26%
GDP - 新興国市場	4.11%	3.81%
失業率 - 米国	4.29%	4.20%
失業率 - ユーロ圏	6.46%	6.42%
失業率 - ドイツ	3.46%	3.40%
失業率 - イタリア	6.50%	6.76%
失業率 - スペイン	11.12%	10.93%
失業率 - 日本	2.48%	2.40%
不動産価格 - 米国CREインデックス	312.27	316.81
不動産価格 - ユーロ圏CREインデックス	107.75	108.39
不動産価格 - 米国住宅価格インデックス	325.05	333.47
不動産価格 - ドイツ住宅価格インデックス	152.78	158.19

不動産価格 - イタリア住宅価格インデックス	103.82	104.92
不動産価格 - スペイン住宅価格インデックス	1,959.68	2,000.70
株式 - S&P500	6,109	6,436
株式 - Eurostoxx50	4,965	5,162
株式 - DAX40	20,131	20,968
株式 - MSCI EAFE	1,069	1,112
株式 - MSCI Asia	1,602	1,630
株式 - Nikkei	38,972	39,582
クレジット - High Yield Index	312.32	358.66
クレジット - CDX High Yield	332.33	374.29
クレジット - CDX IG	56.50	64.29
クレジット - CDX Emerging Markets	177.90	202.59
クレジット - ITX Europe 125	62.15	68.66
コモディティ - WTI	70.46	65.85
コモディティ - 金	2,588.02	2,612.91

Ⓐ (注1) 2024年12月5日現在のブルームバーグ・コンセンサスに基づくMEV。2024年12月31日までほぼ変動はなかった。  
(注2) 1年目は2024年度第4四半期から2025年度第3四半期、2年目は2025年度第4四半期から2026年度第3四半期。

#### Ⓕ モデルの感応度

当行グループは、IFRS第9号に基づくモデルに含まれる3つの主要なモデルの仮定を特定した。これらには、将来予測的なマクロ経済変数、借手に信用リスクの著しい増大がありステージ2に移すかどうかを判断するための定量的基準、およびステージ3の均質なポートフォリオに関するLGDの設定が含まれる。以下で、当行は、ECLモデルに適用されたこれらの主要な仮定が当行の基本ケースの予想から逸脱した場合の潜在的な影響に関する感応度分析を示している。

#### マクロ経済変数

以下の表は、主要なMEV予測の潜在的変動に対するECLモデルの感応度を示しており、2025年12月31日および2024年12月31日現在における、MEVの下方シフトと上方シフト（各グループに個別に決定された。）によるステージ1およびステージ2のECLに対する影響を示したものである。シフトの規模は1標準偏差の範囲で選択される。標準偏差は、確率変数の値の分布を表す統計的尺度である。これらのグループはそれぞれ同じカテゴリーのMEVで構成されている。

- GDP成長率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、アジア開発途上国、新興国市場を含む
- 失業率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、日本、スペインを含む
- 株式：S&P500、Eurostoxx50、DAX 40、Nikkei、MSCI Asia、MSCI EAFE
- 信用スプレッド：ITX Europe 125、High Yield Index、CDX IG、CDX High Yield、CDX Emerging Markets
- 不動産：ユーロ圏CREインデックス、米国住宅価格インデックス、ドイツ住宅価格インデックス、イタリア住宅価格インデックス、スペイン住宅価格インデックス
- コモディティ：WTI原油価格、金価格

金利とインフレは、上記の一連のMEVに含まれていないが、これらのリスク・ドライバーの変動に伴う悪影響は、概して、ECLモデルに織り込まれている他の経済的予測に織り込まれており、当該悪影響には、GDP成長率の低下、失業率の上昇、信用スプレッドの拡大等がある。

さらに、感応度分析には、MEVグループ合算の影響のみが含まれる（すなわち、複数のMEVグループ間の潜在的な相関関係またはマネジメント・オーバーレイの影響は考慮されていない。）。ステージ3に係るECLの定量化は、各種ポートフォリオ向けのモデルベースのプロセスに沿ったものではないため、下表からは除外されている。

2024年12月31日現在と比較して、感応度の計算は、IFRS第9号の会計フレームワークで使用されるLGDパラメータの更新や、段階的評価のための信用リスクの著しい増加（SICR）モデルの更新等、2025年度に運用開始されたECLモデルの更新を反映している。FLIがPDに与える影響とFLIがLGDに与える影響はいずれも、すでに2024年度の感応度に反映されている。2025年12月31日現在、感応度にはFLI LGDモデルを旧ポストバンクのポートフォリオに拡張したことも反映されており、その結果、不動産価格に対する感応度が高くなっている。さらに、GDP、失業率、不動産価格の感応度が全体的に上昇したのは、前年と比較してECLのベースライン水準が上昇したことも要因となっている。

#### IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - グループ・レベル

	2025年12月31日現在
上昇に対する感応度	下落に対する感応度

	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-76.3	-1pp	87.2
失業率	-0.5pp	-49.4	0.5pp	51.6
不動産価格（注1）	5%	-35.3	-5%	40.1
株式	10%	-17.1	-10%	23.7
信用スプレッド	-40%	-19.5	40%	21.6
コモディティ（注2）	10%	-6.9	-10%	7.4

2024年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-66.4	-1pp	71.8
失業率	-0.5pp	-44.9	0.5pp	49.0
不動産価格（注1）	5%	-13.9	-5%	16.0
株式	10%	-14.1	-10%	17.8
信用スプレッド	-40%	-20.7	40%	24.2
コモディティ（注2）	10%	-7.7	-10%	8.7

♯

（注1） ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

（注2） ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。1pp（パーセンテージ・ポイント）は、例えばGDPが3%から4%に変動する。1%（パーセンテージの変動）は、例えば不動産価格が100から101に変動する。

♯

部門レベルでは、当該感応度分析は2025年および2024年12月31日に終了した各事業年度について実施され、インベストメント・バンクについてはGDP成長率、信用スプレッド、コモディティ価格が支配的な要因であることが明らかになったのに対し、コーポレート・バンクとプライベート・バンクのモデルの感応度は主にGDP成長率と失業率の変動に関連している。プライベート・バンクのモデルの感応度の表は、基礎となるポートフォリオに関連する主要なMEVとして、GDP成長率と失業率のみを示している。

#### IFRS第9号 - ステージ1 およびステージ2 で適用される将来予測的な情報の感応度 - コーポレート・バンク

2025年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-16.0	-1pp	19.2
失業率	-0.5pp	-11.0	0.5pp	12.2
不動産価格（注1）	5%	-4.3	-5%	5.4
信用スプレッド	-40%	-4.1	40%	4.5
コモディティ（注2）	10%	-2.2	-10%	2.4

2024年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-18.2	-1pp	20.3
失業率	-0.5pp	-12.6	0.5pp	14.2
不動産価格（注1）	5%	-2.1	-5%	2.2
信用スプレッド	-40%	-4.5	40%	5.0

コモディティ（注2）	10%	-2.8	-10%	3.1
------------	-----	------	------	-----

（注1） ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

（注2） ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - インベストメント・バンク

	2025年12月31日現在			
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-36.1	-1pp	41.5
失業率	-0.5pp	-10.7	0.5pp	11.6
不動産価格（注1）	5%	-19.4	-5%	21.5
株式	10%	-5.6	-10%	9.3
信用スプレッド	-40%	-14.0	40%	15.7
コモディティ（注2）	10%	-4.4	-10%	4.7

	2024年12月31日現在			
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-26.4	-1pp	28.9
失業率	-0.5pp	-11.0	0.5pp	12.1
不動産価格（注1）	5%	-8.5	-5%	10.2
株式	10%	-4.7	-10%	5.9
信用スプレッド	-40%	-13.5	40%	16.2
コモディティ（注2）	10%	-4.6	-10%	5.3

（注1） ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

（注2） ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - プライベート・バンク

	2025年12月31日現在			
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-22.6	-1pp	24.6
失業率	-0.5pp	-26.9	0.5pp	26.8

	2024年12月31日現在			
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-18.3	-1pp	19.3
失業率	-0.5pp	-19.5	0.5pp	20.6

ステージ1の借手の全期間の予想信用損失の影響

前述のとおり、当行グループは、影響を受ける借手が全期間のECL（ステージ2）への移行を必要とする信用リスクの著しい増大を決定するために、定量的基準と定性的基準の両方を利用している。ドイツ銀行がステージ1の借手すべてについて全期間の予想信用損失を計上した場合、2025年12月31日および2024年12月31日現在の当行グループの信用損失引当金それぞれ66億ユーロおよび62億ユーロは、2025年度末および2024年度末においてそれぞれ約28%および約34%増加することとなる。

### ステージ3のLGDの設定

同質なポートフォリオのステージ3における当行グループの信用損失引当金は、2025年12月31日現在で24億ユーロ、2024年12月31日現在で23億ユーロである。ECL引当金を決定する際の主な要因は、個々のポートフォリオによって異なる、見積デフォルト時損失率である。デフォルト時損失率は、回収率、担保の売却による収入、およびキュアレートによる影響を受ける。ポートフォリオによっては、とりわけ予想キュアレートに関する専門家の判断が要因として含まれるものもある。すべての同質なポートフォリオのLGDが1%上昇した場合、ステージ3のECLは2025年12月31日現在において約28百万ユーロ増加し（うち、20百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）、2024年12月31日現在で約26百万ユーロ増加する（うち、17百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）。

### IFRS第9号に基づくモデルアウトプットに適用されるマネジメント・オーバーレイ

当行グループは、IFRS第9号に基づく手法およびプロセス、ECL計算の主要なインプットを定期的に見直し、今後予定されるモデルの変更、潜在的なモデルの不正確性、またはその他の見積りの不確実性（例えばマクロ経済環境）について協議し、重要なオーバーレイの計上の必要性を判断している。さらに、現在のような地政学的環境においては特に、進化するリスクや新たに発生しつつあるリスクを定期的にレビューしている。講じている措置には、顧客を対象とした調査およびインタビューや、事業、地域およびセクター全体にわたるポートフォリオ分析が含まれる。さらに、当行グループは、主要なモデルのインプットと仮定（フィーダー・モデルのものを含む。）を定期的に見直しして検証し、専門家の判断が適用される場合は、当行グループのリスク管理フレームワークに沿っていることを確認する。2025年12月31日現在、当行グループには2つの既存のオーバーレイがあり、1つは借換リスクに関連するモデルの改良（未実施）を反映したもので、もう1つは、当行のポートフォリオ・レビューと信用リスク評価からの観察結果を反映するために新たに作成されたオーバーレイである。これらの既知のモデルの欠陥とオーバーレイを除けば、オーバーレイを必要とするような追加のモデルの欠陥は、当行グループでは特定されなかった。

2025年度末現在、当行グループのIFRS第9号に基づくマネジメント・オーバーレイは、2024年度末の124百万ユーロに対し、156百万ユーロとなった（その結果、両期間とも信用損失引当金が増加した。）。2025年度末現在のマネジメント・オーバーレイには、前述のとおり、借換リスクに関連するモデルの改良による予想される影響と、当行のポートフォリオ・レビューおよび信用リスク評価から得られた見解の、主に2つの項目が含まれていた。借換リスクに関するオーバーレイは2024年度にすでに存在しており、2025年度中に調整された。さらに、2024年度末にはPDパラメータの再調整に関するオーバーレイを計上したが、これは2025年度に戻し入れられた。2025年度中のマネジメント・オーバーレイへの変更は主に、第1四半期中に発表された米国の関税措置による影響を考慮した関税専用オーバーレイによるものである。

### ECLの総合的な評価

ドイツ銀行のECLモデルが、2025年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を考慮していることを確認するために、当行グループは、新たに発生しつつあるリスクを引き続きレビューし、ベースラインおよび下振れの潜在的な影響ならびに当行の信用戦略とリスク選好を管理するために必要な取組みを評価した。これらレビューの結果、2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行は予想信用損失に係る引当金を適切に認識していると判断している。

上述のレビューの結果および主要ポートフォリオ指標の策定は、信用リスク選好および管理フォーラムおよびグループ・リスク委員会、また必要に応じて取締役会および監査委員会で定期的に協議される。必要な場合には、リスクを軽減するための措置が取られる。顧客格付は最新のマクロ経済の動向を反映するよう定期的に見直され、潜在的に重大なリスクが識別された場合、顧客はウォッチリスト（ステージ2）に移され、条件緩和措置が交渉され、与信限度枠と担保設定が見直される。全体として、当行グループは、日々のリスク管理活動と新たに発生しつつあるリスクの定期的なレビューに基づいて、ECL引当金を適切に計上していると考えている。

### IFRS第9号に基づくモデルの結果

2025年度の信用損失引当金繰入額は、2024年度の18億ユーロから減少し、17億ユーロ（平均貸出残高の36ベース・ポイント（bps））となり、これは第3四半期終了後に発表したガイダンスに沿った水準であった。この減少は主に、商業用不動産セクターの引当金繰入額が高水準で推移したにもかかわらず、ステージ3の引当金繰入額が減少したことによるものである。これは、モデル関連の影響によるステージ1引当金およびステージ2引当金の増加により一部相殺された。

気候変動リスクについては、移行リスクおよび物理的リスクのエクスポージャーの上昇がECLに及ぼす影響の見積りにより、2025年12月31日および2024年12月31日に終了した両事業年度において、信用損失引当金繰入額に対する調整が必要になることはなかった。

各セグメントに関連する信用損失引当金繰入額の詳細については、「セグメント業績」の項を参照のこと。

IFRS第9号の減損の要件に関連する当行グループの会計方針の詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

## 信用リスクの管理および軽減

### 相手先レベルでの信用リスクの管理

信用関連の相手先は主に、与信チーム内の信用責任者に割り当てられる。与信チームは、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）経済圏（例えば、新興市場）または商品に応じて構成されており、必要に応じて専門の格付アナリスト・チームの支援を受ける。ただし、リテール顧客は営業ユニットが担当する。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信息意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、これらの高度に自動化されたリテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を監視する。各与信権限保有者または信用責任者は、割り当てられた相手先について、継続的な信用監視を実施する責任を負う。ドイツ銀行はまた、初期段階でリスク悪化/損失のリスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを識別することを目的とした手続を整備している。

ドイツ銀行が債務不履行/損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな新たな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを「ウォッチリスト」に記載する。ドイツ銀行は、リスクが増大する信用エクスポージャーを効果的に管理し、当行のリスク管理ツールが適切に利用され、潜在的な損失を最小限に抑えることができるよう、早い段階でこうした相手先を特定することを目指している。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見はドイツ銀行の与信カルチャーの基本理念であり、これらのポジションに対する経営陣の意識を高めることを目的としている。

個々の相手先の与信限度枠は、（リテール顧客以外は）信用リスク管理部が、各信用責任者に割り当てられた与信権限を適用して設定する。これは、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による4つの目の原則の下での電子署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。

必要な与信限度枠を設定するために与信権限が不十分な場合、対象取引はそれぞれの与信権限を有する与信権限保有者に照会されるか、または最上位の個人的権限を超える場合は適切な与信委員会に照会される。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。

### 相手先レベルでの信用リスクの軽減

ドイツ銀行では、内部格付や当行の相手先集中リスク・ガイドラインへの遵守によって相手先の信用の質を決定することに加え、信用リスクを緩和・保護する様々な技法を駆使して信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。これらの技法は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる様々な形式の担保。担保管理の主要な原則には、法的効力および強制力、慎重かつ現実的な担保評価、リスクと規制上の自己資本の削減、コストの効率性が含まれる。
- 債務者の債務不履行リスクを第三者に移転するリスク移転（重要なリスク移転手段を含む。）は、当行の戦略的法人貸出（SCL）事業部門によって実行される。
- デリバティブおよび証券金融取引（レポ取引等）からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。
- 主に当行のカウンターパーティ・ポートフォリオ管理デスクを通じたCDS契約を用いた、CVAを含むデリバティブのカウンターパーティ・リスクのヘッジ。

## 担保

ドイツ銀行は、信用リスクにさらされる顧客から担保を受け取ること、または法的効力および強制力のある契約により合意された第三者により担保を提供されることについて定期的に合意しており、理由を付した書面による法的意見により文書化されている。担保とは、譲渡もしくは差入資産（資金提供）または第三者の債務（非資金提供）の形での信用保護であり、債務不履行事象発生の際の回収を改善させる、または相手先の債務不履行リスクの代わりとなることにより、エクスポージャーの

信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。ドイツ銀行は通常、各事業にとって価値があり、かつ適格と認められるあらゆる種類の担保を対象としているが、特定の事業または地域においては、それぞれの市場の慣習に従い、または効率性の観点から、担保の種類を制限することがある。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準や、CRR第194条(9)に従った相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

ドイツ銀行は、以下の2種類の信用保護アプローチを区分している。

- 金融およびその他の担保といった資金提供型信用保護は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保/資産を清算することにより、ドイツ銀行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券(株式、債券)、他の請求権またはトレーディング在庫の差入または譲渡担保、動産(例えば、工場、機械、船舶および航空機)および不動産が通常この範疇に入る。すべての金融担保は、それぞれの信用エクスポージャーに対して定期的に(多くの場合は毎日)再評価され、測定される。不動産を含むその他の担保の価値は、内部および/または外部の専門家による定期的なレビューまたは再評価を含む確立されたプロセスに基づいて監視される。
- 保証担保といった非資金提供型信用保護は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため関係にない第三者により提供される。信用状、信用保険、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよび(非資金提供)リスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。関係にある顧客のグループメンバー(通常、親会社)が提供する保証やハードコンフォートレターも認められ、承認された格付アプローチにおいて考慮される。保証人の投資不適格価格付の保証担保は限定されている。

ドイツ銀行のプロセスは、当行グループがリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには通常、実現可能および測定可能な担保または資産に関する法的効力および強制力のある文書整備のためのプロセスが含まれ、受入プロセスにおいて社内の専門鑑定人、適切な資格、スキルおよび経験を有する社内の専門チーム、または規制上のプロセスで義務付けられる適切な外部鑑定人によって評価される。適用される評価は、一般に認められた評価手法またはモデルに従っており、重要な気候リスク、物理的リスクおよび移行リスクの特定を含む。担保の種類に固有の適切な頻度で、また、関連するリスク・パラメータを考慮して、事象に応じたレビューにより、価値の継続的な正確性がモニターされている。価値の毀損の可能性が高かつ重要性がある場合には再評価が行われ、それに応じてその後のモニタリングが調整される可能性がある。特定の取引に関する担保の適切性の評価は与信意思決定の一部であり、保守的に実施されなければならない。ドイツ銀行は、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。重要な相関リスクを伴う担保をどうしても受入れなければならない場合は、その評価において、その価値に対する潜在的な影響が保守的に検討される。保証担保といった非資金提供型信用保護については、保証人の信用度の分析プロセスが、信用関連相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。

資金提供された担保の場合、その価値は、それぞれの担保の種類と質、第三者による使用への適合性、その残存期間、およびその他の価値に影響を与える要因によって決まる。デフォルト・シナリオにおける清算リスクを反映したヘアカットは、LGDの見積りにおいて非明示的に考慮されている。担保は、時間の経過とともに価値が変動する(動的価値)か、そうでない(静的価値)かのいずれかである。ドイツ銀行は、以下を反映するために担保価値減価を使用している。

- 価格変動
- サードパーティのユーザビリティ不足
- 清算/換価に関する制限
- 担保付エクスポージャーの通貨と担保の通貨のミスマッチ
- 満期のミスマッチ
- 環境リスク
- 資産特有の側面(経年割引、担保、制限)
- 借手の株式または有価証券を担保に供した場合(この場合は一般に、完全な相関関係があることから担保価値減価は100%である。)等、借手のパフォーマンスと担保価値との間の相関関係。

これらの担保価値減価は、評価の範囲内で適用されるため、直接時価に反映されるか、あるいは事後的に控除される。』

#### リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、ヘッジならびに証券化(重大なリスクの移転)を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの事業部門および/または当行の戦略的法人貸出(SCL)によって行われる。

戦略的法人貸出は、当行のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの両セグメント全体で、機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド貸出ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの信用リスクを管理している。SCLは、貸出金の満期が信用保護を超えないよう、重要なリスク移転(SRT)を注意深く監視している。補充期間を設けることで、ヘッジのロールオーバーを可能にし、SRT発行市場のボラティリティに起因す

るロールオーバー・リスクを軽減している。加えて、ドイツ銀行のSRTの大部分は、全額資金調達済みのクレジット・リンク債として組成されており、カウンターパーティ信用リスクを排除している。

集中的価格照会サービスとして、戦略的法人貸出は業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

戦略的法人貸出は、ローン売却、証券化（重要なリスク移転）、サブ・パーティシペーション、クレジット・デフォルト・スワップ等の手法を活用し、クレジット・ポートフォリオ内のリスク・リターンとシングル・ネーム信用リスクの集中を管理することに重点を置いている。

#### デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティング（すなわち、自己資本規制指令（指令(EU)第2013/36号）に基づく内部自己資本評価プロセスを目的とする与信枠ネットティング、およびCRRIに基づく規制上のネットティング）は、取引所で取引されるデリバティブおよびOTCデリバティブ（清算済みか未清算かを問わない。）の両方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、適用法および当行の金融契約ネットティング・担保に関する法的な方針および手続（KOD）（以下総称して「ネットティング方針」という。）に従い、証券金融取引（レボ取引、有価証券貸付取引およびマージン・レンディング等）にも適用される。デリバティブと証券金融取引の間のクロスプロダクト・ネットティングが特定のケースで使用される場合があるが、当行は規制目的でクロスプロダクト・ネットティングを使用することはない。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（CCP）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。法的に要求されている場合、または利用可能な場合、および当行の相手先と合意した範囲で、ドイツ銀行はCCPクリアリングをOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド＝フランク法および関連する米国商品先物取引委員会（CFTC）の規則は、特定の相手先と取引する場合の限定的な例外はあるものの、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なCCPクリアリングを要求している。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則（EU）第648/2012号（EMIR）、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則（EU）第2015/2205号、（EU）第2015/592号および（EU）第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定のiTraxxベースのクレジット・デリバティブおよび追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4条（2）により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および管理の手続の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む複数の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を認められており、これを利用することができる。当行は2025年12月31日現在、グループ内における多くの二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。クリアリング義務の対象となる関連取引タイプにすべてのエンティティが参加するわけではないため、免除の範囲は異なる。こうした二者間の関係のうち、いくつかの関係は両エンティティとも完全免除が認められている欧州連合（EU）で設立されており、大半の関係は片方のエンティティが第三国で設立されている（以下「第三国関係」という）。第三国関係では、クリアリング義務の対象となる新しい資産クラスごとに繰り返し適用することが要求され、このプロセスは2017年度中に実施された。「プレグジット」に伴い、一部のエンティティの地位がEUのエンティティから第三国のエンティティへと変更されたが、クリアリング免除の観点で、当行への影響はなかった。EMIRの改正が2024年12月24日に発効したことにより、グループ内取引におけるクリアリング免除の要件がいくつか変更されたが、原則として、ドイツ銀行は引き続き、既存のクリアリング免除を適用できる。

CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（以下「ペイメント・ネットティング」という。）を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、債務不履行時にCCPが介在して清算されるすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定が法的に妥当で強制力があり、当行のネットティング方針に従って承認されたとドイツ銀行が確信する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

¶

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、ドイツ銀行は当行の相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結された

デリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットリングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一括化する。ペイメント・ネットリングは随時、当行の決済リスクを軽減できるマスター・アグリーメントの条件に基づき、同一の支払日を有する複数の取引（外国為替取引等）について、相手先と合意される場合がある。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントが法的に妥当で強制力があり、クローズ・アウト・ネットリングが当行のネットリング方針に従って承認されているとドイツ銀行が判断する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットリングを適用する。

ドイツ銀行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補完条項（CSA）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。CSAでは通常、対象エクスポージャーの定期的な（通常は毎日）証拠金授受を通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットリングと同様に、ドイツ銀行がCSAに強制力があると考える場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。ドイツ銀行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、ドイツ銀行のみに適用されるアグリーメントもある。ドイツ銀行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、ストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率により流動性リスクを管理するアプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

ドッド＝フランク法およびそれに基づくCFTCの規則（CFTC規則第23.504段落を含む。）、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則（すなわち、委員会委任規則(EU)第2016/2251号）は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、中央清算機関で清算されないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。また、特定の文書化は、米国の健全性規制機関が採用する米国の証拠金規制により義務付けられている。米国の自主規制機関による証拠金規制により、ドイツ銀行は、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(i)米国の証拠金規制で定義されている「財務情報のエンドユーザー」であり、かつ( )中央清算機関で清算されないスワップ、中央清算機関で清算されないクリアリングされていない証券派生スワップ、外国為替予約および外国為替スワップの前暦年の6月、7月および8月における日次平均想定元本総額が80億米ドルを超える当行の相手先に対し、当行の未決済デリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国の証拠金規制はまた、上記に該当しないデリバティブ・ディーラーおよび特定の財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行のデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することをドイツ銀行に要求している。これらの証拠金規制には、当初証拠金に関して50百万米ドルの基準値が設けられており（ただし、変動証拠金に関する基準値は設けられていない。）、最低引渡額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国の証拠金規制は大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効されており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2022年9月まで段階的に発効されている。

EMIRの証拠金規制を実施する委員会委任規則(EU)第2016/2251号に基づき、CSAでは、基準値をゼロ、最低引渡振替額を500,000ユーロ以内として、日次評価および日次の変動証拠金の授受を規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付で発効しているが、当初証拠金に関する要件は当初2021年9月1日までに段階的に導入される予定であった。しかしながら、2021年2月17日に公表された法改正の期限が2022年まで延長された。委員会委任規則(EU)第2016/2251号の第31条に基づき、一定の要件が満たされている場合、EU加盟国は、一部のネットリング適用外の法域における相手先とは証拠金の交換を行わないことを決定することができる。EMIRの第11条(5)から(10)に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引について証拠金授受の義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除（上記参照）と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合等、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用している。当行は、Deutsche Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む一部の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関する担保の免除を申請し、認められた。当行は2025年12月31日現在、[db.com/legal-resources/european-market-infrastructure-regulation/intra-group-exemptions-margining](https://www.db.com/legal-resources/european-market-infrastructure-regulation/intra-group-exemptions-margining)において公表されている、グループ内における多数の二者間の関係に関して、EMIRの担保設定義務のグループ内免除を認められている。いくつかの二者間の関係については、EMIRの第11条(5)に基づき、両エンティティが同じEU加盟国において設立されていれば、申請または公表不要でEMIRに規定の証拠金免除を適用できる。第三国の子会社については、グループ内取引における免除は当初、2025年6月30日か、EMIRの第13条(2)に基づくEU委員会による同等の決定の公表から4ヶ月後のいずれか早い方までに限定されていた。ただし、同等の決定が適用可能な場合に事後免除申請が行われ受理された場合はこの限りではない。2024年12月24日には、EMIRの改正（規則(EU)第2024/2987号）が発効し、いわゆる「同等の決定」は、証拠金免除の要件ではなくなった。原則として、ドイツ銀行は、今後も引き続き、既存の証拠金免除を適用できる。

## 信用リスク軽減内における集中

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。集中リスクは、担保ポートフォリオ（第三者に対する複数の請求権や債権等）においても発生する可能性があり、それらは、適切な場合、評価プロセスおよび/または立入検査の中で保守的に考慮される。ドイツ銀行は、様々な手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動および潜在的な集中を監視している。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

『

## ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

全社的・財務的リスク管理部（ETRM）は、ポートフォリオ・レベルで集中リスクを管理するための枠組みを定めている。これには、与信承認の文脈で考慮する必要のある、ドイツ銀行グループ、コーポレート部門、事業部門、法人、支店、国、産業レベルといった様々な側面において、信用リスク選好度を戦略的に設定、モニタリング、レビュー、報告および管理することが含まれる。ETRMには単一口座への集中度を調整および監視する責任もあり、これは、与信責任者が相手先レベルで限度枠を決定する際に役立つガイダンスを提供している。さらに、ETRMは、リスク種類別に見た当行のリスク・プロファイルについて包括的かつ全体的な概観を示している。

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。これらの類似性により、相手方が経済または業界の状況変化から同様の影響を受けるため、契約上の債務を履行できなくなる可能性がある。

ドイツ銀行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行グループの信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

新たに発生しつつあるリスクとポートフォリオの動向については、信用リスク管理責任者およびETRMの上級管理者を含む上級信用リスク管理者からの代表者が参加して毎月開催される、信用リスクおよびポートフォリオ管理フォーラムで議論される。

## 業界リスク管理

業界リスクを管理するため、ドイツ銀行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。ポートフォリオは、少なくとも年に1回、定期的にレビューされる。このレビューでは、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、クロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストの結果を組み込む。最後に、この分析は、業界ごとの与信戦略およびリスク選好を定めるために使用される。業界ごとのリスク選好の設定においては、グループ全体の信用リスク選好を考慮している。

当行の業界別リスク管理フレームワークでは、各業界のサブ・ポートフォリオに含まれる相手先に対する与信限度総額の基準値がETRMにより設定されている。リスク管理の目的上、産業部門全体の限度総額は内部リスクの観点に従っているが、これは本報告書の他の場所で適用されているNACE（Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne）コードに基づく観点とは必ずしも一致しない。

信用リスクに加えて、当行の業界別リスク管理フレームワークには、トレーディング可能な信用ポジションに係る基準値が織り込まれており、業界に関連する重要な非金融リスクの考慮も含まれている。

## カントリー・リスク管理

地域および国の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理フレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、日本以外のアジア、中央東ヨーロッパ、中東およびアフリカ、ラテンアメリカの国々、ならびに特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク基準値が設定されている。これらの基準値は、特定の「リスク国」に割り当てられたすべての相手先に対するエクスポージャーの総額に対して設定される。相手先の「リスク国」は、主要な（マクロ）経済リスク、貸借対照表上の利益、法域またはその他の財務的依存関係を反映する。リスク国は、概して、該当相手先の「所在国」によって決まる。そのため、当行のカントリー・リスク管理の目的上、すべての国におけるエクスポージャー総額は、本報告書の他の場所で適用されている地域別エクスポージャーとは異なる場合がある。

カントリー・ポートフォリオは、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューされる。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、とりわけ、主要なマクロ経済および政治的リスクの動向および見通し、ポートフォリオの構成、質の変動、ならびに通常およびストレス下でのリスク集中を評価する。これに基づき、また、当行グループのリスク選好および戦略を考慮して、カントリー・リスクの選好および戦略がETRMにより設定される。

国別基準値に加え、基準値が、国別誤方向リスク・エクスポージャーを監視するために設定されている。信用リスク以外では、当行のカントリー・リスクのフレームワークは、信用リスク・ポジション取引の市場価値総額を測定する、トレーディング・ポジションの基準値を含んでいる。新興国市場については、特定の国のストレス・シナリオの下で当行のポートフォリオ全体のトレーディング・ポジションに及ぼす損益計算書上の影響を測定するマーケット・リスク基準値も設定されている。さらに、上記の国々におけるドイツ銀行グループ事業体の資本やグループ内資金調達エクスポージャーに関する基準値も、これらのクロスボーダー・ポジションに固有のトランスファー・リスクを鑑みて設定されている。重要な非金融リスクも検討され、関連する場合には財務上の基準値設定の検討に織り込まれる。カントリー・リスクを評価するため、ドイツ銀行はETRM内の調査チームが設定および監視するカントリー・リスク格付け等、様々な指標を利用している。これらの格付けには、以下のものを含む。

- 外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率を測定するソブリン・デフォルト格付。
- 「トランスファー・リスク事象」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、介入がなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率を測定するトランスファー・リスク格付。

すべてのソブリン格付およびトランスファー・リスク格付は、少なくとも年に1回レビューされる。

#### 気候変動リスクおよび環境リスクの管理

当行は、気候変動リスクおよび環境リスクの管理に特化した枠組みを設けている。この枠組みでは、ガバナンス、リスク特定および重要性評価、リスク選好、リスク監視、内部管理ならびにストレス・テストに関する主要な要件が定められている。

気候変動リスクおよび環境リスクの集中は、当行の主要委員会（グループ・リスク委員会等）が専用の報告書を通じて監視しており、次の指標を用いて管理されている。

- 8つの優先セクター（石油およびガス（上流）、発電、自動車（小型車）、鉄鋼、石炭採掘、セメントならびに民間航空）について設けている当行の脱炭素化目標に関するリスク選好基準値、ならびに法人向け貸出金勘定に含まれる全貸出先の融資済み総排出量
- 各種ポートフォリオ（法人、ソブリンおよび金融機関）について設けている、気候変動リスク、気候変動がもたらす物理的リスクおよび自然関連リスクに関する早期警戒指標

当行の融資済み総排出量および/またはネット・ゼロ目標に重要な影響を及ぼす新規取引は、業務機能、リスク管理機能およびチーフ・サステナビリティ・オフィスに属する上級代表者で構成されるグループ・ネットゼロ・フォーラムがレビューする。このフォーラムのメンバーによるレビューには、顧客のサステナビリティに関する開示、移行戦略、脱炭素化目標およびガバナンスの評価が含まれる。新規取引は、ネット・ゼロ目標に沿ったドイツ銀行内部のセクター別リスク選好に合致するものでなければならない。2024年度および2025年度も引き続き、グループ・レベルのセクター別リスク選好指標を事業部門別指標へと段階的に落とし込み、各部門の責任を高めるとともに、各部門における事業戦略を支援できる体制とした。これに関連して、コーポレート・バンクとインベストメント・バンク内に専任のネットゼロ・フォーラムを設けた。

#### 商品/資産クラス特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、ドイツ銀行は、特定の資産クラスに係るリスク集中を管理できる枠組みを設けており、リスク管理のために必要な場合には、限度枠または基準値を設定している。ドイツ銀行の内部ポートフォリオ・リスク管理の目的上、資産クラスは、通常の運用状況と深刻なストレス下のいずれにおいても同様のパフォーマンスおよび動きを示す金融エクスポージャーのグループである。資産クラスのエクスポージャーは通常、同じ経済的要因および/または市場要素、ならびに商環境、法律および規制の動向に対して共通の特性または感応度を有している。このような特性または感応度に影響を及ぼす事象が生じた場合、当該資産クラスにおける取引も同様の反応およびパフォーマンスを示す可能性がある。これらは、当行のリスク管理部門が、大規模なテール・リスクが生じる可能性があるともなし、追加的な監視を必要とするポートフォリオである。当行グループ全体の信用リスク選好は、資産クラス別のリスク選好に関する限度枠または基準値の設定において考慮されている。

プライベート・バンクおよび特定のコーポレート・バンク業務は、モーゲージおよび消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオならびに企業顧客向け商品等、信用リスク特性が類似したポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を通じて管理されている。リスク分析はポートフォリオ・レベルで行われ、さらに事業部門および国/地域に区分される。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。

#### 資本市場取引の引受

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的でドイツ銀行がコミットメントを引き受ける場合における、引受リスクのある取引に特に重点が置かれている。これらのコミットメントには、借入資本市場でのシンジケーションを目的とした銀行貸出の実行および債券発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。一部の引受コミットメントはさらに信用スプレッド

の拡大の形でのマーケット・リスクにもさらされているため、与信枠の売却または債券の発行に成功しないという固有のリスクは、売却の遅延、基礎となる貸出金の資金調達および価格設定リスクで構成される。該当する場合、ドイツ銀行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

ドイツ銀行が主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの事業部門を通じて実行しているレバレッジ貸出は、ドイツ銀行が引受を積極的に行っている主要な資産クラスである。このビジネス・モデルは、大部分が未利用の引受コミットメントを資本市場に分配することに焦点を当てた、報酬ベースの分配アプローチである。上記の分配および信用スプレッドの変動に係るリスクはこの事業部門にも当てはまるが、特定の想定上の限度枠およびマーケット・リスク限度枠の範囲内で管理されている。後者による管理では、事業の引受パイプラインを市場の歪みに対してもヘッジする必要はある。当行のレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの事業部門の報酬ベースのモデルには、ドイツ銀行の貸借対照表上にあるシングル・ネームへのリスクの集中に対する制限的アプローチが含まれている。その結果、著しい集中を伴うことなくポートフォリオ全体が多様化する。結果として生じる長期のオンバランスシートのポートフォリオも、包括的な与信限度枠とヘッジのフレームワークの対象となる。

ドイツ銀行はまた、デット・キャピタル・マーケット・デスクを通じて、通常はM&A取引の資金調達に関連した、投資適格およびクロスオーバー格付の企業借手の支援に重点を置いた、重要な引受業務も行っている。これらのエクスポージャーは通常12~24ヶ月のブリッジ・ローンで、借手によるシンジケート・ローンおよび/または資本市場発行によって返済されることが予想される。ドイツ銀行は、これらのエクスポージャーについて市場売出しリスクや価格決定リスクは負わないものの、コミットメントの間中は資金調達リスクと信用リスクに直面する。これらは、当行グループの想定引受限度額と業界集中の枠組みを通じて管理されている。

## マーケット・リスクの管理

### マーケット・リスクのフレームワーク

ドイツ銀行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場のインプライド・デフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。マーケット・リスクは、エクスポージャーに関する会計上、経済上および規制上の見解に影響を及ぼす可能性がある。

マーケット・リスク管理部は、ドイツ銀行の独立したリスク機能の一部であり、マーケットおよび評価リスク管理グループに属している。マーケット・リスク管理部の主目的の一つは、各事業部門のリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認されたリスク選好の範囲内に収まるようにすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスクテイク（以下「事業部門」という。）ならびに他の管理およびサポート・グループと密接に連携している。

当行グループは、マーケット・リスクを大きく異なる3種類のリスクに区分している。

- トレーディング・マーケット・リスクは、インベストメント・バンク部門のマーケット・メーカーおよび顧客サービス活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- トレーディング債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、バンキング勘定における主にトレーディング部門の活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理部のガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級経営陣への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および事業部門への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

### マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

マーケット・リスクは、内部で開発された、いくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスク測定手法によって測定される。

## トレーディング・マーケット・リスク

当行グループのトレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、策定および合意された事業計画に基づいて、コーポレート部門および当該部門の個々の事業セグメントに配分する。ドイツ銀行のマーケット・リスク管理部では、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各事業部門の限度枠を設定するために、リーダーが事業部門との調整を行う。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスク種類を管理するための追加的および重要な補足的手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、事業計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各事業部門が限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部が設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。

## 内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

### バリュー・アット・リスク (VaR)

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場変動が原因で公正価値ポジションにおいて生じ得る損失額を測る定量的指標である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、主に全面的再評価を用いるヒストリカル・シミュレーション・アプローチ（内部モデルアプローチ）に基づいているが、一部のポートフォリオは引き続き感応度に基づくアプローチに基づいている。このアプローチは、リスク管理と所要自己資本の両方に対して使用されている。

リスク管理VaRは、99%の信頼水準および1日の保有期間に合わせて調整されている。これは、当行グループの見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。規制資本目的では、VaRモデルは99%の信頼水準と10日の保有期間に合わせて調整されている。

この計算は、過去1年の市場データをインプットとして使用するヒストリカル・シミュレーション技法を用い、当該1年の期間中のリスク要因間の相関関係を観察している。

VaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。VaRモデルに含まれるリスク要因のリストは定期的に見直され、モデル・パフォーマンスの継続的なレビューの一環として改善される。

当モデルは、主に、全面的再評価アプローチによって、線形および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れているが、特定のポートフォリオについては感応度に基づくアプローチも利用している。全面的再評価アプローチでは、価格設定関数へのインプットとして、リスク要因の過去の変動を用いる。このアプローチは計算コストが高いものの、特にストレス・シナリオでは非線形的ポジションのマーケット・リスクをより正確に把握できる。感応度に基づくアプローチは、基礎となるリスク要因に対する感応度を、それらのリスク要因の過去の変動と組み合わせて用いる。

各事業部門について、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

VaRにより、当行グループは、公正価値エクスポージャーにわたって一貫した指標を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaRの結果を使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来事象（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年/2009年の金融危機のように）VaRによる将来の潜在的損失

の過小評価を引き起こす可能性もあれば、(COVID-19のパンデミックのような)重大なストレスが生じた期間の直後に過大評価を引き起こす可能性もある。

- 保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルではすべてを把握できないリスクが存在する可能性がある(部分的にしか把握されないが、まったく把握されない。)。』

現在、当行のVaRモデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスは、さらなる開発および改善が行われている。これらのリスクの重要性の水準を決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。VaRに含まれないリスクは、リスク・ノット・インVaR(RNIV)のフレームワークにより定期的に監視され評価される。このフレームワークは、ヒストリカル・シミュレーション・アプローチと整合しており、これにより、手法に不足している項目の使用や資本化の可能性について、より正確に見積ることができる。

ドイツ銀行は、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。

『

#### ストレス時のバリュー・アット・リスク

ストレス時のバリュー・アット・リスク(SVaR)は、ストレス時のバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレス時のバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。ストレス時のVaRは、10日の保有期間で計算される。SVaRの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同じのシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、過去の市場データと、重大な金融ストレス期(すなわち、高いボラティリティを特徴とする。)から観察された相関関係が、ヒストリカル・シミュレーションのインプットとして使用される点である。』

ストレス時のバリュー・アット・リスクの計算のためのストレス期間の選定プロセスは、過去の期間ウィンドウを用いて計算したVaRと現在のSVaRとの比較に基づくものである。過去のウィンドウにおいて、現在のSVaRよりも高いVaRが算出される場合には、さらに調査を行い、その後SVaRのウィンドウを適宜更新する。このプロセスは四半期ごとに行われる。

2025年度において、当行グループのストレス期間の選定プロセスは上記のとおり行われた。その結果、2025年度における様々な期間で用いられたSVaRのウィンドウには、2011年/2012年の欧州ソブリン危機、および2019年/2020年のCOVID-19流行危機が含まれた。

『

#### 追加的リスクに係る自己資本賦課

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。当行グループは、コンスタント・ポジション・アプローチの下で資本ホライズンを1年、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

#### マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ(MRSA)は、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRDに規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

#### トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本

ドイツ銀行のマーケット・リスクに関する経済的資本は、2025年度第2四半期にモンテカルロ法からヒストリカル・シミュレーション法に移行した。これにより、経済的資本の計算におけるシナリオ生成の概念は、規制自己資本に用いられるものと整合するようになった。このモデルは、2つの中核的な構成要素から成り、「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト式を通じて共通リスク要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケールされたバージョンのSVaRフレームワークを用いて算定されるが、業務特有のストレス・テストは、共通リスク要素において把握されない、より商品/業務に特有のリスク(複合ベース・リスク等)および高順位リスクを把握するよう設計されている。

## トレーディング債務不履行リスクに関する経済的資本

トレーディング債務不履行リスクに関する経済的資本は、ドイツ銀行のトレーディング勘定および公正価値バンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性に基いて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの基準値を通じてマーケット・リスク管理部により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの基準値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト時エクスポージャー（現在の回収率による瞬間的なデフォルトの損益への影響）および債券の時価相当額（回収率0%によるデフォルト時エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。トレーディング債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

## トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各業務の所有者の限度枠利用度に関する報告書を作成する。

## 公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に準拠して、金融機関は、公正価値で測定されるすべての資産に対してCRR第105条の健全性評価の要件を適用し、必要な追加評価調整の金額をCET 1 資本から控除しなければならない。

ドイツ銀行は追加評価調整の金額を、委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき算定した。

2025年12月31日現在の追加評価調整の金額は17億ユーロであった。2024年12月31日現在の金額は17億ユーロであった。前年比での重要な変動はなかった。

2025年12月31日現在の追加評価調整を差し引いた予想損失の減少は80百万ユーロであり、これは追加評価調整が当行のCET 1 資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

『

## トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、年金制度および保証といったバンキング勘定におけるトレーディング部門の範囲外の活動から主に発生し、取引に係る様々な会計処理に関して考慮すべき事項を組み込んでいる。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は、金利リスク（組み込まれているオプションおよび特定種の商品における変動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク（構造的な外国為替リスクを含む。）、株式リスク（株式報酬関連リスク、公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンダ資産に対する投資を含む。）である。』

トレーディング・マーケット・リスクと同様に、当行グループのリスク選好および限度枠フレームワークは、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを管理するためにも適用されている。当行グループ全体では、これらのエクスポージャーの把握は、取締役会が、資産クラス全体において生じ得るあらゆるマーケット・リスクに対するエクスポージャーに備えるためのマーケット・リスク対応経済的資本を用いて定めるエクスポージャー限度枠、ならびにバンキング勘定に伴う金利リスクを踏まえた収益および経済価値に基づき定める指標をもとに捕捉される。これらの限度枠は、マーケット・リスク管理部によって部門レベルまたはポートフォリオ・レベルに分割される。トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーの限度枠フレームワークをさらに補完するため、業務ごとに一連のストレス・テストが実施され、バリュアット・リスクおよび感応度の限度枠が、使用されているリスク指標に応じて日次または月次ベースで監視される。

## バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスク（IRRBB）は、当行グループのバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の変動から生じる、当行グループの資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベシス・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや金融商品に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行グループは、IRRBBのエクスポージャーを、経済価値および収益ベースの指標を用いて管理する。グループ財務部は、第2の防衛線（LoD）としての役割を担う全社的・財務的リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に管理するよう義務付けられている。グループ資産負債管理委員会（ALCo）は、当行グループの構造的な金利リスク・ポジションおよび純利息収益の管理を監督し、指揮する。ALCoは、金利カーブ等の主要な市場パラメータに対する財務資源および関連する指標の感応度を監視し、部門別/事業別の財務資源の下限の遵守を監視する。

経済価値ベースの指標は、会計処理とは関係なく、バンキング勘定の資産、負債およびオフバランスシートのエクスポージャーに関して、金利変動から生じた経済価値における変動を分析するものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、バンキング勘定の経済価値の最大減少額としてエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を測定する。当行グループは、内部のストレス・シナリオおよびリスク嗜好度の報告について、本開示で使用されているいくつかのモデリング仮定を適用している。複数の通貨にわたるエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を集計する際、当行グループはプラスの変動にウェイトの要素を適用せずにマイナスとプラスの変動を合算する。さらに、金融機関からの満期の定めのない預金だけでなく、自己資本の利率デレージョンについても、動向モデル上の仮定を用いている。

収益ベースの指標は、所定のタイム・ホライズンにわたり、金利変動から生じる純利息収益（NII）の予想変動を、所定のベンチマークのシナリオと比較して分析するものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、市場のインプライド・カーブのシナリオと比較した12ヶ月間の最大減少額として、純利息収益の変動（NIIの変動）を測定する。

当行グループは、トレーディング以外のポジションから生じる金利リスクを所定の限度枠内でヘッジする技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジションに起因する金利リスクは、グループ財務部の一部である財務マーケット・アンド・インベストメント・チームにより管理される。そのため、当行グループはデリバティブ取引を利用し、公正価値ヘッジ会計やキャッシュ・フロー・ヘッジ会計といった、複数のヘッジ会計の手法を適用している。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の観点におけるヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。

モデル・リスク管理機能は、すべてのマーケット・リスクのモデルに関して、ドイツ銀行のグループ全体のリスク・ガバナンスのフレームワークに沿ったIRRBBの測定に使用されるモデルについて、独立した検証を行う。

VaRと金利リスクの感応度の計算は日次で行われ、経済価値の金利リスクおよび収益に対するリスクの測定および報告は月次で実施される。当行グループは通常、内部管理システムにおいて、本レポートの開示に関して適用されるものと同じ測定基準を使用する。

ドイツ銀行の主なモデリング仮定は、当行グループのプライベート・バンクおよびコーポレート・バンクの各セグメントにおけるポジションに適用されている。これらのポジションは、預金および貸出金商品に関する当行グループの顧客の行動が変化するリスクにさらされている。当行グループは、定められたガバナンスのプロセスに従い、当該仮定を定期的に（少なくとも年1回）テストし、適宜更新する。

当行グループは、ポートフォリオの平均金利更改期間を決定するために、複製ポートフォリオ・アプローチを通じて満期の定めのない預金の金利リスク・エクスポージャーを管理している。複製ポートフォリオを構築するため、満期の定めのない預金のポートフォリオは、事業部門、通貨、商品および所在地といった側面によりクラスター化される。金利更改期間に影響を及ぼす主な側面は、市場金利に対する預金金利の弾力性、預金残高のボラティリティおよび観察可能な顧客の行動に基づく。報告期間において、こうした複製ポートフォリオすべてに割り当てられた平均金利更改日期間は2.44年であり、ドイツ銀行では最長の金利更改期間を15年としている。

貸出金商品および定期預金商品において、ドイツ銀行は顧客の期限前返済/引出行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。

さらに、当行グループは通常、契約上の通貨でIRRBB関連の測定基準を計算し、結果として得られた測定基準を報告目的で集計している。経済価値ベースの測定基準を計算する場合、純利息は貸借対照表において大部分が除外されている。

## バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、主に財務部が保有する流動性準備金と、資産負債管理における金利リスク管理活動から生じるポジションにおいて、バンキング勘定における信用スプレッド・リスク（CSRBB）にさらされている。バンキング勘定における信用スプレッド・リスクは、独立した監視機能の役割を担う全社的・財務的リスク管理部とともに、財務部および業務部門が、承認された

リスク選好の範囲内におさまるよう管理している。CSRBBエクスポージャーを測定および監視する対象には、公正価値で測定される資産および負債だけでなく、償却原価で会計処理されるポジションであって、その価格設定が観察可能な市場のベンチマークに連動しているものも含まれている。信用スプレッドの感応度および信用スプレッド・エクスポージャーのバリュー・アット・リスクの計算は、通常は日次で実行される。経済的資本およびCSRBB固有ストレス・テストの測定と報告は月次で実行される。

#### 外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、インベストメント・バンク内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、残余リスクのみがポートフォリオ内に残るように、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のマーケット・リスク管理の監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外のオープン為替リスクの大半は、現地資本の当行グループの報告通貨への換算、および関連する資本ヘッジ・ポジションから生じる。そのため、為替レートの変動に対する当行グループの資本比率の感応度を無効にするために、限定的な関連通貨については構造的な空売りポジションをとっている。

#### 株式リスクおよび投資リスク

トレーディング以外の株式リスクは、主にバンキング勘定の非連結投資の保有および株式報酬制度から生じる。

ドイツ銀行のバンキング勘定の非連結エクイティ投資の保有は、戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分される。戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、プライベート・エクイティ、不動産、ベンチャー・キャピタルおよびヘッジ・ファンドまたは投資信託に対する直接投資である一方、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産またはプライベート・エクイティおよび不動産に対するその他のレガシー投資資産は非戦略的性質である。

保有持分投資は、定期的に行われるグループ全体のストレス・テストおよび月次のマーケット・リスクの経済的資本の計算に含まれている。

#### 年金リスク

当行グループは、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。年金制度におけるマーケット・リスクは、各年金制度の制度資産の時価の潜在的低下または年金負債の現在価値の増加により実体化する。マーケット・リスク管理は、確定給付年金制度に係る資産および負債のマーケット・リスクの定期的な測定、監視、報告および管理の責任を有する。年金制度におけるマーケット・リスクは、金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、長寿リスクを含むが、これらに限定されるものではない。当行グループの確定給付年金制度債務およびその管理の詳細については、「連結財務諸表に対する注記」の項の注記33「従業員給付」を参照のこと。

#### バンキング勘定に関するその他のリスク

資産管理業務におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

『

#### トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスク経済的資本手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

#### マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用する中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト（ポートフォリオ・ストレス・テスト、事業部門レベルで行われる個別の特定ストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ）を実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。これらのストレス・テストはまた、様々な重要度をカバーしており、当行の収益の安定性と適正自己資本をテストするために設計されている。

『

## 流動性リスク管理

流動性リスクは、ドイツ銀行グループが支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的可能性から生じる。当行グループのリスク分類法では、流動性リスクの2つの側面（短期流動性リスクと構造的資金調達リスク）を区別しており、両者は一つの包括的な流動性リスクおよび資金調達リスク管理フレームワークに組み込まれている。当該フレームワークの目的は、戦略的計画の実行に欠かせない強固なガバナンスおよび管理体制を確立して、当行グループによる支払義務（日中決済義務を含む。）が、ストレス下にある状況を含めて常に履行される状態にし、流動性リスクおよび資金調達リスクを、取締役会が承認したリスク選好の範囲内に収まるよう管理するためのものである。当該フレームワークは、関連性があり重要なすべての流動性リスク要因を、オンバランスまたはオフバランスで考慮している。

### 流動性および資金調達リスク管理フレームワーク』

流動性および資金調達の主要リスク指標は、当行のリスク選好フレームワークに組み込まれ、少なくとも年1回、取締役会によりレビューされ、承認される。リスク選好は、流動性リスクならびに当行グループの長期資金調達および発行計画を監視および管理するために、当行グループと、内部で定義している主要な流動性事業体（ドイツ銀行AG等）に適用されている。

『

グループ資産負債管理委員会は、取締役会のリスク選好および戦略に沿って、当行グループの貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することを取締役会から委任されている、意思決定が可能な当行グループのガバナンス機関である。第2のLoDの観点から、グループ・リスク委員会が取締役会から委任を受け、重要なリスク関連事項に関する決定権を有している。グループ資産負債管理委員会およびグループ・リスク委員会の詳細な役割と責任は、本報告書の「リスク・ガバナンス」の項において定義されている。』

流動性および資金調達リスク管理フレームワークは、本報告書の「リスク管理原則」の項に記載されている3つの防衛線構造（3つの防衛線を構成する各機能の責任を含む。）に沿った流動性管理機能の組織を定義している。流動性および資金調達リスク管理フレームワークの観点から、これらの機能には以下のものが含まれる。

- 第1の防衛線：コーポレート部門および財務部
- 第2の防衛線：CRO - 全社的・財務的リスク管理部（ETRM）
- 第3の防衛線：グループ監査

当行グループの流動性リスク管理の原則はポリシー文書に文書化されており、そのフレームワークはフレームワーク文書に記載されている。方針およびフレームワークの両文書は、8つの主要なリスク管理慣行1）リスク・ガバナンス、2）リスク組織（3つのLoD）、3）リスク文化、4）リスク選好と戦略、5）リスクの識別と評価、6）リスク軽減と管理、7）リスクの測定と報告、ならびに8）ストレス計画立案と実行を含む。）に従うものであり、これらのリスク慣行が流動性リスクにどのように適用されているかを説明している。上記各慣行に関する個々の役割および責任は、グローバル・レスポンシビリティ・マトリクスにおいて説明および文書化されており、同マトリクスは、関係するすべてのステークホルダーに役割と責任に関する一層の明確さと透明性を提供するものである。『流動性リスク管理機能が発行する追加的な手順書および補足文書（グローバル文書とローカル文書の両方）はすべて、流動性リスクに係る慣行に特有の要求事項をさらに定義している。

欧州中央銀行の監督上の検証・評価プロセス（2018年11月に発行された修正版内部適性流動性評価プロセスの要件を含む。）に従って、当行グループは内部適性流動性評価プロセスを実施している。当該プロセスは実行、評価および文書化され、取締役会により少なくとも年1回レビューされ承認されている。

### リスク選好および管理設定

当行グループの流動性リスク選好は、定性的原則やそれを裏付ける定量的指標を通じて、リスク選好ステートメントに示されており、リスク選好方針で定められた基準に準拠している。このグループ・リスク選好ステートメント（RAS）は規制上（第1の柱）および内部（第2の柱）の指標をカバーしており、さらに、リスク選好の上限、一連の追加の上限、基準値、早期警戒指標から構成される流動性リスク管理フレームワークによって支えられている。

財務部は、すべての関連測定基準について定められたリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、業務レベルのリスク限度を含むツールを導入して、リスク選好の各側面を部門レベルに落とし込み、グループ・レベルでの遵守を容易にしている。そのため、財務部は、委任された権限の下、業務ポートフォリオ内の流動性の基礎となるリスク特性を識別、分析および監視するために、全社的・財務的リスク管理部および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動や市場イベントから生じる当行グループの流動性ポジションの変化に関して、定期的に協議している。

さらに、当行グループは、地域の流動性指標のすべてが、定義されたリスク選好に準拠して管理されることを、流動性に関連する各エンティティレベルで確認している。ローカル・レベルでの余剰流動性は、ドイツ銀行AGのハブ拠点においてプールされ、ローカル・レベルの流動性不足はこれらのハブ拠点からの支援によって補うことができる。企業間の流動性の移転は、流動性カバレッジ比率（LCR）や安定調達比率（NSFR）といった第1の柱の指標や、ストレス時の正味流動性ポジション

(sNLP)や資金調達マトリクスといった第2の柱の指標の準拠を考慮した、当行グループの流動性管理機能のほか、ローカル・レベルの流動性管理者が関与するグループ企業間資金移転承認フレームワークの対象となる。企業の余剰流動性であって、規制上の貸付要件等により他のグループ企業への流動性移転が制限されているものは、移転不可とみなされ、連結グループ余剰流動性の計算には含まれない。

取締役会は、週次の流動性ダッシュボードを通して、リスク選好や内部および市場の指標といった主要な流動性指標に対する当行グループの実績について報告を受ける。

#### 資金調達リスク管理および資金調達の分散

ドイツ銀行は、規制ガイドラインに従い、固有の資金調達リスクを測定する一連の内部指標を開発した。これらは、第1の柱に係る要件に加えて、リスクの管理および制御において考慮される。

当行グループは、預金、無担保ホールセール資金調達、資本市場発行、担保付資金調達を含む様々な資金源に依存している。これらの資金源は、2種類の形で当行の流動性ポジションの保護に寄与している。第一に、ストレス事象は資金調達市場に様々な影響を与える可能性があるため、十分に分散された資金調達ポートフォリオを維持することで、これらの事象の影響が平均して軽減される。第二に、流動性ストレスが発生した場合、幅広い資金調達源にアクセスできることで、様々な資金調達市場を利用する当行グループの能力が大幅に向上する。商品間の分散は、テナーの集中および相手先の集中を監視するためのリスク基準値によって補完されている。

ドイツ銀行グループの資金調達ポジションの安定性は、様々な形態の業界リスクによって不利な影響を受ける可能性がある。当該リスクは、中長期的で構造的な傾向を示すことが多く、経済および当行のバランスシートに長期的で大きな影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行は、新たに発生しつつあるリスクについて特別な分析を行い、その傾向が資金調達ポジションに与える影響を評価して、必要と判断された場合には軽減措置が適時に講じられるようにしている。さらに、財務部は、重要な資金調達市場における現在の市場アクセス情報を毎月評価し、その結果を取りまとめてグループ資産負債管理委員会に提示している。

ドイツ銀行が、当行グループの長期資金調達プロファイルのうち10年を超えるものを監視および管理するために用いているツールは、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資産および負債を、基礎となる契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケットにマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、一定期間中に起こり得る流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。流動性プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の満期プロファイルが流動性プロファイルを適切に反映していない場合、または満期の定めのない商品である場合は、満期が、基礎となるモデリングの仮定により置き換えられる。』

#### 資本市場発行

債券発行の主な目的は、コスト的に最適な方法による長期的な資金調達である。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行グループの重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、資産負債管理委員会での承認を受けた後、年次の長期資金調達計画をグループ・リスク委員会が提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行グループの資本市場発行は、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

『

ドイツ銀行は、抵当ファンドブリーフ債(Pfandbriefe)を発行できるライセンスを有しており、仕組みカバード・ボンドを発行するプログラムを維持している。2025年度には、ファンドブリーフ債のプラットフォームを、コーラブル・ファンドブリーフ債に対応できるものに拡充し、投資家に提示する金融商品の幅をより広げた。スペインのカバード・ボンド・プログラム(Cedulas)は現在終了しているが、2026年度に再開する計画がある。2020年度以降、当行グループは、グリーン・ボンド・フレームワークを維持しており、このフレームワークを用いて、機関投資家と個人投資家の双方にグリーン債を発行している。さらに、複数の仕組みグリーン債、グリーン預金と買戻契約(レポ)が実施された。2024年度には、サステナビリティ・フレームワークを、ソーシャル・アセットに対応できるものに拡充した。ドイツ銀行は中国でのパンダ債発行のプラットフォームも拡大した。2023年度以降、想定元本総額80億人民元の債券が中国市場で発行されている。

#### 流動性リスクの監視および管理』

ファイナンスの流動性および財務報告・分析(LTRA)チームならびに流動性データ測定およびレポーティング(LDMR)チームは共同で、規制上の流動性に関する対外報告(第1の柱)および当行グループの流動性リスクに関する経営陣への内部報告(第2の柱)の両方を正確かつ適時に行う全体的な責任を負う。さらに、LTRAは、全社的・財務的リスク管理部の流動性リス

ク・フレームワークとそのガバナンスを支援するために、管理情報システムとそれに関連する分析の開発に関する責任を負う。

#### 流動性カバレッジ比率（LCR）

流動性カバレッジ比率（LCR）は、当行グループが、連結通貨ベースで30日間のネット・キャッシュ・アウトフロー（NCO）に示される短期的な流動性ストレスを相殺するための十分な流動性資金を、高品質の流動資産（HQLA）の形で確保していることを確認するために設計された、規制上の指標である。

最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

#### ストレス時の正味流動性ポジション（sNLP）

ストレス時の正味流動性ポジション（sNLP）は、流動性リスクを測定し、様々なタイム・ホライズンにわたるストレス・テストおよびシナリオ分析を通じて、ドイツ銀行の短期流動性ポジションを評価するために使用される内部指標である。内部流動性ストレス・テスト指標（sNLP）とLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（3ヶ月対30日）、sNLPにおける負債性有価証券とLCRに寄与するHQLAの区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの内部流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRに体系的に反映されていない。

#### 安定調達比率（NSFR）

安定調達比率（NSFR）は、自己資本と安定負債を含む利用可能な安定調達額（ASF）を、オンバランスシート資産の所要安定調達額（RSF）と比較することにより、ドイツ銀行の構造的な資金調達プロファイルを評価する規制上の指標であり、これにより中長期的な資金調達リスクを軽減している。

『

#### 流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

グローバルの内部流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するために用いられている。これは日々のオペレーショナルキャッシュ管理プロセスを補完するものである。ベースラインの契約満期またはモデル化された満期に基づく長期流動性戦略は、資金調達マトリクスとして知られる長期的指標に示されている（詳細については、以下の「資金調達リスク管理および資金調達の分散」の項を参照。）。

グローバル流動性ストレス・テストのエクスポージャーは、各リスク選好に準拠して財務部により管理される。財務部は全体のストレス・テスト手法の設計、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をストレス・テストの結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定に責任がある。全社的・財務的リスク管理部は、ストレス・シナリオを定義する責任がある。モデル・リスク管理部が定める方針および手順に基づき、全社的・財務的リスク管理部とモデル・リスク管理部は、流動性リスク・モデルに対して独立した検証を実施する。ファイナンスの流動性および財務報告・分析（LTRA）チームと流動性データ測定およびレポート（LDMR）チームは、財務部、流動性リスク管理部、グループ戦略分析部および情報技術部と連携してこれらの手法を実施し、ストレス・テストの計算を行う責任がある。

当行グループの流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス事象の影響を説明および評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析が使用される。ドイツ銀行は、当行グループのストレス時の正味流動性ポジションを計算するための厳選された4つのシナリオを有している。これらのシナリオは、当行グループが経験し得る潜在的な結果を把握するよう設計されている。最も深刻なシナリオは、市場全体の事象および深刻な固有のストレス事象（当行の格付の複数段階引下げを含む。）の組み合わせから生じる潜在的な結果を見積る。この各シナリオの下で、異なったタイム・ホライズンおよび複数の流動性リスク・ドライバーにおける流動性ストレス事象の影響が、すべての事業ラインおよび商品分野を対象として、すべてのポートフォリオおよびバランスシートを含めて検討される。このシナリオ分析の結果はまた、エンタープライズ・リスク管理部が実施するグループ全体のストレス・テストに用いられる。このテストは、定義されている他のリスク種類と合わせて流動性リスクを分析し、資本ポジションと流動性ポジション双方への影響およびその相互作用を評価するものである。

さらに分析には、貸出枠の利用、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローといった、ストレス下で発生する可能性がある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求が含まれる。次いで、対策（ストレス事象下において発生したアウトフローを埋め合わせるために当行グループが取る措置）も検討される。これらの対策には、当行グループのビジネス・モデルに重要な影響を与えることのない、当行グループの流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のあるその他の資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、流動性リスク管理に関連して、定義されたエンティティについて、グループ・レベルで実施される。ストレス分析では、シナリオに応じて1年までの期間をカバーする。最も深刻なストレスには、3ヶ月間の期間が用いられる。この期間は、グループ・レベルで流動性が積極的に評価および管理されるべき流動性危機において重要な期間と考えられ

る。すべての通貨を総合したストレス・テストに加え、重要な通貨（すなわち、ユーロおよび米ドル）ごとのストレス・テストが実施される。グローバル・レベルと米国の事業体の流動性ストレス・テストでは、12ヶ月間についてもカバーしており、これに応じて、リスク選好の限度枠も設定されている。気候/ESGに関連する事象等、当行グループに影響を及ぼす可能性のある潜在的な下振れ事象の影響を反映するため、特別な分析が実施される場合もある。リスク・ドライバーならびにオンバランスおよびオフバランスの商品からの流動性フローを反映するために関連するストレスの仮定が適用される。一連のストレス・テストのシナリオおよび仮定は定期的にレビューされ、ストレス・テストの手法が改善された場合に更新される。』

#### 流動性リスクの軽減

『

##### 高品質の流動資産

高品質の流動資産（HQLA）は、LCRに反映される第1の柱の計算であり、リスク選好に応じた主要な上限となっている。HQLAは、利用可能な現金および現金同等物、ならびに抵当権の設定されていない流動性の高い有価証券（国債および政府保証債を含む。）から構成され、ストレス事象において最も容易に入手可能で最も重要な対策となる。』

主要な通貨にわたる当行グループのHQLAの大部分は、親会社および当行が活動を行う重要な拠点の在外支店の中央銀行口座、ならびにストレス時の期間におけるリスク軽減のためだけに設定された、財務部が管理する専用の戦略的流動性準備金ポートフォリオで集中的に保有される。

##### 資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランス資産から構成されている。通常、カバード・ボンドまたはその他の自己証券化によるストラクチャー商品等の長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約が課されるが、その一方で、債務および株式を担保とした上で融資を行うのはインベストメント・バンク部門の通常の活動である。さらに、規制上の資産の制約の報告に関する欧州銀行監督局の規制技術基準に従って、決済システムに供された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備金等）は制約を受ける資産とみなされる。また、当該欧州銀行監督局のガイドラインに基づくデリバティブの未収委託証拠金資産も、制約を受ける資産に含められる。

##### 資金移転価格（FTP）

FTPは、資金調達やそれに伴う流動性リスクに関連する費用や利益（報酬）を、該当企業のリスク選好に沿って管理するための、費用配分および業務運営ツールである。FTPは、当行グループからの積極的な管理および資金調達が必要なバランスシート項目を有するすべての事業セグメントおよび事業体に適用され、（ ）基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、（ ）流動性価値に従った負債の価格決定、および（ ）適切な高品質の流動資産を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクの費用および便益は、その銀行の流動性に関する経済的コストを反映する市場価格に基づいて当行の事業部門に配分される。財務部は、当行グループの流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。

追加情報については、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

『

##### 緊急時資金調達計画

グループ緊急時資金調達計画は、実際の、または予想される流動性ストレス事象に当行グループがどのように対応するかを概説している。これは、当行の資金調達能力に潜在的な混乱が生じた場合に対応するための規定、手続き、行動計画を定めたものであり、資金調達および/または当行が流動性指標に違反した場合に取るべき措置が含まれている。緊急時資金調達計画は、その発動のためのガバナンス体制を概説し、流動性指標の枠組みを提示することで、流動性ストレス事象の発生時に、市場の状況悪化を適時に特定し、コミュニケーションや調整を含め、取るべき行動を迅速に決定することを可能にするものである。ドイツ銀行は、定義された危機的状況下における偶発事象、回復、および破綻のシナリオにわたって資本および流動性の監督責任を負う、財務資源管理評議会を設置している。』

##### モデル・リスク管理

モデル・リスクは、不正確なモデルまたはモデルの誤使用されたアウトプットに基づく判断が原因で悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または評判を損なう可能性がある。ドイツ銀行は、モデルの使用が他のリスク種類に影響を与え得ること、また、モデル・リスクは他のリスク種類全体の総リスクを変動させることができる個別のリスクであることを認識している。

ドイツ銀行は、与信引受、エクスポージャー評価、商品およびポジション、リスク測定、顧客資産の管理および保護、ならびに適正資本および引当金の決定といった幅広い分野でモデルを用いている。「モデル」という用語は、インプットデータを加工して定量的見積りを作成するための、専門家による判断、統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的または定性的な手法、システムまたはアプローチを指す。モデルは現実の世界の関係性を簡略化して表現するものであり、仮定と判断に基づいている。したがって、当行はモデル・リスクにさらされており、当該リスクの識別、測定および適切な管理が必要である。

モデル・リスク管理は、取締役会を含むすべての経営陣が監督する。モデル・リスクの管理は、モデルの開発者、所有者、使用者から独立した第2のLoDの管理機能が設計および監視するフレームワークにより支えられている。

#### モデル・リスク管理フレームワークとガバナンス

モデル・リスクは、定量的および定性的なリスク選好ステートメントの設定ならびに以下の事項の管理を通じて、チーフ・リスク・オフィサーにより監督されている。

- リスク選好、規制要件および業界のベストプラクティスに整合しており、ステークホルダーに対する明確な役割と責任を定めた、モデル・リスクの方針および手続、ならびにそれらの裏付け文書。
- 活用しているモデル・リスク管理フレームワークの構成要素（リスク評価および検証を含む。）に寄与するすべてのモデルの一覧。
- 開発から使用中に至る一連のサイクル（検証、承認、展開および監視を含む。）のモデルの主要な管理。
- モデルの重要性、複雑性、不確実性および依拠度の評価、モデル全体へのリスク・ティアの割当て、ならびにこのリスク・ティアを用いた、ドイツ銀行により高いリスクをもたらすモデルの特定。
- リスク・ティアを用いたリスクベースのモデル管理アプローチの適用。
- モデルが意図した対象と目的のために適切に設計され、実施されていること、また、モデルの利用において期待したと通りに機能し続けるよう管理体制が整備されていることを検証する、独立検証およびその後の独立した承認。
- モデルの限界と脆弱性を識別し、その結果、調整やオーバーレイ等の使用条件となる指摘事項や補完的管理体制が導かれる内部管理。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、モデル・リスク・ガバナンス、ならびにモデル・リスク選好指標の更新に関する取締役会への月次報告およびモデル・リスクの更新に関する監査役会への定期報告。

#### オペレーショナル・リスク管理

##### オペレーショナル・リスク管理の概要

ドイツ銀行は、オペレーショナル・リスクに欧州銀行監督局によるシングル・ルールブックの定義、すなわち、「オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人およびシステムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味する。オペレーショナル・リスクには法的リスクを含むが、ビジネス・リスクおよびレピュテーション・リスクは含まれず、すべての銀行商品および活動に組み込まれている。」を適用している。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行が受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を定義している。当行は、日々の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスク事象（法規制の違反または不正行為等）について選好を設定しないが、事業目標を達成するためにその他の種類のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない。残存リスクがリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、リスクを是正すること、保険を通じてリスクを移転すること、または事業活動を中止することを含め、リスク削減措置を講じなければならない。

オペレーショナル・リスク管理フレームワークには、当行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、軽減および監視に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスが含まれる。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的かつリスクに基づくアプローチを提供するために連携して機能するように設計されている。当該フレームワークには、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスク種類および管理の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセスおよびツールを管理する方針および手続、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本の計算が含まれる。

##### 組織およびガバナンス構造

オペレーショナル・リスクは、日々の責任はこれらのリスクが発生する部門および管理部門にあるという原則に従って管理されている。オペレーショナル・リスク管理部（以下「ORM」という。）は、当行グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルを独立した立場で監督し、リスク集中を特定して報告し、オペレーショナル・リスク管理フレームワークの当行全体で一貫した適用を確保する。ORMは、チーフ・リスク・オフィサーが率いる当行グループのリスク機能であるチーフ・リス

ク・オフィスの一部である。チーフ・リスク・オフィサーはORMのリーダーを任命し、リーダーはオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（オペレーショナル・リスク資本の計算手法を含む。）の効果的、効率的かつ規制に準拠した設計、監督および維持に関して説明責任を有する。ORMのリーダーは、グループ全体でのフレームワークの実施を監視し、検証するとともに、全体的なオペレーショナル・リスク水準を当行が定義したオペレーショナル・リスク選好に照らして追跡する。

オペレーショナル・リスク・ガバナンスは、当行の3つの防衛線（以下「3LoD」という。）モデルに沿ったものである。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、ガバナンス基準を定義し、効果的なリスク管理と適切な独立した検証を確保するための第1の防衛線および第2の防衛線の中核的責任を概説している。オペレーショナル・リスク委員会は、グループ全体のオペレーショナル・リスク管理を統括および調整する。その職務権限には、意思決定と方針策定の責任に加え、業務部門または管理部門のリスク・プロファイルに影響を及ぼす可能性のあるオペレーショナル・リスク事項のレビュー、助言および対応が含まれる。第1の防衛線（第1のLoD）と第2の防衛線（第2のLoD）の両方から参加者が集まる多くのサブ・フォーラムが、委員会がその責任を果たすのをサポートする。グループ・レベルの委員会に加えて、各業務部門は、様々な組織レベルでオペレーショナル・リスクを監督および管理するために、第1のLoDオペレーショナル・リスク・フォーラムを設置している。

第1のLoDのリスク・オーナーは、その活動から生じるオペレーショナル・リスクについて全責任を負い、設定されたリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理する責任を負う。業務部門または管理部門のリーダーとして、リスク・オーナーは、オペレーショナル・リスク・プロファイルを特定し、オペレーショナル・リスクを積極的に管理し、選好の範囲内にとどまるようリスクの軽減または許容に関する意思決定を行い、効果的な第1のLoD管理を確立および維持するために、適切な組織構造を決定しなければならない。

リスク種類のリーダーは、包括的なオペレーショナル・リスク・カテゴリー内のすべてのサブリスク種類について、第2のLoD管理機能を果たす。当該リーダーは、監督するリスク種類のフレームワークとグループ・レベルのリスク選好を定義し、最低限のリスク管理要件と管理目標を定め、第1のLoDがこれらの要件を履行していることを独立した立場で監視し、検証している。当該リーダーは、リスク種類を独立した立場で監督し、定義されたリスク選好の遵守を監視する。対象分野の専門家として、当該リーダーはリスク分類法を定義し、第1のLoDにおけるフレームワークの実行をサポートし、管理部門のみに所属することで独立性を維持する。

ORMは、オペレーショナル・リスクの第2のLoDリスク管理機能として、包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワークを構築および維持する。

- ORMは、オペレーショナル・リスク選好に対する当行のアプローチを定義し、その遵守状況を監視し、違反の結果を評価し、必要に応じてオペレーショナル・リスク・プロファイルを選好の範囲内に戻すための改善計画を監督する。ORMはまた、定義された選好から外れたリスクを含め、当行グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルを定期的に報告している。
- ORMは、積極的なオペレーショナル・リスク管理を支援するための独立した評価を提供し、第1のLoDのリスク・オーナーと連携し、当行全体のリスク管理要件の一貫した実施を促進する。
- ORMは、取締役会への提言のために、オペレーショナル・リスクに対する適切な資本を決定するための手法を設計、実施、維持する責任を負う。これには、オペレーショナル・リスクの資本需要および予想損失の計算と配分が含まれる。

#### オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

オペレーショナル・リスク管理フレームワーク（ORMF）により、当行は、定義されたリスク選好に照らしたオペレーショナル・リスク・プロファイルを設定し、システム上のテーマと集中を特定し、緩和策と優先順位を確立することができる。

2025年度には、当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルをより適切に反映させるため、オペレーショナル・リスク種類分類法の中にクロス・リスク種類を導入し、フレームワークをさらに強化した。その他の改善点としては、オペレーショナル・リスク管理策インベントリの新しい戦略的ツール内で、管理策の評価、テスト、認証を運用化し、リスクおよび管理の自己評価をよりデータ主導型のアプローチに移行した。

主要な副構成要素には、以下が含まれる。

- 損失データの収集：損益への影響が10,000ユーロ以上の内部オペレーショナル・リスク事象は記録および検証され、外部事象はグループおよび業務部門との関連性を評価される。重要な事象が発生した場合、第1の防衛線は取引相手、リスク管理機能、およびその他の管理部門と緊密に連携しながら、正式な教訓の抽出とリードアクロス・プロセスを実施する。教訓レビューでは、重要な事象の根本原因を評価し、再発を減らすための是正措置を文書化する。リード・アクロス分析では、たとえそれがまだ損失につながってなくても、当行内の他の場所に同様の弱点が存在する可能性があるかどうかを評価し、それによって予防措置を促進する。2025年度には、内部事象データベースが強化され、特に管理と事象のマッピングと自動化されたリード・アクロス・トリガーが強化された。また、外部事象レビュー・プロセスが当行内の類似リスクの脆弱性を評価するために改良された。
- リスク選好：オペレーショナル・リスク選好は、当行がその戦略を遂行するために許容できるオペレーショナル・リスクの水準を定義するものである。オペレーショナル・リスクの選好のフレームワークは、当行全体で選好の水準を設定し、

その水準に照らしたエクスポージャーの監視を行うための一貫したアプローチを提供する。当行は、オペレーショナル・リスク・プロファイルを定義された選好に照らして定期的に監視し、差し迫った問題を適時に組織に警告している。2025年度には、以前導入されていた残存リスクゾーンと運用条件の概念（監視プロセスを含む。）を実行に移すとともに、リスク選好設定の粒度をさらに細かくした。

- リスクおよび管理の自己評価：リスクおよび管理の自己評価（RCSA）は、業務部門および管理部門内で発生するリスク、関連する統制の有効性、ならびにリスクが許容範囲内に収まるようにするための必要な是正措置について、ボトムアップ方式で評価するものである。RCSAはグローバル事業レベルで実施され、すべての管轄区域を対象とし、当行グループのオペレーショナル・リスク種類分類法（ORTT）から該当するすべてのリスク種類を網羅する動的な評価アプローチを通じて、オペレーショナル・リスクが適切に管理および統制されているかどうかを上級管理職が判断できるように設計されている。リスクおよび管理の自己評価では、リスク選好を逸脱したリスクや、当行内の非倫理的で不適切な市場行為を助長するリスクの評価と軽減活動により重点を置いている。2025年度には、より正確なリスク洞察を提供し、定義されたリスク選好との比較において、より正確なリスク・プロファイルを確保するために、RCSAの粒度が引き上げられた。
- 新たに発生しつつあるリスク：新たに発生しつつあるリスクテーマは、内部および外部の指標から導き出される。オペレーショナル・リスクのアウトプットは、外部事象データと組み合わせ、新たな傾向や集中を特定する。この分析は、各部門の新たに発生しつつあるリスクテーマ、動的なRCSAの結果、検出事項、シナリオ分析、内部および外部の事象、業界の動向に関する洞察を補完するものであり、リスク・オーナーが十分な情報に基づいた結論を導き出すことを可能にする。
- シナリオ分析：オペレーショナル・リスク・プロファイルは、日々のリスク管理を補完する探索的シナリオ分析によってさらに実証される。シナリオ分析は、潜在的なエクスポージャーの特定をサポートし、現在のリスク・プロファイルのギャップを明らかにし、将来予測的なリスク軽減のための情報を提供する。シナリオ開発には、内部損失、新たなリスク評価、トップ・リスク、集中、検出事項、および外部の同業他社の損失事象といったテーマが組み込まれている。実際の事象や潜在的な事象から得られた洞察は、テーマ別の脆弱性を特定し、詳細レビューやリスク・プロファイルの強化といった対策を推進するために活用される。2025年度には、データ品質と監視体制を向上させるため、シナリオ分析の収集と管理を事象管理アプリケーションで行うようになった。
- 改革リスク評価：改革リスク評価（TRA）プロセスは、重要な変更イニシアチブから生じるリスクを適切に特定および管理し、改革が当行のリスク・プロファイルに与える影響を評価するために導入されている。TRAは、規制関連の取り組み、技術移行、リスク軽減プロジェクト、戦略変更、組織再編、当行内の不動産移転、合併事業、戦略的投資等、すべての主要な成果物に適用される。
- 検出事項および危機管理：検出事項および危機管理プロセスは、既知の管理の脆弱性および不備から生じるリスクの軽減をサポートするものである。当該プロセスにより、経営陣は追加の是正措置やリスク許容の要否をリスクに基づき決定することができる。検出事項の管理プロセスからのアウトプットは、内部および外部のステークホルダーに対して、当行が積極的に内部管理の脆弱性を識別し、リスク選好の許容レベル内で関連するリスクを管理する手段を講じていることを示すものである必要がある。2025年度には、適切な検出事項のオーナーの特定、管理報告の強化、アクション・プランの適時の実施等、より厳格な要件によってプロセスが強化された。

フレームワークの遵守：オペレーショナル・リスク管理フレームワークのオーナーとして、ORMIは、第1のLoDおよび第2のLoDの両方による遵守状況を評価するため、定期的に独立したモニタリングおよびテストを実施する。

- 年に1回、第1のLoDと第2のLoDのリスク種類のリーダー（RTH）によるORMFの要求事項の実施状況と準拠状況を評価する。
- 遵守の不備により不利益が生じた場合には、相応の措置が講じられる。
- 遵守状況の結果に基づいて設計と実行の両方における改善点（フレームワーク、ツール等）を積極的に特定することも目的としている。

2025年度には、年間のフレームワーク遵守状況の結果がORM複合KPIに組み込まれ、すべての部門で義務付けられ、バランス・スコアカード（BSC）を通じて変動報酬に直接的な影響が及んだ。米国RCSA遵守状況に関する四半期ごとのレビューも導入された。

#### オペレーショナル・リスク種類の監視

本フレームワークは、より詳細なレベルでオペレーショナル・サブ・リスク種類に適用され、当行がオペレーショナル・リスク・プロファイル全体を集約、監督および監視することを可能にする。これらのオペレーショナル・サブ・リスク種類は様々な管理部門により管理され、以下が含まれる。

- ORMIには、いくつかのオペレーショナル・リスク種類について、リスク種類リーダーの役割が含まれている。その役割には、取引処理業務およびインフラ・リスクに対する管理の二次的な監督が含まれる。これらの管理の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、データおよび記録の機密性、完全性、可用性を維持すること、強固な情報セキュリティを確保すること、技術的な停止または建物の停電、サイバー攻撃、自然災害、物理的セキュリティ・リスクおよび安全性リス

クに起因する中断が発生した場合に、重要なプロセスおよび機能を復旧するための効果的な計画を業務部門および管理部門が確実に整備することである。ORMリスク種類リーダーはまた、包括的な第三者リスク管理フレームワークの導入を通じて、当行内外のベンダーとの取引から生じるリスクも管理している。

- コンプライアンス部は、法令遵守を促進・強化し、当行内での法令遵守および倫理的行動の文化を推進することにより、当行が銀行免許を維持できるよう支援する機能を果たす、第2のLoD内の独立した管理部門である。コンプライアンス部は、業務部門の支援、審査および異議申し立てを行い、また、他の管理部門や規制当局と連携して、当行のリスク選好に応じて当行のコンプライアンス・リスクを管理するためのリスクベースのアプローチを確立および維持し、当行が法規制や内部ポリシーの違反を発見、軽減および防止できるよう支援する。コンプライアンス部の主たる活動には、規制および審査管理グループと連携して行う規制当局への対応および管理、新規の法規制や改正された法規制の特定および評価、取締役会への助言と独立したレビューおよび検証、第2のLoDとしての管理、ならびにコンプライアンス・リスクの特定、評価、軽減、監視および報告がある。これらの評価および管理の結果は、取締役会および監査役会に定期的に報告される。
- 金融犯罪リスクは、独立した管理部門で第2のLoD機能である金融犯罪対策部（AFC）によって管理されている。AFCは、マネーロンダリング、テロ資金供与、制裁措置および禁輸措置の遵守、脱税のほう助ならびにその他の犯罪行為（不正、賄賂の授受、汚職、その他の犯罪等）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理に関して明確な役割および責任を定めた、規制要件および監督要件に基づく専用のプログラムを維持している。AFCは、内部ポリシーのプロセスおよび管理の定期的な開発、金融機関固有のリスク評価、ならびに職員研修を通じて、金融犯罪防止戦略を更新している。
- グループ・ガバナンスは、ドイツ銀行の全体戦略を支援するため、グローバルなガバナンス・フレームワークを定義、実施、監視し、ガバナンス構造が効率的で透明性が高く、持続可能なものであることを確実にする。当部門は、効果的な個別意思決定および共同意思決定を支援し、構造的および組織的な対立を回避および管理するのに適した、効率的なコーポレート・ガバナンス構造を開発および維持する。また、適切で透明性のあるポリシーの分類法、ランドスケープ、ツールを確立し、維持し、管理する。グループ・ガバナンスの独立性は、業務部門ではなく取締役会への直接報告体制と、業績評価が業務収益ではなく主にリスク管理実績と連動しているリングフェンス型報奨および報酬制度によって確保されている。
- 法務部は完全に独立した管理部門であり、取締役会と業務部門および管理部門の双方に対して法的助言を提供すること、当行の訴訟および係争中の規制関連事項を管理することをその任務としている。法務部は、法的助言の提供、社外弁護士との関係の維持および管理を独占的に行っている。法務部の独立性は、取締役会への報告ラインと、リスク管理に重点を置いた報酬の枠組みによって支えられている。
- ドイツ銀行の新商品承認プロセスや体系的商品レビュー・プロセスは、新商品や新サービス、ならびにそれらのライフサイクル管理に伴うリスク管理のために設計された管理フレームワークを構成している。これらのプロセスは、オペレーショナル・リスク管理機能内の新規事業および商品・ストラクチャード取引ライフサイクル・チームが監督している。既存の商品とサービスは、1年から3年の周期で見直され、既存の商品とサービスが目的に適合し、それぞれのターゲット市場の特性や目的に沿っているかが評価される。各商品またはサービスは、最終的な説明責任を有するビジネス・マネージング・ディレクターがスポンサーでなければならない。新商品承認要件に対する違反は、当行のレッド・フラッグ結果管理プロセスの範囲内にある。

#### オペレーショナル・リスクの測定

ドイツ銀行は、2025年度に導入された欧州所要自己資本規制（CRR3）で規定された「標準的計測手法」を用いて、オペレーショナル・リスクに対する規制自己資本需要を決定するためにリスク・ウェイトド・アセットを測定している。

規制自己資本需要に加えて、ドイツ銀行は引き続き、先進的計測手法（AMA）に基づく技法を用いて、オペレーショナル・リスクに係る内部の経済的資本需要を計算している。AMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスク・データ・エクスチェンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失を使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失を、ヒストリカル損失プロファイルにおいては単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

AMAモデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わせられ、1年間にわたる潜在的な損失額が算定される。相関関係および分散による効果が純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果得られた経済的資本需要はその後、定性的調整および予想損失を控除した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要経済的資本は、99.9%分位値から算出され、1年間のタイム・ホライズンに関して計算される。

経済的資本需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。

ORMIは、資本需要の定量化のアプローチを確立して維持し、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすることを目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

#### オペレーショナル・リスクに係る経済的資本の変動要因

AMA資本の計算の設計上、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクに係る経済的資本需要は、主に過去の内部損失事象による影響を受ける。

当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルの範囲内の法的リスクとの関連性に鑑み、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合における、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に特に注目した。数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、確実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない年間のオペレーショナル・リスク損失を算定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この損失額は、IFRSの基準により当行の財務諸表に反映されている要素と、当行の財務諸表で引当金として反映されている金額を超える要素の影響を受ける。

当行が50%超の発生可能性があるとする法的損失は、IFRSに基づくグループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いとみなされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。

IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当行の財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、「経済的資本需要」において考慮されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法務的予測は通常、潜在的な損失の範囲で構成され、引当金を上回る流出のリスクと、発生可能性が低いあるいは未知の事案に関連するとされる項目に関する調整をカバーしている。かかる予測は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

AMAモデルで使用される損失データインプットに法務的予測が含まれる。法務的予測の予測範囲は1年間の資本確保期間に制限されず、それを超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定し、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。

#### レピュテーション・リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、レピュテーション・リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の行動規範と一致していないと受け取られる可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

ドイツ銀行は、重大なレピュテーション・リスクを伴う取引や関係、防衛、ゲーム、アダルト・エンターテインメント業界等、本質的にレピュテーション・リスクが高い分野、または特定の環境上の懸念がある分野での取引や関係に対する選好を制限している。特定の取引や関係については、リスクに基づく個別かつ客観的な評価に基づいて決定される。レピュテーション・リスクは、様々なステークホルダー（国民、顧客、株主および規制当局等）による当行の実務に対する認識が、予測不可能に変化する可能性があるため、排除することは不可能である。

レピュテーション・リスクをもたらす可能性のある事項について、事前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスを管理するために、レピュテーション・リスク・フレームワーク（本フレームワーク）が整備されている。本フレームワークは、レピュテーション・リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定している。

レピュテーション・リスクは、ドイツ銀行の従業員、事業戦略および活動、顧客、相手先を含むがこれらに限定されない複数の要因から発生する可能性がある。このような事象は、財務上の損失、訴訟、規制当局による強制措置、罰金、風評被害等、様々な結果を招く可能性がある。

レピュテーション・リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主に戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

#### ガバナンスと組織体制

ドイツ銀行は、フレームワークを通じてレピュテーション・リスクを管理している。このフレームワークの下、ドイツ銀行はリスク選好ステートメントを策定し、事業およびリスク管理プロセス全体にわたってポリシーと管理を組み込んでいる。また、適用される各国の法律、規制、および期待事項を遵守するために必要な場合には、例外措置も講じることができる。DWS因

有の問題はDWSのレピュテーション・リスク委員会がレビューし、必要に応じてDWSの執行委員会に上申される。各判断は、DWSおよびドイツ銀行内部のコーポレート・ガバナンス方針に沿って下される。

当行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、レピュテーション・リスク問題を識別、評価、管理、監視および必要に応じて上申または報告する主たる責任は、主たるリスク所有者であるドイツ銀行の各業務部門にある。各業務部門は、中程度または重大なレピュテーション・リスクとみなされる問題を評価するプロセスである、各部門のレピュテーション・リスク評価手続を確立している。

該当部門のレピュテーション・リスク評価プロセスは、重大なレピュテーション・リスク問題を各リージョナル・レピュテーション・リスク委員会に上申しなければならない。本フレームワークはまた、レピュテーション・リスクの観点から本質的にリスクが高くなっているとみなされ、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会への上申を義務づける複数の問題を設定している。リージョナル・レピュテーション・リスク委員会は、第2のLoD委員会であり、必要に応じて特別会議を開催する。グループ・レピュテーション・リスク委員会（GRRC）は、グループ全体に影響を及ぼすような事例をレビューし、また、特別な状況においては、地域レベルで解決できない可能性のある事例もレビューする。

## 情報セキュリティ

ドイツ銀行は、デジタル化が進み、情報セキュリティに関する脅威が絶えず変化する環境の中で事業を展開している。ドイツ銀行には、進行中のこれらの展開、脅威および課題が絶えず生じる中で、顧客のデータおよび取引相手のデータ、ならびに当行自身の情報資産（当行従業員の情報を含む。）の機密性、完全性および可用性を保持する責任がある。この責任を一貫して効果的に果たすことは、様々なステークホルダーの信頼に応え、その利益を守るために不可欠である。

環境が動的かつ複雑な性質を持つため、当行はセキュリティ上の脅威の状況を継続的に監視し、また、セキュリティ・リスクを引き起こす技術開発、地政学的状況および経済的影響を注意深く観察し、当行自身およびより広範な金融エコシステムへの潜在的な影響について、その関連性を評価している。ドイツ銀行は、顧客に金融商品およびサービスを提供し、当行の事業継続を可能にするために必要な能力を維持するため、情報セキュリティに関する能力を改善している。

本項では、ドイツ銀行の情報セキュリティへの取組みについて包括的に説明し、データおよびサービスを保護するために当行が行っている継続的な取組み（セキュリティ・ガバナンス構造、セキュリティ戦略およびセキュリティ・リスク管理を含む。）について詳述する。

## ガバナンス

ドイツ銀行におけるセキュリティ事項に対する責任は、チーフ・セキュリティ・オフィスが負う。当行グループのチーフ・セキュリティ・オフィサー（CSO）は取締役会から権限を委譲されており、これには、ドイツ銀行グループのセキュリティ方針およびセキュリティ戦略を承認する権限が含まれている。グループCSOは、取締役会の一員であるチーフ・テクノロジー・データおよびイノベーション・オフィサーに直接報告する。取締役会には、監査役会による監督の下で、情報セキュリティ・フレームワークの導入の監督について説明する責任がある。グループCSOが必要に応じて行う、取締役会に対するセキュリティ問題の直接上申については、複数の仕組みを設けている。

ドイツ銀行のグループCSOは、20年超にわたって情報セキュリティ分野で様々な職務を務めてきた。これには、3つの異なる大手欧州金融機関のグローバルのチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）/CSOとしての役割や、グローバル戦略コンサルティング会社のパートナーとして金融サービス顧客のセキュリティ業務を指揮した経験が含まれる。

グループ・チーフ・セキュリティ・オフィサーは、当行の様々な上級レベルの情報セキュリティ専門家からの支援を受け、地域、部門および技術の観点からセキュリティ要件が満たされるよう努める。すべての情報セキュリティ活動は、グループCSOが設立し議長を務める2つの専門ガバナンス・フォーラムであるグループITセキュリティ・カウンシル（当行のIT部門と連携する。）およびグループ情報セキュリティ・カウンシル（当行の業務および管理部門と連携する。）によって監督されている。情報セキュリティに係る独立したオペレーショナル・リスク管理機能は、両フォーラムが果たしている。両フォーラムは、セキュリティ戦略について助言し、主要な情報セキュリティ・サービスに関する進捗と実績、情報セキュリティ・インシデントに関する監査での指摘事項に沿った改善状況、ならびにドイツ銀行が所定の目標に照らして実施する情報セキュリティに関する取組みを監督する。深刻な問題が生じた場合、メンバーには、各々の責任に応じた特定のタスクがグループCSOにより割り当てられる。グループCSO主導のガバナンス・フォーラムに加え、テクノロジー・情報セキュリティ・リスク委員会（TISRC）がテクノロジーと情報セキュリティ・リスクを監督し、当行の戦略目標との整合性を確保している。当該委員会の委員長はチーフ・テクノロジー・データおよびイノベーション・オフィサー、副委員長はグループCSOとグループ・テクノロジー・インフラのリーダーが務め、チーフ・インフォメーション・オフィサーには出席が義務付けられているほか、オペレーショナル・リスク管理のグローバルのリーダーとITリスクおよび情報セキュリティ・リスクのグローバルのリーダーの両名が代表を務めるリスク機能には拒否権が与えられている。

当行の関連ガバナンス・フォーラムに対し提供されるセキュリティ指標および報告は、セキュリティ・リスクに関する適切な認識および意思決定を支援する。チーフ・セキュリティ・オフィスが維持している、包括的な測定指標から成るフレームワークは、広範なデータ・セットで構成されており、様々な視点での評価を可能にしている。取締役会および監査役会は、四

半期ごとの情報セキュリティ・リスク状況に関するレポートのほか、必要に応じて臨時の情報を受け取る。さらに、グループCSOは、監査役会のテクノロジー、データおよびイノベーション委員会に対し、セキュリティに関する重要なトピックについて定期的に最新情報を提供している。

## 戦略

チーフ・セキュリティ・オフィスは、当行グループ全体のセキュリティ戦略を策定し、組織体制、ガバナンス、セキュリティ・ポリシーの導入を通じて、そのグローバルでの実施と運用を監督する。セキュリティ戦略は、脅威の概況、テクノロジー、規制環境、当行の企業戦略およびIT戦略、ならびにその他内外のパラメータの変化を織り込むため、定期的に見直される。このアプローチは、包括的かつ重層的なセキュリティ管理を提供している。チーフ・セキュリティ・オフィスは、当行の各部門と緊密に連携し、当行全体のプログラムおよび取組みにおいてセキュリティ・バイ・デザイン・アプローチとの整合を可能にしている。セキュリティに対する投資については、当行のセキュリティ実装の成熟度に関する定期的なレビューと評価を考慮に入れ、脅威を踏まえた観点から優先順位付けされ、調整される。

当行のセキュリティ戦略の主要な要素は、ドイツ銀行職員の責任感と主体的なセキュリティ意識を育むことである。ドイツ銀行はこの原則を日々の実務に組み込むことにより、リスクを軽減し、セキュリティ体制全般の向上に資する長期的な行動の変化をもたらすことを目指している。当行のセキュリティ文化および意識啓発キャンペーンである「ミッション・セキュリティ」は新たな脅威やベスト・プラクティスを反映するために継続的に更新され、全世界のすべての従業員に周知されており、こうした取組みを強化している。当行では他にも、セキュリティ文化向上のための取組みとして、フィッシング・シミュレーションや必須研修を含むシミュレーション、テストおよび演習を定期的実施している。

## 影響、リスクおよび機会の管理

### 影響、リスクおよび機会

顧客は、その取引銀行によるサービスを、いつでも、どこからでも、様々なチャネルを介して安全に利用できることを期待している。顧客は、当行と取引を行う過程で、機密データをドイツ銀行に託す。ドイツ銀行には、顧客のデータおよび取引相手のデータ、ならびに当行自身の情報資産（従業員の情報を含む。）の機密性、完全性および可用性を保持する責任がある。この責任を一貫して効果的に果たすことは、様々なステークホルダーの信頼に応え、その利益を守るために不可欠である。このため当行は、セキュリティ・リスク軽減に資する投資を継続している。ドイツ銀行は、顧客に金融商品およびサービスを提供し、当行の事業継続を可能にするために必要な能力を維持するため、セキュリティに係る包括的なポリシー・フレームワークおよび厳格なリスク管理プロセスに基づきセキュリティに関する能力を改善している。安定したレジリエントなサービスは、ステークホルダーの信頼に応え、ブランド価値を守るほか、事業成長および収益稼得機会の確保を可能にする。

技術の進歩により、データのプライバシーとセキュリティに対する要求は確実に高まっている。一方、サイバー攻撃の頻度と巧妙さの増大により、ドイツ銀行やそのサプライチェーンにあるその他の組織を含む世界中の組織のリスク・プロファイルは大幅に上昇している。第三者のソフトウェアやテクノロジー・プロバイダは、依然として脅威行為者の主要な標的である、脅威行為者はサプライチェーンの脆弱性を悪用して、下流に位置する多くの顧客や資産を危険にさらしたり、妨害したりして、攻撃の影響を増幅させている。

2025年度においても、地政学的混乱がサイバー脅威活動の主要な要因となった。金銭的な動機に基づく高度に洗練されたサイバー攻撃は、各業界で根強いものとなっており、今後も激化することが予想される。人工知能（AI）の急速な導入と進歩は、ハイブリッド戦争戦術、誤報キャンペーン、ディープフェイクを活用したソーシャル・エンジニアリング攻撃を加速させ、脅威の状況を再構築し続けている。ランサムウェア、サービス拒否攻撃、気づかれていない脆弱性の悪用（いわゆるゼロデイ・エクスプロイト）といった一般的な攻撃ベクトルは、その規模と複雑さを増している。量子コンピューティングは、まだ新興ではあるが、長期的なリスク管理のための戦略的重点分野であることに変わりはない。

セキュリティ要件を当行のフレームワーク内に組み込み、その監視を確実に実施して、関連リスクに最善の対応を行い、事後対応を適切に実装しなければ、情報の機密性と完全性が侵害され、情報および/またはサービスが利用できなくなる可能性がある。さらに、ドイツ銀行は、管理体制の不備（プロセスやセキュリティ統制の実行エラーを含む。）およびデータ損失によりオペレーショナル・リスクにさらされる可能性があり、これにより事業が混乱し、重大な損失につながる可能性がある。

セキュリティ侵害は、ネットワークまたはリソースへの不正アクセス、機密情報への不正アクセス、機密情報の紛失/破壊、当行のインフラに潜む脆弱性の意図的ではない開示、コンピュータ・ウィルスやマルウェアの仕込み、技術的な脆弱性、またはその他の形態のサイバーセキュリティ攻撃またはインシデント（第三者のコンピュータ・システムにおけるセキュリティ侵害を含む。）により発生する可能性がある。

攻撃が成功した場合、データの漏洩、意図的ではないマルウェア拡散、サービス停止およびシステムおよび/またはデータへのアクセス不能により、ドイツ銀行のステークホルダーおよびより広範な金融エコシステムに影響が及ぶ可能性がある。これには、社内および第三者の情報テクノロジー・システムが含まれる。

サイバー攻撃が成功した場合、当行に直接的または間接的に、重要なマイナスの影響が及ぶ可能性があり、その結果として、顧客情報や当行の機密情報の漏洩や悪用、情報テクノロジー・システムの破損やアクセス不可、法律や規制の違反、財務上の損失が生じる可能性がある。これにより生じ得る結果は、風評被害および契約違反（サービスが合意どおりに提供されない場合等）に伴う顧客の不満から、復旧費用（調査やサービス復旧の費用等）の発生、サイバーセキュリティ費用（人員、テクノロジーおよび外部ベンダーの追加に伴う費用等）の増加、罰金や罰則を科される可能性、個人情報漏洩の通知義務、訴訟リスクまで、多岐にわたる。

ドイツ銀行は、サイバー・リスクを軽減するための追加措置として保険に加入している。当行が加入している保険は、セキュリティ・インシデントがもたらす財務上の影響の軽減が補償の対象に含まれるように設計されているが、サイバーセキュリティ事象に伴う風評被害や間接的な費用を含めた、生じ得るすべての損失の完全補償は得られない場合もある。当行のセキュリティ措置に関わらず、当行の方針、管理体制またはサイバー保険による補償が、将来起こり得るサイバー・インシデントの影響を完全に阻止または軽減するのに十分なものとなる保証はなく、当該インシデントは、当行の財政状態に重要なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

#### 方針およびリスク管理

当行の方針や管理体制は、マイナスの影響をもたらす可能性のあるリスクの低減や軽減に役立っている。情報セキュリティ・リスクは、当行のオペレーショナル・リスク管理フレームワークの下、オペレーショナル・リスクとして管理されている。チーフ・セキュリティ・オフィスは、セキュリティ事項に対する責任を負っており、オペレーショナル・リスク管理フレームワークに沿ってセキュリティ事項に対処し、様々な手段（リスク選好等）により得られた結果を活用する。一方、オペレーショナル・リスク管理部は、監督、精査および検証の責任を負う。重要な残存リスクをさらに低減するための措置としては、部門またはグループ・レベルでのポリシーの変更またはポリシーの修正、ならびにリスク軽減活動の優先的投資および実施の加速化が考えられる。

セキュリティ・リスクは、社内外のサイバー事象（同業他社における事象を含む。）の徹底分析、脅威の状況の監視、各種フォーラムにおける協議を通じて継続的に評価される。

年次のリスクおよび内部管理評価プロセスでは、サービス停止、システム誤用、データ歪曲、資産/データの破損、データ開示、金銭的な盗難、規制当局の方針や法令の不遵守に代表される様々なリスク・シナリオを評価している。この包括的な分析は、顧客やサプライヤー等影響を受ける可能性のあるステークホルダーを組み込み、MITRE ATT&CK（サイバー攻撃を評価するための標準化されたフレームワーク）といった業界標準のフレームワークを活用して外部脅威の状況の評価する。このプロセスは、コントロール・スイートや残余リスク・ポジションを評価する際に、重要な事象、脅威評価、検出事項、シナリオ分析結果、内部管理指標、教訓、同業他社における事象、リード・アクロス結果、規制当局の期待事項および是正活動等を含む、コンテキスト・データおよび管理体制を考慮する。新たに発生するリスクについては、追加的なリスクレビューを実施し、その結果を当行の管理能力に照らして評価する。

この評価の不可欠な要素として、社内のセキュリティ主題専門家がリスク評価を実施し、法務、コンプライアンスまたはグループ・データ・プライバシーに代表される分野がこれを支援する。当該評価の結果はその後、リスク主題専門家によりレビューおよび検証され、最終的なリスク・ポジションが決定される。同時に、全部門および各機能の上級情報セキュリティ専門家が、それぞれの領域におけるグループのエクスポージャーを評価する。これらの部門別および機能別の評価は、リスク主題専門家によるレビューと検証を受け、組織全体の最終的なリスク・ポジションが決定される。

ドイツ銀行は、ISO 27001に準拠した情報セキュリティ管理システム（ISMS）を維持し、情報資産の保護に努めている。このシステムは、全従業員、業務プロセス、技術インフラにわたるセキュリティ管理の全体的な統合を通じて、リスクの包括的な特定、評価、軽減を促進する。このシステムは、ポリシーやオペレーショナル・リスク管理指令に関する包括的なガバナンス・フレームワークと整合的な、当行のセキュリティ・アーキテクチャと戦略の基本的な目的と原則を定義するものである。

ISMSは、全従業員、指定されたセキュリティ役割、および第三者に対する責任を明確に定義した、構造化された一連の方針、手順、および管理によって包括的にサポートされている。また、アクセス管理、脅威インテリジェンス、インシデント対応等、セキュリティ機能の目的とプロセスも定められている。

継続的なモニタリングと反復的な改善はISMSに不可欠であり、進化する脅威と脆弱性への適応性を確保する。このフレームワークは毎年戦略的な見直しが行われ、すべての更新がグループCSOによって承認される。その確立されたプロセスは一元的に管理され、当行全体に適用される。部門ごとのガイドラインは、運用についてさらに詳しく述べており、確立されたセキュリティ基準への強いコミットメントを示している。

当行のISMSは、2012年以降、ISO 27001に定められているすべての情報セキュリティ領域について、認証機関から同規格に基づく認証を取得している。ISO 27001認証を維持するため、当行は3年ごとに完全再認証プロセスを実施しており、直近では2024年に実施した。また、ISMSをISO 27001の2022年版にアップグレードすることも含まれていた。さらに当行は、次回再認証までの期間中における規格遵守を確実にするためのサーベイランス審査も毎年実施している。直近のサーベイランス審査は2025年に実施された。

## 対応およびリソース

進化する脅威に対処するため、ドイツ銀行では、様々な防止手法や管理を活用している。具体例には、ネットワーク・セキュリティ、IDおよびアクセスの管理、エンドポイント・セキュリティやデータ・セキュリティ（データの分類や漏洩防止を含む。）、脅威インテリジェンス、サイバー・ハイジーンおよび暗号化ソリューションの徹底等がある。これらの予防的管理は、脅威からリスクを検出する手法や、強固なインシデント対応プロセスに裏打ちされている。

ドイツ銀行は、適切な人員配置、ツール、プロセスを備えた総合的な情報セキュリティ・プログラムを確立している。当行は、データベース、インフラ、デバイスおよびアプリケーションを含む多層技術を通じて情報セキュリティ管理を継続的に見直し、強化している。これを補完するのが、組織的な内部管理、セキュリティの研修、意識向上である。この多層アプローチは、サイバー脅威の防止および発見、サイバー脅威への対処、サイバー脅威による障害からの復旧に資する複数の機会を活用してエンド・ツー・エンド保護を強化することを目的とするものである。

ドイツ銀行は、改善や管理強化が必要な分野を自ら特定するために、様々な仕組みを活用している。これらには、レッドチーム演習や脅威主導型侵入テストを含む包括的なセキュリティ・テスト、セキュリティ問題管理、および教訓が含まれる。ドイツ銀行のグループ監査は、ISMS内の主要な情報セキュリティ統制の設計と運用の有効性を定期的に評価することにより、リスクに基づく独立した保証を提供する。当行の情報セキュリティ・プログラム全般は、外部監査人、規制当局、セキュリティ・テスト機関等の第三者組織により定期的に評価されている。

当行は、セキュリティ・ベスト・プラクティスや脅威に関する情報を、国内外のセキュリティ組織、政府当局、同業組織と積極的に共有している。この共有は、当行のセキュリティに関する技術や手順が、金融業界における最新のベスト・プラクティスを反映し、進化する脅威環境に対応していることを保証するのに役立っている。

デジタル化の推進は、情報セキュリティに関する社会のリテラシー強化の必要性も高めている。ドイツ銀行は、セキュリティ関連のトピックを網羅し、情報セキュリティの脅威（AI、ディープフェイク、QRコードによるフィッシング等の新興技術に関連するものを含む。）、安全な行動のためのベストプラクティス、関連リソースへのリンク等を掲載した顧客向けの専用セキュリティウェブサイトを通じて、情報資料を提供および周知することで、このニーズに対応している。信頼性を高めるため、さらに当行の保護措置の概要が提供される。顧客との対話には、顧客向けイベントでのセキュリティ・トピックの提示や、顧客リレーションシップ・マネジャーによるセキュリティ・トピックに関する顧客からの問い合わせへの対応も含まれる。

ドイツ銀行は、全従業員と適格契約社員に対し、情報セキュリティ基本トレーニングを毎年受講することも義務付けている。このトレーニングには、情報セキュリティ方針、セキュリティ・インシデントやセキュリティに関するその他懸念事項の報告手順、重要な最新のセキュリティ脅威に関するコンテンツを含めている。適切性を確保し、社内の基準を満たすため、当該トレーニングの内容は、少なくとも年に1回の頻度で更新している。このトレーニングを未修了もしくは、修了期日経過受講であったドイツ銀行の従業員は、懲戒の対象となり得る。Eラーニング形式の必須情報セキュリティ・トレーニングの実績は、2025年度においては99.66%、2024年度は99.65%の修了率であった。

ドイツ銀行のセキュリティ・インシデント管理は、当行やその顧客および取引相手または従業員に影響を及ぼし得るサイバーセキュリティ事象に対して継続的な対応を行っている。アジア太平洋、欧州および米国に拠点のある当行のサイバー脅威対応センターは、24時間365日体制で世界中の/当行グローバル全体レベルでの脅威を検出し、インシデントに対応している。部門のCISO、コンプライアンス部、法務部、グループ・コミュニケーション部およびグループ・データ・プライバシー部の関与のもとで行われる関連管理および報告プロセスは、サイバー攻撃や情報セキュリティの脅威に対して迅速かつ効果的に対応できるように設計されている。その目的は、ドイツ銀行に影響が及ぶ危険を最小限に抑え、インシデント対応から得られた洞察を当行プロセスの継続的改善に役立てることである。

ドイツ銀行は、第三者の情報セキュリティ・リスクを、様々な能力を組み合わせ、これらのリスクを軽減するための包括的なアプローチを実施することで管理している。当該管理の主要な構成要素には、当行のグローバル・サードパーティ・リスク管理プログラムが含まれており、このプログラムは、第三者との取引に伴うリスクを特定、監視および軽減できるように設計されている。加えて当行は、第三者との取引に固有のセキュリティ管理が織り込まれた情報セキュリティ方針の遵守も要求しており、これにはインシデント通知要件が含まれている。

サードパーティについても、その重要性に基づいて定期的（年1回または隔年）に再評価を行い、管理要件が満たされていることの継続的な保証を求める。さらに、特定の脅威やインシデントに対応するため、第三者を関与し、当行への影響を評価する。当行による第三者管理の詳細については、サステナビリティ・ステートメントの「サプライチェーン管理」の項を参照のこと。

過年度と同様に、ドイツ銀行は、2025年度においても、コンピュータ・システムに対する様々な攻撃を受けた。この攻撃には、会社や顧客の秘密情報に対する不正アクセス、会社のデータ、リソース、事業活動への損害や妨害、あるいは当行のサプライチェーンを介して発生した攻撃を含む、インフラの脆弱性を悪用することを目的とした攻撃が含まれている。一方、サイバー攻撃の未遂を含むこれらの情報セキュリティ・インシデントの結果が、当行の事業戦略、経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼすことはなかった。

このため当行は、セキュリティ・リスク軽減に資する投資を継続した。2025年度に、ドイツ銀行はサイバーセキュリティの幅広い領域を網羅する多数のプログラムを通じて、セキュリティ能力の向上を継続した。具体的な例をいくつか挙げると、脅威の検知と予防の強化、高度なID管理機能、インフラ・プラットフォームの近代化と簡素化の一環としてのセキュリティの組み込みといったプログラムである。当行はまた、将来のリスクを予測し、それに備えるために、新たなテクノロジーをモニターし、評価し続けている。

[次へ](#)

## リスクおよび資本のパフォーマンス

### 資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL

#### 自己資本

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制またはCRR)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督に関するEU指令第2013/36号(資本要件に関する指令またはCRD)(その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。)に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(KreditwesengesetzまたはKWG)に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及しており、保険会社および金融部門以外の事業体はこれに含まれていない。

2025年度末現在有効であった規制に基づく総自己資本は、Tier 1資本およびTier 2資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本(CET 1資本)およびその他Tier 1資本に細分化される。

CET 1資本は、主に、ブルデンシャル・フィルターおよび規制上の調整の対象となる(保有株式控除後)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。)およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1資本への組み入れに適格な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のブルデンシャル・フィルターには、証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに追加評価調整が含まれる。CET 1資本に対する規制上の調整には、例えば、無形資産(ブルデンシャルバリューを超える部分)、CRR第468条に基づくOCIを通じて公正価値で測定する未実現利得および損失の暫定的な取り扱い(2025年第4四半期に廃止された。)、将来の収益性に依存する繰延税金資産、予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、確定給付年金基金資産正味額、金融部門事業体との資本の相互持合い、ならびに一定の基準値を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、Tier 2)に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準値を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1資本は、AT1資本金商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2資本は、適格な資本金商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。Tier 2資本として適格であるためには、資本金商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

#### 資本金商品

取締役会は、2024年度年次株主総会において、2029年4月30日まで、決議がなされた時点、または価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本の10%を上限とする株式を購入する権限を委任された。2024年度年次株主総会時点で、株式数の上限でいうと199.5百万株に相当する。うち、株式資本合計の5%に相当する99.7百万株まではデリバティブを用いて買い戻すことができ、うち満期が18ヶ月超のデリバティブは株式資本合計の2%が上限とされている。2024年度年次株主総会から2025年度年次株主総会までの間に、34.6百万株が同期間または翌期以降の株式報酬のために買い戻された。うち、21.3百万株はコール・オプションの行使によって買い戻された。さらに、22.7百万個の新規コール・オプションが、今後の株式報酬のために買い戻された。また、同期間に、株主への資本分配を目的として27.9百万株が消却のために買い戻された。うち、20.9百万株は、675百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として2024年度に取得され、2025年度の初めに消却された。また、7.0百万株は、750百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として2025年度に取得された。2025年度年次株主総会時点で、保有自己株式数は12.9百万株であった。うち、7.0百万株は、2025年度の750百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として消却するための買戻しに関連するものである。残りの5.9百万株は、翌期以降の株式報酬を目的として使用される株式に関連するものである。

2025年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2030年4月30日まで、決議がなされた時点、または価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%を上限とする株式購入を承認することが認められた。2025年度年次株主総会時点で、これは194.8百万株に相当する。うち、株式資本合計の5%に相当する97.4百万株まではデリバティブを用いて買い戻すことができ、うち満期が18ヶ月超のデリバティブは株式資本合計の2%が上限とされている。この権限は、前年度の権限に取って代わるものである。2025年度年次株主総会から2025年12月31日までの間に、4.6百万株が翌期以降の株式報

酬のために買い戻され、30.6百万株が株主への資本分配を目的として消却するために買い戻された。うち、22.3百万株は、750百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として買い戻され、8.4百万株は、250百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として取得された。2025年12月に、合計37.7百万株を消却した。2025年12月31日現在、保有自己株式数は7.7百万株であった。当該株式は、翌期以降の株式報酬を目的として使用される。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2025年度年次株主総会まで有効な、取締役会が利用可能な授権資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2025年度年次株主総会で、この授権資本は2,493百万ユーロ（973.8百万株）の新たな授権資本に置き換えられた。2025年12月31日現在、この権限はまだ行使されておらず、授権資本は2,493百万ユーロのまま維持されている。

2022年度年次株主総会以降、2025年度年次株主総会まで、取締役会は、90億ユーロ相当のその他Tier 1 資本として適格となる規制要件を満たす参加証券およびその他のハイブリッド負債性有価証券を発行することを認められていた。この期間において、ドイツ銀行は、57.5億ユーロの新規AT1 ノートを発行しており、そのうち15億ユーロは2025年3月に発行されたものである。2025年度年次株主総会以降、取締役会は、120億ユーロ相当のその他Tier 1 資本として適格となる規制要件を満たす参加証券およびその他のハイブリッド負債性有価証券を2030年4月30日まで発行することを認められている。この権限に基づき、2025年12月31日現在、ドイツ銀行は10億ユーロの新規AT1 ノートを発行した。

現在のCRRに基づき、規制上のAT1 資本として認識された金額は115億ユーロとなった。対応するAT1 金融商品残高の額面金額は、2025年12月31日現在において117億ユーロであった。2025年度に、額面価額24億ユーロのAT1 金融商品が償還された。2025年度に、当行は額面金額25億ユーロの新規AT1 ノートを発行した。

2025年12月31日現在、規制上のTier 2 資本として認識された金額は、71億ユーロとなった。対応するTier 2 金融商品残高の額面金額は、2025年12月31日現在において83億ユーロであった。2025年度に、額面価額28億ユーロのTier 2 金融商品が期限を迎え、1億ユーロが適格性を失った。2025年度において、Tier 2 金融商品の新規発行はなかった。

#### 健全性要件および追加的バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1 資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1 資本を最大1.50%およびTier 2 資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付といった特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2025年度においてドイツ銀行は最低所要自己資本規制を遵守していた。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の統合資本バッファの要件が、2025年以降、全面的に施行された。第1の柱の最低所要自己資本に加えて、これら資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

資本保全バッファは、CRD第129条に基づきドイツ銀行法第10c条に導入され、RWAに対するCET 1 資本比率2.50%に相当する。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、RWAに対するCET 1 資本比率が0%から2.50%の間で様々であり、例外的に、2.50%よりも高くなり得る。ドイツ銀行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、関連信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2025年12月31日現在、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.50%であった。

上記のバッファに加えて、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカル・システム・リスクおよびマクロ・ブルデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステム・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でRWAに対するCET 1 資本比率5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2025年度末現在、ドイツ銀行に適用されたシステム・リスク・バッファは0.14%である。

ドイツ銀行は、BaFinによって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SII バッファとして、2025年度においてRWAに対するCET 1 資本比率1.50%が要求されている。BaFinは、ドイツ銀行の2026年度のG-SII バッファ要件を1.00%に引き下げると発表した。

加えて、ドイツ銀行は、BaFinによって「その他のシステム上重要な金融機関」（O-SII）として分類されており、2025年度には2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならないが、この要件は2026年度も維持される。システム上重要な金融機関のバッファ（G-SII バッファまたはO-SII バッファ）のいずれか高い方を適用しなければならない。

第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。

2024年12月、ECBはドイツ銀行に対し、2025年1月1日付で当行の第2の柱の要件が2024年から変更されたとの決定を通知した。これにより、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.90%となった。2025年12月31日現在、ドイツ銀行は連結ベースで、最低11.26%のCET 1 比率、最低13.31%のTier 1 資本比率および最低16.03%の総自己資本比率を維持する必要がある。当該CET 1 所

要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、1.63%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッファ、0.50%のカウンターシクリカル資本バッファおよび0.14%のシステムック・リスク・バッファ（いずれも年間を通じて変更される可能性がある。）、ならびに2.00%の当行のG-SII/0-SIIバッファ（いずれか高い方）で構成される。したがって、Tier 1 所要自己資本には、1.50%のTier 1 最低所要自己資本と0.54%の第2の柱の要件が追加で含まれ、総所要自己資本には、2.00%のTier 2 最低所要自己資本と0.72%の第2の柱の要件が追加で含まれる。また、ECBは、ドイツ銀行が追加的な第2の柱のCET 1の資本アドオン（一般に、第2の柱のガイダンスと呼ばれる。）を維持することを期待する旨を知らせた。この資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、第2の柱のガイダンスに法的拘束力はなく、第2の柱のガイダンスを満たさなかった場合でも銀行に対して資本配分が自動的に制限されることはないが、当該ガイダンスを維持することを銀行に期待している。

2025年10月28日に、ドイツ銀行はECBから、2025年度のSREPの結果を受けて2026年1月1日より適用される2026年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定により、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.85%に設定され、2026年1月1日から発効される。そのうち少なくとも1.60%をCET 1 資本で、2.14%をTier 1 資本でカバーする必要がある。

下表は、2025年と2026年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（第2の柱のガイダンスを除く。）の異なる最低所要自己資本バッファの要件の概要を示している。

## 健全性要件および追加的バッファの概要

	2025年	2026年
第1の柱		
CET 1 最低所要自己資本	4.50%	4.50%
統合バッファの要件	5.13%	5.15%
資本保全バッファ	2.50%	2.50%
カウンターシクリカル資本バッファ（注1）	0.50%	0.52%
システムック・リスク・バッファ（注2）	0.14%	0.14%
以下の最大要件：	2.00%	2.00%
G-SIIバッファ	1.50%	1.00%
0-SIIバッファ	2.00%	2.00%
第2の柱		
第2の柱の資本合計のSREPアドオン（第2の柱のガイダンスを除く。）	2.90%	2.85%
うち、CET 1 資本によりカバーされる部分	1.63%	1.60%
うち、Tier 1 資本によりカバーされる部分	2.18%	2.14%
うち、Tier 2 資本によりカバーされる部分	0.72%	0.71%
第1の柱および第2の柱のCET 1 総所要自己資本（注3）	11.26%	11.25%
第1の柱および第2の柱のTier 1 総所要自己資本	13.31%	13.29%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	16.03%	16.00%
第1の柱の最低所要レバレッジ比率	3.00%	3.00%
第2の柱の所要レバレッジ比率	0.10%	0.10%
G-SIIレバレッジ比率バッファ	0.75%	0.50%
総所要レバレッジ比率	3.85%	3.60%

（注1）ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2026年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2026年度における既知のカウンターシクリカル資本バッファの変動に基づき0.52%と算出されている。カウンターシクリカル資本バッファは、年間を通じてドイツ銀行のポートフォリオの変更およびカウンターシクリカル資本バッファ率の変更の対象となる。

（注2）2026年度のシステムック・リスク・バッファ率は、2026年度における既知のシステムック・リスク・バッファの変動に基づいて0.14%と算出されている。システムック・リスク・バッファは、年間を通じてドイツ銀行のポートフォリオの変更およびシステムック・リスク・バッファ率の変更の対象となる。

（注3）第1の柱と第2の柱（第2の柱のガイダンスを除く。）のCET 1 総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、システムック・リスク・バッファの所要自己資本、資本保全バッファの所要自己資本、カウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本、G-SII/0-SIIの所要自己資本のいずれか高い方を合計することによって算出される。

当行グループに適用される第1の柱の所要自己資本は、レバレッジ・エクスポージャーの3.00%である。G-SIIに適用されるバッファ比率の50%に相当する追加的なレバレッジ比率のバッファ要件も適用される。ドイツ銀行の場合、この追加要件は、2025年度に0.75%、2026年度に0.50%となる。さらに、ECBは、レバレッジ比率に対する第2の柱の要件0.10%を定めてい

る。これを合わせると、2025年度の総所要レバレッジ比率は3.85%となる。また、ECBは、ドイツ銀行がレバレッジ比率に関連して追加的な第2の柱のTier 1の資本アドオン（一般に、第2の柱のガイダンスと呼ばれる。）を維持することを期待する旨を通知した。この資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的なガイダンスである。ECBは、第2の柱のガイダンスに法的拘束力はなく、第2の柱のガイダンスを満たさなかった場合でも銀行に対して資本配分が自動的に制限されることはないが、銀行が当該ガイダンスを維持することを期待している。

#### 自己資本の変動

2025年12月31日現在のドイツ銀行のCET 1 資本は493億ユーロであり、2024年度末の495億ユーロから2億ユーロ減少した。AT1資本は、2024年度末現在の114億ユーロから1億ユーロ増加して、2025年12月31日現在は115億ユーロであった。Tier 1 資本は、2024年度末現在から概ね変動はなく、2025年12月31日現在は608億ユーロであった。Tier 2 資本は、2024年度末現在の77億ユーロから6億ユーロ減少して、2025年12月31日現在は71億ユーロであった。総自己資本は、2024年度末現在の685億ユーロから7億ユーロ減少して、2025年12月31日現在は678億ユーロであった。

2025年12月31日現在のドイツ銀行のCET 1 資本比率は14.2%であり、2024年12月31日現在と比べて40ベース・ポイント増加した。この変動は主に、「リスク・ウェイトド・アセットの変動」の項で概説したRWAの減少によるものであり、後述のCET 1 資本の減少によって一部相殺された。CRR3の導入による当初の影響は1ベース・ポイントであり、CET 1 資本の4億ユーロの減少およびRWA全体の34億ユーロの減少で構成されている。

CET 1 資本は2025年度に2億ユーロ減少した。この変動は、2025年度において69億ユーロの純利益を計上したが、規制(EU)第575/2013号(ECB/2015/4)の第26条(2)に従い中間または通年の利益をCET 1 資本で認識するというECBの決定(EU)第2015/656号に則った将来の株主配当に係る規制上の控除額とAT1クーポン支払額の36億ユーロによって減少したことによる。加えて、CET 1 資本の減少は、為替換算調整額32億ユーロを含むその他の包括利益累計額、CRR第468条に基づくOCIを通じて公正価値で測定する未実現利得および損失の暫定的な取り扱いの廃止による10億ユーロ、不履行エクスポージャーの控除額の増加4億ユーロ、第2回株式買戻しプログラムの完了による影響3億ユーロ、ならびにRWAに含まれない集団投資事業体2億ユーロによるものである。これらの減少は、繰延税金資産に対する控除額の減少9億ユーロ、予想損失ショートフォール5億ユーロ、ならびにのれんおよびその他の無形資産2億ユーロによって一部相殺された。

AT1資本の1億ユーロの増加は主に、当年度に合計25億ユーロの2つのAT1資本商品が新規発行されたことによるもので、元本総額24億ユーロ(27.5億米ドル相当)の2つの金融商品に対するコール・オプションの行使により相殺された。

Tier 2 資本の6億ユーロの減少は、主に為替の影響6億ユーロおよび償却による3億ユーロによるものであった。これは、未払利息および公正価値ヘッジにより生じた3億ユーロの帳簿価額の増加により一部相殺された。

#### 自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

単位：百万ユーロ

2025年12月31日現在 2024年12月31日現在

普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金		
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金	42,983	44,130
利益剰余金	21,149	19,978
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-4,159	-1,229
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後）（注1）	3,347	801
その他	917	1,020
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	64,237	64,700
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整		
追加評価調整（マイナスの金額）	-1,667	-1,680
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	296	95
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,045	-5,277
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,533	-3,463
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-2,579	-3,037
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,135	-1,173
機関による自己のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-	-

機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	-	-
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額）	-	-
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-	1,012
その他の規制上の調整（注2）	-2,309	-1,721
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-14,971	-15,244
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	49,266	49,457

その他Tier 1（AT1）資本：金融商品		
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	11,648	11,508
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	-	-
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	11,648	11,508

その他Tier 1（AT1）資本：規制上の調整		
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-130	-130
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1 資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	-	-
その他の規制上の調整	-	-
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	-130	-130
その他Tier 1（AT1）資本	11,518	11,378
Tier 1 資本（T1=CET 1 +AT1）	60,784	60,835

Tier 2（T2）資本	7,050	7,676
総自己資本（TC=T1+T2）	67,834	68,511
リスク・ウェイトド・アセット合計	347,133	357,427

自己資本比率		
普通株式等Tier 1 資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	14.2	13.8
Tier 1 資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	17.5	17.0
総自己資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	19.5	19.2

（注1） 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。当年度の利益69億ユーロは、将来の株主配当に係る控除額31億ユーロおよびAT1クーポン5億ユーロにより減少した。

（注2） 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2024年12月現在：14億ユーロ）と、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく7億ユーロの資本控除（2024年12月現在：3億ユーロ）が含まれている。

#### 株主持分の自己資本への調整

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	66,933	66,276
事業体の連結除外 / 連結	-24	-24
内訳：		
資本剰余金	-	-
利益剰余金	-16	-24
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-9	-
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,909	66,252
少数株主持分（連結CET 1 に含めることが認められている額）	917	1,020
AT1クーポンおよび株主配当控除（注1）	-3,585	-2,565
CRR第28条(1)に基づくCET 1 の対象とならない資本性金融商品	-4	-7
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,237	64,700
プルデンシャル・フィルター	-1,371	-1,585
内訳：		
追加評価調整	-1,667	-1,680
証券化資産による資本の増加	-	-

キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失および自己の信用状態の変動から生じる公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失に関連した公正価値準備金規制上の調整	296	95
内訳：		
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,045	-5,277
将来の収益性に依拠する繰延税金資産	-2,533	-3,463
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-2,579	-3,037
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,135	-1,173
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-	-
リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	-	-
リスク・ウェイトド・アセットに含まれない集団投資事業体（CIU）	-214	-
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整		1,012
その他（注2）	-2,094	-1,721
<b>普通株式等Tier 1 資本</b>	<b>49,266</b>	<b>49,457</b>

（注1）通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。当年度の控除には、将来の株主配当に係る控除額31億ユーロおよびAT1クーポン5億ユーロが含まれている。

（注2）単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2024年12月31日現在：14億ユーロ）と、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく7億ユーロの資本控除（2024年12月31日現在：3億ユーロ）が含まれている。

#### 自己資本の変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日に終了した12ヶ月間	2024年12月31日に終了した12ヶ月間
普通株式等Tier 1（CET 1）資本 - 期首残高	49,457	48,066
普通株式（純額）	-215	-115
資本剰余金	-1,460	-430
利益剰余金	7,301	3,341
自己普通株式、売却（+）および購入（-）の純影響	528	-232
その他の包括利益累計額の増減	-2,929	530
AT1クーポンおよび株主配当控除（注1）	-3,585	-2,565
追加評価調整	13	47
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	232	-263
将来の収益性に依存する繰延税金資産（一時差異から発生するものを除く。）	930	744
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	458	-651
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	37	-253
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-	-
一時差異から生じた繰延税金資産（10%および15%基準超過額、CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）	-	-
その他（規制上の調整を含む。）	-1,501	1,238
<b>普通株式等Tier 1（CET 1）資本 - 期末残高</b>	<b>49,266</b>	<b>49,457</b>
その他Tier 1（AT1）資本 - 期首残高	11,378	8,328
その他Tier 1 に適格な資本の新規発行	2,500	2,950
満期到来したおよび償還された金融商品	-2,360	-
その他（規制上の調整を含む。）	-	100
その他Tier 1（AT1）資本 - 期末残高	11,518	11,378
<b>Tier 1 資本</b>	<b>60,784</b>	<b>60,835</b>
Tier 2（T2）資本 - 期末残高	7,050	7,676
<b>総規制自己資本</b>	<b>67,834</b>	<b>68,511</b>

（注1）通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。当年度の控除には、将来の株主配当に係る控除額31億ユーロおよびAT1クーポン5億ユーロが含まれている。

不履行エクスポージャー（NPE）の最低損失カバレッジ

2019年4月、EUは、不履行エクスポージャーのプルデンシャル・バック・ストップ準備金に関するCRR（規制(EU)第575/2013号）を修正する要件規制(EU)第2019/630号を公表した。この規制により、最低損失カバレッジ要求額が満たされない場合は、CET 1 資本から第 1 の柱の控除がなされることになる。この規制は、2019年4月25日より後に組成され、債務不履行となったエクスポージャーに適用される。

さらに、ECBは、2018年3月に「銀行の不良債権処理に関するECBガイダンス補足版：不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に対する監督上の期待」を、また2019年8月に「不履行エクスポージャーのカバレッジに対する監督上の期待に関するコミュニケーション」を公表した。

公表されたECBのガイダンスは、2018年4月1日より後に新たに債務不履行に陥ったすべての貸出金に適用され、EU規制と同様に、各銀行に対して最低減損カバレッジ要求額が満たされない場合に措置を講じるよう求めている。各銀行が講じる措置についてECBが満足しない場合、ECBは年に一度のSREPの議論の中で、銀行に第 2 の柱に係る措置を課す可能性がある。

前述のECBのガイダンスとSREP勧告により要求されているとおり、当行は2020年度末に、第 2 の柱に係る措置として不履行エクスポージャーに対する慎重な引当額を決定するためのフレームワークを導入した。

2018年4月1日より前に債務不履行に陥った顧客から生じる不履行エクスポージャーに関する最低所要損失カバレッジについては、年率10%の増加を前提に100%の所要カバレッジの段階的導入が想定された。最初のステップとして、2017年度末現在の銀行の正味不良債権比率に基づいて銀行を3つの比較可能なグループに割り当て、次のステップで、潜在的な影響に関する各銀行の2026年度末までの返済能力の評価を行った。ドイツ銀行はグループ 1 に割り当てられており、グループ 1 では、担保付貸出金については2024年度末までに、無担保貸出金については2023年度末までに、100%の最低損失カバレッジを完全適用することが求められている。

不履行エクスポージャーの最低所要損失カバレッジと、債務不履行となった（ステージ 3 の）資産についてIFRS第 9 号に従って計上されたりリスク準備金との間の不足額は、2025年12月31日現在657百万ユーロであり、これはCET 1 から控除された。このCET 1 に関する追加費用は追加的な規制上の損失準備金とみなされ、これによりRWAが26億ユーロ軽減されている。

不履行エクスポージャーの損失カバレッジ

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	エクスポ ジャーの 額(注1)	最低損失 カバレッジ 要求額合計	2025年12月31日現在	
			カバレッジ 利用可能額	適用される カバレッジ 不足額
コーポレート・バンク	2,954	838	1,520	163
インベストメント・バンク	10,931	2,709	4,700	362
プライベート・バンク	7,276	1,735	4,090	61
アセット・マネジメント	-	-	-	-
コーポレートおよびその他	791	106	254	70
合計	21,952	5,388	10,563	657

(注1) CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	エクスポ ジャーの 額(注1)	最低損失 カバレッジ 要求額合計	2024年12月31日現在	
			カバレッジ 利用可能額	適用される カバレッジ 不足額
コーポレート・バンク	4,107	696	1,818	48
インベストメント・バンク	9,602	3,355	4,986	171
プライベート・バンク	8,139	1,224	3,674	53
アセット・マネジメント	-	-	-	-
コーポレートおよびその他	969	58	177	29
合計	22,817	5,334	10,654	302

(注1) CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、RWAの概要を、リスク種類別およびセグメント別に示している。これらは、インフラストラクチャ関連ポジションのセグメント別の再配分（該当がある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。2025年12月31日現在、CRR3に基づくRWAの資本フロアは、現在適用される規制に基づく、ドイツ銀行のRWAに影響は与えない。

リスク種類別およびセグメント別のリスク加重資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	
信用リスク	60,942	97,311	77,192	10,192	14,537	260,174
決済リスク	-	91	-	-	44	135
信用評価調整（CVA）	-	2,328	58	3	201	2,591
マーケット・リスク	201	18,809	20	7	2,012	21,050
オペレーショナル・リスク	10,844	17,873	14,726	5,318	14,422	63,183
合計	71,988	136,412	91,996	15,520	31,216	347,133

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	
信用リスク	67,115	95,869	82,655	13,683	17,633	276,955
決済リスク	-	4	-	-	11	15
信用評価調整（CVA）	29	2,907	161	-	334	3,431
マーケット・リスク	248	16,270	27	31	2,390	18,965
オペレーショナル・リスク	10,784	14,775	14,438	4,700	13,363	58,061
合計	78,176	129,825	97,281	18,414	33,732	357,427

ドイツ銀行のRWAは、2024年度末現在の3,574億ユーロに対し、2025年12月31日現在では3,471億ユーロであった。103億ユーロの減少（うち、CRR3の導入による34億ユーロ）は、信用リスクRWAおよび信用評価調整RWAに起因しており、オペレーショナル・リスクRWAおよびマーケット・リスクRWAにより一部相殺された。

信用リスクRWAは168億ユーロ減少し、これには、以下に詳述するCRR3の導入による50億ユーロの影響に加え、為替変動および資本効率改善策の影響が含まれる。これは2025年のドイツ銀行の事業拡大による信用リスクRWAの増加により一部相殺された。

信用評価調整RWAは8億ユーロ減少したが、これは主にエクスポージャーの減少、およびCRR3に基づく新しい標準的手法の導入による当初の影響をヘッジ活動が相殺したことによるものである。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクRWAは51億ユーロ増加したが、これはオペレーショナル・リスクの計測が、先進的計測手法からCRR3に基づく新しい標準的計測手法へ移行したことによるものである。

マーケット・リスクRWAは21億ユーロ増加したが、これは主にトレーディング（債券および為替）事業におけるソブリン債エクスポージャーの変動に起因するストレス時のバリュー・アット・リスク（SvAR）によるものである。

下表は、報告期間における信用リスク、信用評価調整、マーケット・リスクに関して観察されたリスク・ウェイト・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。また、RWAの8%である最低所要自己資本比率の変動も示している。

カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
信用リスクRWA期首残高	276,955	22,156	265,789	21,263
ポジションの規模	3,645	292	4,944	396
ポジションの質	-1,371	-110	-7,793	-623
モデル更新	4,110	329	3,668	293

手法および方針	-10,901	-872	3,443	275
取得および処分	-	-	-	-
外国為替変動	-13,506	-1,080	5,410	433
その他	1,242	99	1,494	119
信用リスクRWA期末残高	260,174	20,814	276,955	22,156

## うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	カウンターパーティ信用リスク RWA	所要自己資本	カウンターパーティ信用リスク RWA	所要自己資本
カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高	19,470	1,558	19,868	1,589
ポジションの規模	1,588	127	-1,194	-96
ポジションの質	-42	-3	-47	-4
モデル更新	-895	-72	186	15
手法および方針	-169	-14	-	-
取得および処分	-	-	-	-
外国為替変動	-1,361	-109	657	53
その他	-	-	-	-
カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高	18,590	1,487	19,470	1,558

当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「ポジションの規模」の区分において考慮されている。「ポジションの質」の区分は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメータの再調整、ならびに担保および相殺に関する範囲の変更による影響を示している。「モデル更新」の区分には、モデルの高度化および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、「手法および方針」の区分において考慮されている。「取得および処分」の区分は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示している。上記区分に該当しない変動は、「その他」の区分に含まれている。

2024年12月31日以降の信用リスクRWAの168億ユーロ（6.1%）の減少は、主として「外国為替変動」、「手法および方針」および「ポジションの質」の各区分によるものであり、これは「モデル更新」、「ポジションの規模」および「その他」の各区分により一部相殺された。

「手法および方針」における減少は、CRR3導入による影響を反映している。この減少に係る2つの主な要因は、1,250%のリスク・ウェイトが付与される集団投資事業体のエクスポージャーを控除する規則の導入と、上場株式エクスポージャーのリスク・ウェイトの引下げである。さらに、当該区分には、規制上の義務の是正による影響や、担保に対するスケール係数の適用に関する改良による影響も含まれているが、これは主要なモデルのインプットに関する新たな保守性のマージンの導入による影響によって一部相殺された。

「ポジションの質」における減少は主に、資本効率改善策によるRWAの減少によるもので、相手先の格付悪化により一部相殺された。

前述の減少は、「モデル更新」における増加により一部相殺された。これは主に、主要なモデルのインプットに適用される保守性のマージンの再調整を含む、ドイツ銀行のIRBAモデルの改良によるものである。

「ポジションの規模」における増加は、特にインベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクにおける2025年度におけるドイツ銀行の事業の成長、ならびに保証型ファンドの株式保有比率の増加を反映しており、これは、シンセティック証券化という形での資本効率改善策によって一部相殺された。

また、「その他」の増加は、繰延税金資産に係るRWAの増加（CRR第468条に基づくOCIを通じて公正価値で測定する未実現利得および損失の暫定的な取り扱いの廃止を含む。）、ならびに金融部門事業体に対する投資を反映している。

2024年12月31日以降のカウンターパーティ信用リスクRWAの9億ユーロ（4.5%）の減少は、主として「外国為替変動」、「モデル更新」および「手法および方針」の各区分における減少によるものであり、これは「ポジションの規模」の区分により一部相殺された。「モデル更新」における減少は主に、内部モデルの改良を反映している。さらに、「手法および方針」における減少は主に、CRR3導入による影響によるものである。前述の減少は、トレーディング在庫の増加を反映した「ポジションの規模」における増加により一部相殺された。

CRR/CRDの規制枠組みに基づき、ドイツ銀行は、当行のカウンターパーティの信用度を考慮に入れたCVAを用いてRWAを算出することが要求される。CVAに係るRWAには、OTCデリバティブ・エクスポージャーおよび公正価値証券金融取引に関連した予想されるカウンターパーティ・リスクからの時価評価損のリスクが含まれる。CRR3に基づき、ドイツ銀行はCVAに係る標準的手法（BA-CVA）を用いて規制自己資本を算定している。

## 信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	CVA RWA	所要 自己資本	CVA RWA	所要 自己資本
CVA RWA期首残高	3,431	274	5,276	422
リスク水準の変動	-1,709	-137	-1,205	-96
市場データの変動および再調整	-	-	-640	-51
モデル更新	-	-	-	-
手法および方針	868	69	-	-
取得および処分	-	-	-	-
外国為替変動	-	-	-	-
CVA RWA期末残高	2,591	207	3,431	274

CVA RWAの変動は、いくつかの区分に細分化される。「リスク水準の変動」には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。「市場データの変動および再調整」には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。「モデル更新」は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャー・モデルの変更である。「手法および方針」は、規制の改正に関連する。重要な事業取得または処分は、「取得および処分」の区分に含まれる。

2025年12月31日現在のCVAに係るRWAは26億ユーロであり、2024年12月31日現在と比較して、8億ユーロ（24%）の減少となった。これには、リスク水準の変動（主にエクスポージャーの減少およびヘッジ活動）による減少17億ユーロ、手法および方針の更新（CRR3に基づく新しい標準的手法の導入）による増加9億ユーロが含まれる。

#### マーケット・リスクに係るリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					総所要
	VaR	SVaR	IRC	その他	RWA合計	自己資本
マーケット・リスクRWA期首残高	2,705	6,204	6,268	3,787	18,965	1,517
リスク水準の変動	-1,610	797	-449	312	-950	-76
市場データの変動および再調整	1,572	1,933	-	58	3,563	285
モデル更新/変更	49	-27	-168	-	-147	-12
手法および方針	-	-	-	-120	-120	-10
取得および処分	-	-	-	-	-	-
外国為替変動	-	-	-	-261	-261	-21
その他	-	-	-	-	-	-
マーケット・リスクRWA期末残高	2,716	8,907	5,651	3,776	21,050	1,684

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					総所要
	VaR	SVaR	IRC	その他	RWA合計	自己資本
マーケット・リスクRWA期首残高	3,750	7,090	7,129	3,542	21,510	1,721
リスク水準の変動	-307	-513	-860	-194	-1,874	-150
市場データの変動および再調整	-767	-336	-	330	-773	-62
モデル更新/変更	29	-37	-	-	-8	-1
手法および方針	-	-	-	-	-	-
取得および処分	-	-	-	-	-	-
外国為替変動	-	-	-	109	109	9
その他	-	-	-	-	-	-
マーケット・リスクRWA期末残高	2,705	6,204	6,268	3,787	18,965	1,517

マーケット・リスクの分析は、バリュー・アット・リスク（VaR）、ストレス時のバリュー・アット・リスクおよび追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）に係る当行の内部モデルにおける変動、ならびに「その他」の区分に含まれるマーケット・リスク標準的アプローチ（MRSA）の結果を対象としている。MRSAは、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRD規制に規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改正によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が含まれる。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の区分に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2025年12月31日現在、マーケット・リスクに係るRWAは、2024年12月31日現在と比較して21億ユーロ（11%）増加し、210億ユーロとなった。この増加は、トレーディング（債券および為替）事業におけるソブリン債エクスポージャーの変動に起因するストレス時のバリュエーション・アット・リスクRWAの増加によるものである。

#### オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

2025年度におけるオペレーショナル・リスクRWAの全体的な51億ユーロの増加は、CRR3で規定された標準的計測手法への移行と、当行の収益規模拡大を主因とするものであった。当該手法ではオペレーショナル・リスクの損失事象の種類を区別していないため、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーの詳細な報告は廃止された。

#### 経済資本の十分性

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、当行の継続性を維持することを目的としている。内部適正自己資本は、経済的観点から、以下の表に示すとおり、経済的資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価される。

#### 経済的資本供給および需要

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
<b>経済的資本供給の構成要素</b>		
株主持分（注1）	66,933	66,276
非支配持分（注2）	922	957
AT1クーポンおよび株主配当控除（注1）	-3,585	-2,565
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	49	-36
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整	247	131
追加評価調整	-1,667	-1,680
無形資産	-3,513	-3,847
一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産	-3,006	-4,073
予想損失ショートフォール	-2,579	-3,037
確定給付年金基金資産	-1,137	-1,174
その他の調整（注1）	-2,192	-2,833
<b>経済的資本供給</b>	<b>50,474</b>	<b>48,119</b>
<b>経済的資本需要の構成要素</b>		
信用リスク	13,395	12,507
マーケット・リスク	9,970	8,667
オペレーショナル・リスク	4,960	4,645
戦略リスク	1,980	1,936
分散効果	-4,234	-3,530
<b>経済的資本需要合計</b>	<b>26,071</b>	<b>24,225</b>
<b>経済資本の十分性比率</b>	<b>194%</b>	<b>199%</b>

（注1）過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注2）各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

経済資本の十分性比率は、2024年12月31日現在の199%と比べ、2025年12月31日現在では194%であった。この比率の全体的な低下は、マーケット・リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに係る経済的資本需要の増加（「リスク・プロファイル」の項で説明している。）によるものであった。これは、経済的資本供給の増加により一部相殺された。

2024年度末と比較して経済的資本供給が24億ユーロ増加した主な要因は、プラスの純利益69億ユーロ、繰延税金資産による資本控除額の減少11億ユーロ、回収のために保有する負債性有価証券の帳簿価額と公正価値との評価差額による資本控除額の減少7億ユーロ、予想損失ショートフォールによる資本控除額の減少5億ユーロ、無形資産による資本控除額の減少3億ユーロ、ならびに未実現利得および損失による資本控除額の減少3億ユーロであった。これらの増加は、2025年度の当行グループの配当性向を50%とする方針に関連する将来の株主配当および未払AT1クーポンによる控除額36億ユーロ、外国為替換算調整に係る32億ユーロ、実施済みの株式買戻しプログラム3億ユーロ、株式報酬に係る1億ユーロ、ならびに数理計算上の損益1億ユーロにより一部相殺された。

#### レバレッジ比率

#### CRR/CRDフレームワークに従ったレバレッジ比率

リスク以外に基づくレバレッジ比率は、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的指標としての役割を果たすことを目的としたものである。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」指標を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

ドイツ銀行のレバレッジ比率エクスポージャーは、CRR第429条から429g条に従い計算されている。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシート of エクスポージャーおよびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFTを除く。）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、カウンターパーティ信用リスクの標準的アプローチの修正版（SA-CCR）を使用して算出され、将来の潜在的エクスポージャーに対する現在の再編コストと規制上定義されたアドオンから成る。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1 資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブ・プロテクションの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、SFTに係る債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーの構成要素は、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）に従い、5つの異なるバケット（バケット1は100%、バケット2は50%、バケット3は40%、バケット4は20%、バケット5は10%）に基づくものである。

オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFTを除く。）の構成要素は、資産（デリバティブ、SFTと決済待ちの通常の方法での売買以外）の会計上の価値を反映する。決済待ちの通常の方法での売買に係るエクスポージャーの値は、通常の方法での関連する売買がいずれもデリバリー・パーサス・ペイメント方式で決済される場合に売掛金と買掛金を相殺して決定される。

資産がTier 1 資本の算定において控除されている場合は、レバレッジ比率エクスポージャーの金額から除外することができる。対応する規制上の調整は、Tier 1 資本の算定上控除された資産額に反映される。

以下の表は、レバレッジ比率エクスポージャーとレバレッジ比率を表している。Tier 1 資本の詳細については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

#### 会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,435	1,387
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	-2	2
デリバティブ金融商品に関する調整	-113	-156
証券金融取引（SFT）に関する調整	8	4
オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換）	128	158
その他の調整	-128	-79
レバレッジ比率エクスポージャーの総額	1,327	1,316

#### レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
Tier 1 資本	61	61
デリバティブ・エクスポージャー	130	137
証券金融取引エクスポージャー	159	152
オフバランスシートのエクスポージャー	128	158
オフバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFTを除く。）	924	883
Tier 1 資本の算定上控除された資産額	-13	-13
レバレッジ比率エクスポージャーの総額	1,327	1,316
レバレッジ比率（%）	4.6	4.6

#### レバレッジ比率に影響を与えた要因

2025年12月31日現在、Tier 1 資本は608億ユーロであり、2024年度末現在からほぼ横ばいであった。Tier 1 資本の変動の主な要因については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

2025年度においてレバレッジ・エクスポージャーは115億ユーロ増加し、13,274億ユーロとなった。これは主に、415億ユーロ増加したオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFTを除く。）、71億ユーロ増加した証券金融取引（SFT）のレバレッジ・エクスポージャーによるもので、いずれも貸借対照表残高の変動とほぼ一致している。貸借対照表残高の変動に関する詳細については、本レポートの「資産および負債の変動」の項を参照のこと。これらの増加は、オフバランスシートのレバレッジ・エクスポージャーの減少304億ユーロにより一部相殺され、このうち、157億ユーロは特定の決済事業におけるチャージバック・リスクの取扱い変更によるもの、113億ユーロはCRR3に基づく与信換算掛目の変更によるものであった。さらに、デリバティブ関連のレバレッジ・エクスポージャーは69億ユーロ減少したが、これは、カウンターパーティ信用リスクの標準的アプローチ（SA-CCR）に基づく代替コストおよび売建クレジット・デリバティブの実質想定元本の減少によるものであり、SA-CCRに基づく将来の潜在的エクスポージャーのアドオンにより一部相殺された。

2025年度におけるレバレッジ・エクスポージャーの変動には、主にユーロに対する米ドル安による為替レートのマイナスの影響706億ユーロが含まれている。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるレバレッジ・エクスポージャーごとの変動に含まれている。

2025年12月31日現在のレバレッジ比率は、2024年12月31日現在からほぼ横ばいの4.6%であった。これは、2025年12月31日現在のTier 1 資本608億ユーロの、適用されるエクスポージャーの額13,274億ユーロに対する比率である（2024年12月31日現在では、それぞれ608億ユーロおよび13,159億ユーロ）。

CRR3の導入による初期効果は6 ベーシス・ポイントとなり、Tier 1 資本の減少 4 億ユーロとレバレッジ・エクスポージャーの減少270億ユーロで構成されている。

## 自己資本および適格負債に関する最低要件および総損失吸収力

### MRELの要件

自己資本および適格負債に関する最低要件（MREL）は、信用機関の破綻処理に係る統一的なルールおよび統一的な手続（単一破綻処理メカニズム規制またはSRMR）を定めた欧州連合の規制、ならびにドイツ再建および破綻処理法によりドイツの法律に組み込まれた、信用機関の再建および破綻処理の枠組みを定めた欧州連合の指令（銀行再建および破綻処理指令またはBRRD）により導入された。

現在要求されているMRELの水準は、それぞれの望ましい破綻処理方針に応じて、監督対象の銀行ごとに管轄破綻処理機関により個別に決定される。ドイツ銀行AGの場合、MRELは単一破綻処理委員会により決定される。MRELに関して法定の最低水準はないが、SRMR、BRRDおよび委任規則により、要求されるMRELの水準を決定する際に破綻処理機関が考慮しなければならない基準が規定されている。ガイダンスは、SRBによって毎年発行されるMRELの方針を通じて提供される。SRBが決定する拘束力のあるMREL比率は、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）を通じてドイツ銀行に伝達される。

年次の定期レビューの結果、SRBは、2025年度第2 四半期にドイツ銀行AGの拘束力のあるMREL比率要件を更新しており、これは直ちに適用される。現在の連結ベースのMREL比率要件はRWAの25.98%およびLREの7.03%である。そのうちRWAの19.81%およびLREの7.03%は、自己資本および劣後金融商品について満たしていなければならない。

RWAベースのMRELおよび劣後MREL要件に加えて、2025年12月31日現在、5.13%の統合バッファの要件を満たす必要がある。

### TLACの要件

2019年6月27日より、グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、総損失吸収能力（TLAC）の国際的な最低要求基準の対象となっている。TLACの要件は、2019年6月の自己資本要求規則および自己資本要求指令の修正と規制（EU）第2019/876号および指令（EU）第2019/878号の公表を通じて導入された。

このTLACの要件はリスクに基づく分母とリスク以外に基づく分母の両方に基づいており、2022年1月1日以降、RWAの18%に統合バッファの要件を加えたものとLREの6.75%のうちいずれか高い方に設定されている。

### MREL比率の変動

2025年12月31日現在、利用可能なMRELは1,310億ユーロであり、これはRWAに対する比率37.74%、LREに対する9.87%に相当する。これは、ドイツ銀行がMRELの要件1,080億ユーロを230億ユーロ上回る余剰MRELを有していることを意味する（すなわち、統合バッファの要件を加えたRWAの31.11%）。MRELの要件の増加とMREL能力の減少がRWAの減少に相殺されたため、2024年12月31日現在と比較して余剰額に概ね変動はなかった。

ドイツ銀行の利用可能なMRELの1,149億ユーロは自己資本および劣後負債であり、対応するMRELの劣後比率はRWAの33.11%、LREの8.66%に相当し、バッファはドイツ銀行の劣後性要件933億ユーロに対し、216億ユーロとなる（すなわち、LREの7.03%）。劣後MREL要件の増加、LREの増加、自己資本および劣後負債の減少により、2024年12月31日現在と比較して余剰額は減少した。

## TLAC比率の変動

2025年12月31日現在、TLACは1,149億ユーロで、該当するTLAC比率はRWAの33.11%、LREの8.66%であった。これは、ドイツ銀行がTLACの要件896億ユーロ（LREの6.75%）に対し、253億ユーロの余剰TLACを有していることを意味する。LREの増加およびTLACの減少により、2024年12月31日現在と比較して余剰額は減少した。

## MRELおよびTLACの開示

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

2025年12月31日現在 2024年12月31日現在

TLAC/MRELに含まれる規制自己資本の要素		
普通株式等Tier 1 資本（CET 1）	49,266	49,457
TLAC/MRELにおいて適格なその他Tier 1（AT1）資本性金融商品	11,518	11,378
TLAC/MRELにおいて適格なTier 2（T2）資本性金融商品		
TLAC/MRELに係る調整前のTier 2（T2）資本性金融商品	7,050	7,676
Tier 2（T2）資本性金融商品のTLAC/MRELに係る調整	30	628
TLAC/MRELにおいて適格なTier 2（T2）資本性金融商品	7,080	8,304
TLAC/MRELに含まれる規制自己資本の要素合計	67,864	69,139
TLAC/MRELに含まれるその他の要素		
シニア非優先プレーンバニラ債	47,071	49,352
他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有（TLACのみ）	-	-
総損失吸収力（TLAC）	114,936	118,491
他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有の戻入れ（TLACのみ）	-	-
利用可能な自己資本および劣後適格負債（劣後MREL）	114,936	118,491
シニア優先プレーンバニラ債	7,706	8,939
シニア優先債仕組商品	8,381	6,441
利用可能な自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（MREL）	131,023	133,871
リスク・ウェイトド・アセット（RWA）	347,133	357,427
レバレッジ比率エクスポージャー（LRE）	1,327,441	1,315,906
TLAC比率		
TLAC比率（RWAに対する割合）	33.11	33.15
TLACの要件（RWAに対する割合）	23.13	23.21
TLAC比率（レバレッジ・エクスポージャーに対する割合）	8.66	9.00
TLACの要件（レバレッジ・エクスポージャーに対する割合）	6.75	6.75
RWAの要件に対する余剰TLAC	34,641	35,538
LREの要件に対する余剰TLAC	25,334	29,667
MRELの劣後性		
MRELの劣後比率（RWAに対する割合）	33.11	33.15
MRELの劣後性要件（RWAに対する割合）	24.94	24.60
MRELの劣後比率（LREに対する割合）	8.66	9.00
MRELの劣後性要件（LREに対する割合）	7.03	6.95
RWAの要件に対するMRELの劣後性の余剰	28,358	30,570
LREの要件に対するMRELの劣後性の余剰	21,617	27,036
MREL比率		
MREL比率（RWAに対する割合）	37.74	37.45
MRELの要件（RWAに対する割合）	31.11	30.98
MREL比率（LREに対する割合）	9.87	10.17
MRELの要件（LREに対する割合）	7.03	6.95
RWAの要件に対する余剰MREL	23,026	23,146
LREの要件に対する余剰MREL	37,704	42,415

## 自己資本および適格負債

MRELおよびTLACの要件を満たすために、ドイツ銀行は、十分な額の適格負債性金融商品を確実に維持する必要がある。MRELおよびTLACにおいて適格な金融商品は、規制上の資本性金融商品（自己資本）と、適格負債と呼ばれる一定の基準を満たしている負債である。

MRELおよびTLACの文脈で言及される自己資本は、残存期間が1年超5年未満であり、規制自己資本に比例配分ベースでのみ反映されているTier 2 資本性金融商品の全額を含んでいる。

適格負債とは、損失吸収資本としての適切な構造を確保するとされる適格基準を満たしている、破綻処理対象会社であるドイツ銀行AGが発行した負債である。その結果、適格負債からは、保険預金保護制度の対象である預金、またはドイツの破綻処理法の下で優先される預金（例えば、個人および中小企業顧客からの預金）が除外されている。とりわけ、担保付負債およびデリバティブ負債は一般的に除外されている。組込デリバティブを伴う負債性金融商品は、特定の条件下で含めることができる（例えば、既知の固定または増加元本）。さらに、適格負債は、少なくとも1年の満期までの残存期間を有していなければならない。また、償却または転換を有効にするためには、欧州連合加盟国の法律に基づいて発行されているか、または契約条件にペイルイン条項が含まれていなければならない。

また、適格負債は、TLACおよびMRELの劣後性要件を満たすために劣後していなければならない。2017年1月1日より、ドイツ銀行法では、銀行の他のシニア債の中でも「上位で非優先」と位置付けられている法的に劣後する負債性有価証券について、新たなクラスを規定している（ただし、Tier 2 金融商品として適格なもの等、銀行の契約上の劣後負債には優先する。）。2018年7月21日にドイツで実施された欧州連合による調和化の取組みを受けて、銀行は現在、適格シニア債の特定の発行を非優先と優先のいずれに区分するかを決定することが認められている。こうしたルールの下でドイツ銀行AGが発行した「上位で非優先」の負債性金融商品は、従来のルールにより「上位で非優先」として分類された発行済の負債性金融商品と同順位である。これらの「上位で非優先」の発行はすべて、TLACおよびMRELの劣後基準を満たしている。

[次へ](#)

『

信用リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行では、「信用リスクのフレームワーク」で定義される相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。』

最大信用リスク・エクスポージャー

『

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					
	最大信用 リスク・エク スポージャー (注1)	減損評価 対象	ネットティ ング	保証および クレジット ・デリバ 担保タイプ(注2)	信用補完	
					信用補完 合計	
償却原価で測定する金融資産(注3)						
現金および中央銀行預け金	164,664	164,664	-	-	-	
インターバンク預け金(中央銀行以外)	6,963	6,963	-	-	-	
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	37,509	37,509	-	37,376	37,376	
借入有価証券担保金	6	6	-	6	6	
貸出金	478,676	478,676	-	256,542	49,168	305,711
信用リスクにさらされるその他の資産(注4)(注5)	109,327	103,258	26,084	1,133	258	27,475
償却原価で測定する金融資産合計(注3)	797,145	791,076	26,084	295,057	49,426	370,568
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注6)						
トレーディング資産	142,273	-	-	1,525	895	2,419
デリバティブ金融商品のプラスの時価	241,328	-	180,485	45,678	10	226,173
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	123,517	-	1,774	111,207	495	113,476
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	95,802	-	1,774	94,028	-	95,802
借入有価証券担保金	16,513	-	-	16,271	-	16,271
貸出金	3,370	-	-	840	495	1,335
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	507,119	-	182,259	158,410	1,399	342,068
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産						
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	1,128	1,128	-	90	-	90
借入有価証券担保金	-	-	-	-	-	-
貸出金	4,432	4,432	-	20	1,232	1,252
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産合計	43,644	43,644	-	1,342	1,232	2,574
金融保証およびその他の信用関連偶発負債(注7)	79,092	79,092	-	4,619	9,928	14,547

取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント(注7)	274,305	272,072		24,219	7,348	31,567
オフバランスシート合計	353,397	351,164	-	28,838	17,276	46,114
最大信用リスク・エクスポージャー	1,701,304	1,185,884	208,344	483,647	69,333	761,323

』

(注1) クレジット・デリバティブの売却プロテクションの想定元本(6,202億ユーロ)および購入プロテクションの想定元本は含まない。

(注2) 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの想定元本で反映されている。

(注3) いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

(注4) いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

(注5) 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

(注6) エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

(注7) 数値は想定元本で反映されている。

『

2024年12月31日現在						
						信用補完
単位：百万ユーロ	最大信用 リスク・エク スポージャー (注1)	減損評価 対象	ネットイン グ	保証および クレジット ・デリバ ティブ 担保タイプ(注2)	信用補完 合計	
償却原価で測定する金融資産(注3)						
現金および中央銀行預け金	147,511	147,511	-	-	-	-
インターバンク預け金(中央銀行以外)	6,169	6,169	-	-	-	-
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	40,802	40,802	-	40,580	-	40,580
借入有価証券担保金	44	44	-	32	-	32
貸出金	484,603	484,603	-	264,252	44,211	308,463
信用リスクにさらされるその他の資産(注4)(注5)	82,015	76,685	24,794	1,668	270	26,732
償却原価で測定する金融資産合計(注3)	761,144	755,814	24,794	306,532	44,481	375,807
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注6)						
トレーディング資産	134,118		0	1,207	612	1,819
デリバティブ金融商品のプラスの時価	291,754		229,560	45,613	115	275,288
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	113,433	-	1,638	103,339	292	105,269
内訳:						
売戻条件付買入有価証券	88,736	-	1,638	87,091	-	88,729
借入有価証券担保金	15,913	-	-	15,671	-	15,671
貸出金	1,954	-	-	485	272	757
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	539,304		231,198	150,159	1,019	382,376
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産	42,090	42,090	-	4,077	1,168	5,245
内訳:						
売戻条件付買入有価証券	2,786	2,786	-	2,455	0	2,455
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	5,068	5,068	-	454	1,168	1,621
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産合計	42,090	42,090	-	4,077	1,168	5,244
金融保証およびその他の信用関連偶発負債(注7)	73,468	73,467	-	4,410	9,227	13,637
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント(注7)	269,699	268,373	-	21,737	8,227	29,964

オフバランスシート合計	343,167	341,840	-	26,147	17,455	43,602
-------------	---------	---------	---	--------	--------	--------

最大信用リスク・エクスポージャー	1,685,705	1,139,745	255,993	486,915	64,122	807,029
------------------	-----------	-----------	---------	---------	--------	---------

』

- (注1) クレジット・デリバティブの売却プロテクションの想定元本(5,979億ユーロ)および購入プロテクションの想定元本は含まない。  
(注2) 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの想定元本で反映されている。  
(注3) いずれも信用損失引当金控除前の総額である。  
(注4) いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。  
(注5) 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。  
(注6) エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。  
(注7) 数値は想定元本で反映されている。

『

2025年12月31日に終了した事業年度における最大信用リスク・エクスポージャーは、全体として156億ユーロ増加した。これは主に、信用リスクにさらされているその他の資産が273億ユーロ、現金および中央銀行預け金が172億ユーロ、オフバランスシートのエクスポージャーが102億ユーロ、トレーディング資産が82億ユーロ、ならびに純損益を通じて公正価値で測定する売戻条件付買入有価証券が71億ユーロ増加したことによるものであった。これらの増加は、デリバティブ金融商品のプラスの時価の504億ユーロの減少により一部相殺された。

2025年12月31日現在のトレーディング資産には、トレーディング債券1,266億ユーロ(2024年12月31日現在:1,200億ユーロ)が含まれており、そのうち82%超(2024年12月31日現在:82%超)が投資適格であった。

信用補完は、3つの区分(ネットティング、担保および保証/クレジット・デリバティブ)に分けられる。市場動向に起因する無担保エクスポージャーの積み上げを防止するため、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に欧州諸国および米国に所在している。さらに当行は、同質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ(主にドイツにおける住宅用不動産から構成される。)の担保プールを有している。

#### 主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消可能または取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭(以下「OTC」という。)デリバティブ、負債性有価証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、当行の貸借対照表に償却原価で測定する貸出金、純損益を通じて公正価値で測定する貸出金またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金の総額(信用損失引当金控除前)である。貸出金には、短期の売却を目的として購入および保有する、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている「トレーディング貸出金」も含まれる。規制上の観点からは、トレーディング貸出金の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「取消可能または取消不能貸出コミットメント」は、取消可能または取消不能の貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め(主に補償契約)から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる当行の信用エクスポージャーである。当行の貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合も、受入現金担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮している。
- 「負債性有価証券」は、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。これらは、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、また、当行の貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定(いずれの場合も信用損失引当金控除前)のいずれかの会計区分で計上されており、損益を通じて公正価値で測定する区分も含む。負債性有価証券には、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーである「トレーディング債券」が含まれる。規制上の観点からは、トレーディング債券の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、リバース・レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引(受入担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮後)から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金(中央銀行以外)、売却目的保有資産、未収利息、ならびに伝統的な証券化ポジションは、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、当行グループの主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

別途記載のない限り、以下の表は、担保およびリスク軽減または構造的補完の考慮前の信用エクスポージャーを反映している（ただし、信用補完後のOTCデリバティブを除く。）。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2025年12月31日現在							
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ				
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの（注1）	純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注2）	OCIを通じた公正価値で測定するもの（注2）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注3）	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注4）
コーポレート・バンク	119,570	21	685	4,116	169,251	73,258	29
インベストメント・バンク	115,325	12,803	2,685	316	67,846	2,824	22,141
プライベート・バンク	246,594	6	-	-	36,961	2,945	497
アセット・マネジメント	3	-	-	-	124	10	-
コーポレートおよびその他	(2,816) (注8)	13	-	-	123	56	1,669
合計	478,676	12,842	3,370	4,432	274,305	79,092	24,336

2025年12月31日現在							
	負債性有価証券	レポおよびレポ形式の取引（注7）	合計				
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの（注5）	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じた公正価値で測定するもの（注6）	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じた公正価値で測定するもの	
コーポレート・バンク	50	11	-	10,078	-	-	377,069
インベストメント・バンク	5,170	130,177	3,173	27,436	112,314	-	502,208
プライベート・バンク	373	-	-	-	-	-	287,376
アセット・マネジメント	-	5,050	62	-	-	-	5,249
コーポレートおよびその他	34,679	336	34,849	-	-	1,128	70,039
合計	40,272	135,575	38,084	37,514	112,315	1,128	1,241,941

(注1) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIの償却原価で測定する貸出金153億ユーロを含む。  
(注2) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金16.9百万ユーロを含む。  
(注3) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIのオフバランスシートのエクスポージャー27億ユーロを含む。  
(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。  
(注5) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIの償却原価で測定する負債性有価証券25.3百万ユーロを含む。  
(注6) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券130.2百万ユーロを含む。  
(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。  
(注8) コーポレートおよびその他の事業の償却原価で測定する貸出金のマイナス残高は、主にプライベート・バンクの住宅ローン事業に関連するポートフォリオ・ヘッジ会計プログラムによるものである。

2024年12月31日現在							
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ				
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの（注1）	純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注2）	OCIを通じた公正価値で測定するもの（注2）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注3）	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注4）
コーポレート・バンク	116,674	212	508	4,110	170,667	67,067	47
インベストメント・バンク	110,077	11,068	1,443	958	61,692	3,268	24,030

プライベート・バンク	257,476	6	-	-	37,110	2,815	391
アセット・マネジメント	1	-	-	-	130	9	-
コーポレートおよびその他	375	93	3	-	100	309	2,431
合計	484,603	11,380	1,954	5,068	269,699	73,468	26,899

2024年12月31日現在

	負債性有価証券 レポおよびレポ形式の取引(注7)				合計		
	償却原価で測定するもの(注1)	純損益を通じて公正価値で測定するもの(注1)	OCIを通じて公正価値で測定するもの(注6)	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
単位：百万ユーロ							
コーポレート・バンク	266	14	-	9,033	-	-	368,598
インベストメント・バンク	5,369	122,813	1,268	31,813	104,248	-	478,047
プライベート・バンク	409	1	1	-	-	-	298,209
アセット・マネジメント	-	4,526	82	-	-	-	4,748
コーポレートおよびその他	15,595	390	32,885	-	401	2,786	55,368
合計	21,638	127,744	34,236	40,846	104,649	2,786	1,204,970

(注1) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金156億ユーロを含む。

(注2) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金60.7百万ユーロを含む。

(注3) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー22億ユーロを含む。

(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

(注5) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券41.6百万ユーロを含む。

(注6) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券25.6百万ユーロを含む。

(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャー合計は前年比370億ユーロ増であった。インベストメント・バンクにおける242億ユーロは主に、トレーディング活動および顧客フローの増加に起因する負債性有価証券、レポおよびレポ形式の取引の増加ならびに貸出金の伸びによるもので、コーポレート・バンクにおける85億ユーロは主に、新規取引および借換取引に起因するオフバランスシート・エクスポージャーの増加によるものであった。108億ユーロ減少したプライベート・バンクを除き、業務部門別の主要な信用エクスポージャーの中に含まれるすべての商品においてエクスポージャーの増加が見られた。

#### 産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムであり、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点とは必ずしも一致しない。

2025年12月31日現在

	償却原価で測定するもの(注1)	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの(注2)	OCIを通じて公正価値で測定するもの(注2)	貸出金		OTCデリバティブ
					取消可能または取消不能貸出コミットメント(注3)	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの(注4)
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	346	2	-	-	262	13	-
鉱業および採石	1,964	1,629	41	-	4,533	1,410	853
製造	26,496	747	195	814	53,985	13,742	789
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,787	256	5	82	8,956	4,009	207
上下水道、廃棄物処理および修復工事	675	39	-	4	1,042	405	141
建設	4,628	451	179	55	4,764	3,732	74
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	21,094	375	178	699	17,358	6,106	239

輸送、倉庫	4,580	36	2	98	5,784	1,524	184
宿泊、食品サービス	3,560	81	33	-	1,393	150	4
情報および通信	8,920	1,172	22	396	13,486	2,863	351
金融および保険(注8)	129,848	5,441	1,354	1,845	97,880	38,349	19,636
不動産(注9)	45,505	1,445	147	56	7,566	321	185
専門的、科学および技術活動	9,873	269	118	238	12,733	4,125	42
事務サポートサービス	6,820	128	161	62	5,163	907	226
行政、国防および社会保障	7,758	384	10	-	8,755	148	358
教育	249	76	-	-	153	14	33
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,808	91	-	8	1,784	93	17
芸術、娯楽およびレクリエーション	851	17	-	13	1,255	96	18
その他のサービス業	8,731	191	923	62	3,043	833	713
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	188,183	-	-	-	24,412	249	265
地域外の組織および団体	4	12	-	-	1	4	1
合計	478,676	12,842	3,370	4,432	274,305	79,092	24,336

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	負債性有価証券		レポおよびレポ形式の取引(注7)			合計
	償却原価で測定するもの(注5)	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの(注6)	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	
農業、林業および漁業	-	16	-	-	-	640
鉱業および採石	-	595	-	-	-	11,025
製造	-	1,362	57	52	37	98,274
電気、ガス、蒸気および空調の供給	49	766	94	-	-	19,210
上下水道、廃棄物処理および修復工事	-	71	11	-	-	2,386
建設	360	377	260	-	-	14,881
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	118	446	6	-	-	46,620
輸送、倉庫	243	408	25	-	-	12,883
宿泊、食品サービス	-	88	2	-	-	5,311
情報および通信	7	1,930	-	-	3	29,151
金融および保険(注8)	6,916	35,177	3,810	37,362	111,332	1,128 490,078
不動産(注9)	81	1,314	215	101	2	- 56,939
専門的、科学および技術活動	-	556	119	-	7	- 28,079
事務サポートサービス	-	422	8	-	23	- 13,920
行政、国防および社会保障	24,233	82,712	32,171	-	631	- 157,158
教育	-	207	82	-	-	- 814
健康保険サービスおよび社会福祉事業	108	206	86	-	-	- 6,201
芸術、娯楽およびレクリエーション	-	46	10	-	-	- 2,305
その他のサービス業	140	4,106	16	-	279	- 19,037
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	-	-	-	-	-	- 213,109
地域外の組織および団体	8,017	4,770	1,112	-	-	- 13,920
合計	40,272	135,575	38,084	37,514	112,315	1,128 1,241,940

(注1) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金153億ユーロを含む。

- (注2) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金16.9百万ユーロを含む。  
(注3) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー27億ユーロを含む。  
(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。  
(注5) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券25.3百万ユーロを含む。  
(注6) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券130.2百万ユーロを含む。  
(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。  
(注8) 企業(持株会社を含む。)、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター(いずれも社内の顧客分類に基づく。)に対するエクスポージャー、それぞれ1,080億ユーロ、470億ユーロ、910億ユーロ、210億ユーロ、130億ユーロ、160億ユーロを含む。  
(注9) ドイツ銀行の定義に基づく商業用不動産のノンリコース・ポートフォリオは310億ユーロである。

2024年12月31日現在							
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ				
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの(注1)	純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの(注2)	OCIを通じて公正価値で測定するもの(注2)	取消可能または取消不能貸出コミットメント(注3)	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの(注4)
農業、林業および漁業	336	-	-	-	239	24	1
鉱業および採石	1,885	2,392	66	-	5,934	1,275	145
製造	26,634	525	5	1,195	56,933	14,331	1,205
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,346	632	-	38	8,870	4,489	150
上下水道、廃棄物処理および修復工事	595	-	-	3	1,013	264	50
建設	4,330	244	-	30	3,039	3,244	13
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	21,405	165	103	809	18,290	6,339	180
輸送、倉庫	4,766	416	63	103	5,373	1,201	164
宿泊、食品サービス	2,665	64	-	19	1,314	150	2
情報および通信	8,930	757	16	237	16,501	3,014	384
金融および保険(注8)	126,640	3,944	1,177	1,589	95,492	34,889	22,093
不動産(注9)	49,859	1,005	136	535	7,868	399	326
専門的、科学および技術活動	6,276	133	-	214	5,754	2,129	161
事務サポートサービス	8,921	319	95	161	5,025	493	138
行政、国防および社会保障	5,740	458	14	24	7,438	120	286
教育	295	17	-	-	99	55	55
健康保険サービスおよび社会福祉事業	4,130	29	-	12	1,850	91	46
芸術、娯楽およびレクリエーション	820	4	-	15	1,166	83	17
その他のサービス業	6,214	260	280	81	7,013	628	1,305
個人事業主の活動および家用製品・サービスの製造	199,811	-	-	-	20,488	246	174
地域外の組織および団体	5	17	-	-	1	3	4
合計	484,603	11,380	1,954	5,068	269,699	73,468	26,899

2024年12月31日現在							
	負債性有価証券	レポおよびレポ形式の取引(注7)					合計
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの(注5)	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの(注6)	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
農業、林業および漁業	-	2	-	-	-	-	602
鉱業および採石	41	553	2	-	-	-	12,293

製造	23	1,389	50	43	42	-	102,375
電気、ガス、蒸気および空調の供給	71	915	28	-	-	-	19,541
上下水道、廃棄物処理および修復工事	-	143	1	-	-	-	2,070
建設	264	344	285	-	-	-	11,793
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	-	612	3	-	-	-	47,904
輸送、倉庫	159	461	3	-	-	-	12,710
宿泊、食品サービス	5	90	1	-	-	-	4,311
情報および通信	31	1,048	-	-	-	-	30,918
金融および保険（注8）	5,379	29,863	5,671	40,437	104,150	2,786	474,108
不動産（注9）	198	1,277	181	324	7	-	62,114
専門的、科学および技術活動	48	256	105	-	-	-	15,075
事務サポートサービス	19	471	4	-	16	-	15,661
行政、国防および社会保障	14,160	83,873	27,354	-	110	-	139,577
教育	-	262	14	-	-	-	797
健康保険サービスおよび社会福祉事業	103	289	-	-	1	-	6,550
芸術、娯楽およびレクリエーション	-	19	-	-	-	-	2,124
その他のサービス業	433	3,514	13	42	207	-	19,991
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	-	-	-	-	-	-	220,720
地域外の組織および団体	704	2,362	522	-	117	-	3,735
合計	21,638	127,744	34,236	40,846	104,649	2,786	1,204,970

（注1）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金156億ユーロを含む。

（注2）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金60.7百万ユーロを含む。

（注3）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー22億ユーロを含む。

（注4）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

（注5）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券41.6百万ユーロを含む。

（注6）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券25.6百万ユーロを含む。

（注7）担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

（注8）企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（いずれも社内の顧客分類に基づく。）に対するエクスポージャー、それぞれ1,080億ユーロ、490億ユーロ、660億ユーロ、90億ユーロ、150億ユーロ、170億ユーロを含む。

（注9）ドイツ銀行の定義に基づく商業用不動産のノンリコース・ポートフォリオは360億ユーロである。

信用エクスポージャーは、いずれも、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品/資産クラス特有の集中に応じた多様な管理が含まれている。

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的での貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受委員会および/または取締役会のレビューと承認を受ける。こうした取引の組成および価格決定は、リスク圧縮が適時に達成できるよう、また（ドイツ銀行が市場価格リスクを取る場合には）こうしたマーケット・リスクが軽減されるよう、極めて重要視されている。

2025年12月31日現在、相手先上位10件に対する当行グループの信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち11%（2024年12月31日現在：11%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

上記の区分に含まれている当行グループの償却原価で測定する貸出金のエクスポージャーは、大半が信用の良質な借手に対するものである。また、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクを中心に、貸出金エクスポージャーは当行の戦略的法人貸出部門を通じた更なるリスク軽減の対象になっている。

ドイツ銀行の個人の貸出金エクスポージャーは、プライベート・バンクのポートフォリオに主に関連している。

上記の不動産に対する当行の償却原価で測定する貸出金のエクスポージャー455億ユーロは、NACEコード分類に基づくもので、グループおよび顧客セグメントの様々な部分にわたる、リコースおよびノンリコース融資で構成されている。これには、ドイツ銀行のノンリコースCRE貸出金の定義に基づく188億ユーロの貸出金が含まれる。ノンリコースCREローンの詳細については、「重点事項」の項を参照のこと。

主に米国および欧州において組成された当行グループの商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。ドイツ銀行は、固定および変動金利の貸出金を組成しており、金融機関が販売する準不履

行および不履行の貸出金を（通常は大幅に割引いて）厳選して取得している。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。与信引受方針ガイドラインにより、ローン組成時のLTV比率を通常80%未満とすることが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、異議申し立てを行うことに責任を負う。ドイツ銀行は、銀行市場または証券化による分配のための貸出金を組成している。これに関連して、ドイツ銀行はシンジケート・ローンの一部は頻繁に留保しているが、証券化されたポジションは完全に売却する場合がある（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）。例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の不動産会社を対象とした、保守的に引き受ける無担保信用枠にも関与している。

商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、基礎となる不動産に影響を及ぼすようなマクロ経済の状況や特異な事象により、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

金融および保険に対するドイツ銀行の信用エクスポージャー合計は、2025年12月31日現在において4,901億ユーロであり、これには資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクターおよび企業（持株会社を含む。）に対するエクスポージャーも含まれている。エクスポージャーは、専用のリスク管理フレームワーク、取引ごとの承認、関連するリスク選好指標を用いて管理される。2025年12月31日現在、すべての該当する測定区分にわたる貸出金の合計1,385億ユーロ、すべての該当する測定区分にわたるレポおよびレポ形式の取引の合計1,498億ユーロ、ならびにオフバランスシート活動1,362億ユーロは、主に、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクのポートフォリオに関連しており、これらの大部分は北アメリカおよび欧州の地域で保有されていた。

地域別の主要な信用エクスポージャーの区分

	2025年12月31日現在						
	貸出金	オフバランスシート	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注2）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注3）	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注4）	
単位：百万ユーロ							
欧州	323,025	4,376	2,100	1,861	148,112	42,864	14,026
内訳：							
ドイツ	208,034	460	935	538	73,322	16,477	3,631
英国	13,579	954	331	146	11,164	4,861	4,274
フランス	4,476	253	99	30	8,402	2,398	688
ルクセンブルク	18,397	839	316	163	9,740	466	2,033
イタリア	23,710	124	34	172	4,263	5,299	148
オランダ	8,969	262	25	394	8,150	2,458	1,093
スペイン	15,592	56	47	109	3,827	4,788	151
アイルランド	6,447	448	308	31	5,704	335	525
スイス	5,858	38	-	103	8,896	3,018	104
ポーランド	3,082	-	-	11	1,987	227	29
ベルギー	1,914	81	-	61	1,584	519	148
ロシア連邦（注8）	12	-	-	-	-	-	-
ウクライナ（注8）	206	133 （注9）	-	-	363	8	-
その他の欧州（注8）	12,749	727	5	102	10,710	2,009	1,202
北アメリカ	105,390	4,474	910	1,507	105,259	18,588	4,730
内訳：							
米国	91,357	4,252	547	1,357	97,229	16,755	3,158
ケイマン諸島	6,155	128	322	77	2,762	1,025	1,032
カナダ	2,478	94	-	53	3,378	195	138
その他の北アメリカ	5,400	-	41	21	1,889	613	402

アジア／太平洋	39,770	1,669	344	963	17,504	16,093	4,511
内訳：							
日本	1,719	102	27	544	524	688	469
オーストラリア	3,543	264	2	46	3,177	1,691	408
インド	9,473	98	-	8	1,525	3,584	142
中国	3,495	3	1	21	757	1,699	231
シンガポール	4,142	88	3	98	2,086	1,260	287
香港	2,338	17	59	34	3,158	723	309
その他のアジア／太平洋	15,059	1,097	251	211	6,278	6,449	2,665
その他の地域	10,491	2,322	16	101	3,430	1,548	1,068
合計	478,676	12,842	3,370	4,432	274,305	79,092	24,336

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	負債性有価証券		レポおよびレポ形式の取引（注7）		合計		
	償却原価で測定するもの（注5）	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの（注6）	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
欧州	28,289	65,420	18,907	21,965	30,276	-	701,221
内訳：							
ドイツ	426	7,002	4,075	1,470	286	-	316,657
英国	1,811	13,446	2,729	11,736	14,924	-	79,955
フランス	7,857	10,793	4,063	3,592	4,069	-	46,720
ルクセンブルク	149	3,076	15	-	4,013	-	39,207
イタリア	6,030	8,845	961	3,380	805	-	53,771
オランダ	50	2,220	41	169	32	-	23,863
スペイン	1,490	3,763	588	1,123	27	-	31,561
アイルランド	922	1,930	21	7	987	-	17,666
スイス	-	1,319	4	-	247	-	19,586
ポーランド	-	555	3,511	-	191	-	9,594
ベルギー	5,572	5,208	2,022	-	-	-	17,109
ロシア連邦（注8）	-	-	1	-	-	-	13
ウクライナ（注8）	-	172	17	-	-	-	899
その他の欧州（注8）	3,983	7,090	861	487	4,696	-	44,621
北アメリカ	6,103	35,201	12,318	11,001	68,842	-	374,324
内訳：							
米国	5,730	32,907	12,132	7,554	49,668	-	322,645
ケイマン諸島	373	185	-	3,200	15,011	-	30,269
カナダ	-	1,977	187	86	4,161	-	12,747
その他の北アメリカ	-	132	-	161	1	-	8,662
アジア／太平洋	4,792	27,901	6,380	3,653	12,717	-	136,297
内訳：							
日本	5	2,666	2,028	157	7,179	-	16,108
オーストラリア	3,145	2,507	294	-	1,315	-	16,393
インド	569	6,750	55	-	16	-	22,220
中国	118	2,289	249	90	240	-	9,192
シンガポール	9	1,041	528	-	979	-	10,519
香港	13	410	567	-	662	-	8,289
その他のアジア／太平洋	933	12,238	2,660	3,407	2,327	-	53,576
その他の地域	1,089	7,053	478	896	480	1,128	30,099
合計	40,272	135,575	38,084	37,514	112,315	1,128	1,241,941

（注1）2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIの償却原価で測定する貸出金153億ユーロを含む。

（注2）2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金16.9百万ユーロを含む。

（注3）2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3POCIのオフバランスシートのエクスポージャー27億ユーロを含む。

(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。  
(注5) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券25.3百万ユーロを含む。  
(注6) 2025年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券130.2百万ユーロを含む。  
(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。  
(注8) 現在進行中のロシア連邦とウクライナとの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。  
(注9) 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。

2024年12月31日現在							
	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバ ティブ				
単位：百万ユーロ	償却原価で 測定する もの(注1)	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て公正価値 で測定する もの(注2)	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの(注2)	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの(注2)	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント (注3)	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの(注 4)
欧州	326,256	3,420	702	1,843	146,860	42,033	15,611
内訳：							
ドイツ	215,983	304	353	512	72,341	15,761	4,393
英国	11,044	365	23	163	12,589	4,418	3,594
フランス	4,319	69	39	33	6,967	2,111	746
ルクセンブルク	17,119	944	14	131	8,737	546	1,780
イタリア	23,190	229	24	69	4,424	5,302	266
オランダ	9,593	265	4	332	9,452	2,964	1,460
スペイン	15,580	109	40	123	3,833	4,633	169
アイルランド	6,483	271	195	61	5,057	295	568
スイス	6,050	19	-	196	8,562	2,548	434
ポーランド	2,890	-	-	15	2,358	181	5
ベルギー	1,991	33	-	80	1,685	1,582	181
ロシア連邦(注8)	102	-	-	12	1	21	-
ウクライナ(注8)	98	172 (注9)	-	-	-	5	-
その他の欧州(注8)	11,813	639	10	116	10,855	1,665	2,016
北アメリカ	108,465	3,262	931	2,324	110,332	14,856	5,890
内訳：							
米国	95,186	2,986	507	2,095	102,989	13,462	4,923
ケイマン諸島	5,969	151	319	87	2,770	660	515
カナダ	1,491	121	33	118	2,584	223	202
その他の北アメリカ	5,819	4	72	24	1,989	511	250
アジア/太平洋	40,066	1,433	309	611	9,941	15,232	5,155
内訳：							
日本	1,744	151	42	77	532	645	598
オーストラリア	3,404	238	-	9	2,918	1,371	512
インド	9,001	24	25	-	1,405	3,789	104
中国	4,245	4	95	24	443	1,852	754
シンガポール	5,146	95	17	129	1,136	2,128	291
香港	3,062	90	-	87	723	366	229
その他のアジア/太平洋	13,466	831	130	285	2,783	5,082	2,666
その他の地域	9,816	3,265	11	289	2,567	1,348	244
合計	484,603	11,380	1,954	5,068	269,699	73,468	26,899

2024年12月31日現在

負債性有価証券 レボおよびレボ形式の取引(注7) 合計

単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの(注5)	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの(注6)	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
欧州	10,408	57,024	15,388	27,957	34,516	283	682,300
内訳：							
ドイツ	321	7,899	1,887	2,033	855	-	322,643
英国	487	12,141	1,983	12,407	14,163	-	73,376
フランス	1,511	7,855	3,888	4,077	8,058	-	39,672
ルクセンブルク	-	2,699	472	127	3,615	-	36,184
イタリア	4,914	8,038	985	4,144	1,425	-	53,011
オランダ	87	2,014	33	-	71	-	26,276
スペイン	1,489	4,096	359	1,388	33	-	31,853
アイルランド	1,326	1,695	8	29	1,065	-	17,053
スイス	-	1,657	1	2,658	280	-	22,404
ポーランド	-	262	3,554	-	84	-	9,349
ベルギー	-	4,197	1,572	-	5	-	11,325
ロシア連邦(注8)	-	3	-	-	-	-	138
ウクライナ(注8)	-	165	13	-	-	-	454
その他の欧州(注8)	273	4,304	634	1,094	4,861	283	38,562
北アメリカ	7,227	34,972	12,695	8,205	52,388	-	361,546
内訳：							
米国	6,854	33,637	12,499	4,991	39,389	-	319,517
ケイマン諸島	373	370	-	3,032	9,388	-	23,634
カナダ	-	872	195	-	3,575	-	9,415
その他の北アメリカ	-	93	-	182	36	-	8,979
アジア/太平洋	3,844	28,246	5,995	3,839	17,524	1,006	133,202
内訳：							
日本	6	2,985	964	178	8,815	-	16,736
オーストラリア	2,526	2,374	311	212	2,720	-	16,596
インド	658	6,630	75	-	-	681	22,391
中国	-	4,400	274	-	952	-	13,042
シンガポール	61	946	738	-	711	-	11,397
香港	9	559	553	-	329	-	6,007
その他のアジア/太平洋	584	10,353	3,081	3,449	3,997	326	47,032
その他の地域	160	7,501	158	845	222	1,497	27,923
合計	21,638	127,744	34,236	40,846	104,649	2,786	1,204,970

(注1) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金156億ユーロを含む。

(注2) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金60.7百万ユーロを含む。

(注3) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー22億ユーロを含む。

(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

(注5) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券41.6百万ユーロを含む。

(注6) 2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券25.6百万ユーロを含む。

(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

(注8) 現在進行中のロシア連邦とウクライナ間の国境紛争を背景とした、項目の追加。

(注9) 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。

上記の表は、ドイツ銀行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。所在地の観点は、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点と異なる場合がある。

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ(個人向け貸出金が重要部分を占めていた。)にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出および住宅ローン業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング資産ならびにレポおよびレポ形式の取引においては、地域の観点からの最大の集中は、欧州および北アメリカにあった。』

信用エクスポージャーの分類

ドイツ銀行はまた、業務部門ごとに調整されたチーフ・リスク・オフィサーの権限に合わせ、業務部門に基づいて信用エクスポージャーを分類している。以下の項は、コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを併せて示している。その次の項は、プライベート・バンクの信用エクスポージャーについて説明している。

コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー

下記の表は、主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー区分 - 総額

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの			オフバランスシート		純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの（注 2）
			純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債		
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	17,345	519	135	239	21,928	3,933	8,234
iA	0.04%超 0.11%以下	45,423	120	248	677	67,516	36,422	6,687
iBBB	0.11%超 0.5%以下	77,819	3,438	1,146	2,844	92,128	23,430	5,513
iBB	0.5%超 2.27%以下	66,044	4,840	1,587	646	41,868	8,843	1,230
iB	2.27%超 10.22%以下	18,089	1,228	93	9	10,885	2,577	172
iCCC以下	10.22%超 100%以下	10,174	2,678	160	17	2,773	876	335
合計		234,895	12,823	3,370	4,432	237,097	76,082	22,170

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	351	71,459	1,255	16,023	36,320	-	177,740
iA	0.04%超 0.11%以下	3,102	20,258	902	7,033	6,821	-	195,208
iBBB	0.11%超 0.5%以下	747	13,616	138	7,240	52,272	-	280,333
iBB	0.5%超 2.27%以下	957	23,358	533	6,416	16,523	-	172,844
iB	2.27%超 10.22%以下	37	594	211	793	452	-	35,143
iCCC以下	10.22%超 100%以下	25	904	133	9	-	-	18,083
合計		5,220	130,188	3,173	37,514	112,388	-	879,351

（注1）ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

（注2）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー  
区分 - 純額

2025年12月31日現在(注1)

単位：百万ユーロ(別途記載のものを除く。)

格付区分	デフォルト 確率(注2)	償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの			貸出金 オフバランスシート		OTCデリバ ティブ
			トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	9,762	157	135	94	21,028	3,575	4,745
iA	0.04%超 0.11%以下	33,326	120	248	625	65,146	32,869	3,105
iBBB	0.11%超 0.5%以下	36,728	2,548	697	1,974	84,025	18,315	3,588
iBB	0.5%超 2.27%以下	29,606	4,132	1,206	463	37,687	6,398	1,157
iB	2.27%超 10.22%以下	4,874	1,095	37	4	10,084	1,386	161
iCCC以下	10.22%超 100%以下	4,645	2,158	56	9	2,625	350	233
合計		118,942	10,211	2,379	3,169	220,594	62,893	12,989

2025年12月31日現在(注1)

単位：百万ユーロ(別途記載のものを除く。)

格付区分	デフォルト 確率(注2)	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するも の	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	351	71,391	1,255	-	351	-	112,844
iA	0.04%超 0.11%以下	3,102	20,258	902	202	25	-	159,928
iBBB	0.11%超 0.5%以下	266	13,351	111	-	51	-	161,652
iBB	0.5%超 2.27%以下	484	22,828	133	-	342	-	104,437
iB	2.27%超 10.22%以下	37	508	203	-	-	-	18,389
iCCC以下	10.22%超 100%以下	25	730	119	-	-	-	10,950
合計		4,265	129,066	2,723	202	768	-	568,199

(注1) IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

(注2) ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

下記の表は、2024年度における主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー  
区分 - 総額

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載  
のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	償却原価で 測定する もの	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	貸出金		オフバランスシート	OTCデリバ ティブ
						取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの（注 2）	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	18,371	177	84	209	28,227	6,007	10,133	
iA	0.04%超 0.11%以下	47,908	60	542	1,167	69,746	32,937	7,441	
iBBB	0.11%超 0.5%以下	66,741	3,207	131	2,537	88,790	22,201	4,101	
iBB	0.5%超 2.27%以下	64,486	4,983	561	1,080	34,521	6,015	2,202	
iB	2.27%超 10.22%以下	21,094	713	399	10	8,865	2,244	104	
iCCC以下	10.22%超 100%以下	8,153	2,141	235	65	2,210	931	97	
合計		226,751	11,280	1,951	5,068	232,359	70,335	24,077	

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載  
のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	694	64,329	192	17,775	39,458	-	185,657
iA	0.04%超 0.11%以下	2,469	14,985	46	7,374	8,817	-	193,490
iBBB	0.11%超 0.5%以下	1,021	19,851	149	7,506	13,055	-	229,290
iBB	0.5%超 2.27%以下	1,319	22,194	431	7,390	41,123	-	186,303
iB	2.27%超 10.22%以下	90	643	402	686	1,795	-	37,044
iCCC以下	10.22%超 100%以下	42	825	47	115	-	-	14,862
合計		5,635	122,827	1,268	40,846	104,248	-	846,646

（注1）ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

（注2）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー  
区分 - 純額

2024年12月31日現在（注1）

単位：百万ユーロ（別途記  
載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注2）	償却原価で 測定する もの	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	貸出金		オフバランスシート	OTCデリバ ティブ
						取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	

iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	10,671	99	84	64	26,953	5,128	4,893
iA	0.04%超 0.11%以下	36,198	60	392	953	67,092	29,677	4,140
iBBB	0.11%超 0.5%以下	30,736	2,869	56	1,836	82,049	17,106	2,948
iBB	0.5%超 2.27%以下	27,152	4,122	480	520	30,381	4,366	1,889
iB	2.27%超 10.22%以下	6,049	503	189	10	8,258	1,290	103
iCCC以下	10.22%超 100%以下	4,285	1,570	57	55	2,127	348	96
合計		115,091	9,223	1,258	3,438	216,860	57,915	14,069

2024年12月31日現在（注1）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注2）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するも の	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	694	64,254	192	7	261	-	113,301
iA	0.04%超 0.11%以下	2,469	14,985	46	106	13	-	156,131
iBBB	0.11%超 0.5%以下	562	19,756	136	6	35	-	158,096
iBB	0.5%超 2.27%以下	860	21,684	334	-	1,087	-	92,874
iB	2.27%超 10.22%以下	20	537	362	-	-	-	17,321
iCCC以下	10.22%超 100%以下	42	711	47	-	-	-	9,338
合計		4,647	121,927	1,117	119	1,396	-	547,060

（注1）IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

（注2）ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

上記の表は、2025年度におけるコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのエクスポージャー総額が全体として327億ユーロ、率にして4%増加したことを示している。レポおよびレポ形式の取引は、主に、トレーディング活動および顧客フローにより48億ユーロ増加した。地域の観点から見ると、この増加は、主に、英国と米国に所在する取引相手に起因していた。オフバランスシートのポジションは、主に期中に発行された新規のコミットメントにより、105億ユーロ増加した。貸出金は、主にインベストメント・バンクにおいて105億ユーロ増加した。負債性有価証券は、主に顧客フローとデスクのポジショニングにより89億ユーロ増加し、OTCデリバティブは、主に外国為替デリバティブ商品の減少により19億ユーロ減少した。

当行グループは、上記のリスク軽減手法を用いてコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。「正味」エクスポージャーの表は、当行のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーの変動（担保、保証およびヘッジを控除後）を開示している。

#### 信用エクスポージャーに関するリスク軽減

戦略的法人貸出（以下「SCL」という。）部門は、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。SCLのリスク削減活動の想定元本は、2024年12月31日現在の432億ユーロから2025年12月31日現在の544億ユーロに増加した。2025年度末現在、SCLは、重要なリスク移転により、貸出金および貸出関連コミットメントの信用リスクを499億ユーロ軽減した。2024年12月31日現在、このポジションの総額は384億ユーロであった。

また、2025年12月31日現在、SCLは基礎となる想定元本が45億ユーロのクレジット・デリバティブを管理していた。2024年12月31日現在、このポジションの総額は47億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

当行は、他の事業においてもヘッジを活用し、シングル・ネームへの集中リスクを軽減するとともに、民間のリスク保険や輸出信用機関保険を活用し、無担保エクスポージャーを管理している。

## プライベート・バンクの信用エクスポージャー

### プライベート・バンクの信用エクスポージャー、ステージ3の信用エクスポージャーおよび純信用コスト

	エクスポージャー 総額 (単位： 百万ユーロ)		うち、貸出金 (単位： 百万ユーロ)		ステージ3の信用 エクスポージャー (単位： 百万ユーロ)		純信用コスト (エクスポージャー 総額に対する%) (注1)	
	2025年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在	2025年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在	2025年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在	2025年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在
消費者向け融資	39,413	40,098	25,414	25,571	1,994	1,689	0.93%	1.26%
モーゲージ	155,424	162,057	153,275	159,510	2,026	2,212	0.02%	0.09%
企業向け融資	15,192	15,878	11,585	12,420	1,112	1,058	0.61%	0.63%
ウェルス・マネジメント	76,916	79,592	56,283	59,894	2,197	3,134	0.11%	0.13%
その他	430	583	36	81	-	24	0.55%	-0.01%
合計	287,375	298,209	246,594	257,476	7,328	8,118	0.23%	0.29%

(注1) 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日現在におけるエクスポージャー総額で除した割合。

消費者向け融資は、個人向け分割返済ローン、信用枠およびクレジット・カードに区分される。消費者向け融資業務は無担保であり、貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。多様な貸出要件（顧客の格付、最大貸出金額および最長期間を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを借手それぞれの環境に適合させている（すなわち、消費者貸出金の最大貸出金額は、特に、顧客の正味所得を考慮して決定している。）。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は、住宅用不動産（主に所有者占有のもの）を担保とする融資であり、欧州（主にドイツであるが、スペインおよびイタリアにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者向け融資貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。当行の引受基準およびプロセスならびに、それぞれの担保の分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者向け融資は高リスクとして分類されている。

企業向け融資は、小規模事業、中小企業および大企業向けの信用商品を指す。商品の範囲には、当座預金、信用枠、投資貸付またはリボルビング貸出枠、ファクタリング、リースおよびデリバティブが含まれる。顧客は主にイタリアおよびスペインに所在しているが、信用供与は主に欧州を中心とする在外子会社にも及ぶ。

ウェルス・マネジメントは、世界各地の富裕層、高額個人資産家（HNW）および超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー事務所向けに、オーダーメイドの資産管理ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。これらは、一任勘定のポートフォリオ管理、ならびに従来型および代替的な投資ソリューションも含み、計画的リスク管理、資産形成プランニング、融資および家族事務所向けサービスにより補完されている。ウェルス・マネジメントのエクスポージャー総額は、（容易に換金可能な流動性のある担保/有価証券に対する）ロンバード貸付と、（流動性の低い担保に対する）ストラクチャード貸付に分けられる。ロンバード・ポートフォリオの信用リスク水準は基礎となる担保の質の評価により決定されるが、ストラクチャード・ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質と担保の両方の評価により決定される。商品の範囲には、担保付ロンバード貸付およびモーゲージ貸付、当座預金（欧州のみ）、信用枠およびその他の貸出金が含まれ、これらより少ないが、デリバティブや保証商品も含まれる。

### プライベート・バンクのモーゲージの融資比率（注1）

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
50%以下	66%	65%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	10%	10%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%

110%超130%以下	1%	2%
130%超	1%	1%

(注1) エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を基礎となる不動産の評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、監視され、必要に応じて定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、各担保価値の分が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2025年12月31日現在、当行グループのモーゲージ貸出ポートフォリオに関連するエクスポージャーの66%はLTV比率が50%以下であった。2024年12月31日現在は65%であった。

『

#### 2025年度における重点事項

「主要なリスクテーマ」の項に記載のとおり、ドイツ銀行は、信用リスクに関して、商業用不動産および気候変動リスクを2025年度における重点事項としている。「主要なリスクテーマ」の項に記載のとおり、関税は今後は単独の重点事項とはみなされず、より広範なポートフォリオの動向に組み込まれることになる。

#### 商業用不動産

商業用不動産(CRE)市場は、金利上昇の影響、貸出条件の厳格化に伴い市場の流動性が低下したこと、オフィス・セクターの構造変化等により、引き続き逆風に直面している。市場のストレスは米国でより顕著であり、不動産価格指数は欧州やアジア太平洋地域と比較して、最近のピークからのCRE資産価値の大幅な下落を示している。特に、オフィス市場の低迷は米国で最も顕著であり、欧州に比べて賃貸活動の低迷と高い空室率に反映されている。最近の市場データによると、いくつかの市場では安定化の兆しが見られる。

現在の環境において、ポートフォリオの主なリスクは期日到来貸出金の借換と延長に関連しており、金利上昇が担保価値および債権回収額に及ぼす影響によってマイナスの影響を受ける。CRE貸出金は多くの場合、元本の大部分が満期時に支払われる。現在の市場環境では、借手は満期を迎える債務を返済するための新たな融資を受けたり、融資を延長するための条件を満たすことが困難になる可能性がある。当行グループは、CREポートフォリオに借換リスクが高まっている兆候がないか注意深く監視している。当行グループは、借手と積極的に協力し、今後期日が到来する貸出金について貸出金の条件の変更や延長に引き続き対応している。

これらは多くの場合、IFRS第9号に基づくステージ2への分類のトリガーとなる「条件緩和」に分類されるが、IFRSの下では必ずしも「条件変更」とみなされない(詳細については、「金融資産および金融負債に関する条件の変更」項を参照のこと。)。しかし、場合によっては、貸出金の延長や変更について合意に達することができず、借手が債務再編や借換を行えないために債務不履行に陥ることもある。その結果、2024年度と2025年度のステージ3のECLが増加した。全体として、将来の債務不履行やCRE市場の回復時期に関しても引き続き不確実性が伴う。

CREポートフォリオは、当行および顧客セグメントの様々な部分にわたって組成された貸出アレンジメントで構成されている。当行グループのCREの定義によるCREポートフォリオには、NACE分類における不動産の区分ならびに金融および保険を含むその他の区分で報告されるエクスポージャーが含まれる。

CREポートフォリオのうち、当行グループは、リコース融資とノンリコース融資を区別している。CREのリコース融資は通常、抵当担保のほか、信用力のある事業者または個人に対する遡及権に基づいて、固有のリスク・プロファイルが低くなる。CREのリコース・エクスポージャーは、不動産会社、ウェルス・マネジメント顧客、その他個人・法人顧客に対する事業用・商業用不動産の担保付リコース融資に及ぶ。

ノンリコース融資は、融資物件から生み出されるキャッシュ・フローに通常限定され、かかる融資の借換能力が、借換時に当該物件から生み出される基礎となる不動産価値および収入源によって制約される可能性がある返済原資に依拠する。

CRE貸出金ポートフォリオ全体は、ドイツ銀行グループ全体のストレス・テスト・フレームワークに基づく定期的なストレス・テストの対象となっている。また、ドイツ銀行は、潜在的な下振れリスクをより包括的に把握するため、CRE貸出金ポートフォリオの特定のサブセグメントについて、独自のポートフォリオ・ストレス・テストを実施している。2025年12月31日終了事業年度において、当行グループは、金利上昇、担保価値の下落、元本残高の満期返済比率が高い貸出金構造による借換リス

クの上昇等、現在のCRE市場のストレス要因に対する感応度が高いことから、リスクが高いとみなされるノンリコース融資ポートフォリオの一部について、独自のポートフォリオ・ストレス・テストを実施した。

2025年12月31日現在、独自のポートフォリオ・ストレス・テストの対象となるノンリコース・ポートフォリオ（高リスクCREポートフォリオまたはストレス・テスト済みのCREポートフォリオとも呼ばれる。）は、306億ユーロのノンリコースのCREポートフォリオのうち243億ユーロであり、これは、堅調な需要のファンダメンタルズの恩恵を受けている、影響を受けたリスク・ドライバーが少ないサブ・ポートフォリオを除外している。2024年12月31日以降、ノンリコースのCREポートフォリオおよびストレス・テスト済みのCREポートフォリオは、主に、新規の貸出により一部相殺された貸出金の返済、貸出金の売却および為替の影響により、それぞれ59億ユーロおよび50億ユーロ減少した。2025年12月31日現在の信用損失引当金は、ノンリコース・ポートフォリオが11億ユーロ、ストレス・テスト済みのCREポートフォリオが903百万ユーロ（2024年12月31日現在、それぞれ795百万ユーロ、653百万ユーロ）であった。

下表は、IFRS第9号に基づくステージ別、地域別、物件種別、加重平均融資比率（LTV）別のストレス・テスト済みのCREポートフォリオ、ならびに2025年12月31日および2024年12月31日に終了した各事業年度に計上された信用損失引当金繰入額をそれぞれ示している。

#### ストレス・テスト済みのCREポートフォリオ

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
	総帳簿価額（注1）	総帳簿価額（注1）
<b>ステージ別エクスポージャー</b>		
ステージ1	14,402	18,756
ステージ2	6,277	7,713
ステージ3	3,609	2,836
合計	24,288	29,305
うち、		
支払猶予エクスポージャー	5,133	5,389
うち、		
北アメリカ	51%	54%
西ヨーロッパ（ドイツを含む。）	44%（注2）	39%
アジア/太平洋	5%	7%
うち、オフィス	35%	42%
北アメリカ	18%	24%
西ヨーロッパ（ドイツを含む。）	16%（注3）	17%
アジア/太平洋	1%	2%
うち、住宅用	15%	12%
うち、ホスピタリティ	15%	10%
うち、リテール	11%	10%
<b>加重平均LTV（%）</b>		
インベストメント・バンク	65%	66%
コーポレート・バンク	58%	56%
その他の事業	70%	71%
	2025年度	2024年度
信用損失引当金繰入額（注4）	903	653
信用損失引当金（注4）	712	492
うち、北アメリカ	613	400

（注1）償却原価で測定する貸出金。

（注2）ドイツのストレス・テスト済みのCREポートフォリオに占める割合は約9%。

（注3）ドイツのオフィス貸出金は、ストレス・テスト済みのCREポートフォリオのオフィス貸出金全体の14%を占める。

（注4）信用損失引当金および信用損失引当金繰入額は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

米国のオフィス貸出金セグメントの平均LTVは、2024年12月31日現在の81%から、2025年12月31日現在の88%に増加した。これは一部の大型融資の返済が一因であった。LTVの計算は、最新の外部鑑定価額に基づいており、さらに定期的な暫定内部調整の対象となる。当行グループは、CREの担保価値を適宜更新しているが、市場のボラティリティが高まり、市場の流動性が低下している現在の環境では、こうした価値およびその基礎となる仮定は、より高度な変動や不確実性の影響を受ける。

ステージの分類および引当金計上水準は主に、借手の経常的キャッシュ・フロー創出能力、ローンの満期時に借換を受ける借手の能力、および融資物件の担保価値の評価に基づいている。ドイツ銀行は、借手の貸出金分類を適時に調整できるよう、これらの要因に潜在的な悪化の兆候がないかを積極的に監視している。貸出金が減損していると判断された場合、当行グループは、貸出金の整理のための複数の潜在的シナリオを用いて、それぞれの予想確率で加重平均し、その時点で入手可能な情報を考慮して、必要な信用損失引当金繰入額を計算する。このような評価は、シナリオの重み付けに関して本質的に主観的であり、不動産から生み出される将来のキャッシュ・フローや潜在的な不動産清算による収入等、様々な仮定の影響を受ける。これらの仮定は不確実性を伴うものであり、現在の不安定な市場環境においては、当初の仮定から乖離した展開が将来の引当金繰入額の計算に重要な影響を及ぼす可能性がある。リモートワークの形態がオフィス・スペース需要に与える長期的な影響が不透明であるため、オフィス・セクターにはさらなる不確実性が存在する。当行グループは、新規事業について、特定のサブマーケットにおける集合住宅等、より魅力的な物件種類に焦点を当て、引き続き厳選している。

中央銀行は短期金利の利下げを開始しているが、当行グループは、特にオフィス・セクターで現在のCRE市場環境がしばらく続き、その結果として資産の質がさらに悪化し、信用損失引当金繰入額が増加する可能性があるかと予想している。

CRE市場の悪化が始まって以来、当行グループは、不動産価値の変動を精査することに焦点を当てた一時的かつ独自のストレス・テストの実施を通じて、より高リスクのノンリコース・ポートフォリオにおける追加的な信用損失の下振れリスクを評価し、ポートフォリオ・ベースで起こりうる損失を特定するための基礎とすることを目指している。ストレス時の価値は、観察されたピーク・トラフ市場指数（商業用不動産市場指数）下落を鑑定価額に適用し、物件種別と地域によって異なる追加ヘアカットを減額することによって算出される。清算シナリオを想定したストレス分析では、ストレスがかかった不動産価値が貸出金残高を下回る場合、すなわちストレスLTVが100%を超える場合に、貸出金に損失が発生すると想定している。

ストレス・テストの仮定に基づき、ストレス・テスト済みのCREポートフォリオと2025年12月31日現在の最新のリスクデータを出発点として利用した場合、マクロ経済ストレスは、それぞれの満期プロファイルに基づき、複数年にわたり約12億ユーロの信用損失という深刻なストレス・シナリオを引き起こす可能性がある。ストレス・テスト対象ポートフォリオに対して計上した引当金は、2025年12月31日現在、9億ユーロであった。

独自のストレス・テストには、個々の資産パフォーマンス、特定の場所、または資産の有用性に基づく差別化の欠如を含むがこれに限定されない多くの限界があり、これらすべてが潜在的なストレス損失に重要な影響を及ぼす可能性がある。さらに、算出されたストレス損失は、ピーク・トラフ指数値がさらに悪化する可能性や、ヘアカットの増額に関する仮定の影響を受けやすいため、ストレス損失の追加額は今後変動する可能性がある。基礎となる仮定が変更されると、より広範なストレス結果につながる可能性があるため、当行グループの独自のストレス・アプローチは複数のシナリオの一つであるとみなされるべきである。ストレス・テストは、悪化シナリオにおいて起こり得る損失を評価するためのものであり、ドイツ銀行は、現時点で入手可能な情報に基づき、当行グループのCREポートフォリオに関するECLの見積りは合理的な範囲内であり、当行による最善の見積りを表していると考えており、安定化に向かっており現下降サイクルの先の段階では、利上げやリモートワーク傾向に起因するショックに応じて不動産評価額が調整されると考えている。

## 気候変動リスク

### 背景および定義

気候変動の移行リスクおよび物理的リスクは、当行のセクターおよび地域別ポートフォリオにおいて増大しているリスクである。

移行リスク（世界経済の脱炭素化に必要な政策、技術および行動の変化に起因するリスクとして定義される。）は、再生可能エネルギー源への移行を見据えて化石燃料ベースの技術から徐々に脱却する過程で生じると予想される。これにより、炭素集約型のビジネス・モデルを持ち、確かな移行計画を実行できない企業にとってはリスクが増大する。ドイツ銀行は、炭素集約型の顧客および物理的資産を対象とした貸出や当該顧客および資産が関係するその他の事業活動を通じて、移行リスクにさらされている。

物理的リスク（気温上昇による物理的損害、ならびにそれに伴う財務上の損失および非財務上の損失が生じる可能性として定義される。）は、その頻度や強度が増大している。ドイツ銀行は、急性事象（山火事、ハリケーン等）や慢性事象（海面上昇等）の影響を受けやすい地域における顧客および物理的資産を対象とした貸出や、当該顧客および資産が関係するその他の事業活動を通じて、物理的リスクにさらされている。

### リスクの特定、評価および管理

気候変動の移行リスクおよび物理的リスクの管理は、当行のリスク管理およびより広範なサステナビリティ戦略の主要な構成要素である。気候変動リスクは、当行のリスク管理フレームワークおよびリスク選好に組み込まれており、当行では、カスタマイズされた、幅広い気候変動リスク（リスク集中を含む。）の特定および分類アプローチに基づき、このリスクに対する脆弱性が最も高い顧客およびポートフォリオへの対応を優先している。分析の対象には、すべての経済セクターを含めており、炭素集約型セクターは特に重点的に分析している。

気候変動に関する包括的な重要性評価が毎年実施され、様々なシナリオおよび期間にわたる影響が評価される。詳しい説明は、サステナビリティ・ステートメントの「気候変動およびその他の環境リスク」の章にある「影響、リスクおよび機会の管理」の項に記載されている。この評価では様々な定量的見積アプローチを活用しており、このアプローチには、排出量および排出強度の見積り、様々な気温シナリオにおける物理的リスクによる損失の見積り、ならびに顧客別の移行リスクおよび物理的リスクのスコアカードが含まれる。重要性評価は、法人貸出エクスポージャーの内部格付遷移、および不動産エクスポージャーの担保価値に対する影響に基づいている。定量的評価は、社内の主題専門家による定性的な見解によって補充される。さらに、当行は、様々なシナリオおよび期間にわたる気候変動リスクおよび物理的リスクに関するストレス・テストを毎年実施している。

これらの評価の結果は、潜在的な下振れリスクを定量化し、当行の融資承認プロセスの一環としてデューデリジェンスの強化の対象となる、より高リスクのポートフォリオ内の顧客を特定するために活用される。リスク評価は内部信用格付プロセスに統合されており、その結果は、ウォッチリストへの掲載につながる潜在的なトリガーとみなされる。不動産ローンの付与には、保険契約に関する詳細な要件を設けている。気候変動リスクの移行リスクを管理するため、主要な炭素集約型セクターについてはネットゼロ目標を設け、目標指標に重要な影響を及ぼす取引の審査に特化したガバナンスを実施している。当行のネットゼロ目標に関する詳細な表示や説明は、2025年8月に公表した当行の移行計画（更新版）に記載されている。

#### 将来予測的な影響分析

2025年度の重要性評価および気候変動リスク・ストレス・テストの結果に基づき、当行グループは、現行政策が続くという仮定の下で、また、表明されたすべてのコミットメントが政府により実行されるというシナリオの下でも、信用リスクへの潜在的な影響は短期（今後1年から2年間）および中期（今後3年から5年間）の両方において十分抑制されていると結論付けている。前者のシナリオは、短中期的に最も発生可能性が高いと考えており、後者のシナリオは、現在の地政学的環境において実現する可能性がより低いものと考えている。

2025年度の重要性評価では、長期的リスクはどのシナリオにおいても重要なものとなり得るが、その評価結果については、超長期（最長で25年間）にわたる予測が反映されており、バランスシートの安定を含むいくつかの保守的な仮定に基づくものであることから、不確実性が高いと結論付けている。

政府が、長期間にわたる無策の後に非常に短い実施期間で懲罰的な気候変動税やその他類似の政策を開始するという、無秩序なネットゼロ・シナリオにおいては、ポートフォリオに伴うリスクがより高くなる。ドイツ銀行は、このシナリオが短中期的に実現する可能性は極めて低いと考えているため、このリスクをECLではなくドイツ銀行の経済的資本の計算に反映している。

重要性評価とカスタマイズされた気候変動リスク・ストレス・テストにはいずれも、中長期的な政治情勢の不確実性、物理的リスク事象の発生場所と深刻度を正確に予測することの難しさ、当行顧客の適応能力に関する仮定等、いくつかの制約がある。複数のシナリオを活用は、これらの不確実性の軽減を目的としている。

これらの見積りに基づき、ドイツ銀行は、移行リスクや物理的リスクに対するエクスポージャーがより高まることを前提としたECLの見積りについて、合理的な範囲内にあり、追加的な是正措置は必要ないと考えている。

気候変動リスク・ストレス・テストの一環として、炭素価格とエネルギー価格について起こり得る合理的な変動の範囲をもとに感応度分析を実施している。1年間のストレス下におけるECLへの影響は、現在の政策が続くシナリオにおける10%未満から、移行に遅れが生じるシナリオにおける10~19%の間となった。これらの見積りは、重要性評価の結果と一致している。

#### 結論

ドイツ銀行の予想信用損失（ECL）モデルが、2025年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を確実に反映するように、当行グループは継続的に、潜在的な下振れリスクの評価および当行の信用戦略とリスク選好の管理のために、新たに発生するリスクを検討した。全体として、ドイツ銀行は、これらレビューの結果として講じられた措置により、2025年12月31日現在において、予想信用損失に対する引当金繰入額が適切に計上されていると考えている。』

#### 資産の質

本項では、減損会計の対象となる負債性金融商品の質について記載する。当該商品は、IFRS第9号上、償却原価で測定される負債性金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品（FVOCI）、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（以下総称して「金融資産」という。）から構成される。

## 減損会計の対象となる金融資産の概要

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融商品クラスをステージ別に区分し、それぞれのエクスポージャー額および信用損失引当金の概要を示したものである。

## 減損会計の対象となる金融資産の概要

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					2024年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
償却原価で測定 (注1)										
総帳簿価額	722,204	53,383	14,874	615	791,076	676,154	63,836	15,214	609	755,814
信用損失引当金 (注2)	421	888	4,600	247	6,156	438	736	4,412	213	5,799
うち貸出金										
総帳簿価額	411,254	52,092	14,720	610	478,676	412,480	56,540	14,974	609	484,603
信用損失引当金 (注2)	409	881	4,513	247	6,049	411	718	4,326	213	5,668
OCIを通じて公正 価値で測定										
公正価値	43,030	466	147	-	43,644	36,828	5,176	86	-	42,090
信用損失引当金	12	22	14	-	48	12	16	10	-	38
オフバランス										
想定元本額	321,740	26,678	2,724	21	351,164	313,625	25,983	2,225	7	341,840
信用損失引当金 (注3)	98	96	196	2	393	106	82	173	-	361

(注1) 償却原価で測定する金融資産は、償却原価で測定する貸出金、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金(中央銀行以外)、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券、借入有価証券担保金ならびにその他の資産の特定の低位区分から構成される。

(注2) 信用損失引当金は、2025年12月31日現在の7百万ユーロおよび2024年12月31日現在の14百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

(注3) 信用損失引当金は、2025年12月31日現在の12百万ユーロおよび2024年12月31日現在の2百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

## 償却原価で測定する金融資産

以下の表は、IFRS第9号の要件に従いステージ別に区分した、該当報告期間における償却原価で測定する金融資産および関連する信用損失引当金の変動の概要を示したものである。

## 当報告期間におけるエクスポージャーの変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	676,154	63,836	15,214	609	755,814
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	93,571	1,095	1,549	170	96,385
信用度の変動による振替	4,569	-6,011	1,442	-	-
認識中止に至らなかった変更による増減	-	3	-34	-	-31
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
当期中に認識が中止された金融資産	-25,550	-3,197	-2,697	-167	-31,611
償却済債権戻入額	-	-	164	-	164
為替およびその他の変動	-26,540	-2,344	-764	3	-29,645
期末残高	722,204	53,383	14,874	615	791,076

N/M - 表記するに値しない。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、2025年度に主にステージ1において増加した。

ステージ1のエクスポージャーは、460億ユーロ、率にして7%増加したが、その主因は、現金および中央銀行預け金の増加、および欧州国債のポートフォリオの拡大を目的とした当行の資産購入プログラムの一環として購入された有価証券によるものであった。

ステージ2のエクスポージャーは、100億ユーロ、率にして16%減少したが、その主因は、アジア太平洋地域における単一大口顧客のステージ2からステージ1に格上げされたこと、およびプライベート・バンクにおける減少によるものであった。

ステージ3のエクスポージャーは、2025年度において3億ユーロ、率にして2%減少したが、その主因は、プライベート・バンクにおける減少によるものであった。この減少は、インベストメント・バンク内のCREポートフォリオの増加により一部相殺された。

## 前報告期間におけるエクスポージャーの変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	総帳簿価額				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	686,421	55,704	12,799	806	755,731
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	74,160	934	2,151	-33	77,212
信用度の変動による振替	-11,473	9,079	2,394	-	-
認識中止に至らなかった変更による増減	-	9	-55	-	-46
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
当期中に認識が中止された金融資産	-86,710	-2,906	-2,598	-180	-92,394
償却済債権戻入額	-	-	157	-	157
為替およびその他の変動	13,756	1,016	367	16	15,154
期末残高	676,154	63,836	15,214	609	755,814

N/M - 表記するに値しない。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、2024年度においてほぼ横ばいであった。

ステージ1のエクスポージャーは、110億ユーロ、率にして2%減少したが、その主因は、現金および中央銀行預け金の減少（売戻条件付買入有価証券の増加により一部相殺された。）であった。

ステージ2のエクスポージャーは、80億ユーロ、率にして15%増加したが、その主因は、コーポレートおよびその他における単一大口顧客と、主にポストバンク統合後に一時的な影響が残ったことによるプライベート・バンクにおける増加であった。

ステージ3のエクスポージャーは、2024年度において20億ユーロ、率にして16%増加したが、その主因は、プライベート・バンクにおける新規の債務不履行と、コーポレートおよびその他における新規の債務不履行であった。後者は、CREポートフォリオに関連するものであった。

## 当報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI（注4）	合計
期首残高	438	736	4,412	213	5,799
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	-90	178	1,663	9	1,760
信用度の変動による振替	119	-85	-35	N/M	-
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-63	91	-155	-	-127
当期中に認識が中止された金融資産（注3）（注5）	-	-	-1,002	-	-1,002
償却済債権戻入額（注3）	-	-	164	-	164
為替およびその他の変動	18	-33	-447	25	-437

期末残高	421	888	4,600	247	6,156
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額(注1)	-34	185	1,473	9	1,633

N/M - 表記するに値しない。

- (注1) 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- (注2) 信用損失引当金には、2025年12月31日現在の7百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- (注3) このポジションは、信用損失引当金の信用損失償却を表す。
- (注4) 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2025年度において74百万ユーロおよび2024年度において0百万ユーロであった。
- (注5) モデルの変更は主にLGDモデルの更新およびSICRモデルの変更を反映している。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、2025年度に358百万ユーロ、率にして6%増加したが、その主因はステージ3であった。

ステージ1の引当金は、主にプライベート・バンクにおけるエクスポージャーの減少(コーポレート・バンクとインベストメント・バンクにおける増加により一部相殺された。)により、16百万ユーロ、率にして4%減少した。

ステージ2の引当金は、主にプライベート・バンクとインベストメント・バンクにより、152百万ユーロ、率にして21%増加した。

ステージ3の引当金は、2025年度において222百万ユーロ、率にして5%増加したが、その要因は、インベストメント・バンク内のCREポートフォリオにおける追加計上とプライベート・バンク内のパーソナル・バンキングにおける増加であった。

当行グループのステージ3のカバレッジ比率(ステージ3の償却原価で測定される金融資産(POCIを除く。)に対するステージ3の信用損失引当金(POCIを除く。)の割合として定義される。)は、前年度の29%から当年度において31%となった。

#### 前報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金(注2)				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI(注4)	合計
期首残高	447	680	3,960	198	5,285
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	-150	194	1,814	3	1,861
信用度の変動による振替	128	-128	-	N/M	-
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-2	-7	-	-	-9
当期中に認識が中止された金融資産(注3)	-	-	-1,229	-	-1,229
償却済債権戻入額	-	-	157	-	157
為替およびその他の変動	15	-3	-290	11	-267
期末残高	438	736	4,412	213	5,799
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額(注1)	-24	59	1,814	3	1,852

N/M - 表記するに値しない。

- (注1) 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。
- (注2) 信用損失引当金には、2024年12月31日現在の14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。
- (注3) このポジションは、信用損失引当金の信用損失償却を表す。
- (注4) 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2024年度において0百万ユーロおよび2023年度において0百万ユーロであった。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、2024年度に513百万ユーロ、率にして10%増加したが、その要因はステージ3であった。

ステージ1の引当金は、主にプライベート・バンクにおけるエクスポージャーの減少(コーポレート・バンクとインベストメント・バンクにおける増加によりほぼ相殺された。)により、9百万ユーロ、率にして2%減少した。

ステージ2の引当金は、主にプライベート・バンクとコーポレート・バンクにより、56百万ユーロ、率にして8%増加した。

ステージ3の引当金は、2024年度において466百万ユーロ、率にして11%増加したが、その要因は、CREポートフォリオおよびコーポレート・バンク内での引当金の追加計上とプライベート・バンク内での新規の債務不履行であった。後者の大部分は、不良債権売却により相殺された。

当行グループのステージ3のカバレッジ比率（ステージ3の償却原価で測定される金融資産（POCIを除く。）に対するステージ3の信用損失引当金（POCIを除く。）の割合として定義される。）は、前年度の31%から当年度において29%となった。

業務部門別償却原価で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	総帳簿価額（注1）					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
	コーポレート・バンク	121,313	13,065	2,700	16	137,094	61	109	1,027	-2
インベストメント・バンク	185,796	10,843	4,418	561	201,618	168	252	794	238	1,453
プライベート・バンク	215,857	28,216	7,161	39	251,272	187	507	2,678	10	3,382
アセット・マネジメント	1,374	3	-	-	1,377	-	-	-	-	-
コーポレートおよびその他	197,864	1,256	596	-	199,715	5	20	101	-	126
合計	722,204	53,383	14,874	615	791,076	421	888	4,600	247	6,156

（注1）各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

単位：百万ユーロ	総帳簿価額（注1）					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
	コーポレート・バンク	115,541	12,770	3,015	-	131,326	86	121	1,006	-
インベストメント・バンク	179,230	12,380	3,462	609	195,682	138	112	714	213	1,176
プライベート・バンク	224,098	30,564	7,864	-	262,526	205	489	2,583	-	3,277
アセット・マネジメント	1,213	11	-	-	1,224	-	-	-	-	-
コーポレートおよびその他	156,072	8,111	873	-	165,057	9	14	110	-	133
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

（注1）各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

産業部門別償却原価で測定する金融資産

以下の表は、当行グループの産業別の資産の質の概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいている。NACE（Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne）は、欧州の標準的な産業分類システムである。

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
	農業、林業および漁業	323	55	11	1	390	-	1	5	-
鉱業および採石	1,661	274	29	-	1,964	2	4	13	-	19
製造	21,660	3,849	1,252	21	26,782	24	42	540	5	610
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,103	598	155	-	4,856	4	4	73	-	81

上下水道、廃棄物 処理および修復工 事	537	129	9	-	675	1	1	5	-	6
建設	4,064	683	208	52	5,008	5	11	70	30	116
卸売および小売、 自動車および二輪 車の修繕	18,514	2,375	981	21	21,891	17	30	457	-	504
輸送、倉庫	4,621	392	274	22	5,309	4	5	78	-	86
宿泊、食品サービ ス	2,489	1,008	61	1	3,559	4	10	27	-	41
情報および通信	8,102	712	494	-	9,308	10	10	99	-	120
金融および保険	373,938	8,435	1,879	142	384,394	93	110	523	59	785
不動産	32,736	8,998	3,868	143	45,745	45	176	542	80	843
専門的、科学およ び技術活動	8,970	1,043	255	4	10,272	8	19	109	1	137
事務サポートサー ビス	6,157	998	136	7	7,298	6	10	44	3	62
行政、国防および 社会保障	38,099	837	505	-	39,442	3	2	23	-	28
教育	169	74	8	-	251	-	1	2	-	3
健康保険サービス および社会福祉事 業	3,195	588	133	1	3,917	4	10	23	-	37
芸術、娯楽および レクリエーション	714	104	36	-	854	1	3	6	-	10
その他のサービス 業	19,290	1,358	374	160	21,182	12	8	155	57	233
個人事業主の活動 および自家用製 品・サービスの製 造	164,816	20,868	4,207	39	189,931	178	432	1,804	12	2,426
地域外の組織およ び団体	8,045	4	-	-	8,048	-	-	-	-	-
合計	722,204	53,383	14,874	615	791,076	421	888	4,600	247	6,156

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
農業、林業および 漁業	360	55	12	-	427	-	1	5	-	6
鉱業および採石	1,687	234	4	-	1,926	3	5	3	-	11
製造	21,327	4,382	1,303	32	27,044	23	39	534	2	597
電気、ガス、蒸気 および空調の供給	3,898	407	210	-	4,515	6	8	77	-	92
上下水道、廃棄物 処理および修復工 事	527	63	5	-	595	1	1	3	-	4
建設	3,643	713	207	45	4,608	5	8	81	13	106
卸売および小売、 自動車および二輪 車の修繕	18,487	2,453	709	23	21,672	16	26	334	3	378
輸送、倉庫	4,145	829	259	24	5,257	4	4	45	-	53
宿泊、食品サービ ス	2,224	386	63	-	2,673	3	5	25	-	32
情報および通信	8,220	977	212	-	9,409	11	14	55	-	79
金融および保険	344,869	15,962	2,213	133	363,176	130	110	580	50	870
不動産	35,812	10,860	3,604	173	50,448	18	48	512	88	666

専門的、科学および技術活動	5,279	861	223	1	6,364	4	10	89	1	104
事務サポートサービス	7,864	1,265	117	24	9,269	8	6	39	8	61
行政、国防および社会保障	23,217	1,018	641	-	24,876	10	3	31	-	44
教育	251	38	7	-	295	-	-	2	-	3
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,695	453	115	-	4,264	4	10	15	-	29
芸術、娯楽およびレクリエーション	716	95	11	-	822	-	1	4	-	6
その他のサービス業	16,190	810	419	113	17,532	13	6	144	30	193
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	173,031	21,971	4,879	42	199,924	180	431	1,835	18	2,464
地域外の組織および団体	711	5	-	-	716	-	-	-	-	-
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

地域別償却原価で測定する金融資産

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
	ドイツ	266,754	23,872	4,908	16	295,550	160	426	2,324	-7
西ヨーロッパ(ドイツを除く。)	177,613	13,040	3,152	351	194,157	122	247	1,103	192	1,664
東ヨーロッパ	11,864	934	97	-	12,895	2	6	43	-	51
北アメリカ	177,465	10,859	5,303	71	193,697	89	180	792	15	1,077
中央および南アメリカ	5,351	597	73	-	6,020	3	4	2	-	9
アジア/太平洋	68,050	2,767	708	73	71,599	34	17	199	1	252
アフリカ	4,911	1,066	483	-	6,460	4	3	26	-	34
その他	10,196	247	152	104	10,699	7	4	111	45	167
合計	722,204	53,383	14,874	615	791,076	421	888	4,600	247	6,156

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
	ドイツ	251,984	24,236	4,579	-	280,799	205	447	2,181	-2
西ヨーロッパ(ドイツを除く。)	158,729	13,601	3,525	321	176,177	117	186	1,114	154	1,572
東ヨーロッパ	8,996	804	205	-	10,004	4	12	38	-	54
北アメリカ	178,548	15,549	4,888	62	199,047	51	70	619	11	752
中央および南アメリカ	5,445	459	73	-	5,978	4	2	19	-	25
アジア/太平洋	61,195	8,423	979	114	70,711	41	15	281	-3	333
アフリカ	4,159	530	604	-	5,293	10	3	33	-	46
その他	7,098	234	361	113	7,806	6	2	127	52	186
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

## 格付区分別償却原価で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					2025年12月31日現在				
	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
iAAA - iAA	267,161	653	-	-	267,813	2	1	-	-	3
iA	118,048	828	-	10	118,886	10	3	-	-	12
iBBB	179,141	4,125	-	-	183,266	60	10	-	-	70
iBB	138,078	18,896	-	1	156,975	246	208	-	-	454
iB	19,776	21,945	-	-	41,721	100	378	-	-	478
iCCC以下	-	6,937	14,874	604	22,415	3	289	4,600	247	5,138
合計	722,204	53,383	14,874	615	791,076	421	888	4,600	247	6,156

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					2024年12月31日現在				
	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計	ステー ジ1	ステー ジ2	ステー ジ3	ステー ジ3 POCI	合計
iAAA - iAA	226,138	7,186	-	-	233,324	2	-	-	-	2
iA	110,279	2,061	-	10	112,351	10	1	-	-	11
iBBB	179,697	7,150	-	-	186,847	54	12	-	-	66
iBB	135,762	20,146	-	-	155,908	246	111	-	-	358
iB	23,090	21,692	-	-	44,782	115	351	-	-	467
iCCC以下	1,188	5,601	15,214	599	22,603	11	260	4,412	213	4,896
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

ステージ3の償却原価で測定する金融資産を有する債務者に対する追加資金の当行グループの既存の貸出コミットメントは、2025年12月31日現在では903百万ユーロ、2024年12月31日現在では710百万ユーロであった。

## ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在			2024年12月31日現在		
	総帳簿価額	担保	保証	総帳簿価額	担保	保証
償却原価で測定する金融資産（ステージ3）（注1）	14,874	6,294	1,066	15,214	6,242	1,368

（注1）POCI資産を除くステージ3。

2025年度において、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保および保証は、主にプライベート・バンクに起因して、3億ユーロ、率にして3%減少した。

全額が担保でカバーされているため、当行グループは、ステージ3の償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金を2025年度において18億ユーロ、2024年度において16億ユーロ認識しなかった。

## 償却原価で測定する条件変更資産

契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で条件変更された場合に、金融資産は条件変更されたと看做される。再交渉または条件変更の結果、旧金融商品の認識の中止および新金融商品の認識が生じる場合と、生じない場合とがある。この項では、認識の中止が生じなかった条件変更資産について記述する。

IFRS第9号において、金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利（EIR）で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増大しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のデフォルト確率（PD）
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積られた残存期間のPD

以下の表は、IFRS第9号の各ステージに区分した、償却原価で測定する条件変更金融資産の概要を示している。

## 償却原価で測定する条件変更資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					2024年12月31日現在				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計
条件変更前の償却 原価の帳簿価額	56	243	268	-	567	-	726	132	-	858
認識された条件変 更による利得 / 損 失の純額	-	3	-34	-	-31	-	9	-55	-	-46

2025年度において、インベストメント・バンクおよびプライベート・バンクの顧客に関連する条件変更起因して、償却原価で測定する条件変更資産が291百万ユーロ減少した。

2025年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産はなかった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産もなかった。

2024年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産はなかった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産もなかった。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

IFRS第9号の減損会計の対象となる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）金融資産の公正価値は、2024年12月31日現在では420億ユーロであったのに対し、2025年12月31日現在は440億ユーロとなった。当該資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持した（2025年12月31日現在は48百万ユーロであり、2024年12月31日現在は38百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、FVOCIの金融資産に関する更なる内訳は開示していない。

#### オフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務

下記の表は、IFRS第9号の要件に従い、当行グループのオフバランスの金融資産をステージ別に区分し、それぞれの名目価額および信用損失引当金の概要を示したものである。

#### 当報告期間における名目価額の変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	313,625	25,983	2,225	7	341,840
新規事業を含む変動	28,461	322	374	14	29,171
信用度の変動による振替	-1,997	1,719	278	N/M	-
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	-
為替およびその他の変動	-18,349	-1,346	-152	-	-19,847
期末残高	321,740	26,678	2,724	21	351,164
うち、金融保証	66,797	11,855	441	-	79,092

N/M - 表記するに値しない。

#### 前報告期間における名目価額の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	292,747	23,778	2,282	8	318,814
新規事業を含む変動	14,542	-662	-25	-	13,855
信用度の変動による振替	-2,108	2,215	-107	N/M	-
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
為替およびその他の変動	8,444	652	76	-	9,171
期末残高	313,625	25,983	2,225	7	341,840
うち、金融保証	61,279	11,752	436	-	73,467

N/M - 表記するに値しない。

## 当報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	106	82	173	-	361
新規事業を含む変動	-12	25	38	2	53
信用度の変動による振替	4	-2	-2	N/M	-
モデルの変更	-	-	-	-	-
為替およびその他の変動	-	-8	-13	-	-21
期末残高	98	96	196	2	393
うち、金融保証	55	47	81	-	184
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額（注1）	-8	23	36	2	53

N/M - 表記するに値しない。

（注1）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注2）信用損失引当金には、2025年12月31日現在の12百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## 前報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	117	88	187	-	393
新規事業を含む変動	-22	3	-19	-	-38
信用度の変動による振替	10	-9	-	N/M	-
モデルの変更	-	-	-	-	-
為替およびその他の変動	1	-1	5	-	6
期末残高	106	82	173	-	361
うち、金融保証	67	49	99	-	214
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額（注1）	-13	-6	-20	-	-38

N/M - 表記するに値しない。

（注1）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注2）信用損失引当金には、2024年12月31日現在の2百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## 法的請求

執行請求の対象資産は、全額または一部が償却された資産であり、当行グループが引き続き当該資産について回収努力を行っているものから構成される。このような執行請求には、例えば、当行が引き続きリソース（法務部門/CRMワークアウト部門等）を法的手段または外部の回収機関を通じた回収のために投入している場合が含まれる。また、執行請求には、金額の回収見込みおよび回収の時間枠に関わらず、当行が残高および未決済の法的請求権を保持している場合も該当する。特定の法域によっては、回収案件が数年に及ぶことが一般的である場合もある。

報告期間中に償却され、依然として執行請求の対象である金融資産の残高は、2025年度および2024年度において、主にインベストメント・バンクにおけるそれぞれ277百万ユーロおよび222百万ユーロであった。

## 償却原価で測定する再交渉された資産および支払猶予資産

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限り契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限り支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いを後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせをされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存す

る。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

当行グループの償却原価で測定する支払猶予資産の管理および報告において、当行はEBAによる支払猶予および不良債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条(4)に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準（ITS））に従っている。当行グループは、資産がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予資産の当行の報告から除外している（すなわち、契約は履行中とみなされ、最低2年間の猶予期間が経過しており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日超経過していない。）。

#### 償却原価で測定する支払猶予金融資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					
	履行				不履行	
	ステージ1	ステージ2	ステージ1	ステージ2	ステージ3	償却原価で測定する支払猶予貸出金合計
ドイツ	-	1,975	-	14	1,235	3,224
ドイツ以外	72	5,418	-	6	5,415	10,911
合計	72	7,392	-	20	6,650	14,135

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					
	履行				不履行	
	ステージ1	ステージ2	ステージ1	ステージ2	ステージ3	償却原価で測定する支払猶予貸出金合計
ドイツ	174	2,248	-	4	1,056	3,481
ドイツ以外	93	7,049	-	16	4,687	11,845
合計	267	9,297	-	20	5,742	15,326

#### 償却原価で測定する支払猶予金融資産の変動

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
期首残高	15,326	12,464
期中に支払猶予貸出金に分類されたもの	6,767	8,572
期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。）	-6,836	-6,020
信用損失償却	-122	-211
為替レートおよびその他の変動	-1,001	521
期末残高	14,135	15,326

償却原価で測定する支払猶予資産は、2025年度において12億ユーロ、率にして8%減少し、その主因は、インベストメント・バンク内、ならびにプライベート・バンキング内のウェルス・マネジメントおよびパーソナル・バンキングにおける不動産エクスポージャーの減少によるものであった。

償却原価で測定する支払猶予資産は、2024年度において29億ユーロ、率にして23%増加し、その主因は、様々な部門における不動産エクスポージャーであった。

#### 取得した担保

当行グループは、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求するといういずれかの場合にのみ、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは売却を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。当行は通常、取得した物件を当行グループの事業の用途に供することはない。

#### 報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
商業用不動産	47	251
住宅用不動産（注1）	1	3
その他	-	-

報告期間中に取得した担保合計	49	254
----------------	----	-----

(注1)担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2025年12月31日現在で19百万ユーロおよび2024年12月31日現在で17百万ユーロであった。

2025年度における49百万ユーロおよび2024年度における254百万ユーロの取得担保増加は主に、米国において担保権が実行された少数の商業用不動産に関連している。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2025年度において、当行グループがこれらの信託に関連して取得した担保は47百万ユーロであった。』

#### デリバティブ - 信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（CVA）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

#### デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントおよび関連する担保契約により、通常、当行の信用エクスポージャーの大部分は担保によって保証される。また、それらの契約には広範な標準的または特定の終了権も規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手順により定められている。これらの手順には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを有しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生する関連エクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級経営陣に提出される。さらに、当行は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。プライベート・バンク（ドイツ）のデリバティブのカウンターパーティ・リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

#### デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次の証拠金規制を規定している。当行は、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド=フランク法は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、プラットフォーム・トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、証券派生スワップのディーラー、主要なスワップ参加者および主要な証券派生スワップの参加者の登録、自己資本、証拠金、業務遂行基準、帳簿記録管理およびその他の要件に関する規則を規定している。ドッド=フランク法および関連するCFTCの規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国でのOTCクリアリングを義務付けている。米国内の中央清算機関で清算されないデリバティブ取引に対する証拠金規制は、2016年9月に開始された。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、またOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始し、中央清算機関で清算されないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での証拠金規制は、2017年2月に開始された。ドイツ銀行は、中央清算機関で清算されないデリバティブの要件に関してEMIRの証拠金の対象

となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、2017年2月からEU圏内において当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。

CFTCはドッド=フランク法の最も重要な規定を導入する規則を採用した。さらに最近では、2020年9月に、CFTCは、2013年からのCFTCによるクロスボーダー・ガイダンスと関連するノー・アクション・リリーフ・レターに基づく米国のスワップ規則を、クロスボーダーで適用する(当該ガイダンスを置き換える場合もある。)最終規則を公表した。同じくドッド=フランク法に従い、CFTCは2020年10月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を最終決定した。

SECも、証券派生スワップ・ディーラーおよび主要な証券派生スワップ参加者の登録、取引報告、自己資本、証拠金、リスク軽減手法、業務遂行基準、取引の確認および検証、帳簿記録管理および財務報告、ならびにクロスボーダーの要件に関する規則を最終決定している。2021年11月より、一般的にこれらの要件に準拠することが義務付けられた。

最後に、米国の健全性規制当局(連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局)は、CFTCおよびSECの証拠金規則の代わりに米国の健全性規制の対象となっているスワップ・ディーラーおよび証券派生スワップのディーラー(ドイツ銀行等)に適用される、中央清算機関で清算されないスワップおよび証券派生スワップに関して証拠金規制を設ける最終規則を採用した。ドイツ銀行は2016年9月より、米国の自主規制機関による証拠金規制の対象となる第1カテゴリーの取引相手に対し、米国内の中央清算機関で清算されないデリバティブに対する当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。それよりも規模の小さい取引相手に対する当初証拠金に関する追加要件は、2017年9月から2022年9月までの間に段階的に導入されており、関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じてそれぞれ異なる。

以下の表は、取引所売買デリバティブおよびOTCデリバティブの資産・負債について、想定元本および時価総額をクリアリング・チャンネル別に示している。

クリアリング・チャンネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの想定元本

					2025年12月31日現在		
		想定元本の 期限別分類					
単位：百万ユーロ	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
<b>金利関連：</b>							
OTC	17,041,938	13,931,032	9,541,283	40,514,253	118,098	105,415	12,683
二者間(額)	3,753,247	2,319,020	1,543,911	7,616,178	94,373	82,403	11,971
CCP(額)	13,288,691	11,612,012	7,997,372	32,898,075	23,724	23,012	712
取引所売買	2,911,731	493,685	87	3,405,503	99	125	-26
<b>金利関連合計</b>	<b>19,953,668</b>	<b>14,424,718</b>	<b>9,541,370</b>	<b>43,919,755</b>	<b>118,196</b>	<b>105,540</b>	<b>12,656</b>
<b>通貨関連：</b>							
OTC	7,061,584	1,257,976	526,624	8,846,185	96,211	90,949	5,262
二者間(額)	6,850,895	1,238,176	525,924	8,614,995	95,056	89,730	5,326
CCP(額)	210,690	19,800	700	231,190	1,156	1,219	-63
取引所売買	83,825	301	-	84,126	280	310	-30
<b>通貨関連合計</b>	<b>7,145,409</b>	<b>1,258,277</b>	<b>526,624</b>	<b>8,930,311</b>	<b>96,491</b>	<b>91,259</b>	<b>5,232</b>
<b>エクイティ/指数関連：</b>							
OTC	26,058	19,183	10,493	55,735	1,794	2,620	-826
二者間(額)	26,058	19,183	10,493	55,735	1,794	2,620	-826
CCP(額)	-	-	-	-	-	-	-
取引所売買	182,299	32,150	2,352	216,800	2,220	2,353	-134
<b>エクイティ/指数関連合計</b>	<b>208,357</b>	<b>51,333</b>	<b>12,845</b>	<b>272,534</b>	<b>4,013</b>	<b>4,973</b>	<b>-960</b>
<b>クレジット・デリバティブ関連：</b>							
OTC	214,471	1,007,267	67,448	1,289,186	16,705	16,926	-220
二者間(額)	86,663	105,904	27,916	220,483	3,456	3,754	-298
CCP(額)	127,808	901,363	39,532	1,068,704	13,250	13,172	78
取引所売買	-	-	-	-	-	-	-
<b>クレジット・デリバティブ関連合計</b>	<b>214,471</b>	<b>1,007,267</b>	<b>67,448</b>	<b>1,289,186</b>	<b>16,705</b>	<b>16,926</b>	<b>-220</b>
<b>コモディティ関連：</b>							
OTC	55,943	809	5,027	61,779	128	362	-234

二者間（額）	55,943	809	5,027	61,779	128	362	-234
CCP（額）	-	-	-	-	-	-	-
取引所売買	28,252	2,417	-	30,669	151	144	8
コモディティ関連合計	84,195	3,226	5,027	92,449	279	505	-226
その他：							
OTC	166,974	11,055	76	178,105	6,548	6,598	-49
二者間（額）	166,892	11,055	76	178,023	6,525	6,539	-14
CCP（額）	82	-	-	82	23	58	-35
取引所売買	39,452	1	-	39,452	215	198	17
その他合計	206,425	11,056	76	217,557	6,763	6,796	-32
OTC業務合計	24,566,968	16,227,322	10,150,951	50,945,242	239,485	222,869	16,616
二者間業務合計	10,939,698	3,694,147	2,113,347	16,747,192	201,332	185,407	15,924
CCP業務合計	13,627,270	12,533,176	8,037,604	34,198,050	38,153	37,462	691
取引所売買業務合計	3,245,558	528,554	2,438	3,776,550	2,965	3,130	-165
合計	27,812,526	16,755,876	10,153,389	54,721,792	242,449	225,998	16,451
プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後）	-	-	-	-	25,299	-	-

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	想定元本の 期限別分類				プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	15,951,107	14,364,208	9,997,538	40,312,853	122,114	111,053	11,061
二者間（額）	2,396,075	2,537,847	1,557,885	6,491,807	98,528	88,114	10,414
CCP（額）	13,555,032	11,826,361	8,439,653	33,821,046	23,586	22,939	647
取引所売買	3,292,886	498,496	590	3,791,972	239	268	-29
金利関連合計	19,243,992	14,862,704	9,998,128	44,104,825	122,353	111,321	11,032
通貨関連：							
OTC	7,718,689	1,225,352	508,959	9,453,000	147,876	144,688	3,188
二者間（額）	7,496,403	1,209,689	508,809	9,214,900	144,648	141,847	2,800
CCP（額）	222,287	15,664	150	238,100	3,228	2,841	388
取引所売買	78,320	-	-	78,320	384	477	-93
通貨関連合計	7,797,010	1,225,352	508,959	9,531,321	148,260	145,165	3,095
エクイティ / 指数関連：							
OTC	22,675	9,048	15,544	47,268	1,332	2,741	-1,409
二者間（額）	22,675	9,048	15,544	47,268	1,332	2,741	-1,409
CCP（額）	-	-	-	-	-	-	-
取引所売買	174,707	28,489	2,348	205,544	1,818	1,827	-9
エクイティ / 指数関連合計	197,382	37,537	17,892	252,812	3,150	4,568	-1,418
クレジット・デリパティブ関 連：							
OTC	278,974	896,712	73,668	1,249,354	15,609	14,322	1,288
二者間（額）	87,962	96,506	28,063	212,531	3,366	2,186	1,180
CCP（額）	191,012	800,206	45,605	1,036,823	12,243	12,136	107
取引所売買	-	-	-	-	-	-	-
クレジット・デリパティブ関 連合計	278,974	896,712	73,668	1,249,354	15,609	14,322	1,288
コモディティ関連：							
OTC	11,316	34,566	1,448	47,330	226	160	66
二者間（額）	11,316	34,566	1,448	47,330	226	160	66
CCP（額）	-	-	-	-	-	-	-
取引所売買	34,816	2,645	-	37,461	168	169	-1
コモディティ関連合計	46,132	37,211	1,448	84,791	394	329	65

その他：								
OTC	155,359	7,012	151	162,521	2,339	2,355	-16	
二者間（額）	155,313	7,012	151	162,476	2,336	2,313	23	
CCP（額）	45	-	-	45	3	42	-39	
取引所売買	18,687	-	-	18,687	31	24	7	
その他合計	174,045	7,012	151	181,208	2,370	2,379	-9	
OTC業務合計	24,138,119	16,536,899	10,597,308	51,272,326	289,497	275,319	14,177	
二者間業務合計	10,169,744	3,894,668	2,111,900	16,176,312	250,436	237,362	13,075	
CCP業務合計	13,968,376	12,642,231	8,485,408	35,096,014	39,060	37,958	1,103	
取引所売買業務合計	3,599,416	529,630	2,938	4,131,984	2,640	2,766	-126	
合計	27,737,535	17,066,528	10,600,247	55,404,310	292,137	278,085	14,052	
プラスの時価（ネットिंग および受入現金担保考慮後）	-	-	-	-	27,392	-	-	

株式エクスポージャー

下記の表は、持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。ドイツ銀行は、各ポジションをマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
トレーディング株式	1,852	2,753
トレーディング以外の株式（注 1）	2,044	2,052
株式エクスポージャー合計	3,896	4,806

（注1）2025年12月31日現在49百万ユーロおよび2024年12月31日現在70百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2025年12月31日現在、当行グループのインベストメント・バンクにおけるトレーディング株式エクスポージャーは16億ユーロ、2024年12月31日現在は24億ユーロであった。

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループのトレーディング部門のバリュー・アット・リスクの指標

以下の表およびグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング部門のバリュー・アット・リスクの指標をヒストリカル・シミュレーションに基づき示している。

トレーディング部門のバリュー・アット・リスク（リスク種類別）（注1）

単位： 百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・ リスク		株価リスク		外国為替 リスク（注 2）		コモディティ 価格リスク	
	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度
平均	28.3	31.4	-33.5	-41.2	16.0	26.9	24.5	22.9	10.2	10.2	9.7	11.6	1.4	1.0
最大	45.5	60.6	-10.5	-27.2	34.0	55.1	31.9	35.5	17.0	15.6	21.3	19.0	2.8	1.8
最小	20.0	19.0	-50.1	-56.2	8.3	13.4	18.9	17.6	4.7	6.2	5.2	6.3	0.8	0.3
『期末	24.8	24.9	-26.1	-48.3	10.5	31.3	26.6	19.5	6.3	10.8	5.5	10.1	2.0	1.5

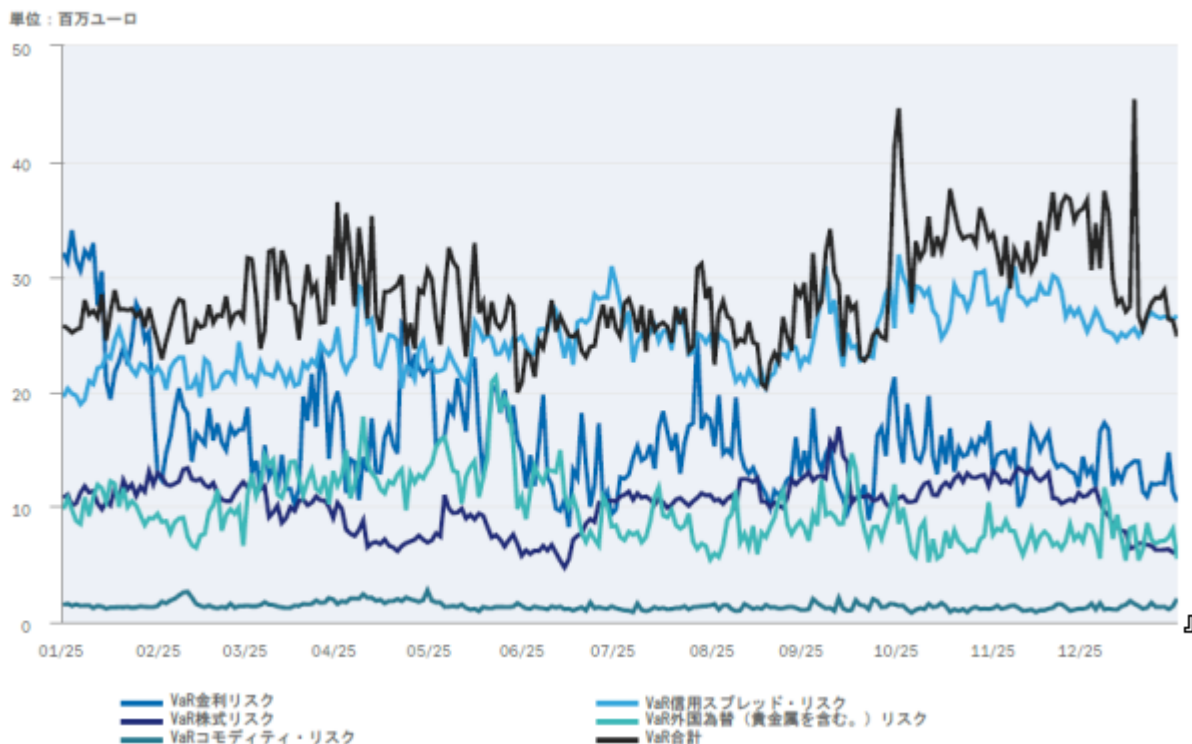
（注1）2025年度の数値は2025年12月31日現在。2024年度の数値は2024年12月31日現在。

（注2）金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

[次へ](#)

ヒストリカル・シミュレーションに基づく2025年度のリスク種類別バリュエーション・アット・リスクの推移

『



トレーディング部門の2025年度における保有期間1日の平均バリュエーション・アット・リスクは28百万ユーロであり、2024年度の平均と比較して3.1百万ユーロ減少した。

『

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング部門の追加的リスクに係る平均、最大、最小自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）（注1）（注2）

単位：百万ユーロ	合計		クレジット・トレーディング		グローバル・レーツ		エマージング・マーケット		その他	
	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
平均	549.3	604.9	128.8	191.8	212.6	210.1	288.1	205.9	-80.2	-2.9
最大	842.5	755.5	201.2	247.3	374.5	375.7	630.5	350.1	-25.2	49.5
最小	414.9	501.5	44.9	95.3	128.6	125.4	196.6	142.9	-174.2	-54.2
『期末	452.1	501.5	166.1	176.5	160.0	125.4	218.9	229.5	-92.9	-29.9

（注1）金額はそれぞれ、2025年12月31日および2024年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。

（注2）流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2025年度末の追加的リスクに係る自己資本賦課は452百万ユーロであり、2024年度末から49百万ユーロ、率にして10%減少した。この変動は、グローバル・レーツおよびグローバル・エマージング・マーケットの各事業におけるリスクの減少によるものであった。

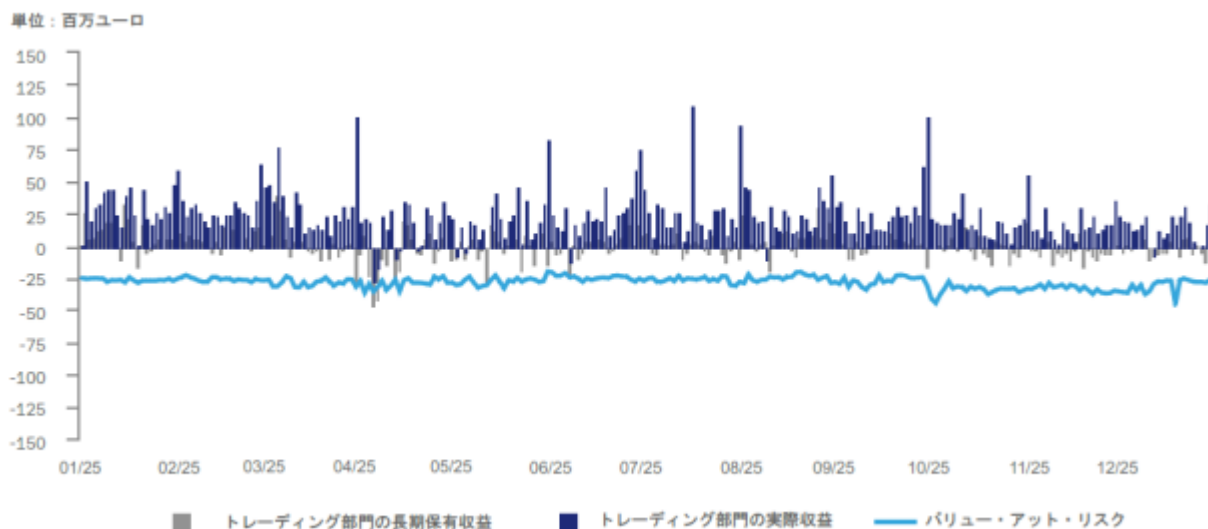
トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2025年度に、当行グループは、長期保有による損失がトレーディング勘定のバリュエーション・アット・リスクを上回るという異常値を2件観察した。2025年4月上旬の異常値は、米国政権による貿易関税の発表に起因する市場のボラティリティ上昇によって引き起こされた。当事業年度1年間において、実際の損益がマイナスになるような異常値は発生しなかった。

以下のグラフは、トレーディング部門について、日次長期保有収益および実際収益を報告期間中の取引日の前営業日終了時点のバリュエーション・アット・リスクと比較したものである。バリュエーション・アット・リスクは、取引ポジションの潜在的損失の見積りと長期保有取引結果を視覚的に比較するためにマイナスの金額で表示される。これは、長期保有が前日のバリュエーション・アット・リスクと比較した日次の損益の関連部分（新たな取引、準備金、通常は実際の収益の一部である保有によるすべての損益は除

く。)であるためである。数値は百万ユーロ単位で表示されている。このグラフは、トレーディング部門が、2025年度の取引日の55%においてプラスの長期保有収益を達成し、2025年度において当行グループが異常値を観察したことを示している。

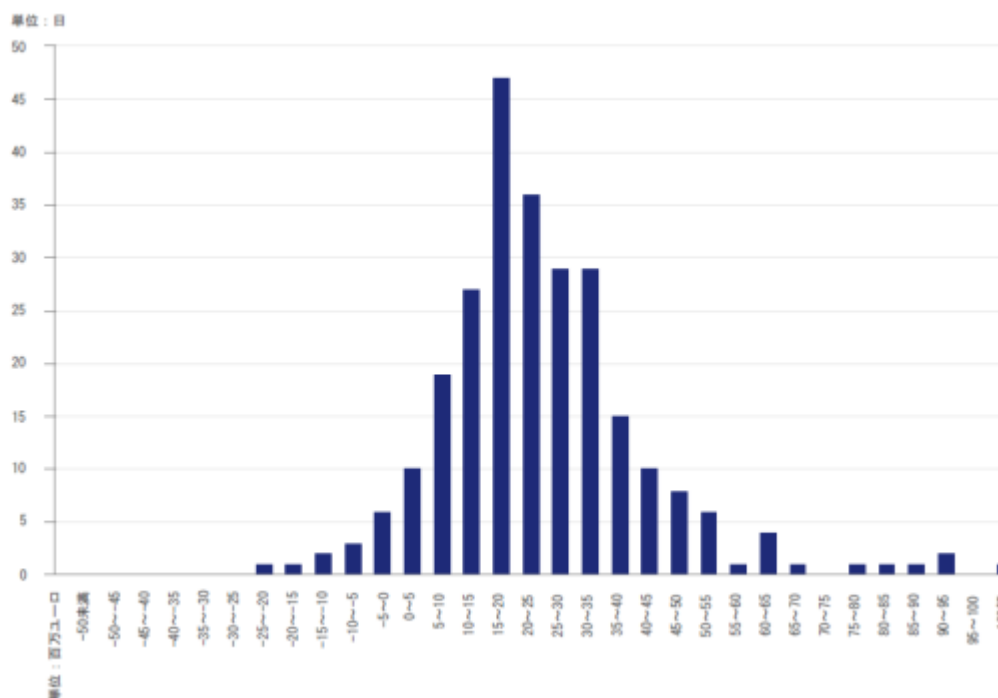
#### EU MR4 - VAR見積りと損益の比較



#### ドイツ銀行グループのトレーディング部門の日次収益

以下の棒グラフは、当行グループのトレーディング部門の日次収益の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される、当行グループが各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

#### 2025年度の当行グループのトレーディング部門の日次収益の分布



トレーディング部門は、2025年度は取引日の95%、2024年度も取引日の95%においてプラスの収益を達成した。

#### トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額  
 以下の表は、トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額のリスク種類別内訳を示している。

#### 経済的資本使用額のリスク種類別内訳

単位：百万ユーロ	経済的資本使用額	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
金利リスク	1,308	2,770
信用スプレッド・リスク	772	184
株式リスクおよび投資リスク	1,272	1,172
外国為替リスク	4,461	1,665
年金リスク	331	944
保証型ファンド・リスク	103	100
トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計	8,247	6,835

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

2025年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は82億ユーロであり、2024年度末の経済的資本使用額を14億ユーロ上回った。この増加は主に、「マーケット・リスク管理」の項に記載されているモデル変更によるものである。特に、改訂されたモデル化アプローチにおいて、より保守的な流動性ホライズン・スケーリングを採用したため、為替リスクに係る経済的資本使用額が増加した。これは、マーケット・リスクに係る中核的な経済的資本モデルにおいて、モンテカルロ法からヒストリカル・シミュレーション法に基づく手法に移行したことに伴い、金利リスクに係る経済的資本使用額が減少したことで一部相殺された。

- 金利リスク：ギャップ・リスク、ベシス・リスクおよびオプション・リスク（モデル化された、満期の定めのない預金に組み込まれた顧客の行動が変化するリスクや前払いリスク等）を含む、バンキング勘定の金利リスクに関する経済的資本使用額。2025年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で13億ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在では28億ユーロであった。
- 信用スプレッド・リスク：信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本使用額。2025年12月31日現在の経済的資本使用額は772百万ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在では184百万ユーロであった。
- 株式リスクおよび投資リスク：当行グループの株式報酬制度から生じる当行自身の株価の構造的なショート・ポジション、および戦略的投資や代替資産等の非連結の投資保有から生じる株式リスクに係る経済的資本使用額。2025年12月31日現在の経済的資本使用額は13億ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在では12億ユーロであった。
- 外国為替リスク：外国為替リスクは主に、当行の自己資本比率を為替レートの変動による影響から守るための当行グループの構造的ポジションから生じる。2025年12月31日現在の経済的資本使用額は45億ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在は17億ユーロであった。
- 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスクならびに長寿リスクを含む、当行グループの確定給付制度債務から生じる。2025年12月31日現在の経済的資本使用額は3億ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在は9億ユーロであった。
- 保証型ファンド・リスク：顧客による投資の一部または全額を保証するためにアセット・マネジメント部門が提供している保証型ファンド商品から生じるリスク。このリスクは、保証日において、原投資ファンドの価額が保証額を下回っている場合に具体化する。2025年12月31日現在の経済的資本使用額は103百万ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在は100百万ユーロであった。』

#### バンキング勘定における金利リスク

以下の表は、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、金利変動がバンキング勘定における当行グループの純資産の経済価値および純利息収益に与える影響を示している。

#### EBAシナリオによるバンキング勘定における経済価値および純利息収益の金利リスク

単位：十億ユーロ	EVEの変動		NIIの変動（注1）	
	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
平行上昇	-6.7	-5.8	0.0	0.2
平行低下	1.4	1.3	-0.6	-0.7
スティープ化	-0.7	-0.8	0.0	-0.1
フラット化	-0.8	-0.7	-0.1	0.0
短期金利上昇	-2.5	-2.1	-0.1	0.0
短期金利低下	0.8	0.6	-0.4	-0.6

最大	-6.7	-5.8	-0.6	-0.7
----	------	------	------	------

単位：十億ユーロ	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
Tier 1 資本	60.8	60.8

(注1) 純利息収益 (NII) の変動は、各シナリオの予測NIIにおける、変更された金利と市場のインプライド・レートとの差異を反映している。感応度は、トレーディング・ポジションとDWSを除外した、一定の為替レートで固定された貸借対照表額に基づいている。これらの数値には、ヘッジ会計に不適格な一元管理されたポジションに対する時価評価損益 (MtM) / その他の包括利益 (OCI) の影響は含まれていない。

2025年12月31日現在の純資産の経済価値 (EVE) の最大損失額はマイナス67億ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在ではマイナス58億ユーロであった。2025年12月31日現在、EVEの最大損失額はTier 1 資本の11.0%に相当する。

BaFinの定義による、全通貨にわたるイールドカーブのプラス200ベース・ポイントの平行シフトにより生じる純資産の経済価値 (EVE) の最大損失額は、2025年12月31日現在においてマイナス66億ユーロであり、これは自己資本合計の9.8%に相当する。

「平行上昇」金利シナリオにおける純資産の経済価値 (EVE) の最大損失額の増加は、ドイツ銀行の株式およびプライベート・バンクとコーポレート・バンクのポートフォリオから生じる収益リスクを管理するグループ財務部のポートフォリオにおけるリスク管理ポジションの変更の結果によるものであった。適用されたヘッジ戦略は、純利息収益 (NII) を安定化させるというドイツ銀行の目標およびIRRBBガバナンスの枠組みに沿ったものである。

2025年12月31日現在の、「平行低下」金利シナリオにおける純利息収益 (NII) の1年間の最大損失額はマイナス6億ユーロであり、これに対して2024年12月31日現在ではマイナス7億ユーロであった。

「平行低下」シナリオにおける純利息収益の最大損失額は2024年度と比べてほぼ横ばいで、純利息収益 (NII) を安定化させる戦略に沿ったものとなった。

以下の表は、金利の下落および上昇ショックから生じた、ドイツ銀行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨別に示している。

#### 通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

単位：十億ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	平行上昇	平行低下	平行上昇	平行低下
ユーロ	-5.8	1.2	-5.1	1.2
米ドル	-0.8	0.4	-0.7	0.4
その他	-0.1	-0.2	0.0	-0.3
合計	-6.7	1.4	-5.8	1.3

『

#### 流動性リスク・エクスポージャー

##### 資金調達市場および資本市場発行

2025年には、4月の米国の関税発表、フランスの政情不安、インフレ圧力の継続、中東の地政学的緊張等、複数のマクロ・トピックが浮上し、市場の重荷となった。これらの事象は多少の影響を与えたものの、リスク選好ムードを一掃するほどの影響力はなかった。このような背景にもかかわらず、当行は市場をうまく乗り切り、187億ユーロの発行活動を成功裡に完了した。これには、2025年度の当行の目標である150億ユーロから200億ユーロに沿った、2026年度の資金調達に必要な30億ユーロの事前調達が含まれている。

市場の懸念に反して、信用市場は、複数の混乱があったにもかかわらず好調に推移し、より多くの指標が2024年度末と比べて縮小した。ドイツ銀行は2025年度も引き続き、独自の力強い業績を維持した。同業他社 (ソシエテ・ジェネラル (Societe Generale)、バークレイズ (Barclays)、BNP、UBS) と比較すると、平均して、2025年度において当行のシニア債は8ベース・ポイント、資本証券は14ベース・ポイント広いスプレッドで取引された。これに対し、2024年度においてはそれぞれ10ベース・ポイント、17ベース・ポイント狭いスプレッドで取引されていた。

発行総額187億ユーロの内訳は、資本発行25億ユーロ、シニア非優先債110億ユーロ、シニア優先債48億ユーロ、カバード・ボンド4億ユーロである。通貨別の発行総額内訳は、ユーロ (98億ユーロ)、米ドル (71億ユーロ)、日本円 (5億ユーロ)、英ポンド (6億ユーロ)、その他通貨合計 (7億ユーロ) である。2025年度の発行に係る当行グループの投資家基盤は、資産運用会社および年金基金 (63.3%)、銀行 (10.6%)、リテール顧客 (3.2%)、保険会社 (5.2%)、その他の機関投資家 (11.3%)、政府および政府機関 (4.4%) ならびにその他 (1.7%) から成っていた。地理的分布は、ドイツ (15.0%)、残りの欧州 (44.0%)、米国 (29.0%)、アジア/太平洋 (8.0%) およびその他 (4.0%) であった。3ヶ月物

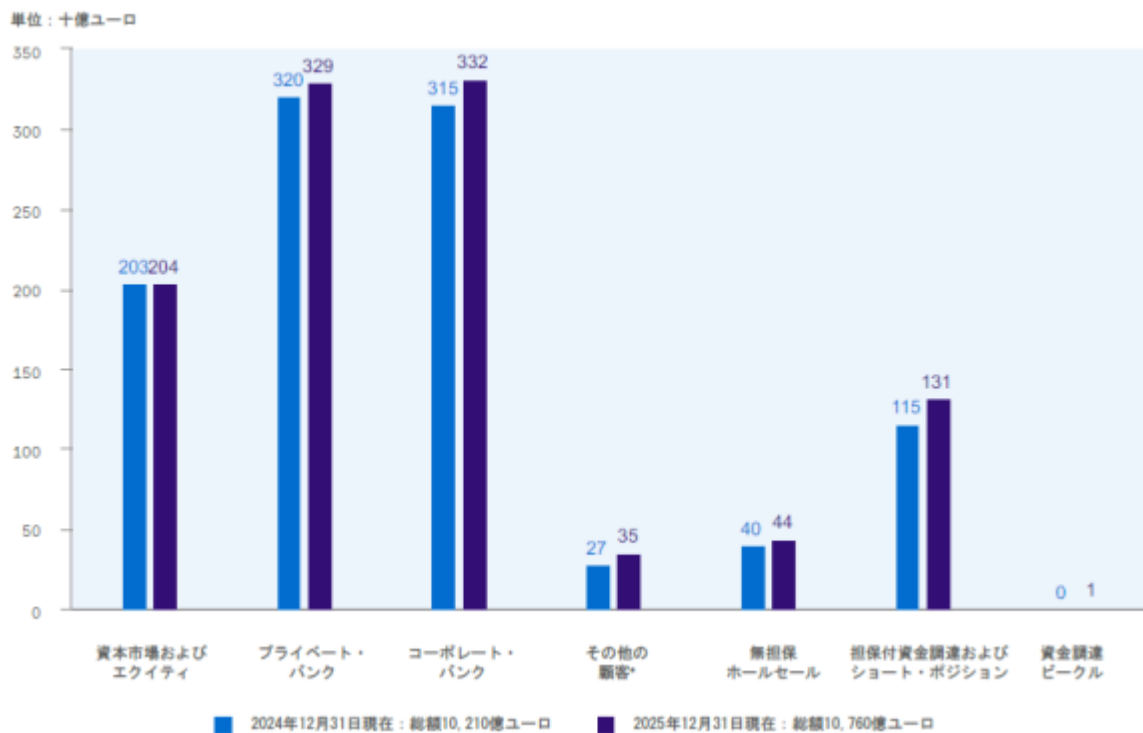
Euribor/RFR（リスク・フリー利子率）に対する発行の平均スプレッドは、通年で95ベース・ポイントであった。平均残存期間は4.8年であった。当行グループは、第1四半期に60億ユーロ、第2四半期に47億ユーロ、第3四半期に44億ユーロ、第4四半期に36億ユーロを発行した。

ドイツ銀行の2026年度の発行計画は100億から150億ユーロである。シニア非優先債に重点が置かれる予定である。シニア優先債は、主に、ベンチマークのない形式で発行される見込みである。さらに、当行グループはこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの資金需要を管理することがある。当行では、資本市場発行の合計約140億ユーロ（法的に行使可能なコール・オプションを除く。）の返済期限が到来する。さらに、当行は2025年度に約77億ユーロの仕組債を発行し、2026年度には約73億ユーロの発行を計画している。この活動はFIC部門が行っており、財務部の発行計画の一部ではない。

#### 資金調達の分散

2025年度において、外部資金調達総額は、2024年12月31日現在の10,209億ユーロから553億ユーロ増加し、2025年12月31日現在では10,762億ユーロとなった。資金調達はコーポレート・バンクで168億ユーロ、プライベート・バンクで89億ユーロ増加した。両セグメントにおいて、要求払い預金の伸びが最も顕著であった。無担保ホールセール資金調達ポートフォリオは、コマーシャル・ペーパーの新規発行により46億ユーロ増加した。担保付資金調達およびショート・ポジションは、レポ取引の増加により161億ユーロ増加した。資本市場およびエクイティのポジションはわずかに7億ユーロ増加した。エクイティは6億ユーロ増加した一方、資本市場は1億ユーロ増加した。FICが発行した仕組債の伸びは、財務部による債券発行の減少によって相殺された。さらに、「その他顧客」パッケージにおける81億ユーロの増加は、主に、ETF商品の増加に起因する長期債の増加によるものであった。

外部資金調達源泉の構成



\*その他の顧客には、信託預金、X-marketsノートおよび委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。

参考：貸借対照表合計14,351億ユーロ（13,872億ユーロ）に対する調整：2025年12月31日および2024年12月31日現在においてそれぞれ、デリバティブおよび決済残高2,777億ユーロ（2,888億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットティングの影響に関する加算466億ユーロ（422億ユーロ）、その他の非資金調達負債345億ユーロ（353億ユーロ）。』

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行債券の返済期限（注1）

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	1,027	476	77	450	2,029	102	-	2,132
その他のホールセール顧客からの預金	12,662	2,954	2,406	4,695	22,717	1,041	73	23,831
CDおよびCP	4,929	2,524	2,491	5,290	15,234	1,793	1,408	18,436
資産担保CP	-	-	-	-	-	-	-	-
シニア非優先プレーンバニラ債	1,239	1,967	1,335	7,730	12,270	11,734	31,268	55,272
シニア優先プレーンバニラ債	1,758	1,113	866	611	4,348	2,287	8,353	14,988
シニア仕組み債	151	675	899	1,143	2,867	2,592	25,663	31,122
カバード・ボンド/ABS	505	126	1,334	1,317	3,282	1,927	8,389	13,598
劣後負債	-	1,262	1,989	1,279	4,530	4,897	10,886	20,313
その他	53	-	-	-	53	-	-	53
合計	22,323	11,096	11,397	22,515	67,331	26,372	86,040	179,743
内訳：								
担保付きのもの	21,818	10,971	10,063	21,197	64,049	24,445	77,651	166,145
無担保のもの	21,812	10,964	10,057	21,170	64,002	23,224	77,530	164,756

（注1）財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier 1 ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日に表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は加味されていない。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）および資本市場発行債券の合計金額は、2025年12月31日現在670億ユーロであり、高品質の流動資産（HQLA）総額2,600億ユーロの観点で捉えるべきである。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	829	697	1,294	1,277	4,098	56	-	4,153
その他のホールセール顧客からの預金	3,106	7,919	4,698	5,396	21,119	2,231	1,013	24,363
CDおよびCP	1,107	3,623	2,647	3,688	11,064	10	117	11,190
資産担保CP	-	-	-	-	-	-	-	-
シニア非優先プレーンバニラ債	239	1,467	1,788	5,190	8,685	12,054	33,279	54,018
シニア優先プレーンバニラ債	171	360	1,681	1,712	3,923	4,442	7,930	16,294
シニア仕組み債	239	793	1,029	1,381	3,442	2,187	20,094	25,723
カバード・ボンド/ABS	765	343	225	757	2,091	3,301	10,163	15,554
劣後負債	-	1,264	3,945	1,190	6,399	4,239	12,991	23,630
その他	49	-	-	-	49	-	7	57
合計	6,505	16,468	17,307	20,591	60,870	28,519	85,593	174,982
内訳：								
担保付きのもの	765	343	225	757	2,091	3,301	10,163	15,554
無担保のもの	5,740	16,124	17,081	19,834	58,779	25,218	75,430	159,428

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、資産担保CP資金調達および資本市場発行債券の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					2024年12月31日現在				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計
銀行からの預金	320	1,341	48	-	1,709	629	2,583	40	902	4,153
その他のホールセール顧客からの預金	8,291	12,923	147	-	21,361	7,722	13,836	264	2,542	24,363
CDおよびCP	8,031	10,145	-	-	18,176	3,695	7,230	-	266	11,190
資産担保CP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シニア非優先プレーンバニラ債	26,352	23,502	1,904	3,513	55,272	23,485	24,503	2,167	3,862	54,018
シニア優先プレーンバニラ債	7,712	5,071	17	2,188	14,988	8,919	5,390	15	1,970	16,294
シニア仕組み債	13,574	14,784	44	2,720	31,122	10,704	12,250	50	2,719	25,723
カバード・ボンド/ABS	12,953	645	-	-	13,598	14,822	732	-	-	15,554
劣後負債	13,958	5,439	917	-	20,313	12,553	9,938	952	187	23,630
その他	6	-	-	-	6	8	-	-	49	57
合計	91,197	73,850	3,077	8,422	176,545	82,536	76,461	3,489	12,495	174,982
内訳：										
担保付きのもの	78,244	73,205	3,077	8,422	162,947	14,822	732	-	-	15,554
無担保のもの	76,806	73,124	3,073	11,753	164,756	67,714	75,729	3,489	12,495	159,428

高品質の流動資産

親会社（支店を含む。）および子会社別の当行グループのHQLAの構成

単位：十億ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	時価	CRR第9条に基づく価値	時価	CRR第9条に基づく価値
利用可能な現金および中央銀行準備金	144	144	124	124
親会社（在外支店を含む。）	116	116	97	97

子会社	28	28	26	26
高品質の流動有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む。）	120	116	106	102
親会社（在外支店を含む。）	117	113	98	94
子会社	3	3	8	8
HQLA合計	264	260	230	226
親会社（在外支店を含む。）	233	229	195	191
子会社	31	31	34	34

2025年12月31日現在、当行グループのHQLAは、2024年12月31日現在の2,260億ユーロから増加し2,600億ユーロとなった。これは主に、預金増加と長期債発行によるもので、その大部分はTLTROの返済と事業で保有する資産の増加により相殺された。

#### 流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率は、2024年度末の131%（規制上の要件に対する余剰額530億ユーロ）に対し、2025年度末は144%（規制上の要件に対する余剰額800億ユーロ）であった。この余剰額の増加は主に、2025年度下半期におけるプライベート・バンクおよびコーポレート・バンクの預金の増加によるものであった。

当行グループの12ヶ月間の加重平均LCRは137%であった。これは委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

#### LCR構成要素

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
	調整後加重値合計 (平均)	調整後加重値合計 (平均)
平均値計算用データ数	12	12
高品質の流動資産	238	224
純資金流出額合計	174	167
流動性カバレッジ比率（LCR）（%）	137%	134%

#### 資金調達リスク管理

##### 資金調達の構造

資金調達の指標はすべて（通貨合算、ユーロ建て、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達マトリクス）、2025年度末および2024年度末現在において目標に沿っていた。

『

##### ストレス・テストおよびシナリオ分析』

当行グループのストレス時の正味流動性ポジションは、2024年度末の560億ユーロに対し、2025年度末では940億ユーロとなった。これは、システムック・マーケット・リスク・シナリオにおける12ヶ月のリスク選好期間の導入を反映して、最少余剰流動性シナリオを変更したことに起因していた。

『

##### 全通貨の世界的な日次のストレス・テストの結果』

単位：十億ユーロ	2025年12月31日現在			2024年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注 2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注 2)	正味流動性 ポジション
システムック・マーケット・ リスク	187	306	119	208	265	56
1段階の格下げ（DB独自）	39	215	176	34	174	140
重大な格下げ（DB独自）	107	235	128	142	241	99
『 複合シナリオ(注3)	231	325	94	216	275	59 』

（注1）負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

（注2）流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

（注3）システムック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

#### ユーロの世界的な日次のストレス・テストの結果

2025年12月31日現在

2024年12月31日現在

単位：十億ユーロ	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション
複合シナリオ(注3)	81	143	62	91	104	13

(注1) 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

(注2) 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

(注3) システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

## 米ドルの世界的な日次のストレス・テストの結果

2025年12月31日現在

2024年12月31日現在

単位：十億ユーロ	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション
複合シナリオ(注3)	80	94	14	80	102	22

(注1) 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

(注2) 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

(注3) システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

## 英ポンドの世界的な日次のストレス・テストの結果

2025年12月31日現在

2024年12月31日現在

単位：十億ユーロ	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション
複合シナリオ(注3)	4	8	3	5	10	5

(注1) 負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

(注2) 流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

(注3) システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に契約上の債務により追加で要求される担保の金額を表示している。

## 契約上の義務

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	1段階の 格下げ	2段階の 格下げ	1段階の 格下げ	2段階の 格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	161	212	182	309
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	-	-	-	-

## 安定調達比率

安定調達比率は、2024年度末の121%（規制上の要件に対する余剰額1,110億ユーロ）に対し、2025年度末は119%（規制上の要件に対する余剰額1,040億ユーロ）であった。

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
	調整後加重値合計	調整後加重値合計 (平均)
利用可能な安定調達額（ASF）	649	625
所要安定調達額（RSF）	545	515
安定調達比率（NSFR）（単位：%）	119%	121%

## 資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。そのため、保険会社および金融部門以外の会社は除外されている。当行グループの保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記20「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記37「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランス資産から構成されている。また、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに

自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）は制約を受ける資産とみなされている。表示残高には、関連するEBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券担保金、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資はすべて、すぐに利用可能であるとみなされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレス時の流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「高品質の流動資産」の項を参照のこと。）ではなく、オンバランスおよびオフバランスの貸借対照表上の帳簿価額または公正価値を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とはみなされない資産である。この区分には、借入有価証券担保金、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能とみなされる。現在その他の資産に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

#### 制約を受ける資産および受けない資産

		2025年12月31日現在		
		帳簿価額		
		制約を受ける資産	制約を受けない資産	
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）		資産	すぐに利用可能	その他
負債性有価証券	209	106	103	-
資本性金融商品	4	-	4	-
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	172	13	158	-
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券（注1）	38	-	-	38
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）				
トレーディング資産	13	-	13	-
デリバティブ金融商品のプラスの時価	241	-	-	241
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券（注1）	113	-	-	113
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	4	-	4	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）	6	-	4	1
貸出金	550	43	76	430
その他の資産	85	43	-	41
合計	1,433	206	363	864

（注1）借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

（注2）負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

		2025年12月31日現在		
		受入担保の公正価値		
		制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）		資産	資産	その他
受入担保：				
負債性有価証券	557,837	431,792	125,943	101
資本性金融商品	556,142	430,204	125,938	-
その他の受入担保	690	685	5	-
その他の受入担保	1,005	903	-	101

		2024年12月31日現在		
		帳簿価額		

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受けない資産		
		制約を受ける資産	制約を受けずに利用可能	その他
負債性有価証券	179	80	99	-
資本性金融商品	4	-	4	-
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	154	14	139	-
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券（注1）	41	-	-	41
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）				
トレーディング資産	12	-	12	-
デリバティブ金融商品のプラスの時価	292	-	-	292
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券（注1）	105	-	-	105
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	3	-	3	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）	8	-	5	3
貸出金	517	48	41	427
その他の資産	75	40	-	35
合計	1,389	183	303	903

（注1）借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

（注2）負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在			
	受入担保の公正価値			
	制約を受けない資産			
	資産	制約を受ける資産	制約を受けずに利用可能	その他
受入担保：	479	366	110	3
負債性有価証券	473	363	110	-
資本性金融商品	1	1	-	-
その他の受入担保	6	2	-	3

#### 資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2025年および2024年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での資産合計の期限分析を示している。

#### 最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在									
	要求払（オーバーナイトおよび1日前通知を含む。）	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	9ヶ月以内	1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超	合計
現金および中央銀行預け金（注1）	151,073	10,354	2,828	371	19	14	-	-	-	164,659
インターバンク預け金（中央銀行以外）（注1）	5,310	1,442	80	39	2	83	-	-	6	6,962

中央銀行ファンド貸出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売戻条件付買入有価証券	570	4,568	8,073	8,530	4,407	1,751	4,848	4,761	-	37,509
対銀行	304	1,904	2,378	1,080	1,958	1,048	2,019	2,166	-	12,857
対顧客	266	2,664	5,696	7,450	2,448	703	2,829	2,595	-	24,652
借入有価証券担保金	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6
対銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対顧客	-	6	-	-	-	-	-	-	-	6
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	411,247	83,355	8,236	4,981	882	3,191	1,615	1,933	4,194	519,635
トレーディング資産	151,725	-	-	-	-	1,928	38	-	120	153,811
固定利付有価証券および貸出金	139,484	-	-	-	-	-	-	-	-	139,484
株式およびその他の変動利付有価証券	1,852	-	-	-	-	1,928	38	-	120	3,939
その他のトレーディング資産	10,388	-	-	-	-	-	-	-	-	10,388
デリバティブ金融商品のプラスの時価	241,328	-	-	-	-	-	-	-	-	241,328
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	18,194	83,355	8,236	4,981	882	1,263	1,577	1,933	4,073	124,495
売戻条件付買入有価証券	5,954	78,582	6,251	3,703	223	114	710	184	81	95,802
借入有価証券担保金	12,154	2,759	1,117	472	-	-	11	-	-	16,513
固定利付有価証券および貸出金	21	616	829	806	638	540	821	1,741	2,955	8,967
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産	65	1,397	40	-	21	609	35	9	1,037	3,213
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	-	183	379	208	66	27	34	137	86	1,121
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1	3,611	1,635	3,512	1,607	911	3,283	7,058	22,027	43,644
売戻条件付買入有価証券	-	1,128	-	-	-	-	-	-	-	1,128
借入有価証券担保金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
負債性有価証券	-	2,092	970	2,693	1,498	726	2,617	5,486	22,003	38,084
貸出金	1	391	665	820	109	186	665	1,572	24	4,432
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸出金	14,467	25,032	24,158	21,805	15,058	14,049	46,488	109,611	201,952	472,620
対銀行	350	1,007	318	699	604	98	198	213	2,475	5,962
対顧客	14,116	24,025	23,840	21,107	14,454	13,951	46,290	109,398	199,477	466,658
リテール	2,779	1,095	2,460	1,905	1,315	1,645	7,908	22,176	161,653	202,937
法人およびその他の顧客	11,338	22,930	21,380	19,201	13,140	12,306	38,382	87,222	37,823	263,722
その他の金融資産	104,124	8,997	2,543	2,520	1,061	2,010	2,778	6,169	28,086	158,288
金融資産合計	686,791	137,547	47,933	41,968	23,102	22,037	59,045	129,669	256,350	1,404,442
その他の資産	7,949	302	10	4,567	3	4,454	94	1,098	12,145	30,624
資産合計	694,741	137,849	47,944	46,535	23,105	26,491	59,139	130,767	268,495	1,435,066

(注1)「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金(中央銀行以外)」のポジションには、ロシアの銀行(主にロシア中央銀行)に預け入れられている547百万ユーロが含まれている。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 9ヶ月								合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	1年以 内	1年超 2年以内	2年超 5年以内	5年超	
現金および中央銀行預け金 (注1)	133,755	10,423	3,118	131	20	46	-	-	-	147,494
インターバンク預け金(中 央銀行以外)(注1)	4,590	1,238	156	85	49	37	-	-	6	6,160
中央銀行ファンド貸出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売戻条件付買入有価証券	640	3,564	8,696	14,690	3,143	1,329	5,591	3,151	-	40,803
対銀行	597	468	3,838	6,228	1,995	-	4,322	2,710	-	20,158
対顧客	43	3,096	4,859	8,462	1,147	1,329	1,269	440	-	20,645
借入有価証券担保金	-	32	-	-	-	-	11	-	-	44
対銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対顧客	-	32	-	-	-	-	11	-	-	44
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	448,881	71,938	9,475	3,531	1,783	3,041	2,121	1,603	3,476	545,849
トレーディング資産	137,706	-	-	-	-	2,026	-	-	40	139,772
固定利付有価証券およ び貸出金	131,418	-	-	-	-	-	-	-	-	131,418
株式およびその他の変 動利付有価証券	2,753	-	-	-	-	2,026	-	-	40	4,819
その他のトレーディン グ資産	3,535	-	-	-	-	-	-	-	-	3,535
デリバティブ金融商品の プラスの時価	291,753	-	-	-	-	-	-	-	-	291,754
強制的に純損益を通じて 公正価値で測定されるト レーディング以外の金融 資産	19,422	71,938	9,475	3,531	1,783	1,015	2,121	1,603	3,436	114,324
売戻条件付買入有価証 券	8,109	68,159	6,241	3,022	1,564	248	995	398	-	88,736
借入有価証券担保金	11,200	2,070	2,620	-	-	-	22	-	-	15,913
固定利付有価証券およ び貸出金	30	445	601	480	214	107	999	1,003	2,549	6,429
強制的に純損益を通じ て公正価値で測定され るトレーディング以外 のその他の金融資産	82	1,264	12	29	5	660	104	202	887	3,246
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計に適切なデリバ ティブ金融商品のプラスの 時価	-	27	83	29	22	12	91	64	55	383
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	-	3,735	2,896	1,703	1,601	605	4,266	7,189	20,096	42,090
売戻条件付買入有価証券	-	1,355	1,275	-	-	-	153	-	3	2,786
借入有価証券担保金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
負債性有価証券	-	2,004	1,039	1,345	904	541	3,440	5,098	19,865	34,236
貸出金	-	376	582	358	696	65	673	2,091	227	5,068

その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸出金	14,095	34,800	23,242	23,857	16,390	13,804	41,424	109,587	201,722	478,921
対銀行	226	2,085	1,135	987	346	725	126	840	1,907	8,376
対顧客	13,869	32,715	22,107	22,870	16,045	13,079	41,297	108,748	199,815	470,545
リテール	2,381	3,837	2,317	1,965	1,185	1,159	5,716	23,646	154,729	196,935
法人およびその他の顧客	11,488	28,878	19,791	20,905	14,859	11,920	35,582	85,101	45,086	273,610
その他の金融資産	59,501	8,436	1,191	1,508	512	1,701	1,928	4,848	13,121	92,745
金融資産合計	661,461	134,193	48,857	45,534	23,519	20,576	55,432	126,442	238,476	1,354,488
その他の資産	9,083	247	5	4,574	13	4,923	267	1,248	12,328	32,689
資産合計	670,544	134,440	48,862	50,107	23,532	25,499	55,699	127,690	250,804	1,387,177

(注1)「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金(中央銀行以外)」のポジションには、ロシアの銀行(主にロシア中央銀行)に預け入れられている379百万ユーロが含まれている。

以下の表は、それぞれ2025年および2024年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

#### 最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバーナイトおよび1日前通知を含む。)	6ヶ月 9ヶ月 1年超 2年超 5年超								合計
		1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	9ヶ月以内	1年以上1年以内	2年以上2年以内	5年以上5年以内		
預金	403,104	61,783	85,774	69,081	27,432	19,050	8,961	5,209	11,434	691,827
対銀行	54,121	3,827	4,481	9,409	5,484	192	1,659	3,058	9,877	92,108
対顧客	348,983	57,955	81,293	59,672	21,948	18,858	7,302	2,151	1,557	599,720
リテール	146,576	15,856	39,945	36,795	10,203	7,119	1,735	404	15	258,649
法人およびその他の顧客	202,407	42,099	41,347	22,877	11,745	11,739	5,567	1,747	1,542	341,071
トレーディング負債	268,655	-	-	-	-	-	-	-	-	268,655
トレーディング証券	41,142	-	-	-	-	-	-	-	-	41,142
その他のトレーディング負債	1,738	-	-	-	-	-	-	-	-	1,738
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	225,775	-	-	-	-	-	-	-	-	225,775
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	15,572	44,198	19,079	8,775	590	659	3,876	11,008	11,298	115,055
買戻条件付売却有価証券	14,625	43,923	18,413	7,083	56	2	2,051	26	-	86,177
長期債務	945	28	157	1,207	405	568	1,769	10,979	11,240	27,299
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	2	248	510	485	129	89	56	3	58	1,579
投資契約負債	-	-	-	-	-	469	-	-	-	469
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	-	27	45	16	6	3	12	57	57	223
中央銀行ファンド借入金	1,967	-	-	-	-	-	-	-	-	1,967
買戻条件付売却有価証券	389	363	241	542	-	5	247	314	109	2,210
対銀行	262	239	204	502	-	5	146	191	59	1,608
対顧客	127	124	37	39	-	-	101	124	51	603

貸付有価証券受入金	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
対銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対顧客	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
その他の短期借入金	6,296	2,769	1,086	6,204	1,382	467	-	-	-	18,204
長期債務	-	3,366	4,202	5,767	4,158	4,682	19,839	41,639	31,101	114,754
負債性有価証券 - 優先	-	3,252	2,312	4,641	2,823	3,531	15,086	35,976	12,580	80,201
負債性有価証券 - 劣後	-	-	1,260	766	-	-2	2,363	424	3,401	8,212
その他の長期債務 - 優先	-	115	630	345	1,335	1,125	2,369	5,218	15,120	26,256
その他の長期債務 - 劣後	-	-	-	15	-	27	20	23	-	85
信託優先証券	-	-	-	283	-	-	-	-	-	283
その他の金融負債	116,766	946	2,701	513	147	195	779	1,398	2,228	125,672
金融負債合計	812,751	113,451	113,128	91,181	33,715	25,529	33,714	59,626	56,227	1,339,321
その他の負債	15,542	-	-	-	-	-	-	-	-	15,542
資本合計	-	-	-	-	-	-	-	-	80,203	80,203
負債および資本合計	828,293	113,451	113,128	91,181	33,715	25,529	33,714	59,626	136,430	1,435,067
オフバランスのコミットメントの付与	41,421	10,785	14,491	27,523	20,110	31,751	43,971	124,498	38,847	353,397
銀行	1,210	1,299	1,372	2,573	2,540	2,919	2,991	5,492	5,199	25,595
リテール	14,577	2,748	1,226	262	186	5,404	361	150	2,991	27,904
法人およびその他の顧客	25,634	6,738	11,893	24,687	17,384	23,428	40,619	118,856	30,658	299,897

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバーナイトおよび1日前通知を含む。)										合計
	1ヶ月以内	1ヶ月超3ヶ月以内	3ヶ月超6ヶ月以内	6ヶ月超9ヶ月以内	9ヶ月超1年以内	1年超2年以内	2年超5年以内	5年超			
預金	373,816	64,076	93,692	69,346	21,845	18,207	9,612	5,538	10,130		666,261
対銀行	53,385	1,721	10,520	11,102	6,515	1,033	1,927	2,984	8,731		97,920
対顧客	320,430	62,355	83,171	58,244	15,330	17,174	7,685	2,553	1,399		568,341
リテール	135,531	16,455	44,218	34,930	8,890	6,577	1,389	491	22		248,504
法人およびその他の顧客	184,900	45,899	38,953	23,314	6,440	10,596	6,296	2,062	1,377		319,838
トレーディング負債	319,893	-	-	-	-	-	-	-	-		319,893
トレーディング証券	41,864	-	-	-	-	-	-	-	-		41,864
その他のトレーディング負債	1,635	-	-	-	-	-	-	-	-		1,635
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	276,395	-	-	-	-	-	-	-	-		276,395
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	32,343	24,338	11,059	4,417	539	304	3,310	10,009	5,713		92,032
買戻条件付売却有価証券	30,294	23,772	10,739	3,254	302	-	760	-	-		69,121
長期債務	2,023	335	228	1,043	136	235	2,543	9,947	5,713		22,203
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	26	232	91	120	101	69	6	62	-		708

投資契約負債	-	-	-	-	-	454	-	-	-	454
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	-	357	621	342	197	77	16	16	65	1,690
中央銀行ファンド借入金	1,227	-	-	-	-	-	-	-	-	1,227
買戻条件付売却有価証券	268	23	1,017	175	-	-	715	289	25	2,513
対銀行	88	2	917	152	-	-	605	158	9	1,929
対顧客	180	21	101	23	-	-	111	131	16	583
貸付有価証券受入金	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
対銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対顧客	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
その他の短期借入金	1,345	3,380	2,372	1,845	227	726	-	-	-	9,895
長期債務	-	1,474	4,280	5,971	5,079	3,825	18,543	42,140	33,587	114,899
負債性有価証券 - 優先	-	1,315	2,873	4,081	4,764	3,158	14,957	36,395	15,067	82,611
負債性有価証券 - 劣後	-	-	1,248	1,635	-	-	2,000	2,436	4,307	11,626
その他の長期債務 - 優先	-	159	158	254	315	667	1,545	3,289	14,190	20,578
その他の長期債務 - 劣後	-	-	-	-	-	-	42	20	22	85
信託優先証券	-	-	-	287	-	-	-	-	-	287
その他の金融負債	72,776	526	665	881	137	256	1,988	1,360	2,508	81,098
金融負債合計	801,670	94,174	113,705	83,264	28,024	23,849	34,185	59,352	52,028	1,290,251
その他の負債	17,494	-	-	-	-	-	-	-	-	17,494
資本合計	-	-	-	-	-	-	-	-	79,432	79,432
負債および資本合計	819,164	94,174	113,705	83,264	28,024	23,849	34,185	59,352	131,460	1,387,177
オフバランスのコミットメントの付与	42,360	11,136	16,635	22,017	18,465	29,279	45,443	122,123	35,709	343,167
銀行	1,038	1,584	2,164	2,827	2,766	2,080	3,213	4,697	6,169	26,540
リテール	13,776	455	642	134	79	1,502	279	891	2,977	20,734
法人およびその他の顧客	27,546	9,097	13,829	19,057	15,620	25,697	41,950	116,535	26,563	295,893

#### オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスクの経済的資本は2025年度末現在で50億ユーロとなり、2024年度末と比較して3億ユーロ増加した。これは主に、将来予測的な定性的調整の構成要素に係るモデル更新および損失分布アプローチのモデル改良によるものであった。

[次へ](#)

# サステナビリティ



グローバル・ハウスバンクであるドイツ銀行は、顧客へのサービス提供方法にサステナビリティを組み込み、環境に優しく、社会的に包摂的で、ガバナンスの行き届いた世界への貢献を目指している。環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を含むサステナビリティは、ドイツ銀行のガバナンス、業務運営、そして商品やサービスに組み込まれている。

## 環境

ドイツ銀行は、低炭素経済への移行を加速させることを自らの責任と考えており、企業向け貸出ポートフォリオの中で最も炭素集約的な8つのセクターについて、2050年までにネットゼロ目標を設定している

**4,710億ユーロ**

2020年以降のサステナブル・ファイナンス累計取引高 <sup>(注1)</sup>

## 社会

ドイツ銀行は、平等な機会、包摂性、顧客中心主義といった社会的配慮を重視している

**約72%**

2025年カルチャー・パルス指標のスコア

## ガバナンス

ドイツ銀行は、顧客の資産およびデータの保護、金融犯罪の防止、ならびに公正な競争ルールの遵守にコミットしている

**99%超**

金融犯罪対策、行動規範、通報等に関する必須研修の修了率

## 戦略的に関連性の高い国連の持続可能な開発目標



## 2025年の代表的なESG格付けおよび評価

GDPの気候変動スコア

**A**

2024年：B  
スケール <sup>(注2)</sup>：  
AからD-  
セクター平均：B

ISSIによるESGコーポレート格付け

**C+**

2024年：C+  
スケール <sup>(注2)</sup>：  
A+からD-  
十分位ランク <sup>(注3)</sup>：  
1/10

MSCIによるESG格付け

**AA**

2024年：AA  
スケール <sup>(注2)</sup>：  
AAAからCCC  
セクター平均 <sup>(注4)</sup>：  
-

S&Pグローバルによるコーポレート・サステナビリティ評価

**72**

2024年：67  
スケール <sup>(注2)</sup>：  
100から0  
セクター平均：28

サステナリティクスによるESG格付け

**9.0**

2024年：24.8  
スケール <sup>(注2)</sup>：  
0から100  
セクター平均 <sup>(注5)</sup>：  
-

<sup>(注1)</sup> サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の取引高（アセット・マネジメント（DWS）を除く）  
<sup>(注2)</sup> 最高から最低まで  
<sup>(注3)</sup> 十分位ランクの1は、同業他社と比較して高いパフォーマンスであることを示す  
<sup>(注4)</sup> この評価は明確に同業他社の基準およびパフォーマンスと相対的なものであるため、業界平均値はない  
<sup>(注5)</sup> セクター平均は公開されていない

## 全般情報

### サステナビリティ・ステートメント作成の基礎

### サステナビリティ・ステートメント作成の基礎に関する全般情報

#### ESRS 2 BP-1

#### 報告基準および保証

2025年12月31日に終了した事業年度におけるドイツ銀行グループのサステナビリティ・ステートメントは、親会社のサステナビリティ・ステートメントと一体化されており、ドイツ商法（HGB）の第315c条第1項と、第289c条から第289e条に従い作成されたものである。2025年12月31日現在、欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、ドイツ法に組み込まれていないため、当行は、HGBの第315c条第3項と第289d条により認められているとおり、報告フレームワークとして欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を適用しており、当該フレームワークに基づき、重要性があるサステナビリティ事項に係るガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会の管理、測定指標および目標を開示している。

本サステナビリティ・ステートメントでは、重要性があるサステナビリティ項目に関するトピックが、「環境トピックに関する情報」、「社会的トピックに関する情報」および「ガバナンス・トピックに関する情報」の項に分けて記載されている。「ガバナンス」、「ダブル・マテリアリティ評価」、「サステナビリティ戦略」、「ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ」、ならびに「ESGデューデリジェンス」と題された包括的な章は、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する事項を全体的に示しており、ESRSの様々な要求事項の対象であるため、「全般情報」の項に含まれている。

また、本サステナビリティ・ステートメントは、タクソノミ規則（EU規則第2020/852号）の第8条第1項および第3項にある開示義務に関する定めと、開示に関する委任法（欧州委員会委任規則第2021/2178号）の第4条および第10条第5項に定められている事項にも準ずるものである。欧州委員会委任規則第2021/2178号は、2025年7月に欧州委員会により採択され、2026年1月に官報に掲載された委任法（EU）第2026/73号（「オムニバス簡素化」）により改正された。

2025年度のサステナビリティ・ステートメントは、「追加情報 - グループのサステナビリティ・ステートメントに関する独立監査人の限定保証報告書」に開示されているとおり、限定的保証業務の対象である。

#### 連結

本サステナビリティ・ステートメントは連結ベースで作成されており、連結の範囲は、当行グループの連結財務諸表と同じである。当行は、当行グループの財務諸表には含まれていないが本サステナビリティ・ステートメントには含めるべき子会社を特定していない。別途明記されていない限り、ドイツ銀行グループに関する開示情報は、ドイツ銀行AGにも当てはまる。DWS Group GmbH & Co. KGaAのような特定の連結子会社に特有の事項は、必要に応じて別途明記されている。ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な事業体である。

ドイツ銀行AGの経営陣には、ドイツ銀行AGとドイツ銀行グループの双方について、サステナビリティ戦略を策定し関連ガバナンス体制を確立する責任がある。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナビリティ戦略」および「ガバナンス」の項を参照のこと。ドイツ銀行AGは、ドイツを拠点に、複数の在外支店を通じてグローバルに事業を展開している。ドイツ銀行AG単体の従業員地域分布に関する詳細については、統合マネジメント・レポートの「親会社単体の情報（HGB）」の章を参照のこと。

#### バリュー・チェーン

「統合マネジメント・レポート」の「ドイツ銀行グループ」に記載されている、当行と直接取引しているサプライヤー（上流バリュー・チェーン）、自行の事業運営および直接の顧客（下流バリュー・チェーン）と関係のある重要性があるサステナビリティ項目に関するトピックや、各トピックに係る影響、リスクおよび機会は、ESRS 1「全般的な要求事項」が求めているダブル・マテリアリティ評価の結果に基づくものである。ダブル・マテリアリティ評価プロセスの詳細は、「ダブル・マテリアリティ評価」の章に記載されている。

#### 比較情報

当行は、比較情報を開示しないことを認める特定の経過措置がない限り、前報告期間において報告された数値の比較情報を開示している。比較情報が当年度の表示と整合するように調整されている場合、その旨が該当する章に記載されている。当行は、委任規則（EU）第2026/73号の即時適用を選択し、「規則（EU）第2020/852号（タクソノミ規則）第8条に基づく開示」の項で説明しているように、テンプレートの構造的変更のため、過年度の数値を表示しないことを決定した。

#### 情報の省略

当行は、ESRS 2「全般的開示事項」のBP-1 5(d)および(e)に基づき、交渉の過程における機密情報もしくは機微情報または事項を省略することを選択した場合、その旨を、本サステナビリティ・ステートメントの関連する章に開示している。

#### 準拠している開示要求事項

本サステナビリティ・ステートメントは、「追加情報 - 準拠しているESRS開示要求事項のリスト」の章で詳述されているESRS開示要求事項に準拠しており、「追加情報 - EUの他の法規制に由来する全データポイントの表」の章で詳述されている他のEU法規制に由来する開示を含んでいる。

固有のトピック別ESRSが存在しない重要性があるトピックに係る測定指標や目標は、ESRS 2「全般的開示事項」に従うものであり、ESRS 1「全般的要求事項」により認められているとおり、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)のサステナビリティ報告基準に従って報告されている。これは「データ保護」(GRI 404-2およびGRI G4 FS4)ならびに「情報セキュリティ」(GRI 404-2)に適用される。

#### 特定の状況に関する開示

ESRS 2 BP-2

#### 時間軸

ESRS 1「全般的要求事項」の第6.4項に定義されている時間軸(短期(1年)、中期(5年以内)、長期(5年超))から逸脱する場合は、その旨を、逸脱の理由も含めて逸脱する時間軸を適用している特定の章に記載している。

#### 見積りの情報源および結果の不確実性

本サステナビリティ・ステートメント内の情報に、一定水準の測定に係る不確実性をもたらす仮定や見積りが用いられている場合(例えば、顧客ポートフォリオにおけるファイナンス・エミッションを測定する際は、本サステナビリティ・ステートメントの関連トピック固有の章に、該当情報に関する詳しい説明が含まれている。

#### サステナビリティ情報の作成または表示における変更

2025年度において、本サステナビリティ・ステートメントの表示にいくつかの変更が加えられた。「サステナブル・ファイナンス」のトピックは「環境トピックに関する情報」に、「サプライ・チェーン管理」は「ガバナンス・トピックに関する情報」に移され、「全般情報」の項には包括的な内容のみが含まれるようになった。2025年度のダブル・マテリアリティ評価の結果、「税金」と「公的な政策および規制」の各トピックは重要性がなくなったと評価されたため、「ガバナンス・トピックに関する情報」から削除された。また、「自行の事業運営およびサプライ・チェーン」のトピックは、重要性があると判断されたため、「環境トピックに関する情報」の「気候変動」の項に追加された。これらの変更の詳細と根拠は、「ダブル・マテリアリティ評価」の章に記載されている。

見積りの変更、再定義、または重要性がある誤謬の訂正に起因する、過去の報告期間における定量的なサステナビリティ測定指標または目標の表示の変更は、関連する開示の脚注として示され、変更の理由は関連する章に記載されている。2025年度において、過去の報告期間に影響する重要性のある誤謬は特定されなかった。

#### 参照による組込み

当行は、ESRS 2のBP-2第16条に従い、以下のESRSの開示要求事項について参照方式により開示することを選択している。そのため、以下の開示事項は、本サステナビリティ・ステートメントではなく、年次報告書の「統合マネジメント・レポート」のその他の項に、本サステナビリティ・ステートメントに開示すべき事項である旨の参照とともに含まれている。

- ドイツ銀行のビジネス・モデルやバリュー・チェーンについては、「ドイツ銀行グループ」の項に記載されている。
- 監査役会および取締役会の役割は、「コーポレート・ガバナンス・ステートメント」の項に記載されている。
- 重要性があるトピックである「情報セキュリティ」と関係のあるガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会、測定指標ならびに目標については、「リスク・レポート」の「情報セキュリティ」の項に開示されている。

#### ESRS 1のAppendix Cに基づく段階的導入規定の利用

当行グループは、以下の事項について段階的開示を選択している。

- ESRS 2 SBM-3の第48(e)項「重要性がある影響、リスクおよび機会 - 予想される財務的影響」
- ESRS E1-9「気候関連リスクから生じると予想される財務的影響」：この項目については、適用当初3年間にに関する定性的な説明を含め、段階的開示を部分的に適用している。

また当行は、2025年7月に欧州委員会により採択され、2025年11月に官報に掲載された委任規則(EU)第2025/1416号に従い、ESRS 2 SBM-3の第48(e)項およびESRS E1-9に関する段階的導入延長オプションの規定を適用した。

2025年12月31日に終了した事業年度の各サステナビリティ項目の財務的影響は、IFRSにより要求される場合に連結財務諸表に開示されている。2025年12月31日および2024年12月31日に終了した両事業年度において、気候変動リスクについては、移行リスクおよび物理的リスクのエクスポージャーの上昇が予想信用損失（ECL）に及ぼす影響の見積りにより、信用損失引当金繰入額に対する調整が必要になることはなかった。これについては、リスク・レポートの重点事項である「気候変動リスク」に記載されている。

## 後発事象

### ESRS 1.7

報告日以降に、当行のサステナビリティ・ステートメントに重大な影響を及ぼす重要性がある事象は生じていない。

## ガバナンス

### コーポレート・ガバナンス

#### ESRS 2 GOV-1、ESRS 2 GOV-2に関連するESRS 1

ドイツ銀行AGの監査役会および取締役会の役割、各会に提供される情報、ならびに各会が対応するサステナビリティ項目に関する情報については、本年次報告書の「コーポレート・ガバナンス・ステートメント」を参照のこと。

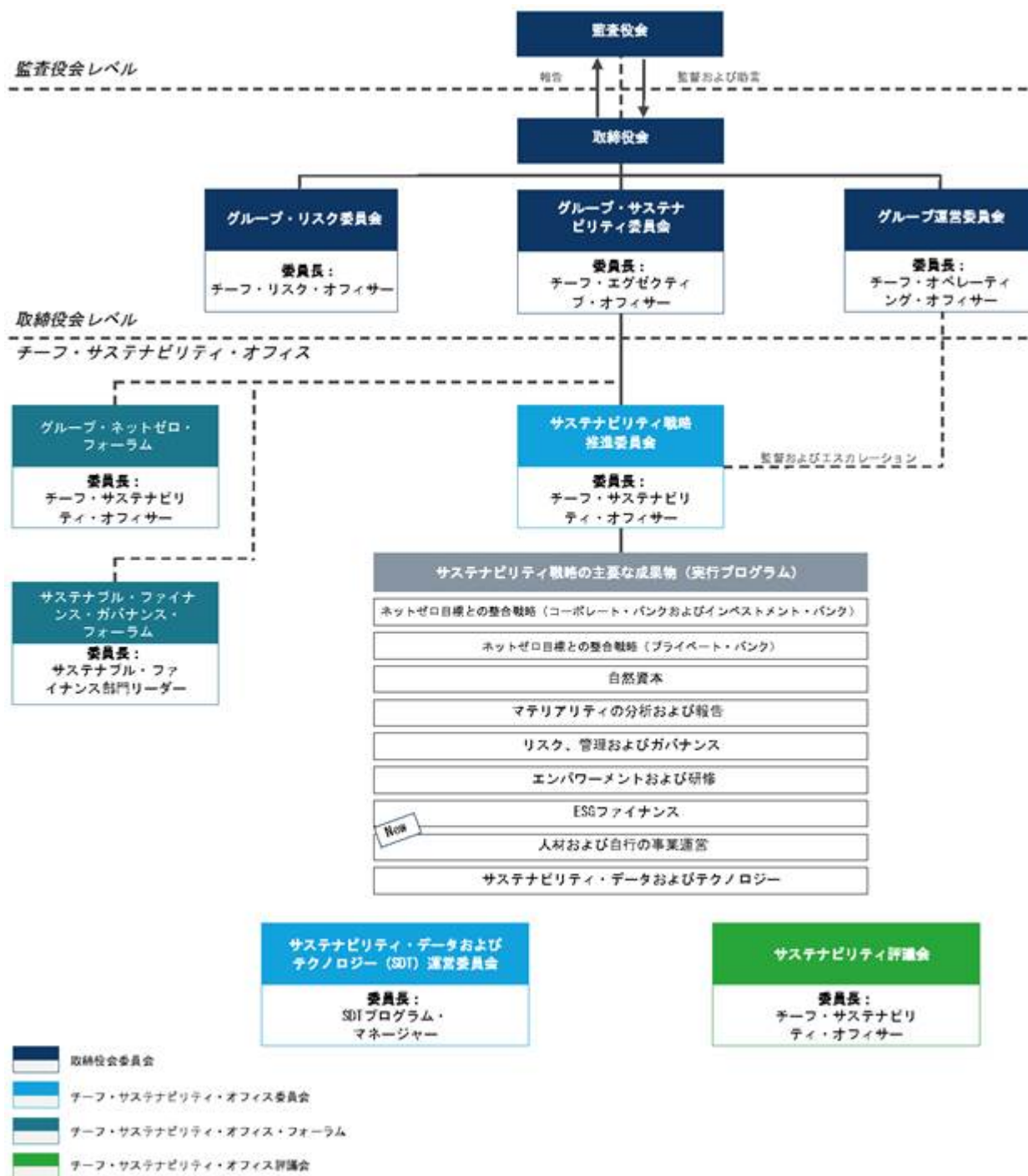
### サステナビリティ・ガバナンス

#### ESRS 2 GOV-1、ESRS 2 GOV-2

ドイツ銀行AG - 中心機関（監査役会、取締役会、チーフ・サステナビリティ・オフィス、その他中核部門）

サステナビリティは、2019年7月以降、ドイツ銀行の戦略の中核を成している。この事実は、監査役会、取締役会およびグループ・サステナビリティ委員会から上級管理職、主要な管理部門および管理機能ならびに専門家チームに至る当行のガバナンスに反映されている。

概して、2025年度末のガバナンス体制は以下のとおりである。



取締役会はサステナビリティ関連項目に対する最終的な責任を負い、監査役会は当該トピックについて助言を行う。

### 監査役会のサステナビリティ責任

ドイツ銀行AGの監査役会は、取締役会を監督し、取締役会に対して助言する任務を果たしており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。

ドイツ銀行の監査役会内に常設されている各種委員会は、ドイツ銀行内でのサステナビリティに関する取組みにおいて重要な役割を果たしている。その中心となるのが、監査役会の戦略およびサステナビリティ委員会である。関連するその他の委員会は、報酬管理委員会、監査委員会、リスク委員会である。

ドイツ銀行AGの監査役会の役割、監査役会に提供される情報、ならびに監査役会が対応するサステナビリティ項目に関する詳細については、本年次報告書の「コーポレート・ガバナンス・ステートメント」の項を参照のこと。サステナビリティ関連成果を報奨制度に反映させる際の監査役会の役割に関する詳細は、「サステナビリティ関連成果が報奨に反映される報奨制度」に記載されている。

### 取締役会のサステナビリティ責任

サステナビリティに対する取締役会のアプローチは、委員会構成に反映されている。以下のサブセクションでは、サステナビリティに特化した委員会と、より広範な責務の一環としてサステナビリティに取り組む委員会を区別して説明する。

サステナビリティを中核機能とする取締役会委員会：グループ・サステナビリティ委員会（GSC）

グループ・サステナビリティ委員会（GSC）	
スコープ	当行グループ（DWSを除く）
任務	ドイツ銀行グループ全体のサステナビリティ関連項目の主たるガバナンス機関として、グループ全体のサステナビリティ戦略を承認し、戦略の実行を監督する。当該委員会は、サステナビリティに関する取組みについてグループ全体で包括的な対話と連携を図り、顧客と社会双方の長期的利益のために、当行がサステナブル・ファイナンスに関して金融サービス・セクターのリーダーとなることを目指している。
委員長 / 副委員長	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー / チーフ・サステナビリティ・オフィサー
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 取締役</li> <li>- 業務部門のリーダー（GMC（注1）メンバー）</li> <li>- 関連する管理部門の上級代表者</li> <li>- DWSのチーフ・インベストメント・オフィサーが議決権のないメンバーとして参加する。これは、それぞれの戦略の整合性を確保し、ドイツ銀行とDWSの協力体制を確保するために必要である。資産運用会社と銀行では、ESGに対するアプローチが異なる部分があるため、これは特に重要である。</li> </ul>
2025年度の主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会議を6回開催、うち4回は書面回覧による手続にて実施</li> <li>- 2020年度から2030年度末までのサステナブル・ファイナンスおよびトランジション・ファイナンスの新たな累積目標9,000億ユーロと、2027年度末までに300件の取引を促進するという意欲的な目標を含む、当行の2030年度サステナビリティ戦略を承認した。これに加え、GSCは、当行のトランジション・ファイナンス・フレームワークの公表を承認し、移行計画の最新版を承認した。</li> </ul>

（注1）GMC（グループ・マネジメント委員会）は取締役会レベルの委員会であり、特に事業、成長、収益性に関して情報交換、意見交換、議論、そして最終的には助言を行うためのプラットフォームとして設立された。

サステナビリティに対応する取締役会委員会

その他複数の取締役会委員会は、それぞれの任務にサステナビリティへの配慮を組み込んでおり、こうした要素が当行の広範なガバナンス・フレームワーク全体に反映されるようにしている。これらは、以下の表のとおりである。

	関連する取締役会委員会のサステナビリティ関連の役割
グループ・リスク委員会（GRC）	気候変動関連トピックを含む、重要性があるリスクおよび資本関連トピックの検討および決定のための中央機関。当行のネットゼロ目標および気候変動リスク・プロファイルに関する最新情報を定期的に受け取る。
グループ・レピュテーション・リスク委員会（GRRC）	グループ・レベルのエスカレーション機関として、取引に基づく事項、顧客に関する事項またはレピュテーション・リスクに関する他の主要な事項に対応しており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。
文化、誠実性および行動委員会	文化、誠実性および行動に関するフレームワークの導入ならびに継続的な管理を監督しており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。
グループ投資委員会	戦略的投資およびその他投資に関する決定を評価し、承認済み投資の進捗や実績を監視しており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。

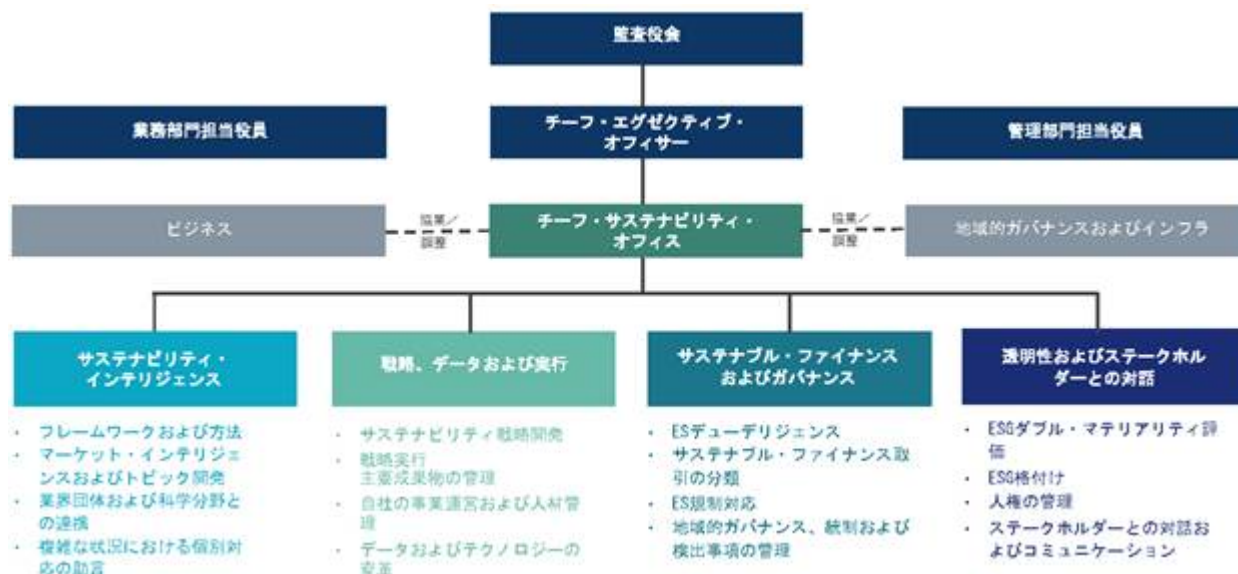
取締役会の役割、取締役会に提供される情報、ならびに取締役会が対応するサステナビリティ項目に関する詳細については、本年次報告書の「コーポレート・ガバナンス・ステートメント」を参照のこと。

チーフ・サステナビリティ・オフィス

ドイツ銀行AGはチーフ・サステナビリティ・オフィスを設けており、そのリーダーは、ドイツ銀行AGのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーに報告を行う。チーフ・サステナビリティ・オフィスは、サステナビリティ推進を一元的に行い、ドイツ銀行内における当該推進の一貫性を確保している。

2022年度に戦略的要件および規制要件に対応するために拡大されたチームから始まったチーフ・サステナビリティ・オフィスは、2023年度から2025年度にかけて継続的な変革イニシアチブを実現するために進化した。2025年度第3四半期に、当該部門は、グローバル・ハウスバンクのサステナビリティ戦略の推進役としての役割を強化し、顧客やその他のステークホルダーにとっての移行パートナーとなることを目指し、組織体制を変更した。

その結果、2025年度末の機能的ガバナンス体制は以下のとおりである。



チーフ・サステナビリティ・オフィスの委員会およびディスカッション・グループ

チーフ・サステナビリティ・オフィスは、サステナビリティ戦略の主要成果物の実行に関連する様々な委員会や、サステナビリティ戦略の実行に特化したディスカッション・グループ（フォーラム / 評議会）を運営および調整するとともに、提言チャネルや情報チャネルとしての役割も果たしている。

チーフ・サステナビリティ・オフィスの委員会

	サステナビリティ戦略推進委員会	サステナビリティ・データおよびテクノロジー運営委員会	CSRD（注1）実行推進委員会
スコープ	当行グループ（DWSを除く）	当行グループ（DWSを除く）	CSRD（注1）プログラムが成功裏に終了し、ドイツ銀行の2024年度のサステナビリティ・ステートメントが2024年度の年次報告書の一部として2025年3月に公表された後、廃止された。
任務	優先的取組みである「チェンジ・ザ・バンク（Change the Bank）」としての、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略の主要成果物の実行を監督	サステナビリティ戦略の主要成果物のサステナビリティ・データおよびテクノロジー・ワークストリームにおける実施活動の主たる決定および推進機関	
委員長 / 副委員長	チーフ・サステナビリティ・オフィサー / チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、インベストメント・バンク、コーポレート・バンクおよびESG	サステナビリティ・データおよびテクノロジーのプログラム・マネージャー	
メンバー	部門別ESGチームおよびESG専門家のリーダー	以下のサステナビリティ・シニア・リーダー <ul style="list-style-type: none"> <li>- コーポレート・バンク</li> <li>- インベストメント・バンク</li> <li>- プライベート・バンク</li> <li>- チーフ・ファイナンシャル・オフィス</li> <li>- テクノロジー、データおよびイノベーション（TDI）</li> </ul>	
エスカレーション先	グループ・サステナビリティ委員会またはグループ運営委員会	サステナビリティ戦略推進委員会	

2025年度の 主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会議を5回開催</li> <li>- すべての関連主要成果物のマイルストーンを達成</li> <li>- 自然資本取引に関する意欲や包括的なサステナビリティ研修コンセプト等のトピックを承認</li> <li>- 高排出顧客との移行に関する対話の最新情報を議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会議を6回開催</li> <li>- サステナビリティの分類とプロセスの自動化を強化し、サステナブル・ファイナンスに沿った取引、相手先および商品を把握し、包括的なリスク評価とグリーンウォッシュ・リスクの低減を実現</li> <li>- ネットゼロと移行計画のために複数のサステナビリティ・データ・ソースを統合し、EUタクソノミと第3の柱を含む規制当局への報告を改善</li> </ul>
-----------------	---	--

(注1) 企業サステナビリティ報告指令

チーフ・サステナビリティ・オフィスのディスカッション・グループ

	グループ・ネットゼロ・フォーラム(コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク)(注1)	サステナブル・ファイナンス・ガバナンス・フォーラム	サステナビリティ評議会
スコープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>- コーポレート・バンク</li> <li>- インベストメント・バンク</li> </ul>	当行グループ(DWSを除く)	当行グループ
任務	ドイツ銀行がネットゼロ目標を掲げているセクターにおける取引のうち、当行のファイナンス・エミッションおよび/または脱炭素化目標に重大な影響をもたらし得る取引について、顧客の移行戦略の評価を提言において考慮した上で協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>- サステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づく定義および商品分類をめぐる未解決事項を提示および議論</li> <li>- 未解決事項に関する提言の作成</li> </ul>	当行全体の変革を支援し、新たなトピックを特定することを目的として、ドイツ銀行のサステナビリティ・チャンピオン同士が行う知識交換を促進
委員長/副委員長	チーフ・サステナビリティ・オフィサー/気候および環境リスク管理リーダー	サステナブル・ファイナンス分類のリーダー/サステナブル・ファイナンス分類チームの専任メンバー(注2)	チーフ・サステナビリティ・オフィサー
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>- コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、チーフ・リスク・オフィスおよびチーフ・サステナビリティ・オフィスの部門別ESGリーダー</li> <li>- コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの担当リーダー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、チーフ・リスク・オフィス、チーフ・ファイナンシャル・オフィス、企業広報および戦略およびチーフ・サステナビリティ・オフィスの部門別(ESG)リーダー</li> <li>- 関連する業務部門および管理部門のESG専門家</li> </ul>	サステナビリティに関心のある従業員
エスカレーション先	グループ・サステナビリティ委員会、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク担当の取締役、または各メンバーの報告ライン	各メンバーの報告ライン	該当なし(情報共有グループ)

2025年度の 主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会議を32回開催</li> <li>- 72件の取引について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会議を5回開催</li> <li>- サステナブル・ファイナンスの分類、手法、商品構造の見直しおよび改良</li> <li>- 規制の進展に対応し、ESGおよび社会的商品要件を強化</li> <li>- 主な成果としては、手法の更新、意思決定構造の明確化、強固で透明性が高く一貫性のあるサステナブル・ファイナンスの実行を支援するための、規制の進展と市場の期待に沿った商品要件の調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会議を4回開催</li> <li>- 地域別最新情報、サステナビリティ戦略の最新情報、ESG格付け、サステナブル・ファイナンス、サステナビリティ・ステートメント</li> </ul>
-----------------	--	---	--

(注1) 各部門に特有の事項を明らかにし、各部門レベルの分散管理を可能にすることを目的として、部門別ネットゼロ・フォーラムがコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクにおいて設置された。

(注2) すべての会議は、チーフ・サステナビリティ・オフィスの組織変更前のガバナンス体制のもとで開催され、議長はグループ・サステナビリティのリーダー、副議長は環境・社会デューデリジェンスおよびサステナブル・ファイナンスのリーダーが務めた。

#### 業務部門およびその他の管理部門におけるサステナビリティ

当行の業務部門と管理部門は、チーフ・サステナビリティ・オフィスを補完する形で、3つの防衛線モデルにおいてESG専門家チームを設置している。これらのチームは、部門レベルでサステナビリティ戦略の実行を推進し、サステナビリティ関連事項が適切に対処され、新たなビジネス機会やリスクに迅速に対応できるようにしている。また、サステナブル・ファイナンス、トランジション・ファイナンス、ESG投資に対する当行のアプローチを導くネットゼロ・ガバナンスのフレームワークを各部門に定着させることにも貢献している。下表は、その主要チームの概要である。

第1の 防衛線 (注3)	コーポレート・バンクおよびイン ベストメント・バンクの部門(注 1)	プライベート・バンク	テクノロジー、データおよびイノ ベーション
	サステナビリティの各シニア・ リーダー 事業戦略、顧客ソリューション、 ソート・リーダーシップへの適用 を確実にする、各業務部門内の専 任リーダー	サステナビリティのシニア・リー ダー 事業戦略、顧客ソリューション、 ソート・リーダーシップへの組込 みを確実にする、各業務部門内の 専任リーダー	サステナビリティ・テクノロジー サステナビリティ・データの提 供、サステナビリティ・プロセス のためのITインフラを提供
	グローバル不動産	グローバル・プロキユアメント	人事
	環境サステナビリティ ドイツ銀行自身の排出量(スコー プ1および2)の低減、ならびに スコープ3排出量(カテゴリー1 から14)についての各報告に対す る責任を負う	サステナブル・プロキユアメント ESG原則を購買決定に組み込み、供 給パートナーと協力して回復力の 高い責任あるバリュー・チェーン を構築	人材、経験および持続可能な文化 行動変容、文化、ダイバーシ ティ&インクルージョン、仕事の 未来、人材ESG、ウェルビーイング を網羅
第2の 防衛線 (注3)	コンプライアンス	チーフ・リスク・オフィス	ファイナンス・チーフ・アカウン ティング・オフィス(注2)
	ESGリスクを、コンプライアンス・ リスク種類全体にわたって統合さ れた横断的なリスク・ドライバー として認識コンプライアンスは、 ESGリスクを特定し管理する能力を 高めるための継続的な取組みの一 環として、3つの防衛線の主要な ステークホルダーと連携	ESGリスクのマテリアリティを特 定、評価、定量化するために、ESG をリスク・フレームワークに組み 込み(モデルや手法の開発を含 む)、主要なリスク選好指標とリ スク集中度を上級経営陣に報告	サステナビリティ報告 当行グループのサステナビリ ティ・ステートメントを適時かつ 正確で法令に遵守した形で提供す るための強固なガバナンスとプロ セスを設定
第3の 防衛線	グループ監査		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ドイツ銀行AGの取締役会に対し、特に環境的および社会的リスクを含む、当行のリスク管理プロセスの設 計、運用の有効性および効率性の適切性について、独立した立場で客観的な保証を提供</li> <li>- 各監査の一環として、不正、反トラストおよび不祥事のリスクをレビューし、リスクに基づくアプローチ でそれぞれの方針および基準を見直す</li> <li>- 当行の上級経営陣に対して、独立した立場から先を見越した将来予測的な提言および助言を提供</li> </ul>		

(注1) コーポレート・バンク、インベストメント・バンクのインベストメント・バンキングおよび資本市場、インベストメント・バンクの債  
券および為替、インベストメント・バンク・リサーチ。

(注2) ファイナンス・チーフ・アカウンティング・オフィス(FCAO)は、チーフ・ファイナンシャル・オフィス(CFO)の一部であり、FCAO  
のようにリスク種類が割り当てられた機能を除き、主に第1の防衛線に分類される。

(注3) 本表は、ESG専門家チームを設置している主たる業務部門と管理部門に関する現在の防衛線の割当てを示すものであり、組織全体の防  
衛線の網羅的または恒久的な区分を示すものではない。

#### ドイツ銀行AG - 地域的な体制

当行は、欧州(イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、ポルトガル、ポーランド等)、アジア太平洋(APAC)(ドイツ銀  
行が事業を展開する中国やAPACのその他の地域等)、アフリカ/中東(アラブ首長国連邦等)、南米(ブラジル等)の主要拠  
点にサステナビリティ・コーディネーターを配置するとともに、APACおよび中東・アフリカにはESGリーダーを配置し、サステ  
ナビリティの取組みと要求事項をグローバルに調整している。

各地域のESGリーダーとサステナビリティ・コーディネーターは、チーフ・サステナビリティ・オフィスの戦略および地域的  
ガバナンス・チームと連携して、サステナビリティに関する取組みや、サステナビリティ項目への対応を行っている。サステ  
ナビリティ関連トピックについては、専任フォーラムまたは上級ガバナンス会議のいずれかで協議されている。

#### DWSにおけるサステナビリティ・ガバナンス

DWSにおけるサステナビリティ・ガバナンスの起点はDWS執行委員会で、この委員会は、DWSの業務活動全般を管理する責任を  
有する。これには、サステナビリティ関連のリスクや機会を管理する責任も含まれている。

サステナビリティ項目に関するトピックに重点を置いた対応を可能にするため、DWS執行委員会は、サステナビリティ戦略に沿った対応の実施責任をDWSグループ・サステナビリティ委員会に委任しており、この委員会は、定期的に、また必要に応じて、DWS執行委員会への報告を行っている。

当該委員会は、DWS執行委員会によって承認されたサステナビリティ戦略を、業務部門および管理部門、ならびに法的事業体全体において受託者レベルおよび企業レベルで実施する責務を負っている。

## サステナビリティ関連成果が報奨に反映される報奨制度

### ESRS 2 GOV-3に関連するESRS E1

#### 報奨制度の主な特徴

取締役報酬制度は、ドイツ銀行の事業戦略および持続可能かつ長期的な発展に沿ったものであり、設定された目標を一貫して達成するための適切な報奨を提供する。固定および変動報酬項目から成る報酬総額の構成、短期および長期にわたるパフォーマンスの評価、ならびに関連する挑戦的なパフォーマンス・パラメータの検討を通じて、グループ戦略の実行および当行グループの持続可能かつ長期的なパフォーマンスとの整合性に対して明確な方法で報酬が付与される。したがって、目標と目的の構造は、財務的および非財務的パラメータと指標のバランスのとれた組合せから成る。

#### 取締役報酬の構造

監査役会は、各取締役について目標報酬を定めている。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、監査役会は、固定報酬と変動報酬の比率や、短期変動報酬と長期変動報酬の比率も定めている。

年次報告書の取締役会の報酬報告書に概説されているとおり、取締役報酬制度は、固定報酬項目と変動報酬項目で構成されている。固定報酬は、基本給、付加給付および年金制度への拠出額または年金手当で構成されている。変動報酬は、40%の短期報奨（STI）と60%の長期報奨（LTI）に分けられている。STIについては、個人や部門の年間実績を測定するための3つから5つの目標が期首において設定され、遡及的に開示される。LTIについては、すべての取締役に共通する4つの目標が設定され、事前に開示される。STIは1年後に決定され、LTIは3年の評価期間経過後に決定される。

#### サステナビリティ関連のパフォーマンス目標および測定指標

ドイツ銀行は、環境に優しく、社会的に包括的で、ガバナンスの行き届いた企業となるための継続的な取り組みや、顧客によるグリーン・トランスフォーメーションの支援に尽力している。ドイツ銀行では、アドバイザー・サービスや関連商品だけでなく、労働環境と文化もこのコミットメントの上に成り立っている。ドイツ銀行の方針および手続は、当行が事業を展開するすべての市場の法規制に準拠しており、これにはドイツの第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionengesetz, FüPoG）も含まれる。

年次報告書の一部として取締役会の報酬報告書に開示されている2024年度から2026年度および2025年度から2027年度のLTI制度について、監査役会は環境・社会・ガバナンス（ESG）目標に重点を置いており、これは変動報酬総額の20%を占める。

- 環境関連目標：気候変動リスク管理の推進に関する目標は、主要産業の二酸化炭素削減目標の達成への道筋が定められた際に公表された、所定の炭素集約型セクターの二酸化炭素排出量削減目標と連動している。この測定指標は、公表された道筋（移行計画）に照らして、（リスク選好に応じて）許容される逸脱を加味して実績測定するものである。この目標には、変動報酬総額の8%の重み付けがされている。2024年度から2026年度のLTI制度の基準値（LTI目標達成率0%）は、許容偏差の50%以下に収まる軌道を遵守することである。LTI目標達成率100%は許容偏差の70%に相当する軌道の遵守が求められ、LTI目標達成率150%は許容偏差の85%に相当する。これらの目標値は、2025年度から2027年度のLTI制度にも同様に適用される。
- 社会関連目標：第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionengesetz, FüPoG）に従いジェンダー多様性を高めるという目標は、取締役会以下2つのレベル（MB-1およびMB-2）の職位への女性の登用を促し、取締役会の後継者パイプライン内での差別を排除し、雇用機会均等を促進することに重点を置いている。この目標には、変動報酬総額の4%の重み付けがされている。2024年度から2026年度のLTI制度の基準値（LTI目標達成率0%）は、女性比率30%以下である。LTI目標達成率100%は女性比率32.5%と定義され、LTI目標達成率150%は女性比率35%と定義されている。これらの目標値は、2025年度から2027年度のLTI制度にも同様に適用される。
- ガバナンス関連目標：2024年度から2026年度のLTI制度のコーポレート・ガバナンス目標は、統制リスク管理グレード（CRMG）と、マネーロンダリング防止/顧客確認（AML/KYC）の是正活動の進捗状況である。CRMGは、個々の部門におけるパフォーマンスに基づいて管理体制を測定するもので、これには、重要な検出事項および対応期限が経過した検出事項だけでなく、自己評価によるリスク受容等の文化的な問題も含まれる。全体として、この目標は、ドイツ銀行が経済犯罪と闘い、マネーロンダリング行為を防ぐとともに、規制要件の遵守を確保し、健全な企業文化を育むことがいかに重要であるかを強調している。ガバナンス関連目標について、2025年度から2027年度のLTI制度の評価基準が修正され、ドイツ銀行による規制上の対応の進展や改善について、内部評価だけでなく外部のステークホルダーの評価も反映され、より包括的な測定基準となった。この目標には、変動報酬総額の8%の重み付けがされている。2024年度から2026年度のLTI制度の基準値（LTI目標達成率0%）は、CRMG進捗率0%である。LTI目標達成率100%は進捗率100%が求められ、LTI目標達成率

150%は進捗率150%に設定されている。ガバナンス関連目標について、2025年度から2027年度の長期報奨制度の評価基準は、ドイツ銀行による規制上の対応の進展や改善について、内部評価だけでなく外部のステークホルダーの見解も反映するよう調整された。これにより、包括的な測定基準となった。2025年度から2027年度のLTI制度では、基準値（LTI目標達成率0%）は同様に、進捗率0%と定義されており、LTI目標達成率100%は進捗率100%、LTI目標達成率150%は進捗率150%に設定されている。

## 承認のレベル

監査役会は、報酬制度の設計に関する意思決定、ならびに各取締役の報酬額および報酬手続の設定に対する責任を有する。報酬管理委員会は、監査役会の任務を支援し、監査役会の決議案を作成する。

## サステナビリティ報告に係る内部統制

### ESRS 2 GOV-5

#### 全般事項

ドイツ銀行は、サステナビリティ・ステートメントにおける開示の完全性と信頼性を確保し、重要な虚偽表示を防止するため、サステナビリティ報告に関するリスク管理と内部統制のための強固な枠組みを維持することにコミットしている。取締役会には、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーの監督のもと、サステナビリティ報告に係る適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。監査委員会は、サステナビリティ・ステートメントの作成プロセスおよび関連する内部統制の有効性の監視において、監査役会をサポートしている。

#### リスク管理および内部統制のプロセス

サステナビリティ報告における主要なリスクは、不注意または意図的な誤謬によりサステナビリティ・ステートメントの真実かつ公正な概観が損なわれるリスクか、サステナビリティ・ステートメントが適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、ステークホルダーの信頼を低下させ、風評被害を引き起こす恐れがあり、法的措置または規制措置につながる恐れもある。公正な概観は、一つまたは複数の開示事項に、サステナビリティ・ステートメントの利用者が行う経済的意思決定に影響を与える可能性のある重要な虚偽表示または省略が含まれる場合に損なわれる。重要な虚偽表示リスクを評価する際には主に、影響および発生可能性を考慮するリスク・ランキングを活用している。

上述のリスクを軽減するため、ドイツ銀行はサステナビリティ報告に係る内部統制を整備しており、これには、報告プロセス全体を通じて多階層の検証およびレビュー手続を実施し、サステナビリティ・ステートメントにおける開示の信頼性を確保することが含まれている。サステナビリティ報告に係る内部統制を整備する際、当行は、サステナビリティ・ステートメントの完全性や信頼性を確保するという目標として網羅性や正確性の実現を優先している。

サステナビリティ報告に係る内部統制システムの対象には、関連データの取扱いから収集および開示に至る報告プロセスのあらゆる段階が含まれている。この報告プロセスは、当行のあらゆる業務における一貫した報告の実現に欠かせない、明確な役割分担および責任分担のもとで行われる組織横断的な協業を伴うものである。このフレームワークの構成要素には、予防的統制、発見的統制および是正的統制が含まれる。予防的統制は、サステナビリティ・ステートメントへのインプットを提供する各機能におけるデータ収集の初期段階に組み込まれている。発見的統制には、管理部門による独立したレビューが含まれている。是正的統制は、監査を通じて発見された問題に対応し、速やかな是正や継続的改善を図るものである。

サステナビリティ報告に係る内部統制を含むいかなる統制システムも、どれほど綿密に設計および運用されていても、その目的が果たされていることを完全に保証をするものではない。このため、サステナビリティ報告に係る内部統制に関する開示の管理および手続またはシステムを設けても、すべての誤謬は防止できない可能性がある。

#### サステナビリティ報告に係る内部統制システムを対象とした有効性測定

サステナビリティ報告に係る内部統制システムおよび関連するフレームワークの有効性は、当行のリスク選好に見合った許容範囲内にリスクを収めるため、年に1回見直され、必要に応じて強化される。評価の対象となる主たる統制は以下のとおりである。

- 作成者とレビューの職務が明確に分離されている2人による統制と、上級経営陣によるレビュー
- データソース、照合、分析管理または在庫管理の文書化を含む、サステナビリティ・ステートメントの全作成工程における管理文書の完全性と適切な管理

統制に係る証拠は、従業員が日々遂行する職務に統合されている手続または関連する方針および手続から得られる。他の情報源から得られる情報も、経営陣が統制に関する新たな問題に気付くきっかけとなり得るものや、検出事項の裏付けとなり得るものである場合には、評価に不可欠な情報となる。そうした情報源には以下が含まれる場合がある。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に委託したプロセスの有効性評価を目的とした報告書

ドイツ銀行のサステナビリティ報告プロセスに係る内部統制に検出事項がある場合、適切な是正を図り報告プロセスの改善を促すため、関係部門に適時に伝達される。さらに、取締役会、監査役会および監査委員会を含む追加の監督機関にも、潜在的な検出事項に関する情報が提供される。

2025年12月31日現在、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーには、サステナビリティ報告に係る内部統制システムの有効性評価結果に関する情報が提供されている。サステナビリティ・ステートメントに表示されている開示の網羅性および正確性を損なうような問題は特定されなかった。

## ダブル・マテリアリティ評価

重要性がある影響、リスクおよび機会を特定および評価するためのプロセスの概要

ESRS 2 IRO-1、ESRS 2 IRO-2、ESRS 2 SBM-3

欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の報告要求事項に従い、ドイツ銀行はダブル・マテリアリティ評価（DMA、本評価）を年に1回実施している。これらの要求事項に従い、本評価では影響マテリアリティと財務マテリアリティの両方の観点を考慮した。当行グループの連結財務諸表のスコープに従い、本評価は連結ベースで実施された。連結財務諸表の範囲外の子会社で、DMAに個別に含める必要があると判断された子会社はない。

本評価では、ドイツ銀行のバリュー・チェーンが、自行の事業だけでなく、その上流と下流のバリュー・チェーンも含めて検討された。上流および下流のバリュー・チェーンについては、本評価は当行と直接取引しているサプライヤーおよび顧客に限定された。当行のバリュー・チェーンについては、本報告書内の「統合マネジメント・レポート」の「ドイツ銀行グループ」の章に記載されている。

本サステナビリティ・ステートメントで開示される情報は、ESRSで定義された開示要求事項を重要性がある各トピックに紐づけることにより、DMAの結果に基づき決定されている。ドイツ銀行のグループ全体のDMAでは、主にDWSが当行のアセット・マネジメント業務部門に貢献したとみなされた。さらに、DWSは特定の義務を果たすために独自のDMAを実施した。両評価の結果は、整合性を確保するために調整された。

### ダブル・マテリアリティ評価のプロセス

ドイツ銀行によるDMAの実施責任は、当行のチーフ・サステナビリティ・オフィスにある。当行のサステナビリティ・ガバナンスに関する詳細は、本サステナビリティ・ステートメントの「ガバナンス」の項に記載されており、サステナビリティ関連リスクを当行の包括的なリスク管理プロセスに組み込むためのガバナンス体制についても言及している。特に気候変動に焦点を当てた、サステナビリティに関連する機会を組み込むための当行の構造の詳細については、本報告書の「サステナビリティ戦略」の章に記載されている。

ESRS 1に概説されている要求事項に従い、ドイツ銀行のマテリアリティ評価は、以下のステップから成る構造化されたプロセスに従っている。

[次へ](#)

準備	特定	評価		検証および最終承認		開示
<p>概念設計</p> <p>以下を含む、戦略的DMAアプローチの定義</p> <p>バリュー・チェーンのステークホルダーと境界の決定</p> <p>非連結事業体の関連性評価</p> <p>社内の特定分野の専門家（SME）の特定</p>	<p>トピック・リストの特定</p> <p>机上調査に基づく潜在的な重要性があるトピックの収集</p> <p>潜在的な重要性があるトピックのショートリストにつながるトピックの集約</p>	<p>IRO（注1）の特定</p> <p>サステナビリティ関連トピックに対するバリュー・チェーンの関連性評価</p> <p>影響マテリアリティと財務マテリアリティ評価に必要なIROステートメントの作成</p>	<p>IROの評価</p> <p>事前に定義された特性および定性的測定指標に沿った深刻度と発生可能性を考慮した、社内のSMEによるIROステートメントの評価</p> <p>定性的な測定指標から定量的なスコアへの変換</p>	<p>結果の検証</p> <p>マテリアリティの暫定結果を算出する、マテリアリティ基準値のマーキング</p> <p>シニア・バリデーション・マネージャーを交えた暫定結果の検証</p> <p>SMEの最終的な拒否権を考慮した、重要性があるトピックの決定</p>	<p>管理および最終承認</p> <p>グループ・サステナビリティ委員会およびその後の取締役会によるマテリアリティの結果の承認</p> <p>監査役会の監査委員会によるマテリアリティの結果の承認</p>	<p>サステナビリティ・ステートメント</p> <p>ESRSに規定された要求事項に従った、当行のサステナビリティ・ステートメントにおける情報開示</p>

ステークホルダー・エンゲージメント

外部および内部リサーチ、調査および/または特定分野の専門家との議論、ならびに当行の対話形式およびコミュニケーション・チャンネルを通じて提供されるステークホルダーのフィードバックからの洞察を使用することにより、マテリアリティのプロセス全体にわたってステークホルダーの期待および意見を特定する

（注1）影響、リスクおよび機会

[次へ](#)

## トピック・リストの特定

ドイツ銀行は、ESRSのすべてのトピック、2024年度のDMAの結果、および外部情報源（セクターに依存しないフレームワークおよび基準ならびにセクター固有のフレームワークおよび基準、サステナビリティに関連する規制や自主原則、ESG格付けアンケート、非政府組織の出版物、同業他社のベンチマークを含む。）に基づき、サステナビリティに関連する潜在的な重要性があるトピックの包括的な概要（以下「ロングリスト」という。）を作成した。ショートリストは、ESRSのすべてのトピックと以前に重要性があるとされたトピックを含め、追加トピックの関連性を評価することで作成された。当行が対応するトピックを統合した結果、潜在的に重要性がある15のトピックと46のサブトピック、71のサブ・サブトピックに絞り込まれ、ショートリストが作成された。

## 影響、リスクおよび機会（IRO）の特定

ドイツ銀行は、各トピックのバリュー・チェーンへの関連性を、レイヤー・アプローチに従って最も詳細なレベルで評価した。例えば、トピックと当行のビジネス・モデルとの関連性が限定的である、または特定のバリュー・チェーン・レベルにトピックを適用できない等、当初から特定のバリュー・チェーン・レベルにおいて重要性がある影響、リスク、機会（IRO）のトリガーになるとみなされなかったトピックについては、その根拠を文書化した。残りのトピックについては、机上調査、当行のチーフ・サステナビリティ・オフィスに属する専門家の判断および特定分野の専門家（SME）から得られた情報に基づき、IROステートメントが作成された。

## IROの評価

ドイツ銀行は、DMAプロセスに業務部門および管理部門のステークホルダーを関与させ、事前に定義されたIROステートメントに基づいて、各トピックの影響マテリアリティおよび財務マテリアリティを評価するための明確な役割および責任を割り当てた。2025年度に、当行はトピック・コーディネーターの役割および専任のリスク窓口を導入し、トピックやバリュー・チェーン・レベルを超えた評価の整合性を確保している。

この評価をサポートするため、ドイツ銀行はESRS 1に沿った、深刻度および発生可能性の特性に基づく手法を適用した。プラスの影響およびマイナスの影響の深刻度はいずれも、要因の規模および範囲を用いて評価された。マイナスの影響については、その回復困難度も考慮した。リスクおよび機会の深刻度は、内部評価グリッドを使用して評価された。リスクについては、当行はオペレーショナル・リスク評価グリッドを活用し、深刻度および発生可能性の両方について6段階の定性的な測定指標を使用した。ESRSの要求事項に従い、リスクの評価は固有の観点（すなわち管理および低減措置の適用前）から実施された。当行は、サステナビリティに関連するリスクを他のリスク種類よりも優先することはせず、DMA全体で同一のリスク評価手法を適用することで一貫性を確保した。機会の評価については、当行のリスク・グリッドと密接に連携する構造を用いて、機会グリッドを開発した。これは、2025年度に導入された手法を強化するものである。さらに当行は、人権への深刻なマイナスの影響の可能性がある場合、その可能性よりも深刻度が優先されるよう、人権フラグを導入した。国際人権規約と当行のビジネス・モデルとの関連から、差し迫った人権問題が指摘される場合、このフラグが適用された。

さらに2025年度に、業務部門からのトピックに関する複数のインプットを、グループ・レベルの単一のマテリアリティ・スコアに統合する構造的アプローチを導入した。マイナスの影響およびプラスの影響については、各サブトピックの最大インプットがグループ・レベルのスコアを導き出すために使用された。リスクと機会の統合にあたっては、当行全体の結果に対する各業務部門の経済的貢献度を加重し、考慮した。ドイツ銀行は、上記のDMA手法を、ESRSトピックと事業体固有トピックの双方に適用した。

## 結果の検証

本評価の暫定結果を決定するため、当行は定性的評価を定量的スコアに変換した。マテリアリティの基準値は、5段階評価で3を超えるスコアに設定され、基準値の範囲は1.5から3.0であった。すべてのスコアを総合的に見直した結果、範囲の下限が1.7に調整された。この調整は、伝達されたSMEの観点に沿って、特定のトピックを重要性がないものとして明確に分類できるようにするために行われた。調整された基準値の範囲内にスコアが収まったトピックは、さらなるレビューの対象となり、その評価に基づいて、重要性があるものまたは重要性がないもののいずれかに分類された。当行は、マテリアリティ評価プロセスが成熟していくにつれて、基準値の範囲を徐々に狭めていく予定である。

暫定結果は、当行の業務部門および管理部門から7名のシニア・バリデーション・マネージャーを招き、構造化された検証インタビューで議論された。インタビューは、マテリアリティの基準値に位置づけられるトピックを中心に行われた。最終的には、チーフ・サステナビリティ・オフィスが、検証インタビューで多数を占めた意見および特定分野の専門家の拒否権を踏まえて、重要性があるトピック一式を最終決定した。

## 管理および最終承認

ドイツ銀行は、内部管理や包括的な最終承認プロセスを設けて、そのDMAプロセスの堅牢性や結果の妥当性を確保している。例えば、当行は、段階的なプロセスのそれぞれについて役割および責任を明確化し、2人による確認の原則を適用しているほか、チーフ・サステナビリティ・オフィスによる内容に関連した妥当性確認を実施している。シニア・コンファメーション・

オフィサーが、自らのもとに送られてきたトピックの評価結果を正式に最終承認する。次に、サステナビリティ関連事項に関する当行の主要なガバナンスおよび意思決定機関として機能している当行のグループ・サステナビリティ委員会が、重要性があるトピックの最終版を承認する。マテリアリティ評価の結果はその後、取締役会および監査役会監査委員会に提示され、両会から承認される。

#### ステークホルダーの見解

社内のSMEは、日常業務の一環として、特定のステークホルダーと連絡を取り合っている。社内のSMEは、この継続的な対話を通じて得られた意見やフィードバックを反映させるのに最も適した能力と経験を備えている。その結果、ドイツ銀行のリスクと機会だけでなく、環境的および社会的影響を評価する際のステークホルダーの代理人としての役割を果たす。2025年度におけるステークホルダー・エンゲージメントの例は、本サステナビリティ・ステートメントの「ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ」の章を参照のこと。

2025年度において、ESRS E2からE5の対象となる側面に関連する影響に焦点を当てた当行の自然資本アドバイザー・パネルのメンバーとの対話が、このアプローチを補完した。さらに、人権に関連する影響についての理解を深めるために、年間を通じて非政府組織と対話した。サステナビリティ・ステートメントの利用者や影響を受けるステークホルダーの意見や関心も、シニア・バリデーション・マネージャーとのインタビューに間接的に反映されている。例えば、投資家の見解は、投資家向け広報部門も交えた検証インタビューにおいて検討された。

#### 2025年度の重要性があるサステナビリティ項目に関するトピック

以下のマテリアリティ・ヒートマップは、ドイツ銀行による2025年度のDMAの結果を示したものである。表示されているすべてのトピックは、影響マテリアリティおよび/または財務マテリアリティの観点から重要性があると考えられる。ただし、マテリアリティの要因は異なる場合がある。これは、プラスの影響およびマイナスの影響、リスクおよび機会、ならびに様々なバリュー・チェーンのレベルにわたってIROスコアから導き出された色で表されている。紺色のフィールドは、マテリアリティの基準値を満たしていることを示す。

トピック	サブトピック	影響		財務		
		マテリアリティ	マテリアリティ	リスク	機会	
		+	-			
E	気候変動	気候変動への適応 (ESRS E1)	D			D
		気候変動の緩和 (ESRS E1)	D	D	D	O, D
		エネルギー (ESRS E1)	D		D	D
S	自行の事業運営	労働条件 (ESRS S1)	O			O
		平等な待遇および万人のための機会 (ESRS S1)	O	O	O	O
S	顧客中心主義	商品責任 (ドイツ銀行固有)		D	D	
		顧客満足度 (ドイツ銀行固有)	D			D
		顧客苦情管理 (ドイツ銀行固有)	D			D
G	金融犯罪対策	腐敗および贈収賄 (ESRS G1)		O, D	U, O, D	
		マネーロンダリング、テロ資金調達、制裁措置、禁輸措置、詐欺(ドイツ銀行固有)		O, D	O, D	
		脱税のほう助防止 (ドイツ銀行固有)		D	D	
G	競争的行動	競争的行動 (ドイツ銀行固有)			O	
		企業文化 (ESRS G1)	O			O
		内部告発者の保護 (ESRS G1)	O	O	O	
G	データ保護	データ保護 (ドイツ銀行固有)		U, O	U, O	
		情報セキュリティ (ドイツ銀行固有)			U, O	

U: 上流バリュー・チェーン  
O: 自行の事業運営  
D: 下流バリュー・チェーン  
+: プラスの影響  
-: マイナスの影響

■ 高マテリアリティ・スコア (>3)      ■ 低マテリアリティ・スコア (<1.7)

2025年度のDMAの結果はほぼ横ばいであったが、IROステートメントの更新や手法の改良によって若干の変動があった。

- 税務コンプライアンス（ドイツ銀行固有）：2025年度に、ドイツ銀行は税務コンプライアンスのトピックを再評価した。このトピックについては、関連性は高いがCSRDが定義するような重要性はないことが確認された。脱税のほう助防止は「金融犯罪対策」のトピックで評価され、当行の下流バリュー・チェーンにおける潜在的なマイナスの影響およびリスクのため、重要性があるとみなされた。
- 政治的関与およびロビー活動（ESRS G1）：ドイツ銀行は、業界団体への参加ならびにEUおよびドイツのロビー活動登録を通じて、政治的対話および政策決定プロセスに積極的に参加している。しかし、2025年度に再評価を行った結果、当行は、政治的関与およびロビー活動はESRS G1に基づく当行の重要性があるトピックには該当しないと結論づけた。この結論は、ESG関連の法整備への影響が限定的であることや、業界団体内の利害がますます分散していることを反映している。ドイツ銀行は、持続可能な移行を支援することに引き続き強くコミットしており、トランジション・ファイナンスやEUの貯蓄投資連合等の重要なトピックに関する議論にその専門知識を提供している。

上記の変更に加え、以下の調整が行われた。

- ESRS E1 / 気候変動 / エネルギー：2024年度に、気候変動緩和の一環としてエネルギーのサブトピックが評価された。ESRSのトピック構成との整合性をより確実にするため、2025年度にはサブトピックである「エネルギー」が別途評価された。このプロセスにおいて、「プラスの影響」、「リスク」、「機会」の各側面が重要性があると分類され、それに応じてマテリアリティ・ヒートマップに含まれた。
- ESRS S4 / 消費者およびエンドユーザー：ドイツ銀行は、銀行業務の観点から、ESRS S4に基づく「消費者およびエンドユーザー」をプライベート・バンクの顧客と解釈している。すべての顧客グループにわたる顧客中心主義への全体的なアプローチを反映させるため、当行は「顧客中心主義」という当行固有のトピックを掲げている。2025年度に、当行は「商品責任」、「顧客満足度」、「顧客苦情管理」というサブトピックを導入することで、このトピックの評価をさらに改良した。顧客中心主義はESRS S4関連の側面を捉えているため、「消費者およびエンドユーザーに対する情報関連の影響」というサブトピックは、重要性がある独立したサブトピックとはみなされなくなった。この調整にかかわらず、ドイツ銀行は引き続き消費者保護にコミットし、適用される法規制の要件を遵守する。

ESRS E2からE5に基づくトピック、ならびに人権に関連するトピックである「バリュー・チェーンの労働者」（ESRS S2）および「影響を受けるコミュニティ」（ESRS S3）は、2025年度に再評価され、ESRSの要求事項のもとでは重要性がないと判断された。重要性がないと判断されたトピックは、そのサブトピックおよび（該当する場合は）サブ・サブトピックを含め、どのバリュー・チェーン・レベルにおいても4つの側面のいずれにおいてもマテリアリティの基準値を満たさず、また検証プロセスに基づいても重要性がないと判断されたことを意味する。従って、これらのトピックは本サステナビリティ・ステートメントでは取り上げていない。

DMAの結果にかかわらず、ドイツ銀行は、自然および生物多様性に対するグループ全体の管理アプローチを引き続き推進していく。また、当行は引き続き人権擁護にもコミットしている。人権へのアプローチに関する情報は、「ドイツ銀行の人権に関するステートメント」および「人身売買および現代的奴隷制に関するドイツ銀行の年次ステートメント」に記載されている。ドイツ銀行の従業員に関する人権関連の側面は重要性があることが確認されており、本サステナビリティ・ステートメントの「自行従業員」の章に詳しく記載されている。

「企業文化」のトピックに関する詳細情報は、本サステナビリティ・ステートメントの「文化、誠実性および行動」の章に記載されている。重要性があるサステナビリティ項目に関するトピックに係る影響、リスクおよび機会の当行による管理および監視の方法については、本サステナビリティ・ステートメントの関連する章に記載されている。DMAと本サステナビリティ・ステートメントに含まれる開示との関連性をより明確に示すため、重要性があるIROは該当する章にまとめられている。

## サステナビリティ戦略

ESRS 2 SBM-1、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-T

ドイツ銀行は、そのガバナンスおよび業務ならびに商品およびサービスにサステナビリティを組み込んでおり、4つの柱であるサステナブル・ファイナンス、方針およびコミットメント、人材および自行の事業運営、ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントを重点項目としている。ドイツ銀行は、この4つの柱に沿った行動を通じて、気候変動に関するパリ協定に定められている目標と、国際連合（国連）が策定した持続可能な開発目標の達成に資する重要な貢献を行うことを目指している。当行は、国連が策定した17の持続可能な開発目標のすべてについてその達成を支援することを目指しており、当該目標のうち9つは、サステナビリティ戦略の柱と密接に関連している。さらに当行は、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに沿って営む金融業務や発行業務が、国連が策定した持続可能な開発目標のうちの15の達成にどの程度貢献するものであるかも評価している。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」の章に記載されている。

サステナビリティ戦略



国連が策定した持続可能な開発目標への貢献



サステナブル・ファイナンス

ドイツ銀行はグローバル・ハウスバンクとして、環境に優しく、社会的に包摂的で、ガバナンスの行き届いた世界に貢献したいと考えている。当行は、金融に関する専門知識と幅広い商品の提供により、より持続可能で環境に配慮した事業展開を可能にしたいと考えている。気候変動や環境破壊への対応は、相当額の投資や慎重なリスク管理アプローチを必要とし、重要なビジネスの機会を創出するものである。当行の顧客は、各々が手掛けている変革を推進するために、金融商品やサービスに関する助言を強く要望している。

当行は、2020年1月から2025年度末までの（アセット・マネジメント（DWS）の実績を除いた）累計で5,000億ユーロのサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高を達成することを目標としていた。ドイツ銀行は2025年度末までに4,710億ユーロ（アセット・マネジメント（DWS）を除く。）を達成し、増分取引高は2024年度の930億ユーロに対し、2025年度は980億ユーロとなった。当初の目標は2025年度末までに達成されなかったが、ドイツ銀行は顧客にサステナブル・ファイナンスおよびESG投資のソリューションを提供することに引き続きコミットしており、2026年度上半期には5,000億ユーロを突破する見込みである。当初の目標達成に向けた進捗は、金利上昇、規制の動向および政策環境の変化等、この期間中のいくつかの要因による影響を受けた。

経済の移行をさらに加速させるため、ドイツ銀行は目標を更新し、2030年度末までにサステナブル・ファイナンス、ESG投資およびトランジション・ファイナンスに9,000億ユーロを動員することを目指している。この数値には、2020年1月から2025年度末までに既に達成されたサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の4,710億ユーロが含まれている。この目標の引上げは、人と地球と繁栄のために持続的な価値を創造する金融ソリューションの提供を通じて顧客の移行と回復力を支援するという当行の継続的な取組みを反映したものである。

新たな目標には、サステナブル・ファイナンス（純粋に環境的または社会的に持続可能な活動や企業への資金提供）と、トランジション・ファイナンス（ネットゼロ排出量への確実な道筋で必要とされる活動への資金提供、およびサステナビリティ・リンク・ソリューションへの資金提供）が含まれる。ドイツ銀行は、この目標の引上げに伴い、2025年度以降もその進捗状況について透明性のある報告を続ける予定であり、新たに導入されたトランジション・ファイナンス・フレームワークも活用していく。

気候変動に焦点を当てた取組みに加え、ドイツ銀行は生物多様性と生態系の回復に対するコミットメントを強化している。当行は、国連の持続可能な開発目標（SDG目標6：安全な水とトイレを世界中に、SDG目標14：海の豊かさを守ろう、SDG目標15：陸の豊かさを守ろう）に沿って、2027年度末までにこれらの目的に貢献する300件の資金調達を促進することを目指している。

DWSのサステナビリティ戦略に関する追加情報については、本章の「DWSのサステナビリティ戦略」の項と、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」の章を参照のこと。

方針およびコミットメント

ドイツ銀行は、サステナビリティの側面に関する当行のプロセスの指針となる様々な方針を定めている。ドイツ銀行は2025年度に、環境・社会デューデリジェンスに関するフレームワークの最新版を公表した。これには、当行の既存のサステナビリティ関連のフレームワークの概要が含まれている。

2025年11月、ドイツ銀行は新たなトランジション・ファイナンス・フレームワークを発表した。これは2026年1月1日に発効した。当該フレームワークは、既存のサステナブル・ファイナンス・フレームワークを補完するものである。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」の章に記載されている。さらに、当行は、2023年10月に最初の計画を公表して以来の最新データと主な成果、そして今後のステップを盛り込んだ移行計画を更新し、公表した。

当行は、最も炭素集約的なセクターに属する高排出量顧客の多くに対し、ネットゼロ・コミットメントを促すことを引き続き目指した。ネットゼロ目標に関する状況は国際的に依然として変動しているものの、当行は、最も炭素集約的なセクターに属する高排出量顧客の半数超が、ネットゼロ目標を設定していると考えている。当行は、産業セクターに関連する脱炭素化の指標に沿った、または沿わないネットゼロのコミットメント、また必要に応じて、国が決定する貢献（NDC）と脱炭素化の整合性を考慮するアプローチを適用する。ドイツ銀行は引き続き、年に1回の頻度で、本サステナビリティ・ステートメントにおいて、この意欲に関する進捗を報告する予定である。

2026年1月、当行は、サステナブル・ファイナンス・フレームワークの更新に伴う関連する調整に合わせて、サステナブル金融商品フレームワークを更新した。今回の更新では、サステナブル金融商品フレームワークを拡大し、3つの環境適格カテゴリー（水素、鉄鋼、送配電）と1つの社会適格カテゴリー（基本インフラへのアクセス）を追加した。さらに、更新されたサステナブル金融商品フレームワークは、ドイツ銀行が「欧州グリーンボンド」（EuGB）規則（規則(EU)第2023/2631号）に従いEuGBを発行するための手法を確立するものである。サステナブル・ファイナンス・フレームワークの更新は、初めの公表以降に収集された市場の見識を反映したものである。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」の章を参照のこと。

さらに、ドイツ銀行は、「人権に関する包括的なステートメント」、「サプライ・チェーン・デューデリジェンス法（SCDDA）ポリシー・ステートメント」、「現代的奴隷制および人身売買に関するステートメント」の3つの人権に関する主要文書の更新版を公表した。

#### 人材および自行の事業運営

当行は、自行の事業の持続可能性を向上させるために絶え間ない努力を続けており、これは外部のESG格付機関からも評価されている。ドイツ銀行の関連するESG格付けは改善され、S&P企業サステナビリティ評価（CSA）のスコアは67から72に上昇した。さらに、サステナリティクス（Sustainalytics）のESGリスク格付スコアは24.8から9.0（0.0が最高）に改善し、ドイツ銀行のCDP（旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）のスコアはA/リーダーシップ・レベルに改善した。ドイツ銀行がCDPのAリストに入るのは今回が初めてである。

#### 人材に関連するコミットメント

ドイツ銀行がこれらの改善を成功させるためには、当行の従業員の意欲と能力が不可欠である。従業員のアイデア、スキル、コミットメント、そしてウェルビーイングが、当行の人材戦略の礎となっている。ドイツ銀行の各部門の人材戦略は、リーダーシップの強化と向上心あふれる文化の推進、戦略的優先事項の推進に必要な適切な人材の確保（適切なスキルを備えた適切な数の従業員を適切な時期に確保すること）、優先的なスキルの獲得・維持・育成、後継者育成計画とテクノロジーを活用した高齢化に伴うリスクの軽減という4つの柱に基づいて構築されている。

当行は、取締役会以下の2つのレベル（MB-1およびMB-2）においてジェンダー多様性を高めることを目標とし、2025年度末までに役職の30%を女性が占めるようにすることで、取締役会の後継者パイプラインにおける機会均等を促進した。当行はMB-1の目標をほぼ達成し、MB-2では28.2%に達した。ドイツの法律上の要件に従い、当行は現地の法律を考慮しつつ、取締役会以下の2つの階層について2025年度以降も目標を維持し、2026年度末までにMB-1およびMB-2の両方で32.5%の女性比率を目標とする。

当行は2021年度、2025年度末までに全世界のマネージング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデント（アセット・マネジメントを除く。）に占める女性比率を35%以上にするという意欲的な目標（「35 by 25」プログラムとして知られる。）を掲げた。2025年度末までに、全世界のマネージング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデントの女性比率は34.1%となり、上級管理職における女性比率は2021年度から2025年度にかけて4.2パーセント・ポイント増加した。「35 by 25」プログラムは、例えば人材発掘の範囲を広げ、候補者パイプラインを積極的に構築し、公平かつ能力主義に基づいた包括的な採用プロセスを実施するための管理職教育を行うことで、当行における行動やプロセスの変革を支援した。また、既存チーム内の価値と可能性を強調することで、社内人材の維持と育成にさらに注力した。

2019年以降、当行はカルチャー・パルス・サーベイを実施し、従業員のモチベーションおよび生産性に対する認識にプラスの影響を与える管理職と従業員間の交流の頻度と質を評価している。2025年度において、このサーベイは、組織文化の進展を測定可能にするため、当行の「This is Deutsche Bank」フレームワークに沿って実施され、従業員の労働条件に対する認識を示す重要な指標となった。その結果、グループ・レベルのカルチャー・パルス指数は2025年度の目標値61.97%に対し、72.05%となった。

ドイツ銀行は2026年度以降も、その勢いを維持し、これまでの成果をさらに発展させるために、アプローチを進化させていく。グループおよび部門レベルでは、ウェルビーイングおよびインクルージョン指数が継続的な進捗状況を測定する。

詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「自行従業員」の項に記載されている。

#### 自行の事業運営およびサプライ・チェーンに関連するコミットメント

当行の事業運営およびサプライ・チェーン全体における環境パフォーマンスの改善は、着実かつ継続的に進展している。ネットゼロの道筋を確立して以来、当行グループは、2019年度を基準年として、2030年度までにスコープ1、スコープ2（マーケット基準）、スコープ3（カテゴリー1から14）について、それぞれ46%の削減目標を設定している。当報告年度において、当行は、2019年度のそれぞれのベースラインと比較して、スコープ1の温室効果ガス排出量の66%削減、スコープ2の温室効果ガス排出量の82%削減、スコープ3の温室効果ガス排出量（カテゴリー1から14）の47%削減を達成した。ファイナンスド・エミッション（スコープ3、カテゴリー15）については、「気候変動」の章で概説しているとおり、個別に取り組んでいる。

自行の事業運営において、当行グループは2025年度にいくつかの主要目標を達成した。

- 全世界で再生可能エネルギーによる電力供給100%
- 全世界でエネルギー消費量を30%削減（2019年度を基準として）
- ドイツにおける自動車保有台数のガソリン消費量を30%削減（2019年度を基準として）

サプライ・チェーン全体において、46%の削減目標に向けた進捗は、CDPサプライ・チェーン・プログラムを通じた当行のサプライヤーとの継続的な連携および対象を絞った直接的な働きかけによって支えられている。その結果、当行はサプライ・チェーン脱炭素化のためにサプライヤーとの連携を一層強化しており、2025年度には、対象となるベンダーに対する支出総額の56%に相当する企業が、温室効果ガス排出量をCDPプラットフォームに報告する見込みである。当初目標としていた対象となるベンダーに対する支出総額80%を下回る結果となったが、これは当行グループ外部の状況により、サプライヤーからの回答率が限定的であったためである。

詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「気候変動」の章に記載されている。

#### ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメント

ドイツ銀行は、影響のある一連の事象やパートナーシップを通じて、サステナビリティに関するグローバルな対話や取組みに積極的に貢献している。

ブラジルのベレンで開催された第30回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP30）において、ホンジュラスとスリナムは、ドイツ銀行、バイエル（Bayer）、シーメンス（Siemens）、シムライズ（Symrise）、および熱帯雨林諸国連合（Coalition for Rainforest Nations）と、熱帯雨林保全のための新たなアプローチを開始する意向表明書に署名した。この取組みは、パリ協定の第6条第2項に基づき、国家発行の熱帯雨林炭素クレジットを創出することを目的としており、各国検証済みの気候変動対策の成果を収益化し、現存する熱帯雨林保護のために民間資本を呼び込むことができる。これらのクレジットは、国際的に移転される緩和の成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes）という形をとる。これは、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の監視下にあるメカニズムで、排出削減量を国家間や国家と企業間で取引できるようにするものである。

ドイツ銀行も、ロンドン・オフィスで第3回年次気候・安全保障・テクノロジー・デーを開催した。この会議では、エネルギー移行と安全保障、物理的リスク、移行と関税、人工知能とサイバーセキュリティ、決済、デジタル資産等、重要なトピックが探求された。

「世界水の日」に、ドイツ銀行は、流域組織トラスト（Watershed Organisation Trust）や共同開発センター（Centre for Collective Development）といった非政府組織とのパートナーシップを通じて、持続可能な水ソリューションを支援することを再確認した。

ドイツ銀行のサステナビリティ・チームは、2025年ハンブルグ・サステナビリティ会議に代表として参加し、地政学的な分断と経済的な不確実性が高まる中、グローバルなサステナビリティの課題を推進するこのフォーラムで、複数のパネルに参加した。

さらにドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マインで開催されたカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）の年次DACHディスクロージャー・ワークショップのスポンサーを務め、CDPIは欧州の著名企業を招集し、CDPディスクロージャーに関する見識を共有するとともに、自然、生物多様性、アース・ポジティブ・アクション等のサステナビリティ報告の傾向について議論した。

詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ」の章に記載されている。

#### 2025年度のドイツ銀行のサステナビリティに関連する成果

2025年度に、当行はサステナビリティ戦略の実行において前進を続け、すべての柱において責任ある事業慣行への強いコミットメントを実証した。以下のダッシュボードは、今年度達成された主な成果を包括的に概観したもので、サステナビリティの取組みの次の段階への道標となるものである。

 <p>サステナブル・ファイナンス</p>	<p>2020年度から2025年度末までにサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の累計で4,710億ユーロを達成</p>	<p>2030年度までの目標を9,000億ユーロに引き上げ、トランジション・ファイナンスを含めることでスコープを拡大</p>	<p>SDG目標6、14、15をサポートする生物多様性と生態系の回復に焦点を当てた300件の取引という新たな意欲を導入</p>
 <p>方針およびコミットメント</p>	<p>ネットゼロ移行計画の更新版を公表</p>	<p>マーケットの標準に沿った専用のトランジション・ファイナンス・フレームワークを公表</p>	<p>人権に関する3つの主要なステートメントを更新</p>
 <p>人材および自行の事業運営</p>	<p>S&amp;P CSAのESG格付け、サステナビリティのESGリスク格付け、CDP気候変動スコアが向上</p>	<p>全世界で再生可能エネルギーによる電力供給100%達成</p>	<p>上級管理職における女性比率が、グローバルのマネージングディレクター、ディレクター、バイスプレジデント全体の34.1%に増加</p>
 <p>ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメント</p>	<p>ブラジルで開催されたCOP30で熱帯雨林炭素クレジットに関する意向表明書に署名</p>	<p>「世界水の日」に持続可能な水ソリューションへのコミットメントを再確認</p>	<p>気候・安全保障・テクノロジー・デーを主催し、GDPのDACHディスクロージャー・ワークショップを後援</p>

#### DWSのサステナビリティ戦略

ドイツ銀行の資産運用会社であるDWSは、受託者として、顧客の最善の利益のために行動することにコミットしている。DWSは、顧客それぞれに独自の投資目的があることを認識し、投資リスクと投資機会のバランスを通じて長期的な価値を創造することを目標に、幅広い投資ソリューションを提供している。これには、財務上重要性があるサステナビリティのリスクおよび機会も含まれる。

DWSは長期投資を重視する受託者として、より持続可能な経済への転換の重要性を認識している。この変化は企業や社会のあり方を変え、投資にとってリスクと機会の両方を生み出すと見込まれる。中でも、DWSはサステナビリティへの配慮を組み込んだ投資に関する専門知識とソリューションを提供している。

DWSはこれらの原則に従って行動する。

- DWSは、従来の目標またはサステナビリティ関連の目標に基づき、投資に関する専門知識とソリューションを顧客に提供する
- サステナビリティ目標を追求する顧客向けに、特に環境的特性、社会的特性、またはそれらの組合せを促進する商品も提供する
- DWSの顧客の投資選択によって、環境・社会・ガバナンスの側面がどの程度考慮されるかが決定される

DWSは、変化する地域の政治的・規制的枠組みに対応するため、必要に応じて、提供する商品やスチュワードシップ活動を継続的に見直し、適応させることで、変化する要求事項への準拠を確保する。

サステナビリティ項目の中でも、環境、特に気候変動に関連するリスクは、世界経済の繁栄とウェルビーイングに重大なリスクをもたらしている。このため、DWSは、DWSのスコップ3ポートフォリオの排出量（インフレ調整後加重平均炭素原単位（WACI））を通じて、このトピックを監視している。当年度のWACIは、基準年である2019年度と比較して、前年度のマイナス36.0%からマイナス36.5%に減少した。これらの数値の要因および対象AuMの詳細については、「アセット・マネジメントにおける顧客ポートフォリオ」の節に記載されている。

サステナブル・ファンドに関する欧州の規制と、それに対応する顧客の関心に沿って、DWSは運用資産の透明性を確保し、「サステナブル・ファイナンス - アセット・マネジメント」の章で詳細を報告している。

DWSは、規制環境の変化に対応し、企業との対話を継続的に行う一方で、欧州とアジアでの対話に重点を置くようアプローチを更新した。その結果、2025年度に実施した対話の件数は2024年度の632件から414件に減少した。

## ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ

### ESRS 2 SBM-2

あらゆるステークホルダー・グループとの公正で率直な対話は、ドイツ銀行にとって非常に重要である。この目的は、当行の企業戦略、業務活動および社会的責任に関するステークホルダーの期待事項や懸念を理解することである。この理解は、潜在的なプラスとマイナスの影響、リスクと機会を特定するのに役立つ。当行に重要性がある影響を及ぼすまたは当行から重要性がある影響を受ける可能性のあるドイツ銀行の主要なステークホルダーのグループおよび個人には、顧客、従業員、投資家、規制当局、メディアや非政府組織等の社会全般が含まれる。当行は、ステークホルダー・エンゲージメントに関する責任を明確に定めている。

本サステナビリティ・ステートメントの該当する章で説明されているとおり、ダブル・マテリアリティ評価は、ステークホルダーが当行に最も関連性があると考えられるトピックを特定する際に、当行をサポートするものである。さらに、すべての業務部門と管理部門は、それぞれのステークホルダーと対話することが求められる。ステークホルダーにとって重要性があるとされるトピックについて、当行はフィードバックを体系的に把握および評価するための対象を絞ったアプローチを開発した。例えば、顧客からの苦情チャンネルや従業員からの内部告発チャンネルは、ステークホルダーからのインプットの構造的な収集と分析を促進する。ステークホルダーのニーズと期待に対してより効果的に対応することを目的として、対話チャンネルおよび苦情チャンネルを通じて得られた洞察は、当行の企業戦略を継続的に強化するための貴重なインプットであると考えられている。

ドイツ銀行AGの監査役会および取締役会の役割、当行のサステナビリティに関連する影響について各会に提供される影響を受けるステークホルダーに関する情報については、本年次報告書の「コーポレート・ガバナンス・ステートメント」を参照のこと。

### 顧客

#### ESRS S4、ESRS 2 SBM-2

当行は、顧客をサポートし、持続的な成功と経済的安定を得るために必要なガイダンスと専門知識を提供することを目的としている。当行の顧客グループに関する詳細は、統合マネジメント・レポートの「経営および財務の概況 - ドイツ銀行グループ - 組織モデル」の章の「コーポレート・バンク」、「インベストメント・バンク」、「プライベート・バンク」、「アセット・マネジメント」の各節に記載されている。定期的な対話は、当行が顧客の期待事項、関心事およびニーズについて理解し、それらに対応するのに役立つ。

ドイツ銀行は、対面またはバーチャルの会議、電話、定期サーベイ、および支店またはホットライン等を介して寄せられるフィードバックの分析等を含む多くの形で顧客と対話している。その担当者は、様々な会議やイベントで協議に参加している。ドイツ銀行がどのように顧客と対話し、顧客からのフィードバックを取り入れているかについての詳細は、本サステナビリティ・ステートメントの「顧客中心主義」の章を参照のこと。

気候変動やグローバル経済におけるよりサステナブルな経済への移行は、サステナブルな金融商品およびサービスに対する関心が高いコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの顧客や投資家にとって、依然として重要なトピックとなっている。個人顧客は、クラス最高の透明性や、サステナビリティに関する助言を求めている。2025年度においても、ドイツ銀行は、金融に関する専門知識や提供商品を通じて、サステナビリティに関する顧客の取組みを引き続き支援した。該当商品に関する詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」の章を参照のこと。

### 従業員

#### ESRS S1、ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行の従業員のアイデア、スキル、コミットメントおよびウェルビーイングは、生産的な労働力の確保に不可欠である。強力な関係、率直なやり取り、フィードバックからの学びは、従業員が説明責任を果たし協業できる、信頼関係を基本とした環境を促進するのに重要である。

ピープル・サーベイ、退職サーベイやパルス・サーベイ、従業員との継続的な対話は、当行が従業員のモチベーションや生産性に対する認識について理解するのに役立つ。チーム・ミーティング、従業員ネットワーク、電子メール、ニュースレター、タウンホール・ミーティング、イントラネット上のコメント投稿機能を含む複数のコミュニケーション・チャンネルは、当行の従業員に意見を共有し、フィードバックを提供することを促すものである。

ドイツ銀行による従業員関連の側面の管理方法については、本サステナビリティ・ステートメントの「自行従業員」の章に詳しく記載されている。

### 投資家

## ESRS 2 SBM-2

投資家は一般的に、ドイツ銀行が環境・社会・ガバナンスのリスクを管理しながら、持続可能なリターンをサポートする方法で戦略を追求することを望んでいる。これには、戦略的機会を模索し、気候中立経済への移行や社会・ガバナンスの側面等、ESG関連リスクを意識することが含まれる。

ドイツ銀行は、株主との間でサステナビリティ関連トピック、例えばドイツ銀行の進捗や目標等について、書面、会議、電話等を通じて議論を行っている。

ドイツ銀行は、四半期報告書および年次報告書、当行の財務成績および非財務成績について詳しく記載された他の資料のすべてを、当行の企業および投資家向け広報ウェブサイトを通じて公開することで透明性を確保している。ドイツ銀行は、サステナビリティ情報に特化したセクションにおいて、サステナビリティ原則に対するドイツ銀行のコミットメントを包括的に説明している。

2025年度において、以下に示すいくつかの中心的なサステナビリティ項目に関するトピックに対し投資家が関心を示した。

- 当行のサステナビリティ戦略に沿って実施された取組みの成果
- ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス目標に向けた進捗状況と新たな2030年度の目標の公表、気候および環境リスク管理、トランジション・ファイナンス・フレームワークの公表と移行計画の更新、包括的なガバナンス報告慣行
- 脱炭素化への道筋の進捗
- 環境や社会に固有のマイナスの影響をもたらす傾向にある高排出量セクターに属する顧客との移行に関する対話への当行のアプローチ
- すべての組織レベルと地域にわたるダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンや、地政学的な進展に照らした当行のサステナビリティおよび多様性戦略の潜在的な改善
- 当行のサステナブル・ファイナンス商品から得られる収益機会
- 当行の内部管理システム、コンプライアンス策、是正策およびガバナンス・フレームワークの改良
- サプライ・チェーンにおける人権の確保に対する当行のアプローチ

この継続的な対話により、ドイツ銀行はサステナビリティ戦略を投資家の期待に合わせるができる。また、サステナビリティ慣行における透明性と継続的な改善に対する当行のコミットメントを強化するものでもある。

## 政策立案者

### ESRS 2 SBM-2

世界中で規制当局の活動が活発になる中、特に現在のような地政学的環境においては、関連する政策立案者や政治的ステークホルダーとの建設的な対話ますます重要になっている。この対話は、当行が戦略的優先事項を成し遂げるための意思決定を支援し、世界経済の円滑な機能維持を支える。

ドイツ銀行は、対面またはバーチャルの会議、政府主催フォーラムへの参加、取引団体を介した相談や個人的な相談への対応を通じて政策立案者と連携を図っている。

2025年度の主要な規制関連トピックには、以下が含まれている。

- 世界における最終化されたバーゼル 規制の導入や、EUのマクロプルデンシャル・フレームワークのレビュー
- 決済サイクル短縮のための、中央証券保管機関規則（CSDR）の限定的改正
- EUの証券化枠組みのレビュー
- EU、ドイツ、英国における年金改革に関する立法案
- EU域内の資本市場の統合と監督のさらなる発展に関するパッケージ
- 欧州市場インフラ規則（EMIR）3.0
- EUのオムニバス簡素化パッケージとサステナブル・ファイナンス開示規則
- 欧州委員会のデジタル・オムニバス・パッケージ
- デジタル・ユーロ
- リテール投資戦略
- ドイツ再建基金の銀行税をミッテルシュタント基金（中小企業基金）に活用し、民間資本を動員
- 2023年金融サービス・市場法（FSMA 2023）に基づく英国の金融サービス規制改革（金融サービス成長・競争力戦略（FSGCS）およびリーズ改革（Leeds Reforms）が含まれる。）
- 米国における金融市場に対するSECのアプローチの見直し
- 国防準備オムニバスに関する欧州委員会の提案

ドイツ銀行は、セミナーや公開討論会を開催し、それらに参加したほか、上記の各項目に関して政策立案者と対話した。当行の政府・広報機能は、当行に影響を及ぼし得る政策立案や規制に関する新たな動きも監視し、そのような動きの中における当行の立ち位置を決め、必要な調整を行っている。

## 報道機関

### ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行は、世界中のジャーナリストや報道関係者と建設的な関係を保つことを目指している。報道機関との適時かつ効果的で率直なやり取りは、ドイツ銀行の評判やブランドを築き、守るのに不可欠である。当行による報道関係者との対話では、経済、投資家、規制当局および社会全体と関係のある主要なトピックに焦点を当てている。もう一つの主要なトピックはサステナビリティである。

2025年度においては、当行の専門家が、ESGトピックについて、以下を含む多くの方法で報道機関と対話した。

- 気候変動リスク管理、環境ポリシー、サステナビリティ報告に重点を置いた、当行のサステナビリティ戦略の実行状況に関する最新情報。例えば、ドイツ銀行は、2020年度から2030年度末までのサステナブル・ファイナンスとトランジション・ファイナンスに関する新たな累積目標を発表し、最初のトランジション・ファイナンス・フレームワークを公表した。目標に関する詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」の章を参照のこと
- 非政府組織が公表した様々なレポートや調査結果の内容を踏まえた、金融取引高および投資取引高、サステナビリティ関連の方針およびフレームワークに関する情報の提供に焦点を当てた意見提示やステートメント
- 当行の気候保護アプローチに関する詳細（特に、炭素集約度が高いセクターにおける貸出エクスポージャーに関する情報）を提供。さらに、ドイツ銀行はCOP30において、ホンジュラスとスリナムが、ドイツ銀行AG、バイエルAG（Bayer AG）、シーメンスAG（Siemens AG）、シムライズAG（Symrise AG）の各社、および熱帯雨林諸国連合と連携し、信頼性の高い熱帯雨林炭素クレジットの発行を通じて、熱帯雨林保全への資金援助を行うことを発表
- 例えば、ヘッセン州および他のドイツの銀行2行との共同コミュニケーションを通じて、マネーロンダリング対策のための欧州全体の旗艦プロジェクトである「EuroDaT/safeAML」の立上げに関わる等、管理およびコンプライアンス対策の開発に関連するトピック

2025年度中に、ドイツ銀行は、報道機関から寄せられた多くの質問に回答した。また報道機関のコミュニケーション担当者は、当行の多くの上級管理者にインタビューするため、または水面下での協議のために複数のジャーナリストを同伴していた。さらにドイツ銀行は、様々な会議や公開討論会を開催し、それらに参加したほか、当行ステークホルダーとのさらなる対話のために、一連の報道機関向けイベントや講演会を開催した。当行はまた、ソーシャルメディア・チャンネルでも、前述の主要トピックを取り上げた。

## 非政府組織

### ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行は、より幅広い社会のステークホルダーと対話し、地域的および世界的な環境および社会の動向や、それらにおける課題に関する各ステークホルダーの見解を理解している。例えば、当行は、非政府組織と継続的に対話し、サステナビリティに関する数多くの取組みに参加している。

2025年度における非政府組織との対話においては、既に前年度においても重点トピックであった以下が重要なトピックであった。

- 気候変動。特に、脱炭素化、化石燃料関連セクターに対する一般的な金融、エネルギー移行および特定の企業やプロジェクトといったトピックに関連するもの
- 森林破壊。このトピックは、農業セクターやラテン・アメリカ地域（特にブラジルおよびアマゾンにおける森林破壊や、それに伴う人権（特に現地コミュニティ）に対する影響）に焦点を当てたものである
- 鉱業。このトピックには、深海採鉱や、それに伴う人権、現地コミュニティ、生物多様性、気候および環境に対する影響が含まれている

2025年度中に、ドイツ銀行は、書面で寄せられた依頼、調査および質問に回答したほか、非政府組織と繰り返し対面で会い、当該組織の活動テーマについて協議した。

ドイツ銀行が、非政府組織との対話等を通じて、環境的または社会的影響に関する申立てを把握した場合、当行のチーフ・サステナビリティ・オフィスがその申立てがどの程度正当なものか、また当行が潜在的に関与していたかどうかを検討する。当該申立てを検証するため、当行は、個別に公開情報を確認し、関係ステークホルダーと相談する。必要な場合、この対応には、顧客や事情に詳しい市民社会団体担当者との直接協議が含まれる場合がある。当行は、適宜、独立専門家から助言を得る。入手可能なあらゆる情報や明らかとなったリスクの評価結果に基づき、当行は、さらなる対応を決定する。この対応には、是正措置や商取引関係の終了が含まれる場合がある。加えて、チーフ・サステナビリティ・オフィスも、対象となるセク

ターおよびトピックの範囲や環境・社会デューデリジェンスに関する要件をレビューする際に、非政府組織の提供情報、報告内容およびキャンペーンを検討する場合がある。

## 会員資格およびコミットメント

### ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行による長期的なサステナビリティ・コミットメントの一環として、当行は、サステナビリティに関する世界的なフレームワークやイニシアチブを公式に支持している。さらに当行は、サステナビリティを推進している複数の組織を支援しており、業界団体がグローバル・レベル、EUレベルおよび国レベルで実施している取組みに協力している。当行の主要な会員資格およびコミットメントの選択と見直しは、当行の関連ガバナンス機関による評価と正式な承認を規定する確立されたプロセスによって管理される。

当行は、その専門知識を提供する形で、持続可能で気候中立な経済への移行の具体化を支援している。例えば、ドイツ銀行は、国連環境計画金融イニシアチブ（1992年）のメンバーであり、国連グローバル・コンパクト（2000年）、責任投資原則（DWSを通じて、2008年）、責任銀行原則（2019年）に参加し、また、ネットゼロ・バンキング・アライアンス（2021年）の創設メンバーである。2025年度に、ネットゼロ・バンキング・アライアンスは、気候変動への対応における役割をよりよくサポートし強化するため、メンバー・ベースのアライアンスからフレームワーク・ベースのアプローチへの移行を発表した。

## ESGデューデリジェンス

### ESRS 2 GOV-4

経済の様々なセクターにおける活動を支援するグローバル・バンクであるドイツ銀行は、環境・社会・ガバナンスに対するマイナスの影響やそのリスクに潜在的に関係したり、これらにさらされたりする可能性がある。継続的なデューデリジェンス・プロセスを通じて、ドイツ銀行は、当行の直接の顧客（下流）および直接取引しているサプライヤー（上流）のバリュー・チェーンに関連するダブル・マテリアリティ評価により決定される、環境や社会に対する実際のおよび生じ得る重要性があるマイナスの影響を特定、防止、軽減および管理している。この影響には、顧客またはサプライヤーとの関係に伴い生じるか生じ得る、重要性がある風評被害が含まれる。

下流デューデリジェンス・プロセスは、ドイツ銀行の環境・社会デューデリジェンスに関するサマリー・フレームワークを通じて全体的に管理されており、このプロセスについては、本章で説明している。環境・社会デューデリジェンスに関するサマリー・フレームワークは、本サステナビリティ・ステートメントの「ガバナンス」の章に記載されているガバナンス・デューデリジェンス・プロセスによりさらに補完されている。上流の業務を対象としたデューデリジェンス・プロセスについては、「ガバナンス・トピックに関する情報」の一部として「サプライ・チェーン管理」の章に記載されている。ドイツ銀行の事業運営に係るデューデリジェンスの要素については、「自行従業員」と「顧客中心主義」の各章にそれぞれ明記されている。

下表は、ドイツ銀行がサステナビリティ・ステートメントのどの章にデューデリジェンスの中核的要素を記述しているかをマッピングしたものである。

### デューデリジェンスに関するステートメント

デューデリジェンスの中核的要素	年次報告書 - サステナビリティ・ステートメント
a) ガバナンス、戦略およびビジネス・モデルへのデューデリジェンスの組み込み	全般情報 - ガバナンス - ダブル・マテリアリティ評価 - サステナビリティ戦略
b) デューデリジェンスの主要なステップにおける影響を受けるステークホルダーとの対話	全般情報 - ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ ガバナンス・トピックに関する情報 - サプライ・チェーン管理
c) 不利な影響の特定および評価	全般情報 - ダブル・マテリアリティ評価 - ESGデューデリジェンス

d) これらの不利な影響に対応するための取組み

- 全般情報
- サステナビリティ戦略
  - ESGデューデリジェンス
- 環境トピックに関する情報
- 気候変動
- 社会的トピックに関する情報
- 自行従業員
  - 顧客中心主義
- ガバナンス・トピックに関する情報
- 文化、誠実性および行動
  - 金融犯罪対策
  - 競争的行動
  - サプライ・チェーン管理
  - データ保護
  - 情報セキュリティ

e) 取組みの有効性のモニタリングとコミュニケーション

- 全般情報
- サステナビリティ戦略
  - ESGデューデリジェンス
- 環境トピックに関する情報
- 気候変動
- 社会的トピックに関する情報
- 自行従業員
  - 顧客中心主義
- ガバナンス・トピックに関する情報
- 文化、誠実性および行動
  - 金融犯罪対策
  - 競争的行動
  - サプライ・チェーン管理
  - データ保護
  - 情報セキュリティ

環境・社会デューデリジェンス

ESRS 2 MDR-P

当行は、取引または顧客に関連する環境的および社会的な課題やリスクを理解することに努めており、当該課題やリスクを管理するための強固なガバナンス、フレームワークおよび体系的なリスクに基づく評価プロセスを開発している。これは、当行がレピュテーション・リスクを防止し、環境的および社会的なベスト・プラクティスについて顧客と対話することに役立つ。

デューデリジェンスは、以下の環境的および社会的基準に焦点を当てており、ダブル・マテリアリティ評価の観点から重要性がないものも含まれている。環境的基準には、気候変動の緩和と適応（関連する影響、リスク、機会の管理については、本サステナビリティ・ステートメントの「気候変動」の章でより詳細に説明されている。）、生物多様性と自然、水資源、廃棄物管理と汚染防止、大気質、騒音と振動、関連する緊急対応が含まれる。社会的基準には、児童労働、強制労働、現代的奴隷制を含む人権、労働安全衛生、健康、コミュニティの安心安全、先住民族といった脆弱なグループの保護、土地や資源に関する権利、文化的遺産が含まれる。

ガバナンス

ESRS 2 GOV-2

チーフ・サステナビリティ・オフィスは、環境・社会デューデリジェンス・フレームワークを含むサステナビリティ戦略方針の策定と実施を主導している。このフレームワークには、ドイツ銀行がセクター横断的およびセクター固有の環境的および社会的リスクにどのようにアプローチするかの概要を含む、環境・社会デューデリジェンス・プロセスの実施アプローチに関する要求事項が含まれている。チーフ・サステナビリティ・オフィスの環境・社会デューデリジェンス機能は、フレームワークの要件に沿って、取引および/または顧客レベルの評価を実施する責任を負う。当該機能は、セクター別基準の導入をサポートし、デューデリジェンス・プロセスがフレームワークの要件に従って確実に完了するよう促す。これらの環境・社会デューデリジェンス要件に関するガバナンスと監督は、レピュテーション・リスク・フレームワークによって提供される。すなわち、環境的問題および社会的問題が中程度から重大な評判への影響をもたらす可能性がある場合、レピュテーション・リスクフレームワークに規定された要件に従ってエスカレーションされる。オペレーショナル・リスク管理のリーダーには、環境的および社会的リスクを含むレピュテーション・リスク管理を確実に監視、統治および調整する責任がある。

## 戦略

### ESRS 2 SBM-3

環境・社会デューデリジェンス要件は、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略の一部である。当行は、リスクに基づくアプローチを適用し、固有の評価に基づき環境および社会にマイナスの影響をもたらすと判断したセクターや関連するレピュテーション・リスクを注視している。環境・社会デューデリジェンス要件は、コーポレート・バンクの貸出業務やトレード・ファイナンス業務（特定の中小企業向け貸出、機関投資家や法人向けの資金管理サービス、信託および有価証券関連サービスに係る業務を除く。）、インベストメント・バンクの貸出業務および資本市場関連業務（トレーディング業務を除く。）ならびにプライベート・バンクの商業貸出業務（リテール貸出／消費者金融や、ウェルス・マネジメント業務における貸出に係る業務を除く。）のすべてに適用される。レピュテーション・リスク・フレームワークは、全世界ですべての事業部門と商品に適用される。レピュテーション・リスクの性質は複雑で、しばしば議論的となるため、リスクに基づく客観的な個別の意思決定がなされるよう、レピュテーション・リスクに関する事項はケースバイケースで評価される必要がある。例えば、顧客または取引／商品に関連する懸念事項で、取引または商品に関して不利なメディアまたは他のステークホルダーからの批判があった場合等が挙げられる。すべての要件は、規制や法的期待に反しない限り有効であることに留意することが重要である。

影響、リスクおよび機会の管理、評価指標ならびに目標

## 方針

### ESRS E1、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行の環境・社会デューデリジェンス要件は、サステナビリティ戦略実施方針とレピュテーション・リスク・フレームワーク、補足的な裏付文書、重要性がある環境および社会的リスクを特定および軽減するためのセクター別ガイドラインに組み込まれている。チーフ・サステナビリティ・オフィサーが責任を負うサステナビリティ戦略実施方針の策定は、チーフ・サステナビリティ・オフィスが主導する。方針の実施責任は、チーフ・サステナビリティ・オフィスの環境・社会デューデリジェンス機能や業務チームを含む様々な関係者にある。レピュテーション・リスクフレームワークは、オペレーショナル・リスク管理のリーダーが責任を負い、レピュテーション・リスク・チームが管理する。

### 環境・社会デューデリジェンス・フレームワーク

ドイツ銀行の環境・社会デューデリジェンス・フレームワークは、リスクの特定および評価、意思決定ならびに取引後の監視の役割および責任を定義し、環境・社会デューデリジェンス要件について定めている。このフレームワークは、従業員が取引や顧客をチーフ・サステナビリティ・オフィスの環境・社会デューデリジェンス機能に付託する際の指針を提供する。

ドイツ銀行の環境・社会デューデリジェンスに対するアプローチは、フレームワークとセクター別ガイドラインに示されているとおり、以下の国際基準と原則に沿ったものである。

- 国連グローバル・コンパクト
- 金融セクターに適用される、OECDの責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則
- 国際金融公社のパフォーマンス・スタンダード
- エクエーター（赤道）原則

### 強化されたデューデリジェンス要件に関する主要方針と最低基準

当行が、環境や社会へのマイナスの影響やそれに関連するレピュテーション・リスクの可能性が本質的に高いと判断したセクターや活動については、強化された環境・社会デューデリジェンス要件が設けられている。当行は、セクターの範囲や関連するデューデリジェンス要件を、年に1回または事象発生のたびに見直している。また当行は、一般的なセクター関連の環境および社会的基準や業界のベスト・プラクティスを観察し、環境的問題や社会的問題について理解を深め、必要であればアプローチを調整している。当行は、下表で説明されているとおり、各セクターに対するデューデリジェンスについて一定の方針と最低基準を策定している。ドイツ銀行は、セクター横断的な問題および／または下表に記載されているセクターを含む取引について、より強化された環境・社会デューデリジェンスを適用している。下表に記載されているセクター横断的な原則やセクター固有の原則に加え、ドイツ銀行の強化された環境・社会デューデリジェンス・プロセスには、環境および社会に関する既存法規制の遵守状況や、環境的問題および社会的問題の管理に十分である堅牢なガバナンス体制や能力が存在するかどうか等のレビューも含まれているが、これらに限定されない。

環境や社会に関する事項について顧客から苦情が寄せられた場合は、本サステナビリティ・ステートメント内の「顧客中心主義」の章にある「顧客苦情管理」の節に記載のプロセスが適用され、苦情への対処に適した環境・社会デューデリジェンス・プロセスの実施が検討される。

[次へ](#)

環境・社会デューデリジェンス要件に関する主要方針と最低基準（注1）

分野	規制または法的期待に反しない限り、環境的および/または社会的原則が適用される
セクター横断	
人権	児童労働や強制労働等、適切な緩和策を講じることなく、重要性がある不利な影響を人権に与えているという実証的証拠がある事業活動には関与しない
森林伐採	熱帯原生林の伐採に直結するプロジェクトや活動に対して資金提供を行わない
世界遺産	世界遺産内または世界遺産に近接した場所での活動に対して資金提供を行わない（ただし、その活動が世界遺産の顕著な普遍的価値に不利な影響を及ぼさない旨、各国政府とユネスコが合意した場合はこの限りではない）
セクター別	
農産物および森林	<p>原生林の伐採、違法伐採、非管理および/または違法な火の使用を伴うプロジェクトや活動に対して資金提供を行わない</p> <p>高い保護価値（HCV）を有する土地を新たな植林地や泥炭地に転換するプロジェクトや活動に対して資金提供を行わない</p> <p>持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）加盟とRSPO認証取得の義務化、またはパーム油に関連する顧客向けのRSPO認証取得に関する期限付き実施計画</p> <p>森林破壊なし、泥炭なし、搾取なし基準への公的コミットメントを含む、生産者と一次加工業者のためのES管理スキームだけでなく、会員資格と業界関連認証に関する期待</p>
漁業および海洋養殖	<p>定められた漁獲制限の重大な違反や、既存の法規制の不遵守が繰り返し確認される顧客には、金融サービスを提供しない</p> <p>無許可の活動、または国内規制を最低限遵守していない活動に関与している企業には、資金提供や金融サービスを提供しない（例えば、国内の養殖指定区域（AZA）外、または複数の用途が認められていない法的保護区域での海洋養殖、国内規制に違反する無許可の操業や外来種の養殖、国内または適用される国際規制基準への不遵守につながる禁止化学物質、抗菌剤、または農薬の使用）</p> <p>漁業認証に関する期待事項、水産養殖管理協議会認証取得のための期限付き実施計画の最低要件</p>
海運および海洋インフラ	<p>環境的/社会的保護または改善（洪水対策等）のために実施される活動を除き、脆弱な海洋環境/重要生息地（生きたサンゴ礁、マングローブ、海草藻場等）およびラムサール条約登録地に影響を与える海洋浚渫に対して資金提供を行わない</p> <p>国際自然保護連合（IUCN）のタイプIに分類される指定保護区、ラムサール条約登録地、ユネスコ生物圏保護区、および重要な特定生物多様性地域における沿岸および海洋の観光開発に対して資金提供を行わない</p> <p>国連およびその専門機関、国際海事機関（IMO）、国際労働機関（ILO）が定める該当するES条約の遵守を確保するための契約条項、認証および/または外国船舶監督の要件</p>
金属および採鉱	<p>深海採掘プロジェクトへの直接的な資金提供は行わない</p> <p>ESデューデリジェンス要件の強化、結果に基づく排除の可能性</p>
原油およびガス	<p>オイルサンドの探査、生産、輸送、加工に関わる新規プロジェクトへの直接的な資金提供は行わない</p> <p>北極圏（7月の10等温線境界線で区切られた地域）での新規石油・ガスプロジェクトへの直接的な資金提供は行わない</p> <p>「極めて深刻な」水ストレスを抱える国における石油・ガス水圧破砕プロジェクトへの直接的な資金提供は行わない</p> <p>ESデューデリジェンス要件の強化、結果に基づく排除の可能性</p>

石炭火力発電および石炭採掘	既存の石炭火力発電所の新たな大規模拡張、石炭採掘プロジェクトまたは関連インフラに対する資金提供は行わない 山頂除去採掘に対する資金提供の排除措置 2023年5月現在有効な方針の適用範囲には、( )火力発電用石炭の収益依存度が30%以上、( )火力発電用石炭の年間絶対生産量が10メガトン以上、または( )火力炭発電容量が10ギガワット以上の会社が含まれる 方針の適用対象の企業に対して、OECD加盟国では2030年までに、非OECD加盟国では2040年までに石炭火力発電を段階的に廃止する等、信頼できる多角化計画がない場合は資金提供を行わない
水力発電	ESデューデリジェンス要件の強化、結果に基づく排除の可能性
原子力発電	ESデューデリジェンス要件の強化、結果に基づく排除の可能性、特定の法域に対する排除
デジタル資産および暗号通貨	ESデューデリジェンス要件の強化、結果に基づく排除の可能性、特定の法域に対する排除
タバコ	電子タバコと大麻に焦点を当てたデューデリジェンス要件の強化
防衛兵器 / 非人道的兵器	デューデリジェンス要件の強化(ただし、非人道的兵器、紛争国、民間軍事警備会社、民間用自動銃および半自動銃、完全自律型兵器システム等は排除)
風俗	デューデリジェンス要件の強化、売春および/またはポルノに属する、または直接関連する相手先との取引関係の排除
賭博	デューデリジェンス要件の強化、ギャンブルが禁止されている市場に対するエクスポージャーを有するオンライン・ギャンブルのB2C事業者の排除

(注1) 環境・社会デューデリジェンス要件の詳細は、サステナビリティ戦略実施方針、補足的な裏付文書およびセクター別ガイドラインに組み込まれているが、電子タバコおよび大麻、防衛、風俗ならびに賭博については、関連するレピュテーション・リスク文書に記載されている。

[次へ](#)

## セクター別ガイドライン

当行は、強化されたデューデリジェンスが求められるセクターに関する主要方針を、以下のセクター別ガイドラインを用いて運用している。

- 金属および採鉱
- 原油およびガス
- 火力発電用石炭（火力発電用石炭の採掘および石炭火力発電を含む）
- 原子力発電
- 水力発電
- 農産物および森林
- 漁業および海洋養殖
- 海運および海洋インフラ
- デジタル資産および暗号通貨
- エクエーター（赤道）原則が適用される取引（インフラ・プロジェクト等）
- 炭素集約度が高い活動、影響を受けやすい地域や保護地域に影響を与える活動、森林破壊を引き起こす活動および/または人権侵害の可能性のある活動

## ガイドラインの更新

ドイツ銀行の火力発電用石炭に関するガイドラインは2023年度に最後に更新され、様々なセクターにおける当行のネットゼロ・コミットメントとともに、火力発電用石炭に関する当行の期待値が引き続き厳格化されていることを改めて表明し、その内容が拡充された。

2023年度に更新されたガイドラインで表明したコミットメントは引き続き有効である。当行は、対象となる企業に対して、資金提供の条件として信頼できる移行計画の提出を求めている。既存顧客は2025年までに当該計画を提出するよう求められており、新規顧客は融資関係に入る前に提出しなければならない。

2024年度から2025年度にかけて、当行はこのガイドラインの対象顧客について詳細なレビューを実施した。2025年度に設定された中間目標は、重要なチェックポイントであった。この日までに既存の顧客は、それぞれ2030年（OECD加盟国）または2040年（非OECD加盟国）までに石炭を段階的に廃止するための信頼できる計画を示す移行計画を提出することが求められていた。

同時に、各国の気候変動政策とエネルギー転換のコミットメントは、2023年度の当行による当初の予想とは異なるスピードで、地域ごとに進化し続けた。こうした動向や進展を考慮し、当行は、石炭からの脱却に向けた明確かつ継続的な進展が認められる場合に限り、ごく限られた顧客に対して、期限付きの条件付き資金提供を検討する可能性がある。

今後、ドイツ銀行は、ガイドラインの対象範囲内にある顧客との関係性を評価しながら、重点的に進めていく。継続的な支援は、特にサステナブル・ファイナンスとトランジション・ファイナンスの活動を直接支援する資金提供に重点を置くものとする。これにより、ドイツ銀行は、石炭関連の事業拡大を支援しないためのセーフガードを維持しつつ、信頼できる脱炭素化への取組みを促進することができる。当行は、今後も顧客の進捗状況を注意深く監視し、世界レベルおよび国レベルで気候変動に関するコミットメントが進化し続ける中、必要に応じてアプローチを適応させていく。2023年度の火力発電用石炭に関するガイドラインの更新に先立ち、当行は2020年度に、2025年度までに石炭採掘に対する資金提供を段階的に廃止すると発表した。当行は2023年度に、2020年度から適用されたガイドラインの対象となるエクスポージャーが2023年度にはすでに重要性がないレベルに達したと述べているため、これ以上の更新情報は提供されない。

2025年度に、ドイツ銀行はデジタル資産と暗号通貨に関連する活動のためのセクター別ガイドラインを導入した。このガイドラインは、エネルギー使用と気候への影響、運用上のガバナンス、暗号資産サービスや暗号の重要な使用を伴うプロジェクト（データセンター等）で活動する顧客に期待される透明性のある開示に焦点を当てている。このガイドラインは進化する市場の枠組みに沿ったものであり、信頼できる炭素会計と公的報告への業界のコミットメントを促すものである。

通常より高い固有の社会的リスクやガバナンス・リスクを伴う業界であるとみなされているタバコ産業（特に、電子タバコ製造や大麻生産が中心の産業）や、防衛業界、賭博業界および風俗業界については、補完的な内部規定が設けられている。これらは、現在のところ、環境・社会デューデリジェンス・プロセスの対象ではないが、レピュテーション・リスク・フレームワークの対象になっている。

2025年度において、防衛に関する協議は引き続き、サプライ・チェーンの信頼性や資金調達へのアクセスに焦点が当てられ、欧州委員会やドイツの政治家との対話も行われた。地域情勢の不安定化が続く中、非政府組織は、金融機関と防衛セクターとの関係や既存の紛争が防衛セクターにもたらすエクスポージャーに焦点を当て、活動を活発化させた。賭博については、2025年度においては、責任ある賭博やデイリー・ファンタジー・スポーツおよび予測市場をめぐる課題に焦点が当てられた。これらの議論は、ドイツ銀行の方針と指針が目的に合致し、適切であり続けることを保証するものである。

## 研修および能力向上

## ESRS 2 MDR-A

当行の枠組み、方針、ガイドラインを効果的に実施するために、従業員の意識と取組みを強化することを目的とした研修を実施している。この研修は、従業員が環境的および社会的なリスクおよび機会を特定し、環境・社会デューデリジェンス機能またはレピュテーション・リスク・チームに取引を適切にエスカレーションできるようにするためのものである。2025年度において、関連する業務チームに属する1,030名（2024年度：102名）の従業員が研修を受講した。研修を受講した従業員数の急増は、特定された実務上の課題を解消し、更新された社内の実施プロセスを反映するために、研修の対象となる従業員数を拡大したことを反映している。

2025年度においても、当行は、防衛や賭博をめぐるレピュテーション・リスクに対する認識を強化するため、インベストメント・バンクとコーポレート・バンクの顧客対応チームおよび業務チームを対象としたレピュテーション・リスク研修の展開等、管理部門やフロントオフィス・チームに対する啓発セッションや研修を継続した。

環境・社会デューデリジェンス機能は、スペシャリストで構成される専門チームで、フランクフルト、ロンドン、シンガポール、ムンバイ、ワシントンに拠点を置いている。

## 環境・社会デューデリジェンスのレビュー活動

## ESRS 2 MDR-A

当行の環境・社会デューデリジェンス・プロセスには以下のものが含まれる。

- 環境・社会に関する取引および顧客レビュー
- 対象となるプロジェクト関連の資金提供に関するエクエーター原則プロセス（エクエーター（赤道）原則の実施）
- レピュテーション・リスク・フレームワークに基づくエスカレーション（レピュテーション・リスク・レビュー）

これらのプロセスについて、ドイツ銀行は、トピックの管理に関連する測定指標を報告し、期限付きの単一目標を設定していない。当行の取引レビューのデータは、当行の方針の実行と有効性を示すために、本ステートメントに含まれている。

## 環境・社会に関する取引レビュー

## ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M

チーフ・サステナビリティ・オフィスの環境・社会デューデリジェンス機能は、その責任の一環として、当行の環境・社会デューデリジェンス要件やサステナブル・ファイナンス基準に沿って取引や顧客をレビューしている。環境・社会デューデリジェンスについて、2025年度に開始されたレビューの件数は、2024年度と比較して約34%減少した。主に、産業およびインフラ、農産物および森林のセクターに関連する取引で減少が見られた。レビューされた取引件数の減少は主に、ドイツ銀行のデューデリジェンスに対するアプローチの強化を反映している。特にトレード関連のレビューにおいては、環境・社会デューデリジェンスの基準をより効率的に組み込むために、プロセスが改良された。例えば、環境的および社会的リスク要因の変動が少なく、定期的に生じる同質のトレード・パターンを示す顧客に対しては、当行の環境・社会デューデリジェンス要件に沿ってより標準化された評価を実施することで、同様の取引のレビュー回数を削減している。

当行は現在、総レビュー比率の算出方法を再検討している。当該比率は2025年度末までに確定しないため、2025年度の総レビュー比率および前年度の比較数値は報告の対象から除外している。

サステナビリティ戦略実施方針およびセクター別ガイドラインに記載されている環境・社会デューデリジェンス要件に基づきレビューされた取引および顧客（注1）

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
セクター別取引件数および顧客数		
金属および採鉱	169	180
原油およびガス	92	90
産業およびインフラ（注2）	71	266
農産物および森林	144	244
公共インフラ	90	104
化学産業	11	10
その他（注3）	37	31
開始されたレビュー件数合計	614	925
最終判断が下された取引件数および顧客数	511	817
うち、承認されたもの	494	794
うち、否認されたもの	10	15
うち、関連委員会に判断が付託されたもの	7	8

うち、承認されたもの	7	8
うち、否認されたもの	-	-

(注1) この表には、「エクエーター（赤道）原則に基づいて評価された取引」の表の数値も含まれている。「エクエーター（赤道）原則の実施」の項を参照のこと。

(注2) 例えばエンジニアリングや機器製造業等、機密性の高いセクターと関連のある企業が含まれる。

(注3) 炭素集約度が高い、または人権侵害の可能性があるセクターが含まれる。例えば、消費財、輸送、インフラ、テクノロジー、商品取引、ヘルスケア等、サプライ・チェーンにおける機密性の高いセクターに対するエクスポージャーを有するセクターが挙げられる。

## エクエーター（赤道）原則の実施

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M

ドイツ銀行は2020年7月以降、当行が署名したエクエーター（赤道）原則のアクティブ・メンバーを継続している。エクエーター（赤道）原則は、プロジェクト関連ファイナンスに伴う環境のおよび社会的なリスクの判定、評価および管理に役立つ、国際的に認められたベンチマークである。

エクエーター（赤道）原則に対する署名者として、当行は、当該原則に定められている、リスクの特定、評価、管理および報告に関する要件を、適用対象であるプロジェクト関連ファイナンス取引に適用している。ドイツ銀行の環境・社会デューデリジェンス要件に従い、当行の事業部門には、環境のおよび社会的なリスクの特定、取引がエクエーター（赤道）原則の適用対象となるかどうかの判定、デューデリジェンスに必要な文書の収集を最初に行う責任がある。各事業部門を支援するため、エクエーター（赤道）原則に沿った対応の実施に関する内部的なガイダンスや研修を策定しており、これらを介して、プロジェクトのカテゴリー（A、BまたはC）、デューデリジェンス、およびチーフ・サステナビリティ・オフィスの環境・社会デューデリジェンス機能への付託に関するガイダンスを明示している。当該機能には、各事業部門が環境の問題および社会的問題や関連リスクを評価できるよう支援する責任がある。当該機能は、エクエーター（赤道）原則に従い、適格プロジェクトを対象に、デューデリジェンス段階と監視段階においてプロジェクト関連文書の内部レビューを実施するが、より高リスクなプロジェクトについては、外部の独立コンサルタントにレビューを依頼する。デューデリジェンス・プロセスおよび取引開始後の監視には、重大な問題に関する顧客との協議および是正措置の追跡が含まれる。プロジェクトに関連する環境的または社会的リスクが、中程度のまたは重要性があるレピュテーション・リスクにつながるものと考えられる場合には、取引は「レピュテーション・リスク・フレームワーク」の項で説明されているエスカレーション・プロセスに従う。

ドイツ銀行は、エクエーター（赤道）原則の発展や今後の進化に貢献するため、生物多様性、海洋資産、適用範囲およびガバナンスといった事項に焦点を当てた、様々なエクエーター（赤道）原則作業グループに参加している。

エクエーター（赤道）原則への署名者として、ドイツ銀行は、当該原則に基づき評価し、2025年度中にファイナンス・クローズに至ったプロジェクト関連取引について報告する必要がある。2025年度と2024年度に関するこの情報は、下表に含まれている。

## エクエーター（赤道）原則に基づき評価された取引（注1）

2025年12月31日現在

	プロジェクト・ファイナンス・アドバイザー・サービス							
	プロジェクト・ファイナンス カテゴリー 該当なし	プロジェクト・ファイナンス カテゴリー A	プロジェクト・ファイナンス カテゴリー B	プロジェクト・ファイナンス カテゴリー C	プロジェクト関連の法人向け貸出 カテゴリー A	プロジェクト関連の法人向け貸出 カテゴリー B	プロジェクト関連の法人向け貸出 カテゴリー C	
セクター								
採鉱	N/A	-	-	-	-	-	-	-
インフラ	N/A	2	4	2	3	1	-	
原油およびガス	N/A	2	1	-	1	-	-	
発電	N/A	3	9	1	1	-	-	
その他	N/A	-	-	-	-	3	-	
地域								
米州	N/A	2	6	3	1	2	-	
欧州、中東および アフリカ	N/A	5	5	-	4	2	-	
アジア太平洋	N/A	-	3	-	-	-	-	
国指定								
指定国	N/A	5	13	3	-	2	-	
非指定国	N/A	2	1	-	5	2	-	

独立したレビュー

あり	N/A	7	9	-	5	3	-
なし	N/A	-	5	3	-	1	-
合計	N/A	7	14	3	5	4	-

N/A - 該当なし

(注1) 上表の数値は、「サステナビリティ戦略実施方針およびセクター別ガイドラインに記載されている環境・社会デューデリジェンス要件に基づきレビューされた取引および顧客」の表にも含まれる可能性がある。「環境・社会デューデリジェンス・フレームワーク」の節を参照のこと。エクエーター（赤道）原則は、金融商品、取引量、場合によってはさらなる適格基準を満たすかどうかに応じて、限られた取引にのみ適用される。適格な取引は、ファイナンス・クローズに至った場合に報告される。プロジェクトのカテゴリーは、国際金融公社（IFC）の環境・社会の分類プロセスに従う。カテゴリーA：潜在的な環境的および社会的リスクが重大かつ不利、ならびに／または影響が多様で不可逆的、もしくは前例のないプロジェクト。カテゴリーB：潜在的な環境的および社会的リスクが限定的かつ不利、ならびに／または影響の数が少なく、一般的にサイト固有で、大部分が可逆的であり、軽減措置によって容易に対応可能なプロジェクト。カテゴリーC：環境的および社会的リスクならびに／または影響が最小限もしくは全くないプロジェクト。

2024年12月31日現在

	プロジェクト・ファイナンス・アドバイザー・サービス	プロジェクト・ファイナンス			プロジェクト関連の法人向け貸出		
		カテゴリー 該当なし	カテゴリー A	カテゴリー B	カテゴリー C	カテゴリー A	カテゴリー B
<b>セクター</b>							
採鉱	N/A	1	-	-	-	-	-
インフラ	N/A	-	1	5	1	1	4
原油およびガス	N/A	1	2	-	-	-	-
発電	N/A	1	3	2	-	-	3
その他	N/A	-	-	2	-	2	-
<b>地域</b>							
米州	N/A	1	2	4	-	-	1
欧州、中東および アフリカ	N/A	1	1	4	1	3	6
アジア太平洋	N/A	1	3	1	-	-	-
<b>国指定</b>							
指定国	N/A	3	6	9	-	2	1
非指定国	N/A	-	-	-	1	1	6
<b>独立したレビュー</b>							
あり	N/A	3	5	2	1	-	-
なし	N/A	-	1	7	-	3	7
合計	N/A	3	6	9	1	3	7

N/A - 該当なし

エクエーター（赤道）原則への署名者として、ドイツ銀行は、エクエーター（赤道）原則IVの付属書Bに定められている開示条件に沿った報告によりプロジェクト名を開示する必要もある。この情報は下表に含まれている。

エクエーター（赤道）原則の適用対象取引であって、顧客が情報開示に同意している取引に関する詳細

番号	プロジェクト名（ローン契約書に記載されている / 公開されている名称）	セクター	ホスト国の名称 / プロジェクトの実施場所	ファイナンス・クローズに至った 暦年度
<b>プロジェクト・ファイナンス</b>				
1	Baltica 2	発電	ポーランド	2025年度
2	Supernode BESS (Stages 1 and 2)	発電	オーストラリア	2025年度
3	Antalya Airport Expansion Project	インフラ	トルコ	2025年度
4	Project Elephant	インフラ	タイ	2025年度
5	Antalya-Alanya Motorway Project	インフラ	トルコ	2025年度
6	Blind Creek Solar Farm and Battery Energy Storage System	発電	オーストラリア	2025年度
7	Project HyNet	インフラ	英国	2025年度

レピュテーション・リスク・レビュー

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

環境的問題および社会的問題が風評に影響する可能性がある場合は、レピュテーション・リスク・フレームワークのもと、意思決定のための専門委員会および/またはフォーラムにエスカレーションされる。当行のレピュテーション・リスク・フレームワークは、レピュテーション・リスクが生じ得る事項について事前判断する際にドイツ銀行が従うべきプロセスを明示する方法により、当行の評判の低下を防止することを目的とするものである。このフレームワークは、レピュテーション・リスクの特定、評価および管理に関する一貫した基準を定めている。レピュテーション・リスク・フレームワークは、環境および社会にマイナスの影響をもたらす得る事項や、防衛業界または賭博業界に関する事項等、特定の事項については、特定分野の専門家によるレビューが必要であると規定している。

すべての従業員には、部門別レピュテーション・リスク評価プロセス（部門別RRAP）により潜在的なレピュテーション・リスクを特定し、報告する責任がある。部門別RRAPを通じて、国別管理部門、主要管理部門、他の二次的な特定分野の専門家等、関連ステークホルダーに相談し、情報提供を求める。部門別RRAPの主導者は、該当業務部門の上級管理者で、当該プロセスは、中程度以上のレピュテーション・リスクをもたらすとされるすべての事項に適用される。

任意の事項が、重要性があるレピュテーション・リスクをもたらすものと考えられる場合、および/または当行が設けている要付託事項基準のいずれか一つを満たしている場合、当該事項については、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会に付託して追加レビューを依頼する。例外的な状況においては、当該事項はグループ・レピュテーション・リスク委員会に付託される。例外的な状況は、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会が任意の事項を否認し、該当業務部門がこれを不服とする場合や、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会が、3分の2の多数決により当該事項について判断できなかった場合等が相当する。

レピュテーション・リスク・フレームワークを介して評価された事項

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
レビューされた（レビュー結果に応じて最終判断が下された）事項の数		
部門別レピュテーション・リスク評価プロセスによる評価のみ	92	72
うち、環境および社会に関する問題	2	4
うち、賭博に関する問題	1	2
うち、防衛に関する問題	6	4
リージョナル・レピュテーション・リスク委員会	24	25
うち、環境および社会に関する問題	4	2
うち、賭博に関する問題	1	3
うち、防衛に関する問題	-	1
グループ・レピュテーション・リスク委員会またはより上位の機関	1	4
うち、環境および社会に関する問題	-	1
うち、賭博に関する問題	-	-
うち、防衛に関する問題	-	1
合計	117	101
うち、環境および社会に関する問題	6	7
うち、賭博に関する問題	2	5
うち、防衛に関する問題	6	6

## 環境トピックに関する情報

### サステナブル・ファイナンス

「サステナブル・ファイナンス」というトピックは、主に気候変動に関連する機会に焦点を当てているため、「環境トピックに関する情報」のセクションで取り上げている。とはいえ、このテーマは、社会的側面だけでなく、その他の環境問題に関連する機会も取り上げている。このテーマは当行内のどの組織においても重要な要素であるため、この章には、横断的基準であるESRS 2と関係のある重要性がある開示事項がすべて含まれている。

### ガバナンス

## ESRS 2 GOV-2

ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスに関するガバナンス構造は、より広範なサステナビリティ・ガバナンスに組み込まれており、組織のあらゆるレベルにおいて明確な監督と説明責任を確保している。ドイツ銀行は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー直属のチーフ・サステナビリティ・オフィスを設置している。この機能は、サステナビリティ推進を一元的に行い、ドイツ銀行内における当該推進の一貫性を確保している。グループ・サステナビリティ委員会は、サステナブル・ファイナンスを事業戦略、リスク管理および商品開発に統合することを監督しており、取締役会と監査役会の双方が関与するエスカレーションと監督メカニズムを備えている。当行の事業セグメントと管理部門には、サステナビリティ戦略の部門レベルでの実施を推進する、サステナブル・ファイナンスの専門家から成る専任チームが設置され、サステナブル・ファイナンスのトピックを日常業務に組み込み、新たな機会やリスクに迅速に対応できるようにしている。当行全体のサステナビリティ・ガバナンスの詳細については、本報告書の「サステナビリティ・ガバナンス」の章を参照のこと。

## 戦略

## ESRS 2 SBM-3、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-T

サステナブル・ファイナンスは、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略の4つの柱の一つであり、この分野におけるグローバル市場のリーダーを目指すという当行の意欲を反映している。ドイツ銀行は、サステナブルな商品およびサービスに対する顧客や投資家の嗜好の変化に対応することにより、新たな業務を生み出し、長期的な価値を創造することを目指している。当行のこのアプローチには、顧客のニーズを理解すること、気候関連商品を開発すること、支援組織の体制を確立すること、アーリー・サクセス指標を定めること等が含まれている。ドイツ銀行はこうした取組みを通じて、戦略と財務の双方に関する専門知識を活用し、世界中の顧客と脱炭素化への道筋を支える戦略的パートナーシップを構築している。当行は、気候変動への適応および低炭素ビジネス・モデルへの投資を促進し、資金を動員することにより、環境と社会にプラスの影響をもたらすことを目指している。

サステナビリティ戦略のこの柱の中心は、ドイツ銀行が意欲的なサステナブル・ファイナンスの目標に取り組むことである。当行は、2020年1月から2025年度末までの（アセット・マネジメント（DWS）の実績を除いた）累計で5,000億ユーロのサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高を達成することを目指していた。ドイツ銀行は2025年度末までに4,710億ユーロ（アセット・マネジメント（DWS）を除く。）を達成し、増分取引高は2024年度の930億ユーロに対し、2025年度は980億ユーロとなった。当初の目標は2025年度末までに達成されなかったが、ドイツ銀行は顧客にサステナブル・ファイナンスおよびESG投資のソリューションを提供することに引き続きコミットしており、2026年度上半期には5,000億ユーロを突破する見込みである。当初の目標達成に向けた進捗は、金利上昇、規制の動向および政策環境の変化等、この期間中のいくつかの要因による影響を受けた。

経済の移行をさらに加速させるため、またグローバル・ハウスバンクを拡大する戦略に沿って、ドイツ銀行は目標を更新し、2030年度末までにサステナブル・ファイナンス、ESG投資およびトランジション・ファイナンスに9,000億ユーロを動員することを目指している。この数値には、2020年1月から2025年度末までに既に達成されたサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の4,710億ユーロが含まれている。この目標の引上げは、人と地球と繁栄のために持続的な価値を創造する金融ソリューションの提供を通じて顧客の移行と回復力を支援するという当行の継続的な取組みを反映したものである。

新たな目標には、サステナブル・ファイナンス（純粋に環境的または社会的に持続可能な活動や企業への資金提供）と、トランジション・ファイナンス（ネットゼロ排出量への確実な道筋が必要とされる活動への資金提供、およびサステナビリティ・リンク・ソリューションへの資金提供）が含まれる。ドイツ銀行は、この目標の引上げに伴い、2025年度以降もその進捗状況について透明性のある報告を続ける予定であり、新たに導入されたトランジション・ファイナンス・フレームワークも活用していく。

## 影響、リスクおよび機会の管理

当行全体の影響、リスクおよび機会（IRO）は、ダブル・マテリアリティ評価を通じて特定され、評価される。この詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「ダブル・マテリアリティ評価」の章に記載されている。以下の表は、下流の顧客関連活動に関連する気候変動によるプラスの影響と機会、ならびにそれに関連する時間軸、方針、対応、評価指標および目標をまとめたものである。

[次へ](#)

トピック：気候変動

サブトピック	バリュー・チェーン	時間軸	IROの種類	IROの説明	方針	対応	評価指標および目標
気候変動への適応	下流	中期（CB、IB、AM）	プラスの影響	ティア1の顧客に対し、気候変動の物理的影響および/または移行関連の影響への適応に向けた取組みを支援する商品およびサービスを提供する。	サステナブル・ファイナンス・フレームワーク ESG投資フレームワーク	顧客との対話 サステナブル・ファイナンス分類プロセス 研修および認知度向上	サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の取引高および進展（DWSを除く。） サステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づき評価された取引 AM：サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）および欧州証券市場監督機構（ESMA）規則に基づく運用資産額 AM：議決権代理行使およびエンゲージメント
		長期（CB、IB）		重大な物理的リスクおよび/または気候変動の移行リスクにさらされているティア1の顧客と連携する。			
短期（CB、IB、FIC） 中期（AM、CB、PB）	ティア1の顧客に対し、以下を目的とした商品およびサービスを提供する。 - ビジネス・モデルの脱炭素化およびカーボン・フットプリントの削減に向けた顧客の取組みの支援 - 顧客の投資ポートフォリオの脱炭素化の支援 ティア1顧客との積極的な連携を通じて、カーボン・フットプリントの削減に向けた顧客の取組みを支援する。						
中期（CB、PB）	ティア1の顧客に対し、エネルギー消費量の削減および/またはエネルギー効率の向上、ならびに再生可能エネルギーの活用を支援する商品およびサービスを提供する。						
エネルギー		中期（CB、PB）					
気候変動への適応		中期（CB） 中期（CB、IB、FIC、PB） 長期（AM）	機会	気候変動への適応に関するソート・リーダーシップを通じて、ブランドの評判と競争上の優位性を高める。 気候変動の物理的影響および/または移行関連の影響への適応に向けた取組みを支援する金融商品およびサービスに対する顧客の需要に対応することにより、収益を増加させる。			
気候変動の軽減		短期（CB、IB、FIC） 中期（PB） 長期（AM）		炭素排出量の抑制を支援する金融商品およびサービスに対する顧客の需要に対応することにより、収益を増加させる。			
エネルギー		短期（CB、IB、FIC） 中期（PB）		再生可能エネルギーへの転換の促進およびエネルギー効率の向上を支援する金融商品およびサービスに対する顧客の需要に対応することにより、収益を増加させる。			

[次へ](#)

## 方針

## ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークには、ドイツ銀行が行う取引や、提供する特定の金融商品およびサービスをサステナブルなものとして分類することに関する方法や手順が定められている。当該フレームワークには、当該分類のロジック、適格性に関するパラメータや基準、適用される環境社会デューデリジェンス要件、検証や監視のプロセス、固有のトピックに関する追加情報が明記されている。当該フレームワークは、フレームワーク内に別段の定めがない限り、ドイツ銀行グループにグローバルに適用される。当該フレームワークの活用には、目標設定、意思決定、遵守強制およびステークホルダーからの信頼が不可欠である。

ESG投資フレームワークは、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標に関する状況において各投資をESG投資として報告するために満たすべき基準や行うべき評価のプロセスを定めたもので、当行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークを補完するものである。その目的は、当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標に寄与する金融商品およびマネージド・ポートフォリオを分類するための一貫した方法を確保することである。このフレームワークは、プライベート・バンクの顧客に代わって保有している金融商品や、当行の一任運用ポートフォリオ管理事業に適用される。加えて、このフレームワークは、ドイツ銀行の年金制度管理にも適用される。アセット・マネジメント（DWS）は、独自のサステナビリティ戦略を設けており、環境や社会への配慮に関する固有の方針に従っているため、ドイツ銀行のESG投資フレームワークの対象外となっている。DWSの戦略および具体的な方針の詳細については、本章の「資産運用」の項を参照のこと。プライベート・バンクが、DWSの運用下にあるESG投資フレームワークに従って適格な投資商品を提供する場合、当該商品は、2種類の独立した適格商品となるため、プライベート・バンクとアセット・マネジメント（DWS）双方の運用資産として報告される。

当行は2025年11月に初のトランジション・ファイナンス・フレームワークを導入し、これは2026年1月1日に発効した。トランジション・ファイナンス・フレームワークは、既存のサステナブル・ファイナンス・フレームワークを補完するもので、トランジション・ファイナンスの以下の3つのパラメータを定義している。

- 活動レベル（パラメータ1）：（例えば、再生可能エネルギー生産と比較して）純粋に持続可能とはみなされない活動であるが、温室効果ガス排出量の削減に貢献し、ネットゼロ経済への移行に必要な活動への資金提供。
- 活動レベル（パラメータ2）：信頼できる移行戦略を追求している相手先との一般的な企業目的の取引。
- サステナビリティ・リンク・ソリューション（パラメータ3）：気候関連または温室効果ガス排出量関連の重要評価指標に限定されない、サステナビリティに関する意欲的な業績目標を達成するよう顧客に促す商品。

トランジション・ファイナンス・フレームワークは、ドイツ銀行のガバナンス・プロセスに完全に組み込まれており、ISSコーポレート（ISS-Corporate）によるポジティブなセカンド・パーティ・オピニオンを受け、進化する市場基準との整合性が確認されている。

当行は、サステナビリティ関連のフレームワークの発展とさらなる強化において、体系的かつ協力的なアプローチを採用している。関連する調整は、通常、当行内の主要なステークホルダーとの複数回の反復的な協議を通じて合意され、多様な視点、技術要件および規制の動向が適切に考慮されるようにしている。重要な変更については、グループ・サステナビリティ委員会が最終承認を行う。

承認後、フレームワークは、当行の公式ウェブサイトや、全従業員がアクセスできる専用のマイクロサイト（チーフ・サステナビリティ・オフィスのマイクロサイトを含む。）での公開を通じて、一般および社内に公開される。フレームワークの公開と実施は、通常、影響を受けるステークホルダーが確実に情報を受け取り、関連文書にアクセスできるよう、複数の社内チャンネルを通じて行われる。

## 対応およびリソース

## ESRS 2 MDR-A

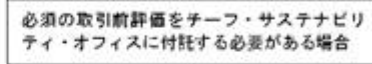
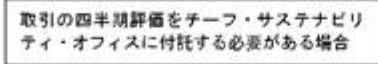
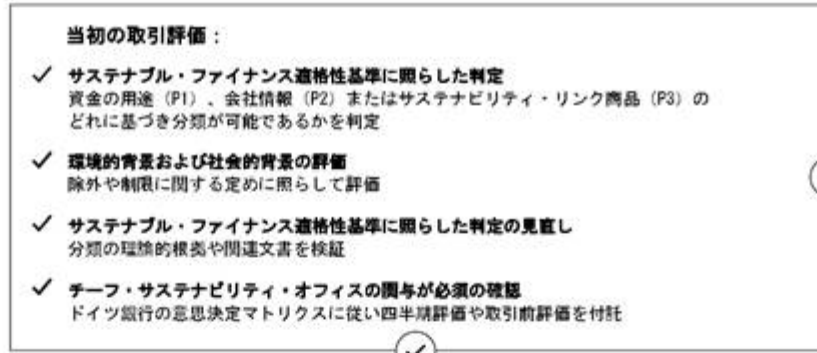
ドイツ銀行は、サステナブル・ファイナンス・フレームワーク、ESG投資フレームワークおよびトランジション・ファイナンス・フレームワークに沿って、気候変動への適応を支援する商品を開発している。ドイツ銀行の商品および対応の詳細については、各事業に対応する章に記載されている。

## サステナブル・ファイナンスの検証プロセス

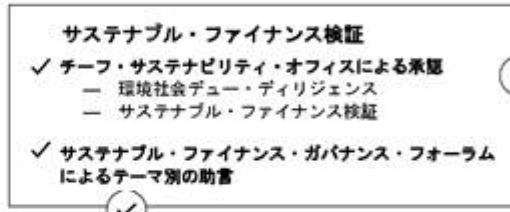
以下の概要図には、サステナブル・ファイナンスの検証プロセスが図示されている。取引は、チーフ・サステナビリティ・オフィスがサステナブル・ファイナンス・フレームワークに沿った取引として分類した場合に限り、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の額を5,000億ユーロにするという当行の目標に係る実績としてカウントされ、ファイナンス部門がそのように報告する。

## サステナブル・ファイナンス分類プロセス（注1）

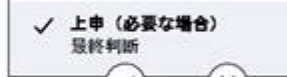
**業務部門**  
フロント・オフィスおよび  
事業レビュー（2人による  
確認の原則）



**チーフ・サステナビリティ・オフィス（3人による確認の原則）** (注2)

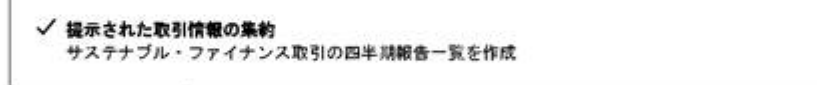


業務部門が上申

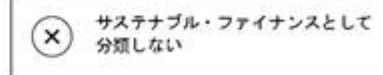
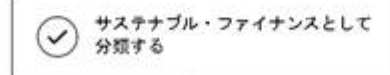


**グループ・レピュテーション・リスク委員会** (注3)  
**チーフ・サステナビリティ・オフィサー** (注4)  
および/または **CB、IB**  
および **ESG 担当の CFO** (注6)

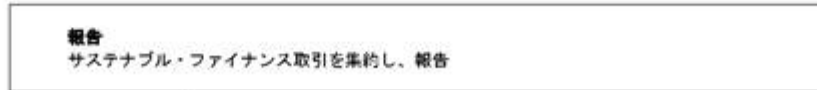
**ファイナンス部門**



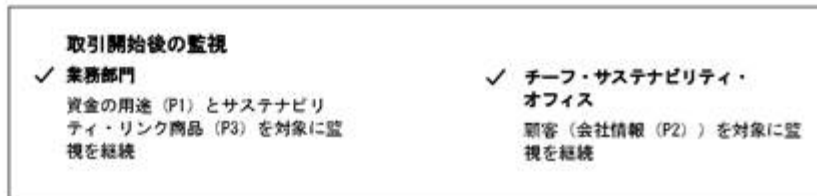
**チーフ・サステナビリティ・オフィス（3人による確認の原則）**



**ファイナンス部門**



**業務部門およびチーフ・サステナビリティ・オフィス**



- (注1) 標準的なサステナブル・ファイナンス分類プロセスとは異なる場合がある。  
(注2) 特定の業務に関して、選定されたサードパーティがサステナビリティ基準に準拠していることを確認した場合は、3人による確認の原則に従う必要はない。  
(注3) 環境・社会デューデリジェンスに関する最終決定権は、グループ・レピュテーション・リスク委員会にある。  
(注4) サステナブル・ファイナンスの分類に関する最終決定権は、チーフ・サステナビリティ・オフィサーにある。  
(注5) サステナブル・ファイナンス取引高に関する最終決定権は、CB、IBおよびESG担当のCFOにある。

フレームワークに照らした検証が、取引ごとおよびプログラムごとに行われている。検証の結果は、統計値の形で下表に表示されている。

#### サステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づき評価された取引

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
最終判断が下された取引件数	1,301	1,219
うち、承認された取引	1,122	1,076
パラメータ1 - 資金の用途	910	765
パラメータ2 - 会社情報	104	121
パラメータ3 - サステナビリティ・リンク商品	108	190
うち、否認された取引	179	140
うち、関連委員会に判断が付託された取引	-	3
うち、承認された取引(注1)	-	3
うち、否認された取引	-	-

(注1) 2024年度の承認件数である3件は、企業の数で、個別の取引数ではない。これらの企業は、グループ・サステナビリティ委員会が承認した。

#### 研修および認知度向上

チーフ・サステナビリティ・オフィスは、ESGに関する能力開発と知識の移転を支援するための様々なリソースを提供している。これには、サステナビリティに関連する知識の中心的な保管場所として機能するグローバルの「サステナビリティ・ハブ」が含まれる。当行のイントラネットに組み込まれているサステナビリティ・ハブには、当行のサステナビリティ戦略、四半期ごとの進捗状況、関連するガバナンス機関、専用のフレームワークおよびプロセス、ならびに主要なサステナビリティ用語に関する用語集の情報が掲載されている。さらに、分散型の情報ハブ(当行の各部門および機能、チーフ・サステナビリティ・オフィスのサステナブル・ファイナンスおよび環境・社会デューデリジェンス専門チーム)へのリンク、ならびに過去のサステナブル・ファイナンス研修の記録や学習の道筋等の追加の研修機会も提供されており、これらは当行の学習管理システムを通じてアクセスできる。これにより、自主学習を通じて当行のサステナビリティ意欲とプロセスに関する共通理解の浸透を支援している。

ESGリスクに関する知識をさらに強化するため、ESGリスクをカバーする2つのグローバルな必須研修が、全従業員を対象に定期的に展開されている。それらは、18ヶ月のスケジュールで実施される「グリーンウォッシング認識研修」と、24ヶ月のスケジュールで実施される「リスク認識研修」である。どちらの研修もレッドフラッグ・プロセスの対象となっており、直属の部下が30日以内に研修を修了しなかった場合、ライン・マネージャーは報酬に関連するレッドフラッグを受け取る。これらの研修は、新入社員研修にも組み込まれており、全従業員がESGリスクに関する基本的な理解を確実に得られるようにしている。

経営陣レベルにおける十分な知識の確保のため、当行の取締役会においてチーフ・サステナビリティ・オフィサーによる研修時間の枠を毎年設けている。

地域レベルでは、チーフ・サステナビリティ・オフィスが、規制当局の要請を受け、2025年度に特定のESG研修を3回実施した。部門レベルおよび機能レベルでは、全体に提供される内容を基に、特定の対象者向けにより詳細でカスタマイズされた情報を含む、ESGリスクを扱う追加的な研修を提供している。

加えて、各業務部門は、2025年度において、以下のような部門固有のサステナビリティ研修プログラムを設けた。

- コーポレート・バンクは、関連業界全体にわたるセクター固有の詳細説明を実施し、顧客対応のフロントオフィス・チームにおけるサステナビリティ関連の能力を継続的に強化した。研修では、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略、主要な規制動向、当行のサステナビリティ・ガバナンスおよび方針を網羅し、市場と顧客のニーズの変化を反映したテーマ別セッションも実施した。これらの活動により、顧客対応チームはサステナビリティに関する事項について顧客と対話し、顧客の移行プロセスを支援することが可能となった。
- インベストメント・バンクの債券および為替は、年間を通じて従業員に対し、サステナビリティ関連の主要なトピック(環境・社会デューデリジェンス、ネットゼロを含むトランジション・ファイナンスおよび当行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークを含む。)に関する研修を提供した。
- インベストメント・バンクのインベストメント・バンキングおよび資本市場は、年間を通じて従業員に対し、様々なサステナビリティ関連のトピックに関する研修を提供した。それらのトピックには、資本市場およびインベストメント・バン

キングの商品およびサービスにおけるサステナブル・ファイナンス、ネットゼロや移行の道筋を含むトランジション・ファイナンス、気候変動リスクおよび気候変動に関連する規制の動向、環境社会リスクおよび環境・社会デューデリジェンス・プロセスが含まれる。

- さらに、債券および為替とインベストメント・バンキングおよび資本市場は共同で、英国とアイルランドに拠点を置く従業員を対象に、当行のサステナビリティ戦略、実績および当行の包括的なコミットメントに沿った優先事項について説明するナレッジ・シェアリング・セッションを開催した。
- プライベート・バンクは、従業員に対し、サステナビリティ関連のトピックに関する幅広い研修（投資および資金調達のアドバイザリー・サービスに関する特別モジュール、グリーンウォッシングに関する意識向上を目的とした研修を含む。）を提供した。さらに、提供する研修は、ウェルス・マネジメント・ドイツのESGアンバサダー・ネットワーク、新たに導入されたグローバルESG投資アップデート・コール、住宅用不動産のエネルギー効率に優れた改修に焦点を当てたその他の取組み等、対象を絞ったキャンペーンやネットワーク構築の機会によって補完された。
- アセット・マネジメントについては、DWSが、サステナビリティ教育フレームワークを設けている。これは、資産運用業界とDWSの双方に関係する主要なESGトピックに関する、録画版および冊子版の研修教材を用いた全社的教育的フレームワークである。加えてDWSは、環境・社会・ガバナンス・アナリスト認定の付与プラットフォームも設けており、2025年12月31日現在では、399名のDWS従業員が当該認定を取得している。

## 評価指標および目標

ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-T、ESRS E1-4

ドイツ銀行は、2020年度以降、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標を、その戦略的計画に統合している。当行のアプローチは、その粒度、短期集中、透明性や測定可能性が特徴で、各目標は、複数年の計画期間にわたり業務部門別に細分化されている。サステナブル・ファイナンス目標は、当行の業務部門、チーフ・サステナビリティ・オフィスおよびファイナンス部門のステークホルダーとの協働を含む構造的なアプローチを用いて定義された。このプロセスでは、サステナブル・ファイナンス活動の予想される軌道に影響を与える主要な要因として、最新の市場観測と同業他社の慣行を織り込み、目標が当行の戦略的優先事項と、進化する外部動向の双方を確実に反映するようにした。

各目標の達成に向けた進捗は、説明責任を果たすため、四半期および年に1回の頻度で関連ステークホルダーに報告および共有されている。当行の報告は、主業務および副次的業務レベル、影響領域別ならびに顧客別の3次元である。報告内容は、外部の広く一般に認められた基準（特に、国際連合が策定した持続可能な開発目標）と紐付けられている。この綿密な、財務計画、運営および報告のアプローチと、ドイツ銀行が2020年度以降に報告してきたサステナブル・ファイナンス取引高の実績は、当行のサステナブル・ファイナンスに対するコミットメントを裏付けている。

ドイツ銀行が資金提供または支援したサステナブル・ファイナンスに対する貢献の度合いは、資金調達、債券発行、マーケット・メイキングおよび投資、ならびにドイツ銀行年金制度資産の各カテゴリーにおける実績の測定慣行として業界内で確立されている慣行に基づき計算および報告される。報告方法は、組成における当行の役割に応じた表示を用いた方法で、この表示と、ドイツ銀行の貸借対照表に表示されている開示に必ずしも相関はない。資金調達および発行に関する報告は、報告期間中の新規業務と、基準年である2020年度以降の累計に基づき行われる。運用資産に関する報告は、期末現在の運用資産および年金制度資産に係る株式の公正価値に基づき行われる。

コーポレート・バンク、債券および為替やインベストメント・バンキングおよび資本市場を含むインベストメント・バンク、ならびにプライベート・バンクとコーポレートおよびその他の貢献については、下表にまとめられている。個々の業務の進捗に関する詳細は、本章の対応する各節に記載されている。主なハイライトは、ドイツ銀行の、サステナブル・ファイナンス領域に属する様々な部門や商品全般がもたらすグローバルな影響を示すためのものである。

## サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - 業務別の累計取引高

2025年12月31日現在

単位：十億ユーロ（注1）	資金調達	発行	マーケット・メイキング	運用資産（注2）	年金制度資産（注2）	合計
コーポレート・バンク	91	-	-	-	-	91
インベストメント・バンク	98	192	1	-	-	291
債券および為替	85	59	1	-	-	146
インベストメント・バンキングおよび資本市場	13	132	-	-	-	145
プライベート・バンク	17	-	-	62	-	80
コーポレートおよびその他	-	-	-	-	9	9
合計	206	192	1	62	9	471

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）期末現在の株式価値。

2024年12月31日現在

単位：十億ユーロ（注1）	資金調達	発行	マーケット・メイキング	運用資産（注2）	年金制度資産（注2）	合計
コーポレート・バンク	70	-	-	-	-	70
インベストメント・バンク	71	153	1	-	-	224
債券および為替	61	47	1	-	-	109
インベストメント・バンキングおよび資本市場	10	106	-	-	-	116
プライベート・バンク	15	-	-	53	-	68
コーポレートおよびその他	-	-	-	-	10	10
合計	156	153	1	53	10	373

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

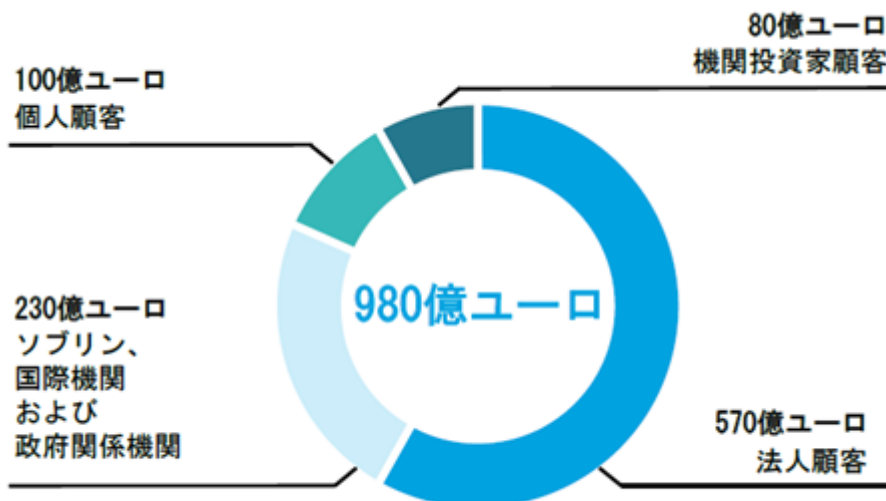
（注2）期末現在の株式価値。

ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークとESG投資フレームワーク定義されているとおり、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスとESG投資の増分取引高は、2024年度の930億ユーロに対し、2025年度は980億ユーロとなり、2025年度末現在における（アセット・マネジメント（DWS）の実績を除いた）累計は4,710億ユーロとなった。加えて、アセット・マネジメント（DWS）は、ESMA（欧州証券市場監督機構）ガイドラインの要件を満たす運用資産残高が2025年度に850億ユーロに達したと報告した。

2025年度の増分取引高980億ユーロは、主に増分ファイナンス取引高500億ユーロと増分発行取引高390億ユーロに牽引された。プライベート・バンクの運用資産残高の90億ユーロの増加は、一任運用ポートフォリオ・マンドート取扱高の増加を主に反映している。

2025年度におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の増分取引高の顧客種類別内訳は、下表のとおりである。

2025年度におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の増分取引高の顧客種類別内訳（注1）



（注1）アセット・マネジメント（DWS）を除く。

ドイツ銀行の意欲を環境への影響として具体化するための取組みにおいては、検証可能な外部の基準点が不可欠であるとドイツ銀行では考えているため、当行では、その進捗を、国際連合が策定した持続可能な開発目標に代表される、外部の広く一般に認められた基準と紐付けて検証している。このため、当行は、資金調達業務、発行業務およびマーケット・メイキング業務が、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに定められている15の持続可能な開発目標の達成にどの程度貢献するものであるか評価している。2025年度の増分取引高の合計である980億ユーロに占める資金調達業務、発行業務およびマーケット・メイキング業務に係る増分は、900億ユーロであった。当行は、各取引を持続可能な開発目標と紐付けているが、状況によっては、取引のカテゴリーが重複しており明確に分離されていないという理由で一つの取引が複数の目標と紐付けられている場合がある。

以下の表中のパーセンテージは、ドイツ銀行が2025年度に実施した900億ユーロの資金調達業務、発行業務およびマーケット・メイキング業務の、国際連合の15の持続可能な開発目標の達成に対する貢献度を示している。

# 持続可能な開発目標



## コーポレート・バンク

ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 SBM-1

### 概要

コーポレート・バンクは、そのグローバルなネットワークおよび地域に根差した深い専門知識を通じて、顧客による日々の財務業務において中心的な役割を果たしている。脱炭素社会への移行パートナーとして、コーポレート・バンクは、各セクターのバリュー・チェーン全体にわたり、戦略目標の達成、競争力と回復力の強化、財務運営管理において顧客を支援するとともに、サステナブル・ファイナンスの機能を財務および資金調達業務に統合している。コーポレート・バンクは、変化する顧客のニーズを満たし、ビジネス・モデル間の移行を可能にするために、業界に特化したサステナブル・ファイナンスの機能を継続的に改善させ、業界に関する深い知識と顧客に合わせた金融ソリューションを組み合わせることで、ネットゼロ目標の達成に向けた進展を促進している。

コーポレート・バンクでは、多国籍企業、中規模企業およびビジネス・バンキング顧客を含むすべての法人顧客層を対象にサービスを提供している。対象のサービスおよび商品分野に係るサステナブル・ファイナンスの専門家のグローバル・ネットワークを通じてサステナブル・ファイナンス・ソリューションの包括的なラインナップを提供している。サステナブル・ファイナンス顧客向けソリューション・チームには、業界固有の専門知識を提供する役割、顧客の取組みを世界的に支援する役割、主要なサステナブル・ファイナンスのテーマについてソート・リーダーシップを発揮する役割、ステークホルダーとの対話を主導する役割、関連資料や研修を開発する役割、コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス戦略に沿った取組みの実施を推進する役割がある。コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンスのグローバル・リーダーは、この戦略を統括し、対象のサービスおよび商品全体にわたってその実施を推進するとともに、コーポレート・バンク執行委員会のメンバーでもある。

コーポレート・バンクは、アセット・ファイナンス業務やプロジェクト・ファイナンス業務を通じて、再生可能エネルギー活用や関連インフラの拡大と、エネルギー効率の向上を推進している顧客の資金調達能力の開発を支援している。さらに、コーポレート・バンクは、変化する顧客ニーズに対応するために継続的に拡充されている「コーポレート・サステナビリティ・スイート」を通じて、ドイツの「中小企業」や同族企業に幅広いサステナブル・ファイナンス・ソリューションを提供している。

コーポレート・バンクの戦略的法人貸出業務では、主に多国籍企業である顧客への融資に焦点を当てている。ポートフォリオには、顧客がそのサステナビリティ戦略と資金調達を連動させることを可能にする、サステナビリティ・リンク・リボルビング・クレジット・ファシリティが含まれている。2025年度におけるコーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス取引高に対し戦略的法人貸出業務が貢献した額は、合計で80億ユーロ（2024年度：70億ユーロ）であった。

コーポレート・バンクのトレード・ファイナンスおよび貸出業務は、様々なオンおよびオフ・バランス・シート金融商品を提供しており、その範囲には、サステナビリティ・リンク・リボルビング・クレジット・ファシリティやドキュメンタリー・トレード・ファシリティ、サプライ・チェーン向けソリューション、グリーン・ローン保証、長期的なインフラ・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等が含まれている。2025年度におけるコーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス取引高に対し、トレード・ファイナンスおよび貸出業務がその様々な副次的商品を通じて貢献した額は、合計で120億ユーロ（2024年度：100億ユーロ）であった。

コーポレート・バンクの、米国におけるコミュニティ開発ファイナンス・グループは、低/中所得コミュニティの人々が手頃な価格で入手できる住宅の建設および保全、限られた資金しか調達できない小規模事業、プラスの社会的影響を創出することを目指しているファンドに対する投資を支援している。2025年度におけるコーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス取引高に対しこの事業部門が貢献した額は、合計で56百万ユーロ（2024年度：9百万ユーロ）であった。

#### 当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

##### サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - コーポレート・バンク（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）	2025年12月31日現在	2025年度の貢献額	2024年12月31日現在
資金調達	91	20	70
発行	-	-	-
マーケット・メイキング	-	-	-
運用資産（注2）	-	-	-
年金制度資産（注2）	-	-	-
合計	91	20	70

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）期末現在の株式価値。

コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス累計取引高は、2025年度末現在で910億ユーロであった。2025年度における増分取引高は、2024年度の170億ユーロに対し、200億ユーロで、そのすべてが、貸出金および貸出枠（ファシリティ）の増分取引高であった。当該200億ユーロのうち、100億ユーロは、サステナビリティ・リンク法人向け貸出金および貸出枠（ファシリティ）の増分取引高であった。マクロ経済的不確実性や地政学的不安が続く現状においても、コーポレート・バンクは、サステナブル・ファイナンス取引高を年々増加させてきた。この成長は、顧客がよりサステナブルなビジネス・モデルに移行してその戦略的目標を達成できるよう支援することに対しドイツ銀行が継続的に取り組んでいることの表れである。

#### ハイライト

コーポレート・バンクは、2025年度中に幅広いサステナブル・ファイナンス取引を手掛け、顧客の戦略的移行パートナーとして適した立場にあることを明示した。主なハイライトには以下が含まれている。



ドイツ銀行は、ACEREZパートナーシップ（ACCIONA、COBRA、Endeavour Energy）が主導するオーストラリアのセントラル・ウェスト・オラナ再生可能エネルギー・ゾーン（Central West Orana Renewable Energy Zone）のネットワーク・インフラ向けノンリコース担保付きシニア債プロジェクト・ファイナンスにおいて、レンダー、マンドート・リード・アレンジャーおよびヘッジ提機関として参画した。この画期的なプロジェクトは、オーストラリアで初めて承認された再生可能エネルギー・ゾーンであり、再生可能エネルギー・ゾーン内の再生可能エネルギー源から電力消費者に送電できるように、新たな大容量送電線、エネルギー・ハブおよびそれを支えるインフラを追加するもので、初めに最大4.5GWの新たな送電網容量が確保され、年間200万世帯以上に電力を供給することが期待されている。



ドイツ銀行は、フィドラ・エナジー（Fidra Energy）による英国最大の蓄電池エネルギー貯蔵システムのポートフォリオを構築するための685百万ユーロのプロジェクト・ファイナンスにおいて、レンダーとして参画した。完成すれば、この3,100MWhのシステムは、年間200万MWhを超える電力の輸出能力を持つことになり、これは年間約78万5,000世帯分の電力供給に相当する。



ドイツ銀行は、ポレンエルギア（Polenergia）とエクイノール（Equinor）の合併事業プロジェクトがポーランド沿岸部に建設する出力720MWの洋上風力発電所2基（Bałtyk 2号機とBałtyk 3号機）に関する、それぞれ30億ユーロを超える2件のプロジェクト・ファイナンス・パッケージにおいて、レンダーとして参画した。これらの風力発電所は、ポーランドの一般家庭200万世帯に再生可能エネルギーによる電力を供給し、雇用機会を創出し、エネルギー安全保障とエネルギー転換を促進することで、ポーランドの産業の未来に貢献する。



ドイツ銀行は、SHSシュタール・ホールディング・ザール・ゲーエムベーク（SHS Stahl Holding Saar GmbH）の17億ユーロのグリーン・スチール移行ファイナンスにおいて、ブックランナー兼マデント・リード・アレンジャー、ファシリティ・エージェント、セキュリティ・エージェント、インター Kreditor・エージェント、共同ECAコーディネーターおよびサステナビリティ・コーディネーターとして参画した。この融資は、「Power4Steel」プロジェクトを支援するもので、SHSによる水素と再生可能エネルギーに基づく生産への移行を可能にし、年間350万トンの低炭素鋼および年間約480万トンの二酸化炭素排出量削減（ドイツ国内の二酸化炭素排出量の約1%の削減）を目標としている。

## インベストメント・バンク

### 債券および為替

ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 SBM-1

### 概要

債券および為替は、その専門知識を活かして、急速に高まっている顧客のサステナビリティに関するニーズを満たすことができる商品を企画、組成および提供するための商品改革を実施している。債券および為替が掲げている4つの主な目標は、投資家と発行体をつなぐ方法で顧客を支援すること、サステナブル・レンディング取引量を増やすこと、顧客のエネルギー移行計画を支援すること、商品ラインナップを拡充することである。

2025年度に、債券および為替におけるESGの組織体制は、ドイツ銀行の統合的な顧客戦略とサステナビリティへのコミットメントにより合致するよう、再調整された。統一かつ総合的な顧客アプローチを追求するため、インベストメント・バンク全体のサステナブル・ファイナンスおよびESGアドバイザーは、単一のグローバル・リーダーシップの下に統合された。2025年6月に、インベストメント・バンクのサステナブル・ファイナンスのグローバル・リーダーが任命された。同リーダーはチーフ・サステナビリティ・オフィスと緊密に連携して、顧客と当行双方のサステナビリティ・イニシアチブを推進し、サステナビリティに関する助言と実行が顧客との対話の中心であり続けることを確保する。この組織変革は、ドイツ銀行がサステナビリティ・アジェンダに継続的に取り組み、インベストメント・バンク事業全体で統合ソリューションを提供するというコミットメントを反映している。

2025年度には、グローバル・ファイナンスおよびクレジット・トレーディング事業におけるサステナブル・ファイナンスの増分取引高が、合計で210億ユーロ（2024年度：150億ユーロ）となった。この増加は、2024年度から続いているもので、エネルギー効率の高いデータセンターへの資金提供の増加や、資金の用途が再生可能エネルギーであるサステナビリティ・リンク取引の増加を示している。

レーツ事業は、サステナブル・ボンドやサステナブル・ローンの発行体に対し、リスク管理ソリューションを提供している。またこの事業は、米国にて、手頃な価格の住宅や高齢者向けケア・ホームに係るローンや債券を発行し、これらに投資している。2025年度におけるドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高に対しレーツ事業が貢献した額は、120億ユーロ（2024年度：130億ユーロ）であった。この取引高の主な要因は、データセンター向けおよび再生可能エネルギー・ローン向けのリスク管理ソリューションであった。レーツ事業は、2025年度において、65の仕組グリーン・ボンドおよび仕組グリーン債も発行した。

グローバル・エマージング・マーケット事業は、革新的で受賞歴もある、グローバル顧客向けのサステナビリティ・リンク金融およびリスク管理ソリューションを構築および提供する方法を用いた新規性のあるサステナビリティ・ソリューションの開発において、強力な事業を展開している。概して、2025年度における当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高に対しグローバル・エマージング・マーケット事業が貢献した額は、40億ユーロ（2024年度：30億ユーロ）であった。

グローバル外国為替事業は、サステナビリティ・リンク・デリバティブのパイオニアで、顧客のニーズや要求に応えることができる革新的ソリューションを構築している。ドイツ銀行は、顧客がそのサステナビリティ戦略をヘッジ戦略と整合させることができるよう顧客を支援する方法で、この事業における革新を継続することを目指している。概して、2025年度における当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高に対しグローバル外国為替事業が貢献した額は、10億ユーロ（2024年度：0億ユーロ）であった。

#### 当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

##### サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - 債券および為替（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）

	2025年12月31日現在	2025年度の貢献額	2024年12月31日現在
資金調達	85	24	61
発行	59	12	47
マーケット・メイキング	1	1	1
運用資産（注2）	-	-	-
年金制度資産（注2）	-	-	-
合計	146	37	109

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）期末現在の株式価値。

2025年度末現在の、債券および為替におけるサステナブル・ファイナンス累計取引高は、1,460億ユーロであった。2025年度において、債券および為替は、370億ユーロのサステナブル・ファイナンス増分取引高に貢献した。2024年度の貢献額は310億ユーロであった。2025年度においては、サステナブル・ファイナンス取引高への貢献内容が2024年度と比べて変化した。デジタル・インフラ資産と再生可能エネルギー・ファイナンスが相対的に増加した一方、金融サービス（サステナビリティ・リンク・ローン、ファンドによる資金調達の支援、SME転貸等）からの貢献額は減少した。2025年度には、債券および為替のサステナブル証券化取引高が40億ユーロに達し、当行グループのサステナブル・ファイナンス目標に貢献した。このうち20億ユーロの50%は、国際資本市場協会（ICMA）の原則に基づく分類またはセカンド・パーティ・オピニオンのいずれかまたは双方の取得により、外部機関により検証を得た。債券および為替が2025年度においてサステナビリティ・リンク法人向けローンに貢献した額は、40億ユーロであった。

## ハイライト

### NEXTWIND



ネクストウィンド (NeXtWind) : ドイツ銀行は、ネクストウィンドの14億ユーロの債務資金調達ラウンドにおいて、グローバル・コーディネーターとして参画した。ドイツの大手再生可能エネルギー企業であるネクストウィンドは、既存の陸上風力発電所のポートフォリオの再活性化および最適化により、既存の風力発電所の半数以上において150基以上の新規風力タービンを建設するための資金調達を支援する予定である。

### EcoDataCenter



エコデータ・センター (EcoDataCenter) : ドイツ銀行は、スウェーデンのデジタル・インフラ・プロバイダーであるエコデータ・センターに提供された600百万ユーロのシニア担保付融資において、単独リード・アレンジャーおよびアンダー・ライターとして参画した。この資金は、ファルンとボーレングにあるデータセンターの拡張を促進することで、継続的な成長を支援する。エコデータ・センターは、2024年8月にエコバディス (EcoVadis) のプラチナ格付を獲得し、世界の上位1%の企業にランクインした。



モタ・エンジル (Mota-Engil) : ドイツ銀行は、モタ・エンジル・エンヘニヤリア・イ・コンストルソン・アフリカ・エス・アー (Mota-Engil Engenharia e Construção África, S.A.) に対する部分信用保証付きの171百万ユーロのサステナビリティ・リンク・ローンにおいて、マンドート・リード・アレンジャーとして参画した。これは、アフリカ開発銀行 (African Development Bank) がアフリカのエンジニアリング・調達・建設会社に提供した初のサステナビリティ融資である。この資金調達は、モタ・エンジルによるアフリカ諸国における様々なプロジェクト (輸送インフラ、環境サービス、水道・衛生システムおよびエネルギー効率の高い土木工事等) の実施を支援する。導入されたKPIは、同社のサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに沿ったものである。

## インベストメント・バンキングおよび資本市場

ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 SBM-1

### 概要

インベストメント・バンキングおよび資本市場 (IBCM) (旧オリジネーションおよびアドバイザー) は、サステナブル・ファイナンスと、より広範なESG関連問題が顧客の戦略的および財務的優先事項にもたらす影響について、顧客に包括的な支援を提供する。IBCMは、顧客がよりサステナブルな企業へと成長していく道において、信頼できるパートナーとなることを目指し、進化する規制、変化する市場および投資家の好みを把握できるよう支援する。さらに、顧客がレジリエントでサステナブルな未来に向けて移行していく過程を支援する。

前述の債券および為替の項で説明した組織変更に関連して、2025年6月に、インベストメント・バンクのサステナブル・ファイナンスのグローバル・リーダーが任命された。この変更は、ドイツ銀行のサステナビリティへの継続的な取組みと、インベストメント・バンク全体への統合的な実施を強調するものである。

インベストメント・バンキングおよび資本市場は、そのESGソート・リーダーシップの一環として、国際資本市場協会と協力し、サステナブル・ファイナンスに関する基準の世界的な一貫性を促進するためにガイダンスと原則を翻訳するイニシアチブに取り組んだ。IBCMは、ロンドン気候週間中に第3回気候およびセキュリティ・カンファレンスを、また、金融機関グループを介して、第4回の投資家と発行体をつなぐオンライン・イベントを欧州で開催し、サステナビリティ、移行および自然をテーマとした対話と、より広範な市場動向を促進した。

2025年度において、インベストメント・バンキングおよび資本市場は、投資適格債市場とレバレッジ債市場の双方において、顧客によるサステナブル・ファイナンス取引を支援し、全世界で300億ユーロ (2024年度: 270億ユーロ) の資金調達取引高および投資取引高に貢献した。ドイツ銀行は、グローバル企業、金融機関および公的部門である顧客と連携し、初のサステ

ナブル・ファイナンス債券やローン商品といった、様々なサステナブル・ファイナンス取引を実行した。さらに、IBCMは、欧州グリーン・ボンド・スタンダード・ラベルに沿った複数の取引を実行し、この形式で10億ユーロ超の発行額を実現した。

毎年更新される投資適格債のランキングに関連して、ドイツ銀行はグリーン・ボンド部門において、市場シェア3.6%で世界第3位にランクインした。ESG認証を受けたすべての商品において、ドイツ銀行は2025年において、市場シェア5.0%で世界第3位、市場シェア5.6%でEMEA第3位、主要通貨では市場シェア8.8%でドイツ・オーストリア・スイス（DACH）第1位にランクインした。

当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - インベストメント・バンキングおよび資本市場（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）

	2025年12月31日現在	2025年度の貢献額	2024年12月31日現在
資金調達	13	3	10
発行	132	26	106
マーケット・メイキング	-	-	-
運用資産（注2）	-	-	-
年金制度資産（注2）	-	-	-
合計	145	30	116

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）期末現在の株式価値。

2025年度末現在のインベストメント・バンキングおよび資本市場におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資累計取引高は1,450億ユーロであり、2025年度における増分取引高は300億ユーロであった。IBCMにおけるサステナブル・ファイナンス取引高は、債券資本市場におけるやや好調なパフォーマンスにより牽引され、2024年度と比べて高いファイナンス取引高となった。

ハイライト



欧州投資銀行（European Investment Bank、EIB）：ドイツ銀行は、欧州グリーン・ボンド基準に準拠した、額面価額が30億ユーロである欧州投資銀行の気候変動対策債に関して、共同主幹事として参画した。この債券発行は、2025年に欧州グリーン・ボンド基準に基づいた起債としては過去最大規模となった。



アンデス開発公社（Corporación Andina De Fomento、CAF）：ドイツ銀行は、額面価額が15億ユーロで期間が7年であるアンデス開発公社（CAF）のサステナブル債に関して、共同主幹事として参画した。これは、CAFが改訂したサステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づく初のベンチマーク債券発行であり、調達資金は適格なグリーン・プロジェクトおよび社会プロジェクトに充当される。



ソーバ・リアルティ（Sobha Realty）：ドイツ銀行は、額面価額が644百万ユーロ相当額で期間が5年であるソーバ・リアルティ初の米ドル建てグリーン・スクークに関して、共同主幹事およびESG組成コーディネーターとして参画した。調達資金はソーバ・リアルティのグリーン・ファイナンス・フレームワークのもとで適格なグリーン・プロジェクトの資金調達または借換えに充当される。

## プライベート・バンク

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 SBM-1

プライベート・バンクは、パーソナル・バンキングとウェルス・マネジメントという2つの中核的な顧客セクターにおいて、その顧客に対し責任ある銀行サービスを提供することを目指しており、顧客から信頼されるパートナーになりたいと考えている。プライベート・バンクは、厳選した国において、プライベート・バンキング業務やパーソナル・バンキング業務の顧客、富裕層の個人、事業主、ファミリーオフィス、法人顧客を対象に他行とは一味違うサステナビリティに関するアドバイスや幅広い金融サービスを提供している。

### 概要

#### 資金調達業務

プライベート・バンクは、サステナブル・レンディングやサステナブル・ファイナンスに特化した様々な選択肢を顧客に提供している。貸出取引高は、環境的基準か社会的基準のいずれかを満たすものに限り、サステナブル・レンディングの取引高として報告されている。

プライベート・バンクは、ドイツおよびスペインにて、住宅所有者のエネルギー効率向上を支援する商品およびサービスの拡充を継続している。

プライベート・バンクはドイツにて、個人向け住宅用不動産融資に関して幅広い商品とサービスを顧客に提供している。この目的のために、BHWブランドのプラットフォーム「Modernization made easy（誰でもわかる近代化）」が一つの窓口として機能している。顧客には、様々なエネルギー効率専門家、窓や暖房システムの職人、適切な資金調達ソリューションに関するコンサルタントが提供される。ドイツ銀行とBHWのブランドで利用可能な、エネルギー効率に応じた新築・改築向け融資のためのグリーン・モーゲージ商品に加えて、BHW気候変動ローンは、暖房システム、窓、太陽光発電の設置等、固有のエネルギー効率対策への投資に適している。

2025年における欧州投資銀行（EIB）との協力関係は、特にグリーン・モーゲージ・ファイナンス・プログラムの継続的な成功を通じて、ドイツ銀行とBHWのサステナブルな住宅金融へのコミットメントをさらに強化するものである。このプログラムの顧客には標準的な融資金利率を20ベース・ポイント下回る優遇金利が適用される。EUタクソノミの要件に基づく個人住宅の新築または改築の条件は、引き続き適用される。

プライベート・バンクは世界各地で、ウェルス・マネジメント業務の顧客に対し、サステナブル・ファイナンス分野における信用供与の要件に関して、広範な融資支援を提供している。これは、商業用不動産、優良不動産、航空機、プロジェクト・ファイナンス等、様々な資産クラスに関するものである。ウェルス・マネジメントにおいては、関連エクスポージャーを担保する原資産がエネルギー効率に優れているか、社会的な目的を果たしている場合、ローンは通常、サステナビリティ・リンクに分類される。ローンは「KPIリンク」として組成されることもあり、その場合、顧客は特定のESG目標を遵守するよう奨励され、その目標が達成された場合、支払マージンが減額される。

プライベート・バンクは、特定の国際市場において企業がサステナビリティ目標を達成できるよう支援も行う。例えば、( )重要な再生可能エネルギー・インフラの建設資金、( )エネルギー効率の高い新しい公共交通サービスの開発資金、( )通常は融資の対象にはならないものの、発展途上の産業で流動性の必要性が明らかな事業体への融資、を通じて支援する。

#### 投資業務

当行グループのESG投資フレームワークに従い、プライベート・バンクは、サステナビリティ基準を取り入れた幅広い投資ソリューションを顧客に提供している。これには、一任運用ポートフォリオ管理のマネジメント、アドバイザリー・ファンド、オルタナティブおよび資本市場商品が含まれる。

2025年度にプライベート・バンクは、ESGまたはサステナビリティ関連の用語を名称に使用するファンド向けの欧州証券市場監督機構ガイドラインで規定されている気候変動移行ベンチマークを除外する等、投資商品をESGに分類するアプローチを強化した。

プライベート・バンクによる一任運用ポートフォリオ管理のマネジメントでは、MSCIのデータを活用し、当行グループのESG投資フレームワークに従って特定の業界を投資対象から除外している。さらに、ポートフォリオの基礎を成す有価証券は、MSCI公表の最低ESG格付以上のものでなければならない。これらのマネジメントは、地域的な規制の要件に従い、定義されたサステナビリティ特性に沿うものでなければならない。プライベート・バンクはESG基準に準拠した一任運用ポートフォリオ・マネジメントを主要地域の全域で提供しており、2025年度においても引き続き、この中核的サービスの営業推進に注力した。

プライベート・バンクのアドバイザリー対象一覧内にあるファンドについては、グローバル・ファンド・リサーチが、ESGファンドとして分類されるための最低要件を満たすものかどうかを判定している。ESGファンドは、適格なESG戦略を設けている、当行グループのESG投資フレームワークで規定されているようにMSCI公表の最低ESG格付以上のものであって、該当地域に

て定められているサステナビリティ関連規制に準ずるものでなければならない。アドバイザー・プロセスの過程でESGファンドとして積極的に紹介されるファンドについては、グローバル・ファンド・リサーチ・チームが追加のESGデューデリジェンスを実施する。2025年度においては、グローバル・ファンド・リサーチ・チームが、様々なアセット・クラスに含まれる商品の積極的な調査を通じて、ESGファンド評価の取組みを継続した。プライベート・バンクの推奨一覧に追加するための既定の基準を満たしているESGファンドの数は、47のミューチュアル・ファンドと108の上場投資信託（2024年度は55のミューチュアル・ファンドと109の上場投資信託）であった。

ESGオルタナティブ投資ファンドは、上記段落に記載の、定められている最低分類要件に従って分類され、ソリューションがアドバイザー・プロセスの過程でESG準拠商品として積極的に紹介される前に、グローバル・ファンド・リサーチ・チームがESGデューデリジェンスを実施する。

資本市場金融商品のESG関連アプローチは、国際資本市場協会（ICMA）のグリーン・ボンドおよびソーシャル・ボンド原則と整合している。このため、ドイツ銀行または第三者のグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドは、ICMAの原則が定めている4つの中核的な条件である、調達資金の用途条件、プロジェクト評価およびプロジェクト選定プロセスの開示条件、調達資金の管理条件ならびに配分の年次報告条件がすべて満たされている場合に、ESG金融商品としてみなされる。

#### 当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

##### サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - プライベート・バンク（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）	2025年12月31日現在	2025年度の貢献額	2024年12月31日現在
資金調達	17	2	15
発行	-	-	-
マーケット・メイキング	-	-	-
運用資産（注2）	62	9	53
年金制度資産（注2）	-	-	-
合計	80	12	68

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）期末現在の株式価値。

2025年12月現在のプライベート・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資は合計800億ユーロで、当年度の貢献額は120億ユーロ（2024年度は90億ユーロ）であった。運用資産に係る増分取引高90億ユーロは、主に一任運用ポートフォリオ・マンドート取扱高の増加を反映している一方、サステナブル・ファイナンスの増分取引高20億ユーロは、主に、新たなサステナブル・レンディング取引や、既存の貸出プログラムからの継続的な資金提供によるものであった。

#### ハイライト

2025年度に、プライベート・バンクはドイツにて、優先パートナーであるエネルギー効率コンサルタント会社のフックス&ウーレ（Fuchs & Eule）と共同で、不動産資産を保有するウェルス・マネジメントの顧客向けにエネルギーに関する戦略的アドバイスを提供するサービスを開始した。このサービスには、エネルギー・デューデリジェンスと戦略的資金調達に関するアドバイスが含まれ、顧客が最適な費用対効果と最大限の資金調達率で経済的に健全な方針決定を行えるよう支援する。個別のポートフォリオ分析を通じて、顧客は不動産ポートフォリオの概要を把握し、リスクと機会を早期に特定することができる。これにより、顧客は重要な資産に焦点を当て、経済およびエネルギーの観点による重要評価指標に基づく対策を、可視化された比較可能な形で、優先順位を踏まえて管理することができる。

ドイツ銀行の住宅建築部門におけるCO2排出回避戦略の重点分野として、プライベート・バンクはドイツにて、オープンハウス（openHaus）というクライアント・イベント・プラットフォームを通じて、不動産資産を保有する顧客および関係者を対象に「エネルギー効率の高い不動産改修」をテーマとした集中的な知識の伝達と議論の場を提供している。

インドの零細企業および中小企業向けローンは、プライベート・バンクが、他の手段では資金を調達できない小規模企業に対し、政府保証付のローン制度を利用して資金を供与することを可能にしている。2025年度末までに、2,897件（2024年度：2,771件）のターム・ローンとリボルビング・クレジット・ファシリティが実行され、合計で344百万ユーロ（2024年度：361百万ユーロ）が零細企業および中小企業の顧客に供与された。

長期的には、顧客ポートフォリオの構成資産を、リスクとリターンの特性に基づき戦略的に配分することが重要である事実を踏まえ、2025年度も引き続き、ドイツ銀行の中核商品である戦略的アセット・アロケーション・ファンドに注力し、プラスの正味資金流入を達成した。

#### アセット・マネジメント

## 概要

2025年12月31日現在の運用資産額が1兆ユーロであるアセット・マネジメント部門は、DWSブランドで営業しており、多様な顧客基盤に含まれる世界中のリテール投資家や機関投資家に対しサービスを提供しているほか、当行の本国市場であるドイツでも強力な存在感を示している。規制対象資産運用会社であるDWSは、顧客の受託者として、社会的影響を意識しながら行動している。20年を超えるDWSの業務においては、責任ある投資が重要な要素となっている。

## ESMAおよびSFDRの運用資産

2025年度以降、DWSは、ESFまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンド名に関するESMA（欧州証券市場監督機構）ガイドライン（ESMAガイドライン）の適用範囲に該当し、その要件を満たす運用資産残高（以下「ESMA運用資産（AuM）」という。）を開示している。ESMA AuMとは、ESGまたはサステナビリティ関連の用語を名称に使用し、ESMAガイドラインの適用範囲に該当し、DWSが運用会社またはオルタナティブ投資ファンド・マネージャー（AIFM）を務めるファンドを指す。アクティブ、パッシブおよびオルタナティブ投資のすべての商品が含まれる。既存商品に関するESMAガイドラインは2025年5月に発効したため、DWSは2024年度のESMA AuMの数値について仮定ベースのアプローチを適用し、2025年度のDWSの商品群のうちESMA AuMの定義に該当する商品を2024年12月31日現在の対応する運用資産の数値にマッピングした。

さらに、DWSは、現行のサステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）の第6条、第8条および第9条に基づく資産（SFDR運用資産（AuM））の報告を行っている。SFDRによると、SFDR第6条はサステナビリティを主目的としない金融商品を指し、SFDR第8条は環境または社会的特性を促進する金融商品を対象とし、SFDR第9条はサステナブル投資を目的とする金融商品に適用される。

DWSの欧州国籍アクティブ運用型リテール・ファンドの大半は、以下に示す「DWSのESG投資基準」と「DWSの基本的な除外基準」という2つのDWSのESG基準のうちいずれか一つを引き続き適用する。

- 「DWSの基本的な除外基準」は、関連ファンドの投資方針に一定の除外事項を盛り込むためにDWSが用いている標準的手法であり、この基準が適用されているファンドはSFDR第8条に基づき報告する。
- 「DWSのESG投資基準」は、「DWSの基本的な除外基準」より高度な除外基準で、ESGまたはサステナビリティ関連の用語がファンド名に含まれるファンドを対象としている。そのため、この基準は2025年度初頭にESMAガイドラインの要件を組み込むように強化された。これらのファンドの開示は、SFDR第8条または第9条に基づいて行われる。

## SFDR運用資産（AuM）およびESMA AuM

単位：十億ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
第6条	441	406
第8条	363	323
第9条	1	1
SFDR AuM - 合計	805	730
このうち：ESMA AuM（注1）	85	82

（注1）仮定ベース：2024年度のESMA AuMは、DWSの商品群のうちESMA AuMの定義に該当する商品を2024年12月31日現在の対応する運用資産の数値にマッピングすることにより算出されている。比較可能性と透明性を確保するため、DWSはESRS 2の第13項の要件に従い、SFDR AuMとESMA AuMの両指標を当報告期間および過去の報告期間について開示している。ESMAガイドラインは既存商品については2025年5月に発効したため、DWSは2024年度のESMA AuMの数値について、仮定ベースのアプローチを適用した。

SFDR 2.0の修正案や今後の規制動向が不透明であることを踏まえ、DWSはこれらの指標について、定量的な目標は設けなかった。DWSは、環境・社会・ガバナンスと関係のある運用商品について報告するためのアプローチの過程で、市場環境や規制環境の監視を継続する予定である。

## 流動資産

DWSの受託者責任は、投資家と顧客の最善の利益のために行動することであり、これには、サステナビリティ・リスクを統合し、サステナビリティに関連する機会を特定することを投資プロセスの中核的な柱とし、投資家と顧客のためにスチュワードシップ活動を行うことが含まれる。

アクティブ運用業務においては、サステナビリティに関するリスクや機会が、投資プロセスの、発行体に関する基本的な分析やポートフォリオ管理といった様々な段階で考慮されている。この統合は、個々のポートフォリオの投資方針や、商品固有のサステナビリティ特性によってさらに促進される。全体として、サステナビリティ・リスクの統合は、管轄区域間の違いや様々な規制要件を考慮に入れながら、内部プロセスによって管理されている。

欧州籍のパッシブ運用のXtrackers ETFについては、該当する場合には、基礎となるインデックス（参照インデックス）のデューデリジェンスと選定プロセスにサステナビリティに関連する特性を組み込むことにより、投資リスクと投資機会の包括的な評価を行う方法について、最低基準が設定されている。サステナビリティに関連する特性の変更は、一般的に、関連する

インデックス・プロバイダーとの協議を通じて促され、規制ガイダンスの進展またはサステナビリティに関連する特性に関する投資家の期待によって決定される。

2025年度において、DWS Investment GmbHは、継続的なスチュワードシップ活動の一環としてDWSスチュワードシップ・ステートメントを発表した。これは、DWS Investment GmbHによる議決権の行使と、流動性の高い資本性有価証券および/または負債性有価証券を発行する企業との対話の双方を含んでいる。スチュワードシップ・ステートメントでは、DWS Investment GmbHが、ポートフォリオ組入企業との対話や議決権の効果的な行使を通じてどのようにスチュワードシップを行使しているか、それらの活動のガバナンスと監督、DWS Investment GmbHの報告方法について定めている。エンゲージメント・プロセスの詳細はDWSのエンゲージメント方針に、コーポレート・ガバナンスおよび委任状による議決権行使へのアプローチはコーポレート・ガバナンスおよび議決権代理行使に関する方針の2025年度版に記載されている。

2025年度に更新されたDWSのエンゲージメント方針は、様々な資産クラスにわたるポートフォリオ組入企業との対話の範囲、責任を含むガバナンス、ポートフォリオ組入企業の選定基準、目標およびテーマ別優先事項の設定、監視およびエスカレーション措置、ならびに利益相反の管理について定めている。当該方針は、DWS Investment GmbHが、DWSグループに属するEMEA地域の他の企業がDWS Investment GmbHに委任したエンゲージメント業務を考慮して発行している。

DWS Investment Management Americas, Inc.、DBX Advisors LLCおよびRREEF Americas L.L.C.からDWS Investment S.A.、DWS Investment GmbH、DWS International GmbHまたはDWS CH AGにポートフォリオ管理が再委任されているポートフォリオは、本方針の適用対象外である。

DWSのコーポレート・ガバナンスおよび議決権代理行使に関する方針の2025年度版には、DWS Investment GmbHが、株主総会にて議決権を行使する際の決議案評価時に考慮する主な要因がまとめられており、DWSのウェブサイトで公開されている。これは、DWS Investment GmbHによる議決権行使に関する最新のガイドラインを定めたもので、コーポレート・ガバナンスへのアプローチを支える原則やコア・バリュー（取締役会の構成、執行役員の報酬、監査人の透明性と独立性、および株主の権利等の分野をカバーしている。）を反映している。これらの原則は、2025年度の更新を含め、時間の経過とともに洗練され、この方針の基礎を形成している。さらに、この方針は、特に気候変動関連リスクに焦点を当てた、サステナビリティに関する議決権行使のアプローチを概説している。

この方針は、DWS Investment GmbHがその株式持分にに応じて行う議決権行使であって、ファンド運用会社として法律に従い行う議決権行使、またはDWSグループに属するEMEA地域の他の企業から、当該企業に代わって議決権を行使する者に任命された場合に行う議決権行使に適用される。

DWSグループの米国法人については、個別の議決権代理行使に関する方針である、米州のDWSに代わって行う議決権行使に関する方針およびガイドラインが存在する。この方針は、DWSの顧客に最善の経済的利益をもたらすことができる形で、適切な精査の後に信義則に基づき真摯に議決権が代理行使されるようにするために策定されている。このガイドラインは、特定の状況下において、ISSサステナビリティ議決権行使ガイドラインの「サステナビリティ」に関する方針の社会的問題およびサステナビリティの問題を考慮するものである。

2025年度に、DWSは、欧州およびアジアのDWSの法人に所在するファンドおよび投資一任ファンドを対象に、65市場にわたる4,247のポートフォリオ組入企業において、合計5,809の株主総会で議決権を行使した。2024年度と比較すると、議決権が行使された総会は5%、議決権が行使された企業は1%減少した。DWSは2025年度に、米国に所在するミューチュアル・ファンドについて、6,483のポートフォリオ組入企業で開催された合計9,217の総会で議決権を行使した。

#### 議決権代理行使およびエンゲージメント

議決権代理行使の票数	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
欧州（注1）国籍およびアジア（注2）国籍のDWSグループ法人に係る投資一任ファンドおよび他のファンド（投じた票）	5,809	6,085
被議決権行使会社	4,247	4,310
米国籍のDWSグループ法人に係る投資一任ファンドおよび他のファンド（投じた票）	9,217	9,249
被議決権行使会社	6,483	6,567
エンゲージメントの件数		
欧州（注1）国籍の他のファンドおよび投資一任ファンドに関する、年次株主総会への参加ならびにオンラインおよび実地年次株主総会の主催会社の取締役会に送付した事前質問	55	67
欧州（注1、注3）国籍の他のファンドおよび投資一任ファンドに係るコーポレート・エンゲージメント	414	632

（注1）DWSのコーポレート・ガバナンスおよび議決権代理行使に関する方針に定められている範囲に準ずる。

（注2）DWS Investment GmbHは、個々のアジア国籍であるDWSグループ法人の議決権代理行使助言会社として行動しており、DWS Investment GmbHは、議決権行使について提案するのみで、議決権やその行使判断は、香港および日本の各法人に帰属している。

（注3）2025年度に報告された合計414件のエンゲージメントには、EUに所在するファンドが保有する米国ポートフォリオ組入企業との73件のエンゲージメントが含まれていた。

DWSのESGエンジンは、大手商用ESGデータ・プロバイダーを含む各種情報源からデータを収集する、独自のソフトウェア・ツールである。データを入手できる資産クラスについては、当該データが標準化され、ESG評価のスコアや等級に集約される。このスコアや評価は、DWS内の各機能が使用する。ESGエンジンおよびソリューション・チームは、DWSのESGエンジンが生成した結果を、定期更新サイクルにおいて検証している。2025年度には、外部の複数の商用ESGデータ・プロバイダーが使用された。データは、Aladdinプラットフォームを介して、流動資産のリサーチ・アナリストとポートフォリオ・マネージャーに提供され、調査、投資判断および商品ごとの投資ガイドラインに従ったポートフォリオ管理に役立てられる。

## 非流動資産

### 不動産

DWS Real Estateでは、その業務の一環としてサステナビリティ関連のリスクや機会を特定、評価および管理することの重要性を正しく認識している。DWS Real Estateでは、不動産エクイティ投資および/またはデット投資において重要性があるESGの側面として、移行リスク（建物のエネルギー効率向上に伴うリスク等）、物理的リスク（洪水リスク等）、社会的基準（ウェルビーイングやサステナビリティに関する格付等）およびガバナンス（第三者によるデット投資家を対象としたリスク格付等）を重視している。これらのサステナビリティの側面は、不動産資産や不動産投資に係る財務成績に関するリスクと機会の双方について、環境や社会にプラスおよびマイナスの影響を及ぼし得るものかどうかを示すことができるものである。このため、DWS Real Estateでは、プライベート不動産投資において、サステナビリティの側面や成果を踏まえた受託者主導のアプローチを採用し、一連の業務に、ESGリスクに応じた境界と財務リスクに応じた境界を設けている。ESGリスクに応じた境界は、ESGの側面を評価および管理するのに適切な措置が存在する状況で、当該措置を適時に講じないと、サステナビリティや、資産またはポートフォリオに関して見込まれる長期的な財務成績にマイナスの影響をもたらされ得るようなリスクと関係している。財務リスクに応じた境界は、サステナビリティに関する不適切な措置（タイミングの悪い措置または過度に広範な措置等）が投資目標の達成にもたらすマイナスの影響と関係している。

DWS Real Estateは、8つのサステナビリティ項目に関するトピックを、不動産投資管理との関連性が最も高いトピックとして特定し、それらを、以下に示す4つのサステナビリティ関連テーマにグループ化している。

- 回復力。このテーマには、不動産の建設および運営における効率や、気候変動対応に関連するものを含む、不動産と外部環境の適合が含まれている。
- ウェルビーイング。このテーマには、入居者の物理的なおよび精神的な快適さや空気質が含まれる。
- 自然。このテーマには、建物の循環（リサイクル）や公害から生態系を守る取組みが含まれる。
- コミュニティ。このテーマには、手頃な価格の住宅やステークホルダー・エンゲージメントが含まれる。

DWS Real Estateでは、サステナビリティに関する成果を資産レベルとポートフォリオ・レベルで評価および検証することや、DWSの資産運用プロセスにおいて、適切で適用可能なものとして定評のある第三者の格付、認証およびベンチマーク（Energy Star、BREEAM、LEED、CRREM、GRESBおよびPRI等）を活用することを目指している。サステナブル・ビルディング認証は、不動産に係る成果、不動産と関係のあるサステナビリティ項目に関するトピック、サステナビリティ関連テーマに含まれる項目を対象とした全体的な評価および格付を示すものである。投資プロセスは、調査および戦略策定段階、ポートフォリオ管理計画作成段階ならびに実施段階という3つの段階で構成されている。ESGの側面やサステナビリティに関する成果は、各段階における検討の重要な要素で、当該検討には、リスクと機会双方の分析が含まれている。サステナビリティ・デューデリジェンスは取得前に実施される。審査結果は投資委員会に提示される。また審査結果には、明らかとなった問題、必要な措置、引受けの是非判定が含まれる。

取得後には、アセット・マネージャーとポートフォリオ・マネージャーが、リスクを軽減し、潜在的な価値創造の機会を特定することを目的とした、サステナビリティに関する成果の監視を、継続的な業務計画作成の一環として実施する。不動産エクイティ投資については、該当不動産に係る年間のサステナビリティ・アクション計画が、達成成果、取得後における不動産およびポートフォリオ・リスク・プロファイルのレビュー結果、ならびに不動産保有期間やポートフォリオに係るサステナビリティ戦略の目標を含むポートフォリオ投資計画もとに作成される。ポートフォリオのサステナビリティ戦略とは、ESGの側面をポートフォリオの構築と運用に組み込むことであり、サステナビリティのプラスの成果とともに長期的な財務リターンを達成することである。

### インフラ

DWSは、初期の審査およびデューデリジェンス段階から、資産管理および投資引揚げ段階に至る投資ライフサイクルのあらゆる段階にて活用するインフラ投資業務フレームワークにサステナビリティに関する検討事項を含めることを目指している。インフラ投資業務部門では、ポートフォリオ組入企業の経営陣と協力し、DWSのサステナビリティ目標および報告について協議している。DWSは、保有期間中、ポートフォリオ組入企業に関連する重要なサステナビリティ要因（カーボン・フットプリント、エネルギーや水使用量等の環境的な側面を含む。）を監視する。これは、ポートフォリオ組入企業から定期的に報告される指標や、グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク（GRESB）を用いファンド・レベルと資産レベルの双方で実施される

年次インフラベンチマーク評価を通じて達成される。デューデリジェンスは、気候関連の検討を含んでおり、その結果は、投資委員会による検討のために、同委員会向けの報告書に含まれ、同委員会に提示される。

インフラ投資業務部門は、各エクイティ・ファンドの投資家に提供する、サステナブルで責任ある投資に関する年次報告書も作成している。この報告書には、ファンドの基礎を成す投資に係る様々なサステナビリティ関連の取組みや成果が記載されており、2024年度以降は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のもとで当初策定され、現在は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRS S2に組み込まれている、気候変動に関連する情報開示アプローチに沿った情報が含まれている。

2025年度中に、DWSのインフラ部門は、サステナビリティ環境におけるすべての関連する動向を反映し、手続を強化するために、サステナビリティ・フレームワークと、業務運営のベースとなっている債券・株式投資に関するサステナビリティ実施文書（旧称：環境・社会マネジメント・システム（ESMS））を更新した。このフレームワークは、欧州のインフラ・エクイティおよびインフラ・デット業務における潜在的および既存のポートフォリオ投資に適用される。また、DWSがどのようにポートフォリオ組入企業と関わり、サステナビリティに関する事項について定期報告を受けるかを定めることにより、サステナビリティ関連指標の長期的な監視を支援している。

インフラ・デット業務は、上記のサステナビリティ・フレームワークのもとで運営されており、また、2021年度以降の新規投資や既存の投資に用いられている、特注で独自のサステナビリティ・スコアリング手法も用いている。この手法は、投資プロセス全般や、インフラ・デット・ポートフォリオに伴う環境リスク（特に、サステナビリティ・リスク）の継続的な監視に役立っている。

インフラ投資業務では、DWSのニーズに沿ってサステナビリティに関する方針に沿った取組みを適切に実施し、サステナビリティ・フレームワークおよびサステナビリティ実施文書を効果的に運用するために必要な技能や能力を、能力管理および研修一覧表に沿った管理および研修の実施を通じて確保している。

## コーポレートおよびその他

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 SBM-1

### 概要

ドイツ銀行のESG投資フレームワークは、当行の年金制度資産がサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標に向けて報告される基準を満たしているかどうかを評価するために使用される。

ESG投資フレームワークに詳しく定められているとおり、任意の年金制度を、当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標に向けて報告するには、適格性の最低基準を満たす必要がある。適格性の最低基準は、定量的な選別基準と定性的な選別基準の双方で構成されており、基礎となる投資とセクター固有の適格収益基準値または基準との整合性を確保することを目的としている。さらに、このフレームワークでは、適格性基準と関連投資プロセスの実施には、実現可能性およびガバナンスの原則が適用されることを概説している。

### 当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

#### サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - コーポレートおよびその他（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）	2025年12月31日現在	2025年度の貢献額	2024年12月31日現在
ファイナンス	-	-	-
発行	-	-	-
マーケット・メイキング	-	-	-
運用資産（注2）	-	-	-
年金制度資産（注2）	9	(1)	10
合計	9	(1)	10

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）期末現在の株式価値。

コーポレートおよびその他の年金制度資産は、2024年度末は100億ユーロであったのに対し、2025年度末は90億ユーロとなった。前年比で10億ユーロの減少は、当該制度の負債主導型投資アプローチを反映したものであり、このアプローチでは、当年度中の金利上昇により、基礎となる年金債務とそれに対応する年金制度資産の双方が減少した。

[次へ](#)

## 社会的トピックに関する情報

### 自行従業員

ドイツ銀行がグローバル・ハウスバンクおよび欧州のチャンピオンになるというビジョンを達成できるかどうかは、献身的で有能な従業員と、彼らのアイデア、スキル、コミットメントおよびウェルビーイングにかかっている。自行従業員の専門知識と献身性により、ドイツ銀行の顧客に専門的なアドバイスを提供し、顧客のニーズに合わせた革新的なソリューションを生み出し、顧客に経済的安定と永続的な成功を保証する高品質な商品を提供することが可能となっている。この章で説明するように、テクノロジー、地政学的動向、持続可能性および変化する顧客のニーズによって形成される急速に変化する環境においては、効果的な従業員管理、強力な組織能力、魅力的な労働条件の提供および機会均等が不可欠である。本章「自行従業員」の開示は、すべての種類およびグループの従業員（通常は従業員代表を含む。）を対象としており、該当する場合はESRS S1で定義されている「自行従業員」という用語に含まれる非従業員も含まれる。

### ガバナンス

#### ESRS 2 GOV-2

ドイツ銀行グループの人事グローバル・リーダーは、ドイツ銀行のすべての人事（HR）事項に責任を負っている。人事グローバル・リーダーは、グローバルの各部門のビジネスパートナー、グローバルの各機能、グローバルの人事関連の取組みおよび各地域の人事チームで構成される、グループ人事部門を監督する。人事グローバル・リーダーは、当行の関連委員会において人事関連事項を代表する。また、グループの人事戦略や関連する優先事項を策定・調整するとともに、それがドイツ銀行グループの戦略と一致し、戦略を支えるものであり、当行が事業を展開するすべての市場における関連規制および法律（差別禁止法を含む。）に準拠していることを確認する。

人事グローバル・リーダーは、チーフ・オペレーティング・オフィサーを務める取締役会メンバーに報告し、重要な人事関連のトピックについて協議するために定期的にミーティングを開催する。人事グローバル・リーダーは、グローバル人事部門リーダーシップ・チーム（人事グローバル・リーダー、グローバルの各部門のビジネスパートナー、グローバルの各機能のリーダー、グローバルの人事関連の取組みのリーダーおよび各地域の人事リーダーで構成される。）からアドバイスと支援を受ける。2025年度において、グローバル人事部門リーダーシップ・チームのトピックは、2024年度に築かれた基盤を礎に人事戦略に沿って進化を続けた。2025年度においては、リーダーシップスキルの強化、向上心あふれる文化の醸成および目的主導型組織への変革、デジタル変革ならびに高齢化する労働力のリスクの軽減を重点項目とした。この重点項目は、プロセスの最適化や人事目標運用モデルの改善といった取組みによって支えられた。

当行の月次人事管理ダッシュボードは、人的資本リスクおよびこれらのリスク管理における人事部門の業務実績を当行のオペレーショナル・リスク管理フレームワークに沿ってモニタリングし、従業員のライフサイクルに関する管理指標の概要を提供するものである。結果は、人事グローバル・リーダーとグローバル人事部門リーダーシップ・チームに提示される。人事グローバル・リーダーは、グローバル人事部門リーダーシップ・チームのアドバイスを受けて、問題を人事担当の取締役会メンバーおよび/または取締役会に報告する必要があるかどうか、また、どの改善措置を適用するかを決定する。

### 戦略

#### ESRS 2 SBM-1、ESRS 2 SBM-2、ESRS 2 SBM-3、ESRS S1-1

当行の人材戦略は、ドイツ銀行の企業戦略およびグローバル・ハウスバンクの目標から派生したものであり、ドイツ銀行の目的と一致している。当行の人材戦略は、市場の発展と社会の動向を反映し、社内外のステークホルダー（規制当局、従業員代表、業界団体、経営者団体等）と協議しながら進化している。この戦略では、公正で魅力的な労働条件の提供、およびすべての人に公平な待遇と機会均等を促進するインクルーシブな職場環境といったドイツ銀行の従業員の利益を考慮している。従業員に関連する変更から生じるリスクおよび機会については、ステークホルダーと緊密に連携して定期的に見直しを行い、戦略の妥当性を維持している。

各部門は、ドイツ銀行の包括的な人材戦略に基づき、独自の人材戦略を策定・実施する責任を負う。この戦略は、（ ）リーダーシップの強化と向上心あふれる文化の推進、（ ）戦略的優先事項の推進に必要な適切な人材の確保（適切なスキルを備えた適切な数の従業員を適切な時期に確保すること）、（ ）優先的なスキルの獲得・維持・育成、（ ）後継者育成計画とテクノロジーを活用した高齢化に伴うリスクの軽減という4つの柱を基盤としている。これらの柱は、急速に変化する環境においてドイツ銀行の従業員が直面する最も重要な課題に対処するものである。

これらの柱に重点を置くことで、人材戦略は目の前のビジネスニーズと長期的な持続可能性の両方をサポートする。人事部門のビジネスパートナーは、このプロセスにおいて極めて重要な役割を果たし、各部門の戦略アドバイザーとして、各部門の人

材戦略が常に適切であることを確認する。また、人材開発プログラム、後継者育成計画、リーダーシップ開発といった的を絞った人材管理策を通じて、戦略の実施を支援する。さらに、人事部門のビジネスパートナーは各部門のチーフ・オペレーティング・オフィサーと緊密に連携し、進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて人材戦略を調整する。

人材戦略は、人事組織のマスタープランとなる人事戦略によって補完される。人事戦略は、グループ全体の最新の人事関連の取組みおよびサービスを提供することで各部門を支援し、人事部門の効率性、能力および体制を改善するものである。これらの優先事項は、人事部門ライトハウス・イニシアチブおよび当行の中核となる業務プロセスに反映されている。

人事部門は、専門的なスキル、知識、経験およびコミットメントをもって、業務部門および管理部門にとって重要なパートナーおよび推進役となっており、当行が事業を展開するすべての市場における法令と整合する関連方針および手順を策定している。将来の発展を予測し、積極的に対応することで、従業員の能力と構成についても考慮し、ドイツ銀行が引き続き魅力的な雇用主であり続けることを目指している。また、個人の人種、肌の色、性別、国籍、民族、年齢、宗教、障がい、婚姻状況、妊娠、性的指向、性自認と性表現、市民権、または法律で保護されているあらゆる特性による差別のない職場環境を維持している。ドイツ銀行の優れた労働条件と機会均等への継続的な取組みは、外部の格付機関によって高く評価されており、2025年には人事関連の項目で2024年よりも高いスコアを獲得した。これは、当行の総合スコアの上昇に貢献しており、「サステナビリティ戦略」の章の「人材および自行の事業運営」の項で説明されている。

各部門の人材戦略は、各部門、それぞれのチーフ・オペレーティング・オフィサーおよび人事部門のビジネスパートナーによって定期的に見直される。人事戦略は、人事部門がグローバル人事部門リーダーシップ・チームと緊密に連携して定期的に見直しを行っている。修正や対応の必要性が認められた場合は、それぞれの戦略がそれに依拠して精緻化され、関連する方針、手続および対応が必要に応じて調整される。

#### 影響、リスクおよび機会の管理、評価指標ならびに目標

ドイツ銀行は、事業を展開する地域社会を反映し、顧客の持続的な成功を最優先とする、意欲的で熟練した多様な従業員に依存している。これを維持するため、当行は公正で魅力的な労働条件、機会均等および公平な待遇に尽力するとともに、それに伴う重要な影響、リスクおよび機会を管理している。自行従業員に関する重要な影響、リスクおよび機会（IRO）は、「自行従業員」の章の以下の各節において、それぞれの主な対応、評価指標および目標とともに説明されている。

#### 自行従業員に関する重要な影響、リスクおよび機会

ESRS 2 SBM-3、ESRS S1-1、ESRS 2 MDR-P、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-A、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 MDR-M

当行全体における影響、リスクおよび機会（IRO）は、ダブル・マテリアリティ評価を通じて特定され、評価される。ダブル・マテリアリティ評価の詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「ダブル・マテリアリティ評価」の章に記載されている。

人事部門は少なくとも年に1回、自行従業員に関連する影響、リスクおよび機会を見直し、潜在的な修正や対応の必要性を特定するとともに、従業員に関連するIRO評価の潜在的な変更が戦略に正確に反映されていることを確認し、また、その逆も行う。従業員関連のIROは、人事部門が定義し、それらを管理するために使用する方針、対応、評価指標および目標の概要とともに、以下の表に記載されている。これらの詳細については、ESRS S1に基づく重要な評価指標および事業体固有の指標も含め、本章のこれ以降の段落に記載されている。

これらのIROの管理は、ドイツ銀行の従業員のモチベーションを高め、多様で適切なスキルと専門知識を備えた人材を確保するために極めて重要である。本章「自行従業員」の以下の各節では、IRO管理について、方針、関与のアプローチ、潜在的な懸念事項への対応チャネルおよび手順、当行の対応、ならびに従業員管理、労働条件およびダイバーシティ&インクルージョンに関連する特定のトピックに関する関連指標と目標を含めて、より詳細に説明している。

自行従業員に関連する実際のまたは潜在的なマイナスの影響に対応するための必要な措置と、潜在的なリスク（危害が及ぶリスク、影響および機会を含む。）を特定するためのプロセスと情報源は、以下の「影響について自行従業員および従業員代表と関わるプロセス」ならびに「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に記載されている。これらのプロセスおよびその他のデータソース（グローバルまたは国レベルの従業員データ等）により、当行は、特定のグループの人々（特定の特性を持つ人々、特定の状況や特定の活動で働く人々等）を含む自行従業員に関連する潜在的な影響、リスクおよび機会を特定することができる。人事部門は、意図した労働条件を実現し、従業員の平等かつ公正な機会を確保するための施策を策定し、実行する責任を負っている。

[次へ](#)

トピック：自行従業員

サブトピック	バリュー・チェーン	時間軸	IROの種類	IROの説明	方針	対応	評価指標および目標
労働条件	自行の事業運営	中期	プラスの影響	<p>以下を通じて、従業員のコミットメント、満足度、モチベーションおよびウェルビーイングにプラスの影響を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 従業員が非従業員かを問わず、当行の従業員の適正な能力と構成を確保する。</li> <li>- 家族関連休暇と育児手当を提供する。</li> <li>- 適切な労働時間を考慮し、柔軟な勤務形態を提供する。</li> <li>- 結社の自由、団体交渉および社会的対話に関する高い基準を尊重し、支持する。</li> </ul>	<p>行動規範</p> <p>リーダーシップ・コンパス</p> <p>採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針、ならびに採用ガイダンス</p> <p>全管理職向けカリキュラム</p> <p>懸念事項の提起（内部通報を含む。）に関する方針、ならびにスピークアップおよび内部通報のフレームワーク</p> <p>パフォーマンス、結果および報酬に関する方針、ならびにパフォーマンス、結果および報酬に関するアプローチ（フレームワーク）</p>	<p>人材分析および計画</p> <p>カルチャー・パルス・サーベイ / ピーブル・サーベイ / 新入社員サーベイ</p> <p>従業員代表との関わり</p> <p>団体労働協約および（グループ）労働協約の締結と更新</p> <p>従業員支援プログラムを含む支援ネットワーク</p> <p>福利厚生、フレックス勤務およびモバイルワーク</p> <p>ウェルビーイング・チャンピオン、ウェルビーイング・ハブ</p> <p>内部チャネル、管理およびプロセス採用プログラム</p> <p>新卒者採用プログラムおよびインターンシップ・プログラム、ならびに職業訓練およびデュアル・スタディ・プログラム</p> <p>ソーシャル・プランに関する協定</p>	<p>カルチャー・パルス指標および関連目標</p> <p>ピーブル・サーベイ回答率、インネブルメント・スコア、コミットメント・スコア</p> <p>性別別、国別、契約種別の従業員数</p> <p>職種別の非従業員数</p> <p>地域別、年齢別、役職別および性別別の新規採用従業員数と離職者数、希望退職者数</p> <p>年間総報酬比率</p> <p>団体交渉および社会的対話のカバレッジ比率</p> <p>欠員補充までの平均期間</p> <p>内部補充率および再配置による節減</p> <p>グローバルの新卒者および職業訓練生の採用人数</p> <p>人的資本の投資収益率</p> <p>家族関連休暇の権利と取得状況（性別別内訳を含む。）</p> <p>労働条件、差別およびハラスメントに関する苦情件数</p> <p>メンタル・ファーストエイダーの人数</p>
		中期	機会	<p>従業員の生産性および定着率の向上、ならびに雇用主の魅力と評判の向上は、以下によるプラスの影響と関連している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 従業員の適切な能力と従業員構成</li> <li>- 家族関連休暇と育児手当</li> <li>- 団体交渉</li> </ul>	<p>取締役会メンバー、支店長および主要役職者の適性評価に関するガイダンス</p> <p>環境、健康および安全に関する方針</p> <p>ドイツ銀行の人権に関するステートメント</p> <p>従業員ハンドブック</p> <p>臨時従業員リソースに関する方針</p>		

トピック：自行従業員

サブトピック	バリュー・チェーン	時間軸	IROの種類	IROの説明	方針	対応	評価基準および目標	
全従業員 に対する 公平な待 遇および 機会均等	自行の事 業運営	短期	プラスの 影響	以下の提供により、雇用可能性、従業員のモチベーションおよび効果的なリーダーシップにプラスの影響を与える。 - マルチモード研修 - スキル開発 - 定期的なパフォーマンス・フィードバック	行動規範 採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針、ならびに採用ガイダンス リーダーシップ・コンパス 全管理職向けカリキュラム 懸念事項の提起（内部通報を含む。）に関する方針、ならびにスピークアップおよび内部通報のフレームワーク パフォーマンス、結果および報酬に関するアプローチ（フレームワーク） 取締役会メンバー、支店長および主要役職者の適性評価に関するガイダンス ドイツ銀行の人権に関するステートメント 従業員ハンドブック	学習機会、研修、リーダーシップおよび人材開発プログラム（ネットワークワーキング機会を含む。） パフォーマンス評価 ネットワークワーキング機会および職場復帰プログラム 人材開発プログラム（加速化プログラムを含む。） 研修プログラム キャリア・プラットフォーム より上位の職務における男女比を適正に近づけるための「35 by 25」プログラム 従業員ネットワーク アクセシビリティ対策 カルチャー・パルス・サーベイ / ピーブル・サーベイ / 新入社員サーベイ 苦情・クレーム処理プロセスとチャネル 関連事項の管理を監督する人権フォーラム	研修費および研修時間（性別別内訳を含む。） 加速化プログラムの参加率（性別別内訳を含む。） 未調整の男女間賃金格差 パフォーマンス評価完了率（性別別内訳を含む。） ジェンダーの多様性および関連目標 年齢の多様性、障がいを持つ従業員 の人数（性別別内訳を含む。） 英国における従業員に占める黒人系の割合の目標 差別に関するインシデントおよび苦情と労働条件に関する苦情の件数、ならびにそれらにより生じる罰金、制裁金および損害賠償の金額	
		中期	機会	特に社会的に不利なグループにとっての構造的な障壁を特定し、排除することにより、従業員の生産性、雇用主の魅力および評判を高める。				
		短期	マイナス の影響	公正な報酬を提供しないことにより、従業員のコミットメント、ウェルビーイングおよび帰属意識にマイナスの影響が生じる。				
		短期	リスク	- インクルーシブな職場環境を提供しないことにより、従業員の生産性や定着率および雇用主の魅力や評判が低下するリスク。 - 多様性に関する当行の取組みに関して、特定の国で法的措置または規制措置が生じるリスク。				

[次へ](#)

## 自行従業員に関連する方針

ESRS S1-1、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行の方針、手順およびフレームワークは、当行が人材戦略を実施し、自行従業員に関連する重要な影響、リスクおよび機会を管理するための手段となっている。これらの方針は、当行が事業を展開するすべての市場の法律および規制に準拠しており、グループ・ガバナンスのリーダーの承認を受けたグローバルの「方針、手順、主要な業務文書およびフレームワークの要件に関する方針」に沿って、方針に関わる主要なステークホルダーとの協議により策定、改訂される。方針に重要な改訂を行う場合は、グローバル・ポートフォリオ・オーナー、および当行内の影響を受けるすべての部門の各分野の専門家（Subject Matter Experts）と協議しなければならない。方針の範囲により、パフォーマンスおよび報酬、雇用関係ならびに人材獲得等の機能が関与する可能性がある。さらに、主要なステークホルダーとして従業員代表が、例えばドイツ労働者憲法（Betriebsverfassungsgesetz）等の参加権に従って関与し、該当する場合は労働協約（Betriebsvereinbarungen）が締結されることもある。人事部門のグローバル方針は、人事グローバル・リーダーによって承認され、少なくとも年に1回見直される。当行の従業員と非従業員は、これらの方針を、行内イントラネットのスタートページにリンクがある社内のポリシー・ポータルで入手できる。方針、手順またはフレームワークの新規発行時、重要な更新時またはアーカイブ時には、当該イントラネットにニュース記事が掲載され、主な変更点、影響および質問窓口が強調して表示される。

ドイツ銀行は、国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECDの多国籍企業行動指針、国際労働機関の労働における基本的原則および権利に関する宣言（中核的労働基準を含む。）、ならびに国連グローバル・コンパクトを、当行の行動規範に記載されているとおり、各国の法律で実施されている方法に沿って自主的に支持し、これらを遵守している。ドイツ銀行は人権尊重に長年取り組んでおり、これは、取締役会が承認、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーが署名しているドイツ銀行グループの人権に関するステートメントに記載されている。この人権尊重へのコミットメントは、ドイツ銀行の行動規範にも組み込まれており、ドイツ銀行がすべての従業員、非従業員および組織としてのドイツ銀行に期待する最低限の行動基準を定めたものである。行動規範の目的は、ドイツ銀行の従業員が適用される方針および手順、ならびに法律および規制に従って、倫理的かつ誠実に行動することを確実にすることである。「企業文化、誠実性および行動」の章の「スピークアップおよび内部通報のフレームワーク」の節に記載されているように、従業員が行動規範とそれに起因する責任を包括的に理解できるようにするため、必須研修を実施している。2025年度の修了率は100%（2024年度：100%）であった。

2025年度において、従業員と管理者に明確で一貫性のあるガイダンスを提供するため、従業員に関連する複数の方針が簡素化された。これにより複雑さが軽減され、適宜、従業員と非従業員の双方の雇用期間/配置期間全体にわたって一貫性が確保されている。例えば、「採用方針」、「身元調査方針」、「人材紹介および関連候補者に関する方針」、ならびに「オフボーディング方針」は、単一の包括的な「採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針」に統合された。この新しい方針は、個別の採用ガイダンスとオフボーディング・ガイダンスによって補完されており、採用とオフボーディングのあらゆる側面について、実践的な指示と明確な要件が示されている。

さらに、明確なガイドラインは、例えば「安全なデータ処理手順（人事部門）」や「利益相反（人事部門）」等の重要な運用文書の形で、当行の従業員にとって安全で十分に機能する職場環境を醸成している。

## 自行従業員に関連する活動

ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行は、プラスの影響および機会を促進し、潜在的なマイナスの影響やリスクを軽減するために、様々な活動を行っている。当行の活動は、グローバルの学習プログラム等、当行が事業を展開するすべての地域の全従業員に適用されるグローバルの活動やプログラムであることが多いが、地域または部門に特化した活動（主要なグローバル拠点での職業訓練プログラムまたは保育サービスの提供等）や、特定の従業員グループに特化した活動（管理職向けのリーダーシップ開発、優秀な人材向けの加速化プログラム等）もある。これらの活動の実施は、当行の人材戦略および目標の達成、魅力的で公正な労働条件の促進、公平な待遇および機会均等の提供と確保に貢献している。当行が実施する活動には、「35 by 25」プログラム、または新しい研修の確立に関連する活動のような長期的なものから、神経学的多様性インクルージョンに関するグローバル・タウンホールのような機会に関連した単発的な施策まで、様々な時間軸がある。こうした活動の計画および実施には、従業員の労働時間および/または予算等、必要なリソースが割り当てられる。当行の活動の詳細は、以下の「従業員管理」、「労働条件」ならびに「ダイバーシティ&インクルージョン」の各節で説明されている。これらの活動と活動計画（過年度に開始されたものを含む。）の進捗状況は、以下の各節で報告されている評価指標および年に1回実施されるピープル・サーベイの結果を含め、様々な定性的および定量的手段によってモニタリングされている。

## 影響について自行従業員および従業員代表と関わるプロセス

## 自行従業員との関わりおよび従業員フィードバックの企業文化

ドイツ銀行は、適切な人材を採用し、育成し、適切なスキルを身につけさせることに力を注いでいる。その一方で、強固な人間関係、オープンなコミュニケーションおよびフィードバックからの学習が重要な役割を果たすような生産的な職場環境を育むためには、当行従業員の声を聞き、受け入れ、認め、配慮し、積極的なリーダーシップを発揮する必要がある。そのため、当行は、自行従業員に影響を及ぼす可能性のある意思決定において、従業員の意見を包括的に反映させることに尽力しており、従業員の認識、潜在的な懸念、従業員に影響を及ぼす可能性のあるプラスまたはマイナスの影響に関する洞察を得るために、自行従業員と直接関わるための様々なチャネルを提供している。従業員フィードバックの収集の中心的な手段は、当行が毎年任意で行っている機密扱いのピープル・サーベイであり、この調査は、当行がうまく行っている点や、従業員が改善の必要性を感じている点について、従業員の見解を理解するのに役立つ。ドイツ銀行は、行内の様々な分野や従業員グループにわたって見解を得ること、また、従業員の中でも特にマイナスの影響を受けやすいグループを特定することを目指している。そのため、調査結果は、年齢、性別、在職期間等のトピックに関する人口統計学的質問、また、特定の地域では民族、性的指向、神経学的多様性、障がいおよび社会経済的背景に関する質問に対する任意かつ機密扱いでの回答に基づき、地域別および部門別の集計や、追加の基準による結果の集計を示している。

当行は調査への参加率を観察することで、このチャネルの有効性も評価している。2025年度には、招待された従業員（ロシア連邦を除く。）の69%（2024年度：65%）が回答し、2011年度以来最高の回答率を記録した。これは、ベンダーからのフィードバックによれば、当行の同業他社と同水準であった。ピープル・サーベイでは、従業員のコミットメント（当行に留まる意向、誇り、モチベーション、雇用主としての当行への支持等）およびイネーブルメント（仕事へのやりがいや関心の度合い、従業員が生産性を発揮できる度合い）の進捗状況を測定している。コミュニケーション、人工知能、インクルージョン、倫理、スピークアップ文化、リソース等、当行の労働条件にまつわる幅広いトピックについて、全従業員にフィードバックを求めている。また、従業員には、仕事における目的や楽しみ、仕事と私生活の適度なバランスを実現する上で当行がどの程度サポートしていると感じるかについても尋ねている。ピープル・サーベイでは、従業員が自分の意見を自由に表明することに抵抗を感じていないか、また、意見表明を助けたり妨げたりする要因について洞察を得られる。従業員は、調査に含まれる自由記述欄を利用して、改善案や気づいた点を共有することができるため、当行での勤務経験のプラス面やマイナス面についてのフィードバックを提供することができる。2025年度においてドイツ銀行は、高度なデータ分析によって洞察をさらに深め、より詳細で実用的な知見を得て従業員のエクスペリエンスを向上させるという当行の目標をサポートするため、2024年度に導入した新たな学術パートナーとの関係を継続した。

専任の人事チームが、人事グローバル・リーダーの指導の下、取締役会の承認を得た上で、調査を準備し、継続的な見直し、改善および実施を遂行している。従業員の機密を守り、オープンなフィードバックを促進するため、結果は集計レベルでのみ報告される。

2025年度において、コミットメントおよびイネーブルメントのスコアがそれぞれ1パーセンテージ・ポイント上昇し、68%および71%となった。これは、2024年度に見られた低下を逆転させるためのグループ全体での取組みが成功したことを示している。2025年度には、当行で働くことへの誇り、雇用主としての当行への支持、当行に留まる意向および当行の職場環境によるモチベーションの向上が見られた。同時に、当行の従業員の内発的モチベーション、すなわち、期待以上の成果を出そうとする意欲は非常に高いレベルを維持しており、これはパフォーマンスの高い組織であることを示している。ピープル・サーベイの結果は取締役会および監査役会に共有され、そこで主要な重点分野の特定が行われる。2025年度に、取締役会は、戦略および変革（プロセス改善およびコミュニケーション等）、リーダーシップ（管理職向けカリキュラム等）、持続可能なキャリア開発（個人の成長等）、ならびにパフォーマンスおよびフィードバック（持続可能なパフォーマンス文化等）という前年度に当行が特定した4つの重点分野に引き続き取り組むことに合意した。「企業文化、誠実性および行動」の章で説明しているように、調査結果は各業務部門および管理部門にも共有され、当行の「企業文化、誠実性および行動」イニシアチブの一環として、各部門に義務付けられている企業文化計画にも反映される。専任の人事チームは、調査結果から得られた洞察が当行の人材戦略の継続的な見直しと改善において確実に考慮されるように努めている。ピープル・サーベイの主な結果は、労使協議会および従業員にも共有される。

## ピープル・サーベイの結果

結果（単位：％）	2025年度	2024年度
ピープル・サーベイ回答率	69	65
コミットメント・スコア	68	67
イネーブルメント・スコア	71	70

2019年以降、当行ではさらにカルチャー・パルス・サーベイを実施し、従業員のモチベーションおよび生産性に対する認識にプラスの影響をもたらすような、管理職と従業員間の交流の頻度と質を評価している。2025年度に、「企業文化、誠実性お

よび行動」の章に記載されている当行の「This is Deutsche Bank」フレームワークに沿ってこのサーベイが実施され、従業員が向上心あふれる文化をどのように体験しているかを把握し、それが組織全体にどのように浸透しているかを評価するのに役立てられた。カルチャー・パルス・サーベイは、従業員の職場に対する認識の重要な側面を継続的に把握するため、年に3回（ピープル・サーベイの一環として1回、および第1四半期と第4四半期の2回）実施されている。このサーベイは、管理職からのフィードバックおよび感謝の言葉、ならびに当行がどのように卓越した顧客体験を生み出すよう努め、連携して問題を解決し、従業員に意思決定を任せているかについて、従業員に尋ねるものである。経営陣には、結果を利用して重要な行動についてトップから方向性を定め、管理職が自らの行動について省みるよう促すことが期待されている。この調査結果からカルチャー・パルス指標が得られ、バランス・スコアカードの報告に含められる。2025年度におけるカルチャー・パルス指標のグループ全体の目標が取締役会の合意により61.97%であったのに対し、当年度末の結果は72.05%となった。各部門のリーダーシップ・チームは、各サーベイ実施後にその結果と今後の展開について従業員と共有するよう奨励されている。

ドイツ銀行グループの2025年度におけるカルチャー・パルス指標の目標は、組織文化の進展を測定可能にするために設定されており、従業員の労働条件に対する認識を示す重要な指標となっている。その目的は、2024年度末に決定された基準値と比較して、統計的に有意な改善を達成することであった。基準値は、既存のカルチャー・パルス・サーベイと最も近い比較可能なピープル・サーベイの質問を活用することによって評価された。2025年度におけるカルチャー・パルス指標の目標は、当行のバランス・スコアカード・ステアリング・グループで討議・合意され、取締役会により承認された。2025年度に質問項目が変更されたことから、2024年度の結果との比較は表記するに値しない。

#### 2025年度の目標および当行のカルチャー・パルス指標の結果

	2025年度		2024年度
	目標(注1)	結果(注2)	結果
カルチャー・パルス指標(単位:%)	61.97	72.05	N/M

N/M - 表記するに値しない。

(注1) 2025年度に更新されたサーベイの質問に関する目標を反映している。

(注2) ロシア連邦を除く。

こうした調査に加え、自行従業員に含まれる従業員および非従業員は全員、グローバル・イントラネットを通じて、非常に直接的なコミュニケーション・チャンネルも利用することができる。通常、公開された記事はすべて、「いいね！」ボタンを押したり、自由記述欄でコメントしたりすることができ、コメントは誰でも見ることができる。記事へのコメントや評価等を通じて、記事の閲覧数やインタラクションの統計をモニタリングすることで、当行はこのチャンネルの及ぶ範囲と効果を評価している。さらに、従業員は定期的開催される部門別および地域別のタウンホールイベントで質問をすることができる。2025年度に、当行は「Your Direct Line to Board」と題した新しい対話形式を導入した。この一連のミーティングでは、従業員が毎回異なる取締役役に質問できる機会を提供している。従業員には、事前に質問を提出する機会が与えられ、イントラネット上で全従業員による投票が行われるほか、セッション中に自発的に質問を提起することもできる。「自行従業員」の章の「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャンネル」の節に記載されているように、フィードバック文化を伝えるためのさらなる手段には、自己都合退職者を対象とした当行の退職者サーベイや新入社員サーベイがある。

#### 従業員代表との関わり

このような従業員との直接的な関わりのほかに、従業員の視点を理解する上でもう一つ重要なプロセスは、従業員代表団体と継続的に対話し、オープンで建設的な意見交換を維持することである。当行は世界各国で、各国の法令に基づき、従業員代表およびその協議会と協力している。例えば、当行の従業員の大多数(39.8%)が勤務するドイツでは、ドイツ労働者憲法(Betriebsverfassungsgesetz)が労使協議会の関与を規定しており、労使協議会の権利と義務を規定し、雇用主が労使協議会を関与させる必要がある場合と形式を規定している。4年ごとにメンバーが選出される労使協議会は、ドイツ銀行との協議や交渉を通じて従業員の利益を代表する。当行の幹部従業員には独自の代表委員会があり、これもドイツ従業員代表者法(Sprecherausschussgesetz)によって規制されている。これらの代表団体との協議は、特定の施策を実施するために必要に応じて行われる。それ以外にも、当行は従業員代表と常に連絡を取り合い、社内対話を維持し、当行の従業員に対する潜在的なプラスおよびマイナスの影響に関する従業員の意見と従業員代表の見解を把握している。ドイツにおいて、当行は2025年度に複数の団体労働協約を締結または更新した。例えば、パフォーマンスおよび報酬フレームワークがさらに整備され、パートタイムと在宅勤務に関する団体労働協約が更新された。また、複数の一般労働協約や地域労働協約が締結され、既存の協約が最近の動向を盛り込むために再交渉された。さらに2025年度に、当行と労使協議会は、様々な再編策を実施する過程で、利害の調整に関する複数の合意を締結した。

ドイツ銀行の従業員は欧州レベルでも代表を務めている。1996年9月10日に締結された、EU域内のドイツ銀行従業員の国境を越えた情報提供および協議に関する協定に基づき、欧州労使協議会はすべてのEU加盟国で働く従業員を代表している。

## マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル

ESRS S1-1、ESRS S1-2、ESRS S1-3、ESRS S1-4、ESRS G1-1、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行では、従業員および非従業員を含め、自行従業員が懸念を表明できる「スピークアップおよび内部通報のフレームワーク」を設けている。これは、自行従業員に対するすべての懸念事項や認識されたマイナスの影響が報告され、必要に応じて措置が講じられるようにするためである。「企業文化、誠実性および行動」の章の「スピークアップおよび内部通報のフレームワーク」の項に記載されているように、当行の「スピークアップおよび内部通報のフレームワーク」は、グローバルの「懸念事項の提起（内部通報を含む。）に関する方針」によって管理されている。ドイツ銀行は、社内外で懸念事項を提起したこと、懸念事項の提起を支援したこと、または懸念事項の調査に協力したことを理由とする、個人に対するいかなる形の報復も禁止している。「企業文化、誠実性および行動」の章の「スピークアップおよび内部通報のフレームワーク」の項に記載されているように、これは当行の行動規範に規定されており、報復防止のフレームワークによって支えられている。

苦情またはその他の懸念が提起された場合、それらに対処する責任を負う関連部門が関与し、適切に管理する（その対応の有効性の追跡を含む。）。自行従業員へのマイナスの影響または自行従業員の不正行為に関連する懸念事項は、申立ての内容に応じて、当行の関連する調査部門のいずれかによって調査される。人権の懸念事項が提起された場合、ドイツ銀行の人権担当リーダーに報告する必要がある。

最初の内部評価の後、正当かつ信憑性のある懸念事項があれば、調査部門による調査が開始される。こうしたデューデリジェンスの結果に応じて、マイナスの影響があれば、それを是正するための適切な措置が合意され、実施される。これらの措置は長期にわたって監視され、人権に関連する場合は人権担当リーダーの関与も含まれる。苦情申立人は、該当する場合、改善措置の進捗状況と実施について定期的に報告を受ける。懲戒処分の可能性があるケースはすべて人事部門に報告され、グローバルの「パフォーマンス、結果および報酬に関する方針」に沿って、また現地の法律に従って処理され、従業員との関係を専門とする人事チームによって適切な措置が講じられる。これは、懸念が報告されたチャネル（内部通報チャネル、人事部門、管理職またはその他のチャネル等）に関係なく適用される。「自行従業員」の章の「インシデントおよび苦情」の節に記載されているように、フォローアップ措置には、重大性と状況に応じて、方針の変更、プロセスおよび管理の強化、教訓のレビューまたは懲戒処分が含まれるが、これらに限定されない。当行は、一貫した透明性のある方法で懲戒処分を決定するよう努めている。懸念事項の傾向およびテーマ、ならびに結果として講じられた措置（懲戒処分等）に関する定期的な報告は、グローバル人事部門リーダーシップ・チームと「企業文化、誠実性および行動」チームに提供される。

懸念事項を提起する当行のチャネルが従業員にどれほど効果的で信頼されているかを評価するために、年に1回実施されるピープル・サーベイでは、従業員に対し任意かつ機密扱いのフィードバックを求め、懸念事項を提起するチャネルに関する従業員の認識と、潜在的な懸念事項が当行によって効果的に対処され、内密に処理されることに対する従業員の信頼度を測っている。当該サーベイ自体にも、従業員が懸念事項を提起したい場合のために「懸念事項を提起する」ページへのリンクが貼られている。2025年度の当該サーベイの結果によると、従業員は引き続き、当行の基準に沿った環境があることを実感しており、大多数が自分の意見を表明することが可能であると感じている。また、懸念を抱いている従業員の人数は少ないものの、大多数が、懸念がある場合にそれを提起する方法を知っていることも示された。

ピープル・サーベイおよびカルチャー・パルス・サーベイに加え、当行では自己都合退職者を対象として任意かつ機密扱いの退職者サーベイを実施している。このサーベイの主な目的は、退職理由と当行での勤務経験を把握し、当行の従業員のうち潜在的に弱い立場にあるグループがマイナスの影響にさらされている可能性を特定することである。このチャネルの信頼性と有効性を評価するため、退職者サーベイの回答者は、過去12ヶ月間に何らかの懸念事項があったかどうか、それを提起したかどうか、提起しなかった場合はその理由を尋ねられる。回答者には、当行の独立した内部通報センターの担当者が秘密裏にフォローアップを行うために、連絡先を提供する選択肢が与えられる。内部通報センターは、従業員が入行してからそれぞれ30日後と90日後に、任意かつ機密扱いで新入社員サーベイおよびスピークアップ・サーベイを実施する。これらのサーベイの内容は同じであるが、潜在的な懸念事項（潜在的に弱い立場にあるグループに影響を与えるものを含む。）を積極的に特定するために、異なるタイミングで送付される。両サーベイとも、退職者サーベイと同様、スピークアップ文化および懸念事項の提起に関する質問を含んでいる。新入社員サーベイを通じて、従業員も採用プロセスを評価することができる。ドイツ銀行の人事部門は、業務プロセスの品質を監視し、採用プロセスを継続的に改善するために、各フィードバックを確認している。

サステナビリティ戦略の一環として、ドイツ銀行は、グループ・サステナビリティ委員会に報告を行うグローバルの人権フォーラムを設立した。当該フォーラムは、グループ・サステナビリティのリーダーと人権担当リーダーが共同議長を務め、業務部門および管理部門の上級代表が参加している。その任務は、人権管理を監督し、動向を監視し、内部からの教訓を共有し、外部の専門家と連携し、戦略的なプロジェクトを開始することである。当該フォーラムは、既存のリスク管理およびデューデリジェンスのプロセスを補完し、戦略的および業務上の施策のためのインターフェースとして機能するものである。人権担当リーダーは、当行の人権アプローチを監督し、有効性を確保するためのプロセスとコミュニケーション・チャネルを調整する。

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

効果的な従業員管理は、変革目標を達成する上で極めて重要な役割を果たし、管理職がリーダーシップを担う業務の遂行をサポートするほか、上級管理職にデータに基づく洞察を提供することで、戦略の実行を支援し、より多くの情報に基づいた意思決定を可能にする。この目標を達成するために重要なのは、最新の方針と、テクノロジーと最新のインフラへの継続的な投資である。人事部門は、当行の投資とデジタル化を支援するための戦略的改革として、人材分析および計画のための最先端ソフトウェアの開発と拡張を続けている。管理職には、事前に構築された、人材に関するベストプラクティスに関する質問に基づいて、人材分析と人材計画ソリューションが提供される。これにより、当行は様々なシナリオを予測し、様々な選択肢を幹部に提示し、当行の目標を達成するための道筋を選択することができる。ドイツ銀行のグローバルの取組み、規制上のニーズ、戦略および計画を支援するため、当行の今後の包括的な目標は、人材と労働力の課題をよりエビデンスに基づいて管理することである。当行は、より将来を見据えたモデリングと予測分析に継続的に取り組んでいる。

ドイツ銀行は、ESRSの要件に加え、ISO 30414に規定されている人的資本報告基準への準拠にもコミットしている。このISO規格は、人的資本に関する報告のための自主的なガイドラインである。ステークホルダーからの信頼性を確保するため、準拠状況は外部監査人によって検証される必要がある。ドイツ銀行は2025年に、この認証を5年連続で取得した。

### ドイツ銀行従業員の特徴

ESRS S1-6、ESRS S1-9

当行従業員の役割は、管理職と非管理職、および顧客対応職と顧客対応以外の職に分けられる。顧客対応以外の職は、典型的なオフィス業務で構成され、管理機能から技術対応の役割まで多岐にわたる。顧客対応職は、顧客や潜在顧客と直接やり取りをする業務である。優れたクライアント・アドバイザー・スキルを持つ人材に加え、ドイツ銀行のビジネス・モデルは、顧客対応以外の部門や管理部門においても、非常に優秀で勤勉な従業員に大きく依存している。

2025年度末現在、ドイツ銀行の従業員数は前年度と比べてほぼ安定していた（0.1%の変動）。インドとルーマニアにおける増加は、ドイツにおける減少により相殺された。

### 性別別の従業員構成

2025年度のグローバルの性別構成は、2024年度と比べてほぼ安定していた。2025年度において、女性割合は46.4%（2024年度：46.5%）、男性割合は53.6%（2024年度：53.5%）であった。

### 性別別の従業員数：ドイツ銀行グループ

性別別の従業員構成	従業員数（単位：人）	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
女性	44,556	44,581
男性	51,403	51,309
その他（注1）	5	6
未報告	16	2
合計	95,980	95,898

（注1）従業員が自認する性別。

### 当グループの従業員総数の10%以上を占める国の性別別の従業員構成

2025年度のドイツにおける性別構成はほぼ安定していた。2025年度において、女性割合は51.0%（2024年度：51.4%）、男性割合は49.0%（2024年度：48.6%）であった。

### 性別別の従業員数：ドイツ

性別別の従業員構成	従業員数（単位：人）	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
女性	19,462	20,719
男性	18,723	19,583
その他（注1）	5	6
未報告	1	-
合計	38,191	40,308

（注1）従業員が自認する性別。

2025年度において、インドの女性割合は1.4%増の42.7%（2024年度：41.3%）、男性割合は1.4%減の57.3%（2024年度：58.7%）であった。

## 性別別の従業員数：インド

性別別の従業員構成	従業員数（単位：人）	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
女性	10,481	9,335
男性	14,082	13,243
その他（注1）	-	-
未報告	-	-
合計	24,563	22,578

（注1）従業員が自認する性別。

## 国別の従業員構成

2025年度のドイツ銀行の全体的な地理的範囲は、2024年度と比べて安定していた。39.8%（2024年度：42.0%）のドイツと25.6%（2024年度：23.5%）のインドは、当行の従業員の3分の2を占める、従業員数の多い主要事業国である。ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再編施策を主因として減少した。インドでは、主にオペレーション・センターでの採用により増加した。

## 国別の従業員数

国別の従業員構成	従業員数（単位：人）	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ドイツ	38,191	40,308
インド	24,563	22,578
イギリス	7,750	7,766
アメリカ合衆国	7,716	7,743
イタリア	2,905	2,970
スペイン	2,382	2,357
ルーマニア	2,076	1,799
シンガポール	1,799	1,813
フィリピン	1,420	1,369
香港	782	802
スイス	629	625
中国	621	621
ルクセンブルク	512	490
ベルギー	486	496
オランダ	399	457
ポーランド	390	386
日本	349	371
オーストラリア	292	288
インドネシア	232	226
マレーシア	231	202
フランス	219	226
ブラジル	214	202
アラブ首長国連邦	200	200
韓国	196	195
アイルランド	164	169
ロシア連邦	162	169
台湾	148	144
トルコ	114	109
タイ	102	107
パキスタン	86	84
ベトナム	85	89
オーストリア	81	77
ハンガリー	77	74
スリランカ	53	49
サウジアラビア	52	51
チェコ	50	47
ポルトガル	46	45
スウェーデン	39	35
メキシコ	38	41
南アフリカ	38	36
ウクライナ	34	34
イスラエル	15	14
ギリシャ	13	12
カナダ	10	11
コロンビア	7	4
アルゼンチン	5	-
カタール	4	4
モーリシャス	3	3
合計	95,980	95,898

## 年齢別の従業員構成

ESRS S1-9

当行は、様々な世代の視点から恩恵を受けている。2024年度と比べて、2025年度の年齢分布は安定していた。

## 年齢構成

年齢（人数、単位：％）（注1）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
30歳未満	16.2	16.2
30歳～50歳	57.1	57.0
50歳超	26.7	26.9

（注1）ドイツ銀行では0～14歳の子供は雇用していないため、四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 契約種別の従業員構成

ドイツ銀行では、フレックスタイム制やパートタイム勤務等、性別にとらわれない柔軟な勤務形態を提供している。ドイツ銀行は、従業員を常勤またはパートタイムの正社員または臨時契約で雇用しており、従業員の99.8％（2024年度：99.7％）は正社員である。契約種別、性別または地域別の従業員数は、常勤相当（FTE）で報告されている。当行はFTEのデータを示す際に常勤相当で従業員数を算出しているため、パートタイム従業員もグローバルで標準化された報告システムに基づいて比例して含まれている。

## 契約種別の従業員数（性別別）

単位：常勤相当（注1）	2025年12月31日現在				
	女性	男性	その他（注2）	未報告	合計
従業員数	40,360	49,499	3	16	89,879
正社員数	40,239	49,411	3	16	89,669
臨時従業員数	121	89	-	-	210
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	40,360	49,499	3	16	89,879
正社員数	33,798	48,319	3	16	82,136
パートタイム従業員数	6,562	1,181	-	-	7,743

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）従業員が自認する性別。

単位：常勤相当（注1）	2024年12月31日現在				
	女性	男性	その他（注2）	未報告	合計
従業員数	40,293	49,454	4	2	89,753
正社員数	40,113	49,323	4	2	89,442
臨時従業員数	180	131	-	-	311
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	40,293	49,454	4	2	89,753
正社員数	33,443	48,393	4	2	81,842
パートタイム従業員数	6,850	1,061	-	-	7,911

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）従業員が自認する性別。

契約種別の従業員数（地域別）

単位：常勤相当（注1）	2025年12月31日現在				
	ドイツ	欧州（ドイツを除く。）	米州	アジア／太平洋、中東および アフリカ	合計
従業員数	33,386	17,847	7,977	30,669	89,879
正社員数	33,212	17,823	7,977	30,657	89,669
臨時従業員数	174	24	-	12	210
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	33,386	17,847	7,977	30,669	89,879
正社員数	26,352	17,178	7,958	30,648	82,136
パートタイム従業員数	7,035	668	19	21	7,743

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

単位：常勤相当（注1）	2024年12月31日現在				
	ドイツ	欧州（ドイツを除く。）	米州	アジア／太平洋、中東および アフリカ	合計
従業員数	35,160	17,672	7,991	28,930	89,753
正社員数	34,893	17,641	7,991	28,917	89,442
臨時従業員数	267	30	-	14	311
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	35,160	17,672	7,991	28,930	89,753
正社員数	27,981	16,976	7,971	28,913	81,842
パートタイム従業員数	7,179	695	20	17	7,911

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

ドイツ銀行の自行従業員における非従業員の特徴

ESRS S1-1、ESRS S1-7、ESRS 2 MDR-P

主要プロジェクトや重要な成果物の提供を成功裏に遂行するために一時的にスキルセットが必要であり、そのような能力が当行従業員にない場合、ドイツ銀行は、可能な限り従業員の育成と活用を優先しながら、戦略的に外部の専門家や短期的なサポートを活用する。「臨時従業員リソースに関する方針」は、臨時従業員リソース（CWR）の管理要件を規定し、リスク、法律および規制に関する強化された要件を満たすための最低限の管理基準が確実に整うようにするものである。この方針は人事グローバル・リーダーの承認を得ている。2025年度に、「臨時従業員リソースに関する方針」は、明確で一貫したガイダンスを提供するために改訂された。臨時従業員リソースの身元調査、紹介およびオフボーディングに関する要件が当該方針に含まれるようになり、従来の「身元調査方針」、「人材紹介・知人候補者紹介に関する方針」および「オフボーディング方針」は廃止された。

当行は従業員数を常勤相当で報告しているため、パートタイム従業員もグローバルで標準化された報告システムから得たデータに基づいて比例して含まれている。

2025年度末現在、当行の自行従業員における非従業員（すなわち、個人事業主、または主にタイム・アンド・マテリアル契約（T&M）ベースで従事している第三者企業から派遣された人材）の数は、ITベンダーの報酬を（時間給に関係ない）固定報酬から（時間給に基づく）タイム・アンド・マテリアル報酬に分類し直したことにより、前年比で3,234名（50.8%）増加し、6,369名から9,603名となった。

職種別の非従業員構成

単位：常勤相当（注1）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ITベンダーのリソース（T&Mベース）	6,452	2,219
IT以外の請負業者	1,296	1,484
IT以外の臨時事務職のリソース	678	1,017
IT以外のその他専門サービスのリソース	288	521
IT以外のバンキングおよびアウトソーシング・サービスのリソース	742	881
IT請負業者	148	248
合計	9,603	6,369

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 採用および離職率

ESRS S1-1、ESRS S1-6、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は、選ばれる雇用主となることを目指し、魅力的な労働条件を提供することで、新たな人材を惹きつけ、社内の人材を維持するよう努めている。当行は2025年に、ドイツ、インドおよびベルギーにおいてトップ・エンプロイヤーの再認定を受けた。

当行のグローバルの「採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針」は、従業員の採用に関して適用される要件を定めており、採用承認、人材発掘、面接、評価、候補者管理、内定の承認およびオンボーディング（内部異動を含む。）を対象としている。採用プロセス全体を通じて、すべての候補者の評価および面接は、潜在的な偏見なしに、また、個人の人種、肌の色、性別、国籍、民族、年齢、宗教、障がい、配偶者の有無、妊娠、性的指向、性自認と性表現、市民権または法律で保護されているあらゆる特性による差別なしに、資格、スキル、経験等の能力に基づいて行われるという要件を定めている。採用プロセスに関与するドイツ銀行グループの従業員は、すべての適用法を遵守しなければならない。「採用ガイダンス」は「採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針」で参照されており、さらに「管理職のための採用慣行ガイド」を参照している。「採用慣行ガイド」では、ドイツ銀行の職務記述書に記載されている要件は、十分に多様な候補者プールを確保するために幅広く説明されるべきであると述べられている。当行の「採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針」は、身元調査に関する一貫した要件を定め、関連する責任を関係者に割り当てている。当行の「採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針」は、当行を退職する従業員のオフボーディングおよび異動者の取扱いについて、グローバルで一貫した最低要件を定義している。さらに、「取締役会メンバー、支店長および主要役職者の適性評価に関する方針」は、取締役、支店長、グローバルおよび現地の主要役職者の適性に関する最低要件を定めている。「採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針」は、人事グローバル・リーダーによって承認され、少なくとも年に1回見直される。この方針は、従業員の採用とオフボーディングのすべての側面に関する明確な要件と実践的な指示を提供する「採用ガイダンス」と「オフボーディング・ガイダンス」によって支えられている。

ドイツ銀行のグローバルにアクセス可能なキャリア・プラットフォーム「dbCareers」では、求人情報のほか、能力開発の機会、インクルーシブな職場環境やウェルビーイング・プログラム等、ドイツ銀行の労働条件に関する情報を提供している。

人材パイプラインを開発するため、ドイツ銀行は長年にわたり確立された新卒者採用プログラムおよびインターンシップ・プログラムを世界各地で実施しており、ドイツ、英国およびインドでは職業訓練プログラムを実施している。また、新たな人材プールを開発するため中途採用にも取り組んでいる。ドイツ銀行はインドとシンガポールで再入行者向けプログラムを設けている。シンガポールでは、当行は非営利団体のインスティテュート・オブ・バンキング・アンド・ファイナンス（Institute of Banking and Finance）と提携し、金融テクノロジー・イマージョン・プログラム（Technology in Finance Immersion Program）というプログラムも実施している。このプログラムでは、最長6ヶ月間の座学研修と当行での12ヶ月間の実地研修を組み合わせ、金融サービス・セクターの人材ニーズに対応するため、主要なテクノロジー分野における能力の業界パイプラインを構築している。

「自行従業員」の章の「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に記載されているように、新入社員は、30日後および90日後に実施される新入社員サーベイを通じて、任意かつ匿名で採用プロセスを評価することができる。また、法的に許容される場合は、これらのプロセスをより包括的なものにし、特定のグループに対する潜在的なリスクと影響を特定し、必要に応じて対策を講じるために、任意で提供された人口統計学的情報（年齢、性別、性的指向等）を利用している。

## 従業員の新規採用および離職（地域別）

単位：常勤相当（注1）	2025年度	2024年度
<b>全地域</b>		
年度末現在のFTE	89,879	89,753
新規従業員の採用	8,708	8,168
従業員の離職	-8,480	-8,444
その他（注2）	-102	-102
<b>ドイツ</b>		
年度末現在のFTE	33,386	35,160
新規従業員の採用	939	1,356
従業員の離職	-2,679	-2,380
その他（注2）	-33	-11
<b>欧州（ドイツを除く。）</b>		
年度末現在のFTE	17,847	17,672
新規従業員の採用	1,639	1,320
従業員の離職	-1,460	-1,725
その他（注2）	-4	-25
<b>米州</b>		
年度末現在のFTE	7,977	7,991
新規従業員の採用	969	881
従業員の離職	-999	-1,110
その他（注2）	16	-12
<b>アジア／太平洋（APAC）、中東およびアフリカ</b>		
年度末現在のFTE	30,669	28,930
新規従業員の採用	5,160	4,612
従業員の離職	-3,341	-3,229
その他（注2）	-81	-54

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）「その他」は主に、FTEの変動、買収／売却、および地域や部門をまたがる従業員の異動で構成される。

2025年度においても、人材採用は当行にとって重要な優先事項であった。採用においては、各業務部門の成長分野のフロント・オフィス職の補充、管理部門およびIT部門の強化、自己都合で退職したオペレーション・センターの従業員の補充、ならびに規制関連の役割（クライアント・ライフサイクル・マネジメントや金融犯罪対策等）の需要の高まりに応じた従業員のオンボーディングに注力した。当行はまた、ITを中心に、外部委託をしていた1,009名（2024年度：1,159名）の役割を内部化した。

## 従業員の新規採用（年齢構成別）

常勤相当、割合（単位：％）（注1）	2025年度	2024年度
30歳未満	46.3	47.9
30歳～50歳	50.3	48.9
50歳超	3.5	3.2

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 従業員の新規採用（性別別）

常勤相当、割合（単位：％）（注1）	2025年度	2024年度
女性	45.6	47.7
男性	54.3	52.2
その他（注2）	-	-
未報告	0.2	0.1

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）従業員が自認する性別。

## 従業員の新規採用（役職別）

常勤相当、割合（単位：％）（注1）	2025年度	2024年度
マネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデント	15.0	13.1
アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイト	43.3	38.9
上記役職以外	41.7	47.9

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。ポストバンク（子会社を含む。）で使用される役職名は、技術的には正したものである。

## 欠員補充までの平均期間

日数（注1）	2025年度	2024年度
欠員補充までの平均期間	79	77
重要な業務ポジションの欠員補充までの平均期間	55	55

（注1）求人を開始した日から内定までの経過日数。

従業員の総離職率は、前年度と変わらなかった。この離職率は、再編または業績関連の理由による解雇や有期契約に関連した解雇等、当行が主導した退職で構成されている。従業員の総離職率は、報告年度における人数（常勤相当）に基づいており、離職者数合計を平均従業員数に対する割合で表したものと定義される。

従業員の自己都合退職率は、2024年度の5.9%から2025年度には6.2%へとわずかに上昇したが、これは主に、離職率の高いインドのオペレーション・センターの従業員の割合が増加したことによる影響である。

## 従業員の離職率（地域別）

常勤相当、割合（単位：％）（注1）	2025年度	2024年度
全地域	9.4	9.4
ドイツ	7.8	6.7
欧州（ドイツを除く。）	8.2	9.6
米州	12.5	13.7
アジア / 太平洋、中東およびアフリカ	11.2	11.4

## 従業員の離職率（年齢構成別）

常勤相当、割合（単位：％）（注1）	2025年度	2024年度
30歳未満	24.6	25.8
30歳～50歳	48.7	49.6
50歳超	26.7	24.7

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 従業員の離職率（性別別）

常勤相当、割合（単位：％）（注1）	2025年度	2024年度
女性	44.7	43.9
男性	55.3	56.1
その他（注2）	-	-
未報告	-	-

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）従業員が自認する性別。

## 内部キャリア・モビリティ

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を育成し定着させて、その専門知識と経験による恩恵を当行が享受し続ける上で重要な役割を果たす。当行は、従業員がスキルや経験を上げられるよう、部門間のモビリティを推進している。さらに、内部モビリティは、当行の再編費用および採用コストの削減に役立っている。ドイツ銀行のグローバルにアクセス可能な社内人事システムは、採用に関する最新の記録を提供し、従業員の雇用機会の透明性を高めている。

ドイツ銀行は、2025年度においても、当行の内部モビリティを重視し、組織内からの適切な候補者で欠員全体の3分の1超を補充した。当行の内部規定に反映されているように、欠員ポストは通常、2週間以上の期間でグループ内で募集される。内部募集に関する説明会を開催し、当行の各部門に対する認識を高め、新しいテクノロジーを導入し、内部候補者を優先することで、再編の影響を受けた従業員も、当行内でスキルを伸ばしたいと考えている従業員も、当行で新たな役割を見つけることができ、それによって当行のビジネス・モデルの回復力と部門を超えた協力体制を強化することができる。2025年度は、主に再配置の件数が減少したことにより、再配置による節減額の合計が前年度よりも減少した。

## 内部補充率および再配置による節減

	2025年度	2024年度
内部求人補充率（単位：％）	32.6	35.4
重要なビジネス・ポジションの内部求人補充率（単位：％）（注1）	66.7	69.6
再配置による節減額（単位：百万ユーロ）（注2）	42	83

（注1）上級職および機密職の採用総数に対する、内部応募者の採用率。

（注2）回避された退職金 / 再編費用と節約された採用コストの合計。

### グローバルの新卒者および職業訓練生

ドイツ銀行は、新卒者、インターン、職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生を含むキャリア初期の人材の獲得に引き続き尽力している。当行では、職業訓練、デュアル・スタディ・プログラム、インサイト・プログラムやインターンシップを通じて彼らの育成に投資し、多様で熟練した若いプロフェッショナルの育成を支援している。職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生は、当行の従業員の多様化に貢献し、ドイツ銀行の顧客のニーズに合致した関連性の高いスキルをもたらしている。当行は戦略の一環として、新人レベルの人材プールの拡大のため、大卒者も採用している。

ドイツ銀行におけるインターンおよび新卒者の選考プロセスは、当行の将来のスキルニーズを反映して2025年度に再設計された。当行は、競争率の高い採用プロセスを通じて、学卒者、学生および新卒者が社会人生活に移行するのを支援している。当行のコーチング・プログラムは、応募前からドイツ銀行への入社初日まで候補者をサポートし、自信と基本的な専門スキルを築くことを目的としている。その内容は、アクセスと対話を容易にするため、様々な仮想形式で提供されている。当行の採用活動は、対象の層がデジタル・プラットフォーム上のコンテンツに関心が高い傾向があることを認識し、オンラインポータル、バーチャルの採用フェアおよびソーシャルメディア・チャンネルでの露出も優先した。適切な候補者の獲得は依然として課題であったが、当行のアクティブ・ソーシング・チームは、学校と緊密に連携し、早期パイプライン・プログラムを通じて将来の職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生を採用した。

ドイツにおける若手従業員戦略に関して、ドイツ銀行では引き続き、当行内の各分野の具体的なニーズに合わせてカスタマイズされた多様な職業訓練およびデュアル・スタディ・プログラムを提供した。

12ヶ月間の新卒向けプログラムの一環として、当行はオリエンテーションとトレーニング・プログラムをハイブリッドで提供している。

ドイツでは、ドイツ銀行がトレンドンス・インスティテュート（Trendence Institute）から「Fair Graduate Program 2025」の認定を受け、公平でキャリアアップにつながる新卒向けプログラムへの取組みが評価された。また、ドイツ銀行のインターンへの献身と良好な職場環境が評価され、ドイツのハンデルスブラット・ゲーエムベーハー（Handelsblatt GmbH）から「Fair Company 2025」賞を授与されたほか、若者の社会生活への移行を支援する取組みが評価され、「シューレヴィルトシャフト賞（Schulewirtschaft-Award）」も受賞した。

2025年度においてドイツで採用された職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生の絶対数は、前年度とほぼ変わらなかった。デュアル職業訓練を提供する事業体の正社員に占める職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生の割合も、前年度とほぼ変わらなかった（マイナス0.1%の変動）。当行は、引き続き英国での職業訓練プログラムを拡大しており、現在ではテクノロジー、データおよびイノベーション、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクに及んでいる。インドでは1年間の職業訓練プログラムも導入され、有望な人材に貴重な機会を提供するとともに、良好な成績を収めれば正社員として雇用される可能性も提供している。

当行は、すべての分野でデジタル化のテーマに重点的に取り組んでおり、それが新たな職務プロファイルにつながり、新たなデュアル・スタディ・プログラムが必要となっている。これを受けて、ドイツ銀行は、オペレーション、管理、ならびにテクノロジー、データおよびイノベーションの各分野で採用エントリーの機会を拡大し、2024年8月以降、様々な大学と連携してドイツ国内で3つの新しいデュアル・スタディ・プログラムを導入した。当行は2025年度もこの戦略を継続した。

世界中で採用された新卒者および職業訓練生

単位：人	2025年度	2024年度
採用および人材管理		
新卒者の世界中での採用	1,025	1,160
職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生の採用（注1）	381	376
正社員に占める職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生の割合（単位：％）	3.1	3.2

（注1）ドイツにおける職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生。

人的資本の投資収益率（ROI）

ドイツ銀行は、人的資本投資収益率（ROI）の指標を用いて、人的資本への投資が当行の目標をどれだけ効果的に支えているかを測定している。この指標は、雇用コストに対する収入／収益の比率として算出される。

2025年度の人的資本ROIは96.8％（2024年度：60.7％）であった。2025年度における増加は、収益の伸びが報酬および手当に係る費用の増加を上回ったことによる。

2025年度の人件費総額は、426百万ユーロ増の12,603百万ユーロ（2024年度：12,176百万ユーロ）となった。この増加は主に、業績連動報酬の増加、賃金の上昇、当行のグローバル・ハウスバンク戦略に含まれる目標投資に関連した内部人員の増加によるものである。常勤相当1人当たりの平均収益は、2025年度に23千ユーロ増加して357千ユーロ（2024年度：334千ユーロ）となった。

人的資本の投資収益率（ROI）

	2025年度	2024年度
人的資本の投資収益率（単位：％）	96.8	60.7
人件費総額（単位：百万ユーロ）（注1）	12,603	12,176
常勤相当1人当たりの平均収益（単位：千ユーロ）	357	334

（注1）従業員に対する報酬および手当に加え、契約社員、派遣社員、ITベンダーリソースのサービス料を含む。

当行が事業年度において雇用する従業員の人数は、当行の財務書類に計上されている「報酬および手当」に関連している。

労働条件

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

「自行従業員」の章の「パフォーマンスおよび報酬」および「ワークライフ・バランス」に記載されているように、ドイツ銀行は、公正で魅力的な労働条件を提供することに尽力しており、グローバルの「パフォーマンス、結果および報酬に関する方針」や「環境、健康および安全に関する方針」等、関連の方針および手続を定めている。

ドイツ銀行は、マイナスの影響の管理、プラスの影響の推進、労働条件から生じる重要なリスクおよび機会の管理における当行の行動を強化し、進捗状況を監視するため、当行の労働条件に対する従業員の認識を反映するカルチャー・パルス指標の観点から目標を設定している。この「自行従業員」の章の「自行従業員との関わりおよび従業員フィードバックの企業文化」の節に記載されているように、この指標は、従業員を対象としたカルチャー・パルス・サーベイを通じて算出され、関連する目標は、グループ・レベルと部門レベルの両方で重要なものとなっている。

団体交渉の適用範囲と社会的対話

ESRS S1-5、ESRS S1-8、ESRS 2 MDR-T

ドイツ銀行は、現地の法律を遵守し、良好な職場環境をもたらす雇用条件の確保に貢献するため、団体交渉、団体労働協約の締結、既存の協約の修正または改定に取り組んでいる。ドイツ銀行は、相互信頼を特徴とする従業員代表および社会的パートナーとの緊密かつ建設的な協力関係に努めている。当行は、企業目標の設定およびモニタリング、ならびに当該目標達成に向けた施策の策定において、情報へのアクセス権と共同決定権を保持する。

団体労働協約の対象となっている従業員の範囲について、当行は世界中でのカバー率を報告している。全体として、当行の従業員の28.6％が団体労働協約の対象となっている。従業員の約半数が団体労働協約のない国で勤務しているため、このカバー率は当行の地理的な拠点構成の影響を受ける。さらに、当行は、ESRS S1の意味での重要な雇用を有する（すなわち、従業員数が50名を超え、ドイツ銀行の全従業員の10％以上を占めている）2ヶ国における比率を報告している。欧州経済領域では、いくつかの国で団体労働協約が存在し、それぞれの適用範囲内で労働関連規則を定めている（欧州経済領域におけるカバー率は56.3％）。2025年12月31日現在、ドイツは欧州経済領域で唯一、ESRS S1の意味での重要な雇用を有する国であった。

ドイツの従業員は、当行の従業員数合計の39.8%（2024年度：42.0%）を占める。ドイツでは、全従業員の53.4%（2024年度：55.7%）が団体労働協約の対象となっている。これには連邦法による同様の規制と保護を受ける公務員も含まれる。団体労働協約の対象範囲の前年度からの変動は、労働力の構造的変化を反映している。2025年度において、欧州経済領域以外では、インド（アジア/太平洋地域）が大規模雇用の基準値に達している唯一の国であった。ドイツ銀行の従業員は、市場慣行に従い、インドではいかなる労働組合にも加入していなかった。そのため、インドにおける当行の従業員は団体労働協約の対象外であった。

ドイツ銀行は従業員代表と緊密かつ安定した関係を維持している。2025年度において、欧州経済領域（EEA）の中で唯一雇用の多いドイツでは、ESRS S1の定義に基づくと、全従業員の96%（2024年度：96%）が労使協議会/労働協約の対象となっている。こうした代表は、地域、会社および/またはグループ・レベルで組織されている。ドイツの従業員の残りの4%（2024年度：4%）は、会社および/またはグループ・レベルでドイツ従業員代表者法（Sprecherausschussgesetz）に基づく従業員代表委員会（Sprecherausschuss）によって代表されている幹部従業員であった。したがって、ドイツでは、従業員の100%が従業員代表によってカバーされている。2025年度に、ドイツにおける当行は、いくつかの団体労働協約（さらに発展させたパフォーマンス評価および報酬のフレームワークや、パートタイム勤務および臨時パートタイム勤務のフレームワーク等）を締結した。

ドイツ銀行の従業員は、上記の「自行従業員」の章の「従業員代表との関わり」の項で取り上げたように、欧州レベルでも代表を務めている。

#### 団体交渉の適用範囲と社会的対話

	2025年12月31日現在	
	団体交渉の適用範囲	社会的対話
カバー率	従業員 - EEA（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える国）	従業員 - EEA以外（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える地域） 従業員代表（EEAの名を超え、従業員数合計の10%を超える国）
0～19%		インド
20～39%		
40～59%	ドイツ	
60～79%		
80～100%		ドイツ

	2024年12月31日現在	
	団体交渉の適用範囲	社会的対話
カバー率	従業員 - EEA（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える国）	従業員 - EEA以外（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える地域） 従業員代表（EEAの名を超え、従業員数合計の10%を超える国）
0～19%		インド
20～39%		
40～59%	ドイツ	
60～79%		
80～100%		ドイツ

変革および最適化活動の一環として、ドイツ銀行は数多くの取組みや施策を実施している。これが再編や従業員削減を伴う場合、ドイツ銀行は、透明性が高く社会的責任のある方法で（該当する場合には労働組合の関与も含む。）これらを実施することに引き続き尽力する。再編施策では通常、従業員に適切な通知期間を設けている。解雇期間（および該当する場合は協議または交渉要件）は、法律、団体労働協約、従業員ハンドブック、および/または個別の雇用契約等、各国の法的規範を反映している。ドイツでは、労働協約適用対象従業員は、各々の団体労働協約に規定された解雇期間に従う。一方、労働協約適用対象外の従業員は、契約または法定解雇期間の対象となる。

当行の組織変更に対するアプローチは全体的なものであり、ソーシャル・プランに組み込まれている。ソーシャル・プランとは、ドイツ法では、組織変更によって従業員が被る経済的不利益を補償または軽減するための手段である。その目的は、再編の影響を受ける従業員の雇用可能性を高め、個々に合ったコーチングを提供することによって、従業員を支援することである。変更プロセスに含まれる従業員、管理職、労使協議会メンバーおよび人事アドバイザーは、包括的な一連の支援を利用できる。さらに、このアプローチは、募集中のポジションを適切な内部候補者で補充し、専門企業のネットワークを活用して組織外の求人を見つけるという当行の戦略を支えるものである。旧ポストバンク・グループ出身のプライベート・バンクの従業員のうち、団体労働協約の対象となっている者、およびドイツ銀行AG、Postbank Filialvertrieb AG、BHW Bausparkasse AG

たはドイツ国内のその他特定のDBグループ事業体に雇用されている者については、2027年12月31日まで業務上の理由による解雇を禁止する雇用保障に関する団体労働協約が適用されるため、法定の解雇保護を超える保護が受けられる。

## 人材開発

### ESRS S1-13

学習と成長の機会を提供することは、魅力的な労働条件の重要な要素である。当行は継続的な学習を奨励し、特定の人材開発プログラムと後継者育成計画を通じて人材を育成し、最新の記録を保存し、従業員が学習、研修およびキャリアアップの進捗状況を把握できるようにしている。スキルと専門知識を通じて顧客にサービスを提供するという当行の継続的な目標の一環として、継続的な学習は当行の成功の鍵となる。

### 学習

ドイツ銀行は、従業員の成長能力を信じ、継続的な学習を促進する職場環境づくりに努めている。強力な学習文化を築くという当行の目標の一環として、当行は組織全体で数多くの研修イベントや活動を実施している。これには、当行の業務部門と管理部門のいずれにおいて実施される場合も、必須研修、自身による履修登録、リーダーシップおよび能力開発が含まれる。これには、必須研修、自身による履修登録、リーダーシップおよび能力開発が含まれる。学習機会は、教室での研修、eラーニング、記事、ビデオ、ポッドキャスト、バーチャル・セッション等、多岐にわたり、当行の従業員の能力開発を支援するための多様な選択肢を提供している。さらに、学習は仕事中や、当行の学習システム以外の環境でも行われる。ドイツ銀行の研修は、常勤およびパートタイムの従業員に平等に提供されている。

### 研修費用

	2025年度	2024年度
研修費用（単位：百万ユーロ）	43.4	37.6
常勤相当1人当たりの平均研修費用（単位：ユーロ）	483	417

当行の研修費用は、2025年度には43.4百万ユーロ、すなわち、常勤相当1人当たり平均483ユーロ（2024年度：37.6百万ユーロ、常勤相当1人当たり平均417ユーロ）であった。これは、当行の外部ベンダーへの研修支出額のみに基づいている。

### 性別別の研修時間

性別（注1）	2025年度		2024年度	
	研修時間合計	従業員1人当たりの平均研修時間	研修時間合計	従業員1人当たりの平均研修時間
女性	961,268	21.6	802,722	18.0
男性	1,158,570	22.6	961,007	18.6
その他（注2）	1,047	181.5	85	16.7
未報告	603	80.1	17	13.3
合計	2,121,489	22.1	1,763,831	18.3

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）従業員が自認する性別。

2025年度において、従業員は210万時間（2024年度：180万時間）の学習を修了し、そのうち44%（2024年度：48%）が必須であった。1日当たり8時間と仮定し、従業員合計で割ると、2025年度の研修時間合計は、従業員1人当たり年間平均2.8日に相当する（2024年度：従業員1人当たり年間平均2.3日）。

当行は、学習は正式なコースやイベントだけではなく、いつでもどこでもできると信じている。そのため、学習の中心となるのは、嗜好を理解してコンテンツを推奨し、機械学習を使って世界中の従業員にパーソナライズされた学習を推奨する、「学習ハブ」と呼ばれる学習プラットフォームである。当行全体に及ぶ専門家チームは、各部門のニーズに特化した学習パスを作成してキュレートできるため、より迅速で適切なスキル開発が可能になる。

2025年5月に、「This is Deutsche Bank」フレームワークと、「企業文化、誠実性および行動」の章に記載されている当行の向上心あふれる文化を支援するため、「アスピレーション・カルチャー・イン・アクション」eラーニング・モジュールが開始された。この革新的な35分間のコースは、ストーリーに基づいた没入型の学習体験である。2025年度においては、6,600名超の従業員がこのeラーニング・モジュールを修了した。

ドイツ銀行がグローバル・ハウスバンクになるというビジョンを実現するためには、全従業員が当行の事業展開地域と運営方法を理解していることが不可欠である。2025年10月にスタートした新しい学習プログラム「グローバル・ハウスバンク・ナビゲーター」は、当行の顧客像と、組織全体で従業員がどのように顧客にサービスを提供しているかについての理解を深めることを目的としている。この理解を深めることで、従業員は当行内の各チームと積極的に連携し、当行全体の専門知識を結集

して顧客の金融ニーズに応えることができるようになる。2025年度には全従業員がこのプログラムに履修登録し、2025年度末までに88,200名超の従業員が既に修了している。

ドイツ銀行全体で体系的なスキル開発に対する需要が高まっていることを受け、2025年3月にスキル構築イニシアチブが開始された。このイニシアチブは、マスタークラス（専門知識の伝達）とスキル・スプリント形式（短期的な特定課題の解決）を組み合わせ、拡張性の高い講師主導型のトレーニングモデルを提供する。このモデルは、当行の向上心あふれる文化と能力フレームワークに沿って、エグゼクティブ・プレゼンスやデータを用いたストーリーテリングから、生成型AIや交渉術まで、10を超えるコアスキルを対象としている。2025年9月には第2期が開始され、新たな言語とトピックが追加された。データによると、2025年には16,200席以上（オンライン/対面）が利用されており、高い受講率を示している。

数多くの部門別・機能別学習プログラムの一例として、コーポレート・バンクの「CB Fit4Future」イニシアチブが挙げられる。2025年度に開始されたこのイニシアチブは、すべての学習リソースを中央ハブに統合し、営業、交渉、リスク管理、ESGに沿ったソリューション等の分野における能力開発のための体系的な道筋を従業員に提供するものである。これは、当行が職務に特化した研修および能力開発プログラムをどのように提供しているかの一例である。このイニシアチブは大きな需要があり、2025年度末現在、コーポレート・バンクの従業員の24%に相当する1,900名超のコーポレート・バンクの従業員がこの活動に参加した。「Fit4Future」は、単なる学習イニシアチブではなく、継続的な能力開発を当行のオペレーティング・モデルに統合するという文化的転換でもある。これは、商業的な側面だけでなく、信頼されるアドバイザーになることや業務の卓越性といった面でも戦略目標を支援すると同時に、管理職やシニア・リーダーがパフォーマンス向上と人材定着を推進できるようにするものである。

2024年度末に、ドイツ銀行は「How To」シリーズを開始した。これは、人事（HR）の専門家が開発した最新のバーチャル・セッション研修であり、年次プロセス等の年間を通じた主要な人事関連トピックについて、当行の管理職および従業員が理解し対処するのを支援する。2024年度末から2025年度半ばにかけての第1期では、50名のファシリテーターが44のセッションを実施し、当行全体で10,300名超が受講した。第2期は2025年度末に開始された。

人工知能（AI）の変革に向けた従業員のスキルアップは、引き続き、ドイツ銀行の学習および能力開発戦略の重点事項となっている。2025年度において、チーフ・テクノロジー、データおよびイノベーション（TDI）部門は、組織全体で責任あるAIの開発と利用を促進することを目的として2024年度に確立された、包括的なAI研修フレームワークの構築を継続した。2024年度第3四半期にスタートした「生成AIの基礎」プログラムは、既に16,600名超の従業員にAIの必須知識を習得させ、AI導入に対する好奇心と準備の文化を醸成している。上級ユーザー向けには、AIアプリケーションを構築するエンジニアを対象とした「DB生成AIデベロッパー」研修が用意されている。2025年3月末にスタートしたこのプログラムの最初のパイロット期では、2025年度末までに合計850名超のエンジニアが修了した。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行クラウド・エンジニア・プログラムや、クラウド・アーキテクト（Cloud Architect）およびデータ・エンジニア（Data Engineer）といったエキスパートレベルの学習パスの追加を通じて、従業員のクラウドスキルへの投資を続けている。これらの学習パスは、当行のエンジニアリングスタッフのGoogle Cloudに関する大規模かつ詳細なスキル向上を目的とした体系的な学習プログラムである。2025年度において、1,700名超の従業員がドイツ銀行クラウド・エンジニア・プログラムを、また1,150名超の従業員がエキスパートレベルのプログラムを修了した。こうした取り組みにより、高度なクラウド・エンジニアリングの研修プログラムを修了した従業員は合計6,600名を超えた。

各部門の研修に加え、各地域でも従業員の能力開発を支援している。その一例として、2025年6月にスタートした、欧州における部門横断的なメンタリング・プログラムの第2期が挙げられる。このプログラムでは、欧州全土で40名超の優秀なヴァイス・プレジデントと地域全体のシニア・リーダーが集まる。設定された目標を達成した後に行われる、毎月のメンターとメンティーのセッションは、学習、リーダーシップ開発および部門横断的なコラボレーションという当行の向上心あふれる文化を支えている。リーダーシップ開発に投資し、当行全体の従業員を結びつけることで、将来のリーダーが顧客ニーズをより明確に理解し、「グローバル・ハウスバンク」モデルを実現できるようにしている。

さらに、ドイツ銀行では、正社員とパートタイム社員の両方に対し、さらなる資格、学位および認定の取得を支援している。これには、地域や部門によって異なる様々なトピックが含まれる。例えば、監査担当者が認定資格（CPA、CIA、EFFASおよびCFE）を取得する、テクノロジー専門家がクラウド認定やCPD認定トレーニングを受ける、人事担当者がIHKトレーナー適性試験やトランスフォーメーション・マネージャー等の様々な認定資格を取得する、ということが挙げられる。

## リーダーシップ開発

リーダーシップ・コンパスは、ドイツ銀行の組織文化の礎であり、当行の向上心あふれる文化に沿ったものである。これは、すべてのリーダーが一貫して示すことが期待される、具体的かつ実行可能な8つのリーダーシップ行動で構成されている。

管理職には、「コンパス・アップワード・フィードバック・ツール」の使用が推奨されている。当該ツールは、管理職が自己評価を記入する社内ツールで、3名以上のチームメンバーを持つ管理職は、リーダーシップ・コンパスに沿って自身のリーダーシップがどのように認識されているかをより深く理解するために、チームからの匿名フィードバックを求めることができ

る。2025年度末までに、3,000名超の管理職が「コンパス・アップワード・フィードバック・ツール」を使ってフィードバックを集めた。

さらに、当行は2025年度に、管理職向けの新しい「リーダーシップ・コンパス・コーチング・イニシアチブ」を導入し、ドイツ銀行内部のコーチ陣が、リーダーシップ・コンパスのレンズを通してリーダーシップスキルの強化と自己認識の向上を支援する、的を絞ったコーチング・サポートを提供している。

2024年7月にスタートした新しい全管理職向けカリキュラム (All Managers Curriculum) は、すべての常勤およびパートタイムの管理職向けに厳選された、的を絞った能力開発の機会を提供するものであり、2025年度も進化を続けた。このカリキュラムは、包括的な学習経路と管理職向けワークショップを通じて提供される。向上心あふれる文化に沿って、リーダーは自身がチームに与える影響力について熟考し、公正に、かつ偏見なく行動し、誰もが尊重されていると感じられる環境を作るよう奨励されている。また、ピープル・サーベイの結果に基づき、2つの新たな管理職向けワークショップ（「決断力を持ってリードし、効果的に委任する」および「変化をリードする」）も開発され、当該カリキュラムに追加された。これらのセッションでは、意思決定に責任を持つこと、明確な権限委譲、変革プロセスにおける共感力とリーダーシップ手法の開発といったトピックを取り上げている。このカリキュラムは、フィードバックや無意識の偏見への対処、コーチング、インクルージョン、成長といったトピックに沿ったスキル開発を通じて、管理職が効果的にチームを活性化するために必要な主要スキルに焦点を当てている。2025年度において、1,900名超の管理職がこれらのワークショップに参加した。

当行では、ドイツ銀行で初めてチームを率いる管理職をサポートするため、2つの主力プログラムを実施している。「初任管理職向けプログラム」と「シニア・リーダーシップ・エッセンシャルズ・プログラム」は、これらの管理職に、成功する管理職になるために必要な知識とスキルを習得させるものである。「初任管理職向けプログラム」は、ブランドン・ホール・グループ (Brandon Hall Group) が主催する2025年HCMエクセレンス・アワード (2025 HCM Excellence Awards) において、「リーダーシップ開発」部門で金賞を受賞した。2025年度において、1,700名超の新しいリーダーがこれらのプログラムに参加し、リーダーシップ・コンパスの行動指針に沿ってチームを率いるために必要な重要な知識と能力を習得した。

地域リーダーシッププログラムの一つである当行のAPAC MEAフランチャイズ・リーダーシップ・プログラムは、2025年度半ばに成功裏に終了した。教育機関であるINSEADとの提携により、このプログラムでは48名のマネージング・ディレクターおよびディレクターが12ヶ月間のリーダーシップ学習を修了した。参加者の94%がプログラムについてフィードバックを提供し、すべての回答が肯定的なものであった。

## 人材育成の加速化

ドイツ銀行の人材育成加速化プログラムは、従業員がプロフェッショナルとして、また個人として成長することを支援し、より複雑な責任を担う準備を促進することを目的としている。当行は、急速に変化する世界においてビジネス思考の最先端であり続けるために、コーチング要素やネットワーク構築の機会を含むプログラムの内容を継続的に更新している。

「優秀なトップリーダー育成戦略 (Accomplished Top Leaders Advancement Strategy, ATLAS)」という人材開発プログラムは、ポテンシャルの高い女性上級職について、組織内でより幅広い役割を担う準備を促進することを目的としている。このプログラムは毎年実施されるものではないため、当行は2025年度に、2009年度のプログラム開始以来、7期目となる回を開催し、21名の女性が参加した。

ヴァイス・プレジデントおよびディレクターの人材育成加速化プログラムは、当行全体で高いポテンシャルを持つ人材の能力を開発し、拡大されたポジション、新設またはより上級のポジションのいずれにおいても、より大きな責任を担うことができるようにするものである。各人材開発プログラムは対象者に合わせてカスタマイズされており、回復力、交渉、変革リーダーシップ、信頼性のあるリーダーシップ等のトピックを取り上げている。参加者はまた、当行のシニア・リーダーと交流する機会もある。2016年度にヴァイス・プレジデント向けの、2017年度にはディレクター向けのプログラムを開始して以来、ヴァイス・プレジデントである参加者の35%がディレクターに昇進し、ディレクターである参加者の28%がマネージング・ディレクターに昇進している。ディレクターの人材加速開発プログラムでは、ドイツ銀行は教育機関であるロンドン・ビジネススクールと提携している。

こうした人材開発プログラムは、当行の人材戦略の実施において重要な役割を果たしており、参加者からの体系的なフィードバックおよびプログラムの影響評価を通じて、継続的に評価を行っている。これにより、当行は毎年、研修の内容を改善し、充実させることができる。

## 加速化プログラム

	2025年度	2024年度
部門横断的な人材育成加速化プログラムへの参加		
女性上級マネージング・ディレクター向けのATLAS加速化プログラム (単位: 人)	21	-
取締役の加速化プログラム (単位: 人)	144	152
うち、女性の割合 (単位: %)	45.1	42.8
ヴァイス・プレジデントの加速化プログラム (単位: 人)	374	374

うち、女性の割合（単位：％）

46.5

45.5

## パフォーマンスおよび報酬

## ESRS S1-1、ESRS 2 MDR-P

パフォーマンスに対する報酬は、優秀な人材を惹きつけ、維持するための重要な要素である。したがって、公正で透明性のある持続可能な報酬アプローチは、当行にとって極めて重要である。報酬および手当の戦略は、ドイツ銀行のグローバル事業戦略、リスク戦略、当行の目的および向上心あふれる文化に沿ったものであり、公平性という重要な原則を支えるものである。

ドイツ銀行の報酬フレームワークは、人事部門のグローバルの「パフォーマンス、結果および報酬に関する方針」に沿って、組織のすべてのレベルにおいて、成果、行動および行為に基づく持続可能なパフォーマンスと貢献を促進し、それらに報いるものである。この方針は、パフォーマンス管理に係る説明責任および要件、従業員がビジネス・デリバリー（成果）と行動（方法）に関して要求される基準を満たさない場合の結果、ならびに規制要件に沿って様々な従業員グループに適用される報酬関連トピックに関して、ドイツ銀行グループの従業員に対するグローバルの最低基準を定めている。この方針はグローバルに適用され、人事グローバル・リーダーおよび当行の取締役会によって承認されている。ドイツでは、このフレームワークに関連する変更が労使協議会と協議され、団体労働協約に記録された。

当行は引き続き、変動報酬の決定に、節度ある将来を見据えたアプローチを適用し、マクロ経済の見通しに対する堅調な事業実績や長期的な資本の安定性を重視しながら、従業員に公正かつ市場水準に見合った報酬を支払う必要性を常に念頭に置いている。

## パフォーマンス評価

## ESRS S1-13

ドイツ銀行は、従業員が自らへの期待を明確に理解できるようにすること、また、業績に関するフィードバックについて話し合う機会を提供することを目指している。年次パフォーマンス評価は、従業員とその上司が、期待される成果、行動および行為について共通の理解を築き、成果を測定して文書化することで、より生産的で積極的な従業員を育成するためのものである。成果はドイツ銀行の戦略の実行に貢献するものであり、その達成方法は向上心あふれる文化に沿ったものでなければならない。どちらの要素も等しく重要であり、年末のパフォーマンス評価の基礎となる。

ドイツ銀行は、従業員がそれぞれの役割において何が期待されているかを理解できるようにすることを目的としている。変動報酬の対象となる従業員は、最低でも3つのSMART優先順位を設定し、それを当行の戦略的目標に結び付け、パフォーマンス評価年度の初めに上司と合意することで、その後1年間の目標と方向性を定める必要がある。上方フィードバック、随時フィードバックおよび対象従業員向けの360度フィードバック等のオプションツールの使用を含む定期的な対話と継続的なフィードバックにより、当行の従業員は年間を通じて自身のパフォーマンスについて考え、必要に応じて、持続可能な成功を達成するための変更を加えることができる。当行は、定期的なカルチャー・パルス・サーベイを通じて、従業員が上司から定期的なフィードバックを受けているかどうかを追跡調査している。パフォーマンス管理に対する当行の総合的なアプローチは、従業員とその上司の双方に責任を課すものであり、変動報酬の決定に適切に反映されている。

ドイツ銀行のパフォーマンス管理プロセスの対象であるパートタイムおよび常勤の従業員は、年に1回、文書によるパフォーマンス評価を受ける必要がある。この年次パフォーマンス評価は多面的なものであり、従業員が職務で達成した成果、事前に設定された優先事項（目的/目標）、ならびに求められる行動および行為をどのように示したかに関する証拠が含まれる。

キャリア開発は従業員主導で行われ、少なくとも年に1回の従業員と管理職の話合いが奨励されるが、これを正式に文書化する必要はない。当行では、年に1回実施されるピープル・サーベイに含まれる特定の能力開発に関する質問への回答、および「ワークデイ」上の「キャリアと能力開発」フォームへの記入を通じて、進捗状況を追跡している。

2025年度も引き続きパフォーマンス評価の完了率は高水準であり、これは組織全体での高い関与を反映している。以下に示す数値は、当行のパフォーマンス管理プロセスの対象外である個人またはパフォーマンス年度を通じて長期休暇中であつた個人を含む、当行の全従業員を反映したものである。このような包括的な計算基準を踏まえると、全体の完了率は100%に達しないことが予想される。

## 性別別のパフォーマンス評価の完了率

性別（人数、単位：％）	従業員（人数）に対する割合	
	2025年度	2024年度
女性	89	88
男性	92	92
その他（注1）	60	67

未報告	69	100
従業員数合計	90	90

(注1) 従業員が自認する性別。

## 年間総報酬比率

### ESRS S1-16

当行の報酬戦略は、固定報酬と変動報酬の適切な組み合わせにより、パフォーマンスと貢献に報いるものである。従業員の固定報酬は、最低賃金要件等の法規制を遵守し、同業他社との整合性を確保しながら、内部の固定報酬データと外部の市場データを組み合わせて決定される。変動報酬は、変動報酬オリエンテーション・フレームワークに基づいて支給され、パフォーマンス評価年度の初めに設定された業務上の優先事項の達成や行動および行為等、個人のパフォーマンス評価指標と密接に関連している。

年間総報酬比率は、最高報酬を受け取っている個人の年間総報酬を、全従業員（最高報酬を受け取っている個人を除く。）の年間総報酬の中央値と比較したものである。計算の結果、2025年度の年間総報酬比率は246（2024年度：237）であった。この比率の上昇は、従業員の年間総報酬の中央値が横ばいであったのに対し、最高報酬を受け取っている個人の年間総報酬は変動したことを反映している。さらに、ドイツ銀行は全従業員（最高報酬を受け取っている個人を除く。）の平均年間総報酬に基づいて年間総報酬比率を算出しており、2025年度の比率は166であった。これらの比率は、当行が4つの業務部門（プライベート・バンク、コーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびアセット・マネジメント）、ならびにオペレーションおよびサポート部門を擁し、世界中の多くの地域で多岐にわたる事業を展開していることを反映している。最高報酬者はCEOではなく、当行の事業活動と報酬機会の多様性を示している。

## ワークライフ・バランス

### ESRS S1-15

従業員が仕事と私生活を両立させ、持続可能なワークライフ・バランスを実現できるよう、当行では様々な福利厚生を用意している。福利厚生は地域によって異なる場合がある。当行では、常勤従業員とパートタイム従業員の両方が利用できる様々な種類の従業員関連福利厚生を提供している。臨時従業員も、雇用形態や福利厚生の内容によっては対象となる。当行は、様々な拠点で850を超える従業員福利厚生プランを運営しており、その中には生命保険、医療保険、障がい手当、育児休暇、退職金制度、株式保有制度、休暇、交通費、食事/栄養補助、育児支援等が含まれる。

さらに、ドイツ銀行は、キャリア・アドバイス、メンタルヘルス・サポート、育児や高齢者介護の支援、従業員支援プログラムに至るまで、包括的なサポート・ネットワークを提供している。例えば、当行は、世界中の主要拠点の職場近くで保育サービスを提供したり、保育費用を負担したりする等、働く親を支援している。さらに、多くの拠点で授乳施設も提供している。また、特定の職務要件および顧客のニーズに応じて、ハイブリッドワーク・モデル、フレックスタイム制、パートタイム勤務、ジョブシェアリング等の柔軟な勤務形態を提供している。従業員が高齢者の介護や子供の病気等の予期せぬ事態に対処できるよう、有給および無給の様々な休暇が用意されている。いくつかの拠点では、主な介護者ではない従業員も家族関連休暇を取得できる。

## 家族関連休暇

### ESRS S1-15

2025年度において、当行の従業員のうち、出産休暇や育児休暇、介護休暇等の家族関連休暇を取得する権利があった者の割合は、前年比横ばいの96%（2024年度：96%）であった。これは、任意で提供されている場合もあれば、法定要件による場合もある。家族関連休暇を取得する権利があった従業員のうち、2025年度には19.8%（2024年度：17.1%）が1種類以上の休暇を取得した。これには有給休暇と無給休暇が含まれ、期間に関係なく以下の表に報告されている。

### 権利に基づき家族関連休暇を取得した従業員（性別別）

性別	2025年度		2024年度（注2）	
	権利に基づき家族関連休暇を取得した従業員数	権利に基づき家族関連休暇を取得した従業員の割合（単位：%）	権利に基づき家族関連休暇を取得した従業員数	権利に基づき家族関連休暇を取得した従業員の割合（単位：%）
女性	9,020	21.1	8,011	18.7
男性	9,355	18.7	7,841	15.8
その他（注1）	-	-	-	-
未報告	-	-	-	-

合計	18,375	19.8	15,852	17.1
----	--------	------	--------	------

(注1) 従業員が自認する性別。

(注2) 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

## ハイブリッドワーク・モデル

ドイツ銀行は、従業員がオフィス勤務とリモートワークの両方から恩恵を受けられるハイブリッドワーク・モデルに取り組んでいる。2025年度において、このモデルは43拠点で導入され、内部人員の約半数にあたる約84,000名の従業員に適用された。ただし、特定の支店を拠点とするリテール機能等、業務上または規制上の必要性から継続的なオンサイト勤務が必要な職種は除かれている。対象の従業員は、部門および国別のガイドラインに従って、職種や業務内容に応じて週2日までリモートワークが可能である。これらのガイドラインは、一貫した従業員エクスペリエンスを促進し、多様な働き方のニーズに対応できる柔軟性を備えた、明確かつ透明性の高い枠組みを提供することを目的としている。

各部門のガイドラインは、リモートワークの適格要件に関するグローバルの原則を定めており、従業員と上司間の個別の話し合いを支援する。これらの原則は、各国の適格要件およびリモートワークに関する現地の規制の枠組みを網羅する各国の要件と併せて実施する必要がある。部門別ガイドラインと国別のガイドラインが異なる場合、現地の規制がより厳しい場合は後者が優先される。

ハイブリッドワーク体制は、引き続き効果的であることおよびビジネスニーズに合致していることを確認するために、従業員と一緒に年に1回見直される。各部門やチームは、業務方法が効果的なコラボレーションとパフォーマンスをどのように最大限にサポートしているかを定期的に評価するよう奨励されている。ドイツ銀行は、コラボレーションを強化し、イノベーションを推進し、顧客との約束を守り、グローバル・ハウスバンクのビジョンを推進する上で、直接会って対話することの重要性を認識している。

## ウェルビーイング

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は、健康とウェルビーイングを当行の向上心あふれる文化の不可欠な一部とすることで、包括的なウェルビーイング戦略を実現し続けている。その目標は、従業員が自分らしくいられ、サポートされ、幸せを感じられ、最高のパフォーマンスを発揮し、キャリアを成功に導くことができる、健康を促進し思いやりのある職場環境を作ることである。ドイツ銀行は、従業員が自身のウェルビーイングを優先し、周囲の人々も同じように行動できるよう、積極的に支援することを目指し、健康とウェルビーイングは、4つの側面（身体的に生き生きとしていること、感情的・精神的にバランスが取れていること、社会とつながっていること、および経済的に安定していること）に基づいた、日々の行動に関連するものであることを強調している。グローバルの行動規範に従業員のウェルビーイングが含まれていることは、ドイツ銀行にとってそれが重要であることを反映している。

この包括的なアプローチは、能力開発の機会、継続的な研修、サポートシステムのアクセスしやすさと透明性、従業員ネットワークとの緊密な連携、上級管理職の積極的な関与、福利厚生提供、およびハイブリッドワーク・モデル等、幅広いリソースに支えられている。具体例としては、個々のニーズに合わせたリーダーシップ開発の機会、当行全体および各部門における定期的なウェルビーイングに関する学習セッションおよび支援イニシアチブ、ならびに組織全体でベストプラクティスを共有するための専用のスマートワーク・ハブが挙げられる。

当行のウェルビーイング関連のサービスを透明化し、認知度を高め、部門や地域を超えてうまく連携させるため、ドイツ銀行グローバル・ウェルビーイング・ハブがすべての従業員および非従業員に提供されている。このハブは、当行全体の様々な既存のリソースを統合し、従業員が当行のイニシアチブおよび福利厚生サービスに一元的にアクセスできるようにするものである。これにより、サポートを受けられる場所（従業員支援プログラムの24時間ホットライン、メンタルヘルス・ファーストエイダー、企業医師等）や、ストレスおよびメンタルフィットネスを含む自己啓発に関するリソースの情報を簡単に見つけることができる。また、日々のウェルビーイング度を高めるための有用なヒントもいくつか掲載されている。

従業員のメンタルヘルスは2025年度も引き続き重点事項であった。メンタルヘルス・ファーストエイダー（同僚のメンタルヘルスを積極的にサポートするためにボランティア活動を行う従業員）の人数は、2025年度に807名（2024年度：737名）に増加し、その活動をよりよく調整するために国際的なワーキンググループとして編成されている。ドイツ銀行のメンタルヘルス・ファーストエイダーの研修と認定は外部機関が行っており、当行はパートタイムおよび常勤の両方の従業員を対象に、研修の企画と費用負担の両方を行っている。当行はさらに、メンタルヘルス・ファーストエイダー・プログラムに関して、全従業員を対象としたメンタルヘルス啓発に関する内部のeラーニング・モジュールを提供している。また、（自身および他者の）ウェルビーイング、ハイブリッドワークおよびミーティング・カルチャーを網羅した、管理職向けのカスタマイズされたeラーニングも提供しており、2024年7月の導入以来、1,200名を超える管理職が登録している。「大丈夫でなくても大丈夫（It's ok not to be ok）」というメッセージは、上級管理職とのコミュニケーションや、プラットフォーム全体のイベントに定期的に盛り込まれている。当年度のピープル・サーベイでは、従業員のウェルビーイングに特化した新たな質問が設けられた。そ

これらの質問では、従業員のワークライフ・バランス、心理的安全性および思いやりのある職場環境についての認識をカバーしている。

グループ・マネジメント委員会は、従業員のウェルビーイングに対するグループ・レベルのコミットメントを強調するため、取締役会のウェルビーイング・チャンピオンであるファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) 氏とともに、ウェルビーイングに関するアジェンダを積極的に支援するウェルビーイング・チャンピオンを、グローバルの各部門のリーダーシップ・チームに任命している。2025年の世界メンタルヘルス・デーに、世界メンタルヘルス週間の一環として世界中で開催された80を超える社内イベントや、3,563名が参加したマインドフルネスに焦点を当てたグローバル・タウンホール「今より10%幸せになるために」を通じて、当行はウェルビーイングに関するアジェンダへのコミットメントを改めて表明した。ドイツ銀行はまた、ドイツおよびスペインの「世界メンタルヘルス・デー」にちなんだ電光掲示板や現金自動預け払い機の設置等、対外的にもメンタルヘルスへのコミットメントを改めて表明した。

ドイツ銀行では、年次有給休暇は福利厚生の一環として一般的に標準となっている。例えば、ドイツでは、これは連邦休暇法で規定されている。団体労働協約および労働協約適用対象外の従業員の個人雇用契約では、法定最低日数を大幅に上回る有給休暇日数を規定している。当行は当年度を通じて、従業員に定期的に年次休暇の取得を促した。

業務上の負傷、労働災害および従業員が職場で死亡するような重大な事故は、当行では極めてまれであり、他の産業の安全性に関係しているが、ドイツ銀行は、従業員、訪問者および顧客の利益のために、安全な職場を提供することにコミットしている。当行は、環境、健康および安全に関する強力な慣行を業務に組み込むことで、生産性の向上と従業員全体の満足度の向上に様々なプラスの効果が得られると考えている。ドイツ銀行は、健康管理における継続的な取組みが評価され、ドイツでコーポレート・ヘルス・アワード (Corporate Health Award) を受賞した。

ドイツ銀行はグローバルの「環境、健康および安全に関する方針」を策定しており、その中で従業員が遵守すべき各要件を定め、職場での事故を確実に防止するための管理体制を確立している。これには、補助器具やワークステーションの評価、応急処置、火災安全対策、建物の避難計画、フロア監視員の配置等が含まれる。当行のチーフ・セキュリティ・オフィサーによって承認され、少なくとも年に1回見直されるこの方針は、従業員一人ひとりにとって健康的で安全、かつ協力的な職場環境を育成するという当行のコミットメントを示すものであり、労働災害防止を確実にするための明確な要件と管理体制を確立するものである。

当行は、全拠点での継続的な訓練、コミュニケーションおよび取組みを通じて、緊急対応能力を強化し、組織全体の意識向上を図っている。「dbHealthyWorking」のようなプログラムを含むデジタル学習は、座りっぱなしのオフィスワークやハイブリッドワークに関連するリスクについて従業員に情報を提供することで、こうした取組みを支援する。これらのプログラムは、従業員に実践的なリスク軽減策を提供し、心身の健康維持のための幅広いリソースへのアクセスを提供する。

従業員の安全に対する上級経営陣のコミットメントは、当行の全従業員の安全に対する監督、支援および擁護を目的としたガバナンス体制の構築によって、さらに明確に示されている。これは、サステナビリティ関連文書の一部である「環境、健康および安全に関するポリシー・ステートメント」に明記されている。この文書は、環境、健康および安全に関する事項についての的を絞ったコミュニケーションと協議を通じて、安全な業務慣行を継続的に改善するという当行の戦略的目標を強調するものである。この全社的な基準を遵守することで、当行は世界中で安全管理における一貫性と平等性を促進し、従業員にとって重要である倫理的スチュワードシップを示している。

## ダイバーシティ&インクルージョン

ESRS S1-1, ESRS S1-4, ESRS S1-5, ESRS 2 MDR-P, ESRS 2 MDR-A, ESRS 2 MDR-T

多様な視点を考慮し、オープンな対話を奨励し、誰もが公平に扱われる環境を作ることが、ドイツ銀行の向上心あふれる文化にとって重要である。2025年度には55ヶ国に160の国籍の従業員を擁し、多文化的な従業員を誇りとしている。グローバルのネットワークにおける多様な視点と経験が、イノベーションを推進し、企業文化を強化し、より持続可能な成果につながる競争優位性であると考えている。

## アプローチ、ガバナンスおよびリーダーシップの説明責任

ESRS S1-1, ESRS S1-4, ESRS 2 MDR-P, ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行は、行動規範に記載されているとおり、あらゆる経歴と経験を持つ従業員に対し、公正かつ平等な機会を確保することにコミットしている。この目標は、定量的および定性的なデータに基づき、地域特性も考慮に入れたグローバルかつ多面的なダイバーシティ&インクルージョン戦略を通じて推進されている。この戦略は、リーダーシップの説明責任、プロセスの適応、行動変革の推進、ソート・リーダーシップ、法令遵守の達成という5つの柱を中心としており、取締役会によって承認されている。

セントラル人事チームは、当行のダイバーシティ&インクルージョンのビジョン、グローバル戦略および複数年ロードマップの策定と推進を担当し、関連する年間優先事項を定義する。この戦略に教訓を含む幅広い視点が確実に反映されるよう

に、セントラル人事チームは、従業員リソース・グループ、従業員代表および外部パートナー（特にカタリスト（Catalyst）、多様性憲章（Charta der Vielfalt）、コクアル（Coqual）、ディスアビリティIN（Disability:IN）、オープン・フォー・ビジネス（Open for Business）、英国財務省の女性金融憲章（Women in Finance Charter）等）と積極的に連携している。セントラル人事チームは、リーダーと従業員を関与させ、ダイバーシティ&インクルージョン戦略を持続的にサポートし、取締役会がモニタリングする設定された目標に向かって前進する。

当行は、方針、プロセス、福利厚生、イニシアチブおよび測定等のグローバルな「ダイバーシティ&インクルージョン・アプローチ」のフレームワークを通じて、ダイバーシティ&インクルージョンを自らの業務全体に浸透させ、特に潜在的に弱い立場にあるグループを含む全従業員に対する前向きな行動を促している。ダイバーシティ&インクルージョンは、採用、オンボーディングおよびオフボーディングに関する方針や行動規範等の主要な方針の不可欠な一部であり、最低限の行動基準を定義し、差別、セクシャル・ハラスメントを含むハラスメント、報復を禁止している。昇進や採用等、当行の雇用に関する決定は、候補者の職務への適性、潜在能力、実績を含む能力に基づいて行われる。

## ジェンダーの多様性

ESRS S1-1、ESRS S1-9、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-T

2025年度末現在、監査役会メンバー20名のうち7名（割合で35%）が女性であり、これは2024年度末現在と同じであった。取締役会では、2025年度末現在で取締役会メンバーの9名のうち2名（割合で22%）（2024年度：10名のうち2名（割合で20%））が女性であり、現行のドイツのジェンダークォータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG）の要件を上回っている。

### 女性代表に関する法定要件および結果

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	要件	結果	要件	結果
階層				
監査役会（人数、単位：%）（注1）	30.0	35.0		35.0
取締役会（人数）（注2）	1	2		2

（注1）ドイツのジェンダークォータ法（Erstes Führungspositionen-Gesetz、FüPoG）の要件を反映している。

（注2）ドイツのジェンダークォータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG）の要件を反映している。

ESRS S1-9に従い、管理職の最高レベルは、CEOが議長を務めるドイツ銀行の最上級委員会である取締役会とみなされる。

### 管理職の最高レベルの性別構成

性別（注1）	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	管理職の最高レベルの従業員数	管理職の最高レベルの従業員の割合	管理職の最高レベルの従業員数	管理職の最高レベルの従業員の割合
女性	2	22	2	20
男性	7	78	8	80
合計	9	100	10	100

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

### 管理職の最高レベルの年齢構成

人数（注1）	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	管理職の最高レベルの従業員数	管理職の最高レベルの従業員の割合	管理職の最高レベルの従業員数	管理職の最高レベルの従業員の割合
30歳未満	-	-	-	-
30歳～50歳	1	11	2	20
50歳超	8	89	8	80
合計	9	100	10	100

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

本サステナビリティ・ステートメントの「サステナビリティ・ガバナンス」の章で述べたように、当行は、取締役会の1つ下のレベル（MB-1）と2つ下のレベル（MB-2）において男女の多様性を高めることを目指しており、2025年度末までに両レベルの職位の30%を女性が占めることにより取締役会の後継者パイプライン内での雇用機会均等を促進することを目標としている。2025年度末までに、当行はMB-1について29.7%という目標を実質的に達成したが、これは、母集団の規模が限られており、1人の個人が全コホートの1%超に相当するためであった。MB-2では、2025年度末までに28.2%に達した。ドイツの法的

要件に従い、当行は2025年度以降も、取締役会の1つ下と2つ下のレベルについて目標を維持する予定であり、現地の法律を考慮しつつ、2026年度末までにMB-1およびMB-2の両方で女性の割合を32.5%にすることを目指す。

当行は、2025年度末までに世界中で（アセット・マネジメントを除く。）マネージング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデントに占める女性の割合を35%以上にするという意欲的な目標を掲げており、これは「35 by 25」プログラムとして知られている。これは、特に従業員代表等を含む監査役会との協議を経て公表された。この目標は、29.6%という2020年度のデータを基準値として用いた、採用、昇進および離職における女性比率に関する労働者データのモデリングと仮定に基づいている。このコミットメントにより、上級職の女性のパイプラインが強化され、取締役会は「35 by 25」の目標の推進に積極的な役割を果たし、スポンサーとなり、進捗状況を注意深く監視している。人事部門は、指標に関する定期的な報告、ならびに優れた実践分野および潜在的なリスクを取締役会および監査役会の指名委員会（従業員代表を含む。）に報告した。このアプローチにより、上級管理職の役割に就く女性の数が有意義かつ測定可能な形で増加した。「35 by 25」目標に向けた進捗状況は定期的にモニタリングされ、毎年公表された。内部的な年次中間目標に対する進捗状況は、当行の採用・昇進活動や離職率を含め、当初の基準値と基準期間と比較して毎月モニターされた。

2021年度から2025年度にかけて、上級管理職における女性の割合は、2026年4月1日付の昇進を含めて4.2パーセンテージ・ポイント増加し、2021年度末の29.9%から34.1%に達した。この取組みは、人材発掘の範囲拡大、候補者パイプラインの積極的な構築、公平で能力主義に基づいた包括的な採用プロセスを実施するための管理職への教育等、行動様式やプロセスの変革を支援し、2021年度以降、上級職に採用される女性の割合を大幅に増加させた。「35 by 25」はまた、社内人材の維持と育成を一層重視し、既存チーム内の価値と可能性を強調した。このアプローチにより、組織に関する知識と当行の文化を理解した人材によって、リーダーシップのパイプラインが強化された。その結果、取締役会の1つ下と2つ下のレベルを含む上級職に昇進する女性の数が増加している。リーダーシップと人材開発に関する詳細は、この「自行従業員」の章の「労働条件」の節の「人材開発」の項に記載されている。

#### 上級職における女性代表に関する目標および結果

(人数、単位：%)	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在
	目標	結果	結果
階層（注1）			
取締役会の1つ下	30.0	29.7	28.9
取締役会の2つ下	30.0	28.2	28.3
上級役職（注2、注3）			
マネージング・ディレクター、ディレクター、 ヴァイス・プレジデント	35.0	34.1	33.0

（注1）ドイツのジェンダークォータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz, FüPoG）の目標に沿った、2025年12月現在の目標を反映している。

（注2）翌年度に昇進する人数を含め、2025年12月現在の目標を反映している。

（注3）業務部門および管理部門（アセット・マネジメントを除く。）。

「35 by 25」を支援するため、当行の女性シニア・リーダーのコミュニティ（リスク・テイカーの上級管理職と、現在および過去のATLAS参加者で構成されている。）であるシュナイダー・レネ・カドレ（Schneider-Lenné Cadre）は、目に見える積極的なロールモデルとして機能し、企業文化の変革を推進し、当行全体で人材の育成と参画を促進するためのプラットフォームとツールを備えている。

#### 性別多様性

(人数、単位：%)（注1）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
女性従業員数（役職別）（注2）		
マネージング・ディレクター	23.3	22.8
ディレクター	29.5	28.8
ヴァイス・プレジデント	36.3	35.6
アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイト	43.0	42.3
上記役職以外	59.4	59.6
女性従業員数合計（単位：%）（注1）	46.4	46.5

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注2）ポストバンク（子会社を含む。）で使用される役職名は、技術的に派生したものである。

勢いを維持し、これまでの成果をさらに発展させるため、ドイツ銀行は2026年度以降、その取組みを進化させていく。グループおよび部門レベルでは、「ウェルビーイング・インクルージョン指標」を用いて進捗状況を測定し、100%のスコア達成を目指す。「ウェルビーイング・インクルージョン指標」は、（ ）上級職、意思決定職および顧客対応職における多様な視点の向上、（ ）誰もが支援され、公平に扱われていると感じられる、より包括的な企業文化、（ ）オープンな対話と多様な意見を受け入れ、顧客にとってより良い成果につながる企業文化という3つの主要指標に焦点を当てている。このアプロー

チは、最高のパフォーマンスを発揮できる、より包括的で多様な労働力を実現するために必要な行動変容を支援し、雇用主としての魅力を確保し、現地の法令を遵守し続けることを可能にする。

ドイツ銀行は、当行のテクノロジー、データおよびイノベーション部門を中心とする科学、技術、工学および数学（STEM）分野の職や、当行の顧客対応および収益創出を担う部門（特に、セールス、顧客アドバイザー、トレーディング、マーケティングおよびセールス・カバレッジ・サポート）におけるリーダー職等、他の分野でも女性の割合を高める取組みの進捗状況をモニターしている。

#### STEM職および収益創出を担う管理職におけるジェンダーの多様性

(人数、単位：%)	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
女性従業員数（職種別）		
STEM職	31.3	29.9
収益創出を担う管理職	29.7	27.1

#### 男女間賃金格差

##### ESRS S1-16

ドイツ銀行は、当行の戦略目標と向上心あふれる企業文化を成功裏に実現する上で、従業員に対する報酬のあり方が極めて重要な役割を果たすことを認識している。リスクと報酬を整合させ、適切な行動を促すことで、当行のインセンティブ・システムは、長期的な成功に貢献すると同時に、当行の回復力を高める一助となる。当行は、公正で透明性があり、持続可能な報酬へのアプローチに引き続きコミットしている。

当行は、同一労働同一賃金の原則を推進し、それを確保するための固定給レンジを設定・調整し、公正さへの献身を強調している。さらに、ドイツ銀行は、この「自行従業員」の章の「パフォーマンスおよび報酬」の節に記載されているように、主に関連する「パフォーマンス、結果および報酬に関するアプローチ」文書および「パフォーマンス、結果および報酬に関する方針」を通じて、報酬体系に関する透明性を確保している。これらの文書には全従業員がアクセスでき、給与要素、給与設定および昇給に関する包括的な概要が記載されている。給与体系を可視化し、理解しやすくすることで、当行は従業員にオープンな対話に参加する権限を与え、説明責任を促し、報酬慣行の継続的な見直しと改善を促進する。公正かつ適切な報酬決定をさらに強化するため、ドイツ銀行は管理職向け研修と明確なガイドラインを提供している。これらの資料は、管理職が給与設定プロセスを理解し、報酬管理のベストプラクティスを強化するために利用できる。

2024年度の未調整のグローバル男女間賃金格差（平均ベース）は38.8%であったのに対し、2025年度の当該指標は38.0%となった。未調整のグローバル男女間賃金格差は、女性従業員と男性従業員の平均時給の差と定義され、男性従業員の平均時給に対するパーセンテージで表される。未調整のグローバル男女間賃金格差（中央値ベース）は、女性従業員と男性従業員の時給中央値の差と定義され、男性従業員の時給中央値に対するパーセンテージで表され、2025年度は20.6%であった。

未調整のグローバル男女間賃金格差が生じる要因には、ドイツ銀行の事業構成、地理的範囲、ならびに高コストの勤務地における上級職および高報酬の職務に就く女性の割合が低いことが挙げられる。年功序列、業務部門、地域等、多くの客観的要因を考慮した回帰分析の結果、調整後の男女間賃金格差は、2025年度は6%、2024年度は6%であった。これは、同じような役割の従業員や同じ価値の役割の従業員を比較するものではないため、同一賃金分析として解釈されるものではない。

当行は、未調整および調整後の男女間賃金格差の縮小には一層の努力が必要であることを認識している。当行のダイバーシティー&インクルージョンの取組みは、取締役会の1つ下および2つ下のレベルにおけるジェンダーの多様性を高めるという野心も含め、現地の法律に従って引き続き実施されており、時間の経過とともに格差縮小にプラスの影響を及ぼすことが期待される。

誰もが公平に扱われる、インクルーシブな文化の構築

ESRS S1-4、ESRS S1-5、ESRS S1-9、ESRS S1-12、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 MDR-M

ドイツ銀行のインクルーシブな文化は、当行の従業員の多様性と従業員のニーズの変化を反映した様々な重点分野を通じて具体化されており、誰もが最大限に貢献できる環境を目指している。

ドイツ銀行における雇用および人事に関する決定は、年齢、経歴、信条、国籍、肌の色、障がいの有無、民族性、社会的・文化的な性別、性自認や性表現、婚姻状況、出身国、妊娠、人種、宗教、生物学的な性別、性的指向等、法律で保護されているその他の特性に関わらず、スキル、資格、パフォーマンスといった能力主義に基づく基準を用いて行われる。2025年度に、当行は、多様な人材を惹きつけ採用するための取組みを強化するとともに、キャリアプランニングとリーダーシップ開発を促進するため、人材開発の機会を提供し、上級経営陣との直接的な交流を可能にした。

ドイツ銀行は人種的・民族的なインクルージョンに尽力しており、2021年12月31日現在の基準値3.0%に対し、2025年12月31日までに英国における黒人系従業員の割合を30%超増加させるという意欲的な目標を設定した。この意欲的な目標を設定するにあたり、上級経営陣に相談し、民族性ダッシュボードを通じて四半期ごとに進捗状況をモニタリングした。進捗状況は毎年、従業員協議会で従業員代表に提示されている。定期的なモニタリングを通じて定着と採用に注力した結果、この目標は2025年度に4.0%（2024年度：3.7%）で達成され、2021年度の基準値と比較して黒人系従業員の割合が30%増加したことになる。

英国では、才能は出自や境遇によって決まるものではないという認識に基づき、2025年にインクルージョンの優先事項として新たに社会的流動性が注目されるようになったことを受け、当行は社会的流動性に関する組織的な知識の拡大に取り組んだ。当行の英国における早期キャリア育成プログラムには、社会経済的に恵まれない家庭出身の大学1年生に銀行業界への理解を深めてもらうことを目的とした「Advance」や、実務研修と学習時間を組み合わせた職業訓練制度、さらにインベストメント・バンク、コーポレート・バンクならびにテクノロジー、データおよびイノベーション部門での学位取得に向けた資金援助等が含まれている。また、取締役会メンバーであり、社会的流動性のグローバル推進者でもあるローラ・パドヴァーニ（Laura Padovani）氏が、世界中の全従業員が参加できる社会的流動性に関するパネルディスカッションを開催した。

当行は、従業員リソース・グループ「dbPride」を通じて、LGBTQI+コミュニティへの強力な支援と認知度向上の基盤を築いてきた。dbPrideは2025年に創設25周年を迎えた。dbPrideは、世界各地の都市で開催されるプライドパレードや、取締役会メンバーでありLGBTQI+インクルージョンの推進者であるレベッカ・ショート（Rebecca Short）氏が参加する「LGBTIQ+平等のための鐘を鳴らそう（Ring the Bell for LGBTQI+ Equality）」といったグローバルなイベントを主導している。こうした取組みにより、ドイツ銀行はLGBTQI+インクルージョンの業界リーダーとして認められている。

2025年度に当行はウェルビーイングおよびインクルージョン戦略をさらに拡大し、神経学的多様性を持つ人々の持つ独自の強みを引き出すことを目標に、意識向上、教育、メンターシップおよび職場環境の調整に焦点を当てた、グローバルな神経学的多様性ワーキンググループを立ち上げた。取締役会メンバーであり、神経学的多様性インクルージョンのグローバルな推進者であるベルント・ロイケル（Bernd Leukert）氏は、このテーマについて、世界中の全従業員が参加できるグローバルなパネルディスカッションを主催した。

障がい者のインクルージョンを支援するため、当行はアクセス可能なワークステーション、合理的配慮および柔軟な働き方のオプションを提供している。新しいオフィスでは、ユニバーサルデザインの原則を適用し、すべての人のアクセシビリティとインクルージョンをさらに支えている。当行はまた、ドイツのシェルタード・ワークグループ協会（Genossenschaft der Werkstätten, GDW）との長年にわたる協力関係を通じて、障がい者の社外雇用も確保している。

当行が障がいを持つ従業員の人数を把握できるかどうかは、自発的な自己開示に依存しており、欧州一般データ保護規則等のデータ保護法によって制限されている。さらに、社会的偏見が続いているため、当行が尋ねることが許されている場所であっても、多くの従業員がこの情報を共有しないことを選択している。2025年度末現在、当行は2,720名（2024年度：3,057名）の障がい者を雇用しており、そのうち女性は1,571名（2024年度：1,820名）、男性は1,149名（2024年度：1,237名）である。ドイツでは、2025年度末現在で2,185名（当行の従業員数の5.7%）（2024年度：2,511名 / 6.2%）の障がい者を雇用している。情報開示はドイツの社会規範に基づいている。障がいを持つ従業員の337名の減少は主に、ドイツにおいて、退職や早期退職による人員削減を主因として障がいを持つ従業員が326名減少したこと起因している。

障がいを持つ従業員（性別別）

性別	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	障がいを持つ 従業員の人数	障がいを持つ従業員 の割合（単位：%）	障がいを持つ 従業員の人数	障がいを持つ従業員 の割合（単位：%）
女性	1,571	3.5	1,820	4.1
男性	1,149	2.2	1,237	2.4
その他（注1）	-	-	-	-

未報告	-	-	-	-
合計	2,720	2.8	3,057	3.2

(注1) 従業員が自認する性別。

当行は、インクルージョンを実践し、人事関連の公正な意思決定を行う方法をよりよく理解するためのリソースを、必須の行動規範研修およびその他の自主的な施策を通じて、従業員に継続的に提供している。「自行の労働力」の章の「人材開発」の項で説明されているように、それらの施策には、全管理職向けカリキュラムの一部である管理職向けのインクルーシブな採用に関する研修、初任管理職向け研修および「インクルーシブなリーダーシップ」研修がある。

ドイツ銀行では、共通の特性、経歴、経験を持つ同僚とその支援者を結びつける、部門横断的な従業員主導の自主的なグループ（「従業員リソース・グループ」として知られている。）を数多く支援している。当行の従業員リソース・グループは、いずれも、アイデンティティに関係なく、すべての従業員に開かれており、その主な目的は、（ ）誰もが帰属意識を持てるインクルーシブな企業文化の推進、（ ）特定のグループにとっての障壁を理解し、それを取り除くための人事部門のサポート、（ ）当行の雇用主としてのブランドおよび広範なブランドの向上、である。当行の従業員リソース・グループは、女性、LGBTQI+の従業員、多文化背景を持つ従業員、親や介護者、様々な世代の人々、障がい者または神経学的多様性を持つ従業員、退役軍人等、拠点によって様々なコミュニティを支援している。こうした取組みの積重ねが、差別、ハラスメントおよび報復の防止に役立っている。

2025年度には、以下のとおり、ドイツ銀行のインクルージョンの取組みが複数の著名組織から評価され、多くの従業員がインクルージョンのロールモデルとして認められた。

種類	賞	地域	組織
全般	ダイバーシティ&インクルージョン最優秀銀行 (Best Bank for Diversity & Inclusion)	アジア・太平洋地域	ユーロマネー誌 (Euromoney)
ジェンダー	女性にとって最高の企業 (Best Companies for Women)	インド	セラマウント&アバター (Seramount & AVATAR)
	ダイバーシティ&インクルージョンのベストプラクティス (Best Practices in Diversity & Inclusion)	スペイン	プレミオス・ウィメンCEO (Premios WomenCEO)
	男女共同参画企業トップ50 (Top 50 Companies for Gender Equality)	英国	タイムズ紙 (The Times)
障がい	障がい者インクルージョンのベストカンパニー (Best Companies for Disability Inclusion)	インド	ディスアビリティIN (DisabilityIN)
	プラチナ・イネーブル・マーク (Platinum Enabling Mark)	シンガポール	SGイネーブル (SGEnable)
LGBTQ+	LGBTQI+ ERG・オブ・ザ・イヤー (LGBTQI+ ERG of the Year)	インド	インド職場平等指数 (India Workplace Equality Index)
	卓越したネットワーク・グループ (Outstanding Network Group)	英国	英国LGBTアワード (British LGBT Awards)
	イクオリティ100アワード (Equality 100 Award)	米国	ヒューマン・ライツ・キャンペーン財団 (Human Rights Campaign Foundation)
	ゴールド・レーティング (Gold Rating)	日本	ワーク・ウィズ・プライド (Work With Pride)
	プラチナ・エンプロイヤー (Platinum Employer)	オーストラリア	オーストラリアLGBTQ+インクルージョン・アワード (Australian LGBTQ+ Inclusion Awards)

## インシデントおよび苦情

ESRS S1-1、ESRS S1-17、ESRS G1-1、ESRS 2 SBM-3、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は、ハラスメント、差別および報復のない、人権が常に保護された職場環境を自行従業員に提供しよう努めている。それができなければ、銀行の繁栄、ステークホルダーの信頼の深化、評判の維持は成し遂げられない。意図している職場環境を実現するために、ドイツ銀行は、「自行従業員」の章の「自行従業員に関連する方針」および「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の各節に記載されている方針、フレームワーク、プロセスおよび委員会を定めている。

ドイツ銀行は、方針、フレームワークおよびプロセスの単なる遵守にとどまらず、常に正しく適切な行動を取ることにコミットしている。ドイツ銀行は、「自行従業員」の章の「自行従業員に関連する方針」に記載されているように、当行の従業員および取締役会メンバーに対し、行動規範の文言と精神に従うことを求めている。「自行従業員」の章の「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に記載されているように、違反の可能性がある場合には、内部通報の枠組みが整備されており、あらゆるインシデントについて報告、調査および制裁を行う。ほとんどの状況において、当行の従業員は、当行の方針と手続に完全に沿って、誠実に行動し、正しい行動を示している。「自行従業員」の章の「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に記載されているように、行動規範の違反の可能性等、行動が要求される水準を下回る限定的なケースについては、ドイツ銀行は、内部通報チャネルや苦情管理チャネル等、そのような問題を提起するためのメカニズムを確立しており、あらゆる苦情や事件を調査し、制裁するための手続を確立している。従業員および非従業員の苦情は、現地の法律に従って処理される。さらに、当行は、何か問題がある場合にそれを検知するための内部管理およびプロセスを導入しており、適切な場合には調査を実施している。状況や重大性によっては、従業員に対する懲戒処分を含む措置が必要となる場合もある。さらにドイツ銀行は、不利な影響を受けた従業員に対してウェルビーイングへのサポートを継続的に提供し、従業員の意識向上のために組織全体で研修を実施している。

当行は、現地の法的要件に沿って、一貫した透明性のある方法で懲戒処分を決定するよう努めている。すべての従業員は、公平に扱われていると感じるべきである。ドイツ銀行では、従業員に期待される行動、リスクと行動を考慮した報酬の決定方法、ならびに行動に関する当行の期待に応えられない従業員に対する懲戒処分の間には強い関連性があると考えている。

人事部門は調査報告書を検討し、適切な対応方針（懲戒手続の発動、インシデントからの学びや従業員カウンセリング等の懲戒以外の措置の適用、証拠が不十分な場合の検討の中止を含む。）を決定する。従業員に対する懲戒処分は、口頭および書面による警告から解雇まで多岐にわたり、そのような制裁措置は、従業員の変動報酬や昇進に影響を与える可能性がある。非従業員に対する処分には、即時解雇、契約の延長または更新の拒否が含まれる。

以下の表に示されたインシデントおよび苦情の報告数は、当行のグローバル・ケース管理システムで追跡され、関連する法的措置および罰金、制裁金、ならびに損害賠償の額は、当行の各機能から入手されたものである。

#### インシデントおよび苦情

	2025年度	2024年度
差別（ハラスメントを含む。）インシデントの合計件数（確認済または一部確認済）	70	57
ドイツ銀行のチャンネルを通じて自行従業員から寄せられた差別（ハラスメントを含む。）および労働条件に関する苦情の合計件数（上記のインシデントを除く。）	252	202
上記のインシデントおよび苦情に起因する罰金、制裁金および損害賠償の合計（単位：百万ユーロ）	0.91	0.25

2025年度において、ハラスメントを含む差別インシデントの報告数は、当行の全従業員数の0.1%未満に相当する。ここでいうインシデントとは、従業員または非従業員から正式なプロセスを通じて提起され、当行が確認済または一部確認済の差別（ハラスメントを含む。）に関する苦情、および当行に対する差別（ハラスメントを含む。）の申立てを含む法的請求のことである。

その他の差別、ハラスメントまたは労働条件に関する苦情は、当行の全従業員数の0.3%未満に相当する。ここでいう苦情とは、従業員または非従業員が正式なプロセスを通じて行った差別、ハラスメントまたは労働条件に関する申立てであり、未確認、確認済または一部確認済の別を問わず、また、上記で報告されるインシデントは含まれない。当年度において、OECD多国籍企業国内連絡窓口寄せられた関連する苦情は前年度と同様、ゼロであった。

インシデントおよび苦情は当行の全地域で発生しており、一般に、従業員数が多い国ほど件数が多い。苦情およびインシデントによる罰金、制裁金、ならびに損害賠償の合計額は、当行の財務書類の「訴訟」の項に記載されている。

当行は自行従業員に対し、ハラスメント、差別および報復のない職場環境を確保するため、常に倫理的に行動し、適用されるすべての法律および規制を遵守することを求めているため、インシデントおよび苦情の発生は限定的である。まれに事例が発生した場合、当行は対応するための強固なプロセスを備えており、不利な影響を受けた従業員に対してウェルビーイングへのサポートを継続的に提供し、従業員における差別、ハラスメントおよび報復に対する意識を高めるための研修を組織全体で実施している。

## ガバナンス・トピックに関する情報

### サプライ・チェーン管理

2025年度のサステナビリティ・ステートメントでは、「サプライ・チェーン管理」の章の開示が「全般情報」の項から「ガバナンス」の項に移動されている。これは、サプライ・チェーン管理を監督する上で、ガバナンスが中心的な役割を果たすことを強調している。

本章では、ドイツ銀行の2025年度のダブル・マテリアリティ評価を通じて特定された重要性があるトピック、すなわち、金融犯罪対策（AFC）（汚職および贈収賄を含む。）、情報セキュリティならびにデータ保護に焦点を当てている。

本項では、ドイツ銀行の上流サプライヤー活動が外部のステークホルダーに与える影響、およびこれらのエクスポージャーが当行のビジネス・モデルと財務成績にもたらすサステナビリティ関連のリスクの両方について説明する。サプライヤーとの取引におけるライフサイクル全体にわたるサプライヤーのパフォーマンス、コンプライアンスおよび業務回復力の監督は、グローバル・プロキュアメントおよびベンダー管理機能がオペレーショナル・リスク管理およびサステナブル・プロキュアメント・チームと協力して実施する。

### ガバナンス

#### ESRS 2 GOV-2

ドイツ銀行の取締役会は、持続可能な調達の全体的な監督権を保持し、定められた目標に対する進捗状況について定期的に報告を受けている。グローバル・プロキュアメントおよびベンダー管理のリーダーは、チーフ・サステナビリティ・オフィサーと緊密に連携し、調達活動全体に持続可能性の原則が組み込まれ、当行の戦略的優先事項と整合していることを確保する。

2023年度以降、グローバル・プロキュアメントおよびベンダー管理におけるガバナンスは、サプライヤーとの取引におけるライフサイクル全体にわたって透明性、説明責任およびサプライヤーとの効果的な関わりを促進するために強化されている。サードパーティESG監視フォーラムは、オペレーショナル・リスク管理、グループ法務、グローバル・プロキュアメントおよびチーフ・サステナビリティ・オフィスを集結し、サードパーティのサステナビリティに関するリスクの監視を調整している。

リスク管理は、3つの防衛線モデルに従っている。グローバル・プロキュアメントは契約遵守を管理し、金融犯罪対策（AFC）、データ保護および情報セキュリティは第2の防衛線の監督とエスカレーションを担当する。取締役会は、グローバル・プロキュアメント、情報セキュリティおよび金融犯罪対策における主要なリーダーシップの役職を通じて責任を保持する。

サードパーティESG監視フォーラムは、サプライヤーとの取引におけるサステナビリティ関連の契約およびデューデリジェンスに関する検討事項、ならびにそれに関連するフォローアップおよび是正措置についても検討する。これにより、当行のサステナビリティ要件が一貫して適用され、主要なサードパーティのESGリスクに対する協調的な監視が確保される。

### 戦略

#### ESRS 2 SBM-3

2025年度の戦略では、引き続き、サプライヤーの誠実生、倫理的慣行、データ・セキュリティおよび業務回復力を優先している。汚職および贈収賄の防止、情報資産の保護、包括的なデューデリジェンス・プロセスおよび責任あるデータ処理の確保は、依然としてサプライヤーとの取引の中心を成している。

2025年度中に、ドイツ銀行は、例外管理の所有権の明確化、取引のクロージングの追跡の改善と監督フォーラムの調整、ならびに調達、契約管理およびサステナビリティ管理間の整合性の向上により、オペレーティング・モデルをさらに強化した。

### 金融業界との協業

ドイツ銀行は社内体制に加え、持続可能な調達に関する業界横断的な協業にも貢献している。当行は、アクセンチュア（Accenture）が推進する「持続可能な調達のための金融イニシアチブ（FISP）ピアグループ」を設立し、現在も議長を務めている。ドイツ銀行はこのプラットフォームを通じて、金融業界の同業他社と連携し、ベストプラクティスを共有し、共通の課題に取り組み、責任ある調達基準を推進している。この協業は、金融サービス業界全体におけるサプライヤーとの関わり合いの継続的な改善と持続可能性の原則の統合を支援するものである。

### 影響、リスクおよび機会の管理

当行全体の影響、リスクおよび機会（IRO）は、ダブル・マテリアリティ評価を通じて特定され、評価される。この詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「ダブル・マテリアリティ評価」の章に記載されている。

IROの概要は、関連するIROを管理するための方針、対応、評価指標および目標の概要とともに以下の表に示されている。

[次へ](#)

トピック	サブトピック	バリュー・チェーン	時間軸	IROの種類	IROの説明	方針	対応	評価指標および目標
金融犯罪対策	汚職および贈収賄	上流	短期	リスク	競争上の優位性を得るために汚職や贈収賄を行った疑いで調査を受けているティア1サプライヤーと関係を持つことにより、法的措置、信頼の喪失および/または評判の低下が生じるリスク。	サプライヤー行動規範 贈収賄および汚職防止 (ABC)に関する方針 データ保護方針 情報セキュリティの管理とガバナンス サードパーティ・リスク管理フレームワーク (TPRM)	否定的なメディア報道および制裁措置のスクリーニング オンボーディング・チェックおよび特定されたリスクのエスカレーション TPRM方針およびサプライヤー行動規範に明記されている誠実性および行動に関する期待事項	これらのトピックに関する測定指標および目標は、金融犯罪対策、データ保護および情報セキュリティの機能別に、本サステナビリティ・ステートメントの各章で報告している。
データ保護	データ保護		短期	リスク	直接のサプライヤーによる顧客または従業員の個人情報の不正な収集、処理または使用、および契約上/規制上の要件に沿わない個人情報漏洩への不適切な対応により、事業の中断、法的措置、信頼の喪失および/または評判の低下につながるリスク。		TPRMプロセスにより実施されるリスクに基づく評価およびデータ保護条項 個人情報漏洩の可能性の継続的なモニタリングおよびグループ・データ・プライバシーへのエスカレーション サプライヤーは、適用されるデータ保護法および当行の指示によって要求される場合にのみ個人情報を処理し、違反の可能性がある場合は速やかに報告しなければならない。	
情報セキュリティ	情報セキュリティ		短期	マイナスの影響	顧客または従業員の個人情報の不正な収集、処理または使用、および契約上/規制上の要件に沿わない個人情報漏洩への不適切な対応により、個人情報盗難、財務上の損失、信用スコアの低下または精神的苦痛が生じ、直接のサプライヤーを通じてステークホルダーにマイナスの影響が生じるリスク。		リスクに基づく評価および契約上の取決め 継続的なモニタリングおよびインシデントの通知とエスカレーション	
情報セキュリティ	情報セキュリティ	短期	リスク	当行の直接のサプライヤーにおける情報資産の機密性、完全性または可用性が損なわれ、財務上の損失、規制上の罰金、ステークホルダーからの信頼の喪失または評判の低下につながる可能性のある固有のリスク。				

[次へ](#)

ESRS 2 SBM-3、ESRS G1-1、ESRS G1-2、ESRS G1-6、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

## アプローチおよび範囲

2025年度に、調達、契約管理およびサステナビリティ管理間の整合性を向上させるため、保証プロセスと報告がさらに改善された。ドイツ銀行は、サプライヤーとの取引におけるライフサイクルのプロセスの一環として、上流サプライヤーとの関係から生じる重要性がある影響、リスクおよび機会を特定し、管理している。監視は、デューデリジェンスから、サードパーティ・リスク管理（TPRM）プロセス、オンボーディング、契約およびディール後のモニタリングに至るまで、サプライヤーが一貫した社内基準と規制上の義務を満たしていることを確認するために行われる。

サプライヤーとの取引におけるライフサイクルのフレームワークは、内部方針、規制要件および当行のサプライヤー行動規範に沿った管理を組み込んでいる。ガバナンス・フォーラムは、サプライヤー基盤全体の透明性、説明責任および業務回復力を強化するために、監視結果をレビューする。

## 方針および基準

ドイツ銀行のサプライヤー・リスク管理は、TPRMに関する方針、贈収賄および汚職防止に関する方針、情報セキュリティ方針、データ保護方針ならびにサプライヤー行動規範等、すべてのサードパーティのサプライヤーに対する最低限の管理基準を定めた一連の強固な内部方針によって管理されている。これらの方針は、誠実性、機密性および責任ある業務上の行動に関する要件をまとめて規定している。

サプライヤーとの関係の監視は、サプライヤーとの取引におけるライフサイクルのプロセスの中に組み込まれており、TPRMは、期待事項の設定、コンプライアンスの監視および問題のエスカレーションのための中心的なメカニズムとして機能している。関連するすべての方針は、社内基準および進化する規制当局の期待事項との整合性を確保するため、毎年見直しが行われる。

方針の実行に対する説明責任は、当行の調達ガバナンス構造の中に組み込まれている。グローバル・プロキュアメントおよびベンダー管理のリーダーは、調達方針を監督する（同等の方針が定められているDWSを除く。）。サプライヤー行動規範は、グローバル・プロキュアメントの既存の方針フレームワークを通じて管理され、更新は関連する各分野の専門家と各機能の責任者との間で調整される。この体制により、一貫した方針の実行およびエスカレーションが確保され、効果的な調達および規制遵守がサポートされる。

## ステークホルダーとの関わりおよび協業

グローバル・プロキュアメント、オペレーショナル・リスク管理、金融犯罪対策、情報セキュリティおよびデータ保護といった各機能間の機能横断的な協業体制が、管理体制を支えている。サプライヤーの意識向上セッションや契約管理に関する議論により、行動基準、贈収賄防止、データ処理および情報セキュリティが強化される。モニタリング結果と是正措置の進捗状況は、確立されたガバナンス・フォーラムを通じて上級経営陣に報告され、適時の問題解決と継続的な改善を促進する。

## 金融犯罪対策 - 汚職および贈収賄

ドイツ銀行は、サプライヤーとの関係において、最高水準の誠実性と倫理的行動を維持することにコミットしている。当行は、汚職、贈収賄およびその他の形態の金融犯罪を防止、検出、対処するための方針と管理体制を導入し、サプライヤーに対し、適用される法律と社内基準を遵守するよう求めている。サプライヤーのオンボーディングとモニタリングの各プロセスでは、否定的なメディア報道、制裁措置およびその他のリスク要因のレビューを含むデューデリジェンス・チェックが実施される。特定されたリスクは、調査と是正措置のために適切な管理機能にエスカレーションされることで、当行のサプライチェーンが法令遵守と回復力を維持することが確保される。

金融犯罪防止に対するドイツ銀行の取組みの詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「金融犯罪対策」の項を参照のこと。

## 情報セキュリティ

攻撃が成功した場合、データの漏洩、マルウェアの意図しない拡散、サービス停止、ならびにシステムおよび/またはデータへのアクセス不能により、ドイツ銀行のステークホルダーおよびより広範な金融エコシステムに影響が及ぶ可能性がある。これには、社内およびサードパーティの情報テクノロジー・システムの両方が含まれる。

ドイツ銀行は、各種機能の組合せや、サードパーティ情報セキュリティ・リスクを軽減できる包括的なアプローチの実施を通じて当該リスクを管理している。当該管理の主要な構成要素には、当行のグローバル・サードパーティ・リスク管理プログラムが含まれており、このプログラムは、サードパーティとの取引に伴うリスクを特定、監視および軽減できるように設計されている。これに加えて、当行は、サードパーティに対する具体的なセキュリティ管理策が織り込まれた情報セキュリティ方針の遵守も要求しており、当該管理策には、インシデント通知要件が含まれている。また、サードパーティは、管理要件が満たされていることを継続的に確保するために、その重要度に基づいて定期的に（年に1回または隔年で）再評価される。

さらに、サードパーティは、ドイツ銀行の情報に対する潜在的な影響を評価するため、特定の脅威やインシデントへの対応にも関与する。

当行の情報セキュリティへのアプローチに関する詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「情報セキュリティ」の項を参照のこと。

#### データ保護

データ保護は、ドイツ銀行のTPRMフレームワークの不可欠な一部である。サプライヤーは、ドイツ銀行の顧客、従業員またはその他のステークホルダーに関する個人情報を処理しなければならない場合がある。このような処理は、適用されるデータ保護およびプライバシーに関する法律および規制に従い、商品およびサービスの提供に必要な範囲でのみ実施されなければならない。ドイツ銀行は、サプライヤーに対し、個人情報を当行からの指示に基づいてのみ処理すること、適用されるデータ保護およびプライバシー要件を遵守すること、ならびに個人情報漏洩の可能性がある場合には直ちに当行に通知することを契約上義務付けている。

当行のデータ保護へのアプローチに関する詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「データ保護」の章を参照のこと。

#### 測定指標および目標

ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-T、ESRS G1-6

これらの重要なトピックに関する測定指標および目標は、金融犯罪対策、データ保護および情報セキュリティの機能別に、本サステナビリティ・ステートメントの各章で報告している。

取締役会は、内部プロセスの一環として、サプライヤーのESGスコアとパフォーマンスに関連するESG KPIの監視を継続しているが、このKPIは2025年度の報告範囲には含まれていない。この決定は、ダブル・マテリアリティ評価の結果を反映したものであり、KPIは上流バリュー・チェーンにとって重要性がないことから現時点では外部への開示の対象外であると判断された。

#### 支払いに関する統計値

ドイツ銀行は、サプライヤーとの関係において責任あるアプローチを推進しており、そのため支払いに関する統計値を自主的に開示している。

ドイツ銀行の支払慣行に関する測定指標は、当行が捕捉した、2025年度中に支払った請求額のデータに基づいており、該当請求書の発行日から計算されている。

DWSも、支払いおよび契約条件に関して同等のガバナンスの取決めに従っている。関連する測定指標は、アセット・マネジメントの欄に別途表示されている。

#### 2025年度の実績と補完情報（注1）

	2025年度		2024年度	
	ドイツ銀行グループ（アセット・マネジメントを除く。）	アセット・マネジメント	ドイツ銀行グループ（アセット・マネジメントを除く。）	アセット・マネジメント
請求額支払までの平均期間（注2）（日数）	29	61	32	47
合意済の支払条件に基づく支払額の割合				
支払額が年額で100千ユーロ未満のサプライヤー（%）（注3）	77	66	70	62
支払額が年額で100千ユーロ以上のサプライヤー：				
欧州連合内（%）（注4）	93	66	91	75
欧州以外の地域（%）（注5）	80	75	78	76

（注1）中央管理型報告機能の強化を背景に、2025年度および2024年度においてレビュー中の請求書それぞれ465,577件および396,046件に基づいて計算されている。

（注2）どのサプライヤーについても、該当請求書の発行日から計算されている。

（注3）ドイツ銀行にサービスや商品を提供しているサプライヤーであって、年額が100千ユーロ未満のサプライヤーについては、（該当契約に別段の定めがない限り）支払サイトが、該当請求書発行日より0日から30日に設定されている。支払年額が100千ユーロ未満であるサプライヤーの93%は、支払サイトが0日から30日である。

（注4）欧州連合内のサプライヤーとの個々の契約に定められている標準支払サイトは60日である。支払年額が100千ユーロ以上であるサプライヤーの100%は、支払サイトが60日以下である。

（注5）欧州以外の地域のサプライヤーとの契約に定められている標準支払サイトは90日である。支払年額が100千ユーロ以上であるサプライヤーの100%は、支払サイトが90日以下である。

[次へ](#)

## 従業員

## 当行グループの従業員数

2025年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計89,879名であった（2024年12月31日現在：89,753名）。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2025年12月31日現在、2024年12月31日現在および2023年12月31日現在における当行の従業員数（常勤相当）を示している。

従業員（注1）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ドイツ	33,386	35,160	36,195
欧州（ドイツを除く。）	17,847	17,672	18,103
アジア／太平洋、中東およびアフリカ	30,669	28,930	27,601
北アメリカ（注2）	7,713	7,744	8,033
ラテン・アメリカ	264	247	199
従業員数合計	89,879	89,753	90,130

（注1）従業員数（常勤相当）。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）主に米国。

2025年において、当行の従業員数は、主にドイツにおける減少により一部相殺されたものの、アジア／太平洋、中東およびアフリカにおける増加を主因として、126名、率にして0.1%増加した。

- ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再編施策を主因として、従業員数が1,773名、率にして5.0%減少した。
- 北アメリカでは、テクノロジー、データおよびイノベーションにより一部相殺されたものの、プライベート・バンク、アセット・マネジメントおよびほとんどすべての管理部門における減少を主因として、従業員数が31名、率にして0.4%減少した。
- ドイツを除く欧州では、イタリア、オランダおよび英国における減少により一部相殺されたものの、ルーマニアのオペレーション・センターにおける増加を主因として、従業員数が175名、率にして1.0%増加した。
- アジア／太平洋、中東およびアフリカでは、インドおよびそのオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員数が1,739名、率にして6.0%増加した。

以下の表は、2025年12月31日現在、2024年12月31日現在および2023年12月31日現在における部門別の従業員数（常勤相当）の分布を示している。

従業員（注1）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
コーポレート・バンク（CB）	18.5%	18.0%	17.4%
インベストメント・バンク（IB）	9.1%	9.0%	8.9%
プライベート・バンク（PB）	26.0%	27.7%	29.1%
アセット・マネジメント（AM）	5.4%	5.1%	4.9%
管理部門	41.1%	40.2%	39.7%

（注1）従業員数（常勤相当）。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、全セグメントにおける増加により、従業員数が471名、率にして2.9%増加した。
- インベストメント・バンクでは、債券および為替における増加を主因として、従業員数が132名、率にして1.6%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員数が1,558名、率にして6.3%減少した。
- アセット・マネジメントでは、チーフ・テクノロジー・オフィスの強化を主因として、従業員数が260名、率にして5.7%増加した。
- 管理部門では、当行の内部化戦略に起因するテクノロジー、データおよびイノベーションでの増加を主因として、従業員数が821名、率にして2.3%増加した。

## 退職後給付制度

当行グループは、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度と確定給付制度の両方）のスポンサーになっている。

確定給付制度債務が5百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行グループの世界的に調整された会計処理において、当行グループのグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

財務上および人口統計上の仮定の決定に関する当行グループのグローバルな原則を適用することにより、当行グループはこれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

当行グループの従業員給付制度の詳細については、連結財務諸表に対する注記33「従業員給付」を参照のこと。

## 主要従業員数

以下は、従業員数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行の人材に関する測定指標、戦略的な人事の優先順位と実績に関する詳細は、当行の2025年度サステナビリティ・レポートを参照のこと。

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
役職別女性従業員（人数、％）（注1）			
女性マネジング・ディレクター	23.3%	22.8%	22.3%
女性ディレクター	29.5%	28.8%	28.0%
女性ヴァイス・プレジデント	36.3%	35.6%	34.8%
女性アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイツ	43.0%	42.3%	41.9%
女性非管理職	59.4%	59.6%	59.0%
女性従業員合計（人数、％）（注1）	46.4%	46.5%	46.3%
年齢（％、人数）（注1、注2）			
30歳未満	16.2%	16.2%	16.5%
30 - 50歳	57.1%	57.0%	57.0%
50歳超	26.7%	26.9%	26.5%
パートタイム従業員（人数、％）			
ドイツ	25.2%	24.5%	24.9%
欧州（ドイツを除く。）	4.8%	5.1%	5.1%
米州	0.3%	0.4%	0.4%
アジア/太平洋、中東およびアフリカ	0.1%	0.1%	0.1%
パートタイム従業員合計	11.0%	11.3%	11.8%
ドイツにおける常勤従業員に占める職業訓練生およびデュアル・スタディ学生の割合	3.1%	3.2%	3.6%
	2025年度	2024年度	2023年度
コミットメント指標	68.0%	67%	70%
イネーブルメント指標	71.0%	70%	71%
自己都合退職率			
ドイツ	2.4%	2.6%	2.5%
欧州（ドイツを除く。）、中東およびアフリカ	5.4%	5.2%	5.2%
米州	9.0%	8.3%	7.7%
アジア/太平洋	10.2%	9.9%	9.5%
自己都合退職率合計	6.2%	5.9%	5.6%
病欠割合（％）（注3）	7.5%	7.6%	7.4%

（注1）ポストバンク（子会社を含む。）の企業内で使用される役職名は、唯一の選択肢として名目上表示されているものであり、契約の上で定義されているものでも合意されているものでもない。

（注2）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注3）病欠割合：（総病欠日数×100）/総勤務日数（ドイツ）。

## 財務報告に係る内部統制

### 全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（ICFR）」を確立し、維持する責任を負っている。チーフ・ファイナンシャル・オフィサーは、当行の財務報告に係る内部統制の設計および運用上の有効性の確保に責任を負っている。監査役会は、監査委員会の支援のもと、財務報告プロセスの監督を行う。国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認した国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成に加えて、当行の財務報告に係る内部統制には、虚偽表示を防止するために整備された開示の統制および手続も含まれる。

### 財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務諸表が原因で利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的で財務報告に係る内部統制を確立している。さらに、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。これは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」に基づいていた。COSOは、統制システムの整備を促進し、その妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、財務報告に係る内部統制の確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務諸表に計上されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務ならびに所有権は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、財務報告に係る内部統制も含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、財務報告に係る内部統制のための開示の統制および手続またはシステムは、すべての誤謬、過失または故意による誤謬（不正）を完全には防止できない可能性がある。また、将来期間の有効性評価の予測に関しては条件の変化により統制が不十分になる、または方針もしくは手続の遵守の程度が時間の経過とともに低下するリスクにさらされる。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

### 財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

財務報告に係る内部統制システムには、以下の方針および手続が含まれる。

- 合理的な範囲で詳細、正確かつ公正に、当行の資産の取引および処分を反映する会計記録を行うこと。
- 一般的に公正妥当な会計原則に従って財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、入金・出金取引については経営陣の承認のみにより行われていることを合理的に保証する。
- 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当行資産の未承認の購入、使用もしくは処分を防止するまたは適時に発見することを合理的に保証する。

#### 内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は年度ごとに、財務報告に係る内部統制システムの妥当性および有効性について正式な評価を行う。この評価は、統制環境のほか、財務報告に係る内部統制システムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因全体から、HGB第315条で要求される証拠の種類および範囲が決まる。かかる証拠は、財務報告に係る内部統制が有効に設定されているかを経営陣が評価する上で必要とするものである。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続または財務報告に係る内部統制評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣が更なる統制上の問題に気付く場合や、発見事項を裏付ける場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる場合がある。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性について評価する。監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配付される。これらの報告書は、財務報告に係る内部統制の全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠も提供している。

評価の結果、経営陣は2025年12月31日現在で、財務報告に係る内部統制は適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

## ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報および説明報告書

### 授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表に対する注記32「普通株式」を参照のこと。

### 議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行またはその子会社は、2025年度においてポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。処分制限と併せて同様の制限が、保有義務を伴う繰延報酬として株式を付与されている従業員に対して、契約上課されている。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

### 全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督庁(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

### 特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

### 従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの管理システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

### 取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上のメンバーで構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役は、1任期最長5年まで選任することができる。また、再任もしくは、最長5年までの任期を1期以上、延ばすことができる。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、仲裁委員会が取締役会に対し、1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行の規制(EU)第468/2014号(SSMフレームワーク規制)により、取締役の選任前に、当該メンバーが経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項、SSMフレームワーク規制第93条)。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役の必要員数を満たしていない場合に、ECBまたはBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項、SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

## 定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本からの発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

## 取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2025年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2030年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2025年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2030年4月30日まで、決議がなされた時点または当該権限が行使された時点（価格がより低い場合）における株式資本の合計10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が予定した買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付を引き受けなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を定めることができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通じてまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、会社の株主持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。

取締役会はまた、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して株主の新株引受権を除外して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員もしくは執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を現金を対価として第三者に売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式数が、当該授權が有効となる時点または当該授權の行使時点（金額がより低い場合）の当行株式資本の10%を超えないことが確定である場合にのみ、行使ができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、オプション権および/または転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権による転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について年次株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2025年5月22日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確定となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2030年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引

所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値)平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の株価(フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値)平均の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

## ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行グループのウェブサイト(<https://www.db.com/ir/en/reports.htm>)および年次報告書原文の第4章「Corporate Governance Statement according to Sections 289f, 315d of the German Commercial Code」から入手可能である。

## 親会社単体の情報（HGB）

### はじめに

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、IFRSによる当行の事業セグメントの実績に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績に影響している。さらに、当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを適用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。

このため、この統合マネジメント・レポートに記載されているドイツ銀行グループに関する情報は、通常ドイツ銀行AGについても関連し、該当するものである。ドイツ銀行AGの理解を促す追加情報は、本項に含まれている。本項に含まれる財務情報は、特に明記しない限り、ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、HGB）に準拠して作成されている。HGBに準拠して作成された財務情報に関する詳細については、別個の報告書に含まれるドイツ銀行AGの財務諸表に対する注記に記載されている。

### ドイツ銀行AGの業績

当行グループの業績を評価する重要なパラメータの一つに、株主に対して配当を行う能力がある。この能力は、HGBに従い決定されるドイツ銀行AGの配当可能利益に依存する。その上、HGBに準拠して作成されたドイツ銀行AGの財務情報は通常、上記の「はじめに」に記載されている事情により、当行グループの財務成績の評価または管理について概して関連性が低い。

ドイツ銀行AGの純利益は、2024年度の29億ユーロから2025年度は62億ユーロに増加した。

2025年度の収益合計は主に、純利息収益の114億ユーロ（21%増）および純手数料収益の78億ユーロ（6%増）により前年比9%増の230億ユーロとなった。これは、トレーディング純損益が13%減少して37億ユーロとなったことで一部相殺された。

管理費用は、ほぼ横ばいの162億ユーロであった。その他の営業収益および費用の差額は、2024年度の14億ユーロの費用から186百万ユーロの収益に改善した。この改善は主に、2024年度に計上されたポストバンクの買収に係る訴訟費用がなくなったことによる。

2025年度のリスク引当金は709百万ユーロであり、これは流動性準備金において保有する有価証券の純損益の増加を反映している。2024年度のリスク引当金は11億ユーロであった。

営業利益は63億ユーロであり、2024年度から38億ユーロ増加した。

営業利益以外の損益は、主に、関係会社に対する投資の評価調整としての純額18億ユーロのプラス計上によるものであった。17億ユーロの税金費用により、純利益は62億ユーロとなった。

取締役会および監査役会は、1株当たり1.00ユーロの配当を支払い、利益剰余金に15億ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益を繰り越すことを年次株主総会で提案する予定である。

## 損益計算書

下記の表は、ドイツ銀行AGの損益計算書の概要であり、その後に個別の勘定科目の詳細が記載されている。

## 要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益（注1）	41,749	64,857	-23,108	-36
配当等収益（注2）	2,289	1,901	388	20
総利息収益	44,038	66,758	-22,720	-34
利息費用	32,633	57,357	-24,724	-43
純利息収益	11,406	9,401	2,004	21
手数料収益	10,682	9,646	1,036	11
手数料費用	2,875	2,247	629	28
純手数料収益	7,807	7,399	408	6
トレーディング純損益	3,749	4,305	-555	-13
このうち、HGB第340e条第4項に基づく トレーディング関連特別準備金繰入	-247	-	-247	N/M
収益合計	22,962	21,105	1,857	9
賃金および給料	5,534	5,493	42	1
強制社会保険拠出金（注3）	1,299	891	408	46
人件費	6,833	6,383	450	7
その他の管理費用（注4）	9,320	9,760	-440	-5
管理費用	16,153	16,143	10	-
その他の営業収益 / 費用の差額	186	-1,393	1,578	-113
リスク引当金	709	1,060	-351	-33
営業利益	6,285	2,509	3,776	151
その他の収益 / 費用の差額	1,610	1,333	277	21
特別損益	-8	-4	-4	118
一般的銀行業リスクのための資金への取 崩 / (繰入)	-	-	-	-
税引前純利益	7,887	3,838	4,049	105
税金	1,703	955	749	78
純利益（損失）	6,183	2,883	3,300	114
前期繰越利益	143	575	-432	-75
	6,327	3,458	2,868	83
利益剰余金への繰入	2,750	1,200	1,550	129
- その他の利益剰余金	2,750	1,200	1,550	129
配当可能利益	3,577	2,258	1,318	58

N/M - 表記するに値しない。

（注1）貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券ならびに政府登録債による収益。

（注2）株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。

（注3）年金およびその他の従業員給付費用を含む。

（注4）有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却を含む。

## 純利息収益

2025年度の純利息収益は、2024年度から20億ユーロ増加して114億ユーロとなった。配当等収益は、関係会社による拠出の増加により388百万ユーロ増加した。利息費用控除後の貸出および有価証券からの純利息収益は16億ユーロ増加し、これは主にデリバティブからの純利息収益の増加および証券化負債の利息費用の減少によるものであった。

## 純手数料収益

純手数料収益は、2024年度から408百万ユーロ増加し2025年度は78億ユーロであった。これは主に、プライベート・バンクにおける運用資産に対するブローカー・フィーおよびマネジメント・フィーの増加のほか、その他の顧客サービスに対する手数料およびフィー収益の増加によるものである。

## トレーディング純損益

トレーディング純損益は、2024年度の43億ユーロに対し、2025年度は37億ユーロとなった。この変動は主に、為替換算のマイナスの影響の増加およびHGB第340e条第4項に基づくトレーディング関連の特別準備金を247百万ユーロ繰り入れたことによるものである。

## 人件費およびその他の管理費用

2025年度の人件費は、2024年度の64億ユーロから450百万ユーロ増加して68億ユーロとなった。この増加は主に、確定給付制度費用の増加によるものである。

## 当行の従業員の地理的内訳（常勤相当）

従業員数（常勤相当）（注1）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	増減
ドイツ	22,715	23,362	-647
欧州（ドイツを除く。）	7,613	7,568	45
米州	396	413	-17
アフリカ / アジア / オーストラリア	5,277	5,149	128
合計	36,001	36,492	-491

（注1）従業員数（常勤相当）= パートタイム従業員（職業訓練生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツにおける従業員数の減少は、主にプライベート・バンクにおける従業員数の減少によるものである。アフリカ / アジア / オーストラリア地域では主にインドにおいて従業員数が増加しており、これは主に管理機能、特に金融犯罪対策およびグループ監査・調査の各領域における人員増加によるものである。

その他の管理費用は、2024年度の98億ユーロに対し、2025年度は93億ユーロとなった。うち、管理費用（有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却を除く。）は450百万ユーロ減少した。この減少は主に、メンテナンス費用およびIT機器費用の減少によるものである。有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は、10百万ユーロ増加となった。

## 営業収益と営業費用の純差額

その他の営業収益 / 費用の差額は、2024年度における14億ユーロの費用に対し、2025年度は186百万ユーロの収益となった。この増加は主に、2024年度に計上されたポストバンクの買収に係る訴訟費用がなくなったことによるものである。

## リスク引当金純額

信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金費用の純額は、2024年度の11億ユーロに対し、2025年度は709百万ユーロとなった。この変動は主に、低金利水準によって流動性準備金において保有する有価証券の純損益が618百万ユーロ増加したことによるものである。貸出業務における引当金は267百万ユーロ増加となった。

## その他の収益 / 費用の純差額

その他の収益 / 費用の差額は、関係会社に対する投資の評価調整純額、有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却、ならびに損失引受による費用により、2024年度の13億ユーロの収益に対し、2025年度は16億ユーロの収益となった。

関係会社に対する投資の評価調整純額および処分純損益は、2024年度の16億ユーロの収益に対し、2025年度は18億ユーロの収益となり、主に米国における当行のフランチャイズおよび欧州の様々な子会社に関連していた。

有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却は、2024年度の195百万ユーロに対し、2025年度は121百万ユーロとなり、主に建物に関連していた。

損失引受による費用は、2024年度の54百万ユーロに対し、2025年度は41百万ユーロであった。

#### 特別損益

特別利益および特別損失の純額は、2024年度の特別損失4百万ユーロに対し、2025年度は8百万ユーロの特別損失であり、主に再編活動に関連していた。

#### 税金

当行は、前年度に税金費用955百万ユーロを計上したのに対し、2025年度は税金費用17億ユーロを計上した。2025年度および前年度の税金費用は、主に非課税所得による影響を受けた。

#### 純利益および利益処分案

ドイツ銀行AGは、2024年度に純利益29億ユーロを計上したのに対し、2025年度は純利益62億ユーロを計上した。

利益剰余金が28億ユーロ増加し、2025年度の配当可能利益は36億ユーロとなった。当行は、1株当たり1.00ユーロの配当を年次株主総会で提案する予定である。これにより、基準日における発行済株式数に応じて、配当可能利益が最大で19億ユーロ減少することになる。また、追加で15億ユーロを利益剰余金に繰り入れ、残りの配当可能利益を繰り越すことも提案される予定である。

## 貸借対照表

下記の表は、ドイツ銀行AGの貸借対照表の概要であり、その後個別の勘定科目の詳細が記載されている。

## 要約貸借対照表

単位：百万ユーロ	2025年12月31日 現在	2024年12月31日 現在	増減	
			百万ユーロ	%
<b>資産</b>				
銀行および顧客に対する債権 (中央銀行預け金および公共部門事業体の負債性金融商品を含む。)	703,256	685,315	17,941	3%
関係会社に対する参加持分および投資	32,964	31,923	1,041	3%
債券、その他の有価証券および株式	106,845	83,732	23,113	28%
トレーディング資産	318,181	301,057	17,124	6%
その他の資産	25,129	26,375	-1,247	-5%
資産合計	1,186,374	1,128,403	57,972	5%
<b>負債および株主資本</b>				
銀行および顧客に対する負債	713,207	678,503	34,704	5%
証券形態の負債	104,010	100,993	3,017	3%
トレーディング負債	241,033	216,798	24,235	11%
引当金	7,648	7,632	17	0%
資本金および剰余金	48,669	44,884	3,785	8%
劣後負債、資本参加権、その他 Tier 1 規制上の自己資本に係る 金融商品、一般的銀行業リスク のための資金	24,250	27,966	-3,716	-13%
その他の負債	47,557	51,627	-4,070	-8%
負債および株主資本合計	1,186,374	1,128,403	57,972	5%

2025年12月31日現在、貸借対照表の総額は1.2兆ユーロとなり、2024年度末からわずかに増加した。

## 貸出金総額

貸出金総額（リバース・レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、主に顧客に対する債権が増加したことにより、40億ユーロ増加した。

貸出金総額（アクセプタンス・ローン、リバース・レポおよび有価証券スポット取引を除く。）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在 2024年12月31日現在		増減	
	百万ユーロ		%	
顧客に対する債権	420,744	417,376	3,368	1%
残存期間：				
5年以内（注1）	313,297	301,331	11,966	4%
5年超	107,447	116,045	-8,598	-7%
銀行に対する貸出金	52,232	51,573	659	1%
残存期間：				
5年以内（注1）	35,600	36,811	-1,211	-3%
5年超	16,632	14,763	1,870	13%
合計	472,995	468,985	4,010	1%

（注1）要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、主に短期債権の増加により120億ユーロ増加した。

#### 関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、主に米国および欧州の関係会社に係る過年度の評価減の戻入れにより、10億ユーロ増加した。

#### 有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は、主に当行の固定資産ポートフォリオにおける債券ポジションの増加により231億ユーロ増加した。

#### トレーディング資産

トレーディング資産は、171億ユーロ増加した。これは主に、債券ポジション、リバース・レポ取引に係るトレーディング債権、および貴金属の増加によるものであるが、トレーディング・デリバティブに係るプラスの時価の減少によって一部相殺された。

#### 預金および証券化負債

銀行に対する負債は、主に預金の流出により887百万ユーロ減少した。

顧客に対する負債は、主に要求払の預金の流入増加により、356億ユーロ増加した。

証券形態の負債は、主に短期借入金の増加により30億ユーロ増加した。

## 負債の内訳

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在 2024年12月31日現在		増減	
			百万ユーロ	%
銀行に対する負債	138,372	139,259	-887	-1%
要求払	78,148	73,553	4,595	6%
契約期限または通知期限付	60,224	65,706	-5,482	-8%
顧客に対する負債	574,835	539,244	35,591	7%
貯蓄預金	65,844	66,833	-989	-1%
その他の負債				
要求払	353,071	319,520	33,550	11%
契約期限または通知期限付	155,921	152,884	3,037	2%
証券形態の負債	104,010	100,993	3,017	3%
発行債券	88,145	89,171	-1,026	-1%
証券形態のその他の負債	15,865	11,823	4,042	34%
このうち：短期金融市場証券	14,393	10,997	3,396	31%

## トレーディング負債

トレーディング負債は、242億ユーロ増加した。これは主に、トレーディング・デリバティブに係るマイナスの時価の減少により一部相殺されたものの、レポ取引におけるトレーディング負債が増加したことによるものである。

## 劣後負債

劣後負債は、主に返済により36億ユーロ減少した。

## その他Tier 1 規制上の自己資本に関する商品

その他Tier 1 規制上の自己資本に関する商品は、2024年12月31日現在の122億ユーロに対し、2025年12月31日現在は118億ユーロとなった。この変動は、2件の償還によるもので、2件の新規発行によって一部相殺された。

## 資本金および剰余金

ドイツ銀行AGの資本金および剰余金は、2024年12月31日現在の449億ユーロから38億ユーロ増加し、2025年12月31日現在で487億ユーロとなった。この増加は主に、2025年度の配当可能利益およびその他の利益剰余金の増加によるものである。これらのプラスの影響は、株式消却およびドイツ銀行株主への現金配当支払の影響により一部相殺された。

過年度と同様、当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2 a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、ドイツ銀行グループのみに関する自己資本要件を表示している。

全体として、当行は安定的な資金調達、高い流動性基盤および当行グループ資本の基盤となる強固な規制自己資本を維持した。詳細については、リスク・レポートの「流動性リスクおよび資本規制」の項を参照のこと。

## グループの中でのドイツ銀行AGの管理

本章の内容は本年次報告書のグループに係る各項、特に「リスク・レポート」、「見通し」、「リスクおよび機会」および「財務報告に係る内部統制」と併せて読むべきものである。

### リスク管理

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の法人企業に対する影響と切り離せない。主に以下の理由による。

- 事業セグメントを含め、当行グループの管理構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。法的な構造は現地の法令によって決定されるため、当該管理構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国における当行グループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、当行グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度または市場価格の変動にどの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、意味を持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合に当行グループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的エクスポージャーを見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を見積ることができれば、当行グループの経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、当行グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、当行グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。当行グループの方針により、ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。

ドイツ銀行AGの流動性カバレッジ比率（LCR）は、2024年12月31日現在122%であったのに対し、2025年12月31日現在では144%である。安定調達比率（NSFR）は、2024年12月31日現在111%であったのに対し、2025年12月31日現在では109%である。どちらの比率も、ドイツ銀行AGにおける適切な流動性レベルおよび安定した資金調達を確保するために別個に算出されている。

### 見通しおよび戦略

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行AGは、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、当行グループの見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている（配当可能利益の金額を除く。）。

## リスクおよび機会

### リスク

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループ財務諸表よりも大きな損失となるリスクに直面している。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の政治・経済環境、地域の規制要件の増加、再編または上場株式の株価の変動によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整。
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割引くため、金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、年金債務の減少による相殺効果がない可能性がある。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT1商品に係るクーポンの支払いの費用としての処理によって、当該リスクが増加する。

さらに、関係会社からの収益または利益剰余金がドイツ銀行AGに支払われず、そのためにドイツ銀行AGが当行グループの配当性向に沿って予定したとおりの配当金支払をできない可能性がある。

### 機会

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的な機会、すなわち、過年度にIFRSに基づく損益計算書において認識し得る実現利益のように、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づき当行グループが得られるよりも利益が得られるような方法で報告される場合がある。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配される利益が増加することにより、ある年度で当行グループの純利益への貢献より高い収益を示す可能性がある。

### 財務報告に係る内部統制

IFRSに基づく当行グループの年次報告書に関して実行される統制は、HGBに基づく当行の財務諸表にも同様に適用されている。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- HGB特有の残高について実施される、支店間の調整および消去。
- 国外の支店およびドイツの本社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目の分析的レビュー。

### ドイツ銀行AGのサステナビリティ・ステートメント

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、重要性があるサステナビリティ事項に関するガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会の管理、測定指標ならびに目標を定めている。ドイツ銀行AGのサステナビリティ・ステートメントは、当行グループ全体に関する主要測定指標（当行グループの資産合計等）を示したものであるため、当該サステナビリティ・ステートメントの主要要素は、ドイツ銀行グループのサステナビリティ・ステートメントに子会社に関する情報である旨が特記されていない限り、当行グループ全体レベルでの情報のみである。このため、ドイツ商法（HGB）の第340a条第1a項および第289b条第3項に基づく詳細は、本年次報告書の統合マネジメント・レポート内にあるサステナビリティ・ステートメントに記載されている。欧州連合が公表した企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、2025年12月31日現在、ドイツ法に置き換わるものとなっていないため、当行は、HGB第289d条が認めている報告フレームワークとして欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を適用しており、当該フレームワークに基づき、サステナビリティ関連の重要事項に係るガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会の管理、測定指標ならびに目標を開示している。

[次へ](#)

## 報酬報告書

### はじめに

2025年度の報酬報告書において、ドイツ銀行グループの詳細な報酬情報を提供している。

### 取締役および監査役の報酬報告書

2025年度の報酬報告書は、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行AG」または「当行」という。）の取締役会ならびに監査役会が共同で作成したものである。

本報酬報告書は、特に、ドイツ株式会社法第162条および銀行の報酬制度監督要件に関する規則（*Institutsvergütungsverordnung*）の現行の法規制要件を満たし、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに規定される勧告が考慮されている。また、資本市場志向の企業の会計規則（ドイツ商法、国際財務報告基準）の適用要件や、持続可能な取締役報酬制度のワーキング・グループが公表したガイドラインにも準拠している。

### 従業員の報酬報告書

本報酬報告書の本項目は、ドイツ銀行グループの従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、当行グループ報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2025年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規則に基づき特に重要なリスク・テイカー（MRT）として識別された従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

## 取締役の報酬

### 概要

ドイツ銀行は、厳しい市場環境にもかかわらず、2025年度も変革を継続し、戦略的優先事項をさらに推進した。「グローバル・ハウスパーク」戦略に基づき2024年度に達成した成果を基盤として、当行は、収益力、業務効率および資本規律を強化した。

税引前利益は97億ユーロとなり、訴訟費用の影響を受けた前年度から84%増加した。純利益は71億ユーロであった。

重要評価指標は、税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）であった。財務目標の10%を上回り、10.3%であった。売上高は前年比7%増の320億ユーロに達した。費用は安定して推移し、費用収益比率は64%で目標の65%を下回る水準であった。

2025年度末までに、普通株式等Tier 1比率は14.2%となり、目標範囲の13.5%～14.0%を上回った。2025年度については、監査役会および取締役会は、年次株主総会において1株当たり1ユーロの配当を提案するが、これは前年度から50%増である。さらに、当行は10億ユーロの追加の株式買戻しプログラムを発表した。2021年度～2025年度の累積資本配分（2022年～2026年に支払われる。）は85億ユーロとなり、当行の当初の資本配分目標である80億ユーロを上回った。

4つの事業部門すべてが好調な業績を継続しており、それぞれが10%超の自己資本利益率および利益成長率を達成し、当行グループの収益基盤の安定性を確実なものとした。

全体として、2025年度は、実行された戦略的施策が効果的であったことを示している。年間財務目標は達成されたかまたはそれを上回る水準となり、監査役会が取締役の変動報酬を決定する根拠となった。

### 2024年度報酬報告書

2025年3月13日に公表されたドイツ銀行取締役および監査役の2024年度報酬報告書は、ドイツ株式会社法第120a条第4項に従い、2025年5月22日の株主総会の承認を求めて提案された。当該報酬報告書は株主総会で96.08%の賛成多数で承認された。

### 2025年度における報酬の決定

報酬に関するすべての決定は、複数の規制要件の範囲内で行われる。この点において、取締役会の報酬と変動報酬要素の支払スケジュールは、いくつかの方法で制限されている。ドイツ銀行法第25a条第5項の要件および2014年5月の株主総会での決定により、固定報酬と変動報酬の比率は通常、1:2に制限されている（上限規制）。他行に負けない報酬を提示し、当行にとって最高のリーダーを惹き付け離職を防止することができる体制を整えるため、ドイツ銀行取締役の固定報酬は、銀行固有規制の対象ではなく、また、固定報酬の数倍となり得る変動報酬を設けている他のDAX企業と比べて高い傾向にある。

監査役会は、取締役の報酬水準を年に1回見直し、当該見直しを支援し市場慣行に関する情報を提供する外部の報酬アドバイザーを定期的に関与させるとともに、これらのアドバイザーが取締役会およびドイツ銀行から独立していることを確認している。監査役会は、ドイツ銀行の取締役が事業を運営しなければならない国際環境を、極めて重要なものとみなしている。そのため、ユニバーサル・バンクや投資銀行を、最も関連のある同業他社グループとみなしている。そのため、最適な人材を発掘するためには、目標報酬水準を、この市場における最大手行の水準と整合させる必要がある。

報酬決定を行う際、監査役会は、ステークホルダーの意見を慎重に考慮している。また、いくつかの特別な事項も考慮に入れている。ドイツ銀行の取締役は、市場アクセスや幅広い経験等、継続して事業を成功させていくために不可欠な2つまたはそれ以上の職責を担う等、複雑な経歴を持つことが多い。ドイツ銀行の変動報酬は、長期的な視点に基づくためリスク・プロファイルが高く、株価パフォーマンスと厳格に連動しており、複数年にわたる支払い制度であるため、規制要件を満たすためには、当行の固定基本給は多くのグローバル銀行よりも高く設定されなければならない。加えて、明確な目標報酬構造を設けている国際銀行はごくわずかしかないため、市場のベンチマークは実際の報酬水準に基づいている。既存の取締役の離職を確実に防止することも重要な考慮事項である。これらのすべての事項を考慮し、監査役会は2025年度の報酬を次のとおり決定した。

取締役の報酬水準に関する年次レビューにおいて、ローラ・パドヴァーニ（Laura Padovani）氏のコンプライアンスおよび金融犯罪対策（AFC）担当取締役としての職責範囲に対する報酬水準が上昇していることが、最新の市場データにより示された。同氏の役割は、ドイツ銀行のグローバルおよび欧州の同業他社グループをベンチマークとして評価されている。その結果、監査役会は、国際的に比較可能な範囲内で、2025年度における適切な増額を決定し、目標報酬総額を年間3,740,000ユーロ（うち固定報酬は2,200,000ユーロ）とした。これは、25.7%の増加（固定報酬は25.7%の増加）に相当する。ローラ・パドヴァーニ氏の目標報酬総額は、関連する市場ベンチマークの中央値と75%分位値の間に設定されており、監査役会は、同氏のパフォーマンスと職責を考慮すると、この設定が適切であると判断した。特に、ローラ・パドヴァーニ氏は、取締役就任後最初の半年間で既に、担当職責範囲において当行内で平均を上回る成果を示している。

マルクス・クロミク（Dr. Marcus Chromik）氏は、2025年5月1日付で3年の任期で取締役会メンバーに任命された。同氏は、2025年5月19日付で取締役を退任したオリヴィエ・ヴィニユロン（Olivier Vigneron）氏が務めていたチーフ・リスク・オフィサーの職務を引き継いだ。マルクス・クロミク氏の目標報酬総額は、年間4,080,000ユーロ（うち固定報酬は2,400,000ユーロ）に設定された。

### 報酬制度

取締役報酬制度は、監査役会が修正し、2024年1月1日から適用されているものである。この制度は、ドイツ株式会社法第120a条第1項に基づく承認を得るために、2024年5月16日の株主総会にて提案された。報酬制度は、株主総会にて97.32%の賛成多数で承認された。

下表は、報酬制度の概要を示したもので、短期報奨（STI）および長期報奨（LTI）に関する測定指標、重み付け、支払いの仕組みおよび追加検討要素について示している。



**2025年度の報酬概要**

報酬制度では、短期報奨は1年後に決定され、長期報奨は3年の評価期間経過後に決定されることが明示されている。制度導入後の最初の2年間（以下「移行フェーズ」という。）は、短期目標の達成水準のみ報告可能である。下表は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）とチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）の結果に焦点を当てた、取締役の目標達成水準概要である。この移行フェーズの間、概要には「試算上の報酬総額」の列が追加されており、基本給、実際のSTIおよびLTIの目標額の合計を示している。

## 短期報奨

達成度-範囲-



## 報酬の概要

単位:百万ユーロ

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーおよびチーフ・ファイナンシャル・オフィサー

CEO-クリスティアン・ゼーヴィング



CFO-ジェームス・フォン・モルトケ



(注1) 2025年度から2027年度のLTI制度に係る目標の最終的な達成度の判定は、3年のパフォーマンス期間の最終年度である2028年度に実施予定である。  
(注2) ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に定められている最高報酬上限に基づき、報酬合計の上限は12百万ユーロとなっている。

## 報酬決定の原則

### 取締役報酬の設定および見直しに関する責任および手続

監査役会は、報酬制度の設計に関する意思決定、ならびに各取締役の報酬額および報酬手続の設定に対する責任を有する。報酬管理委員会は、監査役会の任務を支援し、監査役会の決議案を作成する。

承認された報酬制度に基づき、監査役会は、各取締役の職務責任の範囲と複雑性、取締役会での取締役としての就任期間ならびに当行の財務状況を考慮し、各事業年度における各取締役の目標報酬総額を設定する。その過程で、監査役会は市場における報酬慣例を考慮し、水平比較と垂直比較双方の結果に基づき、報酬合計の上限（最高報酬）を設定する。

### 水平比較による取締役報酬の適正評価

監査役会は、目標報酬合計が取締役会の職務および目標達成水準や当行の状況に照らして適正であるかを、水平比較を通じて確認する。監査役会は、外部報酬アドバイザーを定期的に関与させる方法で水平比較による報酬の適正評価を毎年見直すとともに、当該アドバイザーが取締役会やドイツ銀行から独立した立場にあることを保証する。監査役会は、取締役の目標報酬設定にあたり見直しの結果を考慮する。この際には、特に、比較可能な企業（同業他社）における報酬額の水準や報酬構造が検討される。ドイツ銀行の市場ポジション（とりわけ、事業セクター、規模および国）を考慮した適切な会社が比較対象として使用される。水平比較による報酬の適正評価は、以下の3つの同業他社グループと比較して行われる。

同業他社グループ1 - 10のグローバル銀行	同業者グループ2 - 15の欧州銀行	同業他社グループ3 - DAX企業
類似のビジネス・モデルを用いている類似する規模（資産負債合計、従業員数および時価総額で測定）の金融機関		ドイツ株価指数（DAX 40）構成企業
<ul style="list-style-type: none"> <li>Banco Santander</li> <li>Bank of America</li> <li>Barclays</li> <li>BNP Paribas</li> <li>Citigroup</li> <li>HSBC</li> <li>JP Morgan Chase</li> <li>Société Générale</li> <li>UBS Group</li> <li>UniCredit</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Banco Bilbao Vizcaya Argentaria</li> <li>Banco Santander</li> <li>Barclays</li> <li>BNP Paribas</li> <li>BPCE</li> <li>Rabobank</li> <li>Crédit Agricole</li> <li>Crédit Mutuel</li> <li>HSBC</li> <li>ING Bank</li> <li>Intesa Sanpaolo</li> <li>Nordea Bank</li> <li>Société Générale</li> <li>UBS Group</li> <li>UniCredit</li> </ul>	39のドイツ株価指数（DAX 40）構成企業

### 垂直比較による取締役報酬の適正評価

監査役会は、取締役の報酬とその他従業員の報酬を比較する垂直比較の結果も考慮する。垂直比較においては、監査役会は、特に、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、一定期間における報酬の推移を検討する。これには、取締役報酬と2つの従業員グループの報酬を比較することが含まれる。検討される報酬の一つは、上級経営陣の報酬であり、取締役より1つ下のレベルの管理職、各部門の上級幹部委員会メンバー、ドイツ銀行グループ内の重要な機関の取締役や、それに相当する管理責任を有する第1レベルの管理職で構成される。その一方、取締役の報酬は、ドイツ銀行グループが世界各地に設けている拠点で働くその他すべての従業員（労働協約適用対象従業員および労働協約適用対象外の従業員）の報酬とも比較される。

### 指針原則：取締役報酬と企業戦略との整合性

ドイツ銀行は、その顧客が自国でも他国でも持続的な成功を収め、必要な資金を調達できるよう尽力している。当行は、顧客にソリューションを提供し、顧客による価値創造の促進に積極的に貢献している。ドイツ銀行は、リスクとリターンを適切に連動させる企業文化にコミットしている。

株主の利益のために、取締役報酬の制度は、ドイツ銀行の事業戦略および持続可能かつ長期的な発展に沿ったものであり、設定された目標を一貫して達成するための適切なインセンティブを提供する。固定および変動報酬項目から成る報酬総額の構成、短期および長期期間にわたるパフォーマンスの評価、ならびに関連する挑戦的なパフォーマンス・パラメータの検討を通じて、グループ戦略の実行および当行グループの持続可能かつ長期的なパフォーマンスとの整合性に対して明確かつ理解しやすい方法で報酬が付与される。したがって、目標と目的の構造は、財務的および非財務的パラメータと指標のバランスのとれた組み合わせから成る。

2025年1月の終わりに、ドイツ銀行は、2025年度における当行グループの戦略目標を確定した。当行は、その実力を証明し、一流の欧州銀行となるための礎を築くことを目指している。明確なビジョン、強力な「グローバル・ハウスパック」モデル、高度な技能を備えたチームを擁するドイツ銀行は、長期的な成功の実現に資する体制を整えている。この取組みにおいて重要な要素は、取締役の報酬を当行の戦略的な優先事項と連動させることである。

この連動により、当行は、持続可能な成長、業務の卓越性および長期的なステークホルダーに対する価値提供に向けた取組みを強化している。

報酬制度の構造を通じて、取締役の変動報酬は、ドイツ銀行の戦略や優先事項と結び付いた目標や目的と密接に連動しており、過度にリスクを負うことなく、取締役が個々に、またチームとして、ドイツ銀行の長期的かつ前向きな発展に向け継続して取り組めるようになっている。監査役会は、株主の利益に沿った報酬とパフォーマンスとの間に常に強い関連性（成果報酬）があることを確認している。

報酬原則に沿った取締役の報酬制度の構造

報酬制度は、固定および変動の報酬項目で構成される。固定報酬と変動報酬を合わせて、取締役の報酬総額を形成する。監査役会は、すべての報酬項目についての目標額と最高額（上限）を定める。

項目	目的	実施項目
<b>固定報酬</b>		
基本給	基本給は、それぞれの役割と責任を遂行する取締役に報いるものである。固定報酬項目は、公正かつ市場志向の収益を確保し、過度のリスクを回避することを目的としている。	毎月の支払で、2.2百万ユーロから3.8百万ユーロの年間基本給。
付加給付	取締役に対して、監査役会にて議決された取締役付加給付ガイドラインに沿って付加給付を行うことができる。	社用車および運転手サービス、該当する場合、引越費用、住宅手当、保険料および事業代表としての費用の払戻し。
年金 / 年金手当	取締役は、その役務契約に定められている規則に従い、所属会社の年金制度に対する拠出額を受給できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 確定拠出制度：年額650,000ユーロの年間拠出額または年金手当。利息は年平均2%で発生し、従来の受給権については年平均4%で発生する。</li> <li>- 新規取締役：現金年金手当。CEOは年間650,000ユーロで、他の取締役は年間450,000ユーロ。</li> </ul>
<b>変動報酬</b>		
短期報奨 (STI)	短期報奨 (STI) は、企業戦略に沿った短期的および中期的な目標を達成するために、各取締役が果たす個々の価値貢献に報いるものである。STI 関連の目標は、各取締役の職務や職責に応じて設定されており、その達成水準は個々の取締役による取組みにより変動する可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 短期報奨 (STI) は1年後に評価される。</li> <li>- 目標達成水準は、財務目標、サステナビリティ目標および個別目標の間でバランスよく重み付けされている、最大で5つの目標を対象とした年間の達成水準評価の結果に基づく。最大目標達成水準：150%</li> <li>- 支払い：1年の評価期間経過後に現金で50%相当額を支払い、残る50%の株式に基づく部分についても、1年の追加保有期間の終了後に現金で支払う。</li> <li>- パフォーマンス期間は配当の対象外である。</li> </ul>
長期報奨 (LTI)	長期報奨 (LTI) は、概して、当行の持続可能な増価に基づく。相対的総株主利益率 (RTSR) は、株主利益と取締役利益の連動を促す枠組みの中では恒常的な測定指標である。他のステークホルダーに関する要素は、戦略的に重要な財務的重要評価指標 (KPI) や重要なサステナビリティ目標を定める方法で考慮されている。それらの達成水準は、3年のパフォーマンス期間終了時における最終レビューの基礎となっている。監査役会は、LTIを目標変動報酬総額の60%に設定することで、繰延報酬部分に重点を置いている。当行の長期的な発展の重要性を取締役報酬に適切に反映するため、LTIはすべて株式に基づく報酬である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 長期報奨 (LTI) は3年後に評価される。</li> <li>- 目標達成水準は、当行グループの財務に関する目標（有形株主資本利益率 (RoTE)、1株当たり有形純資産 (TBVPS) の成長率等）、相対的総株主利益率 (RTSR) 目標、ならびに環境・社会・ガバナンス (ESG) 関連目標から成る、バランスよく柔軟に重み付けされている4つのLTI関連目標を対象とした、3年の将来予測的な評価期間における達成水準の評価結果に基づく。最大目標達成水準：150%</li> <li>- 当初は目標現金額として割当て。</li> <li>- パフォーマンス期間の初年度経過後に株式に基づく金融商品（仮想株式）に転換。</li> <li>- 株式に基づく報酬のユニット数は、3年のパフォーマンス期間終了時に最終決定。</li> <li>- LTIは9年後に完全処分：評価期間の1年後から、連続する5回に分割して付与され、各回分の保有期間は1年である。</li> <li>- パフォーマンス期間および繰延期間は配当の対象外である。</li> </ul>

項目	目的	実施項目
追加検討要素		
報酬上限	ドイツ株式会社法第87a条に従い、監査役会は、報酬額に上限を設けている。任意の年度における報酬がこの上限を超える場合には、超過相当額を変動報酬支払額から減らす方法で当該上限を遵守しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ドイツ株式会社法第87a条に従い、各取締役に対する報酬総額の上限を12百万ユーロとしている。</li> <li>- 固定報酬と変動報酬の比率の上限：1：2</li> </ul>
バックテスト、マルスおよびクローバック	当行の持続可能な発展を確実にし、不適切なリスク負担を回避するため、変動報酬の支払いは、制限されたり、取り消されたりする可能性がある。監査役会には、財務報告において重大な不正行為や虚偽表示があった場合に、短期および長期変動報酬の全額または一部分について、（マルス条項に基づく）留保や（クローバック条項に基づく）返還請求を選択する権利がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 過去に達成した成果が持続可能なものであるかを定期的に見直す（バックテスト）。</li> <li>- 繰延期間中の変動報酬は、当行グループの業績がマイナスとなった場合、ソルベンシーまたは流動性に関する特定の条件を満たしていない場合、あるいは個人が不正行為を犯した場合、正当な理由により解雇される場合またはパフォーマンス低下に寄与した場合に、（マルス条項に基づき）（一部）失効する可能性がある。</li> <li>- 既に支払われた変動報酬は、銀行の報酬制度監督要件に関する規制第18条第5項および第20条第6項に従い返還請求の対象となる場合がある。</li> </ul>
株式保有ガイドライン	取締役には、4年以内にドイツ銀行株式の保有を増やす義務がある。当該株式は、任期中保有し続けなければならない。基本給が増えると、保有すべき株式もそれに応じて増える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 4年の保有株式積上げ期間</li> <li>- CEOは年間基本給総額の200%で、他の取締役は年間基本給総額の100%。</li> <li>- 株式は、任期中保有し続けなければならない。</li> </ul>

ドイツ銀行AGの取締役報酬制度に関する詳細は、当行のウェブサイト（<https://agm.db.com/files/documents/2024/AGM-2024-Compensation-system.pdf>）に掲載されている。

#### 報酬の項目および構造

監査役会は、各取締役について目標報酬を定めている。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、監査役会は、固定報酬と変動報酬の比率や、短期変動報酬と長期変動報酬の比率も定めている。これらの比率を定めることで、監査役会は、長期目標の達成に連動する成果ベースの報酬が、短期目標に連動する報酬部分を上回るようにしている。

#### 報酬上限

取締役の報酬は、以下に示す複数の方法で制限（上限）が設けられている。

- 上限1 - 短期報奨に係る目標と長期報奨に係る目標の最高達成水準は、各目標値の150%に制限されている。
- 上限2 - 資本要件指令第4号と、2014年5月の株主総会における承認により、固定報酬と変動報酬の最高比率は1：2に制限されている。
- 上限3 - ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に従い、監査役会は、全取締役の報酬総額に12百万ユーロ（最高報酬額）の上限を設けている。この上限には、基本給、短期報奨（STI）および長期報奨（LTI）のみならず、当行の年金制度に係る勤務費用または年金手当および付加給付も含まれる。

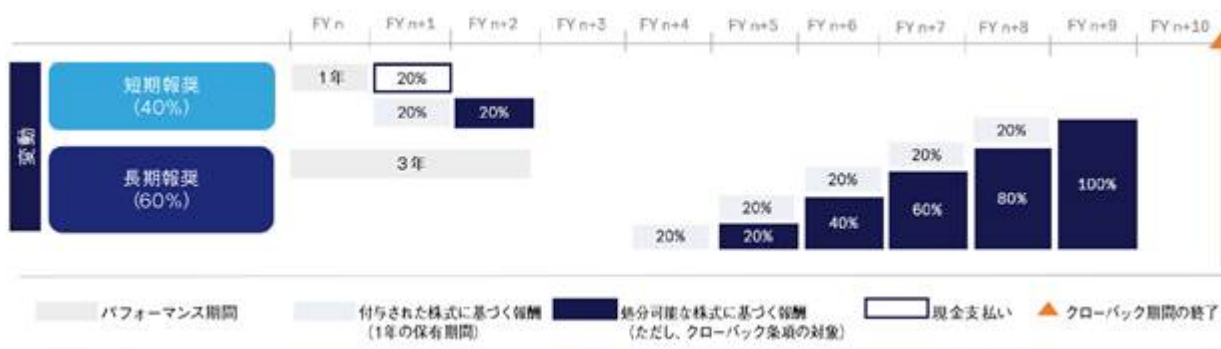


**繰延期間および保有期間**

銀行の報酬制度監督要件に関する規制は、取締役の変動報酬の決定について、3年の評価期間を設けることが一般的であると規定している。当行は、この要件に従い、長期報奨 (LTI) に係る各目標の達成状況を3年間にわたって評価している。さらに、取締役の報酬と当行のパフォーマンスおよび株価との連動性をさらに高めるため、変動報酬は主に株式に基づく金融商品の形で付与される。権利確定後、株式に基づく金融商品には、1年の追加保有期間も適用される。したがって、取締役は、対応する保有期間の終了まで、株式に基づく金融商品を完全に処分することはできない。繰延期間および保有期間中、株式に基づく金融商品の価値は、ドイツ銀行株式のパフォーマンスに連動するため、当行の持続的なパフォーマンスに連動する。株式に基づく金融商品は、パフォーマンス期間および繰延期間中は配当の対象外である。

原則として、短期報奨 (STI) の半分は、1年の評価期間の終了後に現金で直接支給される。また残りの半分は、株式に基づく金融商品の形で付与され、1年の追加保有期間の終了後、現金で支給される。STIが変動報酬総額の40%を超える場合、規制要件を遵守するため、超過分は5年の繰延期間にわたって繰延報酬として付与されなければならない。これは、制限付株式報奨を5つの均等なトランシェで付与する形式で行われ、各トランシェは1年の保有期間を伴う。

長期報奨 (LTI) は、全額が株式に基づく金融商品の形で付与され、3年の評価期間が終了した1年後から連続5回に分けて均等に付与され、どの回の付与分にも1年の追加保有期間が適用される。総じて、LTIの支払全額は9年後には利用可能になるが、さらに1年間はクローバック条項の対象である。下表は、クローバック期間が終了するまでの評価期間および繰延期間を示したものである。



ドイツ銀行の米国における一部の事業体で特定機能を担う者については、別の制度に基づき報酬が支払われることが、適用される規制により要求される。これらの者への制限付報酬は、制限付株式報奨と制限付現金報奨で構成される。当該受給者は報奨日から当該報奨の実質的受益者となり、当該報奨は受給者のために保持される。これらの報奨は、(パフォーマンス条件と失効規定を含む、適用される制度規則および報奨ステートメントに従い)一定期間の制限付である。この制限期間は、ドイツ銀行に適用される通常の繰延報酬の保有期間と整合している。取締役でこれらの規則が適用されるのは、DB USA CorpのCEOを務めていたシュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) 氏のみであり、同氏が2025年4月30日付で取締役を退任するまでの期間についてである。

ドイツ銀行は、英国の健全性監督機構 (PRA) の規則を完全に遵守しており、取締役および「シニア・マネジメント・ファンクション (SMF)」を担う者として特定された者に対し個別の繰延規定を適用している。ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) 氏は、2025年度において、英国の健全性監督機構 (PRA) に基づく「シニア・マネージャー」として特定されている。この従業員グループに適用されるPRAの留保規定は、ファブリツィオ・カンペリ氏に対して定められた規定によって遵守されている。

規制当局のガイドラインに基づき、パフォーマンス期間および繰延期間中のいかなる報奨についても、株主配当相当額の付与は禁止されている。したがって、欧州銀行監督局により要求されているとおり、株主配当相当額を受け取る権利は、3年のパフォーマンス期間とそれに続く5年の繰延期間の終了後にのみ発生する（権利確定）。権利確定後すぐに株式を交付することも可能であるが、当行は、停止および失効規定を継続して遵守するため、権利確定後に続く1年の追加保有期間が終了するまで交付を延期することを決定した。

権利確定後および追加保有期間中において、株式報奨に係る経済的利益は取締役完全に帰属している。保有期間中の経済的不利益を回避するため、制度規定では、保有期間中に配当金が支払われた場合、1株当たり配当相当額の支払いを認めている。この慣行は、すべての規制要件および市場慣行に準拠している。特に、これら配当相当額の支払いは変動報酬とはみなされないため、株主総会での承認も必要なく、当行の規制遵守を示している。

2025年8月25日の会議において、監査役会は、2025年の株主総会時点で追加保有期間内であった、既に保有している株式に基づく繰延報酬報奨について、取締役に1株当たり0.68ユーロの配当相当額を付与することを承認した。これらの配当相当額は株主配当を反映したものであり、株式ユニット数に基づいて計算され、基礎となる報酬要素と同じ規定（停止、失効またはクローバックを含む。）が適用される。

## 事業年度における報酬制度の適用

## 基本給および変動報酬の目標額ならびに最大額

単位：ユーロ	基本給	短期報奨	長期報奨	2025年度	2024年度
				報酬総額 (注2)	報酬総額 (注2)
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー					
目標値	3,800,000	2,400,000	3,600,000	9,800,000	9,800,000
最大値				12,000,000	12,000,000
プレジデント、CFOおよびアセット・マネジメントの責任者					
目標値	3,200,000	2,040,000	3,060,000	8,300,000	8,300,000
最大値				10,850,000	10,850,000
コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの責任者					
目標値	3,400,000	2,160,000	3,240,000	8,800,000	8,800,000
最大値				11,500,000	11,500,000
プライベート・バンクの責任者					
目標値	3,200,000	2,080,000	3,120,000	8,400,000	8,400,000
最大値				11,000,000	11,000,000
チーフ・リスク・オフィサー(注1)					
目標値	2,400,000	672,000	1,008,000	4,080,000	6,500,000
最大値				4,800,000	8,550,000
チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アンチ・フィナンシャルクライム・オフィサー(注1)					
目標値	2,200,000	616,000	924,000	3,740,000	2,975,000
最大値				4,400,000	3,500,000
チーフ・オペレーティング・オフィサー					
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000	6,500,000
最大値				8,550,000	8,550,000
チーフ・テクノロジー・データ・イノベーション・オフィサー					
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000	6,500,000
最大値				8,550,000	8,550,000
アジア/太平洋、欧州、中東およびアフリカ、ならびにドイツの担当CEO					
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000	6,500,000
最大値				8,550,000	8,550,000

(注1) 報酬決定の詳細については、本報告書の「概要」の項を参照のこと。

(注2) ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に基づく上限。

米州チーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼チーフ・リーガル・オフィサーの報酬データは表示されていない。シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) 氏が2025年4月30日付で取締役を退任したことに伴い、当該役職が廃止されたためである。2025年5月1日以降、法務および米州地域に関する職責は、現取締役会メンバーに追加職責として割り当てられたため、独立した職務として反映されていない。

## 2025年度短期報奨 (STI)

監査役会は年初に、各取締役役について、短期の個人目標および業務部門別の目標を設定する。各目標の重み付け、および評価のための定量的または定性的に測定可能なパフォーマンス基準も設定される。目標は、ドイツ銀行の戦略および優先事項の実行をサポートするものであり、パフォーマンスと報酬の適切な整合性が確保され、「成果主義」の原則が考慮され、挑戦的、野心的、かつ十分に具体的なものとなるように選択される。各定量的目標については、監査役会が、そのパフォーマンス水準に下限値、目標値および上限値を設けている。実績が下限値に達しなかった場合、目標達成水準は0%となる。

各定性的目標と行動目標については、監査役会が総合的な評価につながる個別の測定基準を定義している。

当行の中核的な重点目標の一つである「規制当局からの指摘事項の是正および管理体制の改善」という目標については、各取締役が個々の職責と整合した目標として指示を受けており、その達成水準は、担当業務において関連事項への対応をどの程度優先し、必要なリソースをどの程度確保したかに応じて測定されている。これについては、定量的に測定可能な成果も考慮されており、例えば、規制当局からの指摘事項が前年度と比べてどの程度減少したかを示す割合等がある。

2025年度において、取締役全員にとって非常に（したがって普遍的に）重要なもう一つの目標は、ドイツ銀行の目的、ビジョン、戦略、文化および主張を融合させる「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進であった。この中核目標に含まれる各サブ目標の個々の達成水準は、各取締役が、目に見える形で測定可能な、目標達成に向けた取組みをどの程度行い（ワークショップ、タウンホール・ミーティング、ミーティング等の回数）、向上心を核とする新たな企業文化のロールモデルとしての役割をどの程度積極的に果たしたかを測定基準として判定される。加えて、各取締役が担当する部門の従業員を対象に定期的を実施する調査の結果も、新たな文化である「This is Deutsche Bank」が一定期間の取組みを経てどのような成果を残し、どの程度受け入れられたかを示すものであるため、目標達成水準の重要な指標としている。

以下の概要は、監査役会で決議された、各取締役の目標および達成水準を示したものである。

CEOおよびCF0の短期報奨に関する成果報酬の概要

取締役	短期の個人 目標および 部門目標	成果報酬の概要	重み付け	達成水準	全体的な 達成水準
-----	------------------------	---------	------	------	--------------

	RoTE	有形株主資本利益率（RoTE）は、平均有形株主資本に占めるドイツ銀行の株主に帰属する利益（または損失）を割合として測定するもので、株主資本の効率的な活用を促すものである。有形株主資本は、のれんおよびその他無形資産を株主資本から控除して算出する。2025年度のRoTEは10.3%で、目標達成水準は133.01%であった。	25.00%	133.01%	
	グループの収益	評価および期間差異（V&T）による影響控除後の収益のKPIは、ビジネスの勢いおよび持続可能な事業成長の促進に資する指標である。これは、当行グループの貸借対照表項目に伴うリスクのヘッジに用いられるデリバティブから生じるV&Tによる影響控除後の収益を測定するものである。これらは会計処理に影響を及ぼすもので、評価損は、基礎となる金融商品が満期に近づくにつれて時間の経過とともに解消されると予想される。 2025年度における評価および期間差異による影響9億ユーロ控除後の収益は312億ユーロであり、目標達成水準は100%であった。よって、目標は達成された。	25.00%	100.00%	
	グループ戦略のさらなる発展および実行	グループ戦略の発展と実行において、大きな進展が見られた。2025年度のグループ戦略は、定性的にも定量的にも達成された。さらに、ドイツ銀行の目的とビジョンに深く根ざした戦略的發展に関する明確かつ説得力のあるエクイティ・ストーリーを提示し、アナリスト、長期投資家および格付機関から好意的なフィードバックを得た。SVA（株主への付加価値提供）アプローチは、将来の戦略と経営の中核要素として成功裏に導入された。銀行業界における市場動向と潜在的な統合シナリオは、綿密にモニタリングされ評価された。さらに、主要なステークホルダーとの対話が強化され、顧客から選ばれるパートナーとして、そして責任ある企業市民としてのドイツ銀行の地位が確固となった。	15.00%	140.00%	
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)					128.75%
	規制上の是正および管理体制の強化の推進	主要な規制対応事項の優先付けが、年間を通してすべての部門にわたって効果的に実施された。これにより、SREPの更新、FEDおよびPRAからのフィードバックの大幅な改善、規制上の指摘事項への対応における著しい進展等、大きな成果が得られた。主要な規制当局関係者との活発な対話と情報交換も継続的に行われた。	15.00%	130.00%	
	人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	目的主導型組織への進化：目的主導型組織の育成において、大きな進歩が見られた。「This is Deutsche Bank (TiDB)」フレームワークはさらに構造化され、展開された。従業員/リーダーシップのイベント、および取締役の意思決定において、このフレームワークがより考慮された。従業員がドイツ銀行の取組みに積極的に関与することに重点が置かれ、特に「Employee Deep Dive」等の施策によって支えられた。カルチャー・パルス・サーベイ、ジェンダー多様性、二酸化炭素排出量削減、そして文化、管理および行動指標について合意された重要評価指標では、好調な進展が見られる。	20.00%	150.00%	

<u>取締役</u>	<u>短期の個人 目標および 部門目標</u>	<u>成果報酬の概要</u>	<u>重み付け</u>	<u>達成水準</u>	<u>全体的な 達成水準</u>
------------	---------------------------------	----------------	-------------	-------------	----------------------

	RoTE	有形株主資本利益率（RoTE）は、平均有形株主資本に占めるドイツ銀行の株主に帰属する利益（または損失）を割合として測定するもので、株主資本の効率的な活用を促すものである。有形株主資本は、のれんおよびその他無形資産を株主資本から控除して算出する。2025年度のRoTEは10.3%で、目標達成水準は133.01%であった。	25.00%	133.01%	
	費用ベース - グループ・レベル	直接調整後費用のKPIは、ドイツ銀行グループの営業費用の推移に焦点を当てた指標であり、当行が2025年度以降も持続可能なパフォーマンスを達成する上で不可欠な要素である。「調整後費用」は、外部報告基準に沿って、訴訟費用、解雇および再編費用ならびに減損費用を除いた費用である。 2025年度における直接調整後費用ベースは203億ユーロであった。目標達成水準は105.09%であった。	25.00%	105.09%	
	グループ戦略の計画実行と成果	組織は戦略目標に向けて順調に前進しており、有形株主資本利益率、費用収益比率、税引前利益、純利益において目標を達成している。2025年度のグループ戦略は、定性的および定量的両方の目標が達成され、株主への付加価値提供（SVA）が業績管理に組み入れられた。2028年度の財務目標を含む新しい戦略がインベスター・ディープ・ダイブで発表され、長期的な価値の成長について投資家と積極的な対話が行われた。資本配分目標は達成され、配当および自社株の買戻しは前年比で50%超増加し、2022年度からの目標である80億ユーロを超えた。組織の目的とビジョンに基づいたエクイティ・ストーリーについて、アナリストやステークホルダーから好意的なフィードバックを受けており、顧客からより選ばれるパートナーとして、責任ある企業市民としての評判をさらに強くした。	15.00%	130.00%	
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	管理体制および変革の推進	規制上の管理体制の強化および未対応事項への対処において、著しい進展が見られた。ほとんどの主要タスクが完了し、ファイナンスとDWSにおいて指摘事項の是正が大幅に進んだ。これらの改善により、規制当局から好意的な評価を得ており、全体的な管理体制が強化された。	10.00%	120.00%	
	DWSの発展	2025年度のDWSの業績は好調で、株価は30%超上昇し、EPSは目標である4.50ユーロを上回った。アセット・マネジメント・セグメントは、株価上昇の影響による離職抑制効果を除くと費用は計画どおりであり、収益および純利益は計画値を上回る見込みである。IDDの準備および潜在的な買収や提携プロジェクトの評価を含む戦略的計画について、DWS経営陣と緊密な連携を維持している。長年の法的問題、特にグリーンウォッシング問題を解決し、同社の長期的な成功に向けた地位をさらに強化した。	10.00%	125.00%	
	人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」	ファイナンスは、「This is Deutsche Bank (TiDB)」フレームワークを通じて従業員との対話を積極的に促しており、カルチャー・パルス・サーベイにおいて、72%のスコアを獲得し（2024年度の69%から上昇）、回答率は68%であった。ジェンダー多様性は37.1%で、目標の38.5%をわずかに下	15.00%	125.00%	122.28%

フレームワークの推進 回っているが、改善が見込まれている。ファイナンスは高い倫理観を維持しており、行動上の問題は最小限に留まっている。TiDBフレームワークは組織全体に浸透し、イベントや意思決定により一層組み込まれている。カルチャー・パルス・サーベイやその他の指標を含む主要な文化および行動指標では、すべて順調に進んでいると評価されている。

他の取締役会メンバーのパフォーマンス短期報奨

ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な達成水準
インベストメント・バンク (IB) / コーポレート・バンク (CB) の収益	31.25%	
費用ベース - グループ・レベル	9.38%	
費用ベース - 部門の費用ベース (直接調整後費用ベース - IB/CB)	9.38%	
IB/CBの戦略実行と顧客リーダーシップの達成、主要な施策の推進	15.00%	121.97%
管理体制の一層の改善と、その有効性の規制当局に対する実証	15.00%	
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	20.00%	

マルクス・クロミク (Dr. Marcus Chromik) (2025年5月1日就任)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な達成水準
費用ベース - グループ・レベル	10.00%	
費用ベース - 部門の費用ベース (直接調整後費用ベース - チーフ・リスク・オフィス)	10.00%	
CROオペレーティング・モデルの発展	20.00%	118.07%
銀行の保護	20.00%	
規制上の是正措置の実行、持続可能かつ包括的な方法での未対応事項の解決	20.00%	
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	20.00%	

ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な 達成水準
費用ベース - グループ・レベル	10.00%	
費用ベース - 部門の費用ベース (直接調整後費用ベース - テクノロジー・データ・アンド・イノベーション)	10.00%	
日常業務におけるDBシステムをリスク選好に沿って安全に運用しながら、中/長期的に必要なコスト効率化の推進	20.00%	115.02%
DB戦略および想定されるターゲット・オペレーティング・モデルに沿った、アプリケーションおよびインフラ簡素化の推進	20.00%	
規制要件の遵守およびグループ監査での指摘事項の遅延削減	20.00%	
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	20.00%	

アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な 達成水準
収益 (ドイツ、EMEAおよびAPACの収益)	20.00%	
RoTE	20.00%	
ドイツにおける戦略の発展および実行	20.00%	
部門横断的な連携強化およびアジア太平洋、中東およびアフリカ、欧州、ドイツを対象とした地域横断的な活動強化によるグローバル・ハウスバンク構想の展開	20.00%	116.35%
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	20.00%	

ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な 達成水準
費用ベース - グループ・レベル	20.00%	
規制上の是正の実行、是正に関する知見を組織全体に適用し、持続可能な定着に注力	20.00%	
コンプライアンスおよび金融犯罪対策に関する戦略的なオペレーティング・モデルの導入	20.00%	117.02%
コンプライアンスおよび金融犯罪対策の全体的な地位の強化、文化の推進	20.00%	
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	20.00%	

クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な 達成水準
プライベート・バンク (PB) の収益	25.00%	
費用ベース - グループ・レベル	12.50%	
費用ベース - 部門の費用ベース (直接調整後費用ベース - プライベート・バンク)	12.50%	121.14%
PBの戦略実行、オペレーティング・モデルおよび顧客リーダーシップの達成	15.00%	
重要な規制上の是正措置の実行	15.00%	
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	20.00%	

レベッカ・ショート (Rebecca Short)

短期の個別目標および部門目標	重み付け	全体的な 達成水準

費用ベース - グループ・レベル	15.00%	
費用ベース - 部門の費用ベース（直接調整後費用 - 管理部門）	15.00%	
新たなターゲット・オペレーティング・モデルの確立	20.00%	117.26%
人事および調達における卓越したパフォーマンスの達成	15.00%	
是正および管理体制の強化の推進	20.00%	
人材および文化 - 「This is Deutsche Bank」フレームワークの推進	15.00%	

短期報奨に係る目標の全体的な達成水準

原則として、短期報奨（STI）の半分は1年後に現金で支払われ、残りの半分は株式に基づく金融商品として付与され、1年の保有期間を経て現金で支払われる。STIの達成率が100%を超えた場合、超過分は繰り延べられ、株式に基づく報奨（制限付株式報奨）として付与されるため、変動報酬の比率に関する規制上の要件である40%（STI）および60%（LTI）を満たしている。

2025年度について、監査役会は、短期報奨に関して設定されている個々の目標の達成水準を踏まえ、現取締役の目標の全体的な達成水準を下記のように決定した。

短期報奨に係る目標の全体的な達成水準

取締役	目標額 (単位：ユーロ)	達成水準	STI総額 (単位：ユーロ)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	2,400,000	128.75%	3,090,085
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	2,040,000	122.28%	2,494,453
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	2,160,000	121.97%	2,634,571
マルクス・クロミク (Dr. Marcus Chromik) (注1)	448,000	118.07%	528,970
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	1,640,000	115.02%	1,886,248
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	1,640,000	116.35%	1,908,143
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)	616,000	117.02%	720,836
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	2,080,000	121.14%	2,519,645
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	1,640,000	117.26%	1,923,132
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) (注2)	546,667	85.00%	464,667
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) (注3)	633,222	100.00%	633,222

(注1) 2025年5月1日就任。

(注2) 2025年4月30日退任。

(注3) 2025年5月19日退任。

85.00% ~ 128.75% 2025年度における各取締役のSTIに係る目標の達成水準の範囲

取締役	2026年度における現金支払額 (単位：ユーロ)	2026年度における前払い株式報酬の付与額 (単位：ユーロ)	ユニット数 (注1)	2026年度における制限付株式報酬の付与額(注2) (単位：ユーロ)	ユニット数 (注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	1,338,017	1,338,017	43,826	414,051	13,562
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	1,110,891	1,110,891	36,387	272,672	8,931
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) (注3)	1,174,914	1,174,914	38,484	284,743	9,327
マルクス・クロミク (Dr. Marcus Chromik) (注4)	240,194	240,194	7,867	48,582	1,591
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	869,250	869,250	28,472	147,749	4,839
アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	873,629	873,629	28,615	160,886	5,270
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)	328,967	328,967	10,775	62,902	2,060
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	1,127,929	1,127,929	36,945	263,787	8,640
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	876,626	876,626	28,714	169,879	5,564
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) (注5)	232,334	232,334	7,610	-	-
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) (注6)	316,611	316,611	10,370	-	-

(注1) 株式に基づく金融商品の数の計算は、2026年2月の最終10取引日における、Xetraでのドイツ銀行株式の平均終値(30.53ユーロ)に基づいている。

(注2) 100%を超えて達成されたSTI部分は、規制要件を満たすため、制限付株式報酬の形で付与されなければならない。詳細については「繰延期間および保有期間」の項を参照のこと。

(注3) 追加で付与された制限付株式報酬についても英国の規制要件を満たしている。詳細については「繰延期間および保有期間」の項を参照のこと。

(注4) 2025年5月1日就任。

(注5) 2025年4月30日退任。

(注6) 2025年5月19日退任。

#### 長期報奨 (LTI)

変動報酬を決定する際には、当行の戦略と結び付いた長期目標の達成が重視される。長期報奨 (LTI) については、監査役会が取締役の包括的な長期目標を定める。各目標の達成水準は、3年にわたり評価される。

2025年度の期首に、LTIは当初、目標現金額として各取締役に割り当てられた。LTIに係る3年の評価期間について、遡及的アプローチから将来予測的アプローチに変更されたため、株式報酬は従来の報酬制度と比べて2年遅く付与されることになる。取締役の報酬をドイツ銀行の株価の推移(ひいては株主利益)と一致させるため、監査役会は、新しい報酬制度に既に織り込まれているオプションを利用して、パフォーマンス評価期間の初年度経過後に、LTIに係る目標ユーロ額を仮想株式持分に転換した(この段階では、報酬の付与に相当しない)。3年のパフォーマンス評価期間の終了後は、LTIについて定められた目標達成水準に応じて仮想株式ユニット数が増減する。

このアプローチは、評価期間中の当行のパフォーマンスと株価にも連動するため、長期変動報酬の持続可能性の側面をさらに強化する。この転換は、2026年2月の最終10取引日におけるドイツ銀行の平均株価(30.53ユーロ)に基づいている。評価期間の終了時に付与される仮想株式数は、パフォーマンス評価の結果に応じて異なり、当初割り当てられた数の0%~150%の範囲で変動する。権利確定期間および保有期間の終了後、仮想株式の20%が毎年処分可能になるが、引き続きクローバック条項の対象となる。



長期報奨 (LTI) 制度の概要



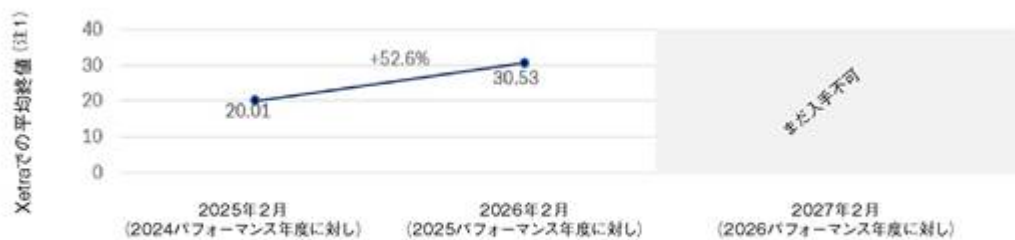
2024年度～2026年度および2025年度～2027年度の長期報奨制度

LTI-目標	%	2024年度～2026年度のLTI			%	2025年度～2027年度のLTI			2024年度末現在の実績	2025年度末現在の実績
		0%	100%	150%		0%	100%	150%		
グループ財務およびRTSR	40%	40%								
RoTE (注1)	15%	9%未満 (9%=33%)	11%	12%	15%	10%未満 (10%=33%)	12%	13%	4.7%	10.3%
TBVPS (注2)	10%	6.5%以下	8.5%	9.5%	10%	6.5%以下	8.5%	9.5%	5.3%	3.6%
RTSR (注3)	15%	中央値未満 (中央値=50%)	70% 分位値	90% 分位値	15%	中央値未満 (中央値=50%)	70% 分位値	90% 分位値	6位	3位
ESG	20%	20%								
環境 気候変動リスク管理を 推進	8%	50%以下	70%	85%	8%	50%以下	70%	85%	n.a. (注4)	n.a. (注4)
社会 ジェンダー多様性	4%	30%以下	32.5%	35%	4%	30%以下	32.5%	35%	28.4%	28.4%
ガバナンス	8%	0	100.0%	150%	8%	0	100.0%	150%	パフォーマンス期間 終了時における 定性的評価	

(注1) パフォーマンス期間終了現在の有形株主資本利益率。  
(注2) パフォーマンス期間における1株当たり純資産の年間平均成長率(為替変動を除く。)  
(注3) 相対的総株主利益率 - パフォーマンス期間終了現在におけるドイツ銀行と同業他社グループ(=DBのグローバル同業他社グループ)のランキング。  
(注4) 目標の達成水準は2025年度および2026年度の平均実績に基づいている。

この表は、情報提供のみを目的としており、取締役のLTIに関するパフォーマンス評価を容易にするためのものである。この表は、LTIの目標および評価基準をまとめ、最終的な結果を予測することなく、取締役が現在までにどのような成果を上げたかについて概要を示している。

仮想株式への転換 - ドイツ銀行の平均株価の推移



(注1) 2月の最終10取引日におけるXetraでのドイツ銀行株式の平均終値

LTIのユーロ目標額は、最初の業績評価年度終了後、2026年2月の最終10取引日の平均株価30.53ユーロに基づいて仮想株式（単位：ユニット）に転換される（まだ報酬の付与ではない）。このユニット数は、3年の評価期間後、LTIの達成度に基づいて調整されるため、長期変動報酬が当行のパフォーマンスと株価に連動することになる。以下の表は、転換された金額とそれに対応する仮想株式のユニット数を示している。

株式に基づく金融商品（仮想株式）

取締役	2024年度～2026年度のLTI制度		転換前の平均株価 (単位：ユーロ) (注1)	2025年度～2027年度のLTI制度
	株式に基づくユニット数	LTIの目標割当額 (単位：ユーロ)		株式に基づくユニット数
クリスティアン・ゼーヴィンゲ (Christian Sewing)	177,652	3,600,000	30.53	117,917
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	152,916	3,060,000		100,229
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	161,911	3,240,000		106,125
マルクス・クロミク (Dr. Marcus Chromik) (注2)	-	672,000		22,011
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	122,932	2,460,000		80,576
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュールン (Alexander von zur Mühlen)	122,932	2,460,000		80,576
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (注3)	18,365	924,000		30,265
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	155,914	3,120,000		102,195
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	122,932	2,460,000		80,576
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) (注4)	122,932	820,000		26,859
オリヴィエ・ヴィニェロン (Olivier Vigneron) (注5)	122,932	949,833		31,111

(注1) 2026年2月の最終10取引日における、Xetraでのドイツ銀行株式の平均終値。

(注2) 2025年5月1日就任。

(注3) 2024年7月1日就任。

(注4) 2025年4月30日退任。  
(注5) 2025年5月19日退任。

### 2025年度におけるバックテストならびにマルスおよびクローバックの適用

監査役会は、各支払期日の前に適宜、取締役の変動報酬項目の全額または一部の失効（マルス）または返済要求（クローバック）の可能性を定期的に見直している。2025年度において、報奨の失効またはクローバックはなかった。

### 株式保有ガイドライン

取締役に応用される株式保有ガイドラインに従い、取締役には、4年以内にドイツ銀行株式の保有数を増やす義務がある。株式保有ガイドラインの要件を満たすため、CEOには年間基本給総額の200%に相当する株式を保有する義務があり、他の取締役は年間基本給総額の100%に相当する株式を保有する必要がある。当該株式は、任期中保有し続けなければならない。基本給が上がると、それに応じて保有すべき株式数も増える。この株式保有義務の履行状況は6ヶ月ごとに見直される。目標達成水準と株価の推移によっては、株式の追加購入義務が生じ、義務を超えている場合には保有分を売却できる。制限付株式報奨 / 付与済株式報奨数のうち75%は、株式保有義務のカウント対象となる。

すべての取締役は、2025年度の株式保有要件を満たしているか、保有数を増やしている段階にある。

取締役	目標額 (基本給に対する割合)	積上げ段階の 終了	ドイツ銀行 株式数 (単位:ユニット)	2026年2月6日現在の状況	SOGの充足
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	200% / 3,800,000	Yes	443,605	200% 434%	Yes
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	100% / 3,200,000	Yes	243,567	100% 633%	Yes
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	100% / 3,400,000	Yes	246,460	100% 704%	Yes
マルクス・クロミク (Dr. Marcus Chromik)	100% / 2,400,000	2029年4月30日	6,854	100% 積上げ段階	-
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	100% / 2,400,000	Yes	40,006	100% 615%	Yes
アレクサンダー・フォン・ファ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen)	100% / 2,400,000	Yes	547,664	100% 1,118%	Yes
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)	100% / 2,200,000	2028年6月30日	3,477	100% 積上げ段階	-
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	100% / 3,200,000	2027年6月30日	309,045	100% 積上げ段階	-
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	100% / 2,400,000	Yes	101,961	100% 362%	Yes

■ 必要な株式保有義務の水準  
■ 株式保有義務の充足率

契約終了時の給付

以下の表は、2025年度および2024年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2025年度に在任中の各取締役の2025年12月31日および2024年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、取締役会での在任期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違によるものである。年間拠出額の代わりに年金手当を受け取っている取締役は、過年度に年間拠出額を受け取っていた場合を除き、以下の表には含まれていない。年金手当については、「付与された報酬および未払報酬（支給額の表）」の項に示されている。

取締役 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用 (IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値 (IFRS) (年度末)	
	2025年度	2024年度	2025年	2024年	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
			度	度						
クリスティアン・ゼー ヴィング (Christian Sewing)	715,000	728,000			9,467,000	8,752,000	546,300	574,078	7,640,707	7,132,345
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	702,000	715,000			7,221,500	6,519,500	551,820	577,371	6,120,471	5,561,609
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	760,500	773,500			5,502,254	4,741,754	509,388	542,981	3,936,029	3,486,558
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	676,000	689,000			4,801,334	4,125,334	574,620	596,463	4,367,269	3,742,460
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	747,500	760,500			1,894,750	1,147,250	507,949	542,293	1,327,023	823,356
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	773,500	786,500			3,739,668	2,966,168	487,795	522,769	2,423,885	1,983,351
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) (注1)					3,483,460	3,483,460			2,925,774	2,944,486
オリヴィエ・ヴィニエロン (Olivier Vigneron) (注2)	242,668	747,500			2,395,252	2,152,584	171,304	548,749	1,789,396	1,633,309

- (注1) 2025年4月30日退任。シュテファン・シモン氏は、任期終了時までの按分された年金手当を受け取っており、「付与された報酬および未払報酬(支給額の表)」の項に示されている。勘定残高があるため、同氏も上表に含まれている。
- (注2) 2025年5月19日退任。

取締役は、原則として、当行に契約上の理由により任命の撤回や解雇通知をする権利がない場合、任期の早期終了時に退職金を受け取る権利を有する。ドイツの市場慣行およびドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(GCGC)の勧告G.13に基づき、退職金は現在、年間総報酬額の2倍が上限となっており、残りの役務期間を超えて支払われることはない(退職金上限)。投資家およびその他のステークホルダーからのフィードバックを考慮し、監査役会は、2024年1月1日より後に任命された取締役に対する退職金上限を、基本給の2年分まで引き下げることにした。退職金は、法令および規制要件、特にGCGCの勧告およびInstitutsVergVの規定に沿って決定および支給される。

オリヴィエ・ヴィニユロン(Olivier Vigneron)氏は、2025年5月19日付で取締役を退任した。任期が終了したことに伴い、同氏との役務契約も終了した。役務契約に規定されているとおり、契約終了後の競業禁止条項に基づき、月額130,000ユーロ(固定基本給の65%相当)の待機手当(Karenzentschädigung)が合意されていた。契約終了後の競業禁止条項は、当初、役務契約に定められた期間で、2025年5月20日から2026年2月19日まで適用される予定であった。しかし、オリヴィエ・ヴィニユロン氏が2025年9月2日付で別の銀行のチーフ・リスク・オフィサー(CRO)に就任するオファーがあり、競業禁止条項の適用期間内であったことから、監査役会はオリヴィエ・ヴィニユロン氏の要請に基づき、2025年8月31日付で競業禁止条項を解除することを決定した。その結果、競業禁止条項の解除に伴い、毎月の待機手当の支払いは停止された。

シュテファン・シモン(Professor Dr. Stefan Simon)氏は、双方の合意に基づき、2025年4月30日付で取締役を退任した。役務契約に定められているとおり、退職金についても合意されていた。その合意内容に基づくと、競業禁止期間中(6ヶ月から最長12ヶ月)に月額130,000ユーロ(基本給の65%)の待機手当(Karenzentschädigung)が支給され、これは退職金と相殺される。役務契約の早期終了に対する補償としての退職金は、待機手当を含めて6,446,548ユーロで合意された。この退職金の内容は、前払い現金20%、前払い株式報奨20%、制限付奨励報奨30%(2026年度~2030年度支給)、制限付株式報奨30%(2027年度~2031年度支給)である。この退職金には、変動報酬のクローバックの可能性を含め、契約で合意された変動報酬の内容に係るすべての条項が適用される。

#### 報酬制度からの逸脱

2025年度において、報酬制度からの逸脱はなかった。

## 2025年度における取締役報酬

## 現取締役

## 2025年度報酬総額

監査役会は、各取締役の報酬を以下のとおり決定した。2024年度からの新たな報酬制度に基づく第二回長期奨励（LTI）制度は、2025年度～2027年度までのパフォーマンス期間を対象に設定された。3年間のパフォーマンス期間終了後、監査役会は事前に定義された重要評価指標（KPI）に基づき達成水準を決定する。過去3年間のパフォーマンス期間終了後、将来の3年間のパフォーマンス期間を対象とする前向き評価へ2024年度に移行したことに伴い、新制度導入後の最初の2年間（2024年度および2025年度）は移行期間（以下「移行フェーズ」という。）と位置付けられる。第二回の長期奨励制度（LTI制度2025年度～2027年度）は、2028年初頭に初めて付与される。「移行フェーズ」においては、LTIは計算および比較目的のために目標額で表示される。過年度の数値との比較可能性向上のため、以下の表には試算上の報酬総額の列が追加されており、基本給、実際のSTIおよびLTIの目標額の合計を示している。

このアプローチは、以下の表に反映されている。

単位：ユーロ			2025年度	2024年度	
	基本給（注1）	実際の短期奨励	試算上の報酬総額	試算上の報酬総額（注3）	
クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing）	3,800,000	3,090,085	3,600,000	10,490,085	9,753,210
ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke）	3,200,000	2,494,453	3,060,000	8,754,453	8,265,320
ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli）	3,400,000	2,634,571	3,240,000	9,274,571	8,987,920
マルクス・クロミク （Dr. Marcus Chromik）（注4）	1,600,000	528,970	672,000	2,800,970	-
ベルント・ロイケル （Bernd Leukert）	2,400,000	1,886,248	2,460,000	6,746,248	6,349,120
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン （Alexander von zur Mühlen）	2,400,000	1,908,143	2,460,000	6,768,143	6,398,320
ローラ・パドヴァーニ （Laura Padovani）（注5）	2,200,000	720,836	924,000	3,844,836	1,478,925
クラウディオ・デ・サンクトイス （Claudio de Sanctis）	3,200,000	2,519,645	3,120,000	8,839,645	8,377,120
レベッカ・ショート （Rebecca Short）	2,400,000	1,923,132	2,460,000	6,783,132	6,467,200
シュテファン・シモン （Professor Dr. Stefan Simon）（注6）	800,000	464,667	820,000	2,084,667	5,857,120
オリヴィエ・ヴィニユロン （Olivier Vigneron）（注7）	926,667	633,222	949,833	2,509,722	6,137,560
合計	26,326,667	18,803,972	23,765,833	68,896,472	68,071,815

（注1）「基本給」の列には、監査役会が設定した目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際の支給額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン氏およびシュテファン・シモン氏については為替変動のため、ベルント・ロイケル氏については委任契約による報酬額と相殺されているため、この目標額とは異なる。支給額は「付与された報酬および未払いの報酬（支給額の表）」の項を参照のこと。

（注2）LTI制度2025年度～2027年度の最終的な達成水準は、3年間のパフォーマンス期間終了後の2028年に決定される。

（注3）試算上の報酬額には、2024年度におけるLTI目標額が含まれている。LTI制度2024年度～2026年度の最終的な達成水準は、3年間のパフォーマンス期間終了後の2027年に決定される。

（注4）2025年5月1日就任。

（注5）2024年7月1日就任。

（注6）2025年4月30日退任。

（注7）2025年5月19日退任。

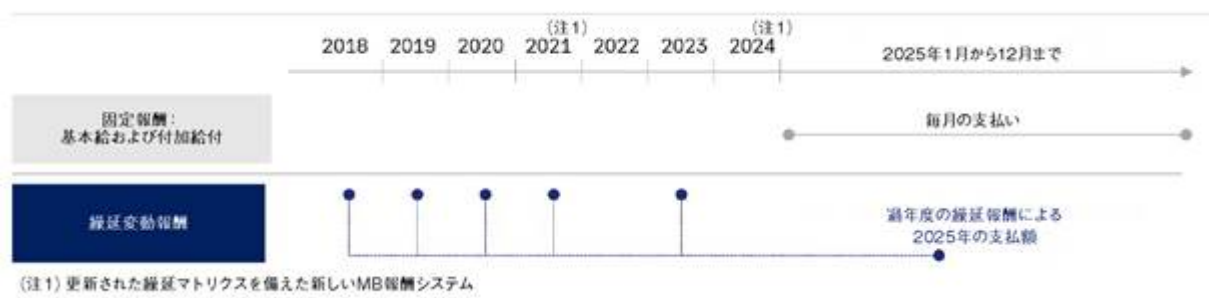
付与された報酬および未払報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2025年度の取締役に対して、2025年度および2024年度中に支払われた報酬および未払いとなっている報酬を示したものである。

一部において、2025年の支給額が過年度の報告額と大幅に乖離していることがある。この乖離は、2018年に導入された報酬制度に起因している。この制度では、長期項目の変動報酬は5年後に一括で権利が確定し、6年後に支払われると規定されていた（クリフ・ベスティングという制度）。一方で、2022年以降に付与された変動報酬は、4年または5年の年賦払いとなっている。したがって、2025年の支給額の増加は、クリフ・ベスティング制度により2018年度に対する報酬が2019年に付与されたことに起因するものである。

表示されている数字は、それぞれの報告期間中に各取締役に実際に支払われたか、もしくは支給された（「支払われた」）報酬項目と、報告期間中に既に法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目を区別している。

そのため、この表には、基本給および付加給付を除き、過年度に適用された、従来の報酬制度に基づく短期報奨の付与による繰延現金報酬（制限付奨励報奨（RIA））が表示されている。それに対して、報酬制度に基づく変動報酬は次年度まで表示されない。つまり、2025年度のパフォーマンスに基づく短期報奨の現金支払いは2026年度に行われ、2026年度における支給額として検討され開示されることになる。



付与された報酬および未払報酬 - 取締役別

	クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)				ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)			
	2025年度		2024年度		2025年度		2024年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目：</b>								
基本給	3,800	24%	3,750	77%	3,200	29%	3,200	68%
年金手当	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	11	0%	113	2%	105	1%	107	2%
<b>固定報酬合計</b>	<b>3,811</b>	<b>24%</b>	<b>3,863</b>	<b>79%</b>	<b>3,305</b>	<b>29%</b>	<b>3,307</b>	<b>70%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
2024年度に対する現金報酬	1,201	8%	0	0%	1,003	9%	0	0%
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2019年度に対する2020年度の制限付奨励報奨	43	0%	43	1%	38	0%	43	1%
2020年度に対する2021年度の制限付奨励報奨	304	2%	304	6%	191	2%	213	4%
2021年度に対する2022年度の制限付奨励報奨	652	4%	0	0%	447	4%	0	0%
2022年度に対する2023年度の制限付奨励報奨	0	0%	667	14%	0	0%	522	11%
2023年度に対する2024年度の制限付奨励報奨	632	4%	0	0%	492	4%	0	0%
このうち株式報奨：								
2018年度に対する2019年度の制限付株式報奨	7,205	46%	0	0%	4,427	39%	0	0%

2021年度に対する2022年度の 制限付株式報酬	1,710	11%	0	0%	1,313	12%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
変動報酬合計	11,745	76%	1,013	21%	7,912	71%	1,433	30%
報酬総額	15,556	100%	4,876	100%	11,217	100%	4,740	100%

	ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)				マルクス・クロミク (Dr. Marcus Chromik) (注1)			
	2025年度		2024年度		2025年度		2024年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	3,400	49%	3,400	82%	1,600	84%	-	-
年金手当	0	0%	0	0%	300	16%	-	-
付加給付	6	0%	6	0%	3	0%	-	-
固定報酬合計	3,406	49%	3,406	82%	1,903	100%	-	-
変動報酬項目：								
2024年度に対する現金報酬	1,150	16%	0	0%	0	0%	-	-
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	6	0%	7	0%	0	0%	-	-
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	184	3%	213	5%	0	0%	-	-
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	417	6%	0	0%	0	0%	-	-
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	0	0%	502	12%	0	0%	-	-
2023年度に対する2024年度の 制限付奨励報奨	548	8%	0	0%	0	0%	-	-
このうち株式報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付株式報奨	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
2021年度に対する2022年度の 制限付株式報奨	1,287	18%	0	0%	0	0%	-	-
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	-	-
変動報酬合計	3,592	51%	722	17%	0	0%	-	-
報酬総額	6,998	100%	4,129	100%	1,903	100%	-	-

(注1) 2025年5月1日就任。報酬の決定の詳細については、本報告書の「概要」の項を参照のこと。

	ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)				アレクサンダー・フォン・ ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen)			
	2025年度		2024年度		2025年度		2024年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目：</b>								
基本給	2,386 (注 1)	45%	2,391 (注 1)	78%	2,517 (注 2)	37%	2,576 (注 2)	62%
年金手当	0	0%	0	0%	650	10%	650	16%
付加給付	8	0%	9	0%	143	2%	136	3%
<b>固定報酬合計</b>	<b>2,394</b>	<b>45%</b>	<b>2,400</b>	<b>78%</b>	<b>3,311</b>	<b>49%</b>	<b>3,362</b>	<b>81%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
2024年度に対する現金報酬	745	14%	0	0%	769	11%	0	0%
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	188	4%	188	6%	99	1%	74	2%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	474	9%	0	0%	621	9%	0	0%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	0	0%	477	16%	0	0%	473	11%
2023年度に対する2024年度の 制限付奨励報奨	426	8%	0	0%	570	8%	0	0%
このうち株式報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付株式報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付株式報奨	1,036	20%	0	0%	1,273	19%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	103 (注3)	2%	219 (注3)	5%
<b>変動報酬合計</b>	<b>2,870</b>	<b>55%</b>	<b>666</b>	<b>22%</b>	<b>3,435</b>	<b>51%</b>	<b>766</b>	<b>19%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>5,264</b>	<b>100%</b>	<b>3,065</b>	<b>100%</b>	<b>6,746</b>	<b>100%</b>	<b>4,128</b>	<b>100%</b>

(注1) 表示されている固定報酬には、マンドートからの報酬が含まれている。  
(注2) 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。  
(注3) 変動付加給付は、住宅手当を表す。

	ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (注1)				クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)			
	2025年度		2024年度		2025年度		2024年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
<b>固定報酬項目：</b>								
基本給	2,200	79%	875	79%	3,200	70%	3,200	99%
年金手当	450	16%	225	20%	0	0%	0	0%
付加給付	19	1%	12	1%	44	1%	20	1%
<b>固定報酬合計</b>	<b>2,669</b>	<b>96%</b>	<b>1,112</b>	<b>100%</b>	<b>3,244</b>	<b>71%</b>	<b>3,220</b>	<b>100%</b>
<b>変動報酬項目：</b>								
2024年度に対する現金報酬	118	4%	0	0%	1,029	23%	0	0%
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2023年度に対する2024年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	268	6%	0	0%
このうち株式報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付株式報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付株式報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
<b>変動報酬合計</b>	<b>118</b>	<b>4%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	<b>1,297</b>	<b>29%</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>報酬総額</b>	<b>2,787</b>	<b>100%</b>	<b>1,112</b>	<b>100%</b>	<b>4,540</b>	<b>100%</b>	<b>3,220</b>	<b>100%</b>

(注1) 2024年7月1日就任。

	レベッカ・ショート (Rebecca Short)				シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) (注1)			
	2025年度		2024年度		2025年度		2024年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	2,400	51%	2,400	81%	827 (注2)	14%	2,468 (注2)	59%
年金手当	0	0%	0	0%	217	4%	650	16%
付加給付	7	0%	56	2%	29	0%	117	3%
固定報酬合計	2,407	51%	2,456	83%	1,073	18%	3,235	78%
変動報酬項目：								
解雇給付	0	0%	0	0%	2,069 (注3)	35%	0	0%
2024年度に対する現金報酬 繰延変動報酬	804	17%	0	0%	499	8%	0	0%
このうち制限付奨励報奨：								
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	79	1%	78	2%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	273	6%	0	0%	479	8%	0	0%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	0	0%	491	17%	0	0%	475	11%
2023年度に対する2024年度の 制限付奨励報奨	392	8%	0	0%	465	8%	0	0%
このうち株式報奨：								
2018年度に対する2019年度の制 限付株式報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の制 限付株式報奨	845	18%	0	0%	1,036	18%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	173 (注4)	3%	363 (注4)	9%
変動報酬合計	2,313	49%	491	17%	4,800	82%	916	22%
報酬総額	4,720	100%	2,946	100%	5,873	100%	4,151	100%

(注1) 2025年4月30日退任。

(注2) 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

(注3) 解雇給付の詳細については、本報告書の「契約終了時の給付」の項を参照のこと。

(注4) 変動付加給付は、主に住宅手当を表す。

	オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) (注1)			
	2025年度		2024年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：				
基本給	927	36%	2,400	90%
年金手当	0	0%	0	0%
付加給付	2	0%	13	0%
固定報酬合計	929	37%	2,413	90%
変動報酬項目：				
解雇給付	620 (注2)	24%	0	0%

2024年度に対する現金報酬	639	25%	0	0%
繰延変動報酬				
このうち制限付奨励報奨：				
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	0	0%	266	10%
2023年度に対する2024年度の 制限付奨励報奨	354	14%	0	0%
このうち株式報奨：				
2018年度に対する2019年度の 制限付株式報奨	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付株式報奨	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%
変動報酬合計	1,612	63%	266	10%
報酬総額	2,541	100%	2,679	100%

(注1) 2025年5月19日退任。

(注2) 解雇給付の詳細については、本報告書の「契約終了時の給付」の項を参照のこと。

監査役会は、報告年度に承認された過年度の繰延報酬部分について、それぞれのパフォーマンス条件が満たされていることを確認した。

#### 元取締役

##### 付与された報酬および未払報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2025年度に元取締役に支払われた報酬および未払報酬を示したものである。これには、報告期間中に元取締役に実際に支給された（「支払われた」）報酬項目、または報告期間中に既に法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目が含まれる。ドイツ株式会社法第162条第5項に従い、2015年度末より前に取締役の役務を終了した元取締役の個人データは提供されていない。複数年にわたる繰延報酬部分は任務の終了時に早期に支払われることはない。

一部において、2025年の支給額が前年度の報告額と大幅に乖離している場合がある。この乖離は、2018年に導入された報酬制度に起因している。この制度では、長期項目の変動報酬は5年後に一括で権利が確定し、6年後に支払われる（クリフ・ベスティング制度）と規定されていた。一方で、2022年以降に付与される変動報酬は、4年または5年の年賦払いとなっている。したがって、2025年の支給額の増加は、2018年度に対する報酬が2019年に付与されたクリフ・ベスティング制度に起因するものである。

	カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) 2023年10月31日退任		スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) 2022年5月19日退任		フランク・クンケ (Frank Kuhnke) 2021年4月30日退任	
	2025年度		2025年度		2025年度	
	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%
競争禁止手当						
繰延変動報酬						
制限付奨励報奨	1,028	13%	594	6%	348	47%
株式報奨	6,594	87%	9,013	94%	386	53%
付加給付	-	0%	-	0%	-	0%
年金給付	-	0%	-	0%	-	0%
報酬総額	7,622	100%	9,607	100%	734	100%

	ヴェルナー・ シュタインミュラー (Werner Steinmüller) 2020年7月31日退任		シルヴィー・マテラ (Sylvie Matherat) 2019年7月31日退任		ガス・リッチー (Garth Ritchie) 2019年7月31日退任	
	2025年度		2025年度		2025年度	
	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%
繰延変動報酬						
制限付奨励報奨	134	3%	78	1%	87	1%
株式報奨	4,614	97%	13,867 (注1)	99%	12,536 (注1)	99%
付加給付	-	0%	-	0%	-	0%
年金給付	-	0%	-	0%	-	0%
報酬総額	4,748	100%	13,946	100%	12,622	100%

(注1) 解雇給付を含む。

	ニコラ・モロー (Nicolas Moreau) 2018年12月31日退任				マルクス・シェンク (Dr. Marcus Schenck) 2018年5月24日退任		ジョン・クライアン (John Cryan) 2018年4月8日退任	
	2025年度				2025年度		2025年度	
	単位： 千ユーロ	単位： 千ユーロ	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%	単位： 千ユーロ	単位：%
繰延変動報酬								
制限付奨励報奨	-	-	-	0%	-	0%	-	0%
株式報奨	3,688 (注1)	5,328 (注2)	9,016	100%	2,032	100%	1,468	100%
付加給付	-	-	-	0%	-	0%	-	0%
年金給付	-	-	-	0%	-	0%	-	0%
報酬総額	3,688	5,328	9,016	100%	2,032	100%	1,468	100%

(注1) 解雇給付を含む。

(注2) これらの金融商品の詳細はDWSの年次報告書に記載されている。

2025年度は、上表に示された元取締役への個別の支払いに加えて、11名の元取締役役に対し、年金給付として10.2百万ユーロが支払われた。これらの支払いは、ドイツ株会社法 (AktG) 第162条第5項に基づくデータ保護上の理由から個別に開示されていない。

2026年度の見通し

目標報酬総額と最高報酬額

2026年度の目標報酬総額は、現在の目標報酬総額または2024年度および2025年度に調整された目標報酬総額と基本的に同じである。

各取締役の報酬の上限は2025年度と同じである。これは、変動報酬に係る目標の最高達成水準が150%に制限されていることを意味する。ドイツ株式会社法（AktG）第87a条第1項第2文第1号に基づき、当年度における各取締役の報酬総額の上限は一律12百万ユーロ（最高報酬額）で変更はない。

2026年度の目標構造および目標値

2024年度に導入された報酬制度はうまく機能し、適切な成果を上げている。そのため、目標構造は引き続き、2024年の株主総会で承認された報酬制度をベースとしている。

2025年11月に開催されたインベスター・ディープ・ダイブにおいて、ドイツ銀行は、グローバル・ハウスパックとして一流の欧州銀行となることを目指して、2026年度から2028年度にかけて価値の創造を加速させる戦略を発表した。この戦略は、選択と集中による成長、厳格な資本規律および拡張可能なオペレーティング・モデルという3つの柱に基づいている。目標には、2028年度までに年間収益を約50億ユーロ増加させることが含まれており、その75%は資産獲得、決済およびアドバイザリー・サービスから生じるものとしている。有形株主資本利益率（RoTE）は、2025年度の10%超から3年以内に13%超に引き上げることを目指しており、その一部は高収益分野への規律ある資本配分によって達成される。拡張可能なオペレーティング・モデルは、主に自動化とAI統合によって年間20億ユーロの効率化を実現し、2028年度までに費用収益比率を60%未満に引き下げることを目指している。

この戦略により、短期目標および長期目標の両方が成果主義アプローチと合致することを確実なものとする。

短期報奨（STI）

2026年度の短期報奨（STI）の額は、2024年度および2025年度と基本的に同じで、引き続き目標変動報酬総額の40%となり、短期および中期の個人目標と部門別目標の個人達成水準に基づいて決定される。

2026年度の短期報奨（STI）に係る具体的な個別目標は、2026年度の報酬報告書において遡及的に開示される。

監査役会は、投資家からのフィードバックを考慮し、2026年度の取締役報酬報告書において事後のSTIの開示を強化することにコミットし、今年初めに関連するガバナンス体制を構築した。

長期報奨（LTI）

長期報奨（LTI）は、引き続き目標変動報酬総額の60%となり、当行の戦略と結び付いた集約的な長期目標で構成されている。

2026年度から2028年度までの3年の評価期間において、LTIは以前と同じ4つの報酬項目で構成されており、2024年度から2026年度までの評価期間および2025年度から2027年度までの評価期間も依然として進行中である。

2026年度から2028年度までのLTI制度に係る目標は、以下のとおりである。

長期報奨KPI	定義	重み付け	評価(注1)		
			下限値(0%)	目標値(100%)	上限値(150%)
グループ財務		25%			
RoTE	2028年度末までの有形株主資本利益率	15%	11%以下	13.0%	14%以上
TBVPS	1株当たり純資産—2026年度～2028年度の平均年間成長率(外国為替の影響を除く。)	10%	5.0%以下	7.5%	8.5%以上
RTSR		15%			
RTSR	2028年度末までのドイツ銀行と同業他社のランキング比較	15%	中央値未満 中央値=50%	70%分位値	90%分位値
ESG		20%			
環境	気候リスク管理を牽引—公表済みのネットゼロへの道筋に沿って開示された炭素集約型産業の削減目標に連動する合意済みKPIに照らして取締役の達成度を測定。達成度は「2026年度～2028年度の平均値」として算定。	8%	50%以下	70%	85%
社会	米国の人口を除いた2028年度末までのジェンダー多様性(MB-1とMB-2の合計)	4%	30%以下	32.5%	35%
ガバナンス	規制上の格付および強制措置	8%	0%	100%	150%

(注1) 計算手法:別途記載のない限り、線形計算。

## 監査役の報酬

監査役の報酬は、定款第14条に定められており、直近では2023年5月17日の株主総会の決議で修正された。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。各監査役の年間基本報酬額は300,000ユーロ、監査役会会長は950,000ユーロ、副会長は475,000ユーロである。

監査役会委員会の委員長には、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

## 委員会委員長

単位：ユーロ

監査委員会	150,000
リスク委員会	150,000
テクノロジー、データおよびイノベーション委員会	150,000
会長統括委員会	100,000
指名委員会	100,000
報酬管理委員会	100,000
規制監視委員会（注1）	100,000
戦略およびサステナビリティ委員会	100,000
仲裁委員会	0

（注1）規制監視委員会は、2025年5月22日に監査役会の決議により解散された。

監査役が複数の委員会の委員長を務める場合、報酬は最高額の委員会に対してのみ支払われる。監査役会会長は、委員会委員長としての追加報酬は受け取っていない。委員会の委員は追加報酬を受け取らない。

決定された報酬は、遅くとも明細提出後2ヶ月以内に、原則として翌年の年初3ヶ月以内に、それぞれの監査役に支払われる。年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるか切捨てて、按分により支払われる。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに伴い付加価値税（VAT）が生じる場合はこれを含む。）を払い戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能による代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能に基づき必要とされるセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

監査役は、当行が当行の利益において加入する、適切な金額の金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。監査役について控除額を設定する必要はない。

2023年5月17日に発効した監査役の報酬制度に基づき、監査役会はメンバーである監査役に対し、年間報酬総額の10%以上をドイツ銀行AGの株式に投資して当該株式を任期中保有するよう、自発的に努力することを推奨している。

監査役会は、自発的な投資に関して個人的な決定を行う際に、今後は労働組合への拠出金支払義務が考慮されることに同意している。監査役であって、上記の自発的なコミットメントを行う日の時点で、現在の任期中に受給する監査役報酬の10%以上に相当する数のドイツ銀行株式を既に保有している者は、さらに株式を取得する必要はない。

株主より選出された監査役と上級管理職より選出された監査役はいずれも、現任中に受給する監査役報酬の10%以上に相当する数のドイツ銀行株式を取得するという自発的なコミットメントを示しているか、または、自発的なコミットメントを示した時点で既に当該数のドイツ銀行株式を保有していた。

個々の監査役による株式保有高は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（HGB））第289f条および第315d条に準拠して、コーポレート・ガバナンス・ステートメントに開示される。

## 2025年度および2024年度の監査役の報酬

監査役会の各メンバーは、2025年度および2024年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。以下の表は、ドイツ株式会社法（AktG）第162条第（1）項第1文に従い、2025年度および2024年度に監査役会メンバーに支払われた報酬および未払いの報酬を示している。いずれの場合も、計算は月単位で切上げ/切捨てされている。

監査役会メンバー	2025年度報酬額				
	基本報酬		委員会委員長の報酬		合計
	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：%	
アレキサンダー・ワイナンツ （Alexander Wynaendts）	950,000	100	-	0	950,000
フランク・シュルツ （Frank Schulze）	475,000	100	-	0	475,000

ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	475,000	83	100,000	17	575,000
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt)	300,000	100	-	0	300,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	300,000	67	150,000	33	450,000
ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck)	300,000	100	-	0	300,000
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	300,000	100	-	0	300,000
クラウディア・フィーバー (Claudia Fieber)	300,000	100	-	0	300,000
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	300,000	100	-	0	300,000
フロリアン・ハゲンミラー (Florian Haggemiller)	300,000	100	-	0	300,000
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	300,000	100	-	0	300,000
クラウス・ムースマイヤー (Dr. Klaus Moosmayer) (注1)	175,000	100	-	0	175,000
カースティ・ロス (Kirsty Roth) (注1)	175,000	100	-	0	175,000
ゲルリンデ M. シーベルト (Gerlinde M. Siebert)	300,000	100	-	0	300,000
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	300,000	100	-	0	300,000
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski)	300,000	100	-	0	300,000
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	300,000	75	100,000	25	400,000
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel)	300,000	100	-	0	300,000
ミシェル・トロニー (Michele Trogni)	300,000	67	150,000	33	450,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (注2)	125,000	67	62,500	33	187,500
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) (注3)	125,000	100	-	0	125,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	300,000	67	150,000	33	450,000
合計	7,000,000	91	712,500	9	7,712,500

(注1) 2025年5月22日就任。

(注2) 2025年5月22日退任。定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払いを含む委員会委員長の報酬。

(注3) 2025年5月22日退任。

監査役会におけるすべての従業員代表(ヤン・ドゥシェック氏、フロリアン・ハゲンミラー氏(2024年1月16日就任)、ピルギット・ローメン氏(2024年1月12日退任)およびステファン・ツカルスキー氏を除く。)は、2025年度および2024年度においてドイツ銀行グループにより雇用されている、または雇用されていた。2025年度において、当該メンバーに対し、監査役会の報酬に加えて(給与、退職金および年金支給の形で)総額1.40百万ユーロが支払われた。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーには、その雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが(すなわち、監査役としての職務に基づくものではない。)、監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行われぬ。2025年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーに対する年金、退職金または類似の給付として、0.13百万ユーロを確保した。

監査役会メンバー	2024年度報酬額				
	基本報酬	委員会委員長の報酬		合計	
	単位: ユーロ	単位: %	単位: ユーロ	単位: %	単位: ユーロ
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts)	950,000	100	-	0	950,000

フランク・シュルツ (Frank Schulze)	475,000	100	-	0	475,000
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	475,000	83	100,000	17	575,000
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt)	300,000	100	-	0	300,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	300,000	67	150,000	33	450,000
ヤン・ドウシェック (Jan Duscheck)	300,000	100	-	0	300,000
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	300,000	100	-	0	300,000
クラウディア・フィーパー (Claudia Fieber)	300,000	100	-	0	300,000
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	300,000	100	-	0	300,000
フロリアン・ハゲンミラー (Florian Haggemiller) (注1)	275,000	100	-	0	275,000
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	300,000	100	-	0	300,000
ビルギット・ローメン (Birgit Laumen) (注2)	-	-	-	0	-
ゲルリンデ・M.シーベルト (Gerlinde M. Siebert)	300,000	100	-	0	300,000
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	300,000	100	-	0	300,000
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski)	300,000	100	-	0	300,000
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	300,000	75	100,000	25	400,000
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel)	300,000	100	-	0	300,000
ミシェル・トロニ (Michele Trogni)	300,000	67	150,000	33	450,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (注3)	300,000	67	150,000	33	450,000
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	300,000	100	-	0	300,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	300,000	67	150,000	33	450,000
合計	6,975,000	90	800,000	10	7,775,000

(注1) 2024年1月16日監査役就任。

(注2) 2024年1月12日監査役退任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払いを含む委員会委員長の報酬。

現在の任期が2023年5月17日より前に始まった監査役には、2023年5月17日までの現在の任期中に累積的に獲得した仮想株式が2024年2月に支払われた。詳細については、2024年度の年次報告書に記載されている。

#### 報酬および利益の推移の比較表示

以下の表は、過去5年度にわたる、当行および当行グループの年度ごとの利益および報酬ならびに常勤相当の従業員の平均報酬の推移の比較を示したものである。

現取締役および元取締役の報酬に関する情報は、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第1号に基づき、報酬報告書における支払われた報酬または未払報酬に関する個別の計算書を反映している。当行の利益の推移に関する表示は、法的要件に従い、独立した上場会社、すなわち、ドイツ銀行AGの利益の推移を反映している。したがって、ドイツ銀行AGの純利益（純損失）を用いて、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号が意味する利益を表示する。取締役報酬は、グループの数値に基づいて測定されるため、比較目的のため、当行グループの利益数値を追加的に表示している。これらのグループの利益数値は、当期純利益（当期純損失）、費用収益比率および有形株主資本利益率（RoTE）である。比較の対象となる従業員グループについては、ドイツ銀行グループのグローバルな従業員を鑑み、ドイツ銀行グループに関連するデータを使用した。比較の対象となる従業員グループは、ドイツ銀行グループの全世界の従業員で構成される。



	2025 年度	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2025 年度 から 2024 年度 の変動 (単位 : %)	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 : %)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 : %)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 : %)
<b>1. 当行の利益推移</b>									
ドイツ銀行AGの純利益（純損失）（単位：百万ユーロ）	6,183	2,883	4,999	5,506	1,919	114	-42	-9	187
ドイツ銀行グループの純利益（純損失）（単位：百万ユーロ）	6,931	3,366	4,772	5,525	2,365	106	-29	-14	134
ドイツ銀行グループの費用収益比率（単位：%）	64.4%	76.3%	75.1%	74.9%	84.6%	-16	2	0	-11
ドイツ銀行グループの有形株主資本利益率（RoTE）（単位：%）	10.3%	4.7%	7.4%	9.4%	3.8%	122	-38	-21	147
<b>2. 従業員の報酬平均</b>									
全世界の常勤相当	120,974	122,985	116,713	125,301	120,336	-2	5	-7	4
<b>3. 取締役報酬</b> （単位：千ユーロ）									
現取締役									
クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing） （2015年1月1日就任）	15,556	4,876	5,010	4,394	3,867	N/M	-3	14	14
ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke） （2017年7月1日就任）	11,217	4,740	4,065	3,783	4,009	137	17	7	-6
ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli） （2019年11月1日就任）	6,998	4,129	3,909	2,744	2,420	69	6	42	13
マルクス・クロミク （Dr. Marcus Chromik） （2025年5月1日就任）	1,903	-	-	-	-	0	0	0	0
ベルント・ロイケル （Bernd Leukert） （2020年1月1日就任）	5,264	3,065	2,990	2,593	2,419	72	3	15	7
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン （Alexander von zur Mühlen） （2020年8月1日就任）	6,746	4,133	3,767	3,412	3,157	63	10	10	8
ローラ・パドヴァーニ （Laura Padovani） （2024年7月1日就任）	2,787	1,112	-	-	-	151	0	0	0
クラウディオ・デ・サンクティス （Claudio de Sanctis） （2023年7月1日就任）	4,540	3,220	1,509	-	-	41	113	0	0
レベッカ・ショート （Rebecca Short） （2021年5月1日就任）	4,720	2,946	2,674	2,436	1,606	60	10	10	52

	2025 年度	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2025 年度 から 2024 年度 の変動 (単位 ：%)	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 ：%)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 ：%)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 ：%)
当事業年度中に退任した取締役									
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) (2025年4月30日退任)	5,873 (注1)	4,118	3,319	2,488	2,446	43	24	33	2
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron) (2025年5月19日退任)	2,541 (注1)	2,679	2,433	1,508	-	-5	10	61	0
当事業年度より前に退任した取締役									
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) (2023年10月31日退任)	7,622	2,425 (注1)	3,727	3,444	3,235	N/M	-35	8	6
クリスティアナ・ライリー (Christiana Riley) (2023年5月17日退任)	-	2	2,673	3,653	3,079	-100	-100	-27	19
スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) (2023年5月19日退任)	9,607	388	1,363	2,648	3,079	N/M	-72	-49	-14
フランク・クンケ (Frank Kuhnke) (2021年4月30日退任)	734	200	348	1,626 (注1)	2,264 (注1)	N/M	-43	-79	-28
ヴェルナー・シュタインミュラー (Werner Steinmüller) (2020年7月31日退任)	4,748	134	283	283	3,117	N/M	-53	0	-91
シルヴィー・マテラ (Sylvie Matherat) (2019年7月31日退任)	13,946 (注1)	2,335 (注1)	132	134	211	N/M	N/M	-1	-36
ガース・リッチー (Garth Ritchie) (2019年7月31日退任)	12,622 (注1)	1,790 (注1)	268	268	2,071	N/M	N/M	0	-87
ニコラ・モロー (Nicolas Moreau) (2018年12月31日退任)	9,016 (注1)	2,736 (注1)	286	317	299	N/M	N/M	-10	6
マルクス・シェンク (Dr. Marcus Schenck) (2018年5月24日退任)	2,032	-	65	65	65	0	-100	0	0
ジョン・クライアン (John Cryan) (2018年4月8日退任)	1,468	4,382 (注1)	3,312 (注1)	47	47	-67	32	N/M	0
4. 監査役の報酬 (単位：千ユーロ)									
現監査役									
アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) (2022年5月19日就任)	950	950	929	496	-	0	2	87	0
フランク・シュルツ (Frank Schulze) (2023年5月17日就任)	475	475	277	-	-	0	71	0	0

ノールベルト・ヴィンケルヨ ハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (2018年8月1日就任)	575	575	565	521	496	0	2	8	5
---	-----	-----	-----	-----	-----	---	---	---	---

	2025 年度	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2025 年度 から 2024 年度 の変動 (単位 ：%)	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 ：%)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 ：%)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 ：%)
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt) (2023年5月17日就任)	300	300	175	-	-	0	71	0	0
メイリー・クラーク (Mayree Clark) (2018年5月24日就任)	450	450	429	429	450	0	5	0	-5
ヤン・デュシェック (Jan Duscheck) (2016年8月2日就任)	300	300	300	300	271	0	0	0	11
マンジャ・エイファート (Manja Eifert) (2022年4月7日就任)	300	300	258	117	-	0	16	121	0
クラウディア・フィーバー (Claudia Fieber) (2023年5月17日就任)	300	300	175	-	-	0	71	0	0
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) (2020年3月11日就任)	300	300	258	200	200	0	16	29	0
フロリアン・ハゲンミラー (Florian Haggemiller) (2024年1月16日就任)	300	275	-	-	-	9	0	0	0
ティモ・ハイダー (Timo Heider) (2013年5月23日就任)	300	300	279	308	292	0	8	-9	5
クラウス・ムースマイヤー (Dr. Klaus Moosmayer) (2025年5月22日就任)	175	-	-	-	-	0	0	0	0
カースティ・ロス (Kirsty Roth) (2025年5月22日就任)	175	-	-	-	-	0	0	0	0
ゲルリンデ・シーベルト (Gerlinde Siebert) (2023年5月17日就任)	300	300	175	-	-	0	71	0	0
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (2022年5月19日就任)	300	300	258	100	-	0	16	158	0
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski) (2020年12月31日退任、2023年 5月17日就任)	300	300	175	-	-	0	71	0	0
ジョン・アレクサンダー・セイ ン (John Alexander Thain) (2018年5月24日就任)	400	400	317	200	200	0	26	59	0
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel) (2023年5月17日就任)	300	300	175	-	-	0	71	0	0
ミシェル・トロニー (Michele Trogni) (2018年5月24日就任)	450	450	450	450	392	0	0	0	15

	2025 年度	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2025 年度 から 2024 年度 の変動 (単位 ：%)	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 ：%)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 ：%)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 ：%)
フランク・ヴィッター (Frank Witter) (2021年5月27日就任)	450	450	388	300	142	0	16	29	111
元監査役									
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (2025年5月22日退任)	187	450	450	450	450	-58	0	0	0
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) (2025年5月22日退任)	125	300	258	200	200	-58	16	29	0
ルードヴィヒ・プロマイヤー・ バルテンスタイン (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) (2023年5月17日退任)	-	-	125	300	300	0	-100	-58	0
デトレフ・ポラシェック (Detlef Polaschek) (2023年5月17日退任)	-	-	188	450	450	0	-100	-58	0
マルティーナ・クレー (Martina Klee) (2023年5月17日退任)	-	-	83	200	171	0	-100	-59	17
ビルギット・ローメン (Birgit Laumen) (2024年1月12日退任)	-	-	175	-	-	0	-100	0	0
ガブリエル・プラツチャー (Gabriele Platscher) (2023年5月17日退任)	-	-	125	300	300	0	-100	-58	0
ベルント・ローゼ (Bernd Rose) (2023年5月17日退任)	-	-	146	350	321	0	-100	-58	9
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel) (2023年5月17日退任)	-	-	146	321	242	0	-100	-55	33
フランク・ウェルニッケ (Frank Werneke) (2023年5月17日退任)	-	-	125	300	8	0	-100	-58	N/M
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (2022年5月19日退任)	-	-	-	375	871	0	0	-100	-57
ゲルハルト・エシェルベック (Dr. Gerhard Eschelbeck) (2022年5月19日退任)	-	-	-	104	217	0	0	-100	-52
ヘンリエッテ・マルク (Henriette Mark) (2022年3月31日退任)	-	-	-	63	250	0	0	-100	-75
フランク・ビジルスケ (Frank Bsirske) (2021年10月27日退任)	-	-	-	-	250	0	0	0	-100
ゲルト・アレクサンダー・シュ ルツ (Gerd Alexander Schütz) (2021年5月27日退任)	-	-	-	-	50	0	0	0	-100

N/M - 表記するに値しない。

(注1) 解雇給付を含む。

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

私たちは、ドイツ株式会社法（以下「AktG」という。）第162条に準拠して作成された、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度におけるドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの添付の報酬報告書およびそれに関連する開示について監査を行った。「従業員の報酬」の項の開示内容については、AktG第162条の範囲を超えるため監査を実施していない。

### 業務執行取締役と監査役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの業務執行取締役および監査役会は、AktG第162条の要求事項に準拠して本報酬報告書および関連する開示を作成する責任を負っている。また、業務執行取締役および監査役会は、不正（虚偽の財務報告や資産の横領等）または誤謬による重要な虚偽表示のない報酬報告書および関連する開示を作成するうえで必要と判断する内部統制に責任を負っている。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、本報酬報告書および関連する開示について意見を表明することにある。私たちは、ドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、私たちが倫理上の要求事項を遵守し、不正または誤謬に関わらず、報酬報告書および関連する開示に重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るための監査を計画および実行することを要求する。

監査においては、報酬報告書および関連する開示において報告される金額に関する監査証拠を入手する手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正または誤謬による報酬報告書および関連する開示の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択される。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、状況に応じて適切な監査手続を立案および実行するために、報酬報告書および関連する開示の作成に係る内部統制を検討するが、これは企業の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。また、監査には、業務執行取締役および監査役会が採用した会計方針および会計上の見積りの合理性を評価するとともに、報酬報告書および関連する開示の全体的な表示を評価することも含まれている。

私たちは、私たちが入手した証拠が、意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

### 意見

私たちの監査の結果得られた情報に基づく意見では、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度における報酬報告書および関連する開示は、すべての重要な点において、AktG第162条の財務報告規定に準拠している。私たちは、報酬報告書の上記の開示内容のうち、AktG第162条の範囲を超えるものについては意見を表明しない。

### その他の事項 報酬報告書の正式な監査

本監査報告書に記載されている報酬報告書の監査には、AktG第162条第3項で要求される報酬報告書の正式な監査および監査報告書の発行が含まれる。私たちの監査では、報酬報告書の内容に対し無限定適正意見を表明しているが、これには、報酬報告書の開示がすべての重要な点においてAktG第162条第1項および第2項に基づき行われていることに関する意見も含まれている。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2026年3月9日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー  
監査法人

ローターメル 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]	シュライパー 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]
---------------------------------	---------------------------------

### 従業員の報酬（無監査）

2025年度従業員報酬報告書の内容は、所要自己資本規制（CRR）第450条第1項(a)から(j)、および銀行の報酬制度監督要件に関する規制（Institutsvergütungsverordnung、InstVV）第16条に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

本報酬報告書はグループ全体の視点で作成されており、ドイツ銀行グループのすべての連結会社を対象としている。規制要件に従い、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」に分類されているBHW Bausparkasse AGについて、2025年度に係

る同様の報告書が作成されており、ドイツ銀行グループ内のその他子会社についても、各所在地の規制要件に従い当該報告書が作成されている。

## 規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬に関する規制要件を率先して適用するよう努めている。そして、今後も既存のおよび新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループ・レベルで所要自己資本規制 / 指令（CRR/CRD）の対象となる。CRR/CRDは、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに置き換えられている。これらの規則は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に適用されている。ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」であるドイツ銀行は、ドイツ銀行法および委員会委任規則第2021/923号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（重要なリスク・テイカーまたはMRT）を識別している。MRTの識別は、ドイツ銀行グループ・レベルと、EU内金融機関の機関レベルで実施している。

業界特有の規制を考慮に入れ、また、InstVVに従い、当行グループの一部の（特にDWSグループ内の）子会社には、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）、譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）および投資サービス会社指令（IFD）等のセクター固有の報酬規則が適用され、これには国内法化されたものも含まれる。これらの子会社においてもMRTが識別されている。識別された従業員には、欧州証券市場監督機構（ESMA）および欧州銀行監督局（EBA）が公表した健全な報酬方針に関する該当するガイドラインに記載されている報酬規定が適用される。

ドイツ銀行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした規制（国内法化された金融商品市場指令（MiFID）等）についても考慮している。したがって、これらの従業員が当行の顧客の利益を最大化すべく行動していることを確認することを目的として、「関係者」とみなされる従業員のための特定の規定が導入されている。

必要に応じて、ドイツ銀行には、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかである場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグループ報酬フレームワークに留めながら、現地の規制を遵守している。特に、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」に適用される報酬構造、および米国証券取引委員会の要件に従って会計上の修正再表示が行われた場合の役員の報酬の回収に関する要件が挙げられる。いかなる場合にも、InstVVの要件が最低基準として世界中で適用される。

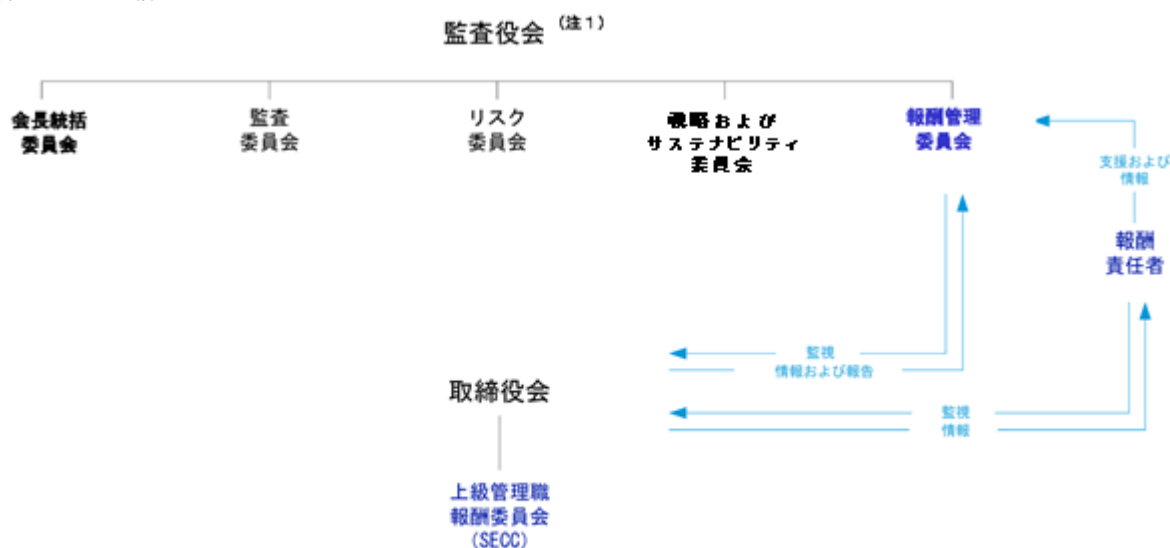
## 報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツの二層型構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬管理委員会（CCC）報酬責任者や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定の委員会や機能によって支えられている。

当行グループの管理部門は、InstVVに従い、その職責を全うする形で、当行グループの報酬制度の設計および適用、MRTの識別ならびに変動報酬の総額の決定に関与している。これには、従業員の行動や事業関連リスクによる影響、パフォーマンス基準、報酬および退職金の付与ならびに事後リスク調整の評価が含まれる。

[次へ](#)

## 報酬ガバナンス構造



(注1) 図中の委員会は監査役会を構成するすべての委員会を網羅していない。

### 報酬管理委員会 (CCC)

監査役会は、ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度の構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCは取締役会とSECCが構築したドイツ銀行グループの従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、リスク、資本および流動性の状況、ならびに事業戦略およびリスク戦略と整合しているかを見直す。さらに、CCCは、監査役会による当行のMRTの識別プロセスの監視を支援する。

詳細は、開催された会議の構成および回数を含め、年次報告書の監査役会の報告書に記載されている。

### 報酬責任者

取締役会はCCCと共同で、ドイツ銀行AGおよび当行のドイツにおける「重要な金融機関」の監査役会が報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用、MRTの識別および報酬開示に継続的に関与する。報酬責任者は、すべての関連する監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも毎年1回提供し、定期的にCCCを支援し、助言を行う。

### 上級管理職報酬委員会 (SECC)

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。この義務の一環として、SECCは報酬および給付の戦略、方針、ならびに対応する指針となる原則を構築し、これにより、固定報酬および変動報酬に対する包括的なフレームワークが作成される。この義務には、全体的な報酬体系が規制要件および当行の報酬原則に合致していることを確認することも含まれる。さらに、SECCは、当行グループおよび部門のパフォーマンスを報酬決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素を使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体に配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門および管理機能に属しており、当行グループの事業部門に所属していない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2025年度は、SECCメンバーは人事担当のドイツ銀行AG取締役およびチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを共同委員長とし、コンプライアンス部門の責任者、人事部門の責任者ならびにパフォーマンスおよびリワード部門の責任者と、議決権保有メンバーである財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者および財務部から参加するもう1名の代表者は、議決権のないメンバーとして参加している。SECCは通常、会合を毎月開催するが、報酬決定プロセス期間中はより高い頻度で開催する。2025パフォーマンス年度においては報酬プロセスに関連した会合が合計15回開かれた。

### 報酬および給付の戦略

ドイツ銀行は、当行自身の報酬フレームワークが、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。当行は、報酬制度によって、当行の目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。報酬および給付の戦略は、当行のグローバルかつ顧客中心の事業戦略およびリスク戦略を支援する、3つの中核的な柱(下記の原則、パフォーマンスおよびプロセス)に基づいて構築されており、当行の収益性、ソルベンシーおよび流動性ポジションの範囲内で機能する安全かつ健全な報酬慣行によって強化されている。

原則	パフォーマンス	プロセス
----	---------	------

<ul style="list-style-type: none"> <li>- 当行の「グローバル・ハウスバンク」としての持続可能な成長戦略の実現を支援する。</li> <li>- 顧客と株主の利益を一致させ、コストを効果的に管理する。</li> <li>- 不適切なリスク・テイクを防止し、ESGリスクを含む様々なリスク種類を考慮する。</li> <li>- 市場に適合した競争力のある枠組みとプロセスの導入により、優秀な人材を惹きつけ、定着させる。</li> <li>- 強力なリスク文化と「声を上げる」文化の推進を含め、当行の目標および向上心を持つ文化を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 意欲にあふれ、熱心で献身的な従業員のための環境を作る。</li> <li>- 持続可能なパフォーマンス文化を育むために、パフォーマンスと報酬結果を強く結び付ける。</li> <li>- 当行の向上心を持つ文化を支える指針と行動規範をより幅広く適用および推進し、要求される基準を満たしていない場合には適切な措置を講じる。</li> </ul>	<p>以下を目的として設計されたプロセス：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ジェンダーニュートラルなアプローチを育み、シンプルで透明性があり、公平性と公正性を確保する。</li> <li>- 法的要件および規制要件への準拠を確保する。</li> <li>- リスク管理対策を組み込むことにより、不適切なリスク・テイクを防止する。</li> </ul>
---	---	--

## グループ報酬フレームワーク

報酬フレームワークは通常、すべての地域および事業ラインにおいて全世界で適用可能であり、固定報酬と変動報酬の適切なバランスを重視している。なお、2つの報酬を合わせて、以下「総報酬」を形成している。この報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的パフォーマンスに対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。報酬フレームワークの基礎となる原則は、勤続年数、ジェンダーまたは民族等の違いに関係なく、全従業員に等しく適用され、「同じ仕事または同じ価値の仕事に対する報酬は同じにする」ことや、機会均等の必要性から成る主要原則により補完される。

CRDおよびその後採用されたドイツ銀行法の規定に従い、ドイツ銀行は固定報酬項目と変動報酬項目の比率を最大1:1にする必要があるが、2014年5月22日に株主の承認を得て、限られた一部の母集団については1:2に増加させた。年次株主総会出席者の株式資本の27.68%に相当する有効投票数に基づいた賛成率は、95.27%であった。InstWVにより定義された管理機能（リスク、コンプライアンスおよび金融犯罪対策、グループ監査、ならびにグループ報酬責任者および副責任者から構成される。）における従業員報酬は、主に固定報酬に基づいている。

当行の報酬フレームワークによると、全従業員が個別の変動報酬を受け取る権利を有している。部門、役割および勤続年数に基づいて決定される基準値を組み込んだ標準化された変動報酬基準モデルにより固定報酬に対する平均予想変動報酬の割合が示されることで、固定報酬と変動報酬の適切なバランスが確保される。

固定報酬は、世界中の大半の従業員にとって重要かつ主要な報酬である。固定報酬は、透明かつ事前に決定された条件に基づく固定額の定期支払報酬である。固定報酬は、基本給の形で支給されるほか、該当する場合には、各地固有の固定報酬手当の形で支給される。固定報酬は、組織内における個々の役割および働きの価値、ならびに地域および部門に固有の特性を反映し、特定の地理的場所および職責水準の報酬水準に沿って、従業員が組織にもたらす要素（職務に必要な資格、技能および経験等）に報いるものである。

変動報酬は、裁量的な報酬要素であり、グループのパフォーマンス、部門のリスク調整後の財務成績および非財務成績、ならびに個々の貢献度が反映されている。変動報酬は、所属部門および当行グループ全体の成功に対する従業員の貢献を認識するものである。同時に、当行は変動報酬により、個々の貢献度に応じて報酬に差を付けること、報奨制度を通じて、行内文化および当行の戦略的目標の達成にプラスの影響を及ぼすような行動および行為を奨励すること、また、結果、行動および行為が基準に達していない者に対してはその結果をもとに変動報酬を減らすことができる。

InstWVでは、退職金は変動報酬とみなされる。当行の退職金に係るフレームワークは、InstWVの各要件との完全合致を確実にするものである。

従業員給付は、規制上の観点からは固定報酬とみなされる。これは、当該給付がパフォーマンスまたは裁量とは直接的に関係しないためである。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。年金費用は、世界各地で当行の給付ポートフォリオの主要素となっている。

総報酬は、所定の固定報酬と変動報酬で構成されており、各種給付により補完されている。

#### 特定の報酬構造を持つ従業員グループ

当行の一部の領域では、規制の範囲内ではあるが上述のグループ報酬フレームワークとは一部異なる報酬構造が適用されている。

#### ポストバンク部門

通常、旧ポストバンクの幹部社員はドイツ銀行の報酬構造に従っているが、ポストバンク部門のその他の社員の報酬は、労働組合またはそれぞれの労働者評議会と合意された特定のフレームワークに基づいている。労働協約が存在しない場合、報酬は個別契約に従う。通常、ポストバンク部門の非幹部社員および協約従業員は変動報酬を受け取るが、変動報酬の構造と割合は会社ごとに異なる場合がある。これらの特定のフレームワークにかかわらず、ポストバンク部門の変動報酬は、SECCが監督する当行全体の報酬ガバナンスの対象となる。

#### DWS

DWSの資産運用会社および従業員は、AIFMD、UCITSまたはIFDの適用対象であるが、ドイツ銀行グループのリスク・プロフィールに重大な影響を与えると判断されるDWSの従業員には、依然として、当行グループがInstVVに基づき満たすべき要件が適用される。DWSは、規制要件に従い、独自の報酬ガバナンス、報酬方針、報酬構造およびリスク・テイカーの識別プロセスを構築している。こうした構造やプロセスは、必要に応じてInstVVと整合しているが、アセット・マネジメント事業に合うように調整されている。ESMA/EBAガイドラインに従い、DWSの報酬戦略は、固定報酬と変動報酬の適切な比率を確保するように設計されている。

通常、DWSはドイツ銀行グループのアプローチと同等の報酬規則を適用しているが、可能な場合はDWSグループに関連したパラメータを使用している。グループ報酬フレームワークとの顕著な相違点として、DWS株式およびファンド連動型金融商品と結び付けられた株式に基づく金融商品の使用が挙げられる。これは、従業員の報酬とDWSの株主および投資家の利益との連携の向上につながる。

#### 労働協約適用対象従業員（協約従業員）

協約従業員には、労働組合と使用者団体の間で締結された労働協約（*Tarifvertrag für das private Bankgewerbe und die öffentlichen Banken*）、または各労働組合と直接交渉された協約が適用される。協約従業員の報酬は本報酬報告書の定量的開示に含まれている。

## パフォーマンス連動型変動報酬の決定

当行は報酬に関する意思決定プロセスのガバナンスに注力している。事業および個人双方のパフォーマンスに緊密に結び付いた報酬決定のための規則に基づく強固な一連の原則が適用された。

変動報酬の総額はいずれのパフォーマンス年度においても、当行の収益性、支払能力および流動性ポジションの評価（負担能力評価）、グループのパフォーマンス、ならびに当行の戦略的目標の達成を支える部門および管理部門のパフォーマンスから導き出される。

最初のステップで、ドイツ銀行は、当行の負担能力や他の制約（外部の財務目標等）を評価し、規制要件および内部要件に沿って当行が何を与えることが「できる」かについて決定する。この評価では、当行の複数年戦略計画（複数年資本計画を含む。）における将来予測的な検討事項も考慮している。次のステップで、当行は部門のリスク調整後のパフォーマンス（すなわち、当行が当行の成功への貢献に対して適切な報酬を提供するために何を与える「べき」か）を評価する。

当行グループのパフォーマンスに関連する変動報酬プールに対する重み付けの割合は25%であり、これは、グループの一部の重要評価指標（KPI）に基づき決定される。このKPIには、費用収益比率（CIR）、税引後有形株主資本利益率（RoTE）、ESG（環境）- サステナブル・ファイナンス、ESG（投資）社会 - ジェンダー多様性およびガバナンス - 監査統制リスク管理グレード等の実績に基づいて決定される。

部門別のパフォーマンス評価の際、様々な事項が考慮される。パフォーマンスは、財務および（バランス・スコアカードに基づいた）非財務目標に照らして評価される。包括的なパフォーマンス評価を確実にし、公式のみを用いたアプローチでは評価し難い基準についても考慮するため、SECCが定性的レビューを追加実施する。定量的な計算により、評価対象変動報酬プールに係る統合実績値が算出されると、SECCが、財務パフォーマンスと非財務パフォーマンスの双方に関する事前に定義された一連の定性的基準一式をレビューし、部門別パフォーマンス評価の増減割合（最大10パーセンテージ・ポイント）を決定する。フロント・オフィス部門の財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理部門については、財務パフォーマンス評価は主にコスト目標に基づいている。管理部門（特に管理機能）の変動報酬配分は、ドイツ銀行全体および各部門の両方のパフォーマンスに応じて決定されるが、これらの機能が監督する部門のパフォーマンスによっては決定されない。

変動報酬指針原則は個々の従業員レベルで策定されており、管理職が変動報酬を決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、報酬を決定する際に、変動報酬配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、（ ）事業の成果（「何を」）、すなわち定量的および定性的な財務的、リスク調整済みおよび非財務的なパフォーマンス指標、ならびに（ ）行動（「どのように」）、すなわち管理部門または懲戒処分からの定性的インプットといった文化、行動および管理体制の検討等が含まれるが、これらに限定されるものではない。変動報酬決定に関する推奨事項は、管理職が、個々のパフォーマンス評価要素/指標（「何を」および「どのように」）を適切な報酬額に変換する際に役立っている。通常、パフォーマンスは1年間で評価されるが、「重要な金融機関」の全取締役については、3年間のパフォーマンス期間が考慮される。

## 変動報酬構造

報酬構造は、当行の従業員および当行グループの長期パフォーマンスを促進および支援するメカニズムが働くように設計されている。変動報酬の一部が前払いされる一方で、当該構造は変動報酬の適切な一部を繰り延べることによって、グループの持続可能なパフォーマンスに連動させる必要がある。変動報酬の両方の部分について、ドイツ銀行株式が金融商品として効果的な方法として使用され、報酬をドイツ銀行の持続可能なパフォーマンスおよび株主の利益と連動させている。

当行は引き続き、繰延変動報酬の範囲および繰延額、ならびに特定の従業員グループの最低繰延期間について規制要件を上回る水準を維持している。繰延率と期間は、従業員および事業部門のリスク区分に基づいて決定される。該当する場合、当行は、変動報酬が50,000ユーロ以上に設定されている、または変動報酬が総報酬の3分の1を超えるMRTの変動報酬について、一部繰延を開始する。MRT以外の者についての繰延は、より高額な変動報酬額から開始される。InstVVに規定されるとおり、MRTについては、平均して最低40%（上級経営陣については60%）の繰延率の適用対象となる。重要な事業部門（MBU）のMRTについては、当行は最低50%の繰延率を適用している。60%以上の繰延が必要なMRTの変動報酬の基準額は、500,000ユーロに設定されている。さらに、固定報酬が600,000ユーロを超えるすべての従業員について、変動報酬は全額繰り延べられる。

以下の表に詳述されているように、繰延期間は、従業員グループによって3年から5年の間である。

## 2025年度報奨の種類別概要（DWSグループを除く。）

報奨の種類	説明	対象者	繰延期間	保有期間	割合
前払い： 現金変動報酬 (VC)	前払いの現金	すべての適格な 従業員	N/A	N/A	VCの100%（繰 延報奨を有する 従業員を除 く。）

前払い： 前払い株式報 奨（EUA）	前払いの株式（保有期 間にわたってドイツ銀 行の株価に連動）	VCが50,000ユー ロ以上またはVC が総報酬（TC） の1/3を超える MRT  2025年度のTCが 500,000ユーロ 超の繰延報奨を 有するMRT以外	N/A	12ヶ月	前払いVCの50%
繰延： 制限付奨励報 奨（RIA）	繰延現金	繰延VCを有する 全従業員	段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣（注1）：5 年 MRT以外：3年	N/A	繰延VCの50%
繰延： 制限付株式報 奨（REA）	繰延株式（権利確定期 間および保有期間にわ たるドイツ銀行の株価 に連動）	繰延VCを有する 全従業員	段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣（注1）：5 年 MRT以外：3年	MRTの場 合は12ヶ 月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

（注1）2025パフォーマンス年度に係る年間報奨において、「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの共同責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」の取締役、ならびにMB-1職にあり管理責任を有する者と定義されている。ドイツ銀行AGの取締役に適用される特定の繰延規則については、取締役の報酬報告書を参照のこと。

従業員には、繰延報酬または報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡または付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。コンプライアンス部門は、報酬責任者による監督の下、従業員のトレーディング活動がこの要件を遵守しているかを監視している。

## 変動報酬の事後リスク調整

変動報酬の事後リスク調整に関連する規制要件に従い、当行グループは、当行グループの従業員の行動およびパフォーマンスに係る長期的な見解が繰延変動報酬の重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨がパフォーマンス条件および失効規定の対象となる。

### 2025パフォーマンス年度に付与されたドイツ銀行グループの変動報酬のパフォーマンス条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
ソルベンシーおよび流動性	- 権利確定前および交付前の四半期末にCET 1資本比率、レバレッジ比率、経済的適正自己資本比率、流動性カバレッジ比率、高品質の流動資産（HQLA）のいずれかが所定のリスク選好の基準値を下回った場合	- リスク選好の基準値およびグループ/部門税引前利益の条件を満たしたかによって、今後交付予定の繰延報奨の次のトランシェ/前払い株式報奨の10%から100%。
グループ税引前利益	- 交付日前の事業年度の調整後のグループ税引前利益がマイナスである場合（注1）	- ソルベンシーおよび流動性の条件、部門税引前利益の条件（該当する場合）を満たしたかによって、今後交付予定の繰延報奨の次のトランシェの10%から100%。
部門税引前利益（注2）	- 交付日前の事業年度の調整後の部門税引前利益がマイナスである場合（注1）	- 交付予定の繰延報奨の次のトランシェの10%から100%。ソルベンシーおよび流動性の条件、グループ税引前利益の条件を満たしたかによる。
失効規定（注3）	- 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは管理の欠陥があった場合 - 報奨が後に著しく不正確であるとみなされたパフォーマンスの測定または仮定に基づいていることが判明した場合 - 著しく不利な事象が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合 - 現行の規制要件を遵守するために失効が要求されている場合	- 未交付の報奨の最大100%
クローバック	- InstVVに基づくMRTが重大な損失もしくは規制上の制裁/監督措置を招く行為に関与した場合、または適正な行動基準に関する外部もしくは内部の関連規則を遵守しなかった場合 - 管轄規制当局またはその他の法的要件に関連している場合	- 報奨の最後の権利確定日から2年後の日までに交付された報奨の100%

（注1）明確に定義および規定される関連する損益項目の調整（事業再編、のれんまたは無形資産の減損等）を考慮している。

（注2）フロント・オフィス部門のInstVV対象MRTにのみ適用される。

（注3）各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される場合がある。

## 2025年度報酬の決定

### 2025年度末における検討および決定

報酬に関するすべての決定は、規制要件の範囲内で行っている。これらの要件は、ドイツ銀行の報酬を決定するための包括的なフレームワーク原則を形成している。特に、報酬に関する決定が当行の健全な資本基盤と流動性準備金の維持に弊害をもたらさないことを経営陣は保証しなければならない。

2025年度において、ドイツ銀行は、長引く地政学的不確実性およびマクロ経済的な課題が続くグローバル環境下での事業にもかかわらず、過去最高の財務成績を達成した。当銀行は、税引前利益97億ユーロ、純利益は前年比で2倍超の増加となる71億ユーロを計上し、税引後有形株主資本利益率（RoTE）は10.3%を達成した。この卓越した業績は、グローバル・ハウスバンク戦略の継続的な強さを反映している。

当行の従業員が持続的な事業成長に貢献した結果、収益は当行の目標に沿って7%増加し、321億ユーロに達した。これは、継続的な規律ある費用管理と当行の变革努力および業務効率化の累積的な効果と相まって、ドイツ銀行が手堅い資本水準を維持しながら株主への資本配分を増やすこと（2025年度の配当案における大幅な配当増加を含む。）を可能にした。ドイツ銀行の2025年度の報酬の決定には、各従業員の貢献を適切に認識し、公平かつ競争力のある報酬水準を設定すると同時に、規律あるコスト管理を維持し、事業の成長と管理体制へのさらなる投資を行い、資本とバランスシートの堅固さを維持し、成長を続け株主配当につなげるという当行のコミットメントを反映している。SECCは、これらの優先事項を十分に考慮しながら、年間を通じて潜在的な変動報酬報奨を監視した。

これらすべての要因を十分に考慮し、取締役会は、当行が2025年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬プールを含む26.81億ユーロ（2024年度：25.14億ユーロ）の変動報酬を付与することを決定した。年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬の増加は、当行全体における好調な業績を反映している。

ドイツ銀行AGの取締役会の変動報酬は、常に監査役会により別個のプロセスで決定されており、以下の表および図に含まれている。

### 2025年度の報酬費用 - 全従業員

	2025年度							2024年度		
単位：百万ユーロ（別途記載 のものを除く。）（注1）	監査役会 （注2）	取締役会 （注3）	CB （注3）	IB （注3）	PB （注3）	AM （注3）	管理 機能 （注3）	全社 機能 （注3）	グループ 合計	グループ 合計
従業員数 （常勤相当）	20	9	16,601	8,188	23,337	4,835	6,682	30,227	89,879	89,753
報酬総額	8	82	1,438	2,677	2,459	812	803	2,865	11,136	11,056
基本給および手当	8	27	1,059	1,334	1,826	488	646	2,221	7,600	7,606
年金費用	-	5	70	70	82	41	46	148	462	474
InstVW第2条による固定報酬	8	32	1,129	1,403	1,908	529	692	2,369	8,062	8,081
年度末のパフォーマンスに 基づく変動報酬 （注4）	-	43	274	1,230	350	241	99	444	2,681	2,514
その他の変動報酬（注4）	-	2	1	18	27	29	1	3	78	55
退職金	-	6	34	26	174	13	11	49	313	405
InstVW第2条による変動報酬	-	51	309	1,274	551	282	111	496	3,072	2,975

（注1）表は四捨五入による差異を含む場合がある。2025年12月31日現在のFTE（常勤相当）。全従業員（2025年度の離職者を含む。）に付与された報酬を表す。

（注2）「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。当該監査役は従業員数のグループ合計においては考慮されていない。従業員の代表者については、監査役会での役割に対する報酬のみが考慮されている（従業員としての報酬は該当する部門の欄に含められている。）。ドイツ銀行AGの監査役の報酬は、「グループ合計」に反映されていない。

（注3）「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「IB」=インベストメント・バンク、「CB」=コーポレート・バンク、「PB」=プライベート・バンク、「AM」=アセット・マネジメント（DWS）。「管理機能」には、チーフ・リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪対策の領域が含まれる。「全社機能」は、管理機能にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門が含まれる。

（注4）「年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬」は、ドイツ銀行AGの取締役向けに新たに導入された2025年度から2027年度までのパフォーマンス期間に係るLTI制度も考慮しており、「移行フェーズ」においては目標額のみ表示されている。その他の変動報酬には、サインオン報奨やリテンション報奨、ならびに協約従業員および公務員に関する特定の変動報酬項目も含まれる。また、ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付および契約で合意された契約終了後の競業禁止義務に対する報酬（変動報酬として分類される。）も含まれる。本表には前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨（早期退職割増報奨金）は含まれない。

各年に報告された年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬および繰延率 - 全従業員



ドイツ銀行は、規制上の最低要件を超えた繰延構造を引き続き適用しており、2025年度には全体的な繰延率（非MRT母集団を含む全従業員）は44%（2024年度は46%）となった。MRT母集団のみに関しては、繰延率は89%（2024年度は92%）に達する。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

グローバル・ベースで、2024年度の1,451名に対して、2025年度においては1,522名の従業員がCRD/InstVVのMRTとして識別された。2025年度における当行グループのMRT数は1,287名にのぼる。さらに、金融機関レベルでは298名（うち、当行グループのMRTは63名）が識別された。これらのすべてのMRTに対する連結ベースでの報酬項目の詳細は、CRR第450条に従い、以下の表に示されている。該当する場合、EU REMの表には、規則第575/2013号の付録XXX に従って規定された事業ラインが表示される。

繰延の取り決めおよび支払手段について、42名のMRTの総報酬額9.7百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬3.3百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(a)に規定される特例による給付、96名のMRTの総報酬額14.3百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬2.7百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(b)に規定される特例による給付である。

2025年度報酬 - 重要なリスク・テイカー (REM1)

2025年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) (注1)		監査役会 (注2)	取締役会 (注3)	上級経営陣 (注4)	その他の重要な リスク・ テイカー	グループ合計
	MRTの数(注5)	20	9	243	1,102	1,374
固定報酬	固定報酬総額	8	32	175	632	847
	うち：現金に基づく	8	28	169	599	804
	うち：株式または相当する所有持分	-	-	-	-	-
	うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品	-	-	-	-	-
	うち：その他の商品	-	-	-	-	-
	うち：その他の形式	-	3	6	33	43
	MRTの数(注5)	-	9	240	1,061	1,310
変動報酬	変動報酬総額(注6)	-	51	190	706	946
	うち：現金に基づく	-	13	96	362	472
	うち：繰延	-	2	83	264	349
	うち：株式または相当する所有持分	-	37	86	343	466
	うち：繰延	-	28	81	264	373
	うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品	-	-	6	-	6
	うち：繰延	-	-	4	-	4
	うち：その他の商品	-	-	2	-	2
	うち：繰延	-	-	2	-	2
	うち：その他の形式	-	-	-	-	-
	うち：繰延	-	-	-	-	-
	報酬総額	8	82	365	1,338	1,793

(注1) 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

(注2) 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

(注3) 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

(注4) 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの共同責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、機関単体レベルでMRTを識別し、管理責任を有するMB-1職が置かれている金融機関の取締役と定義されている。

(注5) 2025年12月31日現在の対象者のみ(監査役会および取締役会については人数、残りの部分については常勤相当の人数)。したがって合計は、グループMRTとして識別された個人の合計1,522名とならない。全従業員(2025年度の離職者を含む。)に付与された報酬を表す。

(注6) 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2025年度の年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬、その他の変動報酬および退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付および契約で合意された契約終了後の競業禁止義務に対する報酬(変動報酬として分類される。)も含まれる。金額は、ドイツ銀行AGの取締役向けに新たに導入された2025年度から2027年度までのパフォーマンス期間に係るLTI制度も考慮しており、「移行フェーズ」においては目標額のみ表示されている。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨(早期退職割増報奨金)は含まれない。

保証付変動報酬および退職金 - 重要なリスク・テイカー (REM2)

2025年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)(注1)	監査役会 (注2)	取締役会 (注3)	上級経営陣 (注4)	その他の重要な リスク・ テイカー	グループ合計
保証付変動報酬					
MRTの数(注5)	-	-	3	8	11
総額	-	-	2	17	19
うち：事業年度中に支払われ、賞与上 限には考慮されないもの	-	-	-	8	8
過年度に付与された退職金のうち、事業 年度中に支払われたもの					
MRTの数(注5)	-	-	-	-	-
総額	-	-	-	-	-
事業年度中に支払われた退職金					
MRTの数(注5)	-	1	8	39	48
総額(注6)	-	6	4	10	21
うち：事業年度中に支払われたもの	-	3	4	10	16
うち：繰延	-	4	-	-	4
うち：事業年度中に支払われ、賞与上 限には考慮されないもの	-	3	4	10	16
うち：個人に支払われた最高額	-	6	2	1	6

(注1) 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

(注2) 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

(注3) 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

(注4) 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの共同責任者とIBの共同責任者の  
直属である者、重要な職責を有する個人、機関単体レベルでMRTを識別し、管理責任を有するMB-1職が置かれている金融機関の取締役  
と定義されている。

(注5) 対象者のみ(すべてのカテゴリーについての人数)。

繰延報酬 - 重要なリスク・テイカー (REM3)

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） （注1）	2025年度							
	過去のパフォーマンス期間について付与された繰延報酬総額	うち当事業年度に権利確定	うち翌事業年度に権利確定	当事業年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度のパフォーマンス調整額	将来の評価年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度のパフォーマンス調整額	事後的な非明示的調整による当事業年度の調整総額（注5）	当事業年度に実際に支払われた当事業年度以前に付与された繰延報酬総額（注6）	過去のパフォーマンス期間について付与されたが保有期間が適用される繰延報酬総額
監査役会（注2）	-	-	-	-	-	-	-	-
現金に基づく	-	-	-	-	-	-	-	-
株式または同等の所有持分	-	-	-	-	-	-	-	-
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の商品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の形式	-	-	-	-	-	-	-	-
取締役会（注3）	106	24	82	-	-	80	24	14
現金に基づく	48	11	38	-	-	-	11	-
株式または同等の所有持分	58	14	44	-	-	80	14	14
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の商品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の形式	-	-	-	-	-	-	-	-
上級経営陣（注4）	460	98	362	-	-	253	98	45
現金に基づく	218	47	171	-	-	-	47	-
株式または同等の所有持分	229	49	180	-	-	249	49	44
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	10	2	8	-	-	4	2	1
その他の商品	3	-	3	-	-	-	-	-
その他の形式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の重要なリスク・テイカー	1,594	393	1,201	-	-	832	392	146
現金に基づく	770	191	579	-	-	-	191	-
株式または同等の所有持分	824	202	622	-	-	832	202	146
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の商品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の形式	-	-	-	-	-	-	-	-
総額	2,160	516	1,644	-	-	1,165	515	205

（注1）表は四捨五入による差異を含む場合がある。

（注2）「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

（注3）「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

（注4）「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの共同責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、機関単体レベルでMRTを識別し、管理責任を有するMB-1職が置かれている金融機関の取締役と定義されている。

（注5）金融商品価格の変動による繰延報酬額の変動。

（注6）当事業年度に権利確定した、当事業年度以前に付与された報酬と定義される（保有期間が適用される場合を含む。）。

高所得者の報酬 - 重要なリスク・テイカー (REM 4)

単位：ユーロ	2025年度	2024年度
	従業員数	従業員数
報酬総額(注1)		
1,000,000以上1,499,999以下	339	331
1,500,000以上1,999,999以下	123	125
2,000,000以上2,499,999以下	71	59
2,500,000以上2,999,999以下	32	48
3,000,000以上3,499,999以下	31	25
3,500,000以上3,999,999以下	16	14
4,000,000以上4,499,999以下	8	6
4,500,000以上4,999,999以下	9	5
5,000,000以上5,999,999以下	7	9
6,000,000以上6,999,999以下	4	3
7,000,000以上7,999,999以下	4	12
8,000,000以上8,999,999以下	4	3
9,000,000以上9,999,999以下	6	3
10,000,000以上10,999,999以下	1	3
11,000,000以上11,999,999以下	2	-
17,000,000以上17,999,999以下	-	1
18,000,000以上18,999,999以下	1	-
合計	658	647

(注1) 固定報酬および変動報酬の全項目を含む(退職金を含む)。早期退職割増報奨金は含まれていない。

2025年度には合計658名のMRTが1百万ユーロ以上の報酬総額を受け取った。MRTの高所得者数は、2024年度と比較してほぼ横ばいである。

2025年度の報酬報奨 - 重要なリスク・テイカー (REM 5)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)(注1)	経営体の報酬			事業分野					合計
	監査役 会(注 2)	取締役 会(注 2)	経営体 合計	インベ ストメン ト・バン キング (注2)	リテー ル・バン キング (注2)	アセッ ト・マネジ メント (注2)	全社 機能 (注2)	管理 機能 (注2)	
重要なリスク・テイカーの 総数(注3)									1,374
うち：経営体	20	9	29	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
うち：上級経営陣(注4)	N/A	N/A	N/A	34	87	6	78	38	243
うち：その他の重要なリ スク・テイカー	N/A	N/A	N/A	634	251	1	114	102	1,102
重要なリスク・テイカーの 報酬総額	8	82	90	1,147	292	21	167	76	1,793
うち：変動報酬(注5)	-	51	51	644	143	12	78	20	946
うち：固定報酬	8	32	40	504	149	10	89	56	847

(注1) 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

(注2) 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「インベストメント・バンキング」=インベストメント・バンク、「リテール・バンキング」=プライベート・バンクおよびコーポレート・バンク、「アセット・マネジメント」=アセット・マネジメント(DWS)。「管理機能」には、チーフ・リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪対策の領域が含まれる。「全社機能」は、管理機能にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理部門が含まれる。

(注3) 監査役会および取締役会については2025年12月31日現在の人数、残りの部分については2025年12月31日現在の常勤相当の人数。したがって合計は、MRTとして識別された個人の合計1,522名とならない。全従業員(2025年度の離職者を含む)に付与された報酬を表す。

(注4) 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの共同責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、機関単体レベルでMRTを識別し、管理責任を有するMB-1職が置かれている金融機関の取締役と定義されている。

(注5) 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2025年度の年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬、その他の変動報酬および退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付および契約で合意された契約終了後の競業禁止義務に対する報酬(変動報酬として分類される)も含まれる。金額は、新たに導入した、ドイツ銀行AGの取締役を対象とする2025年度から2027年度までのパフォーマンス期間に係るLTI制度を踏まえた額で、「移行フェーズ」においては目標額のみ表示されている。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨(早期退職割増報奨金)は含まれない。

[次へ](#)

## 連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2025年度	2024年度	2023年度
利息および類似収益（注1）	5	44,458	49,358	44,074
利息費用	5	28,767	36,292	30,472
純利息収益	5	15,691	13,065	13,602
		(29,132)	(24,256)	(25,253)
信用損失引当金繰入額	19	1,707	1,830	1,505
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益		13,985	11,235	12,097
		(25,965)	(20,859)	(22,459)
純手数料およびフィー収益	6	10,891	10,372	9,206
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	5,160	5,987	4,947
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）	7	9	-11	-96
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）		49	48	-
持分法適用投資による純利益（損失）	16	-6	12	-38
その他の収益（損失）	8	300	619	1,259
利息以外の収益合計		16,404	17,027	15,277
		(30,456)	(31,612)	(28,363)
報酬および手当	33	11,813	11,731	11,131
一般管理費	9	8,860	11,243	10,112
のれんおよびその他の無形資産の減損	23	-	-	233
再編費用	10	-15	-3	220
利息以外の費用合計		20,658	22,971	21,695
		(38,354)	(42,648)	(40,279)
税引前利益（損失）		9,731	5,291	5,678
		(18,067)	(9,823)	(10,542)
法人所得税費用（ベネフィット）	34	2,592	1,786	787
当期純利益（損失）		7,139	3,505	4,892
		(13,254)	(6,507)	(9,082)
非支配持分に帰属する純利益（損失）		208	139	119
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）		6,931	3,366	4,772

（注1）2025年、2024年および2023年12月31日終了年度における利息および類似収益には、実効金利法に基づいて算定されたそれぞれ325億ユーロ、369億ユーロおよび345億ユーロが含まれている。

## 株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2025年度	2024年度	2023年度
1株当たり利益：（注1）	11			
基本的		3.16 (587)	1.40 (260)	2.07 (384)
希薄化後		3.09 (574)	1.37 (254)	2.03 (377)
株式数 単位：百万株				
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		1,954.5	1,993.6	2,064.1
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数		1,998.0	2,039.3	2,104.0

（注1）2025年度において、その他Tier1ノートの支払クーポンに関連して、税引前利益には761百万ユーロの調整が行われており、そのうち728百万ユーロが第2四半期、32百万ユーロが第4四半期に係るものである。また、2024年度および2023年度の各第2四半期において、その他Tier1ノートの支払クーポンに関連して、税引前利益にはそれぞれ574百万ユーロおよび498百万ユーロの調整が行われている。その他Tier1ノートの支払クーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に基づく計算において控除する必要がある。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2025年度	2024年度	2023年度
損益計算書に認識された純利益（損失）	7,139 (13,254)	3,505 (6,507)	4,892 (9,082)
<b>その他の包括利益</b>			
<b>純損益に振り替えられない項目</b>			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	27	264	-286
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）、税引前	-115	-180	-62
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	-115	-61	155
<b>純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目</b>			
<b>その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	638	-332	25
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-49	-48	-
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-42	-242	439
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-44	234	395
<b>売却目的保有として分類された資産</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-	-	-
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-	-	-
<b>外貨換算調整勘定</b>			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-3,330	833	-1,294
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-9	3	-3
<b>持分法適用投資</b>			
期中純利得（損失）	31	-2	-25
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	-133 ( 247)	264 (490)	18 (33)
その他の包括利益（損失）、税引後	-3,140 ( 5,830)	731 (1,357)	-637 ( 1,183)
包括利益（損失）合計、税引後	3,999 (7,425)	4,236 (7,865)	4,255 (7,900)
<b>以下に帰属：</b>			
非支配持分	107	192	77
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	3,892	4,044	4,178

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
資産：			
現金および中央銀行預け金		164,659	147,494
インターバンク預け金（中央銀行以外）		6,962	6,160
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）	20	37,509	40,803
借入有価証券担保金	20	6	44
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		153,811	139,772
デリバティブ金融商品のプラスの時価		241,328	291,754
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産		124,495	114,324
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12,13,20,35	519,635	545,849
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15	43,644	42,090
持分法適用投資	16	924	1,028
償却原価で測定する貸出金	18,19,20	472,620	478,921
土地建物および設備	21,22	5,924	6,193
のれんおよびその他の無形資産	23	7,561	7,749
その他の資産（注1）	24,25	167,472	101,207
当期税金資産		1,609	1,801
繰延税金資産	34	6,544	7,839
資産合計		1,435,067	1,387,177
		(2,664,345)	(2,575,433)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	26	691,828	666,261
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	20	4,177	3,740
貸付有価証券受入金	20	2	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
トレーディング負債		42,879	43,498
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		225,775	276,395
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		115,055	92,047
投資契約負債		469	454
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	12,13,20,35	384,179	412,395
その他の短期借入金	29	18,204	9,895
その他の負債（注1）	22,24,25	137,713	95,631
引当金	19,27	2,408	3,326
当期税金負債		694	720
繰延税金負債	34	623	590
長期債務	30	114,754	114,899
信託優先証券	30	283	287
負債合計		1,354,863	1,307,745
		(2,515,439)	(2,427,959)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	32	4,891	5,106
資本剰余金		38,281	39,744
利益剰余金		28,096	23,368
自己普通株式、取得原価	32	-185	-713
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		-4,150	-1,229
株主持分合計		66,933	66,276
		(124,268)	(123,048)
その他の資本構成要素		11,708	11,550
非支配持分		1,562	1,606
資本合計		80,203	79,432
		(148,905)	(147,473)
負債および資本合計		1,435,067	1,387,177
		(2,664,345)	(2,575,433)

（注1）売却目的保有の非流動資産および処分グループが含まれる。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原価
2022年12月31日現在残高	5,291 (9,823)	40,513 (75,216)	17,800 (33,047)	-331 ( 615)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-	-	4,772	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-	-
普通株式の消却（注5）	-68	-232	-	300
現金配当の支払	-	-	-610	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-498	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-148	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-94	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-	407
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	27	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-65	-	-
自己株式の購入	-	-	-	-857
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-	39	-	-
2023年12月31日現在残高	5,223 (9,697)	40,187 (74,611)	21,316 (39,575)	-481 ( 893)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-	-	3,366	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-5	-
普通株式の消却（注5）	-117	-333	-	450
現金配当の支払	-	-	-883	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-574	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	148	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-23	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-	444
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	53	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-41	-	-
自己株式の購入	-	-	-	-1,126
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-	-99	-	-
2024年12月31日現在残高	5,106 (9,480)	39,744 (73,789)	23,368 (43,385)	-713 ( 1,324)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-	-	6,931	-

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-9	-
普通株式の消却（注5）	-215	-1,459	-	1,675
現金配当の支払	-	-	-1,315	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-761	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-119	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	63	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-	472
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	161	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-75	-	-
自己株式の購入	-	-	-	-1,618
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-	-153	-	-
2025年12月31日現在残高	4,891	38,281	28,096	-185
	(9,081)	(71,073)	(52,163)	( 343)

未実現純利得（損失）

単位：百万ユーロ（億円）	純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして			
	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産、 税引後（注2）	指定された金融 負債の自己の信 用リスクの変動 に起因、 税引後（注2）	キャッシュ・フ ロー・ヘッジ目 的のデリバティ ブ、 税引後（注2）	売却目的保有と して分類された 資産、 税引後（注2）
2022年12月31日現在残高	-986	62	-570	-
	( 1,831)	(115)	( 1,058)	(-)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	133	-43	592	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-	-
現金配当の支払	-	-	-	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	-	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-	-	-
自己株式の購入	-	-	-	-
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
2023年12月31日現在残高	-853	18	22	-
	( 1,584)	(33)	(41)	(-)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-272	-131	1	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	5	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-	-
現金配当の支払	-	-	-	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	-	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-	-	-
自己株式の購入	-	-	-	-
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-

その他	-	-	-	-
2024年12月31日現在残高	-1,124	-108	23	-
	( 2,087)	( 201)	(43)	(-)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	418	-93	-59	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	9	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-	-
現金配当の支払	-	-	-	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	-	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-	-	-
自己株式の購入	-	-	-	-
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
2025年12月31日現在残高	-707	-192	-36	-
	( 1,313)	( 356)	( 67)	(-)

単位：百万ユーロ（億円）	外貨換算調整勘定、税引後（注2）	持分法適用投資による未実現純利得（損失）	その他の包括利益累計額、税引後（注1）
2022年12月31日現在残高	171	10	-1,314
	(317)	(19)	( 2,440)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-1,111	-16	-445
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-
現金配当の支払	-	-	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-	-
自己株式の購入	-	-	-
自己株式の売却	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-
その他	-	-	-
2023年12月31日現在残高	-941	-6	-1,760
	( 1,747)	( 11)	( 3,268)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	928	-1	525
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	5
普通株式の消却（注5）	-	-	-
現金配当の支払	-	-	-
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-	-
自己株式の購入	-	-	-
自己株式の売却	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-
その他	-	-	-
2024年12月31日現在残高	-13	-7	-1,229
	( 24)	( 13)	( 2,282)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-3,212	17	-2,930
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	9
普通株式の消却（注5）	-	-	-
現金配当の支払	-	-	-

その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-	-	-
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-	-	-
報告期間中の株式報奨の純変動	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	-	-	-
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-	-	-
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-	-	-
自己株式の購入	-	-	-
自己株式の売却	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-
その他	-	-	-
2025年12月31日現在残高	-3,225	10	-4,150
	( 5,988)	(19)	( 7,705)

単位：百万ユーロ（億円）	株主持分 合計	その他の資本構成要 素（注3）	非支配持分	資本合計
2022年12月31日現在残高	61,959	8,578	1,791	72,328
	(115,033)	(15,926)	(3,325)	(134,284)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	4,327	-	78	4,404
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-	-
現金配当の支払	-610	-	-100	-710
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-498	-	-	-498
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-148	-	-1	-149
報告期間中の株式報奨の純変動	-94	-	-1	-95
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	407	-	-	407
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	27	-	-1	26
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-65	-	-	-65
自己株式の購入	-857	-	-	-857
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	39	-9（注4）	-4	26
2023年12月31日現在残高	64,486	8,569	1,763	74,818
	(119,725)	(15,909)	(3,273)	(138,907)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	3,891	-	191	4,082
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-	-
現金配当の支払	-883	-	-264	-1,147
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-574	-	-	-574
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	148	-	1	149
報告期間中の株式報奨の純変動	-23	-	-	-23
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	444	-	-	444
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	53	-	-	53
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-41	-	-	-41
自己株式の購入	-1,126	-	-	-1,126
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-99	2,981（注4）	-84	2,798
2024年12月31日現在残高	66,276	11,550	1,606	79,432
	(123,048)	(21,444)	(2,982)	(147,473)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	4,002	-	106	4,108
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	-	-	-	-

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	-	-	-	-
普通株式の消却（注5）	-	-	-	-
現金配当の支払	-1,315	-	-107	-1,421
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-761	-	-	-761
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-119	-	1	-118
報告期間中の株式報奨の純変動	63	-	-	63
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	472	-	-	472
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	161	-	-	161
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-75	-	-	-75
自己株式の購入	-1,618	-	-	-1,618
自己株式の売却	-	-	-	-
自己株式売却に係る純利得（損失）	-	-	-	-
その他	-153	158（注4）	-45	-39
2025年12月31日現在残高	66,933	11,708	1,562	80,203
	(124,268)	(21,737)	(2,900)	(148,905)

（注1）確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

（注2）持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

（注3）ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1 ノートを含む。

（注4）その他の資本構成要素の発行、購入および売却による収入（純額）を含む。

（注5）2025年12月19日、ドイツ銀行は普通株式37.7百万株を消却した。この消却により、当該株式の額面価額が96百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価10億ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が903百万ユーロ減少した。2025年1月3日、ドイツ銀行は普通株式46.4百万株を消却した。この消却により、当該株式の額面価額が119百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価675百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が556百万ユーロ減少した。2024年3月5日、ドイツ銀行は普通株式45.5百万株を消却した。この消却により、当該株式の額面価額が117百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価450百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が333百万ユーロ減少した。2023年2月28日、ドイツ銀行は普通株式26.5百万株を消却した。この消却により、当該株式の額面価額が68百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価300百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が232百万ユーロ減少した。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2025年度	2024年度	2023年度
当期純利益（損失）	7,139	3,505	4,892
	(13,254)	(6,507)	(9,082)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー：</b>			
当期純利益（損失）を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用損失引当金繰入額	1,707	1,830	1,505
再編費用	-15	-3	220
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-22	-76	-84
繰延法人所得税、純額	837	473	-553
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	2,805	3,388	3,111
持分法適用投資の純利益に対する持分	-35	4	107
<b>営業資産および負債の純変動に関する調整：</b>			
中央銀行および銀行への利付定期預金	-13,074	-1,188	-699
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）ならびに借入有価証券担保金	3,490	-25,975	-3,285
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-14,115	-25,214	793
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	75	93
償却原価で測定する貸出金	-9,415	226	8,556
その他の資産	-52,226	13,990	-1,384
預金	38,220	37,603	1,771
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債（注1）	28,456	5,425	29,493
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金	631	625	2,456
その他の短期借入金	8,529	182	4,534
その他の負債	48,755	-19,800	777
優先長期債務（注2）	5,754	-6,339	-11,880
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	-19,269	-14,991	-35,616
その他、純額	8,912	-2,323	801
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,064	-28,584	5,606
	(87,379)	( 53,069)	(10,408)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー：</b>			
収入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	10,909	18,267	15,646
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の満期償還	22,748	22,658	19,437
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の売却	-	20	-
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の満期償還	4,631	7,216	8,025
持分法適用投資の売却	-	-	20
土地建物および設備の売却	18	20	33
購入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-37,989	-46,502	-38,648
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券	-24,728	-6,498	-4,859
持分法適用投資	-17	-63	-60
土地建物および設備	-443	-528	-422
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	-	3	-361
その他、純額	-1,440	-1,375	-1,386

投資活動によるキャッシュ・フロー	-26,311	-6,781	-2,576
	( 48,849)	( 12,590)	( 4,783)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行（注3）	54	20	1,432
劣後長期債務の返済および償還（注3）	-2,728	-153	-1,471
信託優先証券の発行（注4）	-	-	-
信託優先証券の返済および償還（注4）	-6	-6	-225
リース債務の元本部分（注5）	-496	-552	-534
普通株式の発行	-	-	-
自己株式の購入	-1,618	-1,126	-857
自己株式の売却	-	-	-
その他の資本構成要素（AT1）の発行	2,500	3,000	-
その他の資本構成要素（AT1）の返済	-2,360	-	-
その他の資本構成要素（AT1）の購入	-3,064	-3,341	-400
その他の資本構成要素（AT1）の売却	3,071	3,316	415
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-761	-574	-498
非支配持分への配当の支払	-107	-264	-100
非支配持分の純変動	-6	-84	-5
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-1,315	-883	-610
財務活動によるキャッシュ・フロー	-6,834	-646	-2,852
	( 12,688)	( 1,199)	( 5,295)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-6,309	2,910	-2,036
	( 11,713)	(5,403)	( 3,780)
現金および現金同等物の純増加（減少）	7,611	-33,102	-1,857
現金および現金同等物、期首残高	130,666	163,768	165,626
現金および現金同等物、期末残高	138,277	130,666	163,768
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む。			
法人所得税支払（受取）額、純額	1,361	1,392	955
利息支払額（注6）	28,805	36,030	28,502
利息受取額（注6）	44,543	48,746	43,413
配当受取額	142	110	106
現金および現金同等物の構成要素			
現金および中央銀行預け金（注7）	133,193	126,353	159,326
インターバンク預け金（中央銀行以外）（注8）	5,084	4,313	4,442
合計	138,277	130,666	163,768
	(256,725)	(242,594)	(304,052)

（注1）2025年12月31日および2024年12月31日終了年度において、優先長期債務の発行がそれぞれ122億ユーロおよび135億ユーロ、返済および償還がそれぞれ62億ユーロおよび24億ユーロ含まれている。

（注2）2025年12月31日および2024年12月31日終了年度において、発行がそれぞれ237億ユーロおよび259億ユーロ、返済および償還がそれぞれ172億ユーロおよび332億ユーロ含まれている。

（注3）劣後長期債務における現金以外の変動は、2025年12月31日終了年度において合計でマイナス741百万ユーロであり、主に公正価値の変動62百万ユーロおよび外国為替の変動マイナス810百万ユーロによるもの、2024年12月31日終了年度において合計で532百万ユーロであり、主に公正価値の変動90百万ユーロおよび外国為替の変動432百万ユーロによるものである。

（注4）信託優先証券における現金以外の変動は、2025年12月31日終了年度において合計で2百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス3百万ユーロによるもの、2024年12月31日終了年度において合計で3百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス3百万ユーロによるものである。

（注5）リース債務における現金以外の変動は、2025年12月31日終了年度において外国為替の変動マイナス205百万ユーロを含めて合計で327百万ユーロであり、2024年12月31日終了年度において外国為替の変動107百万ユーロを含めて合計で673百万ユーロであった。

（注6）IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠した金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを含む、当行グループの公正価値ヘッジ会計の適用に基づくヘッジ手段として適格なデリバティブからの支払利息および受取利息を含む。

（注7）2025年12月31日現在315億ユーロおよび2024年12月31日現在212億ユーロの中央銀行への利付定期預金を含んでいない。

（注8）2025年12月31日現在19億ユーロおよび2024年12月31日現在19億ユーロの銀行への利付定期預金を含んでいない。

2025年12月31日現在、現金および中央銀行預け金にはロシア中央銀行への定期預金および要求払預金545百万ユーロ（2024年12月31日現在：377百万ユーロ）が含まれている。これらは外国為替制限の影響を受ける。そのうち、期末日現在、要求払預金13百万ユーロ（2024年12月31日現在：15百万ユーロ）は現金および現金同等物の条件を満たしている。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12）（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下総称して「当行グループ」または「ドイツ銀行」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

2026年3月12日の公表に先立ち、2026年3月5日に取締役会によって作成された当行グループの2025年度連結財務諸表は、2026年3月11日に監査役会によって承認された。

EUカーブアウト

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウト版では、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができる。さらに、IAS第39号のEUカーブアウト版では、ヘッジの非有効性は、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には、ヘッジ関係が非有効とはみなされない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらにIASBが公表したIFRSでは、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。IAS第39号のEUカーブアウト版はまた、サブ・ベンチマークで価格設定された金融商品のベンチマーク・リスク構成要素を識別することの禁止を除外している。これは契約上特定されていない識別されたリスク構成要素が契約自体にかかる利息よりも大きい等、金融商品のスプレッドがマイナスの場合に生じる可能性がある。

2025年12月31日終了事業年度において、IAS第39号のEUカーブアウト版の適用により、税引前利益には7億ユーロ、税引後利益には3億ユーロのプラスの影響が生じた。2024年12月31日終了事業年度において、EUカーブアウト版の適用により、税引前利益には14億ユーロ、税引後利益には10億ユーロのマイナスの影響が生じた。

当行グループの規制自己資本およびその比率も、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づいて報告されている。資本合計への影響はCET 1 資本比率の計算にも影響している。EUカーブアウト版の適用により、CET 1 資本比率には2025年12月31日現在、約60ベース・ポイントのマイナスの累積的影響、2024年12月31日現在、約68ベース・ポイントのマイナスの累積的影響が生じた。

IFRS第7号による開示（セグメント報告および地政学的リスクの開示を含む。）

IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示は、統合マネジメント・レポートの「リスク・レポート」の項に記載されており、連結財務諸表の不可欠な一部である。

地政学的リスクおよびマクロ経済関連リスクの開示は、リスク・レポートの「リスクおよび機会」の項、「リスクおよび資本の概要」の項、「主要なリスクテーマ」の章に記載されている。当行グループは、地政学的およびマクロ経済的な不確実性から生じる一般的リスクにさらされている。以下は、そのようなリスクが当行グループの業績にどのような影響を与える可能性があるかを示す例である。

- 関税や制裁措置ならびに経済の停滞が、IFRS第9号の対象となる金融商品の元本および利息の支払を顧客が履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。
- 世界の特定地域における戦争および禁輸措置が、ローンを返済するための持続的な収益を顧客が生み出す能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、関連する顧客に信用を供与する前に、信用リスクの評価およびデューデリジェンス・プロセスの一環として、このような地政学的リスクおよびマクロ経済的リスクを考慮している。当行グループはまた、設定されたリスク選好度と限度額の範囲内で信用ポートフォリオを管理している。

セグメント報告については、マネジメント・レポート内の「ドイツ銀行の事業セグメント」の項および注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

監査済の開示は、リスク・レポートにおいて水色で（本書では『 』で表示されている。）記載されている。

2023年度第4四半期開始時より、高品質の流動資産（HQLA、委員会委任規則（EU）第2015/61号に定義されている。）は、それまで報告されていた流動性準備金に代わって、当行グループの流動性リスク選好に応じた主要な上限となっている。HQLAは、利用可能な現金および現金同等物、ならびに抵当権の設定されていない流動性の高い有価証券（国債および政府保証債を含む。）から構成され、ストレス事象において最も容易に入手可能でもっとも重要な対策となる。したがって、当行グループは2025年度以降の流動性準備金の開示を中止した。

## 重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容、ならびに報告期間中の収益・費用の金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要性がある会計方針は「重要性がある会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確定で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要性がある会計方針は、以下のとおりである。

- 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「取引日利益の認識」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）
- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上/規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

## 重要性がある会計方針

当行グループの重要性がある会計方針は、以下に記載するとおりである。前述および後述の会計方針の変更および会計上の見積りの変更を除き、これらの方針は、2023年度、2024年度および2025年度に一貫して適用されている。

## 連結の原則

当連結財務諸表の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

## 子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か

- 当行グループがそのリターン額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も、支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが、単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

#### 関連会社

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社は、事業体の経営および財務の管理方針に関する意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない事業体である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には、重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会（ドイツの株式会社の場合は監査役会）への役員派遣、および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても、持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上され、その後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。

減損の客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。

#### 外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産および負債は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートで、または実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含まれる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その事業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に組み替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に組み替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に組み替えられる。

#### 利息、手数料およびフィー

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息収益および費用は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利（EIR）法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。

EIRの計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関するすべての契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー（手数料を含む。）、直接的増分取引コ

スト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。ただし、純損益を通じて公正価値で計上される金融商品の場合は、公正価値の決定に重要かつ観察不能なインプットが使用されていないことを条件として、関連するすべてのフィーが当該金融商品の当初認識時にトレーディング収益に認識される。

金融資産が信用減損している場合、利息収益は償却原価に実効金利を適用して計算される。金融資産の償却原価は、減損引当金による調整後の金融資産の総帳簿価額である。購入したまたは信用減損しているものとして当初認識された資産の利息収益は、予想信用損失を考慮に入れた信用調整後の実効金利を用いて計算される。

当行グループは、マイナス金利の利付資産に係る支払利息を利息費用に含め、また、マイナス金利の利付負債に係る受取利息を利息収益に含めて表示している。

当行グループは、EIR法を用いて算出した利息収益および利息費用を、当行グループの連結損益計算書において個別に表示している。

手数料およびフィー収益 - 当行グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の5段階の収益認識モデルを手数料およびフィー収益の認識に適用している。当該モデルに基づき、財およびサービスの支配が移転した時点、つまり、契約上の履行義務が充足された時点で収益を認識しなければならない。

したがって、第1段階で顧客との契約を識別した後、第2段階では顧客に提供する履行義務または一連の別個の履行義務を識別する。当行グループは、サービスが別個のものとなり得るか、契約の観点において実際に別個のものであるかを検証しなければならない。約束しているサービスが別個のものであるのは、顧客がそのサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他のリソースと組み合わせ得ることができ、かつ、サービスを顧客に移転するという約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能な場合である。収益の額は、契約で規定された履行義務に関して契約上合意された取引価格に基づき測定される。契約に変動対価が含まれる場合、当行グループは、顧客に約束した財またはサービスを移転するのと引き換えに受け取ることでできる金額で当該対価を見積る。収益は、識別された履行義務が充足された時点で利益または損失に認識される。当行グループは、残存する履行義務の情報を、それが当初の予想期間が1年以内の契約の一部である場合は開示していない。

当行グループは、契約における各履行義務の基礎となる別個のサービスの契約開始時に独立販売価格を決定し、これらの独立販売価格に応じて取引価格全体を配分している。独立販売価格は、ドイツ銀行が、約束しているサービスを単体で個別に顧客に販売する価格である。独立販売価格の最良の証拠となるのは、当行グループが類似の状況において類似の顧客に対して個別にサービスを販売する場合、当該サービスの観察可能な価格である。当行グループによるサービスの販売が個別の顧客に対するものではない場合、適切な手法を用いて独立販売価格を見積る。例えばローンのシンジケート取引において、当行グループは取引日利益の認識要件を適用し、他の市場参加者が同様の単体のサービスを提供する際の価格を考慮する。このように、独立販売価格を見積る際、当行グループは合理的に入手可能なすべての情報（市況を含む。）を考慮する。その場合、当行グループは観察可能なインプットを最大限に利用し、類似の状況と整合する見積りの手法を適用する。

当行グループは、資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーが発生する、単一の履行義務を構成する資産運用サービスを提供している。資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーの構成要素は変動対価であるため、当行グループは各報告日に、顧客に約束したサービスの移転と引き換えに受け取ることでできるフィーの金額を見積っている。当該資産運用サービスから生じる便益は、一定期間にわたり顧客が同時に受け取って消費する。当行グループは、その履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。パフォーマンス・フィーの場合、収益認識日は通常、履行の要素に関連する不確実性がすべて解消されたパフォーマンス・フィーの受領日である。当行グループがパフォーマンス・フィーの収益を実際の受領前に認識する場合、パフォーマンス・フィー関連の獲得条件を満たす見込みがあるかを評価するため、パラメータに基づく評価手法を適用し、認識した収益累計額の重大な戻入れが生じる可能性が極めて低いかどうかを判断している。この場合、対応する収益額を受領する権利は契約資産として認識され、当行グループの連結貸借対照表においてその他の資産として表示される。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーはローンの組成時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

主に一定期間にわたり顧客が受け取って消費するサービスにより稼得される手数料およびフィー収益：管理、運用資産、国外のコマーシャル・ビジネス、貸出金の処理および保証ならびにその他各種顧客サービス。当行グループは、その履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、これらのサービスからの収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益累計額の重大な戻入れが生じる可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。

主にある時点でのサービス提供または取引タイプのサービスの提供により稼得される手数料およびフィー収益には、その他の有価証券業務、引受およびアドバイザー・フィー、ブローカー・フィー、国内決済、外国通貨/為替事業および仲介手数料が含まれる。

手数料およびフィー収益の創出に直接関連する増分費用は、連結損益計算書の手数料およびフィー収益に純額で表示される。この中には、収益と関連費用が発生するサービスに関して、当行グループが契約上履行義務を負う場合（つまり、本人として）の収益および関連費用が含まれるが、当行グループが契約上の履行義務を負わず、代理人として行動する場合は含まない。当行グループが本人であるか代理人であるかの決定は、基礎となるサービス契約の契約条件に基づく。手数料およびフィーの収益および費用の総額は、注記06「手数料およびフィー収益」に開示されている。

## 金融資産

当行グループはIFRS第9号の分類および測定要件に従い、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（「元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。））」と呼ばれる。）の両方に基づき金融資産を分類しており、3つのビジネス・モデルがある。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産。これは、その後償却原価で測定され、当行グループの連結貸借対照表上の複数の勘定科目に計上される。
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産。これは、当行グループの連結貸借対照表上のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上される。
- その他 - 「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産。これは、当行グループの連結貸借対照表上の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として計上される。

ビジネス・モデルの評価は、当初認識時の事実および状況に基づいて判断する必要がある。本評価の一環として、当行グループは、定量的要因（例えば、予想される頻度および売却の数量）および定性的要因を考慮しており、定性的要因としては、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産のパフォーマンスが、どのように評価され当行グループの主要経営幹部に報告されているか、等である。ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産のパフォーマンスに影響を与えるリスクのほか、特に、マーケット・リスクおよび信用リスクが管理されている方法、当該ビジネスの管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）も考慮する必要がある。この評価により、資産は「回収のために保有」、「回収し、売却するために保有」または「その他」のビジネス・モデルのいずれかに分類される。

当行グループが、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルのいずれかの金融資産を保有する場合、金融資産の分類を決定するために、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。元本残高に係るSPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めにおける利息は、特定の期間中に残存していた元本金額に関する貨幣の時間価値と信用リスクへの対価である。利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価、および基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンも含まれる場合がある。偶発事象によりキャッシュ・フローが時間の経過とともに変動する可能性がある場合（例えば、契約上の特定のESG指標に関する借手のパフォーマンスに応じてローンのマージンが調整されるような条件の場合）、偶発事象とキャッシュ・フローは、金融商品のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを判断するために評価される。この評価では、偶発事象の性質とキャッシュ・フローの潜在的変動の規模が、クーポン全体と比較して絶対的および相対的に考慮される。さらに、SPPI評価の一環として、貸付が性質上ノンリコースである場合には、キャッシュ・フローがSPPIに整合的であるかを判断するためにさらなる評価が行われる。この評価は、基礎となるものの性質、劣後性のレベル、および保有される金融商品の契約上のキャッシュ・フローに依存する。当行グループは、複数のトランシェの負債を発行する事業体の負債性金融商品を組成および購入している。これらの金融商品が契約上連動する金融商品の定義を満たす場合には、保有される金融商品のキャッシュ・フローおよび信用リスク・エクスポージャー、ならびに購入時に保有され将来保有される可能性のある基礎となる担保について、さらなる評価が行われる。

#### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」の基準を満たしていない金融資産は、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。さらに、当該金融資産には、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルの基準を満たしているものの、SPPIではない、または当行グループが公正価値オプションに基づき指定した金融資産が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される金融資産は、公正価値で測定され、実現および未実現損益が純損益を通じて公正価値で測定する資産 / 負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金および負債性有価証券等の利付資産に係る利息ならびに資本性金融商品に係る配当金は、利息および類似収益に表示される。

当行グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産を取引日に認識している。

トレーディング資産 - 金融資産は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債性有価証券および資本性有価証券、トレーディング目的で保有するデリバティブならびにトレーディング貸出金が含まれている。この中には、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示された貸出コミットメントが含まれる。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - 当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれのビジネス・モデルにも該当しないトレーディング以外の金融資産を「その他」のビジネス・モデルに割り当て、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。当該金融資産には、主として公正価値で管理されるリバース・レポ契約が含まれる。さらに当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当する、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない金融資産を、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で分類され、測定される。

プレミアムおよびディスカウントの償却は、純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

当行グループは、FVOCIで測定するものとして分類された金融資産を取引日に認識している。

トレーディング以外の資本性金融商品をFVOCIとして指定することは可能である。ただし、当行グループによるこの区分の使用は限定的になる見込みであり、現在まで使用されていない。

#### 償却原価で測定する金融資産

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時に公正価値で測定される。その後、帳簿価額から元本の返済を控除し、実効金利法による償却累計額を加減する。当該金融資産は、IFRS第9号の予想信用損失モデルに基づき減損の評価が行われる。このモデルでは、将来の予想信用損失に基づき引当金が認識される。当行グループの金融商品の減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号）」の項に記載されている。当行グループは、償却原価で測定する金融資産を取引日に認識している。

償却原価で測定する金融資産には主に、償却原価で測定する貸出金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券、借入有価証券および「その他の資産」に表示される一部の債権が含まれる。

#### 金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された当該金融資産は、引き続き当初のEIRで利息が発生する。条件変更により認識が中止される場合、当初の商品の認識が中止され、新たな商品が公正価値で認識される。

組成以降、信用リスクの著しい増大を経験しておらず、その金融資産を早期に解約するための容易に行使可能な権利を有している債務者と非信用関連または商業的な再交渉が行われた場合は、当初の取決めの認識が中止され、新たに交渉された取引条件に基づく新規の金融資産が認識される。

信用関連の条件変更（すなわち、契約開始以降の信用リスクの著しい増大による条件変更）または債務者が早期に解約するための容易に行使可能な権利を有していない条件変更に関して、当行グループは、その条件変更によって金融資産に重大な条件変更がなされ、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融資産の認識は中止されず、上述の認識が中止されない条件変更として会計処理される。

変更が重要であると判断された場合、旧商品の認識が中止され、新たな商品が認識される。当行グループはその後、12ヶ月間の予想信用損失に基づく信用損失引当金を認識する。ただし、条件変更により当初の金融資産の認識が中止され、その後、新たな金融資産が当初認識時に信用減損していたことを示す証拠がある場合、新たな金融資産は組成時に信用減損している金融資産として認識され、当初ステージ3に分類される（後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項を参照のこと。）。

金融負債の条件が再交渉または条件変更された場合、当行グループは、その条件変更によって金融負債に重大な条件変更がなされ、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融負債の認識は中止されず、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。認識中止の場合は、当初の金融負債の認識が中止され、新たな負債が公正価値で認識される。

#### 貸出コミットメント

貸出コミットメントは、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示されている場合を除き、オフバランス項目のままである。当行グループは、オフバランスの貸出コミットメントに関し

て、市場金利または信用スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項に明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントは、IFRS第9号の減損モデルの範囲に含まれる。

## 金融負債

IFRS第9号の下で、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定されるが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については異なる。

### 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、トレーディング負債、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および非参加型投資契約（以下「投資契約」という。）が含まれる。IFRS第9号に基づき、これらは公正価値で計上され、実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債について、当行グループ自身の信用の要素に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識する。

当行グループは、純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融負債を取引日に認識している。

利付負債に係る利息は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に対する利息費用として表示されている。

トレーディング負債 - 発行債務から生じる金融負債は、短期の買戻しを主な目的として組成または負担された場合、トレーディング目的保有に分類される。トレーディング負債は、主にデリバティブ負債およびショート・ポジションから成る。また、この中には、資金調達によって生じた貸出金が「その他」のビジネス・モデルに割り当てられることから、未利用の貸出コミットメントがトレーディング目的で保有するデリバティブに分類される貸出コミットメントも含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - トレーディング負債の定義を満たさない一定の金融負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。（1）その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、（2）金融負債から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは（3）その商品が一つまたは複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。（ ）当該組込デリバティブが、契約で要求されていたキャッシュ・フローを大きく変更しない場合、あるいは（ ）ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。）。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債には、レポ契約、貸出コミットメントおよび仕組み債が含まれている。

投資契約 - 当行グループの投資契約はすべて、当行グループが保有する特定の資産に対応するユニット・リンク契約である。当行グループは、こうした契約により投資契約負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。投資契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。契約負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属する投資収益は、連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

### 組込デリバティブ

ハイブリッド金融負債契約の中には、デリバティブ部分とデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は金融負債の主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、金融負債の主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド金融負債契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識される。金融負債の主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、金融負債の主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド金融負債商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

## 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。当行グループは、償却原価で測定する金融負債を取引日に認識している。

## 金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程においてならびに当行グループおよびその相手先双方の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、レボ契約およびリバース・レボ契約に関連している。詳細な情報については、注記17「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

## 公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。

当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定のマーケット・リスク（もしくは複数のマーケット・リスク）または特定のカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ・インプットは、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価管理プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級経営陣に対して報告される。専門家モデル検証および評価管理グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは、通常僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ・インプットが活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品、および一部または全部のパラメータ・インプットの流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のためのインプットは、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法へのインプットに従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したものの、観察可能なパラメータに基づ

く評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重要な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てるべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することにより、レベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定する金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価管理ならびに定量的開示の詳細については、注記13「公正価値で計上される金融商品」および注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

## 取引日利益の認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値が、活発な市場における市場相場価格から入手される場合、または他の観察可能な現在の市場取引との比較により裏付けられる場合、あるいは観察可能な市場データを組み込んだ評価手法に基づいている場合に、取引日利益が認識される。評価技法で使用された重要なインプットに観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能になると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となった時に連結損益計算書に認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、基礎となる金融商品の評価技法に重要かつ観察不能なインプットがあるか否かの判定において要求される（金融商品の公正価値の決定の際に要求される経営陣の判断については、「公正価値の決定」の項を参照のこと。）。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定するには、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

## デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。

## ヘッジ会計

IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、2018年1月1日現在、IFRS第9号のヘッジ会計を適用していなかった。当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠し、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。

会計目的上、当行グループは、以下の各種ヘッジを取引日に認識している。

- 公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告

される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

- デリバティブが終了したか、またはヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベースス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識が中止される場合にはいつでも、あらゆるベースス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。
- 将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、ヘッジが有効である限り、公正価値の変動は当初その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に組み替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。
- ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮定の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。
- 金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ただし、ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に組み替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額の関連する金額は、予定取引からの利益もしくは損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に組み替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、その他の収益に組み替えられる。
- 在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、外貨換算調整勘定としてその他の包括利益に計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に振り替えられる。

#### 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての信用エクスポージャーならびに貸出コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。下記の減損方針において、これらの金融商品は「金融資産」と呼ばれる。

IFRS第9号の下での減損損失の決定には、潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に引当金を計上する予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルが使用される。

#### 予想信用損失決定への段階アプローチ

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では信用減損していない金融資産の減損について、3段階のアプローチを定めている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1：当行グループは、すべての金融資産について12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2：当行グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のデフォルト発生確率、全期間のデフォルト時損失率およびデフォルト時エクスポージャーに基づくECLの決定が必要となる。この段階では、組成または購入時からの信用リスクの増大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- ステージ3：当行グループは、信用減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。当行グループの債務不履行の定義は、規制上の定義と整合している。当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。これらの購入または組成した信用減損（以下「POCI」という。）資産の会計処理については、以下で詳述する。

ECLは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成パラメータを使用して算定される。これらのパラメータは通常、内部で開発された統計モデルと、マクロ経済データを含む過去、現在および将来予測的情報を組み合わせることで導き出される。12ヶ月間のPDおよび全期間のPDはそれぞれ、貸借対照表日現在の状況および信用リスクに影響を与える将来の経済状況に基づいて、金融商品の今後12ヶ月間および予想残存期間に予想される一時点でのデフォルト確率を表している。LGDは、担保の軽減効果、実現時の期待価値および貨幣の時間的価値を織り込んだ、債務不履行時の予想損失を表している。EADは、債務不履行時の予想エクスポージャーを表し、貸借対照表日から債務不履行事象までの元本および利息の返済と、予想される限度枠の利用を織り込んでいる。

将来予測的な情報は、マクロ経済予測に基づく複数年のPDカーブに対する調整として、当行グループの信用損失引当金の測定に織り込まれている。

当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

#### 信用リスクの著しい増加

金融商品の信用リスク（すなわち、債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報（マクロ経済要因を含む。）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。著しい信用悪化の評価は、12ヶ月間のECLに基づく引当金の測定から全期間のECLに基づく引当金（すなわち、ステージ1からステージ2）への移行を決定する上で重要である。

信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断するための当行グループの枠組みは、内部の信用リスク管理（以下「CRM」という。）プロセスと整合しており、以下を利用している。

- 格付関連指標 - 報告日現在の全期間のデフォルト確率（PD）と当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための基準値を決定する。
- プロセス関連指標 - 既存のリスク管理指標を使用したもので、経営陣の見解では金融資産の信用リスクが著しく増加した状況を表す。この中には、信用ウォッチリストに追加された債務者、強制的にワークアウト手続きに移管された債務者、支払が30日以上延滞している債務者、または支払猶予となった債務者が含まれる。

これらの指標は、リスク・レポートの「IFRS第9号に基づく減損」の項で詳述されている。

#### ステージ3の信用減損金融資産

当行グループはIFRS第9号に基づき、信用減損の定義を、所要自己資本規制第178条に基づき規制目的上で債務不履行となった金融資産と整合させている。

金融資産が信用減損しているためにステージ3にあるか否かの判断では債務不履行リスクのみに焦点を当て、担保または保証等の信用リスク軽減策の影響を考慮しない。特に以下の場合に金融資産は信用減損し、ステージ3にあるとする。

- 当行グループが、債務者が当行グループに対する信用債務を支払う可能性は低いと考えている。判断には、経済的または法的理由から、信用減損の定性的指標である譲歩を借手に与える支払猶予が含まれる場合がある。
- 債務者による契約上の元本または利息の支払いが90日超延滞している。

信用減損したとみなされる金融資産について、ECL引当金は当行グループが被ると予想される損失額をカバーする。ECLの見積りは、同質でないポートフォリオの場合は個別に、同質のポートフォリオの場合は当行グループのECLモデルを通じて、ポートフォリオに基づくパラメータをこれらのポートフォリオの個々の金融資産に適用することによって行われる。この見積りには、シナリオに応じて調整した割引キャッシュ・フローの使用が含まれる。

ECLの算定時に、将来の経済状況の予測が考慮される。全期間の予想損失は、契約に基づき当行グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当行グループが受け取る見込みであるキャッシュ・フローとの差額に確率加重した現在価値に基づいて見積もられる。

金融資産は、信用損失引当金を計上しない（すなわち、減損損失が発生する見込みがない）ものの、信用減損しておりステージ3にあると分類される場合がある。これは、担保の価値による。当行グループの自動化されたECLの算定は月次で行われるが、当行グループの同質でないポートフォリオについて、ステージ3のECLの個別の評価は、少なくとも四半期ごとに実施しなければならない。

#### ステージ3の購入または組成時の信用減損金融資産

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある場合、購入または組成時に信用減損しているとみなされる。このような信用減損した金融資産は、POCI金融資産と呼ばれる。POCI金融資産は、全期間予想信用損失を反映して測定され、全期間予想

信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産は、その金融資産の全期間にわたりステージ3にのみ分類可能である。

#### 償却

当行グループは、回収の合理的な見込みがない金融資産の総帳簿価額を減額する。償却は、金融資産全体に関連する場合も、その一部分に関連する場合もあり、認識中止の事象に該当する。当行グループはこの決定に際し、以下を含むが、これらに限定されないあらゆる関連情報を考慮している。

- 当行グループによる担保権実行によっても回収ができない、または回収できない確率が高い。
- 相当の額が回収されていない、または今後回収されない担保権の抹消。
- 今後の回収が合理的に予想されない状況がある。

債権回収のために借手に対して起こした法的手続が決着する前に償却することは可能であり、債権を回収する当行グループの法的権利が償却によって喪失することはない。

#### IFRS第9号モデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、EIRの近似値を適用する。これは通常、約定金利（以下「CIR」という。）であり、EIRと大きく異なるものではない。CIRは、ECLモデル、利息の認識およびECLの割引において一貫して用いられているため、適切な近似値であるとみなされる。

#### 減損分析において考慮される金融資産の担保

IFRS第9号は、担保およびその他の信用補完から予想されるキャッシュ・フローをECLの計算に反映させるよう求めている。担保および保障に関する主要な点は、以下のとおりである。

- 担保の適格性。つまり、どの担保をECLの計算に考慮すべきか。
- 担保の評価。つまりどの担保（清算）価値を使うべきか。
- 取引期間にわたり利用可能な担保の金額の予想。

これらの概念の概要は、リスク・レポートの「IFRS第9号の減損」の項に詳述されている。

重要な会計上の見積り - 金融資産の減損に関連する会計上の見積りおよび判断は、重要な会計上の見積りである。というのは、使用される基礎となる仮定は、毎期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これはとりわけ、経済および金融が不確実な状況と、予想キャッシュ・フローの進展および変更がより急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る状況下で将来予測的な情報およびシナリオを推定する際に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

ステージ3の同質ではない貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

ステージ1およびステージ2の予想信用損失、およびステージ3のうち同質である貸出金の減損引当金の決定は、当行グループのECLモデルを使用して算定される。当該統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について、定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。以下の重要な会計上の見積りに関する経営陣の判断が要求される。

- 将来予測的な情報：主要なマクロ経済変数（MEV）は、量的および定性的判断のバランスを反映して識別される。MEVの精度を評価するためにバックテストやモデルの感応度といった統計分析が実施される一方で、信用責任者による専門家のインプットを使用することで、経営陣はモデルの全般的な動きに対する確証を得ることができる。最終的なモデルのパラメータ化は、内部ガバナンス・フォーラムにおける影響のレビューおよび検証、ならびにモデル・リスク管理機能により独立して実施された検証に基づき行われる。さらに、予想信用損失の算定において経営陣の最善の見積りがECL引当金に反映されるように、モデル変更の一環として行われたモデルテスト分析および継続的なモニタリング・フレームワークによって、見積アプローチの概念的な健全性が確保されている。
- 信用リスクの著しい増加：リスク・レポートの「IFRS第9号の減損」の項に記載のとおり、当行グループは金融資産の信用リスクが当初認識後に著しく増加したかを決定するために、格付関連指標を使用している。同質でないポートフォリオ内の金融資産については、格付けは信用責任者による専門家の判断に基づき取引相手ごとに個別に決定される。同質のポートフォリオ内の金融資産については、（顧客関係が多いため）格付けプロセスは大部分が自動化され、信用責任者が個別の取引相手に対する判断を要求されることは少なくなっている。同質のポートフォリオと同質でないポートフォリオのいずれも、金融資産の信用リスクが著しく増加したかを決定するための格付関連指標は、報告日現在の全期間のPDと当初認識日現

在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための基準値を決定する。ステージ2の基準値を定義するための分位点は、当行グループのリスク機能の特定分野の専門家によって決定される。これは当行グループのIFRS第9号のフレームワークにおける重要な判断の一つであり、年に1回詳細なステージ移動分析、過去の動きとのベンチマーク調査および同業他社との比較を基にレビューが行われる。

- 同質のポートフォリオに対するステージ3のデフォルト時損失率（LGD）の設定：当行グループの同質のポートフォリオについて、時間経過に部分的に依拠したLGD（回収の見込みが低いほど顧客の債務不履行期間が長いことを反映し、それによって担保付と無担保のエクスポージャーを区別している。）に基づく自動化プロセスにより、ステージ3の信用損失引当金が決定される。LGDは、当行グループが過去数十年間で蓄積してきた損失の実績、売却された不良債権のポートフォリオの市場価格の実績および専門家の判断を用いて調整される。重要性の低いポートフォリオの場合、経験に基づくLGDの調整、特に主要インプットの一つである顧客のキュアレートの決定は、部分的に信用責任者の専門家の判断により裏付けられる。LGDの設定は年1回検証され、通常、モデル・リスク管理機能の一環である当行グループの独立したモデル検証プロセスによるレビューが行われる。
- モデル調整：当行グループは、ECLの算定における主要なインプットを定期的にレビューし、潜在的なモデルの不正確性について議論し、オーバーレイの形式で是正措置の必要性を評価する。オーバーレイは、モデルに反映される経営陣の判断の重要なアウトプットである。四半期ごとに上級経営陣のフォーラムで、オーバーレイの認識および/または戻入れの必要性を議論する。この議論は、特定のトリガー・ポイントを考慮したオーバーレイを必要とする可能性のある根拠の概要に基づいて行われる。オーバーレイ実施の最終決定は、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）とチーフ・リスク・オフィサー（CRO）が共同で行う。

定量的開示は、注記18「貸出金」および注記19「信用損失引当金」ならびにリスク・レポートにおける「IFRS第9号に基づく減損」の項の「モデルの感応度」の小節に記載されている。

## 金融資産および負債の認識の中止

### 金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一件または複数件の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で、当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

### 金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効した時に認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

特定のOTCデリバティブ契約ならびに中央清算機関や取引所を通じて清算されるほとんどの上場先物およびオプション契約では、未決済のデリバティブの現在価値に対する法的または経済的決済を表す変動証拠金が日次ベースで支払または受取されているため、関連するデリバティブ金融資産および金融負債の認識が中止される。

## 売却条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売却条件付買入有価証券（以下「リバース・レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。

IFRS第9号に基づき、当行グループは公正価値ベースで管理されるリバース・レポのポートフォリオをその他のビジネス・モデルに割り当て、これを「強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産」として分類している。

リバース・レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

## 借入有価証券および貸付有価証券

借入有価証券取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。貸付有価証券取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

当行グループは、現金貸出額または現金受取額を、連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上している。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識を中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記20「金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

## のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスク・フリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される(これは、企業結合ごとに決定される。 )。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位(以下「CGU」という。)(他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位)であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産(または資産グループ)からのキャッシュ・インフローが、他の資産(または資産グループ)からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が事業体の事業をどのように監視しているかや、経営陣が事業体の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含められる。

コーポレート資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のCGUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUのグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から15年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数(3年、5年または10年のいずれかとみなされている。)にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費、ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費、ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法(コスト・アプローチ等)またはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを非常に重要と考えている。

定量的開示は、注記23「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

## 引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するためにリソースの流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

引当金の決済に必要な一部または全部の経済的便益が第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には、資産が認識される。

当行グループが不利な契約を有している場合、当該契約に基づく現在の債務は引当金として認識、測定される。不利な契約とは、契約の債務を履行するために不可避なコストが、当該契約により受領が見込まれる経済的便益を上回る契約を言う。

重要な会計上の見積り - 訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失について、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の見解を考慮した上で、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に伴う不確実性に関する追加情報については、注記27「引当金」を参照のこと。

## 法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含まれた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、純損益に認識される。ただし、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。上記の要件の例外として、企業は第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債については、認識も開示もしない。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、（1）それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、（2）相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ（3）それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、金融資産（FVTOCIに分類される。）の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。過去の税金負担実績の分析には、報告日現在、過去の利益の期間または直近の損失の実績があるかどうかとも含まれる。過去の利益の期間または直近の損失の実績は、税引前損益から永久差異を調整した金額に基づき決定され、通常、当期および直前の2事業年度をカバーする。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、過去の税金負担実績の変更または将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産の帳簿価額が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

また、見積りの使用は、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金の算定においても重要である。当行グループは、IAS第12号「法人所得税」およびIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金を見積り、計上している。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。

当行グループの法人所得税に関するさらなる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記34「法人所得税」を参照のこと。

#### 企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは、発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金（以下「APIC」という。）に報告される。

#### 売却目的保有の非流動資産

個々の非流動資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならず、実質的に規制当局の承認待ちのものがいない状態である必要がある。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と処分コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。基準を満たす金融資産および負債は、引き続きIFRS第9号に準拠して測定される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。

#### 土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。使用権資産は、当行グループの連結貸借対照表上、土地建物および設備に含めて表示されている。自己使

用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から25年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならない、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

## 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

### 供与された金融保証

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれが高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績に基づき経営陣により決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用損失引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

### 購入した金融保証

購入した金融保証は、その金融保証が、回収のために保有（HTC）または回収し、売却するために保有（HTC&S）のビジネス・モデルを伴う負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結したものである場合、IAS第37号に基づく補填が生じるとみなされる。その結果、購入した金融保証により当行グループが被った損失の補填を受けることがほぼ確実である場合には、予想信用損失のその後の増加に関して補填資産を認識する。したがって、借手の信用リスクが著しく低下した場合、全期間の予想信用損失と同額の補填資産が認識され、当行グループの連結貸借対照表のその他の資産に表示される。これに対応する補填利得は、当行グループの連結損益計算書に信用損失引当金の減少として認識される。

HTCまたはHTC&Sのビジネス・モデルに割り当てられる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、当行グループが発行するローン担保証券（CLO）に組み込まれる場合がある。こうした組み込まれた保証は、補填資産として個別に会計処理されず、償却原価で保有するCLOの負債の一部として会計処理される。当行グループは、CLOに組み込まれた金融保証の対象となる借手の信用リスクが著しく増大した場合、当該CLOからの契約上の払戻額（このような組み込まれた保証からの便益を含む。）の見積りを定期的に修正する。この修正は、（CLOによる保証の範囲内で）当該負債性金融商品の全期間の予想信用損失に基づいている。

その他のビジネス・モデルに含まれる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、純損益を通じて公正価値で会計処理される。

## リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。その他のカテゴリーは、社用車および技術・IT機器である。

当行グループはリース料の現在価値の計算において、リースの計算利率が容易に算定できないため、リース開始日現在の追加借入利率を使用している。リース開始日後のリース債務の金額は、利息の増加を反映して増加し、リース料の支払いに伴い減少する。さらに、条件変更、つまりリース期間の変更またはリース料の変更（リース料の算定に使用される指数またはレートの変更による将来のリース料の変更等）があった場合、リース債務の帳簿価額は再測定される。

使用権資産は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値）を見積らなければならない、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用権資産は個別のキャッシュ・フローを生み出さないため、使用価値の算定にあたり、当行グループは合理的に得ることのできるサブリースの収益を考慮する。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

当行グループは、使用権資産を「土地建物および設備」に、リース債務を「その他の負債」として計上している。

当行グループは、当行グループの短期リース（開始日からのリース期間が12ヶ月以内であるリース）に、短期リースに関する認識の免除を適用している。また、少額とみなされる技術・IT設備のリースに、少額資産のリースに関する認識の免除を適用している。短期リースおよび少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。

## 従業員給付

### 年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため、予測単位積増方式を用いて評価される。この方法においては、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者のインデックス・データの提供者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

### その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関するさらなる情報については、注記33「従業員給付」を参照のこと。

### 解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割り引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

### 株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（以下「APIC」という。）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は、支払時までその他の負債に含まれる。

### その他の繰延報酬制度

その他の繰延報酬制度の報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。認識される額は、関連する制度に基づき支払われると見込まれる金額の現在価値に基づき、各報告日に再測定される。最終的に認識される報酬費用の累積額は、交付された現金または各金融商品の公正価値と同額である。

## 政府補助金

当行グループは、当該補助金を受領し、また、当該補助金に付随する条件を満たすという合理的な確証がある場合に政府補助金を認識する。便益は、当行グループが補助金により関連するコストの補填を受ける予定の期間にわたり、認識され、関連費用の減少として表示される。

## 普通株式に係るオプションおよび先渡契約

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書は間接法により作成される。これは、営業活動における非資金取引について当期純利益（損失）を調整し、キャッシュ・フローの分類を、事業に最も適切なビジネス・モデルおよび関連する活動に基づき、営業活動、投資活動または財務活動に区分したものである。

連結キャッシュ・フロー計算書上、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は、現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、ドイツ銀行が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

顧客に資金調達を提供するというドイツ銀行のビジネス・モデルの性質上、長期債務に関連するキャッシュ・フローは当行の営業活動を支えるため、営業活動の構成要素として含まれる。対照的に、自己資本取引に関連するキャッシュ・フローならびに劣後長期債務および信託優先証券は、連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動として表示される。これらの金融商品のキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。流動性確保の目的で保有する金融商品（リバース・レボ契約を含む。）は投資活動の一つの構成要素として表示される。

当行グループの当期純利益（損失）に対する一部の非資金取引の調整には、信用損失引当金繰入額、再編費用、繰延税金および減損、減価償却、償却ならびにアクリーションが含まれ、ヘッジ調整の償却も含まれている。

区分がより困難なその他の非資金取引については、営業資産および負債の貸借対照表科目に係るすべての変動は営業活動に含まれ、当期純利益（損失）に認識された金額と相殺される。例えば、純損益を通じて公正価値で保有するトレーディング資産およびトレーディング負債に係る未実現の公正価値の変動は営業活動に含まれ、資金と非資金の変動間で区別されていない。これは、取引の通貨を事業体の機能通貨に換算する際に損益計算書に認識される為替変動にも適用される。これらの非資金項目の為替変動は、営業活動において該当する資産または負債の項目に含まれる。

また、公正価値ヘッジ会計の適用により発生する、デリバティブ以外の金融商品（償却原価で測定する貸出金、預金および優先長期債務等）の帳簿価額に対するヘッジ調整は、非資金調整項目として個別に開示されることはないものの、営業活動における個別の貸借対照表科目に含まれる。これらの金額は営業活動において、当期純利益（損失）に認識される非資金項目の金額に対して相殺される。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、当行グループの報告通貨への換算の影響、貸出金の償却総額および当行グループの連結事業体の変更に伴う変動といった一部の非資金項目を除外しているため、期間ごとの連結貸借対照表における変動とは必ずしも一致しない。

営業活動において表示される「その他、純額」には主に、（ ）ヘッジ対象が投資活動に表示されるものの、ヘッジ手段が営業活動に表示される場合のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計または一部の公正価値ヘッジ関係の適用に係る変動、および（ ）当行グループの連結損益計算書に認識される、当行グループの貨幣性の内部取引に係る非資金関連の為替換算影響額の変動が含まれる。これには、投資活動に含まれる、一部の貸借対照表科目に係る取引通貨から機能通貨への為替換算影響額も含まれる。

02 -

## 最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

### 最近適用された会計基準書

2025年度に当連結財務諸表の作成上適用された、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

#### IAS第21号「外国為替レート変動の影響」

2025年1月1日、当行グループはIAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正を適用した。これには、通貨に交換可能性がある場合を特定し、交換可能性がない場合にどのように為替レートを決定するかの指針が含まれている。また、通貨に交換可能性がない場合の追加的情報の開示も要求している。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

### 新しい会計基準書

2025年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当連結財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は、以下のとおりである。

#### IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」

2024年4月、IASBIはIAS第1号「財務諸表の表示」に代わる新基準であるIFRS第18号「財務諸表における表示および開示」を公表した。IFRS第18号には、損益計算書の構成に関する新たな指針および経営者が定義した業績指標（MPM）に関する新たな開示要求が含まれる。

当該新基準は、2027年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、IFRS第18号が当行グループの連結財務諸表の表示に重大な影響を与えないと見込んでいる。

#### IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBIはIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。この新基準は、子会社がIFRS会計基準を財務諸表に適用する場合、削減された開示事項を記載することを認めている。2025年8月、IASBIは未発効の基準に対する修正を公表した。この修正は、2021年2月28日から2024年5月1日の間に公表されたIFRS会計基準（新規または修正）に対するもので、IFRS第19号が最初に公表された時点では考慮されなかったものである。

当該新基準は、2027年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、IFRS第19号が当行グループの子会社の開示要求に重大な影響を与えないと見込んでいる。当該新基準は、EUの承認をまだ受けていない。

#### IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第7号「金融商品：開示」

2024年5月、IASBIは、IFRS第9号「金融商品」の分類および測定の実施要項の適用後レビューにおいて認識された事項に対応するため、「金融商品の分類および測定の修正（IFRS第9号およびIFRS第7号の修正）」を公表した。当該修正は、電子送金システムを通じて負債を決済する際、特定の基準を満たす場合、決済日前に金融負債（またはその一部）の認識を中止することを認めている。さらに、当該修正は、基本的な融資の取り決め、ノンリコース特性を有する資産および契約上リンクしている商品に関する指針を拡大している。また、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変える可能性のある契約条件に関する開示が修正されている。

当該修正は、2026年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、当該修正が金融商品の分類および測定ならびにその開示に重大な影響を与えないと見込んでいる。

### IFRSの年次改善

2024年7月、IASBIは、IASBの年次改善プロジェクトの結果、複数のIFRS基準に対する修正を公表した。これらはIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品：開示」および付属するIFRS第7号に関する適用指針、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」ならびにIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に関する用語の変更および本文の修正から成る。

当該修正は、2026年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。

### 自然依存電力を参照する契約

2024年12月、IASBIは、自然依存電力を参照する契約に関して認識された事項に対応するため、「自然依存電力を参照する契約（IFRS第9号およびIFRS第7号の修正）」を公表した。IFRS第9号の自己使用要件の修正では、事業体は、電力源が自然依存であるかを検討しなければならないという要素が含まれる。IFRS第9号のヘッジ会計要件の修正では、事業体が、予想電力取引量が変動する自然依存の再生可能電力の契約を、ヘッジ対象項目として利用すること、およびヘッジの有効性を測定するために使用することが認められる。IASBIはさらに、IFRS第7号およびIFRS第19号を修正し、特定の性質を持つ自然依存電力に関する契約の開示要件を導入する。

これらの修正は、2026年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは電力購入契約に関して重大なエクスポージャーを有していないため、当行グループの連結財務諸表に重大な影響はないと予想している。

#### IAS第21号「外国為替レート変動の影響：超インフレ表示通貨への換算」

2025年11月、IASBIはIAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正を公表した。これは、機能通貨が超インフレ経済の通貨である親会社が、機能通貨が超インフレ経済以外の通貨である子会社を連結する場合に適用する会計処理を明確化するものである。IASBIは、事業体が超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から、超インフレ経済の通貨である表示通貨へと金額（比較数値を含む。）を換算する場合、直近の財政状態計算書日現在の期末レートを用いて行うことを決定した。また、事業体はこの換算手法を自社の財務諸表または在外営業活動体の業績および財政状態に適用したことを開示しなければならない。

当該修正は、2027年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該新基準は、EUの承認をまだ受けていない。

03 -

## 取得および処分

## 企業結合

2025年度および2024年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

2023年4月、ドイツ銀行は、Numis Corporation Plc（以下「Numis」という。）を全額現金で取得することに合意したことを発表した。2023年10月13日、当該取得は完了し、ドイツ銀行は現金購入価格460百万ユーロ（397百万英ポンド）でNumisの持分100%を取得した。Numisの取得後、識別可能な取得資産および引受負債の取得日現在の公正価値の算定は、2023年度第4四半期に最終化され、その詳細は以下の表に記載されている。その他の無形資産には、顧客関係（56百万ユーロ）および商標（27百万ユーロ）が含まれる。取得原価の配分において識別された235百万ユーロののれんは、主にシナジーにより期待される将来の経済的便益と人的資本の価値を表していた。

## 取得日現在の識別可能な取得資産および引受負債の公正価値

単位：百万ユーロ	2023年10月13日 現在
移転された現金対価	460
移転された対価合計	460
識別可能な取得資産および引受負債の認識額：（注1）	
インターバンク預け金（中央銀行以外）	126
借入有価証券担保金	10
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	44
土地建物および設備	53
その他の無形資産	84
その他のすべての資産	410
取得資産合計	727
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	14
その他のすべての負債	488
引受負債合計	502
識別可能な純資産合計	225
のれん	235
識別可能な純資産および取得のれん合計	460

（注1）取得資産および引受負債の主な種類別。

ドイツ銀行は、Numisの取得により生じたのれんをインベストメント・バンク資金生成単位（CGU）に割り当てた。インベストメント・バンクCGUの評価により、取得後、Numisについて認識されたのれんは減損しているとみなされ、2023年度第4四半期に償却された（注記23「のれんおよびその他の無形資産」も参照のこと）。

#### 処分

2025年度および2024年度に行われた処分はなかったが、2023年度において、当行グループはいくつかの子会社/事業の処分を完了した。これらの処分は主に、以前に売却目的保有として分類されていた事業であった。2023年度の処分に対して、2024年度および2023年度において受け取った対価総額（このうち現金）は、それぞれ3百万ユーロ（現金3百万ユーロ）および117百万ユーロ（現金99百万ユーロ）であった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
現金および現金同等物	-	-	7
残りの全資産	-	-	105
処分資産合計	-	-	113
処分負債合計	-	-	213

## 事業セグメントおよび関連情報

ドイツ銀行のセグメント情報は、マネジメント・アプローチに従って作成されている。これは、最高経営意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、事業セグメントの経営成績を評価し、事業セグメントにリソースを配分するために定期的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

### 事業セグメント

ドイツ銀行のセグメント報告は、当行グループの内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価およびそれらへのリソース配分の基礎となっている。

当行の事業運営は、以下の事業セグメントから成る部門構造において編成される。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

当行グループはコーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他の報告セグメントで構成される。

コーポレート・バンクは、インスティテューショナル・クライアント・サービス、コーポレート・トレジャリー・サービスおよびビジネス・バンキングの3つの顧客区分で収益を報告している。

インベストメント・バンクは、債券および為替（FIC）、インベストメント・バンキングおよび資本市場、ならびにリサーチおよびその他の区分で収益を報告している。

プライベート・バンクは、ウェルス・マネジメントおよびパーソナル・バンキングの顧客区分で収益を報告している。

アセット・マネジメントは、マネジメント・フィー、運用報酬および取引手数料、ならびにその他の区分で収益を報告している。

コーポレートおよびその他には、個人向けの事業セグメントに配分されていない、一元的に計上される収益、費用およびリソース、ならびに当行グループのバランスシート・ヘッジに使用されるデリバティブについて生じる評価および期間差異が含まれる。これらは会計上の影響であり、評価損は基礎となる商品が満期に向かうにつれ、時間の経過とともに回収される見込みである。さらに、コーポレートおよびその他には、過年度においてキャピタル・リリース・ユニットとして報告されていたレガシー・ポートフォリオの財務上の影響が含まれている。

さらに、以下の項に記載のとおり、当該報告期間中の経営陣の決定に基づき、さらなる部門変更が導入された。

## 事業セグメントの表示の変更

2025年度第1四半期より、ドイツ銀行は純利息収益ならびに純手数料およびフィー収益に対する影響をより正確に反映するために、コーポレート・バンクとインベストメント・バンク間での特定の収益の配分に係る収益の分類を修正した。これらの収益配分には、インベストメント・バンクに計上していたコーポレート・バンク顧客に係る為替収益のコーポレート・バンクへの配分、コーポレート・バンクに計上していたリレーションシップ貸出に関する収益のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクへの配分が含まれる。過年度において、いずれの配分額もその他の収益に計上されていたが、現在はそれぞれの収益カテゴリーに直接分類されている。この変更によるコーポレート・バンクとインベストメント・バンクのセグメント間の収益配分の変更はなく、当行グループの連結損益計算書への影響はなかった。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

2024年度第1四半期に、インベストメント・バンクは、「セールス/トレーディング(債券および為替)」の名称を「債券および為替」に変更し、「債券および為替:ファイナンス」と「債券および為替:ファイナンス以外」という2つの追加のサブカテゴリーを導入した。2025年度第4四半期に、インベストメント・バンクは「債券および為替:ファイナンス以外」の名称を「債券および為替:マーケット」に変更した。これらの調整は、債券および為替の収益構成に関する透明性を高めるために行われた。さらに、「オリジネーションおよびアドバイザー」の名称は、注力する事業をより反映するため「インベストメント・バンキングおよび資本市場」に変更され、収益は引き続き、債券オリジネーション、株式オリジネーションおよびアドバイザーに配分される。さらに、リサーチの収益は、その他と合わせて「リサーチおよびその他」で報告される。

2024年度第1四半期より、プライベート・バンクは、既存の顧客基盤を「パーソナル・バンキング」と「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」という2つの異なるグローバルの顧客セグメントに分類することにより、顧客重視のアプローチを採用している。2025年度第4四半期に、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」の名称は「ウェルス・マネジメント」に変更された。このアプローチは、プライベート・バンク全体で、よりターゲットを絞った効果的な方法で顧客にサービスを提供するという意図を反映したものである。「ウェルス・マネジメント」は、プライベート・バンキング、富裕層および超富裕層の顧客、ならびに(「起業家向けバンキング」戦略を反映して)特定の国際ビジネスにおける法人顧客をカバーしている。「パーソナル・バンキング」顧客セグメントには、リテール顧客および富裕層顧客のほか、イタリアおよびスペインにおける商業銀行顧客(すなわち、「ウェルス・マネジメント」顧客セグメントの一部としてカバーされていないすべての小企業顧客および小規模法人顧客)が含まれる。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

プライベート・バンクのカバレッジ・エリアである「ウェルス・マネジメント」において、個人顧客は、投資アドバイスにこれまで以上に重点を置いた、より幅広い商品ラインナップの恩恵を受ける。その結果、2024年度第1四半期にプライベート・バンキング(ドイツ)の要求払預金は、「ウェルス・マネジメント」内の会計処理の整合性を確保するため、運用資産に組替えられた。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

## セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）が要求される。当該調整は、本注記中の「セグメント別の経営成績」の項に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。

当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。当行グループの内部管理報告は、セグメント負債または利息費用を個別に考慮していない。同様に、減価償却および償却、税金費用ならびにその他の包括費用は内部で個別に表示されないため、ここには開示されていない。

当行グループの経営管理報告において使用されている、IFRSに準拠しない会計処理方法は、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（インベストメント・バンク）ののに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用損失引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（コーポレートおよびその他で戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその運営は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用または提供される資金の価値に従い、当行の内部資金移転価格のフレームワークに基づき、当行グループ外部からの純利息収益を配分している。さらに、自己株式による資金調達を行う法的に独立した事業単位を保有する競合他社との比較可能性を保つため、当行グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の指標が、各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの指標を開示している。

## 平均株主資本の配分

株主資本は、各セグメントの所要規制自己資本に基づき当行グループのセグメントに全額配分される。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1 資本（CET 1）比率、当行グループのレバレッジ比率、および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献を反映している。3つの要素それぞれへの貢献は、その相対的な重要性和当行グループに対する制約を反映して加重計算される。CET 1 比率およびレバレッジ比率に対する貢献は、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ比率エクスポージャーを通じて測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれんおよびその他の無形資産は、配分された有形株主資本および各リターンの算定を可能にするために、当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は月次で配分され、四半期および通年にわたる平均値が算出される。

## 資本配分フレームワークの変更

2024年度より、ドイツ銀行はセグメント間の有形株主資本の配分を変更した。さらに当行は、これまで各セグメントに配分されていたドイツ銀行グループの科目に対する資本を、コーポレートおよびその他において保有することとなった。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。過年度の配分に対する調整は、セグメント別の有形株主資本利益率に影響を与えたが、当行グループの各指標は手法の変更による影響を受けていない。

2025年12月、ドイツ銀行はアセット・マネジメントが生み出した株主価値をより正確に評価するために有形株主資本の配分を修正した。この修正の一環として、DWSの少数株主からドイツ銀行グループへ拠出された約10億ユーロのCET 1資本は、アセット・マネジメントにおいて資本の減少方向の配分として認識されるように変更された。過年度において、規制上の自己資本の一部であるこの少数株主持分に帰属する利益は、コーポレートおよびその他に表示されていた。この変更はアセット・マネジメントのセグメントのみに影響し、ドイツ銀行グループまたは当行の他の事業セグメントの指標には影響を与えない。この変更は2025年12月に適用が開始されたため、2025年度第4四半期および通年の財務情報に影響する。過年度の資本配分は修正されていないため、2025年度の財務情報への影響は段階的であった。全面的な影響は、アセット・マネジメントにおける平均割当株主資本の減少とそれに伴う税引後平均有形株主資本利益率の増加という形で、2026年に明確となる。

## ドライバーベースのコスト管理配賦手法の変更

当行は2023年度第1四半期に、個別の管理部門から発生するコストの配賦に関して、ドライバーベースのコスト管理手法を導入した。この新しい手法は、管理コストの発生原因に関する透明性を高め、セグメントごとのコストとサービスの消費とをより密接に結びつけることを目的としている。2023年度において、管理部門に関連するコストは、予実アプローチを用いて配賦された。ただし、技術開発コストは実際の費用に基づき各部門に配賦された。2024年度より、すべての管理コストは、実際のコストおよびサービスの消費に基づき各部門へ配賦された。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。手法の変更により、2023年度通年において、コーポレート・バンクで175百万ユーロの利息以外の費用が増加（税引前利益においてこれに対応する減少を認識）し、これに対応して、インベストメント・バンクで42百万ユーロ、プライベート・バンクで48百万ユーロ、アセット・マネジメントで0百万ユーロ、コーポレートおよびその他で84百万ユーロの利息以外の費用が減少（税引前利益においてこれに対応する増加を認識）した。2023年度における配賦の変更は、セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および費用収益比率に影響を与えたが、当行グループの各指標は手法の変更の影響を受けていない。

## オペレーショナル・リスクRWAの配分フレームワークの変更

2024年度より、ドイツ銀行はオペレーショナル・リスクRWAを各セグメントに配分するための精緻化された、より詳細なフレームワークを導入した。セグメント別のRWAの指標は手法の変更による影響を受けており、2024年度第2四半期以降その影響はより顕著になっているが、当行グループのオペレーショナル・リスクRWAは変更の影響を受けていない。

## 非課税有価証券

純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、インベストメント・バンクの非課税有価証券について、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示により、インベストメント・バンクの純利息収益は、2025年度通年において22百万ユーロ、2024年度通年において18百万ユーロ、2023年度通年において10百万ユーロ増加した。この増加は、コーポレートおよびその他における戻入を通じて、当行グループの連結数値において相殺されている。完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した主な税率は、2025年度、2024年度および2023年度において21%であり、米国非課税有価証券に関するものであった。

## セグメント別の経営成績

以下の表は、当行グループの事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）を示すものである。

	2025年度					
単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く。）	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライバー ト・バンク	アセット・マ ネジメント	コーポレー トおよびその他	連結合計
純収益（注1）	7,400	11,541	9,665	3,077	413	32,096
信用損失引当金繰入額	194	827	578	-2	108	1,707
利息以外の費用						
報酬および手当	1,632	2,894	2,795	952	3,541	11,813
一般管理費	2,971	3,782	3,958	871	-2,721	8,860
のれんおよびその他の無形資 産の減損	-	-	-	-	-	-
再編費用	-	-	-15	-	-	-15
利息以外の費用合計	4,603	6,675	6,738	1,823	819	20,658
非支配持分	-	16	-	272	-289	-
税引前利益（損失）	2,603	4,022	2,348	983	-226	9,731
資産（単位：十億ユーロ） （注2）	323	736	316	11	49	1,435
貸出金（貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ）	120	115	247	-	-3	479
非流動資産への追加	14	6	65	20	1,938	2,042
預金（単位：十億ユーロ）	329	28	329	-	5	692
平均割当株主資本（単位：十 億ユーロ）	12	24	15	5 （注3）	10	66
リスク・ウェイトド・ア セット（単位：十億ユーロ）	72	136	92	16	31	347
このうち：オペレーショナ ル・リスクRWA（単位：十億 ユーロ）（注4）	11	18	15	5	14	63
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値（単位：十億 ユーロ）	358	602	326	10	32	1,327
従業員数（常勤相当）	27,320	20,592	35,443	5,425	1,099	89,879
税引後平均株主資本利益率 （注5、注6）	14.1%	10.8%	10.1%	12.9%	N/M	9.3%
税引後平均有形株主資本利益 率（注5、注6）	15.3%	11.2%	10.5%	29.1%	N/M	10.3%
費用収益比率（注7）	62.2%	57.8%	69.7%	59.3%	N/M	64.4%

（注1）以下を含む：

純利息収益	4,567	4,681	6,169	24	249	15,691
持分法適用投資による純利 益（損失）	4	-69	4	52	3	-6

（注2）以下を含む：

持分法適用投資	101	264	102	453	5	924
---------	-----	-----	-----	-----	---	-----

N/M - 表記するに値しない。

（注3）2025年度第4四半期より、アセット・マネジメントの資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

（注4）2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

（注5）2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

（注6）当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2025年12月31日終了年度：27%）を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年12月31日終了年度のセグメン

トの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

(注7) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

2024年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライバー ト・バンク	アセット・マ ネジメント	コーポレー トおよびその他	連結合計
純収益(注1)	7,506	10,557	9,386	2,649	-6	30,092
信用損失引当金繰入額	347	549	851	-1	83	1,830
利息以外の費用						
報酬および手当	1,611	2,690	2,938	919	3,574	11,731
一般管理費	3,448	3,970	4,395	904	-1,474	11,243
のれんおよびその他の無形資 産の減損	-	-	-	-	-	-
再編費用	-1	-	-3	-	-	-3
利息以外の費用合計	5,058	6,660	7,331	1,823	2,100	22,971
非支配持分	-	5	-	194	-199	-
税引前利益(損失)	2,101	3,344	1,204	632	-1,989	5,291
資産(単位：十億ユーロ) (注2)	280	756	324	11	17	1,387
貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ)	117	110	257	-	-	485
非流動資産への追加	12	3	160	30	1,886	2,091
預金(単位：十億ユーロ)	313	22	320	-	11	666
平均割当株主資本(単位：十 億ユーロ)	12	24	14	5	10	65
リスク・ウェイトド・ア セット(単位：十億ユーロ)	78	130	97	18	34	357
このうち：オペレーショナ ル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ)(注3)	11	15	14	5	13	58
レバレッジ・エクスポー ジャー算定値(単位：十億 ユーロ)	339	593	336	10	38	1,316
従業員数(常勤相当)	26,280	20,065	37,059	5,166	1,183	89,753
税引後平均株主資本利益率 (注4、注5)	11.9%	9.1%	5.1%	8.0%	N/M	4.2%
税引後平均有形株主資本利益 率(注4、注5)	12.7%	9.4%	5.1%	18.0%	N/M	4.7%
費用収益比率(注6)	67.4%	63.1%	78.1%	68.8%	N/M	76.3%
(注1)以下を含む：						
純利息収益	4,987	3,372	5,786	25	-1,104	13,065
持分法適用投資による純利 益(損失)	-1	-46	21	36	2	12
(注2)以下を含む：						
持分法適用投資	90	379	102	451	6	1,028

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。過年度の数値はそれに伴い更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。過年度の数値はそれに伴い更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2024年12月31日終了年度：34%)を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

(注6) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

2023年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライバー ト・バンク	アセット・マ ネジメント	コーポレー トおよびその他	連結合計
純収益(注1)	7,718	9,160	9,571	2,383	47	28,879
信用損失引当金繰入額	266	431	783	-1	26	1,505
利息以外の費用						
報酬および手当	1,539	2,534	2,808	891	3,358	11,131
一般管理費	3,088	4,082	4,718	934	-2,710	10,112
のれんおよびその他の無形資 産の減損	-	233	-	-	-	233
再編費用	-4	-3	228	-	-1	220
利息以外の費用合計	4,623	6,846	7,755	1,825	647	21,695
非支配持分	-	3	-	163	-166	-
税引前利益(損失)	2,828	1,880	1,032	396	-459	5,678
資産(単位：十億ユーロ) (注2)	264	658	331	10	49	1,312
貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ)	117	101	261	-	-	479
非流動資産への追加	13	89	90	73	1,853	2,118
預金(単位：十億ユーロ)	289	18	308	-	7	622
平均割当株主資本(単位：十 億ユーロ)	11	23	14	5	10	63
リスク・ウェイトド・ア セット(単位：十億ユーロ)	69	140	86	15	40	350
このうち：オペレーショナ ル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ)(注3)	6	22	8	3	19	57
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(単位：十億 ユーロ)	307	546	339	10	39	1,240
従業員数(常勤相当)	25,356	19,899	38,465	4,961	1,449	90,130
税引後平均株主資本利益率 (注4、注5)	17.1%	4.9%	4.5%	5.2%	N/M	6.7%
税引後平均有形株主資本利益 率(注4、注5)	18.5%	5.1%	4.8%	12.2%	N/M	7.4%
費用収益比率(注6)	59.9%	74.7%	81.0%	76.6%	N/M	75.1%

(注1)以下を含む：

純利息収益	5,241	2,887	6,156	-124	-557	13,602
持分法適用投資による純利 益(損失)	-6	-70	-5	42	2	-38

(注2)以下を含む：

持分法適用投資	91	413	84	420	5	1,013
---------	----	-----	----	-----	---	-------

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。過年度の数値はそれに伴い更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。過年度の数値はそれに伴い更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2023年12月31日終了年度：14%)を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

(注6) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

## コーポレート・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から 2025年度の増加 (減少)		2023年度から 2024年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
コーポレート・トレジャリー・サービス(注1)	4,220	4,197	4,381	23	1	-184	-4
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,917	1,956	1,895	-39	-2	62	3
ビジネス・バンキング(注1)	1,263	1,352	1,442	-90	-7	-90	-6
純収益合計	7,400	7,506	7,718	-106	-1	-212	-3
このうち：							
純利息収益(注2)	4,567	4,987	5,241	-419	-8	-254	-5
純手数料およびフィー収益(注2)	2,704	2,577	2,460	127	5	118	5
その他の収益(注2)	129	-58	18	186	N/M	-75	N/M
信用損失引当金繰入額	194	347	266	-153	-44	81	30
利息以外の費用：							
報酬および手当	1,632	1,611	1,539	21	1	72	5
一般管理費	2,971	3,448	3,088	-477	-14	359	12
のれんおよびその他の無形資産の減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M
再編費用	-	-1	-4	1	N/M	4	N/M
利息以外の費用合計	4,603	5,058	4,623	-455	-9	435	9
非支配持分	-	-	-	-	N/M	-	N/M
税引前利益(損失)	2,603	2,101	2,828	502	24	-728	-26
従業員数(フロント・オフィス、常勤相当)(注3)	8,420	7,959	7,670	461	6	289	4
従業員数(事業関連業務、常勤相当)(注3)	8,181	8,171	8,017	10	-	154	2
従業員数(全社共通インフラ割当分、常勤相当)(注3)	10,719	10,150	9,669	569	6	481	5
従業員数合計(常勤相当)(注3)	27,320	26,280	25,356	1,040	4	924	4
資産合計(単位：十億ユーロ)(注3、注4)	323	280	264	44	16	16	6
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)(注3)	72	78	69	-6	-8	9	13
このうち：オペレーショナル・リスクRWA(単位：十億ユーロ)(注3、注5)	11	11	6	-	1	5	94
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)(注3)	358	339	307	18	5	33	11
預金(単位：十億ユーロ)(注3)	329	313	289	17	5	23	8
貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ)(注3)	120	117	117	3	2	-	-
費用収益比率(注6)	62.2%	67.4%	59.9%	-5.2ppt	N/M	7.5ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注7、注8)	14.1%	11.9%	17.1%	2.2ppt	N/M	-5.2ppt	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(注7、注8)	15.3%	12.7%	18.5%	2.6ppt	N/M	-5.8ppt	N/M

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- (注1) 2025年度第1四半期より、以前はコーポレート・トレジャリー・サービスに計上されていた、小規模で複雑でない特定の顧客が、ビジネス・バンキングに計上されている。この再分類は、コーポレート・バンク内で最も効果的なカバレッジを顧客に提供するために、顧客カバレッジの見直しおよび再調整を行ったことを受けたものである。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。
- (注2) 2025年度第1四半期より、コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの間の収益配分の表示方法が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注3) 年度末現在。
- (注4) セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注5) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注6) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注7) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注8) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

## インベストメント・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から 2025年度の増加 (減少)		2023年度から 2024年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
債券および為替 (FIC)	9,610	8,518	7,897	1,092	13	621	8
債券および為替：ファイナンス ング	3,561	3,183	2,909	377	12	275	9
債券および為替：マーケット(注 1)	6,050	5,335	4,989	715	13	346	7
インベストメント・バンキングお よび資本市場(注2)	1,861	1,990	1,238	-129	-6	752	61
債券オリジネーション	1,100	1,274	837	-174	-14	437	52
株式オリジネーション	225	186	102	39	21	83	82
アドバイザー	536	531	299	5	1	232	77
リサーチおよびその他(注3)	70	49	24	20	41	25	102
純収益合計(注4)	11,541	10,557	9,160	984	9	1,398	15
信用損失引当金繰入額	827	549	431	278	51	119	28
利息以外の費用：							
報酬および手当	2,894	2,690	2,534	204	8	156	6
一般管理費	3,782	3,970	4,082	-188	-5	-112	-3
のれんおよびその他の無形資産の 減損	-	-	233	-	N/M	-233	N/M
再編費用	-	-	-3	-	38	3	N/M
利息以外の費用合計	6,675	6,660	6,846	15	-	-186	-3
非支配持分	16	5	3	12	N/M	2	52
税引前利益(損失)	4,022	3,344	1,880	679	20	1,463	78
従業員数(フロント・オフィス、 常勤相当)(注5)	5,037	4,888	4,856	149	3	32	1
従業員数(事業関連業務、常勤相 当)(注5)	3,151	3,168	3,146	-17	-1	22	1
従業員数(全社共通インフラ割当 分、常勤相当)(注5)	12,404	12,009	11,898	395	3	111	1
従業員数合計(常勤相当)(注5)	20,592	20,065	19,899	527	3	166	1
資産合計(単位：十億ユーロ)(注 5、注6)	736	756	658	-20	-3	98	15
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ)(注5)	136	130	140	7	5	-10	-7
このうち：オペレーショナル・ リスクRWA(単位：十億ユーロ) (注5、注7)	18	15	22	3	21	-7	-32
レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ)(注5)	602	593	546	10	2	46	8
預金(単位：十億ユーロ)(注5)	28	22	18	6	26	4	23
貸出金(貸倒引当金控除前、単 位：十億ユーロ)(注5)	115	110	101	5	5	9	9
費用収益比率(注8)	57.8%	63.1%	74.7%	-5.2ppt	N/M	-11.7ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注9、 注10)	10.8%	9.1%	4.9%	1.7ppt	N/M	4.2ppt	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(注 9、注10)	11.2%	9.4%	5.1%	1.8ppt	N/M	4.3ppt	N/M

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- (注1) 2025年度第4四半期より、「債券および為替(FIC)」における「債券および為替：ファイナンス以外」という追加のサブカテゴリーは「債券および為替：マーケット」に名称変更された。
- (注2) 2025年度第4四半期より、ドイツ銀行はインベストメント・バンクにおける「オリジネーションおよびアドバイザー」の名称を「インベストメント・バンキングおよび資本市場」に変更した。
- (注3) 過年度において、インベストメント・バンクに配分されていたものの特定の貸借対照表のポジションに直接帰属しない、銀行の特定の資金調達費用は「リサーチおよびその他」において報告されていた。2025年度第3四半期より、これらの費用は事業レベルの報告を継続的に精緻化するため、合意された配分基準に基づき、基礎となる事業に配分されている。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。
- (注4) 2025年度第1四半期より、コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの間の収益配分の表示が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注5) 年度末現在。
- (注6) セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注7) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注8) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注9) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注10) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

## プライベート・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2024年度から 2025年度の増加 (減少)		2023年度から 2024年度の増加 (減少)	
	2025年度	2024年度	2023年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
パーソナル・バンキング(注1)	5,284	5,253	5,442	31	1	-190	-3
ウェルス・マネジメント(注1、 注2)	4,381	4,133	4,128	248	6	5	0
純収益合計	9,665	9,386	9,571	279	3	-185	-2
このうち：							
純利息収益	6,169	5,786	6,156	383	7	-370	-6
純手数料およびフィー収益	2,999	2,956	2,852	43	1	104	4
その他の収益	497	643	563	-146	-23	80	14
信用損失引当金繰入額	578	851	783	-273	-32	68	9
利息以外の費用：							
報酬および手当	2,795	2,938	2,808	-143	-5	130	5
一般管理費	3,958	4,395	4,718	-438	-10	-323	-7
のれんおよびその他の無形資産の 減損	-	-	-	-	N/M	0	N/M
再編費用	-15	-3	228	-12	N/M	-231	N/M
利息以外の費用合計	6,738	7,331	7,755	-593	-8	-424	-5
非支配持分	-	-	-	-	45	-	-45
税引前利益(損失)	2,348	1,204	1,032	1,144	95	172	17
従業員数(フロント・オフィス、 常勤相当)(注3)	15,840	17,053	18,483	-1,213	-7	-1,430	-8
従業員数(事業関連業務、常勤相 当)(注3)	7,497	7,842	7,780	-345	-4	62	1
従業員数(全社共通インフラ割当 分、常勤相当)(注3)	12,106	12,164	12,202	-58	N/M	-38	0
従業員数合計(常勤相当)(注3)	35,443	37,059	38,465	-1,616	-4	-1,406	-4
資産合計(単位：十億ユーロ)(注 3、注4)	316	324	331	-8	-2	-7	-2
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ)(注3)	92	97	86	-5	-5	11	13
このうち：オペレーショナル・リ スクRWA(単位：十億ユーロ)(注 3、注5)	15	14	8	0	2	7	89
レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ)(注3)	326	336	339	-10	-3	-2	-1
預金(単位：十億ユーロ)(注2)	329	320	308	9	3	13	4
貸出金(貸倒引当金控除前、単 位：十億ユーロ)(注3)	247	257	261	-11	-4	-4	-1
運用資産(単位：十億ユーロ)(注 3、注6)	685	634	579	51	8	55	9
正味資金流入(単位：十億ユー ロ)	27	29	23	-2	-7	6	26
費用収益比率(注7)	69.7%	78.1%	81.0%	-8.4ppt	N/M	-2.9ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注8、 注9)	10.1%	5.1%	4.5%	5.1ppt	N/M	0.5ppt	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(注 8、注9)	10.5%	5.1%	4.8%	5.4ppt	N/M	0.3ppt	N/M

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- (注1) 2025年度第1四半期より、欧州におけるパーソナル・バンキングの特定の顧客がウェルス・マネジメントの各セグメントに移管された。この変更は、財務報告と事業構造の整合性を高めることを目的とした、プライベート・バンクの顧客の再分類を反映している。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。
- (注2) 2025年度第4四半期より、プライベート・バンクは「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」の名称を「ウェルス・マネジメント」に変更した。
- (注3) 年度末現在。
- (注4) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注5) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注6) 運用資産には、顧客に代わって投資目的で保有する資産および/またはドイツ銀行が助言または運用管理を行う顧客資産が含まれる。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。パーソナル・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれる。ウェルス・マネジメント(ビジネス・バンキングを除く。)においては、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされ、したがって運用資産に分類される。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらの資産は2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- (注7) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注8) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注9) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

## アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2024年度から 2025年度の増加 (減少)		2023年度から 2024年度の増加 (減少)	
	2025年度	2024年度	2023年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益：							
マネジメント・フィー	2,597	2,479	2,314	119	5	164	7
パフォーマンス・フィーおよび 取引手数料	318	148	128	170	115	20	16
その他	162	23	-59	139	N/M	82	N/M
純収益合計	3,077	2,649	2,383	427	16	267	11
信用損失引当金繰入額	-2	-1	-1	-1	172	-	-23
利息以外の費用：							
報酬および手当	952	919	891	33	4	28	3
一般管理費	871	904	934	-34	-4	-29	-3
のれんおよびその他の無形資産 の減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M
再編費用	-	-	-	-	N/M	-	N/M
利息以外の費用合計	1,823	1,823	1,825	-	0	-1	0
非支配持分	272	194	163	78	40	32	20
税引前利益(損失)	983	632	396	350	55	236	60
従業員数(フロント・オフィス、 常勤相当)(注1)	2,103	2,065	2,044	38	2	21	1
従業員数(事業関連業務、常勤相 当)(注1)	2,732	2,510	2,343	222	9	167	7
従業員数(全社共通インフラ割当 分、常勤相当)(注1)	590	591	574	-1	0	17	3
従業員数合計(常勤相当)(注1)	5,425	5,166	4,961	259	5	205	4
資産合計(単位：十億ユーロ)(注 1、注2)	11	11	10	-	2	-	2
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ)(注1)	16	18	15	-3	-16	3	22
このうち：オペレーショナル・ リスクRWA(単位：十億ユーロ) (注1、注3)	5	5	3	1	13	1	35
レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ)(注1)	10	10	10	-	1	-	4
運用資産(単位：十億ユーロ)(注 1、注4)	1,085	1,012	896	73	7	115	13
正味資金流入(単位：十億ユー ロ)	51	26	28	25	98	-3	-9
費用収益比率(注5)	59.3%	68.8%	76.6%	-9.6ppt	N/M	-7.8ppt	N/M
税引後平均株主資本利益率(注6、 注7)	12.9%	8.0%	5.2%	4.9ppt	N/M	2.9ppt	N/M
税引後平均有形株主資本利益率(注 6、注7)	29.1% (注8)	18.0%	12.2%	11.0ppt	N/M	5.8ppt	N/M

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

(注2) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注4) 運用資産(AuM)とは、( )当セグメントが一任または非一任アドバイザー・ベースで運用管理する資産(当セグメントが運用会社となり、ポートフォリオ運用を第三者に委託している場合を含む。)、ならびに( )第三者が保有または運用し、かつ当セグメントが契約に基づき、継続的な助言(定期的または期間ごとの評価、モニタリングおよび/またはレビューを含む。)を提供する資産をいう。運用資産は、集団投資(ミューチュアル・ファンドおよび上場投資信託を含む。)と個別顧客のマンデートの両方を表す。運用

資産は、各報告日現在の資産運用会社に関する各国の規制ルールに基づき、現在の市場価値で測定され、当該ルールはIFRSに基づき適用される公正価値ルールとは異なる可能性がある。測定可能な価値は、ほとんどのリテール商品については日次で入手可能であるが、一部の商品については月次、四半期ごとまたは年次でのみ更新される場合がある。運用資産にはセグメントの持分法適用投資は含まれないが、シード・キャピタルおよび当セグメントがマネジメント・フィーを稼得しているコミットメント・キャピタルは含まれる。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらの資産は2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。

- (注5) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注6) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注7) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2025年度、2024年度および2023年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2025の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。
- (注8) 2025年度第4四半期より、アセット・マネジメントの資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

## コーポレートおよびその他

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年度	2024年度	2023年度	2024年度から 2025年度の増加 (減少)		2023年度から 2024年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	413	-6	47	419	N/M	-54	N/M
信用損失引当金繰入額	108	83	26	26	31	57	N/M
利息以外の費用：							
報酬および手当	3,541	3,574	3,358	-33	-1	216	6
一般管理費	-2,721	-1,474	-2,710	-1,247	85	1,236	-46
のれんおよびその他の無形資産の 減損	-	-	-	-	N/M	-	N/M
再編費用	-	-	-1	-	N/M	1	N/M
利息以外の費用合計	819	2,100	647	-1,280	-61	1,453	N/M
非支配持分	-289	-199	-166	-89	45	-33	20
税引前利益(損失)	-226	-1,989	-459	1,763	-89	-1,530	N/M
従業員数合計(常勤相当)(注1)	36,918	36,097	35,792	821	2	305	1
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ)(注1)	31	34	40	-3	-7	-6	-15
レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ)(注1)	32	38	39	-6	-16	-1	-3

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

## 全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「マネジメント・レポート：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2025年、2024年および2023年12月31日終了年度における地域別の純収益合計(信用損失引当金繰入額控除前)を示している。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。コーポレートおよびその他に関する情報は、コーポレートおよびその他の管理責任が本部にあるため、グローバルレベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
ドイツ：			
コーポレート・バンク	3,558	3,811	4,225
インベストメント・バンク	720	641	573
プライベート・バンク	6,511	6,388	6,567
アセット・マネジメント	1,438	1,286	1,211
ドイツ合計	12,226	12,127	12,576
英国：			
コーポレート・バンク	211	193	192
インベストメント・バンク	4,033	3,882	3,503
プライベート・バンク	63	46	54
アセット・マネジメント	652	404	350
英国合計	4,959	4,525	4,099
その他の欧州：			
コーポレート・バンク	1,154	1,238	1,196
インベストメント・バンク	392	477	330
プライベート・バンク	2,051	1,953	1,981
アセット・マネジメント	329	308	274
その他の欧州合計	3,926	3,975	3,782
米州（主に米国）：			
コーポレート・バンク	1,241	1,090	1,011
インベストメント・バンク	4,423	3,869	3,041
プライベート・バンク	478	475	462
アセット・マネジメント	549	562	432
米州合計	6,691	5,996	4,945
アジア／太平洋、中東およびアフリカ：			
コーポレート・バンク	1,236	1,174	1,094
インベストメント・バンク	1,973	1,688	1,713
プライベート・バンク	563	524	506
アセット・マネジメント	109	90	115
アジア／太平洋、中東およびアフリカ合計	3,881	3,476	3,428
コーポレートおよびその他	413	-6	47
連結純収益（注1）	32,096	30,092	28,879

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注1）連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）から成っている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結または促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

## 連結損益計算書に対する注記

05 -

## 純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

## 純利息収益

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
利息および類似収益：			
現金および中央銀行預け金に係る利息収益	4,733	7,045	7,048
インターバンク預け金（中央銀行以外）に係る利息収益	261	643	607
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	2,236	1,935	1,069
貸出金	21,268	23,692	22,559
その他	2,561	2,140	2,103
償却原価で測定する資産からの利息および類似収益合計	31,059	35,456	33,385
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利息収益	1,421	1,408	1,097
実効金利法を用いて算出した利息および類似収益合計	32,480	36,865	34,482
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,978	12,493	9,592
利息および類似収益合計	44,458	49,358	44,074
このうち：金融負債に係るマイナスの利息費用	23	28	76
利息費用：			
利付預金	11,964	16,867	13,706
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	854	708	388
その他の短期借入金	518	390	310
長期債務	5,121	6,770	6,154
信託優先証券	16	17	16
その他	2,761	3,035	2,848
償却原価で測定する利息費用合計	21,233	27,787	23,422
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	7,534	8,505	7,051
利息費用合計	28,767	36,292	30,472
このうち：金融資産に係るマイナスの利息収益	19	39	81
純利息収益	15,691	13,065	13,602

## ECBの貸出条件付長期資金供給オペレーション（TLTRO プログラム）の影響

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループのTLTRO 資金供給プログラムの下での借入金はない（2023年12月31日現在：150億ユーロ）。TLTRO 資金供給オペレーションに係る過年度の金利は、適用されるECBの主要金利の平均に連動していた。2025年12月31日終了12ヶ月間において、TLTRO 資金供給プログラムにより発生した純利息費用はなかった（2024年12月31日：144百万ユーロおよび2023年12月31日：741百万ユーロ）。

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
トレーディング収益：			
セールス / トレーディング (債券および為替)	4,963	5,045	5,116
その他のトレーディング収益 (損失)	372	849	-238
トレーディング収益 (損失) 合計	5,335	5,894	4,878
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)：			
金融資産の種類別内訳：			
負債性有価証券	58	-94	89
資本性有価証券	111	24	-10
貸出金および貸出コミットメント	-13	-8	112
預金	-	-4	-5
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他のトレーディング以外の金融資産	4	18	31
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失) 合計：	160	-65	217
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)：			
金融資産 / 負債の種類別内訳：			
貸出金および貸出コミットメント	11	5	12
預金	1	2	0
長期債務	-369	157	-180
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 / 負債	23	-7	20
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	-334	158	-148
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	5,160	5,987	4,947

## 合算ベースの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
純利息収益	15,691	13,065	13,602
トレーディング収益 (損失) (注1)	5,335	5,894	4,878
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)	160	-65	217
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	-334	158	-148
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	5,160	5,987	4,947
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 (注2)	20,852	19,052	18,549
コーポレート・トレジャリー・サービス	2,788	2,846	3,060
インスティテューショナル・クライアント・サービス	876	996	940
ビジネス・バンキング	1,005	1,103	1,193
コーポレート・バンク	4,669	4,946	5,193
債券および為替	9,549	8,535	8,171
その他の商品	-242	-166	-196
インベストメント・バンク	9,308	8,368	7,976
パーソナル・バンキング	4,212	3,867	4,090
ウェルス・マネジメント	2,258	2,132	2,287
プライベート・バンク	6,470	5,998	6,377
アセット・マネジメント	180	269	-11
コーポレートおよびその他	225	-529	-986
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	20,852	19,052	18,549

(注1) トレーディング収益 (損失) には、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

(注2) 過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSにおいては、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益)、ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純利息収益または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) のいずれかの区分に期ごとに組み替えることができる。上記の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) を業務部門別にまとめたものである。

06 -

## 手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
純手数料およびフィー収益および費用：			
手数料およびフィー収益	14,190	13,190	11,657
手数料およびフィー費用	3,299	2,818	2,452
純手数料およびフィー収益	10,891	10,372	9,206

## 商品種類別、事業セグメント別収益の内訳

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2025年12月31日現在					連結合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	
主要なサービス：						
管理手数料	230	76	278	15	3	603
資産運用手数料	24	-	470	4,166	-	4,660
その他の有価証券業務からの手数料	484	25	39	-	-	549
引受およびアドバイザー・フィー	49	1,769	8	-	13	1,839
ブローカー・フィー	23	294	1,125	42	1	1,484
国内決済に係る手数料	587	5	860	-	1	1,453
海外取引に係る手数料	500	26	21	-	-40	506
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	4	-	6	-	-	10
貸出金の処理および保証に係る手数料(注1)	608	521	138	-	3	1,269
仲介手数料	34	1	435	-	11	481
その他の顧客サービスからのフィー(注1)	1,014	112	98	107	3	1,334
手数料およびフィー収益合計	3,557	2,830	3,477	4,331	-5	14,190
手数料およびフィー費用						-3,299
純手数料およびフィー収益						10,891

(注1) コーポレート・バンクとインベストメント・バンク間の、顧客紹介に関する収益配分に関する合意の影響を含む。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	連結合計
主要なサービス：						
管理手数料	215	54	265	16	-	550
資産運用手数料	20	-	416	3,805	-	4,242
その他の有価証券業務からの手数料	451	-	38	1	-	491
引受およびアドバイザー・フィー	53	1,640	6	-	66	1,764
ブローカー・フィー	21	327	1,052	39	1	1,440
国内決済に係る手数料	550	13	909	-	-9	1,464
海外取引に係る手数料	483	32	20	-	-34	502
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	6	-	4	-	-	10
貸出金の処理および保証に係る手数料(注1)	575	487	270	-	1	1,334
仲介手数料	30	1	402	-	11	444
その他の顧客サービスからのフィー(注1)	582	158	87	117	6	949
手数料およびフィー収益合計	2,988	2,713	3,470	3,978	42	13,190
手数料およびフィー費用						-2,818
純手数料およびフィー収益						10,372

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) コーポレート・バンクとインベストメント・バンク間の、顧客紹介に関する収益配分に関する合意の影響を含む。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	連結合計
主要なサービス：						
管理手数料	204	55	247	11	-2	515
資産運用手数料	18	-	362	3,527	-	3,907
その他の有価証券業務からの手数料	461	-	37	1	1	499
引受およびアドバイザー・フィー	43	1,093	16	-	4	1,156
ブローカー・フィー	19	280	971	33	-20	1,282
国内決済に係る手数料	488	-	995	-	1	1,484
海外取引に係る手数料	475	27	22	-	-27	497
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	6	-	4	-	-	10
貸出金の処理および保証に係る手数料(注1)	530	446	230	-	1	1,207
仲介手数料	28	3	364	-	10	405
その他の顧客サービスからのフィー(注1)	496	42	41	117	-	695
手数料およびフィー収益合計	2,767	1,946	3,288	3,689	-33	11,657
手数料およびフィー費用						-2,452
純手数料およびフィー収益						9,206

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) コーポレート・バンクとインベストメント・バンク間の、顧客紹介に関する収益配分の合意の影響を含む。

2025年度において、当行グループは、2025年12月31日終了年度のパフォーマンス・フィーの実際の分配受領前に、収益165百万ユーロ(2024年12月31日：0百万ユーロ)を認識し、これは連結損益計算書に計上されている。このパフォーマンス・フィーはすべての関連獲得条件が満たされた場合にのみ受領される。満期時の実際の金額は、残存するファンド資産の実現価値に依存する。

2025年12月31日現在、累積分配型のパフォーマンス・フィーを採用するオルタナティブ・クローズ・エンド型ファンドにより充足すべき履行義務は173百万ユーロ、期間は2026年から2029年までの4年間(2024年12月31日現在、250百万ユーロ、期間は2025年から2028年までの4年間)であった。充足すべき履行義務の減少は、上述のパフォーマンス・フィーの認識に起因するものであり、ファンドの資産価値の更なる上昇により一部相殺された。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益の未収金は、それぞれ1,090百万ユーロおよび831百万ユーロであった。2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益に関連する契約負債は、それぞれ73百万ユーロおよび84百万ユーロであった。契約負債は、サービスの完了前に対価を受取っている顧客に対して、将来のサービスを提供する当行グループの義務から生じる。受取債権と契約負債の残高が每期著しく異なっていないことは、これらが主に、月次の当座預金サービスや四半期ごとの資産運用サービス等の1年未満のサービス期間に係る経常的なサービス契約に関連しているという事実を反映している。その結果、前期の契約負債残高は通常、翌期の収益として認識される。契約の中には、サービス期間にわたり当行グループが提供するサービスに対する顧客の支払が、契約期間終了時まで発生しないものがある。当行グループが契約期間終了時に支払を受けることがほぼ確実である場合、契約資産とそれぞれの手数料およびフィー収益は、サービスが提供された時点で認識される。2025年および2024年12月31日現在、当行グループに重要性のある契約資産はなかった。

07 -

## 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）

2025年12月31日終了12ヶ月間において、当行グループは償却原価で測定する金融資産759百万ユーロ（2024年12月31日：656百万ユーロおよび2023年12月31日：559百万ユーロ）を売却した。当該売却は主に、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクにおける、回収のために保有する金融資産ポートフォリオに関連していた。

これらの有価証券の認識の中止により生じた利得（損失）は、以下の表のとおりである。

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
利得	21	10	5
損失	-12	-21	-101
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）	9	-11	-96

08 -

## その他の収益（損失）

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
その他の収益（損失）：			
保険料	17	12	4
ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失）	234	738	1,206
残りのその他の収益（損失）（注1）	49	-131	48
その他の収益（損失）合計	300	619	1,259

（注1）2025年、2024年および2023年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得（損失）をそれぞれマイナス1百万ユーロ、32百万ユーロおよび41百万ユーロ含んでいる。

09 -

## 一般管理費

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
一般管理費：			
情報技術関連費用	3,504	3,610	3,755
不動産関連費および設備費	1,463	1,624	1,478
規制関連費用、税金および保険（注1）	862	1,028	1,399
専門的サービス報酬	671	763	899
バンキング・サービスおよび外注業務	891	964	964
市場データおよびリサーチ・サービス	410	400	374
旅費	152	153	143
マーケティング費用	195	149	203
その他の費用（注2）	710	2,552	899
一般管理費合計	8,860	11,243	10,112

（注1）2025年度には148百万ユーロ、2024年度には172百万ユーロおよび2023年度には528百万ユーロの銀行税が含まれている。

（注2）2025年度には179百万ユーロ、2024年度には2,035百万ユーロおよび2023年度には311百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記27「引当金」を参照のこと。

10 -

## 再編

2025年度において、再編は、主として当行グループの戦略的アジェンダである「グローバル・ハウスバンク」によるものである。当行グループは、2025年度の目標の達成に貢献する効率化施策を明確にし、これを実行している。

再編費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の加速償却を補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。IAS第37号における再編の要件を満たさないその他の従業員関連の契約解除費用は、報酬および手当において退職金として計上される。

## 部門別の再編費用純額

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
コーポレート・バンク	-	-1	-4
インベストメント・バンク	-	-	-3
プライベート・バンク	-15	-3	228
アセット・マネジメント	-	-	-
コーポレートおよびその他	-	-	-1
再編費用純額合計	-15	-3	220

## 種類別の再編費用純額

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
再編 - 従業員関連	-13	-5	178
このうち：			
解雇給付	-15	-6	176
繰延報酬の加速償却	1	-	1
社会保障	1	1	1
再編 - 従業員関連以外	-1	1	42
再編費用純額合計	-15	-3	220

2025年12月31日、2024年12月31日および2023年12月31日現在の再編引当金は、それぞれ151百万ユーロ、273百万ユーロおよび333百万ユーロであった。現在の再編引当金の大部分は、2026年度に使用される見込みである。

2025年度において、再編を通じて常勤相当で535名（2024年度：168名および2023年度：476名）の職員が削減された。

## 組織変更

常勤相当の職員数	2025年度	2024年度	2023年度
コーポレート・バンク	3	10	29
インベストメント・バンク	1	5	9
プライベート・バンク	519	116	377
アセット・マネジメント	-	2	0
管理部門	12	35	61
常勤相当の職員数合計	535	168	476

11 -

## 1 株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約に基づき取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

## 基本的小および希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	6,931	3,366	4,772
その他の資本構成要素について支払ったクーポン	-761	-574	-498
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子	6,171	2,792	4,274
希薄化証券の影響	-	-	-
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子	6,171	2,792	4,274
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母	1,954.5	1,993.6	2,064.1
希薄化証券の影響：			
繰延株式	43.4	45.7	39.9
その他（トレーディング・オプションを含む。）	-	-	-
希薄化性潜在的普通株式	43.4	45.7	39.9
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母	1,998.0	2,039.3	2,104.0

## 1株当たり利益

単位：ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
基本的1株当たり利益	3.16	1.40	2.07
希薄化後1株当たり利益	3.09	1.37	2.03

2025年12月31日現在、基本的1株当たり利益を希薄化する可能性のある金融商品の残高はなく、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれていない。

[次へ](#)

## 連結貸借対照表に対する注記

12 -

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	130,581	124,857
その他のトレーディング資産（注1）	23,230	14,914
トレーディング資産合計	153,811	139,772
デリバティブ金融商品のプラスの時価	241,328	291,754
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	395,139	431,525
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）	95,802	88,736
借入有価証券担保金	16,513	15,913
貸出金	3,370	1,954
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他の金融資産	8,810	7,721
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産合計	124,495	114,324
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
貸出金	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	519,635	545,849

（注1）2025年および2024年12月31日現在、それぞれ128億ユーロおよび114億ユーロのトレーディング貸出金が含まれている。

単位：百万ユーロ	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	41,142	41,864
その他のトレーディング負債	1,738	1,635
トレーディング負債合計	42,879	43,498
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	225,775	276,395
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	268,655	319,893
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券（レポ）	86,177	69,121
貸出コミットメント	2	6
長期債務	27,299	22,203
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	1,577	717
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	115,055	92,047
投資契約負債	469	454
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	384,179	412,395

## 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債

当行グループの信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動（注1）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
----------	---------------	---------------

その他の包括利益に表示		
公正価値の累積的変動	-272	-157
損益計算書に表示		
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-	-
公正価値の累積的変動	-	-

(注1) 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク(ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。)に関連するためである。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債の認識中止時に振り替えられた額(注1)

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
利益剰余金に振り替えられたその他の包括利益に表示される額	-14	-8

(注1) 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債が認識中止または早期消滅となる場合、当行グループの自己の信用リスクに帰属するその他の包括利益における累積損益が利益剰余金に振り替えられる。

金融負債の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額(注1)

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む(注2)	355	1,085
未利用の貸出コミットメントを除く	106	497

(注1) 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。

(注2) 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは、融資枠をすべて利用するものと仮定している。

## 公正価値で計上される金融商品

### 評価方法および管理

当行グループは、評価プロセスに対する内部管理基準、手法および手続を管理する確立した評価管理のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへのインプットとして使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還速度、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、複数のパラメータ・インプットを要求することが多い。パラメータ・インプットは、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ・インプットについて観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ・インプットを裏付けるために使用される。パラメータ・インプットを裏付けるための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ・インプットは、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表している。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ・インプットは通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場またはカウンターパーティ・リスクに反映するために行われる。これらの調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値およびその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVAの金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、適切な代用指標が使用される。

当行グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および発行済負債性有価証券）の公正価値には、当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため評価調整（すなわち、デリバティブの債務評価調整（DVA）および発行済負債性有価証券の自己信用調整）が織り込まれる。発行済負債性有価証券は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の取引が行われると仮定した場合のスプレッドを用いて割り引かれる。この自己の信用要素の変動はその他の包括利益（OCI）で報告される。

デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する予想される将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当行グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当行グループの発行済負債性有価証券の市場価格、市場で暗に示された資金調達コストおよび破綻処理中のデリバティブ債権の優先順位（法定劣後）を勘案する。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

当行グループは、資産または負債の価格設定の際に市場参加者が利用する仮定を利用する。該当する場合、これらの仮定には気候変動に関する仮定が含まれる可能性がある。当行グループは、市場インプットに織り込み済みの部分を超える気候変動について、公正価値に対する重要な調整を行っていない。

評価管理 - 当行グループは、評価管理のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価管理プロセスを管理する、リスク機能内の独立した専門的な評価管理のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価管理方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価管理プロセスの実行、評価管理手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営陣の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価管理のグループの特別な注意が向けられている。

評価管理プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ・インプットは、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ・インプット、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

#### 評価技法

当行グループは、評価プロセスおよび公正価値測定に対する内部管理基準、手法、評価技法および手続を管理する確立した評価管理のフレームワークを有している。

以下の説明は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の概要を示したものである。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（債務担保証券（CDO）を含む。）が含まれる。ABSは、それが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに上昇する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能なインプットを最大限に利用した業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準のモデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。インプットには期限前償還速度、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらのインプット/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ・インプットを組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後性ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ・インプットを使用して評価される。パラメータ・インプットは、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。比較的活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格またはインプットが入手不可能な場合、過去のデータ、

取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定（すなわち、仕組み債の自己信用調整（OCA））を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。IFRS第9号の下では、自己信用の構成要素における公正価値の変動はその他の包括利益に計上される。この分類に含まれる金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ピークルが発行するその他の仕組み証券がある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって（すなわち、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の取引が行われると仮定した場合のスプレッドを用いて）決定される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当行グループが所有し、当行グループは関連する負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

#### 公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定できる場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび資本性有価証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用されるすべての重要なインプットが観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDSが含まれている。

レベル3 - 直接観察可能でない市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、評価技法に使用されるインプットが観察不能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品

	2025年12月31日現在			2024年12月31日現在		
	活発な市場 における 相場価格 (レベル 1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル 2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル 3)	活発な市場 における 相場価格 (レベル 1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル 2)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル 3)
単位：百万ユーロ						
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	64,552	78,554	10,705	52,387	78,237	9,148
トレーディング証券	62,958	63,987	3,635	52,387	69,507	2,964
その他のトレーディング資産	1,593	14,567	7,070	-	8,730	6,184
デリバティブ金融商品のプラスの時価	1,244	233,076	7,008	912	282,909	7,933
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,570	117,244	5,681	1,346	107,173	5,805
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	25,262	16,034	2,348	21,901	16,806	3,383
公正価値で測定するその他の金融資産	1,623	-524 (注1)	22	1,488	-1,117 (注1)	12
公正価値で保有する金融資産合計	94,250	444,384	25,764	78,034	484,008	26,281
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	33,727	9,127	25	30,765	12,614	119
トレーディング証券	33,727	7,391	23	30,765	11,073	26
その他のトレーディング負債	-	1,735	2	-	1,542	93
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	2,770	217,067	5,938	2,238	265,450	8,707
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	154	109,354	5,547	-	87,479	4,569
投資契約負債	-	469	-	-	454	-
公正価値で測定するその他の金融負債	375	-142 (注1)	36 (注2)	539	3,116 (注1)	-13 (注2)
公正価値で保有する金融負債合計	37,025	335,875	11,547	33,543	369,113	13,382

(注1) ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

(注2) 主契約は償却原価で会計処理されているが、組込デリバティブは分離され、別個に会計処理されている契約に組み込まれるデリバティブに関連している。別個に会計処理される組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があり、この表において表示されている分類は、主契約の分類と整合させて表示されている。

2025年度において、レベル1からレベル2へのトレーディング証券およびトレーディング以外の金融資産の振替は、資産24億ユーロおよび負債8億ユーロ、レベル2からレベル1への振替は資産84億ユーロおよび負債15億ユーロであった。レベル1とレベル2の割り当ては、流動性テストのに基づいている。

重要かつ観察不能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析(レベル3)

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融資産および金融負債の一部は、観察不能なインプットに対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期の増加は、購入および利得によるものであり、売却、決済およびこれらの金融商品

の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要かつ観察不能なパラメータに基づき評価される。観察不能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期における資産の減少は、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額および決済によるものであり、利得によって一部相殺されている。当期における負債の減少は、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額および損失によるものであり、決済によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要かつ観察不能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング債権から構成される。当期における増加は、発行、購入およびこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額によるものであり、売却、決済および損失によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産は、回収のために保有するものにも、回収して売却するために保有するものにも分類されない、トレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルが含まれる。これは主に、公正価値ベースで管理されるリバース・レボ契約を含む。さらに、この分類には、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない、回収のために保有するもの、または回収して売却するために保有するものに分類されるトレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルも含まれる。当期における減少は、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額、決済、売却および損失によるものであり、購入および発行によって一部相殺されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類された。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要かつ観察不能であるため、ヒエラルキーのレベル3として報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要かつ観察不能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期において、公正価値で測定するものとして指定された金融資産はなかった。当期における負債の増加は、発行によるものであり、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額、決済および損失によって一部相殺されている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産には、トレーディング目的でなく、市場の流動性が非常に低い場合の不良債権のポートフォリオが含まれている。当期における減少は、決済、売却、損失およびこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額によるものであり、購入および発行によって一部相殺されている。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在									
	連結会社 グループの 期首残高	変動	利得/損失 合計(注1)	購入	売却	発行 (注2)	決済 (注3)	レベル3 への振替 (注4)	レベル3 からの振 替(注4)	期末残高
公正価値で保有 する金融資産： トレーディング 証券	2,964	-	39	2,986	-1,837	4	-402	508	-626	3,635
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	7,933	-	949	-	-	-	-351	1,535	-3,058	7,008
その他のトレー ディング資産	6,184	-	-362	1,231	-2,144	3,301	-1,380	447	-208	7,070
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	5,805	-3	-135	1,849	-190	782	-1,117	71	-1,380	5,681
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	3,383	-	-229 (注5)	700	-431	482	-1,552	407	-412	2,348
公正価値で測定 するその他の金 融資産	12	-	-6	-	-	-	-	20	-4	22
公正価値で保有 する金融資産合 計	26,281	-3	255 (注6、注 7)	6,766	-4,602	4,569	-4,802	2,988	-5,688	25,764
公正価値で保有 する金融負債： トレーディング 証券	26	-	1	-	-	-	-4	-	-	23
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	8,707	-	-1,122	-	-	-	217	1,182	-3,047	5,938
その他のトレー ディング負債	93	-	1	-	-	-	-92	-	-	2
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	4,569	-	-134	-	-	3,255	-690	508	-1,960	5,547
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-13	-	118	-	-	-	-1	13	-81	36
公正価値で保有 する金融負債合 計	13,382	-	-1,136 (注6、注 7)	-	-	3,255	-569	1,704	-5,088	11,547

(注1) 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該合計にはまた、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得(損失)が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、レベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。

(注2) 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

(注3) 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには定期的および一時的な元本の支払いが含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

- (注4) レベル3への振替およびレベル3からの振替は、インプット・パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。
- (注5) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益において認識された利得(税引後)14百万ユーロおよび損益計算書に認識された利得1百万ユーロ(純利得(損失)に表示)が含まれている。
- (注6) この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は802百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は206百万ユーロの利得である。
- (注7) 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	連結会社グループの		利得/損失合計(注1)	購入	売却	発行(注2)	決済(注3)	レベル3	レベル3	期末残高
	期首残高	変動						への振替(注4)	からの振替(注4)	
公正価値で保有する金融資産：トレーディング証券	2,995	-	230	1,985	-1,558	-	-482	371	-577	2,964
デリバティブ金融商品のプラスの時価	8,198	-	454	-	-	-	-583	2,257	-2,394	7,933
その他のトレーディング資産	6,226	-	77	814	-1,378	2,513	-2,016	706	-756	6,184
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	5,226	-1	88	1,736	-80	736	-1,098	365	-1,170	5,805
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,949	-	126 (注5)	776	-378	978	-1,322	716	-462	3,383
公正価値で測定するその他の金融資産	5	-	3	-	-	-	-	5	-1	12
公正価値で保有する金融資産合計	25,599	-1	977 (注6、注7)	5,311	-3,393	4,227	-5,501	4,421	-5,359	26,281
公正価値で保有する金融負債：トレーディング証券	26	-	-	-	-	-	-	-	-	26
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	7,666	-	1,186	-	-	-	-175	2,156	-2,126	8,707
その他のトレーディング負債	-	-	-	-	-	-	93	-	-	93
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	3,248	-	129	-	-	2,958	-474	377	-1,669	4,569
公正価値で測定するその他の金融負債	-85	-	102	-	-	-	18	1	-49	-13
公正価値で保有する金融負債合計	10,856	-	1,417 (注6、注7)	-	-	2,958	-537	2,533	-3,844	13,382

(注1) 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該合計にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)(税引後)が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、レベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。

(注2) 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

(注3) 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには定期的および一時的な元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

(注4) レベル3への振替およびレベル3からの振替は、インプット・パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

- (注5) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益において認識された利得(税引後)29百万ユーロが含まれている。
- (注6) この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は362百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は19百万ユーロの損失である。
- (注7) 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

#### 観察不能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不能なパラメータ・インプットに左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不能なインプット・パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価管理に対するアプローチに沿うように選択される。

当行グループがレベル3の金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2025年12月31日現在では、公正価値は最大で21億ユーロ増加または13億ユーロ減少した可能性がある。2024年12月31日現在では、公正価値は最大で21億ユーロ増加または13億ユーロ減少した可能性がある。

2024年12月31日から2025年12月31日までの感応度を示す金額の変動は、プラスの公正価値変動が42百万ユーロの増加、マイナスの公正価値変動が48百万ユーロの減少となった。

2024年12月31日から2025年12月31日までの変動はプラスの公正価値は2%の増加、マイナスの公正価値は4%の減少に相当する。当行グループによるレベル3の観察不能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、引き続き評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。

慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則(EU)第2016/101号(規則(EU)第2019/876号(CRR)第34条を補完する。)に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、公正価値で測定するすべての資産に第105条14項の要求を適用し、追加の評価調整額をCET1資本から減額するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。

この開示は、評価を観察不能なインプット・パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。そのため、上記に開示された見積りは、貸借対照表日現在の公正価値の真の不確実性よりも大きくなる可能性が高い。さらに、この開示は公正価値の将来の変動を予測するものでも示唆するものでもない。

ここで考慮される金融商品の多く(特にデリバティブ)については、観察不能なインプット・パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不能なインプット・パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳(注1)

	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債性有価証券	237	219	308	276
商業用モーゲージ担保証券	13	13	17	17
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	10	9	11	11
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	214	197	280	248
資本性有価証券	102	74	78	77
デリバティブ：				
信用	261	127	207	105
エクイティ	74	36	36	33
金利関連	660	339	798	337
外国為替	64	46	56	24
その他	222	61	110	105
貸出金	475	394	458	387
その他	-	-	-	-
合計	2,094	1,294	2,052	1,343

(注1) 観察不能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示されている。

重要かつ観察不能なインプットの感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数のインプットを使用する場合、特定のインプットの選択が他のインプットの可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素(金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等)も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用されたインプットの最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。以下の表は、主要な各パラメータの種類の簡単な説明を、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに示している。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品(評価対象の資産に応じて通常はリスク・フリー利率または関連する財務省証券)を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率(constant default rate)および年率換算期限前償還率(constant prepayment rate)は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の(通常は自主的な)繰上返済を行うか否かを見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合(例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。)における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。年率換算デフォルト率が高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の指標であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高くなる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高くなる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA倍率法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEBITDAに対するEVの比率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの比率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EBITDAに対するEVの比率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不能なインプットに関する定量的情報

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法(注1)	重要かつ観察不能なインプット(レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品： トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	42	-	- 価格に基づく技法	価格	0%	101%
				割引キャッシュ・フロー	194	1,019
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	91	-	- 価格に基づく技法	価格	0%	105%
				割引キャッシュ・フロー	98	1,166
				回収率	7%	85%
				年率換算デフォルト率	0%	4%
				年率換算期限前償還率	1%	37%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	133	-				
負債性有価証券およびその他の債務証券	5,320	5,503	価格に基づく技法	価格	0%	300%
トレーディング目的保有	3,447	19	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	5	696
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	3,447					
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,474					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	-	5,484				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	399					
資本性有価証券	816	4	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	0%	100%
トレーディング目的保有	55	4		企業価値 / EBITDA (倍率)	1	14
				企業価値 / 収益 (倍率)	4	14
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	761		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	9%	20%
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	-		価格に基づく技法	価格	0%	2500%
貸出金	11,293	2	価格に基づく技法	価格	0%	300%
トレーディング目的保有	6,913	2	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	94	3,106
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	2,490					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	-			回収率	40%	75%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,890					
貸出コミットメント		2	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	153	978
				回収率	70%	84%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	1,172 (注2)	61 (注3)	割引キャッシュ・フロー	IRR	7%	13%
				レボ・レート(ベース・ポイント)	8	285
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	18,734	5,572				

(注1) 評価技法およびそれに続く重要かつ観察不能なインプットは、各ポジション合計に関連している。

(注2) その他の金融資産には、その他のトレーディング資産157百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産10億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産59百万ユーロが含まれている。  
(注3) その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券61百万ユーロが含まれている。

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法	重要かつ観察不能な インプット(レベル 3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の時価：						
金利デリバティブ	3,798	2,950	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-720 0% 1% 2%	3,818 8% 11% 16%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 0% -10% -56%	8% 2% 95% 95%
クレジット・デリバティブ	556	603	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント) 回収率	12 15%	1,277 94%
			オプション価格決定モデル 相関関係価格決定モデル	信用ボラティリティ 信用相関関係	5%	90%
エクイティ・デリバティブ	481	572	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	1% 6% 0% 0%	101% 17% 5% 6%
FXデリバティブ	1,523	1,561	オプション価格決定モデル	ボラティリティ 相場ボラティリティ	-9%	57%
			割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント)	-2	100
その他のデリバティブ	673	289 (注1)	割引キャッシュ・フロー オプション価格決定モデル	信用スプレッド (ベース・ポイント) インデックス・ボラティリティ 価格	201 0% 0%	568 116% 677%
				コモディティ相関関係	-22%	98%
デリバティブ金融商品の時価合計	7,030	5,974				

(注1) 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが別個に表示されるデリバティブが含まれている。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法(注1)	重要かつ観察不能な インプット(レベル3)	範囲
	資産	負債			

公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品：					
トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：					
商業用モーゲージ担保証券	31	-	価格に基づく技法	価格	0% 102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベース・ポイント）	167 1,486
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	93	-	価格に基づく技法	価格	0% 107%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベース・ポイント）	106 1,027
				回収率	60% 85%
				年率換算デフォルト率	0% 4%
				年率換算期限前償還率	4% 18%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	124	-			
負債性有価証券およびその他の債務証券	4,379	4,537	価格に基づく技法	価格	0% 300%
トレーディング目的保有	2,726	26	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベース・ポイント）	9 651
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	2,726				
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,499				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	-	4,512			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	154				
資本性有価証券	809	-	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	0% 100%
トレーディング目的保有	114	-		企業価値 / EBITDA（倍率）	5 14
				企業価値 / 収益（倍率）	1 15
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	695		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	9% 20%
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	-		価格に基づく技法	価格	0% 100%
貸出金	10,817	93	価格に基づく技法	価格	0% 123%
トレーディング目的保有	5,931	93	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベース・ポイント）	100 1,621
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,779				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	-	-		回収率	40% 84%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,107				
貸出コミットメント	-	6	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベース・ポイント）	226 954
				回収率	40% 84%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	2,208 (注2)	51 (注3)	割引キャッシュ・フロー	IRR	7% 13%
				レボ・レート（ベース・ポイント）	30 285
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	18,336	4,688			

(注1) 評価技法およびそれに続く重要かつ観察不能なインプットは、各ポジション合計に関連している。

(注2) その他の金融資産には、その他のトレーディング資産253百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産18億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産123百万ユーロが含まれている。

(注3) その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券51百万ユーロが含まれている。

2024年12月31日現在

公正価値

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	資産	負債	評価技法	重要かつ観察不能な インプット(レベル 3)	範囲
公正価値で保有する金融商品： デリバティブ金融商品の時価：					
金利デリバティブ	5,218	5,207	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-4,176 3,975 0% 5% 0% 12% 4% 16%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 6% 0% 3% -10% 99% -70% 55%
クレジット・デリバティブ	510	562	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント) 回収率	15 1,148 0% 40%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	0% 0%
エクイティ・デリバティブ	642	1,201	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	2% 86% 9% 27% 0% 0% 0% 0% 0% 1% 0% 1%
FXデリバティブ	995	1,470	オプション価格決定モデル	ボラティリティ 相場ボラティリティ	-9% 33% 0% 0%
			割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント)	-3 100
その他のデリバティブ	580	254 (注1)	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント)	286 626
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ 価格 コモディティ相関関係	0% 160% 17% 75% 0% 87%
デリバティブ金融商品の時価 合計	7,945	8,694			

(注1) 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが別個に表示されるデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は、観察不能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ・インプットの多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	38	113
デリバティブ金融商品のプラスの時価	1,574	1,535
その他のトレーディング資産	-218	-54
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	93	57
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-4
公正価値で測定するその他の金融資産	5	-3
公正価値で保有する金融資産合計	1,491	1,645
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	-1	-
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-73	-1,930
その他のトレーディング負債	-1	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	124	-104
公正価値で測定するその他の金融負債	-123	-102
公正価値で保有する金融負債合計	-75	-2,135
合計	1,416	-490

## 取引日利益の認識

当初認識時に評価技法で使用されたインプットに重要かつ観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定に分類された金融商品に関して、重要かつ観察不能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の各年度における変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
期首残高	691	577
期中の新規取引	513	343
償却	-223	-141
満期取引	-71	-53
その後の観察可能性の変動(注1)	-38	-36 (注2)
為替レートの変動	-5	1
期末残高	866	691

(注1) これには、インプットが観察不能のままであるが、取引日以降の期間に繰延べられた取引日利益に関して重要性がなくなった状況が含まれる。

(注2) 2024年度第2四半期において、当行グループは取引日以降の観察不能なインプットの重要性テストの手法を改良した。これにより、2024年度第2四半期において15百万ユーロの戻入れが生じた。

## 公正価値で計上されない金融商品の公正価値

公正価値で計上されない金融商品は、公正価値ベースで管理されていない。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、当行グループの貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。2025年12月31日現在の帳簿価額と公正価値の差異は、報告期間中の金利環境の変動と一致している。

以下の金融商品は主として短期であり、その帳簿価額は公正価値の合理的な見積りを表している。

資産	負債
現金および中央銀行預け金	預金
インターバンク預け金（中央銀行以外）	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券受入金
借入有価証券担保金	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

償却原価で測定するその他すべての金融商品の場合、以下の評価技法が適用される。

- 多数の均質貸出金による小口貸出ポートフォリオ（住宅用モーゲージ等）の場合、公正価値は、信用の質が同等の借手への貸出について、当行グループの新しい貸出金利を使用してポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、商品の種類ごとに計算される。これには、マクロ経済環境の影響が含まれる。小口ポートフォリオの主要インプットは、過去と現在の商品マージンの差異および予想期限前償還率である。帳簿価額に含まれる資産計上されたブローカー・フィーも、公正価値とみなされる。
- 法人貸出ポートフォリオは主に、貸出金固有の信用スプレッドおよび当行グループの資金調達コストを基に、満期までの貸出金を割引くことにより見積られる。
- 長期債務および信託優先証券の場合、公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、類似の特性を有する金融商品が市場で取引される場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。
- 長期預金の公正価値の決定には割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。これは、市場データが通常入手可能ではないからである。イールド・カーブに加え、ドイツ銀行自身の信用スプレッドも考慮される。償却原価で測定する金融負債の公正価値の測定においては、それぞれの取引相手の信用スプレッドは使用されない。

償却原価で測定するこれらの金融商品について、開示される公正価値は、注記「公正価値で計上される金融商品」に記載されるIFRSの公正価値ヒエラルキー（すなわち、レベル1、レベル2およびレベル3）に分類されている。一般的に、レベル1には現金および中央銀行預け金が含まれ、レベル2にはインターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）、借入有価証券担保金、その他の金融資産、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レポ）、貸付有価証券受入金、その他の短期借入金、その他の金融負債、長期債務ならびに信託優先証券が含まれ、レベル3には貸出金が含まれる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値（注1）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	帳簿価額	公正価値	活発な市場における相場価格（レベル1）	観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）	観察不能なパラメータによる評価技法（レベル3）
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	164,659	164,659	164,659	-	-
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,962	6,962	-	6,962	-
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	37,509	37,535	-	37,535	-
借入有価証券担保金	6	6	-	6	-
貸出金	472,620	466,128	-	13,175	452,954
その他の金融資産	158,117	157,433	29,214	127,730	490
金融負債：					
預金	691,828	694,445	1	694,445	-
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	4,177	4,173	-	4,173	-
貸付有価証券受入金	2	2	-	2	-
その他の短期借入金	18,204	18,211	-	18,211	-
その他の金融負債	123,451	123,451	2,381	121,070	-
長期債務	114,754	115,463	-	113,663	1,800
信託優先証券	283	297	-	297	-

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	帳簿価額	公正価値	活発な市場における相場価格（レベル1）	観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）	観察不能なパラメータによる評価技法（レベル3）
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	147,494	147,494	147,494	-	-
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,160	6,160	-	6,160	-
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	40,803	40,923	-	40,923	-
借入有価証券担保金	44	44	-	44	-
貸出金	478,921	470,058	-	13,338	456,720
その他の金融資産	92,556	91,214	12,063	78,482	669
金融負債：					
預金	666,261	667,609	2	667,607	-
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	3,740	3,727	-	3,727	-
貸付有価証券受入金	2	2	-	2	-
その他の短期借入金	9,895	9,903	-	9,903	-
その他の金融負債	79,371	79,371	2,237	77,134	-
長期債務	114,899	114,496	-	112,033	2,463
信託優先証券	287	273	-	273	-

（注1）注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

2025年12月31日現在、貸出金の公正価値と帳簿価額の差額は主にドイツにおける長期の小口モーゲージに係る現在の金利と約定金利との差異によるものである。貸出金の帳簿価額は、2025年12月31日現在56億ユーロおよび2024年12月31日現在50億ユーロのIAS第39号のEUカーブアウト版に基づくマクロ・ヘッジ会計による調整によって一部相殺された。預金の公正価値は帳簿価額を上回っていた。これは、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づき、帳簿価額にはマクロ・ヘッジ会計によるマイナスの

調整がそれぞれ、2025年12月31日現在28億ユーロおよび2024年12月31日現在14億ユーロ含まれていたためであった。長期債務および信託優先証券の場合、公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことに起因している。上表に含まれる帳簿価額には、経済的ヘッジによる影響は含まれていない。

15 -

## その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）	1,128	2,786
負債性有価証券：		
ドイツ政府	4,231	2,006
米国財務省および米国政府機関	9,654	10,640
米国地方自治体	1,359	719
その他の外国政府	19,692	18,661
企業	201	189
その他の資産担保証券	-	-
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む。）	463	414
その他の負債性有価証券	2,484	1,607
負債性有価証券合計	38,084	34,236
貸出金	4,432	5,068
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	43,644	42,090

16 -

## 持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

2025年12月31日現在、当行グループは関連会社43社および共同支配企業8社（2024年12月31日現在：それぞれ49社および8社）に対する持分を保有している。当行グループにおける投資の帳簿価額または被投資会社からの収益に基づくと、当行グループにとって重要性があるとみなされる投資はなかった。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	924	1,028
継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	35	-4
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	-	-
その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額	17	-1
包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額	52	-5

17 -

## 金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

## 資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上相殺され る総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットティ ング契約の影 響	現金担保	金融商品 担保(注 1)	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券(リバー ス・レボ)(強制力あり)	60,976	-24,458	36,518	-	-	-36,518	-
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券(リバー ス・レボ)(強制力なし)	991	-	991	-	-	-858	133
借入有価証券担保金(強制力あ り)	6	-	6	-	-	-6	-
借入有価証券担保金(強制力な し)	-	-	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産(強制力あり)	604,898	-261,162	343,736	-182,259	-34,836	-118,239	8,402
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価(強制力あ り)	245,923	-13,223	232,699	-180,485	-34,807	-9,221	8,186
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産(強制力なし)	175,898	-	175,898	-	-1,112	-4,223	170,563
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価(強制力な し)	8,629	-	8,629	-	-991	-659	6,979
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計(注2)	780,796	-261,162	519,635	-182,259	-35,948	-122,462	178,965
償却原価で測定する貸出金	472,620	-	472,620	-	-10,924	-77,530	384,167
その他の資産	172,449	-4,977	167,472	-26,084	-101	-33	141,254
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 (強制力あり)	1,164	-44	1,121	-766	-99	-33	222
ネットティングの対象となる残りの 資産	1,128	-	1,128	-	-	-	1,128
ネットティングの対象とならない残 りの資産	236,696	-	236,696	-	-293	-1,908	234,496
資産合計	1,725,663	-290,597	1,435,067	-208,344	-47,265	-239,315	940,143

(注1) 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

(注2) 注記12「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債」に従い、この項目は主にトレーディング証券(資産)、トレーディング証券(負債)、純損益を通じて公正価値で会計処理する売戻条件付買入有価証券(リバース・レボ)および買戻条件付売却有価証券(レボ)ならびにデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価で構成されている。

負債

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上相殺され る総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	691,828	-	691,828	-	-	-	691,828
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レポ） （強制力あり）	26,665	-24,458	2,207	-	-	-2,205	2
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レポ） （強制力なし）	1,970	-	1,970	-	-	-5	1,965
貸付有価証券受入金（強制力あ り）	2	-	2	-	-	-2	-
貸付有価証券受入金（強制力な し）	-	-	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力あり）	608,774	-261,178	347,595	-182,905	-24,050	-85,185	55,455
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力あ り）	233,145	-13,722	219,423	-181,060	-24,050	-1,737	12,576
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力なし）	36,584	-	36,584	-	-502	-969	35,113
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力な し）	6,352	-	6,352	-	-502	-85	5,766
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債合計（注1）	645,357	-261,178	384,179	-182,905	-24,552	-86,154	90,567
その他の負債	142,673	-4,960	137,713	-36,180	-15	-2	101,516
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのマイナスの時価 （強制力あり）	251	-28	223	-191	-15	-2	15
ネットイングの対象とならない残 りの負債	136,965	-	136,965	-	-	-	136,965
負債合計	1,645,460	-290,597	1,354,863	-219,085	-24,567	-88,368	1,022,843

（注1）注記12「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債」に従い、この項目は主にトレーディング証券（資産）、トレーディング証券（負債）、純損益を通じて公正価値で会計処理する売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）および買戻条件付売却有価証券（レポ）、ならびにデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価で構成されている。

## 資産

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上相殺され る総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保(注 1)	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券(リバー ス・レボ)(強制力あり)	54,483	-14,429	40,053	-	-	-39,831	223
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券(リバー ス・レボ)(強制力なし)	749	-	749	-	-	-749	-
借入有価証券担保金(強制力あ り)	32	-	32	-	-	-32	-
借入有価証券担保金(強制力な し)	11	-	11	-	-	-	11
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産(強制力あり)	615,599	-232,657	382,942	-231,198	-33,729	-108,134	9,881
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価(強制力あ り)	298,469	-16,116	282,353	-229,560	-33,689	-9,392	9,712
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産(強制力なし)	162,908	-	162,908	-	-1,303	-6,993	154,611
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価(強制力な し)	9,400	-	9,400	-	-1,188	-1,344	6,868
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計(注2)	778,507	-232,657	545,849	-231,198	-35,032	-115,127	164,492
償却原価で測定する貸出金	478,921	-	478,921	-	-10,836	-72,983	395,102
その他の資産	105,782	-4,574	101,207	-24,794	-52	-30	76,331
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 (強制力あり)	456	-73	383	-255	-52	-30	46
ネットティングの対象となる残りの 資産	2,786	-	2,786	-	-	-	2,786
ネットティングの対象とならない残 りの資産	217,567	-	217,567	-	-623	-4,438	212,506
資産合計	1,638,838	-251,661	1,387,177	-255,993	-46,543	-233,190	851,451

(注1) 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

(注2) 注記12「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債」に従い、この項目は主にトレーディング証券(資産)、トレーディ  
ング証券(負債)、純損益を通じて公正価値で会計処理する売戻条件付買入有価証券(リバース・レボ)および買戻条件付売却有価証券  
(レボ)、ならびにデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価で構成されている。

負債

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上相殺され る総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットィン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	666,261	-	666,261	-	-	-	666,261
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レポ） （強制力あり）	16,819	-14,429	2,390	-	-	-2,390	-
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レポ） （強制力なし）	1,350	-	1,350	-	-	-123	1,227
貸付有価証券受入金（強制力あ り）	1	-	1	-	-	-1	-
貸付有価証券受入金（強制力な し）	1	-	1	-	-	-1	-
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力あり）	609,683	-232,669	377,013	-230,459	-23,677	-66,495	56,381
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力あ り）	284,323	-16,600	267,723	-228,704	-23,677	-2,458	12,883
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力なし）	35,382	-	35,382	-	-607	-3,332	31,442
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力な し）	8,672	-	8,672	-	-607	-142	7,923
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債合計（注1）	645,064	-232,669	412,395	-230,459	-24,285	-69,828	87,823
その他の負債	100,193	-4,562	95,631	-37,099	-91	-101	58,339
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのマイナスの時価 （強制力あり）	1,727	-37	1,690	-1,111	-91	-101	387
ネットィングの対象とならない残 りの負債	129,716	-	129,716	-	-6	-	129,711
負債合計	1,559,406	-251,661	1,307,745	-267,559	-24,382	-72,444	943,361

（注1）注記12「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債」に従い、この項目は主にトレーディング証券（資産）、トレーディング証券（負債）、純損益を通じて公正価値で会計処理する売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）および買戻条件付売却有価証券（レポ）、ならびにデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価で構成されている。

「貸借対照表上相殺される総額」の欄は、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットィング契約の影響」の欄は、マスター・ネットィング契約の対象であるが、純額決済／同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているために相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットィング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある管轄区域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保、およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

18 -

## 貸出金

表示されている貸出金全体には、償却原価で測定するものに分類された貸出金、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金および純損益を通じて公正価値で測定する貸出金が含まれる。

以下の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) コードに基づいている。NACEは、欧州の標準的な産業分類システムである。

## 産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
農業、林業および漁業	348	336
鉱業および採石	3,634	4,342
製造	28,251	28,359
電気、ガス、蒸気および空調の供給	5,129	5,017
上下水道、廃棄物処理および修復工事	717	598
建設	5,313	4,604
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	22,347	22,481
輸送、倉庫	4,716	5,347
宿泊、食品サービス	3,674	2,749
情報および通信	10,511	9,940
金融および保険	138,488	133,350
不動産	47,153	51,535
専門的、科学および技術活動	10,497	6,623
事務サポートサービス	7,171	9,496
行政、国防および社会保障	8,152	6,235
教育	325	313
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,907	4,170
芸術、娯楽およびレクリエーション	881	840
その他のサービス業	9,906	6,835
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	188,183	199,812
地域外の組織および団体	16	22
貸出金総額	499,320	503,005
(繰延費用) / 前受収益	1,191	1,352
(繰延費用) / 前受収益控除後貸出金	498,129	501,653
控除：貸倒引当金	6,074	5,697
貸出金合計	492,054	495,955

## 信用損失引当金

信用損失引当金には、償却原価で測定する金融資産、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産、ならびにオフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務に係る引当金が含まれる。

償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI(注2)	
期首残高	438	736	4,412	213	5,799
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-90	178	1,663	9	1,760
信用度の変動による振替	119	-85	-35	N/M	-
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更(注3)	-63	91	-155	-	-127
当期中に認識が中止された金融資産(注4)	-	-	-1,002	-	-1,002
償却済債権戻入額	-	-	164	-	164
為替およびその他の変動	18	-33	-447	25	-437
期末残高	421	888	4,600	247	6,156
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額(注5)	-34	185	1,473	9	1,633

N/M - 表記するに値しない。

(注1) 信用損失引当金には、2025年12月31日現在において7百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

(注2) 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2025年度において74百万ユーロおよび2024年度において0百万ユーロであった。

(注3) モデルの変更は、主にLGDモデルの更新およびSICRモデルの変更を反映している。

(注4) この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を表している。

(注5) 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI(注2)	
期首残高	447	680	3,960	198	5,285
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-150	194	1,814	3	1,861
信用度の変動による振替	128	-128	-	N/M	-
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-2	-7	-	-	-9
当期中に認識が中止された金融資産(注3)	-	-	-1,229	-	-1,229
償却済債権戻入額	-	-	157	-	157
為替およびその他の変動	15	-3	-290	11	-267
期末残高	438	736	4,412	213	5,799
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額(注4)	-24	59	1,814	3	1,852

N/M - 表記するに値しない。

(注1) 信用損失引当金には、2024年12月31日現在において14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

(注2) 報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2024年度において0百万ユーロおよび2023年度において0百万ユーロであった。

(注3) この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を表している。

(注4) 新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金（注1）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI（注2）	合計
期首残高	533	626	3,656	180	4,995
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-195	294	1,647	32	1,778
信用度の変動による振替	170	-150	-20	N/M	-
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-57	-53	-	-	-110
当期中に認識が中止された金融資産（注3）	-	-	-1,145	-52	-1,197
償却済債権戻入額	-	-	93	-	93
為替およびその他の変動	-3	-38	-271	38	-273
期末残高	447	680	3,960	198	5,285
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注4）	-83	92	1,627	32	1,668

N/M - 表記するに値しない。

- （注1）信用損失引当金には、2023年12月31日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。  
（注2）報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引予想信用損失の総額は、2023年度において0百万ユーロおよび2022年度において46百万ユーロであった。  
（注3）この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を表している。  
（注4）新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

OCIを通じて公正価値で測定する金融資産の信用損失引当金（注1）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	12	22	14	-	48

（注1）OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持した（2024年12月31日現在は38百万ユーロであり、2025年12月31日現在は48百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、前年比の変動に関する詳細は記載されていない。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	12	16	10	-	38

（注1）OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2023年12月31日現在は48百万ユーロであり、2024年12月31日現在は38百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、前年比の変動に関する詳細は記載されていない。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	13	13	22	-	48

（注1）OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2022年12月31日現在は69百万ユーロであり、2023年12月31日現在は48百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、前年比の変動に関する詳細は記載されていない。

## オフバランスのポジションに係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	106	82	173	-	361
新規事業を含む変動	-12	25	38	2	53
信用度の変動による振替	4	-2	-2	N/M	-
モデルの変更	-	-	-	-	-
為替およびその他の変動	-	-8	-13	-	-21
期末残高	98	96	196	2	393
そのうち：金融保証	55	47	81	-	184
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注1）	-8	23	36	2	53

N/M - 表記するに値しない。

（注1）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注2）信用損失引当金には、2025年12月31日現在において12百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	117	88	187	-	393
新規事業を含む変動	-22	3	-19	-	-38
信用度の変動による振替	10	-9	-	N/M	-
モデルの変更	-	-	-	-	-
為替およびその他の変動	1	-1	5	-	6
期末残高	106	82	173	-	361
そのうち：金融保証	67	49	99	-	214
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注1）	-13	-6	-20	-	-38

N/M - 表記するに値しない。

（注1）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注2）信用損失引当金には、2024年12月31日現在において2百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	144	97	310	-	551
新規事業を含む変動	-39	-3	-118	-	-160
信用度の変動による振替	11	-4	-7	N/M	-
モデルの変更	-	-	-	-	-
為替およびその他の変動	1	-2	3	-	2
期末残高	117	88	187	-	393
そのうち：金融保証	84	37	113	-	233
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注1）	-28	-7	-125	-	-160

N/M - 表記するに値しない。

（注1）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注2）信用損失引当金には、2023年12月31日現在において9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## 金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結しており、その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体の認識を中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループは、その他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

## 認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
<b>譲渡資産の帳簿価額</b>		
以下の取引により認識を中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	46,744	40,438
有価証券貸付契約	10,344	8,313
トータル・リターン・スワップ	20,248	14,013
その他	1,503	2,523
トレーディング証券合計	78,839	65,288
その他のトレーディング資産	40	51
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	32	107
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,198	5,134
償却原価で測定する貸出金（注1）	15	17
その他	11,568	4,335
合計	101,693	74,931
関連負債の帳簿価額	91,380	66,654

（注1）関連負債が譲渡資産に対してのみコース権があるその他のトレーディング貸出金の帳簿価額および公正価値は、2025年12月31日および2024年12月31日現在、それぞれ0百万ユーロおよび0百万ユーロであった。関連負債の帳簿価額および公正価値は同額で、正味ポジションは2025年12月31日および2024年12月31日現在、それぞれ0百万ユーロおよび0百万ユーロであった。

## 当行グループが継続的関与を有する譲渡資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
<b>当初譲渡資産の帳簿価額</b>		
トレーディング証券	1,016	1,073
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-	-
<b>認識継続資産の帳簿価額</b>		
トレーディング証券	21	26
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-	-
関連負債の帳簿価額	40	52

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて、譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは、重要でないといみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

	2025年12月31日現在			2024年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー (注1)	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー (注1)
単位：百万ユーロ						
償却原価で測定する貸出金						
証券化債券	479	459	459	441	397	397
その他	-	-	-	-	-	-
償却原価で測定する貸出金合計	479	459	459	441	397	397
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産						
証券化債券	-	-	-	-	-	-
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	-	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：						
証券化債券	532	466	466	669	560	560
その他	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	532	466	466	669	560	560
継続中の関与を示す金融資産合計	1,011	925	925	1,110	957	957
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	-	-	-	-	-	-
継続中の関与を示す金融負債合計	-	-	-	-	-	-

(注1) 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

	2025年12月31日現在			2024年12月31日現在		
	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	38	239	23	50	220	25
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	-	-	-	-	-	-
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	38	239	23	50	220	25

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。2025年12月31日現在、当行は70億ユーロの証券化借入および担保付自己社債を、様々な市場標準の証券金融取引の担保として差入れている。以下の表の貸出金には、これらの残高が含まれている。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額（注1）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	70,166	58,749
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,329	5,263
貸出金	37,996	41,758
その他	12,216	4,462
合計	131,708	110,232

（注1）負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計（注1）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	67,159	55,310
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,084	5,013
貸出金	3,063	4,618
その他	11,569	2,904
合計	92,875	67,845

（注1）負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当行グループは主に、リバース・レポ契約、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れている。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	557,837	479,022
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	431,792	366,245

21 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者 占有不 動産	設備	リース 資産改 良費	建設仮 勘定	所有する 土地建物 および設 備（IAS 第16号）	リース資 産の使用 権（IFRS 第16号）	合計
取得原価：							
2024年1月1日現在残高	441	2,393	3,078	461	6,374	6,507	12,881
連結会社グループの変動	-	-1	-	-	-1	-	-1
増加	1	128	107	293	528	145	673
振替	106	77	334	-394	122	237	360
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	-	-	-	-	-	-	-
処分	-	199	281	1	482	156	638
為替レートの変動	-1	33	59	1	93	115	208
2024年12月31日現在残高	547	2,431	3,298	360	6,636	6,848	13,484
連結会社グループの変動	-	-	-	-	-	-	-
増加	1	95	49	297	443	102	545
振替	20	52	367	-439	-1	355	355
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	-	-	-5	-	-5	-	-5
処分	3	109	148	-	260	132	392
為替レートの変動	-	-88	-132	-3	-223	-254	-477
2025年12月31日現在残高	564	2,381	3,429	215	6,590	6,920	13,510
減価償却および減損累計額：							
2024年1月1日現在残高	264	2,033	1,900	1	4,198	2,498	6,696
連結会社グループの変動	-	-1	-	-	-1	-	-1
減価償却費	5	126	266	-	397	548	945
減損損失	14	1	19	-	34	34	67
減損損失の戻入	-	-	-	-	-	2	2
振替	104	20	1	1	126	-	126
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	-	-	-	-	-	-	-
処分	-	196	278	1	475	153	628
為替レートの変動	-	29	29	-	57	30	87
2024年12月31日現在残高	386	2,014	1,936	1	4,337	2,954	7,291
連結会社グループの変動	-	-	-	-	-	-	-
減価償却費	8	123	265	-	397	511	908
減損損失	-	-	2	-	2	7	9
減損損失の戻入	-	-	-	-	-	6	6
振替	-	-	-	-	-	-	-
「売却目的保有」（への）/からの分類変更	-	-	-3	-	-3	-	-3
処分	3	108	132	-	244	131	375
為替レートの変動	-	-75	-73	-	-149	-88	-237
2025年12月31日現在残高	391	1,954	1,994	1	4,340	3,246	7,586
帳簿価額：							
2024年12月31日現在残高	161	417	1,361	360	2,299	3,894	6,193
2025年12月31日現在残高	173	428	1,435	214	2,250	3,673	5,924

土地建物および設備に係る減価償却費、減損損失および減損損失の戻入は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2025年12月31日現在において1百万ユーロ未満、2024年12月31日現在において1百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは、2025年度末現在において1百万ユーロ、および2024年度末現在において24百万ユーロであった。

当行グループは土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースし、これらについて使用権資産を計上している。2025年度における使用権資産の増加は102百万ユーロであり、主として新規の不動産リースを反映している。2025年度に認識された511百万ユーロの減価償却費は、主として不動産リースに係る使用権資産を、契約期間にわたり予定どおりに使用したことによるものであった。2025年12月31日現在、土地建物および設備合計に含まれる使用権資産の帳簿価額37億ユーロは、主に37億ユーロのリース不動産および19百万ユーロの車両リースである。当行グループのリース資産の詳細およびIFRS第16号に基づき要求される関連する開示については、注記22「リース」を参照のこと。

22 -

## リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の下で借手として開示を行っている。当行グループは、財務成績および財政状態を最も適切に説明する方法で、IFRS第16号に基づく関連情報の表示についての判断を行っている。

当行グループは、土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースしている。当行グループは大部分のオフィスおよび支店について、長期賃貸契約に基づく借手となっている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、または更なるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。

2025年12月31日（2024年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額37億ユーロ（39億ユーロ）の使用権資産を貸借対照表の土地建物および設備に計上した。主な使用権資産は、リース資産37億ユーロ（39億ユーロ）および車両リース19百万ユーロ（19百万ユーロ）である。使用権資産の当年度の変動に関する詳細については、注記21「土地建物および設備」を参照のこと。

使用権資産の認識に対応して、2025年12月31日（2024年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額42億ユーロ（45億ユーロ）のリース債務を貸借対照表のその他の負債に計上した。2025年12月31日現在、当該リース債務には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する将来のリース料の割引価額424百万ユーロが含まれている。当該リースは、期限は2036年度末までだが、5年のリース延長選択権が2回分（2046年度末まで）付されている。

2025年度および2024年度に、リース債務の合計に関して計上された利息費用は、それぞれ128百万ユーロおよび127百万ユーロであった。これらの債務による割引前キャッシュ・フローの契約上の期限は、注記31「金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析」に記載されている。

2025年度（2024年度）に、当行グループがIFRS第16号に基づく認識の免除を適用することを決定した（これに伴い使用権資産および対応するリース債務は貸借対照表に計上しない。）短期リースおよび少額資産のリースに関連して、それぞれ2百万ユーロ（2百万ユーロ）および1百万ユーロ未満（1百万ユーロ未満）の費用が認識された。

2025年度（2024年度）に使用権資産のサブリースによって計上した収益は、合計19百万ユーロ（24百万ユーロ）であった。

2025年度（2024年度）のリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計は622百万ユーロ（678百万ユーロ）であり、主として不動産賃貸に関する費用613百万ユーロ（669百万ユーロ）であった。このキャッシュ・アウトフロー合計額のうち、496百万ユーロ（552百万ユーロ）はリース債務の元本部分に対する支払額であり、125百万ユーロ（126百万ユーロ）は利息部分に対するものであった。

当行グループが借手として負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフローの合計は、リース債務の測定に反映されておらず、主に延長オプションから生じる潜在的支払エクスポージャー（2025年度：47億ユーロ）を含んでいる。これらの予想残存期間は、以下の表に記載されている。

リース債務の測定に反映されていない、当行グループが負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフロー

単位：百万ユーロ

2025年12月31日現在 2024年12月31日現在

リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー：	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
1年以内	8	30
1年超5年以内	379	470
5年超	4,322	4,230
リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー	4,709	4,731

23 -

## のれんおよびその他の無形資産

## のれん

## のれんの変動

2025年12月31日および2024年12月31日終了年度におけるのれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を、資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。

当行グループの事業活動は、以下の部門構成で編成されている。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントである。各事業部門はCGUとみなされる。

## 資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	合計
2024年1月1日現在残高	-	-	-	2,849	2,849
期中に取得したのれん	-	-	-	-	-
パーチェス法による会計処理の調整額	-	-	-	-	-
振替	-	-	-	-	-
「売却目的保有」からの/(への)分類変更	-	-	-	-	-
「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん	-	-	-	-	-
減損損失(注1)	-	-	-	-	-
為替レートの変動/その他	-	-	-	114	114
2024年12月31日現在残高	-	-	-	2,963	2,963
のれんの総額	643	4,418	3,737	3,477	12,275
減損損失累計額	-643	-4,418	-3,737	-515	-9,313
2025年1月1日現在残高	-	-	-	2,963	2,963
期中に取得したのれん	-	-	-	-	-
パーチェス法による会計処理の調整額	-	-	-	-	-
振替	-	-	-	-	-
「売却目的保有」からの/(への)分類変更	-	-	-	-	-
「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん	-	-	-	-	-
減損損失(注1)	-	-	-	-	-
為替レートの変動/その他	-	-	-	-227	-227
2025年12月31日現在残高	-	-	-	2,735	2,735
のれんの総額	590	3,967	3,717	3,208	11,482
減損損失累計額	-590	-3,967	-3,717	-473	-8,746

(注1) のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

2025年度および2024年度におけるのれんの変動は、当行グループの通貨以外の通貨で保有されているアセット・マネジメントののれんの外国為替レートの変動のみが含まれている。

2023年10月13日のNumis Corporation Plcの取得（注記03を参照のこと。）に伴い、企業結合への取得原価の配分を実施した結果、235百万ユーロののれんが認識され、インベストメント・バンクのCGUに配分された。インベストメント・バンクのCGUの帳簿価額に対する回収可能価額の継続的な不足額を評価した結果、のれんは減損していると判定され、2023年度第4四半期に233百万ユーロの全額が償却された。

#### のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、適切なCGUに配分される。当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。アセット・マネジメントののれんについては年に1度、第4四半期に、CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することにより減損テストを行う。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、のれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額である。のれんが計上されたCGUのうち、2024年度および2025年度に年に1度の減損テストが実施されたのはアセット・マネジメントのCGUのみであった。これらの期間におけるアセット・マネジメントののれんの減損テストの結果、アセット・マネジメントのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性に関するレビューにより、将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

#### 帳簿価額

主要なCGUの帳簿価額は、当行グループの株主資本配分フレームワークに基づく資本配分モデルを使用して算出される（詳細については注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。）。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1 ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

#### 回収可能価額

当行グループは、使用価値と売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）の高い方に基づき、主要なCGUの回収可能価額を決定している。当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いている。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定、ならびに規制の展開による影響に関するより長期間な予想を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正される。継続企業の場合、アセット・マネジメントのCGUの資本に対するキャッシュ・フローは、3.0%を上限（2024年度：3.3%を上限）とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収斂すると仮定される。これは、CGUの収益見通し、ならびに国内総生産およびインフレ率の推移予想に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、比較的範囲は少ないが、長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステムティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源と合致している。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。アセット・マネジメントのCGUに関して、2025年度および2024年度に適用された割引率（税引後）は、それぞれ9.9%および10.4%であった。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき、以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

経営陣による主要な仮定は以下のとおりである。

のれんを含む主な 資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
アセット・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 欧州へのゲートウェイ：欧州での機会を模索する投資家に対する主要な窓口となることを目指す。欧州の変革を支援するインフラ投資の加速、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクとの連携を通じたプライベート・クレジット商品の拡大、ならびに戦略上重要な地域でのプレゼンスの強化を含む。</li> <li>- 世界の主要5経済圏で上位5位以内に：ドイツにおける市場リーダーシップ強化、中国における戦略的連携拡大、インドにおける市場参入のための現地企業との協業開始によって、世界の主要5経済圏で上位5位に入る外国資産運用会社となる。</li> <li>- 金融の未来：資産運用のイノベーションと大変革をリードする。ステーブルコインとオンチェーン商品を中心としたデジタル資産サービスの開発、組込型の投資ソリューションのためのアプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）主導のエコシステムの構築、AIを活用した先進的データ・プラットフォームの構築とポートフォリオ・マネジャー用のツールの作成を含む。</li> <li>- ドイツ市場の強化：ドイツ有数の資産運用会社としての地位を維持し、年金を中心に自国市場での成長機会をさらに拡大し、その恩恵を取り込む。</li> <li>- グローバル・ハウスバンク：案件創出、組成、販売にわたるバリューチェーン全体においてグループ内のリレーションシップを活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 当行グループの投資戦略にとって不利な、市場環境とボラティリティの困難で継続的な不確実性</li> <li>- 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準</li> <li>- ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による資金フロー（純額）目標の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、不利な投資パフォーマンス、効率化が予想を下回ること）</li> <li>- 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響</li> </ul>

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想等）の感応度が測定される。経営陣は、主要な仮定に合理的に起こり得る変更があっても、減損損失が発生する可能性はないと考えている。

その他の無形資産

2025年12月31日および2024年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

	購入した無形資産						内部生成 無形資産	その他の 無形資産 合計	
	償却対象とならない		償却対象となる			償却対象 となる 購入した 無形資産 合計			
	小口投資 運用契約	その他	償却対象 となら ない購入 した無形 資産合計	顧客関連 無形資産	契約に 基づく 無形資産		ソフト ウェア および その他	ソフト ウェア	
単位：百万ユーロ									
取得原価 / 製造原価：									
2024年1月1日現在残高	1,046	440	1,486	1,456	70	854	2,380	11,288	15,154
増加	-	-	-	2	-	8	10	1,407	1,417
連結会社グループの変動	-	-	-	-49	-1	-1	-51	-	-51
処分	-	-	-	-	-	31	31	121	152
「売却目的保有」からの (への)分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	-	23	23	-40	-35	-28	-103	-3	-83
為替レートの変動	71	-	71	42	-	2	44	171	286
2024年12月31日現在残高	1,117	463	1,580	1,411	35	803	2,249	12,742	16,571
増加	-	-	-	1	-	43	44	1,453	1,497
連結会社グループの変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処分	-	-	-	109	20	42	170	12	182
「売却目的保有」からの (への)分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	-	-	-	1	-	2	4	-	3
為替レートの変動	-133	-	-133	-75	-	-2	-77	-352	-562
2025年12月31日現在残高	984	463	1,447	1,230	15	805	2,049	13,831	17,328
償却および減損累計額：									
2024年1月1日現在残高	330	439	769	1,399	70	690	2,159	7,749	10,676
当期の償却	-	-	-	5	-	36	41	1,130	1,171 (注1)
連結会社グループの変動	-	-	-	-49	-1	-1	-51	-	-51
処分	-	-	-	-	-	31	31	121	152
「売却目的保有」からの (への)分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	29	29 (注2)
減損損失の戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	-	23	23	-40	-34	-29	-103	-1	-80
為替レートの変動	22	-	22	40	-	-	40	130	192
2024年12月31日現在残高	353	461	814	1,356	35	664	2,055	8,917	11,785
当期の償却	-	-	-	5	-	38	43	1,209	1,252 (注3)
連結会社グループの変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処分	-	-	-	109	20	42	170	10	180
「売却目的保有」からの (への)分類変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	16	16 (注4)
減損損失の戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
振替	-	-	-	-	-	2	2	-	2
為替レートの変動	-42	-	-42	-72	-	-2	-74	-257	-373
2025年12月31日現在残高	311	461	772	1,181	15	661	1,856	9,874	12,502

## 帳簿価額：

2024年12月31日現在残高	764	2	766	55	-	139	194	3,825	4,786
2025年12月31日現在残高	673	1	675	49	-	144	193	3,957	4,825

(注1) 12億ユーロは、一般管理費に含まれていた。

(注2) 29百万ユーロは、一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損損失であった。

(注3) 13億ユーロは、一般管理費に含まれていた。

(注4) 16百万ユーロは、一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損損失であった。

## 償却対象となる無形資産

2025年度において、償却対象となる無形資産は130百万ユーロ増加した。これは13億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（12億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（16百万ユーロ）によるものであった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる15億ユーロの増加が、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して上昇したことに伴い、純額でマイナス99百万ユーロの為替レートのマイナスの変動が生じた。

2024年度において、償却対象となる無形資産は261百万ユーロ増加した。これは12億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（12億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（29百万ユーロ）によるものであった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる14億ユーロの増加が、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、純額で47百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

2023年度において、償却対象となる無形資産は330百万ユーロ増加した。これは11億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（11億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（24百万ユーロ）によるものであった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる13億ユーロの増加が、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して上昇したことに伴い、純額でマイナス19百万ユーロの為替レートのマイナスの変動が生じた。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

## 資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	15年以内
その他	20年以内

#### 償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、特定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは、小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および特定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計673百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、アセット・マネジメントのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をアセット・マネジメントに与える契約である。これらの契約は容易に少額の費用で更新可能であるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年度におけるZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

回収可能価額は、5ヶ年計画に基づき複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測、実効手数料率、割引率および残存価額成長率が含まれる。年次の減損テストに適用された割引率（資本コスト）は、2025年度において9.8%（2024年度において10.2%）であった。2025年度に適用された残存価額成長率は、3.7%（2024年度：3.7%）であった。主要な仮定の不利な変動が、帳簿価額の減損の兆候となる可能性がある。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、それぞれの減損分析の結果、減損損失または減損損失の戻入は認識されなかった。

24 -

#### 売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上のその他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
土地建物および設備	2	-
その他の資産	33	31
売却目的保有に分類された資産合計	35	31
売却目的保有に分類された負債合計	-	-

2025年12月31日および2024年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された未実現利得（損失）はなかった。

インベストメント・バンク部門において、抵当権の実行を通じて保有した不動産資産のポートフォリオは、売却目的保有の非流動資産として分類されている。このポートフォリオの構成は動的に変化しており、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち低い方で評価され、分類変更後1年以内に売却される見込みである。

25 -

## その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	46,634	42,179
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	6	5
決済日経過の未決済有価証券取引	2,116	979
未決済の通常取引に係る受取債権	56,668	17,527
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	105,424	60,690
回収のために保有する負債性有価証券	40,262	21,627
未収利息	4,542	4,575
売却目的保有資産	35	31
保険事業に関連する資産	111	133
その他	17,098	14,152
その他の資産合計	167,472	101,207

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	52,369	49,133
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	25	13
決済日経過の未決済有価証券取引	2,261	1,207
未決済の通常取引に係る支払債務	52,601	13,401
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	107,256	63,755
未払利息	4,910	5,113
売却目的保有負債	-	-
リース負債	4,193	4,488
保険事業に関連する資産	97	121
その他	21,256	22,153
その他の負債合計	137,713	95,631

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記24「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

26 -

## 預金

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
無利息要求払預金	171,541	176,510
利付預金		
要求払預金	231,564	197,306
定期預金	201,626	203,756
貯蓄預金	87,097	88,689
利付預金合計	520,287	489,751
預金合計	691,828	666,261

27 -

## 引当金

## 引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	オペレー ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再編	その他	合計（注1）
2024年1月1日現在残高	40	1,124	129	333	421	2,047
連結会社グループの変動	-	-	-	-	-	-
新規繰入額	6	2,201	84	149	312	2,751
取崩額	2	954	8	55	67	1,086
戻入額	4	509	41	153	66	773
為替レート変動の影響 / 割引の解消	-	3	2	-	1	5
振替	-	30	-	-	-16	13
2024年12月31日現在残高	40	1,895	166	273	584	2,958
連結会社グループの変動	-	-	-	-	-	-
新規繰入額	37	293	84	36	196	646
取崩額	8	822	74	106	231	1,241
戻入額	1	181	17	53	95	346
為替レート変動の影響 / 割引の解消	-	-4	-7	-	-12	-24
振替	-	11	-	-	-	11
2025年12月31日現在残高	66	1,192	152	151	442	2,004

（注1）連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用損失引当金が開示されている注記19「信用損失引当金」を参照のこと。

## 引当金の種類

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。オペレーショナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることから、リスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払いが営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよびレピュテーション・リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再編引当金は、再編活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再編」を参照のこと。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金およびモーゲージ買戻し請求を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

## 引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし、複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの管轄区域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関等が金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考えるが引当金を認識していない一部の案件については、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったためである。

信頼性の高い見積りが可能ではあるものの、将来損失または資産の流出の可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い案件について、2025年12月31日現在、当行グループはこれらの偶発負債が、民事訴訟案件については約921百万ユーロ（2024年12月31日現在：6億ユーロ）、規制執行案件については6百万ユーロ（2024年12月31日現在：1億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。当行グループの最善の見積りが一定の範囲内である場合、その範囲の上限額が偶発負債の金額に含まれる。

その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、当行グループが、資金の流出の可能性が「ほとんどない」と考えている場合、その案件について引当金を認識せず、偶発負債の見積りにも含めない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの地域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、(当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても)法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

#### 現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債がある、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件(または一連の案件)ならびにその他の重要な案件に関する記載である。さらに、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件も含まれる。案件は、当行グループがそれぞれについて使用している表題に基づき、英語のアルファベット順に表示されている。

連邦準備制度理事会との同意命令および合意書 2023年7月19日、ドイツ銀行、ドイツ銀行AGニューヨーク支店、DB USA Corporation、Deutsche Bank Trust Company Americas (DBTCA) およびDWS USA Corporationは、連邦準備制度理事会との同意命令および合意書を締結し、制裁、禁輸およびAML遵守に関連する過去の命令の遵守および和解、ならびにリスク管理の問題に関する救済契約および義務に関して過去に開示された規制当局との議論を解決した。この同意命令は、当行が2015年および2017年に連邦準備制度理事会と締結した過去の同意命令で求められていた和解後の制裁、禁輸およびAML管理強化策について、実施が不十分かつ遅々としていると主張している。合意書は、当行の米国での事業におけるガバナンス、リスク管理および内部管理の様々な不備を主張し、当行が更なる改善策の実施を継続すべきであるとしている。同意命令は、和解後の制裁、禁輸およびAML管理強化策についてあったとされる違反に対する140百万米ドルと、Danske Bank Estoniaとの過去のコルレス銀行関係(2015年10月に終了した。)についての当行の対応に由来する危険または不健全な営業に関する46百万米ドルの制裁金を含む、186百万米ドルの民事制裁金の支払いをドイツ銀行に求めていた。合意書には民事制裁金は含まれていない。同意命令および合意書はいずれも、特定の和解後の救済および報告の実施を含んでいる。

Cum-exに関する調査および訴訟 ドイツ銀行は顧客のCum-ex取引に関連して、法執行機関から情報および文書請求を含む照会を受けている。「Cum-ex」とは、配当金に課される源泉所得税に関してドイツの税額控除または還付を得る目的で、配当金権利確定日前後(配当金権利確定日前の取引日および権利確定日後の決済日)にドイツの株式を取引する活動を指す。この中には特に、同一の配当金支払いに関して、かかる控除または還付を請求する市場参加者が複数発生した取引構造が含まれる。ドイツの裁判所はCum-ex取引を脱税とみなしている。ドイツ銀行はこれらの案件について法執行機関に協力している。

2017年8月以降、ケルンの検察庁(*Staatsanwaltschaft Köln*、以下「CPP」という。)は当行の特定の元顧客のCum-ex取引に関連して、ドイツ銀行の2名の元従業員に関する犯罪調査を行っている。2022年10月、CPPはフランクフルトおよびエシュボルのドイツ銀行のオフィスを検査した。捜査令状に基づき、CPPは調査の範囲を拡大した。調査対象にはドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに7名の元取締役が含まれている。調査は継続中であり、調査範囲がさらに拡大する可能性がある。当該手続において、ドイツ銀行はドイツ行政犯罪法第30条に基づく潜在的な二次的参加者となっている。当該手続は不当利得とされ罰金が科される可能性がある。ドイツ銀行はCPPに協力している。

2021年5月、ドイツ銀行は、Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA(以下「Sal. Oppenheim」という。)の法的継続会社であるDeutsche Oppenheim Family Office AG(以下「DOAG」という。)が受領した情報要請を通じて、CPPが特定されていないSal. Oppenheimの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を2021年度に開始したことを知った。DOAGは請求された情報を提供した。

2023年7月、ドイツ銀行はドイツ・ポストバンクAGの法的後継会社として、CPPが名前が公表されていないドイツ・ポストバンクAGの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を新たに開始した旨、CPPより通知を受けた。

ドイツ銀行は参加者であり、特に元カストディ顧客2社のCum-ex取引に関連し、これらの顧客の代理として電子還付手続(*elektronisches Datenträgerverfahren*)を通じた源泉所得税の還付請求を申請していた。2018年2月、ドイツ銀行はドイツの連邦国税庁(*Bundeszentralamt für Steuern*、以下「FT0」という。)から、元カストディ顧客1社に対して支払われた税還付に関して約49百万ユーロの請求を受けた。ドイツ銀行は同額の正式な通知を受領する見込みである。2019年12月、ドイツ銀行は、別の元カストディ顧客の代理で申請した税還付請求に関連して、2百万ユーロを支払うよう求める責任通知をFT0から受け取り、2020年初頭にこれを支払った。2022年7月、ドイツ銀行は、この支払いに対する訴訟をケルン財政裁判所(*Finanzgericht Köln*)に提起した。

2018年、The Bank of New York Mellon SA/NV（以下「BNY」という。）は、BHF Asset Servicing GmbH（以下「BAS」という。）および/またはFrankfurter Service Kapitalanlage-GmbH（現在の名称はBNY Mellon Service Kapitalanlage-Gesellschaft mbH、以下「Service KAG」という。）に関して発生したCum-exに関連する可能性がある税金負債について、ドイツ銀行に補償を求める意図があることを通知した。ドイツ銀行は、2010年にSal. Oppenheim取得の一環としてBASおよびService KAGを取得し、同年にBNYに売却していた。BNYは、潜在的な税金負債を最大で120百万ユーロ（年利6%の利息を除く。）と見積っている。2020年末に、BNYの弁護士は、BNYおよび/または（特に）Service KAGが、2009年および2010年の特定の投資ファンドによるCum-ex関連取引に関する見積額について、税務当局から通知を受け取ったことをドイツ銀行に通達した。BNYは当該通知に異議を申し立てている。BNYは、当該投資ファンドに関連する118百万ユーロの支払命令を税務当局から受け取ったことに伴い、ドイツ銀行と協議の上、47百万ユーロを税務当局に支払った。さらに72百万ユーロが、責任があるとされる他の当事者（以下に記載された投資ファンドのうちの1ファンドに関してはドイツ銀行が含まれている。）により支払われた。2025年12月下旬、BNYおよびドイツ銀行は、上述の補償請求の和解に合意した。さらに、BNYは、当該投資ファンドのうちの1ファンドに関して、制裁金としての利子（*Hinterziehungszinsen*）12百万ユーロに関する通知および支払要請をフランクフルト税務署から受け取った。BNYは、ドイツ銀行と協議の上、2024年10月にヘッセ財政裁判所（*Hessisches Finanzgericht*）により認められた支払要請に関する執行停止（*Aussetzung der Vollziehung*）を申請した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。

2023年12月および2024年4月、ドイツ銀行は、2009年にCum-ex取引に関与した3つの第三者の投資ファンドに関連して、FT0から質問状を受け取った。ドイツ銀行は当該ファンドの投資家に対してサービスおよび融資を提供していた。これらのファンドはCum-ex取引に関連して、2009年に総額147百万ユーロの税還付を受けた。2024年6月および7月に、ドイツ銀行は2つのファンドに関して、FT0から総額85百万ユーロの2件の税金負債の通知（*Haftungsbescheide*）を受け取った。ドイツ銀行は当該通知に対して異議（*Einsprüche*）を申し立て、執行停止（*Aussetzung der Vollziehung*）を申請した。執行停止は2024年7月に認められた。2025年8月および9月、ドイツ銀行は2件の税務負債通知に関して、FT0に29百万ユーロを支払い、異議申立を取り下げた。残額は他のサービス提供者から当該投資ファンドに支払われた。

**銀行間取引金利事項 規制および法執行案件** ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関に対し、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請に回答し、協力し、和解を締結している。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**民事訴訟** ドイツ銀行は、米ドルLIBORの設定に関する不正とされる操作に関連する米国における残りの1件の民事訴訟およびアルゼンチンにおける1件の継続中の訴訟の当事者となっている。当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して、米国の民事訴訟がドイツ銀行およびその他の多数の被告に対して提起された。米国における当該民事訴訟に対する損害賠償請求が、連邦および州反トラスト法やその他の法律の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。

米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟の残る1件が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。2013年3月から2019年3月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、米ドルLIBOR MDLの原告は現在、反トラスト法に基づく請求および州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として、一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が当該判決について控訴した。2021年12月、第二控訴裁判所は地方裁判所の反トラスト法における当事者適格を根拠とする判決を認めたが、裁判所の対人管轄権を根拠とする判決を破棄し、これらの訴訟を今後の手続のため地方裁判所に差し戻した。2022年3月、被告（ドイツ銀行を含む。）は控訴裁判所の判決をレビューするよう米国最高裁判所に対して特別許可申請を提出した。米国最高裁判所は、被告の申請を2022年6月に却下した。

2024年10月、ドイツ銀行を含む被告は、米ドルLIBOR MDLに関する略式判決を求める申立を行った。2025年9月、地方裁判所は略式判決を求める被告の申立を認め、原告の残りの請求をすべて却下した。2025年10月、原告は控訴通知を提出した。

2020年8月、原告は、米ドルLIBORが今日まで下落していると主張し、カリフォルニア州北部地区米国連邦地方裁判所において複数の金融機関に対する非集団訴訟を提起した。2023年10月、裁判所は原告の修正訴状の却下を求める被告の申立を認めた。原告は上訴した。2024年12月、米国第九巡回控訴裁判所は当該訴状を却下する地方裁判所の決定を支持した。2025年1

月、米国第九巡回控訴裁判所は原告による再審理の申立を却下し、原告は4月、米国最高裁判所に上告審理の許可を求める特別許可申請を提出した。米国最高裁判所は2025年6月末、この申請を却下した。

さらに、米国に本社を置く破綻した最大20社の金融機関の代理人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された米ドルLIBORに関する民事訴訟が英国および米国であり、EU、英国および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。2025年4月、ドイツ銀行は、FDICが英国と米国の両方で20百万米ドルを求めて提起した民事訴訟について和解した。

LIBORに基づく金利のアルゼンチン国債の保有者が被ったとされる損害の賠償を求める、LIBORに関する別の集団訴訟がアルゼンチンで提起された。2024年8月、裁判所はドイツ銀行および一部の他の被告に対する請求を原告が撤回することを認めた。1名の被告に対する訴訟は依然として係属中である。

**ジェフリー・エプスタインに関する事項** 2019年7月のエプスタインの逮捕以降、ドイツ銀行は、当行とジェフリー・エプスタインとのかつての顧客関係（個人として、および関連当事者や事業体を通じて）について、様々な規制当局および法執行機関に情報を提供し、米国連邦議会に協力を続けている。当行はこれまで特定の規制当局および訴訟に関する案件を解決するための和解を締結してきた。現在、当行に対してエプスタイン被害者に関連する訴訟は係属していない。米国司法省は、最近、エプスタイン・ファイル透明化法に基づき過去に当行から入手した情報およびその他の情報源を公開した。

**Monte Dei Paschi** 6名のドイツ銀行の元従業員が、彼らに対するイタリアの刑事訴訟手続により生じたとされる損害に関連して、民事訴訟を提起している。この6名の元従業員は、2019年11月にミラノの第一審裁判所によって有罪とされた。2008年にドイツ銀行がBanca Monte dei Paschi di Siena（MPS）およびMPSの子会社と行ったレポ取引に関して、不正経理および市場操作を助長したとして、各従業員に対して、3年6ヶ月または4年8ヶ月の懲役刑を下した。イタリアの政令第231/2001号に基づきドイツ銀行には法的責任が認められ、裁判所は、利益を得たとされる64.9百万ユーロの差押えおよび3百万ユーロの罰金を命じた。ドイツ銀行および6名のドイツ銀行従業員が控訴した後、2022年に、ミラノ控訴裁判所はすべての嫌疑についてドイツ銀行の被告全員を無罪とした。これらの無罪判決は2023年10月にイタリア最高裁判所によって支持された。

2024年度第2四半期にドイツ銀行の元従業員1名が、イタリアの刑事訴訟手続および第一審での有罪判決により経歴に傷がついたとして、約152百万ユーロの損害賠償を求めドイツの裁判所に訴訟を提起し、送達した。2025年9月30日、他の4名の元従業員が英国の裁判所に訴訟を提起した。2026年1月、当該請求は英国のドイツ銀行グループ事業体に送達されたが、現在のところ、ジャージー所在のグループ事業体2社には送達されていない。この4名の元従業員は最初の元従業員の請求と同じ根拠で、イタリアの刑事訴訟手続および第一審での有罪判決により経歴に傷がついたとして、600百万英ポンド超の損害賠償を求めている。ドイツ銀行は、かかる申立はいずれも根拠がないと考えており、主張されているような誇張された非現実的な損失額に対して異議を申し立てる等、断固として反論していく。

2025年9月30日、もう1名の元従業員が他の5名の原告と同じ根拠と追加の個別の根拠を基に英国裁判所に訴訟を提起したが、両当事者はドイツ銀行およびその社員に対する過去のすべての請求および申立について、秘密保持を条件に和解した。

当行グループは、この訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたためである。

**モーゲージ関連および資産担保証券 - 発行人および引受人としての民事訴訟** ドイツ銀行は、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）およびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指名されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連して、Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して、明らかにされていない金額の損害賠償を主張している。）の管財人としてFDICによって提起された1件の訴訟において被告となっている。この訴訟において、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させ、米国最高裁判所への再審理および特別許可申請は棄却された。2022年5月、FDICはRMBSの売出しの1件に関して自発的に請求を取り下げ、ドイツ銀行は残りの請求の却下を求める略式判決の申立を行った。2026年2月9日、裁判所はドイツ銀行の略式判決の申立を認め、残りの請求を全面的に却下した。FDICによる控訴期限は2026年4月13日である。

ドイツ銀行は、当初はRMBSの投資家により、その後は受託者としてのHSBCによりニューヨーク州裁判所に提起された2件のRMBS信託に関する訴訟について和解した。当該訴訟は、ACE Securities Corp.の2006-FM1およびACE Securities Corp.の2007-ASAP1 RMBSの売出しのそれぞれにおいて、ドイツ銀行が貸出金水準についての表明・保証違反を受託者に通知する義務を負っていたとして、その違反を主張している。2025年12月、和解が成立し、当該訴訟は再訴不能な形で自主的に取り下げられた。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻してい

るか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

受託者としての民事訴訟 特定のRMBS信託の受託者として、ドイツ銀行の米国子会社であるDeutsche Bank National Trust Company（以下「DBNTC」という。）およびDBTCA（以下総称して「受託者」という。）は2件の個別の民事訴訟ならびにDBNTCは3件目の民事訴訟において、受託者の役割に関して、投資家によって提起された訴訟の被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証券法の違反に関する請求を主張するものである。

3件の訴訟には以下の訴訟が含まれる。（ ）National Credit Union Administration Board（以下「NCUA」という。）は、18件の信託に対する投資家として、総額37億米ドルを超える実現損失が担保に生じたと主張している。（ ）50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」を訴えている。（ ）IKB International, S.A.（清算中）およびIKB Deutsche Industriebank A.G.（以下総称して「IKB」という。）は、12件のRMBS信託の投資家として、当初268百万米ドルを超える損害賠償を請求していたが、その後、特定の追加のRMBS信託および証券に関する請求を自発的に取り下げた。NCUA訴訟では、却下および略式判決を求める申立を受けて、裁判所は、すべての信託に関するNCUAによる不法行為に係る請求および一部の信託に関するNCUAによる契約違反に係る請求を却下した。Commerzbank訴訟では、却下および略式判決を求める申立を受けて、裁判所はすべての信託に関するCommerzbankによる不法行為に係る請求および一部の信託に関するCommerzbankによる契約違反に係る請求を却下した。第2回目の略式判決に関する書面審理が裁判所で係属しており、当該訴訟は停止されている。IKB訴訟では、却下（控訴審による審理を含む。）および略式判決を求める申立を受けて、裁判所は、すべての信託に関するIKBによる不法行為に係る請求および一部の信託に関するIKBによる契約違反に係る請求を却下した。すべての当事者は、裁判所の略式判決命令に関する上訴申立を提出し、当該訴訟は上訴の解決まで停止されている。

当行グループはこれらの訴訟の一部に関して偶発負債および引当金を設定しているが、かかる開示がこれら訴訟の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

1MDB 2021年において、ワン・マレーシア・デベロップメント・バーハッド（1Malaysia Development Berhad、以下「1MDB」という。）は、1MDBに代わりDeutsche Bank Malaysia Berhad（以下「DBMB」という。）が2009年および2011年に実施した3件の電信送金に関して、マレーシアの裁判所においてDBMBに対する手続を開始した。1MDBは11億米ドル（当該取引の合計額）の損害賠償を請求している。損害賠償には、電信送金日以降請求された利息は含まれていないが、これらの取引から長期間が経過しているため多額となる可能性がある。2025年7月11日の審理において、裁判所はDBMBによる時効を理由とした即時却下の申請を斥け、本件は正式な裁判に進む必要があるとした。当該裁判は現在、2026年10月および12月に予定されている。当行グループは、この案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。これは、開示することが本件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたためである。

ポーランドのモーゲージ事項 2016年以降、Deutsche Bank Polska S.A.の特定の顧客は、同行の外貨建て貸出金契約には不当な条項が含まれており、無効であると主張してDeutsche Bank Polska S.A.に対して訴えを起こした。2025年12月31日現在、これらの顧客は、総額11億ユーロを超える当該契約に基づく過払分とされる金額の払戻を要求しており、8,791件超の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。このような訴訟はポーランドにおける業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。Deutsche Bank Polska S.A.は、自行を防御し、裁判でのこれらの請求に抗弁するために必要な法的手続を有しており、今後も対応を講じる。

2025年12月31日終了年度において、スイスフランおよびユーロのモーゲージ案件に関するポートフォリオ全体について88百万ユーロの引当金を追加計上したものの、裁判所の決定および申請者との和解に基づく支払の反映による引当金の減少がそれを上回ったため、引当金は、2024年12月31日現在の895百万ユーロから736百万ユーロとなった。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、ドイツ銀行は正式な公開買付書類を発行し、ポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

公開買付を受け入れたポストバンクの元株主数名が、提示価格は余りにも低かったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。これに基づき、原告はポストバンクの株式についてドイツ銀行が提示した対価は、1株当たり57.25ユーロにまで引き上げられるべきであったと主張している。一部の原告は適切と主張される対価である1株当たり64.25ユーロに基づく訴訟を提起した。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められた支払請求額は、当初、合計で約700百万ユーロとなった（ただし、長期の手続により金額が多額となった利息を除く。）。

2024年4月末、ケルン高等地方裁判所は審理において、今後の判決でこれらの請求が有効とみなされる可能性があることを示唆した。その結果、すべての係属中の請求額および累積利息額に備えるため、ドイツ銀行は2024年度第2四半期に13億ユーロの引当金を認識した。2024年度第3四半期および第4四半期において、ドイツ銀行は、2件の主要訴訟のうち1件に係る和解を含む複数の和解を締結した。

2024年10月23日、ケルン高等地方裁判所は残りの主要な案件について判決を下し、原告の請求を全面的に認めた。裁判所は、連邦通常裁判所（BGH）へのさらなる上訴申立を認めなかった。2024年11月19日、ドイツ銀行はBGHに対し、上訴許可の却下に対する不服申立を提出した。

2025年度第2四半期に、ドイツ銀行は追加の和解契約を締結した。2024年に締結した和解契約を含めると、ドイツ銀行は、本訴訟における原告の請求額ベースで90%（主張された持株比率に基づき算定）について和解に達し、その結果、2025年度第2四半期に当初計上していた引当金の一部が戻入れられた。2025年12月31日現在、原告の残余の請求額112百万ユーロ（利息を含む。）については全額引当金が計上されている。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題が、係属中の2件の審査手続（*Spruchverfahren*）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスウィーズアウトに関連して支払われた補償額35.05ユーロ、ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB Beteiligungs-Holding GmbH）とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（*Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag*）に関連して提示した補償額25.18ユーロおよび年間報酬支払額1.66ユーロの増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。約50万株のポストバンク株式について、支配の行使および損益の移転に係る合意に関連する25.18ユーロの補償金が支払われた。2015年度のスウィーズアウトに関連して支払われた35.05ユーロの補償金は、約7百万株のポストバンク株式に関するものであった。

審査手続の申請者は、審査手続における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロ以上でポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務は明白であると主張した。ケルン地方裁判所は当初、2件の判決において申請者の法律上の見解に従っていた。2019年6月の決定で、ケルン地方裁判所は、支配および損益移転契約の実施に関する審査手続において、この法律上の見解を明らかに断念する立場を取った。この決定によれば、2010年の任意的公開買付の前にドイツ銀行がすべてのポストバンク株の強制的公開買付を実施する義務を負っていたかどうかは、適切な補償額の決定には無関係である。当行は、ケルン地方裁判所がこのスウィーズアウトに関する審査手続において同じ法的立場を取ると予想している。

2020年10月1日、ケルン地方裁判所は、支配および損益移転契約に関する審査手続（2012年12月5日付）において、ドイツ株式会社法第304条（*jährliche Ausgleichszahlung*）に基づく年次報酬をポストバンク株式1株当たり0.12ユーロ引き上げて1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条（*Abfindungsbetrag*）に基づく和解額をポストバンク株式1株当たり4.56ユーロ引き上げて29.74ユーロとする判決を下した。和解額の増額は約50万株の旧ポストバンク株式に関連し、年次報酬の増額は約7百万株の旧ポストバンク株式に関連している。ドイツ銀行および申請者は、当該判決に対する上訴の申立を行っている。2025年12月11日、デュッセルドルフ高等地方裁判所（HRC）は、2012年に締結された支配および損益移転契約に関する審査手続において、指示的決定（*Hinweisbeschluss*）を発出した。HRCは、当初支払われた1株当たり25.18ユーロの補償額を、2010年の公開買付において適正であったとされる買付価格（少なくとも1株当たり57.25ユーロ）に引き上げるべきとする申請者の主張を退けた。さらにHRCは、特定の評価に係る要素について専門家の追加報告を求めるとともに、ケルン地方裁判所の判決で定められた補償額を下回る和解案を提示した（ケルン地方裁判所が定めた1株当たり29.74ユーロに対し、提案された補償額は28.00ユーロ）。2026年1月、当行はHRCの和解案に同意を表明した。しかし、審査手続を終結させるための和解に必要な全申請者の同意は得られなかった。このため、HRCは2026年2月4日、新たな独立専門家の任命を決定した。専門家は、HRCが特定した残余の評価に係る要素に関して、補足意見書を提出するよう求められている。またHRCは、この補足意見に基づき、適正な年間補償額の再計算を行うよう専門家に指示した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、審査手続に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示しない。

RusChemAlliance訴訟 2023年6月、Gazprom PJSCおよびRusGasDobrycha JSCのロシアの合併事業であるRusChemAlliance LLC（以下「RCA」という。）は、2021年にドイツ銀行が顧客の1社の要請により与えた前払保証（以下「APG」という。）に基づき、約238百万ユーロと利息の支払いを求め、ドイツ銀行に対する請求をサンクトペテルブルクの連邦商事裁判所に提出した。RCAはAPGに基づく支払要求を行っているが、ドイツ銀行はロシアに対するEUの制裁を理由にこれを拒否している。2024年5月末、ロシアの裁判所は、EUの制裁の妥当性を認めていないため、RCAの支払要求と、ドイツ銀行のロシア子会社における支払要求と同額を凍結する暫定措置に対するRCAの申立を全面的に認めた。この決定に対するドイツ銀行の控訴は、2024年9月および2025年1月にそれぞれ却下された。

2024年10月、RCAの申請により、ロシアの裁判所はドイツ銀行に対する反訴訟差止（以下「ASI」という。）命令を下し、ドイツ銀行が本件に関連してロシア国外で訴訟手続を継続することや、ASI不履行の場合は罰金240百万ユーロを科すと脅してロシア国外の裁判所によって下された判決または命令を執行することを禁じた。2024年11月、ドイツ銀行はASI命令に従った。ASI命令に対するドイツ銀行の上訴は、2025年1月に却下された。ロシア最高裁判所に別途提起された上訴も却下された。

ドイツ銀行は、2023年の補償契約に基づき、260百万ユーロの引当金および対応する補填資産を当初認識した。その結果、当該引当金は、補填資産と相殺される。2024年11月、RCAはドイツ銀行がロシアで保有する資産に対する未払利息を含む244百万ユーロの支払要求を執行した。RCAによる執行は引当金により補填されたが、その後の展開により補填資産の認識が中止された。ドイツ銀行は、有効な補償請求を有していると今も考えており、裁判所でその立場を主張している。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債（SSA債）に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力していた。

ドイツ銀行および当行の米国における主たるブローカー・ディーラー子会社であるDeutsche Bank Securities Inc.（以下「DBSI」という。）は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接的な市場参加者により2023年6月に提起された1件の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、英国債の流通市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法の違反があったと主張している。この訴状は3倍賠償および弁護士費用を求めている。2024年9月、裁判所は請求内容の主張が不十分であるとして、ドイツ銀行およびDBSIによる当該訴状の却下申立を認めた。2025年7月、原告は修正訴状を提出し、2名の原告を追加し、英国国債先物または先物オプションの購入者とされる者による請求を含めた。2025年9月9日、ドイツ銀行およびDBSIは当該修正訴状の却下申立を提起し、現在、裁判所の決定を待っている。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起され併合された推定上の集団訴訟において被告として指名されており、当該訴訟は米国反トラスト法の違反とメキシコ国債の取引に関する不当利得を主張している。原告の併合修正訴状を却下するよう求める被告の申立は、再訴可能な形で認められた。原告が提出したメキシコを拠点とする被告のみを指名した第二修正訴状も、再訴可能な形で棄却された。原告は第二控訴裁判所に上訴し、2024年2月、申立の棄却は覆された。2024年6月、原告は新たに修正訴状を提出した。2024年7月、被告は棄却申立を提出し、2025年1月、裁判所はこれを斥けた。証拠開示手続は進行中である。

当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省スプーフィング訴訟 ドイツ銀行AGおよびDBSIに対する5件の個別の推定上の集団訴訟がイリノイ州北部地区で提起された。当該訴訟は、ドイツ銀行と名前が公表されていないその他の事業体が、2013年1月から12月にかけて、米国財務省証券の先物およびオプション契約ならびにユーロドル先物およびオプション契約市場をスプーフィングするスキームに関与していたと主張している。棄却申立に関する書面審理に続き、裁判官は、当事者適格の問題および対人管轄権の証拠開示手続に関する補足的書面審理を命じ、現在ほとんどが完了している。原告は修正訴状と、さらに第二修正訴状を提出した。ドイツ銀行AGおよびDBSIは2023年9月に棄却申立と、2023年12月に回答を提出した。2024年9月、裁判所はアメリカ合衆国憲法第3条に基づく当事者適格に関して追加の書面審理を要求し、2024年10月に完了した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。

## その他

賦課金および預金保護に係る取消不能支払コミットメント 当行グループの一部の事業体は、単一破綻処理委員会が管理する単一破綻処理基金（SRF）等の国際破綻処理当局または預金保護制度への拠出が要求されている。それらの一部は、現金および有価証券により担保される取消不能支払コミットメント（IPC）の形式で拠出される場合がある。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、SRFおよびドイツ預金保護基金による預金保護に基づく銀行税に関連するIPCは、2025年12月31日現在15億ユーロ（2024年12月31日現在：15億ユーロ）であった。このうち、10億ユーロ（2024年12月31日現在：10億ユーロ）のIPCがSRFに、5億ユーロ（2024年12月31日現在：5億ユーロ）がドイツ預金保護基金に関連していた。

2025年12月31日現在、IPCに拠出された担保総額は、現金担保10億ユーロ（「その他の資産」に表示）および証券担保524百万ユーロ（2024年12月31日現在：それぞれ10億ユーロおよび481百万ユーロ）で構成されていた。このうち、現金担保10億ユーロ（2024年12月31日現在：10億ユーロ）がSRFに関連していた。

2025年11月、当行グループは、当行グループに関係のない事案において、SRFに関連するIPCの取り扱いについて欧州連合司法裁判所が下した判決の影響を分析し、IPCが提供されているすべてのスキームについて、当行グループの財務諸表に重要性はないと結論付けた。これは潜在的な支払い（すなわち、当行グループの各事業体が銀行業のライセンスを返上する場合やIPCが行使される場合）の予想されるタイミングおよび関連する割引率に基づいている。



## 信用関連コミットメントおよび偶発負債

## 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの管理により、請求から予想される損失について十分な証拠がある場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消可能貸出コミットメント、取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、貸借対照表において認識された担保および引当金は考慮されていない。これらの金額は、締結したこれらすべての負債に資金を提供しなければならない場合の、当行グループが必要とする潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

## 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ

2025年12月31日現在 2024年12月31日現在

取消不能貸出コミットメント	217,949	219,767
取消可能貸出コミットメント	56,356	49,932
偶発負債	79,092	73,468
合計	353,397	343,167

## その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

当行グループの担保または引当金を考慮しないその他の取消不能貸出コミットメントおよびその他の偶発負債は、2025年12月31日現在73百万ユーロおよび2024年12月31日現在77百万ユーロであった。この数値は、締結したこれらすべての負債に資金調達を行わなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を考慮している。このため、この金額はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

## 政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものがある。こうしたECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、大体似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループは、輸出される商品およびサービスに係る融資において顧客支援にこうしたプログラムを利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理人として行動するEuler-Hermes S.A.、スペイン王国の代理人として行動するAtradius Credito y Cauccion S.A. de Seguros y Reaseguros、大韓民国の代理として行動するKorea Trade Insurance Corporationにより発行されたものであった。

29 -

## その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	13,211	5,954
その他	4,993	3,940
その他の短期借入金合計	18,204	9,895

30 -

## 長期債務および信託優先証券

## 最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2026年 度期限	2027年 度期限	2028年 度期限	2029年 度期限	2030年 度期限	2030年度 より後の 期限	2025年 12月31日 現在合計	2024年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	14,050	12,269	13,269	10,368	8,854	9,109	67,920	71,414
変動利付	2,508	2,817	517	1,050	1,918	3,471	12,281	11,196
その他	3,550	2,369	2,220	1,845	1,152	15,120	26,256	20,578
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	2,024	2,363	-	-	424	3,401	8,212	11,626
変動利付	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	42	20	-	-	23	-	85	85
長期債務合計	22,175	19,839	16,006	13,263	12,371	31,101	114,754	114,899

当行グループには、2025年度および2024年度の債務に関して、元本および利息の債務不履行またはその他の違反はなかった。

## 信託優先証券（注1）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
固定利付	-	-
変動利付	283	287
信託優先証券合計	283	287

（注1）無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

## 金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	171,541	-	-	-	-
利付預金	245,183	148,888	117,503	14,882	11,777
トレーディング負債(注1)	42,879	-	-	-	-
デリバティブ金融商品のマイナスの時価(注1)	225,775	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	30,752	45,626	11,122	15,674	12,403
投資契約負債(注2)	-	-	469	-	-
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価(注3)	-	72	24	69	57
中央銀行ファンド借入金	1,967	-	-	-	-
買戻条件付売却有価証券	470	767	584	601	109
貸付有価証券受入金	2	-	-	-	-
その他の短期借入金	6,416	3,882	8,197	-	-
長期債務	1	12,456	14,408	70,203	33,230
信託優先証券	-	-	299	-	-
リース負債	122	147	430	1,814	2,632
その他の金融負債	116,713	3,554	556	699	46
オフバランスの貸出コミットメント	211,367	-	-	-	-
金融保証	35,949	-	-	-	-
合計(注4)	1,089,137	215,391	153,593	103,942	60,254

(注1) トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

(注2) これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

(注3) ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

(注4) 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限			
		3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超
無利息預金	176,510	-	-	-	-
利付預金	198,010	159,292	112,543	16,012	10,422
トレーディング負債(注1)	43,498	-	-	-	-
デリバティブ金融商品のマイナスの時価(注1)	276,395	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	30,224	35,024	5,943	13,767	8,373
投資契約負債(注2)	-	-	454	-	-
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価(注3)	-	978	616	31	65
中央銀行ファンド借入金	1,227	-	-	-	-
買戻条件付売却有価証券	407	1,143	182	1,089	25
貸付有価証券受入金	2	-	-	-	-
その他の短期借入金	1,487	5,767	2,862	-	-
長期債務	-	7,119	18,030	70,602	36,195
信託優先証券	-	-	302	-	-
リース負債	3	157	454	1,933	3,116
その他の金融負債	72,780	1,076	1,059	1,829	87
オフバランスの貸出コミットメント	212,990	-	-	-	-
金融保証	32,368	-	-	-	-
合計(注4)	1,045,902	210,557	142,445	105,263	58,284

(注1) トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

(注2) これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

(注3) ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

(注4) 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

[次へ](#)

## 追加的注記

32 -

## 普通株式

## 普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、株式1株の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2024年1月1日現在の普通株式	2,040,242,959	-48,195,109	1,992,047,850
株式報酬制度に基づく株式の発行	-	-	-
増資	-	-	-
普通株式の取消	-45,541,366	45,541,366	-
自己株式の購入	-	-86,796,707	-86,796,707
自己株式の売却または割当	-	39,874,612	39,874,612
2024年12月31日現在の普通株式	1,994,701,593	-49,575,838	1,945,125,755
株式報酬制度に基づく株式の発行	-	-	-
増資	-	-	-
普通株式の取消	-84,122,616	84,122,616	-
自己株式の購入	-	-76,926,379	-76,926,379
自己株式の売却または割当	-	34,673,888	34,673,888
2025年12月31日現在の普通株式	1,910,578,977	-7,705,713	1,902,873,264

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

当行グループは年次株主総会での権限付与を受け、株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に株主に対する資本分配を目的とした売却および今後の株式報酬に充当される予定である。

## 授権資本

取締役会は、現金払込による新株発行で増資を行う権限を付与されている。2025年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、付与されたが未使用の授権資本枠2,493,000,000ユーロを有していたが、これは2030年4月30日までにその全部または一部を発行することが可能である。詳細は定款第4条に規定されている。

授権資本	対価	新株予約権	失効日
498,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4文に従って除外されることがある。また、オプション権、転換社債および転換可能参加権保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2030年4月30日
1,995,000,000ユーロ	現金	オプション権、転換社債および転換可能参加権保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2030年4月30日

## 条件付資本

2025年12月31日現在、ドイツ銀行には条件付資本の残高はない。

## 配当

以下の表は、2025年、2024年および2023年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2025年度（提案）	2024年度	2023年度
宣言現金配当（単位：ユーロ）	1,902,873,264	1,314,856,308	882,615,288
普通株式 1 株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ）	1.00	0.68	0.45

貸借対照表日以降に宣言された配当はない。

## 従業員給付

### 株式に基づく報酬制度

当行グループは、ドイツ銀行エクイティ・プランに従い株式に基づく報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は、報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

ドイツ銀行エクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間（または前払い報奨のリリース期間）終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。繰延株式報奨は、リリースされるまで失効規定および業績条件の対象となる。

法律上またはその他の制限により株式の交付に支障がある国では、報奨を付与するためにドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用され、一部の法人従業員については、現地の規制要件により、繰延株式の代わりに制限付株式が用いられる。

この表には取締役が付与された報奨は含まれていない。DWSエクイティ・プランに基づく報奨の付与については、「DWS株式に基づく報酬制度」の項を参照のこと。

以下の表は、これらの株式に基づく報酬制度の基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	適格要件
2022年度 - 2025年度（注4）	年次報奨	1/4：12ヶ月（注1） 1/4：24ヶ月（注1） 1/4：36ヶ月（注1） 1/4：48ヶ月（注1）	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 （CB/IB/CRUおよびInstVV MRT）
	年次報奨	1/3：12ヶ月（注1） 1/3：24ヶ月（注1） 1/3：36ヶ月（注1）	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 （CB/IB/CRU以外）
	年次報奨	1/5：12ヶ月（注1） 1/5：24ヶ月（注1） 1/5：36ヶ月（注1） 1/5：48ヶ月（注1） 1/5：60ヶ月（注1）	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 （上級管理職）
	リテンション / 新規 雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	退職金支払いを繰延べる規制要件の 対象となる特定の従業員
	年次報奨 - 前払い	付与時に直ちに権利 確定（注3）	選ばれた従業員
	2019年度 - 2021年度（注4）	年次報奨	1/4：12ヶ月（注1） 1/4：24ヶ月（注1） 1/4：36ヶ月（注1） 1/4：48ヶ月（注1）
年次報奨		1/3：12ヶ月（注1） 1/3：24ヶ月（注1） 1/3：36ヶ月（注1）	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 （CB/IB/CRU以外）（注2）
年次報奨		1/5：12ヶ月（注1） 1/5：24ヶ月（注1） 1/5：36ヶ月（注1） 1/5：48ヶ月（注1） 1/5：60ヶ月（注1）	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 （上級管理職）
リテンション / 新規 雇用 / オフサイクル （注5）		個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
退職金		個別に設定	退職金支払いを繰延べる規制要件の 対象となる特定の従業員
年次報奨 - 前払い		付与時に直ちに権利 確定（注3）	規制対象従業員

（注1） InstVVの規制対象従業員（および上級管理職）については、さらに12ヶ月のリテンション期間が適用される。

（注2） 2019年度付与時は、これらの部門はCIBと呼ばれていた。2020年度および2021年度付与時には、CIBはCBとIBとCRUに分割されている。

（注3） 株式の交付は、さらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。

（注4） 2019年度から2025年度の年次報奨およびリテンション / 新規雇用に対する報奨には、制限付株式報奨制度に基づき付与された報奨が含まれる。

（注5） オフサイクル報奨は2020年度まで付与されていた。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プランという名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。グローバル・シェア・パーチェス・プランは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行グループはその購入期間終了時に、従業員がさらに1年間ドイツ銀行グループに在籍することを条件として、取得した株式1株につき1株の無償株式（最大10株）を割り当てる。2025年11月から始まった期には、21ヶ国の従業員計12,775名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他に現地の株式に基づく報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要性はない。

以下の表は、株式報奨ユニット数の変動を示している。また、ドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

株式ユニット（単位：千）	2025年度	2024年度
1月1日現在残高	116,589	128,628
付与	33,457	41,167
リリース	-44,091	-50,015
失効	-2,844	-3,491
その他の変動	78	300
12月31日現在残高	103,189	116,589

以下の表は、各年度における報奨の付与、リリースおよび残存期間に関する主要な情報を示したものである。

	2025年度			2024年度		
	期中に付与された報奨1ユニット当たりの加重平均公正価値	期中のリリース時の加重平均株価	契約上の加重平均残存期間	期中に付与された報奨1ユニット当たりの加重平均公正価値	期中のリリース時の加重平均株価	契約上の加重平均残存期間
DBエクイティ・プラン	17.47ユーロ	21.77ユーロ	1.35年	10.3ユーロ	12.92ユーロ	1.4年

現金支払いを伴う株式に基づく報酬取引により生じた負債は、2025年および2024年12月31日終了年度において、それぞれ約20百万ユーロおよび14百万ユーロであった。

発行済株式報奨の付与総額は、2025年および2024年12月31日現在、それぞれ約11億ユーロおよび10億ユーロであった。このうち約8億ユーロおよび8億ユーロが、報酬費用として当該報告年度またはそれ以前に認識された。このため、繰延株式に基づく報酬に係る未認識の報酬費用は、2025年および2024年12月31日現在、それぞれ約3億ユーロおよび2億ユーロであった。

#### DWS株式に基づく報酬制度

DWSグループは、DWSエクイティ・プランに従い株式に基づく報酬を付与した。このプランは、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金を受け取る条件付権利を付与するものである。

2018年9月、DWS株式評価益権（SAR）プランに基づき、新規公開買付（IPO）関連の一度限りの報奨がDWS従業員全員に付与された。限られたDWSの上級管理者には、代わりにDWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りのパフォーマンス・シェア・ユニットが付与された。執行委員会メンバーに対しては、DWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りの報奨が、2019年1月に付与された。

DWS株式評価益権プランは、特定の条件下で、一定期間における一定数の名目上のDWS株式の価額の上昇（または利得）と同等の現金を受け取る権利を表している。この報奨は、DWS株式、議決権またはこれらに関連する配当金を受け取る権利を付与するものではない。

DWSエクイティ・プランは、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金を受け取る条件付権利を付与する架空の株式制度である。

株式に基づく報酬制度の報奨受給者は、当該報奨の権利確定期間中は配当を受け取る権利がない。

任意の株式報酬制度の諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間（または前払い報奨のリリース期間）終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効する。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。

以下の表は、DWS株式に基づく報酬制度の基本条件を示している。

付与された年度	報奨の種類	権利確定スケジュール	適格要件
2024年度 - 2025年度	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員
		1/3: 24ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
		1/5: 24ヶ月(注1)	
1/5: 36ヶ月(注1)			
1/5: 48ヶ月(注1)			
年次報奨 - 前払い	付与時に直ちに権利確定(注1)	規制対象の従業員	
リテンション/新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員	
2023年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
		1/4: 24ヶ月(注1)	
		1/4: 36ヶ月(注1)	
		1/4: 48ヶ月(注1)	
	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
		1/3: 24ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
		1/5: 24ヶ月(注1)	
1/5: 36ヶ月(注1)			
1/5: 48ヶ月(注1)			
1/5: 60ヶ月(注1)			
リテンション/新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員	
退職金	個別に設定	退職金支払いを繰延べる規制要件の対象となる特定の従業員	
2022年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
		1/4: 24ヶ月(注1)	
		1/4: 36ヶ月(注1)	
		1/4: 48ヶ月(注1)	
	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
		1/3: 24ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
		1/5: 24ヶ月(注1)	
1/5: 36ヶ月(注1)			
1/5: 48ヶ月(注1)			
1/5: 60ヶ月(注1)			
リテンション/新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員	
退職金	個別に設定	退職金支払いを繰延べる規制要件の対象となる特定の従業員	
2021年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
		1/4: 24ヶ月(注1)	
		1/4: 36ヶ月(注1)	
		1/4: 48ヶ月(注1)	
	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1)	年次業績連動報酬に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
		1/3: 24ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
		1/3: 36ヶ月(注1)	
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
		1/5: 24ヶ月(注1)	
1/5: 36ヶ月(注1)			
1/5: 48ヶ月(注1)			
1/5: 60ヶ月(注1)			
リテンション/新規雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員	



2020年度	年次報奨（上級管理職）	1/5: 12ヶ月（注1） 1/5: 24ヶ月（注1） 1/5: 36ヶ月（注1） 1/5: 48ヶ月（注1） 1/5: 60ヶ月（注1）	執行委員会メンバー
	退職金	個別に設定	退職金支払いを繰延べる規制要件の対象となる特定従業員
2019年度	年次報奨（上級管理職）	1/5: 12ヶ月（注1） 1/5: 24ヶ月（注1） 1/5: 36ヶ月（注1） 1/5: 48ヶ月（注1） 1/5: 60ヶ月（注1）	執行委員会メンバー
	パフォーマンス・シェア・ユニット報奨（IPO関連の2019年度に付与された一度限りの報奨）	1/3: 2022年3月（注1） 1/3: 2023年3月（注1） 1/3: 2024年3月（注1）	執行委員会メンバー
2018年度	パフォーマンス・シェア・ユニット報奨（IPO関連の一度限りの報奨）（注1）	1/3: 2022年3月（注1） 1/3: 2023年3月（注1） 1/3: 2024年3月（注1）	選ばれた上級管理者
	SAR報奨（IPO関連の一度限りの報奨）	MRT以外: 2021年6月1日（注3） MRT: 2023年3月1日（注1）（注3）	全DWS従業員（注2）

（注1） 個々の規制状況により、6ヶ月のリテンション期間（AIFMD/UCITS MRT）または12ヶ月のリテンション期間（InstVW MRT、および/または2023年以降はIFD MRT）が権利確定後に適用される。

（注2） 従業員がパフォーマンス・シェア・ユニット報奨を受け取った場合を除く。

（注3） 付与済報奨については、権利確定/リテンション期間の経過後、4年の行使期間が適用される。

以下の表は、株式報奨ユニット数の変動を示している。

	DWSエクイティ・プラン			DWS SARプラン		
	2025年度	2024年度	2025年度	2025年度	2024年度	2024年度
株式ユニット（単位：千）	報奨数	報奨数	報奨数	加重平均行使価格 （単位：ユーロ）	報奨数	加重平均行使価格 （単位：ユーロ）
期首残高	2,017	2,377	367	22.33	735	24.65
付与	699	938	0		35	22.33
発行または行使	-1,007	-1,342	-305	22.33	-369	24.35
失効	-29	-41	-		-	-
期日到来	-	-	-38	22.33	-18	23.40
その他の変動	46	86	-	22.33	-16	22.33
期末残高	1,726	2,017	23	22.33	367	22.33
このうち行使可能なもの	-	-	23	22.33	367	22.33

以下の表は、各年度における報奨の付与、リリースおよび残存期間に関する主要な情報を示したものである。

	2025年度			2024年度		
	期中に付与された報奨1ユニット当たりの加重平均公正価値	期中のリリース/行使時の加重平均株価	契約上の加重平均残存期間	期中に付与された報奨1ユニット当たりの加重平均公正価値	期中のリリース/行使時の加重平均株価	契約上の加重平均残存期間
DWSエクイティ・プラン	37.92ユーロ	49.18ユーロ	1.5年	31.59ユーロ	35.79ユーロ	1.4年
DWS SARプラン	0	48.73ユーロ	1.7年	13.40ユーロ	38.78ユーロ	0.8年

2025年および2024年12月31日現在、付与済の株式に基づく報奨の公正価値はそれぞれ約64百万ユーロおよび74百万ユーロであった。当該報奨のうち約48百万ユーロおよび63百万ユーロは、それぞれ2025年度末および2024年度末までに損益計算書に認識され、このうち2025年および2024年12月31日現在の約14百万ユーロおよび40百万ユーロは完全に権利確定した報奨に関連するものであった。2025年および2024年12月31日現在、株式に基づく報酬制度に関する未認識費用の合計はそれぞれ約16百万ユーロおよび12百万ユーロであり、これは将来の株価の動きに左右される。

DWS株式評価益権プランに係る報奨の公正価値は一般化されたブラック・ショールズ・モデルを用いて測定されている。発生した負債は、決済されるまで各報告期間末に再測定される。主なインプットは報告日の市場価値や、報奨の保有期間中に受け取れなかった配当金を割り引いた値であり、当行グループを離職する適格従業員数および早期退職する適格従業員数の見積りを含む権利確定の予想水準と実績水準に対する調整も行う。付与日および測定日における公正価値の測定に用いられたインプットは、以下のとおりである。

	測定日 2025年12月31日	測定日 2024年12月31日
ユニット（単位：千）	23	367
公正価値	34.36ユーロ	17.72ユーロ
株価	56.50ユーロ	39.80ユーロ
行使価格	22.33ユーロ	22.33ユーロ
予想ボラティリティ（加重平均）	33%	33%
予想残存期間（加重平均）の年数	1.7	0.8
予想配当額（収益に対する％）	65%	65%

DWS株式のインプライド・ボラティリティについては、流動性の高い市場がないことから、DWS株価のボラティリティの計算は、DWSおよび競合他社グループの過去5年間のデータに基づいている。

## 退職後給付制度

### 制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度両方を含む複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務期日に関する広範な指標を提供している。

2025年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付債務					
在職中の制度加入者	2,816	210	202	699	3,927
受給待機中の加入者	1,673	1,135	470	82	3,360
受給中の加入者	4,860	1,333	417	218	6,828
確定給付債務合計	9,349	2,678	1,089	999	14,115
制度資産の公正価値	9,632	3,505	944	1,158	15,239
積立率（％）	103%	131%	87% (注1)	116%	108%

(注1) 米国の確定給付債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン105百万ユーロを含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は96%である。

2024年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付債務					
在職中の制度加入者	3,084	272	229	715	4,300
受給待機中の加入者	1,805	1,321	526	84	3,736
受給中の加入者	5,075	1,210	461	229	6,975
確定給付債務合計	9,964	2,803	1,216	1,028	15,011
制度資産の公正価値	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106
積立率（％）	103%	131%	86% (注1)	111%	107%

(注1) 米国の確定給付債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン120百万ユーロを含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は96%である。

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会、労働組合およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計は、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとってより長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・アカウント型の制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の報酬に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は固定金利で増加するか、または特定の基礎となる投資の市場変動に連動して増加するが、いずれも当行グループの投資リスクを制限している。特にドイツでは、制度規定で保証給付額を定めている場合がある（例えば、最低でも拠出された金額の支払いなど）。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、固定回数/year賦払いで受け取るか、または終身年金に換えて受け取るかを選択することができる。この終身年金への換算は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。

当行グループではまた、複数の国における退職および解雇手当制度や、主に米国における多数の在職中従業員および退職者向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた場合に、一定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアの適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2025年12月31日および2024年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付債務は、それぞれ合計126百万ユーロおよび142百万ユーロであった。給付構造と組み合わせて、当該退職後医療制度負債の性質および規模を2025年度末の当行グループの貸借対照表の規模と比較して考慮すると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に基づく給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託から支払われる額と、非積立式制度について当行グループから直接支払われる額の両方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2025年度の実際の給付支払額	554	109	89	72	824
2026年度の給付支払予定額	580	131	78	72	861
2027年度の給付支払予定額	582	139	77	72	870
2028年度の給付支払予定額	601	148	83	70	902
2029年度の給付支払予定額	616	160	84	72	932
2030年度の給付支払予定額	630	165	81	70	946
2031年度から2035年度の給付支払予定額	3,221	891	418	392	4,922
確定給付債務の加重平均期間（年数）	10	12	9	9	10

#### 複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBWV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.（BWV）に加入している。BWVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBWVへの拠出を行う。BWVは、退職者に対して固定額の年金を支給し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額が増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する追加的な義務が増加することにより給付が増額する場合もある。BWVは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BWVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないためである。

## ガバナンスおよびリスク

当行グループは、当行グループの年金および関連リスクをグローバルで監視するため、年金委員会を設置している。当該委員会は、少なくとも四半期に一度会合を開催し、上級管理職報酬委員会に直接報告を行う。

この一環として、当行グループは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。

取得時および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、全般的な制度設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部（一定の基準を上回る場合は年金委員会も）の承認を経た上で行われる。

年金リスク管理は当行グループのリスク管理制度に組み込まれており、制度資産および負債の価値にとって、資本市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）が重要であるためマーケット・リスク、延いてはIFRSおよび規制自己資本を重視している。このためリスク管理は、特定の測定基準およびリスク管理フレームワーク（該当する場合にはリスク限度枠または基準値を設定する等）による定期的な測定、監視および報告を含んでいる。リスク管理業務には、人口統計学上の仮定や他の数理計算上の仮定（寿命リスク等）のような他の金融リスクの検討、見直しおよび測定だけでなく、モデル、バリュエーションおよび他の非金融リスクの評価も含まれている。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。年金制度が積立てられている限り、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクをもたらしこととなる。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、市場変動による年金が当行グループの財政状態に与える影響を最小限に抑えることを目指している。

## 積立

当行グループは、確定給付債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立原則は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付債務の積立について、制度資産によって債務の90%から100%の範囲で維持することである。また当行グループは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の多くには、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立原則に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国等、受託者と当行グループが共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度における比較的高い積立水準および採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件によって短期的に当行グループが重大な資金繰り悪化の状況になることはない予想している。当行グループは当行グループの積立原則に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当期において外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

ドイツにおける当行グループの目標積立率の上限を超える積立額を制限するため、当行グループは、年金信託に対して、信託の代わりに当行グループの資産から支払われた給付である制度資産から、2025年度および2024年度においてそれぞれ約540百万ユーロと約520百万ユーロの請求を行った。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。グローバルで一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてガイダンスを提供している。これは当行グループの年金委員会により最終決定されるものである。当行グループの上級管理職は、主要な数理計算上の仮定の変動や変更に関する情報を定期的に受け取っている。

12月31日現在の確定給付債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2025年12月31日現在				2024年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 (注1)	その他	ドイツ	英国	米国 (注1)	その他
割引率(%)	4.06%	5.54%	5.22%	3.52%	3.52%	5.48%	5.51%	3.20%
物価インフレ率(%)	2.02%	3.17%	2.30%	1.51%	2.06%	3.46%	2.20%	1.60%
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.20%	3.17%	2.40%	3.10%	2.25%	3.46%	2.30%	2.96%
年金支給額の名目上昇率(%)	2.02%	2.96%	2.30%	0.55%	2.06%	3.18%	2.20%	0.59%
65歳時の余命の仮定								
測定日現在65歳の男性	21.5	23.5	22.7	22.1	21.5	23.2	22.1	22.0
測定日現在65歳の女性	22.9	25.1	23.9	24.1	23.7	25.1	23.5	24.1
測定日現在45歳の男性	22.8	24.8	24.0	23.7	22.8	24.4	23.5	23.6
測定日現在45歳の女性	24.0	26.5	25.3	25.6	24.8	26.4	24.9	25.6
適用した死亡率表	2025年修正 Richttafeln Heubeck 2018 G	SAPS 4 4 Light/ Very Light表 とCMIの 2024年 予測	PRI-2012 年とMP- 2021年の 予測	各国特 有の表	2019年修正 Richttafeln Heubeck 2018 G	SAPS3 Light/ Very Light表 とCMIの 2023年 予測	PRI-2012 年とMP- 2021年の 予測	各国特 有の表

(注1) キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者の市場データ提供業者から入手した社債ユニバースの情報をを用いて算出されている。）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ指標を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来の給与水準の上昇および年金支給額の上昇に関する仮定は、必要に応じて制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて設定され、当行グループの報奨構造または市場ごとの方針、ならびに関連する現地の法律や制度特有の要件を反映している。2024年度に、当行グループは直近の短期的なインフレの影響をより反映するため、主要なドイツの年金制度における年金増額を見積る手法を改善し、その結果、100百万ユーロのベネフィットがその他の包括利益に認識された。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の見積りに基づいて設定されている。将来の潜在的な寿命の延長は考慮され、また必要に応じて反映される。

## 負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

単位：百万ユーロ	2025年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付債務の現在価値の増減：					
期首残高	9,964	2,803	1,216	1,028	15,011
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	106	7	6	39	158
利息費用	343	145	59	31	578
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	14	2	-	12	28
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	-517	-87	28	-25	-601
人口統計上の仮定の変更により生じた 数理計算上の差異	-56	1	9	1	-45
実績により生じた数理計算上の差異	54	64	5	14	137
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	-	-	16	17
支払われた給付	-554	-109	-89	-73	-825
決済に係る支払	-	-	-	-6	-6
取得 / 売却	-6	-	-	-	-6
為替レートの変動	-	-148	-145	-38	-331
その他	-	-	-	-	-
期末残高	9,349	2,678	1,089	999	14,115
このうち：					
非積立式	-	8	122	62	192
積立式	9,349	2,670	967	937	13,923
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	354	191	51	34	630
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-443	-58	28	21	-452
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	-	-	16	17
事業主による拠出額	43	-	19	47	109
支払われた給付（注1）	-554	-109	-76	-65	-804
決済に係る支払	-	-	-	-	-
取得 / 売却	-6	-	-	-	-6
為替レートの変動	-	-194	-126	-35	-355
その他	-	-	-	-	-
制度管理費用	-	-3	-2	-1	-6
期末残高	9,632	3,505	944	1,158	15,239
期末現在の積立状況	283	827	-145	159	1,124
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	-	-	-	-111	-111
利息費用	-	-	-	-1	-1
回収不能な積立超過額の増減	-	-	-	-32	-32

為替レートの変動	-	-	-	-1	-1
期末残高	-	-	-	-145	-145
認識された純資産（負債）	283	827	-145	14	979 (注2)

返還権の公正価値	-	-	-	3	3
----------	---	---	---	---	---

(注1) 積立式制度のみ。

(注2) このうち12億ユーロはその他の資産に、261百万ユーロはその他の負債に認識された。

単位：百万ユーロ	2024年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付債務の現在価値の増減：					
期首残高	10,504	3,026	1,172	979	15,681
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	119	8	7	37	171
利息費用	343	137	58	32	570
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	14	1	-	-	15
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	-549	-398	-13	13	-947
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	-	10	-	3	13
実績により生じた数理計算上の差異	71	-12	-1	11	69
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	-	-	16	17
支払われた給付	-539	-113	-85	-62	-799
決済に係る支払	-	-	-	-	-
取得 / 売却	-	-	-	-	-
為替レートの変動	-	142	78	-1	219
その他	-	2	-	-	2
期末残高	9,964	2,803	1,216	1,028	15,011
このうち：					
非積立式	-	10	139	68	217
積立式	9,964	2,793	1,077	960	14,794

制度資産の公正価値の増減：

期首残高	10,532	3,912	1,003	1,071	16,518
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	350	177	50	34	611
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-148	-479	4	34	-589
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	-	-	16	17
事業主による拠出額	41	-	-	36	77
支払われた給付（注1）	-539	-112	-71	-54	-776
決済に係る支払	-	-	-	-	-
取得 / 売却	-	-	-	-	-
為替レートの変動	-	185	67	4	256
その他	-	-	-	1	1

制度管理費用	-	-5	-3	-1	-9
期末残高	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106
期末現在の積立状況	273	875	-166	113	1,095
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	-	-	-	-102	-102
利息費用	-	-	-	-1	-1
回収不能な積立超過額の増減	-	-	-	-9	-9
為替レートの変動	-	-	-	1	1
期末残高	-	-	-	-111	-111
認識された純資産（負債）	273	875	-166	2	984 (注2)
返還権の公正価値	-	-	-	3	3

(注1) 積立式制度のみ。

(注2) このうち13億ユーロはその他の資産に、317百万ユーロはその他の負債に認識された。

### 投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することである。市況が不利な状況において、当該制度のIFRSに基づく積立状況を保持することを主眼としている。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおりに、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

IFRSに基づく積立状況の維持を目指す主要な確定給付制度については、当行グループは負債対応型投資アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付債務の現在価値と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、年金負債の金利、信用スプレッドおよびインフレなどのマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーをより考慮した上で制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。

マーケット・リスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（すなわち社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の金融商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の取引量が不十分であること、ならびに流動性およびコストの問題から、現実的ではない。そのため制度資産には、長期的な価値を生み分散効果を得るため、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、更なるリターンを求める資産区分が含まれている。さらに、この投資戦略の変更により、年金委員会が定める範囲内で、金利および信用スプレッドに対するマーケット・リスク・エクスポージャーを積極的に取ることが可能になった。この結果、制度資産から生じるマーケット・リスクが減少した。

2024年度において、当行グループは英国従業員制度（U.K. Staff Scheme）に係る無保険の負債11億ユーロをカバーするための保険に加入したため、当行グループの財務諸表のその他の包括利益に約120百万ユーロのマイナスの影響が生じた。当行グループは、英国において合計で5件の第三者の保険会社とのパイ・イン契約を締結しており、2025年12月31日現在、当行グループは約26億ユーロの確定給付債務の変動から保護されている。

#### 主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している（すなわち、エクスポージャーには、個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の両方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					2024年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	431	137	-18	60	610	305	163	3	66	537
資本性金融商品（注1）	1,189	124	89	280	1,682	1,060	-	111	256	1,427
投資適格債（注2）										
国債	1,608	168	288	196	2,260	1,814	77	277	214	2,382
民間債	3,817	358	429	360	4,964	4,090	531	474	358	5,453
投資不適格債										
国債	96	-	4	5	105	86	-	4	4	94
民間債	359	43	9	23	434	380	17	19	25	441
証券化投資およびその他の負債性投資	32	48	46	19	145	37	21	85	16	159
保険	-	2,626	-	18	2,644	-	2,756	-	16	2,772
オルタナティブ										
不動産	632	-	-	104	736	719	-	-	99	818
コモディティ	77	-	-	4	81	54	-	-	2	56
プライベート・エクイティ	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
その他（注3）	945	-	-	65	1,010	989	-	-	60	1,049
デリバティブ（時価）										
金利	443	-	-29	11	425	730	113	-49	13	807
クレジット	-12	-	36	-	24	-18	-	57	-	39
インフレ	-	-	-	11	11	-	-	-	14	14
為替	15	1	-	2	18	-17	-	-	-6	-23
その他	-	-	90	-	90	8	-	69	-	77
制度資産の公正価値合計	9,632	3,505	944	1,158	15,239	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106

（注1） 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス）。

（注2） 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

（注3） その他の資産カテゴリーに分離不能な合同運用ファンドを含む。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在					2024年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物 (注1)	56	16	-18	9	63	-118	-56	3	12	-159
資本性金融商品(注2)	868	124	89	56	1,137	757	-	110	45	912
投資適格債(注3)										
国債	558	168	268	57	1,051	599	77	256	52	984
民間債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資不適格債										
国債	5	-	-	-	5	2	-	1	-	3
民間債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化投資およびその他の負債性投資	-	19	-	-	19	-	-	-	-	-
保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オルタナティブ										
不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コモディティ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プライベート・エクイティ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ(時価)										
金利	-	-	-32	-	-32	-	-	-57	-	-57
クレジット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インフレ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
為替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	8	-	-	-	8
相場価格のある制度資産の 公正価値合計	1,487	327	307	122	2,243	1,248	21	313	109	1,691

(注1) マイナスの金額は短期負債に関係している。

(注2) 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている(例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス)。

(注3) 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産と「その他」の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

2025年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-26	135	-5	465	19	22	610
資本性金融商品	74	102	568	497	354	87	1,682
国債（投資適格以上）	329	166	307	860	135	463	2,260
国債（投資不適格）	-	-	-	6	-	99	105
民間債（投資適格以上）	533	441	1,809	1,608	507	66	4,964
民間債（投資不適格）	4	20	27	378	3	2	434
証券化投資およびその他の負債性投資	18	31	45	22	28	1	145
小計	932	895	2,751	3,836	1,046	740	10,200
割合（％）	9%	9%	27%	38%	10%	7%	100%
その他の資産区分							5,039
制度資産の公正価値							15,239

2024年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-20	172	30	311	20	24	537
資本性金融商品	29	30	818	345	150	55	1,427
国債（投資適格以上）	376	77	300	980	207	442	2,382
国債（投資不適格）	2	-	1	-	-	91	94
民間債（投資適格以上）	500	632	1,843	2,021	392	65	5,453
民間債（投資不適格）	26	27	22	359	3	4	441
証券化投資およびその他の負債性投資	23	21	83	15	17	-	159
小計	936	959	3,097	4,031	789	681	10,493
割合（％）	9%	9%	30%	38%	8%	6%	100%
その他の資産区分							5,613
制度資産の公正価値							16,106

制度資産には、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在それぞれ、全体としてプラスの時価である約630百万ユーロおよび810百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

## 主要なリスク感応度

当行グループの確定給付債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が、以下の表に示されている。各マーケット・リスク要因や仮定は単独で変更されている。確定給付債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に関する合理的な近似値を表すリスク指標の一つである。

例えば、金利デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、金利の変更に対する確定給付債務の変動から得られる。結果として得られたデュレーションは、金利の変更によって生じる再測定負債の損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が制度資産の公正価値のみならず数理計算上の仮定（割引率や物価インフレ率等）により制度債務に影響を及ぼす。当行グループが負債対応型投資アプローチを適用する場合や、英国のように債務の一部に保険を掛ける場合には、そのような変動に対する当行グループの全体的なエクスポージャーは軽減される。主要な資本市場の変動に対する当行グループのリスク・エクスポージャーに関する読者の更なる理解を助けるため、関連するマーケット・リスク要因または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。数理計算上の仮定の変更が制度資産に影響しない場合、確定給付債務への影響のみが報告されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要因が変動した場合の、制度資産の時価の概算変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定において、時間の経過に伴い起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動による積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的で可能な代替的仮定の範囲は、総計の結果を構成する様々な制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要因に影響を受けやすいものの、マーケット・リスク要因と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に非線形的に影響を及ぼす可能性があるため、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これらの感応度に反映されていない。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				2024年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他
金利 (-50bps) :								
DB0の増加額 (-)	-455	-165	-25	-40	-525	-210	-25	-45
制度資産の予想増加額 (+) (注1)	415	150	15	15	465	225	20	15
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-40	-15	-10	-25	-60	15	-5	-30
金利 (+50bps) :								
DB0の減少額 (+)	435	155	25	40	500	195	25	40
制度資産の予想減少額 (-) (注1)	-415	-140	-15	-15	-465	-205	-20	-15
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	20	15	10	25	35	-10	5	25
信用スプレッド (-50bps) :								
DB0の増加額 (-)	-455	-165	-50	-45	-525	-210	-55	-50
制度資産の予想増加額 (+) (注1)	285	155	30	10	305	220	35	10
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-170	-10	-20	-35	-220	10	-20	-40
信用スプレッド (+50bps) :								
DB0の減少額 (+)	435	155	45	45	500	195	50	45
制度資産の予想減少額 (-) (注1)	-285	-145	-30	-10	-305	-200	-35	-10
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	150	10	15	35	195	-5	15	35
物価インフレ率 (-50bps) : (注2)								
DB0の減少額 (+)	140	115	5	10	165	150	5	10
制度資産の予想減少額 (-) (注1)	-180	-120	-	-5	-260	-150	-	-5
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-40	-5	5	5	-95	-	5	5
物価インフレ率 (+50bps) : (注2)								
DB0の増加額 (-)	-250	-115	-5	-10	-280	-160	-5	-10
制度資産の予想増加額 (+) (注1)	180	120	-	5	260	160	-	5
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-70	5	-5	-5	-20	-	-5	-5
将来給与水準の実質上昇率 (-50bps) :								
DB0の減少額 (+)	20	-	-	10	25	5	-	10
積立状況への純影響額								
将来給与水準の実質上昇率 (+50bps) :								
DB0の増加額 (-)	-20	-	-	-10	-25	-5	-	-10
積立状況への純影響額								
寿命の10%向上: (注3)								
DB0の増加額 (-)	-190	-55	-20	-10	-205	-60	-20	-10
制度資産の予想増加額 (+)	-	55	-	-	-	55	-	-
積立状況への予想純影響額 (増加 (+) / 減少 (-))	-190	-	-20	-10	-205	-5	-20	-10

(注1) 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の制度資産の公正価値には変動がないと仮定している。

(注2) 物価インフレの仮定に連動する範囲で年金給付額の変動に対する感応度を組み込んでいる。

(注3) 全体的な平均余命が約1年延長したのと同等と見積られている。

## 予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2026年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

	2026年度
単位：百万ユーロ	合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	95
BVV	60
その他の確定拠出制度	280
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	20
退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	455

## 従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定に基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
確定給付制度費用：			
勤務費用（注1）	173	171	164
純利息費用（収益）	-51	-40	-45
確定給付制度費用合計	122	131	119
確定拠出制度費用：			
BVV	60	61	55
その他の確定拠出制度	280	282	265
確定拠出制度費用合計	341	343	320
退職後給付制度費用合計	462	474	439
強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額			
ドイツにおける年金関連社会保障の支払い	243	232	218
ポストバンクの郵便局公務員向け年金基金への拠出額	55	51	57
強制加入の州の年金制度に対するその他の拠出額	260	258	248
強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額合計	557	542	523
株式に基づく報酬費用：			
株式に基づく報酬費用（持分決済型）（注2）	493	426	436
株式に基づく報酬費用（現金決済型）（注2）	86	64	43
現金定着制度に関する費用（注2）	459	471	448
退職金の支払いに関する費用（注3）	162	487	293

（注1）勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

（注2）新規雇用報奨に関する費用および当行グループの再編費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の加速償却を含む。

（注3）未償却の繰延報酬報奨に関する費用の加速償却を除く。勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

## 法人所得税

## 法人所得税費用（ベネフィット）

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	1,814	1,330	1,284
過年度修正	-60	-16	56
当期税金費用（ベネフィット）合計	1,754	1,314	1,340
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生 および解消	907	463	442
税法および/または税率改正の影響	-110	23	7
過年度修正	40	-13	-1,002
繰延税金費用（ベネフィット）合計	837	473	-553
法人所得税費用（ベネフィット）合計	2,592	1,786	787

繰延税金費用（ベネフィット）合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除/将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の取り崩しの戻入および繰延税金資産の取り崩しから生じる費用が含まれている。繰延税金費用（ベネフィット）は、2024年度には16百万ユーロ、2023年度には11億ユーロのプラスの影響を受けていた。

グローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱ルールが、ドイツ銀行AGを最終親事業体として、2024年度からドイツ銀行に適用された。当行は毎年、60近くの管轄区域におけるグループ企業のグローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱負債を決定することが求められる。管轄区域ごとに決定される第2の柱の詳細な計算については、暫定的な免除規定の下で一時的な免除が受けられる可能性がある。2024年度から2026年度の税務年度に適用されるこれらの免除規定は、当行がドイツの税務当局に毎年提出する国別の報告およびその他の特定の財務データを基準とする。第2の柱ルールの適用に関しての不確実性は残るものの、多くの国で今後更なる法制上の進展および解釈指針が期待されており、実施の取組みが進んでいる。当行は最善の努力を払い、2025年度の財政状態への潜在的な影響を予想し、第2の柱に関連する3百万ユーロ（2024年度：3百万ユーロ）の当期税金費用を認識した。この評価では、多くの質的および量的要因を考慮している。（1）当行のすべての該当する管轄区域における混合法定税率は28%（2024年度：28%）となり、15%の最低税率よりも大幅に高く、（2）当行の事業に15%未満の法定税率を適用したのは5ヶ国（2024年度：6ヶ国）のみであり、さらに（3）直近で発表された国別の報告書の分析に基づくと、当行は事業を行うほとんどの管轄区域で移行免除規定に基づく免除資格を有すると予想される。

## ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用／（ベネフィット）との差異

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
内国法人所得税率31.3%（2024年度：31.3%および2023年度：31.3%）による予想税金費用（ベネフィット）	3,046	1,656	1,777
外国税率差異	-342	-185	-89
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-302	-246	-319
持分法適用投資による損失（利益）	-	-6	-
減算不能費用	233	520	392
のれんの減損	-	-	55
繰延税金資産の認識および測定の変更（注1）	-4	-59	-1,238
税法および／または税率改正の影響	-110	23	7
株式に基づく報酬に関連する影響	-	-1	-
その他（注1）	71	84	202
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	2,592	1,786	787

（注1）過年度に関連した当期および繰延税金費用／（ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2025年度、2024年度および2023年度においては31.3%であった。

2023年度における繰延税金資産の認識および測定の変更には主に、英国において過去に認識していなかった繰延税金資産を認識した影響が含まれていた。繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。

2025年7月11日、ドイツ連邦議会は新たな税法（Gesetz für ein steuerliches Investitionssofortprogramm zur Stärkung des Wirtschaftsstandorts Deutschland）を可決した。2028年1月1日より、ドイツの法人税率は2032年までの5年間にわたり現行の15%から10%にまで段階的に引き下げられる。2025年度において、ドイツにおける当行グループの事業に関連する繰延税金資産および負債（2027年12月31日以降に解消すると見込まれる）は将来的に引き下げられる税率を反映して再測定された。当該再測定により、当行グループの連結財務諸表に純額ベースで28百万ユーロのマイナスの影響があった。109百万ユーロが税金ベネフィットとして損益に認識され、137百万ユーロが税金費用としてその他の包括利益に認識された。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の「その他」は、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

## 資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差異	-145	-115	137
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）	30	54	18
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産：			
期中未実現純利得／（損失）	-184	96	109
（純損益に振り替えられた）期中実現純利得／（損失）	10	13	1
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／（損失）	12	73	-132
純損益に振り替えられた純利得／（損失）	16	-64	-110
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／（損失）	15	141	151
純損益に振り替えられた純利得／（損失）	-	5	-
その他の包括利益に貸方計上（借方計上）された法人所得税	-247	203	174
資本に貸方計上（借方計上）されたその他の法人所得税	235	104	50

## 当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
<b>繰延税金資産：</b>		
繰越欠損金	2,720	3,966
繰越税額控除	326	172
<b>将来減算一時差異：</b>		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	4,781	5,210
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	1,814	1,755
未収利息費用	1,621	1,477
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	886	846
リース	806	857
無形資産	46	52
公正価値OCI（IFRS第9号）	410	496
その他の資産	525	525
その他の引当金	177	237
その他の負債	4	6
<b>繰延税金資産合計（相殺前）</b>	<b>14,116</b>	<b>15,599</b>
<b>繰延税金負債：</b>		
<b>将来加算一時差異：</b>		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	5,287	5,328
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	515	324
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	465	538
リース	718	762
無形資産	763	752
公正価値OCI（IFRS第9号）	50	45
その他の資産	280	270
その他の引当金	111	292
その他の負債	6	39
<b>繰延税金負債合計（相殺前）</b>	<b>8,195</b>	<b>8,350</b>

繰越税額控除に係る繰延税金資産には、2025年12月31日および2024年12月31日現在、322百万ユーロおよび151百万ユーロの米国における法人代替ミニマム税控除が含まれていた。

## 繰延税金資産および負債（相殺後）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
繰延税金資産として表示	6,544	7,839
繰延税金負債として表示	623	590
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>5,921</b>	<b>7,249</b>

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用 / (ベネフィット) と一致しない場合がある。通常、これは、(1) 資本に直接計上された繰延税金、(2) ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、(3) 通常の活動の一環としての企業の取得および処分、ならびに(4) その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の再分類に起因している。

## 繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在（注1）	2024年12月31日現在（注1）
将来減算一時差異	-29	-39
無期限	-4,934	-4,945
翌期に期限到来	-20	-2
翌期後に期限到来	-36	-77
繰越欠損金	-4,990	-5,024
翌期後に期限到来	-	-
繰越税額控除	-1	-1

（注1）表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いと見られるため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に欠損金が生じた企業において、繰延税金負債を超過した繰延税金資産をそれぞれ241百万ユーロおよび39億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ259百万ユーロおよび286百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

## デリバティブ

### デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすこと、および当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

### セールスおよびマーケット・メーカー目的で保有するデリバティブ

#### セールスおよびマーケット・メーカー

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカー活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の組成およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

#### リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは、とりわけデリバティブ契約の利用を通じて、積極的に金利リスクを管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の範囲内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

### ヘッジ会計に適格なデリバティブ

デリバティブが注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ関係において、当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、当行グループは、金利の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップを用いている。当行グループは、外国為替予約および外国為替スワップを用いて、海外事業への純投資の財務諸表を期末のスポットレートで親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整をヘッジしている。

## 金利リスク

当行グループは、既存の、および/または予定されている資産および負債の価格が改定される特性（資金調達や投資活動を含む。）を修正することにより、金利リスクに対するエクスポージャーを管理するために金利スワップとオプションを用いている。金利スワップとオプションは、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかに指定される。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、貸出金および債券の新規組成、既存の貸出金および債券の返済、資金調達債務の新規発行ならびに既存の資金調達債務の返済によるポートフォリオにおける頻繁な変動について、金利リスクに対するエクスポージャーをポートフォリオごとに管理している。したがって、ポートフォリオにはダイナミックなヘッジ会計アプローチが適用され、個々のヘッジ関係の指定や指定解除をより頻繁に行っている（月次ベース等）。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。非有効性の原因として考えられるものは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との間における以下の差異に起因している可能性がある。

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の観点からのミスマッチ（金利更改の頻度や時期、返済頻度や償還条項等）。
- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の再設定の頻度の違いを考慮した、ヘッジ対象項目とヘッジ手段に適用される割引率の差異。
- ヘッジ手段として用いられるデリバティブの公正価値がヘッジ関係の開始日においてゼロではないことによる、ヘッジ対象項目の観点からのミスマッチ。これは特に、高金利の傾向が続く期間に該当する。

当行グループのポートフォリオの公正価値ヘッジ関係には、十分な担保のあるドイツの固定利付モーゲージのポートフォリオに対するヘッジが含まれており、当行グループは、基礎となるモーゲージのポートフォリオの債務不履行リスクの増加により発生する可能性のあるヘッジの非有効部分を回避するため、余裕を持たせてある。このことはまた、当行グループの顧客が要求すれば引き出せる満期が到来していない預金を含む、当行グループのポートフォリオの公正価値ヘッジ関係にも適用される。当行グループの無利息預金量が安定していること（注記26を参照のこと。）と、余裕があることから、当行グループでは、ヘッジ会計の適用によるヘッジの非有効部分は観察されていない。

## 外国為替リスク

当行グループは、ローリングの外国為替予約戦略を用いることにより、海外事業に対する投資に伴う外国為替リスク（米ドルおよび英ポンドを含む。）を、純投資ヘッジを通じて管理している。さらに当行グループは、外国為替予約商品をヘッジ手段として用いることにより、非常に発生可能性の高い特定の外貨建のキャッシュ・フローに対して、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している。

海外事業に対する投資はヘッジ手段のデリバティブ金融商品の名目金額の範囲でのみヘッジされているため、当行グループは通常、重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。非有効性の潜在的な発生原因は、ヘッジ関係の開始日において公正価値がゼロではないデリバティブがヘッジ手段として用いられている場合、またはスポット取引の為替リスクがヘッジ対象リスクとして指定され、結果としてヘッジ対象項目とのミスマッチが生じる場合に限定される。同様に、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用について、外国為替予約商品は通常、基礎となる非常に発生可能性の高い取引の条件に合致しており、当行グループは係るヘッジ関係に重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。

純投資ヘッジに加え、当行グループはまた、外国為替先渡契約をヘッジ手段として利用し、ユーロが機能通貨である企業で保有する米ドル建国債（HTCに分類）に対しキャッシュ・フロー・ヘッジ会計（FX CFH）を適用している。

ヘッジ対象リスクは、スポット取引の為替変動に起因して発生する可能性の高いHTCクーポンのキャッシュ・フローの変動である。ヘッジ手段の名目金額はHTC債券に係るキャッシュ・フロー・エクスポージャーと同額であるため、当行グループは非有効性が発生するとは予想していない。ヘッジは、HTC債券に係るキャッシュ・フローの減少を反映するために月次でリバランスされ、外国為替予約のポイントリスクは指定されたリスク構成要素ではないため、非常に有効なヘッジが実現される。

## 公正価値ヘッジ会計

### 公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ

	2025年12月31日現在			2025年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動	2024年12月31日現在			2024年度 ヘッジの 有効部分 に用いら れる 公正価値 の変動
	資産	負債	名目価額		資産	負債	名目価額	
単位：百万ユーロ								
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	10,364	10,292	348,597	627	4,790	9,109	263,184	2,448

	2025年度 ヘッジの 非有効部分	2024年度 ヘッジの 非有効部分
単位：百万ユーロ		
公正価値ヘッジの結果	512	1,435

公正価値ヘッジとして指定された金融商品

	2025年12月31日現在				2025年度		ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
	公正価値ヘッジとして指定された金融商品の帳簿価額		公正価値ヘッジ調整の累計額		公正価値ヘッジ調整の累計額		
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
単位：百万ユーロ							
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	23,684	-	-1,355	-	5	-	-168
償却原価で測定する債券	22,223	-	-407	-	-14	-	-384
長期債務	-	69,660	-	-3,064	-	-85	-373
預金	-	163,188	-	-2,885	-	8	2,032
償却原価で測定する貸出金	69,042	-	-5,594	-	-1	-	-1,222

	2024年12月31日現在				2024年度		ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
	公正価値ヘッジとして指定された金融商品の帳簿価額		公正価値ヘッジ調整の累計額		公正価値ヘッジ調整の累計額		
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
単位：百万ユーロ							
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	21,559	-	-1,383	-	1	-	-156
償却原価で測定する債券	1,949	-	-22	-	-18	-	-4
長期債務	-	73,946	-	-3,816	-	-101	-194
預金	-	117,196	-	-1,251	-	-350	-644
償却原価で測定する貸出金	17,083	-	-4,976	-	-1	-	-15

## キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

## キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ

	2025年12月31日現在				2024年12月31日現在			
	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
単位：百万ユーロ								
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	240	354	98,862	-50	58	183	109,671	-229

## キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
単位：百万ユーロ			
資本への計上額（注1）	-49	36	44
このうち、終了したプログラム関連	-	-	-
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-42	-242	436
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	-44	234	398
このうち、終了したプログラム関連	-	-	-
ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動	-40	-212	434
純損益に計上された非有効部分	-8	13	101

（注1）「資本への計上額」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額を指す。

IAS第39号第96項に従い、資本のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に計上された利得および損失は、ヘッジ手段に係る利得または損失のヘッジ開始日からの累積額とヘッジ対象項目に係る予想将来キャッシュ・フローの公正価値のヘッジ開始日からの変動累積額のうち、少ない方の額である。結果として、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動は、これがヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動を超過する場合、全額が資本に計上されるわけではない。したがって、損益に計上されるヘッジの非有効部分は、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動とヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動との差額と一致するように必ずしも調整されない。

FX CFHにおいては、外国為替予約のポイントリスクが指定されたリスクの構成要素ではないことを考慮すると、非有効性は予想されない。有効性テストに用いられる仮想およびヘッジ手段両方の公正価値の変動は、外国為替のスポットリスクにのみ起因し、（キャパシティテストの結果がプラスであることを条件として）相殺されると予想される。

2025年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2037年である。

2025年12月31日現在、FX CFHの最長期日は2032年である。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価で測定する貸出金として認識されている。

FX CFHに指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価でHTC債券として認識されている。

純投資ヘッジ会計

純投資ヘッジとして保有するデリバティブ

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在			ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動	2024年12月31日現在			ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
	資産	負債	名目価額		資産	負債	名目価額	
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	709	102	41,875	3,572	189	1,595	45,517	-2,442

純投資ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
資本への計上額（注1）（注2）	-4,153	-925
このうち、終了したプログラム関連	-	-
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-588	-405
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	-17	-23
このうち、終了したプログラム関連（注3）	-17	-23
ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動	-3,789	2,356
純損益に計上された非有効部分（注4）	-232	-81

（注1）「資本への計上額」は、当行グループのその他の包括利益に認識されている収益および費用の累計額を指す。

（注2）「資本への計上額」は、2025年12月31日終了事業年度におけるヘッジされていない外貨資本再評価マイナス2,623百万ユーロおよび2024年度の1,166百万ユーロが含まれている。

（注3） 契約終了による損益には、子会社のヘッジ済み資本およびヘッジされていない資本による変動が含まれている。

（注4） 当該重要性には、外国為替スポットと外国為替予約の差異による公正価値の利得および損失が含まれているが、外国為替スポットはヘッジ会計目的に指定される。

純投資ヘッジとして保有するデリバティブのプロファイル

単位：百万ユーロ	1年以内	1年超 - 3年以内	3年超 - 5年以内	5年超
2025年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	31,947	230	167	-
外国為替スワップの名目価額	9,418	108	5	-
合計	41,365	338	172	-
2024年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	36,976	318	3	-
外国為替スワップの名目価額	7,990	230	-	-
合計	44,966	548	3	-

当行グループは外国為替予約戦略を用いている。上表に示すとおり、先渡契約の大部分は期中に期限を迎える。期限が1年を超える契約金額は重要ではないため、当行グループは平均為替レートの算出を行っていない。

## 関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

## 経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、取締役会メンバーと親会社の監査役会メンバーが、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

## 経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度	2023年度
短期従業員給付	49	47	37
退職後給付	7	4	7
その他の長期給付	13	35	17
解雇給付	6	-	-
株式に基づく報酬	30	15	18
合計	105	101	79

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての地位に関して、これらのメンバーに支払われた報酬（退職、年金および繰延報酬）の総額は、2025年12月31日現在では1百万ユーロ、2024年12月31日現在では1百万ユーロおよび2023年12月31日現在では1百万ユーロであった。

2025年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント2百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。2024年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント2百万ユーロならびに預金17百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部に提供している。

## 子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も、関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

## 貸出金

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
貸出金残高、期首現在	73	44
期中の貸出金の変動	-7	70
連結会社グループの変動	-	-
為替レートの変動 / その他	-	-41
貸出金残高、期末現在（注1）	66	73
その他の信用リスク関連取引：		
信用損失引当金	-	-
信用損失引当金繰入額	-	1
保証およびコミットメント	3	3

（注1）延滞貸出金は、2025年12月31日現在では0百万ユーロ、2023年12月31日現在では0百万ユーロであった。2025年12月31日現在および2024年12月31日現在、当行グループは貸出金合計に対してそれぞれ0百万ユーロおよび0百万ユーロの担保を保有していた。

## 預金

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
預金残高、期首現在	29	33
期中の預金の変動（純額）	-7	-4
連結会社グループの変動	-	-
為替レートの変動 / その他	-	-
預金残高、期末現在	22	29

## その他の取引

その他の取引は、当行グループが取得しトレーディング資産に分類した、関連会社が発行する債券を含む。これらのトレーディング資産は、2025年12月31日現在では17百万ユーロ、2024年12月31日現在では27百万ユーロであった。

関連会社との取引に係るその他の資産は、2025年12月31日現在では2百万ユーロ、2024年12月31日現在では2百万ユーロであった。関連会社との取引に係るその他の負債は、2025年12月31日現在では4百万ユーロ、2024年12月31日現在では0百万ユーロであった。

## 年金制度との取引

IFRSに基づき、退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係があり、これらの制度に対して、投資運用サービスを含む金融サービスを提供している。

## 関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式	-	-
その他の資産	1	2
制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	16	16
当行グループが相手先であるデリバティブの時価	411	679
当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額	8,885	9,730

37 -  
子会社に関する情報

## 当行グループの構成

ドイツ銀行AGIは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは539（2024年度：521）の連結された事業体から構成されており、このうち264（2024年度：229）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する309（2024年度：328）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。230（2024年度：193）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2025年および2024年12月31日現在、子会社1社は重要な非支配持分を有している。その他すべての子会社に対する非支配持分は、個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

## 重要な非支配持分を有する子会社

	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
DWS Group GmbH & Co. KGaA		
非支配持分が保有する所有持分と議決権の割合	20.51%	20.51%
事業地	グローバル	グローバル
単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
非支配持分に帰属する純利益	191	133
子会社の非支配持分累計額	1,544	1,546
非支配持分への配当の支払	90	250
要約財務情報：		
資産合計	11,775	11,871
負債合計	4,295	4,379
純収益合計	3,155	2,765
当期純利益（損失）	928	652
包括利益（損失）合計、税引後	429	904

## 当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転したり、当行グループの負債を決済したりする能力が制限される場合がある。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす契約上の制約は以下のとおりであり、以下の表はこれらの制約を受ける資産の量を反映したものである。

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務担保のため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金提供目的で、担保を差入れている。
- 連結対象のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。

## 制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	148,650	49	132,741	31
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	519,635	74,127	545,849	62,615
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	43,644	12,663	42,090	5,969
償却原価で測定する貸出金	472,620	38,440	478,921	41,942
その他	250,518	10,103	187,576	3,206
合計	1,435,067	135,382	1,387,177	113,762

上記に加え、流動性カバレッジ比率に係る規制（欧州委員会委任規則(EU)第2015/61号）に従い、当行グループは、第三国で保有する資産が自由な移転の制約の対象となるかを識別する。当行グループは、第三国で保有する、自由な移転ができない純キャッシュ・アウトフローを超える高品質流動資産（HQLA）の量を識別し、それらをHQLAから除外する。第三国の事業体が保有し、制約を受けるとみなされる係るHQLAの総額は、2025年12月31日現在、205.1億ユーロ（2024年12月31日現在：205.0億ユーロ）である。

## ストラクチャード・エンティティ

### ストラクチャード・エンティティに対する当行グループの持分の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- 劣後的な財務的支援がなければストラクチャード・エンティティが活動資金を調達するのに不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に複数の契約上連動した金融商品を提供する形態での資金調達（トランシェ）。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産ポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産を担保とする、または当該資産に連動した負債性有価証券および資本性有価証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債性有価証券および資本性有価証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの実質的な関係が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

### 連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供する可能性がある契約上の取決めを有している。

#### 証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールを購入する資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2025年12月31日および2024年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はなかった。

#### ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額は、それぞれ16億ユーロおよび15億ユーロであった。

当期中にドイツ銀行は、連結対象のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

## 非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの持分の範囲は、ストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

### リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼす権限を有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループに連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

### 第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方を含む。

当該取引で使用されるビークルは、融資に係る追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有する借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができる場合には、借手が当該ビークルを連結する。

### 証券化ビークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ビークルを設立している。それらのビークルは、負債性有価証券および資本性有価証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その返済はビークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループは、これらの証券化ビークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務的支援を行うことができる。当行グループでは第三者をスポンサーとする証券化ビークルに対しても、投資および流動性と信枠の提供を行っている。証券化ビークルの活動に対する権限を委任されたサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任する権限または能力を当行グループが有していない場合、当該証券化ビークルは当行グループに連結されない。

### ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資を保有するという顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資しているか、または当行がファンド・マネージャー、証券保管機関またはその他の役割を担い、当行がスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの両方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合、当行グループは当該ファンドを連結しない。

### その他

これらは、ドイツ銀行がスポンサーとなっているまたは第三者のストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行がこれらの企業の意思決定に対して権限を有していない場合、これらの企業は当行グループに連結されない。

### ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、マネジメント・フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果およびこれらの企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (損失)」に認識される。

### 非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分

非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの持分とは、契約上および非契約上の関与を指し、当行はストラクチャード・エンティティの業績によるリターンの変動性にさらされる。非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行が信用プロテクションを購入した場合、当行は、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、持分とはみなされていない。

### 非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。ドイツ銀行の解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2025年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ1,880億ユーロ、5,910億ユーロおよび280億ユーロであった。2024年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ2,200億ユーロ、7,460億ユーロおよび290億ユーロであった。

### ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる指標をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の指標が適切な指標だと考えられている。

- ファンド - 当行がファンド・ユニットを保有している場合には、純資産価額または運用資産の金額。当行の持分がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化 - 当行グループの持分が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額（利息のみの有価証券および余剰債券（該当がある場合）を除く。）。当行の持分がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目金額。
- 第三者資金提供企業 - 当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業 - 発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは受け取った / 差し入れた担保または当行の当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

上記の定義に基づき、ストラクチャード・エンティティの規模は総額で3兆30億ユーロであり、このうち、大部分の1兆8,150億ユーロはファンドからのものである。2024年度は、それぞれ3兆1,560億ユーロおよび1兆8,280億ユーロであった。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの持分の帳簿価額、およびこうした持分から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。下記に表示される帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の持分に関連した帳簿価額および規模

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および		証券化	ファンド	合計
	投資企業	第三者 資金提供企業			
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	-	-	-	-	-
インターバンク預け金（中央銀行以外）	-	-	-	2	2
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	-	777	902	5,857	7,536
借入有価証券担保金	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	249	3,150	5,893	81,892	91,184
トレーディング資産	166	1,751	4,462	6,243	12,622
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	83	326	29	4,428	4,866
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-	1,072	1,401	71,221	73,695
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	579	423	87	1,088
償却原価で測定する貸出金	207	50,712	36,059	23,786	110,764
その他の資産	87	642	4,117	5,962	10,808
資産合計	543	55,860	47,393	117,587	221,383
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	414	19	191	4,937	5,561
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	414	19	191	4,937	5,561
その他の短期借入金	-	-	-	-	-
その他の負債	-	-	-	-	-
負債合計	414	19	191	4,937	5,561
オフバランスのエクスポージャー	-	5,459	15,118	7,629	28,207
合計	129	61,300	62,320	120,279	244,028

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	-	-	-	-	-
インターバンク預け金（中央銀行以外）	1	-	-	2	3
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	-	1,009	382	4,532	5,923
借入有価証券担保金	-	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	321	4,314	4,652	71,818	81,105
トレーディング資産	152	2,489	3,773	4,075	10,490
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	169	386	38	6,044	6,636
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-	1,439	841	61,699	63,978
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	1,212	479	194	1,885
償却原価で測定する貸出金	188	63,015	34,260	21,540	119,003
その他の資産	1	735	4,361	7,774	12,871
資産合計	510	70,285	44,134	105,858	220,788
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1	45	138	6,549	6,733
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	1	45	138	6,549	6,733
その他の短期借入金	-	-	-	-	-
その他の負債	-	-	-	-	-
負債合計	1	45	138	6,549	6,733
オフバランスのエクスポージャー	-	8,085	12,915	8,089	29,089
合計	509	78,325	56,912	107,398	243,144

2025年12月31日および2024年12月31日現在のトレーディング資産合計は126億ユーロおよび105億ユーロであり、主に、証券化に対する投資45億ユーロおよび38億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資62億ユーロおよび41億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化に対する持分は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メイキングに関するものであるか、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産の区分における持分の大半は、ファンドに対するリバース・レボ契約で構成されており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

2025年12月31日および2024年12月31日現在の貸出金は、1,108億ユーロおよび1,190億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業に対する融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業に対する融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

2025年12月31日および2024年12月31日現在のその他の資産は108億ユーロおよび129億ユーロであり、主に委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権の残高は、仲介業務等による典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

#### 財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループが持分を有していない企業

ドイツ銀行はスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティをドイツ銀行と合理的に関連付ける場合にも、当行は当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行がスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行が持分を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ218百万ユーロおよび581百万ユーロであった。当行がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識されている。2025年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額総計は、証券化に対して58億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して31億ユーロであった。2024年度においては、証券化に対して37億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して23億ユーロであった。

## 流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

## 2025年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2025年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	164,659	-	164,659
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,956	6	6,962
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	27,900	9,609	37,509
借入有価証券担保金	6	-	6
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	511,893	7,742	519,635
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,277	32,367	43,644
持分法適用投資	-	924	924
償却原価で測定する貸出金	114,570	358,051	472,620
土地建物および設備	-	5,924	5,924
のれんおよびその他の無形資産	-	7,561	7,561
その他の資産	125,645	41,827	167,472
当期税金資産	1,159	450	1,609
繰延税金資産考慮前の資産合計	964,064	464,459	1,428,523
繰延税金資産			6,544
資産合計			1,435,067

## 2025年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2025年 12月31日現在
預金	666,224	25,604	691,827
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	3,507	670	4,177
貸付有価証券担保金	2	-	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	357,997	26,181	384,179
その他の短期借入金	18,204	-	18,204
その他の負債	131,448	6,265	137,713
引当金	2,408	-	2,408
当期税金負債	499	195	694
長期債務	22,175	92,579	114,754
信託優先証券	283	-	283
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,202,746	151,495	1,354,241
繰延税金負債			623
負債合計			1,354,863

## 2024年12月31日現在の資産科目

	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2024年 12月31日現在
単位：百万ユーロ			
現金および中央銀行預け金	147,494	-	147,494
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,154	6	6,160
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	32,061	8,742	40,803
借入有価証券担保金	32	11	44
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	538,650	7,200	545,849
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	10,539	31,551	42,090
持分法適用投資	-	1,028	1,028
償却原価で測定する貸出金	126,187	352,733	478,921
土地建物および設備	-	6,193	6,193
のれんおよびその他の無形資産	-	7,749	7,749
その他の資産	77,218	23,989	101,207
当期税金資産	1,287	514	1,801
繰延税金資産考慮前の資産合計	939,623	439,715	1,379,338
繰延税金資産			7,839
資産合計			1,387,177

## 2024年12月31日現在の負債科目

	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2024年 12月31日現在
単位：百万ユーロ			
預金	640,982	25,279	666,261
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	2,710	1,030	3,740
貸付有価証券担保金	2	-	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	393,363	19,032	412,395
その他の短期借入金	9,895	-	9,895
その他の負債	88,349	7,282	95,631
引当金	3,326	-	3,326
当期税金負債	492	228	720
長期債務	20,628	94,270	114,899
信託優先証券	287	-	287
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,160,033	147,122	1,307,155
繰延税金負債			590
負債合計			1,307,745

40 -

## 後発事象

報告日以降、当行の経営成績、財政状態および純資産に重大な影響を及ぼす重要な後発事象は発生しなかった。

## 規制自己資本に関する情報

### 一般的な定義

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件（CRR）に関する規制(EU)第575/2013号および金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督（CRD）に関するEU指令第2013/36号（その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。）に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイトド・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法（以下「Kreditwesengesetz」または「KWG」という。）に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及しており、グループ内の保険会社および金融部門以外の事業体はここに含まれていない。

2025年度末現在有効であった規制に基づく自己資本合計は、Tier 1 資本およびTier 2 資本から構成されている。Tier 1 資本は、普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本に細分化される。

CET 1 資本は、主に、プルデンシャル・フィルターおよび規制上の調整の対象となる（保有株式を控除した）普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金（事業年度における損失がある場合、それらを含む。）およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1 資本への組み入れに適格な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1 資本のプルデンシャル・フィルターには、証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値変動、ならびに追加評価調整が含まれる。CET 1 資本の規制上の調整には、例えば無形資産（プルデンシャルバリューを超える部分）、CRR第468号に基づくその他の包括利益を通じて公正価値で測定される未実現利得および損失の暫定的な取り扱い（2025年度第4四半期中に中止された。）、将来の収益性に依存する繰延税金資産、予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、確定給付年金基金資産正味額、金融部門事業体との資本の相互持合い、ならびに一定の基準を上回る金融部門事業体の資本（CET 1、AT1、Tier 2）に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目（すなわち、基準を下回る金額）は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1 資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定ならびに連結AT1資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件（早期償還インセンティブを有さない永久的なものであること、および機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない）の充足も必要とされる。

Tier 2 資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2 資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。Tier 2 資本として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

## 資本性金融商品

取締役会は、2024年度年次株主総会において、2029年4月30日までに、当該決議採択時の株式資本、または承認が実行される各時点の株式資本のうちいずれか低い方の株式の最大10%を買い戻す承認を得た。2024年度年次株主総会の時点で、これは最大で199.5百万株に相当した。そのうち、株式資本合計の最大5%、すなわち99.7百万株が、デリバティブを用いて買い戻し可能となった。これには、満期が18ヶ月超の、株式資本合計の最大2%のデリバティブが含まれる。2024年度年次株主総会から2025年度年次株主総会までの間に、34.6百万株が同期間または今後の期間における株式報酬のために買い戻された。そのうち、21.3百万株がコール・オプションを行使して買い戻された。さらに、22.7百万のコール・オプションが今後の期間における株式報酬のために新たに買い戻された。その上、27.9百万株が同期間に株主に資本を配分するために消却目的で買い戻された。そのうち、20.9百万株は2024年度における675百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として取得（2025年度の期首に消却）され、7.0百万株は2025年度における750百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として取得された。2025年度年次株主総会の時点で、保有自己株式数は12.9百万株となった。そのうち7.0百万株は、2025年度における750百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として、消却目的の買い戻しに関連する。残りの5.9百万株は、今後の期間における株式報酬のために使用される予定の株式に関連する。

取締役会は、2025年5月22日の年次株主総会において、2030年4月30日までに、当該決議採択時の株式資本、または承認が実行される各時点の株式資本のうちいずれか低い方の株式の最大10%を買い戻す承認を得た。2025年度年次株主総会の時点で、これは194.8百万株に相当した。そのうち、株式資本合計の最大5%、すなわち97.4百万株が、デリバティブを用いて買い戻し可能となった。これには、満期が18ヶ月超の、株式資本合計の最大2%のデリバティブが含まれる。この権限は、前年度年次株主総会により付与された権限に代わるものである。2025年度年次株主総会から2025年12月31日までの間に、4.6百万株が今後の期間における株式報酬のために買い戻され、30.6百万株が株主に資本を配分するために消却目的で買い戻された。そのうち22.3百万株は、750百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として買い戻され、8.4百万株は、250百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として取得された。2025年12月に、合計37.7百万株が消却された。2025年12月31日現在、保有自己株式数は7.7百万株であった。これらの株式は、今後の期間における株式報酬のために使用される予定である。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2025年度年次株主総会までを有効期限とする、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2025年度年次株主総会において、取締役会が利用可能な授權資本は新たに2,493百万ユーロ（973.8百万株）となった。2025年12月31日現在、この権限は使用されておらず、授權資本は2,493百万ユーロのままである。

2022年度年次株主総会から2025年度年次株主総会まで、取締役会は、参加証券およびその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の90億ユーロ相当を発行することが認められていた。同期間、ドイツ銀行は57.5億ユーロの新規AT1ノートを発行し、そのうち、15億ユーロが2025年3月に発行された。2025年度年次株主総会において、取締役会に対して、2030年4月30日までに、参加証券およびその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の120億ユーロ相当を発行する権限が与えられた。2025年12月31日現在、ドイツ銀行はこの権限の下で10億ユーロの新規AT1ノートを発行した。

現在のCRRに基づき、規制上のAT1資本として認識された額は115億ユーロであった。対応するAT1金融商品残高の名目価額は、2025年12月31日現在117億ユーロであった。2025年度において、名目価額24億ユーロのAT1金融商品がコールされた。当行は名目価額25億ユーロの新規AT1ノートを2025年度に発行した。

2025年12月31日現在、規制上のTier 2として認識された額は71億ユーロであった。対応するTier 2金融商品の残高は、2025年12月31日現在83億ユーロであった。2025年度に、名目価額28億ユーロのTier 2金融商品が満期を迎え、1億ユーロが不適格となった。2025年度において、Tier 2金融商品の新規発行はなかった。

## プルデンシャル規制と追加的バッファ

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定業務に係る制限等の監督措置が発せられることがある。2025年度においてドイツ銀行は規制上の最低所要自己資本要件を満たしていた。

## 規制自己資本の内訳

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

単位：百万ユーロ	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
<b>普通株式等Tier 1（CET 1）資本：金融商品および準備金</b>		
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金	42,983	44,130
利益剰余金	21,149	19,978
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-4,159	-1,229
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後）（注1）	3,347	801
その他	917	1,020
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,237	64,700
<b>普通株式等Tier 1（CET 1）資本：規制上の調整</b>		
追加評価調整（マイナスの金額）	-1,667	-1,680
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	296	95
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,045	-5,277
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条第3項の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,533	-3,463
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-2,579	-3,037
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,135	-1,173
機関による自己のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-	-
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	-	-
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条第3項の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額）	-	-
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-	1,012
その他の規制上の調整（注2）	-2,309	-1,721
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-14,971	-15,244
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	49,266	49,457
<b>その他Tier 1（AT1）資本：金融商品</b>		
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	11,648	11,508
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条第4項に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	-	-
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	11,648	11,508
<b>その他Tier 1（AT1）資本：規制上の調整</b>		
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-130	-130
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1 資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	-	-
その他の規制上の調整	-	-
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	-130	-130

その他Tier 1 (AT1) 資本	11,518	11,378
Tier 1 資本 (T1 = CET 1 + AT1)	60,784	60,835
Tier 2 (T2) 資本	7,050	7,676
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	67,834	68,511
リスク・ウェイト・アセット合計	347,133	357,427

自己資本比率

普通株式等Tier 1 資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	0.1	13.8
Tier 1 資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	0.2	17.0
自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	0.2	19.2

(注1) 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条第2項に基づくECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。当年度の利益69億ユーロは、31億ユーロの株主に対する今後の配当および5億ユーロのAT1クーポンの控除により減少した。

(注2) 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除 (2024年12月31日現在: 14億ユーロ)、および不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく7億ユーロの資本控除 (2024年12月31日現在: 3億ユーロ) が含まれている。

## 株主持分の自己資本への調整

	CRR/CRD	
	2025年12月31日	2024年12月31日
単位：百万ユーロ	現在	現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	66,933	66,276
事業体の連結除外 / 連結	-24	-24
このうち：		
資本剰余金	-	-
利益剰余金	-16	-24
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-9	-
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,909	66,252
少数株主持分（連結CET 1 に含めることが認められている額）	917	1,020
AT1クーポンおよび株主配当控除（注1）	-3,585	-2,565
CRR第28条第1項に基づきCET 1 に適格ではない資本性金融商品	-4	-7
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,237	64,700
プルデンシャル・フィルター	-1,371	-1,585
このうち：		
追加評価調整	-1,667	-1,680
証券化資産による資本の増加	-	-
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失、および自己の信用状態の変動から生じる公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失に関連した公正価値準備金	296	95
規制上の調整	-13,600	-13,659
このうち：		
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,045	-5,277
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-2,533	-3,463
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-2,579	-3,037
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,135	-1,173
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	-	-
リスク・ウェイトed・アセットに含まれない証券化ポジション	-	-
リスク・ウェイトed・アセットに含まれない集団投資事業（CIU）	-214	-
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-	1,012
その他（注2）	-2,094	-1,721
普通株式等Tier 1 資本	49,266	49,457

（注1） 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条第2項に基づくECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。当年度の控除には、31億ユーロの株主に対する配当の控除、および5億ユーロのAT1クーポンの控除が含まれている。

（注2） 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2024年12月31日現在：14億ユーロ）、および不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく7億ユーロの資本控除（2024年12月31日現在：3億ユーロ）が含まれている。

## 資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびベイルイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し、取締役会が承認する。）を実施する。財務部は直接的に、または当行グループの資産負債管理委員会（ALCO）を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、株主資本配分の設計ならびに地域別の資本計画を管理している。グループALCOは、主要な金融リソースに係る部門別のキャパシティを協議および承認し、その後グループ・リスク委員会で四半期ごとにリソースの上限が承認される。当行は、IFRSに基づく会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本を考慮し、経済的および規制上の両方の観点から、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、適切なバランスを常に達成するために、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1 資本、その他Tier 1 およびTier 2 資本性金融商品ならびにTLAC/MREL 適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1 資本を積み増すカウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロ為替変動に対するドイツ銀行のCET 1 比率および資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認するリスク選好の制約の範囲内で、適切なヘッジ戦略を策定し、実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、または完全にヘッジされているかのいずれかである。これにより、財務部は、外貨建ての資本、資本控除項目およびリスク・ウェイト・アセットに対する為替レートの変動による影響のバランスを取ることを目標としている。さらに、財務部は、関連するヘッジコストおよび市場におけるリスク・ウェイト・アセットの影響も考慮する。

## 金融リソースの上限設定

主要な金融リソースの使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標のリソース・キャパシティは、CET 1 およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAIに相当する特定の資本控除項目とRWAIに相当する特定の資本バッファ要求項目の合計と定義される。）およびレバレッジ・エクスポージャーに係る部門別のリソース上限を承認する。これらの上限は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、ドイツ銀行のCET 1 比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1 比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献度が、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するよう重みづけされている。普通株式等Tier 1 比率およびレバレッジ比率への貢献度は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産、および資本需要総額に含まれる事業関連の規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分と複数のドイツ銀行の支店は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部は、ドイツ銀行の年金委員会メンバーであり、ドイツで最大規模のドイツ銀行年金基金の資産運用を監視する関連投資委員会にも代表として参加している。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と配当能力を保護する当行の投資目的に沿って、これらの基金の投資戦略を設定している。

42 -

ドイツ商法第297条第1a項 / 第314条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

## 人件費

単位：百万ユーロ	2025年度	2024年度
人件費：		
賃金および給料	9,651	9,836
社会保障費	2,163	1,896
このうち：年金に関するもの	1,019	1,016
合計	11,813	11,731

## 従業員

2025年度の平均実働従業員数は89,898名（2024年度：90,149名）で、このうち女性は40,372名（2024年度：40,341名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均55,570名（2024年度：54,376名）であった。

## 取締役および監査役の報酬

以下の表は、ドイツ会計基準第17号の要件に従い、取締役会メンバーが受け取った報酬を表示している。詳細については、本報告書の「報酬報告書」を参照のこと。

単位：ユーロ	2025年度	2024年度
固定報酬	26,457,875	26,659,356
固定手当	1,616,667	1,525,000
付加給付	652,044	1,170,876
業績連動報酬	27,446,519	21,039,598
報酬総額	56,173,105	50,394,830

付与された株式報酬	2025年度	2024年度
関連する株価（単位：ユーロ）	30.53	20.01
付与 / 試算上報告された株式ユニット	1,116,294	1,683,651
このうち、前払い株式報酬ユニット	278,066	392,848
このうち、制限付株式報酬ユニット	59,785	9,385
このうち、試算上報告された株式ユニット	778,442 (注1)	1,281,418 (注2)
付与 / 試算上報告された株式報酬の価値（単位：ユーロ）	34,080,444	33,691,540
このうち、前払い株式報酬ユニット	8,489,361	7,861,281
このうち、制限付株式報酬ユニット	1,825,250	187,804
このうち、試算上報告された株式ユニット	23,765,833 (注1)	25,642,455 (注2)

(注1) 試算上報告された株式ユニットは、2025年度から2027年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2028年度に法的に付与される。

(注2) 試算上報告された株式ユニットは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2027年度に法的に付与される。

単位：ユーロ	2025年度	2024年度
元取締役またはその遺族への支払	100,496,514	35,841,194
元取締役またはその遺族のための年金引当金	134,043,639	142,890,863

監査役の報酬はドイツ銀行AGの定款第14条に定められており、直近では2023年5月17日の株主総会の決議で修正された。2025年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は7,712,500ユーロ（2024年度：7,775,000ユーロ）であった。当行は監査役会メンバーに対して、監査役退任後にはいかなる給付も行わない。

2025年12月31日現在、取締役会メンバーおよび監査役会メンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、取締役会メンバーに対して57,873ユーロ（2024年度：52,119ユーロ）、監査役会メンバーに対して1,410,092ユーロ（2024年度：1,256,722ユーロ）であった。2025年度において、取締役会メンバーは3,201ユーロ（2024年度：0ユーロ）を返済し、監査役会メンバーは179,384ユーロ（2024年度：67,238ユーロ）を返済した。

## 総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。当該定義に準拠した2025年度の総資産利益率は、0.49%（2024年度：0.25%）であった。

## 親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

## コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/reports.htm](http://www.db.com/ir/en/reports.htm)）で公表されている。

## 主要な会計報酬およびサービス

EY GmbH & Co. KG 監査法人（以下「EY GmbH & Co. KG」という。）およびその他のEYメンバー・ファームに対する報酬の内訳

報酬区分（単位：百万ユーロ）	2025年度	2024年度
監査報酬	70	69
このうち、EY GmbH & Co. KG	55	55
監査関連報酬	10	10
このうち、EY GmbH & Co. KG	6	7
税務関連報酬	-	-
このうち、EY GmbH & Co. KG	-	-
その他すべての報酬	-	1
このうち、EY GmbH & Co. KG	-	-
報酬合計	80	80

監査報酬には、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する職業的専門家によるサービスの報酬が含まれるが、EYによる監査の対象外であるDWSおよびその子会社に対する監査報酬は含まれない。監査関連報酬には、法令によって要求されるその他の保証業務に対する報酬、特に財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、事業分割時および合併時の監査、ならびに内部管理目的およびコンフォートレター発行のための任意監査等の任意の保証業務に対する報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューと関連する法令遵守に係る支援および助言、税務計画イニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に対する報酬が含まれる。

## 国別の報告

ドイツ銀行法第26a条は、特定の情報を所在地別に年次で開示することを要求している。以下の表に開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、この表は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の所在地別情報を開示する要求を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の要求に従って、同じ所在地におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は、各所在地の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一である。

子会社および支店の所在地は、設立地または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記44「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

	2025年12月31日			
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	純収益 （売上高）	従業員（常勤 相当）（注1）	税引前利益 （損失）	法人所得税 （費用）/ ベネフィット
アルゼンチン	-	5	-2	-
オーストラリア	233	288	86	-30
オーストリア	13	75	3	-
ベルギー	214	447	49	-17
ブラジル	139	214	77	-35
カナダ	10	10	-8	-
ケイマン諸島	-18	-	-19	-
中国	187	624	67	-15
コロンビア	1	7	-1	-
チェコ共和国	24	45	11	-2
フランス	158	212	65	-11
ドイツ	12,477	33,386	3,883	-871
英国	4,798	7,516	930	-157
ギリシャ	2	13	3	-1
香港	586	780	150	-32
ハンガリー	39	73	10	-2
インド	988	23,867	815	-280
インドネシア	113	232	64	-19
アイルランド	18	158	6	-
イスラエル	8	15	-	-
イタリア	1,137	2,820	293	-101
日本	238	344	90	-28
ジャージー島	5	-	10	-6
ルクセンブルク	1,196	475	720	-140
マレーシア	108	231	67	-16
モーリシャス	4	-	4	-
メキシコ	12	38	4	-
オランダ	260	392	95	-27
パキスタン	17	86	9	-6
ペルー	1	-	-1	-
フィリピン	42	1,420	13	-5
ポーランド	158	380	-36	-9
ポルトガル	13	45	2	-1

カタール	-	4	-1	-
ルーマニア	2	2,037	18	-4
ロシア連邦	101	162	61	-17
サウジアラビア	34	50	6	-1
シンガポール	1,223	1,796	537	-74
南アフリカ	22	37	6	-
韓国	149	193	68	-17
スペイン	646	2,308	197	-62
スリランカ	18	53	7	-2
スウェーデン	4	38	-1	-
スイス	316	616	40	-7
台湾	77	147	47	-5
タイ	62	102	23	-5
トルコ	139	114	109	-33
UAE	36	200	17	-4
ウクライナ	14	34	13	-6
米国	7,174	7,703	2,231	-551
ベトナム	50	85	35	-7

(注1) 2025年12月31日現在の常勤相当の従業員数。

[次へ](#)

44 -  
保有株式

- 580 子会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2025のページ。以下同様）
- 587 連結対象のストラクチャード・エンティティ
- 594 持分法により会計処理されている会社
- 596 20%超を保有するその他の会社
- 600 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法（以下「HGB」という。）第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- （注1） 支配されている。
- （注2） HGB第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場
- （注3） ゼネラル・パートナーシップ
- （注4） 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- （注5） 共同支配企業
- （注6） 支配されていない。
- （注7） 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- （注8） IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- （注9） IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- （注10） 暫定自己資本6,278.9百万ユーロ / 損益結果19.5百万ユーロ（2025事業年度）
- （注11） 暫定自己資本5,990.8百万ユーロ / 損益結果66.1百万ユーロ（2025事業年度）
- （注12） 自己資本45.8百万ユーロ / 損益結果4.0百万ユーロ（2024事業年度）
- （注13） 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- （注14） 自己資本1.0百万ユーロ / 損益結果11.2百万ユーロ（2024事業年度）
- （注15） 自己資本37.1百万ユーロ / 損益結果4.1百万ユーロ（2024事業年度）

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
子会社					
1	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	フランクフルト・ アム・マイン		信用機関	
2	ABFS I Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
3	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
4	Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
5	Argent Incorporated	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
6	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		金融機関	100.0
7	Better Payment Germany GmbH	ベルリン		付随サービス事業	100.0
8	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン		金融機関	100.0
9	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		信用機関	100.0
10	BHW Holding GmbH	ハーメルン		金融持株会社	100.0
11	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		その他の企業	100.0
12	Breaking Wave DB Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
13	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
14	Cardea Real Estate S.r.l.	ミラノ		付随サービス事業	100.0
15	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	(注1)	金融機関	0.0
16	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		その他の企業	100.0
17	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ		金融機関	100.0
18	China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		金融機関	85.0
19	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	(注1)	金融機関	10.0
20	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
21	City Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
22	Consumo Srl in Liquidazione	ミラノ		金融機関	100.0
23	D B Investments (GB) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
24	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		金融機関	100.0
25	DB (Barbados) SRL	クライストチャー チ		付随サービス事業	100.0
26	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		付随サービス事業	100.0
27	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール		付随サービス事業	100.0
28	DB Advisory Services S.A.S.	ボゴタ		金融機関	100.0
29	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		金融機関	100.0
30	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
31	DB Asset Finance I S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	96.9
32	DB Asset Finance II S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	96.9
33	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融持株会社	100.0
34	DB Boracay LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
35	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融持株会社	100.0
36	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	マドリッド		付随サービス事業	100.0
37	DB Commodity Financing Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
38	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		金融機関	100.0
39	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
40	DB Direkt GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		付随サービス事業	100.0
41	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
42	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
43	DB Finance International GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0
44	DB Global Technology SRL	ブカレスト		付随サービス事業	100.0
45	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
46	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
47	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
48	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	(注2)	金融機関	100.0
49	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		金融機関	100.0
50	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
51	DB Internal Funding Limited	ロンドン		金融機関	100.0
52	DB International (Asia) Limited	シンガポール		信用機関	100.0
53	DB International Investments Limited (株 主による任意整理中)	ロンドン		金融機関	100.0
54	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		その他の企業	100.0
55	DB Investment Partners Limited	ロンドン		金融機関	100.0
56	DB Investment Services GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		付随サービス事業	100.0
57	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
58	DB Management Support GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		付随サービス事業	100.0
59	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港SAR		付随サービス事業	100.0
60	DB Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
61	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		その他の企業	100.0
62	DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U.	マドリッド		付随サービス事業	100.0
63	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
64	DB Print GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		付随サービス事業	100.0
65	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
66	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
67	DB Re S.A.	ルクセンブルク		再保険事業	100.0
68	DB Service Centre Limited	ダブリン		付随サービス事業	100.0
69	DB Services (Jersey) Limited	セントヘリア		付随サービス事業	100.0
70	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
71	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		付随サービス事業	100.0
72	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		付随サービス事業	100.0
73	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
74	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
75	DB Trustee Services Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
76	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港SAR		その他の企業	100.0
77	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
78	DB UK Bank Limited	ロンドン		信用機関	100.0
79	DB UK Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
80	DB UK PCAM Holdings Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		金融機関	100.0
81	DB USA Core Corporation	ウエストトレントン		付随サービス事業	100.0
82	DB USA Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
83	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
84	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
85	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト・アム・マイン		その他の企業	100.0
86	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		保険事業	84.0
87	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
88	DBCIBZ1 (任意整理中)	ジョージタウン		金融機関	100.0
89	DBFIC, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
90	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
91	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
92	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		資産運用会社	100.0
93	DBRMSGP1	ジョージタウン	(注2) (注3)	金融機関	100.0
94	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
95	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	フランクフルト・アム・マイン		金融機関	100.0
96	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト・アム・マイン		付随サービス事業	100.0
97	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
98	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
99	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
100	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		資産運用会社	100.0
101	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		金融機関	100.0
102	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
103	Deutsche Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
104	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
105	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		信用機関	100.0
106	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		信用機関	100.0
107	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		信用機関	100.0
108	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		信用機関	100.0
109	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		信用機関	100.0
110	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
111	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		信用機関	100.0
112	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		金融機関	100.0
113	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
114	Deutsche Bank Immobilien GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
115	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ウィルミントン		その他の企業	100.0
116	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		信用機関	100.0
117	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		信用機関	100.0
118	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		金融機関	100.0
119	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		信用機関	100.0
120	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		付随サービス事業	100.0
121	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		信用機関	100.0
122	Deutsche Bank S.p.A.	ミラノ		信用機関	99.9
123	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
124	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		信用機関	100.0
125	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		信用機関	100.0
126	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		金融機関	100.0
127	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		金融機関	100.0
128	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal	マドリッド		信用機関	100.0
129	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
130	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
131	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
132	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
133	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
134	Deutsche Finance No. 2 Limited (任意整理中)	ジョージタウン		金融機関	100.0
135	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
136	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
137	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		付随サービス事業	100.0
138	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		金融機関	100.0
139	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		付随サービス事業	100.0
140	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・アム・マイン		その他の企業	99.8
141	Deutsche Holdings (Grand Duchy)	ルクセンブルク		金融機関	100.0
142	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
143	Deutsche Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
144	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
145	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
146	Deutsche Holdings No. 4 Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		金融機関	100.0
147	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
148	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
149	Deutsche India Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
150	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited (整理中)	ダブリン		金融機関	100.0
151	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
152	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
153	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		付随サービス事業	100.0
154	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
155	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
156	Deutsche New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
157	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
158	Deutsche Oppenheim Family Office AG	ケルン		投資会社	100.0
159	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		付随サービス事業	100.0
160	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		付随サービス事業	100.0
161	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		金融機関	100.0
162	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
163	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
164	Deutsche Securities Asia Limited	香港SAR		金融機関	100.0
165	Deutsche Securities Inc.	東京		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
166	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		金融機関	100.0
167	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		金融機関	100.0
168	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開 会社)	リヤド		金融機関	100.0
169	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		金融機関	100.0
170	Deutsche Services (CI) Limited	セントヘリア		金融機関	100.0
171	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		付随サービス事業	100.0
172	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	100.0
173	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		金融機関	100.0
174	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
175	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		その他の企業	100.0
176	Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		資産運用会社	100.0
177	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	78.0
178	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	100.0
179	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
180	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	98.0
181	DWS Alternatives France	パリ		その他の企業	100.0
182	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
183	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		資産運用会社	100.0
184	DWS Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		資産運用会社	100.0
185	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	98.3
186	DWS CH AG	チューリッヒ		金融機関	100.0
187	DWS Consulting Shanghai Limited	上海		その他の企業	100.0
188	DWS Corporate Management Beijing Limited	北京		その他の企業	100.0
189	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
190	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		金融機関	60.0
191	DWS Global Business Services Inc.	タギッグシティ		付随サービス事業	99.9
192	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト・ アム・マイン	(注2)	投資持株会社	79.5
193	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
194	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		資産運用会社	99.9
195	DWS India Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
196	DWS International GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		投資会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
197	DWS Investment GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		資産運用会社	100.0
198	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
199	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		資産運用会社	100.0
200	DWS Investments Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
201	DWS Investments Hong Kong Limited	香港SAR		金融機関	100.0
202	DWS Investments Japan Limited	東京		金融機関	100.0
203	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		金融機関	100.0
204	DWS Investments UK Limited	ロンドン		金融機関	100.0
205	DWS Management GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0
206	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	99.9
207	DWS Service Company	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
208	DWS Trust Company	コンコード		金融機関	100.0
209	DWS USA Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
210	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	65.2
211	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		金融機関	100.0
212	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		その他の企業	100.0
213	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		付随サービス事業	100.0
214	Fir (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
215	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・ アム・マイン		付随サービス事業	100.0
216	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	パート ホンブルク		その他の企業	74.9
217	GAHL Holdings LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
218	GAHL Holdings Trust	ウィルミントン	(注1)	金融機関	0.0
219	German American Capital Corporation	ルーザービル= ティモニアム		金融機関	100.0
220	Greenheart (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
221	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	(注1)	金融機関	0.0
222	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	78.7
223	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	90.0
224	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		付随サービス事業	100.0
225	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キーウ		信用機関	100.0
226	Jyogashima Godo Kaisha	東京		金融機関	100.0
227	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト・ アム・マイン		付随サービス事業	100.0
228	Kidson Pte Ltd	シンガポール		金融機関	100.0
229	Konsul Inkasso GmbH	エッセン		付随サービス事業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
230	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		金融機関	75.0
231	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	100.0
232	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
233	MEF I Manager, S. à r.l.	マンズバツハ		金融機関	100.0
234	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		金融機関	100.0
235	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
236	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
237	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト・ アム・マイン	(注2)	金融機関	100.0
238	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0
239	norisbank GmbH	ボン		信用機関	100.0
240	Numis Corporation Limited	ロンドン		金融機関	100.0
241	Numis Europe Limited (整理中)	ダブリン		投資会社	100.0
242	Numis Nominees (Client) Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
243	Numis Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
244	Numis Securities Limited	ロンドン		金融機関	100.0
245	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		付随サービス事業	100.0
246	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		信用機関	100.0
247	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		金融機関	100.0
248	OPB-Oktava GmbH	ケルン		金融機関	100.0
249	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		金融機関	100.0
250	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融機関	100.0
251	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
252	PB Factoring GmbH	ボン		金融機関	100.0
253	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン		付随サービス事業	100.0
254	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス 島		その他の企業	100.0
255	Postbank Direkt GmbH	ボン		金融機関	100.0
256	Postbank Filialvertrieb AG	ボン		金融機関	100.0
257	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		付随サービス事業	100.0
258	Postbank Leasing GmbH	ボン		金融機関	100.0
259	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		金融機関	99.0
261	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
262	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
263	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
264	RREEF Fund Holding LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
265	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
266	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		金融機関	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
267	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
268	Sharps SP I LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
269	Stelvio Immobiliare S.r.l.	ポルツァーノ		その他の企業	100.0
270	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0
271	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融機関	100.0
272	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		金融機関	100.0
273	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	100.0
274	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン		決済サービス・プロ バイダー	100.0
275	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
連結対象のストラクチャード・エンティティ					
276	Al Mi'yar Capital 2 Cayman Ltd	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	
277	Al Mi'yar Capital SA	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
278	Alguer Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
279	Alixville Invest, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
280	Altersvorsorge Fonds Hamburg Alter Wall Dr. Juncker KG	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	
281	Ansbacher I S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
282	Ansbacher II S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
283	Atlas Investment Company 1 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
284	Atlas Investment Company 2 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
285	Atlas Investment Company 3 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
286	Atlas Investment Company 4 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
287	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン		金融機関	0.0
288	Atlas SICAV - FIS, en liquidation volontaire	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
289	Australian Secured Personal Loans Trust	メルボルン		その他の企業	100.0
290	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	(注4)	その他の企業	
291	Blue Square Finance 2025-1 Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
292	Capital Trust Japan Company Limited (Trust Account Project Spark Agreement No. 7536)	東京		金融機関	
293	Carpathian Investments Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
294	Cathay Capital Company Limited	エベヌ	(注1)	金融機関	19.0
295	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン		付随サービス事業	
296	Ceto S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
297	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
298	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
299	CLASS Limited	セントヘリア	(注4)	その他の企業	
300	Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd.	ロードタウン		金融機関	
301	Crofton Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
302	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
303	DB Aster II, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
304	DB Aster, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
305	DB Aster, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
306	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		金融機関	90.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
307	DB Holding Fundo de Investimento Multimercado Investimento no Exterior Crédito Privado	サンパウロ		金融機関	100.0
308	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
309	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
310	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8092 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
311	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8093 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
312	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8095 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
313	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8096 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
314	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8097 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
315	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8103 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
316	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8108 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
317	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8139 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	20.9
318	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8147 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	10.7
319	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8148 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	10.2
320	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8149 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	9.6
321	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8151 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	9.2
322	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8154 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
323	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8156 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
324	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8157 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
325	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8160 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
326	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8162 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
327	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8163 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
328	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8164 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
329	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8165 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
330	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8166 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
331	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8167 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
332	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8168 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
333	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8174 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
334	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8175 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
335	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8179 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
336	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8182 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
337	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8183 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
338	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8184 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
339	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8185 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
340	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8186 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
341	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8187 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
342	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8188 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
343	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8189 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
344	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8190 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
345	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8191 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
346	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8192 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
347	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8193 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
348	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8194 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
349	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8195 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
350	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8196 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
351	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8197 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
352	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8198 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
353	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8199 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
354	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8201 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
355	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8203 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	21.6
356	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8210 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	1.5
357	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8211 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
358	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8212 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
359	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8213 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.3
360	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8214 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
361	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8215 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
362	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8216 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
363	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8217 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
364	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8218 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
365	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8219 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
366	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8220 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
367	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8221 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
368	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8222 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
369	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8223 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
370	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8224 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
371	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8225 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
372	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8226 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
373	DB SPEARs/LIFERs, Series DB-8227 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
374	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8057 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
375	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8060 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
376	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8070 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
377	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8071 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
378	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8090 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
379	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8099 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
380	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8100 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
381	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8101 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
382	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8105 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
383	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8106 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
384	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8109 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
385	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8118 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
386	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8121 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
387	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8122 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
388	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8123 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
389	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8124 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
390	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8125 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
391	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8126 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
392	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8128 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
393	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8130 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
394	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8133 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
395	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8134 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.2
396	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8135 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
397	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8140 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
398	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8152 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
399	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8153 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
400	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8158 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
401	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8159 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
402	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8161 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
403	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8178 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
404	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8909 Trust	ニューアーク		付随サービス事業	3.3
405	DB SPEARs/LIFERs, Series DBE-8910 Trust	ニューアーク		付随サービス事業	15.4
406	DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
407	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
408	DBX ETF Trust	ウィルミントン	(注4)	その他の企業	
409	Deloraine Spain, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
410	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
411	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
412	Deutsche Colombia S.A.S. - en Liquidacion	ボゴタ		金融機関	100.0
413	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
414	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
415	Deutsche Postbank Funding Trust I	ニューアーク		金融機関	100.0
416	Deutsche Postbank Funding Trust III	ニューアーク		金融機関	100.0
417	Dolin Holdco SAS	パリ		金融機関	100.0
418	Dubonnet Courbevoie SCI	パリ		付随サービス事業	100.0
419	Dubonnet Holdco SAS	パリ		金融機関	100.0
420	DWS Alternatives (IE) ICAV	ダブリン		その他の企業	
421	DWS EREP Lux 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
422	DWS European Real Estate Partners S.C.A. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		その他の企業	99.9
423	DWS Funds	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
424	DWS Garant	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
425	DWS Invest	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
426	DWS Invest (IE) ICAV	ダブリン		その他の企業	
427	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルク		その他の企業	
428	DWS-Fonds Treasury Liquidity (EUR)	フランクフルト・アム・マイン		その他の企業	100.0
429	Dynamic Infrastructure Securities Fund LP	ウィルミントン		金融機関	
430	Earls Eight Limited	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	
431	Earls Four Limited	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
432	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG i.l.	ケルン		その他の企業	
433	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
434	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	
435	Emeris	ジョージタウン		金融機関	
436	Erste Frankfurter Hoist GmbH i.L.	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0
437	FCT Orchid	サン・ドニ		その他の企業	
438	Fin Finance COZ5 Limited	ロンドン		金融機関	
439	Fondo Privado de Titulización PYMES I Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
440	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-037	マクリーン		付随サービス事業	100.0
441	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-041	マクリーン		付随サービス事業	100.0
442	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-043	マクリーン		付随サービス事業	100.0
443	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-044	マクリーン		付随サービス事業	100.0
444	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
445	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
446	Galene S.à r.l.	ルクセンブルク		付随サービス事業	
447	Gladyr Spain, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
448	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン		金融機関	
449	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ジョージタウン		金融機関	
450	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
451	Havbell Designated Activity Company	メイヌース		金融機関	
452	Histria Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
453	Infrastructure Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		その他の企業	
454	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
455	Investor Solutions Limited	セントヘリア	(注4)	その他の企業	
456	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
457	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア		付随サービス事業	
458	Kelona Invest, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
459	KH Kitty Hall Holdings Limited	ダブリン		金融機関	
460	Kratus Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
461	Kronos Funding Ltd	ロンドン		金融機関	
462	Kuiper Credit Opportunities	パリ	(注4)	その他の企業	
463	Ledyard, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
464	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
465	LES Essex Crossing Holdings Acquisition LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
466	LES Essex Crossing Investor LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
467	LES Essex Crossing Parent LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
468	Life Mortgage S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
469	Lockwood Invest, S.L.	マドリッド		金融機関	
470	Lunashadow Limited	ダブリン		金融機関	
471	1800 M Chaperone Investor LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
472	Malabo Holdings Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
473	Merlin XI	ジョージタウン		金融機関	
474	Meseta Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
475	2101 MS Investor LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
476	2101 MS Parent LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
477	2101 MS Property Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
478	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		付随サービス事業	100.0
479	NCW Holding Inc.	バンクーバー		金融機関	100.0
480	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
481	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアノ	(注1)	その他の企業	0.0
482	OBP Beneficial Interest Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
483	OBP Parent Holdings LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
484	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
485	Palladium Global Investments S.A.	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
486	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
487	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
488	PEFCO Finance Issuer One S.A.R.L.	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
489	PEIF II SLP Feeder 2 LP	エディンバラ		金融機関	100.0
490	PEIF III SLP Feeder 2, SCSp	セニンガーベルク	(注2)	金融機関	100.0
491	PEIF III SLP Feeder GP, S.à r.l.	セニンガーベルク		金融機関	
492	PEIF IV SLP DWS Feeder, SCSp	セニンガーベルク		金融機関	100.0
493	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ		金融機関	95.0
494	Property Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		その他の企業	
495	PUTTERS Series 3009DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.6
496	PUTTERS Series 3010DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.7
497	PUTTERS Series 3011DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	1.0
498	PUTTERS Series 3012DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
499	PUTTERS Series 3013DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.2
500	PUTTERS Series 3014DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.2
501	PUTTERS/DRIVERS, Series 3005DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	13.6
502	PUTTERS/DRIVERS, Series 3007DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	16.9
503	Radical Properties Unlimited Company	ダブリン		金融機関	
504	Redstone Finance Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
505	Rhine Euro CLO I Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
506	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		金融機関	25.0
507	ROCKY 2021-1 SPV S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
508	Romareda Holdings Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
509	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
510	Samburg Invest, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
511	SCB Alpstizpe UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	
512	Seaconview Designated Activity Company	メイヌース		金融機関	
513	SGI SLP Feeder GP S.à.r.l.	セニンガーベルク		金融機関	
514	SGI SLP Feeder SCSp	セニンガーベルク		金融機関	57.6
515	Sincronica I Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
516	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
517	Smooth Finance Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
518	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	100.0
519	SP Mortgage Trust	ウィルミントン		その他の企業	100.0
520	SPV I Sociedad Anónima Cerrada	リマ		金融機関	99.9
521	SPV II Sociedad Anónima Cerrada	リマ		付随サービス事業	99.8
522	Sunrise Turnaround Partners G.K.	東京		金融機関	100.0
523	300 SW Parent LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
524	300 SW Property Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
525	Swabia 1 Designated Activity Company (整理中)	ダブリン		その他の企業	
526	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH i.L.	フランクフルト・ アム・マイン		金融機関	100.0
527	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		その他の企業	100.0
528	Tasman NZ Residential Mortgage Trust	オークランド		その他の企業	
529	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
530	Waltzfire Limited	ダブリン		金融機関	
531	Wedverville Spain, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
532	Wendelstein 2017-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	
533	Wendelstein 2024-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	
534	Wendelstein 2025-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	
535	5353 WHMR LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
536	Xtrackers (IE) Public Limited Company	ダブリン	(注4)	その他の企業	0.1
537	Xtrackers II	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	0.1
538	Xtrackers UCITS Common Contractual Fund	ダブリン		その他の企業	
539	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
持分法により会計処理されている会社					
540	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・ アム・マイン		信用機関	26.9
541	Angle Group Holdings Pty Ltd	メルボルン		金融機関	19.5
542	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	30.0
543	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	49.0
544	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ	(注5)	金融機関	67.6
545	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
546	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
547	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ケルン		その他の企業	25.1
548	dwins GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	16.1
549	EURO Kartensysteme GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		決済サービス・プロ バイダー	16.8
550	Evroenergeiaki Anonymi Etaireia	アテネ	(注5)	その他の企業	40.0
551	FSDB Merchant Services GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	49.0
552	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート ホンブルク		その他の企業	41.2
553	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート ホンブルク		その他の企業	30.6
554	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	15.7
555	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		その他の企業	36.7
556	Global Tokenization Holdings Limited	ダブリン	(注5)	金融機関	33.3
557	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	40.1
558	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	(注2) (注6)	その他の企業	62.1
559	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	26.0
560	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		金融機関	30.0
561	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ	(注5)	金融機関	50.0
562	Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	20.7
563	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	39.0
564	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	28.9

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
565	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II eGbR	ゲルゼンキルヘン	(注2)	その他の企業	40.3
566	Ingrid S.à r.l.	ルクセンブルク	(注5)	その他の企業	23.8
567	iSwap Limited	ロンドン		金融機関	14.0
568	KVD Singapore Pte. Ltd. (株主による任意清算中)	シンガポール		金融機関	26.0
569	Latitude Group Holdings Limited	メルボルン		金融機関	16.5
570	1800 M JV LLC	ウィルミントン	(注5)	付随サービス事業	10.1
571	MorgenFund GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		投資会社	30.0
572	North Coast Wind Energy Corp.	ポートムーディ	(注5)	その他の企業	50.0
573	OBP Property Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	20.6
574	Octaura Holdings LLC	ウィルミントン		金融機関	5.6
575	Palma Topco Limited	セントヘリア		付随サービス事業	22.8
576	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
577	REDUS DTHG, LLC	ウィルミントン		その他の企業	49.9
578	Rongde (Beijing) Asset Management Company Limited	北京		金融機関	40.7
579	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
580	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		その他の企業	49.9
581	Syndicated Loan Consortium Holdings LLC	ウィルミントン		その他の企業	7.3
582	Taurus SA	ジュネーブ		金融機関	4.4
583	TRXPAY GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	2.4
584	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	(注6)	その他の企業	99.9
585	UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR	トロイスドルフ	(注7)	その他の企業	0.0
586	Ullmann Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	(注7)	その他の企業	0.0
587	Volbroker.com Limited	ロッチフォード		金融機関	22.5
588	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト・ アム・マイン		その他の企業	25.0
589	Zhong De Securities Co., Ltd	北京	(注5)	金融機関	33.3
590	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		金融機関	25.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
20%超を保有するその他の会社					
591	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
592	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
593	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
594	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
595	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
596	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
597	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
598	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
599	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
600	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
601	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
602	Banks Island General Partner Inc.	トロント	(注8)	金融機関	50.0
603	Benefit Trust GmbH	リュッツェン	(注9) (注10)	金融機関	100.0
604	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	33.2
605	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク	(注6) (注9)	金融機関	98.2
606	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク	(注9) (注11)	その他の企業	100.0
607	DB Placement, LLC	ウィルミントン	(注6) (注9)	その他の企業	100.0
608	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマーナ・ベイ	(注8)	金融機関	33.6
609	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
610	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
611	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
612	DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP	ジョージタウン	(注8) (注12)	金融機関	26.3
613	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
614	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
615	Elm (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク	(注6) (注9)	金融機関	98.0
616	FÜNFFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
617	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
618	Glor Music Production GmbH & Co. KG	ロットアッハ・ エーガーン	(注13)	その他の企業	29.5
619	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	ロットアッハ・ エーガーン	(注13)	その他の企業	28.6
620	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L.	ヨルク	(注13)	その他の企業	24.3
621	Immobilienfonds Bürohaus Leipzig Nordost eG&R	ミュンヘン	(注2) (注13)	その他の企業	24.5
622	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	(注8)	その他の企業	49.0
623	Isaac Newton S.à r.l.	カペレン	(注6) (注9) (注14)	金融機関	98.2
624	Kinneil Leasing Company	ロンドン	(注8)	その他の企業	35.0
625	LES Essex Crossing Operating Holdings LLC	ウィルミントン	(注8)	付随サービス事業	50.0
626	M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG	フランクフルト・ アム・マイン	(注13) (注15)	金融機関	35.4
627	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	39.0
628	2101 MS LLC	ウィルミントン	(注8)	付随サービス事業	50.0
629	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	34.0
630	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	32.8
631	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	33.0
632	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
633	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
634	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
635	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
636	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	(注1) (注2) (注8)	金融機関	27.7
637	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
638	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
639	PEIF IV SLP DWS Feeder 2, SCSp	セニンガーベルク	(注9)	金融機関	100.0
640	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
641	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
642	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
643	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
644	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
645	PONTUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
646	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
647	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
648	PRISON Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
649	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
650	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
651	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
652	QUANTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
653	QUOTAS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
654	RREEF Core Plus Residential Fund LP	ウィルミントン	(注8)	その他の企業	26.9
655	RREEF Pan-European Infrastructure Two Lux S.à r.l.	ルクセンブルグ	(注6) (注9)	金融機関	99.9
656	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
657	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
658	SANCTOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
659	SANDIX Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
660	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
661	SCANDO Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
662	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	33.2
663	SCITOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
664	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
665	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
666	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
667	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
668	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	(注6) (注9)	金融機関	100.0
669	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
670	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
671	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
672	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
673	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
674	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
675	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
676	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
677	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
678	SOSPITA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
679	STAGIRA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
680	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
681	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	(注8)	金融機関	50.0
682	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
683	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
684	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
685	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
686	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
687	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
688	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	(注8)	金融機関	50.0
689	TRIPLA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
690	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
691	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
692	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
693	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
694	XENTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
695	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
696	ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
697	ZARGUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
698	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	(注8)	金融機関	25.0
699	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
700	ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
701	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーナフェルト	(注8)	金融機関	50.0
702	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	(注8)	金融機関	50.0
703	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
704	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
705	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
706	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
707	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
708	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
709	Bürgschaftsbank Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
710	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュベリーン		金融機関	8.4
711	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
712	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		金融機関	8.1
713	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
714	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
715	MTS S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
716	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		信用機関	9.0
717	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
718	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		信用機関	8.0
719	Yensai.com Co., Ltd.	東京		金融機関	7.8

## 取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、連結財務諸表は、当行グループの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートに統合されている当行グループのマネジメント・レポートは、当行グループの予想される発展に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、当行グループのその発展を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2026年3月5日

クリスティアン・ゼーヴィング  
( Christian Sewing )

ジェームス・フォン・モルトケ  
( James von Moltke )

ラジャ・アクラム  
( Raja Akram )

ファブリツィオ・カンペリ  
( Fabrizio Campelli )

マルクス・クロミク  
( Marcus Chromik )

ベルント・ロイケル  
( Bernd Leukert )

アレクサンダー・フォン・ツァ・  
ミューレン  
( Alexander von zur Mühlen )

ローラ・パドヴァーニ  
( Laura Padovani )

クラウディオ・デ・サンクティス  
( Claudio de Sanctis )

レベッカ・ショート  
( Rebecca Short )

[次へ](#)

(2) 個別財務書類  
マネジメント・レポート

統合マネジメント・レポート

ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、以下「HGB」という。）第315条第5項およびHGB第298条第2項の規定に準拠して、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループのマネジメント・レポートに含まれている。統合マネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループの2025年度年次報告書において公表されている。また、統合マネジメント・レポートはドイツ連邦官報に提出され、その後、同官報において公表されている。

年次報告書は、<https://www.db.com/ir/en/annual-reports.htm>から入手することができる。

2025年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2025年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在
現金および預け金			
a) 現金		1,132	1,457
b) 中央銀行預け金		70,989	72,018
このうち：ドイツ連邦銀行	5,911		5,305
		72,121	73,475
		(133,900)	(136,414)
公共部門事業体負債性金融商品および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債性金融商品		665	694
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	0		0
b) 為替手形		19	36
		684	731
		(1,270)	(1,357)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		0	0
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		409	62
c) その他の債権		178,578	166,307
		178,987	166,369
		(332,307)	(308,881)
このうち：要求払 有価証券担保付債権	96,131 20,891		71,006 25,563
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		93,347	97,428
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		3,732	3,125
c) その他の債権		355,517	345,645
		452,597	446,198
		(840,292)	(828,411)
このうち：有価証券担保付債権	22,301		23,916
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体		2,384	1,797
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
a b) その他の発行体		0	0
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
		2,384	1,797
			(3,336)
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体		62,808	39,012
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	42,039		17,640
b b) その他の発行体		41,435	42,641
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	32,796		32,862
		104,243	81,654
			(151,599)
c) 保有負債性金融商品 額面金額		0	0
	0		0
		106,627	83,450
		(197,964)	(154,933)
株式およびその他の変動利付有価証券		218	282
		(405)	(524)
トレーディング資産		318,181	301,057
		(590,735)	(558,942)
参加持分		272	241
		(505)	(447)
このうち：対銀行 対金融サービス機関	11 109		11 65

関係会社に対する投資		32,692	31,683
		(60,696)	(58,823)
このうち：対銀行	6,691		5,895
対金融サービス機関	572		503
信託資産		3,252	4,302
		(6,038)	(7,987)
このうち：信託貸出金	195		254
無形資産			
a) 自己開発無形資産		3,629	3,466
b) 購入した無形資産		205	152
c) のれん		194	11
d) 無形資産に係る頭金		0	0
		4,028	3,629
		(7,478)	(6,738)
有形固定資産		1,653	1,708
		(3,069)	(3,171)
その他の資産		9,197	8,192
		(17,075)	(15,209)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連		84	99
b) その他		951	863
		1,035	962
		(1,922)	(1,786)
繰延税金資産		4,825	6,121
		(8,958)	(11,364)
積立超過の制度資産		6	5
		(11)	(9)
資産合計		1,186,374	1,128,403
		(2,202,622)	(2,094,993)

負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2025年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在
<b>銀行に対する負債</b>		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	518	262
b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債	0	0
c) その他の負債	137,854	138,997
		138,372
		(256,901)
このうち：要求払	78,146	73,553
DSLB移行法に基づく記名式カバード・ボンド	52	59
<b>顧客に対する負債</b>		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	2,092	1,852
b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債	0	90
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	29,090	33,682
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	36,754	33,151
	65,844	66,833
d) その他の負債	506,899	470,469
		574,835
		(1,067,239)
このうち：要求払	353,043	319,520
DSLB移行法に基づく記名式カバード・ボンド	1,173	1,713
<b>証券形態の負債</b>		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	9,165	9,896
a b) 公共部門ファンドブリーフ債	0	0
a c) その他の債券	78,980	79,274
	88,145	89,171
b) 証券形態のその他の負債	15,865	11,823
		104,010
		(193,105)
このうち：短期金融市場証券	14,393	10,997
未決済自行引受手形および約束手形	123	42
<b>トレーディング負債</b>		241,033
		(447,502)
<b>信託負債</b>		3,252
		(6,038)
このうち：信託貸出預り金	195	254
<b>その他の負債</b>		43,449
		(80,667)
<b>繰延収益</b>		
a) 発行および貸出金業務関連	227	298
b) その他	628	650
		856
		(1,589)
<b>引当金</b>		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	1,855	1,634
b) 税金引当金	727	565
c) その他の引当金	5,067	5,432
		7,648
		(14,199)
<b>劣後負債</b>		9,207
		(17,094)
<b>資本参加権</b>		20
		(37)
このうち：2年以内に期日到来		20
0		0
<b>その他Tier 1 規制上の自己資本に係る金融商品</b>		11,833
		(21,969)
<b>一般的銀行業リスクのための資金</b>		3,190
		(5,923)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づく トレーディング関連特別準備金	1,723	1,476
<b>株主資本</b>		
a) 引受済資本金	4,891	5,106
控除：自己株式の名目額面価額	20	127
	4,871	4,980
条件付資本金 0 百万ユーロ（2024年12月31日現在：0 百万ユーロ）		
b) 資本剰余金	21,414	21,136
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	18,794	16,498

	18,806	16,510
d) 配当可能利益(損失)	3,577	2,258
		48,669
		(90,359)
負債および株主持分合計	1,186,374	1,128,403
		(2,202,622)
偶発負債		
b) 保証および補償契約による負債	73,216	69,052
		73,216
		(135,933)
その他の契約債務		
c) 取消不能貸出コミットメント	168,626	175,498
		168,626
		(313,071)

## 2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2025年度	2024年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	36,666	60,733
このうち：貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益	13	23
b) 固定利付有価証券および政府登録債	5,083	4,124
	41,749	64,857
		(120,414)
利息費用	32,633	57,357
このうち：マイナスの利息費用	12	21
	9,116	7,500
	(16,925)	(13,925)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	51	57
b) 参加持分	13	7
c) 関係会社に対する投資	1,487	1,209
	1,551	1,273
	(2,880)	(2,363)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	738	628
	(1,370)	(1,166)
手数料収益	10,682	9,646
手数料費用	2,875	2,247
	7,807	7,399
	(14,494)	(13,737)
トレーディング純損益	3,749	4,305
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連 特別準備金の繰入	-247	0
その他の営業収益	6,657	4,810
	(12,359)	(8,930)
管理費用		
a) 人件費		
a) 賃金および給料	5,534	5,493
a) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員 給付費用	1,299	891
	6,833	6,383
このうち：年金費用407百万ユーロ（2024年度：140百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	8,026	8,476
	14,859	14,859
	(27,587)	(27,587)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	1,415	1,479
	(2,627)	(2,746)
その他の営業費用	6,471	6,202
	(12,014)	(11,515)
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに信用損失引当金繰 入額	709	1,060
	(1,316)	(1,968)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券 の評価益および処分益	1,772	1,581
	(3,290)	(2,935)
損失引受による費用	41	54
	(76)	(100)
一般的銀行業リスクのための資金からの戻入／への繰入(-)	0	0
	(0)	(0)
経常利益	7,895	3,842
	(14,658)	(7,133)
特別利益	2	88
	(4)	(163)
特別損失	10	91
	(19)	(169)
特別損益	-8	-4
	(15)	(7)
法人所得税	1,621	860
	(3,010)	(1,597)
このうち：繰延税金費用1,051百万ユーロ （2024年度：繰延税金費用735百万ユーロ）		
「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	82	95
	(152)	(176)
	1,703	955
	(3,162)	(1,773)

純利益（損失）	6,183	2,883
	(11,479)	(5,353)
前期繰越利益	143	575
	(265)	(1,068)
	6,327	3,458
	(11,747)	(6,420)
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	2,750	1,200
	2,750	1,200
	(5,106)	(2,228)
配当可能利益	3,577	2,258
	(6,641)	(4,192)

[次へ](#)

## 年次財務諸表に対する注記

### 一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化されている。フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

ドイツ銀行AGの2025年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。本書において表示された数値は四捨五入により、当行が提供する合計額と正確には一致しない場合があり、パーセンテージは絶対値を正確に反映していない場合がある。

### 01- 作成の基礎

#### 会計方針：

##### 債権

トレーディング目的で保有する債権は、「トレーディング業務」の段落に個別に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻し入れられる。

##### リスク引当金

信用損失引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用リスク引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。特定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

当行は、IDW会計基準IDW RS BFA 7の会計オプションを活用し、IFRS第9号のルールを適用し、信用リスク引当金を決定している。

固有の信用リスクに関する引当金は、商法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

予想損失の計算は、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）というパラメータに準拠している。EADにはすべてのリスクのある契約が含まれる。LGDの算定においては、特に不動産担保について、地域別の担保価値評価額を考慮している。保証および貸出コミットメント等のオフバランスのエクスポージャーに関する信用リスク費用は、引当金として表示されている。ポートフォリオリスクがより正確に反映されるように、信用リスクの予測は、マクロ経済要素（欧州および米国のGDP成長率および失業率等）により補完されている。

当行は、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが減損を引き起こすほど増大していないと仮定した場合に、債務不履行事象による全期間の予想信用損失（ECL）のうち報告日から12ヶ月以内に予想される部分を表す。

当行は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失を反映するため追加の信用損失引当金を認識する。IFRS第9号の手法を使用するにあたり、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のPD、全期間のLGDおよび全期間のEADに基づく予想信用損失の計算が必要となる。

当行は、信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

継続的に、また当行の全般的な内部管理およびガバナンス・フレームワークの一部として、当行はIFRS第9号に基づくモデルに対するオーバーレイが必要かどうかを、各報告期間に評価している。このモデル監視フレームワークでは、マクロ経済環境における急激な変化といったモデルでは捉えられないリスクの有無について検討し、まだ完全には反映されていないモデルの制限または定期的なモデルの強化を特定している。全体的に、当モデルの監視フレームワークにより、当行は各報告日現在の予想信用損失の経営陣による最善の見積りを報告することが可能となる。

### 有価証券

トレーディング目的で保有する公社債およびその他の固定利付有価証券、ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に個別に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券は、非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有されず、トレーディング・ポートフォリオの一部を構成しない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、株式およびその他の変動利付有価証券についても同様であり、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合は、通常、流動資産として会計処理される。

有価証券は、評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に客観的に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

#### 組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中には、デリバティブ部分とデリバティブではない部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブではない部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブはデリバティブ会計の一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

#### クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有するまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に個別に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは、個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

#### トレーディング業務

トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、強制的な売却または清算以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で金融商品が交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、または当該価格もしくはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格またはインプットが入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られる、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確定で変更が生じやすい。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクの評価調整のほか、無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達に関する検討事項が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%を繰り入れることにより設定されている（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰り入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有する金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で個別に表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

トレーディング商品に係るリスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。トレーディング資産から生じる利息収益およびトレーディング負債から生じる利息費用は、純利息収益に表示される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブは相手先が差入れた現金担保と相殺される。これらのデリバティブは、個別の相手先ごとに、信用補完条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づき相殺することができる。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブのプラスおよびマイナスの時価、ならびに差入または受入担保額が含まれる。

#### 評価単位（ヘッジ会計）

会計上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。評価単位は通常、マイクロ・ヘッジの形式で認識される。統計分析、回帰分析およびクリティカル・ターム・マッチ法が予想有効性の評価に適用されている。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジ対象リスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動は当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ手段（金利スワップ等）から生じる利息収益および利息費用は通常、ヘッジ対象項目に係る利息収益／利息費用を控除後の純額で損益計算書上に表示される。これにより、評価単位全体のヘッジ損益を考慮して当該収益および費用を表示することになる。

現物およびデリバティブ・トレーディング取引もヘッジ会計の対象となる可能性がある。

#### 分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類される。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意図の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有する金融商品はその後、評価単位内のヘッジ手段として指定される可能性がある。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、当初認識後、経営陣の意図に明確な変更があり、文書化されている場合に行われる。

当該分類変更は、当該意図に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

#### 参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用したより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は、厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないといみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割り引くものである。5年間の後については、持続可能な計画の策定により、残存価値が決定されることが予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に客観的に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

#### 有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却累計額または償却累計額を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から10年にわたって償却される。その決定は、経済的要因および組織的要因（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の性質および期間、顧客基盤の活用ならびに労働力の集約）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数（最長10年）にわたって償却される。

のれんおよびその他の無形資産は年1回、減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われ、永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産（のれん以外）は、価値の増加が評価減認識後に発生した事象に客観的に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

#### 資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

有価証券の貸付 / 借入取引および買戻契約により譲渡される有価証券について、譲渡人は所有に関するリスクおよび経済価値の大部分に引き続きさらされるため、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。

#### 負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は、当初の実効金利を用いた現在価値で報告される。

#### その他Tier 1 資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息費用は、金融商品を保有する投資家への支払いが見込まれる額に基づき計上される。

## 引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

当行は、ドイツの確定給付型年金制度の確定給付債務の算定に独自の死亡率の仮定を適用している。「Richttafeln Heubeck 2018G」による死亡率の仮定は、ドイツ銀行独自の従業員および年金受給者の死亡率の実績に応じて調整されている。

年金および類似の債務の決済のみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、引当金が認識される。

年金および類似の債務の決済金額が保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や不利な契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引引かれる。割引効果の振戻しは、引当金が銀行業務から生じたものである場合は支払利息として、引当金が銀行業務から生じていない場合はその他の費用として認識される。

未履行取引から生じる差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されていないすべての利付資産および負債のそれぞれについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定内のすべてのポジションについて、純損失が発生する可能性が高いかについての評価から成る。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生する可能性が高いかについての評価には、予想将来純利息収益および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における金利関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定における金利関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、取得原価によるリスクの範囲および金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

## 繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

## 自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、取得原価で引受済資本金と配当可能な剰余金から控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

自己株式が最終的に消却される場合、当行は、当該消却が商業登記簿に登録され次第、ドイツ株式会社法第237条第5項に従い、消却された株式に関連する引受済資本金に相当する額をその他の利益剰余金から資本準備金に振り替える。

## 通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨で個別にヘッジされていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は、貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先渡相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なヘッジ方法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にヘッジされているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にヘッジされていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にヘッジされておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨の換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益および営業費用に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目は、それぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（決算日レート法）。貸借対照表科目の直物相場仲値での換算から生じる差額、損益計算書科目の（加重）平均為替レートでの換算から生じる差額は、損益計算書のその他の営業収益または営業費用に反映される。

## 偶発負債および取消不能貸出コミットメント

偶発負債および取消不能貸出コミットメントは、貸借対照表上に認識される現金担保および引当金を控除した想定元本で表示される。

偶発負債の利用による損失リスクは、関連する顧客に対する求償権を行使するための既存の能力により低減される。したがって、当該リスクは顧客の信用リスクに基づいている。

取消不能貸出コミットメントは、当行が無条件に取り消しできない、貸出コミットメントの未引出部分を表している。これらは信用リスクの監視対象に含まれる。

## 貸借対照表注記

02-  
債権の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く。）	82,447	95,363
残存期間		
3ヶ月以内	21,850	23,302
3ヶ月超1年以内	23,610	30,042
1年超5年以内	20,209	25,820
5年超	16,778	16,199
顧客に対する債権	452,597	446,198
残存期間		
3ヶ月以内	171,882	165,279
3ヶ月超1年以内	51,538	52,638
1年超5年以内	113,238	105,846
5年超	107,447	116,243
期限を確定できないもの	8,492	6,192

03-  
有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2025年12月 31日現在	2024年12月 31日現在	2025年12月 31日現在	2024年12月 31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	75,054	52,220	31,573	31,230
株式およびその他の変動利付有価証券	127	124	19	15
参加持分	0	0	0	0
関係会社に対する投資	0	0	0	0
合計	75,181	52,345	31,591	31,244

公社債およびその他の固定利付有価証券のうち1,066億ユーロには、2026年度に期限を迎えるものが138億ユーロ含まれている。

非流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれら有価証券を予見可能な将来まで保有する意図があるため、償却原価で計上されている。報告日現在のこれらの公社債およびその他の固定利付有価証券の帳簿価額合計は602億ユーロであり、自己の証券化ならびに財務部門による高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債への投資に関連するものであった。このポートフォリオは、帳簿価額が325億ユーロの資産を含み、その現在の時価は合計11億ユーロ帳簿価額を下回っていた。

流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、厳格な低価法に従い、取得原価、またはそれより低い場合には取引価格と公正価値のうちいずれか低い方の価額で計上されている。2025年12月31日現在、当該有価証券から生じる純利益は548百万ユーロであった。

04-

## 投資ファンドに対する投資

以下の表は、保有割合が10%を超えるドイツ国内外の投資ファンドの内訳を投資目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在			
	帳簿価額	公正価値	公正価値と 帳簿価額との差額	2025年度 における分配
株式ファンド	0	0	0	0
公社債ファンド	0	0	0	0
混合ファンド	108	108	0	0
合計	108	108	0	0

ファンドに対する投資はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。受益証券の日々の償還に関する制限はない。

05-

## 売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は541億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

06-

## トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有する金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2025年12月31日現在

単位：百万ユーロ	トレーディング資産	単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	93,184	デリバティブ金融商品	84,167
債権	106,028	負債	156,867
公社債およびその他の固定利付有価証券	107,528		
株式およびその他の変動利付有価証券	2,472		
その他の資産	8,794		
リスク調整	175		
合計	318,181	合計	241,033

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は、注記01「作成の基礎」に詳述されている。

マスター・ネットリング契約および日次の担保交換を認める信用補完条項に基づき取引される、トレーディング目的で保有するデリバティブは、貸借対照表においてドイツ銀行AGの外部の相手先ごとに相殺される。各相手先の相殺にはデリバティブの帳簿価額および差入担保の両方が含まれる。この中には、トレーディング目的で保有するデリバティブに係るプラスの公正価値1,497億ユーロ（2024年度：1,933億ユーロ）およびマイナスの公正価値1,436億ユーロ（2024年度：1,865億ユーロ）、また差入担保に関連する債権（148億ユーロ、2024年度：171億ユーロ）および受取担保に関連する債務（209億ユーロ、2024年度：239億ユーロ）の相殺が含まれる。相殺に関しては注記01「作成の基礎」を参照のこと。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

単位：百万ユーロ	想定元本	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
OTC商品	49,555,510	50,397,073
金利関連取引	39,251,839	39,564,313
為替レート関連取引	8,740,947	9,340,370
株式および指数関連取引	50,594	46,421
クレジット・デリバティブ	1,281,537	1,244,655
その他の取引	230,594	201,314
取引所売買商品	3,348,488	3,966,707
金利関連取引	3,028,574	3,686,003
為替レート関連取引	41,415	43,436
株式および指数関連取引	214,025	188,983
その他の取引	64,474	48,285
合計	52,903,998	54,363,780

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の動向、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

#### 方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュエーション・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。注記01「作成の基礎」の「トレーディング業務」の項に説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュエーション・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は175百万ユーロである。このうち、233百万ユーロが自己の信用リスクに関連した評価調整、マイナス58百万ユーロが上記に定義されるVaR調整に起因するものである。

#### 金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2025年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

#### 07-

#### 劣後資産

以下の表は、各貸借対照表ポジションに含まれる劣後資産の概要を表している。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行に対する債権	6,815	5,395
顧客に対する債権	386	435
公社債およびその他の固定利付有価証券	3,117	1,688
トレーディング資産	3,684	6,536
合計	14,002	14,053

08-

## デリバティブ金融商品

## 先渡取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡取引は、主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連のオプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連のオプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式/指数関連取引：株式先渡および先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連のオプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)、トータル・リターン・スワップ(TRS)、クレジット・リンク債(CLN)

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

## 公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

単位：百万ユーロ	想定元本	2025年12月31日現在			
		帳簿価額		公正価値	
		プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	1,857,102	6,201	3,825	27,566	18,915
為替レート関連取引	11,626	36	50	83	67
クレジット・デリバティブ	4,366	2	63	7	63
その他の取引	59	5	11	5	16
合計	1,873,152	6,244	3,949	27,661	19,060

通常、公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、未収利息として計上されていない限り、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

09-

## 評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

主契約から分離可能なハイブリッド金融商品に組み込まれたデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスク（排出枠を含む。）をマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジ対象リスクの金額を含む。）を示している。ヘッジ対象資産およびヘッジ対象負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジ対象リスクの金額	帳簿価額	ヘッジ対象リスクの金額
ヘッジ対象資産、合計	4,836	28	3,623	-390
ヘッジ対象負債、合計	101,652	-402	107,037	1,570
	名目金額	ヘッジ対象リスクの金額	名目金額	ヘッジ対象リスクの金額
未履行取引	39,988	-42	24,277	53

ヘッジ対象リスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、ヘッジ関係開始以降の、資産については公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジ対象リスクのプラスの金額はそれぞれ、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）に相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクを純額ベースでヘッジしている。ヘッジ対象の純ポジションの帳簿価額は248億ユーロであった。ヘッジ対象リスクの金額は749百万ユーロであった。反対方向の直物相場の変動は、最終的に拠出資本金の償還時に相殺される。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は将来の有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

10-

#### 関係会社および株式保有関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		株式保有関係のある会社	
	2025年12月 31日現在	2024年12月 31日現在	2025年12月 31日現在	2024年12月 31日現在
銀行に対する債権	69,237	73,563	0	0
顧客に対する債権	47,861	46,514	1	1
公社債およびその他の固定利付有価証券	36,247	36,237	57	3
銀行に対する負債	34,681	32,270	2	2
顧客に対する負債	22,617	23,494	5	6
証券形態の負債	0	0	0	0
劣後負債	827	600	0	0

ドイツ銀行AGの保有株式（20%以上の持分を保有する会社と、大企業に関しては議決権の5%超の持分を保有する会社を含む。）の完全なリストは注記35「保有株式」に記載されている。

11-  
信託業務

## 信託資産

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行に対する債権	3,061	4,053
顧客に対する債権	191	249
合計	3,252	4,302

## 信託負債

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行に対する負債	114	157
顧客に対する負債	3,138	4,145
合計	3,252	4,302

銀行に対する債権は主に、顧客の代理として第三者の銀行に預けた、顧客からの預金に関連している。顧客に対する債権は主に、開発銀行または公共機関が特定の目的のために資金提供した貸出金である。

12-  
固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

単位：百万ユーロ	取得 / 製造原価			減価償却 / 償却、評価減 および価値修正			帳簿価額	
	2025年 1月1日 現在残高	増加 / 振替	処分	累計額	このうち 当年度	このうち 処分	2025年 12月31日 現在残高	2024年 12月31日 現在残高
無形資産	12,738	1,666	7	10,369	1,166	4	4,028	3,629
自己開発無形資産	10,531	1,367 (注1)	6	8,264	1,104	3	3,629	3,466
購入した無形資産	1,492	107	1	1,392	54	1	205	152
のれん	715	191	0	712	8	0	194	11
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	4,250	520	125	2,992	249	122	1,653	1,708
土地および建物	158	0	0	130	1	0	28 (注2)	29
事務所用什器備品	4,092	392	125	2,862	248	122	1,497	1,417
建設仮勘定	0	128	0	0	0	0	128	262
リース資産	0	0	0	0	0	0	0	0

	増減		
参加持分	32		272 241
関係会社に対する投資	1,009 (注3)		32,692 31,683
短期金融市場商品	0		0 0
公社債およびその他の固 定利付有価証券	20,064		60,201 40,136
このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの	0		0 0
株式およびその他の変動 利付有価証券	0		0 0
このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの	0		0 0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用されている。在外支店における決算日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得 / 製造原価（2025年1月1日現在残高）ならびに減価償却 / 償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

（注1） 自己開発ソフトウェアに関連する自己開発無形資産の増加。

（注2） 土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。

（注3） 関係会社に対する投資は、10億ユーロ増加して327億ユーロとなった。この増加は、評価増（20億ユーロ）および資本注入（6億ユーロ）によるもので、外国為替換算によるマイナスの影響（13億ユーロ）、評価減（3億ユーロ）、資本の返済（1億ユーロ）および関係会社の参加持分への分類変更（1億ユーロ）により部分的に相殺された。

### 13- その他の資産

「その他の資産」92億ユーロは、主に、未収担保金（20億ユーロ）、税額控除（13億ユーロ）、排出量に関する証明書（12億ユーロ）および利益共同体契約による未収収益（742百万ユーロ）から構成されていた。

### 14- 前払費用および繰延収益

前払費用には、191百万ユーロのHGB第250条第3項に基づく負債に関する発行額と償還額の差額の割引が含まれていた。  
繰延収益には、57百万ユーロのHGB第340e条第2項に基づく割引が含まれていた。

### 15- 繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定のHGBの会計処理に基づく帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含まれる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。

2021年12月、経済協力開発機構（OECD）は、第2の柱のフレームワークに基づくグローバル税源浸食および利益移転防止規則を公表した。グローバル・ミニマム課税ルールまたは第2の柱ルールは、最終親会社であるドイツ銀行AGとともに2024年よりドイツ銀行に適用される。新しいHGB第274条第3項では、第2の柱モデルルールを適用することにより発生する繰延税金の会計処理に強制的な一時的例外規定が導入された。

2025年7月11日、ドイツ連邦議会は新たな税法（Gesetz für ein steuerliches Investitionssofortprogramm zur Stärkung des Wirtschaftsstandorts Deutschland）を可決した。2028年1月1日より、ドイツの法人税率は2032年までの5年間にわたり現行の15%から10%まで段階的に引き下げられる。2025年度において、ドイツにおけるドイツ銀行AGの事業に関連する繰延税金資産および負債のうち、2027年12月31日以降に解消すると見積られるものは、将来的に引き下げられる税率を反映して再測定された。当該再測定により、221百万ユーロの税金費用が発生した。

繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.8%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から33%の範囲内にある。

当報告期間において、合計48億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に計上された。これは主に、「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ニューヨーク支店およびロンドン支店によるものであった。これらの項目は主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

16-

## 負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	60,224	65,706
残存期間		
3ヶ月以内	19,322	22,291
3ヶ月超1年以内	19,733	23,114
1年超5年以内	7,441	8,115
5年超	13,728	12,186
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	36,754	33,151
残存期間		
3ヶ月以内	11,780	11,076
3ヶ月超1年以内	24,519	21,660
1年超5年以内	450	411
5年超	5	4
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	155,921	152,884
残存期間		
3ヶ月以内	93,579	93,056
3ヶ月超1年以内	46,609	38,969
1年超5年以内	9,318	14,305
5年超	6,414	6,554
証券形態のその他の負債	15,865	11,823
残存期間		
3ヶ月以内	2,856	6,117
3ヶ月超1年以内	12,829	5,492
1年超5年以内	181	213
5年超	0	0

発行された債券881億ユーロには、2026年度に期限を迎えるものが249億ユーロ含まれている。

17-

## 資産が担保に供されている負債

以下の負債に関して、表中に記載された金額の資産が担保に供されている。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
銀行に対する負債	10,583	12,677
顧客に対する負債	107	23
トレーディング負債	234	288
証券化負債	0	101
偶発負債	1,432	1,414
合計	12,356	14,503

18-  
その他の負債

「その他の負債」434億ユーロには、主に、認識中止の要件が満たされなかった負債（390億ユーロ）が含まれていた。

19-  
年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付額は、主に各従業員の報酬と勤続年数に基づいた金額となる。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
割引率	1.90%	1.78%
インフレ率	2.02%	2.03%
将来給与水準の名目上昇率	2.20%	2.22%
年金支給額の名目上昇率	2.02%	2.03%
死亡表 / 障害表	2025年修正後Richttafeln Heubeck 2018 G	2022年修正後Richttafeln Heubeck 2018 G

これらの確定給付の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。資産が債務を上回る積立超過は、貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVGのメンバーであるドイツの確定拠出制度においては、事業主の補足的責任により、給付支払およびその法的に要求される増加分がカバーされる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続年数や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、給付期限到来時に現金で資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
年金債務（財務諸表認識額）	9,616	9,889
7年平均割引率に基づく名目年金債務	9,390	9,784
割引率の差異により認識される利益	0	0
制度資産の公正価値	7,768	8,260
このうち：		
制度資産の取得原価	7,790	8,659
制度資産内の未実現利得合計	5	4
期末現在の積立超過（不足）額（純額）	-1,848	-1,629
制度資産（負債）（純額）	-1,848	-1,629
このうち：		
「年金制度に関連する積立超過の制度資産」認識額	6	5
「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	1,855	1,634

前年度と同様にHGB第253条第6項に従い評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。結果として生じた差異は、2025年12月31日現在マイナス227百万ユーロ（2024年度：マイナス105百万ユーロ）であった。この差異はマイナスであるため、配当制限条項に影響はない。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2025年度	2024年度
制度資産からの運用収益	-71	158
年金債務の割引の振戻しに係る利息費用	38	66
純利息収益（費用）	-109	92
このうち：「その他の営業収益」認識額	1	93
このうち：「その他の営業費用」認識額	-109	-1

## 20- その他の引当金

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
信用損失引当金	292	250
差し迫った損失に対する引当金	153	224
残りのその他の引当金	4,621	4,958
その他の引当金合計	5,067	5,432

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の報酬および手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。総額は、2025年度末現在35億ユーロ、2024年度末現在31億ユーロであった。

再編引当金は、再編活動から発生する。当行グループの戦略的改革は、中核事業に重きを置き、調整後コストを削減し、より迅速な意思決定と実行を可能とすることで、株主に対する持続可能なリターンの大幅な改善を目指している。これらの活動に対する引当金は、2025年度末現在129百万ユーロ、2024年度末現在205百万ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。このリスクに対する引当金は、2025年度末現在131百万ユーロ、2024年度末現在110百万ユーロであった。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。このリスクに対する引当金は、2025年度末現在356百万ユーロ、2024年度末現在859百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスク引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、個別の引当金区分として掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。このリスクに対する引当金は、2025年度末現在37百万ユーロ、2024年度末現在13百万ユーロであった。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失を含む。

その他の諸引当金は、2025年度末現在462百万ユーロ、2024年度末現在645百万ユーロであった。

## 賦課金および預金保護に係る取消不能支払コミットメント

当行は、単一破綻処理委員会（SRB）が管理する単一破綻処理基金（SRF）等の国際破綻処理当局または預金保護制度への拠出が要求されている。それらの一部は、現金または有価証券により担保される取消不能支払コミットメント（IPC）の形式で拠出される場合がある。当行は引き続き、当該差出担保の経済的な所有者である。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、SRFおよびドイツ預金保護基金による預金保護に基づく銀行税に関連するIPCは、2025年12月31日現在15億ユーロ（2024年12月31日現在：14億ユーロ）であった。このうち、10億ユーロ（2024年12月31日現在：10億ユーロ）のIPCがSRFに、5億ユーロ（2024年12月31日現在：4億ユーロ）がドイツ預金保護基金に関連していた。

2025年12月31日現在、担保総額は、現金担保10億ユーロ（その他の資産に表示されている。）および証券担保524百万ユーロ（2024年12月31日現在：それぞれ10億ユーロおよび481百万ユーロ）で構成されていた。現金担保10億ユーロの全額（2024年12月31日現在：10億ユーロ）がSRFに関連していた。

2025年11月、当行は、欧州連合司法裁判所が、当行に関係のない事案において、SRFに関連するIPCの取り扱いについて下した判決の影響を分析し、IPCが提供されているすべてのスキームについて、当行の財務諸表に重要性はないと結論付けた。これは潜在的支払い（すなわち、当行が銀行業のライセンスを返上する場合やIPCが行使される場合）の予想されるタイミングおよび関連する割引率に基づいている。

## 21-

## 劣後負債

契約上の劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から20年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後債権に対して劣後する。社債の条件に基づき、これらの資金の株式または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

## 10億ユーロ超の重要な劣後負債

通貨	金額単位：百万	種類	発行年度	表面金利	償還期限（注1）
ユーロ	1,250	無記名社債	2020年	5.625%	2031年5月19日
米ドル	1,250	無記名社債	2021年	3.729%	2032年1月14日
米ドル	1,250	無記名社債	2022年	3.742%	2033年1月7日
ユーロ	1,500	無記名社債	2022年	4.000%	2032年6月24日
米ドル	1,500	無記名社債	2023年	7.079%	2034年2月10日

（注1）社債の償還期限。社債には、規制当局による承認または税法の改正を条件とする一定の臨時繰上償還条項が付されている。

すべての契約上の劣後負債（92億ユーロ）に係る費用は総額250百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息192百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

さらに、当初の償還期限が1年を超え、かつ償還額または利息額が発行時の不確定な事象に依拠していない場合、一部の負債はドイツ銀行法第46f条第6項に基づき、法的に劣後している。2025年12月現在、これらの非優先負債の額は471億ユーロであった。

22-  
資本参加権

通貨	金額(単位:百万)	種類	発行年度	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	20	Dt. Postbank Namensgenussschein Nr. 032	2007年	5.250%	2026年12月31日

23-  
その他Tier 1 規制上の自己資本に係る金融商品

2025年12月31日現在、その他Tier 1 ノート(以下「AT1ノート」または「ノート」という。)は、前年度が122億ユーロであったのに対して118億ユーロであった。2025年度におけるノートに係る利息費用は合計809百万ユーロであり、これには、2025年度末現在の未払利息524百万ユーロが含まれており、その他の負債に計上されている。

AT1ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から次の金利再設定日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートには、単独かつ絶対的な裁量権でいかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止することをドイツ銀行に求める可能性、またはこれをドイツ銀行に認める条項を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートには償還期限がなく、ドイツ銀行が、その自由裁量で、それぞれの次回繰上償還日およびその後定められた繰上償還日にまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部(ただし、一部は不可。)を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面金額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

## 2025年12月31日現在のAT1 ノートの残高

通貨	金額 (単位:百万)	種類	発行年度	表面金利	次回の繰上償還日
英ポンド	650	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2014年	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2014年	8.130%	2030年4月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2021年	4.625%	2027年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2021年	4.500%	2026年11月30日
ユーロ	750	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2022年	6.750%	2028年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2022年	10.000%	2027年11月30日
ユーロ	1,500	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2024年	8.125%	2029年10月30日
ユーロ	1,500	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2024年	7.375%	2031年10月30日
ユーロ	1,500	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2025年	7.125%	2030年10月30日
ユーロ	1,000	無期限非累積型固定(金利リセット型) / その他Tier 1 ノート	2025年	6.750%	2034年10月30日

24-  
外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で4,868億ユーロ相当額、負債総額は3,675億ユーロ相当額であった。

25-  
株主資本

## 自己株式

当行または当行の関係会社は、2025年度中に、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式を保有も取得もしなかった（トレーディング目的）。

当行は、2025年5月22日の株主総会（2030年4月30日まで有効）および2024年5月16日の株主総会（2029年4月30日まで有効）において、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に基づき、ドイツ株式会社法第237条、238条および239条による自己株式の引出しを含む自己株式の購入が承認された。各売買取引について、それぞれの制限（普通株式総数の10%まで）が遵守されていた。

さらに、2025年5月22日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に対し、決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

ドイツ株式会社法第71条第1項第8号によるドイツ銀行AGおよびその関係会社の保有高は7,705,713株（株式資本の0.4%）であった。2025年12月31日現在、ドイツ銀行株式14,039,169株（2024年度末：16,385,675株）、すなわち株主資本の0.73%（2024年度末：0.82%）が、当行またはその関係会社に、担保として差し入れられていた。

## 引受済、授權および条件付資本金の変動

2025年度に84,122,616株が消却されて以降、当行の引受済資本金は記名式無額面株式1,910,578,977株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2025年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,902,873,264株（2024年度末：1,945,125,755株）となった。当報告期間の平均社外流通株式数は1,882,201,193株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金 (注1)	授權資本金	条件付資本金 (未利用)
2024年12月31日現在残高	5,106,436,078.08	2,560,000,000.00	0
2024年5月16日付株主総会の決議による消却	-215,353,896.96	0	0
2025年5月22日付株主総会の決議による消却	0	-2,560,000,000.00	0
2025年5月22日付株主総会の決議による増加	0	2,493,000,000.00	0
2025年12月31日現在残高	4,891,082,181.12	2,493,000,000.00	0

(注1) 自己株式の名目価値を含む。

授權資本金に関する詳細は、本書に含まれる統合マネジメント・レポート「ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報」に記載されている。

## 株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2024年12月31日現在		44,884
株式の消却		
- 引受済資本金の変動		-215
- 資本準備金の変動		214
- 利益剰余金の変動		-1,675
2025年度中の配当		-1,315
前年度の配当可能利益の利益剰余金への繰入		-800
残りの前期繰越利益		-143
自己株式の変動による影響		
- 自己株式の名目価値の変動	107	
- 取得原価の変動	420	
- 実現純利得（トレーディング以外）	65	
- 実現損益（トレーディング）	0	
- 実現純損失（トレーディング以外）	0	592
株主総会での決議による利益剰余金の増加		800
純利益の処分に係る利益剰余金の増加		2,750
2025年度の配当可能利益		3,577
2025年12月31日現在残高		48,669

利益剰余金の増加28億ユーロを考慮した2025年12月31日現在の残りの配当可能利益は36億ユーロであった。当行は株主に対し、1株当たり1.00ユーロの配当金を支払い、15億ユーロを利益剰余金に追加計上し、残りの配当可能利益を次期へ繰越す旨を年次株主総会で提案する予定である。

## オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランスで表示するかまたは引当金として認識するかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、受け入れた現金担保の金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能な義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失リスクについて評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間中を通じて定期的に評価を行っている。一定の状況において、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、引当金として計上されている。

### 取消不能貸出コミットメント

2025年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,686億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,663億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行が取り消しできない同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、貸借対照表に計上された受入担保金および引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、予想される引き出しによる損失の兆候が十分に示される場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成するために設立された特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保证券市場およびその他の資産担保证券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2025年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付または配当に重要な影響を及ぼさなかった。

## 偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、請求が行われるかどうか、いつ、どの程度の請求が行われるかについて詳細を知ることができない。信用リスクの監視を行った結果、予想される引き出しによる損失の兆候が十分に示される場合には、引当金を設定する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（貸借対照表に計上された現金担保および引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表していない。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
保証	61,802	57,248
信用状	3,667	3,956
信用負債	7,747	7,848
合計	73,216	69,052

## 27-

## その他の契約債務

## 購入契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2025年12月31日現在合計35億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび与信管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産にリソースを投資しない場合にも利益が得られるため、所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2025年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は44億ユーロであり、契約満了までの残存期間は最長23年となっていた。

## その他の偶発事象

2025年12月31日現在、未償却の繰延変動報酬費用の総額は587百万ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2025年度末現在で200百万ユーロとなり、うち150百万ユーロは子会社に関連するものであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を保有または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されている清算機関に対する債務は、2025年12月31日現在で合計139億ユーロであった。

上記以外のその他の偶発負債は合計145百万ユーロであった。

## 損益計算書注記

28-  
市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益（ドイツ商法第340e条に基づくトレーディング関連特別準備金の繰入額247百万ユーロを除く。）ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日	2024年12月31日
ドイツ	28,954	40,029
欧州（ドイツを除く。）	19,573	26,872
米州	9,831	11,428
アフリカ/アジア/オーストラリア	6,277	6,560
合計	64,635	84,890

29-  
利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利（すなわち債権に係る利息費用）による13百万ユーロが含まれていた。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利（すなわち債務に係る利息収益）による12百万ユーロが含まれていた。

30-  
第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

31-  
その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」67億ユーロには主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益56億ユーロが含まれている。

「その他の営業費用」65億ユーロには主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益50億ユーロが含まれている。

32-  
特別損益

特別利益2百万ユーロ（2024年度：88百万ユーロ）は主に、再編引当金の戻入を反映するものであった。

特別損失10百万ユーロ（2024年度：91百万ユーロ）は再編引当金の繰入費用を反映するものであった。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス8百万ユーロであった（2024年度：マイナス4百万ユーロ）。

33-  
税金

2025年度において、当行は前年度の955百万ユーロの税金費用に対し、17億ユーロの税金費用を計上した。2025年度の税金費用および前年度の税金費用は主に非課税所得によるものであった。

グローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱の課税ルールが、ドイツ銀行AGを最終親事業体として、2024年度からドイツ銀行に適用された。当行は毎年、60近くの管轄区域におけるグループ企業のグローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱負債を決定することが求められる。管轄区域ごとに決定される第2の柱の詳細な計算については、暫定的な免除規定の下で一時的な免除が受けられる可能性がある。2024年度から2026年度の税務年度に適用されるこれらの免除規定は、当行がドイツの税務当局に毎年提出する国別の報告およびその他の特定の財務データを基準とする。第2の柱のルールの適用に関しての不確実性は残るものの、多くの国で更なる法制上の進展および解釈指針が期待されており、実施の取組みが進んでいる。当行は最善の努力を払い、2025年度の財政状態への影響の可能性を予想し、第2の柱に関連する3百万ユーロの当期税金費用を認識した（2024年度：3百万ユーロ）。この評価では、多くの質的および量的要因を考慮している。（1）ドイツ銀行の混合法定税率は、15%の最低税率よりも大幅に高く、（2）当行の事業に15%未満の法定税率を適用した国はわずかであり、さらに（3）直近で発表された国別の報告書の分析に基づくと、当行は事業を行うほとんどの管轄区域で移行免除規定に基づく免除資格を有すると予想される。

## 34-

## HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第253条第6項およびHGB第268条第8項に基づく、利益分配に関して考慮すべき金額を示している。配当可能な剰余金の合計額188億ユーロに配当可能利益36億ユーロを加算した金額は、2025年12月31日現在の制限金額の範囲内である。以下の個々のポジションには、該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
繰延税金資産	5,329	6,590
自己開発無形資産	3,125	2,997
年金債務引当金の割引に関連する評価の相違	0	0
制度資産に係る未実現利得	5	4
配当不能な金額合計	8,458	9,590

[次へ](#)

35-  
保有株式

33 20%超を保有する会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2025のページ。以下同様）

42 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

HGB第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（HGB第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。HGB第286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

（注1） 損益移転契約。年次損益は開示されていない。

（注2） 2024事業年度の自己資本および年次損益。2025事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。

（注3） サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。

（注4） HGB第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場

（注5） ゼネラル・パートナーシップ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
20%超を保有する会社						
1	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
4	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
5	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
6	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
7	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
8	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・アム・マイン		26.9	300.9	13.2
9	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
10	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
11	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
12	Ansbacher I S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
13	Ansbacher II S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
14	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
15	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		100.0		
16	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト・アム・マイン		30.0		
17	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
18	Benefit Trust GmbH	リュッツェン		100.0	6,278.9	19.5

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
--------	-----	-------	----	----------	--------------	------------

19	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
20	Better Payment Germany GmbH	ベルリン		100.0		
21	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	(注1)	100.0	1,161.3	0.0
22	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン	(注1)	100.0	1,800.6	-
23	BHW Holding GmbH	ハーメルン	(注1)	100.0	727.8	-
24	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
25	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		100.0		
26	Breaking Wave DB Limited	ロンドン		100.0	17.5	-0.7
27	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
28	Cardea Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
29	Carpathian Investments Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
30	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		100.0		
31	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ		100.0		
32	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ		67.6	44.7	-64.0
33	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		98.2		
34	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
35	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
36	Consumo Srl in Liquidazione	ミラノ		100.0		
37	D B Investments (GB) Limited	ロンドン	(注2)	100.0	574.7	38.8
38	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		100.0		
39	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
40	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
41	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
42	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール		100.0		
43	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク		100.0	5,990.8	66.1
44	DB Advisory Services S.A.S.	ボゴタ		100.0		
45	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		100.0		
46	DB Asset Finance I S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)	96.9	6.1	15.9
47	DB Asset Finance II S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)	96.9	6.1	11.2
48	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0	5,667.9	-
49	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0	530.2	0.0
50	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	マドリッド		100.0		
51	DB Commodity Financing Limited	ロンドン		100.0		
52	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
53	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		90.0		
54	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)	100.0	0.8	15.7
シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
55	DB Direkt GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0		

56	DB Finance International GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン	100.0		
57	DB Global Technology SRL	ブカレスト	100.0	63.1	16.1
58	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン	100.0		
59	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	100.0	1,787.6	45.8
60	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン	100.0	1,469.4	36.0
61	DB Internal Funding Limited	ロンドン	100.0	356.6	6.8
62	DB International (Asia) Limited	シンガポール	100.0	422.8	12.6
63	DB International Investments Limited (株 主による任意整理中)	ロンドン	100.0		
64	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール	100.0		
65	DB Investment Partners Limited	ロンドン	100.0	3.9	-6.9
66	DB Investment Services GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン (注1)	100.0	46.0	0.0
67	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン	100.0		
68	DB Management Support GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン	100.0		
69	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン	100.0	19.9	20.5
70	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港SAR	100.0		
71	DB Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア	100.0		
72	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール	100.0		
73	DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U.	マドリッド	100.0		
74	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン (注2)	100.0	68.1	-0.1
75	DB Placement, LLC	ウィルミントン	100.0		
76	DB Print GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン (注1)	100.0		
77	DB Re S.A.	ルクセンブルク	100.0		
78	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマーナ・ベイ	33.6		
79	DB Service Centre Limited	ダブリン	100.0		
80	DB Services (Jersey) Limited	セントヘリア	100.0		
81	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ	100.0		
82	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ	100.0		
83	DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l.	ルクセンブルク	100.0		
84	DB Trustee Services Limited	ロンドン	100.0		
85	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港SAR	100.0		
86	DB UK Bank Limited	ロンドン (注2)	100.0	752.0	21.9

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
87	DB UK Holdings Limited	ロンドン	(注2)	100.0	101.9	37.4
88	DB UK PCAM Holdings Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		100.0		
89	DB USA Corporation (サブグループ)	ウィルミントン	(注3)	100.0	11,329.9	873.9
90	-ABFS I Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
91	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
92	-Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
93	-Argent Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
94	-China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		85.0		
95	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
96	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
97	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
98	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
99	-DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
100	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
101	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
102	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		
103	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
104	-DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
105	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
106	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
107	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
108	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		
109	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
110	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
111	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
112	-DB USA Core Corporation	ウエストトレントン		100.0		
113	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
114	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
115	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
116	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
117	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ウィルミントン		100.0		
118	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
119	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
120	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
121	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
122	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
123	-Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
124	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
125	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
126	-German American Capital Corporation	ルーザービル=ティ モニアム		100.0		
127	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
128	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
129	-MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0		
130	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
131	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
132	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
133	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
134	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
135	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
136	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		
137	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
138	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	602.6	33.6
139	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	46.6	0.7
140	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン	(注1)	100.0		
141	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		84.0	48.6	1.0
142	DBCIBZ1 (任意整理中)	ジョージタウン		100.0		
143	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	(注2)	100.0	10.4	5.2
144	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	25.6	-13.2
145	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
146	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
147	DBRMSGP1	ジョージタウン	(注4) (注5)	100.0	404.5	18.5
148	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0	-0.9	3.4
149	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0		
150	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0	3.0	2.3
151	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
152	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
153	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		100.0		
154	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	303.7	36.4
155	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	10.4	0.1

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
156	Deutsche Australia Limited (サブグループ)	シドニー	(注2) (注3)	100.0	194.8	23.2
157	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
158	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
159	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	49.9	1.9
160	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	1,233.8	51.2
161	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	400.0	39.5
162	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	627.4	7.1
163	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		100.0		
164	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	155.7	66.2
165	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0	10.0	0.0
166	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		100.0	38.5	-19.8
167	Deutsche Bank Immobilien GmbH	ハーメルン	(注1)	100.0		
168	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	4,983.3	290.1
169	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	22.5	-2.2
170	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	540.1	-42.3
171	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		100.0		
172	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	419.7	42.1
173	Deutsche Bank S.p.A.	ミラノ		99.9	3,233.9	167.0
174	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal	マドリッド		100.0	1,139.9	53.8
175	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
176	Deutsche Colombia S.A.S. (整理中)	ボゴタ		100.0		
177	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
178	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	43.0	18.5
179	Deutsche Finance No. 2 Limited (任意整理中)	ジョージタウン		100.0		
180	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
181	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	16.0	1.1
182	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
183	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	99.8		
184	Deutsche Holdings (Grand Duchy)	ルクセンブルク		100.0	54.4	-
185	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	1,793.6	107.7
186	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	(注2)	100.0	450.1	21.3
187	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	(注2)	100.0	175.7	15.5
188	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	(注2)	100.0	234.3	22.4

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
189	Deutsche Holdings No. 4 Limited (株主による任意整理中)			100.0		
190	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	(注1)	100.0	26.5	0.0
191	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	100.7	25.5
192	Deutsche India Private Limited	ムンバイ		100.0	328.0	122.8
193	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited (整理中)	ダブリン		100.0		
194	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	107.7	4.8
195	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
196	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	149.5	69.4
197	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)	100.0	110.4	0.0
198	Deutsche New Zealand Limited (サブグループ)	オークランド	(注3)	100.0	1.0	0.0
199	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
200	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
201	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
202	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
203	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
204	Deutsche Oppenheim Family Office AG	ケルン	(注1)	100.0	206.6	0.0
205	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		100.0		
206	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0		
207	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0		
208	Deutsche Postbank Funding Trust I	ニューアーク		100.0		
209	Deutsche Postbank Funding Trust III	ニューアーク		100.0		
210	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0		
211	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
212	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
213	Deutsche Securities Asia Limited	香港SAR		100.0	102.8	1.6
214	Deutsche Securities Inc.	東京	(注2)	100.0	552.9	13.5
215	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0		
216	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	54.0	0.8
217	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社)	リヤド		100.0	71.2	-0.6
218	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0	131.9	5.5
219	Deutsche Services (CI) Limited	セントヘリア		100.0	191.0	3.6

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
220	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
221	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0		
222	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		100.0		
223	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	23.3	3.5
224	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
225	Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		100.0	5.8	2.1
226	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		
227	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ケルン		25.1	13.1	0.3
228	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト・アム・マイン		78.0		
229	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0		
230	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注1)	100.0		
231	Dolin Holdco SAS	パリ		100.0		
232	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
233	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
234	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
235	Dubonnet Courbevoie SCI	パリ		100.0		
236	Dubonnet Holdco SAS	パリ		100.0		
237	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)	98.0	5.4	6.1
238	DWS Alternatives France	パリ		100.0		
239	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		100.0	188.6	82.8
240	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0	19.5	-
241	DWS Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		100.0	13.9	1.0
242	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	98.3	336.4	-
243	DWS CH AG	チューリッヒ		100.0	20.6	4.8
244	DWS Consulting Shanghai Limited	上海		100.0		
245	DWS Corporate Management Beijing Limited	北京		100.0		
246	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0	31.8	5.5
247	DWS EREP Lux 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
248	DWS European Real Estate Partners S.C.A. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		99.9		
249	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		60.0	11.2	1.4

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
250	DWS Global Business Services Inc.	タギッグ・シティ		99.9		
251	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト・アム・マイン		79.5	7,877.2	496.8
252	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		100.0	34.4	-4.9
253	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	99.9	27.7	-
254	DWS India Private Limited	ムンバイ		100.0	16.4	5.6
255	DWS International GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0	86.3	-
256	DWS Investment GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0	393.6	-
257	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0	638.6	11.6
258	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		100.0	514.2	114.3
259	DWS Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
260	DWS Investments Hong Kong Limited	香港SAR		100.0	40.3	2.9
261	DWS Investments Japan Limited	東京		100.0	21.8	-
262	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		100.0	417.6	58.1
263	DWS Investments UK Limited	ロンドン		100.0	252.3	133.3
264	DWS Management GmbH	フランクフルト・アム・マイン		100.0		
265	DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP	ジョージタウン		26.3	45.8	4.0
266	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	99.9	52.7	-
267	DWS Service Company	ウィルミントン		100.0	4.3	-6.8
268	DWS Trust Company	コンコード		100.0	18.0	0.8
269	DWS USA Corporation	ウィルミントン		100.0	1,362.5	66.4
270	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		65.2		
271	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
272	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
273	Elm (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		98.0		
274	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
275	Erste Frankfurter Hoist GmbH i.L.	フランクフルト・アム・マイン		100.0		
276	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
277	Evroenergeiaki Anonymi Etaireia	アテネ		40.0		
278	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		100.0		
279	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		100.0		
280	Fir (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
281	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0		
282	FSDB Merchant Services GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン		49.0		
283	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
284	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &Part Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	ホンブルク		41.2		
285	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &Part Co. Dresden "Louisenstraße" KG	ホンブルク		30.6		
286	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &Part Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	ホンブルク		74.9		
287	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
288	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
289	GAHL Holdings LLC	ウィルミントン		100.0	4.3	4.3
290	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7	10.2	8.1
291	Global Tokenization Holdings Limited	ダブリン		33.3		
292	Glor Music Production GmbH & Co. KG	ロットアッハ=エー ガーン		29.5		
293	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	ロットアッハ=エー ガーン		28.6		
294	Greenheart (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
295	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ		40.1		
296	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		62.1		
297	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ		26.0		
298	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		78.7		
299	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		30.0	1,273.3	168.8
300	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.l.	ヨルク		24.3		
301	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
302	Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR	トロイスドルフ		20.7		
303	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ		90.0		
304	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ		39.0		
305	Immobilienfonds Bürohaus Leipzig Nordost eGbR	ミュンヘン		24.5		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
306	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ		28.9		
307	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II eGbR	ゲルゼンキルヘン		40.3		
308	Ingrid S.à r.l.	ルクセンブルク		23.8		
309	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
310	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0		
311	Isaac Newton S.à r.l.	カペレン		98.2	1.0	11.2
312	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
313	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbHケルン			100.0		
314	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キーウ		100.0	21.9	5.3
315	Jyogashima Godo Kaisha	東京		100.0		
316	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト・アム・マイン	(注1)	100.0		
317	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	17.0	0.4
318	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
319	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	(注1)	100.0		
320	KVD Singapore Pte. Ltd. (株主による任意清算シンガポール算中)			26.0		
321	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
322	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	23.5	2.3
323	LES Essex Crossing Holdings Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0		
324	LES Essex Crossing Investor LLC	ウィルミントン		100.0		
325	LES Essex Crossing Operating Holdings LLC	ウィルミントン		50.0		
326	LES Essex Crossing Parent LLC	ウィルミントン		100.0		
327	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
328	M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG	フランクフルト・アム・マイン		35.4	37.1	4.1
329	1800 M Chaperone Investor LLC	ウィルミントン		100.0		
330	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.l.	ハンブルク		39.0		
331	MEF I Manager, S. à r.l.	マンスバッハ		100.0		
332	MorgenFund GmbH	フランクフルト・アム・マイン		30.0	117.9	-19.6
333	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト・アム・マイン		100.0		
334	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト・アム・マイン		100.0		
335	2101 MS Investor LLC	ウィルミントン		100.0		
336	2101 MS LLC	ウィルミントン		50.0		
337	2101 MS Parent LLC	ウィルミントン		100.0		
338	2101 MS Property Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
339	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク		34.0		
340	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク		32.8		
341	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク		33.0		
342	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
343	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
344	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
345	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
346	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
347	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
348	norisbank GmbH	ボン	(注1)	100.0	433.9	-
349	North Coast Wind Energy Corp.	ポートムーディ		50.0		
350	Numis Corporation Limited	ロンドン	(注2)	100.0	69.5	-13.1
351	Numis Europe Limited (整理中)	ダブリン		100.0		
352	Numis Nominees (Client) Limited	ロンドン		100.0		
353	Numis Nominees Limited	ロンドン		100.0		
354	Numis Securities Limited	ロンドン		100.0		
355	OBP Beneficial Interest Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
356	OBP Parent Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
357	OBP Property Holdings LLC	ウィルミントン		20.6		
358	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
359	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0		
360	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	423.0	47.1
361	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
362	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
363	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		27.7		
364	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
365	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
366	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
367	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
368	Palma Topco Limited	セントヘリア		22.8		
369	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
370	PB Factoring GmbH	ボン	(注1)	100.0	92.6	-
371	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	(注1)	100.0	200.4	-

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
372	PEIF II SLP Feeder 2 LP	エジンバラ		100.0		
373	PEIF III SLP Feeder 2, SCSp	セニンガ-ベルク		100.0		
374	PEIF IV SLP DWS Feeder 2, SCSp	セニンガ-ベルク		100.0		
375	PEIF IV SLP DWS Feeder, SCSp	セニンガ-ベルク		100.0		
376	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
377	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
378	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
379	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
380	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
381	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
382	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ		95.0		
383	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
384	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
385	Postbank Direkt GmbH	ボン	(注1)	100.0	15.9	-
386	Postbank Filialvertrieb AG	ボン	(注1)	100.0	37.1	-
387	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン	(注1)	100.0	44.7	-
388	Postbank Leasing GmbH	ボン	(注1)	100.0		
389	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
390	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
391	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
392	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
393	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
394	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		99.0		
395	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
396	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
397	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
398	REDUS DTHG, LLC	ウィルミントン		49.9		
399	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
400	Rongde (Beijing) Asset Management Company Limited	北京		40.7	60.0	-316.5
401	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
402	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0	231.6	47.1
403	RREEF Core Plus Residential Fund LP	ウィルミントン		26.9		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
404	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
405	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
406	RREEF Fund Holding LLC	ウィルミントン		100.0	119.3	6.8
407	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0	-23.6	7.1
408	RREEF Pan-European Infrastructure Two Lux S.à r.l.	ルクセンブルグ		99.9		
409	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
410	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0	14.6	1.9
411	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
412	SANCTOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
413	SANDIX Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
414	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
415	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
416	SCANDO Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
417	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		33.2		
418	SCITOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
419	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
420	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
421	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
422	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
423	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
424	SGI SLP Feeder SCSp	セニンガーベルク		57.6		
425	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
426	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
427	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
428	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
429	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
430	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
431	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
432	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
433	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアノ		100.0		
434	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
435	SOSPITA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
436	SPV I Sociedad Anónima Cerrada	リマ		99.9		
437	SPV II Sociedad Anónima Cerrada	リマ		99.8		
438	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
439	STAGIRA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
440	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9	5.2	3.4
441	Stelvio Immobiliare S.r.l.	ボルツァーノ		100.0		
442	Sunrise Turnaround Partners G.K.	東京		100.0		
443	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
444	300 SW Parent LLC	ウィルミントン		100.0		
445	300 SW Property Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
446	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH i.L.	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0		
447	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0		
448	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
449	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
450	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
451	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0		
452	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
453	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
454	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
455	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
456	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
457	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
458	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
459	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
460	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0		
461	TRIPLA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
462	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		99.9		
463	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
464	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
465	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
466	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
467	Volbroker.com Limited	ロッチフォード		22.5	8.6	3.4
468	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン	(注1)	100.0	41.3	-
469	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト・ア ム・マイン		100.0	196.0	20.5
470	5353 WHMR LLC	ウィルミントン		100.0		
471	XENTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
472	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
473	ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
474	ZARGUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
475	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
476	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
477	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト・ア ム・マイン		25.0		
478	ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
479	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	129.1	-8.0
480	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
481	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
482	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
483	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
484	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
485	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
486	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
487	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		25.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
488	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム			8.5	
489	Bürgschaftsbank Hamburg GmbH	ハンブルク			8.7	
490	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュウェリーン			8.4	
491	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン			6.3	
492	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク			8.1	
493	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール			5.6	
494	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト			8.7	
495	Latitude Group Holdings Limited	メルボルン			16.5	
496	MTS S.p.A.	ローマ			5.0	
497	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ			9.0	
498	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン			6.0	
499	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン			8.0	
500	Yensai.com Co., Ltd.	東京			7.8	

[次へ](#)

その他の情報

36-  
 支援宣言

ドイツ銀行AGIは、政治リスクの場合を除き、以下の子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

D B Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Holdings (Grand Duchy) (ルクセンブルク)
DB International (Asia) Limited (シンガポール)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	
DEUTSCHE BANK A. . (イスタンブール)	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa (メキシコ)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	ドイツ証券株式会社 (東京)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社) (リヤド)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルク)	norisbank GmbH (ボン)
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU (キーウ)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)	000 “Deutsche Bank” (モスクワ)
Deutsche Bank S.A. – Banco Alemão (サンパウロ)	Deutsche Oppenheim Family Office AG (ケルン)
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド)	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft (ハーメルン)
Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)	PB Factoring GmbH (ボン)
Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)	
Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)	

37-

## ファンドブリーフ法第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。これらの開示には、2025年12月31日現在、ドイツ銀行AGが保有している抵当ファンドブリーフ債の情報が含まれている。2025年度末に、ドイツ銀行AGによる公共ファンドブリーフ債の発行は中止された。したがってこれらの発行に係る情報は前年度のみの表示となっている。

総合的エクスポージャー（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号）

抵当ファンドブリーフ債（\*）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在				
	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレス・シナリオ (注3)	現在価値 - 低金利ストレス・シナリオ (注3)	現在価値 - 最悪の金利およびFXレートストレス・シナリオ (注3)
抵当ファンドブリーフ債	13,490	13,297	12,270	14,600	12,270
担保資産	16,442	15,370	13,337	17,962	13,337
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	14,999	14,077	12,219	16,453	12,219
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第2a号および第2b号による担保資産	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第3a号から第3c号による担保資産 (注1)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第4号による担保資産 (注2)	1,443	1,292	1,118	1,508	1,118
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	10.70	9.72	9.11	10.33	9.11
担保超過額	2,953	2,073	1,067	3,362	1,067
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	21.89	15.59	8.69	23.02	8.69
法定の割合による	567	519	465	588	465
契約上の割合による	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
任意の割合による	2,386	1,554	601	2773,6	601,3

(\*) ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号による。

(注1) ファンドブリーフ法第4条第1項第3文第2a号における担保資産を含む。

(注2) ファンドブリーフ法第4条第1項第3文第1号における担保資産を含む。

(注3) ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号による静的アプローチ。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ (注3)	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ (注3)	現在価値 - 最悪の金利および FXレートストレ ス・シナリオ (注3)
抵当ファンドブリーフ債	12,938.5	12,947.9	11,762.8	14,411.5	11,762.8
担保資産	15,146.3	14,607.9	12,616.9	17,182.9	12,616.9
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	14,413.3	13,927.7	12,032.3	16,384.0	12,032.3
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第2a号および第2b号による担保資産	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第3a号から第3c号による担保資産(注1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第4号による担保資産(注2)	733.0	680.3	584.6	798.9	584.6
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	5.7	5.3	5.0	5.5	5.0
担保超過額	2,207.8	1,660.0	854.1	2,771.4	854.1
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	17.10	12.80	0.00	19.20	7.30
法定の割合による	537.9	509.1	451.3	582.4	451.3
契約上の割合による	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
任意の割合による	1,669.9	1,150.9	402.8	2,189.0	402.8

(\*) ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号による。

(注1) ファンドブリーフ法第4条第1項第3文第2a号における担保資産を含む。

(注2) ファンドブリーフ法第4条第1項第3文第1号における担保資産を含む。

(注3) ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号による静的アプローチ。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権、ならびにファンドブリーフ法に基づく公社債およびその他の固定利付有価証券である。

公共ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ	名目価値		正味 現在価値		リスク調整 後の正味 現在価値 (注1)	
	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
	公共ファンドブリーフ債	0.0	90.0	0.0	95.5	0.0
担保資産	0.0	122.0	0.0	113.9	0.0	113.9
このうち、デリバティブ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
超過担保額	0.0	32.0	0.0	18.4	0.0	18.4
公共ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	0.0	35.6	0.0	19.3	0.0	17.2
法定の割合による	0.0	3.8	0.0	3.6	0.0	3.6
契約上の割合による	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
任意の割合による	0.0	28.2	0.0	14.8	0.0	14.8

(注1) ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号による静的アプローチ。

期限プロファイル (ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第4号)

抵当ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳

抵当ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ	ファンドブリーフ債残高の期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
6ヶ月未満	1,526.0	255.0	481.9	577.9
6ヶ月から12ヶ月	625.0	557.0	307.6	346.3
12ヶ月から18ヶ月	621.0	1,506.0	314.0	311.1
18ヶ月から2年	2,227.0	625.0	377.6	324.2
2年から3年	1,532.0	2,848.0	878.9	768.2
3年から4年	1,240.0	1,532.0	1,366.3	940.7
4年から5年	1,125.0	1,240.0	1,233.3	1,293.3
5年から10年	2,528.0	2,598.0	6,518.6	5,780.3
10年超	2,065.5	1,777.5	4,964.0	4,804.4
合計	13,489.5	12,938.5	16,442.2	15,146.4

公共ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳

公共ファンドブリーフ債

	ファンドブリーフ債残高の期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2025年 12月31日現在	2024年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
6ヶ月未満	0.0	0.0	0.0	10.0
6ヶ月から12ヶ月	0.0	58.5	0.0	40.0
12ヶ月から18ヶ月	0.0	0.0	0.0	0.0
18ヶ月から2年	0.0	0.0	0.0	0.0
2年から3年	0.0	8.5	0.0	0.0
3年から4年	0.0	0.0	0.0	0.0
4年から5年	0.0	0.0	0.0	0.0
5年から10年	0.0	55.0	0.0	40.0
10年超	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	0.0	122.0	0.0	90.0

12ヶ月延長条項付きの期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第5号）

抵当ファンドブリーフ債

	延長後期限（12ヶ月）	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
単位：百万ユーロ		
6ヶ月未満	0.0	0.0
6ヶ月から12ヶ月	0.0	0.0
12ヶ月から18ヶ月	1,526.0	255.0
18ヶ月から2年	625.0	557.0
2年から3年	2,848.0	2,131.0
3年から4年	1,532.0	2,848.0
4年から5年	1,240.0	1,532.0
5年から10年	3,543.0	3,682.0
10年超	2,175.5	1,933.5
合計	13,489.5	12,938.5

公共ファンドブリーフ債

	延長後期限（12ヶ月）	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
単位：百万ユーロ		
6ヶ月未満	0.0	0.0
6ヶ月から12ヶ月	0.0	0.0
12ヶ月から18ヶ月	0.0	10.0
18ヶ月から2年	0.0	40.0
2年から3年	0.0	0.0
3年から4年	0.0	0.0
4年から5年	0.0	0.0
5年から10年	0.0	40.0
10年超	0.0	0.0
合計	0.0	90.0

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第7号）

2025年12月31日および2024年12月31日現在、担保プールにデリバティブはなかった。

担保資産の名目価値（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額150億ユーロ（2024年度：144億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ未満の担保資産は121億ユーロ（2024年度：115億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロから1百万ユーロの担保資産は23億ユーロ（2024年度：23億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロから10百万ユーロの担保資産は532百万ユーロ（2024年度：604百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2024年度：0百万ユーロ）であった。

ファンドブリーフ債の国別／登記上の本社所在地別の追加的担保資産（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第8号、第9号、第11号および第12号）

2025年12月31日および2024年12月31日現在、ファンドブリーフ債の追加的担保資産はなかった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

抵当ファンドブリーフ債

2025年12月 31日現在		住宅用				商業用						
単位：百万 ユーロ	集合 住宅	戸建 住宅	複数世 帯住宅	その他	合計	事務所 用建物	小売用 建物	工業用 建物	その他 の商業 用建物	合計	建物用 の土地	合計
ドイツ	3,575	8,555	2,149	0	14,279	368	110	113	129	720	0	14,999
合計	3,575	8,555	2,149	0	14,279	368	110	113	129	720	0	14,999

2024年12月 31日現在		住宅用				商業用						
単位：百万 ユーロ	集合 住宅	戸建 住宅	複数世 帯住宅	その他	合計	事務所 用建物	小売用 建物	工業用 建物	その他 の商業 用建物	合計	建物用 の土地	合計
ドイツ	3,170	8,088	2,280	0	13,537	459	132	126	160	876	0	14,413
合計	3,170	8,088	2,280	0	13,537	459	132	126	160	876	0	14,413

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第2号）

2025年12月31日および2024年12月31日現在において、抵当ファンドブリーフ債を担保資産として用いた90日以上延滞している支払はなかった。

公共ファンドブリーフ債を担保資産として用いた支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第3項第3文第3号）

2025年12月31日および2024年12月31日現在において、公共ファンドブリーフ債を担保資産として用いた90日以上延滞している支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2025年度および2024年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2025年度および2024年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、担保プールの貸出金に対する利息の支払遅延はなかった。

## 流動性の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第6号）

## 抵当ファンドブリーフ債

単位：ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ファンドブリーフ法第4条第1a項第3文による翌180日間の1日当たりの最大合計流動性要件（注1）	-1,289,267,007	-218,073,437
第4条第1a項による担保（超過担保+中央銀行による信用の適格債券）	1,443,000,000	733,000,000

（注1）2025年度の1日当たりの最大合計流動性要件は2025年1月30日に示される（2024年度：2024年4月29日）。

## 公共ファンドブリーフ債

単位：ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
ファンドブリーフ法第4条第1a項第3文による翌180日間の1日当たりの最大合計流動性要件（注1）	0	-11,950,750
第4条第1a項による担保（超過担保+中央銀行による信用の適格債券）	0	8,500,000

（注1）2025年度の1日当たりの最大合計流動性要件は2025年4月14日に示される（2024年度：2024年4月12日）。

## 固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

## 抵当ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	名目価値	
	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	11,260	11,459
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（%）	83.47	89.00
固定金利担保資産	16,386	15,067
担保資産合計に対する割合（%）	99.66	99.00

## 通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

2025年12月31日および2024年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた外貨建てのモーゲージ貸出金はなかった。

## その他の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重平均LTV比率（注1）（%）	54.32	54.00
モーゲージ貸出金付与後の取引高加重平均経過年数（注2）	6.16	6.00
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国）（注3）	0.00	0.00
第19条第1項第7文による制限を超過する第19条第1項に基づく名目価値合計（注3）	0.00	0.00

（注1）ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第3号に基づく。

（注2）ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第4号に基づく。

（注3）ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第11号に基づく。

## 発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産の金額別内訳（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第3項第1号）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
10百万ユーロ以下	0.00	0.00
10百万ユーロから100百万ユーロ	0.00	113.50
100百万ユーロ超	0.00	0.00
合計	0.00	113.50

発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産（名目価値）の発行者別種類およびその登記上の所在地（国）（ファンドブリーフ法第28条第3項第2号）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在		2024年12月31日現在	
	所有	保証	所有	保証
<b>ドイツ</b>				
国	0.0	0.0	0.0	0.0
公共機関（regional）	0.0	0.0	0.0	0.0
公共機関（local）	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の債務者	0.0	0.0	0.0	0.0
ドイツ合計	0.0	0.0	0.0	0.0
輸出促進のために供された保証	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>オランダ</b>				
国	0.0	0.0	113.5	0.0
公共機関（regional）	0.0	0.0	0.0	0.0
公共機関（local）	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の債務者	0.0	0.0	0.0	0.0
オランダ合計	0.0	0.0	113.5	0.0
輸出促進のために供された保証	0.0	0.0	0.0	0.0
所有 / 保証の合計	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	0.0	0.0	113.5	0.0

発行済公共ファンドブリーフ債および担保資産の特性（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第13号および第14号）

単位：百万ユーロ	2025年12月31日現在	2024年12月31日現在
<b>固定金利の割合の比較</b>		
固定金利の公共ファンドブリーフ債（％）	0.00	100.00
固定金利の担保資産（％）	0.00	100.00
ファンドブリーフ法第6条による正味現在価値 - 外貨による現在価値の規則による正味現在価値（百万ユーロ）	0.00	0.00

## ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2025年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第33条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、ドイツ銀行は以下の株主を認識している。

BlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）は、2025年10月2日現在、当行株式の7.23%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2025年12月31日までにBlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）からの更なる報告は受けていない。

The Capital Group Companies, Inc.（ロサンゼルス、カリフォルニア州）は、2025年8月22日現在、当行株式の4.94%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2025年12月31日までにThe Capital Group Companies, Inc.（ロサンゼルス、カリフォルニア州）からの更なる報告は受けていない。

Paramount Service Holding Ltd. S.ÀR.L.（英領ヴァージン諸島）は、2023年1月25日現在、当行株式の4.54%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2025年12月31日までにParamount Service Holding Ltd. S.ÀR.L.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2025年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Amundi S.A.（パリ、フランス）は、2025年12月23日現在、当行株式の3.00%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2025年12月31日までにAmundi S.A.（パリ、フランス）からの更なる報告は受けていない。

39-

## 取締役および監査役の報酬

以下の表は取締役会メンバーおよびその遺族に対する報酬要素の一部を示している。

付与された株式報酬	2025年度	2024年度
関連する株価（単位：ユーロ）	30.53	20.01
付与 / 試算上報告された株式ユニット	1,116,294	1,683,651
このうち、前払い株式報酬ユニット	278,066	392,848
このうち、制限付株式報酬ユニット	59,785	9,385
このうち、試算上報告された株式ユニット	778,442 (注1)	1,281,418 (注2)
付与 / 試算上報告された株式報酬の価値（単位：ユーロ）	34,080,444	33,691,540
このうち、前払い株式報酬ユニット	8,489,361	7,861,281
このうち、制限付株式報酬ユニット	1,825,250	187,804
このうち、試算上報告された株式ユニット	23,765,833 (注1)	25,642,455 (注2)

(注1) 試算上報告された株式ユニットは、2025年度から2027年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2028年度に法的に付与される。

(注2) 試算上報告された株式ユニットは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2027年度に法的に付与される。

単位：ユーロ	2025年度	2024年度
元取締役に対する報酬総額	56,173,105	50,394,830
元取締役またはその遺族への支払	100,496,514	35,841,194
元取締役またはその遺族のための年金引当金	158,390,174	162,536,491

監査役会の報酬はドイツ銀行AGの定款の第14条に定められており、直近では2023年5月17日の株主総会の決議で修正された。2025年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は7,712,500ユーロ（2024年度：7,775,000ユーロ）であった。当行は監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。

2025年12月31日現在、取締役会メンバーおよび監査役会メンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、取締役会メンバーに対して57,873ユーロ（2024年度：52,119ユーロ）、監査役会メンバーに対して1,410,092ユーロ（2024年度：1,256,722ユーロ）であった。2025年度において、取締役会メンバーは3,201ユーロ（2024年度：0ユーロ）を返済し、監査役会メンバーは179,384ユーロ（2024年度：67,238ユーロ）を返済した。取締役会メンバーおよび監査役会メンバーへの貸出金は、市場の条件、または該当する場合、当行の従業員の多くに利用されるプログラムの条件で付与される。

取締役会および監査役会メンバーは、下記「取締役会」および「監査役会」の項に記載されている。

40-

## 従業員

当年度の常勤相当の平均従業員数は36,320名（2024年度：36,815名）で、このうち女性は15,726名（2024年度：15,866名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均13,219名（2024年度：13,309名）であった。

41-  
コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGの取締役会および監査役会は、2025年10月にドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守を宣言し、これをウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）上で永久的にアクセスできるようにした。

42-  
監査人が提供する監査以外の業務

ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの年次財務諸表の監査人であるEY GmbH & Co. KG監査法人（以下「EY」という。）から一定の監査関連業務の提供を受けている。

監査報酬は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する監査報酬であるが、EYが監査していないDWSおよびその子会社の監査報酬は含まれていない。監査関連報酬には、法令上または規制上要求されるその他の保証業務である、財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、スピノフ監査、合併監査のほか、内部管理目的の任意監査およびコンフォートレターの発行業務等の任意で実施される保証に係る報酬が含まれる。

ドイツ銀行AGの監査人に対して支払った報酬に関する情報は、当行グループの年次報告書に開示されている。

43-  
後発事象

報告日以降、当行の経営成績、財政状態および純資産に重大な影響を及ぼす重要な後発事象は発生しなかった。

## 経営組織

### 取締役会

2025年度における取締役会メンバーは以下のとおりである。

Christian Sewing  
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

James von Moltke  
プレジデント

Fabrizio Campelli

Marcus Chromik  
(2025年5月1日就任)

Bernd Leukert

Alexander von zur Mühlen

Laura Padovani

Claudio de Sanctis

Rebecca Short

Stefan Simon  
(2025年4月30日退任)

Olivier Vigneron  
(2025年5月19日退任)

監査役会

2025年度における監査役会は以下のメンバーで構成されていた。

加えて、監査役会メンバーの居住地を記載している。

Alexander Wynaendts  
- 会長  
ハーグ  
オランダ

Dr. Klaus Moosmayer  
(2025年5月22日就任)  
ミュールハイム  
ドイツ

Frank Schulze (\*)  
- 副会長  
ハーナウ  
ドイツ

Kirsty Roth  
(2025年5月22日就任)  
ヴォルララウ  
スイス

Professor Dr. Norbert Winkeljohann  
- 副会長  
オスナブリュック  
ドイツ

Gerlinde M. Siebert (\*)  
フランクフルト・アム・マイン  
ドイツ

Susanne Bleidt (\*)  
ベル  
ドイツ

Yngve Slyngstad  
オスロ  
ノルウェー

Mayree Clark  
ニュー・キャナン  
米国

Stephan Szukalski (\*)  
オーバー＝メルレン  
ドイツ

Jan Duscheck (\*)  
ベルリン  
ドイツ

John Thain  
ライ  
米国

Manja Eifert (\*)  
ベルリン  
ドイツ

Jürgen Tögel (\*)  
ホルガウ  
ドイツ

Claudia Fieber (\*)  
ベルリン  
ドイツ

Michele Trogni  
リバーサイド  
米国

Sigmar Gabriel  
ゴスラー  
ドイツ

Dr. Dagmar Valcárcel  
マドリッド  
スペイン

Florian Hagenmiller (\*)  
ケンプテン(アルゴイ)  
ドイツ

Dr. Theodor Weimer  
ヴィースバーデン  
ドイツ

Timo Heider (\*)  
エンマータール  
ドイツ

Frank Witter  
ブラウンシュヴァイク  
ドイツ

(\*) 従業員代表

## 監査役会の委員会

### 会長統括委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Timo Heider（\*）、Frank Schulze（\*）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

### 指名委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Mayree Clark、Timo Heider（\*）、Frank Schulze（\*）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

### 監査委員会

Frank Witter、委員長

Susanne Bleidt（\*）、Manja Eifert（\*）、Claudia Fieber（\*）、Sigmar Gabriel（2025年5月22日就任）、Dr. Klaus Moosmayer（2025年5月22日就任）、Gerlinde M. Siebert（\*）（2025年10月24日退任）、Stephan Szukalski（\*）（2025年10月24日就任）、Dr. Dagmar Valcárcel（2025年5月22日退任）、Dr. Theodor Weimer（2025年5月22日退任）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

### リスク委員会

Mayree Clark、委員長

Jan Duscheck（\*）、Claudia Fieber（2025年10月24日就任）、Timo Heider（2025年5月22日就任）、Dr. Klaus Moosmayer（2025年5月22日就任）、Gerlinde M. Siebert（\*）（2025年10月24日退任）、Stephan Szukalski（\*）、Michele Trogni、Professor Dr. Norbert Winkeljohann、Alexander Wynaendts

### 報酬管理委員会

Prof. Dr. Norbert Winkeljohann、委員長

Jan Duscheck（\*）、Timo Heider（\*）（2025年5月22日退任）、Dr. Klaus Moosmayer（2025年5月22日就任）、Frank Schulze（2025年5月22日就任）、Jürgen Tögel（\*）、Dr. Dagmar Valcárcel（2025年5月22日退任）、Alexander Wynaendts

### 戦略およびサステナビリティ委員会

John Alexander Thain、委員長

Mayree Clark、Claudia Fieber（\*）（2025年10月24日退任）、Florian Haggemiller（\*）、Frank Schulze（\*）、Gerlinde M. Siebert（\*）（2025年10月24日就任）、Yngve Slyngstad（2025年5月22日就任）、Jürgen Tögel（\*）、Michele Trogni（2025年5月22日退任）、Alexander Wynaendts

### テクノロジー、データおよびイノベーション委員会

Michele Trogni、委員長

Susanne Bleidt（\*）、Manja Eifert（\*）、Florian Haggemiller（\*）、Kirsty Roth（2025年5月22日就任）、Yngve Slyngstad（2025年5月22日退任）、Alexander Wynaendts

### 仲裁委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Timo Heider（\*）、Frank Schulze（\*）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

### 規制監視委員会（2025年5月22日解散）

Dr. Dagmar Valcárcel、委員長

Jan Duscheck（\*）、Sigmar Gabriel、Timo Heider（\*）、Stephan Szukalski（\*）、Alexander Wynaendts

（\*）従業員代表

## 職務のリスト

## 監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任および/または退任の日付を合わせて記載している。

2026年2月現在

2026年2月より前に退任した監査役会メンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役会メンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

監査役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Alexander Wynaendts	ドイツ銀行AG 監査役会会長	当行グループ外における職務	
		Air France-KLM Group S.A.	取締役会メンバー
		Puissance Holding B.V.	非執行取締役、会長 (2025年11月27日退任)、非執行取締役会メンバー(2025年11月28日就任)
		Uber Payments B.V.	非執行取締役、会長
		Uber Technologies, Inc.	取締役会メンバー
Susanne Bleidt	スタッフ・カウンシルのメンバー	当行グループ外における職務	
		Postbeamtenkrankenkasse	諮問委員会メンバー
		当行グループにおける職務	
		Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Mayree Clark	監査役会メンバー	当行グループ外における職務	
		Ally Financial, Inc.	取締役会メンバー
		Allvue Systems Holdings, Inc.	取締役会メンバー (2025年8月1日退任)
Jan Duscheck	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft (United Services Union)) National Working Group Banking責任者	当行グループ外における職務	
		NÜRNBERGER Beteiligungs-AG	監査役会メンバー (2025年3月4日就任)
Manja Eifert	スタッフ・カウンシルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Claudia Fieber	スタッフ・カウンシルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Sigmar Gabriel	旧連邦大臣	当行グループ外における職務	
		Heristo AG	監査役会メンバー
		Rheinmetall AG	監査役会メンバー (2025年5月13日就任)
		Siemens Energy AG	監査役会メンバー
		Siemens Energy Management GmbH	監査役会メンバー

監査役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Florian Hagenmiller	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft (United Services Union)) National Working Group Information and Communications Technology責任者	当行グループ外における職務	
		IBM Deutschland GmbH	監査役会メンバー
		IBM Central Holding GmbH	監査役会メンバー
Timo Heider	スタッフ・カウンシルのメンバー	当行グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会副会長
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse VVaG	監査役会副会長
Dr. Klaus Moosmayer (2025年5月22日就任)	監査役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Kirsty Roth (2025年5月22日就任)	Thomson Reuters Corporationの最高業務・テクノロジー責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Frank Schulze	ドイツ銀行AGの監査役会副会長、スタッフ・カウンシルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Gerlinde M. Siebert	ドイツ銀行AGガバナンスのグローバル責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Yngve Slyngstad	Aker Asset Management ASの最高経営責任者 (2025年6月30日退任)、ICP Asset Management ASの最高経営責任者(2025年6月1日就任)	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Stephan Szukalski	Deutscher Bankangestellten-Verband e.V. (DBV) (German Association of Bank Employees) – Gewerkschaft der Finanzdienstleister (Financial Services Providers Union) フェデラル・チェアマン	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
John Alexander Thain	監査役会メンバー	当行グループ外における職務	
		Aperture Investors LLC	取締役会メンバー
		Pine Island Capital Partners LLC	会長(2025年7月1日退任)
		Pine Island New Energy Partners	会長(2025年7月1日就任)
		Uber Technologies, Inc.	取締役会メンバー

監査役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Jürgen Tögel	スタッフ・カウンシルのメンバー	当行グループ外における職務	
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会メンバー
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役会メンバー
		当行グループにおける職務	
Michele Trogni	Zinnia Corporate Holdings, LLCの最高経営責任者(2025年12月退任)、Zinnia Corporate Holdings, LLCおよびEldridge Industries, LCCのシニア・アドバイザー(2026年1月1日就任)	当行グループ外における職務	
		Everly Life LLC	非執行取締役会メンバー
		Zinnia Corporate Holdings LLC	CEO兼取締役会会長(2025年12月31日退任)
		Dr. Dagmar Valcárcel (2025年5月22日退任)	監査役会メンバー
Dr. Theodor Weimer (2025年5月22日退任)	監査役会メンバー	amedes Holding GmbH	監査役会メンバー
		Antin Infrastructure Partners S.A.	取締役会メンバー
Professor Dr. Norbert Winkeljohann	ドイツ銀行AG 監査役会副会長、自身が経営するNorbert Winkeljohann Advisory & Investmentsのコーポレート・コンサルタント	当行グループ外における職務	
		Knorr Bremse AG	監査役会メンバー
		Bayer AG	監査役会会長
		Bohnenkamp AG	監査役会会長
		Georgsmarienhütte Holding GmbH	監査役会メンバー(2025年9月17日退任)
Frank Witter	監査役会メンバー	Sievert SE	監査役会会長
		当行グループ外における職務	
		CGI Inc.	取締役会メンバー(2026年1月28日退任)
		Traton SE	監査役会メンバー

## 取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任および/または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには（\*）の印が付けられている。

2026年2月現在

既に退任した取締役会メンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役会メンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

取締役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Christian Sewing	取締役会会長	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
James von Moltke	プレジデント	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Raja Akram (2026年1月1日就任)	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Fabrizio Campelli	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Dr. Marcus Chromik (2025年5月1日就任)	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Bernd Leukert	取締役会メンバー	Bertelsmann SE & Co.KGaA (*)	監査役会メンバー
Alexander von zur Mühlen	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Laura Padovani	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Claudio de Sanctis	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Rebecca Short	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Professor Dr. Stefan Simon (2025年4月30日退任)	取締役会メンバー	当行グループ外における職務	
		Leop.Krawinkel GmbH & Co. KG	諮問協議会会長
		The Clearing House Payments Company LLC	監査役会メンバー
Olivier Vigneron (2025年5月19日退任)	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	

## ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバー。

2025年12月31日現在

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Martin Ball	当行グループにおける職務	
	DWS Grundbesitz GmbH	監査役会メンバー
	norisbank GmbH	監査役会メンバー
Ina Bandemer	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会メンバー
Manuel Beermann	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会メンバー
Christian Berendes	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal	非執行取締役
Chris Bezuidenhout	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank A.S.	取締役会メンバー
Rüdiger Bronn	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役会メンバー
Thomas Buschmann	当行グループ外における職務	
	Carl Später GmbH	監査役会メンバー
Dr. Volker Büttner	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	監査役会会長
	Postbank Direkt GmbH	監査役会メンバー
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Isaure De-Vaumas	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
Dr. Michael Diederich	当行グループ外における職務	
	Allianz Lebensversicherungs-AG	監査役会メンバー
	EHRMANN SE	監査役会メンバー
	RAISIN SE	監査役会メンバー
	TÜV Süd AG	監査役会メンバー
Harald Eisenach	当行グループ外における職務	
	KOSTAL Industry Holding SE	監査役会メンバー
	KOSTAL Mobility Holding SE	監査役会メンバー
Tanja Engelbrecht	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
Sameen Farooqui	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank A.S.	取締役会メンバー
David Feldmann	当行グループ外における職務	
	Eurex Clearing AG	監査役会メンバー
Klaus Friedrich	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Jan-Philipp Gillmann	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal	監査役会メンバー
Ramesh Gopal	当行グループにおける職務	
	000 „Deutsche Bank “	監査役会メンバー
Carola Günther	当行グループ外における職務	
	BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	監査役会メンバー
	BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会メンバー
Dr. Matthias Hauser	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー
Sandra Heinrich	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会メンバー
Dr. Dominik Hennen	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会メンバー
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会会長
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会会長
Britta Hercher	当行グループ外における職務	
	Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	監査役会メンバー
Jennifer Hörl	当行グループにおける職務	
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会メンバー
Marissa Horvatin	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー
Borislav Ivanov	当行グループ外における職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会メンバー
	000 „Deutsche Bank “	監査役会メンバー
Salah Jaidah	当行グループ外における職務	
	Al Mahar Holding	非執行取締役会メンバー
	TechnoQ	非執行取締役
Atul Jain	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank A.S.	取締役会メンバー
Anke Kirn	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
Kerem Kozan	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank A.S.	取締役会メンバー
Jana Kubach	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
	Postbank Direkt GmbH	監査役会会長
Achim Kuhn	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会会長
Jörg Landsch	当行グループ外における職務	
	Symphony Communication Services LLC	非執行取締役
Jan-Michael Lange	当行グループ外における職務	
	Stadtwerke Solingen GmbH	監査役会メンバー
Ralf Leiber	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Anna Lucarelli	当行グループ外における職務	
	MTS Spa Mercato Telematico dei Titoli di Stato	非執行取締役
Paul Maley	当行グループ外における職務	
	The Clearing House Payments Company LLC	監査役会メンバー
Chandra Mallika	当行グループにおける職務	
	DB International (Asia) Limited	取締役会メンバー
	Deutsche India Private Limited	取締役会メンバー
Ole Matthiessen	当行グループ外における職務	
	S.W.I.F.T. SC	取締役会メンバー
	当行グループにおける職務	
Deutsche Bank (China) Co., Ltd.		取締役会メンバー
	Christinan Nolting	当行グループにおける職務
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal		非執行取締役
	Patrick O-Connell	当行グループにおける職務
DB International (Asia) Limited		取締役会メンバー
Kirsten Oppenländer	当行グループにおける職務	
	PCC Service GmbH der Deutschen Bank	監査役会会長
Dr. Gerald Podobnik	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
	Numis Corporation Limited	非執行取締役
	Numis Securities Limited	非執行取締役
Beaux Pontak	当行グループ外における職務	
	Latitude Group Holdings Limited	取締役会メンバー
Barbara Roerig	当行グループ外における職務	
	Theater + Philharmonie Essen GmbH	監査役会会長
Karsten Rusch	当行グループ外における職務	
	Postbank SICAV	諮問委員会メンバー
Florian Schauer	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Frank Scherlich	当行グループにおける職務	
	norisbank GmbH	監査役会メンバー
Andrea Schriber	当行グループにおける職務	
	Deutsche India Private Limited	取締役会メンバー
Kaushik Shaparia	当行グループにおける職務	
	Deutsche India Private Limited	取締役会メンバー
Marcin Siuda	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Jaishankar Srinivasan	当行グループにおける職務	
	DWS Investments Singapore Limited	取締役会メンバー
Thomas Stahl	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役会メンバー
Angela Stein	当行グループにおける職務	
	Postbank Direkt GmbH	監査役会メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Volker Steuer	当行グループ外における職務	
	BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
Dr. Meike Webler	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Daniela Weeth	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会メンバー
Dr. Jan Dirk Wiede	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
Juliane Zimbehl	当行グループにおける職務	
	Postbank Direkt GmbH	監査役会メンバー

フランクフルト・アム・マイン、2026年3月5日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

クリスティアン・ゼーヴィング  
(Christian Sewing)

ジェームス・フォン・モルトケ  
(James von Moltke)

ラジャ・アクラム  
(Raja Akram)

ファブリツィオ・カンペリ  
(Fabrizio Campelli)

マルクス・クロミク  
(Marcus Chromik)

ベルント・ロイケル  
(Bernd Leukert)

アレクサンダー・フォン・ツァ・  
ミューレン  
(Alexander von zur Mühlen)

ローラ・パドヴァーニ  
(Laura Padovani)

クラウディオ・デ・サンクティス  
(Claudio de Sanctis)

レベッカ・ショート  
(Rebecca Short)

## 取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、ドイツ銀行AGの財務諸表は、ドイツ銀行AGの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、当行グループのマネジメント・レポートに統合されているドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行AGの予想される発展に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、ドイツ銀行AGのその発展を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2026年3月5日

クリスティアン・ゼーヴィング  
(Christian Sewing)

ジェームス・フォン・モルトケ  
(James von Moltke)

ラジャ・アクラム  
(Raja Akram)

ファブリツィオ・カンペリ  
(Fabrizio Campelli)

マルクス・クロミク  
(Marcus Chromik)

ベルント・ロイケル  
(Bernd Leukert)

アレクサンダー・フォン・ツァ・  
ミューレン  
(Alexander von zur Mühlen)

ローラ・パドヴァーニ  
(Laura Padovani)

クラウディオ・デ・サンクティス  
(Claudio de Sanctis)

レベッカ・ショート  
(Rebecca Short)

## 2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表に対する注記を参照のこと。

## 3【その他】

### (1) 後発事象

本書の他の箇所に記載した内容以外に、2025年12月31日以降の当行グループの財務状況および営利状況における重要な変更はない。

### (2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記27を参照のこと。

#### 4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（ドイツ商法（HGB）第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

##### （1）一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

1) 「低価主義の原則」に基づき、無形資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原则は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
  - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記a. に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
  - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。
- 2) 「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3) 「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

##### （2）貸借対照表

###### 配列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

###### 評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行はすべて、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合等、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

### (3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

### (4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他すべての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

### (5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

## (6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

### 1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数値計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理等）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

### 2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含まれないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

### 3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIFRS第9号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

#### 4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

#### 5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

#### 6) 金融商品の分類および測定

IFRS第9号では、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することが要求される。

#### ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

償却原価で測定する金融資産：

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、下記7）で説明されている新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

金融負債：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

トレーディング負債の定義を満たさない一部の金融負債は、公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するためには、金融負債は以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- （1）指定により、測定または認識に生じる不整合が除去されるか、大幅に削減される
- （2）金融負債のグループが、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され、そのパフォーマンスが評価される

- (3) 金融商品に一つ以上の組込デリバティブが含まれている(ただし、(a)組込デリバティブが契約上必要とされるキャッシュ・フローを大幅に変更しない、または、(b)分離が禁止されていることがほとんど分析せずに明らかである場合を除く)

#### 金融資産の分類変更：

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券(「その他有価証券」)は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合等、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能(その他有価証券)から満期保有目的への分類変更は認められず、売却目的から売却可能(その他有価証券)への分類変更については、正当な理由がある限られた状況(トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売却目的として分類していた有価証券をすべて売却可能(その他有価証券)に分類変更することができる。)においてのみ認められている。

#### 7) 資産の減損

##### 非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額(正味売却価額と使用価値(資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

##### 金融資産の減損：

IFRS第9号において、減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。FVPLおよびFVOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損(損失評価引当金)の要求事項は適用されない。

IFRS第9号には、金融資産の減損について3つのステージのアプローチが含まれている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1: 12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2: 信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率(LTPD)に基づくECLの計算が必要となる。このステージでは、信用リスクの増

大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。

- ステージ3：信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率（PD）が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に純額ベースで分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式、関連会社株式およびその他有価証券のうち時価のある有価証券について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

## 8) ヘッジ会計

IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」は、ヘッジ会計の要件を修正しているが、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択も含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、IFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。

IAS第39号では、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引または確定約定が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらに、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等について

は、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

#### 9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### 10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

#### 11) 退職後給付（確定給付制度）

##### a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

##### b) 数理計算上の仮定

###### ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

###### ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

##### c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の純額は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

##### d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過

- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）  
日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

#### 12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、保証提供者が当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、純損益を通じて公正価値で測定する場合またはIFRS第17号「保険契約」に従い保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれかが大きい額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

#### 13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

#### 14) リース取引

IFRS第16号「リース」では、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めている。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースは借手によりオフバランスシートで会計処理され、リース料はリース期間にわたり費用として認識される。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、オペレーティング・リースの処理と同様に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

なお、日本においては、2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が公表された。当該基準では、IFRSと同様に、借手のリース取引をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類するのではなく、借手のすべてのリース取引について使用権資産およびリース負債が計上され、使用権資産から減価償却費が、リース負債から利息費用が計上されることになる。当該基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

#### 15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項、および金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項についての開示が求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

#### 16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」において、時価とは、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格をいうと定義されている。

#### 17) 財務諸表における表示及び開示

国際会計基準審議会（IASB）は、損益計算書の改善に焦点を当てた、財務諸表の表示および開示に関する新たな基準であるIFRS第18号を公表した。IFRS第18号では、以下に関連する主要な概念が導入されている。

- 損益計算書の構造
- 財務諸表外で報告される特定の損益に関連する業績指標（すなわち、経営者が定義した業績指標）について、財務諸表において要求される開示
- 基本財務諸表または注記に適用される集約および分解に関する原則の改善

IFRS第18号は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

日本では、業種により差異があるが一般原則としては、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益を段階利益として表示する。

## 第7【外国為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1. 日本における株式事務等の概要

#### (1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）から予め外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）またはその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を管理する。実質株主明細表には各実質株主の氏名および普通株式持株数が記載される。

#### (2) 株主に対する特典.....なし

#### (3) 株式の譲渡制限.....なし

#### (4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期 ..... 毎年12月31日

(ロ) 年次株主総会 ..... 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインまたは人口25万超のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。

(ハ) 基準日 ..... 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

(ニ) 株券の種類 ..... 無額面株式の1券種

(ホ) 株券に関する手数料... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設し、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ヘ) 通知 ..... 当行が株主に対して行う通知および通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関またはその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

(ト) 公告 ..... 日本においては公告は行わない。

### 2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

#### (1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。ただし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

#### (2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関またはその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

#### (3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨による他、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当 ……実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、上場株式（当行株式等）の配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、2014年1月1日から2047年12月31日までに支払いを受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以後に支払いを受ける配当については、20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（地方税については特別徴収）が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収および特別徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、非課税口座（すなわち、日本個人貯蓄口座（NISA））を開設することにより、当該上場株式等に係る配当について非課税措置を受けることができる。

日本の法人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、所得税のみ、2014年1月1日から2047年12月31日までに支払いを受ける配当については、15.315%、2048年1月1日以後に支払いを受ける配当については、15.15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

(ロ) 売買損益 ……当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、NISAを開設することにより、当該上場株式等に係る譲渡益について非課税措置を受けることができる。

(ハ) 相続税 ……当行株式を相続しまたは遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

ドイツでの課税上の取扱いについては、上記「第1 本国における法制等の概要 - 3 課税上の取扱い」の項を参照のこと。

## 第9【提出会社の参考情報】

## 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

## 2【その他の参考情報】

当該事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類および提出日は、以下のとおりである。

提出書類	提出年月日
1. 発行登録書（募集）および添付書類	2025年4月11日
2. 発行登録書（売出）および添付書類	2025年4月11日
3. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年4月30日
4. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年5月16日
5. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年5月21日
6. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年5月26日
7. 有価証券報告書および添付書類	2025年6月26日
8. 有価証券報告書の訂正報告書 （上記7.の有価証券報告書の訂正）	2025年6月26日
9. 訂正発行登録書 （上記1.の発行登録書（募集）の訂正）	2025年6月26日
10. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年6月26日
11. 有価証券届出書および添付書類	2025年8月15日
12. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年8月29日
13. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年9月12日
14. 半期報告書および添付書類	2025年9月26日
15. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年9月30日
16. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年10月17日
17. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年10月31日
18. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年10月31日
19. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年11月18日
20. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年11月18日
21. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年11月28日
22. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年11月28日
23. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年12月15日
24. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年12月15日
25. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年12月26日
26. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年12月26日
27. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2025年12月26日
28. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年1月20日
29. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年1月20日

30. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年1月20日
31. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年1月30日
32. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年1月30日
33. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年1月30日
34. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年2月17日
35. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年2月17日
36. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年2月17日
37. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年2月27日
38. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年2月27日
39. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年2月27日
40. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年3月16日
41. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年3月16日
42. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年3月16日
43. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年3月31日
44. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年4月10日
45. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年4月17日
46. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年4月28日
47. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年4月30日
48. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年4月30日
49. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年4月30日
50. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年5月13日
51. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年5月13日
52. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年5月13日
53. 訂正発行登録書 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年5月13日
54. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年5月15日
55. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年5月19日
56. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年5月19日
57. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年5月19日
58. 訂正発行登録書および添付書類 （上記2.の発行登録書（売出）の訂正）	2026年5月29日
59. 発行登録追補書類（売出）および添付書類	2026年6月16日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

( 訳文 )

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

### 意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)およびその子会社(グループ)の2025年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記(重要性がある会計方針の情報を含む。)から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)(訳注:以下「銀行」という。)の2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る、銀行のマネジメント・レポートと統合し作成されているグループ・マネジメント・レポートについても監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、グループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則」(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)の内容、またはドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。)の内容、またはグループ・マネジメント・レポートの「サステナビリティ・ステートメント」の項のドイツ商法第289b条および第315d条に基づく非財務報告書の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、国際会計基準審議会(IASB)が発行しEUによって採用されたIFRS会計基準およびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの商業上の法律による追加的要件に準拠しており、これらの要件に従って、グループの2025年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。当該グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合しており、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会およびリスクを適切に表示している。私たちは、上述のグループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則」(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、または上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容、または上述の非財務報告書については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

## 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法ならびにドイツの商業上および職業的専門家に係る法律と、社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA倫理規程）の要件に従い、グループ事業体から独立している。また、これらの要件およびIESBA倫理規程に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f）に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の根拠を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

## 連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

### 1. 活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴うレベル3の金融商品の評価

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴うレベル3の金融商品の公正価値を測定するために評価技法を使用している。2025年12月31日現在、グループは、公正価値で測定するレベル3の金融資産を258億ユーロ、金融負債を115億ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上されている。

活発な市場における取引価格がない関連するインプットを伴う金融商品には、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品では観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴うレベル3の金融商品の評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これを監査上の主要な検討事項とした。

#### 監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値およびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定プロセスに関する統制を理解し、その整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよびその他の金融商品のサンプルについて、公正価値の独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴うレベル3の金融商品の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記01および注記13に記載されている。

#### 2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

##### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、グループは66億ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち15億ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用された推定デフォルト確率（PD）の見積りは、過去の情報と、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）に基づいている。統計的手法を使用して、将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換している。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年PDカーブを導出する際の基礎となっている。

金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびマクロ経済の変数に影響を与えるその他のボラティリティ要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含める際の基礎となるインプットおよび仮定を調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると判断した。

##### 監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、予想信用損失モデル、予測手法、仮定およびインプットの経営陣による見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの導出方法を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたってこれらの調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

### 関連する開示の参照先

ステージ1およびステージ2に関するモデルベースの予想信用損失の計算およびその調整に含める将来予測的な情報に関する情報は、連結財務諸表に対する注記01および注記19に記載されている。

#### 3. 債務不履行に陥った米国の商業用不動産貸出金の予想信用損失

### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、グループはノンリコースの商業用不動産貸出金事業に関連した貸出金エクスポージャー306億ユーロおよび対応する引当金11億ユーロを認識していた。

債務不履行の識別および債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の算定には、特に借手の債務返済能力、将来キャッシュ・フローの見積り（担保権の実行により予想される収入を含む。）に関して、様々な仮定およびインプットの見積りが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは、特に米国に所在する商業用不動産に関して、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると判断した。

### 監査人の対応

私たちは、米国の商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは、信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

米国の商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行基準の適用を分析した。ステージ3に分類された貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を探索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、米国の商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った米国の商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

### 関連する開示の参照先

グループの商業用不動産貸出金事業に関する情報は、連結財務諸表に対する注記19および連結財務諸表の不可欠な一部であるリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「2025年度における重点事項」の「商業用不動産」（「信用リスク・エクスポージャー」の章）の項に記載されている。

#### 4. アセット・マネジメント現金生成単位ののれんの減損テスト

### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、グループは27億ユーロののれんを計上しており、これはすべてアセット・マネジメント現金生成単位（CGU）に割り当てられている。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測、および割引率の算出に用いられる資本資産価格モデルのインプット・パラメータに関する重要な仮定が設定されている。

アセット・マネジメントCGUののれんの減損テストは、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率により、高度な判断に基づくものであるため、これを監査上の主要な検討事項とした。

## 監査人の対応

私たちは、アセット・マネジメントCGUの利益予測の策定プロセスおよび回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、前年度からの仮定の変更に焦点を当てて、利益予測を分析した。私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離がないか評価するとともに、利益予測について経営陣が設定した仮定を外部の市場予想と比較することで、その整合性および妥当性を評価した。

さらに、割引率を、外部から入手可能な様々なデータと比較することで評価した。

アセット・マネジメントCGUの回収可能性に関して設定された上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

## 関連する開示の参照先

のれんの減損テストに関する情報は、連結財務諸表に対する注記01および注記23に記載されている。

### 5. 繰延税金資産の認識および測定

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、グループは59億ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得および繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な検討事項である。

## 監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの管轄区域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る際の基礎となる、承認された事業計画の要素を策定および配分するために使用された仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得を見積るために使用された主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に採用された見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

## 関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記01および注記34に記載されている。

### 6. 民事訴訟および規制執行に係る引当金および偶発負債

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、グループの民事訴訟および規制執行に係る引当金は13億ユーロ、偶発負債は9億ユーロであった。

グループは、グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において事業活動を行っている。引当金の認識および測定、または偶発負債の開示に関する見積りは、現在入手可能な情報ならびに様々な仮定および変数に基づいている。

民事訴訟および規制執行案件には固有の不確実性が存在するため、経済的リソースの流出に関して発生可能性を評価し、その額を見積る際に重要な判断が要求される。

一部の民事訴訟および規制執行案件に関する経済的リソースの流出の発生可能性および金額に関する経営陣の見積りには、かなりの主観が伴うため、これは監査上の主要な検討事項である。

#### 監査人の対応

私たちは、民事訴訟および規制執行に係る引当金の認識と測定および偶発負債の開示プロセスに関する経営陣による統制を理解し、その整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連事項のサンプルについて、経済的流出の発生可能性および金額（それぞれの事項について考慮された仮定および変数を含む。）に関する経営陣の評価を評価した。これらの手続には、法的解釈の対象となる判断の側面を詳述する内部および外部の法的分析の検査が含まれていた。また、主要なマネジメント委員会（取締役会を含む。）の議事録、および裁判手続、和解合意、規制当局からの問い合わせや調査報告書等の関連するやりとりも通読した。経営陣から提供された情報を評価するために、外部の法律顧問からやりとりを直接入手し、必要に応じて外部顧問に問い合わせを行った。

私たちは、内部の評価専門家を利用して、引当金の決定に用いられた関連事項の手法を評価し、また、該当する事項について、内部の法律専門家を利用して、経済的流出の発生可能性および引当金の認識額を評価した。

手続の結果、民事訴訟および規制執行に係る引当金の網羅性および正確性に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

法的引当金の測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記01および注記27に記載されている。

#### 7. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

##### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

グループの財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると判断した。

##### 監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスの付与および削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の再認証、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する権限が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### **関連する開示の参照先**

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

## その他記載内容

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ株式会社法第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに関する宣言（統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの一部である。）およびドイツ株式会社法第162条に基づく報酬報告書について責任を負っている。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- 上述の非財務報告書
- グループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（上述のリスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- 上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- 「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント」の項
- 「第8条に基づく表」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートの開示事項および私たちの監査報告書は含まれない。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、グループ・マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS会計基準およびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役は、グループの清算または事業停止の意図があるか、もしくははそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）についても責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

## 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、グループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、連結財務諸表および監査において得た知識と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、ならびに将来の発展の機会およびリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、また、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および当該グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスク（不正または誤謬によるかを問わず）を識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段について理解する。ただし、これは、グループの内部統制の整備状況および運用状況の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が採用した会計方針の適切性ならびに業務執行取締役によって行われた見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。

- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRS会計基準およびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見形成の基礎となるよう、グループ内の事業体または業務ユニットの財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するための連結財務諸表監査を計画し、実施する。私たちは、グループ監査のために実施される業務の指示、監督および査閲について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートの連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の根拠として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および根拠として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なる可能性があるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

## その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

### 意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche\_Bank\_AG\_KA+KLB\_ESEF-2025-12-31.xbri]に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これに基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QMS 1(2022年9月)）を適用している。

### ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

銀行の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、銀行の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

### ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の根拠となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の、このファイルの技術仕様に関する要件を満たしているかどうかを評価する。

- ESEF文書が、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。
- 決算日時点で有効な欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件に準拠したオンラインXBRL技術(iXBRL)によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全に機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

#### EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2025年5月22日付年次株主総会においてグループ監査人に選任され、2025年7月28日付で監査役会により任命された。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

#### その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

#### 当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、カルステン・ローターメル氏である。

エシュボルン/フランクフルト・アム・マイン、2026年3月9日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー  
監査法人

ローターメル 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]	シュライパー 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]
---------------------------------	---------------------------------

( ) 上記は、ドイツ語で作成された監査報告書原本の英訳の訳文として記載されたものである。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われているが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先する。

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

### Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2025, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, der Konzern-Gesamtergebnisrechnung, der Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 sowie dem Konzernanhang, einschließlich wesentlicher Informationen zu den Rechnungslegungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme der gesetzlichen Vertreter zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem sowie die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist, und den Inhalt der nichtfinanziellen Erklärung nach §§ 289b und 315d HGB im Abschnitt "Nachhaltigkeitserklärung" des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den vom International Accounting Standards Board (IASB) herausgegebenen IFRS Accounting Standards (im Folgenden "IFRS Accounting Standards"), wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2025 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu dem oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme der gesetzlichen Vertreter zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung und der oben genannten nichtfinanziellen Erklärung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 S. 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

## Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und dem International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) des International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code), wie er bei Abschlussprüfungen von Einheiten von öffentlichem Interesse einschlägig ist. Wir haben auch unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen und dem IESBA Code erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

## Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level 3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3- Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2025 hielt der Konzern zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 25,8 Mrd. bzw. EUR 11,5 Mrd. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden in den Bilanzposten "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte", "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Verbindlichkeiten" und "Zum beizulegenden Zeitwert über die sonstige erfolgsneutrale Eigenkapitalveränderung bewertete finanzielle Vermögenswerte" erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexere oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren wesentlichen Eingangsparametern verschafft. Dazu zählt die Beurteilung der Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

## 2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 6,6 Mrd., wovon sich EUR 1,5 Mrd. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z. B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten hinsichtlich deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiterer Ursachen für Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Variablen auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Eingangsparametern und Annahmen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund der signifikanten Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen, sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, sowie etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste, der Prognoseverfahren sowie der Annahmen und Eingangsparameter im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die vom Konzern verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate in den USA

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 belief sich das Kreditvolumen des Konzerns im Bereich regresslose Commercial Real Estate (CRE)-Finanzierungen auf EUR 30,6 Mrd. und die hierfür gebildete Risikovorsorge auf EUR 1,1 Mrd.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit verschiedenen Annahmen und Schätzungen zu Eingangsparametern, insbesondere hinsichtlich der Rückzahlungsfähigkeit des Kreditnehmers und Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, einschließlich erwarteter Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE, insbesondere für Gewerbeimmobilien in den USA, als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung und Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE in den USA verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft,

die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer bei CRE-Krediten in den USA verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen Cashflows aus den Krediten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Wir haben Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements untermauern oder widerlegen. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite in den USA stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite in den USA ergeben.

#### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft in den USA des Konzerns sind in Anhangangabe 19 des Anhangs zum Konzernabschluss sowie im Abschnitt "Gewerbeimmobilien" im Kapitel "Ausfallrisiko" (Schwerpunktbereiche im Jahr 2025) des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten, der ein integraler Bestandteil des Konzernabschlusses ist.

#### **4. Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittelgenerierende Einheit Asset Management**

##### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 wies der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2,7 Mrd. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet war.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und der Eingangsparameter des Capital Asset Pricing Model getroffen, aus dem der Diskontierungssatz abgeleitet wird.

Da die Beurteilung der Werthaltigkeit des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

##### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und der Diskontierung verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Ergebnisprognosen mit besonderem Fokus auf Veränderungen der Annahmen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierzu haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht und die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der vom Management getroffenen Annahmen in Bezug auf die Ergebnisprognosen beurteilt, indem wir diese mit den externen Markterwartungen verglichen haben.

Weiterhin haben wir durch einen Abgleich nachvollzogen, ob der Diskontierungssatz innerhalb der Bandbreite extern verfügbarer Daten liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung der ZGE Asset Management zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zugeordneten Geschäfts- oder Firmenwerts ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

### **5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 wies der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 5,9 Mrd. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit künftigen zu versteuernden Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern des IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Organschaften dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steuern zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerspezialisten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

### **6. Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 beliefen sich die Rückstellungen des Konzerns für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren auf EUR 1,3 Mrd. und die Eventualverbindlichkeiten auf EUR 0,9 Mrd.

Der Konzern bewegt sich in einem rechtlichen und regulatorischen Umfeld, das erhebliche Rechtsrisiken birgt. Die Schätzungen für Ansatz und Bewertung von Rückstellungen oder die Offenlegung von Eventualverbindlichkeiten basieren auf gegenwärtig verfügbaren Informationen und einer Vielzahl von Annahmen und Variablen.

Die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen erfordern wesentliche Ermessensentscheidungen, da zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren stets mit Unsicherheiten verbunden sind.

Da die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen bei ausgewählten zivilrechtlichen und aufsichtsbehördlichen Verfahren durch das Management in erheblichem Maße subjektiv ist, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen im Rahmen des Prozesses zur Erfassung und Bewertung von Rückstellungen bzw. zur Offenlegung von Eventualverbindlichkeiten für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Hierbei haben wir bei stichprobenhaft ausgewählten relevanten Sachverhalten die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen durch das Management, einschließlich der für den jeweiligen Sachverhalt zugrunde gelegten Annahmen und Variablen, beurteilt. Die entsprechenden Prüfungshandlungen umfassten die Einsichtnahme in interne und externe rechtliche Stellungnahmen, in denen die ermessensbehafteten Aspekte der rechtlichen Auslegung näher erläutert werden. Darüber hinaus nahmen wir eine Durchsicht der Protokolle wichtiger Sitzungen von Managementausschüssen (einschließlich des Vorstands) sowie des damit verbundenen Schriftverkehrs vor, z.B. zu Gerichtsverfahren, Vergleichsvereinbarungen, aufsichtlichen Untersuchungen und Untersuchungsberichten. Wir haben Auskünfte direkt von externen Rechtsberatern eingeholt, um die durch das Management bereitgestellten Informationen zu beurteilen, und haben bei Bedarf externe Rechtsanwälte befragt.

Wir haben interne Bewertungsspezialisten hinzugezogen, um die Bemessungsmethoden für die Rückstellungsbeträge in relevanten Sachverhalten zu beurteilen, sowie interne Rechtsexperten, um für ausgewählte Sachverhalte die Wahrscheinlichkeit eines Abflusses und die Höhe der gebildeten Rückstellung zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Vollständigkeit und Richtigkeit der Rückstellungen für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Bewertung von Rückstellungen für Rechtsfälle sind in den Anhangangaben 1 und 27 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

## **7. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen.

Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzernrechnungslegung haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im zusammengefassten Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

### **Sonstige Informationen**

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Vergütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die oben genannte nichtfinanzielle Erklärung,
- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme der gesetzlichen Vertreter zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die oben genannte zusammengefasste "Erklärung zur Unternehmensführung",

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses

Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:

- die Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 Satz 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 Satz 6 HGB,
- den Abschnitt "Deutsche Bank – Zusammenfassung der Konzernergebnisse",
- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",
- den Vergütungsbericht,
- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB",
- den Abschnitt "Artikel 8 Tabellen" und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen",

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

## Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d. h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

## Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen des Konzerns bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Konzernabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung

der IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;

- planen wir die Konzernabschlussprüfung und führen sie durch, um ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftsbereiche innerhalb des Konzerns einzuholen als Grundlage für die Bildung der Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Beaufsichtigung und Durchsicht der für Zwecke der Konzernabschlussprüfung durchgeführten Prüfungstätigkeiten. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche\_Bank\_AG\_KA+KLB\_ESEF-2025-12-31.xbri enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

#### Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen des IDW Qualitätsmanagementstandards: Anforderungen an das Qualitätsmanagement in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QMS 1 (09.2022)) angewendet.

#### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

#### Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d. h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 22. Mai 2025 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 28. Juli 2025 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Sonstiger Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Carsten Rothermel.

Eschborn/Frankfurt am Main, 9. März 2026

EY GmbH & Co. KG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Rothermel

Schreiber

Wirtschaftsprüfer

Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

( 訳文 )

## 独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

### 意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)(傘下の支店とともに、ISA [DE] 600(改訂)で定義されるグループを構成する。)(注記:以下「銀行」という。)の2025年12月31日現在の貸借対照表および2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに年次財務諸表に対する注記(注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。)から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートに統合されている銀行のマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「リスク管理原則」(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)の内容、またはドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該マネジメント・レポートの一部である。)の内容、またはグループ・マネジメント・レポートの「サステナビリティ・ステートメント」の項のドイツ商法第289b条および第315d条に基づく非財務報告書の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、銀行に適用されるドイツの商業上の法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の2025年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として銀行の状況に関する適切な概観を示している。当該マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性しており、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会およびリスクを適切に表示している。私たちは、上述のマネジメント・レポートの「リスク管理原則」(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、または上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容、または上述の非財務報告書については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則(No 537/2014、以下「EU監査規則」という。)に準拠し、またドイツ経済監査士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法ならびにドイツの商業上および職業的専門家に係る法律と、社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(IESBA倫理規程)の要件に従い、銀行から独立している。また、これらの要件およびIESBA倫理規程に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の根拠を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

## 年次財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

### 1. 活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴う金融商品の評価

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴う金融商品の公正価値を測定するために評価技法を使用している。2025年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を3,182億ユーロ、トレーディング負債を2,410億ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない関連するインプットを伴う金融商品には、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品では観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴う金融商品の評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これを監査上の主要な検討事項とした。

#### 監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値およびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定プロセスに関する統制を理解し、その整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよびその他の金融商品のサンプルについて、公正価値の独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない関連するインプットを伴う金融商品の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

### 2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW会計原則BFA 7の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用された推定デフォルト確率（PD）の見積りは、過去の情報と、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）に基づいている。統計的手法を使用して、将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換している。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年PDカーブを導出する際の基礎となっている。

金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびマクロ経済の変数に影響を与えるその他のボラティリティ要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含める際の基礎となるインプットおよび仮定を調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると判断した。

### 監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況の評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、予想信用損失モデル、予測手法、仮定およびインプットの経営陣による見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの導出方法を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたってこれらの調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

### 関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

### 3. 債務不履行に陥った米国の商業用不動産貸出金の予想信用損失

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW会計原則BFA 7の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

債務不履行の識別および債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の算定には、特に借手の債務返済能力、将来キャッシュ・フローの見積り（担保権の実行により予想される収入を含む。）に関して、様々な仮定およびインプットの見積りが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは、特に米国に所在する商業用不動産に関して、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると判断した。

#### 監査人の対応

私たちは、米国の商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは、信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

米国の商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行基準の適用を分析した。ステージ3に分類された貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を検索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、米国の商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った米国の商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

#### 関連する開示の参照先

銀行の商業用不動産貸出金事業に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」およびリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「2025年度における重点事項」の「商業用不動産」（「信用リスク・エクスポージャー」の章）の項に記載されている。

### 4. 関係会社に対する投資の評価

#### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、銀行は327億ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測および割引率に関する重要な仮定が設定されている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の減損テストは、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率により、高度な判断に基づくものであるため、これを監査上の主要な検討事項とした。

## 監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、前年度からの仮定の変更に焦点を当てて、利益予測を分析した。私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離がないか評価するとともに、利益予測について経営陣が設定した仮定を外部の市場予想と比較することで、その整合性および妥当性を評価した。

さらに私たちは、割引率を、外部から入手可能な様々なデータと比較することにより評価した。関連会社に対する投資の回収可能性に関して設定された上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

## 関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

## 5. 繰延税金資産の認識および測定

### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2025年12月31日現在、銀行は48億ユーロの繰延税金を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得および繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定を監査上の主要な検討事項とした。

## 監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの管轄区域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る際の基礎となる、承認された事業計画の要素を策定および配分するために使用された仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得を見積るために使用された主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に採用された見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

## 関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

## 6. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

### 当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると判断した。

### 監査人の対応

私たちは、IT全般統制および銀行の財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスの付与および削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の再認証、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する権限が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

銀行の財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

### 関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

## その他記載内容

業務執行取締役は、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- 上述の非財務報告書
- マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（上述のリスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- マネジメント・レポートに記載されているウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。

- ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント

ただし、年次財務諸表、監査対象となっているマネジメント・レポートの開示事項および私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、銀行に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、銀行が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況が矛盾しない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として銀行の状況に関する適切な概観を示し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）についても責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する銀行の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

## 年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、マネジメント・レポートが、全体として銀行の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、ならびに将来の発展の機会およびリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、また、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および当該マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスク（不正または誤謬によるかを問わず）を識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段について理解する。ただし、これは、銀行の内部統制の整備状況および運用状況の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が採用した会計方針の適切性ならびに業務執行取締役によって行われた見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、銀行の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、銀行は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して銀行の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- ISA [DE] 600（改訂）に定義されているグループ監査と同様に、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する意見形成の基礎となるよう、ISA [DE] 600（改訂）に定義されるグループ内の事業体の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するための年次財務諸表監査を計画し、実施する。私たちは、グループ監査のために実施される業務の指示、監督および査閲についても責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- マネジメント・レポートの年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、銀行の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の根拠として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および根拠として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なる可能性があるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的と考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

## その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

### 意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche\_Bank\_AG\_JA+LB\_ESEF-2025-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を越えて、保証意見を表明するものではない。

### 意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これに基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QMS 1(2022年9月)）を適用している。

### ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

銀行の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、銀行の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

### ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の根拠となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。

- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の、このファイルの技術仕様に関する要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書が、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。

#### EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2025年5月22日付年次株主総会において監査人に選任され、2025年7月3日付で監査役会により任命された。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツイエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

#### その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

#### 当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、カルステン・ローターメル氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2026年3月9日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー  
監査法人

ローターメル  
経済監査士

[ドイツ公認会計監査人]

シュライパー  
経済監査士

[ドイツ公認会計監査人]

( ) 上記は、ドイツ語で作成された監査報告書原本の英訳の訳文として記載されたものである。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われているが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先する。

[次へ](#)

## Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

### Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main (die, einschließlich ihrer unselbständigen Niederlassungen, den Konzern, wie in ISA [DE] 600 (Revised) definiert, umfasst), – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2025 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit dem Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme der gesetzlichen Vertreter zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem sowie die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, und den Inhalt der nichtfinanziellen Erklärung nach §§ 289b und 315d HGB im Abschnitt "Nachhaltigkeitserklärung" des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2025 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu dem oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme der gesetzlichen Vertreter zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung und der oben genannten nichtfinanziellen Erklärung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU- Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und dem International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) des International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code), wie er bei Abschlussprüfungen von Einheiten von öffentlichem Interesse einschlägig ist. Wir haben auch unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen und dem IESBA Code erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

#### Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

#### 1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2025 wies die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 318,2 Mrd. und Handelspassiva in Höhe von EUR 241,0 Mrd. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexere oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -

modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

## **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren wesentlichen Eingangsparametern verschafft. Dazu zählt die Beurteilung der Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

## **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten "Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden" und "Erläuterungen zur Bilanz – Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

## **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Risikovorsorge in Höhe der erwarteten

Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten hinsichtlich deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiterer Ursachen für Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Variablen auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Eingangsparametern und Annahmen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund der signifikanten Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen, sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, sowie etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

## **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste, der Prognoseverfahren sowie der Annahmen und Eingangsparameter im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir

uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt "Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

### **3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate in den USA**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Risikovorsorge in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird. Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit verschiedenen Annahmen und Schätzungen zu Eingangsparametern, insbesondere hinsichtlich der Rückzahlungsfähigkeit des Kreditnehmers und Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, einschließlich erwarteter Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten. Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE, insbesondere für Gewerbeimmobilien in den USA, als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung und Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE in den USA verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer bei CRE-Krediten in den USA verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen Cashflows aus den Krediten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Wir haben Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements untermauern oder widerlegen. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite in den USA stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite in den USA ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft der Bank sind im Abschnitt "Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss sowie im Abschnitt "Gewerbeimmobilien" im Kapitel "Ausfallrisiko" (Schwerpunktbereiche im Jahr 2025) des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten.

#### **4. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 wies die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 32,7 Mrd. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und der Eingangsparameter des Capital Asset Pricing Model getroffen, aus dem der Diskontierungssatz abgeleitet wird.

Da die Beurteilung der Werthaltigkeit von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted- Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und der Diskontierung verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Ergebnisprognosen mit besonderem Fokus auf Veränderungen der Annahmen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierzu haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht und die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der vom Management getroffenen Annahmen in Bezug auf die Ergebnisprognosen beurteilt, indem wir diese mit den externen Markterwartungen verglichen haben.

Weiterhin haben wir durch einen Abgleich nachvollzogen, ob der Diskontierungssatz innerhalb der Bandbreite extern verfügbarer Daten liegt. Für die Beurteilung der im Rahmen der

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind in den Abschnitten "Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden" und "Erläuterungen zur Bilanz – Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

### **5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche**

#### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Zum 31. Dezember 2025 wies die Bank latente Steueransprüche in Höhe von EUR 4,8 Mrd. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit künftigen zu versteuernden Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

#### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern des § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die

geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerspezialisten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten "Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden" und "Erläuterungen zur Bilanz – Latente Steuern" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

## **6. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung**

### **Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt**

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

### **Prüferisches Vorgehen**

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung der Bank relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen, beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen.

Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungslegung der Bank haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank ergeben.

### **Verweis auf zugehörige Angaben**

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im zusammengefassten Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

### **Sonstige Informationen**

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die oben genannte nichtfinanzielle Erklärung,
- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme der gesetzlichen Vertreter zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste "Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB",

ferner die folgenden weiteren, für den Geschäftsbericht vorgesehenen Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB,

aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder

Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen (Systemen), um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Gesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der

Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;

- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt;
- planen wir die Prüfung entsprechend einer Konzernabschlussprüfung, wie in ISA [DE] 600 (Revised) definiert, und führen sie durch, um ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der unselbständigen Niederlassungen innerhalb des Konzerns, wie in ISA [DE] 600 (Revised) definiert, einzuholen als Grundlage für die Bildung der Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Beaufsichtigung und Durchsicht der für Zwecke der Konzernabschlussprüfung durchgeführten Prüfungstätigkeiten. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

## Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

### Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche\_Bank\_AG\_JA+LB\_ESEF-2025-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2025 bis zum 31. Dezember 2025 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

### Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen des IDW Qualitätsmanagementstandards: Anforderungen an das Qualitätsmanagement in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QMS 1 (09.2022)) angewendet.

### Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen

gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind. Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt. beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML- Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 22. Mai 2025 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 3. Juli 2025 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Abschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig. Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Sonstiger Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Carsten Rothermel.

Eschborn/Frankfurt am Main, 9. März 2026

EY GmbH & Co. KG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Rothermel

Schreiber

Wirtschaftsprüfer

Wirtschaftsprüfer

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。